生命保険協会百年史

生命保険協会のある新国際ビル

新国際ビル玄関

丸の内仲通りに面した新国際ビル

竣工時の旧生命保険会館

初代会長 阿部泰蔵像

生命保険会社協会当時の總勘定元帳
(明治41年～)

序

生命保険協会は、平成20年12月７日をもって創立100周年を迎え、これを記念して『生命保険協会百年史』を刊行することといたしました。

協会では、これまでに70年史、80年小史、90年小史を刊行してまいりましたが、今回は、創立100年までのあらましを序編とし、平成10年以降の最近10年間の生命保険事業とそれに関連する動向を本編として編纂いたしました。

協会の初代理事会会長である阿部泰蔵は、会長辞任の際、後人への言葉として、「今後益々保険事業が盛んになり、協会も次第に発達し、生命保険事業と協会とは相倚り相助けて離るることの出来ないものであります。どうか生命保険事業のため、この協会が諸君の力によって益々発達することを衷心から希望致すのであります」と述べています。協会と業界を支えた先達たちのご尽力により、明治、大正、昭和、平成期を通じて、生命保険事業は着実に発展し、生命保険は広く社会に受け入れられ、現在では年間18兆円を超える保険金、給付金等のお支払いをするなど、社会保障制度の一翼を担う存在へと発展を遂げております。

一方、この10年間は、生命保険事業を取り巻く環境が著しく変化した時期でありました。バブル崩壊後の経済停滞に伴う歴史的な超低金利の長期化と株式市場の低迷、それに起因する生命保険会社の経営破綻と生命保険契約者保護機構の発足、中央省庁再編に伴う金融庁の設置、銀行窓販の解禁をはじめとする様々な規制緩和、郵政民営化、保険法改正等々、これら諸情勢の変化は、この10年間がまさに激動の時代であったことを如実に表しているものと考えます。

今後も、より一層お客さま視点に立脚し、新たな100年に向け、さらなる生命保険事業の健全な発展のためにしっかりと取り組んでいく所存です。この機会に業界の内外の方々にご協力とご支援をあらためてお願い申し上げます。

平成21年３月

社団法人　生命保険協会

会長　　松　尾　憲　治

歴代会長

阿　部　泰　蔵
初　代（明41.12.21～大6.3.17）

福　原　有　信
第２代（大6.3.17～大12.3.17）

矢　野　恒　太
第３代（大12.3.17～昭2.3.18）

弘　世　助太郎
第４代（昭2.3.28～昭11.3.9）

藤　田　　譲
第５代（昭11.3.12～昭12.2.8）

成　瀬　　達
第６代（昭12.4.2～昭21.12.31）

小　林　　中
第７代（昭22.2.27～昭26.4.24）

矢　野　一　郎
第８代（昭26.5.1～昭34.6.16）

牧　野　亀治郎
第９代（昭34.6.16～昭36.5.19）

藤　川　　博
第10代（昭36.5.19～昭38.5.23）

弘　世　　現
第11代（昭38.5.23～昭40.6.10）
第17代（昭50.6.12～昭52.7.15）

春　山　　定
第12代（昭40.6.10～昭42.6.16）

矢田恒久
第13代（昭42.6.16～昭44.6.20）

數納清
第14代（昭44.6.20～昭46.6.18）

関好美
第15代（昭46.6.18～昭48.6.7）

新井正明
第16代（昭48.6.7～昭50.6.12）

塚本亮一
第18代（昭52.7.15～昭54.7.20）

山中宏
第19代（昭54.7.20～昭56.7.17）

高島隆平
第20代（昭56.7.17～昭58.7.15）

千代賢治
第21代（昭58.7.15～昭59.7.20）

西尾信一
第22代（昭59.7.20～昭60.7.19）

川瀬源太郎
第23代（昭60.7.19～昭61.7.16）

土田晃透
第24代（昭61.7.16～昭62.7.17）

若原恭之
第25代（昭62.7.17～昭63.7.15）
第30代（平4.7.17～平5.7.16）

上　山　保　彦

第26代（昭63.7.15～平元.7.21）

櫻　井　孝　頴

第27代（平元.7.21～平2.7.20）
第32代（平6.7.15～平7.7.21）

伊　藤　助　成

第28代（平2.7.20～平3.7.19）
第33代（平7.7.21～平8.7.19）

波　多　健治郎

第29代（平3.7.19～平4.7.17）
第34代（平8.7.19～平9.7.18）

浦　上　敏　臣

第31代（平5.7.16～平6.7.15）

藤　田　　譲

第35代（平9.7.18～平10.7.17）

吉　田　紘　一

第36代（平10.7.17～平11.7.16）

森　田　富治郎

第37代（平11.7.16～平12.7.21）
第41代（平15.7.18～平16.7.16）

宇　野　郁　夫

第38代（平12.7.21～平13.7.19）
第42代（平16.7.16～平17.9.16）

金　子　亮太郎

第39代（平13.7.19～平14.7.19）

横　山　進　一

第40代（平14.7.19～平15.7.18）
第43代（平17.9.16～平18.7.21）

斎　藤　勝　利

第44代（平18.7.21～平19.7.20）

岡　本　圀　衞

第45代（平19.7.20～平20.7.18）

松　尾　憲　治

第46代（平20.7.18～　　）

生命保険の月ポスター

平成10年度（第52回）

平成12年度（第54回）

平成11年度（第53回）

平成13年度（第55回）

平成14年度（第56回）

平成15年度（第57回）

創立100周年記念事業　家族のきずな絵本コンテスト

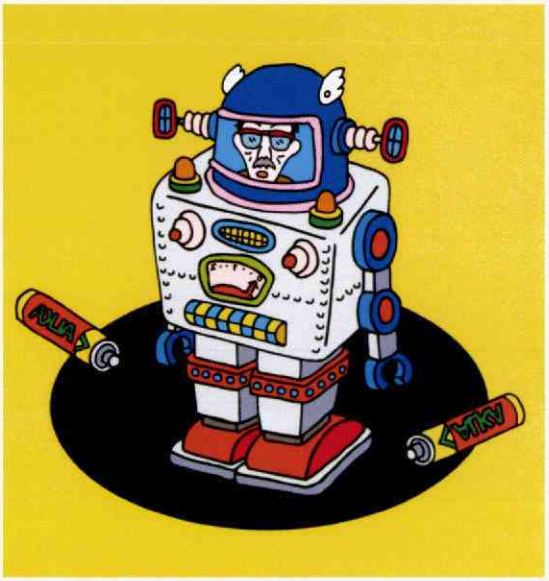

［大賞受賞作品］

でんちがきれた

さいとうよしかず

じいちゃんは
おもちゃの　おいしゃさんだ
どんな　おもちゃだって
なおせちゃう
とても　ゆうしゅうな
おいしゃさんだ

まずは　でんちを
とりかえてみる
それから
スイッチまわりを
てんけんする
すすむ　わかるか？

ぼくは　いま
みならいちゅうだ
うわあ！
でも　まごの
ぼくからみても
すこしかわってる
イタズラが　だいすきで
ホンキで　ふざけているんだ
なかなか　いないよ
こんなオトナは・・・・

でも　じいちゃんの
ホントに　すごいところは
ウラの　けんきゅうしつに
かくされている　だって
ほんもののロボットを
つくっているんだよ
じいちゃんは　てんさい
ロボットはかせなんだ

ぐあい　わるいの？
ああ　じいちゃん
そろそろ　でんちぎれだ
それじゃ　あたらしく
すればいいよ
そうだな　こんど
すすむ　とりかえてくれよ

ついにロボット　かんせいだ
やっぱり　じいちゃんは　すごい
でも　そうじゅうは
とても　むずかしい

じいちゃんの　でんちがきれた
にんげんの　でんちは
とりかえられなかった
じいちゃんの　うそつき

じいちゃんからの
てがみだって？

これは　ひみつさくせんの
けいかくだ！

おそうしきが　はじまる
みんな　とても　いそがしそうだ

たくさん　ひとがあつまってきた
うまくゆくかな　ドキドキするなぁ

よし、いまだ！

さくせんかいし！

えー　おいそがしいところ
おあつまりいただき
まことに
ありがとうございます
これは
まごのすすむと
ちからを　あわせて
かんせいさせた
ロボットです

ひとあしさきに『あのよ』へ
ゆくことになりましたが
これまで　とても
たのしい　まいにちでした
みなさん　ありがとう！
『あのよ』は　はじめてなので
すこし　ふあんですが
まぁ　なんとかなるでしょう
もっと　すごいロボットを
つくりながら
みなさんの　おいでを
おまちしています
それまで　おげんきで
さよならー

さよなら
おせわになりました
これはけっさくだ
おつかれさん
すごーいロボットだ！
ごくろうさま
ありがとう
あのひとらしい
わすれません
またね

じいちゃん
ひみつさくせんは
せいこうだよね？
ああ　よくやった　だいせいこうだ

ぼく　じいちゃんより　すごい
ロボットはかせになるよ
ふふふ　それはどうかな？

（受賞時原文）

生命保険協会玄関

生命保険のシンボルマーク
（生命保険協会創立80周年を記念して制定）

役員会議室

会議室入口（旧生命保険倶楽部玄関）

特別会議室

大会議室

目　　次

口　絵

序

序編　生命保険協会創立百年までのあらまし

Ⅰ　創　立（明治31～45年）…… 2

1. 生命保険会社談話会成立前の業界 …… 2

1. 保険事業の成立前夜 …… 2

2. 生命保険会社の誕生 …… 2

2. 生命保険会社談話会の結成 …… 3

1. 共同活動の開始まで …… 3

2. 営業税法の実施と７社の共同活動 …… 3

3. 商法修正案と生命保険会社談話会の創設 …… 4

4. 生命保険会社談話会の諸活動 …… 4

3. 生命保険会社協会の創設 …… 6

1. 生命保険会社談話会の廃止と協会の創設 …… 6

2. 生命保険会社協会の諸活動 …… 6

3. 生命保険会社協会の社団法人化とその後の活動 …… 7

4. 地方生命保険協会の動き …… 9

Ⅱ　躍　進（大正元～15年）…… 10

1. 飛躍の時代 …… 10

1. 生保保険事業の急激な成長 …… 10

2. 大正期の商品動向 …… 10

2. 躍進の時代へ …… 11

1. 募集競争の激化と協会の自主対策 …… 11

2. 躍進する業界 …… 12

3. 関連する重要事項等の動き …… 12

1. 簡易保険の開始と業界の対応 …… 12

2. 生命保険料所得控除制度の創設 …… 13

3. スペイン風邪の影響 …… 14

4. 関東大震災と協会の対応 …… 14
5. チルメル問題 …… 15
6. 協会のその他の諸活動 …… 16

Ⅲ 激 動（昭和元～20年） …… 17
1. 大恐慌と生命保険業 …… 17
1. 金融恐慌、世界恐慌対策 …… 17
2. 募集競争の激化とその対策 …… 17
3. 標準死亡表の作成―商工省日本経験生命表 …… 18
4. 協会の機構拡充など …… 19
2. 激動の時代へ …… 19
1. 満州生命の成立 …… 19
2. 弱体保険の開始 …… 19
3. 簡易保険の拡大計画と業界の対応 …… 20
4. 保険行政移管反対の運動 …… 20
5. 保有契約高100億円達成 …… 20
6. 生命保険金課税問題 …… 21
3. 戦時体制下の協会活動 …… 21
4. 金融統制と生命保険業 …… 23
1. 生命保険統制会の設立 …… 23
2. 生命保険中央会の設立 …… 24

Ⅳ 復 興（昭和20～33年） …… 26
1. インフレと業界再建 …… 26
1. 戦後の復興に向けて …… 26
2. 業界再建論議と協会の対応 …… 28
2. 生命保険事業回復への道のり …… 30
1. 金融機関再建整備法の実施 …… 30
2. 保険募集の取締に関する法律の制定 …… 30
3. 保険行政関係の諸問題 …… 31
4. 会社新設に対する見解表明 …… 31
5. 財務関係諸問題 …… 31
6. 業界分野調整問題 …… 32
3. 関連する重要事項等の動き …… 32
1. 生命保険料控除制度の復活 …… 32

2. 保険料の引下げと契約者配当の復活 …… 33
3. 保険約款の改訂 …… 33
4. 団体生命保険運営基準の制定 …… 33
5. PR活動の前進 …… 34
6. 簡易保険関係諸問題 …… 35
7. 保険演習と生命保険実務講座 …… 35
8. 協会のその他の諸活動 …… 35

V　高度成長（昭和33～50年） …… 37
1. 経済的背景 …… 37
1. 所得倍増計画 …… 37
2. 安定成長、石油危機の勃発 …… 37
2. 保険審議会の設置 …… 38
1. 保険審議会の設置 …… 38
2. 共済事業との関連問題 …… 38
3. 生命保険相談所の拡充 …… 39
4. 相互会社運営の改善 …… 39
5. 生・損保の分野調整 …… 40
6. 外務員の権限問題 …… 40
3. 資本自由化と生命保険業 …… 40
1. OECDの動向 …… 40
2. 生命保険の自由化 …… 41
3. 外国生命保険会社の進出 …… 42
4. 生命保険課税制度の改正 …… 42
5. 生命保険商品の動向 …… 43
1. 個人保険分野の動向 …… 43
2. 保険料の引下げと特別配当の実施 …… 44
3. 企業年金保険分野の動向 …… 45
4. 団体生命保険の動向 …… 46
5. 心身障害者扶養者生命保険の創設 …… 47
6. 財形保険分野の動向 …… 47
6. 教育制度の改善 …… 47
1. 外務員試験制度の実施 …… 47
2. 外務員教育機構の充実 …… 48
3. 生命保険外務大学 …… 48

7. 外務員制度の改善 …… 49
1. 継続率改善問題 …… 49
2. 最低賃金問題 …… 50
3. 雇用制度に関する労使協議会の発足 …… 50
8. 消費者運動の動向 …… 51
1. 国民生活審議会の答申 …… 51
2. 消費者団体等の動向 …… 51
3. 公共関係面の改善努力 …… 51
9. 協会のPR活動 …… 52
1. PR活動の積極化 …… 52
2. 生命保険大会の開催 …… 52
3. 中学校教科書の保険記事改善 …… 52
4. PR活動の拡大 …… 53
10. 資産運用に関する動き …… 53
1. 資産運用問題 …… 53
2. 公共投資協力 …… 53
3. 日本共同証券からの助成金 …… 54
4. 投資活動の諸動向 …… 54
5. プレミアム還元状況調査の公表 …… 55
6. 準備預金制度の問題 …… 55
7. 住宅金融協力など …… 55
11. 簡易保険、共済事業の動向 …… 56
1. 簡保問題と協会の対応 …… 56
2. 共済事業問題と協会の対応 …… 57
12. 関連する重要事項等の動き …… 58
1. 選択機構の整備 …… 58
2. 決算関連事項 …… 58
3. 沖縄契約の処理 …… 59
4. 地方協会との連携強化 …… 59
5. 協会のその他の諸活動 …… 60

Ⅵ　安定成長（昭和50～63年） …… 62
1. 金融自由化の幕開け …… 62
1. 第２次石油危機 …… 62
2. 金融自由化・国際化 …… 62

3. 銀行・証券の垣根問題 …… 63
4. 産業構造の変化 …… 64
2. 税制措置拡大要望と税制改正の動き …… 64
1. 個人年金保険料控除制度の新設 …… 64
2. 相続税における死亡保険金非課税限度額の引上げ …… 65
3. 税制抜本改正と一時払養老保険への課税強化 …… 65
3. 生命保険商品の動向 …… 66
1. 個人保険分野の動向 …… 66
2. 企業年金保険分野の動向 …… 67
3. 団体生命保険分野の動向 …… 68
4. 団体信用生命保険の動向 …… 69
5. 心身障害者扶養者生命保険の動向 …… 69
6. 財形保険分野の動向 …… 70
4. 教育制度の充実 …… 70
1. 初級課程試験の充実 …… 71
2. 中・上級専門課程試験制度の改善 …… 71
3. 生命保険外務大学課程の推進 …… 71
4. 生命保険講座の再発足 …… 72
5. 保険審議会の動向 …… 72
1. 昭和50年 6 月答申 …… 72
2. 昭和54年 6 月答申等 …… 73
6. 生命保険文化センターの設立 …… 73
7. 募集体制の整備 …… 75
1. 募集制度改善への努力 …… 75
2. 自主計画の策定 …… 78
8. 情報提供の充実 …… 79
1. 加入時の情報提供の充実 …… 79
2. 事業経営に関する情報提供の充実 …… 80
3. 国民生活審議会消費者政策部会報告への対応 …… 80
9. モラルリスクへの対応 …… 81
1. 生命保険を利用した犯罪の多発 …… 81
2. 業界の対応 …… 81
3. 実務面の対応 …… 82
4. 特別解除権の規定化 …… 83

10. バブル期の発展 …… 83
1. 株式市場の好況と株価暴落（ブラック・マンデー） …… 83
2. 外資系生命保険会社の参入 …… 84
3. 土地価格の高騰 …… 85
11. 関連する重要事項等の動き …… 86
1. 生命保険相談所の組織強化 …… 86
2. クーリング・オフの取扱期間の延長 …… 86
3. 簡易保険の動向 …… 86
4. 県民共済、こくみん共済の動向 …… 88
5. 雇用制度に関する労使協議会の再開 …… 89
6. 生保共同センターの設立 …… 89
7. 地方事務長制度の発足 …… 89
8. 協会のその他の諸活動 …… 90

Ⅶ　バブル経済の崩壊（平成元～10年） …… 91
1. バブル経済の崩壊 …… 91
1. バブル経済の絶頂期 …… 91
2. 土地関連融資問題 …… 92
3. バブル経済の崩壊 …… 92
4. 日産生命の経営破綻 …… 93
2. バブル経済の崩壊後の主要な業績 …… 93
1. 保有契約高 …… 93
2. 主要収支 …… 93
3. 金融自由化時代の変革 …… 94
1. 金融自由化と金融制度・金融システム改革 …… 94
2. 保険審議会の答申と保険業法の改正 …… 95
3. 日米保険協議 …… 95
4. 金融システム改革にともなう保険業法の改正 …… 96
5. 金融監督庁の設置 …… 97
4. 生命保険税制の拡充要望と税制の動き …… 97
1. 生命保険税制改正要望 …… 97
2. 個人年金保険料控除限度額の引上げ …… 99
3. 適格退職年金積立金に係る特別法人税の軽減 …… 100
5. 生命保険商品と関連制度の動向 …… 101
1. 個人保険分野の動向 …… 101

2. 生命保険料の改訂 …… 102
3. 企業年金保険分野の動向 …… 102
4. 団体生命保険分野の動向 …… 104
5. 団体信用生命保険分野の動向 …… 104
6. 心身障害者扶養者生命保険の動向 …… 104
7. 財形保険分野の動向 …… 105
6. 教育制度の充実 …… 106
7. 募集体制改善への取組み …… 106
1. 雇用制度に関する労使協議会 …… 106
2. トータル保障プランナー制度 …… 107
3.「営業職員」の呼称統一 …… 107
4. 募集人登録事務の全国システム化 …… 107
5. 募集代理店制度 …… 108
8. 情報提供の充実と広報・相談活動 …… 108
1. 情報提供の充実 …… 108
2. 広報活動 …… 110
3. 生命保険相談所の活動 …… 111
9. モラルリスク等への対応 …… 113
10. 資産運用等に関する動き …… 113
1. 運用対象の拡大 …… 113
2. 地銀生保住宅ローン株式会社の清算 …… 113
11. 保険計理・経理に関する動き …… 115
1. 保険計理に関する動き …… 115
2. 保険経理に関する動き …… 115
12. 隣接業界の動向とそれへの対応 …… 116
1. 簡易保険の動向 …… 116
2. 全労済の終身共済開発 …… 117
3. 損害保険業界の動向 …… 117
4. 信託銀行の新型個人年金信託 …… 118
13. 関連する重要事項等の動き …… 119
1. ライフ・サービスネットワークの構築 …… 119
2. 社会貢献活動の推進 …… 119
3. 阪神・淡路大震災対応 …… 119
4. 外資系生命保険会社の参入 …… 120
5. 高度情報社会への対応 …… 121

6. 協会のその他の諸活動 …… 121
Ⅷ 破綻と再生（平成10～20年３月） …… 123
1. バブル経済の崩壊と清算 …… 123
1. 経済・社会情勢 …… 123
2. 生命保険会社の経営破綻 …… 124
3. 生命保険会社の再生 …… 125
2. 金融自由化と規制改革への対応 …… 126
1. 金融審議会の動向 …… 126
2. 第三分野の開放 …… 127
3. 銀行等による保険の募集 …… 128
4. 根拠法のない共済への対応 …… 130
3. 消費者保護法制等をめぐる動き …… 131
1. 消費者保護関連法の施行とそれにともなう対応 …… 131
2. 関係法令の施行とそれにともなう対応 …… 131
3. ディスクロージャーの充実 …… 131
4. 協会の広報活動 …… 132
5. 生命保険相談活動 …… 132
4. 適切な保険金等の支払管理態勢の確立のための取組み …… 133
1. 正しい告知を受けるための取組み …… 133
2. 適切な保険金等の支払管理態勢の確立のための取組み …… 134
5. 生命保険制度の健全な運営に向けた取組み …… 135
1. 生命保険募集人等の教育の充実 …… 135
2. 保険商品の販売・広告等における顧客説明等への対応 …… 136
3. モラルリスク等への対応 …… 137
6. 社会的責任と社会貢献活動の推進 …… 137
1. 社会的責任（SR）に向けた取組み …… 138
2. 社会貢献活動 …… 139
3. SR報告書の発行 …… 140
7. 生命保険税制の拡充要望と税制の動き …… 140
1. 生命保険料・個人年金保険料控除制度をめぐる動き …… 140
2. 退職年金等積立金に係る特別法人税の取扱い …… 143
3. 確定拠出年金制度に係る税制措置 …… 143
8. マーケットの変化と保険商品 ―少子高齢社会への対応― …… 144
1. 個人保険分野の動向 …… 144
2. 団体生命保険分野の動向 …… 145

3. 企業年金保険分野の動向 …… 147
4. 財形保険分野の動向 …… 148
5. 心身障害者扶養者生命保険の動向 …… 149
9. 国際化への対応 …… 150
1. 外資系生命保険会社の新規参入 …… 150
2. 保険監督者国際機構（IAIS）の動向 …… 151
3. 国際会計基準審議会（IASB）の動向 …… 152
10. 資産運用等をめぐる対応 …… 153
1. 株式価値向上に向けた取組み …… 153
2. 不良債権問題への取組み …… 153
3. 生命保険会社における証券業務への取組み …… 153
11. 簡保・郵政民営化への対応 …… 154
1. 郵政公社設置に向けた動きと対応 …… 154
2. 郵政民営化への対応 …… 155
3. 民営化後のかんぽ生命の動向 …… 156
12. 関連する重要事項等の動き …… 156
1. 商法（保険法）改正の動向 …… 156
2. 保険計理に関する動向 …… 157
3. 協会のその他の諸活動 …… 158

［回想録］草創期の生保協会と阿部泰蔵　関　好美（第15代会長、明治生命元社長）… 160

本編　平成10年度以降最近10年間の動向

第１章　バブル経済の崩壊と清算 …… 168

1. 日本経済の動向 …… 168

1. 概況 …… 168
2. トピックス …… 170

2. 中央省庁等改革と金融行政 …… 176

1. 行政改革プログラムと金融監督庁 …… 176
2. 金融再生関連法と金融再生委員会 …… 178
3. 中央省庁等改革関連法と金融庁 …… 179

3. 生命保険会社の破綻と再生 …… 181

1. 日産生命保険相互会社の経営破綻 …… 182
2. 東邦生命保険相互会社の経営破綻 …… 185
3. 第百生命保険相互会社の経営破綻 …… 189
4. 大正生命保険株式会社の経営破綻 …… 192
5. 千代田生命保険相互会社の経営破綻 …… 195
6. 協栄生命保険株式会社の経営破綻 …… 198
7. 東京生命保険相互会社の経営破綻 …… 200
8. 大和生命保険株式会社の経営破綻 …… 204

4. 生命保険のセーフティネットの見直し …… 207

1. 保険契約者保護のための制度について …… 207
2. 生命保険契約者保護機構の設立 …… 207
3. 生命保険契約者保護機構の財源問題等について …… 208

第２章　金融自由化と規制改革への対応 …… 212

1. 金融審議会の動向 …… 212

1. 金融監督庁の発足と金融審議会の設置 …… 212
2. 金融庁の発足と金融審議会の再編成 …… 218
3. 中央省庁等の再編にともなう金融審議会の再編成 …… 219

2. 生命保険相互会社の株式会社化 …… 230

1. 経緯 …… 231
2. 協会における対応 …… 233
3. 株式会社化のプロセス …… 234
4. 株式会社化の事例 …… 234

3. 第三分野の開放 …… 235
1. 第三分野への相互参入 …… 235
2. 本体の相互参入 …… 237
4. 銀行等による保険募集 …… 239
1. 第１次解禁 …… 239
2. 第２次解禁 …… 243
3. 第３次解禁 …… 244
4. 全面解禁 …… 248
5. 根拠法のない共済への対応 …… 252
1. 経緯と協会の対応 …… 252
2. 金融審議会金融分科会第二部会 …… 255
3. 総務省による調査 …… 259
4. 保険業法の改正 …… 259
6. 少額短期保険業者への対応 …… 264
1. 少額短期保険募集人試験の実施 …… 264
2. 無料相談対応等 …… 265

第３章　商法（保険法）および保険業法の改正 …… 266
1. 商法（保険法）改正の動向 …… 266
1. 保険法研究会 …… 266
2. 法制審議会総会 …… 266
3. 法制審議会保険法部会 …… 267
4.「保険法」等の成立・公布 …… 271
5. 協会の対応 …… 275
2. 保険業法の改正 …… 277

第４章　消費者保護法制等をめぐる動き …… 303
1. 消費者保護関連法の施行とそれにともなう対応 …… 303
1. 消費者契約法 …… 303
2. 金融商品の販売等に関する法律 …… 308
3. 消費者基本法 …… 310
4. 金融商品取引法 …… 312
2. 関係法令の施行とそれにともなう対応 …… 317
1. 個人情報の保護に関する法律 …… 317
2. 会社法制の改正 …… 321

3. ディスクロージャーの充実と広報活動 …… 322
1. ディスクロージャーの充実 …… 322
2. 広報活動 …… 330
4. 生命保険相談活動 …… 337
1. 生命保険相談所の相談受付状況 …… 337
2. 金融ADRに係る議論と協会の取組み …… 339
3. 裁定諮問委員会の設置 …… 344
4. 裁定審査会の設置 …… 344

第5章　適切な保険金等の支払管理態勢の確立のための取組み …… 347
1. 正しい告知を受けるための取組み …… 347
1. 本件の経緯 …… 347
2.「正しい告知を受けるための対応に関するガイドライン」 …… 347
3.「告知義務違反に詐欺無効規定を適用するにあたっての留意点（非公表）」 …… 349
2. 適切な保険金等の支払管理態勢の確立のための取組み …… 349
1.「保険金等の支払いを適切に行うための対応に関するガイドライン」 …… 350
2. 苦情・相談対応体制の強化について …… 352
3. 裁定審査会等の機能強化について …… 354
4.「消費者の声」事務局の設置 …… 355
5. 自主ガイドラインの見直し …… 357
6. 自主ガイドラインの見直し後のフォローアップ …… 360
7. 生命保険支払専門士試験制度の創設・実施 …… 361
8. 診断書の電子化（機械印字化）の促進 …… 363
9. 生命保険会社の請求案内事務の一層の充実のための取組み …… 365

第6章　生命保険制度の健全な運営に向けた取組み …… 367
1. 生命保険募集人等の教育の充実 …… 367
1.「生命保険大学課程」等の全面的改訂 …… 367
2.「生命保険講座科目」の見直し …… 368
3. 金融機関職員専用特別試験の実施 …… 368
4. 試験事務の合理化・効率化 …… 369
5. 生命保険支払専門士試験 …… 370
6. 募集人資質の向上に向けた取組みについて …… 370
2. 保険商品の販売・広告等における顧客説明等への対応 …… 371
1.「生命保険商品に関する適正表示ガイドライン」の策定・公表 …… 371

2.「生命保険商品の募集用の資料等の審査等の体制に関するガイドライン」の策定・公表… 372
3.「契約概要作成ガイドライン」および「注意喚起情報作成ガイドライン」の策定・公表… 372
4. 金融商品取引法制の施行にともなう自主ガイドラインの策定・改正 …… 374
5. 生命保険の販売・勧誘に関する消費者からの相談ダイヤルの設置 …… 375
6.「みんなが主役、保険商品の比較に関する自由討論会」の開催について …… 376
7. 生命保険商品検索コンテンツ「生命保険かんたんナビ」の開発・運営 …… 378
3. 募集人登録事務への対応 …… 379
1. 登録関係電子化推進アクション・プランへの対応 …… 379
2. 個人情報保護法施行にともなう運営規則等の新設・改定 …… 380
4. モラルリスク等への対応 …… 382
1. 警察との連携の強化 …… 382
2. 情報交換制度の実施 …… 382
3. 支払査定時照会制度の実施 …… 383
4. その他の取組み …… 383
5. マネー・ローンダリング／テロ資金供与防止に向けた取組み …… 384
1. マネー・ローンダリング／テロ資金供与防止の必要性 …… 384
2. マネー・ローンダリング対策に関する国際的な動向 …… 384
3. 保険会社に要請されるマネー・ローンダリング／テロ資金供与対策の概要 …… 385
6. 本人確認法の施行とそれにともなう対応 …… 386
1. 本人確認法 …… 386
2. 業界の取組み …… 386
7. 犯罪による収益の移転防止に関する法律の施行 …… 387
1. 犯罪収益移転防止法の施行 …… 387
2. マネー・ローンダリング／テロ資金供与対策ハンドブックの改訂 …… 388

第7章　社会的責任の遂行と社会貢献活動の推進 …… 389
1. 社会的責任（SR）に向けた取組み …… 389
1. 行動規範・指針・ガイドライン等の策定 …… 389
2. 独占禁止法遵守体制の構築 …… 395
3. 個人情報保護法への対応 …… 395
4. 環境問題への取組み …… 397
2. 社会貢献活動 …… 399
1. 協会の社会貢献活動の経緯 …… 399
2. 介護福祉士養成奨学金制度 …… 400
3. 外国人私費留学生奨学金制度 …… 400

4. 子育て家庭支援団体に対する助成活動 …… 401
5. 読み聞かせによる“家族のきずな”推進活動 …… 402
6. 協会創立100周年シンポジウム …… 403
7. エイズストップ基金に対する寄付 …… 404
8. 地方CR活動 …… 404
3. SR報告書の発行 …… 405
1. SR報告書2007の発行 …… 405
2. SR報告書2008の発行 …… 405

第8章　生命保険税制の拡充要望と税制の動き …… 408
1. 生命保険料・個人年金保険料控除制度等をめぐる動き …… 408
2. 生命保険税制に関する意見表明および意見書の提出 …… 430
3. 退職年金等積立金に係る特別法人税の取扱い …… 445
4. 確定拠出年金制度に係る税制措置 …… 447

第9章　マーケットの変化と保険商品—少子高齢社会への対応— …… 451
1. 個人保険分野の動向 …… 451
1. 業績の推移 …… 451
2. 個人向け保険商品 …… 453
2. 団体生命保険分野の動向 …… 457
1. 団体生命保険の概要 …… 457
2.「消費者信用団体生命保険」問題への対応 …… 458
3. 貸金業法改正への対応 …… 459
4. 国民生活センター・厚生労働省からの情報提供への対応（告知ガイドライン改正） …… 460
5. 住宅金融支援機構団体信用生命保険の動向 …… 460
3. 企業年金保険分野の動向 …… 461
1. 概説 …… 461
2. 確定給付企業年金制度の創設 …… 463
3. 確定拠出年金制度の創設 …… 465
4. 財形保険分野の動向 …… 470

第10章　国際化への対応 …… 473
1. 外資系生命保険会社の参入 …… 473
2. 保険監督者国際機構（IAIS）の動向と意見提出 …… 475
1. IAISの組織 …… 476

2. IAISの基準策定活動と基準履行活動 …… 476
3. IAISの年次会合 …… 477
4. IAISへの意見提出状況 …… 479
3. 国際会計基準審議会（IASB）の動向と意見提出 …… 483
1. IASBの動向 …… 483
2. 保険契約に関する動向 …… 484
3. 協会の対応 …… 489
4. IASC財団の定款見直し …… 495
5. 保険以外の関連IASへの意見提出 …… 497
4. 海外からの調査団等の受入れ …… 506
5. 国際会議への参加 …… 507
1. 国際保険学会（IIS）年次セミナー …… 507
2. 太平洋保険会議（PIC） …… 508
3. 東アジア保険会議（EAIC） …… 508
4. アジア太平洋リスク保険学会（APRIA） …… 510
5. 第14回東アジア・アクチュアリー会議（EAAC） …… 511
6. 日米国際金融シンポジウム …… 511
5. 海外機関への意見提出 …… 511
1. 金融活動作業部会「40の勧告」見直しに係るコンサルテーションペーパーに対する意見書を提出 …… 511
2.「経済協力開発機構（OECD）コーポレート・ガバナンス原則見直し案」に対する意見書を提出 …… 512
3. ジョイント・フォーラム「金融部門に対するアウトソーシング・ガイダンス」に対する意見書を提出 …… 513

第11章　資産運用等をめぐる対応 …… 514
1. 資産の推移 …… 514
2. 株式価値向上に向けた取り組み等 …… 515
1. 株式市場 …… 515
2. 社債市場 …… 517
3. 運用規制緩和への対応 …… 518
1. 旧保険業法での運用規制と規制緩和に向けた取組み …… 518
2. 新保険業法以降の運用規制と規制緩和に向けた取組み …… 519
4. 財政協力投融資への対応 …… 520
1. 国債のシンジケート団引受けの廃止 …… 520
2. 財形融資資金への対応 …… 521
5. 不良債権問題への対応 …… 522

6. 生命保険会社における証券業務への取組み …… 524
1. 加入時の対応 …… 524
2. 生命保険各社における証券業務の推移 …… 525
3. 証券外務員の登録者数の推移および各種試験の合格状況 …… 526
4. 日証協事務局組織の改編 …… 526
5. 特別会員監査の充実 …… 527
6. 日証協からの受託業務の返上 …… 527

第12章　生保共同センターの業務展開 …… 529
1. 生保ATM事業の運営と収束 …… 529
2. LINCシステムの稼働状況 …… 531
1. システム基盤のリニューアル …… 531
2. 適用業務システムの取組み …… 532
3. 個人情報保護法への対応 …… 545

第13章　簡保・郵政民営化への対応 …… 548
1. 予算概算要求への対応 …… 548
2. 日本郵政公社の設立と協会の対応 …… 550
3. 郵政民営化と協会の対応 …… 559
4. 郵政民営化後の動向 …… 580

第14章　関連する重要事項等の動き …… 583
1. 保険計理に関する動向 …… 583
1.「生命保険会社の保険計理人の実務基準」の見直しについて …… 583
2. 変額年金保険等の最低保証リスクに係る責任準備金の積立ルールの整備について …… 583
3. 第三分野の責任準備金積立ルール・事後検証等について …… 584
4. 標準生命表の改訂について …… 584
5. ソルベンシー・マージン比率の算出基準等の見直しについて …… 585
2. 日本における新経理基準への対応 …… 585
3. 調査研究活動 …… 591
1. 生命保険法制研究会（第二次）の活動 …… 591
2. 海外保険法に関する調査 …… 593
3. 死亡率および災害・疾病発生率に関する調査 …… 593
4. 地震発生時の対応と大地震対策要綱の見直し …… 595
1. 地震発生時の対応 …… 595

2. 大地震対策要綱の見直し …… 596
3. 被害想定の見直し …… 597
5. 心身障害者扶養者生命保険の動向 …… 598
1. 制度の概要 …… 598
2. 平成20年4月の制度改正 …… 599
3. 東京都の制度加入 …… 601
6. クーリング・オフ（申込みの撤回）の適用範囲の拡大 …… 601
1. 経緯 …… 601
2. 保険業法施行令および保険業法施行規則の一部改正 …… 601
7. 隣接業界の動向 …… 603
1. 共済 …… 603
2. 損害保険 …… 611

第15章　生命保険協会の組織と動き …… 614
1. 協会組織・運営 …… 614
1. 社員総会・理事会 …… 614
2. 委員会・部会の動向 …… 614
3. PTの設置 …… 616
4. 事務局体制の充実・強化 …… 616
2. 定款および諸規則の改廃・制定 …… 617
1. 定款の変更 …… 617
2. 規程の改廃・制定 …… 619
3. 協会への加入と脱退 …… 621
4. 生命保険倶楽部の活動 …… 622
1. 倶楽部の諸行事 …… 623
2. 協会主催諸行事 …… 623

資料編 …… 625

年　表 …… 683

あとがき …… 762

序　編

――生命保険協会創立百年までのあらまし――

Ⅰ　創　立（明治31～45年）

1. 生命保険会社談話会成立前の業界

1. 保険事業の成立前夜

明治維新の後、新政府は欧米先進国の外圧のもとに国の独立と発展を図るため、欧米の近代産業および経済制度の急速な移植政策を採用した。明治２（1869）年には東京・横浜間に電信が開通し、３年には海運事業を推進するため回漕会社が設立され、４年には東京・大阪間に新郵便制度の実施が決まり、５年に至り東京・横浜間に鉄道が開通した。軍事工業、繊維工業、鉱山業等の育成のために、手厚い保護政策も採られた。また、５年には国立銀行条例が公布され、間もなくいくつかの国立銀行が設立された。近代的な産業および金融制度の基幹的なものは、維新変革後10年間にほとんどが移植された。しかし、近代的生命保険あるいは科学的生命保険といわれる現在のような生命保険制度の移入は少し遅れた。

保険事業の成立のためには、ある程度の資本の蓄積、近代産業の発芽と自己責任体制への自覚の醸成が必要であるが、同時に、通貨制度の確立も必要なことである。明治政府は、近代化政策を急速に実施するために必要な財源を租税だけに頼ることができず、不換紙幣を発行して賄った。明治10年の西南戦争後は特に紙幣の増発が著しく、物価は騰貴し、財政の行詰りと経済危機に直面するに至った。そこで政府は、通貨整理を枢軸とする財政経済政策の転換策を迫られ、これまでの超高度成長政策にひとまず終止符を打つことになった。

明治13年11月、政府は紙幣・財政整理に関する革新政策を発表し、増税と歳出の縮減を行い、同時に官業の払下げを開始して、保護政策から自由放任政策への転換が始まった。紙幣は漸次整理され正貨準備も増加してきたので、15年には中央銀行として日本銀行が設立された。

2. 生命保険会社の誕生

こうした情勢のもとに、わが国最初の保険数理にもとづく生命保険会社である明治生命（現在の明治安田生命）が、民間人だけの手によって明治14（1881）年７月開業した。もっとも、生命保険に関する知識の輸入はかなり前のことであり、福沢諭吉は、慶応３（1867）年出版の『西洋旅案内』で生命保険のことを紹介し、その後も度々その近代社会での必要性を唱道した。福沢のほかにも生命保険の解説者は何人か現われたが、明治10年ごろには、新聞紙上にも保険会社の設立を望む声が聞かれるようになった。12年８月には東京海上が開業した。いよいよ機が熟し、ほとんど時を

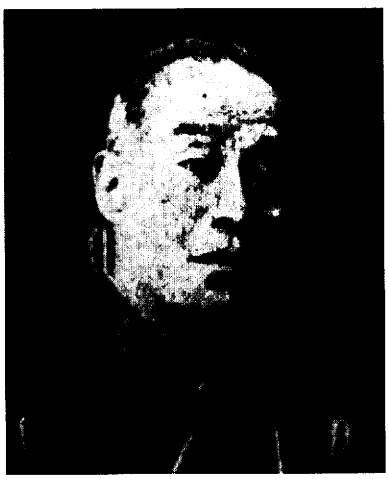

福沢諭吉

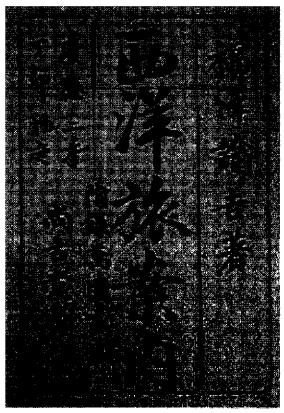
福沢諭吉著『西洋旅案内』

同じくして、生命保険の企業化について二組の計画者が現われた。一つは、イギリスの保険会社に範を採った福沢門下の慶應義塾系の小泉信吉、荘田平五郎、阿部泰蔵等による企画で、これは明治生命の創立となって結実した。しかし、他の一方の元大蔵省官吏若山儀一によるアメリカの相互会社をモデルとした日東保生会社は、創立資金が得られず開業までに至らなかった。なお、共済生命（明治27年設立、安田生命の前身）の母胎となった共済五百名社が明治13年に安田善次郎の手によって設立されているが、これは近代的保険技術を採用したものではなかった。

その頃、非科学的な類似保険も横行していたが、しばらくは近代的な生命保険会社としては明治生命が独り営業を続けており、明治21年に至り帝国生命（現在の朝日生命）が、22年には日本生命が設立され、さらに26年には名古屋生命（現在の太陽生命）など８社の設立をみるなど、この時期、生命保険会社の数は一気に急増していった。

2. 生命保険会社談話会の結成

1. 共同活動の開始まで

どの事業でも、企業体の数が多くなればその共通の利益を守るために、同業者団体を設立する動きが起こってくることは自然な勢いであろう。事実、保険業界に関しても、明治26、７年当時、「保険協会の設立」「保険協会の組織」といった報道記事が新聞紙上を飾っていた。しかし、これら協会設立への具体的活動については、いずれも合意が得られないまま消滅したものであろうか、今日、いっさい伝えられるところがない。

そしてこの後も、共同機関設置に対する業界の要望は根強く、内部では潜行的に努力が続けられていたものと思われる。こうして、明治30年の営業税法施行を機に、ようやくそれが具体的な行動となって現われてきたのであった。

2. 営業税法の実施と７社の共同活動

『生命保険会社協会会報』第１巻第１号（明治44（1911）年７月）の巻頭に掲げられた阿部泰蔵記述の『生命保険会社協会沿革史』は、「生命保険会社協会を設立したるは明治38年にして其組織を改めて社団法人生命保険会社協会と為したるは明治41年なれども生命保険会社が始めて共通の利益を保護する為に連合一致の行動を取りたるは明治30年営業税法施行の時に在り故に生命保険会社協会の歴史は此時に起れりとするを当然とす」と書き出している。

生命保険協会史の発端となった営業税法は、明治29年３月公布、30年１月に施行されたが、この時、同法の施行規則の条文では生命保険会社の責任準備金も資本金額の一部分であるように解釈されるところから、それが課税対象とされるのではないかという風説が業界内に流れた。

これに対して、生命保険各社は明治30年の初めに会合の場を持ち、責任準備金が会社資産でないことを明らかにして、誤解を正すことに努力する旨の決議を行った。この時会合したのは明治生命、帝国生命、日本生命、共済生命、仁寿生命、内国保険、明教保険の７社で、これが業界としてとった初めての共同活動となった。

なお、責任準備金課税説は、その後責任準備金の性格が明白となるとともに自然消滅し、後年には法制面での整備も得た。

3. 商法修正案と生命保険会社談話会の創設

明治31（1898）年１月、雑誌「太陽」は、本格的な生命保険業者団体の設立を呼びかけた論説を掲げた。その後間もなく、商法の修正案をめぐって同業者団体設立の機運が急速に高まってきた。延期されていた旧商法の保険法部分は同年７月に実施をみたが、この旧商法については以前より修正論が強く、当時既に修正草案が当局の手によって準備されていたのに対し、生命保険業界ではその内容が確定する前に業界として意見をとりまとめ、両院議員に参考意見として提出しておく必要があるという認識のもとに、先の７社が発起人となって同業者の集会を持った。

同年５月18日に開催したこの会合には実に22社に及ぶ生命保険会社が参集し、席上、将来共同の利益を増進していくためにこの種の集会を随時開催していくことの必要性を確認し、ここに「生命保険会社談話会」の設立をみた。そして、会合の主たる問題であった修正商法草案について各社意見を交換し、業界側からの改正案を決定した。

なお、修正商法草案は、業界からの改正要望にもかかわらず明治32年２月に国会を通過し、３月公布、６月から実施された。

この修正商法は旧商法に対して新商法と呼ばれ、「第三編商行為」中の第10章に保険を当て、この章を損害保険と生命保険の二節に大別して、規定された。

4. 生命保険会社談話会の諸活動

談話会設立当初における最大の仕事は、模範普通保険約款の制定であった。この時期、新商法の施行により、生命保険契約の基本的事項が法定され、次いで実施をみた保険業法（明治33（1900）年３月公布、７月施行）によって普通保険約款に掲げられるべき事項が規定されたので、各社とも自社の保険約款を見直す必要に迫られていた。こうした動きのなかで、明治33年７月、明治生命から、模範約款を作成し、生命保険各社はなるべくそれにもとづいて自社約款を定めるようにしてはどうかとの提案があり、それを受けた談話会では臨時集会を開いてこの提案を採択、その起草に着手し、同年10月の大会において制定を議決した。

この模範約款は、強制力を持つものではなかったが、各社とも進んでこれを採用する意向を示したため、その後の各社約款は内容・形式ともその影響を強く受けることになった。現在にみる日本の普通保険約款の基本的な型は、この時に定まったといってよい。

第１回日本保険業者大会

なお、談話会の行ったその他の活動について概観すれば以下のとおりである。

・明治36年４月、大阪において日本保険業者大会（第１回）を開催、業界の緊急問題について研究を行うとともに、会員相互の懇親を深めた。

・36年12月、東京商業会議所からの求めに応じて商法典の修正意見書をまとめ、同会議所あてに提出した。

・37年２月勃発の日露戦争は日本の国運を賭した大戦争であり、その戦費も莫大な額に上ったので、増税のほかに国債に大きく依存した。この日露戦争国庫債券の応募に際して生命保険各社への割当を実施し、その消化に努めた。

・37年10月、生命保険従業者のための教育機関として「保険演習」の開設を発議。39年10月、東京帝国大学法科大学に「保険演習」を開設した。この保険演習は、大正８年４月、東京帝国大学で経済学部が独立するのにともない同学部に所管が移されたが、その後、太平洋戦争末期に中止

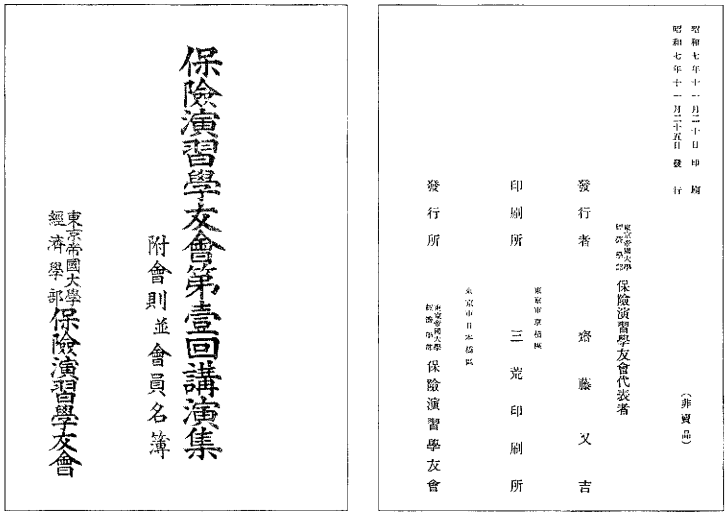
保險演習學友會第壹回講演集
附會則並會員名簿
東京帝國大學
經濟學部
保險演習學友會

昭和七年十一月二十日　印刷
昭和七年十一月二十五日　發行
保險演習學友會代表者
發行者　齋藤又吉
印刷所　三光印刷所
發行所　保險演習學友會
（非賣品）

「保険演習学友会第１回講演集」

状態になっていた。戦後、東京大学経済学部の手を離れ、協会の生命保険講座に継承され、現在に至っている。

3. 生命保険会社協会の創設

1. 生命保険会社談話会の廃止と協会の創設

既にみてきたとおり、生命保険会社談話会はその設立以来業界の共同機関として活発な活動を展開してきたが、明治35、6年ごろから、その運営に一部円滑さを欠くようになってきた。その結果、片岡直温日本生命社長の提案のもと、談話会を廃止し、新たな共同機関として「生命保険会社協会」を設立することになった。

明治38年３月27日、15社の出席を得て開催した創立総会において談話会の解散と協会の設立を正式に決議し、ここに、業界団体組織としての生命保険会社協会（法人格のない任意団体）が新たに発足した。そして、同年５月の総会において、次の規約を制定した。

生命保険会社協会規約

第一条　本会は生命保険会社協会と称す

第二条　本会は斯業の進歩と加入会社共同の利益を図るを以て目的とす

第三条　本会は本部を東京市に設置す

第四条　加入会社が本会に出席せしむる者は其取締役支配人、アクチュアリー、支店長又は之に相当するものとす出席者の氏名は予め評議員に申出て置くことを要す

第五条　加入会社は前条に依り出席すべき者の中より評議員五名を選任す
評議員は互選を以て評議員会長及び名誉会計各一名を定むべし

第六条　評議員の任期は二箇年とす但再選することを妨げず

第七条　本会に幹事壱名書記若干名を置き評議員会に於てこれを任免す

第八条　本会の経費は加入会社の総会に於て之を決し加入会社平等に分担するものとす

第九条　前条の経費の内少くとも其三分の一を準備金として積立置くべきものとし其使途は加入会社の協議を以て之を定むべし

第十条　会費を支払はざる会社は之を除名す

第十一条　本会を脱退する会社は本会の財産に対し何等の権利を有せず

第十二条　本会規約の変更本会加入の許否に関する協議は加入会社四分の三以上の多数を以て之を決し其他の事項に付ては出席会社の過半数を以て之を決す

2. 生命保険会社協会の諸活動

かくして設立をみた生命保険会社協会は以後３年余にわたって、以下の諸活動を展開し、業界の発展に貢献してきた。

・明治39（1906）年１月、生命保険料の所得控除、保険金受取人の範囲拡大、保険金の差押え禁止の３点を内容とする生命保険奨励の建議書を政府あてに提出し、実現に向けて世論の喚起に努めた。

・明治40年４月、東京博覧会開催の際、第２回全国保険業者大会を東京で開催、各研究課題を討議し今後における処理方法を決定した。第１回大会は、36年に大阪で開催され、その翌年東京において第２回大会を開催することとされたが、日露の戦役が起こり内外多事のため延期されていた。

・40年10月、新商法についての修正意見書を司法省法律取締委員会あてに提出、新商法の内容が生命保険事業の実際の運営にそぐわない点について業界側の見解を示した。

・41年３月、議会に提出された保険官営建議案に対して積極的に反対運動を展開、建議案を廃案に導いた。

・41年８月、長年の懸案であった生命保険会館の建設を決議し、会館建設に向けての具体的な動きを開始した。

3. 生命保険会社協会の社団法人化とその後の活動

生命保険会社談話会組織後10年を経た明治40（1907）年には、１か年の新契約高は1億1,000万円を超え、年末加入人員101万人、保険契約金額３億6,000万円近くに達し、これを明治30年当時と比較すれば１か年の新契約高において２倍以上、加入人員において約２倍半、年末現在高において３倍を算するに至った。

このため、協会の常設機関としての地位も高まり、その事務処理も今後ますます複雑化することが予測されたので協会の社団法人化が検討され、41年10月の総会において社団法人化を決議した。12月７日に社団法人としての設立が許可され、23日の登記完了をもって、ここに「社団法人生命保険会社協会」が装いも新たに誕生をみた。なお、設立当時の会員会社は、日本、日宗、東洋、徴兵、太陽、第一、大同、内国、万歳、帝国、愛国、共済、有隣、明治、真宗信徒、仁寿の16社であった。ちなみに、41年10月の調査によれば、この時期の生命保険会社は、清算中および新契約停止中の数社を含めて35社であったと記録されているので、加盟会社は全体の約半分であったことになる。

こうして設立をみた協会は、明治年間、以下の諸活動を展開して業界の発展に努めてきた。

・明治43年12月、商法の一部改正法律案についての修正意見を政府に建議し、その実現に努めた結果、告知義務に関する規定の改正、保険料の返還および責任準備金払戻の義務の時効など協会側の要望の大部分はこのおりの改正（明治44年５月公布、10月施行）で実現をみた。

・この時期における保険事業の発達と改正商法の公布・施行にともない、時代の動きに即応させるべく従来からの模範約款を改正、44年10月、新たに改正普通模範約款を制定した。

・制定以来10年余を経た保険業法について修正意見書を策定、農商務省による改正草案の改正に合わせて、44年10月、これを農商務大臣あてに提出した。なお、このたびの改正は、供託制度の活用強化、包括移転制度の新設、生命保険会社による生命保険の再保険の明定など広範囲に及ぶものであった。また、保険業法施行規則についても改正希望要綱をまと

め、明治45年７月に農商務省あてに提出した。そして以後の改正において、協会側の意見が少なからず採用された。

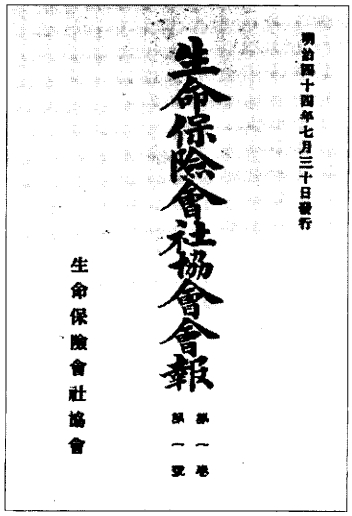

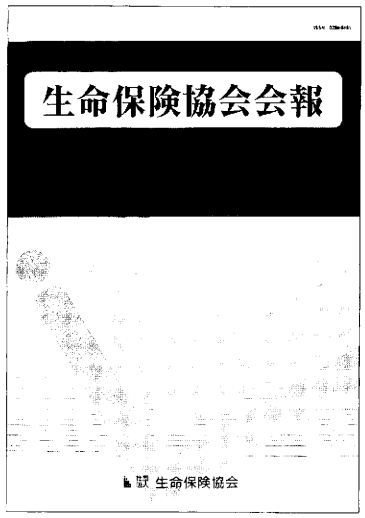

会報第１巻第１号（左）と最新号（右）

・「保険年鑑」（保険諸統計の年報）は39年度業績分から農商務省商工局（または商務局）において編纂され発行されていたが、42年度分（43年３月発行）から、協会において発行することとなった。その後、昭和16年まで年１回発行。17年～23年休刊。24年から復刊。大蔵省銀行局監修、生命保険協会・日本損害保険協会共編、大蔵財務協会より年１回発行。平成10年度から休刊。

・「生命保険会社協会会報」の発行は、明治44年４月の理事会で年４回発行と決定し、第１巻第１号は同年７月30日に発行した。この会報は、太平洋戦争さなかの昭和18年10月版をもって休刊としたが、25年５月版をもって復刊し、今日に至っている。なお、平成14年より年１回発行とした。

・かねてからの懸案であった生命保険会館を東京市麹町区有楽町１丁目１番地（現在の丸の内３丁目４番地）の地に建設すべく、辰野金吾工学博士（辰野葛西事務所）の設計監督のもと清水組に請け負わせ、明治43年６月に工事着工、２年５か月後の大正元年11月に煉瓦造地下１階、地上３階からなる本館建物が完成をみた。なお、この会館落成を記念して協会の紋章が定められた。

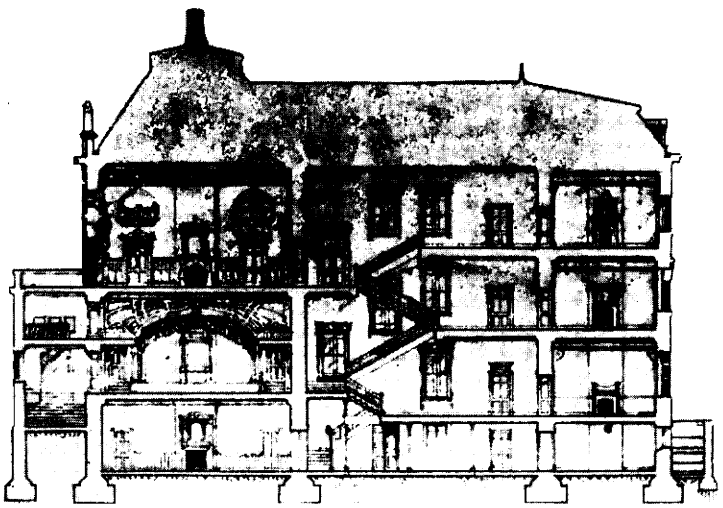

生命保険会館断面図

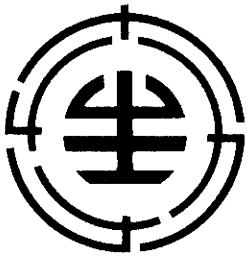

生命保険会社協会紋章

4. 地方生命保険協会の動き

地方の生命保険協会は、中央の協会とは組織上の関係を持たないで、各地において自然発生的に組成され、業界の共同利益のためにそれ相応の役割を果たしてきた。

明治33（1900）年の保険業法実施の頃から業界人の保険事業に対する責任の自覚が自然に高まってきて、業界人相互の連絡協調により知識の向上と共通の利益を守ろうとする機運が各地において次第に強くなってきた。34年に大阪生命保険業者談話会、京都生命保険懇話会、中京生命保険協会、35年には福岡保険業者談話会などが発足し、これらの団体は後に名称、組織の変更なども幾度かあったが、41年ごろまでには、神戸、仙台、金沢などの主要都市にも次々と協会が結成された。

地方においては、生命保険業者相互間だけに限らないで、損害保険業者を含めた協会もかなり早くからあった。例えば、仙台保険懇話会は33年に結成されており、保険実務についての知識の交換と同業者の懇親を行っていたが、41年にこの会を拡張して東北保険談話会と改称し、この会のもとに生命と火災の二つの協会を組織した。また、大阪では日露戦争国庫債券の引受けなどにより保険業界の地位も高まってきたので、これを機に38年８月、生・損保業者はその地位の向上と業務上の共同利益確保のため大阪保険会を結成した。

Ⅱ　躍　進（大正元～15年）

1. 飛躍の時代

1. 生命保険事業の急激な成長

大正年代初期の日本経済は、国際収支の悪化と深刻な不況に悩み、その影響を受けて生命保険事業も一時は低迷を余儀なくされた。しかし、第１次世界大戦の勃発（大正３（1914）年７月）は生命保険事業にも大きな影響を及ぼし、以後業界は新たな飛躍の時代を迎えた。

日本の資本主義経済は日清、日露の戦役ごとに飛躍的発展を遂げたが、第１次世界大戦の影響によるその規模の拡大は未曾有のものであった。日本は戦争の中心から離れ、直接戦禍を受けず物資補給者としての役割を果たしたため、その受けた利益は莫大なものであった。西欧諸国に著しく遅れていた日本の重工業および化学工業は急激に伸び、また軽工業、貿易業、海運業の得た利潤も膨大であった。この間資本の蓄積は大いに進み、増配と増資の活発化で株価も暴騰した。日本は、国際政治においても地位を高め、いわゆる五大国の一つに仲間入りした。

このような経済活況の影響を受けて、生命保険事業も急成長した。生命保険契約高は、明治14年事業開始以来30数年かかって大正２年11月にようやく10億円を突破したが、５、６年ごろからの新契約の伸展はすばらしく、８年９月には20億円を超えた。総資産も元年の１億円から10年には５億円に達するまでに至った。この頃の生保資金の投資傾向としては、大戦時の経済発展を反映して株式、社債を中心とする有価証券の増加が目立った。しかし、一方において物価の騰貴があり、庶民の生活を圧迫しいくつかの社会的悲劇も起こり、ついに７年８月の米騒動の勃発となるのであるが、こうしたなか生命保険会社の事業費も増加した。収入保険料に対する事業費の割合は、５、６年ごろには28%台であったが、７年には31%を超え、９年には33%に達した。当時の収入保険料に対する付加保険料の割合は大体25%くらいであったので、生命保険会社は物件費、人件費の増大に悩み、一部からは付加保険料増加論も出たが、契約高の増大、１件当り保険金額の向上などで一応これを切り抜け、また、その対策として新機軸の保険を開発して当時の経済情勢に対応しようとする動きも現われた。経済活動の拡大にともなう労働者、俸給生活者の増加から、こうした人々を対象とした新しい保険として、無診査保険や団体保険も計画されたが、監督当局の認可を得られず、結局実現しなかった。

2. 大正期の商品動向

大正時代における生命保険事業にとって特記すべき事柄として、利益配当付養老保険が日本における典型的保険種類として確立したことが挙げられる。明治14（1881）年に生命保険事業が始まってからしばらくの間は、終身保険が新契約の大部分を占めていたが、次第に養老保険が増え始め、明治末年になると、終身保険は養老保険の３分の１ぐらいに減少し、この傾向は

大正年代に入ってからも続き、７年ごろから特に養老保険の増加が目立ち始め、大正末期になると終身保険の契約高は養老保険の１割にも足りない状態となった。また、利益配当付保険は当初振るわなかったが、第一、千代田両相互会社が設立されてから数年後の明治40年ごろになると急増し、明治末年では利益配当無保険とほぼ同等の地位にまで上がった。大正７年ごろになると利益配当付契約が圧倒的優位に立ち、11年以降は年末現在契約高において配当付契約は全体の90％を超すに至った。このように利益配当付養老保険が優勢となったことは、生命保険の貯蓄性が次第に強調されてきたことを示すもので、この点は昭和20年の太平洋戦争終結時まで変わらなかった。なお、生存保険（徴兵保険を含む）も大正時代にはよく伸びた。

2. 躍進の時代へ

1. 募集競争の激化と協会の自主対策

明治末期以降、会社の濫設も加わって、生命保険会社の新契約募集競争が激しさを増し、過当競争の弊害が現われ始めてきた。これに対し、監督当局からは数度にわたって諮問が発せられ、業界側も協会を中心に自主対策を策定して対処した。大正３（1914）年６月、岡　実農商務省商工局長からの照会を受けた協会は過当競争の弊害実態を報告、監督の強化と関係法文の改正を要望するとともに、４年６月、以下の規約を制定して自主的に不良使用人の排除と不正募集の取締りを実行することを申し合わせた。

＜使用人取締に関する規約＞

第一、不良使用人を淘汰する目的を以て次の通り定むること

一、協会に組合会社の使用人名簿を備ふること

二、組合会社は毎月二回（十日及二十五日）使用人の任免を協会に通知し協会より更に各会社に之を通知すること（任免とは見習員としての採用及其罷免をも含む）

三、罷免の通知には其理由を附記し重大なる過失若くは不良の行為ありたるときは其事実の要領を附記すること、協会は之を名簿に登録し且各会社に通知すること

四、使用人採用の場合には組合会社は使用人名簿を参照し他の会社に従事したることあらば勘定尻未決済のものなきかを前会社に聞合はせ若しあらば前会社の同意を得るに非ざれば採用せざること

五、紹介人と雖も不良の行為ありたる者は其住所氏名年齢及び其行為の要領を協会に通知し協会は其名簿を作成し且各会社に通知すること

六、此通知交換及び名簿は業務上の秘密とすること

第二、組合会社は不正の競争を防ぐ為め募集員に次の如き行為のなき様注意すること

一、第一回保険料の割引を為す等のこと

二、不正又は不備の説明書統計表又は比較表等を頒布し若くは之を説明の材料と為す等のこと

三、他会社を中傷する記事を掲載したる新聞雑誌等を頒布し若くは之を以て説明の材料と為

す等のこと
四、中傷其他不正の手段を以て他会社の契約の解除を勧誘する等のこと

また、各地方協会も中央の協会の方針に呼応して、不良社員の不採用、社員引抜きの抑制、保険料割引の禁止等を内容とする申合せを行い、募集業務の正常化に努めていった。一方、この時期、これらの動きのなかで募集取締法規の制定が当局の手によって進められていた。業界ではこれに対し、取締法規の制定は業界人の人格を毀損するものであり、その運用いかんによっては事業の発展に重大な影響を及ぼすものであるとして反対を表明、制定阻止に努めた。その結果、この時期における取締法規の制定は見送られた。

保険募集については政府の直接取締りを回避することができ、中央の協会、地方協会のとった積極的な活動はやがて自主対策を軌道に乗せ、また、大正初期の不況から脱し経済界が一段と活況を呈してきたこととも相まって、募集環境は次第に明るさを呼び戻していった。

2. 躍進する業界

第1次世界大戦中における日本経済の急膨張の反動として、大正9（1920）年3月経済恐慌が勃発し、商品市場および株式市場において大暴落が起こり、また銀行の取付けが頻発し、不況は次第に各方面に広まっていった。しかし、生命保険会社の受けた不況の影響は比較的軽微で、いくつかの経営不振の会社は出たが、新契約の成績もほぼ順調に推移した。

業界はさらなる躍進を続け、15年末には、生命保険契約高は56億円、総資産は10億円に達した。

なお、明治末年から大正の初めにかけて多数の生命保険会社が設立されたが、その後しばらくは新設会社がなく、大正10年に片倉生命（注1）、11年に国華徴兵（注2）、12年に富国徴兵（現在の富国生命）の3社が創立された。

（注1）昭和17年12月日産生命と合併し、解散
（注2）昭和16年11月日華生命と合併し、解散

3. 関連する重要事項等の動き

1. 簡易保険の開始と業界の対応

大正3（1914）年4月に成立した第2次大隈重信内閣は、社会政策の実行を政策綱領の一つとして掲げ、その手段の一つとして小口生命保険官営の実施の方針を決定、同年12月に決定要綱と関連法規案を公表した。それによれば、基礎の強固、非営利、経費の節約および事業の普及の4点が官営事業実行の理由とされ、かつ、民業との競争を避けるため、これを政府の独占事業とすることとされた。

これに対して業界は、件数からみて小口の契約のウエートは高く、官営による簡易保険が民間業者に与える影響は大きいことから、猛烈な反対運動を展開していった。協会も、6月に反対意見書を公表し、制度の導入阻止に努めた。

協会はさらに、４年12月に政財界多数の人の同意と調印を得て反対決議書を政府あてに提出、また、５年２月には反対同盟を結成するなど、法案の廃案化に努めた。しかし、こうした協会の懸命の反対運動も効を奏さず、最高保険金額を250円に低減して簡易生命保険法案は可決され、簡易保険の官営化が実現した。なお、この後も協会はその最高保険金額の引上げをめぐって常に簡保当局と対立を繰り返し、その都度粘り強く反対運動を展開していった。その結果、大正年間２度にわたって提議された500円への引上げ案を、いずれも350円、450円の額にとどめることができた。

2. 生命保険料所得控除制度の創設

生命保険料の所得税法上の控除制度はかねてからの生命保険業界の念願であった。生命保険会社協会（当時任意団体）の活動としては、明治39（1906）年１月、生命保険料の所得控除、保険金受取人の範囲拡大、保険金の差押え禁止の3点を内容とする生命保険奨励の建議書の政府あてへの提出にまで遡ることができる。

大正９年２月、所得税法改正に関し生命保険料の課税所得からの控除について貴衆両院に建議した。11年５月の第４回全国生命保険業者大会において「生命保険の発展を促進すべき施設を為すことを政府に建議すること」の決議にもとづいて、同年11月、生命保険奨励促進を政府に建議した。

12年１月、所得税法改正案が帝国議会に提出されたのを機として、自己または遺族を保険金受取人とする生命保険の保険料を課税所得から控除することを要望する旨の請願書を加藤友三郎内閣総理大臣、荒井賢太郎農商務大臣および市来乙彦大蔵大臣あてに提出した。

同時に、衆議院議員金光庸夫、八木逸郎、横山寅一郎の３名は多数の賛成者を得て所得税法改正案として次の内容で議会あてに提出した。

案

所得税法中次の通改正す

第16条の三　自己若は家族又は其の相続人を保険金受取人とする生命保険契約の為に払込みたる保険料は本人の申請に依り其の所得より之を控除す

所得税法中改正法律案理由書

扶養の義務を負ふ者が不時の死亡に依り其の遺族が扶養を受くべき道を失ふの不幸を救済し家族将来の為に生活の安定を準備することは国民生活の基礎を鞏固ならしむる上に於て最必要のことにして此の要求を充たすべき最適切なる施設を生命保険と為す斯く社会的施設として最重要なる生命保険を奨励するの一策として其の保険料を課税所得中より控除することは欧洲先進諸国の夙に実施せる所にして其の効果の顕著なりしは各国歴史の斉しく明証する所なり近時我が邦の生命保険は漸次国民の各階級に普及し来り契約人員約四百万（簡易保険を除く）を超ゆるに至れり此の機運に際し課税所得中より保険料控除の恩典を与へ国法を以て之を奨励するの主旨を明示し国民をして子孫の為に慮るの美風を助長せしむるに於ては一段の効果あるべきを疑はず是れ本案を提出する所以なり

本案は衆議院においては原案どおり可決されたが、貴族院においては政府側から勤労所得者の生命保険料控除は異存はないが高額の財産所得者については問題があるとの意見表明があり、修正の討議が行われた。その際、生命保険料控除の対象者を年間所得3千円以下の者に限定する案と控除保険料を年額2百円限度とする案の二つがあったが、後者が採択され長年の間待望された生命保険料控除制度がここに実現した。

生命保険料控除に関する所得税改正の法律は大正12年4月公布、同施行規則の改正が13年2月公布され、13年分所得税から実施された。

3. スペイン風邪の影響

大正7（1918）年5月、スペインのマドリッドに発生した流行性感冒（インフルエンザ）は、たちまち全世界に広がり、日本でも8月から全国に流行し、10年7月までの間に3回の流行が繰り返された。この大流行での全世界の発病者は6億人といわれ、死亡者はアジアで1,575万人、ヨーロッパで216万人、その他合わせて合計2,129万人に達した。日本では、発病者2,380万人、死亡者39万人を出した。

当時スペイン風邪といわれたこの流行性感冒は、日本の生命保険事業に対して大きな影響を与えた。その頃、生命保険会社の実際死亡は予定死亡をかなり下回っていたが、7～9年の3年間は実際死亡が予定死亡を1割前後上回るに至った。

流行性感冒の大流行にともない、各社の死亡保険金の支払いが激増し始めたので、協会は8年2月、流行性感冒による死亡については各社から詳細な通知を受けることを決め、その資料の収集に当たった。

協会では、各社からの報告にもとづいて、大正7年8月から8年4月までと9年1月から5月までの2期に分けて調査を行った。調査結果は表のとおりであった。

生命保険全社の流行性感冒による保険金の支払いは、7年8月～8年4月の期間の件数は9,873件、保険金額は665万円であり、9年1月～5月の期間の件数は8,027件、保険金額は567万5千円であった。

流感による月別被保険者死亡件数

年　月	被保険者死亡件数
大正7年～9月	54
10	593
11	4,886
12	1,521
8年 1月	893
2	1,087
3	724
4	115
計	9,873
大正9年1月	3,477
2	2,135
3	1,288
4	864
5	263
計	8,027

4. 関東大震災と協会の対応

大正12（1923）年9月1日、関東の地を襲った大地震は各地に膨大な被害をもたらし、時の経済界に一大打撃を与えた。政府は、災害発生後直ちに戒厳令を布いて治安の維持を図る一方、支払猶予令（モラトリアム）の発動、日本銀行による特別援助の実施など一連の経済非常措置

を実施して非常事態に対処していった。一方、生命保険各社は、大半の会社が本社を焼失して混乱のさなかにあったが、いち早く事態に対処していくべく災害善後策相談会を設け、モラトリアム中にも保険金を支払うことおよび保険料支払の猶予期間を延長することを決めて、協会名、加入会社連名で以下のような新聞広告を実施した。

> 謹告
> 支払延期令施行地域（東京府、神奈川県、千葉県、埼玉県、静岡県）内の生命保険契約取扱方に付き次の通り申合せ候
> 一、今回の災害に依る保険金は完全に支払を為すこと
> 一、保険金は出来得る限り速やかに支払手続を開始する事
> 一、保険料の払込は明年２月末日迄のものに限り保険約款に依る猶予期間と支払延期令に依る猶予期間の外に更に２ケ月延長すること
> 大正12年９月１日　生命保険会社協会　加入会社連名

この相談会は、その後同年11月22日まで21回にわたって集会を重ね、保険金を速やかに支払うには直接日本銀行より金融を仰ぐ必要があったことから、陳情し、大蔵・農商務両大臣および日本銀行から了解を取りつけたほか、無料応急診療所を協会内に設置するなどの活動を行った。また、協会は、震災による損害の調査、震災後における会社決算の方法、災害による保険金支払の取扱方法などについても調査し、各社が歩調を合わせられるよう情報を提供した。

関東大震災の死者（行方不明を含む）約14万人、罹災者約340万人を数え、財産上の損害は100億円を超えたといわれる。京浜地区の火災保険の総契約高は34億円程度と推定されたが、地震免責約款について大紛糾の末、契約高の１割以下の金額が、政府の助成金を得て見舞金として翌13年春に至りようやく払われただけで、罹災者の困難は甚大であった。

生命保険会社の保険金支払状況をみると、12年９月から13年８月までの１年間における全社の死亡通知受付件数は5,741件、契約金額は約717万円、死亡支払件数は5,617件、金額は約706万円に上り、解約返戻金の支払いは１万1,650件、金額約172万円に達し、保険証券担保貸付は２万1,654件、金額約601万円に及んだ。震災による死亡保険金の支払いは当初相当多額に上るものと予想されたがスペイン風邪による支払いより軽少でその約６割程度であった。

5. チルメル問題

大正14（1925）年、八千代生命の放漫経営が露呈されるに及び、片岡直温商工大臣は生命保険会社の財産状況の公示と責任準備金の積立強化を中心とする保険行政方針を打ち出した。監督当局および学者間でまとめられたこのおりの試案内容は、チルメル償却年度５年に制限すること、詳細な資産内容を毎年「保険年鑑」に公表することおよび検査の内容を公表することなどであったといわれる。

自主的な解決を迫られた業界は協会内に臨時調査委員会を設けて協議を重ね、15年２月、チ

ルメル式流用額の償却を15年以内とすること、計算内容の公示については施行規則の明細な規定にもとづく報告を励行するとともに公表もその範囲にとどめ、チルメル式流用額は公示しないことを骨子とする答申書を提出して事態の収拾に当たった。しかし、商工省の意向は固く、結局、松本烝治博士の斡旋によって次のような内容で妥協が成立、同年３月に至ってチルメル問題はようやく決着を見た。

一、今後に於て免許又は認可せられるべきものに付いては「チルメル」式年限を５年に制限すること

二、現に免許又は認可を得たるものに関してはその将来の契約に付きチルメル式年限を各社自発的に10年に短縮すること

三、差額公表は之を命ぜざること

四、10年チルメル式と15年チルメル式との差額を責任準備金中の一部たる特別危険準備金として積立つる会社に付ては（二）の年限を15年とする事を得るものとし特別危険準備金は地震、戦争、流行病等特別危険を生じたる場合に限り主務大臣の認可を得て之れを支出し得べきものとすること

6. 協会のその他の諸活動

協会はこの時期、以下の活動を展開した。

・第１次世界大戦の勃発にともない、欧州航路の船舶乗務員ならびに船客に対する戦時特別保険料標準を策定した。ただし、その採用については各社の判断に一任した。

・大正２（1913）年３月の営業税法改正に当たり責任準備金への課税に反対、改正法案の成立を阻止した。また、同時に起こった所得税法の改正に当たっても相互会社の剰余金が課税所得とされることの不当性を指摘してその非の解明に努めた。

・この他に、共同投資に関する調査機関の設置、流行性感冒による死亡の調査、９年恐慌の際の決算対策、第３回・第４回保険業者大会の開催、共同宣伝の実施、保険業法改正意見書の提出、模範申込書の作成、国定教科書への生命保険記事掲載要請、共同診査医制度の検討など。

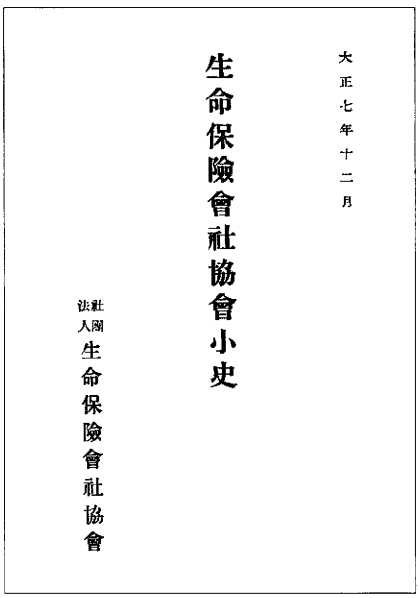

この間、７年12月７日に協会は創立10周年を迎え、これを記念して記念晩餐会と両院議員招待会を盛大に開催した。この時、『生命保険会社協会小史』を編纂し、記念会出席者に配付した。

Ⅲ　激　動（昭和元～20年）

1. 大恐慌と生命保険業

1. 金融恐慌、世界恐慌対策

昭和２（1927）年３月、一部銀行の休業を契機として各地に銀行取付が続発、空前ともいえる金融恐慌が発生して金融界は大混乱に陥った。非常事態に直面した政府は22日に支払猶予令を発布、以後３週間にわたってモラトリアムを実施するなど、情勢の沈静化に努めていった。これに対して生命保険業界は、銀行の臨時休業（22、23日）に際し生命保険会社は休業しないことおよびモラトリアム実施中といえども保険金の支払いにはなるべく応じることの２点を申し合わせ、保険金支払いについての態度を明らかにするとともに、保険料の払込みについても猶予期間を延期して契約者の利便を図るなど、万全の対策をもって事態に対処していった。

ニューヨーク株式の大暴落に始まった世界恐慌のもと、５年１月、金解禁が時の濱口雄幸内閣によって断行されたが、為替相場の騰貴から物価が暴落して正貨の流失が急増、日本経済は全面的な恐慌状態に陥った。この時期、生命保険各社は株式の暴落に直面して多額の有価証券評価損を計上せざるを得なくなった。協会はこのため、４年度の決算に当たって所有財産の評価の緩和化とチルメル拡張を当局に要望、後者についてその採択を得た。さらに、翌５年度の決算に当たってもチルメル期間の制限撤廃等５項目にわたっての緩和措置を陳情し、生命保険各社の営業状態と決算状態に応じて緩和措置を講ずるという当局見解を得た。

一方、政府は有価証券価格の安定を図っていくうえから、生命保険会社に対して積極的な株式投資を要請してきた。そして、井上準之助大蔵大臣と業界代表者との間で持たれた意見交換を契機に、生命保険会社の共同出資による証券投資会社設立の動きが起こり、５年10月、32社の参加を得て生保証券株式会社が設立された。同社は設立後ただちに業務を開始したが、株価はこの後、次第に騰勢に転じるなど時勢にも恵まれたスタートとなった。

また、この時期、協会は３度にわたり、株式についての平均価格法など有価証券評価方法の見直しを関係方面に陳情してきた。しかし、公社債についてのアモチゼーション法が後年に至って採り入れられたにとどまり、株式についての平均価格法は採用されなかった。

2. 募集競争の激化とその対策

大正末年から昭和初年にかけて、生命保険業界では低保険料主義と高配当主義が対立するなかで五大会社への契約集中が進み、募集競争は一段と激しいものになっていった。その結果、既契約の乗換え、募集社員の引抜き、不正文書の使用などが横行して大きな社会問題ともなってきた。また、同時期、保険証券を解約価格以下で買い取り、その差益を得るなどのいわゆる解約ブローカーの横行も目立ってきた。

これに対して協会は、先に定めた使用人取締りに関する規約をさらに強化することとして全面的に改め、昭和5（1930）年3月から実施した。

一方、募集競争の激化に対して商工省は、5年12月、「保険契約の募集取締事項要綱」を発表、これにもとづいて「保険契約者の募集取締規則案」が作成され、その制度化が進められていった。協会ではこれに対し、名称中から「取締」の字を削除すること、簡易保険に対しても取締りを考慮すべきであることなどを盛り込んだ要望書を提出、数次にわたって当局と協議を重ねた。しかし、同規則案は翌6年7月、「保険募集取締規則」として制定され、8月15日から実施をみた。

なお、協会ではこの規則についての説明会を全国各地において開催し、その要旨について新聞広告も行うなど、規則の励行・定着に協力を惜しまなかった。

3. 標準死亡表の作成—商工省日本経験生命表

日本の生命保険会社は、初期の頃は外国の経験表または国民死亡表を採用していたが、明治44（1911）年に、明治生命、帝国生命、日本生命3社の死亡経験にもとづく「日本三会社生命表」が発表され、その後、この経験生命表を採用する会社が次第に多くなった。しかし、大正年代末に使用されていた生命表の種類をみると、英国17会社表23社、日本三会社表12社、統計局第二表（男子）5社、アメリカ表3社、藤沢第一表1社、同第二表1社など多様であった。

生命保険料算定の基礎となる標準死亡表(注)を作成することは、かねてから生命保険業界の要望であったが、大正15年、片岡直温商工大臣はこれを取り上げ、昭和2年度から予算を計上して、商工省に四条隆英商工次官を会長とする調査委員会を設置して、その事業に着手した。

標準死亡表作成事業は、4か年の歳月と約25万円の経費を費やして昭和6年3月完成し、「商工省日本経験生命表」として発表された。この生命表は、調査開始当時において創立10年以上を経過しかつ関東大震災で資料を消失しなかった生命保険会社19社の明治45年以後15年間の資料を集計したものであった。

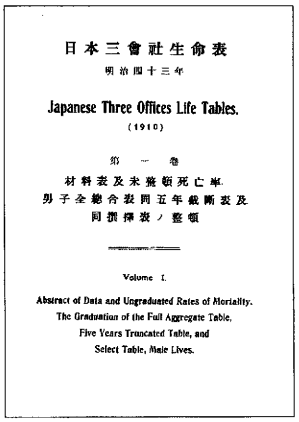
日本三會社生命表
明治四十三年
Japanese Three Offices Life Tables.
(1910)
第一卷
材料表及未濟頓死亡率
男子全總合表同五年截斷表及
同撰擇表ノ整頓
Volume I.
Abstract of Data and Ungraduated Rates of Mortality.
The Graduation of the Full Aggregate Table,
Five Years Truncated Table, and
Select Table, Male Lives.

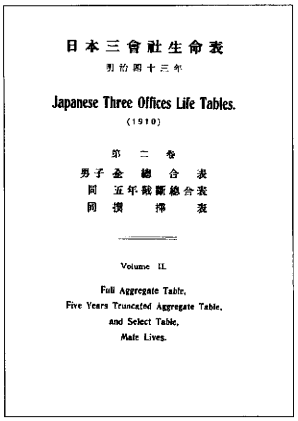
日本三會社生命表
明治四十三年
Japanese Three Offices Life Tables.
(1910)
第二卷
男子全總合表
同五年截斷總合表
同撰擇表
Volume II.
Full Aggregate Table,
Five Years Truncated Aggregate Table,
and Select Table,
Male Lives.

「日本三会社生命表」（第一巻、二巻）

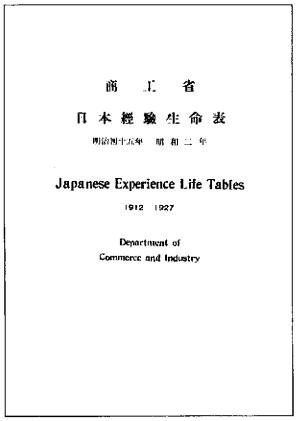
商工省
日本經驗生命表
明治四十五年 昭和二年
Japanese Experience Life Tables
1912 1927
Department of
Commerce and Industry

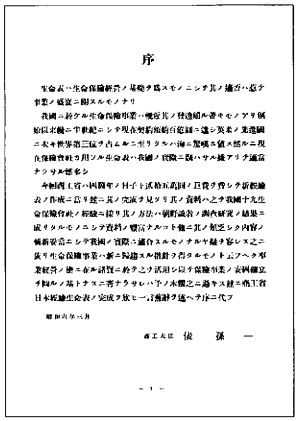
序

「商工省日本経験生命表」

（注）死亡表は生命表ともいう。生命表とは、１年ないしより長期間の統計的大観察にもとづいて死亡率に関する事項を年齢に対応した表にまとめたものをいう。生命保険料算定の際に用いられる。観察された集団が、ある国の国民であれば国民表、生命保険会社等の実際の保険団体であれば経験表という。

4. 協会の機構拡充など

大正末期から昭和の初めにかけて、チルメル問題、金融恐慌の勃発など業界の内外に大きな問題が発生した。この激動期に協会がその機能を十分に果たすため、その機構について特別調査委員会を設置し再検討を行った。昭和２（1927）年４月、役員処務規定の制定、共同放資部の廃止、９月に新委員規則を決定し調査部、宣伝部、医務部の３部を設置した。

また、倶楽部については、従来は協会と倶楽部が混交して考えられており、協会の本来の使命達成のため、３年４月、同業者の社交および相互交際の機関として協会に付属する別個の団体として東京生命保険倶楽部を設立した。８月、関西支部を大阪市に設置した。

創立20周年記念事業

昭和３年12月７日に協会は創立20周年を迎え、その記念事業として、『生命保険会社協会二十年史』の刊行および『明治大正保険史料』を編纂することとした。『明治大正保険史料』については９年３月に刊行を開始し、17年５月、最後の発行を終わるまでに４巻９冊を刊行した。

2. 激動の時代へ

1. 満州生命の設立

昭和６（1931）年９月、満州事変が勃発した。７年３月に満州国が建国され、同国における経済活動が急速に活発化していくなかで、同国の市場に注目した生命保険会社は、同国への進出を図っていった。このような状況のもとで迎えた９年３月、関東軍は統制色の強い同国内での保険行政方針要綱案を決定、満州国法人を前提とする日満合弁の生命保険会社設立構想を打ち出し、協会代表者の渡満を要請してきた。

これを受けた協会は満州国における生命保険問題について検討を始め、翌10年５月には代表団を派遣して関東軍との会談に臨んだ。このおり、関東軍から要望された簡易保険の国営化、監督法規の制定、満州国内への投資および日満合弁による生命保険会社の設立などについては異論はなかったものの、内地会社の全面撤退については結論を得られなかった。その後、11年７月、関東軍によって「満州国生命保険株式会社設立要綱案」が決定され、商工省と各社協議会との間で意見の調整が図られた結果、新設会社には保険金額2,000円以上の外国人（日本人を含む）契約を除いて１社独占を認めることで意見の一致をみ、同年10月、満州生命保険株式会社を設立した。

2. 弱体保険の開始

大正末期ごろより、協会内では弱体者を対象とした保険制度（弱体保険、現在の条件体保険）

について活発な議論が交わされていた。このため協会では、調査委員会を設けてその研究に当たり、昭和８（1933）年３月に至って「弱体保険資料調査報告書」を完成、翌９年２月には新たに弱体保険実行方法研究のための委員会を設け、弱体保険の専門会社設立について諸準備を進めていった。そして10年10月、新会社の名称を協栄生命再保険株式会社（現在のジブラルタ生命）と定めて発起認可を申請、認可を得た後の12月３日に創立総会を開催し、ここに同社の設立が実現をみ、11年１月から営業を開始した。

3. 簡易保険の拡大計画と業界の対応

昭和初期、簡易保険局は小児保険、団体定期保険の実施を計画し、その導入を積極的に図ってきた。これに対し、民間生命保険各社は協会を中心として反対運動を展開して導入阻止に努めた結果、団体定期保険については当時の情勢も手伝って実施が見送られた。しかし、小児保険については昭和６（1931）年に実施されることとなった。

なお、この間に起こった最高限度額の引上げ問題に対しても協会は反対運動を繰り広げ、満額引上げの阻止に努めた。

4. 保険行政移管反対の運動

昭和６（1931）年、行政整理の一環として商工省保険部の事務を大蔵省に移管することが議題となった。

協会はこれに対し、「保険部は尚ほ拡張充実することを要す」としてその移管に反対、同時に「保険業は金融業に非ず従て金融業と別箇の官庁の主管とするを可とす」として商工省への存置方を強く要望した。その結果、政府は自己の移管案を取り下げてこの問題は一応決着をみた。

しかし、この問題はその後11年に入って再燃し、翌12年７月に国民の福祉増進を所管する保健社会省の新設が決定されるに及んで新省に保険院を設置し、そこに簡易保険事業および生命保険監督業務を移管して健康保険ともども一括管掌させる案が提議され、閣議においてその大綱が決定された。協会はこれに対し、生命保険事業の性格上、このたびの移管はまったく筋違いのものであることを全面に押し立てて反対を表明する一方、陳情書を関係官庁あてに提出するなど積極的に反対運動を展開していった。その結果、新設省の名称は厚生省と改められ、生命保険会社の監督についてはその大部分が商工省に残されることになった。

5. 保有契約高100億円達成

昭和９（1934）年３月をもって民間生命保険会社の全保有契約高が100億円に達したことから、協会はこれを記念して達成祝賀会を挙行し、同時に生命保険展覧会を開催した。

民間生命保険会社は、大正２年に全保有契約高10億円を達成し、同８年に20億円を超え、その後も順調に伸びて、昭和に入ってからは１年10か月ぐらいで10億円の増加を成し遂げて、昭和８年３月に90億円に達した後、わずか１か年で100億円を突破した。

満州事変後の日本経済は次第に準戦時体制へと傾斜していったが、この頃の生命保険事業は

初期インフレーションの好影響を受けて新契約成績は向上し、生命保険資産の増加は顕著で金融機関としての生命保険会社の地位は急速に高まった。まさに生命保険事業にとっての黄金時代であった。

6. 生命保険金課税問題

昭和11（1936）年９月、廣田弘毅内閣は２億円程度の増税を目標とする税制改革案を発表したが、この改革案のなかに、従来は保険金受取人の固有財産として非課税であった生命保険金に対して1,000円以上のものについて相続税を課税するという案が含まれていた。そのほかにも新設の取引税には保険料も対象となっているなど生命保険業にとって大きな影響を受ける事項が少なくなかった。業界では、まず生命保険金の相続税課税に対して反対することとして、相続財産に総合課税することを取り止めるか、一般増税の関係上やむを得ない時は低率の分離課税とするよう要望することを決め、協会は同年10月27日、陳情書を馬場鍈一大蔵大臣あてに提出し、28日、同趣旨の陳情書を小川郷太郎商工大臣あてに提出した。

協会の陳情の結果、原案の最低課税額1,000円以上が3,000円以上と修正されたが、生命保険金課税の業界に及ぼす影響力の大きさに変わりはなく、また、この税制改革案のなかで生命保険業に深く関わる部分について検討した結果、多くの修正を必要とすることが判明した。そこで、協会は翌12年１月税制改革全般についての意見書を関係大臣あてに提出するとともに、貴衆両院の有力者など各方面に陳情書を配布して税制改革案の修正の運動を展開した。

税制改革に関する法律案は、12年１月19日帝国議会に提出されたが、間もなく廣田弘毅内閣は総辞職となり、代わって成立した林銑十郎新内閣は前内閣の税制案を撤回し、税制改革の幅を縮小した修正案を提出した。この修正案のなかには、取引税、財産税等の新設はなく、また生命保険金の相続税課税は見送られた。

その後、林内閣が総辞職し近衛文麿内閣となった後の12年11月に、大蔵省は政府参考案として5,000円以上の生命保険金の金額に相続税を課する案を税制調査会に提案し、その賛成を得たので、第73帝国議会に相続税法改正法律案として提出した。この政府案に対しては、協会はいうまでもなく反対の立場を採ったが、非常時局の折柄でもあり保険金受取人のある程度の租税負担は止むを得ないとしつつも、源泉課税を要望する旨の運動を展開した。しかし、この点は採択されず、衆議院において、5,000円を超える部分に課税することに修正されて成立し、13年４月１日より改正法が施行された。

3. 戦時体制下の協会活動

昭和12（1937）年７月、日華事変の勃発とともにわが国は戦時体制下に入り、業界も戦死保険金支払いの漸増、国債保有の増加、契約者配当の引下げ、資金運用面の規制強化などに直面して急速に戦時的様相を強めていった。また、この間、政府の勧奨によって各社の合併が促進

され、昭和12年に33社あった生命保険会社も、最終的には20社に統合された。

このような状況のもと、協会も従来の自主的な活動機関から政府間との連絡機関あるいは調整機関としての色彩を次第に強めていった。そして、やがてその業務は、生命保険統制会へ引き継がれていくことになる。

なお、16年12月の閣議において、取引所行政とともに保険行政の商工省から大蔵省への移管が決定された。その趣旨は、保険会社の資金量の増大が著しく金融統制の対象として重要性を帯びてきたので、金融事業所管の大蔵省に移すというものであった。

保険業法の改正と協会での検討

保険業法は、昭和初期２度にわたって部分的改正が行われてきたが、この時期、昭和恐慌の経済事情の変化によって保険業の体質強化が要請され、同時に監督行政の強化も望まれてきたところから、改めてその抜本的な改正が課題となってきていた。昭和12年11月、政府は保険業法改正調査委員会を設けて準備に入り、13年11月に監督規定の整備、業績悪化時における収拾措置の強化、統制協定の規定などを織り込んだ改正要綱を策定した。そして、これにもとづく改正法案が14年に両院を通過し、15年１月より実施されることになった。

協会では、政府側のこうした動きに対して保険業法改正に関する委員会を設立し、合併・包括移転の手続きの簡略化、保険諮問委員会の設置、アクチュアリーの職責明定化、不当競争防止の強化、有価証券評価の特例化など８項目にわたって意見をとりまとめ、両院議員に対して働きかけるなど、意見の浸透に努めた。

契約者配当の引下げ

日華事変勃発後、生命保険各社の国債保有額が急速に増大した結果、各社とも資産運用利回りが大幅に低下し、苦悩は深まった。

こうした事態に直面した業界は、昭和12年10月、商工省のすすめに従って協議会を開き、全社申合せの形で契約者配当率の１割以上の引下げを断行した。また、翌13年においても決算内容の悪化が見通されたため、商工省の発議にもとづいて協議会を開催、全社の同意によりさらに1割以上の減配を申し合わせた。

なお、これらの申合せの内容は協会名で各紙に広告された。

保険国営論への反論

昭和12年７月、１度はその建議案が否決された保険国営論が再燃し、13年２月に再度「生命保険事業改善に関する建議」として提出され、この時は修正可決された。これら一連の国営論議に対し、協会は反対意見をとりまとめて政党の政務調査会に陳情するなどの活動を展開し、その阻止に努めた。

税制改革と生命保険料控除廃止問題

昭和14年８月、大蔵省は翌15年度における税制改革試案を発表、同年12月に税制改正案要綱

を決定したが、そのなかには所得税制中生命保険料控除の廃止、配当利子所得の源泉課税など生命保険業に関係する部分が少なからず含まれていた。このため、協会では調査委員会を設けて検討を行い、生命保険料控除制度の存続および株式配当源泉課税の軽減措置について関係方面への陳情を行った。その結果、業界の要望に応え、生命保険料控除制度についてはその存続が認められ、また株式配当源泉課税についても軽減措置が取られることになった。

産業組合の保険進出問題

昭和15年、産業組合の保険（現在の共済事業）進出が具体化して新聞紙上をにぎわした。協会では、産業組合の保険進出が業界に与える影響の大きさから強くこれに反対し、その実現阻止に努めた。また、政府も事の重大化を考慮して慎重に対処した結果、本問題は結局計画途上で消滅した。

協会創立30周年記念

昭和13年12月７日に協会は、創立30周年を迎えることとなった。

生命保険会館は、13年11月24日未明出火。３階および塔屋が罹災し、翌年には復旧したものの、塔屋は尖端が削られて変形した。この火災のため、かねて準備中の創立30周年記念祝賀会は、延期されて、結局は実施されなかった。

なお、創立30周年を記念して『生命保険会社協会三十年史』を、14年５月20日に刊行した。

4. 金融統制と生命保険業

1. 生命保険統制会の設立

昭和16（1941）年12月に太平洋戦争が勃発、経済の統制化が進むなかで17年１月、国家総動員審議会総会において金融統制団体令に関する勅令案要綱が決定された。その内容は、全国金融統制会のもとに業態別統制会、統制組合および地方金融協議会をおき、金融事業の戦時体制を確立しようとするものであった。そして同年４月18日、金融統制団体令が公布されるに及んで生命保険業界にも業態別統制会の設立令が下り、５月14日、「生命保険統制会」が設立された。

生命保険統制会は、設立後以下の統制規定を設けて生命保険事業の指導と統制に当たっていた。

＜統制規程＞

第１号　資金の吸収及運用の計画に関する件

第２号　有価証券の公募、引受又は買入等に関する件

第３号　資金の融通に関する件

第４号　保険契約の募集及締結に関する件

第５号　保険約款、保険料及保険契約者配当に関する件

第６号　事業の機能の増進に関する件

第７号　理事長の権限の委譲に関する件

なお、統制会の設立により生命保険会社協会は生命保険集会所と改称、定款を改正して業務の大部分を統制会に移管した。

戦時金融への協力

太平洋戦争勃発後は東亜占領政策の遂行ともからんで数多くの戦時金融機関が設立され、これらの機関に対しても生保資金の融資が強く要請された。統制会ではこれに対して斡旋の労をとり、各種機関への貸付を実現させた。

戦時危険対策

統制会は戦争危険に対して以下の諸対策を講じ、各種の危険に対応していった。

・軍人・軍属の行方不明者に対する特別取扱いの実施（昭和17年12月）
・戦争死亡に対する無条件支払の申合せ実施（18年２月）
・申合せにもとづく戦争統一約款の実施（18年４月）
・戦争死亡傷害保険の普及推進（18年３月以降）

無診査保険の実施

この時期、戦争による診査医の不足に対処し、あわせて事務の簡素化にも役立たせるべく、無診査保険実施の要望が強まってきた。統制会は昭和17年７月、協会からこの研究を引き継ぎ、18年１月に制度要綱を決定してその商品化を具体化し、６月に大蔵省の認可を得た。

新種保険の開発

昭和17年８月、政府は支払保険金の使途について、統制会に具体的な対応策の検討を要請してきた。これを受け、統制会は支払保険金で購入する保険料一時払５年満期の生存保険を開発し、報国保険と名付けて各社にその実施を要請した。これにより多数の会社が同保険を発売したが、その実績においては見るべきものはなかった。

その他の諸対策

統制会はこの時期、以下の諸対策を講じて戦時体制に備えた。

・各社決算期の統一と決算の簡素化
・事業費の抑制（当局による事前承認）
・用紙その他資材不足と労力不足に伴う戦時業務対策の推進
・診査医不足への対応としての代用診査制度の実施
・中国における生命保険契約の処理対策
・南方進出問題に伴う諸対策
・保険契約紛争処理の引受けと処理機構の整備

2. 生命保険中央会の設立

戦局が悪化の一途をたどるなかで戦争死亡者に対する支払保険金が急増し、もはや民間企業

の能力ではこれらを消化することが困難になり、国家による直接介入が必要とされる事態となった。このため政府は、昭和19（1944）年12月の閣議において国策機関たる「生命保険中央会」の設立を決定、戦死者に対する保険金支払の確保を図るとともに、生命保険事業の戦時対策一般をここで担当させる方針を打ち出した。その結果、20年４月に生命保険中央会が設立され、同会事務機構の中核となるべく協栄生命再保険株式会社は同会に吸収合併された。また、生命保険統制会の事業も実質上中央会に引き継がれ、機構も人事も一体化された。

こうして発足をみた生命保険中央会は、生命保険各社が支払う戦争死亡保険金額に対して再保険を引き受ける一方、戦争死亡傷害保険についても各社に代わって一括して保険者となった。また、統制会で行っていた業務についてもそのすべてを引き継いだが、ほどなく迎えた終戦によって同会本来の使命は終わりを告げた。

Ⅳ　復　興（昭和20～33年）

1. インフレと業界再建

1. 戦後の復興に向けて

新生「生命保険協会」としての再出発

昭和20（1945）年８月14日、日本政府はポツダム宣言を受諾。15日、日本の無条件降伏によって太平洋戦争は終結をみた。日本はこの敗戦によって領土の4割強を失い、国富の損失も４分の１ないし３分の１に達したといわれ、経済自立の根底が大きく揺さぶられた。そして戦後数年間、インフレーションが急速に高進していくなかで日本経済は危機状態に陥り、市民生活もまた苦難を強いられた。

生命保険会社もこの敗戦によって在外資産のすべてを喪失、軍需補償が打ち切られるなかで戦死保険金の支払増加もあり、財政状態を著しく悪化させていった。加えて、新契約の激減、保有契約の実質価値の下落、利息収入の著しい減少とインフレーションによる事業費の激増等に見舞われ、文字どおり事業の存続を問われかねない苦難の事態に直面したのであった。

日本経済の復興が急がれるなか、再建の道を模索する業界にとって、共同の活動の中枢機関である協会の早急な復旧と、本格活動が強く望まれた。このため、戦時中その使命を生命保険統制会および生命保険中央会に委ねて倶楽部的存在と化していた協会は、同年10月、定款を改めて戦前の姿に復帰し、名称を生命保険協会として新生を図った。

終戦処理

戦後間もなく、外地引揚者の生命保険契約について、保険料払込みが困難であること、保険証券を現地に留置してきたことなど契約保全に関わる問題が種々生じてきたため、協会では昭和21年７月、「保険料払込猶予期間伸長に関する申合せ」を行い、同年９月30日までの帰還者の生命保険契約のうち、21年１月１日から９月30日までに払込期日の到来している契約または到来する契約について、その払込猶予期間を翌22年３月31日まで延長した。また21年10月１日以降の帰還者の契約のうち、帰還の日までに払込期日が到来しているものについてもその払込猶予期間を６か月延長した。

さらにこの時期、旧外地人契約についても、帰国による解約の続出、保険料送金の困難など多くの問題が生じていたがこれらについては敗戦国の保険業者として何ら自主的措置をとることが許されなかった。そのため、協会としては当局側の決定した措置（中途解約をなす者に対する解約返戻金については、当該保険契約の約款に定むるところによることなど）を各社に伝え、その徹底化を図った。

緊急対策特別委員会の設置

昭和21年２月、政府は預貯金の封鎖、臨時財産調査等一連の金融緊急措置を断行した。これにより、生命保険各社は事務面で大きな影響を受けることとなったため、協会では各社の担当者と綿密な打合せを重ね、当局との質疑を通して疑問点の解明に努めるなど金融緊急措置への対応を行った。

同年５月、協会は業界の緊迫した重要問題を解決するため緊急対策特別委員会を設置して慎重な検討を重ねた結果、敗戦損失の処理方針としては保険金額の削減を回避すること、戦後における新規加入の契約に対してはこれを敗戦の打撃より切り離せるよう何らかの法的根拠を準備すること、戦前の契約については最悪の事態をも招きかねないことを考慮して、保険金の一部支払留保および解約・証券担保貸付等について制限できる法的根拠を準備することなどを政府に陳情し、当局側の慎重な配慮を要請した。

保険料の引上げ

敗戦によって大きな打撃を受けた生命保険会社は、戦後間もなくインフレーションが高進するなかで経営のバランスを失い、収支内容を極端に悪化させていった。そして、もはや平時の手段では事態に対処しきれず、保険料の引上げを実施せざるを得ない情勢となった。

このため協会では、21年３月、大蔵省の認可を得、新基準による「標準保険料率」を作成して各社に提示した。その内容は、死亡率 JPM（Japan Policy Males：商工省日本経験生命表・件数男子総合表）、予定利率年三分、新契約費保険金1,000円につき30円、維持費同５円、集金費保険料の三分を基礎としたもので、21年４月以後の新契約から適用した。ただし、これは全社を拘束するものではなく、各社に標準型として提示したものであった。また、21年４月以降は契約者配当も全面的に停止した。

そしてこの後、事態がさらに悪化してきたため既契約の保険料の引上げについても大蔵省と折衝を重ねた結果、新契約については死亡率JPM、予定利率年三分、新契約費保険金1,000円につき25円（ただし１か年を限り同５円を加算）、維持費同５円（ただし１か年を限り同３円を加算）、払済み後の維持費同２円、集金費保険料の三分を内容とし、既契約については新契約費を保険金1,000円につき20円（新契約費以外は新契約についての内容と同じ）を内容とするいわゆる暫定保険料率の適用が認められ、新契約については21年11月から、旧契約については12月から適用した。

小口契約の処理

この時期、急激なインフレーションによって既契約の実質価値が低下し、加えてこれを維持する会社の経費が増大化してきたため、小口契約の処理が大きな問題となってきた。この問題については、22年に設けられた生命保険再建会議が中心となって検討が進められた結果、大蔵省の意向もあって、保険金１万円以下の小口契約保険料の３年分一括払いおよび保険金３万円

までの無診査増額の二方法で対処することになり、22年７月ごろから一般的に実施するようになった。

また、これらと並行して、既契約を解約して得た解約返戻金あるいは責任準備金を新たに締結する契約の保険料に充当する、いわゆる特別新契約と称する処理方法を採り始めてきた。しかし、この特別新契約に対しては乗換契約そのものではないかという批判が強まったので、再建会議では大蔵省の了解を得て処理方法の合理化に努め、最終的には特別新契約を「元契約の期間を変更して保険金額を増額する方法」と定義し、かつ、死亡保険にあっては責任準備金を、生存保険にあっては既払保険料の七割五分を払い戻すこと、保険金額10万円までを「削減なしの無診査保険」として販売し保険期間は25年満期までとすること、などの条件が付された。

決算関係の諸問題

戦後のこの時期、収支の不均衡、財産の減価等のため、生命保険会社の決算については特別な措置が必要であった。このため、協会では種々の対策樹立に努力を傾け、20年度決算については年末保険料積立金、年末未経過保険料などの算出基準を策定して大蔵大臣の認可を得た。また、21年度において支払うべき契約者配当を見合わせたほか、昭和20年12月には剰余金処分についての各社申合せも実施した。

なお、21年８月11日、金融機関経理応急措置法によって新旧勘定を分離することになったが、指定時（８月11日）に始まる事業年度の決算については資産評価の基準が未決定であったため、22年３月、協会はその延期を当局に申請し、同年５月に認可を得た。その結果、新旧勘定合併の23年３月末日まで決算は延期されることになった。

救国貯蓄運動

インフレーションが高進するなか、政府は国民の購買力を吸収してインフレーションにブレーキをかけるべく、21年11月、官民協力による救国貯蓄運動を発足させた。業界も協会が中心となってこれに協力していくため、「日本も我家も保険で再建」「新憲法は国の基、生命保険は家の礎」等のスローガンのもとで業界としての新契約目標を定め、各種の運動を展開した。

連合国総司令部との接触

連合国軍による日本占領中は、すべての行政が総司令部の指揮下に入り、保険行政も最終的には総司令部の意向によって左右された。事実、総司令部は生命保険会社に対して各種の報告を求め、深く保険行政に介入してきた。このため協会は、これら報告書の提出に際してそのまとめ役を努めたほか、問題によっては業界意見を具申し、担当官との対談会を通じて双方の意見疎通に当たるなど、総司令部との接触に努力を払った。

2. 業界再建論議と協会の対応

金融制度調査会

終戦後間もなく、生命保険会社の再建論議が活発化してきた。まず、昭和20（1945）年９月、

生命保険中央会によって「新事態に処し生命保険事業の進むべき道に関し建議」と題する意見書が大蔵省あてに提出され、さらに同年末、金融制度調査会が大蔵省に設けられて生・損保兼営論、組合保険の公認問題などが審議された。そして昭和21年12月、新しい構想のもとに金融制度調査会が新設され、22年12月には保険業について、次のような意見が具申された。

・任意保険存在の意義はいまだ失われておらず、現段階においては民営形態を可とすること。ただし損害保険については、これと並行して民間企業の取扱いによる強制保険制度の実現について研究を進める必要がある。
・監督行政を業界の実情に合致させ、官営保険を含める保険制度を合理化するため、業法の改正を始めとして関係法制の統一化をはかると共に、業界の意見を反映せしめるために保険委員会の如きものの設置を必要と認める。
・生命保険及び損害保険の金融機関としての特性を正確に認識し、その取扱に遺憾のないようにすること。
・保険業の経営民主化については、銀行その他の場合に準ずる。なお、生命保険については事業の性質上、相互会社組織への改編を適当とする。

このように、行政側による再建論議が進むなかで、民間側においても有志による研究会が結成され、事業再建についての研究が進められていった。その結果、金融機関再建整備法が公布され、同法の具体的運用が現実の問題となってきた21年10月、協会内に再建整備特別委員会が設置され、当面の重要問題について検討を進めていくことになった。しかし、その後、生命保険会社にも労働組合が結成されてきたため再建整備特別委員会は解散され、22年３月、労使一体となった生命保険再建会議が新たに結成された。そして、本再建会議によって、小口契約の処理問題をはじめ、第二会社設立問題などが審議された。

生命保険の月の開始

連合国総司令部保険監督官 J・P・ロイストンから、昭和22年11月をもって「生命保険の月」として生命保険の奨励運動を展開してはどうかとの発議があった。協会は同年９月の役員会で全生保再建記念としてふさわしい行事であるのでこれを受け入れ、最初の「生命保険の月」特別運動（全国生命保険業者大会、講演と芸能の会の開催、新聞、ラジオ、ポスター、自転車宣伝隊等による諸宣伝活動など）を実施した。

協会のその他の諸活動

この時期、協会は以上の諸活動のほか、定期保険の研究、無診査保険の最高保険金額引上げ申請と認可の取付け、不正募集対策の推進、外務社員に対する労働基準法の適用についての緩和化要請などを実施した。また、この時期に起こった保険業法の全面改正問題についても意見書を提出し、業界見解が受け入れられるように努めた。

なお、このおりの業法改正問題はその後、昭和25年にようやく改正草案がまとめられ国会提

出の運びとなったが、諸般の事情から結局は見送られた。

2. 生命保険事業回復への道のり

1. 金融機関再建整備法の実施

昭和21（1946）年８月12日、金融機関再建整備法および金融機関経理応急措置法が公布され、８月11日を指定日とする新旧勘定の分離が実施された。協会ではこれら法律の公布に当たり、その説明会を催して法律の実施に必要な諸手続きの準備と疑問点の解明に努める一方、大蔵省と各社間との連絡にも疎漏のないよう留意した。また、同法にもとづく最終処理を完結した時点で実施される政府補償の交付に当たっても、その全額補償を大蔵大臣に要望した。

金融制度調査会は、22年２月、金融機関再建整備法の適用の結果、資本金の残らない金融機関については第二金融機関の設立を認めることを答申していた。生命保険会社は資本金全額切捨てのうえ政府補償を受けざるを得ない情勢であったので、再建方式として第二会社の設立が取り上げられた。金融機関再建整備法による整理の完了を待たないで、第二会社を設立して新契約は新会社の手で処理するということであった。

大部分の生命保険会社は、23年３月31日、金融機関再建整備法による最終処理を完了し、同日、かねてより設立していた新会社（第二会社）に保険契約および財産を包括移転して旧会社を解散し、新しい経営体制に入った。

この時期、日本経済は、ドッジ・ラインによるデフレーション政策の結果、一時は深刻な不況に見舞われたものの、25年６月に勃発した朝鮮戦争の影響を受けていわゆる特需景気に沸き、にわかに活気を取り戻してきた。そして、日本経済が復興の道を歩み始めたのと軌を一にして生命保険事業も回復基調に入り、33年度には契約現在高でようやく戦前の水準に達するまでに回復した。

なお、この間の23年７月に事業者団体法が公布され、公正自由な業界の競争による発展を意図した同法の趣旨のもと、事業者団体の行う統制行為、経済行為、その他加盟会社の機能または活動を制限する諸行為が禁止された。このため、協会の行う業務活動もおのずと制約を受けることとなった。

2. 保険募集の取締に関する法律の制定

昭和６（1931）年に施行された「保険募集取締規則」のもと、募集秩序は長い間良好な環境を維持してきた。しかしこの時期、新規契約募集が困難であったことや特別新契約の実施などから募集に関して懸念すべき幾多の事情が表面化してきた。このため、大蔵省ではかねて用意していた「保険募集取締規則改正案」をもとに急遽「保険募集の取締に関する法律案」を立案して国会に送り、23年７月、「保険募集の取締に関する法律」が制定・施行された。この「募取法」は、旧規則が外務社員の規正に主眼をおいた行政指導型のものであったのに対し、外務社

員の規正と同時に契約者利益の保護の面をも多分に配慮したものであった。

協会は「募取法」の公布を前に役員会でこれを取り上げ、同法案にみられる外務社員の登録制度について実効の面で疑問が残ることからその導入に反対、関係方面に対して再考方を要請した。しかし、結論として、業界側の主張は通らず、外務社員の登録制度が実施された。

3. 保険行政関係の諸問題

昭和23（1948）年ごろ、金融懇談会保険部会は金融委員会ないしは保険委員会の設置、あるいはその折衷案として保険長官をおくという「保険事業監督機関のあり方」をGHQに提案した。また、これと時を同じくして、大蔵省の金融制度調査特別委員会は「保険行政機構改革試案」を作成して保険庁の設置を提案するなど、この時期、保険行政機構のあり方をめぐり活発な議論が展開された。これに対して当協会は、日本損害保険協会とも協力のうえ、保険事業の健全なる発展と普及を図るためには保険事業の特殊性を十分考慮に入れ、専門的な知識経験にもとづいて監督行政を行う必要があるという立場から、金融委員会とは別途に保険委員会（または保険庁）を設置することを主張し、それについての意見書を大蔵大臣あてに提出した。

また、33年には大蔵省から、簡保・各種共済と競合ないしは類似する分野での調整問題を含めて保険監督行政の拡充を図るべく、従来の同省保険課を部に昇格させる構想が明らかにされた。これに対して当協会は、保険事業発展のためには現在の課制度を局、部にまで拡充することが望ましいことなどを盛り込んだ意見書を大蔵大臣はじめ関係部門あてに提出し、その実現を要望した。

4. 会社新設に対する見解表明

昭和23、4年ごろから27年にかけて生命保険会社新設の動きが起こり、なかでも寿券年金（トンチン式生命保険）の事業企画は大がかりな計画であった。このような動きに対し、協会はかつて生命保険会社が濫設され、経営に当を得なかった会社の多数が整理のやむなきに至った歴史にかんがみて設立認可には慎重であるべきこと、新設会社には既設の会社に認められていない特別の条件および保険種類の独占的措置が取られないこと、保険種類の許可は生命保険従来の意義に立脚したものに限り、射倖的偏向や貯蓄的理念を逸脱する形態のものでないよう十分に配慮されるべきことなどを内容とする反対意見を当局者と会談し表明するなど、その阻止に努めた。

5. 財務関係諸問題

昭和23（1948）年に入ると、企業の再建整備が進むなかで産業界の資金需要が盛んとなり、株式の増資を軸に事業の拡大化が図られるようになってきた。しかし、当時、生命保険各社は資金不足で、これに応じるのが困難な状況にあった。このため、協会は事態を重視して同年9月、日本銀行に対して国債を担保に資金の借入れを要請し、日銀は前例がないことから難色を示したが、最終的には生命保険会社手持ちの国債を買戻し条件付で日銀が買い入れ、一時的に

資金繰りの面倒をみるという方法でこの問題の決着をみた。しかし、この後も企業の増資が激増を続けたため、業界は再度国債の買上げを要請し、24年度には数次にわたって実施された。

なお、この間の24年後半期には日本経済は不景気に見舞われ、株価は下落傾向を示し始めたので、協会は臨時役員会を開いて株式の買出動方針を決定し、国債売却によって得た資金をこれに充当した。また、この買出動にはその後銀行も同一歩調を取るようになり、以後両者相まって積極的に株式市場を支援していった。

昭和30年に政府は日本住宅公団を発足させたが、同年度の建設資金の一部を民間から借入れでまかなう方針のもと、生保には40億円の割当を決定した。これに対して協会は、その貸出し条件について関係当局と折衝を重ね、その結果これを引き受けることになった。

なお、日本住宅公団への貸出しは、後年年ごとに大型化していった。

6. 業界分野調整問題

昭和33（1958）年ごろ、業界内部の競争が激化するなかで大会社と中小会社の経営格差が表面化し、経営分野の調整問題が起こってきた。これに対し大蔵当局は同年6月に「生命保険事業の経営に当たり特に留意すべき事項について」を通知して、業界内部における分野調整と過当競争の是正について適正な政策が必要なことを指摘し、協会でも経営調整委員を選任して検討を行ったが、この分野調整については結局最終的な結論を得るまでには至らなかった。

3. 関連する重要事項等の動き

1. 生命保険料控除制度の復活

戦前から認められていた生命保険料の所得控除が昭和22（1947）年の税制改正によって廃止され、また、死亡保険金の相続税非課税措置も25年3月の相続税法改正によって廃止された。協会ではこれら両制度の廃止の動きに対してかねてより反対運動を展開していたが、死亡保険金の相続税非課税措置まで廃止されたのを契機に、25年9月から新たに両制度の復活運動を強力に展開していった。すなわち、25年9月に死亡保険金の相続税非課税措置の復活を要望する意見書を来日中の日本税制視察団のシャウプ博士に対して、また10月には生命保険料の所得税控除の復活についての意見書を大蔵大臣あてに提出したほか、さらに11月には来日中のドッジ公使に対して両制度の復活を陳情、同時に国会および関係方面に対しても要望書を配布するなど、目的貫徹のために全力を投入した。

一方、このような政治折衝に加えて、事務的交渉および国会対策、連合軍総司令部（GHQ）への陳情等も重ねた結果、ついに大蔵当局においてもこれが社会政策に合致し、かつ資金の蓄積に資する面のあることから、昭和25年12月の省議において両制度の復活を決し、引き続く関係税法の改正によって両制度復活の努力は結実した。

＜死亡保険金の相続税非課税限度＞

相続人１名につき生命保険金10万円まで非課税とする（昭和26年１月１日より適用）

＜所得税法上の生命保険料控除限度＞

保険料年額2,000円までを所得から控除する（25年度分所得税より適用）

なお、協会はこの後もこれら非課税制度の拡大について運動を展開した結果、相続税非課税限度については３度にわたって、また所得税控除限度については５度にわたってそれぞれ引き上げられた。

2. 保険料の引下げと契約者配当の復活

生命保険事業は昭和25（1945）年以降、日本経済の復興にともなって業績を好転させ、死亡率の改善とも相まって慢性的な費差損を死差益と利差益とによって補うことができるまでになった。このため各社では、27年３月、予定死亡表として新たに発表された厚生省第８回生命表を採用し、予定利率を３％から４％に、また予定事業費を維持費の対万80円から70円に引き下げた新種保険を一斉に発売した。さらに31年４月にも死亡表を第９回生命表に代えて保険料の引下げを実施した。

一方、終戦以来停止されていた契約者配当については、各社とも23年度決算分から保険金1,000円につき３円の割合で復活させ、その後も保険料引下げとも関連してほぼ毎年引き上げていった。

3. 保険約款の改訂

昭和24（1949）年４月、協会は模範約款改正委員会を設置し、契約者本位の模範的約款作成に向けて積極的に研究を進めていった。しかし、本委員会は紆余曲折を経た後、結局答申を出すまでには至らず消滅した。

その後30年に、大蔵省より現行約款について検討を要すべき諸事項が示され、業界としての意見を調整するよう申入れがなされたため、協会は新たに保険約款改訂委員会を設立して検討を開始し、広く学識経験者からも意見を聴取するなど慎重に審議を重ねた結果、契約申込みの承諾にともなう会社の責任開始期は第１回保険料相当額を受け取った時（診査前に受け取った時は診査時）とすること、および承諾通知の方法、種類変更の計算方法、保険料持参債務の原則などをうたった改正最終案を決定し、31年３月、大蔵省にこれを答申した。その結果、この答申内容が31年４月から実施された低料新種約款ならびに改正約款中に盛られることになった。

4. 団体生命保険運営基準の制定

わが国における団体生命保険は、昭和９（1934）年に日本団体生命（現在のアクサ生命）が営業を開始して以来、長い間同社の独占事業となっていたが、22年４月に独占禁止法が公布されてより各社がこれを発売し、激しい獲得競争を展開した結果、業界内に混乱が生じた。保険

料の割引競争、高率配当競争、あるいは配当の事前割引行為、数社による保険料の入札、そして契約引受けの対象となる団体の性格および引受けの基準が各社まちまちであったことなどが混乱の主たる原因となっていたが、それらの問題が25年後半ごろから次第に表面化してきたため、協会の役員会においてもこの問題を取り上げることになった。

一方、大蔵当局も強い態度でもってこの問題に臨んできた。25年9月、団体保険の発売会社に対して団体保険の大団体に適用する特殊料率を提示してきたほか、同年12月には団体保険の独立採算制、団体の範囲、被保険者の選択、保険料基準、配当方式などを定めた「団体生命保険対策要綱案」を業界に提示し、それについての審議を要請してきた。

業界としては、粛正を目的とした当局の趣旨には異論はなかったが、実施方法については種々の意見があったため、当局と業界間でさらに内容を検討することになった。そして大蔵当局と関係者間で数次にわたって会合がもたれ、慎重に協議が進められた結果、独立採算制の限界、団体の範囲、保険料率の基礎、配当方式などについての要綱が決定され、26年8月7日、「団体生命保険の運営基準について」が大蔵省銀行局長通達として発出された。運営基準は、その後も時代に即応して改訂が行われ、団体生命保険の健全な発展を促す基盤となった。

5. PR活動の前進

昭和24（1949）年、これまで「貯蓄奨励運動」時と「生命保険の月」で行っていた協会PR活動を「生命保険普及運動」として一本化し、以後31年まで、宣伝映画の上映、優績社員の表彰など、11月の生命保険の月を中心として多彩な行事を繰り広げてきた。しかし、それぞれにおいてまだまだ各社意識が強く現われ、生命保険の共同宣伝としては十分なものではなかった。

31年3月、生命保険事業視察団が米国に派遣され、その帰国報告のなかで全社的PR活動の重要性が指摘された。この時たまたま翌32年度の所得税法改正により生命保険料控除限度額の引上げが実施されることになったことから、協会ではこれを機会に強力な全社的PR運動を展開していく目標を掲げ、協会内にPR特別委員会を設置して、以後PR問題と本格的に取り組んだ。ちなみに、33年度に実施した協会PR活動は以下のとおりである。

生命保険税制周知のためのリーフレット作成、指導者向けパンフレット「国民生活と生命保険」作成、新聞広告、雑誌広告、ポスター作成、チラシ作成、懸垂幕作成、民間テレビ放送（スポット）、NHKラジオ放送、市場調査（全国）の実施

生命保険の月ポスター（昭和26年）

6. 簡易保険関係諸問題

保険金限度額引上げ

民間保険業者にとって、簡易保険の保険金限度額引上げ問題は常に関心の的となっていたが、この時期においてもほとんど毎年、その引上げを中心とした簡易保険法の一部改正案が国会に提出され、協会はその都度反対の陳情書を逓信大臣（昭和24（1949）年以降は郵政大臣）、大蔵大臣ほか関係する各部門あてに提出してきたほか、当局側との懇談会や国会への働きかけなどを行い、その阻止に努めた。その結果、一時延期あるいは引上げ金額の減額などの措置がとられた。

また、戦後の簡易保険は、保険金最高制限額が法定化されているにもかかわらず同一人から何口もの契約を募集する、いわゆる超過契約があとを絶たず、民間保険業者との間で少なからず問題を起こしてきた。これに対して、協会は、昭和24年以降度々郵政大臣など関係当局に抗議を行い、その正常運用化を要望した。

積立金運用問題

戦後、簡易生命保険および郵便年金の積立金はGHQの指令により、契約者貸付金を除いて投資可能な資金は全額大蔵省預金部に預け入れるよう特定されていた。

そして、昭和26（1951）年３月の資金運用部資金法の制定により、政府資金はすべて大蔵省資金運用部で一元的に運用することが明定された。ここに至るまで、郵政当局としては積立金の自主運用を目指して運用権の取得に努力を続けてきたが、法案制定後も引き続いて大蔵当局との間で運用権の所管をめぐって論争を展開してきた結果、紆余曲折を経た後、28年４月、運用権は郵政省に移管された。

この問題は業界と直接関わりを持つ問題ではなかったが、民間経済団体は分離運用に反対の立場を取っており、協会としても同様の立場から終始強い関心を持ってこれに対処した。

7. 保険演習と生命保険実務講座

保険演習は、明治39（1906）年10月、当時の東京帝国大学で第１回演習が開始され、その後、業界の人材養成に大きな役割を果たすこととなった。この保険演習は、昭和19年、東京帝国大学の手を離れて演習修了者の団体である保険演習学友会の事業として運営されていたが、24年11月、第21回演習をもって、その40年間にわたる歴史に幕を閉じた。

協会では、保険演習の動向も見つつ、22年５月、若手職員を対象とした第１回生命保険実務講座を開講した。その後、24年５月の理事会において、協会の付設事業として生命保険講座を新設することを承認し、７月に教育部を新設、新しい生命保険講座を９月に開講して現在に至っている。

8. 協会のその他の諸活動

この時期、協会は、さらに以下の諸活動を展開して生命保険事業の回復と新たなる発展に努

めた。

・無審査保険の改善　数次にわたる最高制限額（初年度および通算）の引上げと契約解除率低減への諸策推進

・労働・社会立法対策　労働基準法および厚生年金法改正についての意見書提出（外務社員への適用問題を中心に）

・中国約款の処理　新勘定部分（１万円以下）についての邦価による支払開始（昭和27（1952）年５月）、および旧勘定部分（１万円を超える部分）についての適用換算率の採択とそれによる支払の開始（32年１月）

協会はこの間、昭和23年12月７日に創立40周年を迎えて記念祝賀会を挙行、戦後休刊中の機関誌「生命保険協会会報」（第33巻第１号）を40周年記念号として復刊した。

V　高度成長（昭和33～50年）

1. 経済的背景

1. 所得倍増計画

所得倍増計画は、昭和35（1960）年に策定された長期経済計画で、閣議決定された際の名称は国民所得倍増計画であった。この計画では、翌36年からの10年間に実質国民所得（国民総生産）を26兆円に倍増させることを目標に掲げたが、その後日本経済は驚異的に成長することとなった。

国民所得倍増計画は、32年の岸信介内閣の「新長期経済計画」に代わって35年12月27日に池田勇人内閣において閣議決定された。

計画の目的は、生産性向上にもとづく輸出競争力の強化とこれによる輸出の拡大、外貨収入の増大を主要な手段として速やかに国民所得（国民総生産）を倍増させ、これによって雇用の増大による完全雇用の達成等を図ることで国民の生活水準を引き上げることにあった。また、この過程で地域間・産業間における所得格差の是正もその目的とされた。具体的には、農業の近代化の推進、中小企業の近代化、経済的な後進地域の開発促進であった。

計画の数値目標は、35年度の国民総生産額である13兆６千億円の２倍、26兆円を10年以内に達成するというものであった。また、35年度から年間平均９％の経済成長率を達成し、38年度に17兆６千億円の実現を期することが当初３か年の目標とされた。

しかし、日本経済は予想以上の成長を遂げ、実質国民総生産は約６年で倍増を、国民一人当り実質国民所得は７年で倍増を達成するという驚異的な経済成長率を記録した。

その後、佐藤栄作内閣によって高度成長によるひずみの是正や社会資本整備を目的とする「中期経済計画」（40年）および「経済社会発展計画」（42年）が策定されていくこととなった。

2. 安定成長、石油危機の勃発

昭和39（1964）年の東京オリンピック後、戦後最大の不況といわれた証券不況（40年不況）も国債発行を契機に回復に向かい、戦後最長（57か月）の「いざなぎ景気」と呼ばれる好景気を迎えることになった。41年度から45年度のわが国の年平均経済成長率は11.8%であり、各年度の成長率は10%以上という未曾有の安定した高度経済成長時代を実現することになった。米国における長期好況やベトナム戦争も間接的に日本の景気を支えることになった。この間、43年には日本のGNP（国民所得）は1,428億ドルと、西ドイツを抜き資本主義国のなかで世界第2位となった。

昭和45年に大阪で開催された万国博覧会の終了に歩調を合わせるかのように景気は後退し始め、46年８月、ニクソン大統領が金とドル交換の停止や10%の輸入課徴金などのドル防衛策を

発表した。このいわゆるニクソン・ショックによって、金とドルの交換を基軸とする固定相場制から変動相場制に急激に移行することとなった。

また、47年7月に発足した第1次田中角栄内閣の日本列島改造論は、土地の買い占めなど投機熱をあおり、激しいインフレーションを引き起こし、株価、地価は空前といわれるほどの高騰を続けた。48年10月、第4次中東戦争が勃発して石油価格が高騰し、すでに列島改造論や積極的財政政策により進行していた物価上昇は石油危機による便乗値上げなどにより一段と加速され、狂乱物価といわれるまでになった。景気は11月を頂点に下降に転じ、49年には戦後初めてのマイナス成長となった。こうしたことから、企業は人員整理とともに原材料費の節約などコストダウンを図ることにより減量経営に努めることとなった。

2. 保険審議会の設置

1. 保険審議会の設置

昭和31（1956）年7月に発表された経済白書は、「もはや戦後ではない」とし経済面での戦後は終わったことを宣言した。

一方、戦後における生命保険事業の回復速度は一般経済のそれに比して遅く、保有契約高の実質価値が戦前の水準を超えたのは34年3月末であった。続いて、36年度には総資産も戦前の水準に達し、ここに生命保険事業も、日本経済の成長に即応できる態勢整備がなったといえる。

34年4月、大蔵当局の「保険事業に関する諸般の問題につきましては、その緊急性と特殊性とにかんがみ、別途これを審議する必要を認め…」（第1回保険審議会における佐藤栄作大蔵大臣挨拶）という考え方にもとづき、保険審議会が設置された。そして、石坂泰三保険審議会会長のもとで審議が開始されたのであるが、協会ではその審議に対して経営委員会を設けて対処する一方、当局、委員、業界間の意思の相互疎通に努力し、各種資料の作成提出にも協力を惜しまなかった。

なお、保険審議会は37年3月に「生命保険計理に関する答申」を初答申し、以後、以下の各答申を行って当局および業界の対応を要請した。

・生命保険募集に関する答申（昭和37年7月）
・相互会社組織運営の改善に関する答申（40年3月）
・生命保険募集制度の合理化と継続率の改善に関する答申（40年11月）
・今後の保険行政のあり方について（44年5月）
・保険商品および生保資産運用に関する答申（47年6月）

なお、これらに対する業界の対応については、後述する関連項目のなかで触れたい。

2. 共済事業との関連問題

保険行政のなかで共済事業がどのような位置を占め、また保険と共済とどう違うのかという

問題については、昭和34（1959）年７月の第１回保険審議会で問題が提起されて、その後も類似保険の問題として度々取り上げられてきたが、保険行政の一元化問題とも絡み、何らの進展をみなかった。

なお、この間、共済事業の発展にともない民間事業との間で数々のトラブルが発生したが、協会は、トラブル発生の都度、例えば募集文書上に遺憾な点があれば先方に抗議文を送り、当局に対しても善処方を要望するなど問題の解決に努めてきた。

3. 生命保険相談所の拡充

昭和36（1961）年１月、保険審議会契約部会において、「生命保険契約に関する苦情処理を公正迅速に行い、あわせて健全な保険思想を普及させるため、業界内に（そのための）機構を設けるべきである」ことが決議された。このため協会では、２月にいち早く生命保険相談所運営委員会を設けてこれに対処し、３月１日付で従来からの生命保険相談室（昭和21年１月開設）に代わる新機構の生命保険相談所を開設した。また、これと同時に、紛争の事前防止を期して、契約締結の前に契約上特に注意を要する事項について分かりやすく解説した基本文書「ご契約のしおり」を申込者に手渡すほか、申込書および告知書の写しの送付も励行していくことを申し合わせた。

生命保険相談所は、開設以来多くの一般相談や苦情相談を受け、それらへの対応を通して所期の目的を果たしてきた。39年７月、大蔵当局からの生命保険相談所の拡充の要請を受け、協会は「生命保険相談所の組織並びに運営の改善について」をとりまとめ、12月４日付で大蔵当局あてに提出した。40年４月、生命保険相談所は改組され、従来の運営委員会に代わるものとして新たに学識者３名、業界委員２名からなる調停委員会を設置し、同委員会は紛争の斡旋・調停に当たることとした。また、同時に、全国の地方協会内に連絡所を設け、生命保険相談所への連絡に当たらせることとした。

さらにこれと並行して、各社においても生命保険相談所から解決の依頼を受けた苦情については、事情の許す限り受付の窓口を一本にして解決処理に当たることになった。

4. 相互会社運営の改善

昭和40（1965）年１月、保険審議会の第七機構部会が生命保険会社の相互組織運営を取り上げてより、一躍、相互会社の問題がクローズアップされてきた。そして同年３月、保険審議会から、社員総代の選出、社員総代会の運営、会社の運営、一般社員の意見の表明方法などからなる「相互保険会社組織運営の改善に関する答申」が出されるに及び、大蔵当局はそれぞれについての対応策を強く業界に求めてきた。これを受けた業界は、各社とも５月開催の定時社員総代会において、社員総代候補者選定のための選考委員会、社員（契約者）から出される会社経営に関する意見を審議するための審議委員会を設けるなど、各社サイドでこれにともなう定款変更を行うなど各指摘事項の改善に努めた。

5. 生・損保の分野調整

傷害保険、疾病保険が生・損保のいずれの分野に属するかという問題は、商法、保険業法ともに規定が明らかでなく、従前から論議の分かれるところであったが、昭和40（1965）年2月、当協会はかねてから検討を続けていたこの分野調整問題につき、「生命保険会社が販売し得る保険種類の範囲について」と題する報告書を大蔵当局あてに提出した。それは、「生保業界に対しても傷害保険を単独商品として販売し得るような合理的弾力的な行政上の配慮を強く要望する…」ことを主題とするものであった。これに対し、大蔵当局は生・損保両協会と数次にわたって会談を持った結果、同年12月に至って、次のような分野調整案を両協会に提示し、両者ともこれを尊重することで合意が得られ、この問題はようやく解決をみた。

・傷　害　保　険…生保は他の種目の保険と組み合わせ、単独商品としては発売しない。損保については特に制限しない。

・疾　病　保　険…原則として生保が行う。ただし、損保の現行約款はこれを尊重する。

・海外旅行保険…生損保ともワンセット方式で発売する。ただし、損保に疾病死亡を認めるのはこの保険に限ることとする。

6. 外務員の権限問題

この時期、外務員に契約締結代理権、告知受領権、集金受領権の三権を与えるべきか否かの問題が議論を呼び、昭和36（1961）年11月開催の保険審議会契約部会においてもこの問題が取り上げられた。これに対して業界では、12月に協会でとりまとめたこれら三権の付与は不可または不要とする意見書「外務員の権限と会社の責任について」を同部会あてに提出し、この問題についての理解を求めた。その結果、37年7月の「生命保険募集に関する答申」において業界の主張がほぼ認められた。すなわち、外務員の法律的地位はさしあたり現状のままとされ、「契約締結権の付与は不可」との意見については業界の主張を認めて付与しない代わりに、外務員の資質向上が先決という立場から、教育訓練の拡充強化と適性外務員導入のための試験制度を導入することとされ、「告知受領権の付与は不要」との意見に対しては、告知義務違反にもとづく後日の紛争を防止するうえから、「保険会社は告知書の写しを保険証券とともに契約者に送付する」ことが義務づけられた。また、「集金受領権の付与は不要」との意見に対しても業界側の主張がほぼ認められる形となったが、募集面における会社経営の合理化について格段の努力を払うよう指摘された。

3. 資本自由化と生命保険業

1. OECDの動向

わが国では昭和37（1962）年ごろより国際的な自由化（貿易為替の自由化、資本の自由化）が問題となってきた。そしてその後、39年4月にIMF（国際通貨基金）の8条国（為替取引の

自由化）に移行し、必然的にGATT（関税および貿易に関する一般協定）の11条国（経常的な貿易取引の自由化）となったが、同時にOECD（経済協力開発機構）に加盟して「資本移動の自由化に関する規約」ならびに「経常的貿易外取引の自由化に関する規約」を承認、全面的な国際化時代に入っていった。さらに、42年７月には資本移動のうちの直接投資の自由化が一部業種に限って認められ、世界経済における自由化趨勢が国内においても一段と高まりをみせてきた。

以下、この間における生命保険自由化の流れをみていけば、まずこの時期当初、OECDの保険委員会によってそれが積極的に促進されていた。しかし、各加盟国間に存在する保険事業に対しての特殊な制度が大きな障害となって同委員会の作業は遅々として進まなかった。

このような情勢が続くなかで、わが国の関係当局は、「保険事業の自由化は時期尚早であり、今後とも慎重な取扱いが必要である」という態度をとり続け、40年９月に開かれたOECD保険委員会においても、

・保険事業は、広く国民大衆を相手とする事業であり、各国とも契約者保護の見地から保険監督制度を備えており、その態様が国により相違していること、また保険種目や責任準備金の積み方などもまちまちであること
・保険事業は、国民経済的利益に直結する金融的機能を有しており、一国の経済に重大な影響力をもっていること
・特に生命保険は、本来地縁的、人縁的関係に基礎をおく事業であるため、国際交流についてはおのずから限界があること

などを理由に、保険事業は元来自由化が困難な事業であることを訴えた。

2. 生命保険の自由化

一方、協会ではこの時期、将来に備えて生命保険自由化の問題について検討しておく必要があるという判断に立ち、昭和41（1966）年３月に海外保険事情研究会を設置し、その作業に当たった。

ところが、41年10月にBIAC（OECDの諮問機関）から、また、42年２月にはOECD貿易外取引委員会から「日本の自由化は生ぬるい」という勧告が出されるに及んで事態は急変し、国内において自由化促進の機運が高まってきた。その結果、生命保険業の外資法特例政令第4条の制限業種（事業の公共的性格のため、外資の関与を一定の制限のもとにおくべきであるとされている業種。日本銀行、信託業、銀行業等の19業種）への編入が問題となった。

これに対して協会では、42年３月、大蔵省あてに生命保険会社も銀行・信託等と同様の金融機関であり、それらと異なった取扱いをされる理由はないとして制限業種への編入を希望する要望書を提出した。しかし、閣議決定によって生命保険業の制限業種への編入は見送られ、非制限業種とされた。そして、42年７月１日の第１次自由化措置においても、生命保険業はこの

おりの方針どおり個別審査業種にとどめられた。

このように、第１次自由化においては生命保険の完全自由化は見送られたが、その後海外からの門戸開放を望む声が高まりをみせ、同時にOECDサイドからも自由化作業の促進を望む声が寄せられてきた。こうした情勢が続くなかで、協会は、生命保険の自由化問題は生命保険事業本来の性格にかんがみて軽々しく取り上げられるべきものではないという態度を堅持し、43年11月に「生命保険事業と資本取引の自由化について」と題する意見書を関係方面に提出、また、44年２月の保険審議会特別委員会においても、国際競争力を強化していくうえからの諸方策（関係法律及び監督法規の整備、付随的業務の拡大、外国事業者に対する監督等）について意見を表明した。しかし、44年３月１日に第２次資本自由化が実施され、生命保険業は第１類業種（50%自由化業種）に指定された。そして、この事態を早くから予測していた保険審議会は同年５月に「今後の保険行政のあり方について」（―特に自由化に対応して―）の答申を大蔵大臣に行い、これに備えた。また、協会の海外保険事情研究会では、42年５月に「自由化と生命保険」を、さらに46年10月には「OECDと生命保険の自由化」をとりまとめ、調査資料として提供した。

3. 外国生命保険会社の進出

生命保険事業が50%の資本自由化業種に指定されたことにより、外国生命保険会社の日本市場進出は時間的な問題となってきたが、保険審議会では商品と資産運用のあり方について検討を行い、法制面についても検討を開始した。一方、大蔵当局も昭和47（1972）年９月に外国生命保険事業者に対する日本人向けの営業免許基準を固め、その進出に備えた。このようななか、48年２月にアメリカン・ライフ社（日本支店）が戦後初めて日本人を対象として営業を開始し、さらに、49年11月にアメリカン・ファミリー社（日本支店）が営業を開始した。

なおこの時期、国内会社の外国関係の動きとしては、一部の会社の海外進出があり、また、団体保険を中心とした外国会社との業務提携もかなりの会社で推進された。

4. 生命保険課税制度の改正

生命保険に対する税法上の課税措置には、生命保険料の一定額までの所得控除および死亡保険金の一定額までの相続税非課税制度があり、それぞれ古くから生命保険が一般大衆に幅広く普及し発展してきた過程において、多大な役割を果たしてきた。

協会はこの時期においても積極的に生命保険課税の改正運動を展開し、毎年要望書を関係方面に提出するなどその実現に努力を払ってきた。その結果、生命保険料の所得控除については、この間、昭和37（1962）年、39年、41年と限度額が引き上げられ、死亡保険金の相続税非課税措置についても40年より受取人１人につき100万円までの非課税が実現された。その後、42年より「死亡保険金の非課税限度『受取人一人につき百万円まで』が『相続人一人につき百万円ま

で』」に改められ、46年より「相続人一人につき150万円まで」限度額が引き上げられた。

生命保険料控除制度の見直し

昭和41年７月、生命保険料控除制度を見直し、地方税法上ならびに所得税法上においてそれぞれ統合または整理しようとする動きが出てきた。協会では、これに対して反対の決意表明を行うなど諸対策を講じてきたが、その後10月に税制調査会から「長期税制のあり方についての中間報告」が発表され、控除統合の方向がはっきりと打ち出されてきたため、以後強く反対運動を展開していく方針で結束した。その結果、42年度には統合が見送られ、43年度も審議が進まず、以後もそのままの状態が続いて本問題は立ち消えとなった。

一方この間、協会は生命保険料控除制度の拡大を要望して毎年活発な運動を展開してきた。その結果、この時期、所得税法上の生命保険料控除については49年に限度額が引き上げられた。また、地方税法上の生命保険料控除額についても43年、46年、50年に限度額が引き上げられた。

5. 生命保険商品の動向

1. 個人保険分野の動向

保険種類の新しい動き

この時期、定期付養老保険の大型化・多様化が進み、病死10倍、災害死は即時払で20倍、年金払で30倍（昭和48（1973）年度）が普通となった。さらに40倍型（49年度）も発売された。

また、ニーズの多様化に応じて各種定期保険が数多く開発された。インフレから保険の保障価値を維持する物価指数定期保険、25歳までの若者を対象とした生存給付金付定期保険をはじめ、祝金付逓増定期保険、災害倍額逓増定期保険付養老保険などが各社から相次いで発売された。さらに個人定期保険も、49年末に全社的に発売されるようになった。

災害関係特約

災害保障特約は、昭和39年４月の発売以来高い普及率を示してきたが、43年ごろから不慮の事故による入院率の上昇、あるいは逆選択の影響により、入院給付金の支払率が大幅に予定率を超過してきた。このため、協会ではアクチュアリー委員会が本特約の実態調査を行い、その結果にもとづいて災特関係専門委員会が早急に全社統一の改正要綱をまとめることになった。また、交通災害保障特約、団体定期保険に付加する災害保障特約についても同様な措置が取られることになった。その結果、44年１月、各特約の改正作業が完了し、同年３月にかけて各社から販売された。また、最高保険金額は、個人・団体別に災害保障特約と交通災害保障特約を通算してそれぞれ500万円が限度とされた。なお、各社とも新特約の発売にともない旧特約の販売を中止した。

海外旅行生命保険

「総合保障海外旅行生命保険」および「災害保障海外旅行生命保険」は、業界統一商品として

41年９月１日付で大蔵当局の認可を得た。この保険の実施に当たっては、外国為替管理令による貿易取引の管理に関する省令の改正が必要であったが、これも41年９月１日に実施された。

その後、アクチュアリー委員会での給付内容等の見直しの結果、44年６月、従来の商品に代わる新商品として「新総合保障海外旅行生命保険」および「新災害保障海外旅行生命保険」を創設した。なお、同保険については50年３月にも、保険料の引下げ、加入最高限度額の引上げ、取扱幅の拡大などについて再改訂を行った。

保険約款の全般的再検討と条項改善

昭和48年２月、大蔵当局より無診査契約における削減支払の廃止、災害保障特約等における解除規定の整備、転換条項の整備等約款改正についての諮問を受けた協会は、約款改正専門委員会を設けてこの問題を討議し、改善の方向に立っての回答を提出した。しかし、同年９月、再度当局から問題点を提起されたため、以後当局との間で種々折衝が続けられた。

その結果、無診査・無削減支払、個人定期保険の無条件更新・中途増額、転換条項などが実現をみた。

無診査保険の削減支払撤廃（49年４月以降実施）は、従来、無診査保険における契約後２年以内の普通死亡については初年度が保険金の５割、次年度には同２割を削減して支払っていたが、このおり、この期における国民健康管理の向上、契約選択方法の充実等にかんがみてこれを撤廃し、有診査保険並みに保険金の全額を支払うことになった。なお、既契約についても同様の措置を取ることとした。

また、個人定期保険に自動更新制度ならびに中途増額制度を導入した（49年12月以降実施）。

さらに、転換制度（転換特約）は、当局の行政方針に沿いつつ各社が個別に導入を図ったもので、その方式において各社間で若干の差異があった。

2. 保険料の引下げと特別配当の実施

保険料の引下げ

生命保険料については昭和27（1952）年および31年の２回にわたって引き下げたが、この時期においても、34年３月に第３次引下げ（維持費）を、また39年４月には第４次引下げ（死亡率と維持費）を実施した。

この頃、大蔵当局の行政指導による配当個別化の動きや、配当調節を行うよりは保険料の引下げを主張するマスコミの論調が目立ってきた。このため、生命保険各社では33年度決算分については死差益部分につき、また34年度決算分については利差益部分についてそれぞれ増配を実施した。しかし、35年度決算分からは個別化の動きが出始め、同年度においては各社間でわずかながらも配当に格差がつくようになった。そして以後、順次個別化の考え方が導入され、各社の経営実績が配当面に反映されていくようになった。

全会社表の完成

昭和44年３月、死亡率調査委員会は全生命保険会社の35～38年の経験をもとに新しい経験生命表を作成して同月の理事会に報告、理事会において事業運営の基礎としてこれを採用する方針を承認した。この経験生命表が「日本全会社生命表（1960～63）」（略称「全会社表」）であり、44年６月１日以降に発売された保険種類から採用された。

そして以後、全会社表はわが国民間生命保険会社の保険料計算基礎として採用され定着をみてきたが、49年４月、その後における契約量の増加と死亡状況の変化に対応して新たに「日本全会社生命表（1965～69）」（略称「第二回全会社表」）が作成され、49年５月１日以降に発売された保険種類から採用された。

この時期、生命保険各社は全会社表の採用などにより、44年６月、49年５月の２回にわたって保険料の引下げを実施した。

特別配当の実施

業界では、長期継続の契約者に特別配当を実施してきた。この特別配当は、昭和46年度決算による契約者配当の際、47年度以降、保険業法第86条準備金を原資として10年以上の長期継続契約に対して実施してきたものであり、以後毎年、対象範囲の拡大と配当率のアップが図られてきた。なお、昭和50年当初、昭和20年代に契約した生命保険の目減り問題が国会で論議され、時の話題となった。これに対し業界は、契約年度に応じて最高２倍までの額を支払うことで問題の解決を図った。

3. 企業年金保険分野の動向

企業の退職年金制度

公的年金制度を補うための任意年金制度として、企業の退職年金制度への関心が高まりつつあるなか、協会では信託業界とも協調して年金問題についての合同会議を継続し、昭和36（1961）年５月には「企業年金に関する要望書」を大蔵当局その他関係方面に提出、社会保障制度を補完する形の退職年金制度を育成発展させるうえから、税制面での優遇措置が必要であることを強く訴えた。また、政府の税制調査会も36年12月に企業年金の税制問題を取り上げ、その優遇措置を答申した。これらの結果、法人税ならびに所得税法の改正法案が国会で可決され、37年４月より施行されることになった。

企業年金保険の創設

こうした動きが続くなか、協会は36年11月に年金特別委員会を設けて年金制度に関する税法案要綱について検討を進め、大蔵当局ならびに信託業界等との折衝に当たる一方、37年１月には全社構成による企業年金打合会を発足させ商品内容の検討を開始した。関係当局と折衝を重ねながら開発された商品は、37年４月１日の適格年金に関する税法施行直前の３月31日付で、業界最初の統一退職年金保険（団体年金保険、団体一時払積増年金保険）として全社一斉に

認可を得て、発売した。そして、この後も新たに設けられた年金委員会のもとで新種商品の開発を進め、新種企業年金保険の商品化を行い、昭和38年８月、大蔵当局の認可を得て、全社が発売した。

なお、この後、39年には加入人員について信託との分野調整が行われ、40年には「適格退職年金契約の承認事務運営要領」が国税庁により制定された。

企業年金保険の改良は、41年度以降、前年12月に国税庁から示された「適格退職年金契約の承認事務運営要領について」によって始められた。その後、対象となる団体の範囲、適格年金の税制（41年）、法人税法施行令改正ならびにそれにともなう適格退職年金契約の届出制問題（42年）、生保・信託間の幹事手数料問題（43年）、再計算等の取扱い問題（44年）など企業年金関係について政策的見地から早急に解決を要する問題が数多く表面化してきた。このため、協会では企業年金委員会が中心となってこれらに対処し、シェア変更の場合における保険料積立金移管方式の採用、総幹事制度の採用と副幹事の設置、約款・遺族給付特約等の改正、自主審査要領の作成、基礎書類の改正などを実施して問題点の解決に努めた。

厚生年金基金保険の創設

昭和40年６月、厚生年金保険法の改正により、いわゆる１万円年金が実現した。これと同時に厚生年金保険の一部を代行する厚生年金基金制度が設けられ、41年10月より実施されることになった。生命保険業界では、企業年金との関連でかねてより企業年金委員会を中心に本制度について研究を進めてきたが、41年10月、全社統一商品としての厚生年金基金保険（厚生年金保険の老齢年金のうち、報酬比例部分に対する年金の代行年金保険）を商品化、大蔵当局の認可を得て、各社一斉に販売を開始した。

制度発足以来、生命保険会社の基金受託は信託銀行のそれに比べかなりの後れをとってきたが、協会では42年以降、企業年金委員会が中心となって、経過責任準備金問題の検討、厚生年金基金連合会との契約調印、保険料等の付利起算日問題の検討、配当問題、生保・信託・基金三者間協定書の改正問題、還元融資問題、さらには財投協力など年金契約に関わる諸問題に対処し、その改良に努めてきた。

4. 団体生命保険の動向

団体定期保険の運営基準は、昭和26（1951）年８月に定められたが、各社間の過当競争の抑制および実情に沿わない点の是正などのため、数度にわたり改正が行われた。その後、大蔵当局は41年２月10日蔵銀115号、「団体定期保険の運営基準の改正について」の通達を発した。

この通達は、26年以降数次にわたる通達を集大成したもので、従来の関連通達は41年２月末をもってすべて廃止された。

運営基準については、その後も、42年12月、43年１月、43年２月、46年８月、48年３月、49年４月と、時代の変遷、社会経済環境の変化や需要の拡大等さまざまな要因にもとづき改正が

行われた。

5. 心身障害者扶養者生命保険の創設

この保険は、社会福祉事業振興会の行う「心身障害者扶養保険制度」の加入者を被保険者とする団体生命保険として昭和45（1970）年１月、協会が新たに開発した商品である。

心身障害者扶養保険制度とは、自活することの困難な心身障害者（児）を扶養している父母兄弟等の保護者を対象として41年９月、神戸市によって初めて制度化されたもので、その方式は、団体定期保険を適用して保護者に万一のことがあった場合にその保険金が契約者である神戸市に支払われ、それを原資として障害者に年金が支給されるというものであった。そして、本制度が各地方公共団体で採用されてくるにつれ、厚生省もこれを全国的に広めるべく、社会福祉事業振興会を保険者、地方公共団体を契約者とする年金給付事業を発足させ、制度の普及を図ることになった。

その結果、社会福祉事業振興会の年金原資を確保する手段として新たに心身障害者扶養者生命保険が創設され、これにより、45年２月１日、同振興会と全生命保険会社（20社）との間に心身障害者扶養者生命保険契約が締結され、同振興会の行う「心身障害者扶養保険制度」が発足をみた。なお、制度発足後における振興会事務の一部と保険会社側の事務処理は、本制度の専門性にかんがみ協会事務局で受け持つこととした。

6. 財形保険分野の動向

財形保険のもととなる勤労者財産形成貯蓄契約は、昭和46（1971）年法律第92号によって成立した勤労者財産形成促進法により、47年１月１日より発足したものであるが、この法律では、これを取り扱えるのは銀行等の金融機関または証券会社で、政令で定めるものとなっており、生命保険会社は入っていなかった。その後、50年６月21日に勤労者財産形成促進法が改正・施行され、生命保険契約も新たに勤労者財産形成貯蓄契約の適用範囲に加えられることとなった。業界では、「財産形成貯蓄保険」（昭和50年８月以降発売）、この主約款に財形住宅貯蓄特則を加えた「財形住宅貯蓄保険」（51年３月以降発売）、「勤労者財産形成給付金保険」（51年１月発売）、「財産形成貯蓄積立保険」（52年10月発売）として発売した。

6. 教育制度の改善

1. 外務員試験制度の実施

外務員制度の改善は古くから常に新しい問題であるが、昭和32、3年ごろからこれが改めて大きく取り上げられた。この問題は、外野支給規定その他関連する面が多いが、まず、外務社員の教育訓練の強化および試験制度の実施等によるその資質の向上策が業界において実行の対象となった。37年７月、保険審議会の「生命保険募集に関する答申」があり、業界では、契約部会の審議段階において試験制度実施の意向を表明してきたが、これを機に外務員試験制度の施

行が急速に促進され、翌38年４月から実施となった。さらに、40年４月からは、入社２年以上の者を対象とした上級の専門課程試験が追加された。

この登録前の生命保険外務員試験は、わが国の生命保険史上初めての全社統一制度による試験制度ということでそれなりの成果を上げてきたが、業界としては各社の自主的運営（自社試験方式）を望んでいたこともあって、必ずしも審議会答申の意図とする理想的な形で運営されてきたとはいえない面もあった。

2. 外務員教育機構の充実

昭和40（1965）年11月の保険審議会の「生命保険募集制度の合理化と継続率の改善に関する答申」の指摘により、外務員の教育機構は一部手直しされ、41年度より自社試験方式から全国一斉に合同試験体制へ移行した。

しかし、試験の運営が形式的に流れやすいという批判が寄せられたことから、協会ではその改善策を検討し、登録後３か月間にわたる実践訓練の実施およびその教育成果を問うべく試験を実施するなど、制度の実態に即して制度内容を改め、44年７月から「登録後外務員試験制度」を実施した。

また、国民生活審議会（48年２月）および保険審議会（49年６月）などから、専業外務員体制の強化、外務員の登録と外務員試験の時期の検討などについて問題の提起を受けた業界は、新人外務員の厳選導入、教育訓練の充実および外務員試験の厳正化を柱とする業界共通の教育制度として、新たに「初級課程試験制度」を発足することとし、49年10月から実施した。また、このための入社前３日間説明会および初期３か月研修も同年７月から実施した。なお、初級課程試験の実施を機会に、協会は、在籍外務員を対象とした資格認定試験についても、中級専門課程試験、上級専門課程試験ならびに外務大学課程試験と段階的にグレードを上げ、一貫した教育体系のもとで外務員の質的向上を図っていくことを明らかにした。

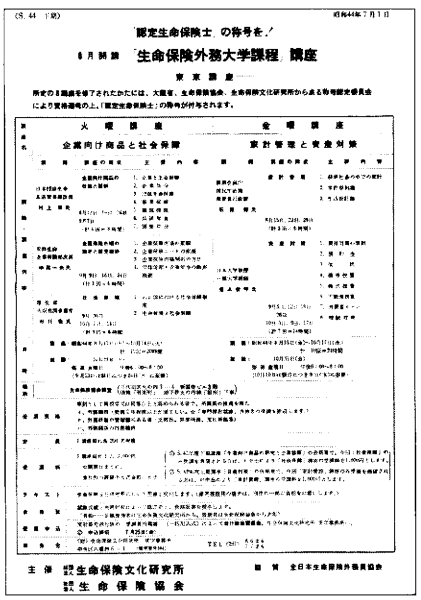
（S. 44 下期）　昭和44年7月1日

「認定生命保険士」の称号を！

6月開講　「生命保険外務大学課程」講座

東京講座

所定の8講座を修了されたかたには、大蔵省、生命保険協会、生命保険文化研究所からある称号認定委員会により資格適格の上、「認定生命保険士」の称号が付与されます。

火曜講座	金曜講座
企業向け商品と社会保障	家計管理と資産対策

主催　財団法人 生命保険文化研究所
財団法人 生命保険協会

3. 生命保険外務大学

生命保険外務大学課程は、昭和39（1964）年に財団法人生命保険文化研究所（文研）主催により、高度の専業外務員を養成することを目的に「専門外務員講座」として大阪で発足し、その後この経験をもとにカリキュラムを再編成し、41年大阪、42年東京において「生命保険外務大学課程」講座として開設された。講座は１年を上期、下期に分け各期２科目、２年間で所定の８科目に合格し、所属会社から生命保険事業に従事するにふさわしい者として推薦のあった者のうち、称号認定委員会（委員は大蔵省銀行局保険部

長、文研理事長、生保協会長）で審査のうえ、適格と認められた者に「認定生命保険士」の称号が贈られることとなった。

昭和44年11月に開催された同委員会で初の「認定生命保険士」５名が誕生したのを契機に、同講座は文研より当協会に発展的に移管され、45年度から協会のもとで運営することとされた。なお、当面の措置として45、46年度は、東京、大阪において引き続き講義方式で実施した。

その後、生命保険外務大学課程の講座を47年度から全国的規模に拡大することとし、47年度上期、名古屋地区（東京地区での講義内容をビデオに収録、それを視聴するVTR学習）に開設した。この間、大阪、東京で開催していた講義方式による学習は、大阪については49年度をもって廃止した。

7. 外務員制度の改善

1. 継続率改善問題

大蔵省の問題提起

昭和37（1962）年７月の保険審議会答申「生命保険募集に関する答申」は、諸外国に比してわが国生命保険契約の継続率が低いことを指摘し、その要因として、「不完全な販売の仕方」と「保険会社の販売後の契約管理」が十分にゆき届いていないことを挙げて募集制度の改善を求めた。そして、今後重点をおくべき課題として外務員制度の改善、募集行為の適正化と生命保険会社の責任体制の確立、および保険契約の質的向上の３点を挙げ、その結論とした。これに対し、業界として外務員試験の実施、「ご契約のしおり」の配付、生命保険相談所の拡充等の対応を行った。

しかし、大蔵当局はこの後も、継続率および募集制度の合理化についてはいまだ改善が緩慢であることを指摘して業界への指導を強めてきた。そのようななか、40年11月に保険審議会から「生命保険募集制度の合理化と継続率の改善に関する答申」が出され、継続率の改善目標として80%が示されるとともに、そのための社内体制の確立、支社等への新契約目標割当に際してそれが過大とならないよう留意すること、特別記念月実施方法の再検討、保険内容改善への努力などが指摘された。そして、当局からも40年12月、継続率の改善（特別記念月の実施方法の合理化、保険商品の内容の改善）および募集制度の改善（外務員試験の実施方法の合理化、外務員専門試験の拡充）について問題提起がなされた。

そして継続率については、20社を４階級に分けてそれぞれの改善目標が示され、最終的な43年度末までには３か年計画で80%に達するよう要請された。しかし、３年間において継続率の改善が予想どおり進まなかったため、この後も当局よりさらに最善の諸策を推進するよう、継続して強い指導を受けることとなった。

業界のとった諸施策

このような問題提起に対し、当初、業界は継続率の改善目標を80%以上におき、継続率不良機関に対する指導・管理の強化、指導育成の効果を重視した奨励策の実施、継続率に重点をおいた外務職員の全社共通による表彰などを実施してきたが、昭和40年12月には大蔵当局からの諮問に対して、特別記念月や外務員試験のあり方などについて回答し、継続率および募集制度の改善にさらに取り組む業界の強い姿勢を明らかにした。また、48年7月には業務協議会において「継続率改善に対する今後の取り組み方について」を決定し、各社これに従って継続率の改善に向け努力していくことを申し合わせた。なお、申合せの内容は、①早期失効契約の原因の多くは量的拡大に重点をおいた経営に起因するものであること、②したがって、これを改善していくためにはこの経営姿勢を改める必要があるという基本方針を確立し、③継続率を中心としたセールスマンモラル教育の徹底、④継続率を重視した第一線管理者の意識刷新、⑤各種奨励規定・制度面の整備など、の諸施策を各社それぞれの責任において実行していくというものであった。

これら諸策推進の結果、登録外務員数は、導入・選考および教育の充実などが功を奏して、昭和47年度の49万7千人から49年度には35万4千人に激減した。

また、継続率も当初の目標80%を昭和50年度に達成した。

2. 最低賃金問題

昭和47（1972）年4月以降、「業種の如何を問わずその地域の労働者全員に適用する」地域別最低賃金が各県で順次実施に移され、生命保険外務員もその適用を受けることになった。このため、協会では、同年7月より外野関係調査特別委員会において本問題に対処し、労働省とも種々折衝を続けた結果、新人層、非専業層の適用除外など協会からの要望事項についてのおおむねの了承を得ることができた。これにより、各社とも法令の定めるところに従って制度・規定の整備に当たった。

3. 雇用制度に関する労使協議会の発足

協会と全国生命保険労働組合連合会（生保労連）との会合は、これまでに主として生保労連の要請によって適宜その場を持つことがいわば慣例となっていた。外野制度問題に対する関心が高まるなかにあって、昭和48（1973）年10月、生保労連から継続的な集団交渉の場を持ちたい旨の申し出がなされた。これに対し、協会としては当初、申出は受け入れられないとの立場をとったが種々検討の結果、49年1月、業務協議会からの意見具申にもとづいて生保労連との懇談の場を持つことを決定した。

第1回会合は3月に開催され、6月の第4回会合に至って、名称は「雇用制度に関する労使協議会」とすること、協議事項は専業体制、導入・育成、新人保障給（労働条件は含まない）の3点に限定することで合意をみた。

同年10月の第５回協議会において、協会から「新人導入育成業界統一構想」を提案し、協議が重ねられた。（50年４月、第11回協議会において、生保労連より、第一段階の雇用制度の改善についてはほぼ了解点に達したと確認できる旨の発言があり、ここにおいて「雇用制度に関する労使協議会」はひとまず収束することとなった。）

8. 消費者運動の動向

1. 国民生活審議会の答申

消費者運動は昭和40年代の後半から活発化してきた。当初、消費者の意識は有形商品をめぐる各種の欠陥是正に向けられていたが、40年代後半には無形商品である各種のサービスにも次第に目が注がれてくるようになった。

このような情勢のもと、国民生活審議会は47年８月に消費者保護部会を開催し、保険サービスを含む６業種について、消費者保護の立場から綿密な検討を加えていく方針を打ち出した。そして、同年９月より同部会の第二分科会によって、保険料率・契約者配当の完全自由化、積立金・掛捨て部分の額の表示、セールスマン教育の不足、約款の明瞭・簡素化、消費者に不当に不利な条項の削除、免責条項の明確化、運用の厳格化など保険サービスの諸問題が審議され、48年２月に、「保険サービスに関する消費者保護について」の中間報告が発表された。業界では、これに対して「生命保険業界の対処策」を発表、消費者選択の幅の拡大（保険料率の弾力化、社会情勢の変化に対応した保険商品の開発等）、契約条件の適正化と選択情報の提供、募集制度の適正化（外務員教育、試験制度の充実等）、消費者意向の反映などについての取組み姿勢を表明し、これらについて積極的に対処していく考えを内外に示した。

2. 消費者団体等の動向

昭和47、8年ごろから、生命保険に対する消費者団体等コンシュマーリズムの批判が顕著なものになってきた。生命保険商品は仕組みとして複雑であり、しかも長期契約であること、また、これを多数の外務員が販売しサービスに当たることなどがコンシュマーリズムのテーマとしてとらえられたのである（具体的には、保険の勧誘方法、解約上の不利益、インフレによる保険金の目減り、資金運用面など）。これに対し業界では、種々の問題解決に積極的に取り組んでいった。公共関係委員会の設置や財団法人生命保険文化センターの設立は、これらの一環として取り組んだものであった。

また、新聞、雑誌、テレビなど、いわゆるマスコミが生命保険を取り上げ始めたのもこの時期であった。業界ではこの状況に対応し、当協会首脳や公共関係委員会などが言論機関と忌憚のない交流を続け、生命保険および生命保険事業について理解してもらうことに努めた。

3. 公共関係面の改善努力

生命保険会社の募集姿勢は外務員問題に集約され、業界としても継続率の改善や業界共通教

育の実施・拡充などを通してその改善に努めてきたが、消費者パワーや公衆の生命保険に関する意向・要望に直接結びついた公共関係面の募集姿勢についても、業界は至らぬところは素直に反省し、契約者や公衆の側に立ってその改善に努力を注いできた。具体的には、募集文書図画の届出（登録）制（昭和48（1973）年4月1日以降)、クーリング・オフ制度の実施（業界の自主的対応。49年9月)、デパート等における店頭販売の実施（49年11月以降）などであった。

9. 協会のPR活動

1. PR活動の積極化

昭和32（1957）年度から本格的に取り組まれてきた協会のPR活動は、この時期、いよいよ活発化してきた。この期におけるPR活動の主たる足跡をたどれば、以下のとおりであった。

・教育弘報委員会の設置（昭和34年12月）
・PR活動計画立案の基本方針確定（35年4月）
・生命保険PR誌「くらしと保険」（月刊） 創刊（35年6月）
・テレビ番組「婦人ニュース」の提供（36年3月～40年3月）
・広報委員会の設置（38年7月）
・PR映画「花ふたたび」の自主製作（39年7月）
・テレビ番組「パパのおくりもの」の提供（40年4月～41年1月）

またこの間、世論調査および市場調査の実施、各種パンフレット類の作成・配布、ファクトブックの継続発刊、テレビスポット放送の実施、新聞・雑誌への広告掲載、車内・店頭吊ポスター、懸垂幕等の作成・掲出などの諸活動も毎年積極的に推進された。

なお、各地の地方協会においても、11月の「生命保険の月」を中心に年々PR活動が活発化した。

2. 生命保険大会の開催

業界において、業界としての所信・要望事項等を世に問うとともに、事業のPRおよび外部各界関係者との懇親を図る目的で、戦後開催が途絶えていた業者大会の復活を望む声が強まってきた。このため、協会では昭和39（1964）年1月の理事会において、「生命保険業者大会」の開催を承認し、同年10月26日、日本工業倶楽部において盛大に開催した。そして以降毎年、総理大臣、大蔵大臣、日銀総裁等を迎えて開催することとした。

3. 中学校教科書の保険記事改善

当協会は、新しいPR活動の一環として、日本損害保険協会および郵政省簡易保険局とともに、いわゆる私的保険についての思想や社会的役割を中学校の社会科教科書に取り上げてもらうための共同活動を行い、昭和38（1963）年8月、文部大臣あてに要望書を提出、その実現を強く要請した。その結果、39年の教科書再検定期（昭和40年採択、41年から使用）に、保険につい

ての記載量が増やされるなど一応の成果を収めることができた。

4. PR活動の拡大

昭和40年代になると各社のPR活動が活発となったため、この時期49年度に至るまで協会としてのPR活動はやや足踏みの状態が続いた。しかし、49年11月に公共関係委員会を設置したことにより、協会を中心とする共同広報活動は新しい時代を迎えた。生保批判が増大する社会経済環境の変化のなかで、公衆との良好な関係を図り、消費者運動への対応と生命保険に関する広報活動をより積極的に推進していくためには、従来の広報委員会では不十分であるという判断のもと、新たに公共関係委員会を設置し、同委員会に所属する社会公共、広報、調査の三専門委員会によって、情報の収集活動、情報の提供活動および公共的諸活動を活発に展開していった。

10. 資産運用に関する動き

1. 資産運用問題

日本経済の成長とともに生命保険会社の総資産は著増し、その資力による投資活動も漸次活発化してきた。そして、金融機関としての生命保険会社の役割が増大してくるにつれ、各方面から寄せられる生保資産に対しての期待や要請も強まり、その一方で運用のあり方についての批判も現われるようになった。こうした機運を背景に、昭和34（1959）年10月の保険審議会において、生命保険計理に関する問題の一環として初めて生・損保会社の資産運用問題が取り上げられ、両業界から意見の表明を行った。そのおり、協会からは財務委員長が報告を行い、「生保会社はその資金の特徴を生かした長期金融機関としてのあり方を確立することが必要である」と述べ、社債の直接引受け、生保の貸付方法に弾力性を持たせることおよび不動産金融の拡大の3点を指摘した。

昭和36年5月の第10回保険審議会計理部会では、大蔵当局から生命保険会社の資産運用の現状と今後の問題点として、資産運用の安全性、有利性、国民経済の成長と国民生活向上などとの関連、さらには契約者利益の増進などの問題が提起された。これに対し、協会は翌月の第11回計理部会において、当局の問題提起に対応して業界の専門家から意見具申を行い、11月にはさらに財務委員会を中心に当局から5月に提起された諸問題に対する具体策を答申書としてとりまとめ保険審議会計理部会長あてに提出した。そしてこれらの内容が、37年3月の「生命保険計理に関する答申」の内容に重要な役割を果たすことになった。

2. 公共投資協力

業界は住宅公団に対する住宅建設資金の供給を積極的に行う一方、昭和30（1955）年から37年にかけては各社ベースの協力で国債や政府保証債、公募地方債、商工債券などを引き受け、公共投資に力を注いだ。そして38年以後は、政府によって積極財政が展開されるなか、大蔵当

局からの要請も受け、政府保証債などへの投資が全社協力の形で拡大され、公共投資への協力が年々本格化していった。またその一方で、40年の不況時には政府の新たなる財政政策に協力して国債の引受けを決議し、賛否両論のなかで国債引受シンジケート団への参加（シェア3.6%）も認められた。

また、昭和38年当時、生保住宅会社の設立問題が持ち上がり、40年には設立試案がとりまとめられたが、その後関係者間において意見調整が進まず、実現をみるまでには至らなかった。なお、生保共同の住宅会社は不成立に終わったが、この頃から生命保険各社は主として別会社方式により住宅建設に積極的姿勢を示してきた。

3. 日本共同証券からの助成金

日本共同証券株式会社は、資本市場育成のために株式を買い入れ、株価安定を図ることを目的として、昭和39（1964）年1月に発足した。同社は、証券取引上の証券業者であるが、会員権を持たず、その性格は中立的公共的な投資機関というべきものであった。39年3月、日本共同証券より、地銀、信託とともに生保に対し増資の協力依頼があり、4月、協会は、日本共同証券からの増資協力に応ずることとした。36年後半以来の長期的株価不振による証券市場の立て直し機関として設立された日本共同証券は、41年以降の市況の立ち直りから存続する理由がなくなり、46年1月に解散した。解散時の剰余金280億円を拠出して、46年2月、同社は新たに財団法人「日本共同証券財団」として再出発した。

同財団の運用によって得られる果実は、当時の出資者である証券、金融、保険業界の公益的事業に助成金として配付することとされた。協会は、この助成金の使途について、46年7月、その大半を心身障害者保険事業の将来の円滑な運営に資するため、その特別会計へ基金として受け入れることとした。

4. 投資活動の諸動向

生命保険会社の総資産は年々増加し、投資活動も年をおって活発化する一方、その態様も業界内外の事情の変化によって変遷してきた。この時期における投資の内訳をみてみれば、貸付金と有価証券投資がその大半を占めており、なかでも財務貸付のめざましい伸展ぶりは、生命保険会社の金融機関としての地位の向上を象徴するものであった。また、有価証券投資のなかでは株式が圧倒的な占率を占めていた。

一方、公共投資の面についていえば、住宅公団への貸付をはじめ国債、政府保証債の引受けなどが急増し、昭和50（1975）年度には公共投資総額が総資産の2.9%、増加資産の20.6%を占めるまでになった。

特に住宅公団に対しては、公団創設の30年から毎年貸出しを行っており、50年度までの同公団の総資金量に対する割合は23.0%で、金額にして1兆609億円に達していた。これは4軒に1軒の割合で生保資金が役立ったことになる。戦後の住宅政策は、全国民的な問題であり、その

改善に生保資金の果たした役割は多大であった。

5. プレミアム還元状況調査の公表

昭和44（1969）年度以降において株式の時価発行増資を行う企業が現われた。これは、一般株主や生命保険会社のような機関投資家に対し、従来の額面発行方式に比し損失を与えるので、協会では財務委員会がこの事態に対処し、「時価発行増資に対する生保の考え方」をまとめるなどの対応策を講じてきた。

47年には証券業界で「時価発行の企業は取得したプレミアムを発行後５年以内に株主に還元する」というルールが取り決められたにもかかわらず、株式発行企業の多くがこれを守らなかった。このため、49年に至り、協会は、時価発行会社のプレミアム還元状況と、公募価格と時価との関係を調査して公表した。49年10月の石油ショックを契機として、これらが株価の暴落で軒並み公募価格を割り込んで問題となった。

6. 準備預金制度の問題

昭和46（1971）年12月、金融制度調査会が「準備預金制度の活用に関する答申」を行い、金融債および貸付信託のほかに生命保険会社資金も同制度の対象に加えることにしたことから、生命保険会社の制度参入問題が大きくクローズアップされてきた。生命保険会社の参入を図る意見の根源は、制度の対象外にある生命保険会社をその対象とすることにより、金融の量的規制を強化しようというものであったが、業界ではこれに対して、生命保険会社は日銀による信用創造機能を有せず、自己努力によって蓄積した資金を契約者のために運用する立場にあり、かつ、日銀とは従来取引関係もなくオペレーションの対象機関ともなっていないことを理由に、同制度の適用にはなじまないことを機会あるごとに関係当局に訴え、参入反対の働きかけを行ってきた。

また、この問題はその後、保険審議会や国会の場でも取り上げられたが、業界ではその都度反対の姿勢を貫いてきた。その結果、47年５月の関係法改正で生命保険会社も対象金融機関に指定されたが、政令上適用除外とされたことで本問題は一応の落着をみた。

なお、理事会においては、本制度に対する保険審議会の動きと政令上適用除外となった情勢を踏まえて、今後の金融引締め時に備え、業界として効果的自主規制措置を講ずる心構えを持つ必要があることを承認し、同年７月に資金調整委員会を設置した。

7. 住宅金融協力など

業界では、昭和49（1974）年度から５か年計画として、日本住宅公団貸付、住宅ローン、住宅金融専門会社貸付等純増総額１兆円に及ぶ住宅金融協力を実施していく旨を表明し、50年度までで3,947億円を実施し、以後これを積極的に推進していった。その結果、本計画は111.2%の達成率をもって４年間で早期実現をみた。

11. 簡易保険、共済事業の動向

1. 簡保問題と協会の対応

最高限度額の引上げ

簡易保険の最高限度額引上げは、戦後間もない昭和21（1946）年1月に5千円に引き上げられて以降、23年、24年、27年、29年、32年とほとんど毎年といえるくらいの間隔で実施された。その後も33年4月25万円、36年4月30万円、37年4月50万円、39年4月100万円、42年7月150万円、44年6月200万円、47年5月300万円、49年4月500万円に引き上げられてきた。

国営事業たる簡保は、「民保の手の及ばざるところを国で補うという本来の建前」を逸脱し、ほとんど毎年のように簡易保険の最高限度額引上げを中心とした簡易保険法の一部改正法案が提出された。

生命保険業界はその都度、生保協会長名の引上げ反対の陳情書を逓信大臣（昭和24年より郵政大臣）および大蔵大臣と関係部門あてに提出するなどのほか、国会や関係方面に働きかけを行い、この反対運動の効果で引上げが一時延期になり、あるいは引上げ金額が減額されることはあっても、結局、国会で可決されて実施されてきた。

家族保険の開始

簡保当局では、かねてより研究中のファミリーポリシー形態による家族保険を具体化し、昭和33年12月にその要綱を発表した。協会ではこれに対し家族保険研究委員会を設けて検討を重ね、学識経験者の意見も踏まえ、34年1月、乳幼児を対象とする定期保険について道徳的危険が大きい点を指摘して、原案の修正を求める意見書を関係方面あてに提出した。

これに対し簡保側では、小児保険を取り扱ってきた経験上道徳的危険は皆無であるという見解をとりながらも、後に内容の一部を修正し、34年6月からこの保険の販売を開始した。

郵政審議会の動向

簡保のあり方については、昭和43年3月、郵政審議会から「特色ある簡易保険とするための方策」の答申があり、その方向性がなされた。次いで、同年10月、「郵政事業の経営形態を公社化することの是非について」郵政大臣から諮問を受けた郵政審議会は、44年10月、先に郵政事業公社化特別委員会がまとめた「郵便、郵便貯金、簡易保険の三事業は公社化すべきである」との答申案について審議を行った。この結果、同原案を承認したが、一部委員から「公社化によるメリットが明らかでなく、今ただちに公社化すべしとの結論をだすには疑義がある」との意見が出されたため、これをそのまま同原案に付記し、同日郵政大臣あてに答申した。しかし、答申は行われたものの、大蔵省および銀行、生保（協会は、44年7月、「郵政事業＜特に簡易生命保険事業＞を公社化することについての反対意見」を関係方面あてに提出した）などの金融機関の引き続く強い反対姿勢、さらには佐藤栄作総理大臣自らの「郵便貯金、簡易保険分離を含め、慎重に検討するように」との指示もあって、その後、この動きは凍結された。

この時期簡保は、民間生保の動きに対応し、生保が新生命表の採用によって保険料を引き下げれば、簡保も機をみて直ちに引き下げ、また、生保が昭和20年代契約に対して特別配当を実施すれば、簡保も実施するという具合であった。

2. 共済事業問題と協会の対応

保険審議会の問題提起

保険審議会は、昭和43（1968）年３月に「共済保険問題に関する意見」をまとめ、その末尾において「この問題の解決は、すでにのべたように保険事業ならびに共済事業の加入者の保護という至上命令の観点から放置することを許されない緊要なことがらであり、従ってできるだけ早い機会にしかるべき場たとえば関係省庁連絡会議等において、根本的解決のための具体策について検討が行われることを強く要望するものである」としていたが、結局、その後関係省庁連絡会議でこの問題が取り上げられることはなかった。

トラブルの発生と協会の対応

共済の発展にともない、民間生保との間のトラブルが発生した。例えば、香川県労済の作成したパンフレット「生命共済の特徴と生命保険のカラクリ」は多分に誹謗的記載事項があったので、協会は昭和39年９月、専務理事名をもって全国労済組合長あてに抗議文を送った。また、40年４月の日本教職員組合の共済事業の発足に当たり、その予約募集に使用した文書に遺憾な点があったので、協会は大蔵大臣あてに、同年４月15日、日教済に対する見解を表明し当局に善処するよう要望書を提出した。45年８月、全国労働者共済生活協同組合連合会（労済連）の民保誹謗、民保契約解約運動問題が発生した。協会は、事態発生と同時に、労済連を監督する厚生省社会局長に抗議を申し入れた。これに対して、厚生省より「労働組合の幹部として活動することには介入できないが、生活協同組合として活動する立場にある以上、他者の誹謗や保険解約の推進などはやるべきでない」と労済連事務局に対し、注意がなされ、問題は一応落着をみた。その際、厚生当局より当協会に対し、「労済連側において今後とも今回のような事態が引き起こされた場合直ちに申し出て欲しい」との連絡を受けたことから、協会は生命保険各社ならびに地方協会長あてにその旨通知した。

昭和49年になると、労済連・中央労済連連名の「保険会社の実態」と称する民間生保誹謗の小冊子、スライド“これが生命保険だ ― その実態をつく”や民保契約の解約運動パンフレット等を作成し、職域、事業所等で映写あるいは配布活動を展開し、ついに東京都新宿区の中央労済会館の壁面に民間生保誹謗の大きな垂れ幕を出すに至った。

協会は49年９月以降、善処について厚生当局ばかりでなく、大蔵当局にも行政上の立場からの関係先への働きかけを要望するなどして尽力した結果、この問題もようやく下火となった。

12. 関連する重要事項等の動き

1. 選択機構の整備

生保リサーチセンターの設立

昭和43（1968）年７月、協会では全社共同して業界の体質強化を図る一手段として、「共同生存調査機関」を設置することになり、共同生存調査機関特別委員会を設けてそれを具体化していった。その結果、45年４月20日、生存調査をはじめ死亡調査、災害調査など生命保険契約に関する調査の信頼性の向上と迅速化、適正コストの維持などを実現させ、生命保険事業の発展に寄与することを目的に株式会社生保リサーチセンターが設立・開業をみた。

共同検診所の設置など

44年度の新契約において、定期付養老保険（件数比39.4%、金額比65.4%）は、普通養老保険（同34.2%、同20.3%）を凌駕した。この時を契機として、いわゆる大型保障時代の特徴である全保険契約中に占める有診査契約の割合が顕著となり、その割合は年々増加する傾向を示した。これと並行するように、人口の高齢化にともなって国民の受診率が高まるなか、人口の過疎過密化現象により医師の配置にアンバランスが生じ、生命保険会社が社医・嘱託医を確保していくことが困難な情勢となってきた。加えて、44年以来、嘱託医の診査料引上げ問題が起こり、業界としてはその対策に苦慮した。

このため、協会ではこれらについての対策を急ぎ、①個別代用診査契約の範囲拡大、②健康診断書による簡易診査の採用、③告知記載事項の確認等を行う検査員制度の導入、④検診センターの設立などを決定、このうち①、②、③については46年３月に大蔵当局の認可を得、①、②については直ちに実施した。そして、検診センターについては、希望会社の来診診査に当たるほか、一般の健康相談にも応じるものとして、当面、静岡と金沢の両地区に設置することとした。諸準備の整った46年10月、まず静岡検診所を開設し、次いで翌47年４月には金沢検診所を開設した。なお、先の検査員制度もその後、検定調査士制度（現在の面接士制度）と改称し、48年４月１日から実施した。

また、協会はこの時期、標準報状の作成（44年６月）や個別代用診査契約の範囲についてもその拡大化を図る（46年２月）など、選択面の整備に努めた。

2. 決算関連事項

責任準備金積立の充実

昭和37（1962）年３月の保険審議会答申（「生命保険計理に関する答申」）以降、大蔵当局は内部留保の充実化を促進させる諸政策を取ってきたが、43年７月には、「経営者においては業務運営の基本を経営の効率化による責任準備金の充実におき、その着実な実行に努めることとされたい」という通達を発して、さらにその充実化を強く促してきた。これに対し各社は、それぞれ所定の積立目標に向かって着実に積増しを図っていったが、44年５月、保険審議会から、

競争基盤を整備していくうえから「これら（積増し計画等）の厳正な実行をはかっていくことが肝要である」という答申（「今後の保険行政のあり方について」）が出されるに及び、いわゆる純保行政が強力に推進されるようになった。その結果、業界の責任準備金積立率は46年度で99.96%に達し、47年度に至って100.6%とついに100%を超えることとなった。

経理基準の統一ほか

業界は大蔵当局からの通達により、44年２月および３月の２度にわたって経理基準の統一を求められ、一部を除いて43年度決算からそれに従うことになった。なお、この措置は前項「責任準備金積立の充実」で述べたのと同じ経緯によるものであった。

また、協会は相互会社の決算における剰余金等の表示方式に配慮を加え、当局の了承のもと、純剰余金についてもそれを表示できるようになり、各相互会社は40年度決算から実施した。

3. 沖縄契約の処理

戦前の沖縄県における生命保険契約は、昭和19（1944）年２月以降本土との通信連絡が困難となり、戦後も沖縄県が米国の施政権下におかれたため、契約者からの保険料送金および本土の生命保険会社からの保険金の送金などがともに不可能となった。

このため大蔵当局は、21年３月、銀行局長通達「蔵銀第169号」を発し、沖縄契約については、19年２月以降失効処理をせず、保険料の払込みが可能となる時期まで払込みを猶予するよう求めた。生命保険各社は、これを受けて失効処理を行わないこととし、そのままの状態になっていた。

昭和47年５月15日の沖縄の本土復帰にともない、協会は沖縄契約の償還実施を決定し、同年５月15日以降２年間にわたって支払いの申出を受け、契約上の支払額プラス特別分配金を償還した。なお、これに際して生じた未支払残余額は、生命保険会社沖縄育英基金として財団法人沖縄県育英会に寄付された。

4. 地方協会との連携強化

専従職員の全国配置

地方協会は任意に発足した経緯があり、本部協会との関係もその組織機構としては整理されていなかったが、昭和38（1963）年４月の外務員試験制度の全国一斉実施と39年10月の第１回地方協会長会議の開催を契機として両者の連携が強化されるようになった。

本部協会は、この試験制度を円滑に行うために地方協会内に地方試験委員会（本部協会の下部機構）を設置して、試験実施に必要な人員の動員などにつき協力を要請したが、現地の動員力には限度があり、全国的な専従職員の配置が急務とされた。しかし諸般の事情から38年度の本部協会採用の専従職員の配置は、受験者数の多い札幌、仙台、愛知、広島、福岡の５地方にとどまった。39年度には、受験者数の多い神奈川、静岡、京都、兵庫、岡山、長崎の６地方を加えることとした。その後、地方協会においては試験以外にも広報関係、生命保険相談所の連絡所など、本部協会の委託事務が逐年増加していったため、41年４月の理事会において、各地

方協会に女子職員１名の配属を承認した。その後、45年度までには全国54地方への配属を終了した。48年８月に新たに地方協会が発足した沖縄県に専従職員を配置し、全国55地方となった。こうした専従職員の全国配置によって、本部協会と地方協会の連携は飛躍的に強化された。

地方協会長会議の開催

外務員試験制度の全国統一実施とその後の動きが契機となって、昭和39年10月に本部協会で開催した第１回地方協会長会議は、これまでの本部協会と地方協会の連携をかつてないほど堅固にした大きな出来事であった。この会議には全国の地方協会長が出席し、数々の問題提起がなされたが、その後、提起された問題点について「地方協会の名称の統一」「協会長名称の統一」などの決定をみた。

これ以後、地方協会長会議は生命保険大会の開催などに合わせて、毎年開催され数々の成果をおさめてきた。

5. 協会のその他の諸活動

創立50周年記念行事

昭和33（1958）年12月７日、協会は創立50周年を迎えた。記念事業として、協会会報50周年記念特別号（協会会報第40巻第１号）および協会50年小史『50年の歩み　生命保険協会』を刊行した。また、創立記念日の翌日の12月８日、日本工業倶楽部において50周年祝賀会を開催した。内閣総理大臣、参議院議長、衆議院副議長、最高裁判所長官、大蔵大臣、日本銀行副総裁、経団連会長などの来賓を迎え、華やかな祝賀会となった。

新「生命保険会館」の建設

50年以上の歳月を経た煉瓦造３階建ての生命保険会館は、隣の日本交通協会ビル、日本石油ビル（現在の新日石ビルヂング）などとともに、丸の内一帯が近代的な大型ビルで埋められていくなかで、取り残され老朽化した建物となっていた。34年６月、協会は新たな会館の建設を決定し、地主である三菱地所と建替えの承認を求めて交渉を開始した。一方、三菱地所では35年１月ごろには大きな共同ビルを新たに建設する計画を進めており、単独の生命保険会館建設を主張する協会と三菱地所との交渉は平行線をたどって難航した。

39年６月、協会は、旧会館の借地権対価として無償で新共同ビル（新国際ビル）の一部約1,430坪を提供するという三菱地所側の提案を承諾し、この問題はようやく落着した。

協会は新国際ビルの建設に参加し、42年３月の完成を

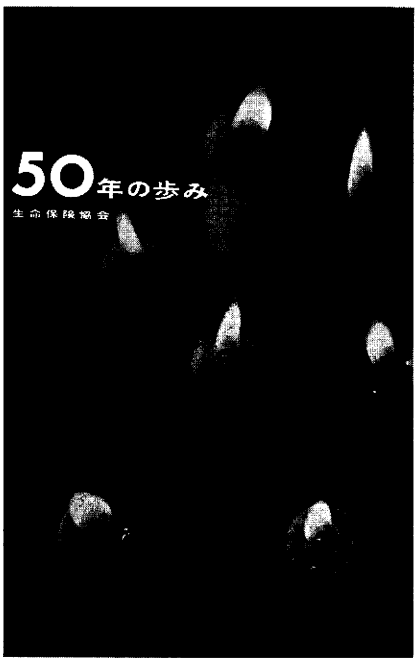

『50年の歩み　生命保険協会』

もって新事務所を同ビルの３階に移し、４月１日から新事務所での業務を開始した。

創立60周年記念事業

協会は、昭和43年12月７日に創立60周年を迎えることから、43年５月、記念事業の一つとして『協会会報60周年記念特別号』および『昭和生命保険史料』の刊行を決定した。『協会会報60周年記念特別号』については、会報第50巻第１号、創立60周年記念特集として44年７月15日に発刊した。『昭和生命保険史料』の刊行については、７月に昭和保険史料編纂室を新設して編纂に着手、第１巻の45年12月刊行を皮切りに51年３月までに本史7巻・別巻3巻を逐次刊行した。

そのほかの記念事業として、「10年後の日本の生保事業の未来像についての共同研究」および「今後の日本の社会保障と民間保険との調和（日本の社会保障のあり方の検討を中心に）についての共同研究、特に年金制度について」を取り上げ、外野の動向と商品研究委員会（業務ビジョン委員会）、資産運用研究委員会（財務ビジョン委員会）、年金研究委員会を設けて所定のテーマ研究に当たらせ、それら研究の成果を、それぞれ『70年代の生命保険マーケティング』（46年12月）『10年後の生保財務ビジョン』（46年６月）『年金制度の理論と実際』（46年３月）として刊行した。

また、43年10月18日に開催された第５回生命保険大会は、創立60周年記念を兼ねて行われた。

Ⅵ　安定成長（昭和50～63年）

1. 金融自由化の幕開け

1. 第２次石油危機

昭和54（1979）年１月、２回目の石油危機は始まった。１月のイラン革命を契機にOPEC（石油輸出国機構）は、１、４、７月と矢継ぎ早に原油価格を引き上げ、世界経済を混乱のうちに巻き込んだ。

48年の第１次石油危機以来の長い間の景気の低迷から、ようやく立直りの兆しが見えた矢先のことだけに、わが国への影響も甚大であった。

しかしながら、第１次石油危機以来の企業の減量経営や省エネルギー対策に加え円安にともなう輸出の増加などにより、日本経済は、一部の構造不況業種を除いては、危機を切り抜け上昇の兆しがみられるまでに至った。とはいうものの、サラリーマンの可処分所得は55、56年と連続減少をきたし、55年の戦後最低といわれた“冷夏”現象も加わり、この時期、消費は低迷を続け、景気は沈滞気味に推移した。

このような情勢から税収も思わしくなく、国債増発が続けられ、57年８月、渡辺美智雄大蔵大臣は「財政危機宣言」を行い、58年度予算はマイナス・シーリングということで昭和30年以来28年ぶりの“超緊縮型予算”を余儀なくされ、“福祉優先”の時代もここに終わりを告げた。

一方、１ドル当りの円相場の動きも激しく、石油危機後は円安に転じたがその後は円高に向かい、57年７月ごろから再び円安に転じた。この時の円安の主要因は日米間の長期金利差（５～６％）によるわが国からの資金流出にあるといわれ、生保の海外投資もその元凶の一つとの非難を受け、当協会はこれを否定する声明を出す一幕もあった。

国内の不況による資金需要の減退や米国との金利格差から、この頃より生保の海外投資は急速に拡大していくが、為替差損益をともなうだけに円価の動きは生命保険業界に重大な影響を及ぼすこととなった。

2. 金融自由化・国際化

昭和58（1983）年11月末に来日した米国のレーガン大統領が「円の国際化と日本金融市場の開放」を迫り、大蔵大臣と米財務長官との間に８項目の具体案が約束され、「段階的に日本の金融・資本市場の自由化を推進する」旨の共同声明が出された。同時に「円・ドル問題に関する特別部会（アドホック・グループ）」とその下の作業部会が設置され、59年春までに報告書を作成することが確認された。

59年１月、この部会に米国側より21項目にわたる要求リストが出され、爾来東京、ワシントンで数次の折衝が持たれた結果、日本側の大幅な譲歩による報告書が５月にとりまとめられた。

具体的には、59年４月にはユーロ円債の発行規制緩和、譲渡性預金の発行単位（５億円）の３億円への引下げ、為替取引の実需原則の撤廃、６月に円転換規制の撤廃、12月に外国企業のユーロ円債の発行、内国銀行の短期ユーロ円CDの発行、外国銀行の信託参入などが認められたことにより、これらを背景にわが国の金融事情は大きく変化し始めた。

昭和60年９月の５か国蔵相会議（G５）は、各国の協調介入によるドル高是正を合意し、わが国政府は不均衡是正を目的とする積極的介入と金利の高目誘導による円高の定着を図るとともに、「内需拡大に関する対策」を発表した。このような情勢から円高への転換が始まった。

57年の円安の時代にいわれたと同様に、当時“生保が円高の主犯”という風評が流れ、63年３月下旬に当協会は前回同様、それは当たらないとする反論を発表するという一こまもあった。その当たらないことは当然としても、生保資金“ザ・セイホ”の影響力がいかに大きいかを物語ることではあった。

60年９月のG５で始まった“ドル高是正”は、61年のG５、G10、さらには先進国首脳会議（サミット）を経て、為替レートのみならずGNPの成長率、インフレ率、金利、財政や貿易の収支率にまで拡大して、国際的な協調と監視のもとに各国経済の再構築が行われることとなった。

この時期、譲渡性預金（CD）や市場金利連動型預金（MMC）の実現（60年３月）、大口定期預金金利の自由化などがあり、50年以降発行国債の償還期到来もあって、金融機関、証券会社を通して各種の新金融商品の開発と利回り競争がとみに激しさを増した。銀行で期日指定定期預金が売り出され、大口預金金利の自由化も進むなかで、信託に「ビッグ」と称する新型の貸付信託が、また長期信用銀行には「ワイド」と呼ぶ新型金融債が登場した。さらに証券会社の「中期国債ファンド」も急速な伸びを示した。

3. 銀行・証券の垣根問題

昭和59（1984）年12月、外国銀行に信託業務を認める方向が公表されたことにより、従来の長短分離政策が崩れるものとして都市銀行も年金受託を目指して積極的にそれへの参入意欲を示してきた。また、58年春から国債の窓口販売が都市銀行に認められ、59年６月にはディーリング業務も開始された。

大蔵省は、60年６月、第５次の自由化、弾力化措置として銀行・証券の業務範囲をめぐる一連の懸案事項について、相互乗入れを認める方向で一括処理することを公表した。

また、垣根問題とは別に、銀行・保険会社、証券会社を含めて異種金融機関相互間の業務提携もこの頃より多く目立ち始めた。預金と中期国債ファンドと保険、国債や投資信託と生・損保商品、信販と中期国債ファンドの提携等が進み、損害保険の積立型商品の伸びが目立ったのもこの頃からであった。

一方、59年中ごろにはサラリーマン金融の資金繰り悪化や、倒産・合併の事例が生じ、厳しい時代の不測の事態に備えるために預金保険法の改正（昭和61年７月施行）が行われた。

また証券業界では、平均株価の１万円大台乗せ（昭和59年１月）、一般事業債に代わる転換社債ブーム（58年以降）、債券先物市場の開設（60年１月）と盛況を示した。

4. 産業構造の変化

急激な円高で、日本経済は、昭和60（1985）年から61年にかけてデフレ現象に悩み、かつ外部からの貿易不均衡是正の要求も加わって、従来の「外需依存型」から「内需主導型」へと転換を余儀なくされたが、製造業や輸出関連産業は極度の不振に陥り、設備投資は減退し、大量の雇用調整や事業の縮小ないしは転換による合理化が相次ぎ、倒産も目立ち始めた。

この円高不況に対し政府は、61年の４、５、９月と矢継ぎ早に総合経済対策を発表し、外には通貨の安定と貿易不均衡の是正を図る一方、内には内需の拡大、公共事業の推進、円高差益の還元、金利引下げ、民間活力の導入のための規制緩和等の諸施策を講じた。

なお、61年４月、中曽根康弘内閣総理大臣の私的諮問機関「国際協調のための経済構造研究会（前川春雄会長）」は、内需拡大や産業調整、国際通貨安定等の諸施策を内容とした報告書をとりまとめているが、これ以降の政府施策や４月の日米首脳会議、５月の先進国首脳会議におけるわが国報告の骨子となった。

これら政府の施策と相まって、企業側も円高対策を中心に経営の合理化、内需の拡大に努めた結果、事業収支、設備投資、雇用関係等の状況は徐々に好転し、家計部門においても住宅建設を含めて消費面における伸びが目立つなど、景気は61年10～12月に底入れし、経済企画庁も62年７月に“景気回復”を宣言、12月には政府も、62年度の経済の実質成長率について当初見込みの3.5%を3.7%に上方修正（その後発表された実績は4.9%）するまでに至った。

2. 税制措置拡大要望と税制改正の動き

1. 個人年金保険料控除制度の新設

個人年金保険料控除制度の新設要望については、①わが国が急速に高齢化社会に移行することにともない、国民の自助努力を助長することが喫緊の課題であること、②すでに諸外国においては一定の要件を備えた個人年金契約に対して手厚い税制措置を実施していること、③最近の民間生命保険会社の個人年金保険契約の伸び率は高く、国民のこの種保険に対する期待が高まっていること、の理由をもって昭和54（1979）年から各種要望の一つとして加えられた。

その後毎年要望を繰り返していたところ、59年１月の自民党税制調査会の「昭和59年度税制改正大綱」において個人年金保険料の所得控除として、現行の生命保険料控除とは別枠で、年5,000円（支払掛金を限度とする）の所得控除が認められた。また、住民税においても、所得税に準じ昭和60年度分以降、個人年金保険料について、年3,500円（支払掛金を限度とする）の別枠の所得控除が認められた。

これを受け、59年３月、所得税法、同施行令が改正され、個人年金保険料の所得控除制度が

新設された。なお、この控除が適用される個人年金保険契約は、所得税法、同施行令等において制限が加えられており、主なものとしては、年金の受取人は契約者本人または配偶者であること、保険料の払込期間が10年以上であること、年金の支払期間が10年以上または終身であること、等とされた。

2. 相続税における死亡保険金非課税限度額の引上げ

相続税法の創設当時は生命保険金は非課税対象から除外されていたが、昭和13（1938）年に非課税限度が設定され、26年にいったん廃止されたものの翌年には再度非課税限度額が設けられた。その後、非課税限度額は数次にわたり引上げが行われ、特に40年代において相続税の課税最低限の引上げが３回にわたり行われたことも手伝って死亡保険金の非課税限度額も同様に引上げが行われた。50年には相続税の課税最低限が「2,000万円＋400万円×法定相続人数」に引き上げられ、同時に死亡保険金の相続税法上の非課税限度も従来の「相続人一人につき150万円」が「250万円」に引き上げられた。

その後、政府税制調査会は63年４月に「税制改革についての中間答申」をまとめた後６月に最終答申、自民党税制調査会も６月に「税制の抜本改革大綱」をそれぞれ決定した。この政府税調の答申のなかで、「相続人が受け取る死亡保険金についての非課税制度については、その拡充等の検討を行う」こととされ、また自民党税調の大綱において「昭和50年以来見直しが行われていない相続税については、その間の経済諸情勢の変化および最近の地価高騰の状況を踏まえ、税負担の軽減を図るとともに、課税の公平の観点から所要の措置を講ずる」とされ、相続税の課税最低限の引上げ、最高税率の引下げ等とともに死亡保険金の非課税限度を法定相続人一人について250万円から500万円に引き上げることが明記された。

これをもとに相続税法の改正案は、税制改革関連法案の一部として63年７月の臨時国会に提出され、12月24日参議院本会議で可決、成立した。

3. 税制抜本改正と一時払養老保険への課税強化

政府税制調査会は、昭和60（1985）年９月、中曽根康弘総理大臣からの諮問を受け、税制の抜本的見直しに着手し、61年４月に中間報告を公表したが、この間、税体系全体の見直しのなかで、「金融類似商品としての一時払養老保険問題」等が俎上にのぼった。10月末に「税制の抜本的見直しについての答申」が行われ、12月５日、自民党税制調査会において所得税・住民税減税と法人税の引下げ、その財源として売上税を創設するとともに、マル優と郵貯の非課税制度の原則的廃止を含む税制改革の基本方針が決定された。12月23日、62年度税制改正として具体的内容が決定され、62年２月に関係法案が国会に提出された。しかし中小企業や一般国民の反対が極めて強く、５月に与野党間の折衝によって売上税は廃案となり、与野党の協議の場として「税制改革協議会」が設置された。この協議会の報告を踏まえた形で、７月の臨時国会に税制改革法案の修正版が提出された。その内容は売上税を撤回するとともに、非課税貯蓄制度

の原則的廃止と所得税・住民税の累進税率表の一部見直しというものであったが、その後、若干の修正があった後、9月に可決、成立した。マル優と郵貯の非課税制度の原則廃止との関連から、期間5年以下の一時払養老保険について、昭和63年4月より一律20%の源泉分離課税が適用されることとなった。

3. 生命保険商品の動向

1. 個人保険分野の動向

個人保険分野におけるこの10年間の大きな流れは、定期付養老保険全盛時代の終焉と（定期付）終身保険を主力とする商品多様化時代の幕開けであった。定期付養老保険は大型保障商品として爆発的な売れ行きを示し、10年前の昭和52（1977）年度には新契約件数で約1/4、金額で4割以上を占めていたが、その後次第に占率は低下し、62年度では新契約件数で5%、金額で9%弱となった。代わって（定期付）終身保険が58年ごろから占率を高め、62年度には件数で2割を占め、金額では1件平均保険金額が高いこともあり45%に達した。

契約者のニーズは多様化しており、死亡保障を目的とする保険加入のほかに、入院保障や貯蓄等といった目的のためにいくつもの保険商品に別々に加入する傾向が出てきた。

個人年金保険

個人年金保険については従来から販売を行ってきたが、昭和56年に郵政省による新郵便年金が発売された経緯もあり、生命保険各社においては、高齢化社会の到来に備える自助努力商品として積極的な販売を行ってきており、加えて、59年度の税制改正により、個人年金保険料が一般の生命保険とは別枠で保険料控除の対象となったことも影響して、好調な売れ行きを持続してきた。そのなかにあって生命保険各社は61年4月以降個人年金死亡率の改訂による新種商品を開発し、契約者のニーズに応えることとなった。

医療関連商品の開発

入院保障分野の商品については、昭和39年4月の災害保障特約の発売、49年以降の疾病入院特約の発売など、主契約に付加する特約の形で販売してきたが、特に疾病保障について契約者のニーズが強く、57年度以降相次いで死亡保障が少額で入院給付金中心の疾病単品を発売した。

さらに、寝たきり老人や認知症老人の介護が大きな社会問題となってきたため、重度介護状態になった場合に給付金を支払うほか、家政婦協会との提携により介護人派遣サービスといったいわゆる現物給付を行う介護保険を開発した。また、59年4月の公的健康保険における1割本人負担の導入にともない、それを補完する商品として医療保障保険を開発し、61年4月の団体型の発売に続き、63年4月からは個人型も販売を開始した。

変額保険の開発

変額保険に関しては、47年および50年の保険審議会答申において言及され、特に47年答申に

おいては「当面、現行業法にもとづき行政上の必要な措置を講ずることにより、その範囲内で実施しても、特に問題ない」とされた。これを受けて、生命保険各社は定款の整備を行ったが、その後の株価の動向、定額保険の順調な伸長、特別配当の実施などにより開発を行わなかった。その後、60年５月の保険審議会答申において、変額保険の基本的考え方および当面の実施参考例が示された。同年10月、協会は「変額保険プロジェクト」を設置し、開発のための具体的検討に入った。同プロジェクトは、61年５月に商品内容、資産運用関係、経理関係、募集・教育関係、ディスクロージャー関係等について検討を終え、７月10日には商品認可申請を行った18社に対して大蔵省の認可が下り、10月１日より販売体制の整った会社から発売を開始した。

保険料の引下げ

生命保険各社は、最新の死亡率の採用、予定利率の引上げ、経費の節減などにより保険料を引き下げるとともに、契約者配当を充実させることで加入者負担の軽減を図ってきた。

昭和51年３月から４月にかけて戦後７回目に当たる保険料の引下げを行い、56年４月に第３回全会社表の採用等による戦後８回目の保険料の引下げを行った。第３回全会社表は男女別に作成されており、51年３月以降実施されてきた女子４歳セットバック方式（注）に代えて全面的に男女別料率の採用となった。

（注）51年３月から、女子の年齢を男子の年齢より４歳若くみなして保険料を計算する簡便法が実施された。

昭和60年４月、第４回全会社表の採用等による戦後９回目の保険料の引下げを行った。これにより、普通養老保険（30歳加入、30年満期、男子、保険料年払、満期保険金100万円）を例にとると、昭和21年当時の保険料37,600円と60年４月の保険料19,900円とを比較するとほぼ半額の保険料で同じ保障を提供することができるようになった。

2. 企業年金保険分野の動向

年金特別専門委員会

企業年金保険は、昭和37（1962）年に創設されて以来、税制適格年金を中心に普及・成長を遂げてきた。しかしながら、20数年を経るなかで、企業年金制度に対する顧客のニーズは、この間の社会・経済の成長・変革を背景としてより高度かつ多様なものとなってきた。

具体的には、定年延長・再雇用制・選択定年制等の新たな企業の労務管理制度の実態に合わせた支給開始年齢・支給期間の弾力化、インフレに対して年金の実質価値を維持するためのスライド制の導入、支給は基準の多様化としてのポイント制・功労金制度の導入などが新たなニーズとして挙げられてきた。これらへの対応を図るため、59年８月に企業年金委員会のもとに年金特別専門委員会を設置し、顧客ニーズを幅広く吸収できる柔軟な商品の開発・検討に着手した。その後、60年５月の保険審議会答申の「企業年金資産の分離勘定による運用について前向きに研究すべき課題である」との指摘を受け、同年９月、年金特別専門委員会は商品問題および分離勘定について検討を開始した。61年７月、同専門委員会は「企業年金の分離勘定につ

いて（案）」をとりまとめ企業年金委員会に報告した。同年11月の理事会の承認にもとづき、昭和62年２月、一般委員会のもとに企業年金特別勘定プロジェクトチームを設置し、同年12月には同PTでの検討を終え、引き続き、関係委員会において専門的立場から検討することとした。

新種企業年金検討プロジェクトチーム

企業年金委員会では、新たに新種企業年金検討プロジェクトチームを設置し、実務対応の検討に着手した。そして、63年５月、厚生省ならびに年金福祉事業団から、強くその開発を求められていた特別勘定運用による変額年金福祉事業団保険について他の保険に先行して商品認可を得、発売した。なお、これに先立ち、生命保険各社は62年10月１日に年金福祉事業団保険を開発・発売した。商品内容としては、企業年金保険に特則を付保することにより、被保険者が一定の要件を満たした時に年金・生存給付金が支払われる生存給付金付の企業年金保険として開発された。

また、63年10月には、国家（地方）公務員共済積立金の有利運用を図る観点からの生命保険契約の活用についての強いニーズに対応し、団体生存保険を新たに開発し、発売した。

3. 団体生命保険分野の動向

従業員が遭遇する業務上、業務外の事故の際に、その家族の生活保障を企業が支援することは、従業員が安心して働ける環境づくりという意味で、企業の福利厚生における重要な柱であり、その重要な役割を果たしているのが団体定期保険である。弔慰金・死亡退職金などの財源を確保することを目的とした保険料企業（事業主）負担の団体定期保険（Aグループ保険）とともに、大企業・中堅企業においては従業員の自助努力による遺族保障を促進する制度としての任意加入の団体定期保険（Bグループ保険）があり、その普及も顕著であった。

運営基準の改訂

団体定期保険の運営基準については、昭和26（1951）年８月７日蔵銀通達により初めて「団体生命保険の運営基準」が設けられた。その後、社会経済環境の変化、顧客ニーズの多様化などさまざまな要因に対応し、55年６月、56年３月、58年３月、60年３月、61年３月、62年３月、62年７月と改正が行われた。数次にわたる改正のうち、61年３月28日付蔵銀第634号による改正が最も大幅で一つの節目をなすものであった。同通達は団体保険市場を取り巻く社会経済情勢の変化に対応して、新たに団体保険市場の拡大を図ることにより団体定期保険の発展を促進する観点から、60年５月の保険審議会答申を踏まえ改正された。

こども特約の創設

保障ニーズの多様化にともない、従業員等の家族全員に対する保障という考え方が普及してきたが、このようななかで、団体定期保険に対しても、従来の配偶者に対する保障ニーズが高まった。このニーズに応えるため、生命保険各社はこども特約およびこども災害関係特約を創

設し、61年２月から販売を開始した。

4. 団体信用生命保険分野の動向

団体信用生命保険は、金融機関あるいは不動産販売会社等（債権者）の信用供与機関が行う賦払返済の個人貸付に関し、債権者を保険契約者、債務者を被保険者とし、債務者がその弁済を完了する以前に死亡または高度障害になった場合、未弁済債務額に相当する保険金を保険契約者に支払い、債権者の賦払債権の回収を確保させることを目的とした制度である。この制度は、債権者の立場からは債務者の早期死亡または高度障害になった場合による債権の回収不能を防ぐことができるとともに、債務者からは、死後、負債を残し遺族や保証人に迷惑が及ぶことを防ぐことができることとなる。

住宅金融公庫団体信用生命保険特約制度

住宅金融公庫団体信用生命保険特約制度は、公庫融資利用者が、債務の完済前に死亡または高度障害による不測の事態に陥った場合に、保険金によって債務を完済し、家族等の生活基盤の安定を図ることを目的とした制度で、昭和55（1980）年10月１日に発足した。

本制度の公共的役割の重要性にかんがみ、生命保険業界を挙げて共同参加することにより、本制度の発展伸長を図らなければならないとの認識から、協会加盟の22社が共同で引き受けることとした。

63年度末における、公庫団信の加入者数は約277万人、保険金額は約18兆8,000億円となった。

住宅・都市整備公団団体信用生命保険特約制度

昭和60年９月、団信保険の保険契約者の範囲が拡大され、住宅・都市整備公団の長期分譲住宅の譲受人についても団信保険の適用が可能になった。10月に同公団より正式に公団と密接な関係にある公益法人「㈶住宅管理協会」を保険契約者とする団信保険制度の発足を希望する旨が当協会に伝えられた。協会では11月の理事会の承認を受けてグループ保険委員会は細部の検討に入り、成案を得て、61年７月の理事会において承認した。グループ保険委員会社24社の共同引受とし、本制度は、62年２月１日に発足した。

なお、直接募集に参加したのは18社であった。

5. 心身障害者扶養者生命保険の動向

心身障害者扶養者生命保険は、昭和45（1970）年１月31日付で認可され、社会福祉事業振興会と生命保険会社20社との契約は２月１日付で締結された。

その後、親の会など受給者側から年金月額の充実と新規加入者の年齢範囲の拡大を要望する声と、収支面でも制度発足８年目の52年度に赤字に転落したことから、54年度に、新しい保険種類の創設や保険料の改訂等の制度改正を行った。しかしながらこの制度改正でもなお収支面で難問をかかえており、58年６月、「扶養保険制度の長期的安定と発展を図るため制度運営の全般にわたり総合的研究を行う」ことを目的とし、「心身障害者扶養保険長期対策研究会」が社会

福祉事業振興会に設置され、厚生省、地方自治体、心身障害者親の会、生命保険会社（生保協会)、振興会の代表者が委員となって研究が行われた。この研究会は約１年半にわたって調査研究を行い、報告書を厚生大臣あてに提出した。この報告書は、本制度の財政問題の解決が急務であることを指摘し、掛金の引上げ、掛金免除の修正、国・地方自治体、その他による援助を提言した。この報告書の提言を受けて、61年４月、保険料の引上げなどの大幅な制度改正が行われた。制度創設後２度の改正を経たもののなお、将来の収支の見通し、年金財源の確保など検討すべき課題があることから、協会は63年度に心身障害者保険特別委員会数理部会を中心に調査、研究に着手した。

6. 財形保険分野の動向

昭和46（1971）年に発足した勤労者財産形成促進制度では、生命保険はその対象とはされていなかったが、50年の財形法の改正により、新たに生命保険が財形貯蓄の対象に加えられることになり、生命保険業界では、「財形貯蓄保険」および「財形給付金保険」を50年８月、12月にそれぞれ発売した。

以後53年、57年、62年に財形法の改正があり、生命保険業界では54年には「財形基金保険」を、57年には「財形年金保険」「財形年金積立保険」を、63年には新たに利子非課税制度に対応した「財形住宅貯蓄積立保険」を開発し、発売した。

4. 教育制度の充実

昭和48（1973）年12月、業務協議会・教育委員会が策定した「専業外務員の育成を目途とした業界共通教育」構想を具体化したものが、初級課程試験→専門課程試験（中・上級)→外務大学課程試験とする業界共通教育体系である。

この教育体系のうち、初級課程試験合格が生命保険募集人登録の必須条件で、それ以降の各課程については任意とされていたが、変額保険販売資格試験ならびに国債窓販資格試験において、その受験申込資格として中級課程試験合格が要件とされたことから、これら商品を取り扱う職員には新たに中級課程試験が義務教育として位置づけられた。

一方、金融の自由化・国際化、少子高齢社会の到来、市場の成熟化、業際競争の激化など環境の変化にともない顧客のニーズに対応して複雑化した商品、またその販売に際してより高度の専門ならびに周辺知識が要求されるようになり、中級より上級へ、上級より外務大学へと指向されるようになった。会社によっては職員資格と各課程の合格とをリンクさせるところもあり、また募集体制整備３か年計画の報告数値に含められるなど、これらの動きを背景として各課程とも受験者数、合格者数とも年々高まってきた。

1. 初級課程試験の充実

初級課程試験合格後登録制度が実施された昭和52（1977）年４月以降の初級課程試験の充実には、「募体三計画」と連動した試験内容の高度化、新商品の発売・約款改正・情報交換制度の創設などにともなう共通テキストの充実、試験実施の厳正化・効率化などの多岐にわたる要素が含まれる。

昭和57年度を初年度とする「第３次募体三計画」および60年度を初年度とする「第４次募体三計画」に対応して、合格点の引上げや試験問題の出題形式とその組合せを改訂するなど試験内容を高度化した。また、テキストについては、解約返戻金を契約者に十分理解させて販売する重要性の徹底について（昭和54年度版）、告知受領に関する教育について（57年度版）、保険販売における倫理教育の強化について（59、61年度版）、情報提供について（60年版）、契約確認・新種医療保険・入院関係特約の改訂および生命保険面接士について（62年度版）、個人データ保護について（63年度版）それぞれ記述内容の強化や充実を図った。

2. 中・上級専門課程試験制度の改善

昭和40（1965）年10月、第１回試験を実施した専門課程試験は、専業外務員を育成し、その資質を向上させることを目的に入社２年目以上の者を対象に発足したが、51年10月、中級と上級に分離して実施した。この制度改善は49年４月より実施した新人に対する業界共通の初期３か月研修に引き続き、各社が個々に実施している職員研修を集約化し、１年以上の者を対象とする中級と、中級合格後１年以上の者を対象とする上級を設け、各社がこの試験を有効活用することにより、段階的に専業外務員を育成するものであった。

昭和55年４月中級受験申込資格を入社７か月以上（63年度に６か月以上に短縮）に緩和し試験実施回数を年２回（４月、10月）に増加、61年度より中・上級全問機械採点を導入、63年度より試験実施回数を中級年３回（４月、８月、12月）に増加、上級年２回（４月、10月）に増加するなど事務の効率化や制度の改善を行った。

3. 生命保険外務大学課程の推進

外務大学課程の講座を昭和47（1972）年度から全国的規模に拡大することとし、53年度までに全国の主要都市25か所に順次開設した。この間、大阪（49年度廃止）、東京で開催していた講義方式による学習は、東京についても51年度をもって廃止した。その後、VTR学習は出席率が芳しくないなどの理由から58年度より廃止し、以後自学自習による学習のみとなった。

外務大学課程は、初級、中級、上級、外大と業界共通教育課程として最高位に位置づけられており、販売環境の変化とともに、高度な専門知識の習得を目指す人が年々増え、また会社では職員資格と連動させるなど推進策に取り入れるところもあり、年間４科目の延べ受験者は、昭和53年度9,178名に比し、63年度75,909名と大幅に増加した。

認定生命保険士は、44年度に第１期生として５名が誕生して以来、63年度の第20期生まで通

算13,578名が誕生した。

4. 生命保険講座の再発足

生命保険講座は、発足した昭和24（1949）年度より53年度末までの間、第１部3,621名、第２部6,154名の修了者を業界の各分野に送り出したが、40年代前半をピークに年々受講者数が減少する傾向にあった。事業の拡大にともなう内務職員採用の大量化ならびに対象新人の高学歴化は、受講者を一定数に限定し、かつ１部、２部に分けての講義方式では実態に合わなくなってきていた。52年６月、協会が実施した受講者減少原因の調査では、同講座は東京地区以外では受講できず教育の機会均等の点では問題があること、各社の配属コースは入社後地方へ配属する傾向にあることなどが挙げられた。また、各社から講座そのものに対して、内容が現在の業界動向を反映していないこと、執務時間中の講義参加は仕事の障害になることなどの声も寄せられた。その後、同講座は、54年５月に以下のとおりの概要で再発足した。一般コースの概要は、①生命保険事業に携わる職員に対し、業界の将来を担うに足る資質の涵養を図ることを目的とする、②学習対象者は、大卒１～２年目の者、またはこれに準ずる者とする、③科目は、「生命保険総論Ⅰ」「生命保険総論Ⅱ」「生命保険計理」「危険選択」「約款と法律」「生命保険会計」「生命保険営業」「資産の運用」「生命保険と税法」の９科目とする、④学習の機会均等を図るため、共通テキストにもとづき自学自習ををベースに、全国どこでも勉強できる方式とする、⑤試験は全国で受験できることとする、であった。

また、一般コースの履修者（４科目以上合格者）の継続学習のため、さらに幅広い業界知識や専門的な知識を習得させるため、55年度より「団体保険」「生命保険計理Ⅱ」「生命保険業務とコンピューター」「隣接業界研究（56年度より「生命保険事業と他業界のあらまし」に改称）」の４科目によって構成する後期コースが発足した。

5. 保険審議会の動向

昭和34（1959）年に大蔵大臣の諮問機関として保険審議会が設置されて以降、保険行政はそのときどきの情勢に応じて検討された審議会の答申を基調として行われてきたが、特に第１次石油危機後の経済変動と澎湃（ほうはい）として起こった消費者運動への対応を主眼とした50年６月の答申以降、54年６月、60年５月に答申が行われた。

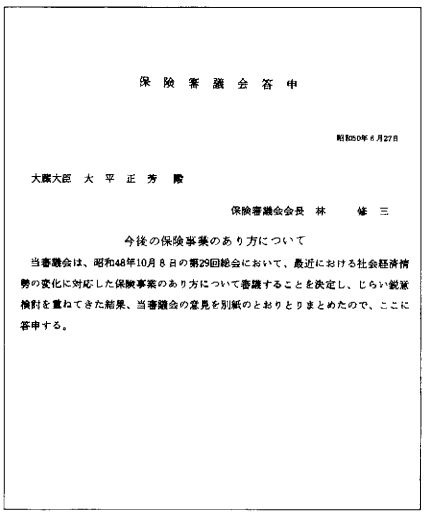

保険審議会答申

昭和50年6月27日

大蔵大臣　大平正芳　殿

保険審議会会長　林　修三

今後の保険事業のあり方について

当審議会は、昭和48年10月８日の第29回総会において、最近における社会経済情勢の変化に対応した保険事業のあり方について審議することを決定し、じらい鋭意検討を重ねてきた結果、当審議会の意見を別紙のとおりとりまとめたので、ここに答申する。

1. 昭和50年６月答申

50年６月の保険審議会答申について、弘世 現 日本生命社長（第11・第17代生保協会長）は『生命保険協会70年史』の回想録のなかで、「50年６月に保険審議会の『今後の保

険事業のあり方』についての答申が出されましたが、この答申は従来の答申に比較して、生命保険事業全般の問題について極めて詳細に課題提起がなされた、誠に注目すべきものであったと存じます。全体としての論調の基盤に消費者志向が流れており、生命保険事業の健全な発展の哲理を基盤においてあるだけに、内容は充実したものとなっております。この答申をうけて、業界もあげてその実現に努力したと確信をもっております」と述べている。

この50年答申への対応として、社員総代会関係では、社員総代対象範囲の拡大をはじめ傍聴制度の実施、契約者懇談会の実施、中立・公正な機関としての財団法人生命保険文化センター（51年１月）の設立、地銀生保住宅ローン株式会社の設立、外務員の試験後登録制度の改善、保険料の引下げ（女子料率のセットバック方式）の実施、業績表示方法の改正、特別配当の充実、物価スライド保険、大型保障制度、中途増額制度などが実施された。

2. 昭和54年６月答申等

54年６月の答申は、第２次石油危機後の不況と、急速に進展すると予想された自由化・国際化への競争に対処すべく、経営の効率化・特色化の方向を示すとともに、そのための行政の弾力的配慮を促す一方、消費者ニーズへの対応や情報提供に努めることにより事業の公共性、社会性の発揮を求めたものであった。

60年５月の答申は、金融の自由化・国際化の進展、高齢化社会への移行、高度情報化社会時代の到来などを背景に、保険契約の多様性・自在性の機能開発、資産運用の効率化、年金や医療・福祉ニーズへの対応、情報化・システム化の充実などの必要性を説いたものであった。

これらの答申の指摘に対して生命保険業界は、審議会の審議と並行もしくは先取りする形で実施する場合の問題点や具体的手法についての検討を進め、各社それぞれの判断で実施するものは各社で、共通の理解や手段の必要なものは協会の関係委員会の場で討議したうえで逐次実行に移された。

6. 生命保険文化センターの設立

財団法人生命保険文化センターは、昭和51（1976）年１月５日、大蔵大臣の許可を得て設立され、同日から事業を開始した。同センター設立の目的は、社会公衆の生命保険に関する意向や要望を的確に把握してこれを企業経営のうえに反映させ、契約者を始め公衆の期待に応えていくことと、生命保険の本質的機能や生命保険事業における経営努力の実態など適切な情報を公衆に提供して、生命保険について正しい知識の普及を推進すること、いわゆる公衆と生命保険事業とのツーウェイ・コミュニケーションを目指すことであった。

昭和31年の第１次生命保険視察団がその報告書のなかで、生命保険事業のPRの重要性を強調し、「公衆が生命保険を正しく理解できるように公衆と業界との間に立ってPR活動を専門に担当する常設の機関をアメリカのILI（生命保険研究所）にならって設置すること」を提言したが、

生命保険文化センターの構想は、ここにその発芽がみられた。

昭和49年11月、公共関係委員会の発足と相前後して、公衆からの意向の吸収、公衆への情報提供といったPR機能をより一層強化するためには、協会から独立した機関を設置してこれに当たるべきであるとの議論が起こった。これに先立ち、49年７月、大蔵当局から、公共関係委員会の設立や米国のILI的機関の設立等について要請があった。さらに、49年８月20日から３週間にわたって欧米各国の生命保険事情を視察してきた調査団からの最新の情報提供や答申を間近に控えた保険審議会（生命保険部会）からも「長期的視点から生命保険に関する調査、研究と正しい生命保険の普及を促進するため、生命保険業界が協力して、学識経験者を加えた第三者的機関を設立することを強く期待する」との意向が伝えられた。

これらの情勢を背景として、50年５月15日の理事会において、別団体として設立することを承認し、同日、公表した。その後、理事会において６回にわたり寄附行為、事業計画、収支予算書等について詳細に審議を重ね、ことに法人格、役員の選任、権限、事業内容などについて熱心な議論が繰り返された。かくして、12月11日の設立発起人総会において設立を正式に決定し、12月26日に大蔵大臣あてに設立認可申請を行い、51年１月５日、許可を得て発足した。

1 財団法人生命保険文化センター設立趣意書

わが国の生命保険制度は、いまや民間生命保険だけでも全国の七割以上の世帯において利用され、社会保障制度と並んで家庭生活の安定向上のために大きな役割を果しております。しかも今後、高福祉社会の確率が強く志向されるわが国において、相互扶助の精神を基盤とした自立自助の制度である生命保険が広く公衆の生活保障のために果すべき使命は格段に高くなって参っております。

このように重要な役割を担う生命保険に対する公衆の期待と関心は、最近とみに高まってきているとはいうものの、生命保険についての公衆の認識は、まだ必ずしも十分とはいえない実情にあります。生命保険が公衆の理解と信頼を基盤にしてこそ存在し得るものであることは申すまでもありません。このためには生命保険についての公正な情報とこれに基づく公衆の正しい知識が必要でありますが、従来の生命保険に関する情報の流れは、主として事業者側から公衆への一方通行に片寄り勝ちでありました。つまり生命保険事業者と消費者相互間のいわゆるツーウェイ・コミュニケーションによる相互理解をはかる組織的な体制がやや不充分であったかと思われます。50年６月の保険審議会の答申において、消費者に対する情報提供の促進を目的とする新機関の設立が期待されましたのも、このような問題認識が背景となったものと存じます。

わたくしどもは、かねてから生命保険を正しくご理解頂き、公衆との良好な関係を樹立するよう努めて参りましたが、上述の観点ならびにより長期的な視点に立ち、生命保険に関する公正な総合情報センターとして新たに「生命保険文化センター」を設立し、公衆の意向の吸収と、それを反映した情報提供による活発なツーウェイ・コミュニケーションの展開を通じて、公衆

への生命保険に関する知識の普及と生命保険制度の健全な発展に資することといたしました。

当センターは、この目的を達成するためにつぎの事業を行う計画であります。

(1) 内外の生命保険及び生命保険制度に関する調査研究。
(2) 生命保険に関する公衆の意向態度の調査収集。
(3) 公衆に対する生命保険に関する知識の普及を計るための教育活動。
(4) 公衆に対する生命保険に関する情報の提供活動。
(5) 生命保険業界に対する生命保険に関する情報提供。
(6) 生命保険に関する学術研究の助成及び各種セミナーの開催。
(7) その他この法人の目的達成に必要な事業。

以上の事業の遂行を通じ、当センターが公衆の信頼を獲得し、生命保険制度の健全な発達ひいては国民福祉の向上に寄与できるものと確信する次第であります。

昭和50年12月

財団法人生命保険文化センター
設立発起人代表　　弘世　現

2 発起人
　生保20社（発起人代表　弘世　現）
3 法人格
　財団法人
4 基金
　1億円（発起人20社の拠出による）
5 寄付行為（省略）

7. 募集体制の整備

1. 募集制度改善への努力

募集制度整備3カ年計画の推進

昭和50（1975）年6月の保険審議会答申は、募集制度についても、外務員教育および専業化の徹底・強化を指摘した。これを受けて大蔵当局は、答申の最重要課題である専業外務員体制の早期実現を図るべく、強力な行政指導の一環として「生命保険の募集体制に関する整備改善3カ年計画」を各社に策定させ、外務員の資質向上と継続率の大幅改善を強く要請した。

第1次「募体三計画」

昭和51年度以降4次にわたり展開された「募体三計画」の内容は次のとおりであった。第1次募体三計画（51年度～53年度）のねらいは、ターン・オーバー（いわゆる外務員の大量導入・大量脱落）の構造改革であり、各社は目標達成のため真摯に改善への努力を行った結果、外務員の異動状況は募体三計画実施以前の48年度の新規登録者数が34万人であったのに対し、51年度は18万人、52年度は14万人、53年度は15万人と減少し、業務廃止数も48年度の40万人に

対し、51年度は18万人、52年度は15万人、53年度は14万人と減少し、着実に改善の方向へ進展した。

また、25月目基幹外務員（登録後２年を経過したフルタイマーで、かつ13月目総合継続率80%以上の要件を達成している者をいう）育成率も51年度5.1%、52年度6.8%、53年度8.8%と順調に推移し、さらに13月目の総合継続率も51年度79.8%から、52年度80.5%、53年度82.6%と上昇を示し、改善の成果をみた。

第１次募体三計画の改善状況実績　（単位：千人、%）

		昭和51年度	52年度	53年度
新規登録数		187	149	150
業務廃止数		182	152	148
期末登録数		329	327	327
基本指標	25月目基外育成率	5.1	6.8	8.8
	期末基幹外務員占率	30.4	34.9	38.7
	13月目総合継続率	79.8	80.5	82.6

（注１）基幹外務員（職員）とは登録後２年を経過したフルタイマーで、かつ、13月目総合継続率80%以上の要件を達成している者をいう。
（注２）総合継続率は保険金ベースである。

第２次「募体三計画」

昭和54年６月、保険審議会は「今後の保険事業のあり方」について答申を行い、そのなかで「今後の新しい経営環境の中で、生保各社が生き残るためには、一層の効率化、特色化を推進する必要がある。経営の合理化のために最も重要なことは事業の根幹である募集制度の合理化、効率化を図ることであり、社会的要請に対処していくためには、生産性の高い外務員を多数育成確保することが必要である」と指摘し、さらに経営の特色化を推進するための一方策として「代理店の活用」をも示唆した。このような状況のもとに、第１次計画の考え方をそのまま引き継ぎながら、54年度を初年度とする第２次募体三計画（54年度～56年度）を新たに実行に移すことになった。業界は経営姿勢を量的指向から質的指向へと転換を図るべく努力を傾けてきたが、54年度から新規登録者数が徐々に上昇を始め、それにともない業務廃止数も増加傾向を示した。これは、厳選採用の徹底と育成体制の整備が必ずしも十分ではなかったためによるものであった。また、55年度まで順調に進展を続けた25月目基幹外務員育成率、13月目総合継続率ともにそれぞれ前年度に比較して、１%、0.5%と下降し、十分な成果を果たせなかった。

第２次募体三計画の改善状況実績　（単位：千人、％）

		昭和54年度	55年度	56年度
新規登録数		158	169	175
業務廃止数		150	164	169
期末登録数		335	341	347
基本指標	25月目基外育成率	9.0	10.0	9.0
	期末基幹外務員占率	33.9	32.9	33.6
	13月目総合継続率	82.9	82.3	81.8

（注）諸条件は第１次募体三計画に同じ。

第３次「募体三計画」

第２次募体三計画下では、簡易保険の限度額問題や個人年金問題などがあり、また、業界内競争も一段と激しさを増して、55、56年度と外務員の新規登録数は計画値を大幅に超えるところとなった。一方、育成率および継続率の各指標についても計画と実績は依然として乖離しており、なかなか所期の目標を達成するまでに至らなかった。そのため、経営の合理化および消費者へのより良質なサービスの提供をさらに推進する必要があるとして、募集体制を改めて整備改善するべく第３次募体三計画を引き続き実施することになった。

業界は、新たな「枠」の設定のなかで、大蔵当局の個別指導を受けつつ、真摯に経営計画を推進し、相応の成果を上げてきたが、13月目の総合継続率はガイドラインの数値にかなり近づいたものの、57～59年度とも25月目基幹外務員育成率は目標値の15％に対し10％台であり、期末基幹外務員占率についても40％のガイドラインに対し59年度で37.8％と所期の目標に達しなかった。

第３次募体三計画の改善状況実績　（単位：千人、％）

		昭和57年度	58年度	59年度
新規登録数		163	161	155
業務廃止数		168	159	150
期末登録数		343	343	348
基本指標	25月目基外育成率	10.0	10.3	10.3
	13月目専外在籍率	26.9	27.8	29.1
	期末基幹外務員占率	37.1	37.5	37.8
	13月目総合継続率	83.6	82.2	82.1

（注１）13月目専業外務員とは登録後13月目のフルタイマーで、かつ、直前６か月間に９件以上の挙績ある者をいう。

（注２）基幹外務員とは、登録後２年を経過したフルタイマーで、かつ、次の二つの要件を達成している者をいう。
・直前12か月間に24件以上挙績（第４次計画においても同じ）
・13月目総合継続率80％以上

第４次「募体三計画」

昭和60年５月、「新しい時代に対応するための生命保険事業のあり方」と題する保険審議会答申が出された。この答申は、最近の生命保険事業をめぐる経済社会環境の変化を分析して、金融自由化・国際化の進展、高齢化社会への移行、高度情報化社会の到来の３点を掲げ、これらの事態に対処していくべく業界に対して、新商品の開発、資産運用の効率化、システム化の推進などを具体的に提言した。これら経済・社会環境の変化は、今後募集体制をはじめとする生命保険経営全般に深いインパクトを与えていくものと予測された。特に募集体制の整備については、変額保険をはじめとする新しい商品の開発にともない、従来以上に真摯な対応が求められた。

このような状況のもとに、これまで３次９年間にわたって展開されてきた「募体三計画」の最終時を迎え、第４次募体三計画が目標とするガイドラインを達成し、成功裡に収束すべく、各社とも新たな決意のもとに計画の推進に邁進していった。

60年度において、新規登録数は15万人とほぼ前年度なみの採用人数を示した。これに対して、業務廃止数は14万人と57年度以降毎年前年度より減少しており、したがって期末登録数は年々増加し、ターン・オーバーの減少という良好な状況を展開しつつあった。また、61年度は25月目基幹外務員育成率のガイドラインを除いてすべての基本指標はガイドラインを完全にクリアしており、25月目基幹外務員育成率もガイドラインの15%に対し14.9%とわずか0.1%達しなかったという状況であった。しかも、最終年度である62年度末には、すべての基本指標を達成することができた。

第４次募体三計画の改善状況実績　（単位：千人、%）

		昭和60年度	61年度	62年度
新規登録数		158	158	160
業務廃止数		144	138	140
期末登録数		361	380	140
基本指標	25月目基外育成率	11.6	14.9	17.7
	13月目専外在籍率	32.1	36.3	38.5
	期末基幹外務員占率	40.2	44.0	46.2
	13月目総合継続率	83.5	86.1	87.3

（注）諸条件は第３次募体三計画に同じ

2. 自主計画の策定

第１次から第４次を通して、大蔵当局の指導と各社の改善努力により、外務員のターン・オーバーの是正、専業外務員体制の確立、基幹外務員の育成、新規登録数の抑制、教育訓練体制の整備、継続率の改善、経営の効率化の推進など顕著な改善効果を上げることができた。

「募体三計画」は、昭和62（1987）年度（「第４次募体三計画」）をもって終了したが、生命

保険事業をめぐる新しい経済社会環境の変化に対応する最重点課題である募集体制のさらなる整備改善を目標に、各社が自主性を持った整備改善計画を設定して63年度より取り組むこととなった。

自主計画の策定方法は、各社が募集体制の改善状況（「募体三計画」の達成状況）、新ガイドラインの水準、自社の中・長期経営計画の期間・内容などを総合勘案して独自の改善目標を設定し、適宜の期間による自主計画を策定するものとされた。

8. 情報提供の充実

1. 加入時の情報提供の充実

昭和57（1982）年８月、公正取引委員会は、許認可や価格指導など政府規制の強い銀行、証券、保険、通運、電気事業など16業種を対象とした実態調査の結果と各規制分野における問題点をまとめ、発表した。このうち生命保険業については、競争政策の観点から「今後消費者に対してより的確な価格情報の提供が行われることとするなど、さらに有効な競争が行われるよう検討する必要があると思われる」との指摘がなされた。

また、58年１月、臨時行政調査会第４部会の報告書「特殊法人等及び現業等の在り方について」において、「近年民間の生命保険においても、新商品の開発、保険料及び契約者配当の弾力化等も徐々に実施されてきているが、これらに関する情報が消費者に十分提供されているとは言い難い状況などもあり、実質的な競争を促進するための施策が強力に進められなければならない」との指摘がなされた。

生命保険業界では、これまでも、①約款の申込時配布、②約款の平明化とモデル約款の作成、③商品一覧表「保険種類のご案内」の作成、④「ご契約のしおり」「募集パンフレット」の改善など、生命保険に関する情報提供の充実に努めてきていたが、これらの指摘に応え、さらに一層消費者の加入段階における適切な生命保険の選択に役立つ情報提供の充実を目的として、次の方策を講じることとした。

・「生命保険加入の手引き」の作成（昭和59年度）

　消費者が適正な生命保険を選択して加入するために必要な基礎知識や情報を盛り込んだ「生命保険加入の手引き」を作成し、生命保険各社の店舗と、各地方協会に備え置く。

・商品パンフレットの各地方協会備え置き（59年度）

　消費者が生命保険各社の商品を比較検討して加入できるよう、各社の主要な商品パンフレットを各地方協会に備え置く。

・「事業・業績のお知らせ」合本ファイルの作成（59年度）

　消費者が生命保険各社の事業内容等を知り得るよう、各社の「業績のお知らせ」の合本ファイルを作成し、各地方協会に備え置く。また、各地の消費生活センターにも参考資

料として配付し、備え置きを依頼した。

・「個人向け生命保険一覧表」の作成（61年度）

消費者が生活設計に最も適した保険種類を選択できるよう、生命保険各社の販売商品を種類別に整理した「個人向け生命保険一覧表」を作成した。

なお、各社の「保険種類のご案内」を合本ファイルした「生命保険種類のご案内」を52年10月より各地方協会に備え置きするとともに、各地の消費生活センターにも参考として備え置きを願っていたが、このファイル中に前掲の「生命保険加入の手引き」および「個人向け生命保険一覧表」を合わせて綴じ込むこととした。

2. 事業経営に関する情報提供の充実

生命保険事業が国民福祉、国民経済の両面で重要な役割を担い、かつ、極めて高い公共性、社会性を有していることにかんがみ、生命保険会社では従来から事業経営面の情報提供に努めているが、昭和54（1979）年6月、公共関係委員会において「生命保険会社の事業経営に関する情報提供の要項」を作成し、これにもとづき、それぞれの会社が創意と工夫を凝らしてより積極的な情報提供に取り組むこととした。

同要項は、「印刷物などに盛り込み積極的に提供することが望ましい事項」と、「印刷物等に盛り込むことが望ましいが、その取扱いについては各社の判断に委ねられる事項」で構成されており、その内容は、会社組織の概要、業績数値の詳細、社員総代（会）の状況、公共福祉活動、取扱商品・制度、公共関係投資等資産運用の詳細、営業・人事、料金保全関係など事業経営全般にわたるものとなった。

3. 国民生活審議会消費者政策部会報告への対応

昭和56（1981）年11月、国民生活審議会消費者政策部会（部会長　竹内昭夫東京大学教授）の約款取引委員会（委員長　北川善太郎京都大学教授）では、「消費者取引に用いられる約款の適正化について」と題する報告書をとりまとめ公表した。

同部会では、55年3月より消費者保護の見地から生命保険を含む7業種（生命保険、旅行、冠婚葬祭互助会、銀行ローン、自動車販売、クレジットカード、会員制ゴルフクラブ）の定型的契約条項（約款）について検討を行い、個別に改善の具体策を提言した。

この提言に対し、生命保険業界では公共関係委員会をはじめとする関係委員会で消費者サイドに立って検討を行った結果、改善要望が出された9項目のうち、実務で対応すべき6項目（保険料払込督促の徹底および通知内容の改善、保険料の自動振替貸付取消措置の全社実施、告知書の改訂および外務員教育の充実、責任開始前発病に関する実務取扱いの明確化、解約返戻金の情報提供、約款の平明化）については逐次実施し、約款改正を必要とする3項目（保険料払込方法の規定化、裁判管轄条項等の規定化、契約内容登録制度の規定化）については、58年4月2日付で約款の改正を行った。

9. モラルリスクへの対応

1. 生命保険を利用した犯罪の多発

不況期には犯罪も増えるといわれるが、この時期、特に第２次石油危機の昭和53、４年ごろから銀行や郵便局の窓口の現金強奪事件と並んで生命保険を利用した犯罪が目立った。

その第一は、死亡保険金の取得を目的としたもので、多くは被保険者である第三者を殺害したうえ、これを事故死と偽装して保険金を請求するものであった。殺人ではないが、事故死を装った自殺と思われるものもかなり目についた。特に、保険加入後１年以内の自殺の保険金は支払わないとする免責条項の関連から、加入後１年未満の契約に多くみられ、加入の時期、保険種類や金額に不自然さを感じさせた。自殺免責条項を承知のうえか１年経過直後の自殺も増え、統計上不自然な曲線が出ていた。

このような背景には、世相もさることながら、生命保険の普及、特に40年代からの保障の大型化もその要因の一つと考えられた。しかも一生命保険会社だけでなく、時期的に集中して何社へも加入し、かつ加入後も早い時期に事故が発生していることに問題があった。

保険犯罪の第二は、故意に怪我をし障害給付金や入院給付金を詐取する行為であった。また、傷害ではないが、病の症状を誇張して入院し何か月間にもわたって入院給付金をせしめる事件もあった。この方も短期間に集中して何社もの保険に加入している場合が多く、被害は生命保険のみならず、簡易保険、損害保険、農協共済にわたっており、時には公的な労災保険にも及んでいた。

いずれにしても以上のようなモラルリスクやアブセンティズムは、保険収支を悪化させることもさることながら、社会道徳上絶対に阻止すべきであり、“保険は犯罪を助長するのか”という極論すら出ていただけに生命保険会社としての社会的責任を問われる問題でもあった。

2. 業界の対応

昭和51（1976）年ごろから保険金や給付金の請求に疑わしいケースが目立ち始め、各社はそれぞれ独自に加入時の契約選択に慎重を期するとともに、入院給付金に日額の付保限度を制限する等の対策を講じてきたが、事故発生後の調査はともかく、事前に疑ってかかることは人権、プライバシーの問題、さらには各社相互間の競争もあってその対応には限度があった。

しかし、事件の報道がたび重なるにつれてマスコミの論調は厳しくなり“業界の過当競争が原因”とまでいわれ、業界としてもその社会的責任もあり、また保険収支の悪化を防ぐ意味からも、不正利用への対応を迫られた。

新種合同専門委員会

昭和51年10月、一般委員会のもとに設置した新種合同専門委員会は、53年３月、各社任意としながらも、主契約の死亡保険金額を基準とした入院日額付保限度を定めるとともに、54年２月、「災害・疾病入院特約のモラルリスク及びアブセンティズム対策について」と題する答申を

提出した。この答申は商品改訂と合わせて、重複加入による多額の給付金詐取を防ぐ手段として、入院給付金契約の各社間の情報交換制度を設ける必要性を訴えた。

この情報交換制度構想は、54年６月の保険審議会答申にも取り上げられ、協会は同月情報交換制度特別委員会を設けて具体的検討を重ねた結果、55年10月、情報交換制度（現在のご契約内容登録制度）を創設した。

臨時協議会

昭和56年１月、北九州で発生した保険金目当ての替玉殺人は、その特異性から注目を集めてマスコミの論調は一段と厳しく業界にその防止策を迫る声も高くなり、その検討機関として２月に一般委員会のもとに臨時協議会を設置した。この臨時協議会は、主として犯罪防止のための実務的取扱対応策をとりまとめるとともに、犯罪や自殺の場合の免責条項や契約解除権等制度上の問題の再検討の必要性を提起し、58年３月の大蔵省への報告をもって第一段階を終了したが、60年から61年にかけてマニラで相次いで起きた保険金目的の一連の殺人事件などから世論は再び厳しくなり、61年６月に再開した。この第二段階では従来の実務対応策の一段の強化と合わせて解除権行使等制度上の問題を検討することとした。

3. 実務面の対応

契約申込受付時において、各社それぞれチェック基準による選択上の点検を行い、この種犯罪の防止に努めたが、要は契約内容が社会通念上妥当なものかどうか、契約者、被保険者、保険金受取人との関係、契約申込みの経路などを確認することなどが中心であった。もちろん契約関係者に直接面接する外務職員の教育も行われており、これら対策の多くは各社独自で進められたが、協会のそれぞれの委員会で他社の状況を知ることができたために、大体各社共通した施策といえた。臨時協議会などで取り上げ、いわゆる業界ベースとして昭和55（1980）年から58年にかけて実施した事項は以下のとおりであった。

個人保険の災害死亡保険金額の付保限度

原則として１契約5,000万円まで。通算して１億5,000万円まで。死亡保険金額の何倍も支払われ、かつ保険料の安い災害保険金は犯罪に利用されるおそれがあった。

保険金受取人が被保険者の親族以外の第三者の場合の対応

受取人が被保険者の親族以外の第三者である契約については、被保険者の加入同意のための自署捺印、第三者とする理由、加入経路、付保額などについて担当者が必ず確認することとした。契約中途における受取人変更の場合も同様とした。

従業員を被保険者とする個人保険契約（企業保険）の対応

事業者が従業員を被保険者とし、かつ事業主が受取人となる契約については、その付保の根拠となる社内規定、被保険者の同意などの確認を文書類により確実に行うとともに付保金額が適正か否かについても十分配慮することとした。

警察関係との連携強化

殺人や故意偽装による事故を因とした保険金や給付金の取得行為は刑事犯罪として警察に委ねられるが、その多発傾向を憂慮した警察庁から、その防止策協議のため55年春、当協会に対し懇談の申入れがなされた。55年６月に警察庁と本部協会との最初の懇談会が持たれ、防止対策はもとより、許される範囲の情報提供や事後調査、暴力団対応にまで内容は広がり、相互間の理解と連携強化に大いに役立つこととなった。55年７月ごろから各地方協会と地元県（府）警本部との間で「生保警察連絡協議会」が順次設立され、それぞれの地方に即した防犯対策に成果を上げることとなった。

4. 特別解除権の規定化

生命保険、特に第三分野の保険（医療保険、疾病入院特約付保険等）をめぐるモラルリスクはますます多様化しているが、各社は約款、特約条項においては免責、告知義務違反による解除、詐欺無効の規定などによって対処してきた。しかしながら、これらの適用には限界があり、道徳的危険性のある契約を排除するにはこれら従来の規定だけでは不十分といわざるを得なかった。

一般委員会からの「一般入院商品（特約・単品）における他契約の開示義務制度」の導入についての検討依頼を受けた関係委員会から、検討の結果として「近年の入院給付金取得を目的とした集中加入のモラルリスク対策としての『他契約の開示義務制度』の有効性は認めるものの、開示義務制度は入院給付金日額について業界としての引受け通計限度額の設定が前提になっており、この制度は現実的ではない。それに代わるものとして、モラルリスクが現実に発生した場合の対策としては、今日までの学者、実務家の見解ならびに昭和60（1985）年８月30日の大阪地裁の判決の考え方を、業界の約款に『重大事由による解除権』として構成して導入することが有効な方策である。導入の時期については、入院関係特約は62年４月の約款改訂時に、主契約についてはその後速やかな導入が望ましい」との提案があった。

これを受けて商品専門委員会（一般委員会の下部組織）は、関係委員会と協議の結果、入院関係特約に導入する「重大事由による解除権（案）」を作成し、協会における機関決定を経て62年４月以降の改訂特約に導入した。一方、主契約約款については、63年４月以降各社の主契約約款に導入することとした。

また、本解除規定の行使に当たっては、ガイドラインを定め、取扱基準に明らかに合致した場合にのみ、解除権を行使するよう慎重な対応を図ることとした。

10. バブル期の発展

1. 株式市場の好況と株価暴落（ブラック・マンデー）

低金利、金余りを背景に株価は上昇する一方で、東京証券取引所の日経平均株価（225種）の

足どりをたどれば、昭和60（1985）年末の12,556円から61年末は16,380円となった。

昭和61年末に１株119万円で放出価格が決められたNTTの株式が、62年２月の初上場値160万円、４月には実に318万円まで値がつけられたということも、当時の株価上昇の一端を物語るものといえよう。とにかく低金利、金余りのもたらした世界的な株高現象であった。

62年４月には２万円の大台を突破、９月末には25,290円、翌10月14日には26,646円にまで達した。

昭和62年10月19日、後日“ブラック・マンデー”と称されたこの日、ニューヨーク市場の平均株価は、508ドル、22.6%という史上空前ともいうべき大暴落を一挙に現出した。

これは、米国のドル高路線による財政や貿易収支の大幅な赤字、産業の空洞化、輸出の停滞、債務国への転落などの悪条件が一斉に噴き出したものといわれるが、これを受けて翌20日の東京市場も一転暴落相場となり、平均株価は１日にして3,836円も下げ、これまた史上空前の下げ幅となった。さらにこの年、11月11日には平均株価が21,036円と最低を記録し、年内は低迷を続けた。

昭和63年、年明け早々の１月５日、大蔵省は、特金やファンド・トラストの決算処理における「低価法」の弾力化を発表した。機関投資家が３月決算に備えて評価損穴埋めのための株式売却によるこれ以上の値崩れを懸念したためであった。

これが市場に与えた心理的効果、さらには国内企業の業績の好況、米国の貿易収支の改善傾向などが相まって、株価の回復は思ったより早く、４月上旬には暴落直前の最高値の26,600余円を上回り、27,000円台を示すまでに至った。

株価はその後もさらに上昇を続け、暮れの12月７日には30,050円と３万円台の大台を突破し、上場時価総額は実に470兆円を超すといわれた。

なお、東京証券取引所の会員会社数は長らく83社に限定されていたが、62年２月には外資系６社を含む10社を加え、また63年５月には外資系16社を含めて22社が新たに加わり、その総数も115社に達して国際化、自由化の時代を現出した。

2. 外資系生命保険会社の参入

昭和50年代以降、外資系生命保険会社のわが国市場への参入が相次いだ。昭和63年度末までに８社が設立され、うち日本法人の形態（外資50%以上）の会社が５社、支店形態の会社が３社であった。その概要は以下の通りであった。

・西武オールステート生命は、西武流通グループと米国のシアーズ・オールステート・グループとの折半出資による日米合弁会社で、最初に日本法人の形態で参入した生命保険会社として、昭和51年１月から営業を開始した。

・ソニー・プルーデンシャル生命は、ソニー㈱と米国プルデンシャル生命の折半出資による日米合弁会社として、昭和56年４月から営業を開始した。その後、株式構成の変更にとも

ない、昭和62年９月ソニー・プルコ生命に改称した。

・コンバインド生命は、コンバインド・インシュアランス・カンパニー・オブ・アメリカの日本支店として、昭和56年12月から営業を開始した。

・アイ・エヌ・エイ生命は、ライフ・インシュアランス・カンパニー・オブ・ノースアメリカの100%出資による日本法人として、昭和57年２月から営業を開始した。

・オマハ生命は、ユナイテッド・オブ・オマハ・インシュアランス・カンパニーの日本支店として、昭和60年11月から営業を開始した。

・ナショナル・ネーデルランデン生命は、オランダのナショナーレ・ネーデルランデン生命N.V.の日本支店として、昭和61年４月から営業を開始した。

・エクイタブル生命は、米国エクイタブル生命の100%出資の日本法人として、昭和61年10月から営業を開始した。

・プルデンシャル生命は、米国プルデンシャル生命の100%出資の日本法人として、昭和63年２月事業免許を取得し、同年４月から営業を開始した。

3. 土地価格の高騰

この時期、狂乱ともいえる都市部の地価高騰が大きな社会問題となった。都心のビル不足、民活による公共的土地や企業の合理化による社有地の転用処分、不況下の設備投資手控えによる企業の余剰金や貸付不振に悩む金融機関資金の不動産業への集中などが重なり、都市部を中心に土地価格は異常な高騰を示した。さらに値上りにより都市部の店舗や住居を売却した者が周辺地区に代わりを求めることから、都市周辺地区の価格も相次いで高くなった。

毎年７月１日現在で都道府県が公表する「土地の基準価格」の昭和62（1987）年調査によれば、土地価格の１年間の上昇率は全国平均で9.7%（前年は2.1%）となっていたが、東京都においては、住宅地93%、商業地79%、周辺の首都圏においても住宅地57%、商業地76%で、三鷹市等都下４市の商業地に至っては150%を超える上昇率となっていた。値上がり率はこれほどではないとしても、近畿圏その他地方都市においてもかなりの騰貴を示した。

地価の高騰は固定資産税や相続税の評価価格にも影響を及ぼすために、この面からの税対策に悩む話題や住宅取得を断念する声も多くなるといった有様であった。

その社会的批判の一端は、不動産取得資金を貸し出す金融機関にも向けられ、62年７月、当協会や全国銀行協会等金融５団体は「投機的土地取引融資を自粛するとともに審査を厳しくする」ことを内容とした申合せを行い発表した。しかしその後、この問題の対策を検討してきた政府与党の「緊急土地問題協議会」が10月に発表した報告書ならびに同じ頃出された行政改革推進審議会の「当面の地価対策に関する答申」は、ともに金融機関に対する指導強化の必要性を指摘しており、これらを受けた政府も同16日「緊急土地対策要綱」を発表した。そして、この趣旨に沿って土地融資規制は一段と強化された。

その後、地価高騰を抑制するための国土利用計画法による「監視区域」の届出義務実施なども加わって地価の多少の値下がりや鎮静化が伝えられたものの、いったん値上がりした水準は下がるにも限度があり、政府諸機関の地方移転や外国公館用地の売却、はては遷都論議まで、もろもろの問題を含めて土地関連の報道はあとを絶つことはなかった。

11. 関連する重要事項等の動き

1. 生命保険相談所の組織強化

昭和40（1965）年4月の調停委員会の設置、各都道府県生命保険協会所在地への連絡所設置を行った機構拡充のあと、10年経過した生命保険相談所に、50年6月の保険審議会答申は苦情処理体制の強化を迫った。業界は、これに対して新たに設置された公共関係委員会を中心に論議を重ねた結果、一般消費者からの生命保険に関する相談、質問、苦情などに的確迅速に対応するための相談窓口体制を、当協会ならびに各社が整備拡充した。また、相談所には相談専用の直通電話を新設し、マスコミに発表するなど、一般消費者のための改善を行った。

52年7月に従来の「調停委員会」から衣替えして新しい制度として発足した、「裁定委員会」は、62年7月で満10年を迎えた。これまでに相談所で受け付けた苦情のうち、その大部分は当相談所の斡旋などにより当事者間の話し合いで解決」しており、実際に裁定委員会に裁定の申立てがあり審議を行ったものは、52年度に1件、54年度に1件の計2件であった。このほか、相談所では、加入者への説明用資料として従来から作成している「個人向け生命保険の種類一覧表」に加え、56年度から「個人年金保険のしくみ」を作成し、提供した。

2. クーリング・オフの取扱期間の延長

クーリング・オフ制度（保険契約の申込みの撤回）は、昭和48（1973）年の改正割賦販売法によって初めて採用され、生命保険契約に直接適用されるものではなかった。生命保険各社は、訪問販売業務との類似性にかんがみ、顧客に4日間の熟慮期間を設けることとし、生命保険業界の自主的制度として49年9月から実施した。その後、59年6月の割賦販売法の改正を受けて、60年4月より、それまでの4日間から7日間へ延長することとした。

3. 簡易保険の動向

加入限度額の引上げ問題

簡易生命保険の加入限度額については、戦後間もない昭和21（1946）年1月に引き上げられて以来ほぼ毎年のように引上げが行われてきた。

50年12月に800万円に引き上げられた後、52年9月に簡保の保険金最高制限額で財形貯蓄保険に関わるものを除き、被保険者一人につき1,000万円となった時点において、簡保は、民保の競合相手としての立場を強化した。以降、簡保の保険金最高限度額引上げ問題は、民保の立場で生命保険業界がその都度、反対の意見書を時の郵政大臣あてに提出するのが慣例のようになっ

た。54年に至り、たび重なる限度額の引上げに対して危機感をいだく向きも業界のなかに多く出てくるところとなり、その年より業界挙げての阻止活動が開始されることとなった。

郵政省は、この間も毎年のように予算要求において限度額の引上げを要求してきたが、郵政省側のこの限度額引上げに対する運動は年を追って激しくなり、60年度予算要求時にはその引上げは見送られたものの、「簡保事業の実情をふまえ、成案を得るべく大蔵・郵政両省間で鋭意検討する」こととされた。

限度額引上げ問題の決着

簡保の最高保険金限度額の引上げ問題は、昭和60年12月27日、竹下　登大蔵大臣と佐藤　恵郵政大臣との大臣折衝により以下のとおり決着した(注)。

郵政省の61年度の予算要求において2,000万円への限度額引上げの要求に対し、新契約最高保険金限度額は現行どおり1,000万円とするが、15歳以下の最高保険金額は700万円に、55歳以上の特別養老保険・定期保険は800万円にそれぞれ引き下げる。

また、新たに累計加入限度額制度を設け、新契約加入後４年以上経過した加入者で年齢が20歳以上55歳以下の者については、累計限度額を1,300万円とした。なお、今後の限度額引上げについては消費者物価指数が15%を超えて上昇した場合、諸般の情勢を踏まえて改めて検討する旨のルール化がなされた。これは、今後消費者物価指数が15%台を超えるまでは限度額問題を協議しないことを約するもので、一つの画期的な決着であると評価された。

(注) この決着内容は、株式会社かんぽ生命（平成19年10月１日営業開始）の「保険の加入制限」として引き継がれている。

以上のとおり、簡保限度額引上げ問題については、経済広報センターからの協力を得るとともに、全国銀行協会をはじめとする各金融団体との連携、全国生命保険労働組合連合会との強力な相互協力体制があったことを付記する。

金融の分野における官業の在り方に関する懇談会

昭和55年末、郵政省による新種の個人年金保険の発足をめぐって行われた予算折衝の過程において、「内閣に中立的な検討の場を設け、これらの問題にいかに対処すべきかを早急に検討し、56年８月までに答申を得ることとする。この検討の結果については、大蔵大臣も郵政大臣もこれを尊重することを確約する」との合意が政府・自民党間で行われた。この検討の場として、56年１月「金融の分野における官業の在り方に関する懇談会（座長　有澤廣巳東京大学名誉教授・日本学士院長）」が鈴木善幸内閣総理大臣の諮問機関として設置され、討議が行われた。

同年８月20日、討議結果がとりまとめられ、内閣総理大臣あてに報告された。同報告書の簡易生命保険に関する部分（抜粋）は以下のとおりである。

最後に、本懇談会が設けられる契機となった郵便年金については、関係法律が成立したばかりでまだ発足するに至っていないが（昭和56年９月１日発足予定）、今後の運用の基本的な考え方として、自由主義経済体制を根幹とするわが国経済においては、官業は民業を補完しつつ、そのような体制にふさわしいシェアのもとに適切な役割を果たすべきであるとの考え方がここにもあてはまることを指摘しておきたい。

また、簡易生命保険は、近年特に顕著な増勢を示しており、昭和54年度までの最近10年間で、その資産量は5.3倍（民間生保個人保険は3.6倍）にもなっている。54年度末の資産残高で見ると、簡易生命保険という一事業体が民間生保全体（21社）の資産合計の約３分の２の大きさを占めるまでに至っている。

このため、民業の側からは、簡易生命保険事業が肥大化し過ぎており、民業を圧迫しているとの訴えもあったところである。このような実情からみて、簡易生命保険が民間で既に実施している分野へ新たに進出することは適当でなく、また、その限度額は当面引き上げるべきでないと考える。なお、このことは郵便年金の今後の運用についても同様であると考える。

簡易生命保険事業については、これまで果たしてきた役割は大きなものがあったと考えるが、以上のような問題が提起されているところから、官業は民業の補完に徹すべきであるとする官業の在り方の基本的立場からの見直しはここでも必要とされるに至っていると考える。本懇談会としては、このような見地から、臨時行政調査会において官業一般の在り方を検討する際に、簡易生命保険事業の在り方についても併せて一層掘り下げた検討を行うよう期待するものである。

4. 県民共済、こくみん共済の動向

県民共済は、昭和48（1973）年５月に消費生活協同組合法にもとづき設立された埼玉県民共済生活協同組合が、埼玉県に居住、勤務している者を対象に実施していた。そして、57年７月には全国的な組織である全国生活協同組合連合会（全国生協連）が、埼玉県民共済のバックアップを得て、消費生活協同組合法にもとづく共済事業実施の認可を受け、同年10月から千葉県、茨城県で「県民共済」を実施、翌年には16都道府県に拡大するに至った。

これに対して、全国労働者共済生活協同組合連合会（全労済）は、「県民共済」との対抗上、58年３月に既に発売していた団体定期生命共済の一部改正について厚生省の認可を受け、「こくみん共済」として５月より静岡、滋賀、奈良、京都、大阪、兵庫の各県を皮切りに、同年中に35都道府県で実施するに至った。

このような共済の動きに対して、協会では「県民共済」「こくみん共済」だけでなく共済全般について一般委員会のもとに特別問題研究会を設置し、約４か月間にわたり共済に関する調査・研究を行った。その結果、「県民共済」「こくみん共済」および長期共済（個人年金共済等）について種々問題点があるため、その改善を関係方面に要望した。

5. 雇用制度に関する労使協議会の再開

協会と生保労連との労使協議会は、昭和49（1974）年３月に第１会合が開催され、50年４月に第一段階の雇用制度の改善についての合意をみて収束した。同年10月、生保労連より、協議会の再開の申入れがあり、これに対して協会は、従来からの経緯もありこれまでの協議会の枠内における話し合いを条件に申入れに応ずることとし、同年10月より協議を再開した。

昭和50年から55年においては、第２段階として、第１段階の合意事項（専業外野体制の問題、新人の導入・育成の問題、保障給の問題）のトレースとともに産業問題全般に係る課題についての協議が行われた。その後、55年から63年においては、トータル保障プランナー制度への取組み、募集秩序の維持、簡保等業際問題や生保税制対策などについて協議が重ねられた。

6. 生保共同センターの設立

昭和50年代からこの10年はコンピューターと通信ネットワークが一体化した高度情報化社会到来の時代であり、コンピューターシステムの利用は、大量のデータを高速に処理する事務の合理化を追求する段階から、オンラインシステムを利用して顧客サービスの向上、事務の即時化・現地化を図る段階へと発展し、通信回線の開放と相まって社内オンラインネットワークから他会社等との接続へとネットワークが広がるとともに、企業相互間、家庭と企業間などで通信回線とコンピューターが結合したニューメディア時代へと進んでいる。

昭和58年、情報処理委員会に高度情報化問題研究会が設置され、諸ニューメディアが生命保険業界に与える影響についてその研究に着手した。同研究会が58年７月にとりまとめた報告書のなかで、「VAN利用の効果」および「生保業界でのVAN設立とその影響」について提言を行った。この提言にもとづきVAN（付加価値通信網）を利用した適用業務についての調査分析、開発を行うことについて、60年１月の理事会において承認された。また、同年５月の保険審議会答申においてもその設立意義が指摘されるに至り、鋭意開発を進めた結果、61年５月、生保共同センター（Life Insurance Network Center：LINC）として開通した。

7. 地方事務長制度の発足

昭和52（1977）年４月、地方試験委員会、地方業務委員会ならびに地方協会を全面的に支援するため、地方事務長（現在の地方事務局長）制度が発足した。地方事務長には、生命保険会社から推薦された業務関係の管理職、支社長経験者など現地の事情に通じている職員を任命し、第１段階として全国24地方に地方事務室を設置したうえで、配属した。この制度は、漸増方式で拡大する方針とし、さらに、53年４月には５地方に配属した。54年２地方、55年５地方、56年５地方、57年６地方、58年３地方の配属をもって事務長の全国配置を完了した。

54年２月に第１回全国事務長会議を開催し、以後毎年開催し今日に至っている。

8. 協会のその他の諸活動

創立70周年記念事業

協会は、昭和53（1978）年12月７日創立70周年を迎えた。創立70周年記念事業の一つとして「生命保険協会70年史」を12月７日に刊行した。また、記念事業の一つとして、「成熟化社会特別研究チーム」を発足させ、来るべき成熟化社会における生命保険事業の受ける影響とその対処の仕方について研究し、「超高齢社会　21世紀への出発 —日本型成熟化社会樹立のために—」をその成果としてとりまとめ、55年５月に刊行した。

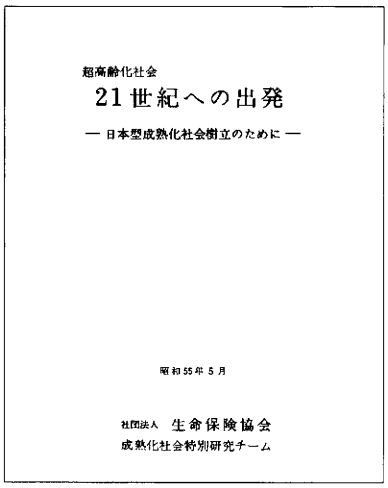
超高齢化社会
21世紀への出発
— 日本型成熟化社会樹立のために —
昭和55年５月
社団法人　生命保険協会
成熟化社会特別研究チーム

創立80周年記念事業

協会は、昭和63年12月７日創立80周年を迎えた。63年９月２日、第25回生命保険大会を創立80周年記念大会として丸の内の東京會舘において開催し、竹下　登内閣総理大臣、宮沢喜一大蔵大臣、澄田　智日本銀行総裁に加え斉藤英四郎経済団体連合会会長を招聘し講話を願うとともに、初めて各国公使も出席され、また海外からの祝電披露も行われるなど盛会裡に終了した。また、同記念事業として、『生命保険協会80年小史』の刊行（平成元年３月）、業界シンボルマークの制定、生命保険ふれあいゲートボール大会全国大会（昭和63年11月）、などを実施した。

Ⅶ．バブル経済の崩壊（平成元～10年）

1．バブル経済の崩壊

1．バブル経済の絶頂期

平成元（1989）年度の日本経済は、物価が総じて安定基調にあるなかで、個人消費、住宅投資・設備投資等による内需の拡大を中心として、前年に引き続き順調に推移した。２年度においても、湾岸危機や金利の上昇、インフレ懸念の高まりによる株式、債券の大幅な下落などかなり激しく揺れ動いたものの、前年度同様に個人消費や民間設備投資を中心とした内需が堅調で、景気はおおむね順調に推移した。

昭和60年代の生命保険業界は、死亡保障、老後保障ニーズの高まりにより、契約高は順調に伸び、また、消費者の金利選好意識の高まりのなかで、折りからの低金利局面もあって、相対的に利回りが優位にあった一時払養老保険が貯蓄性商品として注目を集め、大量の契約につながった。

ところが、平成に入ると市中金利が高止まり状態のなかで、一時払養老保険の利回りの優位性は薄れ、一時払契約が減少に転じた元年度は保険料収入の伸び率は１ケタ台に低下し、その減少が大きく影響して平成２年度は保険料収入がマイナス伸展となったものの、新規契約が全般に堅調であったことから、保有契約高、総資産はともに２ケタ伸展を持続した。

個人保険の保有契約高をみると、元年度は956兆円であった。保障額の大型化などに支えられ業績は順調に拡大し、３年度までは２ケタ伸展が続き、この間、２年７月には1,000兆円を突破した。

個人年金保険は、高齢化社会の進展にともなう老後保障ニーズの高まりを背景に急成長を遂げた分野であり、元年度の保有契約高は31兆円であったが、２年には個人年金保険料控除の最高限度額が引き上げられたこともあり、２年度の保有契約高は42兆円と高伸展を示した。

保険料収入は昭和63年度まで戦後一貫して２ケタ伸展を続け、平成元年度の保険料収入は28兆403億円となった。昭和60年代の高伸展には一時払養老保険や個人年金保険の販売増加、団体年金保険の引受け増加などが背景にあったが、そうした販売が沈静化した平成２年度は27兆3,207億円と戦後初めて前年度を下回るマイナス伸展となった。

資産運用収益は、昭和63年度から平成２年度までは市中金利が高止まり状態にあったことから、利息および配当金など収入は好調を保つ一方で、株価も高水準にあったため株式等のキャピタル・ゲインも増加を示し、２年度には過去最高の11兆3,040億円を計上した。

剰余金は、元年度から２年度までは好調な業績を踏まえ３兆円台を確保した。

総資産は、元年度116兆1,597億円であった。総資産は昭和60年から平成２年度までは一時払

保険料や団体年金の引受け増加などを背景に、年率20%前後の増加を示してきたが、保険料収入がマイナス伸展に転じた2年度は10%台前半に低下し、131兆6,188億円であった。

2. 土地関連融資問題

大蔵省は、昭和60（1985）年7月、61年4月、12月と土地関連融資に関する通達および事務連絡を発出した。この結果、東京圏では地価が沈静化に向かったが、その周辺部、大阪圏、名古屋圏および一部の地方都市などでかなりの地価上昇が顕著となった。このため、大蔵省は平成元年10月、土地関連融資の取扱いについての通達を発出し金融機関に周知徹底を要請した。しかし、地価上昇の勢いはその後も衰えず、むしろ地方への波及効果が一段と強まってきたため、大蔵省は2年3月、3年12月と土地関連融資の取扱いについての通達を発出した。

これにより、金融機関の民間不動産業者向け貸出の伸びは落ち着き基調となるとともに、各金融機関における土地関連融資に係る審査・管理体制が強化され、不動産担保評価の厳正化が図られるなど指導の趣旨が十分浸透してきた。

大蔵省による一連の措置に対して、生命保険業界は、資金の特性から短期の投機的資金への対応は元来そぐわないことを主張するとともに、土地関連融資の厳正化を期し、投機的な土地取引の助長等を行わないなどの対応をとってきた。

3. バブル経済の崩壊

株価は、平成元（1989）年12月29日の大納会で最高値の38,915円87銭をつけたのをピークに暴落に転じ、湾岸戦争の勃発、原油高や公定歩合の引上げがあった後を受け、2年10月1日には一時20,000円割れとなった。

3年度に入ると、日本経済は減速に転じ、以降、株価、地価は大きく下落、企業収益は大幅減益となった。

日本経済の低迷に呼応するかのように、生命保険事業においては、4年度から新規契約はマイナス伸展に転じ、この結果、保有契約高の伸び率は低下傾向をたどった。

株価低迷、円高といった運用環境の悪化にともない、資産運用収益は3年度以降、前年割れが続き、この結果、2年度までは6%台を保っていた一般勘定の資産運用利回りは、3年度は5%台、4年度は4%台、5年度は3%台、6年度は2%台に低下し、3年度以降は運用利回りが保有契約の予定利率を下回る逆ざや状態となった。

また、バブル経済の崩壊後の株価下落は保険会社に含み益の減少をもたらし、経営のバッファーとしての機能を著しく低下させる一方、地価の下落は不動産業やノンバンクなど融資先企業の経営状態を悪化させ、不良債権の増加につながった。

平成8年11月以降、大型の破綻が相次いだ(注)。

(注) 平成8年11月、阪和銀行に業務停止命令、9年10月京都共栄銀行破綻、11月三洋証券破綻、北海道拓殖銀行破綻、山一證券破綻、徳陽シティ銀行破綻。10年11月日本長期信用銀行破綻、12月日本債券信用銀行破綻

4. 日産生命の経営破綻

平成９（1997）年４月25日、三塚　博大蔵大臣は、日産生命に対して業務停止命令を出すとともに、当協会を保険管理人に選任し、保険管理人による業務および財産の管理を命ずる処分を行った。あわせて、保険契約の移転を定める計画の策定を命じた。

日産生命では、バブル経済のもと個人年金保険を大量に販売したため、その後のバブル経済の崩壊にともなう市場金利の低下、株価の低迷等の影響を受け運用利回りと予定利率との間に大幅な逆ざやが生じることとなった。さらに、８年度の一層の株価低下などもあって債務超過に陥り、事業継続が困難な状況に至り、経営破綻した。

日産生命の保険契約は、新たに設立されたあおば生命に同年10月１日に引き継がれ、日産生命は解散するとともに、同日、保険契約者保護基金から、あおば生命に資金援助が実行された。

日産生命の経営破綻は、業界他社へも影響を及ぼし、個人保険分野での解約が急増し、９年度末の保有契約高は個人保険では初めて、個人年金保険、団体保険、団体年金保険は２年連続で前年度を下回る結果となった。

2. バブル経済の崩壊後の主要な業績

1. 保有契約高

個人保険

平成３（1991）年度までは、対前年比で２ケタ伸展が続き、この間、個人保険の保有契約高は、２年７月には1,000兆円を突破した。

４年度以降は、新規契約の低迷により、伸び率は次第に鈍化していったものの、主力の定期付終身保険の高倍率化に加え、特定疾病保障保険や各種特約などの発売により、９年７月末には1,498兆円に達した。しかしながら、９年４月の日産生命破綻を契機に解約が急増し、８月以降は保有契約高は減少に転じ、９年度末では1,462兆円となった。なお、この10年間で、主力の定期付終身保険は、２倍強の1,000兆円規模に伸展した。

個人年金保険

個人年金保険は、３年度から４年度にかけて対前年20%台の伸展を示したが、５年４月、６年４月の２年続けての予定利率の引下げにともなう保険料引上げの影響で新規契約が減少したため、伸び率は弱まったものの底堅いニーズに支えられ、保有契約高は７年度には88兆円に達した。８年４月の予定利率引下げにともなう保険料引上げ以降は、新規契約の大幅減少により保有契約高は減少に転じ、９年度に入ってからは、個人保険同様、解約の増加が重なり、９年度の保有契約高は82兆円となった。

2. 主要収支

保険料収入は、平成２（1990）年度に戦後初のマイナス伸展となったが、３年度以降は緩や

かに回復に向かい、年によって増減率に幅はあるものの、おおむね年間30兆円前後で推移した。

保険金等支払金は、元年度の９兆6,129億円から年々増加し、９年度は31兆3,912億円と3.27倍の規模に達した。大幅増加の背景には、保険金額の大型化・給付内容の拡大などがあるが、このほか、元年度から３年度までと８年度以降の一時払養老保険の満期保険金の増加、６年度の阪神・淡路大震災による災害死亡保険金の増加、８年度の団体年金保険の解約、９年度の個人保険分野での解約の増加などもその要因となった。

剰余金は、業績にかげりがみえ始めた３年度からは２兆円台に低下し、５年度以降は１兆円台に低下した。

総資産は、３年度以降は保険料収入が微増ないし横ばいのなかで、資産運用収益が減少傾向にあったため、１ケタ台の伸びとなった。８年度以降は解約の増加により伸び率は低迷していたものの、10年度の残高は192兆円に達した。

3. 金融自由化時代の変革

1. 金融自由化と金融制度・金融システム改革

わが国は、いわゆる縦割りの金融制度を特色としていたが、金融の自由化、国際化、証券化等が進展するなかで、各種の金融機関の業務の同質化が進んでいることから、従来の金融制度を見直す必要性が急速に高まった。すなわち、金融制度改革によって金融・資本市場における適正な競争を促進することにより、①国民の多様なニーズに対応した金融機関および証券会社の新しい金融商品・サービスの開発、提供、②金融の効率化による国民経済全体の発展や効率化、③一連の金融・証券不祥事問題で低下した金融機関や証券市場に対する国民の信頼の回復、が必要となり、また、諸外国と調和のとれた金融制度および証券取引制度を構築する必要が生じてきた。

このため、昭和60（1985）年以降、わが国の金融制度および証券取引制度のあり方について金融制度調査会および証券取引審議会において審議が行われ、平成４年３月にその審議結果を踏まえ、「金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律案」（金融制度改革法案）が国会に提出され、同年６月に成立し、５年４月に施行された。

これにより、業態別子会社による相互参入が可能となるなど、長年にわたり検討されてきた金融制度改革の第一歩を踏み出した。

また、金融制度調査会は、４年以降、ディスクロージャーの充実、バブル経済の崩壊にともなう金融機関の不良債権の処理問題など金融システムの健全性の回復を図るため、さまざまな対応策を講じてきたが、８年６月、いわゆる金融三法（預金保険法の一部を改正する法律、金融機関の更生手続の特例等に関する法律、金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律）が成立し、新しい金融システムを構築していくうえで前進が図られた。さ

らに、金融制度調査会、証券取引審議会は、金融システム改革および証券市場の整備に向けて、幅広く検討を行っていたが、平成８年11月、橋本龍太郎総理大臣から13年までに金融システムを改革するよう指示があり、それを踏まえ、両審議会は同改革実現に向け審議を重ね、９年６月、答申・報告をとりまとめた。一方、保険審議会においても同改革に関する報告のとりまとめが行われた。３審議会の答申・報告を受け、法制化作業が進められた結果、金融システム改革法が10年６月に成立し、同年12月に施行された。これに先立ち、９年12月には、金融分野における持株会社導入のための制度整備を図る法律二法が成立し、10年３月に施行された。

2. 保険審議会の答申と保険業法の改正

保険審議会では、人口の高齢化、金融の自由化・国際化の進展など、保険業を取り巻く環境が大きく変化していることから、平成元（1989）年４月の第49回総会において、「保険事業の在り方および保険関係法規の見直し」について、審議開始を決定し、総合部会が設置された。同部会では、①保険事業の役割、②保険会社の業務範囲の在り方、③保険経理の見直し、ディスクロージャーの整備、④保険会社形態の在り方、⑤保険募集の在り方、⑥保険事業の監督の在り方、について検討が行われ、２年６月および３年４月の中間報告を経て、４年６月、「新しい保険事業の在り方」として羽田　孜大蔵大臣あてに答申が行われた。

これを受けて、保険審議会のもとに商法学者等による法制懇談会が設置され、保険制度改革に係る法制的検討結果が、６年５月にとりまとめられた。保険審議会はこの結果を受けて審議を行い、今後の改革の進め方についての考え方を示した「保険業法等の改正について」と題する報告書を、同年６月、藤井裕久大蔵大臣あてに提出した。

その後、大蔵省において改正法案の国会提出の準備が進められ、旧来の「保険業法」「保険募集の取締に関する法律」「外国保険事業者に関する法律」を一本化した「保険業法案」および「保険業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」が、７年３月24日、国会に提出され、５月31日に保険業法等は可決・成立し、６月７日公布、８年４月１日に施行された。

新保険業法は、昭和14年の制定以来、56年ぶりの抜本改正であり、規制緩和・自由化による競争の促進・事業の効率化、保険業の健全性の維持、公正な事業運営の確保、の三つを指針に据え、21世紀へ向けた新しい保険制度の実現を目的としたものであった。

なお、同法の施行により、平成８年８月に損保系生命保険子会社11社、生保系損害保険子会社６社が設立され、８年10月には子会社方式による生・損保相互参入が行われた。

８年４月、当協会は、破綻保険会社の保険契約移転等を円滑に進めるため救済保険会社に対し資金援助を行う保険契約者保護基金を設立した。

3. 日米保険協議

平成５（1993）年７月の日米パートナーシップ協議（日米包括協議）に係る日米共同声明において、保険が優先交渉分野（このほか、自動車・自動車部品、政府調達および輸出振興・競

争力）として取り上げられた。その後、日米政府間において交渉が行われた結果、平成６年10月初めに保険分野について大筋合意し、その調印式が10月11日ワシントンで行われた。

合意文書には、外国保険会社の市場の参入度合いをみる客観基準のほか、保険商品や料率認可についての自由化の推進、系列取引問題に関して民間の独立研究機関や公正取引委員会による調査の実施などが盛り込まれた。また、米国側が求めていた傷害・疾病・介護保険の「第三分野」の自由化問題は、生命保険および傷害保険分野における相当程度の部分の規制緩和がなされないうちは、実施しないことで合意された。この合意文書を日本側は、生・損保の親会社が新たに第三分野に進出するのではなく子会社なら構わないと解していた。これに対し、米国側から７年12月15日、「子会社方式による第三分野への参入は認めない」旨の書簡が、大蔵大臣あてに送付された。このため、日米両国は、事務レベルの交渉を再開し協議を重ねたが、８年11月15、16日、サンフランシスコで行われた第16回の会合をもって事務レベルの協議は打ち切られ、以後の交渉は政治判断に委ねられることとなった。

８年12月６、７日、東京において閣僚交渉が行われた。この交渉では、第三分野への参入時期について、日本側が「国内生保の損保子会社による傷害保険販売を1997年１月に開始、医療保険、がん保険も1999年に自由化する」と主張したのに対して、米国側は「傷害保険、医療保険、がん保険ともに国内保険会社による販売を事実上2001年まで凍結すべき」と主張した。その後も交渉が行われ、12月14日に基本合意に達し、12月24日、ワシントンにおいて日米保険協議の調印式が行われた。

この合意文書には、第三分野で講じる激変緩和措置の内容および主要分野の規制緩和措置５項目（①リスク細分型自動車保険の認可、②火災保険の付加率アドバイザリー制度の拡大、③届出制の拡大、④算定会会員の料率使用義務廃止のための所要の規定整備、⑤料率等が差別化された商品の認可）が明記されるとともに、それらの５項目が達成された２年半後に第三分野の激変緩和措置が解除される旨、明記された。

4. 金融システム改革にともなう保険業法の改正

保険審議会は、金融システム改革に係る検討を行うため、平成８（1996）年12月、基本問題部会を設置し検討を行い、９年６月、「保険業の在り方の見直しについて―金融システム改革の一環として」と題する報告書をとりまとめ、保険審議会第64回総会に報告された。

また、８年４月に施行された新保険業法においては、破綻保険会社の保険契約の移転等を円滑に進めるため、救済保険会社に対して資金援助を行う保険契約者保護基金が設立された。しかしながら、同基金は、救済保険会社が現われないと発動できないうえに、今後、保険会社間の競争の活発化が一層見込まれるなかにあっては、各保険会社の経営リスクが高まることが予想され、救済保険会社が現われない場合を含めた保険会社の破綻時における保険契約者の保護と、その保護に関するルールの明確化が求められていた。

この継続検討が望まれていた保険金の支払保証等の制度については、８年10月、「支払保証制度に関する研究会」が設置され検討が行われ、９年12月、報告書がとりまとめられ、保険審議会第66回総会に報告された。両報告書の内容は、10年６月に成立した金融システム改革法に盛り込まれた。これにより、日本版金融ビッグバン推進に向けた規制緩和が図られるとともに、保険契約者保護および保険業の信頼性確保に資する保険契約者保護機構の創設など新たな安全ネットが整備された。

5. 金融監督庁の設置

金融システム改革にともない、金融行政についても見直しが行われ、大蔵省の金融検査・監督部門を分離、独立した金融監督庁設置法とその関連法が平成９（1997）年６月16日に成立し、10年６月22日に施行された。

これにより、民間金融機関等に対する検査・監督を所管する金融監督庁が総理府の外局として設置され、また、大蔵省では証券局と銀行局を廃止して、金融制度等の企画・立案を所管する金融企画局が設置された。

これにともない、これまでの金融制度調査会、証券取引審議会、保険審議会が廃止され、新たに金融審議会が設置された。

4. 生命保険税制の拡充要望と税制の動き

1. 生命保険税制改正要望

協会では、毎年、生命保険契約税制を中心とした税制改正要望をとりまとめ、大蔵大臣をはじめ関係各省庁、自民党税制調査会、政府税制調査会等関係方面に要望書を提出するなど、その実現に向けた活動を行ってきた。内容としては、毎年の重点要望項目としている生命保険料・個人年金保険料控除制度の拡充に加え、企業年金保険に係る特別法人税の撤廃などを中心としてきた。特に、生命保険料控除制度については現行制度が維持されているものの、毎年、政府税制調査会において制度の見直しが提起されており、署名運動の実施など生命保険業界挙げて見直し反対と制度拡充要望を行ってきた。

平成６年度までの動き

協会は元年度以降も毎年、生命保険料および個人年金保険料の所得控除限度額の引上げを重点要望項目として取り組んできたが、現状維持のまま推移した。

５年７月、８党派連立政権による細川護熙内閣が発足し、９月の政府税制調査会総会で、総理大臣から「直間比率の是正など税制の抜本的改革」が諮問された。これを受け、政府税制調査会の審議が開始され、11月に中期答申「今後の税制のあり方についての答申」が決定された。

この中期答申の審議の過程で、「生命保険料控除については、その在り方について基本的な見直しが必要」等の意見があった。こうした政府税制調査会の動きに対し、協会は６年１月、定

例記者会見で生命保険料控除制度の見直しには反対との意見表明を行い、活動を強化した。2月、連立与党の「平成6年度税制改正大綱」および政府税調の答申が決定され、そのなかで、生命保険料・個人年金保険料控除については、現行制度を維持することとされた。

6年7月、3党連立による村山富市内閣が発足し、総理大臣は所信表明において「年内の税制改革の実現に努力する」旨を表明した。9月にとりまとめられた与党税制調査会の「税制改革大綱」においては、「租税特別措置については例外項目をつくることなく、たえずその政策目的、効果等を十分洗い直し、抜本的な整理合理化を図る」とされた。租税特別措置等の見直しに端を発し、生命保険料控除の見直しが大きな論点となったことから、生命保険業界としては「生命保険料控除は、租税特別措置とは異なり、昭和26年に『恒久的な制度とする』との趣旨で所得税法本法のなかに規定された制度である」ことを主張し、また、生保労連においても100万人署名請願運動を行うなど、精力的に関係方面に働きかけを行った。同年12月、与党税制調査会は「平成7年度税制改正大綱」をとりまとめ、そのなかで生命保険料・個人年金保険料控除については現行制度を維持することとされたものの、生命保険料控除についてはそのあり方について今後の検討項目とされた。

署名運動の実施

8年度の税制改正に際しては、大蔵省主税局の見直し案として、①現行の生命保険・個人年金保険・損害保険に係る保険料控除制度を新たな所得控除制度に改組、一本化する、②対象保険商品を純化（社会保障的機能を有する保障性・相互扶助性の高い保険商品、長期にわたる積立てを必要とし相互扶助性の高い年金商品、疾病・介護などに備える保険商品）し、貯蓄性の高い商品は対象外とする、ことが与党税制調査会および政府税制調査会に提示された。

これに対し、生命保険業界は、①今回の見直し案は合理的なものとは言い難い。仮に、現行制度の抜本的な見直しを行う場合には、それぞれの制度創設の趣旨を十分踏まえたうえで、慎重に対応していく必要がある、②社会保障制度の補完としての生命保険の役割および自助努力支援税制としての生命保険料控除制度の意義を考えると、公的保障、私的保障の全体を鳥瞰した本格的な議論が必須であり、単に生命保険料控除制度のみを取り出して、減収額の確保の観点に焦点を当てた見直しが行われることは不適当と言わざるを得ない、と主張した。こうした厳しい状況のなか、7年11月、理事会において、制度の廃止・縮減の動きに断固として反対し、制度のより一層の拡充を積極的に訴えていくため、急遽署名運動を実施することを承認した。保険契約者を対象とした「生命保険税制充実のための署名運動」について、生命保険各社をはじめ、各地方協会、生保労連等の協力を得て11月27日～12月4日にかけて実施し、1週間という短期間にもかかわらず、588万人の署名を集めた。この署名結果をもって、中央および地方協会等において関係方面に陳情を行った。このような状況下で12月15日、与党税制改革プロジェクトにおいて「平成8年度税制改正大綱」がとりまとめられ、そのなかで生命保険料・個人年

金保険料控除については現行制度を維持することとされたものの、生命保険料控除については検討項目として９年度改正での見直しを目指すこととされた。

平成８年度の動き

９年度税制改正に際しても、前年に引き続き「生命保険料控除制度拡充のための署名運動」を実施するなど幅広い要望活動を展開した。署名運動については、生保労連の協力を得て８年10月28日から11月８日にかけて全国展開するとともに政令指定都市を中心に16か所で街頭署名活動を実施した。その結果、1,247万人の署名が集まった。

９年度税制改正は、実質与党第一党である自民党税制調査会において審議され、12月18日に「平成８年度税制改正大綱」としてとりまとめられた。同税制調査会においては、前年の大綱の内容を受けて生命保険料控除制度の見直しが検討される予定であったが、金融制度改革や橋本龍太郎総理大臣の掲げるビッグバン構想との関連をみる必要があったことなどにより、生命保険料控除制度をはじめ金融関係税制全般に意見交換はあったものの結論に向けた具体的審議は行われず、結果として、来年以降引き続き検討する旨「大綱」の検討事項に記載され、生命保険料控除制度については現状維持とされた。

平成９年度の動き

10年度税制改正審議において、政府税制調査会は金融関連税制を専門的に検討するための組織として金融課税小委員会を設置し、生命保険料控除が主な検討項目とされたことから、協会においては、連続３年目となる「生命保険料控除制度拡充のための署名運動」を実施することとした。署名運動は、９年10月13日から24日まで生保労連の協力を得て実施し、加えて、この間、全国54の地方協会所在地において街頭署名活動を実施した。その結果、1,616万人の署名が集まり、意見広告をはじめとしてこの署名運動結果を踏まえた要望活動を関係方面に対して行った。12月３日、政府税制調査会の答申に先立ち、金融課税小委員会がとりまとめた中間報告のなかで、10年度税制改正において早急に検討すべき課題の一つとして生命保険料控除が取り上げられた。一方、自民党税制調査会においては、10月以降審議が開始され、12月16日に「平成10年度税制改正大綱」がとりまとめられた。この結果、生命保険料・個人年金保険料控除については、検討事項として「生損保控除のあり方については、金融システム改革の下で業態間、商品間の垣根が取り払われつつあることや、高齢化社会における老後の自助努力や介護を支援するとの見地、制度創設の目的が達成されているとの指摘等を踏まえて、公的年金制度の見直しに合わせて引き続き検討する」と記載され、現状維持となった。

生命保険業界としては、高齢社会のなかで自助努力を支援する生命保険料・個人年金保険料控除制度の拡大について要望活動を引き続き展開していくこととした。

2. 個人年金保険料控除限度額の引上げ

個人年金保険の保険料については、昭和59（1984）年度から生命保険料控除とは別枠で控除

限度額を所得税について5,000円、住民税について3,500円（60年度から適用）とする所得控除制度が創設された。しかしながら、急速に進行する高齢社会のなかで、公的年金を補完する個人年金保険の果たす役割はますます重要になってきていることから、協会は、その後も所得税・地方税それぞれにおける個人年金保険料の所得控除限度額の10万円への引上げ要望を繰り返し行ってきた。その結果、平成元年１月にとりまとめられた自民党税制調査会の「平成元年度税制改正大綱」に、「年金・保険・共済制度については、高齢化社会における福祉政策の一環として、国民の自助努力を助長する見地から、引き続き検討する」との内容が明記された。さらに、同年12月の「平成２年度税制改正大綱」において、個人年金保険料控除限度額は所得税５万円、地方税３万5,000円へ引き上げることとされた。

２年１月に閣議決定された「平成２年度税制改正要綱」に個人年金保険料控除の引上げが盛り込まれた。３月30日、所得税法ならびに地方税法の一部を改正する法律案が参議院において可決、成立し、翌31日に公布された。所得税は２年４月１日施行、平成２年分より、地方税については３年４月１日施行、平成２年分よりそれぞれ適用されることとなった。

なお、この場合、控除の仕組みは一般の生命保険料控除と同一とし、一般の生命保険料控除の適用は行わないこと、また、疾病などの特約付年金契約の場合は、年金部分の保険料のみが対象とされた。

3. 適格退職年金積立金に係る特別法人税の軽減

適格退職年金積立金に係る特別法人税については、昭和37（1962）年に課税されて以来、急速に進行する高齢化社会に備え、公的年金を補完する企業年金制度の一層の普及を図る観点から、その撤廃について要望活動を展開してきた。

その後、平成２年12月の自民党税制調査会の「平成３年度税制改正大綱」に「特別法人税については、平成４年度税制改正において、必要に応じて適切に対処する」ことが明記された。３年12月には、日経連、当協会、信託協会の３者で、改正要望具体案をとりまとめた。３年12月の自民党税制調査会の「平成４年度税制改正大綱」に「特別法人税については、一定の適格退職年金について厚生年金基金との均衡等そのあり方を政府（大蔵・厚生両省）において検討し、平成５年度税制改正までに結論を得て、平成５年度実施を目途に適切に対処するものとする」と、より具体的に明記された。

これを受け、４年２月に大蔵・厚生両省に日本経営者連盟、日本労働組合総連合会を加え、「適格退職年金積立金に係る特別法人税問題検討委員会」が設置され、12月に同委員会は「公的年金の補完としてサラリーマンの老後生活をより豊かなものとする企業年金の一層の育成普及を図ることが重要であるとの趣旨から、一定の適格退職年金について特別法人税の特例措置を適用することが適当である」との報告書をとりまとめた。

12月の自民党税制調査会の「平成５年度税制改正大綱」において「厚生年金基金の単独設立

等のための人数要件を満たさない適格退職年金契約のうち、年金給付期間、選択一時金等の年金給付内容等につき一定の要件を満たすものについて、その積立金のうち老齢厚生年金の代行相当部分の1.7倍に相当する部分までは非課税とする措置を講ずる」と明記され、特例適格退職年金については特別法人税が免除されることとなった。

しかしながら、特例適格退職年金は一部に限られていること、諸外国においては企業年金の積立段階では非課税とされていること、約1.2%（地方税を含む）の特別法人税率は、年金給付に換算して20%以上もの負担となっていることから、協会は、７年度以降、特別法人税の撤廃について継続して要望を行うこととした。

5. 生命保険商品と関連制度の動向

1. 個人保険分野の動向

個人保険

個人保険分野においては、昭和50年代後半、定期付養老保険に代わり主力保険となった定期付終身保険が年々占率を高めてきたが、一方で商品の多様化が急速に進んだ。昭和60年代には、一時払養老保険が人気を呼ぶなど生命保険の貯蓄機能が注目された。

平成元年８月、長期利付国債と養老保険などをセットした「国債セット商品」を発売した。これは生命保険会社が国債引受シンジケート団の一員として引き受けた長期利付国債の窓販業務を昭和63年４月に開始したことから、それとの組み合わせ商品として登場したもので、生命保険会社から購入した国債の半年ごとの利金を保険料に充当する仕組みであった。

医療関係商品では、高齢社会の進展により医療・介護保障のニーズが高まってきたことに対応して、慢性疾患を保障対象とした生前給付型特約や軽度の介護をも保障対象としたもの、高度先進医療特約、通院特約、介護特約などの特約の機能分化とあわせ保障対象の広範囲化・細分化が進んだ。

生前給付型商品としての「特定疾病保障保険（平成４年２月発売）」、リビングニーズ特約（４年10月発売）は、従前の生命保険の概念を変えるものとして社会的に反響を呼び、取扱い生命保険会社は急速に拡大し、その後、８年１月には「重度慢性疾患保障保険」も発売した。

また、４年12月には死亡保障に加え、疾病や災害により就業不能になった場合に所定の給付を行う「就業不能保障保険」を発売した。

７年11月に発売した予定利率変動型保険は、経済情勢に応じて６か月ごとに予定利率を見直し、その時点の責任準備金、満期保険金、死亡保険金をそれぞれ再計算する保険料一時払いの養老保険である。その後、予定利率変動型保険は終身保険、個人年金保険でも登場した。

８年４月に新保険業法が施行され、10月以降、生・損保の子会社方式による相互参入が始まると同時に、従来の有配当型および無配当型の保険に加え新たに５年ごと利差配当付保険を発

売した。10年３月には、日本の生命保険会社として初めての「非喫煙者割引保険」を発売するなど商品内容の多様化・自由化は急速に進んだ。

また、商品種類の多様化と相まって、商品自体の自在性を促進し、定期付終身保険については、介護保障、年金への移行制度や保険料ツーステップ払込方式の導入、死亡保障倍率の大型化などの充実を図った。

個人年金保険

個人年金保険分野においては、税制改正に対応した個人年金保険料税制適格特約（２年７月発売）、夫婦年金特約や定期保険特約転換特約などを開発した。

平成６年４月、生存保障重視型の個人年金保険を発売した。保険料払込期間中の死亡給付金を既払込保険料相当額に抑えることにより年金受取額を高めたもの、年金開始から５年間の年金額がその後の年金額の２倍になるよう設計したものなどを開発した。

2. 生命保険料の改訂

生命保険各社は、平成２（1990）年４月２日、戦後10回目の保険料の改訂を実施した。第５回全会社表（1984～85）を採用し、予定死亡率の引下げ、経営の効率化による予定事業費率の引下げと同時に長期的な金利動向を反映して、予定利率の一部引下げを行った（保険期間10年以下は6.25%から5.75%に、保険期間10年超20年以下は6.0%から5.5%に、保険期間20年超は5.5%に据え置く）。

平成８年４月施行の新保険業法では、責任準備金の適正な積立てにより生命保険会社の健全性を向上し、契約者保護を図る観点から、標準責任準備金制度が導入され、その水準（積立方式、予定死亡率、予定利率）は大蔵大臣が告示することとされた。日本アクチュアリー会は、８年２月９日、「生保標準生命表1996」を発表し、同表は同月29日に大蔵大臣から、標準責任準備金の計算に使用する予定死亡率として告示された。

同年４月２日、生命保険各社は、保険料の改定を行った。予定利率については従来の3.75%から2.75%に引き下げた（ただし、一時払養老保険は従来どおり2.25%、変額保険は従来の3.5%から2.5%に引下げ）。予定死亡率は、「生保標準生命表1996」の水準とした。これらの改訂は個人保険のほか、個人年金保険、団体保険にも適用され、保険の設計内容によっては一部保険料の引上げとなった。

3. 企業年金保険分野の動向

平成元（1989）年度の団体年金の資産残高は25兆940億円で、総資産に占める割合は19.5%であった。９年度の資産残高は50兆6,630億円と元年度の２倍強となり、総資産に占める割合は26.6%と順調に伸びてきた。

(1) 国民年金基金の動向

老後生活資金に対する不安感が強まる一方で、企業年金に対する期待は一層高まってきてお

り、この期待に応えるべく、生命保険会社をはじめ各受託機関は企業に対し企業年金導入の働きかけを活発に行い、厚生年金基金の設立基準の緩和などの環境の整備もあって、団体年金資産残高・加入者数は順調に伸びてきた。しかし、企業年金に対するニーズが高まる一方で、バブル経済の崩壊後の株価の低迷や円高の進行、超低金利などにより、資産運用をめぐる環境も悪化の一途をたどり、生命保険各社は制度発足以来の計算基礎としての予定利率5.5%を６年４月4.5%へ、８年４月2.5%へと２度にわたり引下げを余儀なくされた。また、平成不況を反映した各企業のリストラ等にともなう従業員構成の不均衡化や運用環境の悪化等の影響から、財政危機に瀕する厚生年金基金等も発生してきており、解散する基金も出始めた。

８年４月の引下げでは、同時に基金の運用規制の緩和が行われ、その際、従来、厚生年金基金令に規定されていた生保の一般勘定に関わる「保証利率」を定める規定は削除された。

また、厚生年金基金保険および国民年金基金保険以外の企業年金商品についても予定利率の引下げの認可を得て、同時期（６年４月、８年４月）に実施した。

(2)企業年金商品の改定

新企業年金保険、拠出型企業年金保険の発売

２年７月、生命保険各社は、新企業年金保険、拠出型企業年金保険をそれぞれ発売した。

「新企業年金保険」は、企業・団体の退職金・年金制度を裏づける目的で保険料を負担する商品で、主に適格退職年金制度のための商品である。「拠出型企業年金保険」は、従業員等が掛金を負担し、自己の老後のために年金資金を積み立てる企業年金であり、年金額、保険料、払込方法などについて個人の自在性、任意性が十分に反映できるものであった。

特別勘定特約の発売

２年４月から厚生年金基金については、投資一任業務が認められている投資顧問会社にも、厚生大臣の認定日以降の増加資産に限り資産運用を委託することができるなどの大幅な規制緩和が行われた。生命保険各社は、それらの状況に対応するため２年４月から、一般勘定から年金資産を分離できる「厚生年金基金保険特別勘定第１特約・特別勘定第２特約」を発売した。「第１特約」は年金資産を合同で運用し、「第２特約」は契約ごとに単独で運用するものであり、両特約とも年々引受額を増加させてきた。

国民年金基金保険の発売

元年12月の国民年金法の改正により、職能型国民年金基金の設立要件の緩和、地域型国民年金基金の創設が盛り込まれたことから、生命保険各社は事務体制の構築を進め、「国民年金基金保険」を３年４月に発売した。

また、６年度の税制改正で国民年金基金保険にも特別勘定が認められ、６年10月に導入を行った。

4. 団体生命保険分野の動向

団体就業不能保障保険、総合福祉団体定期保険の発売

平成７（1995）年８月、会社や事業所の所属員が障害や疾病により休業した場合の保障を目的として「団体就業不能保障保険」を発売した。また、８年11月、「総合福祉団体定期保険」を発売した。

従来の団体定期保険は全員加入契約（いわゆるＡグループ）と任意加入契約（いわゆるＢグループ）を単一の商品として発売してきたが、Ａグループ保険においては、遺族補償部分と付随的に発生する企業の経済的損失部分が明確でなく、保険金の帰属をめぐって社会問題になったことからこれを別建てにして、保険目的の一層の明確化・透明化を図った。

5. 団体信用生命保険分野の動向

消費者信用団体生命保険の発売

平成５年11月、「消費者信用団体生命保険」を発売した。この保険は、消費者信用市場ではあらかじめ約定された一定の与信限度の範囲内で債務者の自由裁量のもとに信用供与を行う方式が広く普及しており、信用供与機関・信用保証機関から債務者が死亡・高度障害となった時債権保全に対する付保ニーズが高まり、このニーズに応えるため開発を行った。

住宅金融公庫団体信用生命保険特約制度の動向

住宅金融公庫の公庫団信は、昭和55年10月１日に発足したが、その業績伸展はめざましく、ここ10年間の業績をみると、62年度の保有契約高が15兆円であったのに対し、制度創設18年目を迎えた平成９年度では57兆円にまで増加した。特に、５年度には、景気対策の一環として民間住宅建設を促進するために公庫融資枠が拡大され、６年度にかけて保有契約が急進した。この間、６年４月には最高保険金額が5,000万円から１億円に、９年10月には加入年齢が60歳未満から65歳未満に引き上げられた。

また、共同引受会社は発足時には協会加盟22社であり、平成10年３月末時点で27社の共同引受となった。

6. 心身障害者扶養者生命保険の動向

心身障害者扶養者生命保険制度については、昭和45（1970）年の制度発足後、制度の健全性を確保するため54年、61年と２度にわたり改正が行われてきたもののなお、将来の収支の見通し、年金財源の確保など検討すべき課題があること、また、社会福祉・医療事業団からも制度改正後の収支予測の要請が出されていた。これを受け、心身障害者保険特別委員会は、63年度から長期予測に関する調査・研究に着手し、平成元年11月、報告書「心身障害者扶養者生命保険に関する長期予測について」をとりまとめた。

本保険制度は、制度発足後２度にわたり改正が行われて、保険財政についてはある程度見通しが立ってきていたが、心身障害者死亡率の改善や金融情勢を反映した運用利率の低下など、

制度を取り巻く諸条件の変化にともない、社会福祉・医療事業団が運営管理している年金財政は悪化してきた。

このため、月額２万円の年金給付に対し必要な財源が大きく不足している状況にあり、このままでは10年前後には同事業団が信託銀行で運用管理している年金財源からの障害者への年金支払いが不能になることが見込まれる状況になった。これを受け、厚生省は６年11月に学識経験者や障害者を持つ親の会ならびに地方自治体関係者等をメンバーとする「扶養保険検討委員会」を発足させ、制度ならびに財政的安定を図るための方策について検討を行った結果、加入者負担の原則にもとづき加入者の掛金ならびに年金原資となる保険金額を年金給付に相応の水準に引き上げるとともに、国および地方公共団体がその制度の運営責任を明確にしたうえ、制度の安定的運営のために必要な財政支援措置を行う旨の意見書を12月にとりまとめた。その後、８年１月に、債務への年間92億円の公費を20年間投入すること、公費を定期的に見直すこと、保険金額および保険料を引き上げること、脱退一時金制度の創設などを骨子とする制度改正が行われた。

平成10年２月、心身障害者保険運営専門委員会は、長期収支予測報告書をとりまとめ、社会福祉・医療事業団あてに提出した。

7. 財形保険分野の動向

昭和47（1973）年にわが国に財形制度が導入され、生命保険業界はその３年後の50年に制度に参入した。以来、生命保険各社は着実に販売実績を伸ばし、平成９年度の資産残高は、一般財形保険が9,406億円、財形年金保険が6,562億円、財形住宅保険が3,382億円となっており、制度全体の約１割を占めるなど勤労者の財産形成に貢献してきた。

財形制度の導入当時は高度成長時代であったが、社会や経済環境が大きく変化するなかで、財形制度の果たす役割も変わってきたことから、同制度を取り巻く環境や勤労者のニーズの変化を踏まえ、３年および８年に財形法が改正され、さらに勤労者にとって魅力ある商品に改正されてきた。

財形非課税限度額の引上げ

財形非課税限度額は、昭和49年にそれまでの100万円から500万円に引き上げられて以来、据え置かれたままであったが、平成５年度の税制改正により、それまでの500万円から550万円に引き上げられ、６年１月１日から実施された。なお、この時の改正で生命保険等の財形年金貯蓄については保険料払込額累計350万円から385万円に引き上げられた。

協会では、一層の引上げを実現するため財形制度拡充要望のなかで非課税限度額の引上げ要望を盛り込み、労働省など関係方面に毎年提出してきた。

6. 教育制度の充実

協会では、昭和48（1973）年に専業営業職員の育成をめどとした業界共通教育制度を確立したが、高齢社会の到来、金融自由化・国際化の進展などの社会環境を踏まえ、ファイナンシャル・プランニング・サービスという、より付加価値の高い総合的な生活設計サービスができ、消費者に信頼される営業職員の体系的育成を目指して、平成３年３月に教育制度を抜本的に改正し、４年度から順次実施した。

主な改正点は、教育体系について初期教育から高等教育まで体系的に学習できるよう「一般課程→専門課程→応用課程→生命保険大学課程」に整備・改定し、また、教育内容も知識教育重点から、より実践的なものとし、保険販売に当たっては商品を販売するだけでなく、金融情報の提供や、より付加価値の高い生涯にわたる生活設計サービスとして、ファイナンシャル・プランニング・サービスの提供ができるようカリキュラムの充実に努め、業界共通教育制度を時代に適した、より実践に役立つ形に改めるなどの内容とした。この改正により、保険審議会総合部会の中間報告、ライフ・サービスネットワーク構想、生保労連からの申入れを受けていたトータル保障プランナー制度についての対応を行った。

あわせて、各課程の試験事務についても一層の効率化、合理化を進め、多くの地区で手採点で行っていた一般課程試験の採点事務を協会本部に集中させて処理を行う等の機械化を実施した。

また、内務職員に対する生命保険講座も５年度から改正を行い、科目を10科目の構成とし、ファイナンシャル・プランニングの基本的知識を盛り込むなど内容の充実を図った。

なお、８年４月施行の新保険業法により、新たに保険仲立人（ブローカー）制度が設けられたが、その研修・試験については、当分の間、当協会が実施することとなった。

7. 募集体制改善への取組み

1. 雇用制度に関する労使協議会

協会と生保労連との労使協議会は、昭和49（1974）年３月に第１回会合が開催されて以降、ほぼ定期的に会合がもたれ意見交換が行われている。バブル経済の崩壊後、日本経済が低迷するなかで、超低金利政策やインフレ懸念の高まりによる株式、債券の大幅な下落等生命保険経営をめぐる環境は一段と厳しい状況にあり、一方、規制緩和、自由化に向けた流れが加速するなかで、日本版ビッグバンの動きとも相まって、生命保険事業も大きな転換期を迎えていた。こうしたなか、労使協議会においては、平成元年以降、営業職員の専業体制・教育制度・新人保障給等、募集基盤・販売環境等、トータル保障プランナー制度の取組み、「営業職員」の呼称統一、保険審議会答申に対する対応状況、保険業法改正に向けた対応、経営破綻・会社再生にともなう諸対応等について協議が重ねられた。

2. トータル保障プランナー制度

平成４（1992）年１月、労使協議会において、「トータル保障プランナー制度」について労使の合意をみた。同制度は、昭和61年９月の労使協議会において生保労連から基本的な考え方について説明がなされ、以後、協会で検討を行い、特に業界共通教育制度については、保険審議会中間報告、ライフ・サービスネットワーク構想への対応も含めて抜本改正を行うこととし、協会は、平成３年３月の労使協議会で改正について提示した。提示した改正の内容は、時代環境の変化に対応できる営業職員の育成を目指して、業界共通教育制度について昭和49年改正以来の抜本的改正を行い、カリキュラム内容を大幅に充実するとともに、教育体系についても初期教育から高等教育まで体系的に学習できるよう「一般課程→専門課程→応用課程→生命保険大学課程」に整備・改定するものであった。同年６月の労使協議会において生保労連より、大筋合意する旨の表明とともに、専門課程から応用課程への連続性の確保、称号の正式名称、履修モデルの積極的PRおよび既存有資格者の取扱いについて検討依頼があった。これについて協会は、同年12月の労使協議会で回答を行い、４年１月の労使協議会において、業界統一の教育制度の充実と認定制度の導入を骨子とする営業職員制度の確立を目指したトータル保障プランナー制度について最終合意に至った。

3.「営業職員」の呼称統一

生命保険の営業職員については、従来は「外務員」「セールスマン」あるいは「営業職員」と必ずしも業界で呼称が統一しておらず、慣行としては「外務員」の呼称が多く使われてきた。しかし、営業職員の役割がますます強く求められてくるにつれて、職務内容が容易に理解され、社会一般に通用し得る呼称に統一することが望ましいとの動きが業界の内外から出てきた。

これを受けて、業務協議会では各社の実態調査を行い、呼称統一について検討を行ったところ、「営業職員」の呼称を使用する会社が多く、また社会的なイメージの向上のうえからもその統一が望ましいことから、平成元（1989）年11月、業務協議会で原則として「営業職員」に呼称統一することを決定し、生命保険業界として統一を図った。

4. 募集人登録事務の全国システム化

生命保険募集人の登録は、生命保険各社の支社から代理申請制度によって各地の財務局あて登録申請が行われているが、昭和58（1983）年７月、大蔵省通達により登録の事前申請事務について各地の財務局から協会（地方事務室）に移管された。その後、協会では63年７月から登録数の多い５地区（東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪）について登録事務をシステム化してきたが、新保険業法の施行にともない、損保系生命保険子会社の設立、募集代理店における乗合制度の導入、登録事務の追加などによって登録事務が大幅に増加した。このため、全国展開のできる機能を持った「募集人登録システム」を新たに開発し、平成９年１月から稼働した。

5. 募集代理店制度

生命保険の募集は、その商品特性から長いこと営業職員による募集が中心であったが、代理店による募集が実態的にも大きなウエートを占めるようになったこと、また、保険業法の改正を視野に一社専属制の適用を除外する代理店についての検討が必要となったことから、協会において募集代理店制度について検討を開始した。検討結果は「新たな募集代理店の在り方について（中間報告)」「法人紹介代理店の適正化についての考え方」にそれぞれとりまとめ、平成７（1995）年２月の業務協議会において確認を行った。その後、「新たな募集代理店の在り方について（第２次中間報告)」がとりまとめられ、７年６月の業務協議会において確認を行った。これまでにまとめあげた検討課題をさらに具体化し、適正な募集代理店運営ができるよう、各種の措置を検討していく必要があることから、７年９月から業務協議会専門委員会を中心に検討を行った。その検討結果を踏まえた「生命保険募集代理店運営ガイドライン」については、８年４月の臨時業務協議会専門委員会において確認を行い、また、乗合に関する項目を含めたガイドライン全体の最終確認については、８年８月27日付通達（蔵銀第1632号）を受け、翌日の臨時業務協議会専門委員会において最終的確認を行った。

8. 情報提供の充実と広報・相談活動

1. 情報提供の充実

保険問題研究会報告書

大蔵省の保険問題研究会（座長　江頭憲治郎東京大学教授）は、平成元（1989）年５月、「相互会社制度運営の改善について」と題する報告書を発表した。

この報告書のなかで、保険事業のディスクロージャーに対する基本的な考え方について、「保険事業は万一のときにおける保障を行うものであり、かつ専門的・技術的な制度であること、相互会社の場合、株式会社に比し社員の地位の離脱が困難なこと、特に生命保険の場合、契約が極めて長期になること等の事情からみて、社員に対しても、また、募集の段階からも、他の事業以上に積極的かつ自主的にディスクロージャーを実施することが必要である」との提言がなされた。

決算報告書の作成

この提言に対し、協会では企画専門委員会をはじめとする関係委員会で検討を行った結果、より一層のディスクロージャーを推進するとともに、分かりやすい情報提供の実施という観点から、元年度決算より上場株式会社の有価証券報告書並みの開示内容を盛り込んだ「決算報告書」を業界統一開示基準にもとづき生命保険各社で作成し、各社の本支社に備え置いた。

協会では、昭和59年度から作成していた各社の「事業・業績のおしらせ」の合本ファイルに加えて、「決算報告書」の合本ファイルを作成し、協会本部および全国54地方協会に備え置くと

ともに、各地の消費生活センターに提供している。

「生命保険利用の手引き」の作成、提供

協会では、消費者が適正な生命保険を選択して加入するために必要な基礎知識や情報を盛り込んだ冊子「生命保険加入の手引き」を昭和59年度から、また、生命保険各社や協会で作成している情報開示媒体の閲覧制度や閲覧場所等について記載した冊子「生命保険に関する情報提供について」を平成２年度から作成し、生命保険各社の本支社、各地方協会に備え置くとともに、各地の消費生活センターに提供してきた。

その後、「生命保険加入の手引き」については、生命保険の仕組み等の一層の理解を図る観点から、より分かりやすくビジュアルなものとするため、平成２年度に大幅な改定を行い、さらに平成４年度には冊子「生命保険に関する情報提供について」と内容的に重複する部分があることから、同冊子を吸収したうえで内容をさらに充実し、名称も「生命保険利用の手引き」に変更した。

この「生命保険利用の手引き」については、その後も適宜改定を行い内容の充実を図ってきたが、平成８年度には、告知義務、クーリング・オフ制度など加入に当たっての注意事項を盛り込み、さらに内容を充実した。

上半期報告の実施

保険問題研究会の報告書では、「このほか、会社の事業年度中の経営成績を示すため、保険事業の特性を勘案しつつ半期決算報告を導入することについて検討すべきである」との提言がなされた。これを受け検討した結果、生命保険業界では平成２年度から、上場会社が行う「中間決算」とは別の自主的なディスクロージャーとして「上半期報告」を実施した。

保険業法改正にともなうディスクロージャーの見直し

平成８年４月に施行された保険業法の第111条に、新たに公衆縦覧制度が規定されたことから、これを受け、広報専門委員会を中心に検討を行い、９月の広報委員会において、現行の3媒体表示（「決算報告書」「業績のお知らせ」「○○生命の現状」）をとりやめ、「ディスクロージャー資料」の一本化を図ること、「ディスクロージャー資料」には、「新保険業法第111条にもとづいて作成した資料」であることを明記すること等を決定し、８年度決算資料から生命保険全社が作成することとした。

さらに、９年度決算に係るディスクロージャー開示基準の見直しでは、ソルベンシー・マージン比率、責任準備金の積立方式を新たな開示項目に追加したほか、リスク管理債権情報を拡充するなど、ディスクロージャーのさらなる充実に努めた。

「生命保険種類のご案内」合本ファイル・生命保険種類一覧の作成、提供

「生命保険種類のご案内」については、消費者が多種多様化した生命保険のなかから、ライフサイクルに最も適した商品を選択できるよう生命保険各社の「保険種類のご案内」を合本ファ

イルにして、昭和52年から提供している。合本ファイルには、生命保険各社の販売商品を保険種類別に分類・整理した「生命保険種類一覧」（昭和59年から作成）ならびに「生命保険利用の手引き」を合わせて綴じ込んでいる。協会では合本ファイルおよび「生命保険種類一覧」について、毎年リニューアルを行い、各地方協会に備え置くとともに、各地の消費生活センターに提供している。

消費者向けビデオの作成、提供

協会では、消費者に生命保険を正しく理解してもらうため、平成２年度から７年度までに消費者向けにビデオを作成した。このビデオについては、生命保険会社の資産運用、ご契約のしおりのなかの重要な項目（告知義務、クーリングオフ制度、保険金・給付金が受け取れない場合等）の解説や生命保険の選び方など６本を作成し、各地の消費生活センター等に提供するとともに、協会本部および全国の地方協会に備え置き、無料で貸出しを行った。

2. 広報活動

生命保険事業の拡大とともに、消費者の生命保険に対する認識も高まってきており、これに対応するため、協会は消費者の意向を吸収し、生命保険事業を正しく理解願うためのPRを積極的に進めてきた。

主要消費者団体等との意見交換

平成６（1994）年６月、主要消費者団体である主婦連合会、消費科学連合会、全国消費者団体連絡会、東京都地域婦人団体連盟、日本消費者協会の各事務局長との懇談会を新設し、以後毎年開催することとした。この懇談会では、生命保険事業の現況を説明するとともに、各事務局長から業界に対する忌憚のない意見、要望を聞き、互いに活発な意見交換を行っている。

また、全国消費生活相談員協会および同各支部との懇談会、日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会（NACS）との懇談会を新たに加え、継続的に開催することとした。

さらに、消費者行政・団体などで、消費者からの相談に携わっている消費生活コンサルタント・消費生活専門相談員・消費生活アドバイザーとの関係強化を図る趣旨から、８年度より消費者関連団体との意見交換会を積極的に展開した。

生命保険懇談会の開催

生命保険事業を正しく理解願うとともに、お互いに意見を交換する場として、地方協会主催による消費者行政・団体、地元マスコミとの生命保険懇談会を実施している。

消費者行政・団体、地元マスコミとの生命保険懇談会の開催状況をみると、昭和63年度の開催地方協会は８協会であったが、平成９年度には全国54地方協会すべてが開催するまでに拡大した。

生命保険ふれあいゲートボール大会の開催

健康で生きがいのある明るい長寿社会づくりの一助となるべく、昭和61年度から「生命保険

ふれあいゲートボール大会」を毎年１回、全国都道府県で開催した。あわせて、大会参加者に毎年テーマを変えてアンケート調査を実施し、その結果は９月15日の敬老の日を中心に新聞、雑誌、テレビ、ラジオ等で取り上げられた。63年11月の全国大会は、協会創立80周年記念事業の一環として開催した。このゲートボール大会は、所期の目的を達成したことから、平成７年度の第10回大会をもって終了したが、参加チーム数は、延べ２万7,158チーム、参加者は27万1,900人に及んだ。

11月「生命保険の月」キャンペーン

生命保険業界では、昭和22年以降毎年11月を「生命保険の月」と定め、種々のキャンペーン活動を展開してきた。キャンペーン活動に使用する業界統一標語について、平成元年度から４年度までは広く一般から募集を行った。最優秀作品は、生命保険の月キャンペーンのポスター、新聞・雑誌広告等で使用した。なお、５年度は新しいキャンペーン活動について検討を行い、６年度からは、統一標語に代わるツーウェイ・コミュニケーションの施策として、「生命保険と私」をテーマに毎年エッセイを募集することとし、６年度は2,954編の応募があった。その後の応募状況は７年度2,345編、８年度1,763編、９年度2,053編であった。

最優秀賞作品は、生命保険の月キャンペーンのポスター、新聞・雑誌広告などで使用した。また、最優秀賞作品など入選作品を掲載した小冊子を作成し、生命保険業界をはじめマスコミなどに広く配布した。

新聞等媒体広報活動

元年度から５年度まではイメージキャラクターを使用した広告を実施し、６年度以降はイメージキャラクターの使用を止め、営業職員の役割PR、保険金・年金給付金の支払総額などのPR、社会貢献活動PR、11月「生命保険の月」キャンペーン広告を実施した。

８年度、９年度は、これらに加え協会の税制改正要望の重点要望項目であった「生命保険料控除制度の拡充」を求める意見広告を出稿した。

また、９年度は、４月の日産生命の破綻以降、生命保険の解約が増加したことへの対応策として、生命保険の意義・役割をPRするとともに、解約のデメリットに触れ、契約継続の大切さを訴える意見広告を出稿した。

3. 生命保険相談所の活動

平成８（1996）年10月16日付で通達（蔵銀第1962）が発せられた。この通達は、生命保険商品が多様化するなかで、生命保険商品の内容の照会や商品のリスクについての説明が不十分であったとの相談・苦情が増加している状況にかんがみ、生命保険会社の相談・苦情処理体制の充実・強化を図る観点から、大蔵省銀行局長より生命保険各社の代表者あてに発出されたものである。また、生保協会長に対しても、通達の趣旨にかんがみ、相談・苦情への処理体制の充実・強化を図るとともに、広報活動等を通じ生命保険相談所および各地方連絡所の一般への周

知を行うよう、同日付で通達が発せられた。これに先立ち、協会では８年９月に相談担当職員の増強ならびに相談受付電話の増設を行うとともに、９年２月から３月にかけて、新聞、雑誌、テレビ、ラジオを通じて生命保険相談所のPRを行い、同２月には新聞広告により大阪府連絡所のPRも行った。

さらに９年４月には、相談受付電話の増設を行うとともに、６月には相談担当職員の増員を行い、契約者をはじめとする消費者からの相談に対応する体制を充実・強化した。ラジオによる生命保険相談所のPRについては、その後も継続的に実施し、協会の新聞広告には必ず生命保険相談所のPRを掲載した。また、地方協会の地方紙広告にも地方連絡所のPRを開始するとともに、10年２月には改めて全国紙に生命保険相談所のPR広告を行い、一般への周知を図った。

相談・苦情受付状況

この10年間の相談受付件数の合計は、８万7,877件であった。昭和60年代は、消費者の金利選好意識の高まりから、一時払養老保険がブームを呼び、これにより相談件数は増加したが、63年度以降は利回りの優位性が薄れてきたことなどから、一時払養老保険のブームは沈静化、相談件数の減少につながった。

平成３年度からは再び増加に転じているが、特に９年２～３月にかけて生命保険相談所のPRを行ったことから８年度には相談受付件数が初めて１万件を超え、９年度は４月に日産生命が破綻したことに加え、他金融機関の破綻が重なったことなどから、金融システムに対する不安が高まり、相談受付件数は２万件を大きく超えることとなった。

情報提供資料の作成、提供

生命保険相談所では、消費者向けの情報提供資料を作成し、提供している。これまでに作成、提供した資料は以下のとおりである。

・「変額保険のしくみ」…平成３年２月作成　10年２月改定
・「介護保険のしくみ」…４年６月作成
・「生前給付保険とリビング・ニーズ特約のしくみ」…５年６月作成　８年５月改定
・「個人年金保険のしくみ」…５年７月作成　９年10月改定
・「保障の見直し」…８年10月作成
・「総合福祉団体定期保険のしくみ」…９年１月作成
・「全期型特約・更新型特約のしくみ」…９年11月作成
・「収入保障特約のしくみ」…10年２月作成

相談分析資料の作成、提供

生命保険相談所における相談受付状況や相談内容などについては、毎月「消費者・相談ニュース」を発行するとともに、「相談リポート」については、８年度までは半期ごとに、９年度からは四半期ごとに発行し、生命保険各社をはじめ関係先に提供した。

9．モラルリスク等への対応

昭和50年代から目立ってきた保険金取得を目的とする殺人、入院給付金の詐取事件などのモラルリスク（道徳的危険）に対応し、生命保険の健全な普及を図るため、生命保険業界では種々の対策を講じてきた。

55年以降、生保警察連絡協議会が各地に設けられてきたが、平成４年３月、いわゆる暴力団対策法が施行され、生命保険業界では同法にもとづき全国各地に設立された都道府県暴力追放運動推進センターに対して地方ごとに協力するなど、金融取引等における暴力団排除のための対応を行った。

また、入院給付金日額の情報交換を行う契約内容登録制度（昭和55年10月実施）については、平成元年10月から生保共同センター（LINC）を利用した制度に改め、さらに６年10月からは死亡保険金登録制度を実施し、複数の生命保険会社に、短期間に集中して高額の生命保険に加入するといった異常と思われる契約の排除に努めてきた。

10．資産運用等に関する動き

1．運用対象の拡大

金融の自由化・国際化・証券化の進展にともない、金融構造は大きく変化してきたが、生命保険業界としては、より効率的・合理的な運用を行うために、規制緩和の要望を行い、これまでに適宜、規制の緩和ならびに運用対象の拡大を図ってきた。

平成元（1989）年４月に債券店頭オプション取引が、６月に株式指数オプション取引、金融先物取引、証券先物取引が相次いで認可されるなど、新たな運用対象への対応を図った。

生命保険会社の運用対象として伝統的な貸付分野においては、２年６月に金融機関の劣後ローン導入にともなう貸付が認可され、７年８月には円高是正の観点から、保険会社の外貨建対外貸付が解禁され、合わせて円建対外貸付に関する50%ルールが撤廃された。

不動産に関しては、一定規模以上の投資に際して投資額に応じ事前承認あるいは事前届出が必要とされてきたが、４年７月に国内不動産取得における事前承認の一部が緩和され、５年４月には事前届出制が廃止された。

一方、資金調達面では、６年４月にコマーシャル・ペーパーの発行が認可され、９年４月には外貨建債務取入れにおける借入期間と資金使途の制限が撤廃され、８月には自己資本の充実策として、劣後ローンの調達、劣後債の発行が解禁された。

2．地銀生保住宅ローン株式会社の清算

地銀生保住宅ローン株式会社は、住宅資金の安定供給を図る目的で、生保と地銀を母体にして昭和51（1976）年６月１日にわが国６番目の住宅金融専門会社として設立され、７月１日から営業を開始した。設立後、同社は他の住専と同様、国が推進している住宅政策を金融面から

推進することを背景に、住宅資金および住宅関連資金の供給を中心に順調に業容を拡大した。しかし、昭和50年代後半になると、効率的な営業・システム体制を整備し、変動金利ローンを導入した銀行が住宅ローン市場に積極的へ積極的に展開したことや折りからの景気悪化による資金需要の低迷なども重なり、住専各社の貸出件数は伸び悩んだ。その結果、同社を含めた住専各社は、個人向け住宅ローンから不動産担保融資による事業ローンへ、いわゆるバブル期を中心に傾斜していくこととなった。その後、不動産不況や有価証券市場の低迷などバブル経済の崩壊にともない、貸出先である不動産業者等の業況は悪化し、これにより延滞貸付先が増大し、同社は多額の不良債権をかかえ、経常赤字が生じるなど急激な業績悪化に陥った。

再建への対応

同社は、業績悪化に対して、再建計画は母体による支援を基本とし、所有不動産等の資産圧縮を進め借入金の削減を図ることなどを基本的方向とする再建計画を策定し、母体である生保(融資21社)・地銀（64行）は、平成３年10月に同再建計画を了承した。

再建計画を実施して１年半が経過した段階で、景気低迷など経済環境の悪化にともない不良債権はさらに増加したことから、同社は金利減免を中心とした第２次再建計画をとりまとめ、母体のみならず母体外の金融機関に対し協力を要請し、５年７月から実施した。

その後、同社は第２次再建計画に沿って遂行してきたが６年度以降はさらなる地価下落などにより厳しい経営難に陥った。一方、他住専会社も同様の状況にあり、住専問題は単に住専個社の問題ではなく、一般金融機関、農中・県信連等の系統機関など全体的な問題となり、信用不安を克服し、金融システムの維持を図ることが喫緊の課題となった。

整理・清算への対応

平成７年12月、「住専問題の具体的処理方策について」閣議決定がなされ、これを受け、地銀生保住宅ローン会社については、母体代表６者が中心となって対外的な対応を図るとともに、母体内部では整理委員会を中心に母体としての考え方・対応等についての検討が行われた。８年１月、大蔵省から最終の住専処理案が提示され、生保は、同案に対して検討を行い、同案応諾のための条件を回答した。

１月末から開催された衆議院予算委員会で公的資金（財政資金6,850億円）投入を組み入れた予算案の審議が開始されるとともに、大蔵委員会では住専処理法案の審議が開始された。しかし、公的資金導入に対する国民の反発等を背景に、審議はなかなか進展せず、予算の成立は同年５月であり、住専処理・金融関連６法が成立したのは同年６月であった。

この間、８年３月決算時の債権放棄における償却についての税務処理に関する国税庁の考え方が提示され、生命保険各社は条件を付して有税間接償却を実施した。

８年７月、株式会社住宅金融債権管理機構が設立され、８月には地銀生保住宅ローンを含めた住専各社は同機構と営業譲渡契約を締結し、10月に営業譲渡を実行した。12月には大蔵省か

ら一次損失額および低利融資額等が提示されたことにともない、生命保険各社は、住専処理に関わる基本協定に合意するとともに低利融資実行資金の拠出を行った。最終的に、住専処理問題は、９年３月末の償却をもって完了した。

11. 保険計理・経理に関する動き

1. 保険計理に関する動き

規制緩和・自由化が進展するなかにあっては、競争の激化が予想され、保険事業の公平性・透明性の確保とともに、自己責任原則にもとづくリスク管理の強化、健全性の維持が今まで以上に強く求められることになり、平成８（1996）年４月に施行された新保険業法では、保険計理面において、これまでにない新たな制度が導入された。

公平性・透明性を確保する観点からは商品区分と資産区分をともなう区分経理が導入され、また、公正・衡平な剰余金の分配のためアセット・シェア方式が導入され、健全性維持のための方策として標準責任準備金制度、ソルベンシー・マージン基準が導入された。

このような制度を実効あらしめるため、新保険業法では、保険計理人制度の拡充が図られた。

2. 保険経理に関する動き

平成元年度の経理基準変更

元年12月、保険業法施行規則の一部を改正する省令が公布・施行され、これにより、生命保険会社の決算書類は元年度決算から改正された。主な改正点は、「損益計算書の改正」については、損益計算書の勘定科目に大分類を新設すること、有価証券売却益等を特別損益から経常損益に変更すること、資産運用関係損益のディスクロージャーを充実すること、「配当準備金戻入れの収益計上と配当金の費用計上」の両建表示を廃止すること、「貸借対照表の改正」については、資産勘定のうち現金および預貯金に含まれていた金銭の信託を重要性確保の観点から分離し独立表示とすることなどであった。

保険経理フォローアップ研究会

元年５月、保険審議会総合部会は保険経理の見直しを指摘し、これを受けて２年６月に保険経理小委員会が発足して、「保険経理の見直しとディスクロージャーの整備について」の報告がとりまとめられた。この報告書は、３年４月の保険審議会第54回総会で了承され、６月に新たに「保険経理フォローアップ研究会」が設置された。同研究会では、①区分経理、特別勘定の導入・活用、②リスク管理の在り方、③含み益の取扱い、④インカム配当原則の見直し、⑤責任準備金の在り方、⑥相互会社の貸借対照表と損益計算書の見直し、⑦ディスクロージャーの在り方の七つの検討課題について、６年12月まで検討が重ねられ、その議論の方向性は新保険業法に反映された。

有価証券評価方法の選択適用

平成6年3月25日に経理通達が一部改正され、上場国債その他の債券については原価法または低価法のいずれかを選択適用することが認められた。その後、9年12月24日、大蔵省は「いわゆる『貸し渋り』への対応について」を発表し、このなかで上場株式の評価方法の選択制が盛り込まれた。これまで、金融機関の保有する上場株式の評価については低価法に限定されていたが、原価法・低価法のいずれかの選択制とされ、保険会社についても同様の措置を講ずることとされた。

国際会計基準委員会の動向

国際会計基準委員会（IASC、本部ロンドン）、昭和48年に各国の職業会計士の団体によって設立された。わが国からは日本公認会計士協会がそのメンバーとなっている。各分野ごとの会計基準はそれぞれの起草委員会で案が作成され、理事会の決定により国際会計基準としてオーソライズされている。

平成9年3月、IASCから「金融資産および金融負債の会計処理に関するディスカッションペーパー」が公表された。この討議資料では、金融商品は資産・負債ともに公正価値で評価（時価評価）すべきとの提言が行われているが、年金・保険負債の価値評価については留保された。

保険については、討議資料公開に先立ち、9年1月のIASC理事会で、別途検討することとされ、そのための保険起草委員会が設置されることとなった。同起草委員会の設置に当たり、IASCから日本公認会計士協会経由で当協会に対し、委員派遣依頼があり、経理委員会から委員を派遣することとした。また、各国の保険に関する会計基準を調査し、わが国生命保険業界としての考えをまとめていくために、経理委員会、保険計理委員会はそれぞれ専門の部会を設置して対応を図っていくこととした。

12. 隣接業界の動向とそれへの対応

1. 簡易保険の動向

簡易生命保険事業は、民業の補完であるにもかかわらず、郵政省は毎年の予算要求において、簡保の加入限度額の引上げ、新商品の開発、資金運用範囲の拡大などの業務拡大要求を行ってきた。

これらに対して、生命保険業界では簡保事業肥大化阻止の観点から「郵貯・簡保問題に関する金融団体中央連絡協議会」（銀行・生保等関係13団体で構成）での郵貯・簡保予算要求反対決議、日銀金融記者クラブでの会長記者会見などで繰り返し反対を表明するとともに、大蔵大臣等関係方面への陳情活動を行ってきた。

また、平成8（1996）年11月には「わが国生命保険事業における官業のあり方―簡易生命保険事業改革への提言」を発表し、簡保事業の縮小・廃止、分割・民営化の検討の必要性を訴

えた。

2. 全労済の終身共済開発

全国労働者共済生活協同組合連合会（全労済）は、昭和61（1986）年の事業計画のなかで、終身共済の開発を初めて掲げ、以来検討を重ねてきていたが、平成２年１月、厚生省において終身共済を認可する意向が示された。

これに対して、２月、協会は以下のとおり全労済の終身共済開発は問題である旨を厚生省に表明した。

①全労済を含めた生協共済については、年金共済の開発をめぐって昭和59年に厚生省と確認事項を取り交わしているが、そこでは、民保と共済とは相互に発展すべきとの基本認識に立ちながらも、長期共済に関しては、職域を中核として財形年金、個人年金のみを例外的に認めるということで合意がなされた。

今回の終身生命共済の開発は、明らかにこの合意に反する。

②長期共済は、長期にわたる契約の管理、多額資金の運用等、保全上、運用上あるいは数理上の高度な専門技術を要するが、全労済がそれを実施するにふさわしい生協であることに疑義がある。

厚生省は、この問題を全労済だけでなく、生協が行う共済全体の問題としてとらえ、以下の見解が示された。

①共済と民間生保とは、今後も各々の根拠法に則って相互に発展すべきとの基本的認識に立ち、共済事業の適正な運営等について生協に対する指導監督を引き続き行う。

②全労済に終身生命共済事業を認可するにあたり、生協が終身生命共済事業を実施する際に必要な一定の認可基準を設けることとする。

この認可基準は、年金共済事業の認可基準と同程度以上の基準内容とする。

③今後、全労済に続いて他の生協が終身生命共済を実施する際には、上記②で設定した認可基準を満たしていることを条件とする。なお、この場合、あわせて、健康状態に関する加入引受基準、販売方法等について、全労済のケース（①共済金額が一定基準を超える場合には医師の診査等による健康上の加入引受基準を導入する、②販売は加入者との直接面談によるものとする）を参考に、その必要性を含めて検討するものとする。

全労済は、２年６月から終身生命共済を発売した。なお、加入限度額は当初500万円までとされたが、４年11月から2,000万円に引き上げられた（加入時の年齢・金額などにより診断書の提出が必要）。

3. 損害保険業界の動向

介護費用保険の開発

損害保険業界では、昭和62（1987）年５月の保険審議会答申において「公的保障や生命保険

事業による給付との調整を図りつつ、介護状態に陥った場合の諸費用を担保する保険の創設を進めていくことが望まれる」との指摘を受けたこともあり、介護保障を行う費用保険の開発に着手した。生命保険業界としては、介護保障は終身にわたって保障を行うものであり、保険料の算出に当たって死亡率を用いることや定額の給付を行うことなどから生命保険の分野であると主張した。

昭和63年12月の臨時行政改革推進審議会の公的規制の緩和等に関する答申において「生命保険・損害保険について、事業規制の弾力的運用を図り、新商品の開発を促進する」と指摘されたこともあり、また、同保険の特有性から平成元年４月に「介護費用保険」が商品認可され、損害保険各社は販売を開始した。

年金払積立傷害保険の開発

損害保険各社は、昭和61年以来、積立傷害保険を販売してきたが、平成４年に入り積立傷害保険をベースに傷害保険と同じ保障を提供し、保険料払込期間満了後に年金的な給付を行う商品を開発していた。生命保険業界としては、生命保険会社の年金保険は商法上の生命保険であり、保険業法の兼営禁止の趣旨から損害保険会社が年金的商品を開発したとしても、あくまでも損害保険の枠内とし、生命保険会社の生命年金とは明確な差異を設ける必要があると主張した。こうした背景のなかで、損害保険各社は終身型のない「年金払積立傷害保険」の販売を４年11月から開始した。

4. 信託銀行の新型個人年金信託

信託協会は、平成元（1989）年９月の理事会で決定した「平成２年度税制改正要望」のなかに、相互扶助型の新型個人年金信託について運用収益課税制度（給付時課税）の整備および拠出時における助成措置（所得控除）を盛り込み、新型個人年金信託の開発構想を明らかにした。

この商品案は、死亡率を使用するなど生命保険商品に類似するものであり、信託銀行の行いうる業務範囲からみて問題があることから、当協会は、以下のとおり反対の意見表明を行った。

①新型個人年金信託は、その掛金、給付額が「第15回生命表」による死亡率を使用して設計されており、死亡者のファンドを生存者のファンドに繰り入れる等、生命保険に類似した商品である。

②本商品は「保証期間付有期年金」で、年金給付が60歳から80歳まで20年間にわたって行われるが、60歳の平均余命は男性19.78年、女性23.88年（厚生省「昭和63年簡易生命表」による）であることを考えれば、実質的には終身年金と同様の効果を持つものであり、この点からも生命保険商品に近いとみなされる。

③かつ、新型個人年金信託が、相互扶助性を目的とする保険団体を構成・管理するものであるならば、その販売には反対を表明するものである。

信託業界は、こうした状況を踏まえて、死亡率を使用しないなど商品内容を変更し、平成３

年１月から販売を開始した。なお、信託協会が要望した税制上の措置は、認められていない。

13. 関連する重要事項等の動き

1. ライフ・サービスネットワークの構築

協会は、わが国最大のリテール産業である生命保険業界のもつ店舗・営業職員等のネットワークを国民経済的見地から活用し、長寿社会の担い手として、人生産業としての機能を発揮するため、平成２（1990）年７月から「ライフ・サービスネットワーク」を構築すべく検討を行い、３年４月にその具体的施策を決定した。

同ネットワークは、①生保共同ATMによる利便性向上、②業界共通教育制度により育成する人材と情報のネットワーク、③CR（コミュニティ・リレーションズ=地域社会との良好な関係づくり）活動による地域サービス、④社会貢献活動の四つを柱としたもので、そのネットワーク活動により、幅広く社会、国民生活に貢献している。

2. 社会貢献活動の推進

昭和63（1988）年11月の理事会において「生命保険業界の社会還元策」を承認し、これを具体化するために民活福祉プロジェクトチームを設置し、同プロジェクトチームは種々検討を行い、以下のとおり要介護老人の介護体制整備充実支援施策を実施した。

・「介護の担い手への支援」として「介護福祉士養成奨学金制度の実施」（平成元年度から９年度までに奨学金を受けた奨学生数は、延べ2,389人）、「家庭向け介護ビデオの作成と普及」のため全国社会福祉協議会への助成、新「家庭向け介護ビデオ」の作成・寄贈
・介護サービス提供機関への移動入浴車・福祉巡回車の寄贈（元年度から５年度までに移動入浴車を累計63台寄贈。３年度から７年度まで福祉巡回車を累計314台寄贈）
・全国社会福祉協議会に対し「介護の啓蒙活動」としての調査・研究を助成

この他、元年６月の理事会において協会80周年記念事業の一環として、「国立大学への寄付講座の開設」および「外国人私費留学生奨学金制度の創設」を承認・実施した。

また、地方協会においても、地域サービスネットワークを構築し「在宅老人介護支援」を中心テーマとして総合的に展開を図るため、地方CR活動を根づかせ、その担い手とするために３年度から地方CR委員会を設置して各地で一斉に活動を開始した。

また、エイズ問題が社会的問題となりつつあるなか、人の生命・健康に深く関わる事業を営む生命保険業界として、エイズに関する啓蒙・予防を目的とした活動を行うこととし、６年度からエイズの予防に関する研究を進めている研究機関への助成や「日本エイズストップ基金」への寄付を行ってきた。

3. 阪神・淡路大震災対応

平成７（1995）年１月17日、近畿地方を中心とした阪神・淡路大地震が発生した。震源地は

淡路島、マグニチュード7.2であった。淡路島、神戸で震度7を記録した。死者・行方不明者数は、6,427人（８年12月26日時点）に達した。当協会では、大地震対策本部（本部長　櫻井孝穎生保協会長）をいち早く設置し、１月20日に日本赤十字を通して１億円の寄付をするなど、物心両面にわたるさまざまな救援・支援活動を迅速に行った。生命保険各社においては、災害死亡保険金、災害入院給付金・障害給付金などの支払について、地震による約款の免責（削減支払）事由は適用しないこととした。７年12月末時点の支払保険金額（普通死亡＋災害死亡）は、483億5,770万円、支払件数は8,396件であった。

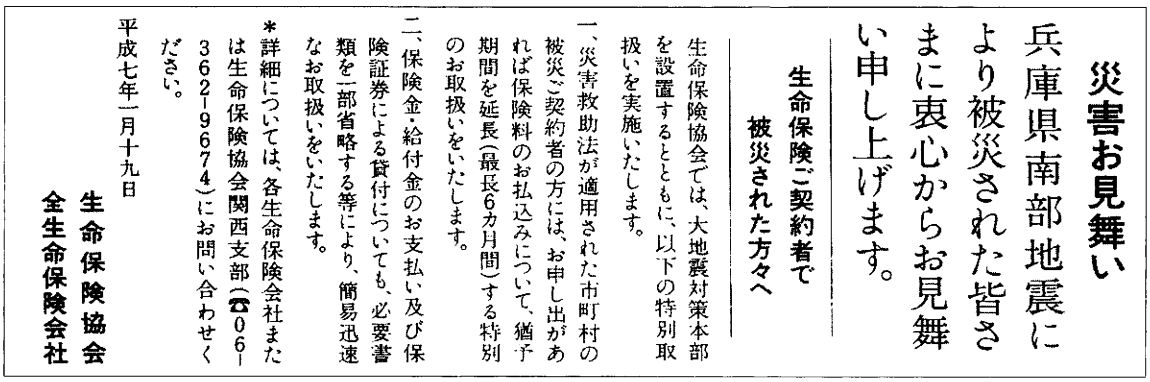

災害お見舞い

兵庫県南部地震により被災された皆さまに衷心からお見舞い申し上げます。

生命保険ご契約者で被災された方々へ

生命保険協会では、大地震対策本部を設置するとともに、以下の特別取扱いを実施いたします。

一、災害救助法が適用された市町村の被災ご契約者の方には、お申し出があれば保険料のお払込みについて、猶予期間を延長（最長6カ月間）する特別のお取扱いをいたします。

二、保険金・給付金のお支払い及び保険証券による貸付についても、必要書類を一部省略する等により、簡易迅速なお取扱いをいたします。

＊詳細については、各生命保険会社または生命保険協会関西支部（☎06-362-9674）にお問い合わせください。

平成七年一月十九日

生命保険協会
全生命保険会社

阪神・淡路大震災時のお見舞い新聞広告

4. 外資系生命保険会社の参入

平成に入ってからこの10年間において、外資系生命保険会社は、新たに以下の４社がわが国保険市場に参入した。

アクサ生命は、フランスのアクサグループの100%出資による日本法人として、平成７年４月から営業を開始した。

平成８年10月、チューリッヒ・ライフがスイスのチューリッヒ保険の日本支店として、スカンディア生命がスウェーデンのスカンディア保険の100%出資による日本法人として営業を開始した。

ジー・イー・キャピタル・エジソン生命は、平成10年２月GEファイナンシャルと東邦生命との提携により設立され、同年４月から営業を開始した。

外資系生命保険会社の参入とその後の状況は以下のとおりである。

外資系生命保険会社の参入とその後の状況

アリコジャパン （日本支社）	昭和48年２月営業開始
アメリカンファミリー （日本支社）	昭和49年11月営業開始
セゾン生命 （外資比率 0％）	昭和51年１月西武オールステート生命（外資50%）として営業開始、平成２年４月セゾン生命に改称、平成９年11月オールステート保険との合

	弁を解消
ソニー生命 （外資比率 0％）	昭和56年４月ソニー・プルーデンシャル生命（外資50％）として営業開始、昭和62年９月ソニー・プルコ生命に改称、平成３年４月ソニー生命に改称
アイ・エヌ・エイひまわり生命 （外資比率 90％）	昭和57年４月アイ・エヌ・エイ生命（外資100％）として営業開始、平成５年７月外資90％に変更、平成９年１月アイ・エヌ・エイひまわり生命に改称
アイエヌジー生命 （外資比率 100％）	昭和61年４月ナショナーレ・ネーデルランデン生命N.V.の日本支店として営業開始、平成７年４月ナショナーレ・ネーデルランデン生命㈱として新たに営業開始、平成９年１月アイエヌジー生命に改称
ニコス生命 （外資比率 0％）	昭和61年10月エクイタブル生命（外資100％）として営業開始、平成３年７月日本信販と合弁（外資30％）、平成４年４月ニコス生命に改称、平成９年９月エクイタブル生命との合弁を解消
プルデンシャル生命 （外資比率 100％）	昭和63年４月営業開始
オリコ生命 （外資比率 0％）	昭和56年12月コンバインド生命の日本支店として営業開始、平成２年９月から外資50％で営業を開始したオリエントエイオン生命に同月契約を包括移転、平成３年12月オリコ生命として新発足
オリックス生命 （外資比率 0％）	昭和60年11月オマハ生命の日本支店として営業開始、平成３年６月から外資50％で営業を開始したオリックス・オマハ生命に同年８月契約を包括移転、平成５年２月オリックス生命として新発足
アクサ生命 （外資比率 100％）	平成７年４月から営業開始
チューリッヒ生命 （日本支店）	平成８年10月から営業開始
スカンディア生命 （外資比率 100％）	平成８年10月から営業開始
ジー・イー・キャピタル・エジソン生命 （外資比率 50％）	平成10年４月から営業開始

5. 高度情報社会への対応

高度情報社会の進展のなかで、生命保険各社は顧客サービスの充実、業務の簡素化・効率化を進めるとともにさまざまな情報やデータを経営に生かすシステム化・ネットワーク化を図っている。機械処理の生命保険業界共同処理機構として、昭和61（1986）年５月に設置した「生保共同センター（LINC）」は、同年５月の生命保険各社間の決済制度の稼働を皮切りに、その後順次業務を拡大してきた。

平成４年10月からは、ライフ・サービスネットワークの一環として全国50か所に生保共同ATMを設置して、各社のカードが共同利用できるサービスを開始した。

6. 協会のその他の諸活動

(1)生命保険事業における行動規範の制定

協会では、生命保険事業が社会公共の福祉と密接に関連し、その増進等に資することを使命

としていることから、平成3（1991）年6月、生命保険事業に携わる者としての自己責任と社会公共的使命の認識のもとに「生命保険事業における行動規範」を制定した。

この行動規範の基本原則・各則にもとづき、その具体的行動指針として「生命保険会社の資産運用における行動規範」および「生命保険会社の顧客情報取扱いにおける行動規範」を定め、また、「ライフ・サービスネットワークの構築」も具体的行動指針として位置づけることとした。

生命保険各社は、この行動規範を最大限に尊重し、健全かつ効率的な事業の経営と、よりよい商品、サービスの提供を行うこととした。

平成9年9月、政府の「いわゆる総会屋対策要綱」を受けて大蔵省から関係通達が発出されたことから、協会は、10月に「行動規範」の改定を行うとともに「いわゆる総会屋等対策連絡協議会」を設置した。

(2)協会創立80周年記念事業

平成元（1989）年6月の理事会において、協会の80周年記念事業および社会貢献活動の一環として、「国立大学への寄付講座の開設」「外国人私費留学生奨学金制度の創設」を承認した。

国立大学への寄付講座の開設

新しい数学領域の教育・研究およびその交流を助成するため、予測制御数学の研究のための寄付講座を東京大学理学部数学科に開設した。当初、設置期間は2年度から4年度としたが、東京大学から設置期間延長の要請があり、6年度まで継続して設置した。

＜招聘客員教授および助教授＞
平成2年度　マルコヴィッツ博士（ニューヨーク市立大学、ポートフォリオ理論）はじめ5人
3年度　ボイル博士（カナダウォータールー大学、金融経済学）はじめ4人
4年度　ビュールマン博士（チューリッヒ工科大学、保険数学）はじめ7人
5年度　ルメール博士（ペンシルバニア大学、アクチュアリー学）はじめ8人
6年度　シャヘルメイヤー博士（ウィーン大学、統計学）はじめ10人

外国人私費留学生奨学金制度の創設

生命保険業界の内外経済、社会に果たすべき役割と責任は増大してきており、また、生命保険事業の国際化の進展を踏まえ、国際社会への貢献、国際交流の推進という観点から、次の時代を担う外国人私費留学生に対し、2年度から奨学金制度を実施している。なお、奨学生は9年度までの累計で166人となった。

(3)協会創立90周年記念事業

協会は、平成10（1989）年12月7日に創立90年を迎えることから、これに先立ち7年10月の理事会において『生命保険協会90年小史』の刊行準備作業に着手することを承認した。平成10年12月7日に『生命保険協会90年小史』を刊行した。

Ⅷ．破綻と再生（平成10～20年３月）

1．バブル経済の崩壊と清算

1．経済・社会情勢

概況

日本経済は平成３（1991）年ごろから約10年間にわたり、バブル経済の崩壊後の厳しい調整局面のさなかにあった。その最大の経済問題の一つである不良債権問題は、平成７年前後から深刻になり、平成７年から８年に発生した住専問題により大きくクローズアップされることになり、その後のマクロ経済環境の悪化、格付け機関による邦銀の格下げなどを背景に、証券会社、銀行が相次いで破綻した。政府では、平成10年および11年に金融機関に対する総額10.4兆円にのぼる公的資金の注入や金融監督庁による査定の厳格化、債務超過の金融機関の処理を実施し、金融再生を図った。

平成12年８月、日本銀行は、日本経済の見通しが明るいと判断し、ゼロ金利政策を解除したが、同年秋からITバブル崩壊後の設備投資後退で、景況は急速に悪化した。このため、早くも半年後に政策転換を行い、日銀は量的緩和政策を実施した。

しかし、経済環境の悪化などのため不良債権処理は遅々として進まず、平成13年度末時点における全国銀行ベースでの不良債権額は43兆円（不良債権比率9.1%）と多額、高水準であった。こうした状況のもと、金融庁は、平成14年10月、中小企業対策、資産査定厳格化、自己資本の充実、ガバナンスの強化、産業再生機構による不良債権処理を柱とする金融再生プログラムを公表、実施した。このプログラムは、平成16年度末までに、主要行の不良債権比率を当時（8.4%）の半分程度に減少させるという目標を明示し、その実現のための具体的な工程を示し、実行した。このプログラムの実施等により、不良債権は大幅に減少し、さらに、景気回復による貸出先企業の収益改善の効果も加わって、不良債権額は、平成15年度末には主要行ベースで13.6兆円（不良債権比率5.2%）、平成16年度末には7.4兆円（同2.9%）と半減し、目標は達成され、金融危機は遠のいた。

その後、日本経済は平成14年初めから景気回復に向かい、途中、踊り場的な状況もあったが、平成20年２月まで緩やかな回復を続けてきた。しかし、平成19年夏ごろ発生した米国のサブプライムローン問題が、平成20年９月のリーマン・ブラザーズの経営破綻を機に世界規模の金融危機を引き起こし、景気は急速に後退、不況へと突き進んでいる。1929年の世界大恐慌の再来、それ以上の大不況に陥るとまで言われる極めて厳しい経済情勢にある。

金融監督庁の設置と金融再生委員会

平成10年６月22日、金融監督庁が総理府の外局として設置された。民間金融機関に係る行政

は、それまで大蔵省が担ってきたが、省庁再編のなかで金融監督庁は、民間金融機関等に対する検査・監査を担う行政機関として発足した。また、平成10年12月15日には金融機関の破綻処理方法の決定機関である金融再生委員会が、総理府の外局として設置され、金融監督庁はその下に置かれることとなった。

その後、平成12年７月１日、金融庁は省庁再編に先行して、金融監督庁を改組して設立された。これにともない、それまで大蔵省が担ってきた金融制度の企画立案に関する事務もあわせて担うこととなった。当初、金融庁は金融監督庁同様、総理府の外局である金融再生委員会のもとにあったが、さらに中央省庁の再編が行われた平成13年１月６日には、改めて内閣府の外局として設置されるとともに、同委員会の廃止にともない同委員会が担ってきた破綻処理等の事務を引き継いだ。

2. 生命保険会社の経営破綻

日産生命等の経営破綻

日産生命は、バブル経済のもと、予定利率の高い個人年金保険を大量に販売したため、その後のバブル経済の崩壊にともなう市場金利の低下、株価の低迷等の影響を受け、運用利回りと予定利率との間に大幅な逆ざやが生じることとなった。さらに、平成８（1996）年度の一層の株価低下等もあって債務超過に陥り、事業継続が困難な状況に至った。平成９年４月25日、日産生命は臨時取締役会で事業継続を断念する決議を行い、大蔵省に同決議を報告、保険契約者保護基金の発動を要請した。

これを受け、大蔵省は、日産生命に業務停止命令を発するとともに、当協会を保険管理人に選任し、保険管理人による業務および財産管理を命ずる処分を行った。

平成９年10月１日、保険契約者保護基金からの資金援助により日産生命の契約の維持管理のみを行う「あおば生命保険株式会社」が新設され、同時に日産生命からあおば生命への保険契約の移転が行われ、日産生命は解散した。

その後、平成10年から平成13年までの間に、東邦生命、第百生命、大正生命、千代田生命、協栄生命、東京生命は、相次いで経営破綻した。

なお、日産生命、東邦生命、第百生命および大正生命については保険業法にもとづく行政手続により、千代田生命、協栄生命および東京生命については更生特例法にもとづく司法手続により破綻処理が行われた。

大和生命の経営破綻

平成19年夏ごろ発生した米国のサブプライムローン問題が、平成20年９月のリーマン・ブラザーズの経営破綻を機に世界規模の金融危機を引き起こした。こうした状況のなか、わが国では、10月10日に大和生命が経営破綻した。

大和生命は、10月10日の取締役会において、会社更生手続開始の申立てを行うことを決議し、

同日、東京地方裁判所に対して同申立てを行い、受理された。これを受け、同日、金融庁は、金融担当大臣談話を公表した。また、同日、東京地裁は、大和生命に対し保全管理命令を発した。10月17日、東京地裁は大和生命の更生手続開始を決定し、従前の保全管理人（弁護士）を管財人に選任した。平成21年３月２日、大和生命の管財人は、更生特例法による会社再建の支援企業として、米国プルデンシャルファイナンシャル・グループに属するジブラルタ生命と契約を締結した旨公表した。

3. 生命保険会社の再生

生命保険契約者保護機構の発足

平成８（1996）年４月に施行された改正保険業法にもとづき、破綻保険会社の保険契約の移転等を円滑に進めるため、救済保険会社に対して資金援助を行う保険契約者保護基金が設立された。しかしながら、同基金は、救済保険会社が現われないと発動できないことから、救済会社が現われない場合を含めた保険会社の破綻時における保険契約者の保護と、その保護に関するルールの明確化が求められていた。

平成９年４月に日産生命が経営破綻し、破綻処理に際し同基金では救済保険会社が現われない場合には機能しないことなどの問題点が明らかになった。

他方、平成８年10月30日開催の保険審議会第62回総会では、支払保証制度について検討を行うこととされ、大蔵省保険部において「支払保証制度に関する研究会」が発足した。支払保証制度に関する研究会では、平成９年12月５日に報告書がとりまとめられ、12月19日開催の保険審議会第66回総会に報告が行われた。

その後、平成10年３月６日開催の第68回総会では、金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律案（金融システム改革法案）の一項目として、保険契約者保護機構の創設について報告が行われた。金融システム改革法は、６月５日、原案どおり成立し、12月１日に生命保険契約者保護機構が発足した。

保護機構の目的は、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、保険契約の移転等の円滑な実施のため救済保険会社に対する資金援助を行うこと等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業の信頼性を維持することにある。

この目的を果たすための業務内容は以下のとおりである。①救済保険会社に対する資金援助、②破綻保険会社となった保護機構の会員に係る保険契約の引受けに係る保険契約の管理および処分、③負担金の収納および管理、④保護機構の会員に対する資金の貸付、⑤破綻保険会社である会員の保険契約者等に対する資金の貸付、⑥上記①～⑤に付随する業務

なお、平成11年６月４日金融監督庁は東邦生命に、平成12年５月31日同庁は第百生命に、平成12年８月28日金融庁は大正生命に業務の一部停止命令を発動し、いずれも保険管理人は保護機構から資金援助を受け、救済保険会社への保険契約の移転を進めた。

保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律の成立

平成12年５月24日、「保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、31日に公布され、６月30日に施行された。

保険業法の一部改正では、概要以下の改正が行われた。①保険相互会社から株式会社への組織変更規定の見直しを行うとともに、組織変更と同時に資本増強ができることとした。②保険契約者等の保護のため、早期の手続開始、保険管理人の権限の強化、仮決議の制度や特別決議に代わる裁判所の許可（代替許可）制度の導入による破綻処理の迅速化および保険契約者保護機構の業務の拡大・強化等の措置を講じた。③生命保険契約者保護機構の財源対策として、借入れに係る政府保証を可能とする措置の恒久化および一定の条件のもと国庫補助を可能とすることとした。

また、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正では、保険相互会社に更生手続を適用すること、保険契約者保護機構による手続代理および更生手続中の一定限度額までの保険金の支払等を可能とすること、管財人による保険契約の解除権について制限をする措置等を講ずること、また、破産手続についても更生手続の特例と同様の規定の整備が行われた。

その後、千代田生命は平成12年10月９日、協栄生命は平成12年10月20日、東京生命は平成13年３月23日に、東京地方裁判所に会社更生手続開始の申立てを行った。いずれも、東京地裁から更生手続開始決定が下され、同地裁から弁護士が法律管財人に選任された。法律管財人は、更生計画を作成し、支援企業を選定する等の手続を進めた。なお、３社とも更生手続において、生命保険契約者保護機構には資金拠出を求めないこととした。

2. 金融自由化と規制改革への対応

1. 金融審議会の動向

金融庁の設立と金融審議会

平成10（1998）年６月に金融監督庁が発足するとともに、これまで業態ごとに設置されていた三つの審議会（保険審議会、金融制度調査会、証券取引審議会）が廃止され、大蔵大臣の諮問機関として新たに「金融審議会」が設置され、平成10年８月に第１回総会が開催された。

その後、平成12年７月に金融庁が発足するとともに、金融審議会は金融庁に移管された。平成13年１月、中央省庁等の再編にともなう審議会の統合により、内閣総理大臣、金融庁長官および財務大臣の諮問機関として新たな金融審議会が設置され、統合後初の金融審議会総会が開催された。新たな金融審議会のもとには、金融分科会、金利調整分科会、金融の基本に関するスタディグループ等が設置された。

平成13年２月に開催された金融審議会金融分科会第１回総会において、金融分科会のもとに「第一部会」「第二部会」および「特別部会」を設置することが了承された。「第一部会」におい

ては証券取引のグローバル化・情報化等に対応した市場インフラ、取引の枠組み・ルールの整備等について、「第二部会」においては保険会社をめぐる総合的な検討（資本基盤充実手段や新商品提供の促進、ディスクロージャーの改善やガバナンスの在り方等）等について、「特別部会」においては金融分野における個人情報保護等の在り方等について、審議することとされた。

平成13年３月に第１回金融分科会第二部会が開催され、保険をめぐる総合的な検討についての審議を開始すること、また、第二部会に「保険の基本問題に関するワーキンググループ（保険WG）」等を設置することが了承された。

金融分科会第二部会における検討状況

平成13年６月26日の金融分科会第二部会において、生命保険会社の財務基盤の充実、保険契約者からの信頼の向上、多様な保険商品開発の促進、監督手法の整備、保険契約の契約条件の変更等の問題について、中間報告がとりまとめられた。この中間報告は、同日、パブリックコメント手続に付されたことから、協会は、８月30日に金融審議会あてに意見書を提出した。また、平成14年１月25日の第二部会において、「生命保険をめぐる対応策―金融審第二部会報告（平成13年６月）を受けて―」としてとりまとめられ、公表された。

その他、平成16年３月31日に「銀行等による保険販売規制の見直しについて（保険WGにおける検討の部会への報告）」が、同年12月14日に「根拠法のない共済への対応について」および「保険契約者保護制度の見直しについて―保険WGにおける検討の報告―」が公表された。

保険法改正対応

平成19年９月18日、金融審議会金融分科会第二部会および保険の基本問題に関するワーキンググループ合同会議が開催され、保険法改正への対応については、内容が専門的、技術的な観点からの調査・検討が必要なことから、保険の基本問題に関するワーキンググループ（保険WG）において検討を進めることとされた。

平成20年１月31日、保険WGの報告がとりまとめられ、同日、金融分科会第二部会に報告され、審議の結果、金融分科会第二部会報告として「保険法改正への対応について」がとりまとめられ、公表された。本報告では、保険法改正に際し「傷害・疾病保険契約に関する規定の創設」「生命保険契約における保険給付の内容としての現物給付」「未成年者の死亡保険」といった保険業法の分野に関わる主な論点について、基本的な考え方が整理された。

2. 第三分野の開放

平成10（1998）年６月５日、金融システム改革法が成立し、これにともない、第三分野の激変緩和措置に関する保険業法附則第121条が削除され、同年12月１日に施行された。

これをもって、日米保険協議において平成８年12月に合意した主要分野の規制緩和措置５項目[(注)]のすべてが達成され、第三分野については、平成10年７月１日から２年半後の平成13年１月１日より完全に自由化されることとなった。

(注) 主要分野の規制緩和措置５項目（①リスク細分型自動車保険の認可、②火災保険の付加率アドバイザリー制度の拡大、③届出制の拡大、④算定会会員の料率使用義務廃止のための所要の規定整備、⑤料率等が差別化された商品の認可）

その後の日米保険協議については、平成11年４月16日にワシントンで、平成12年３月16日に東京で開催され、①米国内保険規制に関する議論、②日本の保険行政に関する議論等が行われた。また、日米保険協議における合意を踏まえ、平成12年10月13日に金融庁より、平成13年１月からの激変緩和措置の解除等を内容とする「生命保険会社・損害保険会社による第三分野への相互参入について」が公表された。これらを受け、平成13年１月より激変緩和措置が解除され、生・損保会社の子会社による第三分野への相互参入が実施された。

また、平成13年２月15日に金融庁より、第三分野への生・損保相互参入の実施に際してのルール整備に係る「保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令等案」が公表され、パブリックコメント手続に付された。協会は、２月28日に「保険商品の特性に応じて設けられている現行の諸規定を、新たな参入会社に対しても適用するものであり、保険会社の財務の健全性の確保を通じ、保険契約者等の保護に資することから妥当な内容である」旨の意見を提出した。

内閣府令等は３月30日に公布され、７月１日より第三分野への本体相互参入が解禁された。

3. 銀行等による保険の募集

銀行等における保険商品の窓口販売は、平成９（1997）年の保険審議会報告、平成12年の保険業法改正を受けて平成13年４月から実施された。ただし、対象保険商品は、住宅ローン関連の長期火災保険・債務返済支援保険・信用生命保険および海外旅行傷害保険に限られた。

金融庁では、その後の銀行等の窓販の実施状況や規制緩和推進３か年計画等を踏まえ、平成14年８月30日、内閣府令が公布され、これにより、平成14年10月１日以降、銀行等の取扱可能商品に、個人年金保険（定額、変額）、財形保険、年金払積立傷害保険、財形傷害保険が加わるとともに、解禁済の保険商品に対する規制緩和と弊害防止措置の充実が図られることとなった。

この結果、銀行等金融機関を販売チャネルとする生命保険会社や変額個人年金保険のみを販売する生命保険会社も現われ、変額個人年金保険の販売は急増した。

協会は、10月の範囲拡大の前後に、大量の金融機関職員が集中して業界共通教育試験を受験することが見込まれることから、通常試験とは別に、特別措置として時限的に「金融機関職員専用特別試験」を実施するなどの対応を行った。

全面解禁に向けての動き

平成14年３月19日に開催された金融審議会金融分科会第二部会において、「対象商品の更なる拡大については、平成14年10月１日以降の実施状況をみながら、引き続き検討を行い、平成15年度中に結論を得ることとする」とされた。これを受け、内閣府令の改正案がとりまとめられ、

パブリックコメント手続を経た後、８月30日に内閣府令が公布され、10月１日より窓販対象商品の拡大等が行われた。

平成16年１月16日、同第二部会で銀行等による保険募集規制の見直しがテーマとして取り上げられ、その後の検討は、部会傘下の保険の基本問題に関するワーキンググループ（保険WG）で行うこととされた。保険WGの検討結果は３月31日の第二部会で報告され、あわせてWGの報告書を第二部会の報告書として公表することが、了承された。

第二部会報告（平成16年３月）、規制改革・民間開放推進３か年計画（平成16年３月閣議決定）等を踏まえ、金融庁において具体的な内容の調整が行われ、平成17年６月10日に「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令等（案）」がパブリックコメント手続に付され、その後、平成17年７月８日、銀行等による保険募集規制の見直しに関する内閣府令として「保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令」が公布、12月22日から施行され、平成19年12月22日から全面解禁されることとなった。内閣府令において「施行日から２年間、銀行等による保険募集の実施状況等をモニタリングし、新たな弊害防止措置の実効性を確認して、全面解禁に移行する。ただし、モニタリングの結果必要な場合には全面解禁の実施時期の見直しを行う」とされた。

これにともない、金融庁では、施行日からの２年間、銀行等による保険募集の実施状況をモニタリングし、新たな弊害防止措置の実効性を確認することとされた。そのため、解禁は段階的に実施されることになり、平成17年12月22日より、一時払終身保険、一時払養老保険、保険期間10年以下の平準払養老保険（法人契約を除く）、貯蓄性の生存保険、自動車保険以外の個人向け保険（事業関連の保険、団体契約等を除く）、積立傷害保険を先行解禁することとされた。

平成17年７月８日、協会は、銀行等による保険募集規制の見直しに関する内閣府令が公布されたことを受け、同日、「保険会社および銀行等が法令遵守にしっかり取り組んでいくこと、とりわけ銀行等が契約者に責任を持って販売することが重要であるとともに、行政当局において監督・検査等を通じて十分にモニタリングを行い、適宜適切な対応を行うことが必要」との意見を表明した。

全面解禁

平成19年９月18日に開催された金融審議会金融分科会第二部会において、金融庁より、モニタリングの結果の説明があり、それを踏まえれば、内閣府令で定める全面解禁期日の見直しの要件である「保険契約者の保護のため必要な場合」には該当せず、予定どおり平成19年12月22日に全面解禁することが適当であるとの考え方が示された。10月24日の同第二部会において、銀行等の保険募集の全面解禁を予定どおり実施するに当たり、より一層の保険契約者等の保護を図るための具体的な手当ての内容すなわち、銀行等における責任ある販売態勢の整備、顧客情報の利用態勢の整備、銀行等の法令等遵守態勢の整備等が決定された。

それらを反映した内閣府令および監督指針の改正案は、11月６日に公表、パブリックコメン

ト手続に付された後、内閣府令および監督指針は、12月21日に公布・公表、12月22日から施行・適用され、銀行等による保険募集が全面的に解禁された。

なお、当協会は、銀行等による保険募集が全面解禁されることを受け、12月14日に全国銀行協会、全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会あてに、法令等の趣旨を踏まえた適正な保険募集の実施につき、会員銀行等へ周知のうえ、徹底するよう依頼する要請文を提出した。

4. 根拠法のない共済への対応

根拠法のない共済

共済事業の実施について根拠法を有していない共済事業は、「根拠法のない共済」または「無認可共済」と呼ばれていた。平成14（2002）年度以降、協会は、全国規模で展開する根拠法のない共済団体の出現や既存団体による共済種目の増加を踏まえ、消費生活センター、消費者団体等の協力を得ながら、相談・苦情状況の調査や実態調査を適宜実施し、情報の収集・提供体制の整備に取り組んだ。また、総合規制改革会議に対し、平成15年11月、16年６月、11月と「根拠法のない共済への保険業法適用基準の明確化」等について要望を行った。

平成16年12月14日に公表された金融審議会金融分科会第二部会報告「根拠法のない共済への対応について」等を踏まえ、平成17年４月22日、改正保険業法が成立し、５月２日公布された。これにより、従来、根拠法のない共済とされていた事業については、新たに設けられた少額短期保険業者（注１）（もしくは保険会社）へ移行することとされ、契約者保護ルール（注２）等が導入されることとなった。平成18年４月１日、改正保険業法は施行された。

（注１）保険業法上の保険業のうち、一定事業規模の範囲内において、少額かつ短期の保険の引受のみを行う事業者で、本部等の所在する財務局で登録を受ける必要がある。平成18年４月１日以降、引き続き新規の保険契約（共済契約を含む）を引き受けている根拠法のない共済団体で、保険業法の規制対象となった団体は、保険業法上「特定保険業者」と定義される。この特定保険業者は、各財務局に届出を行っており、平成20年３月末までの移行期間内に少額短期保険業者の登録申請又は保険会社の免許の申請、他の保険会社・共済の活用や保有する保険契約の移転などをして特定保険業者として廃業するなどの今後の対応を決定し、その後は原則として、平成21年３月末までに当該対応に沿って移行していくこととなる。

（注２）少額短期保険業者の業務内容については、保険契約者等の保護の観点から、事業開始に当たって一定の保証金の供託、資産運用、保険募集、情報開示、責任準備金の積み立て、検査・監督などについて各種のルールを遵守することが必要となった。

少額短期保険募集人試験の実施

少額短期保険募集人については、契約者保護の観点から募集人登録制度が適用されその登録に当たっては保険業法の規定にもとづき募集人試験が課されることとなった。生・損保両協会で検討した結果、保険業全体の健全な発展等に貢献し、信頼性維持を確保すること、公益に資する事業の幅を広げることによって公共の福祉の増進に寄与することにもつながることから、生・損保両協会で少額短期保険募集人試験を共同実施することとした。

本試験は、特定保険業者から少額短期保険業者への移行期間を念頭に平成18年９月より２年間の時限措置として原則毎月１回実施することとし、平成18年９月28日に第１回試験を実施、平成20年２月までに合計18回実施した。

なお、平成19年12月、当協会および損保協会は、それぞれの社員総会において、当該事業を特定非営利活動法人日本少額短期保険協会に事業譲渡することを決定し、平成20年３月１日付で譲渡した。

3. 消費者保護法制等をめぐる動き

1. 消費者保護関連法の施行とそれにともなう対応

日本の経済活動がより一層の市場化に向かい、金融市場についても市場原理・自己責任を基礎とした取引社会へと移行しつつあるなか、実際の取引場面において情報量や交渉力の点で事業者に劣る消費者の保護等、金融商品の販売等に関する顧客の保護等について関心が高まってきていた。このような状況を踏まえ平成13（2001）年４月に「消費者契約法」および「金融商品の販売等に関する法律」が、平成16年６月に「消費者基本法」が、平成19年９月に「金融商品取引法」が施行されるなど、相次いで消費者保護法制が整備されてきた。

協会では、これら消費者保護法制の動きへの対応として、対応PTの設置、意見提出や説明会の開催等を適宜行った。さらに、金融商品取引法への対応として、協会は、自主ガイドラインを作成するとともに同法にもとづく認定投資者保護団体(注)の認定を取得した。

(注) 認定投資者保護団体とは、投資者保護を図ることを目的として、自主規制機関以外の民間団体が自主的に行う苦情解決・あっせん業務を行政が認定して、その信頼性を高める仕組みとして新たに金融商品取引法に規定された制度である。

2. 関係法令の施行とそれにともなう対応

個人情報の保護に万全を期すための民間部門も対象とした個人情報保護に関する法整備として、個人情報保護システムの中核となる基本原則等を確立することを目的とした、全分野を包括した基本法である「個人情報の保護に関する法律」は、平成17（2005）年４月に全面施行された。協会は、意見提出や説明会の開催、対応PTの設置、各省庁の個人情報の取扱いに関するガイドラインへの対応などをそれぞれ行った。

また、法制審議会が、企業統治の実効性の確保、高度情報化社会への対応、資金調達手段の改善および企業活動の国際化への対応の観点から会社法制を見直すべくとりまとめた「会社法の現代化に関する要綱」にもとづき改正を行った会社法は、平成18年５月から施行された。協会は、要綱試案と会社法施行規則案に対し意見を提出した。

3. ディスクロージャーの充実

この時期、会計制度の変化、金融の自由化および国際化、自己責任や自助努力に関する意識

の高まりなど、生命保険業界を取り巻く社会環境が急速に変容してきたことに加え、生命保険会社の破綻による健全性に対する信頼低下を契機として、生命保険会社のディスクロージャーの拡充が検討されることとなった。そして、金融システム改革法の施行による平成10（1998）年6月の保険業法および同年11月の同施行規則の改正によって、ディスクロージャーの内容が初めて規定された。

生命保険会社のディスクロージャーは、保険業法施行規則に規定される法定開示内容と、協会で策定したディスクロージャー開示基準による開示内容、さらに各社の任意の開示内容に分けられるが、生命保険業界は、説明責任がより一層求められる状況のもと、平成11年以降毎年、積極的にディスクロージャーの拡充を図り、説明責任を果たしてきた。

協会は、消費者等によりディスクロージャー誌の内容を正確に理解してもらうために、平成11年より「生命保険会社のディスクロージャー～虎の巻」を作成し、適宜改訂を行っている。また、平成13年12月より、協会ホームページにおいて生命保険各社の決算情報および上半期情報を、平成20年8月からは四半期情報を掲載しているほか、各社のディスクロージャー誌を箱にまとめて「『生命保険のディスクロージャー誌』ファイル」として各地の消費生活センターなどに配布するなど、ディスクロージャー情報へのアクセス利便性の一層の向上に努めている。

4. 協会の広報活動

生命保険業界を取り巻く環境の変化にともない、協会の広報活動も大きく変化してきた。具体的には、業界のPRとしての媒体広報活動業務を効率化する一方で、意見表明・情報発信等中核機能の強化に努めた。また、業界外の意見に耳を傾け、協会や生命保険各社の業務改善に活かす広聴機能に重点を置き、消費者団体や報道関係者との双方向のコミュニケーションを図るため、地方協会主催の「生命保険懇談会」や主要消費者（関連）団体等との懇談会などの積極的開催を従前にも増して推進してきている。

生命保険業界では、昭和22（1947）年以降毎年11月を「生命保険の月」と定め、さまざまなキャンペーンを行ってきたが、協会は、「生命保険の月」にあわせて、生命保険の意義をPRするために、平成6年度より15年度まで「生命保険と私」というテーマでエッセイを公募した。

その他、「生命保険の動向」「生命保険事業概況CD-ROM」「生命保険協会の社会貢献活動」といった資料の提供、ホームページの開設、記者会見・プレス発表等の広報活動も行っている。

5. 生命保険相談活動

平成12（2000）年6月の金融審議会答申「21世紀を支える金融の新しい枠組みについて」を受けて、金融庁のなかに「金融トラブル連絡調整協議会」が設置され、平成12年9月7日に第1回会合が開催された。協議会委員は消費者行政機関、消費者団体、業界団体・自主規制機関、弁護士会、学識経験者、金融当局で構成され、当協会からは生命保険相談室長が委員として就任した。

協会は金融審議会答申や金融トラブル連絡調整協議会の審議を踏まえ、生命保険相談所の機構改革を行うこととし、平成13年４月、生命保険相談所長（会長）からの諮問・相談に応じ、相談所の公正・円滑な運営を図るために勧告・提言等を行う「裁定諮問委員会」を新たに設置し、また、紛争について中立・公正に審理・裁定を行う裁判外紛争処理機関としての「裁定審査会」を設置した。

また、金融トラブル連絡調整協議会の「金融分野の業界団体・自主規制機関における苦情・紛争解決支援モデル」の決定ならびに「銀行等による保険商品窓口販売の対象商品の拡大等」を踏まえ、生命保険相談所規程を平成14年６月に改正した。

なお、平成20年６月24日に、金融トラブル連絡調整協議会の８年間の取組みを振り返り、「金融分野における裁判外の苦情・紛争解決支援制度（金融ADR）の整備にかかる今後の課題について」（座長メモ）がとりまとめられた。なお、同メモのとりまとめに当たり、協会は、６月17日に今後の金融ADRのあり方について意見を表明した。

平成20年の金融商品取引法改正案の国会審議において、ADRの更なる拡充に関する附帯決議が衆参両院でなされたことや上記座長メモ等を受けて、平成20年11月、金融審議会金融分科会第一部会・第二部会合同会議が開催され、金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR）について審議されることとなった。協会は、11月５日の合同会合に出席し、意見を述べた。12月17日に合同会合報告「金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR）のあり方について」がとりまとめられた。

この間の相談・苦情申出件数の推移、および、それを踏まえた生命保険相談所機能の強化の概要であるが、平成９年以降の生命保険会社の破綻の影響により、生命保険相談所への相談・苦情件数は大幅に増加した。平成12年度には３万件を超え、過去最高を記録したことにともない、生命保険相談所では、受付電話・応接スペースの増設、相談員の増員を行った。

平成14年度から15年度にかけては、予定利率引下げに関する保険業法改正案が国会に上程・審議される際、マスコミに大きく取り上げられたため、予定利率についての照会が集中した。

平成17年度には、保険金・給付金不支払問題から、生命保険相談所への申出件数が増加し、その後も高水準で推移した。

なお、協会が新聞等に掲載する意見広告に生命保険相談所の連絡先を継続して掲載していること、協会のホームページで生命保険相談所の機能について閲覧が可能となっていることも相談件数の増加につながっているものと思われる。

4．適切な保険金等の支払管理態勢の確立のための取組み

1．正しい告知を受けるための取組み

平成17（2005）年２月、「告知義務違反」を理由に死亡保険金や給付金が不払いとなった事例

について、保険契約者等から苦情が多く寄せられている状況にあることから、告知に関する検討を行い業界自主ガイドラインの策定等を図るよう金融庁から当協会に対し要請があった。

この要請を受け、協会は、「正しい告知を受けるための対応に関するガイドライン」および「告知義務違反に詐欺無効規定を適用するにあたっての留意点」という二つのガイドラインをとりまとめ、６月30日に金融庁に報告を行うとともに、同日付で公表した。

ただし、「告知義務違反に詐欺無効規定を適用するにあたっての留意点」については、公表することによって支払基準を一部開示することにつながり、モラルリスクを誘発する懸念があるため、ガイドラインそのものは非公表とした。

2. 適切な保険金等の支払管理態勢の確立のための取組み

保険金等の受取人から請求があった場合に迅速かつ適切に保険金等の支払を行うことは、生命保険会社としての基本的な役割を果たし、健全な生命保険事業を運営していくうえで最も重要な問題である。しかしながら、本来支払われるべき保険金等が支払われなかった事例が認められる等、生命保険事業の信頼を損なう事象が発生したことから、平成17（2005）年10月に保険金等支払全般に関して、迅速かつ適切な支払管理態勢の確立および保険契約者等の保護に十全を期するための方策について検討し、業界自主ガイドラインの策定および協会の体制整備の具体策の作成等を図るよう、金融庁から当協会に対し要請があった。

この要請に対し、協会は関係委員会における検討を重ね、「保険金等の支払を適切に行うための対応に関するガイドライン」をとりまとめ、平成18年１月30日に金融庁へ報告を行うとともに２月１日に公表した。また、適切な保険金等の支払管理態勢の確立のための取組みの一環として、協会全体の苦情関係情報の集約化と原因分析をより効果的に行うための横断的な組織として「消費者の声」事務局を１月30日に設置することとあわせ、事務局が実施した分析結果の情報共有化や取組事例等の情報交換等を行う場として、各社の相談担当責任者で構成する相談室連絡会を相談室協議会に改組した。その他、協会では、適切な支払管理態勢の確立に向け、委員の増員等の裁定審査会の機能強化、「ボイスレポート」の定期的発行による苦情関連の情報提供の充実・迅速化等、多岐にわたる施策を実施したが、生命保険各社でもさまざまな取組みが行われた。

平成19年２月１日、金融庁から生命保険全社に対し、「保険金等の支払状況に係る実態把握について」報告徴求命令が発出された。

このような状況を踏まえ、２月の理事会において、「適切な保険金等の支払管理態勢の確立に関する更なる強化」について申し合わせを行った。

４月13日に各社から２月１日の報告徴求命令による金融庁への報告が行われた。翌14日、生命保険会社・協会は保険金等の支払いに関し、おわびとお知らせの新聞広告を出稿した。

その後も、協会は、適切な保険金等の支払いを確保するために、行動規範の全面的な見直し、

自主ガイドラインの見直しとフォロー、生命保険支払専門士試験制度の創設・実施、診断書の標準化・電子化の促進等の対応を行った。

平成20年７月３日、金融庁より、「生命保険会社の保険金等の支払状況に係る実態把握の結果について」、「生命保険会社10社に対する行政処分について」および「保険金等の支払管理態勢等に係る業務改善に向けた一層の取組み、及びその成果の公表等の要請について」が公表され、同日、当協会に対して、生命保険会社の請求案内事務の一層の充実のための取組みについて要請があった。協会は、７月の理事会において、当局からの要請を踏まえ「3. 生命保険協会は、会員各社の請求案内事務の一層の充実に向けて、会員各社における創意工夫を集約・共有化し、必要に応じて自主ガイドラインの作成・拡充の検討を行うなど、一層の改善を促進する取組みを行う」旨を含め、全社一致して取り組むべき事項について申し合わせを行った。あわせて、今回の要請文書の内容を踏まえ、一般委員会より契約サービス委員会に対し、ベストプラクティス共有に向けた各社における取組事例の集約・とりまとめと、請求案内ガイドラインの策定（または支払ガイドラインの改訂）について検討依頼を行った。

その後、今回の要請を踏まえ、契約サービス委員会・企業保険委員会にて「保険金等の請求案内事務に関するガイドライン」および会員各社の好取組事例をとりまとめた「保険金等の請求案内事務に関する好取組事例集」を平成20年11月17日付で策定し、12月の理事会において報告を行った。

5. 生命保険制度の健全な運営に向けた取組み

1. 生命保険募集人等の教育の充実

協会は、昭和48（1973）年に専業営業職員の育成を目途とした業界共通教育制度を確立した後も、時代の要請にあわせ、適宜、適切に同教育制度を見直してきている。

トータル・ライフ・コンサルタント

金融の自由化が急速に進展するなか、顧客の期待する生命保険募集人像は高度な専門知識・FP（ファイナンシャルプランニング）知識に裏打ちされたコンサルティング力を持ち、より多様なニーズに対応できる募集人像に変化してきている。このような背景から、顧客から信頼を得ることができる真の生命保険FP（ファイナンシャルプランナー）の育成を目的に、業界共通教育制度の最高課程である「生命保険大学課程カリキュラム」の全６科目について全面的に改訂し、平成13年度試験より実施した。

あわせて、大学課程全科目に合格し、かつ所属する会社より申請があった者に対して、業務委員会で審査のうえ「トータル・ライフ・コンサルタント」の称号を授与していたが、同称号に新たに「生命保険協会認定FP」という副称号を追加した。

また、生命保険講座についても10科目を８科目に整理・統合し、平成13年度試験より実施し

た。その他、平成11、13、15、16、17年度には、昨今のIT技術の進歩を踏まえ、試験結果や試験申込みのウェブ化など試験事務の合理化・効率化を行った。

生命保険仲立人試験

平成８年４月施行の改正保険業法により、新たに保険仲立人（保険ブローカー）制度が設けられた。これにともない、蔵銀第594号通達「保険仲立人の業務運営について」が発出され、保険仲立人の業務遂行能力として、当分の間、当協会が実施する生命保険仲立人試験に合格することが要件とされた。

当協会では、平成８年度から年２回試験を実施してきたが、平成13年度から日本保険仲立人協会が試験を実施することとなり、当協会は、日本保険仲立人協会からの業務委託を受けて、生命保険仲立人試験に関するテキスト・試験問題の作成、採点の業務を行っている。

2. 保険商品の販売・広告等における顧客説明等への対応

業界自主ガイドラインの策定・改正

保険商品の販売・広告における顧客説明等について、協会は、公正取引委員会や金融庁よりの要望、金融庁の「事務ガイドライン」の改正への対応として、平成15（2003）年10月に「生命保険商品に関する適正表示ガイドライン」を策定し、公表した。平成17年４月に金融庁に設置された「保険商品の販売勧誘のあり方に関する研究チーム」の７月に公表された中間論点整理を受け、平成18年２月に金融庁の「保険会社向けの総合的な監督指針」が改正された。これを受け、３月に「契約概要作成ガイドライン」および「注意喚起情報作成ガイドライン」を、平成20年３月に「生命保険商品の募集用の資料等の審査等の体制に関するガイドライン」をそれぞれ策定・公表した。その後も所要の改正を行ってきた。

また、平成19年９月の金融商品取引法の施行にともない、「市場リスクを有する生命保険の募集に関するガイドライン」および「契約締結前交付書面作成ガイドライン」「生命保険商品に関する適正表示ガイドライン」を策定・改正し、公表した。

その他、生命保険会社の破綻により生命保険会社への誹謗中傷が行われるなか、平成14年１月に、生命保険の販売・勧誘に関する消費者からの相談ダイヤルを生命保険相談所に設置した。また、金融庁内に設置された「保険商品の販売勧誘のあり方に関する検討チーム」の最終報告書において提起された比較情報の提供サービスを行う自主的な協議会の設置との提言を踏まえ、当協会、日本損害保険協会および外国損害保険協会は、「みんなが主役、保険商品の比較に関する討論会」を平成19年７月から平成20年５月にかけて４回開催した。この討論会において、消費者を中心に業界団体に対し各社商品の情報提供を期待する意見が多く寄せられたことを踏まえ、生命保険商品検索コンテンツ「生命保険かんたんナビ」を平成20年７月に当協会のホームページに掲載した。

雇用制度に関する労使協議会

生命保険業界を取り巻く環境の変化にともない、労使協議会における協議内容も大きく様変わりしてきた。すなわち、経営破綻、保険金・給付金の支払問題等を踏まえての生命保険事業の信頼回復に向けた取組みを最重要課題としつつ、営業職員制度の充実・強化、銀行等金融機関による保険募集、郵政民営化への対応、各種消費者保護のためのルールへの対応、生命保険税制の拡充等について協議が重ねられた。

なお、雇用制度に関する労使協議会は昭和50年10月に再開されて以来、平成20年12月17日の会合をもって300回を数えるに至った。

3. モラルリスク等への対応

情報交換制度の実施

保険金・給付金の詐取などモラルリスクへの対応として、平成14（2002）年４月に、生命保険業界内の「契約内容登録制度」に登録されている契約情報と全国共済農業協同組合連合会（JA共済）の契約情報を相互に照会する「契約内容照会制度」を創設した。

平成17年１月には、主として保険契約引受時の対策として実施してきた契約内容登録制度（契約内容照会制度）に加え、支払査定時照会制度を創設し、生命保険全社に加え、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会（全労済）および日本生活協同組合連合会（日本生協連）の３共済団体も参加した。

マネー・ローンダリング防止に向けた取組み

平成12年２月の「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」の施行にともない、届出の対象となる疑わしい取引が従来の薬物関係だけでなく、犯罪全般に拡大され、協会は、マネー・ローンダリング防止に対する生命保険会社の職員の意識向上を目的に「ハンドブック」および「Q＆A」（営業職員向け）を作成した。

平成15年１月の「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」の施行にともない、生命保険会社は本人確認の強化を実施するとともに、協会はポスター（店頭掲示用）およびチラシ（営業職員用）を作成した。

平成20年３月に、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」が施行され、あわせて、本人確認法の廃止、組織的犯罪処罰法の改正が行われたことから、マネー・ローンダリングの防止のみならず、テロ資金供与の防止も求められている現状にかんがみ、「マネー・ローンダリング対策ハンドブック」については「マネー・ローンダリング／テロ資金供与対策ハンドブック」に名称を変更し、所要の改訂を行った。

6. 社会的責任と社会貢献活動の推進

協会は、社会的責任を果たすため、コンプライアンスの推進に向けた取組みや社会貢献活動

を進めてきた。

1. 社会的責任（SR）に向けた取組み

「行動規範」の見直し等

協会は、生命保険会社やその役職員が、事業経営および業務遂行に当たって遵守すべき原則・基準を定めた行動規範や指針、契約の締結から保険金等の支払いに至る各社の適正な実務の参考に供するガイドライン・指針等を策定してきた。近時、法令遵守・内部統制の強化や利用者保護の徹底・利用者利便の向上に向けた態勢整備の強化が求められるなど、生命保険事業を取り巻く環境が変化したことや、生命保険事業に対する社会的役割・責任の重要性が増していることを受け、平成19（2007）年6月、「生命保険事業における行動規範」等の全面的な見直しを行い、新しい「行動規範」を制定した。

さらに、一層のコンプライアンスの推進を図るため、行動規範の見直しとあわせ、行動規範を「会員各社の事業経営およびその役職員の業務遂行に当たって遵守すべき基本的な事項をとりまとめたもの」と改めて位置づけたほか、指針およびガイドライン等の位置づけや意思決定機関の整理を行った。

個人情報保護法への対応

平成17年4月1日からの個人情報保護法の全面施行に先立ち、金融庁では、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」および「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」が定められた。

生命保険業界においては、「財団法人金融情報システムセンター（FISC）」が定めた「金融機関等における個人データ保護のための取扱指針」が大幅に改正されたことを受け、平成11年6月に協会で策定した旧生保指針について、個人情報保護法や金融庁の定めたガイドライン等に則した改定を行うこととした。その結果、平成17年2月、「生命保険業における個人情報保護のための取扱指針（生保指針）」および別冊として「生命保険業における個人情報保護のための安全管理措置等についての実務指針（生保安全管理実務指針）」を策定した。

また、協会は、平成17年4月、生命保険会社を対象事業者とする個人情報保護法の認定個人情報保護団体の認定を受けた。

環境問題への取組み

平成9年12月に先進国および市場経済移行国の温室効果ガス排出の削減目標を定めた京都議定書が採択された。一方、経済界においては、1990年代から日本経済団体連合会を中心に環境と経済の両立を実現する観点から、環境自主行動計画をはじめとした取組みが行われてきた。

生命保険各社においては、これまでも環境問題への取組みを進めてきたが、生命保険事業の社会的責任を遂行するという観点から、生命保険業界として環境問題への取組みを行うこととし、平成18年11月の理事会において、「生命保険業界の環境問題における行動指針」およびそれ

を具体化した「生命保険業界の環境行動計画」を制定し、日本経団連の環境自主行動計画へ参画した。また、平成19年７月には、より一層、生命保険業界の環境問題への取組みを強化するため、業界として本社ビルにおける電力消費量削減の数値目標を設定した。

2. 社会貢献活動

介護福祉士養成奨学金制度

介護福祉士養成奨学金制度は、平成元（1989）年の介護福祉士養成施設の開講と同時に、各対象校からの推薦を受けて各奨学生に奨学金を支給する形で開始したが、平成11年度に制度の見直しを行い、月ごとの支給額を２万円に縮減する一方、対象校を前年度から40校増やし、より多くの学生に対し支援ができることとした。また、平成14年度以降は支給期間を１年６か月に短縮したうえで、継続運営し、本制度による奨学生は平成19年度までに3,152名に達した。

外国人私費留学生奨学金制度

外国人私費留学生奨学金制度（セイホスカラーシップ）は、協会80周年記念事業の一環として平成２年度より実施した。日本経団連の国際交流事業の一つである「国際文化教育交流財団」内に、協会による総額10億円の寄付によって設立された基金の運用益を財源とし、奨学金の支給等を行っているが、平成19年度までに286名の奨学生を採用した。

子育て家庭支援団体に対する助成活動

協会では、平成元年以降、介護分野に重点を置いた取組みを行ってきたが、環境の変化にともない、大きな社会問題となっている少子化問題に取り組むこととした。具体的には、子育てをしている保護者等を支援している民間団体・グループ等に対して資金支援を行うこととし、平成17年度以降は介護分野に加え、新たに「子育て家庭支援団体に対する助成活動」を開始した。

読み聞かせによる“家族のきずな”推進活動

協会は、平成20年度以降の社会貢献活動の取組み（３ヵ年計画）として、生命保険事業の基盤でもある家族のきずなを深める支えとなる活動を行うことを決定した。活動内容としては、絵本を通じて親子がふれあい、一体感を感じることができる「読み聞かせ」を通じて親子のコミュニケーションの促進を図ることとし、読み聞かせの普及・啓発や環境整備等に取り組む団体等に対して、オリジナル絵本等を作成・寄贈することとした。オリジナル絵本については、協会100周年記念事業として「家族のきずな絵本コンテスト」と題し、平成20年４月１日～７月31日まで、広く作品を公募した。

「生命保険協会創立100周年記念シンポジウム」の開催

平成20年７月および９月の理事会において、100周年記念事業として12月５日に「生命保険協会創立100周年記念シンポジウム」を開催することを承認した。「生命保険事業に対する信頼向上に向け、協会や生命保険各社による社会貢献活動への取組姿勢と生命保険の理念について対

外的にアピールし、対内的に意識の醸成を図ること」および「『読み聞かせによる“家族のきずな”推進活動』をはじめとした個別の取組分野に関する情報発信を行い、現在の社会を支えているさまざまな『きずな』について、その重要性に気づき、改めて考える機会を提供すること」を目的としたものである。

なお、本シンポジウムのプログラムとしては、協会の社会貢献活動についての報告や家族のきずな等に関する特別講演に加え、「家族のきずな絵本コンテスト」の表彰式典を開催した。

地方CR活動

各地方協会における独自の社会貢献活動として、生命保険業界の営業拠点とマンパワーのネットワークを活用し、地域との良好な関係づくりを目指した「地方CR（Community Relations,「地域との良好な関係作り」）活動」を展開している。各地方協会では、福祉巡回車の寄贈、献血活動、募金活動、各種ボランティア活動など、それぞれの地域の特色を生かした活動を自主的に計画・実施し、必要に応じて本部協会や会員各社等とも共働しながら、住み良い社会環境づくりに貢献している。

3. SR報告書の発行

平成18（2006）年7月の生保協会長所信において、「生命保険協会のSR活動」に重点的に取り組むとともに、協会の活動に関する認知度向上に努めるとの方針を表明した。これを受けて、協会では、諸事業・諸活動について「社会的責任活動」の視点から整理・分析を行い、「社会的責任活動」として積極的にPRすべき事業を「生命保険協会SR報告書2007」としてとりまとめ、平成19年6月の理事会において報告を行った。SR報告書2007については30,000部を作成し、消費者団体、消費者行政、マスコミ、学識経験者、消費者等へ広く配布することにより、協会の諸事業・諸活動の理解促進を図った。

引き続き平成20年6月に発行した「生命保険協会SR報告書2008」では、保険金・給付金の支払いに関する問題に対する1年間の取組内容を特集として取り上げたほか、協会の諸事業・諸活動に関する部分については、消費者からの質問に答えるQ＆A方式とするなど、消費者の視点に立った内容とした。

7. 生命保険税制の拡充要望と税制の動き

生命保険料の所得控除制度、死亡保険金の相続税非課税制度は、社会政策に合致し、かつ資金の蓄積に資する面のあることから、戦前から認められており、協会はこれら生命保険契約に関する税制措置の存続・拡充について毎年要望活動を継続してきた。

1. 生命保険料・個人年金保険料控除制度をめぐる動き

平成13年度税制改正

平成12（2000）年7月、政府税制調査会中期答申「わが国税制の現状と課題 — 21世紀に向け

た国民の参加と選択」が公表され、生命保険料控除について極めて厳しい指摘がなされた。また、８月25日、厚生省より国民年金の保険料未納者・未加入者を個人年金保険料控除の対象から除外するという税制要望が出された。８月27日、厚生省の要望に対し、協会は、強く反対する旨の意見を表明した。

11月中旬以降本格化した自民党税制調査会の審議では、平成13年７月から実施される第三分野の生・損保本体相互参入にともなう同分野における生・損保保険料控除の取扱いが焦点となった。12月13日、自民党税制調査会は、「平成13年度税制改正大綱」をとりまとめ、懸念された生命保険料控除制度に関しては、検討事項とされ「引き続き検討する」こととなり、平成13年度における生命保険料控除制度の取扱いは現状維持となった。

なお、平成13年７月から実施される第三分野の生・損保本体相互参入にともなう第三分野における生・損保保険料控除の取扱いについては、同一商品・同一税制の観点から、第三分野商品を生保型と損保型に分類し、生保型（医療保険・介護保険等）には生命保険料控除、損保型（傷害保険）には損害保険料控除が適用されることとなった。

平成18年度税制改正

平成17年６月21日に政府税制調査会がとりまとめた論点整理のなかで、生命保険料控除制度について「個人住民税においては速やかに整理すべきである」との記載がなされ、これを受け協会は、同日、反対の意見を表明した。12月15日、自民党税制調査会は「平成18年度税制改正大綱」をとりまとめ、同日、与党「平成18年度税制改正大綱」として決定された。生命保険料控除制度に関しては、検討事項とされ、与党大綱に「少子・長寿化が進展する中、いわゆる生損保控除について、従来の制度目的が達成されているとの指摘や年金・医療・介護などの分野における今後の社会保障政策を受けた新たな商品開発の進展等を踏まえ、保険契約者の自助努力を支援するとの観点から、制度のあり方の抜本的見直しを行う」旨記載がなされ、平成18年度における生命保険料控除制度の取扱いは現状維持となった。なお、損害保険業界が要望してきた地震保険料控除制度が創設され、これにともない損害保険料控除制度は廃止されることとなった。

平成19年度税制改正

平成19年度税制改正においては、これまでの生命保険料控除制度に対する厳しい状況も踏まえ、税制改正要望内容の変更を行った。

平成18年９月15日、協会は、平成19年度税制改正に関する要望において、少子高齢化に対応し「公私二本柱の生活保障」を実現すべく、新たな生命保険料控除制度として、遺族・老後・医療・介護保障を対象とした「簡素」で「わかりやすい」汎用的な自助努力支援制度（総合生命保険料控除制度）の創設を重点要望項目に掲げ、この要望実現を関係方面に訴えた。

自民党税制調査会は、11月27日に総会を開催し、平成19年度税制改正の審議がスタートした。

税制改正の焦点は、「減価償却制度」、上場株式等の配当および譲渡益に係る10%の軽減税率の取扱いといった「金融証券税制」であった。

生命保険料控除については、「個人住民税は地域社会の会費としての性格を有することから、政策的控除はむしろ縮減・廃止すべき」との資料が提出されるなど、前年に引き続き、厳しい展開となったが、税調内の議論で反対意見などもあり、結果、現行制度が存置されることとなった。自民党税制調査会は12月14日に「平成19年度税制改正大綱」をとりまとめ、同日、与党「平成19年度税制改正大綱」として決定された。生命保険料控除については、与党大綱の検討事項に「少子・長寿化が進展する中、いわゆる生損保控除について、従来の制度目的が達成されているとの指摘や社会保障制度を補完する新たな商品開発の進展等を踏まえ、保険契約者の自助努力を支援するとの観点から、制度のあり方の抜本的見直しを行う」旨記載され、平成19年度税制改正において現行制度が存置された。

平成21年度税制改正

平成20年９月19日、協会は、損保業界など関係業界と要望内容を調整のうえ、平成21年度税制改正に関する要望において、わが国において税・社会保障負担および社会保障給付のあり方の見直しが見込まれるなか、私的保障の役割がますます重要となってきていることから、国民一人ひとりの生活保障ニーズの多様化に対応した制度が必要であり、公私二本柱の生活保障を実現すべく生命保険料控除制度および個人年金保険料控除制度を新たな保険料控除制度に改組することを重点要望項目に掲げ、この実現を関係方面に訴えた。

具体的な要望内容は、「現行の生命保険料控除制度および個人年金保険料控除制度を統合一本化し、遺族・医療・介護・老後保障への多様な国民のニーズに対応し、公的保障と私的保障の相互補完性をより高めていくため、国民が各生活保障を幅広く準備できる自助努力支援制度へ改組すること―生命保険・個人年金保険の年間正味払込保険料の一定割合に対して行う所得控除について、所得税法上の所得控除限度額を15万円、地方税法上の所得控除限度額を７万円とすること」であった。

協会は、意見表明や要望活動に活用するため、生命保険労働組合連合会（生保労連）に、生命保険ファイナンシャルアドバイザー協会（JAIFA）を加えた３団体共催にて、９月１日から26日の日程で「生命保険料控除制度に関するインターネット・アンケート活動」を実施した。同アンケート結果および「新たな保険料控除制度」への改組の要望について、11月25日から新聞各紙に広告を出稿した。

その後、11月28日に公表された政府税制調査会の「平成21年度の税制改正に関する答申」において生命保険料・個人年金保険料控除制度に関する記載はなかったものの、12月12日に公表された与党の「平成21年度税制改正大綱」において同制度の改組・拡充が明記された。これにより、生命保険料控除制度および個人年金保険料控除制度の抜本的な制度見直しが約四半世紀

ぶりに実現されることとなった。与党大綱において「今後、制度移行にともなう諸課題についてさらに検討を進め、平成22年度改正にて法制上の措置を講ずる」旨記載された。

この与党大綱に対して、同日、協会は意見を表明した。

2. 退職年金等積立金に係る特別法人税の取扱い

退職年金等積立金に係る特別法人税については、昭和37（1962）年に課税されて以来、急速に進行する高齢化社会に備え、公的年金を補完する企業年金制度の一層の育成普及を図る観点から、協会はその撤廃について要望活動を展開してきたが、平成10年以降も撤廃に向けた取組みを引き続き行った。

「特別法人税の撤廃」を協会の重点要望項目とした平成11年度税制改正においては、撤廃は認められなかったものの、自民党税制調査会の大綱で「２年間の時限措置として、退職年金等積立金に係る法人税（特別）の適用を停止する」ことが認められた。

その後も、「特別法人税の撤廃」について要望活動を行ってきたが、時限措置が切れる年度において、期限延長という結論が繰り返されてきた。

平成13年度税制改正では、特別法人税の凍結が２年延長され、平成15年度税制改正では、特別法人税の凍結がさらに２年延長された。

平成17年度税制改正においては、要望項目の一つである「特別法人税の撤廃」に関して、日本経団連より「各経済団体・業界団体連名による決議文を取りまとめ今後の要望活動に取り組みたい」との申入れがあり、当協会としてもこれに賛同することとした。最終的には当協会も含め、140団体が決議文に賛同した。平成17年度税制改正では、特別法人税の凍結はさらに３年延長となった。

平成20年度税制改正では、特別法人税の凍結が３年延長された。

3. 確定拠出年金制度に係る税制措置

平成13（2001）年６月に確定拠出年金法が成立し、10月に確定拠出年金制度が導入された。

この制度における税制措置は平成12年度税制改正で明らかにされた。同制度の導入に至る前の平成11年９月、協会では、理事会において承認した平成12年度税制改正に関する要望のなかに、重点要望項目として「確定拠出年金制度の導入を図り、税制上の優遇措置を講ずること」を盛り込んでいた。同制度の支援措置については、12月13日に公表された与党「平成12年度税制改正大綱」において、「確定拠出年金法（仮称）による確定拠出年金制度の創設に伴い、同制度の拠出、運用及び給付の各段階について措置を講ずる」旨記載された。

8. マーケットの変化と保険商品－少子高齢社会への対応－

1. 個人保険分野の動向

概況

この10年間の個人保険の新契約件数の推移は約26%の減少である一方、契約高はほぼ毎年減少し、約47%減少している。これは、死亡保障中心の保険から医療保険や介護保険等の第三分野または個人年金保険など生存保障中心の保険へという顧客ニーズの変化を表わしている。

種類別新契約件数構成比でみると、平成10（1998）年度は医療保険（がん保険を含む）が22.5%だったが、平成19年度では医療保険とがん保険をあわせて、43.9%と大きく伸びた。

これに比べ昭和50年代後半から主力商品であった定期付終身保険は、平成10年度の20.7%から平成19年度には2.9%と大幅に低下した。

変額個人年金保険は、統計数値として把握可能となった平成14年度の16万件から平成19年度の59万件と大きく伸展した。主な要因としては、銀行窓販による提携販売の本格化などが挙げられる。

個人保険の保有契約件数は平成10年代前半までは減少傾向であったが、後半は前年度並みのほぼ現状維持となった。

また、保有契約金額（普通死亡保険金額ベース）は、新契約と同様に平成８年度（1,495兆6,831億円）をピークに減少傾向となっており、平成19年度は979兆4,374億円となった。

個人向け保険商品

少子高齢社会を反映して、自らの老後や病気・介護などに備え、自らが年金や給付金を受け取るために加入する個人年金や医療・介護保険へのニーズの高まりに応え、この10年間に生命保険会社では、商品の開発にさらに力を注いできた。商品改訂または新たに発売された主な商品は以下のとおりである。

変額個人年金保険については、平成14年10月以降、銀行窓販にあわせて、生命保険会社においては変額個人年金商品の開発が進み、保険料一時払いの商品や米国ドル建て等外貨建ての商品などの豊富な商品種類が用意されている。特に、年金原資および死亡給付金等について最低保証のある商品へのニーズが高くなっている。

また、定額個人年金保険においても、外貨建ての商品や市場金利の変動を反映する積立利率変動タイプの商品も新たに発売されている。

医療保険では、解約返戻金をなくし保険料を低く抑える商品、病気やケガによる１日（日帰り）あるいは１泊２日の短期入院から保障のある商品、保険期間中に入院給付金等の支払がなかった場合に契約満了時に無事故給付金が支払われる商品などが開発されている。

また、乳がん、子宮がん、子宮筋腫など女性特有の病気による入院・手術保障を手厚くした女性のための商品、また、５大生活習慣病（悪性新生物、糖尿病、心疾患、高血圧性疾患、脳

血管疾患）またはこれに肝疾患、腎疾患を加えた７大生活習慣病について給付金が支払われる商品等がある。

がん保険では、がんと診断されると給付金を受け取れるものや、退院後に給付金を受け取れるもの、がんにかかったことのある人でも一定の条件を充たせば契約できる商品、がん診断給付金の支払回数の制限をなくし、がんの再発に対応する商品、契約期間中にがんにならなかった時に無事故給付金がある商品なども発売されている。

無配当のがん保険のなかには、解約返戻金や死亡保険金をなくし、がん保障に特化することで割安な保険料を実現している商品、タバコを吸わない人を対象にした非喫煙割引を導入し保険料を割安とした商品なども登場している。

介護保険では、寝たきり状態等による年金・給付金を受けなかった場合に健康祝金または長寿祝金を受け取れる商品、寝たきりのみでなく食事や排泄等の日常生活動作で一部の介助が必要な状態（いわゆるADL（日常の生活動作）障害状態）に該当した場合まで幅広い介護を一生涯保障する商品なども新たに発売されている。

終身保険などの保険商品では、利率変動型積立終身保険や積立利率変動型終身保険があり、また、収入保障保険などが改訂または新たに発売されている。

2. 団体生命保険分野の動向

概要

団体生命保険は、主に企業の福利厚生制度における遺族補償制度を担う制度として広く普及しており、社会情勢や顧客ニーズの多様化により団体保険に求められる役割も多様化してきている。例えば、団体信用生命保険においては、身体の障害を原因として就労不能に至った場合を保障するための障害特約が平成３（1991）年10月以降発売され、また、平成５年１月以降、消費者信用市場の拡大にともなう顧客ニーズに応えるために消費者信用団体生命保険が発売されるなど商品の充実が図られた。

また、かつて団体保険の主力商品であった団体定期保険は、全員加入契約（いわゆるＡグループ保険）と任意加入契約（いわゆるＢグループ保険）が単一の商品として販売されてきたが、従来のＡグループ保険では、遺族補償部分と付随的に発生する企業の経済的損失部分が明確でなく、保険金の帰属をめぐって社会問題化したこと等を踏まえ、団体定期保険とは分離・独立し、保険目的の一層の明確化・透明化を図った総合福祉団体定期保険が平成８年11月以降販売された。これにともない、従来のＡグループ保険の販売は停止され、総合福祉団体定期保険(注)へ切り替えが進むこととなった。

(注) 遺族補償を目的とする「主契約」、企業の経済的損失に備えるための「ヒューマン・ヴァリュー特約」、および不慮の事故を原因とする障害・入院保障を目的とする「災害総合保障特約」から構成されている。

「消費者信用団体生命保険」問題への対応

平成18年ごろより、債務者が知らないうちに消費者信用団体生命保険の被保険者になっている、比較的少額で短期の貸付債権回収のために保険が不当に利用されているといった指摘等の社会的批判が起こった。また、平成18年９月15日、金融庁より当協会に対し、消費者信用団体生命保険への加入時の同意の取り方、保険金等の支払時の遺族等への確認の取り方等を内容とする業界自主ガイドラインの策定について要請があった。これらを受け協会では、企業保険委員会を中心に外部の有識者等の意見も踏まえながら検討を行い、９月29日付にて「消費者信用団体生命保険の実務運営に関するガイドライン」を策定し、公表した。

また、協会はガイドラインの策定に加え、10月10日には、全国貸金業協会連合会に対し、ガイドラインに沿った取組みへの理解および会員各社に対する積極的な取組みの促進についての申入れを行った。

さらに消費者の理解促進を図るべく、10月12日より、協会のホームページに消費者信用団体生命保険専用ページを設置するとともに、生命保険相談所において専門知識を有する相談員が対応する体制整備等、相談対応の強化を図った。

また、平成18年12月20日「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（貸金業法）」が公布され、一部の規定を除き平成19年12月19日から施行された。

同改正法では、行為規制の整備の一つとして生命保険契約の締結に係る制限規定が設けられるとともに、生命保険契約に係る同意前の書面の交付等が規定された。

住宅金融支援機構団体信用生命保険の動向

昭和55年10月１日に、財団法人公庫住宅融資保証協会を契約者および保険金受取人とし、住宅金融公庫融資利用者を被保険者とする公庫団体信用生命保険特約制度が発足したが、平成13年12月に閣議決定された「特殊法人等整理合理化計画」により、公庫は、平成14年度から（直接）融資業務を段階的に縮小し、５年以内に廃止されることが決定された。この合理化計画の趣旨を踏まえ、平成15年10月に民間住宅ローン債権の証券化支援事業が開始され、直接融資に代わり、当該証券化支援事業が公庫の主要業務として位置づけられることになった。

また、平成19年４月１日付で公庫および保証協会の権利義務が、新たに設立された独立行政法人住宅金融支援機構に承継されたことにともない、本団信制度の契約者および保険金受取人は機構となり、公庫団信制度は機構団信制度に改称された。

前記の環境変化にともない、機構団信制度の保有契約高は、制度創設21年目の平成12年度の62兆円をピークに平成14年度以降急速に減少を続け、平成19年度は34兆円となった。

なお、団体信用生命保険契約の共同引受会社は、制度発足時協会加盟22社によりスタートし、平成20年３月末現在25社となった。

3. 企業年金保険分野の動向

概要

バブル経済の崩壊以降の株価低迷・低金利のため運用環境は厳しくなり、企業年金の資産運用は、多くの企業年金が採用していた5.5%の予定利率を達成することができなくなった。こうした運用環境の悪化により日本の企業年金では巨額の積立不足が発生したことから、平成13年３月期から導入された退職給付会計基準では、退職一時金や企業年金を含めた退職給付債務の開示が義務づけられ、積立不足については退職給付引当金として貸借対照表への計上が義務づけられた。

厚生年金基金でも巨額な積立不足が発生し、加えて厚生年金の一部を国に代わって運営する代行部分の積立不足も抱えていた。退職給付会計では、代行部分も含めた積立不足を開示する必要があったため、企業にとっては余分な積立不足である代行返上論が高まっていった。

このような代行返上論に加え、受給権保護の観点からも新たな企業年金法の制定が検討され、「積立義務」「受託者責任の明確化」「情報開示」等受給権保護のための措置が取られた確定給付企業年金法が平成13年６月に公布され、平成14年４月より施行された。

同法の施行により受給権保護の薄い適格退職年金は平成24年３月をもって廃止とされ、厚生年金基金については、代行を行わない確定給付企業年金への移行が認められた。

さらに、この確定給付企業年金法の施行から半年遡る平成13年10月には、雇用の流動化や企業の従業員等の老後の所得保障に関する自助努力を支援するという観点から確定拠出年金法が施行された。

確定拠出年金制度の創設

厚生年金基金や確定給付企業年金が、加入した期間や給与等にもとづいてあらかじめ給付額が定められている確定給付型年金と呼ばれているのに対し、確定拠出年金は、拠出された掛金が個人ごとに明確に区分され、掛金とその運用益との合計額をもとに給付額が決定される年金であり、いわゆる日本版401kとも呼ばれている。

平成13年６月22日、企業または個人が拠出した資金を原資として個人が自己責任で運用する確定拠出年金の創設を図る確定拠出年金法が成立した。７月23日には確定拠出年金法施行令が公布され、10月１日に施行された。

企業が掛金を拠出する企業型と加入者が掛金を拠出する個人型のそれぞれの規約や、加入者一人当りの拠出限度額(注)が以下のとおり定められた。

＜企業型＞

企業年金制度等を実施している企業に勤める者……月額２万３千円（年額27万６千円）

企業年金制度等を実施していない企業に勤める者…月額４万６千円（年額55万２千円）

＜個人型＞

企業年金制度等・企業年金を実施していない企業に勤める者

……月額１万８千円（年額21万６千円）

国民年金の第１号被保険者（国民年金基金の掛金と合算）

……月額６万８千円（年額81万６千円）

生命保険各社は、確定拠出年金事業参入のため平成13年10月１日から確定拠出年金制度向け商品を発売した。

（注）平成16年10月１日から記載の額に引き上げられた。

確定給付企業年金制度の創設

本格的な高齢社会の到来を控え、公的年金を土台としつつ、老後の備えに対する自主的な努力を支援していく目的から、確定拠出年金制度の創設とあわせて、確定給付型の企業年金制度が創設された。確定給付企業年金法は平成13年６月に公布され、平成14年４月１日に施行されたが、その趣旨は、受給権保護等を図る観点から、労使の自主性を尊重しつつ、統一的な枠組みのもとに必要な制度整備を行うというものであった。

運営方式としては、労使が合意した年金規約にもとづき、生命保険会社・信託銀行等の外部機関で年金資産を管理・運用し、年金給付を行う「規約型」と母体企業とは別の法人格を持った企業年金基金を設立したうえで、その企業年金基金において年金資産を管理・運用し、年金給付を行う「基金型」の二方式がある。

生命保険各社は、確定給付企業年金制度向け商品として、「規約型」および「基金型」のいずれも対応可能な確定給付企業年金保険を開発し、平成14年４月１日から発売した。また、適格退職年金および厚生年金基金からの移行も対応可能である。

4. 財形保険分野の動向

勤労者世帯の家計動向では、勤労者世帯の家計収入（実収入）が平成15年には１世帯当り１か月平均524,542円で、平成10（1998）年以来６年連続減少となった。内訳をみると、世帯主の臨時収入・賞与、定期収入等の減少幅が大きく、平成９年（595,214円）との比較では、11.9%の減少となっている。

このように勤労者を取り巻く雇用情勢の変化、勤労者世帯における家計の減少傾向という変化にともない、財形制度の利用者数は伸び悩んでいる。生命保険会社の平成19年度の契約件数・資産残高は、一般財形保険が469,384件、9,306億円、財形年金保険が246,292件、5,726億円、財形住宅保険が75,014件、2,068億円となっている。契約件数は平成10年以降一貫して減少し続け、貯蓄残高も一般財形・財形年金は平成12年をピークに、財形住宅は平成11年をピークに減少傾向にある。

こうした状況を背景に財形制度では、制度の改善を図るべく以下の改正が実施された。

・平成10年には、財形法施行令の一部改正等により、①財形住宅の増改築の適格払出しにおけ

る工事費用要件の緩和、②財産形成貯蓄活用給付金の支払期限の設定等の改正が行われた。

・平成11年には、財形法施行令の一部改正等により、転職した場合等における財形貯蓄契約等に係る預替えの制度に、新たに①財形貯蓄機関が業務を廃止した場合の預替え等を加える、②財形持家融資のうち雇用促進事業団の行う転貸貸付および住宅金融公庫の行う直接貸付に係る貸付利率の設定方法を変更する、③財形持家融資のうち転貸貸付および直接貸付の償還期間を延長する等の改正が行われた。また、財形住宅の払出理由となる住宅の要件の緩和等財形法施行規則の一部も改正された。

・平成12年には、金融情勢の変化に対応し、①財形年金契約にもとづく年金の支払額について、利回りの低下により年金支払期間が短縮されることとなる場合に変更することができる、②解約の場合における一般財形契約に係る預替えの要件を緩和する、③勤労者の持家取得の一層の促進に資するため、財形持家融資に係る貸付金の償還期間を延長する、④中小企業勤労者の既存住宅の購入に係る特例措置の対象住宅の要件を見直す等の改正が行われた。

・平成13年には、勤労者の住宅に対する需要の多様化に対応するため、平成13年度予算の成立にあわせ、①多目的住宅融資の対象住宅の範囲の拡大、②財形持家融資等の貸付利率の改定、③財形教育融資の償還期間の延長の改正が行われた。

・平成14年には、①財形住宅の適格払出しの範囲の拡大、②中小企業勤労者特別利子補給制度の延長制度の継続、③既存住宅に係る財形持家融資の貸付金の償還の延長、④財形持家融資返済困難者に係る特例措置の延長、⑤財形教育融資返済困難者に係る特例措置の延長等の改正がなされた。

・平成16年には、一般財形契約、財形年金契約または財形住宅契約を締結している勤労者が転職等をした場合に、失業期間が１年を超える時であっても異動先で財産形成貯蓄契約等を継続することができるよう改正が行われた。

・平成17年には、新たな住宅政策として良質な中古住宅の流通の促進を重視することとされたことにともない、財形住宅契約にもとづき持家を取得する際、利子所得等が非課税とされる払出しの対象となる住宅の要件のうち、既存住宅に係る要件が拡充された。

・平成19年には、利用実績が低調であった助成事業、持家分譲融資、多目的住宅融資および共同社宅住宅融資が廃止となった。また、財産形成住宅融資に係る一般利子補給業務についても、低金利の状況や利用実績の低迷から廃止となった。

5. 心身障害者扶養者生命保険の動向

心身障害者扶養保険制度については、昭和45（1970）年の制度発足後、制度の健全性を確保するため、昭和54年、昭和61年および平成８年の３度にわたり改正が行われてきた。

平成８年の改正以降、運用利回りの低下や障害者の平均寿命の伸長が生ずるとともに、財政

的に必要な保険料の引上げを行わなかったことにより、将来の年金の支払いを確実に行えないおそれが生じてきた。

そのため、平成18年１月に、当協会から制度見直しへの働きかけを行ったことを契機に、厚生労働省および福祉医療機構との間で制度改正に向けた検討が行われた。

厚生労働省は、平成19年３月に外部有識者などをメンバーとする「心身障害者扶養保険検討委員会」を設置し、扶養保険制度の安定的な運営を図るための方策について検討を行い、その結果を「心身障害者扶養保険検討委員会報告書」（９月25日付）としてとりまとめた。

その後、同報告書を踏まえ、厚生労働省ならびに独立行政法人福祉医療機構、地方公共団体との協議の結果、心身障害者扶養保険制度については、平成20年４月１日より概要以下のとおり運営することとされた。

①現行の月額２万円の年金給付額を維持するため、新規加入者の保険金額を引き上げる（年金給付に不足する分は、公費投入により対応）

②予定利率を引き下げ、保険料につき適正水準に設定（引き続き、付加保険料は徴収しない）。

③特別給付金（弔慰金）および脱退一時金引き上げ

④公費による財政支援の延長

⑤毎年度財政の健全性を検証し、少なくとも５年ごとに保険料水準等について適宜適切な見直しを行う。

9. 国際化への対応

1. 外資系生命保険会社の新規参入

平成10（1998）年４月以降この10年間において、外資系生命保険会社は、新たにマニユライフセンチュリー生命（現在のマニュライフ生命）、カーディフ生命（支店形態）、エトナヘイワ生命（現在のマスミューチュアル生命）、ハートフォード生命、エイアイジー・スター生命、ジブラルタ生命、クレディ・アグリコル生命、アリアンツ生命の８社が日本市場への参入を果たした。

・マニュライフ生命は、平成11年３月マニュライフ・センチュリー生命として、カナダのマニュライフグループが第百生命の営業権を譲受け、日本法人として営業を開始した。平成13年４月第百生命の保険契約の包括移転を完了し、同年９月に社名をマニュライフ生命に改称した。

・カーディフ生命は、平成12年３月フランスの大手金融グループBNPパリバグループの保険部門であるカーディフ・アシュアランス・ヴィが日本支店として開設、同年５月より営業を開始した。

・マスミューチュアル生命は、平成12年４月エトナヘイワ生命として、平和生命が米国エト

ナ生命と資本提携し社名変更して発足した。その後、マスミューチュアル・フィナンシャル・グループが95%超の株式を取得し、平成13年12月マスミューチュアル生命に改称した。

・ハートフォード生命は、米国の大手保険・金融サービス会社であるハートフォードが全額出資した日本法人として、平成12年12月より営業を開始した。

・エイアイジー・スター生命は、経営破綻した千代田生命が更生計画にもとづき米国AIGグループから株式の払込みを受けて株式会社への組織変更を行うとともに、エイアイジー・スター生命に社名変更し、平成13年４月より営業を開始した。

・ジブラルタ生命は、経営破綻した協栄生命が更生計画にもとづき米国大手金融サービス会社であるプルデンシャル社からの支援を受けて社名変更し、平成13年４月より営業を開始した。

・クレディ・アグリコル生命は、フランスの大手総合金融グループであるクレディ・アグリコル・エス・エーが全額出資した日本法人として、平成19年11月より営業を開始した。

・アリアンツ生命は、ドイツで設立され世界各国に保険・金融サービスを提供しているアリアンツグループのアリアンツエスイーが全額出資した日本法人として、平成20年４月より営業を開始した。

平成20年12月１日現在、わが国の生命保険会社は46社であり、そのうち外資系生命保険会社は17社で、うち日本法人の形態（外資50%以上）の会社が13社、支店形態の会社が４社である。国別の進出状況をみると、米国８社、英国１社、フランス４社、ドイツ１社、オランダ１社、スイス１社、カナダ１社となっている。

2. 保険監督者国際機構（IAIS）の動向

保険監督者国際機構（IAIS）は、平成６（1994）年に設立された世界の約140か国、約190の管轄区域の保険規制者および保険監督者で構成する国際機関であり、日本では、金融庁が正式メンバーとなっている。

IAISは、国際保険監督基準の策定を行っており、保険監督、ソルベンシー制度、ディスクロージャー制度等について基準・原則を公表し、保険監督者の監督行政の参考に資するとともに、加盟国（特に新興市場国）における保険制度確立の支援を行っている。平成９年には「保険監督原則」が完成したが、これは各国の保険監督官が自国の保険制度を改正する際に参考とするガイドラインとしての意味合いが強かった。平成11年には、「金融安定化フォーラム（FSF）」が結成され、同フォーラムは健全な金融システムを維持するための国際基準の策定が必要な分野として12項目を挙げ、保険に関する国際基準はIAISが設定することとされた。同年、これらの国際基準を各国が遵守しているかどうかを評価する「金融セクター評価プログラム（FSAP）」が開始された。

また、平成12年には、「保険監督原則」を原型に「保険基本原則」が採択され、同時に評価の

判断基準として「方法論」が採択された。その後、平成15年に「保険基本原則」は大幅に改定され、28項目からなる本格的な整備が行われた。

当協会は、平成13年４月にオブザーバーとしての加盟申請を行い、平成14年１月のIAIS総会において承認を得たが、IAISあてに種々意見書を提出している。

3. 国際会計基準審議会（IASB）の動向

1990年代以降、会計基準の国際的統一に向けた動きが進展するなかで、保険分野においても国際基準作りの取組みが始まった。

平成９年、９か国の職業会計士団体により設立された国際会計基準委員会（IASC）は保険起草委員会（ISC）を発足させ、保険の国際会計基準を策定するための議論が開始され、日本からもメンバー等が参加し、議論に加わった。

平成13年４月、IASCは各国の会計基準設定主体を含む組織である国際会計基準審議会（IASB）に改組された。同年６月、ISCは第10回会合をもって収束し、検討のとりまとめは事務局で進められ、会計基準のもととなる「原則書草案」の形でIASBに順次報告され、IASBのホームページにおいて公表された。その後、ISCに代わる実務家・専門家による保険会計の検討組織として保険アドバイザリー・コミッティが設置されたことから、当協会からも委員を派遣した。平成14年４月開催の保険アドバイザリー・コミッティの第１回会合における検討を踏まえ、同年５月のIASB理事会において、EUが平成17年から欧州の上場企業の連結財務諸表に国際財務報告基準（IFRS）を強制適用することへの対応として、保険契約に関する会計基準については、平成17年から適用する暫定基準（フェーズⅠ）と平成19年から適用する恒久基準（フェーズⅡ）に分けて検討することが決定された。平成16年３月、IASBからIFRS4「保険契約」のフェーズⅠが公表され、平成17年から適用される予定であったIFRSについては、EU域外企業に対しては適用時期が平成19年に延期されることとなった。

一方、日本における国際会計基準の統合化に向けた動きについては、平成16年７月、IFRSと日本基準との統合化プロジェクトを推進することがIASBから企業会計基準委員会（ASBJ）に対して提案され、平成17年１月に統合化プロジェクトの進め方に関する合意が公表された。また、平成18年３月のASBJとIAIS第３回会合において、IASBからの統合加速化の提案について合意した。平成19年８月８日、ASBJとIAISは、平成23年６月30日までに日本基準と国際的基準との相違をなくすことに合意（東京合意）した旨公表した。

協会は、ASBJの国際対応専門委員会や保険会計WGに働きかけを行うとともに、IASBに対し意見を提出するなどの対応を行っている。

10. 資産運用等をめぐる対応

1. 株式価値向上に向けた取組み

協会は、昭和49（1974）年度以降、株主・投資家の立場から、株式発行企業による株式価値向上に向けた取組みについて、継続的に調査を実施し、発表・要望等を行っている。これは、企業が株主重視の経営を実践するに際しては、持続的な利益成長と適正な株主還元を通じて株式価値の増大を図り、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組むことが重要であること、また、企業のさらなる変革を促して株式市場の活性化につなげたいとの観点から実施しているものである。

調査と要望等を長期間継続することにより、わが国における有価証券の投資魅力を高め市場の健全な発展に資する一翼を担い、その結果、保険契約者の負託に応えるという責務をあわせて果たしている。

2. 不良債権問題への取組み

いわゆるバブル期においては、金融機関等の積極的な貸出を背景に、企業等を中心に不動産や株式に対する投機的な投資が行われた。バブル経済の崩壊後、地価や株価の暴落は企業等の保有する資産価値を著しく引き下げ、また景気の低迷化は企業等の収益の悪化をもたらした。資産価値の下落と収益の悪化は企業等の返済能力を低下させ、深刻な過剰債務問題を引き起こし、同時に、金融機関等に多額の不良債権が発生して問題化した。

協会は、平成４（1992）年12月に公表された「金融制度調査会ディスクロージャー作業部会中間報告」を受けて、都市銀行・長期信用銀行・信託銀行と同様、生命保険会社の不良債権の額（「破綻先債権額」「延滞債権額（６か月以上の延滞）」）を４年度分から公表した。

その後、幾多の検討を踏まえて、平成９年度からは、リスク管理債権額として「破綻先債権額」「延滞債権額」「３か月以上延滞債権額」「貸出条件緩和債権額」として開示している。

平成10年度のリスク管理債権額は1兆3,339億円で、貸付金に対する占率は2.26％であったが、生命保険各社の経営努力により平成19年度はそれぞれ1,885億円、0.55％に減少した。

3. 生命保険会社における証券業務への取組み

生命保険各社の証券業務は、平成６年４月の日本証券業協会（日証協）加入当時は国債窓販業務で始まった。その後、平成８年４月から施行された改正保険業法で保険会社に公共債のディーリング業務等が認められ、平成９年６月の証券取引審議会報告を受けての投資信託の販売チャネルの拡大、平成10年12月の金融システム改革法の施行にともなう投資信託の窓口販売など、生命保険会社によって取扱業務は異なるものの、私募の取扱業務、資産金融型有価証券業務、公共債ディーリング業務、先物取次業務、元引受け業務および投資信託窓販業務等まで認可を受けて拡大してきた。しかし、平成12年以降になると国債窓販業務、私募の取扱業務および資産金融型有価証券業務等を廃止して投資信託窓販業務に絞るなど、生命保険会社の証券業

務の縮小傾向が目立つようになってきたため、当協会が日本証券業協会から証券業務を受託している意義が薄れてきた。一方、他の金融業界団体でも、全国地方銀行協会および全国信用金庫協会は平成18年度に監査業務を返上した。

このような状況のもと、当協会は、平成18年11月の理事会において「日本証券業協会に対し、平成19年３月末をもって受託業務の全面返上を申し入れ、当協会事務局組織の改編を行う」ことについて承認し、平成19年３月、日証協に承認された結果、平成18年度をもって受託業務を全面的に返上した。

11. 簡保・郵政民営化への対応

1. 郵政公社設置に向けた動きと対応

郵政公社化に向けては、平成13（2001）年５月31日、内閣総理大臣により「郵政三事業の在り方について考える懇談会」が、８月７日、総務大臣により「郵政事業の公社化に関する研究会」がそれぞれ設置され、制度の具体的あり方等について検討が進められてきた。

協会は、上記の懇談会、研究会の中間報告書、最終報告書の公表、ヒアリング等の時点で、「自由かつ公平な市場経済ならびに生命保険事業の健全な発展を図る観点から、簡易保険事業の在り方について、縮小・廃止もしくは民間生命保険会社との競争条件を整備したうえでの民営化といった抜本的な見直しが必要である」旨、繰り返し主張した。また、郵政公社が平成15年に設置されることを踏まえ、平成13年９月21日、協会は、簡易保険事業のあり方に関する業界の意見をまとめたパンフレット「肥大化する簡易保険事業の抜本的な見直しを!!」を作成し、関係方面に配布した。

このような協会の諸活動にもかかわらず、平成14年７月24日、日本郵政公社法および改正簡易保険法が成立したことから、協会は同日、「簡易保険事業のさらなる肥大化が強く懸念される結果となっており、問題はきわめて大きいと言わざるを得ない」旨の意見を表明した。

日本郵政公社は、平成15年４月１日に設立された。その設立に当たって、協会を含む11団体で構成する「郵貯・簡保問題に関する金融団体連絡協議会」は、「『官業』の特典を有したまま日本郵政公社に移行された郵貯・簡保事業については、『民間でできるものは民間に委ねる』との基本原則に則り、国民経済的観点から、廃止もしくは民間金融機関との間の公平・公正な競争条件を確保したうえでの分割・民営化による抜本的な改革を早急に行うべきである」等を内容とする共同意見書を発表した。

平成15年９月17日、日本郵政公社は終身保険の新商品を含む商品改定を行う旨発表した。協会は同日、「日本郵政公社が持つ官業ゆえの様々な特典を軽減する措置が何ら講じられていない中で、さらに競合を激化させ、民業を圧迫するような商品改定は容認できないこと、特に終身保険の新商品については、民間生命保険会社の多くが主力商品としている定期保険特約付終身

保険と直接競合する商品であり、民間生命保険会社の経営に重大な影響を及ぼしかねないことから、断固反対である」旨の意見を表明した。しかしながら、11月14日、総務大臣は商品認可を行い、協会は認可後も日本郵政公社に対し商品販売の自粛を求める等の対応をおこなったが、同商品は平成16年１月より販売が開始された。

2. 郵政民営化への対応

経済財政諮問会議は、平成15年９月以降、日本郵政公社の民営化に向けた検討を行ってきたが、平成16年８月31日、「郵政民営化の基本方針（素案）」を公表し、９月10日、「郵政民営化の基本方針」として閣議決定された。

これに対し、協会は、「本日閣議決定された基本方針では、競争条件の完全な同一化が図られない懸念が多く残る内容となっている」との意見を表明した。

平成17年10月14日、郵政民営化関連法が成立した。これに対し、協会は、「今般の、郵政民営化関連法では、郵政保険会社について最終的な民営化時点で保険業法を完全に適用するなど、競争条件を同一化するための方策が講じられることになっているが、今後、適切なプロセスを経て、公正かつ健全な民間生命保険会社へと変革していくこが重要であると考える」旨の意見を表明した。

また、平成18年12月20日、郵政民営化委員会において「郵便貯金銀行及び郵便保険会社の新規業務の調査審議に関する所見（案）」が了承され、12月22日付でパブリックコメント手続に付された。これに対し、協会は、平成19年１月30日、「郵政民営化法で規定されている『対等な競争条件の確保』等の観点から、政府出資等の政府関与によって生じる“政府サポートに対する期待”といった競争上の優位性の解消がなされるまでは『新規業務』が認められるべきではないと考える」旨の意見を提出した。

また、協会は、平成19年２月20日に開催された委員会に出席し、「明示的な政府出資が残る間は、公正な競争条件が確保されないため、新規業務は認められるべきではない」旨要望した。２月27日、郵政民営化委員会は、パブリックコメントに対し各方面から提出された意見に対する考え方を公表した。そのなかで、「『暗黙の政府保証』が残存するというパーセプションは、加入者等の誤解であり、その誤解が存在する恐れがあるからといって、いっさいの新規業務の準備を先送りさせることは適当ではない」との見解が示された。

日本郵政公社の民営化にともない、同公社より平成19年10月からの郵便保険会社の営業開始のため、協会の「生命保険募集人登録制度・システム」などを利用したいとの申出があった。これを受け、協会は、募集人登録システムの開発および通常の一般課程試験とは別枠での特別試験の実施などの対応を行うこととした。

協会は、郵便保険会社から入会申込みがあった場合の対応として、平成18年６月の理事会において、権利・義務を一部制限した「特別会員制度」を創設することについて承認した。

その後、郵便保険会社は平成19年10月１日に「株式会社かんぽ生命保険」として営業を開始し、同日、特別会員として協会に加入した。

3. 民営化後のかんぽ生命の動向

平成19年11月26日、かんぽ生命は、内閣総理大臣（金融庁長官）および総務大臣に対して、法人向け商品の受託販売および入院特約の見直しを内容とする新規業務について認可申請を行った。これを受け、翌27日、両大臣から郵政民営化委員会に対して、この認可申請に関して意見を求められたことから同委員会は関係者からのヒアリングおよび意見募集を行った。

協会は、12月20日開催された委員会に出席し、「入院特約の見直しについては、とりわけ適切な態勢整備が重要になる。給付件数、金額の増加に備えるリスク管理態勢や支払管理態勢の充実が必要である」等の意見を述べた。

委員会は、その後、意見募集の結果を踏まえた議論を行い、委員会の意見を平成20年２月22日にとりまとめ、両大臣あてに提出、申請された業務については４月18日に認可され、法人向け商品の受託販売は６月から、入院特約の販売は７月から開始された。

12. 関連する重要事項等の動き

1. 商法（保険法）改正の動向

現行の保険法を収めている商法は、明治32（1899）年に制定され、保険法部分はそれ以来実質的な改正を受けていないことから、100年振りの大改正が行われることになった。

法制審議会保険法部会の審議状況

平成18年９月６日、法制審議会第150回総会が開催され、法務大臣から新たに発せられた保険法の見直しに関する諮問については新設の保険法部会に付託して審議することとされ、部会から報告を受けた後、改めて総会において審議することとされた。

11月１日、第１回保険法部会が開催され、部会長に山下友信東京大学教授を互選し、保険法の現代化に関する検討事項として、現代化の基本方針、保険契約の意義および各保険契約に共通の事項（遡及保険、保険証券、第三者のためにする保険契約、いわゆる告知義務違反による解除等）について審議が行われた。その後、平成19年８月８日までに計14回の審議を重ね、「保険法の見直しに関する中間試案」がとりまとめられ、８月14日に公表され、１か月にわたってパブリックコメント手続に付された。９月14日、協会は、中間試案に対する意見をとりまとめ、法務省あてに意見を提出した。

その後も、部会における審議は継続し、平成20年１月16日に「保険法の見直しに関する要綱案」がとりまとめられた。

内閣は、商法第２編第10章に規定されている保険契約に関するルールを削除し、新たに単行法化する「保険法案」と「保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案」を平成20年３

月４日の閣議において決定し、５日に同法案を第169回通常国会に提出した。

保険法等は、国会での審議を経て、６月６日に公布され、公布の日から起算して２年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされた。

2. 保険計理に関する動向

「生命保険会社の保険計理人の実務基準」の見直しについて

平成11（1999）年12月、金融審議会第二部会により「保険会社のリスク管理と倒産法制の整備　中間とりまとめ」が公表され、さらに「保険会社の財務面の監督上の措置の見直しについて」のパブリックコメントの結果を受けて、平成12年２月に①ソルベンシー・マージン基準の見直し、②標準責任準備金制度の見直し、③相互保険会社の社員配当に係る規制の見直しの総理府令・大蔵省令および告示が公布された。

これらに対応すべく、社団法人日本アクチュアリー会は、①将来収支分析のシナリオの明確化・精緻化・手法の厳格化を軸に責任準備金の適正性確認の方法の明確化・精緻化、および②追加責任準備金を積み立てないとした場合の経営改善計画のチェック・保険計理人の提言する経営改善計画の具体化の在り方の見直しを行い、また③事業継続困難である旨の申出義務の基準の確認方法を新たに設ける等、「生命保険会社の保険計理人の実務基準（平成８年12月制定）」の改正を平成13年３月に行った。

これらの対応は、保険計理人の意見書の信頼性を増すとともに法令・告示等の改正、会計基準の改正、保険数理やコンピューター技術の進歩、保険事業環境の変化などにともない、随時、必要に応じて改定を行う趣旨に沿うものであった。同実務基準は、その後も適宜改正が行われている。

変額年金保険等の最低保証リスクに係る責任準備金の積立ルールの整備について

平成16（2004）年２月の金融審議会金融分科会第二部会保険の基本問題に関するワーキング・グループで、変額年金保険等に関する責任準備金の積立ルールの整備の必要について合意がなされた。これを受け金融庁では、「変額年金保険等の最低保証リスクに係る責任準備金の積立等に関する内閣府令等」がとりまとめられ、平成17年４月より施行された。同内閣府令等では、変額年金保険等は一般的に死亡時または年金開始時に元本相当の最低保証が付されていることから、それに対応した適切な責任準備金の積立等が行われるようにルール化された。また、ソルベンシー・マージン基準についても最低保証リスクのリスク量を責任準備金の積立ルールと整合的になるように設定し、それに見合うソルベンシーの確保を求めることとされた。

第三分野の責任準備金積立ルール・事後検証等について

平成16（2004）年12月、金融庁によりに公表された「金融改革プログラム」において、保険会社のリスク管理の高度化として、新しい保険商品に係る責任準備金積立ルールや事後検証の

枠組み等の整備が、取り組むべき項目の一つとして掲げられた。これを受け、平成17年２月に金融庁に設置された「第三分野の責任準備金積立ルール・事後検証等に関する検討チーム」において検討が行われ、６月に「第三分野の責任準備金積立ルール・事後検証等について」がとりまとめられ、公表された。これにもとづき、金融庁において、平成18年４月に第三分野保障の不確実性への対応として、「ストレステスト・負債十分性テストの実施」「開示」「当局のオフサイトモニタリング」「基礎率変更権の実効性の確保」「保険計理人の機能強化」「再保険の適切性の確保」について、ルール整備が行われた。

標準生命表の改訂について

平成18（2006）年９月、日本アクチュアリー会は、高齢世代を中心とする経験死亡率の改善状況を踏まえ「生保標準生命表2007（死亡率保険用）」、「生保標準生命表2007（年金開始後用）」および「第三分野標準生命表2007」を作成し、金融庁に提出した。これを受け、金融庁において、大蔵省告示の一部改正等が行われ、いずれも平成19年４月１日以降締結する保険契約から適用することとされた。

ソルベンシー・マージン比率の算出基準の見直しについて

ソルベンシー・マージン比率は、平成８年４月の保険業法改正の際に導入され、保険会社は平成９年度決算から数値を公表しており、平成12年度決算では金融商品の時価会計の導入などを踏まえてその計算基準が見直され、さらに平成13年度決算からは同比率に加え、算出根拠となる分子・分母の内訳を開示することとされた。

同比率については、平成16年12月に金融庁から公表された「金融改革プログラム」で検討課題の一つとされ、平成18年11月に学識経験者等からなる「ソルベンシー・マージン比率の算出基準等に関する検討チーム」が設置され、検討が重ねられた。検討チームにおいては、同比率の算出基準のみならず、ソルベンシー評価の在り方、保険会社のリスク管理の高度化、消費者等に対する周知の在り方なども含めて包括的、網羅的な検討が行われ、そのとりまとめ内容が、平成19年４月に「ソルベンシー・マージン比率の算出基準等について」として公表された。そのなかで短期的な取組みとして示されているリスク係数などの見直しについて、平成20年２月に金融庁より「ソルベンシー・マージン比率の見直しの骨子（案）」が公表された。

3. 協会のその他の諸活動

生保共同センターの業務展開

生保共同センター（Life Insurance Network Center：LINC）とは、生命保険業界が昭和61(1986)年５月に設立した共同システム処理機構、いわゆる生保VAN（Value Added Network：付加価値通信網）のことである。

当時、金融の自由化・国際化、エレクトロニクス化の進展および高齢化社会への展望等を踏まえて生命保険事業のあり方も大きく変貌し、生命保険各社が顧客サービスの充実、業務の簡

素化・効率化を進めるとともに、さまざまな情報やデータを経営に活かすシステム化・ネットワーク化を推進していくことを目的に、業界共通インフラとして協会内に構築した。

LINCの適用業務システムについては、平成20年11月末現在、①各社間決済システム、②生命保険募集人登録システム、③医療保障保険契約内容登録システム、④契約内容登録システム、⑤支払査定時照会システムをはじめ12システムを稼働している。

なお、協会では、LINCシステムにおける個人情報保護法対応として、「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（平成17年１月金融庁告示第１号）」「生命保険業における個人情報保護のための安全管理措置等についての実務指針（平成17年３月理事会決定）」「金融機関等コンピューターシステムの安全対策基準・解説版（第６版追補）（平成17年３月金融情報システムセンター）」にもとづき、技術的安全管理措置面を中心に、対応優先度に従い各種整備を順次実施している。

『生命保険協会百年史』の編纂

協会では、これまでに70年史、80年小史、90年小史を各記念事業として刊行してきたが、90年小史以降、少子高齢化は急激に進み、バブル経済の崩壊後の経済の減速化のなかで自由化・規制改革が大きく進展し、従来にも増して企業の社会的責任の重要性についての認識が高まるなど、業界を取り巻く環境は大きくかつ急速に変貌している。

この激変期における業界の取組みと協会活動を確実に記録しておくことの重要性にかんがみ、百年史を編纂・刊行することについて、平成18年９月の理事会において承認した。

協会は、平成20年12月７日に創立100周年を迎えた。

［回想録］草創期の生保協会と阿部泰蔵

関　好美（第15代会長、明治生命元社長）

はしがき

生保協会が社団法人として新発足したさいに、粟津清亮法学博士が「保険雑誌第153号」（明治42年２月刊）に「生命保険会社協会成立に就て」と題する談話を載せ、協会創立の経緯等について語っているが、その中で当時すでに次のような感懐を述べている。

「生命保険会社談話会の設置は今日より回顧すれば実に11年前のことにして、当時の会場たる柳花苑は今全くその名を留めず、うたた今昔の感に堪えざるなり……今回法人たる生命保険会社協会の創立を見るに至れり事のかくの如く運べる迄の間に於ける波瀾曲折は、決して尋常のことにあらず。例えば王政維新の際に於ける国事の多端なりしが如し。従って、この間に立って奔走尽力せる有志の諸士が功労は、まさに後年に録すべきものたるを失わず……」

今回、生保協会が記念すべき古稀のお祝いを迎えるに当り、協会70年史編纂室の依頼に応じて草創期の生保協会と阿部泰蔵（明治生命初代社長、協会初代理事会々長）の史料を整理し、後日の参考までにと小文の筆をとるについては、先に紹介した70年前の粟津博士の感懐と相通ずるもののあるのを強く感ずる次第である。

なお、史料は生保協会（とくに明治44年７月発刊の「生命保険会社協会々報」創刊号巻頭の阿部泰蔵執筆による「生命保険会社協会沿革史」）および明治生命保管のものによったが、文中人名にはすべて敬称を略させていただいたのでご寛恕をお願いしたい。

生保協会創立の端緒

生保協会創立に至る端緒については、阿部泰蔵が「沿革史」の中で次のように記している。

「生命保険会社協会を創立したるは明治38年にして、その組織を改めて社団法人と為したるは明治41年なれども、生命保険会社が始めて共通の利益を保護する為に連合一致の行動を取りたるは、明治30年、営業税法施行の時にあり…。」

この営業税法は、明治30（1897）年１月に施行されたが、生保会社の責任準備金も資産の一部として課税するものとなっていた。そこで生保各社はこのような不当な課税は責任準備金に対する政府の誤解から生じたものであるとして、同年の初めに明治、帝国、日本、共済、仁寿、内国、明教の７社が帝国生命に集会し、反対運動を展開することを決議したのである。

責任準備金課税問題は生保経営上極めて重大な問題であったため、阿部泰蔵はじめ当時の業界首脳は、言論に文章に、連合一致の努力を重ねたのである。

阿部泰蔵も「五指の交々弾くは一拳の強きに如かず。同業者はよろしく連合して反対すべし。」

と呼びかけ、また、粟津清亮（当時農商務省嘱託）に反対論文を依頼して東京の六大新聞に掲載するなど積極的な活動を行なっている。一方、当時の新聞記事によれば、生保各社は税務署の督促に対し理由書を付して納付を拒絶したという、言わば実力行使の反対運動も行なったようである。

こうした連合一致の努力が実を結んで、５年後の明治35年10月の勅令により責任準備金は課税対象から除外され、生保業界はその正しい主張を貫徹したのである。そして、この反対運動こそ、共同の利益増進のため業界が結束した端緒として評価され、永く協会史にとどめられる出来事となった。

ちなみに、火災保険協会（明治40年５月創立）結成の主なる動機は、火災保険会社濫設に伴ない料率競争が激化したため、料率を協定することにあった。そのことは、同会創立時の目的の第１号に「各地に於ける適当の保険料率を協定し、之が実施を図ること」とあることからも明らかである。

生保協会の前身としての「談話会」

翌明治31（1898）年になって、商法修正案をはじめとする重要法令案が続々と帝国議会に提出されるようになった。そこで生保業界としては事前に主張や参考意見を開陳する必要が出てきたため、前記責任準備金課税に反対して集会した７社がそのまま発起人となって、在東京同業各社に呼びかけ、「生命保険会社談話会」の結成をみることとなったのである。

すなわち、同年５月18日、京橋区築地の柳花苑に22社が会合をもち、談話会規則（全８条）を定めて発足したのであるが、阿部泰蔵の「沿革史」によれば、この会合こそ生保会社の多数の集会の嚆矢であったという。

この「談話会」は、後世から見れば、まさに生保協会の前身として極めて重要な役割を果たしたものであり、明治38（1905）年５月に、「生命保険会社協会」（社団法人となるのは明治41年12月）が創立されるまでの実に７年間存続し、業界はこれに拠って共同の利益を増進するため結束を強化していった。

その組織体としては極めてプリミティブなもので、例えば通常集会は毎年１回のみであり、幹事会社は当番制であったことなど、組織としては未発達の段階にあったとは言え、「談話会」時代の活動内容は、あたかも協会活動そのものと思えるほど充実していたことには敬服させられる。ここではその詳細は略し、重要と思われる事項を列挙するにとどめたい。

一、修正商法草稿中生命保険に関する条項改正案を決定、配布、意見の開陳（明治31年５月）

二、普通保険模範約款の制定（33年10月）

三、第１回全国保険業者大会の開催（大阪にて。36年４月）

四、東京商業会議所の委嘱により商法修正意見書の提出（36年12月）

五、日露戦争に当り公債の発行に応募（37年２月）

六、東京帝大内に生命保険講習会創設を決議（37年10月）

なお、阿部泰蔵は日本の近代化を図るための立法整備には格段の関心をもち、また若い頃から法律の研鑽を積んでいたため、明治26年、同30年、39年と、３回にわたって政府から法典調査会委員に任命されている。このことが、業界首脳として在任中、業界関連立法に関し、ひときわ大きく寄与したゆえんであったと思われる。

生命保険会社協会の創立

「談話会」はその充実した活動にもかかわらず、組織面の未熟から団結が弱いとして明治37年に一時解散の話も出たが、同年10月に規則を改正し（常会の年４回開催、年会費制等）存続することとしている。

しかし、改正規則によっても不備の点が次第に目立ってきたため、新たな発展を期して協会の創立を望む声が高まってきた。そこで明治38（1905）年３月27日、日本倶楽部での談話会の席上、明治、帝国、仁寿、共済、第一の５社から「生命保険会社協会規約案」を提議したところ衆議一決し、直ちに同会合を協会の創立総会とするとともに、明治、帝国、仁寿の３社を創立委員とすることを決したのである。

かくして同年５月２日、協会としての第１回総会を日本倶楽部で開催して協会規約（全12条）を定め、評議員として阿部泰蔵（明治）、福原有信（帝国）、辻　新次（仁寿）、片岡直温（日本）、矢野恒太（第一）の５人を選出、次いで５月10日、明治生命で第１回評議員会を開き、阿部泰蔵が評議員会々長に、福原有信が名誉会計に互選された。

また、９月11日、幹事に新進の駒田亀太郎が就任、同時に協会事務所を京橋区日吉町の九州倶楽部内に移し（それまでは暫定的に明治生命内）、ここにいよいよ本格的な体制をととのえ、一段と活発な活動を展開していくのである。

明治39（1906）年１月の政府に対する「生命保険奨励の建議」もその活動の一つであった。生命保険料控除をはじめとする政府による生保奨励策の実施を長文の理由を付して提起したもので、協会首脳は西園寺首相、関係閣僚を歴訪し、その実現のため極めて精力的な活動を行なっている。

東京で開催された第２回全国保険業者大会を主催したのは、明治40（1907）年４月のことであった。阿部泰蔵が推されて大会々長となり主宰しているが、生命、火災、海上合同で前後５日間にわたる画期的な業者大会であった。

さらに協会は、同年８月20日、商法中保険に関する条項の整備を要望した９項目に及ぶ厖大な「商法修正意見草稿」を司法省法律取調委員会へ提出しているほか、明治41（1908）年３月、折から衆議院に提出された「保険官営建議案」に対し、保険事業官営化の得策でない理由を明らかにした長文の協会意見の発表を行なっている。なおこの建議案は、まもなく衆議院の委員

会において否決されて廃案となった。

協会々館建築の動き

ところで、生保協会の活動が活発化するにつれて、その本拠である事務所が狭隘となり、保険会館建築の必要性が増してきた。一方、損保業界でも同様の希望があったので、明治40（1907）年1月、日本橋区浜町の料亭常盤において、生命、火災、海上保険業者の新年懇親会が開催された席上、各種保険業者が連合し、100万円の予算で一大会館を建築する相談が行なわれたのである。

そして、阿部泰蔵（明治）、片岡直温（日本）、末延道成（東京海上）、武井守正（東京火災）を委員とし、鈴木萬次郎（愛国）、矢野恒太（第一）を幹事として調査を委託することとなった。しかし、この雄大な計画は損保業界がその後消極的となったため実現を見るに至っていない。

生保協会では、それから1年余り後の明治41（1908）年2月24日、交詢社における総会で、20万円の予算をもって独自の協会々館を建築することを決し、その調査を評議員に一任することとした。評議員会では同年8月7日の総会に協会々館建築資金醵出案を提示し、議論百出ではあったが成案を得て、ここに具体化へとその歩を進めることになるのである。

生保協会創立後僅かに3年にして独自の会館建築を決めたことは、当時の業界の結束の強固さと協会首脳陣の勇断を物語るものであると同時に、会館建築が間もなく社団法人となる直接の契機となったことを考え合わせるとき、協会史上まことに画期的なことがらであったと言えよう。

生保協会社団法人として新発足

こうして、会館の建築を進めることとなった協会としては、建築資金の借入れ、土地の賃借等、外部との関係上法人組織とする必要が生じてきた。また、業界の常設機関としての事務が益々複雑化し、その組織を一段と強化する必要に迫られていたことから、従来の任意団体から社団法人とすることになった。

そこで、明治41年10月20日、九州倶楽部において「社団法人生命保険会社協会」の創立総会を開催し、5章20条から成る定款を決定したが、それはかつての「談話会規則」や「協会規約」と比べまさに隔世の感があるほど整備されたものであった。

協会の目的にしても、表現の違いこそあれ現在の定款中の目的と全く同趣旨と言ってよく、また「生命保険倶楽部規程」の制定、「研究部」の設置等、現在の協会の基本路線が見事に敷かれている。これらは当時の業界首脳の卓越した見識を示すものと思われる。

明治41（1908）年12月7日、農商務大臣の社団法人としての認可を得、かくしてこの日を記念すべき新発足の日と定め、これから起算して今年は70周年を迎えるわけである。

同月21日の総会において、定款にもとづき、理事として片岡直温（日本）、辻　新次（仁寿）、矢野恒太（第一）、福原有信（帝国）、阿部泰蔵（明治）の5人を選出、さらに理事の互選によ

り阿部泰蔵が理事会々長（初代）に、福原有信が名誉会計に就任することとなった。さらに生命保険倶楽部委員７人、研究部委員５人の選出も行なっている。

同月23日、社団法人としての登記を終え、ここに万全の体制と陣容をもって新たな発展を目ざしてスタートを切ったのであった。

協会々館の新築と簡保反対運動

さて、協会々館の建築は着々と進められていった。すなわち、明治43（1910）年５月21日、建築用地として麹町区有楽町１丁目１番地（現在の千代田区有楽町３の４）の367坪余を三菱合資会社から借入れる契約を締結し、辰野金吾工学博士の設計により、15万4,200円の予算をもって、同年６月17日に建築に着手する運びとなったのである。

着工以来２年５カ月後の大正元（1912）年11月18日、竣工の日を迎えて清水組から協会に引渡され、同月20日に開館式が行なわれている。ここに、生保事業30年の発展を象徴する、地下１階地上３階に及ぶ記念すべき会館の完成を見たのである。

理事会々長の阿部泰蔵は、開館式の式辞の中で、当時の業界首脳の心情を代表して次のように述べている。

「この会館は協会の事務所としてはやや広大に過ぐるが如くなれども、生命保険事業既往の発達を顧み将来の進歩を予想すれば蓋し適当の建築なるべし。…近来生命保険事業の進歩は大いにその速力を加えたれば、将来の発達も推知するに難からず。余等同業者は散じては各自の会社に在ってその社の発展を謀り、集まりては協会に於て学理の研究、死亡率の調査、人材の養成、図書館の設立、衛生の改良等共同の利益を謀り、この会館も再び狭隘を感ずるの盛況に至らんことを期待す。」

翌21日には披露会が開催され、農商務大臣牧野伸顕、東京市長阪谷芳郎をはじめ来賓多数を迎えて会館の完成を祝福したのであった。

この会館は、協会の本拠を近代的な新国際ビル内に移すため、昭和39年末に解体のため撤去するまで、実に半世紀余にわたり、わが国生命保険事業発展のため業界の拠点として、極めて重要な役割を果たしていったのである。

このようにして、社団法人として組織を強化し、会館を建築した協会の活動はいちじるしく拡充されていった。その具体的内容は協会史に譲ることとするが、簡保反対運動についてのみ摘記しておきたい。

簡易保険の実施が政府の方針として打ち出されたのは、大正３（1914）年４月、第２次大隈内閣のときであった。協会は民間保険を圧迫するものとして「簡保反対同盟会」を組織し、阿部泰蔵をその会長に推して、反対意見書の提出、政府に対する陳情等、極めて活発な運動を展開している。

こうした業界の意向を汲んで、民営保険の草創期の努力を称え、政府はひたすら官業の趣旨

を貫いて民保を圧迫しないよう主張し、貴族院で長講舌をふるったのは山本達雄議員（日銀総裁、大蔵・内務大臣等を歴任）であった。

しかし、業界の努力と山本議員の援護射撃にもかかわらず、政府の既定方針は撤回されることなく、最高保険金を300円から250円に修正して簡保法案は成立し、大正５（1916）年10月１日から実施されることになったのである。

生保協会と阿部泰蔵

さて、これまでに述べてきた草創期の生保協会と終始ともに歩み、その成立から発展への過程において幾多の難関を克服してきた当時の業界首脳の中心的役割を果し、かつ、初代理事会々長として、近代的生保協会の基礎づくりに努めた阿部泰蔵について、矢野恒太（第一生命創立者。第三代理事会々長）の談話から抜すいして次に紹介することとしたい。（この談話は協会々報第７巻２号所収）

「わが生命保険会社協会が有機体として社会に活動していく上に於て、今日までのこの有機体の神経細胞中最も重要なる会長という地位を占めて総ての者を指揮していかれた人は、すなわち阿部泰蔵君であります」

と前置きしたあと、

「わが日本国に於て生命保険を学理的に持って来られたのは阿部泰蔵君である。幸いにして時代も余り経ちませぬし記録等に総て残っておりまするから、幾万年を経てもノアの洪水のようなものが起こって文明を打ち毀さない限り阿部君という人を源として、わが国の生命保険というものは生まれて来たものである、阿部君は之が根元を為したということは、いつまでも残るのであります。……」

と、日本における近代的生命保険の創始者としての功績を称え、さらに談話を続けて、

「同君は保険のために半生と申し上げたいが殆ど一生を捧げてお尽くし下さったために、わが日本には数十の生命保険の個体が出来て今日の隆盛を来したのみならず、その各個が集まって協会を作るに至ったのも実は同君がその源を作ったので、しかもその集合体の首脳者の地位に居られたので、我々はその流れを汲んで漸く河下に遊んでいたのであります。」

と述べ、生保協会の生みの親とも言うべき功労について触れている。

また、業界の代表者としての阿部泰蔵については、次のように語っている。

「法律の改正とか内輪の制度とか、その他色々お尽し下さったことは非常なもので、勿論阿部君独りが為されたとは申されませぬが、主として我々を指導され、而して外部に代表せられる人が阿部君であったから、非常に好都合でありました。総て切れ物の刃が切れてもその背に重みがありませぬと剃刀で薪を割らんとするようなもので、……農商務省や或いは議会等に向って、協会からお願いしたり抗議を申したりするに、多くの場合通過することを得たのは、阿部君の人格というものが非常に重きを成していると信じております。」

むすび

大正５（1916）年、この年は、阿部泰蔵により日本で最初の近代的生保会社として明治14（1881）年７月９日に創業した明治生命の35周年に当っており、これを機に阿部泰蔵のわが国保険事業の興隆に尽した功労を称える表彰会が行なわれた。

主唱者は福原有信（帝国生命社長・協会理事）、和田豊治（渋沢栄一のあとを受けた当時の財界世話役）らで、発起人には協会の首脳をはじめ政財界、学界等の有力者が名をつらね、同年12月２日、日本橋倶楽部において極めて盛大に開催されている。そのさい贈られた阿部泰蔵の大理石の胸像は、泰蔵によって協会に寄贈され、以来会館内に永らく安置されることとなった。

そして、この表彰会から２カ月後の大正６（1917）年２月16日、阿部泰蔵は明治生命の取締役会長（現在の社長に当る。初代社長としての在任36年。）を退任し、翌３月17日に協会理事会々長を辞任したのである。第２代理事会々長として福原有信を迎えた協会では、同年10月３日、「前理事会々長阿部泰蔵君の為の慰労会」を開いて、協会首脳としての永年にわたる労をねぎらったのであった。

阿部泰蔵は、席上謝辞を述べたあと、「今後益々保険事業が盛んになり、協会も次第に発達し、生命保険事業と協会とは相倚り相助けて離るることの出来ないものであります。どうか生命保険事業のため、この協会が諸君の力によって益々発達することを衷心から希望致すのであります」と挨拶を結び、「生命保険会社協会万歳」三唱の音頭をとることをもって協会に別れを告げたのである。初代理事会々長として在任すること８年２カ月、評議員会々長から通算すれば11年10カ月の永きにわたり協会を主宰したのであった。

なお、阿部泰蔵は、日本の近代的生保事業の創始者としての功績はもとより、生保協会の創立をはじめ生保事業の発達に尽くした数々の功績が認められて、今年５月に「保険殿堂（Insurance Hall of Fame）」入りが実現し、６月19日、マニラで開催の第14回国際保険経営セミナーの席上、その表彰式が行なわれた。

明治生命が創業百周年を目前に控え（今年は97周年）、また生保協会が70周年というお目出たい年に当っているときに阿部泰蔵の「保険殿堂」入りが実現したことに、ひとしお感慨深いものを覚える次第である。

（1978年10月稿）

＜生命保険協会70年史「回想録」から再録＞

本　編

――平成10年度以降最近10年間の動向――

第１章　バブル経済の崩壊と清算

1. 日本経済の動向

1. 概況

日本経済は平成３（1991）年ごろから約10年間にわたり、バブル経済の崩壊後の厳しい調整局面のさなかにあった。「失われた10年」と言われたこの期間は戦後最悪の不況に見舞われ、「複合不況」または「平成不況」とも呼ばれた。

その後、日本経済は平成14年初めから景気回復に向かい、途中、踊り場的な状況もあったが、平成20年２月まで緩やかな回復を続けてきた。しかし、平成19年夏ごろ発生した米国のサブプライムローン問題が、平成20年９月のリーマン・ブラザーズの経営破綻を機に世界規模の金融危機を引き起こし、景気は急速に後退、不況へと突き進んでいる。1929年の世界大恐慌の再来、それ以上の大不況に陥るとまで言われる極めて厳しい経済情勢にある。

バブル経済の崩壊後の日本経済の概況は以下のとおりである。

失われた10年

バブル経済の崩壊後いったんは低迷から抜け出しかけた日本経済であったが、政府によるさまざまな経済対策にもかかわらず、雇用・設備・債務という「三つの過剰」に苦しみ、景気は停滞した。加えて、平成９年には消費税率の引上げ、特別減税の廃止、公共投資抑制等の緊縮財政政策が実施されたため、景気の悪化に拍車をかけた。平成５年以来続いていたプラスの実質経済成長率（GDP）が平成10年には遂にマイナスに陥った。

こうした状況のなか、平成９年、平成10年と続けてデフレスパイラルの回避を最大の目的とする一連の経済政策が実施された。

＜主な経済政策＞

①金融行政の転換（金融機関の保護・安定を主眼とした政策から市場原理を採り入れた政策へ）

②総額70兆円にのぼる金融再生枠を設け、破綻金融機関の処理、資本の状況に懸念のある金融機関には公的資本増強などの金融システム安定化策の実施

③総事業費17兆円を超える緊急経済対策における公共事業等の追加と総額９兆円にのぼる定率減税などによる需要の拡大―など

こうした対策が功を奏し、平成11年１月を底に景気はいったん回復の兆しを示したが、主に次の要因により持続的な回復にはつながらなかった。

①輸出と設備投資が脆弱で、外需依存、IT（情報通信技術）に偏った景気回復

②消費の引き続きの低迷

③不良債権・過剰債務

さらに平成12年後半に入ると、米国経済の急減速が世界的な景気減速を呼び、日本においても輸出が急減し、景気は再び悪化し始めた。また、平成13年９月11日には、米国で大規模な同時多発テロ事件が発生し、日本経済の先行きに対する不透明感も増すこととなった。

こうした状況のなか、国内卸売物価や消費者物価などは下落を続け、地価や株価などの資産価格も下落を続けたため、再びデフレスパイラルの懸念が生じた。それに対し、財政政策面では第２次補正予算の編成が行われるとともに、金融政策面では一層の量的緩和が進められた。

平成14年に入ると、米国・アジア経済の回復、円安に加え、平成12年末のITバブル崩壊以降続いていた在庫調整の終了などにより低迷していた輸出が増加に転じた。

しかし、この時期、企業は雇用・設備・債務の三つの過剰から抜け出すためのリストラ策を強化したため、消費や設備投資の伸びは限定的であり、景気回復テンポは緩やかなものにとどまった。

また、平成14年後半以降、イラク情勢の緊迫化がイラク戦争に発展したこと、さらに重症急性呼吸器症候群（SARS）の感染者が増加したことにより、日本の主要な輸出先である米国やアジア地域の経済が減速したため、日本の輸出の伸びも鈍化し、景気は踊り場的な状況に陥った。

２度目の踊り場

平成15年、イラク戦争が終息に向かうなか、日本では輸出が回復し、加えて企業部門ではリストラの成果もあって収益が高い伸びを示し、設備投資も徐々に増加していった。他方、回復が遅れていた家計部門では平成15年初めから失業率が低下傾向に転じ、雇用者所得も平成16年末には下げ止まりがみられるようになるなかで、消費も底堅く推移した。しかし、平成16年後半にはアテネ・オリンピックに向けた需要見通しがやや高めであったこと等もあり、世界的に情報化関連の需給が軟化し、日本経済も情報化関連部門の在庫調整や輸出の鈍化によって景気回復テンポが緩やかになり、再び踊り場的状況となった。

平成16年後半からの情報化関連部門の在庫調整は比較的軽微なものにとどまったことから、平成17年には生産や出荷がプラスに転じた。加えて、平成17年後半には輸出も米国・アジア向けを中心に回復し、生産は増加傾向を示した。企業収益は改善が続き、設備投資も幅広い業種で増加した。個人消費についても、雇用情勢が改善するなかで緩やかな増加を続けた。この景気拡大期間は長期にわたり持続し、平成18年11月にはそれまで戦後最長であった「いざなぎ景気」を超えた。

一方、この景気回復の期間は長期化したものの、GDPの伸びは低位で推移したため、人々が景気の長期回復を実感できていないといった指摘や、企業収益の家計部門への波及がみられず足踏みがみられた。

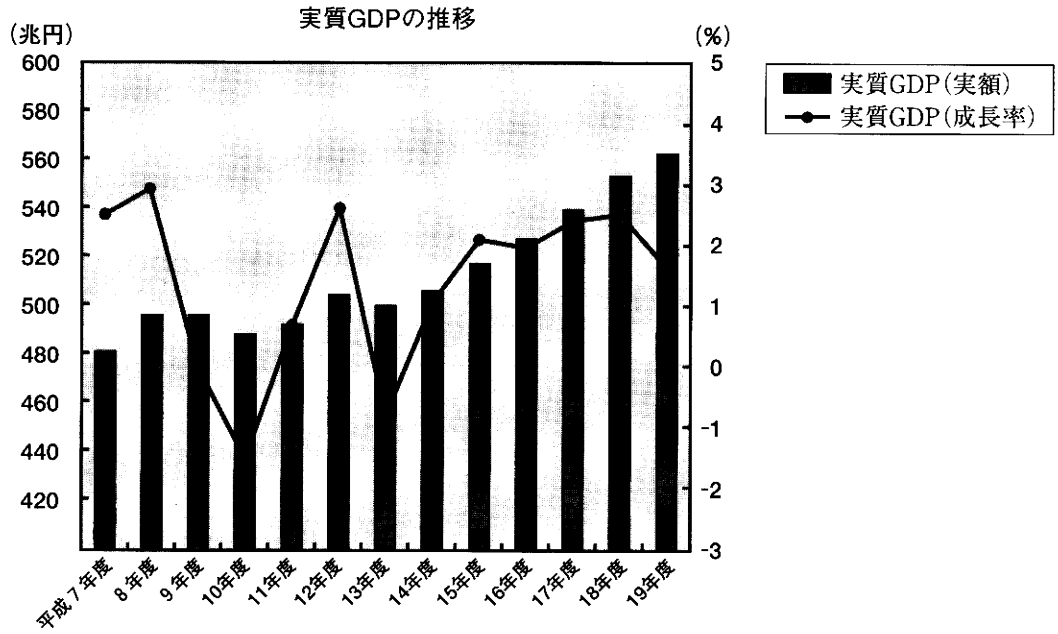

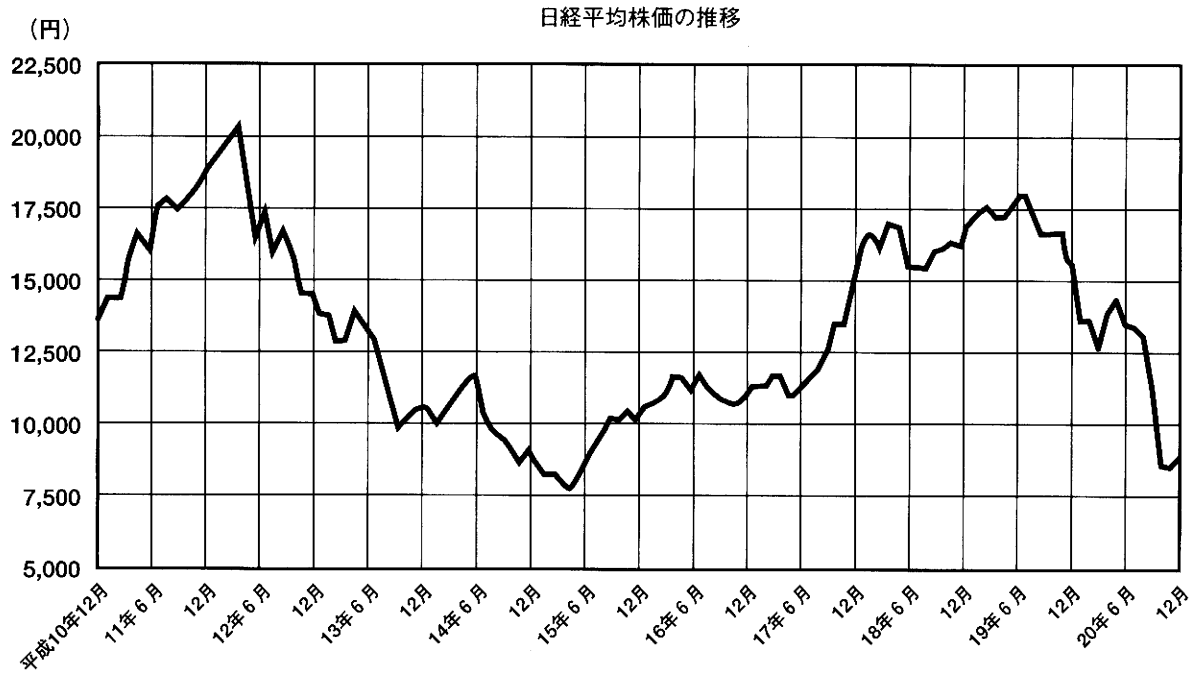

2. トピックス

不良債権問題

1990年代後半から2000年代初めにおける最大の経済問題の一つであった不良債権問題は、平成７（1995）年前後から深刻化し、平成９年以降、実体経済に大きな影響を与えるようになった。不良債権問題は、平成７年から平成８年に発生した住専問題により大きな社会問題となり、

その後のマクロ経済環境の悪化、格付機関による邦銀の格下げなどを背景に、証券会社、銀行が相次いで破綻した。平成10年および平成11年には、政府による金融機関への公的資金の注入（総額10.4兆円）や金融監督庁による査定の厳格化、債務超過の金融機関の処理が実施され、金融再生が図られた。また、金融界では日本版ビッグバンによる業態別分野規制の撤廃や優先株式形態による公的資金の注入などから、国際金融市場において生き残るための企業再編が相次いだ。

しかしながら、経済環境の悪化のため不良債権処理は遅々として進まず、平成13年度末時点における全国銀行ベースでの不良債権額は43兆円（不良債権比率9.1%）、主要行ベースでは28.4兆円（同9.1%）にものぼった。一方で金融機関では、株価下落による含み益の減少に加え不良債権処理のための自己資本の取り崩しなどが行われたため、自己資本比率の著しい低下を招き、再度の金融危機が懸念された。

こうした状況のなか、金融庁においては、平成14年10月に中小企業対策、資産査定の厳格化、自己資本の充実、ガバナンスの強化、産業再生機構による不良債権処理を柱とする金融再生プログラムが公表、実施された。金融再生プログラムでは、平成16年度末までに主要行の不良債権比率を当時（8.4%）の半分程度に減少させるという目標が掲げられ、実現のための具体的な工程が示され、実行された。プログラムの実施が不良債権問題の解決を大きく前進させ、平成14年度末には破綻懸念先のオフバランス化が行われ、不良債権は大幅に減少した。さらに、景気回復による貸出先企業の収益改善の効果も加わり、不良債権額は平成15年度末には主要行ベースで13.6兆円（不良債権比率5.2%）に減り、平成16年度末には7.4兆円（同2.9%）まで減少し、懸念された金融危機は遠のいた。

量的緩和政策

平成12年８月、日本銀行は日本経済の見通しが明るいと判断し、ゼロ金利政策を解除した。しかし、同年秋からITバブル崩壊後の設備投資後退で景況は急速に悪化したため、半年後には政策転換を余儀なくされ、量的緩和政策を実施した。

量的緩和政策とは、当座預金残高の下限目標と上限目標を設定し、その範囲内に金融機関の当座預金残高を引き上げさせるために、長期国債の買い入れを増やす金融機関に潤沢な資金供給を行い、市場の短期金利をゼロ%に誘導したものである（金融政策の目標を伝統的な金利水準ではなくマネーの総量に変更したもの）。

この量的緩和政策により、銀行に大量の資金が供給されることで金融不安を抑制したといわれ、平成18年３月まで続けられた。

ITバブル（インターネット・バブル）

平成10年から米国を中心に起こったインターネット関連企業への投資や株式投資が積極的に行われ、異常なバブル相場となった。消費者との直接の双方向的通信を大量に処理できるｅ－

コマースが現実のものとなり、多くの会社がインターネット関連への投資に走るとともに、これらのサービスを提供するIT関連企業に注目が集まった。

こうした高度情報通信時代の到来から多くのIT関連ベンチャーが設立された。また、平成11年から平成12年初めごろをピークにITベンチャー企業の株式上場が活発化し、株価は上昇を続けた。同様の傾向は米国株式市場だけでなく、欧州・アジア、日本の株式市場にも連鎖し、いわゆるITバブルとなった。

日経平均株価は、平成11年ごろから順調に推移していたが、平成12年４月17日に戦後５番目（当時）の下げ幅（下落率6.98%）を記録して一気にITバブルははじけ、その後は下落へと転じ平成15年春には過去20年の最安値を更新し続ける状況となった。

他方、通信関連銘柄が多い米国NASDAQ市場における株価総合平均指数は平成８年には1,000前後で推移していたが、平成11年に2,000を突破し、平成12年３月10日には最高値の5,048を記録した。しかしその後、米連邦準備制度理事会（FRB）の利上げを契機に株価が急落したため、平成14年には株価総合平均指数が1,000台まで下落した。

異業種による銀行業参入

平成11年秋以降、大手スーパーによる決済専門銀行構想や、大手電機メーカーのインターネット専業銀行構想等、本業と銀行業とのシナジー効果を発揮させようとする動き、さらには自らの情報技術等を銀行業に活用する試みなど、事業会社による新銀行設立の動きが活発化してきた。このような新しい動きに対して、銀行経営の健全性確保の観点から適切なルール整備が必要となり、平成12年には「異業種による銀行業参入等新たな形態の銀行業に対する基本的な考え方」「異業種による銀行業参入等新たな形態の銀行業に対する免許審査・監督上の対応（運用上の指針）」が策定されたほか、平成13年には銀行法等の一部を改正する法律が公布され、平成14年４月から施行された。これらの施策により銀行業への参入ルールが明確化され、異業種による銀行業への参入が可能となった。

確定拠出年金制度

確定拠出年金制度は「日本版401ｋ」とも呼ばれ、将来の年金受給額が加入した期間や給与等にもとづいて定められている確定給付型の年金制度と異なり、年金受給額が積立期間中等の加入者自身の運用の結果次第で変動する年金制度であり、平成13年10月から施行された確定拠出年金法によって実現した。同制度においては、運用期間中でも加入者一人ひとりの持ち分が明確に分かるようになり、転職の時には自分の持ち分を転職先に移すことが可能となった。

この制度が導入された背景には企業側、労働者側双方のニーズがあった。企業側には、長引く景気低迷・超低金利の影響で年金設計上の予定利率が達成できない状態が続いたため、不足した積立金の穴埋めをしなければならず、それが企業の収益を圧迫していたこと、平成12年度に新たな退職給付会計基準が導入されたことで、積立不足を曖昧にしておくことができなくなっ

たこと等の背景があった。一方、労働者側には、雇用の流動化が進むなか、転職時の年金資産の移換のための措置が不十分であった等の背景があり、これらの状況にも対応できる同制度に対するニーズは高まってきていた。

ペイオフ解禁

平成８年に預金保険法の一部が改正され、預金保険で保護される預金等の対象が、流動性預金を除き、元本1,000万円までとその利息の合計額とされた。ただし、平成８年度から平成12年度までの５年間は、預金等全額保護の措置（ペイオフ凍結）が講じられた。これは、金融機関が多額の不良債権を抱え、信用不安を醸成しやすい環境にあったことなどから、ペイオフを即時に解禁した場合、金融システム全体の危機につながる懸念があったためである。

しかし、その後も金融不安は収まらなかったため、２度にわたり預金保険法が改正され、預金等全額保護の特例措置の終了時期を１年ずつ、計２年延長した。

２度目の延長となった平成12年の預金保険法改正では、平成14年４月以降は流動性預金（当座預金、普通預金、別段預金）を除いて原則に戻り、預金保険で保護される預金の範囲は元本1,000万円までとその利息等とされた。また、平成15年４月以降は流動性預金についても全額保護の特例が終了し、原則に戻ることとされた。

しかしながら、平成14年９月30日、小泉純一郎総理大臣から「政府・日銀一体となってデフレ克服に取り組み、平成16年度には不良債権問題を終結させる」旨の方針が示されたことを受け、ペイオフの解禁は金融システムの安定確保の観点から、不良債権問題が終結した後の平成17年４月からとすることとされた。上記内容が盛り込まれた「預金保険法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律」が平成15年４月１日から施行され、施行後２年間は、従来同様、流動性預金は全額保護の対象とされた。その後、保護対象を一部見直したうえで、平成17年４月からペイオフが全面解禁された。

＜平成17年４月１日以降の預金保護＞

- １金融機関につき１預金者当たり元本1,000万円までとその利息を保護（限度を超える預金債権は破産や民事再生手続などの法的処理手続きにおいて定まる債権者配当率により配当）
- ①無利息、②要求払い、③決済サービスの提供―の３要件を満たす当座預金、決済用普通預金などの預金（決済用預金）を恒久措置として全額保護
- 預金保険の対象は銀行法による銀行、長期信用銀行、信用金庫、信金中央金庫、信用組合、全国信用協同組合連合会、労働金庫、労働金庫連合会の日本国内本支店に開設された日本円預金債権（外貨預金、投資信託などは預金保険の対象外）。日本国内に本店を有しない外国銀行の支店や日本国内に本店のある金融機関の海外支店も預金保険の対象外

コンピューター西暦2000年問題

西暦2000年を迎えるに当たり、旧来のコンピューターが西暦を下２桁でしか認識しないおそ

れがあったため、2000年以降のデータを処理する場合にシステムがストップしたり、混乱したりする可能性が生じる「コンピューター西暦2000年問題」が顕在化した。当時想定された障害としては、金融関連の機能停止や鉄道、航空管制など交通機能の停止、通信機能の停止、発電・送電機能の停止や誤作動とそれにともなう停電などがあった。日本は先進国のなかでは地理的に最も早く2000年を迎えるため、世界中からも対応が注目された。

これに対応するため、プログラムの修正をはじめとする各種の対応が官民をあげて行われた。その結果、大きな障害等が発生せず無事に乗り切ることができた。

少子高齢化の進展

総務省の国勢調査によると、平成17年10月１日現在の日本の総人口は１億2,776万人、１年前と比較して約２万人の減少となり、人口減少時代に突入した。１人の女性が一生に生む子供の数を示す合計特殊出生率を見ると、日本は他の先進国と比較しても、その低下が急速に進行しているため、人口減少は世界的にも例のないスピードで進むことになると予想されている。

国立社会保障・人口問題研究所の推計（平成18年12月公表）によれば、日本の将来人口は出生・死亡が中位で進んだ場合、2023年には65歳以上の高齢者が30%を超え、2046年には総人口が１億人を下回ると予測されている。

人口推計

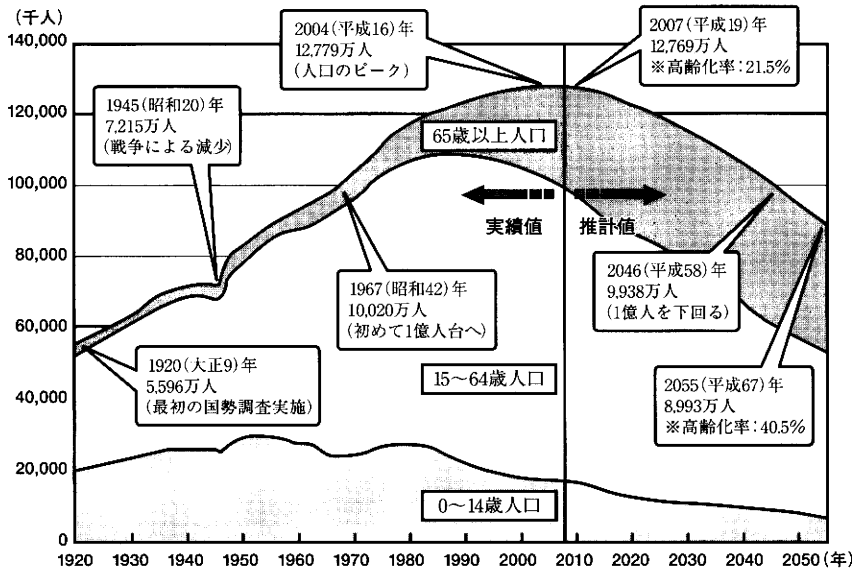

(出典：「平成20年版少子化社会白書」)

(注) 実績値（1920～2006年）は総務省「国勢調査」、「人口推計（各年10月１日現在推計人口）」、推計値（2007～2055年）は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成18年12月推計）」の中位推計による。

先進国における合計特殊出生率の推移

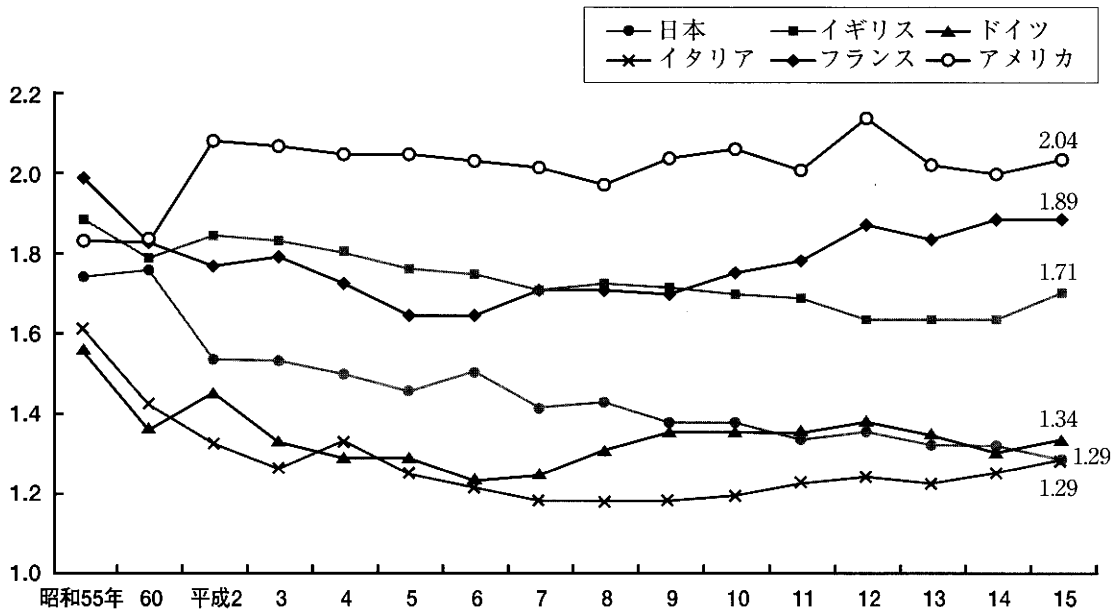

（出典：「2006年版中小企業白書」）

サブプライムローン問題

サブプライムローン問題とは、米国で起こった信用力の低い個人向け住宅融資（サブプライムローン）が不良債権化したことにより発生したもので、世界的な金融危機を招いた。

サブプライムローンは、本質的に高いリスクを内包するが、投資銀行等の金融機関により、CDO（債務担保証券）などに代表される金融商品の証券化という手法によって、サブプライムローンに係るリスクをほかの安全な証券と組み合わせ、世界中の投資家に販売された。このローンは平成16年ごろから急速に普及し、平成18年には件数ベースで住宅ローン全体の14%程度まで占めるようになった。

米国では当時、住宅価格の相場が上昇を続けており、住宅価格が上昇すれば、住宅を転売してローンを返済し、さらに売買差益を得ることも可能であった。また、債務者は住宅価格の値上がり分を担保に、通常の融資（プライムローン）に借り替えたり、新たな追加借入れを受けたりすることもできた。こうした住宅価格の上昇を前提とした動きが住宅バブルを加速させた。

ところが、平成18年に入り、米国住宅市場が調整局面に入り、住宅価格上昇率が急速に鈍化すると、こうした前提は崩れ、サブプライムローンの延滞率が上昇を始めた。

これに対し、金融機関は住宅融資専門会社に対する融資に慎重になり、平成19年に入ると住宅融資専門会社のなかには資金繰りが悪化して経営破綻する例が出始めた。同年６月には、米国系の投資銀行傘下のヘッジファンド２社が運用に失敗した。これを一つの契機に住宅融資専門会社だけなく、ヘッジファンドやこれらに融資を行ってきた金融機関にもリスクが拡大する

のではないかとの懸念が急速に広まった。サブプライムローンを組み込んだ証券化商品で、高格付けだったにもかかわらず債務不履行が懸念される例が相次ぎ、格付機関に対する信頼性が低下したことも投資家マインドを冷やした。

こうした動きはサブプライムローンと関連がない証券化商品の信頼性にも懸念が生じる事態を招いた。その結果、投資家によるリスク回避の行動が出始めたことから、証券化市場の流動性が急速に低下し、為替市場や株式市場にも影響を及ぼすことになった。前述のとおり、サブプライムローン関連の商品は世界中で売買されたため、これらの影響は米国にとどまらず、世界に波及した。

その影響は実体経済にも波及しており、平成20年初めには、米国の民間住宅着工件数や雇用関係指数が悪化している。また、同年9月以降、自動車の販売台数の減少幅が拡大し、世界中の自動車メーカーの収益が急速に悪化した。とりわけ米国のビッグ3（自動車大手3社）は経営悪化から政府の支援を要請したほど、厳しい環境に見舞われている。

サブプライムローン問題による損失の全容は把握されていないが、IMFの報告（平成20年4月）によると、銀行、保険会社、ヘッジファンド等の損失は最大9,450億ドルにのぼると試算されている。

なお、日本国内金融機関の平成20年3月末のサブプライムローン問題に関連した損失は、2兆4,360億円となっている。

2. 中央省庁等改革と金融行政

1. 行政改革プログラムと金融監督庁

行政改革が焦点の一つとなった平成8（1996）年10月の衆議院議員総選挙において与党が勝利したことを受け、橋本龍太郎総理大臣は「行政改革」「財政構造改革」「社会保障構造改革」「経済構造改革」「金融システム改革」「教育改革」のいわゆる六つの改革を推進させた。行政改革については、同年12月25日に「行政改革プログラム」が閣議決定され、以下の事項等が決定された。

＜行政改革プログラム＞（抜粋）

①内閣総理大臣を会長として平成8年（1996年）11月21日に設置された行政改革会議において、21世紀における国家機能の在り方、それを踏まえた中央省庁の再編の在り方及び官邸の機能強化のための具体的方策について調査審議を進め、会議発足後1年以内に成案を得、その結論に基づき、平成10年（1998年）の通常国会に所要の法律案を提出する。法案成立後、関係法律の整備など新体制への移行に必要な準備を進め、遅くとも5年以内、できれば21世紀が始まる2001年1月1日に移行を開始することを目指す。

②業態間にまたがる金融サービスの出現や金融市場のグローバル化などの新たな金融行政への課題に的確に対応しつつ、市場原理を基軸とした透明な金融行政への転換を図る。そのよう

な観点から、(i)大蔵省の銀行局及び証券局を金融局（仮称）に統合する、(ii)総理府に民間金融機関等に対する検査及び監督を所掌する国家行政組織法第3条に基づく機関として金融検査監督庁（仮称）を設立する等の措置を講ずる。

これを受け、平成9年3月11日に「金融監督庁設置法案」および「金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案」が国会に提出された。これらの法律は6月16日に成立、20日に公布、平成10年6月22日に施行され、金融監督庁が総理府の外局として設置された。

金融監督庁の設置にともない、①金融監督庁は、民間金融機関等に対する検査・監督を所管する、②大蔵省は、それまでの銀行局および証券局を金融企画局に統合し、金融および証券取引制度の企画・立案のほか、金融および証券取引に関する行政事務で、金融監督庁の所管に属さないもの（政府系金融機関、証券市場の運営に係る事項等）を所管する、こととされた。この結果、保険業法等にもとづき、それまで大蔵大臣の権限とされていた生命保険会社等に対する検査・監督権限については、免許をはじめとして、業務改善命令、業務停止命令、免許の取消し、認可等のすべての権限が内閣総理大臣に移された（大部分は内閣総理大臣から金融監督庁長官に権限を委任）。

なお、これに先立ち、大蔵省において透明かつ公正な金融行政への転換の一環として金融関係の通達等が全面的に見直され、平成10年6月8日にこれまでの通達400本、事務連絡等243本のうち、通達382本、事務連絡等234本が廃止された。残りの通達、事務連絡等は、今後の行政運営上不可欠なものとして、その内容に応じて、①省令・告示、②事務ガイドライン、③連絡文書、に移行された。

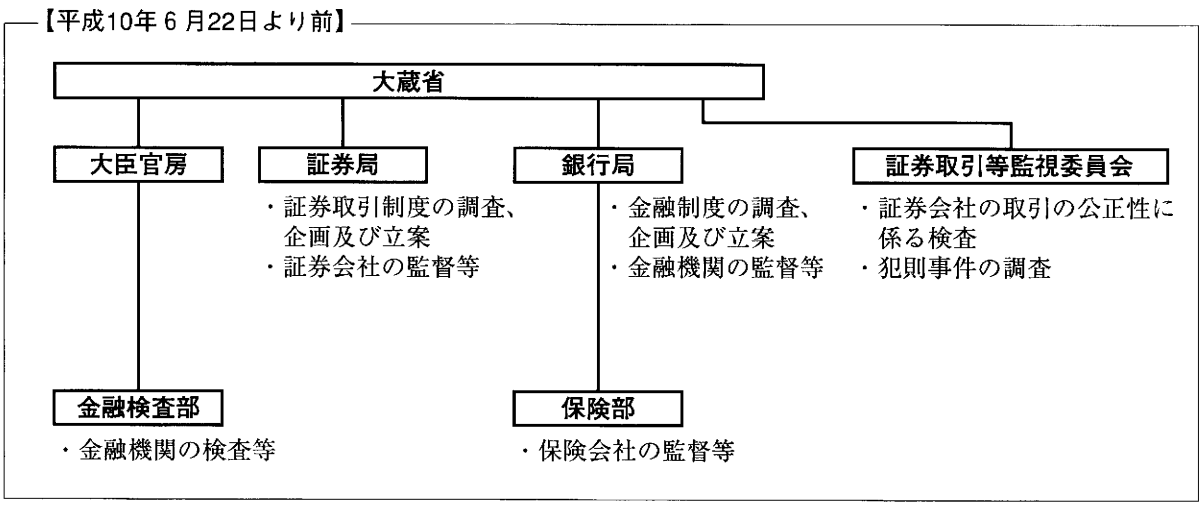

（出典：金融庁ホームページ）

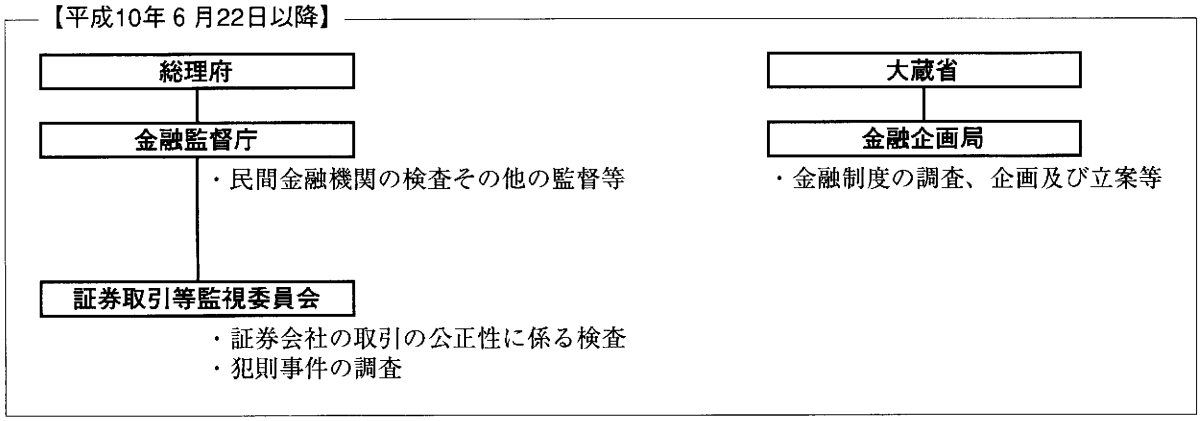

（出典：金融庁ホームページ）

2. 金融再生関連法と金融再生委員会

金融監督庁設置後に召集された臨時国会（平成10（1998）年７月30日～10月16日）は「金融国会」と呼ばれ、経営危機に直面した日本長期信用銀行の問題とともに、金融機関の不良債権処理について集中的に審議が行われた。その結果、特別公的管理制度の導入等が盛り込まれた「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」に加え、「預金保険法の一部を改正する法律」「金融再生委員会設置法」および「金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」（いわゆる金融再生関連法）が成立、平成10年10月16日に公布された。

金融再生委員会設置法および関係整備法は同年12月15日に施行され、金融監督庁は、総理府の外局として設置された金融再生委員会のもとに設置されることとなった。金融再生委員会の発足にともない、金融再生委員会および金融監督庁、大蔵省の権限関係は以下のとおり定められた。

・内閣総理大臣の権限とされていた保険業法等による検査・監督権限は金融再生委員会の権限とされ、そのうえで、免許の付与等の権限を除いて、従前と同様、金融監督庁長官に委任された。
・「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」にもとづく金融整理管財人、ブリッジバンクおよび特別公的管理に係る権限は金融再生委員会の権限とされた。
・「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」にもとづく権限は、金融再生委員会の権限とされ、そのうち、過少資本金融機関等に対する自己資本充実等の措置命令等の権限については金融監督庁長官に委任された。
・金融破綻処理制度、金融危機管理に関する企画・立案は金融再生委員会と大蔵大臣の共管とされた。預金保険法にもとづく預金保険機構の監督等の権限についても金融再生委員会および大蔵大臣の共管とされたが、それまで金融監督庁の権限とされていた銀行等に係る適格性の認定等の権限については金融再生委員会の権限とされた（証券・保険に係る適格性の認定等の権限は従前と同様、金融監督庁長官に委任された）。

・金融制度の調査、企画および立案（金融破綻処理制度、金融危機管理に関する企画・立案を除く）については、大蔵省（金融企画局）の権限とされた。

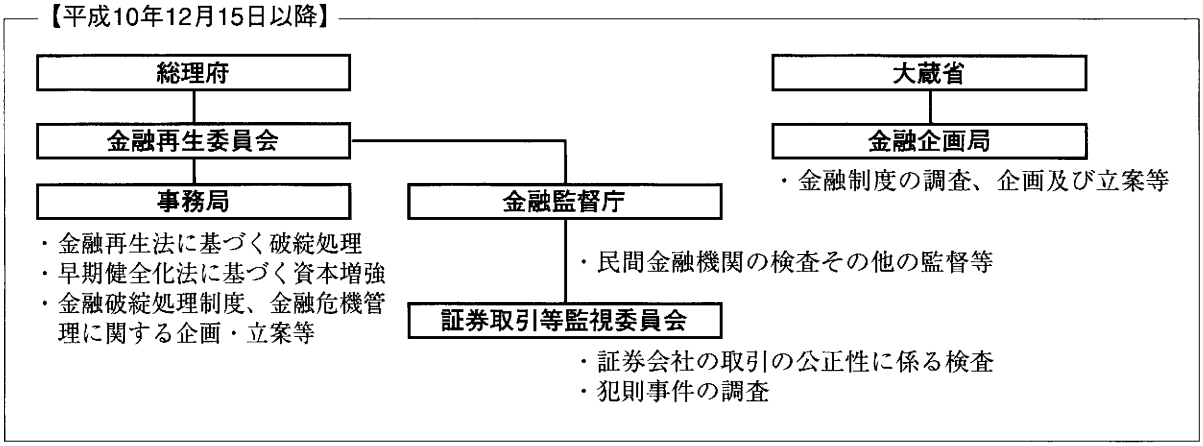

（出典：金融庁ホームページ）

3. 中央省庁等改革関連法と金融庁

行政改革プログラムを受け、中央省庁等の再編のあり方および官邸の機能強化のための具体的方策等を検討してきた行政改革会議により、平成９（1997）年12月３日、中央省庁等を１府12省庁とすること等について盛り込まれた最終報告がとりまとめられた。報告の内容を具体化した中央省庁等改革基本法案は、平成10年２月17日に国会に提出され、同基本法は、同年６月９日に成立、６月12日に公布・施行（一部規定を除く）された。

その後、中央省庁等改革推進本部および同事務局を中心に中央省庁等の再編に向けた作業が進められ、平成11年７月８日に新府省設置法等計17本からなる中央省庁等改革関連法が、同年12月14日には関係法施行法が、それぞれ成立した。

これにより、平成12年７月１日に、全体の中央省庁等の再編に先行して、金融再生委員会におかれていた金融監督庁と大蔵省金融企画局が統合され、新たに金融庁として設置され、財政と金融の分離が行われた。

さらに、平成13年１月６日の中央省庁等の再編にともない、金融再生委員会が廃止されたため、金融庁は改めて内閣府の外局として設置された。

【平成12年７月１日以降】

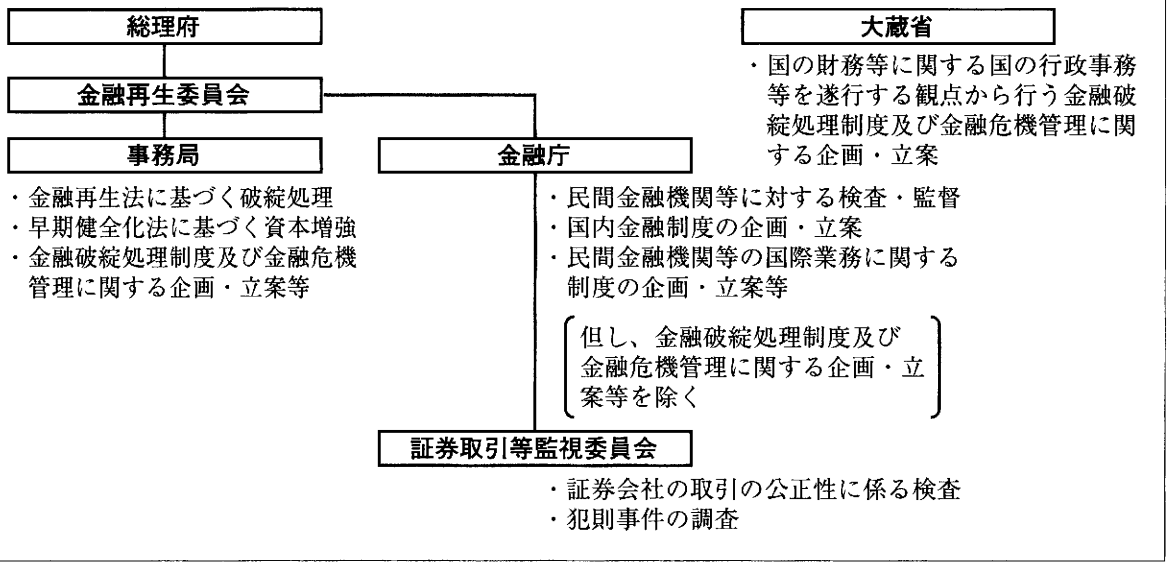

（出典：金融庁ホームページ）

【平成13年１月６日以降】

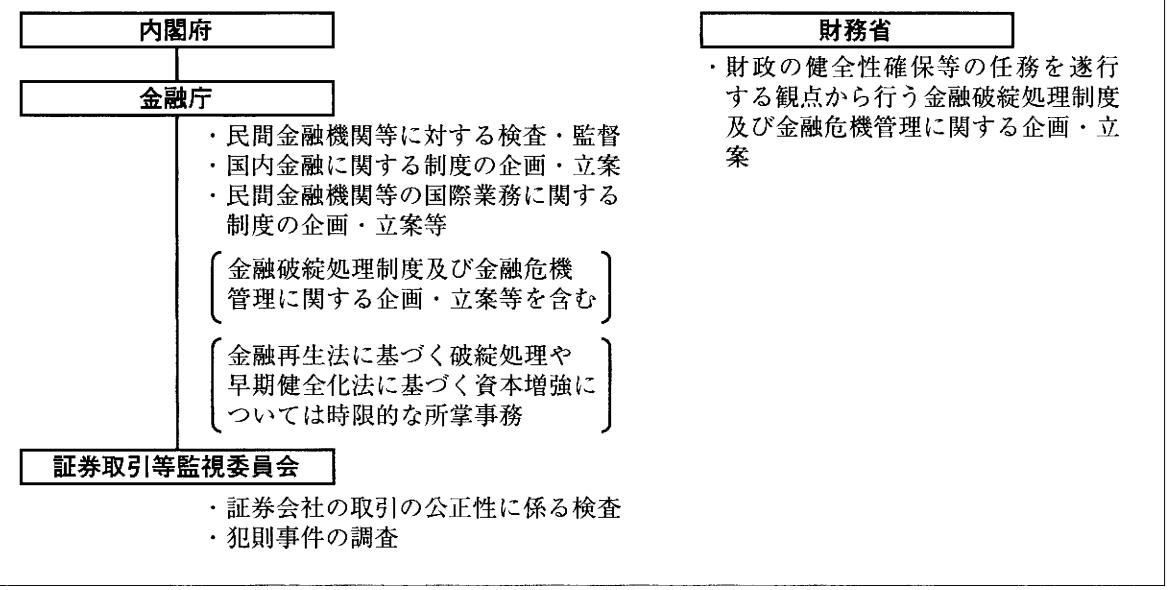

（出典：金融庁ホームページ）

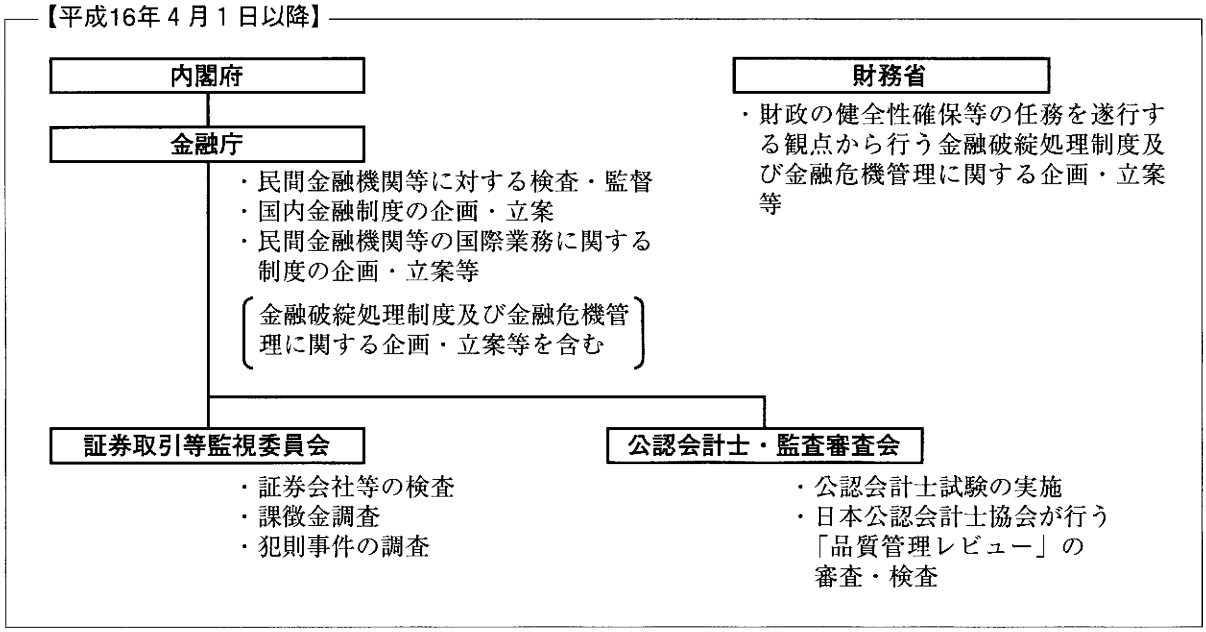

（出典：金融庁ホームページ）

3. 生命保険会社の破綻と再生

1980年代後半に、わが国では土地や株式を中心とした投資ブームが発生し、資産価値が急上昇した。資産価値の上昇は、実体経済の成長を超えた水準となり、いわゆるバブル景気を生み出した。その結果、平成元（1989）年末には、日経平均株価が38,000円台を記録し、大都市圏を中心として不動産価格が高騰したが、同年５月から始まった公定歩合の引上げや、平成２年４月の不動産融資に対する総量規制、平成３年４月の地価税法を契機として、株価や地価は一気に下落に転じた。

バブル経済の崩壊と金融不安の増大

バブル期(注)には、多くの企業が有価証券や不動産を担保とした借入れをもとに事業を拡大していたため、バブル経済の崩壊にともない、これら企業向けの債権が不良債権化していった。その後、資産価格が大きく回復することはなかったため、バブル経済の崩壊にともなう不良債権の発生は、長らく金融機関の経営を圧迫する原因となった。こうしたなか、平成９年11月には、三洋証券、北海道拓殖銀行、山一證券、徳陽シティ銀行の破綻が相次いで発生し、金融不安が増大した。

生命保険会社においても、1980年代に入ると簡保・銀行などと貯蓄性商品をめぐって競合するようになった。このような状況のなかで、生命保険会社は、昭和60年度には予定利率を一段と引き上げ、多くの会社が高予定利率の貯蓄性商品の販売に注力した。高予定利率の貯蓄性商品の販売は好調で、生命保険会社の総資産は急激に増加したが、その後のバブル経済の崩壊により、株式・不動産等の価格が急落し、また、歴史的な低金利が続くなか、資産の運用利回りが予定利率を下回る、いわゆる逆ざや状態となり財務体質が脆弱化した。このような状況のな

かで、平成９年から平成13年までの間に、①日産生命、②東邦生命、③第百生命、④大正生命、⑤千代田生命、⑥協栄生命、⑦東京生命が相次いで破綻した。

なお、①から④の会社については、保険業法にもとづく行政手続により、⑤から⑦の会社については、更生特例法にもとづく司法手続により破綻処理が行われた。

(注) 指標の取り方にもよるが、おおむね昭和61年12月から平成３年２月までの４年３か月間を指すのが一般的である。

米国発金融危機と世界同時不況

平成19年夏以降、サブプライムローン問題に端を発する世界的な金融市場の混乱が顕在化してからは、特に米国の金融・証券・保険業界等の動向が注視されることとなった。

平成20年９月14日、米財務省と米連邦準備制度理事会（FRB）は、経営難に陥っている米証券大手リーマン・ブラザーズに対する救済策をまとめるべく協議に入った、といったニュースが流れた。米市場では、ほかにも米貯蓄金融機関（S&L）大手のワシントン・ミューチュアルや米保険最大手のアメリカン・インターナショナル・グループ（AIG）など金融機関の株価急落が相次いだ。翌15日、救済策の協議が整わず、リーマン・ブラザーズは経営破綻した。一方、16日、FRBはAIGに対し、同社資産を担保に最大850億ドル（約９兆円）を融資すると発表した。

25日、サブプライムローンを含む住宅ローンが業務の中枢を占めるため、業績・財務の悪化が取りざたされていたワシントン・ミューチュアルが経営破綻した。資産規模で全米第６位（33兆円）の米貯蓄金融機関（S&L）であり、過去最大の倒産と報道された。

一方、米政府の管理下におかれたAIGは、10月３日、AIGグループ全体の事業再編計画を発表し、譲渡予定の事業・資産の一部としてアリコ・ジャパン（日本支店）の米国本店であるアメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー、日本法人であるエイアイジー・スター生命およびAIGエジソン生命の株式を譲渡する意向を明らかにした。

経済のグローバル化が進んだ結果、危機の波及するスピードは格段に早くなっており、リーマン・ブラザーズの経営破綻を受けて日米欧の株式相場は急落し、世界同時不況の様相を呈し始めた。

こうしたなか、10月10日、７か国（Ｇ７）財務相・中央銀行総裁会議が開催され、12日にはユーロ圏首脳会議が開催された。主要国政府の協調による金融機関の破綻阻止が前面に打ち出され、銀行債務への政府保証と公的な資本注入を柱とする大規模な金融安定化策がとりまとめられた。

このような世界規模の金融危機に見舞われるなか、わが国では、10月10日に大和生命が経営破綻した。

1. 日産生命保険相互会社の経営破綻

日産生命では、バブル経済のもと、予定利率の高い個人年金保険を大量に販売したため、そ

の後のバブル経済の崩壊にともなう市場金利の低下、株価の低迷等の影響を受け、運用利回りと予定利率との間に大幅な逆ざやが生じることとなった。さらに、平成８（1996）年度の一層の株価低下等もあって債務超過に陥り、事業継続が困難な状況に至った。その結果、平成９年４月25日の臨時取締役会で事業継続を断念する決議を行い、大蔵省に同決議を報告、保険契約者保護基金の発動を要請した。

これを受け、大蔵大臣により、日産生命に対して業務停止命令が発せられるとともに、当協会が保険管理人に選任され、保険管理人による業務および財産の管理を命ずる処分が行われた。あわせて、保険契約の移転を定める計画の作成が命じられた。当協会は、同日、保険管理人を受諾するとともに保険業法施行規則第196条の規定により「保険管理人の職務を行うべき者」として常勤役員１名を指名し、大蔵大臣に届け出た。以降、当協会は、主要各社の協力を得て、日産生命に総勢30名を超えるスタッフを派遣し、保険管理人として、日産生命の業務および財産の管理業務を行うと同時に、日産生命の保険契約者の保護を図るため、保険契約の移転を定める計画を速やかに作成すべく、日産生命の平成８年度決算を行うとともに、資産査定をはじめとする経営内容の把握を行った。

その結果、日産生命は、資産の含み損と貸借対照表上の欠損とをあわせて約3,000億円の実質債務超過の状態にあり、また、将来にわたり毎期約300億円の逆ざやが発生することが判明した。こうした状況のもと、当初、日産生命の従業員の雇用を確保するために、新契約の募集も行う新会社を設立したうえで、日産生命の契約を移転するというスキームを実現すべく、日産生命の関係企業等に新会社への信用力の付与と出資を依頼したが、支援を得ることができなかったため、実現させることはできなかった。このため、当協会が保険契約者保護基金からの出資により日産生命の契約の維持管理のみを行う生命保険会社を新設し、当該新会社に保険契約の移転を行う計画を策定し、同年６月20日、大蔵大臣の承認を得た。

当協会では、同年７月11日に、理事会および生命保険契約支援制度諮問委員会を開催し、生命保険契約支援制度業務規程の一部改正（資金援助の方法に「資金の出資」を追加）、新設した「あおば生命保険株式会社」（平成９年７月７日付で保険業の免許を取得）の支援制度への事業参加、資金援助の発動、資金援助の額および同制度からの出資について承認した。これにもとづき、同日、あおば生命と資金援助契約を締結し、同業務規程の一部変更認可申請を行い、同日付で認可を得た。あおば生命の設立に当たって、当協会は、保険契約者保護基金の資金援助額のなかから10億円を出資した。

また、日産生命からあおば生命への保険契約の移転計画については、保険業法の規定にもとづき、同年７月30日の日産生命の総代会で承認を得た後、８月２日から９月１日まで日産生命の保険契約者の異議申立てを受け付けたが、異議が法定要件に達せず、異議申立ては不成立となった。その後、９月29日、大蔵大臣あてに日産生命とあおば生命の連名で保険契約移転の認

可申請を行い、９月30日に認可を得た。ついで、10月１日、日産生命からあおば生命への保険契約の移転および保険契約者保護基金からあおば生命への資金援助を行った。

保険契約の移転に際しては、保険金額・年金額等の変更や早期解約控除制度導入による解約返戻金等の変更等、契約条件の変更を行った。

なお、資金援助に必要な2,000億円の資金については、金融機関等からの入札方式による借入れによりまかなうこととし、８月25日に対象金融機関等への説明会を開催し、９月10日に入札を実施した。９月19日の理事会において入札結果について承認し、９月29日に借入れ（借入金額2,000億円、固定金利による10年間元利均等返済）を行い、10月１日にあおば生命に対する資金援助を実行した。

旧経営陣等に対する経営責任の明確化については、調査委員会は設置せず、保険管理人の職務として旧経営陣等の刑事上、民事上の責任の有無について調査した結果、法律に抵触するような経営責任を問うべき案件はなかった旨関係先に報告を行った。

破綻処理の概要は以下のとおりである。

＜保険契約の移転先＞

あおば生命保険株式会社

資本金　10億円

沿　革　平成９年７月　生命保険業免許取得

＜保険契約者保護基金からの資金援助額＞

2,000億円（あおば生命への出資10億円を含む）

（注）平成９年５月末現在の債務超過額は約3,000億円（資産総額約１兆8,200億円に対し、負債総額は約２兆1,200億円）、保護基金からの2,000億円の資金援助を加えても不足する約1,000億円については、あおば生命の将来の収益（予定利率の変更による「逆ざや」の解消、当分の間の契約者配当の停止、業務を保険契約の維持に限定し効率化を図ることによる事業費の大幅圧縮、早期解約制度の導入による解約返戻金等の変更）で補う。

＜契約条件の変更＞

(1)変更基準日　平成９年７月15日

(2)保険契約の契約条件変更の内容

①最新の計算基礎率の適用による保険金額、年金額等の変更

・予定利率が年2.75％を超えている保険契約について、予定利率を一律年2.75％に変更し、また、その他の計算基礎率は最新のものに変更する。

・保険料は変更せず、変更基準日以降の保険金額、年金額（すでに支払いを開始している年金を含む）、給付金額（生存給付金、入院給付金等）を変更する。傷害特約、医療特約等も原則として主契約と同一割合で変更する。

・満期日、年金開始日、保険料払込期間、保険料払込方法（回数）等は変更しない。

・変更基準日現在すでに前納されている保険料の残金に対して、それを変更基準日以降の保険料に振り替えるまでに適用する利率を、現在前納される場合に適用している利率（年2.0%）に変更する。

②早期解約控除制度の導入による解約返戻金等の変更

・すべての保険契約について、契約者が任意の都合で下記年度に解約等をした場合、所定の解約返戻金等に下表の控除率を乗じ、解約返戻金等から差し引いた額を新たな解約返戻金等とする。

解約年度	控除率
平成９年度	15%
平成10年度	13%
平成11年度	11%
平成12年度	9%
平成13年度	7%
平成14年度	5%
平成15年度	3%
平成16年度～	控除なし

（注）将来、収支の状況によっては、「控除率の引下げ」「控除期間の短縮」を行う。

③その他の変更

・あおば生命では、営業職員がいないこと等により、保険料払込方法（経路）として「集金扱い」を続けることができないため、保険料払込方法（経路）が「集金扱い」となっている保険契約については、「送金扱い」または「口座振替特約扱い」に変更する。

・保険契約の移転が完了し、あおば生命にて業務が再開された後１週間が経過するまでの期間は、満期保険金等の支払いが遅れたことにともなう遅延利息を付利しない。

当協会が保有するあおば生命の全株式は、平成11年11月30日にフランスの投資グループであるアルテミスの子会社タワー・エス・エイに売却した。その後、タワー・エス・エイは、同株式を平成16年11月１日にプルデンシャル生命に譲渡し、プルデンシャル生命は、平成17年２月１日にあおば生命を吸収合併した。

2. 東邦生命保険相互会社の経営破綻

東邦生命は、バブル経済のもと、一時払養老保険・団体年金等、貯蓄性の高い商品を多売する営業政策をとり、総資産を急激に増加させたが、その後のバブル経済の崩壊により、株式・不動産・外国有価証券の価格が急落し、また、歴史的な低金利が続くなか、資産の運用利回りが予定利率を下回る、いわゆる逆ざや状態となり財務体質が脆弱化した。その結果、平成11（1999）年６月４日、臨時取締役会において、事業継続を断念する決議を行い、金融監督庁に対し、その旨の報告と保険業法第241条にもとづく業務停止命令の発動の要請を行った。

これを受け、金融監督庁により、同日、東邦生命に対し、保険業法第241条にもとづく業務の

一部停止、一層の資産の悪化を招く行為の禁止等の措置が命じられるとともに、翌５日、保険管理人による業務および財産の管理が命じられ、同法第242条第２項の規定にもとづき、保険管理人に公認会計士１名、弁護士１名および当協会が選任された。また、同法第247条第１項の規定にもとづき、保険管理人に対し、被管理会社である東邦生命に係る保険契約の移転に関する計画の策定が命じられるとともに、同法第242条第３項の規定にもとづき、被管理会社の経営責任の明確化のため、弁護士、公認会計士等の第三者により構成される調査委員会を設置して調査を行うことが命じられた。

当協会は、同５日、保険管理人を受諾するとともに、同法施行規則第196条の規定により「保険管理人の職務を行うべき者」として常勤役員１名を指名し、金融監督庁長官に届け出た。以降、当協会は、保険管理人代理を選任するとともに、保険管理人補助者チームを編成し、他の保険管理人とともに、東邦生命の業務の執行および資産と負債の精査等を行うとともに、移転先候補者の選定を進めた。

保険管理人による資産と負債の精査の結果、東邦生命は、平成11年９月末日の時点で約6,500億円の実質債務超過の状態にあり、また、当時の金融情勢下においては将来にわたり毎年約600億円の逆ざやが発生する見込みであることが判明した。一方、移転先候補者の選定については、公正性・透明性の観点から外部コンサルタント会社を起用し、同社を窓口として複数の候補会社と交渉を行った。その結果、東邦生命の保険契約者の保護に最適な候補として、米国のGEキャピタル・サービス社の子会社であるGEファイナンシャル・アシュアランス社と東邦生命との合弁である「ジー・イー・エジソン生命保険株式会社」が選定された。

そこで、保険管理人は、生命保険契約者保護機構からの資金援助を受け、ジー・イー・エジソン生命に契約条件の変更をともなう保険契約の移転を行う計画を策定し、金融監督庁長官あてに承認申請を行ったところ、同年12月22日、同計画についての承認を受け、同日、保険契約の移転契約を締結した。

移転計画については、保険業法の規定にもとづき、平成12年１月14日に開催された東邦生命の社員総代会での承認を経て、１月17日から２月17日まで東邦生命の保険契約者からの異議申立てを受け付けたが、異議が法定要件に達せず、異議申立ては不成立となった。これを受け、２月22日、東邦生命はジー・イー・エジソン生命との連名で金融監督庁長官あてに保険契約移転の認可申請を行い、２月24日に契約移転の認可を取得、３月１日、東邦生命はジー・イー・エジソン生命への保険契約の移転を行い、生命保険契約者保護機構からジー・イー・エジソン生命に対して3,663億円の資金援助が実施された。これにともない、東邦生命は解散し、清算手続に入った。

なお、旧経営陣等に対する責任追及については、保険管理人は、金融監督庁長官の命令を受け、平成11年８月に調査委員会（弁護士３名、公認会計士１名で構成）を設置し、旧経営陣等の職務

上の義務違反等にもとづく刑事上、民事上の責任の有無についての調査を委託し、平成12年２月28日、調査委員会からの報告を受けた。その結果、旧経営陣等に対し刑事責任および民事責任を追及し得る案件の存在が指摘されたため、調査委員会委員を中心に構成した「提訴等検討委員会」（弁護士10名で構成）を３月１日付で設置し対応することとした(注)。同委員会は、３月２日の保険管理人退任にともない、以後は清算人（弁護士が就任）のもとで活動することとなった。

（注）調査委員会とは別に、保険管理人は、平成12年１月、平成５年度以降に取締役または監査役の職にあり役員退任慰労金の支給を受けた36名（物故者２名を除く）に対し、道義的責任の観点から役員退任慰労金の返還を求め、平成12年７月までに、旧役員10名から総額3,612万6千円の返還を受けた。

提訴等検討委員会での検討を受け、清算人により、平成12年７月21日、元社長、元副社長に対し、２件の親族企業向け迂回融資に関し、取締役としての善管注意義務違反にもとづく損害賠償請求訴訟が東京地方裁判所に提起された。本件訴訟の判決は、平成15年５月22日、被告に対して10億円および遅延損害金を支払うよう言い渡された。これに対し、元副社長は控訴しなかったため、同年６月７日付で判決が確定したが、元社長は６月５日付で控訴した。控訴審の判決は、平成16年12月21日、控訴人に対し６億8,500万円を支払うよう言い渡された。これに対し、元社長が上告をしなかったため、平成17年１月12日付で元社長の判決が確定した。その後、清算人により、元社長、元副社長と弁済に係る交渉が重ねられ、元副社長とは平成19年７月に、元社長とは平成20年６月に弁済合意書が締結された。

破綻処理の概要は以下のとおりである。

＜保険契約の移転先＞

ジー・イー・エジソン生命保険株式会社

資本金　365億円

沿　革　平成10年３月　「ジー・イー・キャピタル・エジソン生命保険株式会社」として日本における生命保険業免許取得、同年４月営業開始

平成11年４月　社名を「ジー・イー・エジソン生命保険株式会社」と改称

＜生命保険契約者保護機構からの資金援助額＞

3,663億円

（注）平成11年９月末現在の債務超過額は約6,500億円（資産総額約２兆1,900億円に対し、負債総額は約２兆8,400億円）、これをもとにした要処理額（法令にもとづく責任準備金削減等の調整後）は約6,000億円。ジー・イー・エジソン生命への契約移転に当たっては、ジー・イー・エジソン生命において計上される営業権約2,400億円と保護機構からの資金援助額3,663億円により、かかる債務超過額を解消する。

＜契約条件の変更＞

(1)変更基準日　平成11年12月29日

（移転計画の実施が確定した後、遡及して契約内容の変更を行う）

(2)責任準備金等の削減

法令にもとづき責任準備金等（責任準備金、配当金、前納保険料、据置金等）の削減を行うが、保護機構からの資金援助を前提に、責任準備金等は契約条件変更時点の90%（個人年金保険、財形保険、財形年金保険については、平成13年３月末までの特例措置として変更時点の100%）まで補償される。

(3) 予定利率等の見直し

利差損を解消し、以後の収支を均衡させるため、変更基準日以降の予定利率および前納割引利率を引き下げる。予定死亡率・予定事業費率についても変更する。

予定利率　年1.50%

前納割引利率　年0.50%

(4) 保険金額、年金額等の変更

原則として保険料の変更は行わず、変更基準日以降、保険金額、年金額（すでに支払いを開始している年金を含む）、給付金額（生存給付金、入院給付金）を変更する。特約についても、原則として主契約と同一の割合で変更する。解約払戻金額についても変更する。

(5) 早期解約控除制度の導入

保険集団を維持し、満期や死亡などの保険事故による保険金等の支払いを行うため、解約払戻金等の支払いに対し、平成20年３月末まで、一定の控除を行う。

解約控除率の適用基準日 (注)	控除率
～平成13年３月	15%
平成13年４月～平成14年３月	14%
平成14年４月～平成15年３月	12%
平成15年４月～平成16年３月	10%
平成16年４月～平成17年３月	8%
平成17年４月～平成18年３月	6%
平成18年４月～平成19年３月	4%
平成19年４月～平成20年３月	2%

（注）解約控除率の適用基準日は原則として解約等の受付日とする。ただし、解約等の受付日の属する月までに払い込むべき保険料が払い込まれていない契約（例えば失効契約）の場合は、当該未払込保険料の払込期月の前月末日を控除率の適用基準日とする。

ジー・イー・エジソン生命は、その後、平成14年４月にセゾングループのセゾン生命の株式を取得した後、同年10月、合併して経営統合したが、平成15年８月に米国のアメリカン・インターナショナル・グループ（AIG）が同社の全株式を取得し、平成16年１月、AIGエジソン生命に社名を変更した。

なお、AIGエジソン生命は、平成20年５月に、旧東邦生命契約における契約者配当実施を発表した。

一方、清算手続に入っていた東邦生命は、平成20年10月30日に清算結了臨時総代会を開催し、

清算結了決算報告が承認可決され、11月４日付で「清算結了」の公告を行った。

3. 第百生命保険相互会社の経営破綻

第百生命は、バブル経済の崩壊以降、低金利と資産価値の下落により財務体質の悪化が進むなか、さまざまなリストラ策等を実行する一方で、平成11（1999）年３月には、カナダ最大の保険会社である、マニュライフ・ファイナンシャル社と合弁で、「マニュライフ・センチュリー生命保険株式会社」を設立し、同社に営業権を譲渡することにより資本の受入れを行い、財務体質の強化を図る等の経営努力を続けていたが、解約の増大による収益の圧迫、不良債権の処理等により平成11年度決算において債務超過となることが明らかとなった。

このため、平成12年５月31日の臨時取締役会で事業継続を断念する決議を行い、金融監督庁長官あてに同決議を報告、保険業法第241条による業務停止命令の発動を要請した。

これを受け、金融監督庁長官により、同日、同社に業務の一部停止の措置が命じられ、６月１日、公認会計士１名、弁護士１名とともに当協会が保険管理人に任命され、保険業法第247条第１項にもとづき、第百生命に係る保険契約の移転に関する計画の作成が命じられた。当協会は、同日、保険管理人を受諾するとともに保険業法施行規則第196条の規定により「保険管理人の職務を行うべき者」として常勤役員１名を指名し、金融監督庁長官に届け出た。以降、保険管理人は、保険管理人補助者チームを編成し、保険業法の定めに従い、第百生命の業務の執行および資産と負債の精査等を行うとともに、保険契約の移転計画の作成に取り組んだ。

保険管理人による資産と負債の精査の結果、第百生命は、平成12年９月末現在で約3,200億円の実質債務超過の状態にあり、また、将来にわたり毎年約400億円の逆ざやが発生する見込みであることが判明した。一方、移転先会社の選定については、同年７月下旬以降、広く候補会社を募集し、複数の候補会社と交渉を行いつつ、第百生命の保険契約者の保護を実現すべく最大限の努力を行った。その結果、マニュライフ・センチュリー生命が第百生命の保険契約者の保護に最も適う最終候補であると判断し、平成13年１月19日、金融庁長官あてに移転計画の承認申請を行った。１月24日、第百生命はマニュライフ・センチュリー生命との間で第百生命の保険契約の包括移転について最終合意に達し、保険契約の移転契約を締結した。その後、１月25日に金融庁長官から上記計画の承認が行われた。

同年２月15日、第百生命の社員総代会において、マニュライフ・センチュリー生命への契約条件の変更をともなう保険契約の移転が承認された。翌16日、契約移転および契約条件の変更の要旨等について公告を行い、３月16日まで第百生命の保険契約者からの異議申立てを受け付けたが、異議申立て期間中の異議が法定の要件を満たすに至らなかったため、金融庁長官の認可を得て４月２日、マニュライフ・センチュリー生命への契約移転を行い、生命保険契約者保護機構からマニュライフ・センチュリー生命に対して1,450億円の資金援助が実施された。これにともない、第百生命は解散し、清算手続に入った。

なお、旧経営陣等に対する責任追及については、保険管理人は、金融監督庁長官からの命令を受け、平成12年６月15日に調査委員会（弁護士５名、公認会計士３名で構成）を設置し、旧経営陣等の職務上の義務違反等にもとづく刑事上、民事上の責任の有無についての調査を委託したところ、平成13年３月16日、調査結果についての報告を受けた。その結果、旧経営陣等に対し民事責任を追及し得る案件の存在が指摘されたため、調査委員会委員を中心に構成した「提訴等検討委員会」（弁護士５名で構成）を同年３月16日付で設置し対応することとした(注)。同委員会は、同年４月２日の保険管理人退任にともない、以後は清算人（弁護士が就任）のもとで活動することとなった。清算人は、提訴等検討委員会での検討を受け、旧役員５名に対する損害賠償請求訴訟を東京地方裁判所に提起した。

(注) 調査委員会とは別に、保険管理人は、平成13年２月16日、平成６年７月以降に取締役または監査役の職にあり役員退任慰労金の支給を受けた21名に対し、道義的責任の観点から役員退任慰労金の返還を求め、旧役員９名から総額5,873万円の返還を受けた。

破綻処理の概要は以下のとおりである。

＜保険契約の移転先＞

マニュライフ・センチュリー生命保険株式会社

資本金　409億円

沿　革　平成11年３月　日本における生命保険業免許取得、営業開始

第百生命の保険契約維持管理業務を受託

＜生命保険契約者保護機構からの資金援助額＞

1,450億円

(注) 第百生命の平成12年９月末現在の債務超過額は約3,200億円（資産総額約1兆3,000億円に対し、負債総額は約1兆6,200億円）、これをもとにした平成13年１月時点での要処理額は約2,920億円と評価されるが、マニュライフ・センチュリー生命への契約移転に当たっては、同社において計上される移転保険契約価値約1,470億円と保護機構からの資金援助額1,450億円により、かかる債務超過状態が解消される。

＜契約条件の変更＞

(1) 変更基準日　平成13年１月31日

(2) 責任準備金等の削減

法令にもとづき責任準備金等の削減を行うが、保護機構からの資金援助を前提に、責任準備金等は、契約条件変更時点の90%（個人年金保険、財形保険、財形年金保険については特例措置として変更時点の100%）まで補償。

(3) 予定利率等の見直し

以後の収支を均衡させるため、変更基準日以降の予定利率を1.0%に引き下げる。予定死亡率・予定事業費率は、毎年配当型の同種の保険種類における最新の水準に変更する。

(4) 保険金額、年金額等の変更

責任準備金等の削減および予定利率等の見直しにより、保険金額・年金額等が変更となる。保険料、満期日、年金開始日、保険料払込期間、保険料払込方法等は変更しない。

個人保険、団体保険、医療保障保険、就業不能保障保険の場合、平成13年３月末までに発生した死亡、入院等の支払事由に対しては、保護機構からの資金援助（特例補償）により、契約条件変更前の保険金額、給付金額が支払われる（ただし、被保険者の生存を支払事由とする満期保険金等は特例補償の対象外）。

(5)早期解約控除制度の導入

移転後の保険集団維持の観点から、解約返戻金等の支払いに対して早期解約控除を行う。

契約者が保険契約の解約等をした場合、（契約条件変更後の早期解約控除前の解約返戻金等）×（100％－控除率）を解約返戻金等とする。

解約に関する業務の取扱い停止により解約返戻金等が支払われていない契約についても、早期解約控除の対象とする。ただし、契約者の申出により解約前の状態に戻す取扱いを一定期間行う。

業務停止命令後に払済保険・延長保険に変更された契約についても、早期解約控除の対象とする。ただし、契約者の申出により払済保険・延長保険への変更前の状態に戻す取扱いを一定期間行う。

解約控除率の適用基準日（注）	控除率
～平成14年３月	20％
平成14年４月～平成15年３月	18％
平成15年４月～平成16年３月	16％
平成16年４月～平成17年３月	14％
平成17年４月～平成18年３月	12％
平成18年４月～平成19年３月	10％
平成19年４月～平成20年３月	8％
平成20年４月～平成21年３月	6％
平成21年４月～平成22年３月	4％
平成22年４月～平成23年３月	2％

（注）解約控除率の適用基準日は原則として解約等の受付日とする。ただし、解約等の受付日の属する月までに払込むべき保険料が払込まれていない契約（例えば失効契約）の場合は、当該未払込保険料の払込期月の契約応当日の前日を控除率の適用基準日とする。

(6)その他

マニュライフ・センチュリー生命の定めるところにより、同社商品への転換を可能とする（移転当初は、事務体制等の理由で取り扱わない。予定利率は、同社の最新のものを使用）。転換価格は全期チルメル式責任準備金により算出し、早期解約控除は適用しない。ただし、転換後に解約した場合は、解約時期に応じて早期解約控除を行う。

マニュライフ・センチュリー生命は、平成13年９月、マニュライフ生命に社名を変更した。

一方、清算手続に入っていた第百生命は、平成19年３月28日に清算結了臨時総代会を開催し、清算結了決算報告が承認可決され、４月３日付で「清算結了」の公告を行った。

4. 大正生命保険株式会社の経営破綻

大正生命は、養老保険等の貯蓄性商品を中心に販売を行っていたが、平成９（1997）年４月に日産生命が破綻して以来、生命保険業界に対する不安が高まったことから、解約が増加し、あわせて低金利による逆ざや負担から急速に経営が悪化した。破綻前年の平成11年８月に金融監督庁が立ち入り検査を実施したところ、同年３月末時点で43億円の債務超過状態に陥っていることが判明したため、平成12年２月14日、保険金等の支払能力の充実に係る合理的な計画の策定・実行、リスクの高い資産運用の抑制、契約者配当の額の抑制、事業費の抑制等を命じられた。

これにより、大正生命は、早急な自己資本充実策の策定を求められ、新たな資本提供者を探していたところ、投資会社が名乗りを上げた。当該投資会社は、約100億円の外国債に大正生命が投資することを条件に、第三者割当増資45億円を引き受けた。これにより、平成12年３月末での債務超過を回避することができた。また、同時に投資会社の役員２名が大正生命の取締役に就任し、実質的に支配を開始した。しかし、６月に金融監督庁よりこの投資の問題点を指摘されたことにともない、買戻しを行おうとしたが、実態のともなわない約85億円のCD（譲渡性預金）であったため買い戻すことはできなかった。

平成12年８月28日、東京地方検察庁特別捜査部により、取締役２名が大正生命から約85億円を騙し取った詐欺容疑で逮捕された（うち１名については、詐欺罪等について、平成17年１月20日の東京高等裁判所判決により、懲役８年、罰金1,000万円の刑が確定）。同日、金融庁長官により、大正生命に対し、財務の状況が極めて厳しいなか、資産運用に係る業務の運営が著しく不適切であり、その保険業の継続が保険契約者等の保護に欠ける事態を招くおそれがあると認められるとして、保険業法第241条第１項にもとづき、業務の一部停止が命じられた。

さらに、同年８月29日、保険管理人による業務および財産の管理を命ずる処分が行われるとともに、同法第242条第２項にもとづき、保険管理人として当協会ならびに公認会計士１名、弁護士１名が選任され、第247条第１項にもとづき、大正生命に係る業務および財産の管理に関する計画の作成が命じられた。当協会は、同日、保険管理人を受諾するとともに同法施行規則第196条の規定により「保険管理人の職務を行うべき者」として常勤役員１名を指名し、金融庁長官に届け出た。以降、保険管理人は、保険管理人補助者チームを編成し、保険業法の定めに従い、大正生命の業務の執行および資産と負債の精査等を行うとともに、保険契約の移転計画の作成に取り組んだ。

保険管理人による資産と負債の精査の結果、大正生命は、平成12年８月末日現在で約365億円の債務超過の状態にあり、また、将来にわたり毎年約20億円の逆ざやが発生する見込みである

ことが判明した。一方、移転先会社の選定については、平成12年10月以降、広く候補会社を募集し、複数の候補会社と交渉を行いつつ、大正生命の保険契約者の保護を実現すべく最大限の努力を行った。その結果、平成13年２月23日、大正生命の保険契約を大和生命とソフトバンク・ファイナンス株式会社が共同出資により新設する「あざみ生命保険株式会社」を移転先として包括移転することとし、金融庁長官あてに大正生命に係る業務および財産の管理に関する計画の承認申請を行った。

保険管理人は、平成13年２月27日、大正生命の保険契約をあざみ生命に包括移転することについて、保険業法第249条の２にもとづき東京地方裁判所から株主総会の決議に代わる許可（代替許可）を取得し、翌28日、「保険契約移転の公告」を行い、大正生命の保険契約者からの異議申立てを受け付けたが、３月28日までの異議申立て期間中の異議が法定要件を満たすに至らなかったため、金融庁長官の認可を経て３月31日付であざみ生命への契約移転を行い、生命保険契約者保護機構からあざみ生命に対して267億円（補償対象保険金支払いに対する資金援助を含む）の資金援助が実施された。これにともない、大正生命は解散し、清算手続に入った。

この間、あざみ生命は、平成13年２月20日開催の株主総会・取締役会で新役員を決定し、代表取締役社長には、大和生命の前代表取締役社長が就任した。また、2月23日付で金融庁長官より生命保険業免許を取得し、３月31日から営業を開始、同日付で当協会に入会した。あざみ生命は、平成13年７月１日に大和生命から営業譲渡を受けた後、平成14年４月１日、大和生命と合併した。

なお、旧経営陣等に対する責任追及については、保険管理人は、金融庁長官からの命令を受け、平成12年10月10日に調査委員会（弁護士３名、公認会計士１名で構成）を設置し、旧経営陣等の職務上の義務違反等にもとづく刑事上、民事上の責任の有無についての調査を委託したところ、平成13年３月15日、調査結果についての報告を受けた。その結果、旧経営陣等に対し刑事責任および民事責任を追及し得る案件の存在が指摘されたため、調査委員会委員を中心とした「提訴等検討委員会」（弁護士10名で構成）を同年３月16日付で設置し対応することとした(注)。同委員会は、同年３月31日の保険管理人退任にともない、以後は清算人（弁護士が就任）のもとで活動することとなった。

(注) 調査委員会とは別に、保険管理人は、平成13年３月上旬に、退任役員８名に対し総額約6,200万円の既支払役員退職金返還要請を行い、うち６名から平成17年12月２日までに総額2,043万円の返還を受けた。

清算人は、提訴等検討委員会での検討を受け、平成13年９月７日、大正生命元取締役および投資会社の元役員に対し、不法行為または取締役・監査役としての善管注意義務に違反した行為について、総額31億円の損害賠償を求める訴えを東京地裁に提起した。その後、大正生命元取締役および投資会社については、平成16年10月22日に破産が決定、その他の旧役員については、平成15年12月25日の期日までに和解が成立した。

破綻処理の概要は以下のとおりである。

＜保険契約の移転先＞

あざみ生命保険株式会社

資本金　60億円

沿　革　平成13年２月　生命保険業免許取得

＜生命保険契約者保護機構からの資金援助額＞

267億円

（注）大正生命の平成12年８月末日現在の債務超過額は約365億円（資産総額約1,545億円に対し、負債総額は約1,910億円）、これをもとにした平成13年２月時点での要処理額は約332億円と評価されるが、あざみ生命への契約移転に当たっては、あざみ生命において計上される営業権約70億円と保護機構からの資金援助額267億円により、かかる債務超過状態が解消される。

＜契約条件の変更＞

(1)変更基準日　平成12年８月29日

(2)責任準備金等の削減

法令にもとづき責任準備金等の削減を行うが、保護機構からの資金援助を前提に、責任準備金等は、契約条件変更基準日時点の90%（個人年金保険については、平成13年３月末日までの特例補償として、変更基準日時点の100%）まで補償。

(3)予定利率等の見直し

以後の収支を均衡させるため、変更基準日以降の予定利率を1.0%に引下げる。予定死亡率・予定事業費率は、有配当契約の同種の保険種類における最新の水準に変更する。

(4)保険金額、年金額等の変更

責任準備金等の削減および予定利率等の見直しにより、保険金額・年金額等が変更となる。

保険料、満期日、年金開始日、保険料払込期間、保険料払込方法等は変更しない。

個人保険、団体保険、医療保障保険、団体就業不能保障保険の場合、平成13年３月末までに発生した死亡、入院等の保険事故（被保険者の生存に係る保険事故を除く）に対しては、保護機構からの資金援助（特例補償）により、条件変更前の保険金額、給付金額が支払われる。

(5)早期解約控除制度の導入

保険契約移転後の保険集団維持の観点から、解約返戻金等の支払いに対し早期解約控除を実施。

早期解約控除の対象はすべての保険契約とし、契約者が解約等をした場合、（契約条件変更後の早期解約控除前の解約返戻金等）×（100%－控除率）を解約返戻金等とする。

解約控除率の適用基準日（注）	控除率
～平成14年３月	15%
平成14年４月～平成15年３月	14%

平成15年４月～平成16年３月	12%
平成16年４月～平成17年３月	10%
平成17年４月～平成18年３月	8%
平成18年４月～平成19年３月	6%
平成19年４月～平成20年３月	5%
平成20年４月～平成21年３月	4%
平成21年４月～平成22年３月	3%
平成22年４月～	0%

（注）解約控除率の適用基準日は、原則として解約等の受付日とする。ただし、解約等の受付日まで払込むべき保険料が払込まれていない契約（例えば失効契約）の場合、当該未払込保険料の払込期月の前月末日を控除率の適用基準日とする。

5. 千代田生命保険相互会社の経営破綻

千代田生命は、バブル期の営業拡大方針のもと、予定利率の高い年金商品を大量販売し、総資産の急拡大を図った。高利回り確保のため、不動産関連企業およびノンバンクへの融資、株式投資等、高リスクの資金運用手法に傾注した。その結果、バブル経済の崩壊後の超低金利の定着とともに資産の運用実績が予定利率を下回る、いわゆる逆ざやが発生するとともに、融資の焦げ付きによる多額の不良債権の発生、株価の下落等による巨額の含み損が発生した。

こうした経営悪化の状況は、マスコミ等でも取り上げられ、信用不安の拡大は、解約等に拍車をかけることとなった。そこで、平成９（1997）年以降、親密銀行等から基金の増額・劣後ローンの導入による資本増強支援を受けたが、支援を受けた後も依然として契約解約に歯止めがかからず、平成12年以降、親密銀行等に対しさらなる支援を要請するも、確約を得られず、もはや法的手続以外の会社存続は困難な状況となり、平成12年10月９日、東京地方裁判所に対して、会社更生手続開始の申立てを行った。これを受け、同日、東京地裁より保全管理命令が発令されるとともに、保全管理人として弁護士が選任された。

平成12年10月13日、東京地裁より更生手続開始決定が下され、保全管理人である弁護士が法律管財人として選任された。

法律管財人は、裁判所の許可を得て、10月19日、米国を拠点に世界的な事業展開をしている保険金融グループであるアメリカン・インターナショナル・グループ（AIG）との間で支援契約締結に関する基本合意を締結した。また、更生手続における事業活動の推進のためには、経営的側面からの専門的判断が不可欠であることから、AIGのメンバーであるアリコ・ジャパンの日本における前代表者を事業管財人に選任した。

なお、支援企業については、管財人において、契約者の負担を最小限にとどめるとの観点から複数の支援候補との交渉を実施した結果、AIGと合意を得るに至り、同日、AIGとの間で支援契約に関する覚書を締結した。以降、法律管財人は事業管財人とともに更生手続を遂行し、平成13年２月23日、東京地裁に更生計画案を提出した。

更生計画案は、平成13年３月30日に開催された審理・決議のための関係人集会において債権者の賛成多数で可決され、同年３月31日に、東京地裁により認可された。その後、金融庁長官の認可を経て、同年４月19日、更生計画にもとづきAIGから資本金300億円の出資を受け、株式会社への組織変更を行い、「エイアイジー・スター生命保険株式会社」に社名を変更し、翌20日に業務を再開した。これにともない、４月25日には東京地裁から更生手続終結決定がなされ、同日、代表取締役社長以下役員体制が決定された。

なお、旧経営陣等に対する責任追及については、平成12年11月８日に経営責任調査委員会（弁護士７名、公認会計士６名、税理士１名で構成）を設置し、会社更生手続開始の申立てに至るまでの経営実態の調査を行った。その結果、不適切な融資案件について、取締役としての具体的な法令違反もしくは著しい善管注意義務違反があったと判断したため、管財人は、平成13年１月10日、前会長ら旧経営陣４名に対して総額71億円の損害賠償請求査定を東京地裁に申し立てた（この４名以外の元役員に対しては、退職一時金等の返還を求めることとした）。平成13年３月23日、東京地裁より、前会長ら旧経営陣４名に対する総額71億円の賠償命令が下された。その後、損害賠償請求査定決定に対する異議請求訴訟となったが、平成16年３月24日をもって、４名との和解が成立した。この４名を含む旧経営陣34名から受領した和解金は合計約８億4,676万円となった。

破綻処理の概要は以下のとおりである。

＜更生会社の資産および負債の状況＞

更生会社は、平成12年10月13日現在において、資産総額約2兆2,330億円に対し、負債総額は約２兆8,280億円で、債務超過額は5,950億円となっていることが判明した。また、現下の金融情勢においては将来にわたって毎年約300億円程度の「逆ざや」発生が予測される。

＜更生計画案の基本方針＞

更生手続は、①契約者保護、②会社価値の最大化、③経営者責任の調査・追及の三つを基本理念として進めた。一方、生命保険契約者保護機構からの資金援助については、その原資が他の生命保険会社の保険契約者の負担または公的資金によるものであることから、これを不要とする「資金援助なき生保再建」を目指して計画の作成を進めた。

＜債務超過を解消するための措置＞

債務超過を解消するため、一般更生債権である基金・劣後債・劣後ローンなどの全額免除、労働債権の一部免除を受けるとともに、保険契約の責任準備金等の削減、将来見込まれる保険契約の収益の計上を行う。更生計画案では、更生会社の将来の利益をAIGが約3,200億円の無形資産（のれん代等を含む）として評価したため、同額を資産に計上する。

＜株式会社への組織変更＞

経営の機動性・柔軟性を高めるため、相互会社から株式会社への組織変更を行う。

商　　号　エイアイジー・スター生命保険株式会社

資　　本　資本金　300億円以上

株式の割当　AIGに対して、管財人が裁判所の許可を得て割り当てる。

＜保険契約の契約条件変更の内容＞

(1)変更基準日

条件変更の基準日は、平成12年10月13日（更生手続開始決定日）とする。

（本更生計画の認可決定後、遡及して契約条件の変更を行う）

(2)責任準備金等の削減

①責任準備金等の削減率は10％とする。

②個人年金保険、財形保険、財形年金保険の責任準備金等の削減率は０％とする。

(3)予定利率等の見直し

利差損を解消して今後の収支の均衡を図るために、予定利率および前納割引率、予定死亡率・予定事業費率を変更する。

①予定利率については、平成13年３月31日までに無形資産（のれん代等を含む）を除いた資産評価額および権利変更後の負債評価額を計算し、その差額（仮債務超過額）に応じて、予定利率を変更する。

(注) 予定利率については、平成13年３月15日時点で仮債務超過額が311,976百万円と確定したため、適用予定利率を1.5％と定め、これを変更基準日（平成12年10月13日）に遡って適用することとされた。

②前納割引率は、予定利率の２分の１の水準とする。月払契約の一括払の割引率も変更する。

＜早期解約控除制度の適用＞

更生計画案は保険契約を継続することが前提となっているため、解約返戻金等の支払いに対し早期解約控除を行う。早期解約控除の対象は、平成12年10月13日時点で契約しているすべての保険契約とし、解約返戻金等の支払いに対して、（条件変更後の早期解約控除前の支払うべき金額）×（100％－控除率）を支払額とする。

なお、控除率の適用基準日は、原則として解約等の請求書類が更生会社の本社に到着した日（契約者からの通知にもとづかない事由の場合には、当該事由の発生した日）とする。ただし、解約等の受付日において失効または保険料払込猶予期間中の保険契約については、当該未払込保険料を払込むべき期月の契約応当日の前日を、控除率の適用基準日とする。

解約控除率の適用基準日	控除率
～平成14年３月	20％
平成14年４月～平成15年３月	18％
平成15年４月～平成16年３月	16％
平成16年４月～平成17年３月	14％

平成17年４月～平成18年３月	12%
平成18年４月～平成19年３月	10%
平成19年４月～平成20年３月	8%
平成20年４月～平成21年３月	6%
平成21年４月～平成22年３月	4%
平成22年４月～平成23年３月	2%

＜特別配当の実施＞

更生計画で責任準備金の削減対象となった個人保険および団体年金保険の契約者に対し、資産の売却等により換価・回収した金額が、前記（3）の資産評価額を超える一定の場合には、次のとおり「特別配当金」を支払う。

①支払の対象となる保険契約

個人保険または団体年金保険のうち、支払の基準となる日において有効継続中の保険契約。

②支払の基準となる日

第１回　認可決定直後の事業年度の最終日（平成14年３月31日）

第２回　その４年後の事業年度の最終日（平成18年３月31日）

6. 協栄生命保険株式会社の経営破綻

協栄生命においては、バブル経済の崩壊後の長引く景気低迷や低金利政策のために、平成７（1995）年以降運用利回りが毎年下落し続け、運用利回りが予定利率を下回る、いわゆる逆ざやが継続し、保有資産の価額下落や貸付債権の不良債権化も同時に進行した。この間、協栄生命は、劣後ローンを導入し第三者割当増資をするなど資本の増強を図ったほか、資本提携等で窮状を打開することを試みたが、いずれも失敗に終わった。平成12年９月には、生命保険会社の健全性を示す指標であるソルベンシー・マージン比率が200%前後まで落ち込む見込みとなり、加えて同年10月９日、千代田生命が会社更生手続開始の申立てをしたことが引き金となって、さらに保険契約の中途解約が激増することとなった。そこで、このままでは保険契約者および取引先に多大な損害を与えかねないとの判断から、同年10月20日、東京地方裁判所に対して、会社更生手続開始の申立てを行った。これを受け、同日、東京地裁より保全管理命令が発令されるとともに、保全管理人として弁護士が選任された。

保全管理人は、ただちに保全管理業務に着手するとともに、支援企業となることを申し出た複数社のなかから、生命保険契約者保護機構等に対して保険業法にもとづく資金援助または公的資金の投入を求めないことを約した米国のザ・プルデンシャル・インシュアランス・カンパニー・オブ・アメリカの協力のもとに、更生手続を進めることを決定した。同年10月23日、東京地裁より協栄生命に対して更生手続開始決定が下され、保全管理人である弁護士が法律管財人として選任された。

また、日本のプルデンシャル生命保険株式会社の執行役員１名が更生管財人代理に選任され、事業執行最高責任者として、通常の事業執行全般が委ねられた。

更生管財人は、更生管財人代理とともに、支援企業であるプルデンシャル社の協力のもと、更生手続を進め、平成13年２月14日、東京地裁に更生計画案を提出した。更生計画案は、平成13年３月28日に開催された審理・決議のための関係人集会において債権者の賛成多数で可決され、同年４月２日に東京地裁により認可された。翌日からは、「ジブラルタ生命保険株式会社」に社名を変更して業務を再開した。

破綻処理の概要は以下のとおりである。

＜更生会社の資産および負債の状況＞

更生管財人の財産評定による平成12年10月23日現在の資産総額は約４兆890億円、負債総額は約４兆4,145億円、したがって、平成12年10月23日現在の債務超過額は約3,255億円となる。なお、資産中には協栄生命の営業権（のれん代）3,640億円が含まれており、これを計上しないと約6,895億円の債務超過となる。

＜更生計画案の基本方針＞

更生計画を遂行し会社を再建するに当たっては、更生管財人は生命保険契約者保護機構からの資金援助（公的資金を含む）を求めないことを条件に、プルデンシャル社をスポンサーに決定した。

＜債務超過を解消するための措置＞

債務超過と逆ざや状態を解消するため、優先的更生債権の一部の免除ならびに一般更生債権および劣後的更生債権全額の免除を行う。

＜保険契約の契約条件変更の内容＞

(1)変更基準日

条件変更の基準日は、平成12年10月23日（更生手続開始決定日）とする。

(2)責任準備金等の削減

責任準備金等は、個人年金保険・財形保険・財形年金保険を除きその８％を削減する。

(3)予定利率等の見直し

以後の収支を均衡させるため、予定利率を1.75％（ただし、それを下回るものは据置く）に引き下げる。予定死亡率・予定事業費率は、同種の保険種類における最新の水準に変更する。

(4)保険金額、年金額等の変更

責任準備金等の削減および予定利率の見直しにより、保険金額・年金額等が変更となる。

保険料、満期日、年金開始日、保険料払込期間、保険料払込方法等は変更しない。

団体生命保険・集団定期保険・再保険の契約内容は変更しない。

更生計画認可決定日までに発生した生存以外の保険事故による保険金等の支払、保険期間が

終了した場合における個人年金保険、財形保険、財形年金保険の年金等の支払は、いわゆる特定契約として条件変更前の契約条件を履行する。

＜早期解約控除制度の適用＞

(1)すべての保険契約について更生計画認可決定後８年間は早期解約控除を適用する。

	解約控除率の適用基準日	控除率
初年度	～平成14年３月31日	15%
２年度	平成14年４月１日～平成15年３月31日	14%
３年度	平成15年４月１日～平成16年３月31日	12%
４年度	平成16年４月１日～平成17年３月31日	10%
５年度	平成17年４月１日～平成18年３月31日	8%
６年度	平成18年４月１日～平成19年３月31日	6%
７年度	平成19年４月１日～平成20年３月31日	4%
８年度	平成20年４月１日～平成21年３月31日	2%

(2)早期解約控除の適用の範囲

解約、減額（一部解約）、払済保険・延長定期保険への変更、年金の一括払出等団体年金のシェア変更、中途脱退（除く死亡・退職事由）

(3)早期解約控除後の解約払戻金の支払額

条件変更後の解約払戻金×(100%－控除率)

（注）解約払戻金と一緒に支払われる、例えば、配当金・前納保険料も早期解約控除の対象となる。

(4)その他

契約者貸付、保険料の自動振替貸付の貸付限度額は早期解約控除適用後の解約払戻金にもとづき計算される。

＜特別配当の実施＞

更生計画案で責任準備金等の削減を受けた契約に対して、契約者負担の軽減の観点から、特別配当を設ける。会社の資産のうち一般貸付および不動産を更生計画認可決定後８年以内に売却等により換価・回収した金額が財産評定額を超える場合、その超過額から換価費用・税金等を控除した残額の70%相当額を財源に４年および８年経過時に、責任準備金等の削減を受けた契約に対して「特別配当」として還元する。

特別配当の財源には、８年経過時においてまだ売却等がなされていない対象資産があるときは、当該対象資産については、第２回計算基準日における時価評価額（会社と利害関係を有しない不動産鑑定士等の専門家が鑑定した額）を含む。

ジブラルタ生命は、平成17年７月、旧協栄生命の更生計画にもとづき、特定責任準備金等の削減を受けた契約を対象に特別配当実施を発表した。

7. 東京生命保険相互会社の経営破綻

東京生命においては、バブル経済の崩壊後、日本経済の低迷傾向が長期化するなか、国内金

利は一貫して低下傾向を示したのに対し、バブル期に販売を拡大した高予定利率商品等が高負債コストとして収益を圧迫し、これが負債コストと運用利回りの格差である、いわゆる逆ざやとなり恒常的な収支悪化要因となった。

この間、東京生命は、含み益の実現化・益出しを進めたが、これによって資産全体の健全性を損なう結果となり、資産構成も株式・外貨建て証券等のリスク性資産に偏ることとなった。特に、当時の国内株価の下落は、有価証券の含み損を大きく拡大させる結果となった。

一方、平成９（1997）年度以降の相次ぐ生命保険会社の経営破綻から、信用格付の低下にともなう信用不安から新契約の減少と解約の増加による資産減少傾向が継続し、さらに平成12年10月の生命保険会社２社による会社更生手続開始の申立ての影響により解約が激増し、資産減少がさらに進んだ。このため東京生命は、外資との提携を視野に入れた株式会社化による資本増強策を進めるため、外資との提携交渉を開始したが交渉は不調に終わり、その結果、以後の事業の継続は困難な状況に至り、平成13年３月23日、東京地方裁判所に対して、会社更生手続開始の申立てを行った。これを受け、同日、東京地裁より保全管理命令が発令されるとともに、保全管理人として弁護士が選任された。

平成13年３月31日、東京地裁より更生手続開始決定が下され、保全管理人である弁護士が法律管財人として選任された。その前日までに支援候補として７グループからの申出がなされたが、管財人は、太陽生命保険相互会社および大同生命保険相互会社（「Ｔ＆Ｄ保険グループ」）他の３グループを支援候補として第１次選考を行った。同年６月23日に３グループから最終提案を受け、保険契約者の負担を最小にする候補者という基準で選考した結果、Ｔ＆Ｄ保険グループを支援企業として決定し、７月２日に支援契約の調印を行った。７月４日には東京地裁の選任により太陽生命前代表取締役専務取締役が事業管財人に就任し、さらに東京地裁の許可を得てティ・アンド・ディ太陽大同投資顧問前代表取締役社長を事業管財人代理に選任した。その後、順次スタッフの派遣を受け入れ、支援企業と共同で更生計画案の作成を開始し、７月31日に更生計画案を東京地裁に提出した。

更生計画案は、平成13年９月27日に開催された審理・決議のための関係人集会において債権者の賛成多数で可決され、９月30日に、東京地裁により認可された。その後、10月19日には東京地裁から更生手続終結決定を得て、新社名を「ティ・アンド・ディ・フィナンシャル生命保険株式会社」と変更し、同年10月22日に業務を開始した。

なお、旧経営陣等に対する責任追及については、平成13年４月17日に責任調査委員会を設置し、旧経営陣等の責任の有無の調査を行った結果、元代表取締役会長の遺族に対して損害賠償請求査定の申立てをした。また、他の旧役員28名（うち相続人２名）に対しても、その責任に応じて退職慰労金等の一部の返還または私財の提供等を求めた（平成13年９月25日までに6,541万円が返還された）。

破綻処理の概要は以下のとおりである。

＜更生会社の資産および負債の状況＞

管財人が実施した財産評定の結果によると、更生会社の資産総額は約6,900億円で、一方、負債総額は約7,631億円であった。この負債総額から一般更生債権である劣後ローン、受再保険の合計の406億円の全額免除を受けると負債総額は約7,225億円となり、資産総額約6,900億円との差額約325億円が債務超過額となった（最終的に債務超過額は731億円となった）。

＜更生計画案の基本方針＞

更生手続は、①会社価値の最大化により契約者の保護を最大限に行うこと、②手続の透明性を確保すること、③生命保険契約者保護機構に資金拠出を求めないこと、といった三つを基本理念として進め、そのために、入札方式によりスポンサー選定を行った。

＜債務超過を解消するための措置＞

債務超過を解消するため、劣後ローン等の一般更生債権について全額免除を受けるものとし、スポンサー会社であるT&D保険グループが評価した営業権325億円を資産に計上する。

＜株式会社への組織変更＞

資金調達力の強化、自己資本の充実、事業展開の自由度の向上等の課題に柔軟な対応を行うべく、相互会社から株式会社への組織変更を行う。なお、組織変更にあたって社員権の補償は行わない。

商　　号　ティ・アンド・ディ・フィナンシャル生命保険株式会社

資　　本　資本金　100億円

株式の割当　太陽生命および大同生命に対し、各２分の１ずつ管財人が裁判所の許可を得て割当

＜保険契約の契約条件変更の内容＞

(1)変更基準日

契約条件変更の基準日は、平成13年３月31日（更生手続開始決定日）とし、更生計画案の認可決定後、基準日に遡って契約条件の変更を行う。

(2)責任準備金等の積立方式の変更

個人保険および個人年金保険の責任準備金の積立方式を全期チルメル式に変更するが、変更後の責任準備金額等の削減は行わない。

(3)予定利率等の見直し

逆ざやを縮小して以後の収支の均衡を図るため、予定利率および前納割引率等を変更する。また、予定死亡率・予定事業費率についても最新の計算基礎率に変更する。

予定利率については、予定利率が2.60％を超えている保険契約については年2.60％に変更する。

(4)保険金額、年金額等の変更

契約条件変更前後で保険料は変更せず、契約条件変更をもとに保険金額、年金額（すでに支払いを開始している年金を含む）、給付金額および解約返戻金額を変更する。

ただし、個人保険および個人年金保険に付加されている特約で保険期間と保険料払込期間が同じである所定の特約、団体保険（総合福祉団体定期保険および団体定期保険において年金払特約の付加により変更基準日前にすでに年金支払を開始している契約ならびに団体終身保険を除く）、企業年金保険、新企業年金保険（年金受給権未取得者部分を解約した保険契約を除く）、財形保険、財形年金保険の年金受給権を取得していない被保険者部分については、保険金額、年金額、給付金額等の変更を行わない。

＜早期解約控除制度の適用＞

更生計画案は保険契約の継続が前提となっているため、解約返戻金等の支払いに対し早期解約控除を行う。早期解約控除の対象は、平成13年３月31日時点で存続するすべての保険契約（更生計画認可決定日以後に当該契約に転換された場合、当該契約から転換後契約に充当された部分を含む。また、すでに失効している保険契約を含む。）とし、解約返戻金等の支払いに対して、（契約条件変更後の早期解約控除前の支払うべき金額）×（100％－控除率）を支払額とする。

早期解約控除率の適用期間	控除率
～平成15年３月31日	20%
平成15年４月１日～平成16年３月31日	18%
平成16年４月１日～平成17年３月31日	16%
平成17年４月１日～平成18年３月31日	14%
平成18年４月１日～平成19年３月31日	12%
平成19年４月１日～平成20年３月31日	10%
平成20年４月１日～平成21年３月31日	8%
平成21年４月１日～平成22年３月31日	6%
平成22年４月１日～平成23年３月31日	4%
平成23年４月１日～平成24年３月31日	2%

＜特別配当の実施＞

①特別配当Ａ

更生計画認可決定後、平成18年４月１日から平成24年３月31日までの各事業年度においては、更生手続開始決定日現在において有効に存続する既存保険契約（更生計画で権利の変更の対象となったものに限る）の年間事業収益の80％について、当該保険契約のうち各事業年度末で有効な契約の契約者に対し、契約者配当を割り当てる。

②特別配当Ｂ

更生会社の処分対象主要資産のうち更生計画作成時において処分未了のものが財産評定額

と異なる額で売却された場合の差額分および旧役員等から賠償金等として回収した場合の金員を原資として、更生計画において権利変更の対象となった既存保険契約のうち、平成19年３月に終了する事業年度末において有効な契約の契約者に対し、特別配当を割り当てる。

ティ・アンド・ディ・フィナンシャル生命は、平成18年７月24日、商号を「Ｔ＆Ｄフィナンシャル生命保険株式会社」へ変更した。

平成９年から平成13年までの間の生命保険会社の破綻の処理状況の概要は以下のとおりである。

生命保険会社の破綻の処理状況

会社名	破綻処理開始時	根拠手続	債務超過額	資金援助がない場合の弁済率	資金援助等	責任準備金の削減	引き下げ後の予定利率	
日産生命	平成９年４月	保険業法手続	3,000億円	91.6%	2,000億円（保護基金）	なし	2.75%	平成９年10月、あおば生命に保険契約を包括移転。
東邦生命	11年６月		6,500億円	85.6%	3,663億円	10%	1.50%	平成12年３月、ジー・イー・エジソン生命に保険契約を包括移転。
第百生命	12年５月		3,200億円	89.5%	1,450億円	10%	1.00%	平成13年４月、マニュライフ・センチュリー生命に保険契約を包括移転。
大正生命	12年８月		365億円	84.6%	267億円	10%	1.00%	平成13年３月、あざみ生命に保険契約を包括移転。
千代田生命	12年10月	更生手続	5,975億円	90.3%	0億円	10%	1.50%	平成13年３月、裁判所がAIGをスポンサーとする更生計画案を認可決定。同年４月よりエイアイジー・スター生命に組織変更し営業再開。
協栄生命	12年10月		6,895億円	92.6%	0億円	8%	1.75%	平成13年４月、裁判所が米プルデンシャル社をスポンサーとする更生計画案を認可決定。同月にジブラルタ生命に社名変更し営業再開。
東京生命	13年３月		731億円	94.7%	0億円	なし	2.60%	平成13年９月、裁判所がＴ＆Ｄグループ（太陽生命・大同生命）をスポンサーとする更生計画案を認可決定。同年10月よりティ・アンド・ディ・フィナンシャル生命に組織変更し営業再開。

（出典：平成17年２月16日金融審議会金融分科会第二部会（第24回）資料）

8. 大和生命保険株式会社の経営破綻

大和生命は、平成20（2008）年10月10日の取締役会において、会社更生法および金融機関等の更生手続の特例等に関する法律にもとづく更生手続開始の申立てを行うことを決議し、同日、東京地方裁判所に対して、会社更生手続開始の申立てを行い、受理された。同社は、申立ての理由のなかで、「これまでの長年の経営のなかで構造的に多額の事業費が生じる財務体質にあり、積極的な資産運用によって事業費負担を填補する財務運用方針を継続してきたこと、超過収益

獲得のためリスク・リターン・バランスを考慮しつつ、オルタナティブ資産への投資も比較的多く実施し、平成17年度および平成18年度においては高い運用実績をあげてきた。しかしながら、昨今の世界的な金融市場の混乱、信用収縮により、保有していた有価証券の想定外の急速かつ深刻な価値の下落が進み、平成20年度中間期決算は当期純損失110億4,300万円（見込み）、会計上の債務超過額が114億9,000万円を見込むに至った」ことを明らかにした。なお、負債総額は、2,695億円であった。

同日、東京地裁より、保全管理命令が発令されるとともに、保全管理人として弁護士が選任された。

10月17日、東京地裁より更生手続開始決定が下され、保全管理人である弁護士が法律管財人として選任された。

大和生命の再建に係るスポンサーの選定については、11月中旬に実施された一次入札を経て、平成21年２月20日に最終入札が実施された。入札の結果、米国プルデンシャル ファイナンシャル・グループに属するジブラルタ生命保険株式会社が選定され、３月３日に両社間でスポンサー契約が締結された。翌４日には、東京地裁より、事業管財人としてプルデンシャル生命保険株式会社執行役員常務が選定された。

なお、旧経営陣等に対する責任追及については、平成20年10月27日に前最高裁判所判事を委員長とする経営責任調査委員会が設置され、大和生命の経営責任について調査が行われた。平成21年２月16日、経営責任調査委員会より「元役員らの経営状況とその時々の経営判断には種々非難し得る点が認められるものの、刑事上の責任を問うべき非行は認められず、民事上の責任についても、経営破綻の直接的な原因がこれらの経営判断の誤りによるものとまで認めることは困難であると判断し、同役員らの法的責任を追及するには及ばない」とする調査結果要旨が公表された。また、調査結果要旨には、元社長が道義的責任を認め相当額の私財提供をしたこと、経営破綻時の役員全員が退職慰労金を請求しない意向を示したこと等が記載された。

金融庁、金融担当大臣談話を公表

金融庁は、平成20年10月10日、大和生命が東京地方裁判所に会社更生手続開始の申立てを行ったことに対し、金融担当大臣談話を公表した。金融担当大臣談話は、以下のとおりである。

1. 大和生命保険株式会社（以下「大和生命」という。）は、本日、金融庁に対し保険業法に基づく事業継続困難の申出を行うとともに、東京地裁に対し会社更生手続開始の申立てを行った。同社がこのような事態に至ったことは誠に遺憾である。
2. 大和生命においては、平成20年9月末時点で債務超過となる見込みとなったことから、契約者保護の観点から更なる損失拡大を防ぐため、できる限り早期に更生手続開始の申立てを行ったものと承知している。
3. 大和生命の保険契約の取扱いは、今後、裁判所の監督の下、更生計画において定められるこ

ととなる。また、我が国においては、生命保険契約者保護機構のセーフティネットが整備されており、保険契約者は、原則として、責任準備金の90%までは補償されることとなっている。

4. 今般、大和生命がこのような事態に至ったのは、高コストの保険事業を高利回りの有価証券運用で補填するという同社の特異な収益構造が主たる要因であり、他の保険会社とは状況が異なるものと認識している。
5. 金融監督当局としては、今後とも、保険契約者等の保護の観点から、適切な監督に努めてまいりたい。

大和生命保険株式会社の概要

1. 沿革

   明治44年　会社設立

   平成13年　破綻した大正生命より保険契約の包括移転

   平成14年　株式会社化

2. 本社所在地

   東京都千代田区内幸町一丁目１番７号

3. 社長　（略）
4. 契約件数

   約18万件

5. 主要計数

	18年３月期	19年３月期	20年３月期	20年９月期（見込値）(注)
総資産	3,042億円	3,000億円	2,832億円	2,580億円
保有契約高	11,245億円	11,071億円	10,746億円	—
基礎利益	49億円	35億円	25億円	—
当期純利益	14億円	13億円	7億円	▲110億円
有価証券含み損益	159億円	187億円	▲112億円	▲157億円
純資産	234億円	266億円	41億円	▲115億円

（注）平成20年９月期（見込値）の計数は、大和生命が会社更生手続開始の申立てに際し、裁判所に提出したもの

・役員数　：９名（19年度末現在）
・職員数　：1,019人（うち内勤職員数：394名、営業職員数625名、19年度末現在）
・店舗数（営業所等）　：63（19年度末現在）
・ソルベンシー・マージン比率　：555.4%（20年３月期）

（参考）生命保険会社の破綻事例としては平成13年の東京生命以来となる８例目

4. 生命保険のセーフティネットの見直し

1. 保険契約者保護のための制度について

平成９（1997）年４月25日、大蔵省より日産生命に対して、生命保険会社として戦後初の業務停止命令が出された。

日産生命の破綻では、保険契約者保護基金の以下の問題点が明らかになった。

・当該制度は破綻生命保険会社から救済生命保険会社への保険契約の移転を円滑に実施するために、保険契約者保護基金から資金援助を行うものであるが、救済生命保険会社が現れない場合機能しないこと
・当該制度では、支援限度額が累計で２千億円とされたが、破綻の規模によって保険金額の削減率が変わるため、個別の契約がどこまで保証されるか不明確であること
・日産生命の破綻で支援限度額の全額を支出したため、今後は支援限度額を増額しない限り機能しないこと

他方、平成８年10月30日開催の保険審議会第62回総会では、保険審議会において支払保証制度について検討を行うこととされ、大蔵省銀行局保険部を事務局とする「支払保証制度に関する研究会」が発足した。

支払保証制度に関する研究会により、平成９年６月４日に「これまでの検討状況」がとりまとめられ、12月５日に報告書がとりまとめられた。同報告書は12月19日開催の保険審議会第66回総会に報告された。

その後、平成10年３月６日開催の保険審議会第68回総会では、金融システム改革法案の一項目として、保険契約者保護のための制度としての保険契約者保護機構の法定化について報告された。金融システム改革法は、同年６月５日、原案どおり成立した。

2. 生命保険契約者保護機構の設立

生命保険契約者保護機構は、平成10（1998）年11月20日開催の創立総会での決議を経て、保険業法にもとづき12月１日に設立、事業を開始した。

設立時の生命保険契約者保護機構の概要は、以下のとおりである。

1. 目的
　生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、保険契約の移転等の円滑な実施のため救済保険会社に対する資金援助を行うほか、救済保険会社が現れる見込みがない場合においては、自ら破綻保険会社に係る保険契約の移転を受け、当該移転を受けた保険契約の管理及び処分を行う等により、保険契約者等保護を図り、もって生命保険業の信頼性を維持することを目的とする。
2. 業務内容
　上記の目的を果たすために、以下の業務を行う。

①救済保険会社に対する資金援助
②破綻保険会社となった機構の会員に係る契約の引受けならびに当該保険契約の引受けに係る保険契約の管理および処分
③負担金の収納および管理
④生命保険契約者保護機構の会員に対する資金の貸付
⑤破綻会社である会員の保険契約者等に対する資金の貸付
⑥上記①～⑤に附帯する業務

3. 補償の内容

救済保険会社への資金援助および生命保険契約者保護機構による保険契約の引受けにおける補償対象契約は、国内における元受保険契約で、その補償限度は責任準備金を基準に90%までの補償を行う。

(以下、略)

4. 特例措置（略）

5. 組織

以下のとおり。

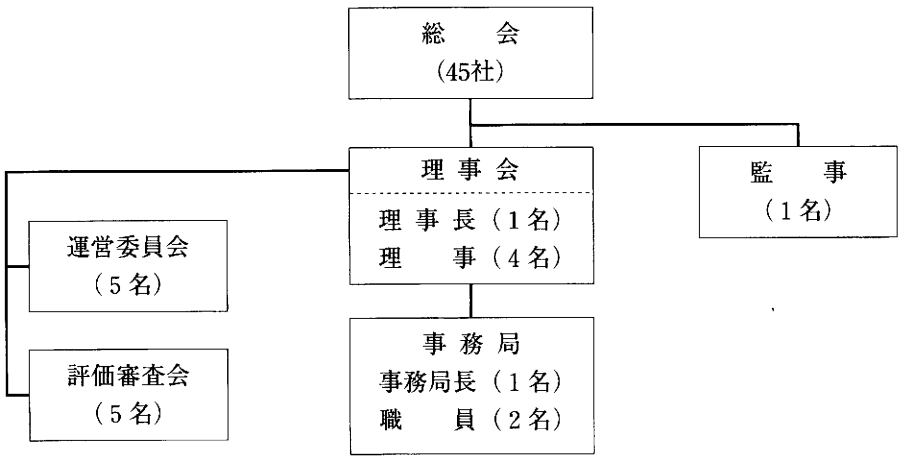

6. 会員

生命保険会社45社

7. 役員（略）

8. 主たる事務所の所在地（略）

3. 生命保険契約者保護機構の財源問題等について

平成11（1999）年6月、東邦生命が破綻した。東邦生命の破綻処理に際しては、救済保険会社（ジー・イー・エジソン生命）へ保険契約を包括移転し、3,663億円の資金援助を実施することとなった。この資金援助により、生命保険契約者保護機構の財政が逼迫することとなったことを受け、金融監督庁および大蔵省により、同年12月生命保険業界に対して、セーフティネットの再構築案が提示された。

セーフティネットの再構築案については、5,000億円の追加財政措置が行われ、そのうち業界負担を1,000億円とする内容であった。そのうち、公的な関与については、生命保険契約者保護機構の財源4,600億円が枯渇した場合、平成15年３月末までの間に発生した破綻処理に要する費用のうち、業界の追加負担分を超える部分について、4,000億円を限度に財政措置が講じられることとされた。

生命保険契約者保護機構では、これを受け、同月「生命保険契約者保護機構に係る緊急措置の基本方針」を決議した。決議の内容は、平成15年３月までの破綻を対象に、借入限度額を4,600億円から9,600億円に拡大し、このうち業界負担は1,000億円を追加し、累計で5,600億円を超える負担は行わないことを確認するものであった。資金援助が累計で5,600億円を超える場合、生命保険契約者保護機構は政府に対して必要な予算措置を要請することができるとした。また、生命保険契約者保護機構は金融審議会等において、保険会社の倒産法制、リスク管理のあり方等とあわせ、今後の生命保険のセーフティネットのあり方について十分な検討がなされることを要請した。

これを受け、平成11年12月の金融審議会第二部会では、保険会社のセーフティネットに関して倒産法制の整備を検討する必要があるとする「保険会社のリスク管理と倒産法制の整備　中間とりまとめ」がとりまとめられた。

上記報告を受け、平成12年５月には「保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、生命保険契約者保護機構の機能拡充や更生手続の相互会社への適用等の制度整備が行われた。また、生命保険契約者保護機構の財源対策については、平成15年３月末までに破綻した生命保険会社の破綻処理費用について、生命保険各社の負担を超える部分については、政府から補助金を受けることが可能となるように整備された。あわせて、相互会社から株式会社への組織変更規定の整備等が行われた。

平成12年５月に第百生命が、８月に大正生命が、10月に千代田生命、協栄生命が、翌13年３月に東京生命が破綻し、平成12年度においては生命保険会社５社が破綻した。生命保険契約者保護機構は、東邦生命、第百生命、大正生命の救済保険会社に累計5,380億円の資金援助を行った。

平成14年12月に生命保険契約者保護機構は、政府に対し、平成15年４月以降の保険契約者等の保護のための制度について検討し、生命保険契約者保護機構の信頼確保に必要な措置を講じるよう要請した。これを受け、金融庁より業界に対し、5,000億円の追加財政措置、このうち業界負担を1,000億円とし、平成18年３月末までに発生した破綻処理について、業界追加負担分を超える財政措置による公的な関与を手当てする旨の再構築案の基本方針が提示された。同月、生命保険契約者保護機構は、再構築案に係る基本方針を決議するとともに、付帯事項として年間負担額の軽減、事後拠出制への移行を含む平成18年４月以降のセーフティネットのあり方の

見直しについて速やかに検討することを政府に対して要請した。

平成15年５月「保険業法の一部を改正する法律」が公布され、生命保険契約者保護機構が平成15年４月１日から平成18年３月31日までの資金援助等に要する費用を会員各社による負担金のみでまかなうこととした場合、会員各社の財務状況が悪化することにより保険業に対する信頼性を維持することが困難となり、ひいては国民生活等に不測の混乱を生じさせるおそれがあると認められる場合には、政府は、予算の範囲内において補助金を交付できることとされた。

平成16年１月、平成18年度以降の財政措置のあり方を含めた保険契約者保護機構制度の見直しについて、金融審議会金融分科会第二部会傘下の「保険の基本問題に関するワーキンググループ」で検討が開始され、同年12月に金融審議会金融分科会第二部会において、報告書「保険契約者保護制度の見直しについて」がとりまとめられた。報告書の概要は以下のとおりである。

＜報告書「保険契約者保護制度の見直しについて」＞

・政府補助の延長

　平成18年度から平成20年度の生命保険会社の破綻処理における資金援助等に要した費用が、生命保険契約者保護機構の借入限度額の4,600億円を超えて必要となった場合は、政府補助が可能。

・特別勘定資産保全の制度整備

　特別勘定で経理される団体年金保険等（最低給付保証のないもの）について、厳格な分別管理を義務付けた上で責任準備金を削減しない取扱いを可能とするとともに、保険契約者保護制度の対象外とする。

・高予定利率契約の補償率の引き下げ

　高予定利率の契約について、保険契約者保護制度による責任準備金の補償率を他の契約よりも引き下げる。

これを受け、平成17年３月、生命保険契約者保護機構は、政府に対し、平成18年度以降の保険契約者保護のための制度について必要な措置を講じるように要請し、平成17年５月に保険業法等の一部を改正する法律が公布された。

当該法律には、上記の見直しに加え、費用負担、政府補助等の見直しについて以下の規定が設けられた。

＜保険業法（平成17年５月２日法律第38号附則第38条第１項要旨）＞

政府は、法律施行後３年以内に、保険会社の経営の健全性の状況等を勘案し、生命保険契約者保護機構の資金援助等に要する費用に係る負担のあり方、政府補助に係る規定の継続の必要性について検討を行い、適切な見直しを行う。

平成20年10月24日、現下の厳しい金融情勢のもとで、引き続き保険契約者の保護が的確に

図られるセーフティネットを確保しておくことが必要であることから、政府補助規定を平成21年４月以降平成24年３月末まで延長する保険業法の一部を改正する法律案が、第170回国会に提出され、改正法は12月12日に成立し、12月16日に公布・施行された。

第２章　金融自由化と規制改革への対応

1. 金融審議会の動向

1. 金融監督庁の発足と金融審議会の設置

平成10（1998）年６月22日に金融監督庁が発足するとともに、これまで業態ごとに設置されていた三つの審議会（金融制度調査会、証券取引審議会、保険審議会）が廃止され、大蔵大臣の諮問機関として新たに「金融審議会」が設置された。同日施行された金融審議会令によって金融審議会は委員を20名以内とし、必要に応じて臨時委員、専門委員を置くこと、これら委員は学識経験者のなかから大蔵大臣が任命することや大蔵省金融企画局企画課を事務局とすること等が定められた。

平成10年７月30日に大蔵省より、金融審議会委員18名が公表された。８月６日には第１回金融審議会総会が開催され、委員の互選により、会長として貝塚啓明氏（中央大学法学部教授）、会長代理として蝋山昌一氏（高岡短期大学長）が選任された。また、大蔵大臣より同審議会に対して、「21世紀を見据え、安心で活力ある金融システムの構築に向けて、金融制度及び証券取引制度の改善に関する事項について、審議を求める」との諮問が行われた。

同年10月29日には第２回金融審議会総会が開催され、事務局より金融を取り巻く最近の状況として、①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律、金融システム早期健全化のための緊急措置に関する法律等について、②日本長期信用銀行の特別公的管理について、③証券市場における空売り規制の前倒しについて、④金融システム改革関連政省令制定に当たっての基本的方向性について説明が行われた。

また、以後の審議会の運営方針に関する次の提案が行われ、了承された。

①二つの部会を設置

第一部会：「21世紀の金融取引やサービスのあり方はどのようにあるべきか」

第二部会：「安心で活力ある金融システムの構築」

②必要に応じて、各部会のもとにワーキンググループを設置

部会で検討するテーマについては、今後具体的に詰めていくこととされた。また、参考として過去の審議会における指摘事項等の例示がなされ、保険に関しては、保険審議会における指摘事項として「相互会社から株式会社への組織変更」が挙げられた。

平成11年３月19日には第３回金融審議会総会が開催され、特別保険料の料率の考え方について、倉澤康一郎第二部会長（武蔵工業大学環境情報学部教授）と事務局から説明が行われるとともに、「預金保険制度に関するワーキンググループ」の神田秀樹座長（東京大学法学部教授）から補足的説明が行われた。その後、質疑が行われ、残る２年間（平成11年度および12年度）

の特別保険料の料率については、現行料率でこれを据え置くことが適当であるとの考え方を金融審議会としての意見とすることが了承された。

続いて、「部会のテーマとこれまでの審議状況」および規制緩和推進３か年計画の改定の概要について、事務局から説明が行われ、質疑が行われた。

(1)第一部会における審議

金融審議会のもとに二つの部会が設置されたことにともない、平成10年12月８日に第１回金融審議会第一部会が開催され、委員の互選により、部会長として蝋山昌一氏（高岡短期大学長)、部会長代理として神田秀樹氏（東京大学法学部教授）が選任された。同会合では事務局より、最近の金融システムをめぐる問題について説明が行われた。

12月22日には第２回金融審議会第一部会が開催され、冒頭、金融業界から選任されたオブザーバーについての紹介があった。なお、生命保険業界からもオブザーバーが選任された。

また、蝋山部会長より、①「リーテイル市場の環境整備について（一般の投資家が、賢い投資家として、賢い金融活動ができるような、リーテイル市場の環境整備について)」および「新しいタイプの市場型間接金融について（集団的投資スキームについて)」に関するワーキンググループを設置すること、②ワーキンググループの人選については、部会長に一任することが提案され、了承された。

平成11年１月29日には第３回金融審議会第一部会が開催され、同部会のもとに設置する二つのワーキンググループ（「集団投資スキームに関するワーキンググループ」「ホールセール・リーテイルに関するワーキンググループ」）のメンバーが公表された。

以降、各ワーキンググループにおいてそれぞれのテーマに沿った検討がなされ、適宜、金融審議会第一部会に報告された。金融審議会第一部会の開催状況（第３回～第27回）は以下のとおりである。

回	開催日	議　　題
第３回	平成11年 １月29日	(1)有識者からのヒアリング (2)今後のワーキンググループの運営等について
第４回	２月25日	(1)日本弁護士連合会「新しい金融の流れに関する懇談会『論点整理』」 ・意見書についての説明 ・意見書に対するコメント ・自由討議
第５回	３月24日	(1)ワーキンググループにおける検討状況について ・ホールセール・リーテイルに関するワーキンググループについて ・集団投資スキームに関するワーキンググループについて ・受託者責任に関する両ワーキンググループ合同部会について
第６回	４月23日	(1)金融システム改革の進捗状況 (2)「金融商品」の範囲について ・金融サービス法の対象となる「金融商品」 ・「金融商品」の範囲について

第７回	５月21日	(1)「ホールセール・リーテイルに関するワーキンググループ」における審議状況の説明 (2)「集団投資スキームに関するワーキンググループ」における審議状況の説明 (3)ルールの実効性確保や業者の適格性等に関するルールのあり方等についての説明
第８回	６月７日	(1)金融商品の範囲について (2)ホールセール・リーテイルに関するワーキンググループ 「議論のためのたたき台」について (3)集団投資スキームに関するワーキンググループ 「議論のためのたたき台」について
第９回	６月11日	(1)前回部会における議論の紹介等 (2)「ルールの実効性の確保」「ルールの形成・運用」「業者の適格性等に関するルール」について
第10回	６月18日	(1)「中間整理（第一次)」たたき台について
第11回 (第４回総会・部会合同会合)	７月６日	(1)第一部会 ・「中間整理（第一次)」についての部会長説明と審議 (2)第二部会 ・「保険相互会社の株式会社化に関するレポート」についての座長説明と審議 ・「預金保険制度に関する論点・意見の中間的な整理」についての座長説明と審議 ・個人信用情報保護・利用の在り方に関する作業部会の「論点・意見の中間的な整理」についての事務局による紹介 (3)総会 (4)今後の審議の進め方について (5)政務次官挨拶
第12回	９月３日	(1)「裁判外紛争処理制度」及び「英国における金融サービスオンブズマン制度」に関する事務局説明 (2)「裁判外紛争処理制度」に関する業界からのヒアリング及び自由質疑
第13回	９月22日	(1)「中間整理」へのパブリックコメント及び新聞論調等について (2)第一部会の今後の運営について
第14回	10月８日	(1)集団投資スキーム法制及びSPC法改正について
第15回	10月26日	(1)消費者契約法について (2)金融商品の販売・勧誘ルール等について
第16回	11月16日	(1)集団投資スキームに関するワーキンググループの検討状況
第17回	11月24日	(1)有価証券報告書等のディスクロージャーの電子化について (2)裁判外紛争処理制度のあり方等について (3)金融商品の販売・勧誘ルールのあり方について
第18回	11月30日	(1)集団投資スキームに関するワーキンググループからの報告 (2)裁判外紛争処理制度等に関する審議 (3)証券取引所の株式会社化について
第19回	12月７日	(1)「ホールセール・リーテイルに関するワーキンググループ」からの金融商品の販売・勧誘ルールのあり方に関する報告 (2)金融審議会第一部会「中間整理（第二次)」の取りまとめについて (3)「証券取引所の組織形態のあり方に関するワーキンググループ」の立ち上げ状況に関する報告
第20回	12月14日	(1)金融審議会第一部会「中間整理（第二次)」の取りまとめについて
第21回	平成12年 ２月22日	(1)「中間整理（第二次)」へのパブリックコメント及び第一部会関係法律案の検討状況について

		・預金保険法等の一部を改正する法律案提出について ・証券取引所の組織形態のあり方等について
第22回	３月29日	(1)部会報告等に基づく法案の国会提出状況について ・「保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案」 ・「証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律案」 ・「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律及び特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の一部を改正する法律案」 ・「金融商品の販売等に関する法律案」 (2)今後の第一部会運営のあり方について
第23回	４月28日	(1)「ホールセール・リーテイルに関するワーキンググループ」における裁判外紛争処理制度のあり方に関する検討状況について (2)「CPのペーパーレス化に関する研究会」報告書について (3)「金融サービスの電子取引等と監督行政に関する研究会」報告書「金融サービスの電子取引と監督行政」について
第24回	５月19日	(1)金融に関する消費者教育のあり方について (2)「証券決済システムの改革に関するワーキンググループ」における検討状況に関する中間報告
第25回	６月９日	(1)ホールセール・リーテイルに関するワーキンググループ報告「金融分野における裁判外紛争処理制度の整備について」 (2)「日本版金融サービス法」への取り組みについて
第26回	６月16日	(1)証券決済システムの改革に関するワーキンググループからの報告「21世紀に向けた証券決済システム改革について」 (2)21世紀を支える新しい金融の枠組みについて（案）
第27回	６月23日	(1)21世紀を支える新しい金融の枠組みについて（案）

(2)第二部会における審議

平成10年12月７日に第１回金融審議会第二部会が開催され、委員の互選により、部会長として倉澤康一郎氏（武蔵工業大学環境情報学部教授）、部会長代理として江頭憲治郎氏（東京大学法学部教授）が選任された。同会合では、事務局より、最近の金融システムをめぐる問題および保険会社に係る早期是正措置制度について説明が行われた。

また、倉澤部会長より、①問題に応じて適宜ワーキンググループを設置すること、②「保険相互会社の株式会社化に関する問題」および「個人信用情報保護の問題」に関するワーキンググループを設置（後者は通産省との合同）すること、③ワーキンググループの人選については、部会長に一任することが提案され、了承された。

さらに、第二部会のメンバーに金融業界の実務家が選出されていない状況にかんがみ、今後、金融業界からオブザーバーを選出することについて、部会長より提案がなされ、了承された。なお、各業態から横並びに１人ずつ選出すると、大人数となることや業界を代表した立場となりかねないこと等を踏まえ、選任の考え方も含めてオブザーバーの選任については、部会長に一任することとされた。

12月18日には第２回金融審議会第二部会が開催され、部会長に一任とされていた金融業界からのオブザーバーについての紹介がなされた。生命保険業界からもオブザーバーが選任され、同会合にて「保険相互会社の株式会社化」についての説明および要望を行った。本件については、大量に発生する端株処理の問題や寄与分計算の明確化等、専門的・技術的な内容を含むため、今後は、保険相互会社の株式会社化に関するワーキンググループで検討された内容を同部会にフィードバックすることとされた。なお、保険相互会社の株式会社化に関するワーキンググループおよび個人信用情報保護・利用のあり方に関する作業部会の人選、運営方法等については、部会長に一任することとされた。

平成11年２月３日には第３回金融審議会第二部会が開催され、保険相互会社の株式会社化に関するワーキンググループおよび個人信用情報保護・利用の在り方に関する作業部会のメンバーが発表された。また、これら二つのほかに、新たに「預金保険制度に関するワーキンググループを設置する」旨の提案がなされ、了承された。預金保険制度に関するワーキンググループにおける主な検討課題として、①預金保険法施行令（附則第２条にもとづき、平成10年度末までに特別保険料率について検討を行う）、②平成13年４月以降、預金者に負担を求める体制に円滑に移行するために、預金者の名寄せ等実務的な観点から検討を行うことが挙げられた。なお、これらのワーキンググループとは別に、「銀行の機能と役割に関するインフォーマルな検討」を行うグループを設置することとされた。

同会合では、金融の変革・再編と保険業の役割について、オブザーバーより報告が行われた。

以降、各ワーキンググループにおいてそれぞれのテーマに沿った検討が行われ、適宜、金融審議会第二部会あてに報告された。金融審議会第二部会の開催状況（第４回～第19回）は以下のとおりである。

回	開催日	議　　題
第４回	平成11年 ３月８日	(1)規制緩和推進３か年計画の概要と対応状況 (2)特別保険料の料率に関する考え方
第５回	５月７日	(1)金融システム改革の進捗状況等について (2)「個人信用情報保護・利用の在り方に関する合同作業部会」における審議状況の紹介 (3)「保険相互会社の株式会社化に関するワーキンググループ」における論点と審議状況の紹介
第６回	６月16日	(1)保険相互会社の株式会社化について (2)預金保険制度について (3)次回の進め方について
第７回	６月22日	(1)公開前規制の見直しについて (2)預金保険制度について (3)個人信用情報保護と利用のあり方について
第８回 (第４回総会・部会合同会合)	７月６日	前掲（第一部会第11回議題）

第９回	８月５日	(1)「預金保険制度に関する論点・意見の中間的な整理」に基づく金融機関からのヒアリング
第10回	８月24日	(1)「預金保険制度に関する論点・意見の中間的な整理」に基づく金融サービス利用者からのヒアリング及び自由質疑 (2)アメリカにおける金融機関の破綻処理制度について（事務局説明） 「保険の基本問題に関するワーキンググループ」の設置について
第11回	９月９日	(1)FDIC議長によるスピーチ 「米国の預金保険制度と金融機関の破綻処理について」
第12回	９月29日	(1)「預金保険の特例措置の終了を前提とした検査・監督行政」（金融監督庁報告） (2)預金保険制度に関する討議
第13回	10月13日	(1)預金保険制度に関する討議 (2)保険基本問題に関するワーキンググループにおける検討状況の報告
第14回	11月10日	(1)民事再生法案の概要 (2)預金保険制度に関する討議
第15回	11月22日	(1)預金保険制度等に関する討議 (2)「保険の基本問題に関するワーキンググループ」の検討状況の報告 (3)有価証券報告書等のディスクロージャー制度の電子化について
第16回	12月７日	(1)預金保険制度等に関する討議
第17回	12月14日	(1)預金保険制度に関する討議 (2)保険会社のリスク管理と倒産法制のあり方に関する討議 (3)生命保険会社に係るセーフティネットに関する討議
第18回	平成12年 ３月23日	(1)答申及び部会報告等に基づく法案提出状況について (2)規制緩和推進計画の概要と対応状況について
第19回	６月14日	(1)保険の基本問題に関するワーキンググループ報告について (2)高度情報通信社会推進本部・個人情報保護法制化専門委員会「個人情報保護基本法制に関する大綱案（中間整理）」について (3)「異業種による銀行業参入等新たな形態の銀行業に対する基本的な考え方」等について

平成11年８月24日には第10回金融審議会第二部会が開催され、保険の基本問題に関するワーキンググループ（保険WG）の設置について事務局より説明が行われた。10月13日開催の第13回第二部会と11月22日開催の第15回第二部会に保険WGの検討状況について報告が行われた後、12月14日開催の第17回第二部会に保険WGの「保険会社のリスク管理と倒産法制の整備（中間取りまとめ）（案）」が報告され、引き続き、討議が行われた。

「保険会社のリスク管理と倒産法制の整備・中間取りまとめ」については、12月21日開催の第６回金融審議会総会の審議を経て同日公表され、当協会は、平成12年１月14日、大蔵省あてに意見を提出した。その後、「保険相互会社の株式会社化に関するレポート」および「中間取りまとめ」を受けて、「保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案」が３月７日に閣議決定され、同日、国会に提出された。その後、改正法が成立し、６月30日から施行された。

また、６月14日には第19回第二部会が開催され、保険WGにおいてとりまとめられた「保険

会社のリスク管理（保険会計をめぐる論点整理）」について説明が行われ、了承された。6月27日には第7回金融審議会総会が開催され、第二部会より「保険会社のリスク管理（保険会計をめぐる論点整理）」について説明が行われ、引き続き審議が行われた。

2. 金融庁の発足と金融審議会の再編成

平成12（2000）年7月に金融庁が発足するとともに、金融審議会は金融庁に移管された。8月4日には金融庁移管後初（通算第8回）の金融審議会総会が開催され、会長として貝塚啓明氏（中央大学法学部教授）が引き続き選任された。また、金融再生委員会、金融庁長官および大蔵大臣より、「経済・金融を取り巻く環境の変化を見据え、安定的で活力ある金融システムの構築および金融市場の効率性・公正性の確保に向けて、金融に関する制度の改善に関する事項について、審議を求める」との諮問が行われた。審議状況としては、8月4日の総会において決定された運営方針に則り、第一部会、第二部会および金融の基本問題に関するスタディグループが設けられた。なお、第一部会、第二部会の位置づけは従前を引き継いだ。

(1)第一部会における審議

第一部会では異業種参入にともなう銀行法等の整備、他業禁止の緩和等について、第151回通常国会での法制化等に向けた事項を中心に審議が行われ、平成12年12月21日には第一部会報告「銀行業等における主要株主に関するルール整備及び新たなビジネスモデルと規制緩和等について」がとりまとめられた。

金融審議会第一部会の開催状況（第28回～第32回）は以下のとおりである。

回	開催日	議　　題
第28回	9月12日	(1)最近の金融をめぐる問題について
第29回	9月20日	(1)有識者からのヒアリング
第30回	9月28日	(1)有識者からのヒアリング
第31回	11月8日	(1)ワーキンググループの検討状況等について (2)ジャパンネット銀行、アイワイバンク銀行（予定）について
第32回	12月7日	(1)ワーキンググループの検討結果について (2)主な規制緩和項目について

(2)第二部会における審議

第二部会では個人信用情報保護・利用に関する制度整備等について審議が行われた。また、「個人情報保護基本法制に関する大綱」（個人情報保護法制化専門委員会、平成12年10月11日）および個人情報保護基本法制の立案作業の進捗状況等を踏まえ、個人信用情報にとどまらない、金融分野における個人情報の保護等のあり方について、引き続き検討を進めて行くこととされた。

金融審議会第二部会の開催状況（第20回～第21回）は以下のとおりである。

回	開催日	議　　題
第20回	10月3日	(1)個人情報保護基本法制について (2)保険会社における金融商品の時価評価の導入について
第21回	11月15日	(1)「個人情報保護基本法制に関する大綱」について

(3)金融の基本問題に関するスタディグループにおける審議

金融の基本問題に関するスタディグループは、「経済・金融を巡る情勢変化を踏まえ、中長期的な展望の下、時代のニーズを先取りした制度整備等にも取り組むためには、今後の我が国の金融システムの方向性について、基本的な考え方の整理が必要」という観点から設置された。平成12年10月20日の第１回会合以降、フリーディスカッションを中心に計４回の会合が開催された。

3. 中央省庁等の再編にともなう金融審議会の再編成

平成13（2001）年１月29日、中央省庁等の再編にともなう審議会の統合により、内閣総理大臣、金融庁長官および財務大臣の諮問機関として新たな金融審議会(注)が設置され、統合後初（通算第10回）の金融審議会総会が開催された。新たな金融審議会のもとには金融分科会、金利調整分科会、金融の基本問題に関するスタディグループ等が設置された。また、前年度に引き続き、「経済・金融を取り巻く環境の変化を見据え、安定的で活力ある金融システムの構築及び金融市場の効率性・公正性の確保に向けて、金融に関する制度の改善に関する事項について、審議を求める」との諮問が行われた。

(注) 金融審議会は、「内閣総理大臣、金融庁長官、財務大臣の諮問に応じて、国内金融に関する制度等の改善に関する事項その他の国内金融等に関する重要事項を調査審議すること」とされている（金融庁設置法第７条）。

(1)金融分科会における審議

平成13年２月22日に金融分科会第１回会合が開催され、第一部会、第二部会および特別部会を設置することが了承された。委員の互選により、会長として蝋山昌一氏（高岡短期大学長）、会長代理として田中直毅氏（21世紀政策研究所理事長）が選任された。また、分科会長より、第一部会長に神田秀樹委員（東京大学法学部教授）、第二部会長に福井俊彦委員（富士通総研理事長）、特別部会長に倉澤康一郎委員（武蔵工業大学環境情報学部教授）が、それぞれ指名された。

第一部会の審議状況

第一部会は、証券取引のグローバル化・情報化等に対応した市場のインフラ、取引の枠組み・ルールの整備等といった大きな切り口から議論を深めるため設置され、具体的な項目については、部会審議のなかから検討することとされた。

平成13年10月３日に第１回金融審議会金融分科会第一部会が開催され、神田秀樹部会長の指名により、太田　宏委員（読売新聞社編集局次長）が部会長代理に選任された。同会合では、事務局より「証券市場の構造改革プログラム」および「平成14年度税制改正要望」の説明が行われた。また、部会に、「ディスクロージャー・ワーキンググループ」および「証券決済システムの改革に関するワーキンググループ」を設置することが了承され、神田部会長より、「ディスクロージャー・ワーキンググループ」の座長に岩原紳作委員（東京大学法学部教授）が、「証券決済システムの改革に関するワーキンググループ」の座長に池尾和人委員（慶應義塾大学経済

学部教授）が、それぞれ指名された。第一部会における各事務年度の開催概要は以下のとおりである。

【平成13事務年度】

①「投資信託目論見書の記載内容の改善についての考え方」（平成13年11月29日）、②「証券決済システム改革及びこれに伴う投資家保護策について」（平成14年２月15日）がとりまとめられた。

【平成14事務年度】

平成14年８月６日に発表された「証券市場の改革促進プログラム」に盛り込まれた法律改正等をともなう事項について、同部会のもとに設置された市場仲介者のあり方に関するワーキンググループ、取引所のあり方に関するワーキンググループ、ディスクロージャー・ワーキンググループにおいて議論が行われ、報告「証券市場の改革促進」（平成14年12月16日）がとりまとめられた。

【平成15事務年度】

日本版ビッグバンの成果を検証しつつ、金融システムと行政の将来ビジョンや証券市場の改革促進プログラムが示した方向性を念頭に、具体的な制度審議が行われ、報告「市場機能を中核とする金融システムに向けて」（平成15年12月24日）がとりまとめられた。その後、さらに検討が行われ、報告「外国為替証拠金取引に関する規制のあり方について」、報告「外国会社等の我が国における開示書類に係る制度上の整備・改善について」（平成16年６月23日）がとりまとめられた。

【平成16事務年度】

投資に着目した横断的法制としての「投資サービス法（仮称）」の制定に向けた検討が行われるとともに、報告「ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けて」（平成16年12月24日）がとりまとめられた。

【平成17事務年度】

引き続き、投資に着目した横断的法制としての「投資サービス法（仮称）」の制定に向けた検討が行われるとともに、報告「投資サービス法（仮称）に向けて」（平成17年12月22日）がとりまとめられた。

【平成18事務年度】

金融商品取引法制および証券会社の市場仲介機能等について議論が行われた。

【平成19事務年度】

わが国金融・資本市場の競争力の強化を図るとの観点から、「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ」（平成19年１月に金融審議会金融分科会の下部組織として設置）での指摘等を踏まえ、特に制度的な対応が必要となる課題として、「取引所の取扱商品の多様化」

「プロに限定した取引の活発化」「銀行・証券間のファイアーウォール規制の見直し」「課徴金制度の見直し」について審議が行われ、「金融審議会金融分科会第一部会報告～我が国金融・資本市場の競争力強化に向けて～」（平成19年12月18日）がとりまとめられた。

金融審議会金融分科会第一部会の開催状況は以下のとおりである。

回	開催日	議　　題
第１回	平成13年 10月３日	(1)自由討議 (2)ワーキンググループの設置について
第２回	11月29日	(1)ディスクロージャー・ワーキンググループからの報告 (2)古賀委員レポート「ビッグバンの検証と今後の課題」 (3)自由討議
第３回	平成14年 ２月15日	(1)証券決済システムの改革に関するワーキンググループからの報告 (2)事務局からの報告 (3)福間委員レポート「最近の金融資本市場について」 (4)自由討議
第４回	９月17日	(1)証券市場改革の今後の進め方について (2)ワーキンググループの設置・再開について
第５回	９月30日	(1)有識者からのヒアリング (2)事務局説明 (3)証券会社からの意見聴取
第６回	10月９日	(1)事務局説明 (2)市場関係者メンバーからのヒアリング
第７回	11月29日	(1)「市場仲介者のあり方に関するワーキンググループ」からの報告について (2)「取引所のあり方に関するワーキンググループ」からの報告について (3)「ディスクロージャー・ワーキンググループ」からの報告について
第８回	12月16日	(1)「証券市場の改革促進」（金融審議会第一部会報告（案））について (2)「証券市場の改革促進プログラム」の進捗状況について
第９回	平成15年 ９月25日	(1)証券決済システム改革の進捗状況 (2)「証券市場改革促進プログラム」の進捗状況 (3)ディスクロージャー・ワーキンググループからの検討状況の報告 (4)取引所のあり方に関するワーキンググループの再開 (5)自由討議
第10回	10月17日	(1)投資教育のあり方について (2)投資サービスにおける投資者保護のあり方 (3)市場監視機能強化
第11回	11月５日	(1)投資教育のあり方について (2)投資サービスにおける投資者保護のあり方 (3)市場監視機能・体制強化
第12回	11月21日	(1)市場監視機能・体制強化 (2)投資教育のあり方について (3)投資サービスにおける投資者保護 (4)金融機関による市場誘導ビジネスと証券仲介業
第13回	12月９日	(1)論点メモ ・市場監視機能・体制強化 ・投資教育のあり方

		・投資サービスにおける投資者保護のあり方 (2)ワーキンググループ報告 ・取引所のあり方に関するワーキンググループ ・ディスクロージャー・ワーキンググループ (3)銀行等への証券仲介業の解禁
第14回	12月19日	(1)銀行・証券の連携強化について (2)第一部会報告書案について
第15回	12月24日	(1)「市場機能を中核とする金融システムに向けて」(金融審議会第一部会報告(案))について (2)自由討議
第16回	平成16年 4月16日	(1)証券取引法等の一部を改正する法律案その他の第一部会報告のフォローアップ (2)ディスクロージャー・ワーキンググループの検討状況 (3)本年度の検討方針について
第17回	5月26日	(1)外国為替証拠金取引の現状 (2)外国為替証拠金取扱業者からのヒアリング (3)論点メモ
第18回	6月16日	(1)証券二法について (2)「外国為替証拠金取引に係る投資家保護」の論点整理 (3)自由討議
第19回	6月23日	(1)「外国為替証拠金取引に関する規制のあり方について」第一部会報告(案)について (2)ディスクロージャー・ワーキンググループからの報告
第20回	9月28日	(1)今後の金融審議会金融分科会第一部会の進め方について (2)開示制度をめぐる論点項目について
第21回	11月19日	(1)金融先物取引法の一部を改正する法律案等について (2)EUにおける投資サービス法制について (3)米国における投資サービス法制について
第22回	12月1日	(1)投資サービスの範囲・定義方法について (2)自由討議
第23回	12月24日	(1)第一部会報告(案)について (2)対象範囲・定義方法について(2) (3)規制内容について(1)
第24回	平成17年 1月21日	(1)金融改革プログラムについて (2)対象範囲・定義方法について(3) (3)規制内容について(1)
第25回	2月8日	(1)規制内容について(2) (2)集団投資スキーム(ファンド)について(1)
第26回	3月3日	(1)証券取引法の見直しについて (2)集団投資スキーム(ファンド)について(1)
第27回	3月16日	(1)証券取引法の見直しについて (2)集団投資スキーム(ファンド)について(1)
第28回	3月30日	(1)ルールの実効性の確保について(1) (2)市場のあり方について(1)
第29回	4月15日	(1)投資信託協会及び日本証券投資顧問業協会からのヒアリング (2)「集団投資スキーム(ファンド)について(2)」及び「市場のあり方について(2)」
第30回	4月28日	(1)証券取引法改正案について

		(2)投資サービス法の討論の前提 (3)投資サービス法についての論点整理
第31回	５月27日	(1)中間整理（議論のたたき台）
第32回	６月28日	(1)ディスクロージャー・ワーキンググループからの報告 (2)中間整理（議論のたたき台）(2) について
第33回	７月７日	(1)中間整理（案）について
第34回	10月５日	(1)「中間整理」に関する意見募集の結果について (2)投資サービス法（仮称）をめぐる主要論点（案）について
第35回	10月20日	(1)プロ・アマ区分について (2)自主規制機関について
第36回	11月２日	(1)投資サービス法（仮称）の対象範囲
第37回	11月10日	(1)自主規制業務のあり方に関する特別委員会報告書を踏まえた対応等（吉野貞雄専門委員説明） (2)取引所のあり方について (3)ディスクロージャー制度について
第38回	11月24日	(1)集団投資スキーム（ファンド）について (2)業規制について
第39回	11月30日	(1)行為規制・民事効・エンフォースメント等について
第40回	12月７日	(1)論点整理について
第41回	12月14日	(1)報告案について
第42回	12月22日	(1)第一部会報告書（案）について
第43回	平成18年 ９月６日	(1)金融商品取引法制の概要について (2)「証券会社の市場仲介機能等に関する懇談会」の論点整理の概要について (3)最近における証券会社等に対する行政処分等の状況について (4)最近の利用者からの相談・苦情の状況について
第44回	平成19年 10月３日	(1)事務局説明 ・「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ」における議論等の紹介 ・今後の金融審議会第一部会の運営について (2)自由討議
第45回	10月17日	(1)証券市場の現状等について (2)証券取引所（東京証券取引所、大阪証券取引所）よりヒアリング
第46回	10月26日	(1)証券取引所（ジャスダック証券取引所）よりヒアリング (2)プロに限定した取引の活発化について
第47回	11月７日	(1)関係会社（住友商事株式会社）よりヒアリング (2)取引所の取扱商品の多様化について
第48回	11月14日	(1)銀行・証券間のファイアーウォール規制の見直しについて
第49回	11月21日	(1)プロに限定した取引の活発化、取引所の取扱商品の多様化について (2)銀行・証券間のファイアーウォール規制の見直しについて
第50回	11月29日	(1)銀行・証券間のファイアーウォール規制の見直しについて
第51回	12月11日	(1)プロ向け市場における開示制度の詳細について
第52回	12月18日	(1)法制ワーキンググループ報告 (2)プロ向け市場における開示制度の詳細について

第二部会の審議状況

第二部会は、銀行・保険会社等の金融仲介機能のあり方に関する各種事項として、①金融機

能の向上に関する諸問題、②国民ニーズに応えた金融インフラの整備、③保険会社をめぐる総合的な検討、④国際的な観点も踏まえた金融機関監督、といった事項について審議するため設置された。これを踏まえ、同部会において①については「銀行の株式保有に関する報告」（平成13年６月26日）、③については「生命保険をめぐる総合的な検討に関する中間報告」（平成13年６月26日）、「生命保険をめぐる諸問題への対応―今後の進め方―」（平成13年９月21日）、「生命保険をめぐる対応策」（平成14年１月25日）がとりまとめられた。

なお、平成13年３月13日の第１回会合では「保険の基本問題に関するワーキンググループ（保険WG）」を、４月13日の第２回会合では「金融機能の向上に関するワーキンググループ」および「自己資本比率規制に関するワーキンググループ」を第二部会のもとに設置することが了承された。

これらのうち保険WGは、生命保険会社の保有契約高減少等の厳しい状況にかんがみ、予定利率引下げの問題が議論されるなか、生命保険をめぐる諸問題に適切に対応していくために設置された。第二部会における各事務年度の開催概要は以下のとおりである。

【平成14事務年度】

金融再生プログラムおよびその作業工程表において「金融審議会で検討」とされた事項について、同部会に設置された信託に関するワーキンググループ、公的資金制度に関するワーキンググループ、自己資本比率規制に関するワーキンググループ、リレーションシップバンキングのあり方に関するワーキンググループにおいて議論が行われた。このうち、リレーションシップバンキングのあり方については、報告「リレーションシップバンキングの機能向上に向けて」（平成15年３月27日）がとりまとめられた。また、生命保険の予定利率の引下げ等についての議論も行われた。

【平成15事務年度】

報告「金融機関に対する公的資金制度のあり方について」および中間報告「信託業のあり方に関する中間報告書」（平成15年７月28日）、報告「自己資本比率規制における繰延税金資産に関する参入の適正化及び自己資本のあり方について」（平成16年６月22日）がとりまとめられた。

【平成16事務年度】

平成16年１月16日、第二部会においては、①保険商品の販売のあり方、②保険会社のガバナンスのあり方、③保険契約者等の保護のあり方、といった保険に関する主な検討課題について審議することが決定され、「保険の基本問題に関するワーキンググループ（保険WG）」において検討を行うこととされた。

同年３月31日、「銀行等による保険販売規制の見直し」について、保険WGから報告があり、第二部会の報告として了承された。

根拠法のない共済への対応については、平成16年１月に開催された第二部会において、「保険

に関する主な検討課題」の一つとして検討することとされ、第二部会において検討項目を示すとともに、具体的な検討については、保険WGにおいて行うこととされた。10月、保険WGにてとりまとめられた「『無認可共済』への対応に係る論点整理」が第二部会に報告され、その後第二部会において、その報告を踏まえたさらなる討議が重ねられ、第二部会報告「根拠法のない共済への対応について」（平成16年12月14日）がとりまとめられた。

同日、第二部会においては、保険WGにおける検討にもとづき、保険契約者保護制度の見直しについての考え方を整理したものとして、報告書「保険契約者保護制度の見直しについて」がとりまとめられた。

【平成17事務年度】

信託に関するワーキンググループと合同開催され、報告「信託法改正に伴う信託業法の見直しについて」（平成18年１月26日）がとりまとめられた。また、平成17年６月には情報技術革新と金融制度に関するワーキンググループと合同開催され、電子債権管理機関のあり方についての検討が開始された。

【平成18事務年度】

上述の検討の結果、報告「電子登録債権法（仮称）の制定に向けて～電子登録債権の管理機関のあり方を中心として～」（平成18年12月21日）がとりまとめられた。また、同部会のもとに設置されたリレーションシップバンキングのあり方に関するワーキンググループにおいて、リレーションシップバンキングのあり方について検討が行われ、平成19年４月には報告「地域密着型金融の取組みについての評価と今後の対応について～地域の情報集積を活用した持続可能なビジネスモデルの確立を～」（平成19年４月５日）がとりまとめられた。

【平成19事務年度】

昨今の金融サービスの高度化・多様化等にともない、新たな金融関連業務へのニーズが高まっていることにかんがみ、銀行・保険会社グループの業務範囲規制のあり方等について審議が行われ、「金融審議会金融分科会第二部会報告～銀行・保険会社グループの業務範囲規制のあり方等について～」（平成19年12月18日）がとりまとめられた。本報告においては、わが国の銀行・保険会社グループの国際競争力の確保等の観点から、その業務範囲の拡大、銀行・保険会社等に対する利益相反管理態勢の整備の義務付け等、多岐にわたる提言が行われた。

「保険の基本問題に関するワーキンググループ」では、法務省による保険法改正に際し、保険業法の分野における対応について検討が行われ、平成20年１月31日の第44回会合では、報告「保険法改正への対応について」がとりまとめられた。本報告は、同日、第二部会に報告され、金融審議会金融分科会第二部会報告「保険法改正への対応について」（平成20年１月31日）として公表された。本報告では、保険法改正に際し、「傷害・疾病保険契約に関する規定の創設」「生命保険契約における保険給付の内容としての現物給付」「未成年者の死亡保険」等の保険業

法の分野に係る主な論点について基本的な考え方が整理された。

また、平成16年改正後の信託業法の施行状況および福祉型の信託について審議が行われ、「中間論点整理～平成16年改正後の信託業法の施行状況及び福祉型の信託について～」（平成20年２月８日）がとりまとめられた。

金融審議会金融分科会第二部会の開催状況は以下のとおりである。

回	開催日	議　　題
第１回	平成13年 ３月13日	(1)部会運営について (2)事務局説明 (3)自由討議
第２回	４月13日	(1)事務局説明 (2)自由討議
第３回	４月23日	(1)保険の基本問題に関するワーキンググループにおける検討状況 (2)自由討議
第４回	５月16日	(1)有識者からのヒアリング (2)自由討議
第５回	５月23日	(1)有識者からのヒアリング (2)自由討議 (3)事務局説明
第６回	６月20日	(非公開)
第７回	６月26日	(1)銀行の株式保有に関する報告について (2)生命保険をめぐる総合的な検討に関する中間報告について (3)銀行保有株式取得機構（仮称）について
第８回	９月21日	(非公開)
第９回	平成14年 １月25日	(1)「生命保険をめぐる総合的な検討に関する中間報告」に盛り込まれた事項の検討状況について (2)第二部会における今後の検討課題について (3)事務局説明
第10回	３月19日	(1)銀行等における保険商品の窓口販売について (2)事務局説明
第11回	12月19日	(1)臨時国会で成立した２法について (2)「金融再生プログラム」及び「金融再生プログラム作業工程表」について (3)第二部会における今後の検討の進め方について (4)生保のセーフティネットの再構築について
第12回	平成15年 ３月27日	(1)リレーションシップバンキングのあり方に関するワーキンググループの報告書について (2)金融再生プログラムを受けて設置されたワーキンググループの審議状況について (3)保険業法の一部を改正する法律案について (4)保険募集に係る構成員契約規制について
第13回	５月12日	(1)生命保険の予定利率の引下げについて
第14回	７月28日	(1)「信託業のあり方に関する」中間報告 (2)「自己資本比率規制に関する」経過報告 (3)「金融機関に対する公的資金制度のあり方について」報告

		(4)「保険業法の一部を改正する法律案」審議結果等の報告
第15回	平成16年 １月16日	(1)保険に関する検討について
第16回	３月31日	(1)銀行等による保険販売規制の見直しについて
第17回	６月22日	(1)「自己資本比率規制における繰延税金資産に関する算入の適正化及び自己資本のあり方について」報告 (2)「保険の基本問題に関するワーキンググループ」の検討状況について
第18回	10月５日	(1)無認可共済への対応について
	10月27日	(1)無認可共済への対応について（非公式ヒアリングとして開催）
第19回	11月10日	(1)無認可共済への対応について
第20回	11月24日	(非公開)
第21回	12月14日	(1)「根拠法のない共済への対応について」報告 (2)「保険契約者保護制度の見直しについて」報告 (3)「銀行代理店制度について」
第22回	平成17年 １月14日	(1)「銀行代理店制度について」
第23回	２月２日	(1)「リレーションシップバンキングのあり方に関するワーキンググループ」の再開について (2)「銀行代理店制度見直しの論点整理（案)」について
第24回	２月16日	(1)生命保険の保険契約者保護制度の見直しについて
第25回	11月16日	(1)信託法の改正に伴う信託業法の見直しについて (第12回信託に関するワーキンググループとの合同会合)
第26回	11月29日	(1)信託法の改正に伴う信託業法の見直しについて (第13回信託に関するワーキンググループとの合同会合)
第27回	12月15日	(1)信託法の改正に伴う信託業法の見直しについて (第14回信託に関するワーキンググループとの合同会合)
第28回	平成18年 １月17日	(1)信託法の改正に伴う信託業法の見直しについて (第15回信託に関するワーキンググループとの合同会合)
第29回	１月26日	(1)信託法の改正に伴う信託業法の見直しについて (第16回信託に関するワーキンググループとの合同会合)
第30回	６月14日	(1)電子債権の概要及びこれまでの検討経緯 (2)電子債権の実務的な活用について (3)今後検討すべき課題について (4)韓国における類似制度について (情報技術革新と金融制度に関するワーキンググループ（第16回）との合同会合)
第31回	６月28日	(1)韓国における類似制度について (2)法制審議会電子債権法部会における検討状況について (情報技術革新と金融制度に関するワーキンググループ（第17回）との合同会合)
第32回	９月21日	(1)電子手形サービスの概要等 (2)検討事項（案) (3)電子登録債権に関する決済の安定性の確保その他の利用者の保護 (4)今後の日程（案) (情報技術革新と金融制度に関するワーキンググループ（第18回）との合同会合)
第33回	10月10日	(1)電子登録債権に関する決済の安定性の確保その他の利用者の保護 (情報技術革新と金融制度に関するワーキンググループ（第19回）との合同会合)
第34回	10月25日	(1)管理機関の業務の適正性の確保

		(情報技術革新と金融制度に関するワーキンググループ（第20回）との合同会合)
第35回	11月15日	(1)管理機関の業務の適正性の確保その他 (2)電子登録債権と金融関連法制との関係 (情報技術革新と金融制度に関するワーキンググループ（第21回）との合同会合)
第36回	11月29日	(1)これまでの論点の整理について (情報技術革新と金融制度に関するワーキンググループ（第22回）との合同会合)
第37回	12月11日	(1)報告書（案）について (情報技術革新と金融制度に関するワーキンググループ（第23回）との合同会合)
第38回	平成19年 4月5日	(1)報告書（案）について
第39回	9月18日	(1)保険法改正への対応 (2)その他の審議事項 (3)銀行等による保険募集に関するモニタリング結果 (保険の基本問題に関するワーキンググループ（第36回）との合同会合)
	10月3日	(1)銀行等による保険募集に関する関係者からのヒアリング (保険の基本問題に関するワーキンググループ（第37回))
第40回	10月24日	(1)銀行等による保険販売について (2)保険に関する規制緩和関連 (3)平成16年信託業法改正後の施行状況について (保険の基本問題に関するワーキンググループ（第38回）との合同会合)
	11月8日	(1)保険法改正への対応について (保険の基本問題に関するワーキンググループ（第39回))
第41回	11月19日	(1)銀行の業務範囲規制のあり方について
	11月22日	(1)保険法改正への対応について (保険の基本問題に関するワーキンググループ（第40回))
第42回	11月29日	(1)平成16年改正後の信託業法の施行状況について (2)有識者からのヒアリング (3)自由討議
	12月4日	(1)保険法改正への対応について (保険の基本問題に関するワーキンググループ（第41回))
第43回	12月5日	(1)銀行の業務範囲規制のあり方について (2)保険に関する規制緩和について
第44回	12月13日	(1)「金融審議会金融分科会第二部会報告（案）～銀行・保険会社グループの業務範囲規制のあり方等について」について
	12月18日	(1)保険法改正への対応について (保険の基本問題に関するワーキンググループ（第42回))
第45回	12月19日	(1)「福祉型信託」の新たな担い手・信託業界における福祉型信託等の現状等に係る有識者からのヒアリング
	平成20年 1月16日	(1)保険法改正への対応について（取りまとめに向けた議論） (保険の基本問題に関するワーキンググループ（第43回))
第46回	1月31日	(1)保険法改正への対応について（取りまとめに向けた議論） (2)平成16年信託業法改正後の施行状況について（中間論点整理） (保険の基本問題に関するワーキンググループ（第44回）との合同会合)

特別部会の審議状況

特別部会は、金融分野における個人情報保護等のあり方について審議するために設置された。

この検討に関し、特別部会では、議論の前提となる国会に提出された「個人情報の保護に関する法律案」の内容との整合性に配慮しつつ、金融分野において取り扱われる個人情報の性質および利用方法にかんがみ、具体的にどのような措置を講じていくべきかという観点から議論を行うこととされた。平成15年５月には「個人情報の保護に関する法律」が成立し、個人情報保護法および「個人情報の保護に関する基本方針」（平成16年４月、閣議決定）について、実態把握のための事業者等からのヒアリングを中心に議論が行われた。平成16事務年度には、平成17年４月からの個人情報保護法の全面施行に向けて、「金融分野における個人情報の保護に関するガイドライン」（平成16年12月６日、金融庁告示第67号）、「金融分野における個人情報の保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」（平成17年１月６日、金融庁告示第１号）等の検討が行われた。

金融審議会金融分科会特別部会の開催状況は以下のとおりである。

回	開催日	議　　題
第１回	平成13年 ３月28日	(1)部会運営について (2)事務局説明 (3)自由討議
第２回	４月11日	(1)事務局説明 (2)自由討議 (3)その他
第３回	４月16日	(1)信用情報機関からの意見聴取について (2)消費者団体からの意見聴取について
第４回	５月17日	(1)事務局説明 (2)自由討議 (3)その他
第５回	６月21日	(1)シティバンクからの意見聴取 (2)自由討議 (3)その他
第６回	10月５日	(1)金融分野における個人情報保護に係る海外調査報告 (2)自由討議 (3)その他
第７回	平成16年 １月20日	(1)「個人情報の保護に関する法律」及び関係政令の説明
第８回	４月26日	(1)個人情報の保護に関する基本方針について (2)信用分野における個人情報の取扱いの現状等について（事業者代表からのヒアリング）
第９回	５月19日	(1)金融分野における個人情報の取扱いの現状等について
第10回	６月15日	(1)信用分野における個人情報の取扱いの現状等について（信用情報機関からのヒアリング）
第11回	６月21日	(1)金融分野における個人情報の取扱いの現状等について
第12回	８月３日	(1)金融分野における個人情報保護ガイドライン等について
第13回	９月６日	(1)金融分野における個人情報保護に関するガイドライン要綱について
第14回	９月29日	(1)金融分野における個人情報保護に関するガイドライン案等について

第15回	10月15日	(1)生体認証情報に関する専門家等からのヒアリング等
第16回	11月19日	(1)パブリックコメントを踏まえた「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（案)」 (2)「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（案）の安全管理措置等についての実務指針（案)」等
第17回	12月７日	(1)「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」を踏まえた自主ルールのヒアリング (2)(財)金融情報システムセンター「金融機関等コンピューターシステムの安全対策基準」改訂状況ヒアリング (3)個人情報保護に関する検査・監督の現状及び今後のあり方について (4)法制上の措置の必要性について
第18回	12月20日	(1)「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（案)」に関する報告 (2)金融分野における個人情報保護に関する法制上の措置について (3)個人情報の保護に関する法律の全面施行に向けた、本部会における審議のまとめ等について (4)その他

(2) 金利調整分科会における審議

金利調整分科会は、金融機関の金利に関する事項についての調査審議のため設置された。平成14年２月25日には第１回会合が開催され、平成14年４月のペイオフ解禁を踏まえ、流動性預金（その後１年間全額保護されることとなった）について、モラルハザードの発生を抑制するために金利の上限を規制することの答申「金融機関の流動性預金金利の最高限度の定めに関する答申」（平成14年２月25日）が行われた。また、平成15年２月７日には、第２回会合が開催され、流動性預金（平成14年12月の預金保険法等の改正により２年間全額保護されることとなった）について、モラルハザードの発生を防止するために金利の上限を平成16年度末まで引き続き規制することについての答申（平成15年２月７日）が行われた。

2. 生命保険相互会社の株式会社化

従前の保険業法においては、株式会社から相互会社への組織変更に関する規定は設けられていたが、平成８（1996）年４月に改正保険業法が施行されるまで、相互会社の株式会社への組織変更に関する規定は存在しなかった。

平成６年に保険審議会においてとりまとめられた答申「保険業法等の改正について」において保険業法の改正の方向性が示されたが、同答申において相互会社から株式会社への組織変更についても見直しの提言が示された。

これを受け、保険業法の全面的な見直し作業が行われ、平成８年に施行された改正保険業法において、相互会社の株式会社化に関する規定が設けられた。また、平成12年には、株式会社化を円滑に進めるための措置等が盛り込まれた保険業法の改正が行われた。

平成20年４月時点で、株式会社化を行った生命保険相互会社は３社（注１）であり、また、１社が株式会社化を表明している（注２）。

（注１）大同生命、太陽生命、三井生命の３社。なお、大和生命については株式会社を設立したうえで合併するという方式をとっており、実質的には株式会社化と同一視できるため、後述の「4. 株式会社化の事例」に含めている。また、千代田生命、東京生命も破綻処理における更生計画により、相互会社から株式会社への組織変更を行っている。

（注２）第一生命は、平成20年３月27日、平成22年度上半期を目処に株式会社化を実施するとともに、株式を上場する方針を決定し、公表した。

1. 経緯

平成４年の保険審議会答申

平成元（1989）年４月28日に開催された保険審議会第49回総会において、保険事業のあり方および保険関係法規の見直しについて審議することが決定された。以降、下部組織として、保険審議会総合部会およびその下に二つの小委員会（保険経理小委員会、国際問題小委員会）が設置され、３年余りにわたって審議が行われた。その結果、平成４年６月17日に「新しい保険事業の在り方」と題する答申がとりまとめられた。

同答申においては、保険事業に関する基本的な事項について広範囲にわたり記載されており、相互会社の株式会社化についても言及された。なお、同答申においては、相互会社の株式会社への転換についての規定が存在しなかった理由について以下のとおり記載された。

> 株式会社への転換規定が存在しない理由としては、保険業法が制定された昭和14年当時においては、(i)保険株式会社、特に生命保険株式会社は、事業が一定規模に達すれば資本の必要性が低下し、株主及び契約者の意思に基づき相互会社に転換すると考えられていたこと、(ii)相互会社の株式会社への転換については、経営破綻時等において想定されるが、その際は合併や包括移転等による方が適当であると考えられたこと、(iii)法制定に際して参考とされた米国・ニューヨーク州保険法においても、同様に一方向の転換規定のみが置かれていたこと等が挙げられる。

法制懇談会および平成６年の保険審議会答申

平成４年の答申「新しい保険事業の在り方」において、さらに法制的な観点からの検討を要する事項については法制的な検討の場において検討する必要がある旨が指摘された。

これを受け、保険審議会のもとに法制懇談会が設置され、法制的な検討を要する事項について、商法学者等による検討が行われた。検討は平成４年７月から始まり、計31回の審議が重ねられ、平成６年５月13日に法制懇談会報告がとりまとめられた。

法制懇談会報告がとりまとめられたことを受け、保険審議会において同報告について審議が行われ、その結果、保険制度改革に係る法制的検討のとりまとめとして了承されるとともに、今後の改革の進め方についての考え方等が示された答申「保険業法等の改正について」が、平

成６年６月24日に大蔵大臣あてに提出された。

平成８年の保険業法改正

保険審議会報告を受け、保険関係法規の改正に係る立法作業が進められ、平成７年３月24日に「保険業法案」および「保険業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」が閣議決定され、同日国会に提出された。同法案は、５月16日に衆議院本会議で、５月31日に参議院本会議で可決され、保険業法等が成立し、６月７日に公布、平成８年４月１日から施行された。

平成11年の保険相互会社の株式会社化に関するレポート

自己資本の充実や経営の選択肢を広げる効果が期待された株式会社化については、平成９年６月13日にとりまとめられた保険審議会報告「保険業の在り方の見直しについて―金融システム改革の一環として―」において、「相互会社から株式会社への組織変更の規定については、新保険業法において導入されたところであるが、実務的な手続等について、今後、検討していくことが適当である」とされたように、相互会社の株式会社化に際し、具体的な手続となる法整備が必ずしも十分でなく、いくつかの障害が予想された。そのため、法施行後すぐに株式会社化を行う相互会社は現われなかった。

そのような状況を踏まえ、平成10年12月、金融審議会第二部会において株式会社化に関する実務的・法律的な論点を検討するための作業部会を設置することが決定され、「保険相互会社の株式会社化に関するワーキンググループ」が設置された。

同ワーキンググループでは、平成11年６月まで、計９回にわたる議論が行われ、最終的に「保険相互会社の株式会社化に関するレポート」がとりまとめられ、同年７月６日に公表された。

平成12年の保険業法改正

「保険相互会社の株式会社化に関するレポート」のとりまとめを受け、保険業法等の一部改正に係る立法作業が進められ、平成12年３月７日に「保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案」が閣議決定され、同日国会に提出された。同法案は同年５月24日に可決、改正法が成立し、６月30日から施行された。

これにより、端株の一括売却制度が導入され、端株を割り当てられる社員への補償として売買代金の交付が可能となるとともに、組織変更と同時の株式発行、組織変更直後の新株発行による資本増強が可能となった。

平成13年の「生命保険をめぐる総合的な検討に関する中間報告」とこれを受けた保険業法改正

平成13年２月22日に開催された金融審議会金融分科会において、傘下の第二部会で「保険会社をめぐる総合的な検討」等を審議することが決定された。これを受け、３月13日の第二部会（第１回）において、保険の問題については、部会に「保険の基本問題に関するワーキンググループ」を設置し、議論を行っていくこととされた。

同年６月26日には、検討結果が「生命保険をめぐる総合的な検討に関する中間報告」として

とりまとめられた。同中間報告における相互会社の株式会社化に関する記載は以下のとおりである。

> (3) 株式会社化の枠組みの積極的な活用
>
> 我が国の生命保険業の状況をみると、生命保険会社の約３割が相互会社形態であり、保有契約高では約９割を相互会社が占めている。相互会社は、保険契約者と社員が同一であり、社員自治により事業運営を行う保険事業独自の会社形態である。相互会社の場合、株式会社のような保険契約者と株主の利害対立がないことから、社員自治、実費主義原則の下で、事業の成果の多くを保険契約者（＝社員）に還元できるというメリットがあるとされている。
>
> これに対し、保険株式会社には、合併・提携等の動きにも柔軟な対応が可能である、自己資本の充実が容易である等のメリットがあると考えられることから、諸外国においては、90年代以降、相互会社の株式会社化の動きが活発化しており、最近も、この動きは着実に進んでいる。この結果、例えば米国でみると、相互会社のウェイトは、現在、保険会社数でみて全体の１割弱、保有契約高でみても約４割にとどまっている。
>
> 我が国においても、昨年の保険業法の改正により、相互会社の株式会社化を容易にするための制度整備が行われたところであり、今後、こうした枠組みの一層積極的な活用が望まれる。

同中間報告を受け、平成15年３月14日に国会に提出された「保険業法の一部を改正する法律案」において、株式会社化スキームの積極的な活用を促す観点から、相互会社から株式会社への組織変更に関する規定の見直しが行われた。

具体的には、組織変更時の①基金の償却の特例（基金の現物出資の認容）、②取締役等のてん補責任の免除（純資産額が社員への割当株式の発行総額に不足する場合のてん補責任の免除）等が盛り込まれた。

「保険業法の一部を改正する法律」は、平成15年４月25日に成立し、５月９日に公布、６月８日から施行された。

2. 協会における対応

平成10（1998）年８月の一般委員会において、当時法制下での株式会社化の問題点の整理、諸外国での株式会社化の事例研究等を行うことを目的として、同委員会傘下の企画専門委員会の下に「株式会社化プロジェクトチーム（PT)」を設置することを決定した。

同PTは、会員会社のうち相互会社である15社（設置当時）で構成し、また、座長には企画専門委員長が就任した。

同PTは、平成12年７月の収束までに、「生命保険相互会社の株式会社化規定整備に関する要望書」の作成（金融審議会第二部会傘下の「保険相互会社の株式会社化に関するワーキンググループ」あてに提出）や株式会社化にともなう税制改正要望原案の作成、「保険相互会社の株式会社化に関するワーキンググループ」が公表した「保険相互会社の株式会社化に関するレポート」に対する業界意見の作成、株券保管振替制度の活用に関する関係業界との調整等を行った。

3. 株式会社化のプロセス

相互会社の株式会社化は、以下のプロセスで実施される。

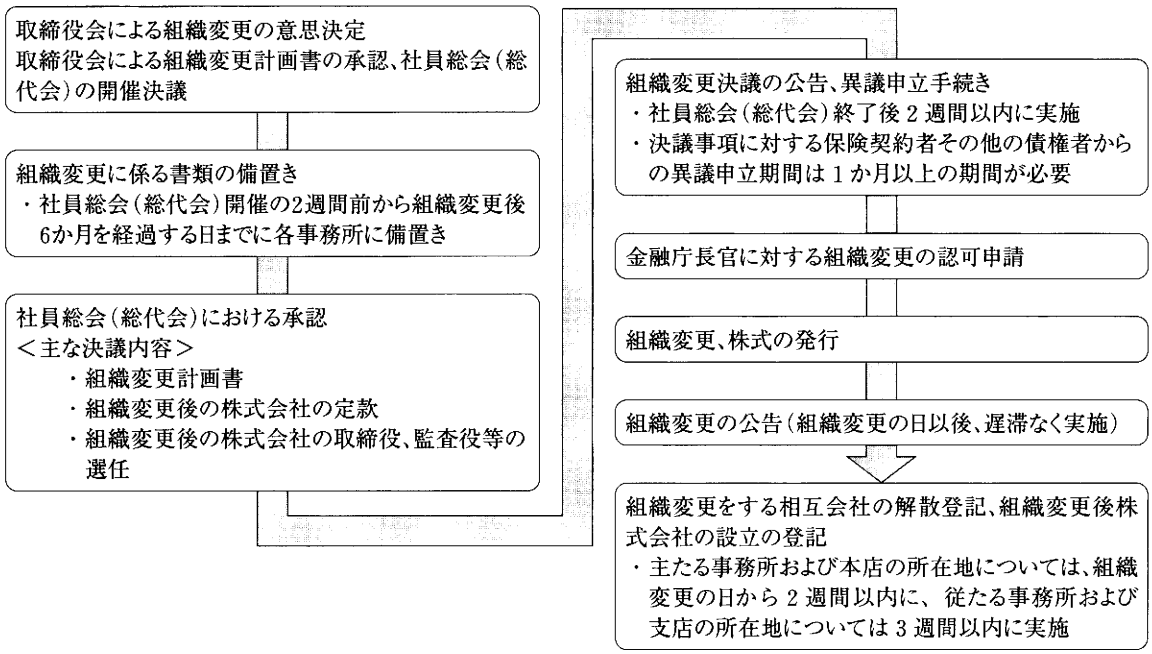

4. 株式会社化の事例

大同生命

＜組織変更の日程等＞

- 総代会における組織変更手続き　平成13年 7月12日
- 組織変更決議の公告　7月13日
- 異議申立期間　7月13日～10月31日
- 金融庁認可取得　12月 7日
- 株式会社化　平成14年 4月 1日
- 株式会社化と同時に、東京証券取引所第1部、大阪証券取引所第1部に株式上場した。
- その後、大同生命は、平成16年4月1日に太陽生命、T&Dフィナンシャル生命とともに持株会社T&Dホールディングスを設立、同社の傘下子会社となる。それにともない、平成16年3月26日に大同生命の株式の上場を廃止し、4月1日にT&Dホールディングスは東京証券取引所第1部、大阪証券取引所第1部に株式上場した。

太陽生命

＜組織変更の日程等＞

- 総代会における組織変更手続き　平成14年 7月30日
- 組織変更決議の公告　7月31日
- 異議申立期間　7月31日～ 9月30日

・金融庁認可取得　　平成15年 ２月14日
・株式会社化　　４月１日
・株式会社化と同時に、東京証券取引所第１部に株式上場した。
・その後、太陽生命は、平成16年４月１日に大同生命、T&Dフィナンシャル生命とともに持株会社T&Dホールディングスを設立、同社の傘下子会社となる。それにともない、平成16年３月26日に太陽生命の株式の上場を廃止し、４月１日にT&Dホールディングスは東京証券取引所第１部、大阪証券取引所第１部に株式上場した。

三井生命

＜組織変更の日程＞

・総代会における組織変更手続き　　平成15年 12月19日
・組織変更決議の公告　　12月20日
・異議申立期間　　12月20日～ ２月16日
・金融庁認可取得　　平成16年 ３月26日
・株式会社化　　４月１日

大和生命

大和生命の株式会社化は、株式会社との合併という方式で行った。同社は平成13年に事業会社等と共同で「あざみ生命保険株式会社」を設立。同年３月末、あざみ生命は平成12年８月に経営破綻した大正生命の保険契約を引き継いだ。

その後、平成13年７月には大和生命からあざみ生命に対し、営業譲渡等を行い、大和生命は既契約の維持管理のみを行う会社となった。平成14年４月１日、大和生命とあざみ生命が合併し、存続会社であるあざみ生命は「大和生命保険株式会社」に商号を変更した(注)。

(注) 大和生命は、平成20年10月10日に会社更生手続開始の申立てを行った。

3. 第三分野の開放

1. 第三分野への相互参入

平成６（1994）年10月の日米保険協議において、第三分野の自由化についてはいったん合意したものの、第三分野での「激変」の範囲等をめぐる日米間の解釈に相違があったことから協議が再開され、平成８年12月24日に調印が行われた。この合意では、第三分野で講じる激変緩和措置の内容、主要分野の規制緩和措置５項目（①リスク細分型自動車保険の認可、②火災保険の付加率アドバイザリー制度の拡大、③届出制の拡大、④算定会会員の料率使用義務廃止のための所要の規定整備、⑤料率等が差別化された商品の認可）が明記されるとともに、それらの５項目が達成された２年半後に第三分野の激変緩和措置が解除される旨が明記された。

平成10年６月５日に自由で公正な金融システムを構築することを目的として、金融の各業態

を超えた総合的な改革を一括して行う「金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律（金融システム改革法）」が成立したが、これにともない、第三分野の激変緩和措置に関する保険業法附則第121条が削除され、「特定保険会社の特定分野保険事業に係る特例」に関する規定として附則第１条の２が新設され、同年12月１日に施行された。

附則第１条の２では、旧附則第121条の内容に加え、生命保険会社が損害保険会社を子会社とする場合または損害保険会社が生命保険会社を子会社とする場合においては、当該他の保険会社が受けている保険業免許に、特定保険会社の特定分野保険事業に係る経営環境に急激な変化をもたらし、特定保険会社の事業の健全性の確保に欠けるおそれが生じることのないように、必要な条件を付することができる旨が追加された。

また、金融システム改革法においては、損害保険の算定会の改革がなされており、火災保険、自動車保険等について、算定会料率の使用義務を廃止（経過措置は２年間）すること等が盛り込まれた「損害保険料率算出団体に関する法律」の改正が行われ、同年７月１日より施行された。

これをもって、日米保険協議において平成８年12月に合意した主要分野の規制緩和措置５項目のすべてが達成され、第三分野については、平成10年７月１日から２年半後の平成13年１月１日より完全に自由化されることとなった。

平成11年４月16日にワシントンで日米保険協議・課長級年次協議が開催され、両国の合意事項の履行状況等に関する質疑や、全米保険長官会議（NAIC）やコネチカット州、デラウェア州の保険監督当局の参加も得て、保険監督当局間での情報交換が行われた。

また、平成12年３月16日に東京で日米保険協議・課長級年次協議が開催された。日本側からは金融監督庁、大蔵省、外務省、米側からは米国通商代表部（USTR）等が出席した。内容としては、①前回協議での米側の積み残し事項に関する議論（米側94年措置の具体的対応状況等）、②米国内保険規制に関する議論（規制緩和、審査迅速化、外国企業差別規制の撤廃）、③日本の保険行政に関する議論（保険商品の審査手続き・透明性、生命保険契約者保護機構の財源問題）等が行われた。

さらに、平成12年10月13日に金融庁より、平成13年１月からの激変緩和措置の解除等を内容とする「生命保険会社・損害保険会社による第三分野への相互参入について」が公表された。内容は以下のとおりである。

平成12年10月13日
金　融　庁

生命保険会社・損害保険会社による第三分野への相互参入について

1. 医療・傷害保険など、生命保険と損害保険の中間に位置づけられる第三分野への生・損保会社による相互参入については、日米保険協議の合意を踏まえ、来年一月より激変緩和措

置を解除することとしている。

2. これを受けて、来年一月には子会社による相互参入を実施する。
   また、損害保険会社による生保第三分野への参入や、生命保険会社による損保第三分野への参入についても、規制緩和を推進する観点から、所要の契約者保護ルールを早急に整備し、来年七月に実施する。
3. こうした規制緩和を進めることにより、多様な市場ニーズに対応した商品開発が可能となり、消費者利便の向上や我が国保険市場の活性化が図られることを期待するところである。

＜第三分野相互参入のイメージ図＞

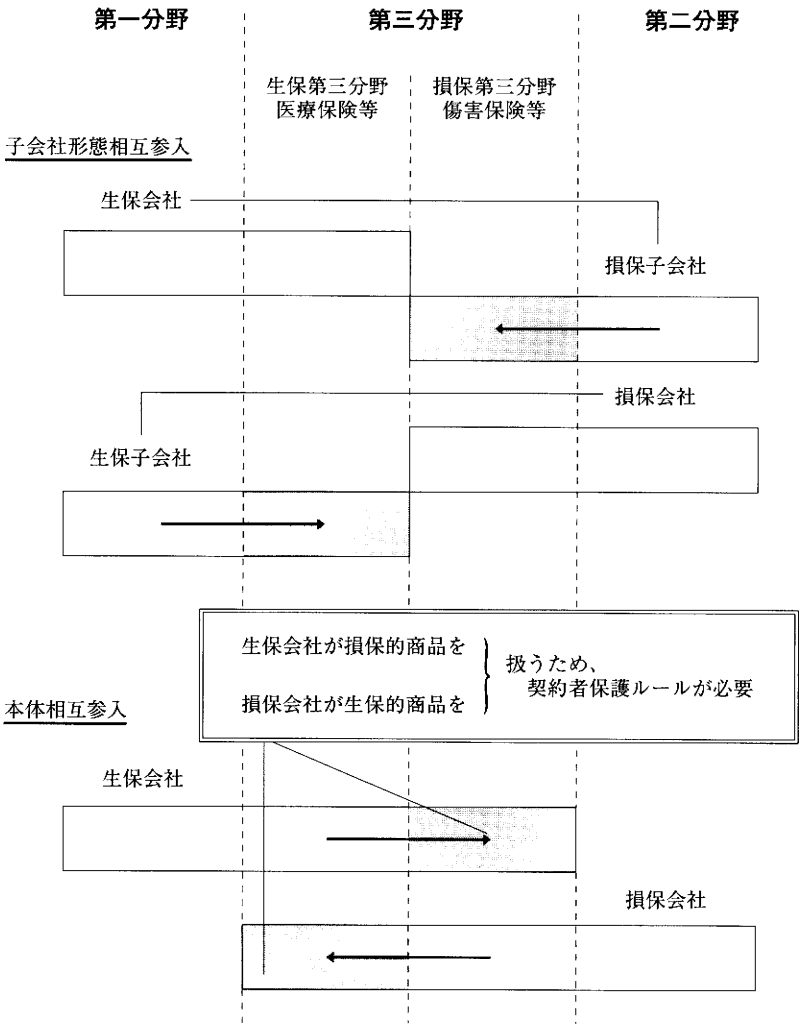

これらを受け、平成13年１月より激変緩和措置が解除され、生・損保会社の子会社による第三分野への相互参入が実施された。

2. 本体の相互参入

平成13（2001）年７月からの本体相互参入に当たり所要の契約者保護ルールの整備を行うため、同年２月15日に金融庁より、第三分野への生・損保相互参入の実施に際してのルール整備

に係る「保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令等案」が公表され、パブリックコメント手続に付された。概要は以下のとおりである。

生命保険会社・損害保険会社による第三分野への相互参入に係る規定整備

(1) 標準責任準備金制度の拡大

生命保険会社、損害保険会社が取り扱う第三分野商品を標準責任準備金制度の対象契約とする（ただし、積立保険のうち、保険期間が10年以下で、かつ積立勘定を利用する契約については対象外とし、逆ざやの状況等について別途モニタリングを実施していくことを予定している）。

(2) 損害保険契約者保護機構の補償対象契約の拡大

損害保険会社が新たに販売する第三分野商品を損害保険契約者保護機構の補償対象契約に加える。

(3) その他

①生命保険会社における積立勘定の設置

②損害保険会社の第三分野商品に係る既発生未報告支払備金の積立て

③損害保険会社の責任準備金積立水準の開示

④損害保険会社の保険料及び責任準備金の算出方法書の記載事項の見直し

⑤損害保険会社の保険計理人関与事項の見直し

⑥損害保険会社の保険計理人資格要件に係る経過措置の見直し

※上記のほか、「第三分野商品に係る契約内容登録制度の利用体制の整備」、「損害保険会社の医的診査時における被保険者本人確認の措置」について、所要の事務ガイドライン改正を予定。

(4) 実施時期

平成13年７月１日から施行（ただし、損害保険契約者保護機構の補償対象契約の拡大については、平成13年４月１日から施行）。

当協会では、第三分野への相互参入に係る内閣府令等案に対する意見をとりまとめ、平成13年２月28日に「保険商品の特性に応じて設けられている現行の諸規定を、新たな参入会社に対しても適用するものであり、保険会社の財務の健全性の確保を通じ、保険契約者等の保護に資することから妥当な内容である」旨の意見を提出した。

内閣府令等は同年３月30日に公布された。こうした所要のルール整備を経て、７月１日より第三分野への本体相互参入が解禁された。

また、７月６日に「事務ガイドライン（第二分冊：保険会社関係）」(注)の一部改正が行われた。第三分野相互参入に係るルール整備関係の項目は以下のとおりである。

・保険料積立金の定義
・保険業法施行規則第59条の２第１項第３号ハ関係別表（損害保険会社関係）等に規定する「主たる保険としている保険契約」の定義
・「契約内容登録制度」の拡充

・医的診査時における被保険者の本人確認
・保険計理人が関与する保険数理に関する事項の見直し

（注）平成17年８月12日に「保険会社向けの総合的な監督指針」が策定されたことにともない、「事務ガイドライン（第二分冊：保険会社関係）」は廃止された。

4. 銀行等による保険募集

1. 第１次解禁

平成９年の保険審議会報告

わが国では長きにわたり、いわゆる縦割の金融制度を特色としており、銀行等が保険募集（保険契約の締結の代理または媒介）を行うことは認められていなかったが、国際的な金融の自由化等が進むなかで、平成５（1993）年の金融制度改革法施行以降、金融制度改革が実行され、金融各業種の相互参入が段階的に実施された。

この流れのなかで、平成８年11月、橋本龍太郎総理大臣から「2001年までに日本の金融市場をニューヨーク、ロンドンと並ぶ国際金融市場とすることを目指す『金融システム改革』に全力をあげて取り組むよう」指示が出されたことを受け、大蔵大臣から保険審議会をはじめとする五つの審議会の会長に対して、2001年までに金融システム改革が完了するプランをできる限り早急にとりまとめるよう要請がなされた。

このため、平成８年12月20日に開催された保険審議会第63回総会では、保険業および保険監督行政における基本的問題について検討を行うため、保険審議会のもとに基本問題部会が設置された。基本問題部会において、参考人の意見陳述を求めつつ、平成９年６月までに計10回にわたり検討が進められ、報告書「保険業の在り方の見直しについて―金融システム改革の一環として」がとりまとめられた。同報告書は同年６月13日に開催された第64回総会において報告が行われ、了承された。

同報告書のなかで、銀行等による保険募集については、子会社または兄弟会社である保険会社の商品に限定したうえで、住宅ローン関連の長期火災保険および信用生命保険の募集を認める旨記載され、銀行等による保険募集が解禁されることとなった。

解禁に当たっては、影響力を行使した募集の禁止等の実効性ある弊害防止措置を講じ、その遵守のために必要な監督を行うとともに、必要に応じ措置を見直し、常に実効性を確保することとされた。また、これらの措置は2001年を目処に実施することとされた。当該記載の全文は以下のとおりである。

IV. 銀行等による保険販売等

1. 銀行等の預金取扱金融機関（以下、銀行等と呼ぶ。）による保険販売については、販売チャネルの多様化、効率化等が図られるとともに、ワンストップ・ショッピングのニーズにも対応し、利用者利便の向上につながると考えられる一方、銀行等がその優越的地位や影響力を行使することにより、顧客保護、競争条件の公平性確保等の観点から弊害が生じるおそれがある、あるいは、預金・決済等により得た情報を流用するおそれがある、との指摘もある。これらを踏まえ、2001年を目処に、銀行等がその子会社又は兄弟会社である保険会社の商品を販売する場合に限定したうえで、利用者利便の向上等のメリットと弊害を比較考量しメリットが大きいと考えられる住宅ローン関連の長期火災保険及び信用生命保険を認めることが適当である。ただし、仮に結果として販売に問題があった場合でも比較的容易に対処策を講じることができると考えられる住宅ローン関連の長期火災保険については、銀行等がその子会社又は兄弟会社である保険会社の商品を販売することに限定しないことも考えられる。
2. 保険会社以外の金融機関による保険販売については、適正な販売を確保し、保険契約者の保護を図るため、保険業法上の規制が適用されるべきである。また、特に、顧客保護、競争条件の公平性確保等の観点から、例えば、影響力を行使した販売の禁止、抱き合わせ販売の禁止、預金・決済等により得た情報の流用の禁止といった実効性ある弊害防止措置を講ずるとともに、適切な商品情報提供義務を課すべきである。また、弊害防止措置については、その遵守のために必要な監督を行うとともに、必要に応じ見直しを行うことにより、常に実効性を確保していく必要がある。

規制緩和推進３か年計画

平成10年３月31日に閣議決定された規制緩和推進３か年計画において「銀行等による保険商品の販売について、弊害防止措置等を講じた上で、住宅ローン関連の長期火災保険及び信用生命保険について2001年を目処に認めることが適当であるとの保険審議会報告を踏まえ、所要の措置を講ずる」とされた。

規制緩和推進３か年計画（改定）

平成11年３月30日に閣議決定された規制緩和推進３か年計画（改定）において「銀行等による保険商品の販売について、弊害防止措置等を講じた上で、住宅ローン関連の長期火災保険及び信用生命保険については、平成13年までには銀行等による販売を認めるとともに、それ以外の保険商品についても、早期に銀行等による販売の対象とすることを検討する」「住宅ローン関連の長期火災保険及び信用生命保険については、銀行等の販売はその銀行の子会社又は兄弟会社である保険会社の商品に限定しないことを検討する」とされた。

規制緩和推進３か年計画（再改定）

平成12年３月31日に閣議決定された規制緩和推進３か年計画（再改定）において「住宅ローン関連の長期火災保険及び信用生命保険については、弊害防止措置等を講じた上で、遅くとも平成13年までに銀行等による販売を認める」「上記以外の保険商品についても銀行等による販売対

象とすること及び銀行等の販売する保険商品はその銀行の子会社又は兄弟会社である保険会社の商品に限定しないことについて引き続き検討を行い、平成12年度中に結論を得る」とされた。

＜参考＞規制改革の動向

規制改革委員会（平成11年４月６日に規制緩和委員会から名称変更）は、「規制緩和の推進等について」（平成９年12月20日閣議決定）にもとづき、行政改革推進本部長（内閣総理大臣）の決定により、平成10年１月26日に行政改革推進本部のもとに設置された。規制改革委員会は、「規制緩和推進３か年計画（再改定）」に係る各事項の推進状況の監視や新たな課題への取組み等の活動を通じて、規制緩和の着実な推進を図ったが、平成13年３月末をもって廃止された。当協会は、平成12年９月22日「規制改革に関する論点公開」に対する要望を提出した。

その後、規制改革の推進の任務を担う後継組織として、平成13年４月１日に総合規制改革会議が内閣府に設置された。総合規制改革会議は、関係各府省との協議・折衝の成果をとりまとめ、内閣総理大臣あてに答申し、政府では答申を「最大限尊重」しつつ、毎年度末に規制改革推進３か年計画が改定された。政府においては、推進計画がスケジュールに従って実施され、総合規制改革会議においては、政府の実施状況が監視された。３年間の主な活動実績には、アクションプランの実行、構造改革特区の推進、規制改革集中受付月間があった。総合規制改革会議は平成15年度末をもって、廃止された。当協会は、平成13年８月30日、平成14年８月８日、平成15年６月27日、同年11月28日に規制改革要望を提出した。

規制改革をより一層推進するため、平成16年４月、内閣総理大臣の諮問に応じ、民間有識者13名から構成される規制改革・民間開放推進会議が内閣府に設置された。規制改革・民間開放推進会議においては、規制改革要望集中受付月間対応・市場化テスト（官民競争入札）などが行われ、平成19年１月25日をもって終了した。当協会は、平成16年６月28日、同年11月17日、平成17年６月30日、同年11月16日、平成18年６月30日、同年10月27日に規制改革要望を提出した。

引き続き、規制改革をより一層推進するため、平成19年１月、内閣総理大臣の諮問に応じ、民間有識者15名から構成される規制改革会議が内閣府に設置された。規制改革会議の検討体制として、会議の運営方針に関する重要事項について検討を行う「運営委員会」、検討課題に即した「タスクフォース」、重点検討課題に取り組むための「重点事項推進委員会」が設置された。当協会は、平成19年６月28日、同年11月９日、平成20年６月27日に規制改革要望を提出した。

保険業法の一部改正

平成９年の保険審議会報告を受け、保険業法の改正作業が進められ、平成12年５月に成立した「保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律」において、平成13年４月１日以降、一定の保険商品について銀行等による保険募集を可能とする規定が保険業法上措置された。なお、その具体的な内容については内閣府令に委任された。

その後、平成12年12月に具体的な商品等の方向性が金融庁から公表され、対象保険商品につ

いては、銀行等が行う業務との関連性が強く、保険契約者等の保護の面で問題が少ないものとして、住宅ローン関連の長期火災保険・債務返済支援保険・信用生命保険および海外旅行傷害保険が示された。また、保険商品の引受元に係るいわゆる子会社・兄弟会社限定については、信用生命保険に係るものを除き限定を付さないこと、抱き合わせ販売の禁止等の所要の弊害防止策を講じること、対象保険商品の拡大および信用生命保険に係る子会社・兄弟会社限定の取扱いについては、実施状況を見ながら、さらに検討を行い、平成13年度中に改めて結論を得ることもあわせて示された。

これらの内容が盛り込まれた内閣府令案については、平成13年２月６日にパブリックコメント手続に付され、その後、同年３月13日に内閣府令が公布された。

内閣府令の概要は以下のとおりである。

1. 保険契約者等の保護に欠けるおそれが少ない場合として内閣府令で定める場合
   (1) 銀行等が生命保険募集人として保険募集を行うことのできる場合は以下のいずれにも該当する場合とする。
      ・住宅ローン関連の信用生命保険契約の締結の代理又は媒介を行うこと（但し、保険者が当該銀行等の子会社、兄弟会社であるものに限る。）
      ・顧客の非公開情報の流用防止のための措置を講じていること
   (2) 銀行等が損害保険代理店として保険募集を行うことのできる場合は以下のいずれにも該当する場合とする。
      ・住宅ローン関連の長期火災保険契約（当該保険に附帯する地震保険契約も含む。以下同じ。）、住宅ローン関連の債務返済支援保険契約又は海外旅行傷害保険契約の締結の代理又は媒介を行うこと
      ・顧客の非公開情報の流用防止のための措置を講じていること
   (3) 銀行等が保険仲立人として保険募集を行うことのできる場合は以下のいずれにも該当する場合とする。
      ・住宅ローン関連の信用生命保険契約（但し、保険者が当該銀行等の子会社、兄弟会社であるものに限る。）・長期火災保険契約・債務返済支援保険契約又は海外旅行傷害保険契約の締結の媒介を行うこと
      ・顧客の非公開情報の流用防止のための措置を講じていること
   (4) 上記の保険契約に付される特約については、当該保険契約の内容と関連性が高く、かつ、当該特約に係る保険料及び保険金の額が当該保険契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものでなければならないこととする。
2. 弊害防止措置
   (1) 抱き合わせ販売その他の影響力を行使した販売の禁止
   (2) 適切な商品情報提供等を通じた誤認防止
3. 施行期日
   平成13年４月１日から施行する。

これにより生命保険商品については、平成13年４月より住宅ローン関連の信用生命保険契約を募集することが可能となったが、信用生命保険については、実際の取扱いはなかった。

2. 第２次解禁

平成13（2001）年３月30日に閣議決定された規制改革推進３か年計画において、対象保険商品の拡大および信用生命保険に係る子会社・兄弟会社限定の取扱いについては、実施状況を見ながらさらに検討を行い、平成13年度中に改めて結論を得ることとされており、平成14年２月28日に保険の基本問題に関するワーキンググループ（保険WG）が開催され、議論が行われた。

保険WGにおける議論を受け、金融庁において利用者利便の向上、販売チャネル間の競争促進、保険契約者保護等の観点から検討が行われ、平成14年３月19日に開催された金融審議会金融分科会第二部会において、以下の金融庁案が了承された。

1. 銀行等における保険商品の窓口販売は、平成13年４月１日から開始された。
（略）
解禁の際、対象保険商品の拡大等については、実施状況をみながら更に検討を行い、平成13年度中に改めて結論を得ることとされた。

2. これを受け、今般、利用者利便の向上、販売チャネル間の競争の促進、保険契約者保護等の観点から検討を行った結果、以下のとおり見直すこととし、今後、パブリック・コメント等の手続を経て、所要の規定の整備を行うこととする。

(1) 次の保険商品を窓口販売の対象として新たに加える。
個人年金保険（定額、変額）、財形保険、年金払積立傷害保険、財形傷害保険

(2) 現在、銀行等が窓口販売できる住宅ローン関連の長期火災保険・債務返済支援保険・信用生命保険については、対象物件が専用住宅であるものに限られているが、これに店舗併用住宅を加える。

(3) 現在、住宅ローン関連の信用生命保険は、窓口販売を行う銀行等の子会社・兄弟会社である保険会社の商品に限定されているが、この規制を撤廃する。

3. 今回の規制緩和に併せて、以下のような弊害防止措置等の充実を図ることとする。

・銀行等が保険商品を販売する際に、保険商品を購入しないことが他の取引に影響を及ぼさないことについて、顧客への説明がなされるための措置を講じる。

・銀行等が変額個人年金保険を販売する際に、融資を受けて保険料に充てた場合、当該商品が元本割れすると、借入金が残ることについて、顧客への説明がなされるための措置を講じる。

・銀行等が住宅ローン関連の信用生命保険を販売する際に、住宅ローンの返済に困ったときの相談窓口（当該銀行等の内部及び外部の相談窓口）について、顧客への説明がなされるための措置を講じる。

・銀行等の内部でマニュアルを策定して研修を実施するとともに、内部検査を行うなど適切な募集体制を整えることを求める。

・銀行等による保険商品の窓口販売の際に発生したトラブルについて、保険業界に設けられ

た紛争処理の場で解決を図る場合には、募集を行った銀行等にもその場への参加が義務付けられるようにする。

4. 上記２．及び３．の措置を平成14年10月１日から実施する。

5. なお、対象商品の更なる拡大については、平成14年10月１日以降の実施状況をみながら、引き続き検討を行い、平成15年度中に結論を得ることとする。

これを受け、内閣府令の改正案がとりまとめられ、パブリックコメント手続を経た後、平成14年８月30日に内閣府令が公布され、10月１日より銀行等による保険募集が行われた。

この結果、銀行を販売チャネルとする生命保険会社や変額年金保険のみを販売する生命保険会社が現れ、変額年金保険の販売は急増した。

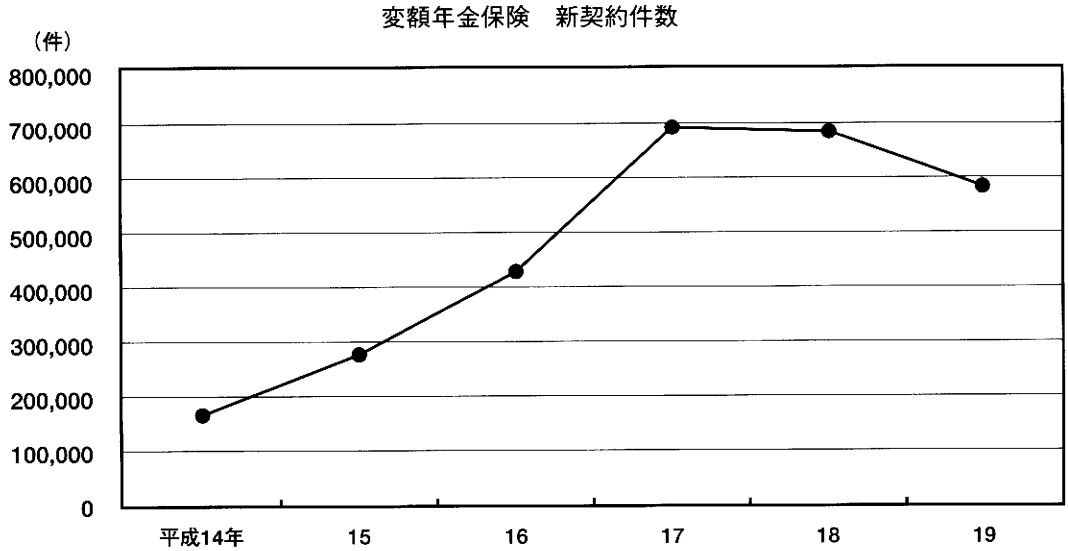

3. 第３次解禁

平成16年３月の金融審議会金融分科会第二部会報告

平成14（2002）年３月19日に金融審議会金融分科会第二部会が開催され、「対象商品の更なる拡大については、平成14年10月１日以降の実施状況をみながら引き続き検討を行い、平成15年度中に結論を得ることとする」とされたことから、平成16年１月16日、金融審議会金融分科会第二部会で銀行等による保険販売規制の見直しがテーマとして取り上げられ、生・損保の各業界から参加している委員による説明の後、自由討議が行われた。その後の検討は、部会傘下の保険の基本問題に関するワーキンググループ（保険WG）で行うこととされ、以降、保険WGにおいて計８回にわたる検討が行われた。保険WGの検討結果は３月31日の第二部会で報告され、第二部会では、保険WGの報告書を第二部会報告「銀行等による保険販売規制の見直しについて」として公表することが了承された。同報告の概要は以下のとおりである。

これまでの経緯

①平成13年４月 住宅ローン関連信用生命保険・長期火災保険・債務返済支援保険、海外旅行傷害保険を販売解禁

②平成14年10月 個人年金保険、財形保険、年金払積立傷害保険、財形傷害保険を販売解禁

メリットについての意見

①保険商品の選択肢や商品に関する情報が増加し、利用者利便が向上。

②販売システムの効率化による保険料の低廉化と、保険市場の拡大への期待。

③利用者のニーズに適合する商品開発の促進と、市場の発展への期待。

④販売できる商品を一部に限ると、保険市場全体の商品構成を歪めるおそれ。

⑤変化に対応したビジネスモデルの構築の観点からも、販売チャネルの多様化が必要。

懸念される弊害（デメリット）についての意見

①銀行等は融資先に対して強い影響力を有しており、圧力販売が行われるおそれ。

②保障性の高い商品を販売する過程で入手する健康情報が、融資判断に流用されるおそれ。

③不当に加入しようとする者の第一次選択や、アフターケア等が十分に行われないおそれ。

④引受保険会社のリスク管理能力を超えた販売や、保険会社の支配・系列化のおそれ。

⑤現下の状況では、銀行等は本来の業務に徹するべきではないか。

⑥新たな販売チャネルが既存の販売チャネルに与える影響についても、考慮する必要。

考えられる弊害防止措置

①銀行等の融資者としての影響力に基づく圧力販売や、銀行等が入手する健康情報の融資判断への流用についての懸念を踏まえ、「圧力販売につながるような融資先に対する保険販売を禁止」することが適当。

②保険商品の販売で得た健康情報は、融資判断への流用防止のため、厳格に管理。その他の情報についても、適切に管理。

③銀行等の保険販売による保険会社等への影響については、「圧力販売につながるような融資先に対する保険販売の禁止」により相当程度緩和。保険会社が特定の銀行等に保険販売を過度に依存すること等について、何らかの対応が必要かどうか実務面も踏まえ検討。

④銀行等にコンプライアンス責任者を設置する等、適切な措置を講ずる必要。

基本的方向性と実施時期

・銀行等において原則として全ての保険商品を取り扱えるようにすることが適当であり、その際には、以上のような弊害防止措置が適切に講じられることが前提。

・実施時期については、メリットの実現を目指す観点から、できるだけ早期が望ましい。その際、銀行等での販売体制の整備や弊害防止手続きの確立等のための準備期間を設ける等、円滑な実施を図る必要。

・以上を踏まえ、銀行等による保険販売規制の見直しについては、例えば１年後から段階的に行うこととし、新たな弊害防止措置の実効性をモニタリングしながら、遅くとも３年後には銀行等において原則として全ての保険商品を取り扱えるようにすることが適当。今後、本報告の趣旨を踏まえ、速やかに適切な措置を講じるよう期待。

協会の対応

平成16年３月31日、上記第二部会報告「銀行等による保険販売規制の見直しについて」が公表されたことを受け、同日、以下のとおり意見表明を行った。

平成16年３月31日

銀行等による保険販売規制の見直しについて

社団法人 生命保険協会
会長　森　田　富治郎

本日、「金融審議会金融分科会第二部会」及び「保険の基本問題に関するワーキング・グループ」において検討されてきた「銀行等による保険販売規制の見直し」についての報告書が公表されました。

今回の報告書では、「銀行等による保険販売規制の見直しについては、本報告後例えば１年後から段階的に行うこととし、新たな弊害防止措置の実効性をモニタリングしながら、遅くとも本報告後３年後には、銀行等において原則として全ての保険商品を取り扱えるようにすることが適当であるとの意見が大勢を占めた。今後は、行政当局において、本報告の趣旨を踏まえ、速やかに適切な措置を講じるよう期待する。」とされております。

銀行等による保険商品の販売については、保険業法により、「保険契約者等の保護に欠けるおそれが少ない場合」に限定されており、保障性商品にまで及ぶ販売対象商品の拡大は、銀行等が有する優越的地位を背景とした販売、医療・健康情報の融資等銀行業務への流用、製販分離の急激な進行に伴う保険制度全般の健全性悪化等の弊害が危惧されるため、認められるべきではないと我々が主張してきた点について、多くの重大な懸念が残るものであります。

銀行等が販売できる保険商品の拡大が、真に保険業法の趣旨を踏まえた保険契約者等の保護に適い、国民全体にとっての利益の増進に貢献し得るかどうかは、一にかかって弊害防止措置の実効性を確保し得るかという点にあります。

今後、金融庁にて検討される具体的な弊害防止措置については、起こり得る様々な弊害を確実に予防し、潜脱行為も生じないようなルールが措置され、また、実効性を確保するために適切な検査・監督が行われる体制を整備していくことが、必須であると考えます。

なお、実施時期については、「遅くとも本報告後３年後には」とされていますが、諸々の販売体制の整備や弊害防止手続きの確立等のために十分な準備期間を設けるとともに、銀行等に対する厳格な検査等によるモニタリングを通じて、弊害防止措置の実効性を入念に検証したうえで、慎重に見極めていくべきであると考えます。

以　上

規制改革・民間開放推進３か年計画

平成16年３月19日に閣議決定された規制改革・民間開放推進３か年計画において「銀行等が

原則としてすべての保険商品を取り扱えること、その銀行の子会社又は兄弟会社である保険会社の商品に限定しないことについて引き続き検討を行い、速やかに結論を得、所要の措置を講ずる」とされた。なお、平成17年３月25日に閣議決定された規制改革・民間開放推進３か年計画（改定）においても同様に記載された。

「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令等」の公布

「金融審議会金融分科会第二部会報告（平成16年３月）」「規制改革・民間開放推進３か年計画（平成16年３月閣議決定）」等を踏まえ、金融庁において具体的な内容の調整が行われ、平成17年６月10日に「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令等（案）」がパブリックコメント手続に付され、その後、７月８日に内閣府令が公布された。内閣府令の概要は以下のとおりである。

1. 新たな弊害防止措置
   (1) 融資先販売規制：以下の先に対する保険募集を制限（既解禁商品を除く。）。
      ・事業資金の融資先である法人、その代表者及び個人事業主
      ・事業資金の融資先である小規模事業者（従業員数50人以下の企業）の役員・従業員
   (2) 事業資金の融資業務と保険募集の担当者を分離（既解禁商品を除く。）。
   (3) 融資の申込者に対する融資審査期間中の保険募集を禁止（既解禁商品を除く。）。
   (4) 引受保険会社の商号の明示、契約内容に係る情報提供を含む保険募集指針の策定・公表・実行を義務付け。
   (5) 保険募集に係る法令遵守責任者を営業単位ごとに設置することを義務付け。
   (6) 子会社等を通じた融資先販売規制等の潜脱行為を禁止。等
2. 中小金融機関の特例
   (1) 営業地域が限定された中小金融機関について、生命保険等の保険募集を小口（契約者一人当たり保険金額1000万円以内）に限る場合は、
      ・従業員等への保険募集が制限される小規模事業者を従業員数20人以下の企業とする。
      ・事業資金の融資業務と保険募集の分離について、厳格な担当者の分離に代わる措置を講ずることができる。
   (2) 協同組織金融機関について、生命保険等の保険募集を小口（同上）に限る場合は、
      ・融資先である会員又は組合員に対する保険募集ができる。
3. 段階的な実施
   (1) 施行日（平成17年12月22日）より、以下の商品を先行解禁。
      ・生命保険：一時払終身保険、一時払養老保険、保険期間10年以下の平準払養老保険（法人契約を除く。）、貯蓄性の生存保険
      ・損害保険：自動車保険以外の個人向け保険（事業関連の保険、団体契約等を除く。）
      ・第三分野：積立傷害保険
   (2) 施行日から２年間、銀行等による保険募集の実施状況等をモニタリングし、新たな弊害防止措置の実効性を確認して、全面解禁に移行する。ただし、モニタリングの結果必要な場合には全面解禁の実施時期の見直しを行う。

協会の対応

平成17年７月８日、当協会は銀行等による保険販売規制の見直しに関する内閣府令が公布されたことを受け、同日、以下のとおり意見表明を行った。

銀行等による保険販売規制の見直しについて

平成17年７月８日
社団法人 生命保険協会
会長　宇野郁夫

本日、銀行等による保険販売規制の見直しに関する内閣府令が公布されました。

本日公布された内閣府令は、平成16年３月31日の金融審議会金融分科会第二部会報告（「銀行等による保険販売規制の見直しについて」）において、銀行等が販売できる商品の拡大は「弊害防止措置が適切に講じられることが前提となる」とされていることへの対応の枠組みを示したものとして評価いたします。

このような枠組みが契約者保護の観点から円滑かつ適切に運用されるためには、我々保険会社および銀行等が法令遵守にしっかり取り組んでいくこと、とりわけ銀行等が契約者に責任を持って販売することが重要であるとともに、行政当局において監督・検査等を通じて十分にモニタリングを行い、適宜適切な対応を行うことが必要と考えます。

また、平成19年に予定されている銀行等が販売できる保険商品の範囲の拡大に当たっては、附則第３項にありますとおり、「銀行等又はその役員若しくは使用人による保険募集の実施の状況並びに当該保険募集の公正な実施及び保険会社の業務の適切な運営のために講じられた措置の状況」について問題がないと判断されることがその前提となると考えますので、既に解禁されている商品も含めて、しっかりと検証をしていく必要があると考えます。

以上

4. 全面解禁

平成19（2007）年９月18日に開催された金融審議会金融分科会第二部会において、金融庁から銀行等による保険募集に関するモニタリング結果の説明が行われた。概要は、以下のとおりである。

モニタリング結果の概要

1.当局検査による弊害防止措置の遵守状況の検証

○前回解禁時以降、保険会社については約20件、銀行等については約350件の検査を実施。
○上記の検査では、保険募集に関しても業務の適切性について検証しており、いくつかの不適切事例を指摘。

2.日常の監督を通じた保険募集の実施状況の監視・把握

○個人年金保険等の分野では、銀行チャネルの販売が伸びている。
○前回解禁時以降、銀行等の保険募集に関し行政処分を行った事例はない。
○前回解禁時以降、銀行窓販において91件の不祥事件が発生（保険全体の2.2%に相当）。

3.金融庁相談室、国民生活センター等で受け付けた苦情の収集・分析

○前回解禁時以降本年６月までに、金融庁相談室には127件の銀行窓販関係の苦情が寄せられている（保険全体の0.5%に相当）。このうち圧力販売に関するものは17件。
○14年10月以降、国民生活センターに寄せられた窓販個人年金保険関係の苦情は、17年度をピークに減少している。
○前回解禁時以降本年５月までに、保険会社及び銀行等には3,828件の苦情が寄せられている。このうち圧力販売に関するものは８件。

4.保険会社や銀行等からのアンケート調査等を通じた実態把握

○アンケート調査やヒアリングを通じて、弊害防止措置遵守のための具体的な体制整備の状況を確認。

モニタリング結果

1.必要かつ十分な弊害防止措置の構築

先行解禁商品に係る新たな弊害防止措置については、一部の銀行員による事務疎漏を除き、概ね銀行等において遵守するための体制整備が行われたと考えられ、問題事例の発生状況にかんがみれば、規制は有効に機能していたものと考えられる。

2.全面解禁の実施時期の適切性の検証

当局検査における指摘や不詳事件届出により一定程度の問題事例が発生していたと認められるが、いずれもその後銀行等において改善が図られている。

（出典：平成19年９月18日金融審議会金融分科会第二部会（第39回）資料）

この結果を踏まえ、金融庁より、内閣府令で定める全面解禁期日の見直しの要件である「保険契約者等の保護のため必要な場合」には該当せず、予定どおり平成19年12月22日に全面解禁することが適当であるとの考え方が示された。また、今後、保険の基本問題に関するワーキンググループ（保険WG）において、関係者から意見を聞く機会を設けることとされた。

同年10月３日に開催された保険WGでは、保険募集に関し関係者からのヒアリングが行われた。

＜ヒアリング対象団体＞

当協会、日本損害保険協会、外国損害保険協会、全国生命保険労働組合連合会、損害保険労働組合連合会、生命保険ファイナンシャルアドバイザー協会、日本損害保険代理業協会、日本保険仲立人協会、在日米国商工会議所、全国銀行協会、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会

こうしたヒアリング等の結果、銀行等による保険募集の全面解禁を予定どおり実施するに当

たり、より一層の保険契約者等の保護を図るための所要の手当てを行うこととなり、同年10月24日の金融審議会金融分科会第二部会において具体的な手当ての内容が決定された。概要は以下のとおりである。

1. 銀行等における責任ある販売態勢の整備

(1) 保険契約締結後に発生する業務の適切な分担

・保険会社及び銀行等が、委託契約等において、保険金等の支払手続きに関する照会等といった保険契約締結後に発生する業務について、業務分担を明確に定め、顧客に明示すること

・保険会社及び銀行等双方において、保険契約締結後の業務を行うため、十分な要員の確保に努める等、必要な態勢を構築すること

(2) 銀行等の販売責任等の周知

・銀行等の保険募集指針の内容を顧客に周知徹底するため、銀行等において、書面による交付、店頭掲示などの必要な措置を講じること

2. 顧客情報の利用態勢の整備

・現行では保険契約の締結に際しては、非公開情報が事前に顧客の同意を得ることなく利用されてはならないとされているが、より実効性を確保し、新たに、事後的・客観的な検証を容易なものとするため、事前に顧客の同意を得なければ保険契約の締結の代理又は媒介ができないようにするための必要な措置を講じること

3. 銀行等の法令等遵守態勢の整備等

(1) 法令等遵守責任者等の要件

・銀行等の保険募集に係る法令等の遵守を確保する業務が、確実に実施されるよう、銀行等が保険募集に関する法令や保険契約に関する知識等を有する人材を法令等遵守責任者等として配置すること

(2) 内部監査態勢の整備

・銀行等の保険募集に係る内部監査が、確実に実施されるよう、銀行等が保険募集に関する法令や保険契約に関する知識等を有する人材を内部監査部門に配置すること

(3) 公正取引委員会ガイドライン関係

・銀行等が、保険募集業務に関し不公正な取引方法を行わないよう、公正取引委員会ガイドライン「金融機関の業態区分の緩和及び業務範囲の拡大に伴う不公正な取引方法について」第２部．第２.２（平成16年12月１日）に十分留意した業務運営を行うこと

4. モニタリング及び検査・監督

・保険契約者等の保護の観点から、弊害が発生しないよう、全面解禁後においても、引き続き銀行等の保険募集についてモニタリングを行うこととする。

・モニタリングでは、金融サービス利用者相談室や保険会社、銀行等に寄せられた苦情を収集し、十分分析する。その結果を検査・監督にも活用する。
・今回改正した監督指針等の趣旨を十分に踏まえた検査・監督を行い、問題が認められた場合には、必要に応じ厳正な対応を行う。
・モニタリング結果等を踏まえ、保険契約者等の保護や利便性の観点から、弊害防止措置等について、概ね３年後に、所要の見直しを行う。

5. その他

(1) 融資先販売規制等の圧力販売を防止する規制に関し、業界団体が会員行に対し、規制の趣旨を踏まえた適正な保険募集を行うよう要請
(2) 全面解禁の円滑な実施を図るための技術的見直し等
・医療・がん保険等の第三分野保険について、中小金融機関特例に係る保険金額の計算方法の見直し（例：入院日数に応じて保険金を支払う保険について、日額基準で計算する等）
・銀行本体の解禁にあわせて、銀行等の子会社に係る商品制限も解禁する。

上記内容を反映した内閣府令および監督指針の改正案は、同年11月６日に公表、パブリックコメント手続に付された後、改正内閣府令および改正監督指針は12月21日に公布・公表された。これにより12月22日より、銀行等による保険募集が全面的に解禁された。

なお、当協会は、銀行等による保険募集が全面解禁されることを受け、12月14日に全国銀行協会、全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会に対して、法令等の趣旨を踏まえた適正な保険募集の実施につき、会員銀行等へ周知のうえ、徹底するよう依頼する要請文を提出した。要請文は以下のとおりである。

平成19年12月14日

（３団体会長宛）

社団法人生命保険協会
会長　岡　本　圀　衛

「銀行等による保険募集」について

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、平成19年12月22日から、銀行等において全ての保険商品の募集が可能となります。

これに関し、下記の点につきまして、引き続き適正な保険募集が行われるよう加盟銀行に対して周知の上、ご徹底いただきますようお願い申し上げます。

なお、今般、「銀行等による保険募集」に関する保険業法施行規則、保険会社向けの総合的な監督指針等の一部が改正され、より一層お客様保護を図るための制度整備が行われることとなりましたので、あわせて周知の上、ご徹底いただきますようお願い申し上げます。

当会といたしましては、よりよいお客様サービスの実現のため、貴会のご協力を賜りたく存じますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

1. 貴会加盟銀行において、保険業法施行規則第212条第３項第１号に規定する「銀行等生命保険募集制限先」に該当しない者に対して保険募集を行う場合であっても、同号の趣旨を踏まえた適正な保険募集を行っていただくこと。(注１、２)
2. 貴会加盟銀行において、保険業法施行規則第212条第３項第３号に規定する「その使用人のうち事業に必要な資金の貸付けに関して顧客と応接する業務を行う者」に該当しない者(注３)が保険募集を行う場合であっても、同号の趣旨を踏まえた適正な保険募集を行っていただくこと。(注１)

(注１) 金融審議会金融分科会第二部会「銀行等による保険販売規制の見直しについて」(平成16年３月31日)では、「『圧力販売につながるような融資先に対する保険販売を禁止』することが適当であるとの意見が大勢を占めた」と記載されている。

(注２) 不適切な事例として、取引上優越した地位にある銀行が、融資先企業に対し、要請に応じなければ融資をとりやめるまたは融資に関し不利な取扱いをする旨を示唆して、当該企業の代表者の配偶者に保険加入の申込みを事実上余儀なくさせる場合などが想定される。

(注３) 該当しない者には、例えば、支店長等営業所・支店等の業務を統括する者も含まれる。

以　上

5. 根拠法のない共済への対応

1. 経緯と協会の対応

根拠法のない共済

共済とは、一般に「一定の地域または職域でつながる者が団体を構成し、将来発生のおそれのある一定の偶然の災害や不幸に対して共同の基金を形成し、これら災害や不幸の発生に際し、一定の給付を行うことを約する制度」として考えられるが、法律上の定義はなく、保険との相違は必ずしも明確ではない。また、学説によっては、対象の特定性、給付の少額性（見舞金程度）といった点において保険と区別する、といったものがあるが、共済事業として行われるもののなかには、加入者が膨大であり対象の特定性が不明確であるものや、見舞金程度とは考えられない共済金額であるものも存在している。

従前（平成18（2006）年３月31日以前）の保険業法においては、保険業の定義について、第２条第１項に、「この法律において「保険業」とは、不特定の者を相手方として、人の生死に関し一定額の保険金を支払うことを約し保険料を収受する保険、…の引受けを行う事業（他の法律において特別の規定のあるものを除く。）をいう。」と規定されており、「不特定の者を相手方としているか」「他の法律において特別の規定があるか」ということが、保険業に該当するか否かの判断基準とされていた。例えば、全国共済農業協同組合連合会（JA共済）については農業協同組合法、全国労働者共済生活協同組合連合会（全労済）や全国生活協同組合連合会（全国

生協連）については消費生活協同組合法と、それぞれ別の根拠法を有し、各々の主務官庁の監督を受けて事業を行っており、保険業には該当しない。こうした共済事業は、「制度共済」または「根拠法のある共済」と呼ばれていた。

これに対し、共済事業の実施について根拠法を有していない共済事業は、「根拠法のない共済」または「無認可共済」と呼ばれていた。

根拠法のない共済事業は、保険業法およびその他特別の規制・監督を受けず、契約者保護のための規制や制度は置かれていなかった。根拠法のない共済は、平成11年ごろから一般事業会社等による設立（事業開始）が増加するとともに、全国規模で展開するものも見られるようになった。これにともない、保険業における特定・不特定という概念の曖昧化といった保険業法上の問題や不適正な募集活動、高額保障商品の販売等の消費者保護上の問題が徐々に顕在化するようになった。

こうした状況を踏まえ、改めて保険業の定義が見直されることとなった。特定の者を相手方として保険の引受けを行う事業についても保険業に含めることとし、原則として保険業法を適用する改正保険業法が平成17年４月22日に成立、平成18年４月１日に施行された。これにより、従来、根拠法のない共済とされていた多くの事業者についても、契約者保護ルール等が導入されることとなった。

根拠法のない共済に関する諸問題の顕在化

根拠法のない共済の問題が顕在化するなか、平成15年２月17日、国民生活センターのホームページに、「マルチ商法的勧誘方法で加入させる根拠法のない共済」とのタイトルで、「知人から加入を勧められた生命共済（他に加入する人を紹介するとバックマージンが入る仕組み）に対する信用性」についての消費者からの相談事例が掲載された。

同相談事例に対する国民生活センターからのアドバイスとして、根拠法のある共済との違いについて解説するとともに、契約に際しては、経営・財務内容等の情報開示の状況や不適切な販売方法が行われていないかどうか等を踏まえ、慎重な検討が必要であるとし、また、マルチ商法的な勧誘に関して、「特定商取引に関する法律」における「連鎖販売取引」の概要について解説していた。

根拠法のない共済の多くは、リスクヘッジとして外国の再保険会社と再保険契約を締結しているが、平成15年５月19日、英ロイズより会員ブローカー・引受保険会社に対して、日本の根拠法のない共済事業について注意すべき旨の文書が発信された。概要は以下のとおりである。

・根拠法のない共済との取引関係は、ロイズの評判に悪影響を及ぼすおそれがある。
・法務照会を行った結果、根拠法のない共済は、高額給付がある商品を広く公衆に販売しているが、保険業法に基づいて保険業を行うための免許（認可）がないため、保険業法に違反する可能性がある。また、保険業法の規制範疇外の事業を行うあらゆる団体は、日本の法律で

いう保険者ではないことから、再保険契約を締結することはできない。いわゆる保険会社（及び認可共済）のみが再保険契約を締結することができる。従って、これら無認可共済とロイズの引受保険会社との取引関係は、元受保険契約に限定されなければならない。
・日本の共済事業との取引に先立って、当該共済が日本において認可されている旨の確たる書面を獲得すべき。

こうした動きのなか、国会において根拠法のない共済に関する質疑が行われた。平成15年6月10日の衆議院財務金融委員会では、社民党からの質問に対し、小泉純一郎総理大臣より、「詐欺まがいの不特定多数の者に対して違法な行為を行っている特定の機関に対しては、政府、関係機関が連携して厳正に対処しなければならない」旨の答弁が行われた。また、同年5月22日、6月6日の参議院財政金融委員会でも根拠法のない共済に関する質疑が行われた。

金融庁においても、根拠法のない共済に関する問い合わせが増加していたことから、平成15年6月、同庁ホームページに根拠法のない共済に関するページが設けられ、根拠法のない共済への加入を検討する際に、同庁の監督下にはない等の保険会社との制度上の違いに留意することや財務・業務の健全性等について確認することが重要である旨掲載された。

また、保険業法第2条の解釈に関して、平成16年3月19日の法令適用事前確認手続に係る照会（ノーアクションレター）に対し、4月12日に金融庁より、「『不特定の者を相手方として』に該当するか否かは、①当該団体の組織化の程度（構成員の団体帰属に係る意識度）、②当該団体への加入要件についての客観性、難易の程度、③当該団体の本来的事業の実施の程度等をもとに、総合的に判断することとなる」との回答が行われた。

法務省においても、平成15年8月22日、同省のホームページに、「法務局において中間法人の設立登記がされたことをもって、法務省の認可を得たと称して勧誘を行っている共済」に関する注意喚起情報が掲載された。

海外の団体等も根拠法のない共済に対して問題意識を持っており、平成15年9月25日、在日米国商工会議所（ACCJ）より、「競争上の観点および契約者保護の観点から、根拠法のない共済（無認可共済）について、保険業法および金融庁の監督下に置くべき」旨の意見表明が行われた。

また、米国通商代表部（USTR）からも、平成16年4月1日に公表された「外国貿易障壁報告書」のなかで、「競争条件の同一化を確保し消費者を保護するため、根拠法の有無に関らず全ての共済に対し、競合する民間セクターと同じ規制基準および監督が適用されるよう要請する」旨の意見表明が行われた。

以上のように、根拠法のない共済の諸問題が顕在化することにともない、マスコミ等によって根拠法のない共済に関する事項が多く取り上げられるようになり、世間の関心も高まっていった。

協会における対応

当協会は、全国規模で展開する根拠法のない共済団体の出現や既存団体による共済種目の増加等の現状を踏まえ、平成14年度以降、会員各社および消費生活センター、消費者団体等の協力を得ながら、根拠法のない共済に関する実態調査や相談・苦情状況等の調査を適宜実施し、情報収集・提供体制の整備に取り組んだ。

上記の取組みに加え、さらなる情報提供の充実の観点から、平成15年６月27日、当協会ホームページに根拠法のない共済に関するＱ＆Ａを掲載した。質問項目として、①生命保険と共済の違い、②根拠法のある共済と根拠法のない共済の違い、③保険・共済に加入する際の留意点を挙げ、消費者の理解促進に努めた。

また、規制改革要望活動においては、平成15年11月28日、総合規制改革会議に対し、「根拠法のない共済への保険業法適用基準の明確化」を新たな要望項目として提出した。要望理由として、「保険業法第２条第１項の「不特定の者」の範囲が不明確であることから、実質的に不特定を対象としているにもかかわらず、規制・監督を受けない「根拠法のない共済」が多数存在しており、不特定の者を対象として共済事業を行う場合には、業務の健全性、募集の公正を確保することにより、契約者保護を図ることを目的とする保険業法が適用されるべき」を挙げ、保険業法第２条第１項の「不特定の者」の定義を事務ガイドライン等で示すことにより、「保険業」の定義を明確化することを要望した。

なお、平成17年３月11日に改正保険業法案が国会提出されるまでの間に実施された規制改革・民間開放推進会議の規制改革要望（平成16年６月、11月）においても、「根拠法のない共済に対して、保険業法における「保険業」の定義を明確化し、「保険業」に該当する共済事業については、保険業法を適用する」旨の要望を行った。

2. 金融審議会金融分科会第二部会

これまでの経緯等を背景に、根拠法のない共済については、金融審議会金融分科会第二部会において検討されることとなった。平成16（2004）年１月16日に開催された第15回第二部会において、保険に関する主な検討課題について議論が行われ、根拠法のない共済（無認可共済）が課題の一つとして取り上げられた。同会議資料「保険に関する主な検討課題（案）」では、根拠法のない共済について記載された。記載された内容は以下のとおりである。

無認可共済への対応

a. 特別な根拠法に基づかず設立された任意団体で共済事業を行う、いわゆる「無認可共済」については、これまで自発的な共助を基礎とするものであり、その契約者を保護するための規制は基本的に必要ないとされてきた。しかし、近年こうした事業の規模や形態が多様化しており、消費者保護の観点等から規制を求める声があるが、これについてどう考えるか。

b. 仮に、規制が必要とする場合、どのような規制が適切か。保険会社の保険商品と同等の商品を広く多数の者に提供するような無認可共済が出てきており、一部では保険会社との競合が見られることも踏まえ、保険業法による保険会社の規制との関係をどのように考えるべきか。

また、根拠法のない共済に関する問題を含めて諸課題を審議する「保険の基本問題に関するワーキンググループ（保険WG）」が設置され、以下の審議が行われた。

第１回（４月15日）：無認可共済の実態等の報告（当協会、日本損害保険協会）、行政におけるこれまでの取組みの説明等、自由討議

第２回（４月23日）：海外制度についての説明、自由討議

第３回（６月９日）：総務省から無認可共済に係る実態調査の中間報告、国民生活センター、日本共済協会からヒアリング、自由討議

第４回（６月18日）：自由討議

平成16年４月15日に開催された第１回保険WGでは、当協会は、根拠法のない共済について、その実態や保険業法上および消費者保護上の問題点、規制の考え方等を説明し、あわせて規制の考え方として、①現行規制の解釈の明確化、②保険業法の改正（もしくは共済監督法の制定）、③根拠法のある共済も含めた共済の法規制のあり方の検討について要望した。

平成16年６月22日に開催された第17回第二部会では、保険WGにおけるこれまでの検討状況の報告が行われた。同報告においては、①消費者保護の必要性、②保険業法との関係、③無認可共済の多様性と規制のあり方の観点からの主な議論についてとりまとめられた。同会議で出された意見等を踏まえ、保険WGにおいてさらに検討を進めていくことが確認され、以降、計３回（９月７、13、21日）にわたり、論点整理のとりまとめに向けた検討が行われた。

平成16年10月５日に開催された第18回第二部会では、保険WGでとりまとめられた「無認可共済への対応に係る論点整理」について審議が行われ、同論点整理についてパブリックコメント手続に付すことが了承され、同日公表された。

同論点整理では、一定の範囲を超える無認可共済に対する規制のあり方について、①現行の保険会社に対する規制と同様の規制を課し、既存の事業者については経過措置を設けて対応すべき、②保険会社に対する規制と異なる規制の導入を考えるべきとの二つの考え方が示された。また、②のように保険会社と異なる規制の導入を検討する場合について、契約者などの保護や保険会社との公正な競争条件の観点から、次頁の二つのアプローチが例示され、具体的な制度設計に当たっては、これら二つのアプローチを組み合わせることが現実的であるとされた。

・契約の相手方が「特定」「不特定」をメルクマールとして保険会社の行う保険事業と異なる事業と位置付けつつ、契約者保護等の観点から必要な規制を導入する。その際、両者を分ける「特定性」について、一定の具体的な基準を設けることも検討する。
・取扱商品について、保険期間が短期のもの、保険金が一定額のもの等に限定される場合、事業者の破綻等の場合に契約者などに生じる損失が限定されること等を踏まえ、それ以外の保険の引受けを行う場合とは異なる事業として、別の契約者などの保護のための規制を導入する。

また、仮に保険会社と異なる規制を導入する場合の新たな規制の具体的内容として、①参入規制等、②商品審査等、③責任準備金の積立等、④兼業規制・資産運用規制、⑤情報開示、⑥募集規制、⑦検査・監督、⑧セーフティネット、⑨移行の円滑化のための措置が挙げられた。

当協会は、パブリックコメント手続に付された同論点整理に対して、同年10月22日に意見を提出した。主な内容は以下のとおりである。

・「構成員が真に限定されるもの」以外の共済について一定の規制が必要とされていることは、保険と同様の機能を有する商品を販売している共済団体を規制の下に置く方向性が示されたということであり、契約者等の保護の観点から評価できる。
・「保険会社と異なる規制」を導入することは、契約者保護上の問題、競争条件の公正性確保の問題、制度運営上の問題などがあるため、「保険会社と同様の規制」を課すべきとの意見を支持する。仮に、保険業法を適用することで不都合が生じる場合には、経過措置を設け、既存の無認可共済を保険会社へと育成することで対応すべき。

平成16年10月27日に開催された第二部会(注)では、総務省から「根拠法のない共済に関する調査結果（最終報告書）」について説明がなされた後、事業者４団体からのヒアリングが行われた。

(注) 同会議は定足数未満であったため、正式な会合ではなく、第二部会主催の非公式なヒアリングとして位置づけられた。

平成16年11月10日に開催された第19回第二部会では、パブリックコメント手続に付した「無認可共済への対応に係る論点整理」に対する主な意見について説明がなされた（合計119件の意見提出があった）。

また、パブリックコメントの結果、総務省の調査結果および事業者ヒアリング等を踏まえて、さらに議論すべき論点について説明がなされた。論点として、①適用除外、②保険業と共済事業を分けるメルクマールとしての「特定性」、③少額短期保障を行う場合、④自己の保有するリスクが少額にとどまる場合、⑤経過期間の取扱い（(a) 募集規制、(b) 参入規制（法人格の取得等）、資産運用規制、兼業規制、情報開示規制、(c) 保険会社規制（一定の事業規模を超える場合等））、⑥実態把握と必要な対応等が挙げられた。

平成16年12月14日に開催された第21回第二部会では、これまでの検討を踏まえてとりまとめ

られた報告「根拠法のない共済への対応について」が、部会報告として了承され、同日公表された。主な内容は以下のとおりである。

適用除外団体

— 極めて小規模な団体及び構成員が真に限定される団体は、保険業法の適用対象外

— 適用除外団体は限定列挙し、保険業法の適用範囲を明確化

（例）小規模団体、企業内共済、労働組合

※公益法人については、公益法人制度改正の動きを見つつ引き続き検討

少額短期保障事業者（仮称）の新設

— 一定の事業規模の範囲内で少額短期保障のみを提供する事業者については、保険業法上「少額短期保障事業者の特例」を設けて対応。これらの団体は、引受リスクが小さく、破綻時等に生じる損失も限定されることから、財務規制を緩和

（事業規模）

・事業規模は収入保険料を基準とし、一定額を超える場合には保険会社の免許取得申請を行う

（取扱商品）

・保険期間が短期

・保険期間終了後の保険料又は保険金の見直し条項の義務付け

・保険金が少額（見舞金、葬儀費用程度）

既存の事業者についての対応

— 既存の根拠法のない共済の契約者保護、移行の円滑化の観点から、一定の移行期間及び激変緩和措置を講じる

a．移行期間

・任意団体は、相互会社又は株式会社を設立し、少額短期保障事業者又は保険会社の申請を行う

・募集規制、検査、監督は早期に実施

b．激変緩和措置（移行期間経過後５年程度）

・保険会社へ移行する場合、少額短期保障事業者へ移行する場合の両方で措置

・NPO法人等、既に法人格を取得している場合は、株式会社・相互会社への移行、兼業規制の適用につき一層の配意を行う

・保険会社の免許申請を行う者は、最低資本金規制（10億円）について一定期間猶予

・再保険等により保険会社にリスクを移転している場合には、少額給付の範囲を超える保障についても一定期間は業務を行えることとする

少額短期保障事業者に対する規制内容

— 少額短期保障事業者に対する規制内容は次のとおり。但し、現状においては、根拠法のない共済の実態の全貌を把握し切れていないことから、制度施行後一定期間（５年を目処）経過後にその妥当性の検証を行い、必要に応じて規制の見直しを行う

【少額短期保障事業者（仮称）に対する規制内容】

	保険会社	少額短期保障事業者（仮称）
参入規制	免許	登録制等
組織形態	株式会社または相互会社	株式会社または相互会社
最低資本金	10億	一定の財産的基礎を要求
営業保証金	—	保証金の供託を義務付け（事業規模に応じて供託額を上乗せ）
商品審査	約款、事業方法書、 算出方法書の認可	約款、事業方法書を審査 算出方法書の妥当性は審査しない（事後チェック）
責任準備金の積立等	責任準備金の積立を義務付けると共に積立方法を法定 保険計理人の関与を義務付け	支払備金・未経過保険料等の責任準備金の積立を義務付け（積立方法は今後検討） 保険計理人の関与を義務付け
兼業規制	原則禁止	原則禁止
資産運用規制	あり	預金・国債等に限定
情報開示	事業年度毎の業務・財産状況を営業所に備置 外部監査の義務付け	事業年度毎の業務・財産状況を営業所に備置（保険会社と同様） 一定規模以上の団体は外部監査を義務付け
募集規制	募集人登録、 募集規制あり（保険業法第300条）	募集人登録、 募集規制あり（保険会社同様）
検査・監督	当局の検査・監督あり ＳＭ基準による早期是正措置	当局の検査・監督あり 支払能力の充実状況が適当か、併せて監督
セーフティネット	あり	なし

3. 総務省による調査

総務省行政評価局において、行政運営の改善を目的として各府省の業務の実施状況等を調査し、その結果にもとづいて勧告等を行う「行政評価・監視」が実施されている。平成16（2004）年４月１日に公表された平成16年度第１期行政評価等計画において、近年の事業者の急増や事業形態の多様化にともなう共済金の支払いや販売方法をめぐる苦情・相談の増加等を背景に、「根拠法のない共済に対する調査」を実施することが明記された。

同年10月27日、平成16年４月から10月にかけて実施された同調査の最終報告が公表された。

4. 保険業法の改正

平成16（2004）年12月14日に公表された金融審議会金融分科会第二部会報告「根拠法のない共済への対応について」等を踏まえ、具体的な法案策定に向けた検討が行われ、平成17年３月11日、第162回通常国会に改正保険業法案が提出された。その後、国会での審議が行われ、４月22日に改正保険業法が成立し、５月２日に公布され、一部の規定を除き公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることとなった。これにより、従来、根拠法のない共済とされていた事業については、新たに設けられた少額短期保険業者（もしくは保険会社）へ移行することとされ、契約者保護ルール等が導入されることとなった。改正保険

業法の概要は以下のとおりである。

1. 保険業の定義の改正

＜保険業＞

・保険業法第2条から「不特定の者を相手方として」を削除し、原則、特定の者を相手方として保険の引受けを行う事業に保険業法の規定を適用

・保険業法の適用除外のものを列挙（①他の法律に特別の規定のあるもの、②労働組合、企業内共済等、③一定の人数以下を相手方とする小規模事業者が行うもの　等）

＜少額短期保険業＞

・保険業のうち、保険期間が2年以内の政令で定める期間以内であり、かつ、保険金額が1,000万円を超えない政令で定める金額以下の保険のみの引受けを行う事業（生損保兼営が可能）

2. 少額短期保険業者の特例

＜参入規制等＞

・登録制とし、小規模事業者に限定（保険料基準を政令で規定）

・法人格（株式会社又は相互会社）の取得を義務付け

・財産的基礎（最低資本金の総額を政令で規定）、的確な人的構成を有すること等を要件

・供託金を義務付け（供託金の額は政令で規定）

＜標識の掲示等＞

・事務所ごとに、内閣府令で定める様式の標識の掲示を義務付け

・保険会社との誤認防止措置として、その商号又は名称中に保険会社であると誤認させるおそれのある文字の使用禁止

＜業務の特例等＞

・約款等を変更する場合における届出を義務付け

・保険料その他の資産の運用は、預金、国債等による運用に限定

・原則として、少額短期保険業及びこれに付随する業務以外の業務は行えない

＜情報開示＞

・事業年度ごとに、業務及び財産の状況に関する説明書類の作成・提出、各事務所への備置を義務付け

・一定以上の規模の事業者は、外部監査を義務付け

＜責任準備金＞

・責任準備金の積立を義務付け

＜検査・監督＞

・金融庁の報告徴求・資料提出命令権、立入検査権を規定

・健全性基準（ソルベンシー・マージン比率）に関する規定の準用

＜募集規制＞

・少額短期保険募集人登録を義務付け

・虚偽の表示等の保険募集に関する禁止行為に係る規定等を適用

＜セーフティネット＞
・なし
3. 経過措置等
・改正保険業法施行の際、現に特定保険業（改正保険業法の規定の適用を受ける保険の引受けを行う事業であって、改正前の保険業法に規定する保険業に該当しないもの）を行っている者（特定保険業者）は、法施行後２年間は、原則、特定保険業の継続が可能
・特定保険業者は、法施行後６月以内の届出を義務付け
・特定保険業者が引き続き特定保険業を行う場合は、少額短期保険業者とみなし、業務運営に関する措置、募集規制、業務報告書の提出、検査・監督、保険契約の包括移転等に関する保険業法の規定を適用
・改正保険業法施行の際、現に特定保険業を行っている法人は、株式会社又は相互会社でない場合であっても、他の登録拒否事由に該当しない場合には、少額短期保険業の登録が可能
・改正保険業法施行の際、現に特定保険業を行っている公益法人等については、当分の間、特定保険業の継続が可能（募集規制に関する保険業法の規定を適用）
・保険業の免許の申請をした特定保険業者（申請時に資本の額が５億円を超えるものに限る）は、法施行後５年間は、保険会社の最低資本の額を10億円以上とする保険業法の規定は適用しない
・特定保険業者であった少額短期保険業者等に関する経過措置
①法施行後７年間は、保険金額が少額短期保険業者として引受けを行える額を超える金額の保険の引受けを行うことが可能。その際、当該超える金額以上の金額を再保険金額とする再保険を保険会社（外国保険業者を含む）に付すことを義務付け
②①の再保険について、保険会社に付すことが困難であること等について承認を受けた場合は、外国保険業者に付すことも可能
・その他所要の経過措置を設ける
・法施行後５年以内に少額短期保険業制度等について検討を行い、必要な措置を講ずる

また、改正保険業法の公布にともない、平成17年８月12日、金融庁より「保険業法施行令・保険業法施行規則等の改正案の骨子案」が公表され、パブリックコメント手続に付された。骨子案の概要は以下のとおりである。

1. 保険業法等の一部を改正する法律の施行日
平成18年４月１日
2. 保険業の定義から除かれるもの
会社及び連結基準対象子会社等が従業員等を相手方として行うもの、専修学校又は一部の各種学校が生徒を相手方として行うもの等を規定
3. 少額短期保険業者が引き受けられる保険の保険期間及び保険金額の上限

(1) 保険期間及び保険金額の上限

①保険期間　損害保険：２年、生命保険・医療保険：１年

②保険金額

・疾病による高度障害・死亡　300万円

・疾病・傷害による入院給付金等　60万円

・傷害による高度障害・死亡　600万円

・損害保険　1000万円　　等

(2) 少額短期保険業者が一人の被保険者について複数の保険契約を引き受ける場合、当該一人の被保険者に係る上記（1）②に掲げる保険の区分ごとのすべての保険金額の合計は、それぞれの区分に定める金額を超えてはならない。また、少額短期保険業者が一人の被保険者について引き受けるすべての保険契約に係る保険金額の合計額は、1000万円を超えてはならない。ただし、特に保険事故の発生率の低いものとして特別に規定する保険の保険金額の特例的取扱い等について、その必要性の有無も含め、引き続き検討

(3) 経過措置により、施行日から７年間、既存事業者が、超過部分を再保険に出すことによって引受けを行うことができる保険金額の上限は、(1)②に掲げる保険の区分に応じ、原則として、それぞれの区分に定める金額の５倍程度を予定

4. 少額短期保険業者の対象となる事業規模

年間収入保険料（再保険に付した際に再保険会社から収受する手数料を含み、再保険料を控除）で50億円未満とする

5. 最低資本金、供託金等

最低資本金、業務開始時の供託金の額については、それぞれ1000万円とし、供託金は、保険料収入の増加に応じて段階的に積み増し（正味収入保険料の100分の５）とする

6. 一の保険契約者に係る保険金額の制限

少額短期保険業者が一の保険契約者について引き受けるすべての保険契約に係る保険金額の合計額の上限は、1000万円とする。ただし、一の保険契約者について複数の被保険者がいる保険契約のうちの一部のものの特例的取扱い等について、その必要性の有無も含め、引き続き検討

7. 業務運営に関する措置

保険募集に際して、少額短期保険募集人が、保険金の削減払いを行う場合があること、セーフティネットの対象外であることを記載した書面の交付により説明を行うこと、重要な事項を記載した書面の交付その他適切な方法により説明を行うこと等の措置を少額短期保険業者が講じなければならないこととする

8. ディスクロージャーの内容

少額短期保険業者についても、保険会社並みのディスクロージャーを求めることとする（資本金等の額が３億円以上の少額短期保険業者については、外部監査を義務付け）

9. 責任準備金の積立て

責任準備金については、契約者保護の観点から、保険会社並みの積立てを求めることとするが、少額短期保険業者が引受け可能な保険に対応して計算区分を規定。なお、既存事業者のた

めの激変緩和措置として、一定の経過措置による対応を認めるかについては、引き続き検討

10. 支払余力基準

保険会社と同様、保険金等の支払余力の充実の状況を示す比率が200%を下回った場合に、監督上必要な措置を命ずることができる仕組み（早期是正措置）を設ける

11. その他

登録申請の手続、供託の手続、子会社の範囲等の制度の細目を、内閣府令で定める

当協会では、骨子案に対する意見をとりまとめ、９月14日に意見を提出した。

その後、パブリックコメントの結果を踏まえ、金融庁においてさらに検討が進められ、平成17年12月28日、「保険業法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（案）」「保険業法施行令の一部を改正する政令（案）」「保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等が公表され、パブリックコメント手続に付された。８月12日に公表された骨子案からの主な変更点は以下のとおりである。

項　　目	骨子（案）	施行令、施行規則等改正案
保険業から除かれるもの（人数要件）	記載なし	1000人以下を相手方とするもの
疾病・傷害による入院給付金等の引受上限	60万円	80万円
団体保険	記載なし	被保険者が100人以上は不可
経過期間における引受限度	上限の５倍	入院給付金等は３倍
年間収入保険料	50億円未満	50億円以下
責任準備金の積立（経過措置）	引き続き検討	異常危険準備金の積立基準を緩和

当協会は、前回の骨子案の際に提出した意見の趣旨を踏まえつつ、保険業法施行令・施行規則等の改正案に対する意見をとりまとめ、平成18年１月27日、少額短期保険業者等に対する監督、少額短期保険業者が引き受けられる保険金額の上限、少額短期保険業者の対象となる事業規模等に関する意見を提出した。

また、２月24日、金融庁より、保険会社向けの総合的な監督指針の別冊として位置づけられる「少額短期保険業者向けの監督指針」（案）が公表され、パブリックコメント手続に付された。同監督指針案では、①少額短期保険業者の監督・参入に関する基本的考え方、②少額短期保険業者の監督に当たっての評価項目（経営管理、財務の健全性、業務の適切性等）、③少額短期保険業者の監督に係る事務処理上の留意点、④少額短期保険商品審査上の留意点等、⑤経過措置期間の留意点等が盛り込まれた。

当協会は、同監督指針案に対して、３月23日、少額短期保険募集人による保険料の割引、割戻し等を目的とした自己・特定契約の保険募集等に関する意見を提出した。

３月10日、改正保険業法の施行期日を定める政令が公布され、改正法は平成18年４月１日から施行されることとなった。また、同日、改正政令・内閣府令が公布され、いずれも一部の規定を除き改正法の施行の日から施行されることとなった。

3月31日、パブリックコメントの結果を踏まえ一部改訂された「少額短期保険業者向けの監督指針」が、金融庁より各財務局等へ発出され、4月1日、改正保険業法が施行された。

6. 少額短期保険業者への対応

1. 少額短期保険募集人試験の実施

平成18（2006）年4月の保険業法の改正にともなって創設された少額短期保険業者において、保険契約の締結の代理または媒介を行う者については少額短期保険募集人と定義されることとなった。

この少額短期保険募集人については、契約者保護の観点から、生命保険募集人等と同様に、募集人登録制度が適用され、その登録に当たっては、保険業法第272条の13第2項において準用する第100条の2にもとづき、保険募集人の公正な保険募集を行う能力の向上を図るための措置義務が課されることとなった。

この措置義務が履行されていることを客観的に検証する手段として、保険会社においては、当協会の一般課程試験、日本損害保険協会の損保募集人試験が活用されているが、少額短期保険業者においても、同様の枠組みが必要と考えられた。

しかしながら、少額短期保険業者においては、生・損保両協会にあたる事業者団体等が存在せず、また、このような措置義務の履行状況を客観的に検証できる手段がないため、金融庁からの要請を受け、生・損保両協会で検討した結果、「保険業全体の健全な発展等に貢献するとともに、保険業全体の信頼性維持を確保すること」「公益に資する事業の幅を広げることによって公共の福祉の増進に寄与すること」にもつながることから、生・損保両協会において少額短期保険募集人試験を共同実施することとした。

本試験は、特定保険業者から少額短期保険業者への移行期間を念頭に、平成18年9月より2年間の時限措置として原則毎月1回実施することとし、平成20年2月まで計18回実施した。

なお、平成19年12月、生・損保両協会は、それぞれの社員総会において、当該事業を特定非営利活動法人日本少額短期保険協会に事業譲渡することを決定し、平成20年3月1日付で譲渡した。

【実施要領】

・受験資格　「少額短期保険募集人試験実施要領」に定める条件を満たす者

・実施地区　札幌市、仙台市、さいたま市、東京都、横浜市、新潟市、名古屋市、大阪市、広島市、高松市、福岡市、熊本市　　以上12地区
なお、申込状況により、臨時に実施地区を設定。

・実施頻度　原則として、上記実施地区で毎月実施。ただし、申込人数によっては実施しない。

・出題範囲　「少額短期保険募集人教育テキスト」から出題。（参考、注は除く）

・試験時間　午後２時～３時（60分間）

・合格基準　100点満点中70点以上

・受 験 料　受験者１名当たり、5,000円

【実施結果】

全試験合計（平成18年９月～平成20年２月までの毎月１回、合計18回実施）

受験申込者数	受験者数	合格者数	受験率	合格率
46,733人	41,532人	39,856人	88.9%	96.0%

2. 無料相談対応等

特定保険業者が保険会社もしくは少額短期保険業者へ移行する場合、平成20（2008）年３月末が免許・登録の申請期限となっていた。

平成20年３月６日、金融庁より、特定保険業者の少額短期保険業者等への円滑な移行、および保険契約者の保護をより確実なものとするため、当協会および日本損害保険協会等に対して特定保険業者の円滑な移行を支援する施策を検討するよう要請がなされた。

これを受け、当協会は、具体的な検討を行い、以下の取組みを行うことを決定し、３月10日より実施した。

①少額短期保険業者への移行を目指す団体等に対する「保険数理に関する無料相談窓口」の設置

②生命保険会社化をしようとする特定保険業者への情報提供

③生命保険商品のご案内窓口（生命保険相談室、生命保険文化センター）の紹介

第３章　商法（保険法）および保険業法の改正

1. 商法（保険法）改正の動向

平成15（2003）年以降、民法・商法・民事手続法・倒産法等の民事基本法制の分野の現代化が行われている。保険契約法については、商法第２編第10章「保険」に当該規律を置いているが、「保険法」として現代化に着手された。

1. 保険法研究会

商法第２編第10章「保険」の規律については、約100年の間、ほとんど改正されていない状況にあったため、保険法の現代化に向け、社団法人商事法務研究会において研究者、実務家、法務省担当官を構成員とする保険法研究会が設置された。

保険法研究会では、平成17（2005）年９月から平成18年８月までの１年間にわたり、計17回の審議が行われ、「保険法の現代化について―保険法研究会取りまとめ―」が作成された。同報告書は、法制審議会保険法部会の第１回資料として配布・公表された。

2. 法制審議会総会

平成18（2006）年９月６日、法務大臣より、法制審議会に商法第２編第10章「保険」の抜本改正が諮問された。諮問内容は以下のとおりである。

＜諮問第七十八号＞

広く社会に定着している保険契約について、保険者、保険契約者等の関係者間におけるルールを現代社会に合った適切なものとする必要があると思われるので、別紙「見直しのポイント」に記載するところに即して検討の上、その要綱を示されたい。

別紙

見直しのポイント

第一　規律の内容の現代化について

一　商法が定める保険の類型を見直すとともに、損害保険契約及び生命保険契約に属さない傷害又は疾病により保険金が支払われる保険契約について、典型契約としての位置付けを与え、その適切な規律を法定するものとする。

二　損害保険契約に関し、物を保険の対象とする物保険についてその機能に応じて規律を見直すとともに、現代社会で重要な役割を果たしている責任保険についてそのルールを整備するものとする。

三　生命保険契約に関し、今後の高齢化社会における役割の重要性等にかんがみ、多様なニーズにこたえることができるように規律を見直すものとする。

四　その他、保険契約の成立、変動及び終了に関する規律について、保険契約者の保護、保

険の健全性の維持、高度情報化社会への対応等に配慮し、その内容を見直すものとする。

第二　現代語化その他の改正について

片仮名・文語体の法文を平仮名・口語体の法文に改めるとともに、所要の規定の整備を行うものとする。

（出典：法務省ホームページ）

なお、同日開催された法制審議会第150回総会では、諮問に至った経緯、趣旨等について概要以下の説明があった。

「保険契約に関しては、商法典の商行為法の一部として規定が設けられているが、明治32年に現行の商法が制定された後、明治44年に一部改正が行われて以来、実質的な改正を経ておらず、その表記も片仮名・文語体のままであった。

現代において、保険契約は一般の国民生活に深く根差しており、国民にとって身近で重要な契約の代表的なものといえる。一方、社会経済情勢の変化に応じて、保険に対する社会のニーズも変化し、医療保険やがん保険などの傷害・疾病保険、自動車保険に代表される責任保険など商法典では想定されていない類型の保険契約も増えてきている。さらに多様な保険約款の解釈をはじめとする契約内容をめぐる紛争も決して少なくないという状況にあることから、会社法の制定に続く商法典の現代化の一環として、広く社会に定着している保険契約について、保険者、保険契約者等の関係者間におけるルールを現代社会に合った適切なものとする必要があると考え、今回の諮問に及んだものである。」

3. 法制審議会保険法部会

法務大臣からの諮問に対し、法制審議会総会では専門の部会（保険法部会）を設置して十分な調査・審議のうえ、原案の策定を行い、当該原案を総会において審議することが決定された。法制審議会保険法部会第１回会議は平成18（2006）年11月１日に開催され、その後第24回会議まで審議が行われ、平成20年１月16日に「保険法の見直しに関する要綱案」がとりまとめられた。

要綱案は、同年２月13日開催の法制審議会第155回総会において審議のうえ、原案どおり承認され、「保険法の見直しに関する要綱」として、同日、法務大臣あてに答申された。

保険法部会の開催状況は以下のとおりである。

・第１回　平成18年11月１日

議　　題：保険法の現代化に関する検討事項について

議事概要：①互選により部会長に山下友信氏（東京大学教授）を選任した。

②保険法の現代化に関する検討事項として、現代化の基本方針、保険契約の意義および各保険契約に共通の事項（遡及保険、保険証券、第三者のためにする保険契約、いわゆる告知義務違反による解除等）について審議された。

・第２回　平成18年11月22日

議　　題：保険法の現代化に関する検討事項について

議事概要：保険法の現代化に関する検討事項として、各保険契約に共通の事項（いわゆる告知義務違反による解除、他保険契約の告知・通知義務違反による解除、保険料の支払時期・場所、保険料不可分の原則、保険金請求権等の消滅時効期間、危険の増加・減少、保険契約者による任意解除、保険契約の解除の効果および保険契約が解除された場合等の保険料積立金等に関する規律等）について審議された。

・第３回　平成18年12月13日

議　　題：保険法の現代化に関する検討事項について

議事概要：保険法の現代化に関する検討事項として、①各保険契約に共通の事項（保険者の破産および第三者のためにする保険契約における保険契約者の破産等）および②損害保険契約に固有の事項（被保険利益、委任を受けていない第三者のためにする損害保険契約、保険金額が保険価額を超える場合の規律、保険者の免責、保険者の損害てん補責任、保険事故発生後の保険契約者等の義務、損害発生後における保険の目的物の滅失等）について審議された。

・第４回　平成19年１月17日

議　　題：保険法の現代化に関する検討事項について

議事概要：保険法の現代化に関する検討事項として、損害保険契約に固有の事項（保険金の支払時期、残存物代位、請求権代位、保険の目的物の譲渡、重大事由による解除、火災保険契約に固有の事項、運送保険契約に固有の事項、責任保険契約に固有の事項等）について審議された。

・第５回　平成19年２月14日

議　　題：保険法の現代化に関する検討事項について

議事概要：保険法の現代化に関する検討事項として、損害保険契約に固有の事項（再保険契約等）および生命保険契約に固有の事項（他人を被保険者とする死亡保険契約等における被保険者の同意、保険者の免責、被保険者死亡の通知義務、第三者のためにする生命保険契約等）について審議された。

・第６回　平成19年３月７日

議　　題：保険法の現代化に関する検討事項について

議事概要：保険法の現代化に関する検討事項として、生命保険契約に固有の事項（保険金の支払時期、保険金受取人が保険金を取得することができなくなる事態を防ぐための方策、重大事由による解除、年金保険契約等）について審議された。

・第７回　平成19年３月28日

議　　題：保険法の現代化に関する検討事項について

議事概要：保険法の現代化に関する検討事項として、生命保険契約に固有の事項（団体生命保険契約等）および傷害・疾病保険契約に固有の事項（他人を被保険者とする傷害・疾病保険契約等における被保険者の同意、保険者の免責、第三者のためにする傷害・疾病保険契約等）について審議された。

・第８回　平成19年４月18日

議　　題：保険法の見直しに関する中間試案の取りまとめに向けた議論について

議事概要：保険法の見直しに関する中間試案の取りまとめに向けた議論として、損害保険契約の通則（危険に関する重要な事項についての事実の告知、第三者のためにする損害保険契約、いわゆる遡及保険、保険契約の募集に関する規律、危険の増加、いわゆる超過保険等）について審議された。

・第９回　平成19年５月９日

議　　題：保険法の見直しに関する中間試案の取りまとめに向けた議論について

議事概要：保険法の見直しに関する中間試案の取りまとめに向けた議論として、損害保険契約の通則（いわゆる一部保険、いわゆる重複保険、保険金の支払時期等）、責任保険契約に固有の事項（被害者が保険金から損害の回復を受けるための方策等）について審議された。

・第10回　平成19年５月30日

議　　題：保険法の見直しに関する中間試案の取りまとめに向けた議論について

議事概要：保険法の見直しに関する中間試案の取りまとめに向けた議論として、生命保険契約に関する事項（他人を被保険者とする死亡保険契約、危険に関する重要な事項についての事実の告知、生命保険契約の無効・取消しによる保険料の返還、保険金受取人の変更の意思表示等）について審議された。

・第11回　平成19年６月13日

議　　題：保険法の見直しに関する中間試案の取りまとめに向けた議論について

議事概要：保険法の見直しに関する中間試案の取りまとめに向けた議論として、生命保険契約に関する事項（遺言による保険金受取人の変更、保険事故発生前に保険金受取人が死亡した場合の規律、保険契約の解除によって保険金受取人等が保険金を取得することができなくなる事態を防ぐための方策、保険金の支払時期、重大事由による解除、解除の効力等）について審議された。

・第12回　平成19年６月27日

議　　題：保険法の見直しに関する中間試案の取りまとめに向けた議論について

議事概要：保険法の見直しに関する中間試案の取りまとめに向けた議論として、生命保険契約に関する事項（保険契約が終了した場合の保険者による保険料積立金等の支払等）、傷害・疾病保険契約に関する事項（傷害保険契約および疾病保険契約の意義、危険に関する重要な事項についての事実の告知等）、保険法の適用範囲（「保険」の意義）について審議された。

・第13回　平成19年７月25日

議　　題：保険法の見直しに関する中間試案の取りまとめに向けた議論について

議事概要：「保険法の見直しに関する中間試案（担当者素案）」について審議された。

・第14回　平成19年８月８日

議　　題：保険法の見直しに関する中間試案の取りまとめについて

議事概要：保険法の見直しに関するこれまでの審議を踏まえて、「保険法の見直しに関する中間試案」の取りまとめを行った。また、この中間試案を一部修正のうえ事務局作成の補足説明とともに公表してパブリック・コメントに付すことが了承された。

・第15回　平成19年８月29日

議　　題：保険法の見直しについて

議事概要：保険法の見直しについて、関係団体等のヒアリングが行われた。

・第16回　平成19年９月19日

議　　題：保険法の見直しについて

議事概要：保険法の見直しに関する個別論点のうち、危険の増加、危険に関する告知（保険者が契約の解除をすることができない場合）および被保険者の意思による契約関係からの離脱について審議された。

・第17回　平成19年10月10日

議　　題：保険法の見直しについて

議事概要：保険法の見直しに関する個別論点のうち、危険に関する告知（解除の効果）、他の保険契約に関する事項、保険金からの優先的な被害の回復および一部保険について審議された。

・第18回　平成19年10月31日

議　　題：保険法の見直しについて

議事概要：保険法の見直しに関する個別論点のうち、他人を被保険者とする死亡保険契約や傷害・疾病保険契約、生前の意思表示や遺言による保険金受取人の変更、保険金受取人等の意思による生命保険契約や傷害・疾病保険契約の存続等について審議された。

・第19回　平成19年11月14日

議　　題：保険法の見直しについて

議事概要：保険法の見直しに関する個別論点のうち、片面的強行規定の対象となる保険契約、保険金の支払時期、危険に関する告知（保険者が契約の解除をすることができない場合）、金銭以外の方法による保険給付、保険契約の募集・締結時の規律、保険金の請求・支払時の規律、契約解除の催告に関する規律等について審議された。

・第20回　平成19年11月28日

議　　題：保険法の見直しについて

議事概要：保険法の見直しに関する個別論点のうち、契約成立（責任開始）前発病不担保条項、他人を被保険者とする死亡保険契約や傷害・疾病保険契約、保険金からの優先的な被害の回復、保険料積立金等の支払について審議された。

・第21回　平成19年12月12日

議　　題：保険法の見直しについて

議事概要：「保険法の見直しに関する要綱案（第１次案・上）」（損害保険契約に関する事項）について審議された。

・第22回　平成19年12月26日

議　　題：保険法の見直しについて

議事概要：「保険法の見直しに関する要綱案（第１次案・下）」（生命保険契約に関する事項、傷害・疾病保険契約に関する事項、保険法の適用範囲）について審議された。

・第23回　平成20年１月９日

議　　題：保険法の見直しについて

議事概要：「保険法の見直しに関する要綱案（第２次案）」について審議された。

・第24回　平成20年１月16日

議　　題：保険法の見直しについて

議事概要：「保険法の見直しに関する要綱案」が取りまとめられた。

4.「保険法」等の成立・公布

保険法の見直しに関する要綱をもとに法務省において法律案の立案作業が進められ、「保険法案」および「保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案」が平成20（2008）年３月４日の閣議を経て決定され、翌５日に第169回通常国会に提出された。

両法案については、同年４月７日に衆議院法務委員会に一括して付託され、22日に当協会、日本損害保険協会、日本共済協会、日本弁護士連合会に対する参考人質疑が行われた後、25

日に法務委員会において全会一致で可決されたが、その際、以下の附帯決議案が提示され、全会一致で採決された。そして、４月30日、衆議院本会議において審議のうえ、法案どおり可決され参議院に送付された。

＜衆議院法務委員会における附帯決議＞
保険法案及び保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議
政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一　保険契約が国民にとって公共性の高い重要な仕組みであることに鑑み、本法の立法趣旨や本法で新設された制度の内容について、保険契約者等の保護の視点から国民への周知徹底を図ること。

二　本法が、保険契約、共済契約等の契約に関する規律を定める法であって、組織法や監督法の一元化を図るものではないことを確認すること。

三　告知義務の質問応答義務への転換や告知妨害に関する規定の新設により、告知義務違反を理由とする不当な保険金の不払いの防止が期待されていることを踏まえ、改正の趣旨に反しないよう、保険契約者等に分かりやすく、必要事項を明確にした告知書の作成など、告知制度の一層の充実を図ること。

四　保険給付の履行期については、保険給付を行うために必要な調査事項を例示するなどして確認を要する事項に関して調査が遅滞なく行われ、保険契約者等の保護に遺漏のないよう、約款の作成、認可等に当たり十分に留意すること。

五　重大事由による解除については、保険者が解除権を濫用することのないよう、解除事由を明確にするなど約款の作成、認可等に当たり本法の趣旨に沿い十分に留意すること。

六　未成年者を被保険者とする死亡保険契約については、未成年者の保護を図る観点から適切な保険契約の引受けがされるよう、特に配慮すること。

七　雇用者が保険金受取人となる団体生命保険契約については、被保険者となる被用者からの同意の取得に際しては当該被用者が、また保険給付の履行を行うに際してはその家族が、保険金受取人や保険金の額等の契約の内容を認識できるよう努めること。

参議院では、同年５月19日に参議院法務委員会に一括して付託され、29日に法務委員会において賛成多数で可決されたが、その際、以下の附帯決議案が提示され、全会一致で採決された。そして、５月30日、参議院本会議において審議のうえ、法案どおり可決された。

＜参議院法務委員会における附帯決議＞
保険法案及び保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議
政府及び関係者は、これらの法律の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一　保険給付の履行期に関して、保険者による支払拒絶事由等の調査及び支払いの可否に関する回答が迅速かつ適正に行われるべき体制を確保すること。

二　保険法第二十一条第一項、第五十二条第一項及び第八十一条第一項における「相当の期間」

に関しては、これらの規定の趣旨を踏まえ、契約類型ごとに確認を要する事項を具体的に示すなどした約款を作成するよう指導監督するものとし、その際、現行約款が規定する損害保険契約にあっては三十日、生命保険契約にあっては五日、傷害疾病定額保険にあっては三十日の各期限が「相当の期間」の一つの目安となることを前提に、その期限を不当に遅滞させるような約款を認可しないこと。

三　重大事由による解除（保険法第三十条第三号、第五十七条第三号及び第八十六条第三号）に関しては、保険金不払いの口実として濫用された実態があることを踏まえ、その適用に当たっては、第三十条第一号若しくは第二号等に匹敵する趣旨のものであることを確認すること。また、保険者が重大事由を知り、又は知り得た後は、解除が合理的期間内になされるよう、政府は、保険者を適切に指導・監督すること。

四　約款は保険者により一方的に作成されるものであり、複雑・難解であること並びに多様化した商品の内容及び保険事故に関する一般的・専門的情報等が保険者側に偏在している事実にかんがみ、保険契約者等の保護に欠ける条項、不明確な条項、保険契約者等の合理的期待に反する条項等が生じないよう、約款の作成又は認可に当たり充分に留意すること。また、約款の認可、監督に当たっては、恣意的に運用されることがないよう、指針をより明確にすること。

五　雇用者が保険金受取人となる団体生命保険契約については、被保険者となる被用者からの同意の取得に際しては当該被用者が、保険給付の履行を行うに際してはその家族が、保険金受取人や保険金の額等の契約の内容を認識できるよう努めること。また、他人の生命の保険契約については、被保険者の保護にもとる事態が生ずることのないよう十分に留意すること。

六　告知に関する規定を含め多くの片面的強行規定を設けるなどして保険契約者等を保護するために保険法が制定されたという立法趣旨が保険者に遵守されるようにするため、必要に応じこのような立法趣旨を踏まえて監督基準の見直しを行い、また、当該立法趣旨や遺言による保険金受取人の変更などの新たに設けられた制度の内容が消費者に十分認識されるよう、周知を徹底すること。

七　保険法が、保険契約、共済契約等の契約に関する規律を定める法律であって、組織法や監督法の一元化を図るものではないことを確認すること。

「保険法」および「保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」は、平成20年６月６日に公布された。保険法の概要は以下のとおりである。

◇保険法（法律第五六号）（法務省）＜官報号外第119号より抜粋＞

1. 総　則

この法律の趣旨、主な用語の定義に関する規定を設けることとした。（第一条及び第二条関係）

2. 損害保険

(1) 損害保険契約の成立について、告知義務、遡及保険等に関する規定を設けることとした。

（第三条～第七条関係）

(2) 損害保険契約の効力について、超過保険、保険価額の減少等に関する規定を設けることとした。（第八条～第一二条関係）

(3) 損害保険契約の保険給付について、保険者の免責、重複保険、保険給付の履行期、責任保険契約についての先取特権等に関する規定を設けることとした。（第一三条～第二六条関係）

(4) 損害保険契約の終了について、保険契約者による解除、告知義務違反による解除、危険増加による解除、重大事由による解除、解除の効力等に関する規定を設けることとした。（第二七条～第三三条関係）

(5) 傷害疾病損害保険契約について、被保険者による解除請求に関する規定のほか、(1)から(4)までの規定の適用についての読替えに関する規定を設けることとした。（第三四条及び第三五条関係）

(6) 法人等の事業活動に伴って生ずる損害をてん補する損害保険契約について、告知義務等に関する規定に反する特約で保険契約者等に不利なものを無効とする規定は適用しないものとする規定を設けることとした。（第三六条関係）

3. 生命保険

(1) 生命保険契約の成立について、告知義務、被保険者の同意、遡及保険等に関する規定を設けることとした。（第三七条～第四一条関係）

(2) 生命保険契約の効力について、保険金受取人の変更、保険金受取人の変更についての被保険者の同意等に関する規定を設けることとした。（第四二条～第四九条関係）

(3) 生命保険契約の保険給付について、保険者の免責、保険給付の履行期等に関する規定を設けることとした。（第五〇条～第五三条関係）

(4) 生命保険契約の終了について、保険契約者による解除、告知義務違反による解除、危険増加による解除、重大事由による解除、被保険者による解除請求、解除の効力、契約当事者以外の者による解除の効力等に関する規定を設けることとした。（第五四条～第六五条関係）

4. 傷害疾病定額保険

(1) 傷害疾病定額保険契約の成立について、告知義務、被保険者の同意、遡及保険等に関する規定を設けることとした。（第六六条～第七〇条関係）

(2) 傷害疾病定額保険契約の効力について、保険金受取人の変更、保険金受取人の変更についての被保険者の同意等に関する規定を設けることとした。（第七一条～第七八条関係）

(3) 傷害疾病定額保険契約の保険給付について、保険者の免責、保険給付の履行期等に関する規定を設けることとした。（第七九条～第八二条関係）

(4) 傷害疾病定額契約の終了について、保険契約者による解除、告知義務違反による解除、危険増加による解除、重大事由による解除、被保険者による解除請求、解除の効力、契約当事者以外の者による解除の効力等に関する規定を設けることとした。（第八三条～第九四条関係）

5. 雑　則
消滅時効及び保険者の破産に関する規定を設けることとした。（第九五条及び第九六条関係）
6. その他
この法律の施行に伴う所要の経過措置に関する規定を設けることとした。（附則第二条～第六条関係）
7. この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

5. 協会の対応

保険契約法改正対応PTの設置

当協会では、保険法研究会および法制審議会（保険法部会）からの資料提供等の求めに迅速に対応するとともに、保険契約法成立後の実務対応を検討するため、関係部会長等で構成する「保険契約法改正対応PT」を一般委員会傘下に設置し、対応を図ることとした。

「保険契約法改正対応PT」の設置について

1. 検討体制：一般委員会傘下に「保険契約法改正対応PT」を設置
2. 取組内容：①保険法研究会及び法制審議会（専門部会）からの求めに応じ、適宜、以下の対応を実施
・研究会・法制審議会（専門部会）での検討に資する資料・データ等の取りまとめ
・業界への意見聴取があった場合などにおける、必要に応じた意見集約等
②保険契約法成立後における協会レベルでの実務対応の検討
3. 委　　員：法務部会長　他関係部会長
参加希望会社から各１名（約款・契約法務担当者）
座　　長：一般委員長が指名
（座長は別途１名委員を選任し、副座長に指名できる）
4. 開催頻度：随時
5. 設置期間：平成17（2005）年９月～（保険契約法施行までを予定）

（出典：平成17年９月１日開催の一般委員会資料より抜粋）

保険契約法改正対応PTは、平成17年９月の設置以来法制審議会保険法部会の検討状況等についてPTメンバーに情報提供等を行っている。また、法務省が平成19年８月14日に「保険法の見直しに関する中間試案」を公表し、９月14日を締切としてパブリック・コメント手続に付したことを受け、企画部会および同PTで意見をとりまとめ、同日、法務省あてに意見を提出した。

平成20年１月には、同PTは、保険法部会における「保険法の見直しに係る要綱案」のとりまとめを受け、PTメンバーに要綱案の概要について情報を提供した。

外国法の翻訳

当協会では、平成18年６月に日本損害保険協会と共同の企画により、保険法に造詣の深い研究者による翻訳「ドイツ、フランス、イタリア、スイス保険契約法集」「ドイツ保険契約法改正専門家委員会最終報告書2004（訳）」を発行し、比較法的な見地から研究を行った。

海外調査

保険法部会の審議事項の一つに、告知義務違反の効果として、一律に解除による保険金請求権の消滅を生じさせるのではなく、可能な限り正しく告知がなされていれば締結していたであろう契約内容に従って保険金を支払う責任を保険者が負うものとする等、何らかの基準による部分的な保険金請求権の縮減にとどめるものとして「いわゆるプロ・ラタ主義」の導入の当否が挙げられていた。

当協会では、「いわゆるプロ・ラタ主義」をわが国に導入するに当たっては実務的に検討すべき課題が多いことや、第１回保険法部会において「諸外国の実際の運営を知りたい」との発言があったことを踏まえ、平成19年１月29日から２月６日にかけて、フランス、イギリスおよびドイツに視察団を派遣し、これらの国における告知義務制度に関する法令解釈、実務上の取扱い、問題点等について調査を行った。当該調査結果をもとに、平成19年５月30日、「生命保険契約に係るいわゆるプロ・ラタ主義に関する海外調査報告書（フランス・イギリス・ドイツ）」をとりまとめ、刊行した。

同報告書には、訪問先におけるヒアリング内容とともに、告知義務制度に関するフランス、イギリス、ドイツ、日本、それぞれの関係法令、告知書その他の資料を掲載し、保険契約法の研究や保険実務に携わる多くの人々に広く利用してもらうために、保険法研究者、大学図書館、生命保険各社に無償で頒布した。

生命保険契約に関する外部研究委託

―未成年者を被保険者とする生命保険契約の法規制のあり方―

保険法部会において、未成年者を被保険者とする生命保険契約（死亡保障）の法規制のあり方については、「保険金額が一定額を超える保険契約を無効とすべき」「保険法で何らかの制限を設けるべきである」との意見があったことを踏まえ、当協会は、当該契約において想定されるリスクを最も効果的に抑制する、効率的かつ公正な制度設計のあり方に関する客観的分析を行うために、外部研究委託を実施した。

＜研究委託の概要＞

研究委託先

西村高等法務研究所

研究会メンバー（敬称略）

落合誠一（西村高等法務研究所所長、中央大学法科大学院教授、東京大学名誉教授）

甘利公人（上智大学法学部教授）

松村敏弘（東京大学社会科学研究所准教授）

高橋真一（西村あさひ法律事務所弁護士）

星　明男（西村高等法務研究所主任研究員）

研究会開催

１回目：平成19年７月30日

２回目：　　８月13日

３回目：　　８月27日

研究成果

当該研究においては「①未成年者の保険についての現行法規制である同意主義の当否」および「②未成年者の保険について、保険金額の上限を保険契約法に規定することの当否」に関して、法的・経済学的見地から検討が行われた結果、以下の結論が導かれた。

①同意主義の当否については、現行法の同意主義が、モラル・リスクの抑止手段として特段の弊害は認められず、一方で生命保険商品の供給を不必要に制限する事情はないことから、同意主義の現行法規制を維持すべき、②未成年者保険について、保険契約法の規制として保険金額の上限を設定することは適当ではない。

なお、研究報告書については、西村高等法務研究所のホームページに掲載された。

２．保険業法の改正

わが国において保険業法は、明治33（1900）年３月22日法律第69号をもって初めて制定され、同年７月に施行された。以後、明治45年、昭和２年、昭和８年と計３回にわたり一部改正が行われたが、改正の趣旨は保険契約の包括移転、会社の整理・合併の促進等であった。その後、明治33年の保険業法制定からほぼ40年後の昭和14年３月29日法律第41号をもって大改正が行われ、昭和15年１月に施行された。昭和15年以降、商法改正等にともなう改正が行われたが、抜本的改正のないまま半世紀が経過した。この間、「外国保険事業者に関する法律（昭和24年６月１日法律第184号）」「保険募集の取締に関する法律（昭和23年７月15日法律第171号）」等が制定、施行された。

平成７年６月、半世紀ぶりの全部改正となる「保険業法（平成７年６月７日法律第105号）」および「保険業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（同第106号）」が公布され、平成８年４月に施行された。この改正保険業法においては、前述の「保険業法（昭和14年）」、「外国保険事業者に関する法律（昭和24年）」および「保険募集の取締に関する法律（昭和23年）」の三つの法律が一本化された。

保険業法は、その後の保険業を取り巻く社会経済情勢の変化に対応し適宜改正されている。

平成10年以降の保険業法の改正に係る法律の公布状況は後掲のとおりであるが、これらのうち題名に「保険業法」を掲げる改正法の主な改正内容、および同改正法施行にともなう政府令（案）に係るパブリックコメント手続への当協会の対応は、以下のとおりである。

「保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成12年5月31日法律第92号）」による改正

「保険業法」の改正においては、保険業を取り巻く社会経済情勢の変化に対応し、保険会社の経営基盤の強化および破綻保険会社の的確な処理を図るため、相互会社から株式会社への組織変更に関する規定の見直しを行うほか、破綻保険会社の保険契約の承継等の制度の創設等、保険契約者等の保護のための特別の措置等の整備にともなう改正が行われた。

また、「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」の改正においては、相互会社の更生手続について必要な事項を定め、保険会社の更生手続および破産手続の特例等および生命保険契約者保護機構の借入れに係る債務の政府による保証を可能とする措置の恒久化を図る等の改正が行われた。

「保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律」は、平成12年6月30日（一部の規定については平成13年4月1日）から施行された。

なお、本改正のうち、保険相互会社の株式会社化については平成11年7月6日に、保険会社の破綻処理制度および倒産法制の整備については12月21日に、それぞれ金融審議会第二部会においてとりまとめられた報告書等を踏まえて行われた。

【保険業法に係る主な改正内容】

①保険相互会社から株式会社への組織変更制度（株式会社化）関係

・商法の特例として、端株の一括売却制度を導入し、端株を割り当てられる社員への補償として売却代金の交付を可能とする。

・組織変更と同時の株式発行、直後の新株発行による資本増強を可能とする。

②保険契約者等の保護のための特別の措置（破綻処理制度）関係

・保険会社に対し、業務または財産の状況に照らして保険業の継続が困難である時は、事業継続困難である旨の監督庁への申出を義務化。

・保険管理人に対し、その作成する破綻保険会社の管理に関する計画のなかに、業務の整理および合理化に関する方針の記載を義務化。

・保険管理人に対し、破綻保険会社に対する罰則付の調査権限を付与するとともに、破綻保険会社の経営者または経営者であった者の破綻の責任を明確にするため民事上・刑事上の所要の措置をとることを義務付ける。

・保険契約の移転等に係る仮決議の制度および特別決議に代わる裁判所の許可（代替許可）制度を導入。

・保険契約の移転や合併の場合のみでなく、保険持株会社等による破綻保険会社の株式取得の場合にも契約条件の変更を可能とする。
・保護機構に対し、保険管理人または保険管理人代理への就任を可能とする。
・救済保険会社が現れない場合に対応するため、承継保険会社による保険契約の承継を可能とする。
・破綻保険会社の保険金請求権等の買取りを可能とする。
・破綻保険会社等の資産の買取りを可能とするとともに、当分の間の措置として、当該資産の買取りおよび回収について協定銀行への委託を可能とする。
・資金援助として、金銭贈与のほか、資産の買取りおよび事後的な損失補てん（ロスシェアリング）を行うことを可能とする。
・保険契約の全部移転の場合のみでなく一部移転の場合の資金援助、保険持株会社等による破綻保険会社の株式取得の場合の資金援助を可能とする。
・資金援助の類型として救済保険会社に対する資金援助のほか、保険契約の承継（破綻保険会社から承継保険会社への契約移転等）および保険契約の再承継（承継保険会社から他の保険会社等への契約移転等）の場合の資金援助、保険契約の再移転（保護機構から他の保険会社への契約移転）の場合の資金援助を可能とする。
・生命保険契約の保険金請求権等について一般先取特権を付与。

③生命保険契約者保護機構の財源対策
・借入れに係る政府保証を可能とする規定を恒久措置とする。
・平成15年３月末までに破綻した生命保険会社の破綻処理に係る業務に要した費用を生命保険各社の負担金のみでまかなうとしたならば、生命保険各社の財務の状況を著しく悪化させることにより保険業に対する信頼性の維持が困難となり、ひいては国民生活または金融市場に不測の混乱を生じさせるおそれがあると認める場合には、予算で定める金額の範囲内で、保護機構に対し、当該費用の全部または一部についての国庫補助を可能とする。
・保護機構に対し、前記の国庫補助を受けた場合において、当該破綻保険会社の破綻処理に係る業務により利益が生じたときは、当該国庫補助を受けた金額までを限り、当該利益について国庫納付することを義務化。

④その他
・公益法人であって、保険数理の専門的知識等を有する者の養成等を確実に行える者を当該業務を行う法人として指定することができる。
・一定の保険商品について銀行等の金融機関による募集を可能とする。

【金融機関等の更生手続の特例等に関する法律に係る主な改正内容】

①更生手続関係

・保険相互会社への更生手続の適用を可能とする。

・保険契約者への送達の特例を設けるとともに、保護機構による手続代理を可能とする。

・破産の原因たる事実（債務超過・支払不能）が生ずるおそれがある場合に、監督庁による更生手続開始の申立てを可能とする。

・保険契約者の保護を図るために管財人の保険契約の解除権を制限。

・更生手続中であっても、一定限度額までの保険金の支払いを可能とする。

・更生計画において、予定利率の引下げ等における保険契約者間の条件の格差の設定、早期解約控除の設定、更生手続開始後に納付された保険料の保護、相互会社から株式会社への組織変更等を可能とする。

②破産手続関係

・破産手続についても、更生手続の特例（保護機構による手続代理等）と同様の規定を整備。

「保険業法の一部を改正する法律（平成15年５月９日法律第39号）」による改正

保険業に対する信頼性を維持するため、生命保険契約者保護のための資金援助制度の整備を行うとともに、保険会社の経営手段の多様化等を図るため、保険相互会社への委員会等設置会社制度の導入、保険会社の業務範囲の見直しその他所要の措置を講ずるべく、「保険業法」の一部が改正され、平成15年６月８日（一部の規定については９月１日）から施行された。

なお、本改正は、金融審議会金融分科会第二部会「生命保険をめぐる総合的な検討に関する中間報告（平成13年６月26日）」および総合規制改革会議「規制改革の推進に関する第２次答申（平成14年12月12日）」を踏まえて行われた。

【主な改正内容】

①生命保険契約者保護のための資金援助制度関係

・政府は、生命保険契約者保護機構が、平成15年４月１日から平成18年３月31日までに業務および財産の管理を命ずる処分等を受けた生命保険会社に係る資金援助等に要した費用を生命保険各社の負担金のみでまかなうとしたならば、生命保険各社の財務の状況を著しく悪化させることにより保険業に対する信頼性の維持が困難となり、ひいては国民生活または金融市場に不測の混乱を生じさせるおそれがあると認める場合には、予算で定める金額の範囲内で、保護機構に対し、補助することができる旨の規定を設けるとともに、利益が生じた場合における国庫への納付についての規定を新設。

②経営手段の多様化のための措置等関係

・「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」における委員会等設置会社についての規定を準用すること等により、社外取締役等からなる３委員会（指名委員会、監査委員会および報酬委員会）および業務執行を担当する執行役を置く委員会等設置相互

会社についての規定を新設。

・商法特例法における重要財産委員会についての規定を準用すること等により、重要な財産の処分等を決定する重要財産委員会についての規定を新設。

・相互会社が組織変更に際して組織変更後の株式会社の増資を行う場合、基金に係る債権が現物出資の目的として給付された場合におけるその給付された額については、基金の償却が不要。

・組織変更時における組織変更後の株式会社に現に存する純資産額が、社員に割り当てた組織変更後の株式会社の株式の発行価額の総額に不足する場合、組織変更の決議の当時の相互会社の取締役等が組織変更後の株式会社に対し連帯してその不足額を支払う義務は、株主総会の特別決議がある場合に限り、免除することができる。

・相互会社が組織変更に際して組織変更後の株式会社の増資を行う場合、商法の会社設立の規定に代えて、新株の発行に関する規定を準用。

・相互会社が組織変更に際して組織変更後の株式会社の増資とともに株式交換または株式移転を行う場合、当該増資に係る払込みまたは現物出資の給付をした株式の引受人は、完全親会社が当該株式交換等に際して発行する株式の割当てを受ける。

・保険会社の付随業務について、他の金融業を行う者の業務の代理または事務の代行（内閣府令で定めるものに限る）を行うことができる。

・保険会社は、業務および財産の状況を記載した中間業務報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならないこととするとともに、当該保険会社が子会社等を有する場合には、当該保険会社および当該子会社等の業務および財産の状況を連結した中間業務報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

・生命保険募集人および損害保険代理店の登録を受けようとする者が提出する登録申請書の記載事項について、「住所」を「生年月日」に変更。

・損害保険代理店および保険仲立人がその役員または使用人に保険募集を行わせようとするときに届け出る事項について、「住所」を「生年月日」に変更。

【政府令（案）に対する当協会の対応】

平成15年５月９日、金融庁・財務省から上記改正法施行にともなう政府令（案）が公表され、パブリックコメント手続に付されたことを受け、当協会は、５月26日、金融庁あてに意見を提出した。その後、６月５日に金融庁からパブリックコメントの結果が公表され、寄せられた意見の概要とそれらに対する金融庁・財務省の考え方が示された。

提出した当協会の意見とそれらに対する金融庁・財務省の考え方は以下のとおりである。

当協会意見の概要	金融庁・財務省の考え方
（保険業法施行令第37条の４関連） 改正案の機構の借入限度額4600億円は、本来的には4000億円であることを確認したい。	現在の生命保険契約者保護機構の定款では、その附則において特定会員（平成15年３月31日までに破綻した生命保険会社）の資金援助に要した費用に係る負担金の納付が終了するまでの間、年間負担額の上限は460億円となっており、実際に毎年度460億円を負担していることから、借入限度額はその10倍の4600億円となっている。一方、同定款の本則では、年間負担額の上限は400億円となっていることから、本則上の借入限度額は4000億円となると考えているが、今回政令上4600億円と規定するのは、定款の附則の規定に対応するものである。
借入限度額4600億円は時限的な措置であり、今後３年の間にセーフティネットのあり方を検討する中で当該条項について見直しを行っていくことを確認したい。	平成18年度以降における生保のセーフティネットのあり方について今後検討する中で、借入限度額のあり方についても検討されることになると考えている。
（保険業法施行令附則第13条関連） この附則規定は、特定会員及び特別会員に係る資金援助等に要した費用に係る借入金額を読むための時限措置であり、平成18年４月以降の破綻会社に係る資金援助等に要した費用に係る借入について適用するものではないこと、及び当該条項についても今後３年の間にセーフティネットのあり方の検討の中で見直しを行っていくことを確認したい。	保険業法施行令附則第13条においては、平成15年度から17年度までの破綻に対応したセーフティネットが追加的に整備されたことを踏まえ、特定会員及び特別会員に係る資金援助に対応するための借入限度額として、当分の間、9600億円と規定することとしている。また、平成18年度以降におけるセーフティネットのあり方について今後検討する中で、借入限度額のあり方についても検討されることになると考えている。
特別会員に係る資金援助等に要した費用に係る機構の借入については、5000億円であることを確認したい。	平成15年度から17年度までの破綻に対応するため、5000億円の規模のセーフティネットを追加的に整備したところであり、特別会員に係る特定業務に対応する生命保険契約者保護機構の借入れもこの範囲内で行われるものと考えている。
（保険業法施行規則第51条及び第141条関係） 保険業法施行規則（案）第51条第４号により、保険会社は付随業務として、投資顧問業者とその顧客との間で、投資顧問業及び投資一任契約に係る業務に関する書面又は報告書の授受の事務代行ができることとなるが、当該業務に関連して、当該業務を行う保険会社の顧客から投資顧問業者を採用したいとの要望がある場合に、勧誘行為をせず単に書類の授受等により当該顧客を投資顧問業者に紹介する行為についても、付随業務として認められることを確認したい。	勧誘行為や契約の締結等については投資顧問業者が自ら行う必要があるが、書類の授受等により投資顧問業者に顧客を紹介する行為については、保険会社の付随業務として認められる。なお、保険会社が当該業務を行う際には認可が必要となる。
保険会社による信託業務の代理に関しても、保険業法施行規則及び金融機関の信託業務の兼営等に関	信託業の在り方については、現在、金融審議会第二部会の信託に関するワーキンググループにおいて

する法律施行規則に必要な手当てが行われることによって、早期に実現していただくよう要望する。	幅広く議論がなされているところであり、保険会社による信託業務の代理については、これをも踏まえて検討する必要があると考えている。
（保険業法施行規則第48条及び第140条関係） 外国通貨建商品の対応資産は、特別勘定に類似するものではなく、一般勘定の一部であって、適正に経理を区分して管理しているものが対象となることを確認したい。	本取扱いは、外国通貨建保険契約に係る資産のうち、他の資産と経理が区分されているものに限り対象となる。
外国通貨建商品の対応資産が円に投資されても、通貨スワップなどで当該外国通貨換算額が確定していなければ、外貨建資産の規制を受けるという理解でよいか確認したい。	外国通貨建保険契約に係る資産が円建資産に投資され、また、通貨スワップ等により、当該外国通貨換算額が確定していない場合には、外貨建資産運用制限の対象となる。

改正政府令は、平成15年６月６日、政令第247号、内閣府令第62号として公布され、いずれも６月８日（一部の規定については９月１日）から施行された。

「保険業法の一部を改正する法律（平成15年７月25日法律第129号）」による改正

保険契約者等の保護の観点から、保険業の継続が困難となる蓋然性のある保険会社について、契約条件の変更を可能とする手続等の整備を行うため、「保険業法」の一部が改正され、平成15年８月24日から施行された。

【主な改正内容】

①契約条件の変更関係

・保険会社は、その業務または財産の状況に照らしてその保険業の継続が困難となる蓋然性がある場合には、内閣総理大臣に対し、保険金額の削減その他の契約条項の変更を行う旨の申出をすることができる。

・内閣総理大臣は、契約条項の変更の申出に理由があると認める時は、その申出を承認する。

・内閣総理大臣は、保険契約者等の保護のため必要があると認める時は、当該保険会社に対し、期限を付して当該保険会社の保険契約の解約に係る業務の停止その他必要な措置を命ずることができる。

・契約条件の変更によって変更される保険金等の計算の基礎となる予定利率については、保険契約者等の保護の見地から保険会社の資産の運用の状況その他の事情を勘案して政令で定める率を下回ってはならない。

・保険会社は、契約条件の変更を行おうとする時は、契約条件の変更につき、株主総会（相互会社においては、社員総会（総代会を設けているときは、総代会））の特別決議を経なければならない。

・内閣総理大臣は、必要があると認める時は、保険調査人を選任し、契約条件の変更の内容その他の事項を調査させることができる。

・保険会社は、契約条件の変更の決議の後、遅滞なく、当該決議に係る契約条件の変更について、内閣総理大臣の承認を求めなければならない。
・保険会社は、契約条件の変更に係る承認があった場合には、当該承認のあった日から２週間以内に、契約条件の変更の主たる内容を公告するとともに、契約条件の変更の対象となる保険契約者に対し、株主総会等で決議された契約条件の変更の内容を通知しなければならない。
・契約条件の変更の通知には、契約条件の変更がやむを得ない理由を示す書類、契約条件の変更の内容を示す書類、契約条件の変更後の業務および財産の状況の予測を示す書類、基金および保険契約者等以外の債権者に対する債務の取扱いに関する事項を示す書類、経営責任に関する事項を示す書類その他の書類を添付するとともに、変更対象契約者で異議がある者は一定期間内（１月以上）に異議を述べるべき旨を付記しなければならない。
・異議申立て手続の期間内に、変更対象契約者総数のうち10分の１を超える者から異議が述べられ、かつ、当該異議を述べた変更対象契約者の保険契約に係る債権の額に相当する金額が変更対象契約者の当該金額の総額の10分の１を超えるときは、契約条件の変更をしてはならない。
・合併等における契約条件の変更において、契約条件の変更の対象として定めることができない保険契約（特定契約）の範囲から、解約に係る業務の停止等の命令により支払が停止している保険契約を除く。

②基金および基金償却積立金の取扱い関係

・基金に係る債務の免除を受けた時は、その免除を受けた金額に相当する金額を、基金の総額から控除し、基金償却積立金として積み立てなければならない。
・相互会社は、社員総会（総代会を設けているときは、総代会）の特別決議により基金償却積立金を取り崩すことができることとし、この場合においては、保険株式会社の資本の減少の規定を準用。

【政府令（案）に対する協会の対応】

平成15年７月25日、金融庁から上記改正法施行にともなう政府令（案）が公表され、パブリックコメント手続に付されたが、当協会は、本件については意見の提出を行わなかった。

改正政府令は、同年８月８日、政令第361号、内閣府令第79号として公布され、いずれも８月24日から施行された。

「保険業法等の一部を改正する法律（平成17年５月２日法律第38号）」による改正

社会経済情勢の変化を踏まえ、金融資本市場の構造改革を促進し、保険契約者等の保護の一層の充実を図るため、保険業法の適用範囲および保険契約者保護制度の見直しを行うとともに、

少額短期保険業者の特例の創設、特別勘定で経理された保険契約の更生手続における取扱いの見直し、保険会社の子会社規制の緩和を行う等、所要の措置を講ずるため、「保険業法」「船主相互保険組合法」「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」の一部が改正され、平成18年４月１日（一部の規定については平成17年８月１日）から施行された。

なお、本改正は、金融審議会金融分科会第二部会「根拠法のない共済への対応について（平成16年12月14日）」および「保険契約者保護制度の見直しについて（平成16年12月14日）」等を踏まえて行われた。

【保険業法に係る主な改正内容】

①保険業の定義

・保険業の定義を見直し、特定の者を相手方として保険の引受けを行う事業についても保険業に含めることとし、原則として保険業法の規定を適用。

・少額短期保険業を定義に加え、保険業のうち、保険期間が２年以内の政令で定める期間以内であり、かつ、保険金額が1,000 万円を超えない政令で定める金額以下の保険のみの引受けを行う事業をいうこととするほか、所要の規定を整備。

②保険契約者等の保護のための特別の措置等

・保険会社または少額短期保険業者に管理を命ずる処分があった場合または保険契約の移転、合併または株式の取得の公告があった場合においても当該保険会社等が停止することを要しない業務に、一定の期間内における補償対象契約（保険契約者保護機構の資金援助の対象となる保険契約）のうち保険契約者等の保護のためその存続を図る必要性が低いものの解約に係る業務（解約返戻金その他これに類する給付金の支払に係るものを除く）を追加。

・資金援助の額の算定に当たり、破綻保険会社の補償対象契約に係る責任準備金その他の保険金等の支払いに充てるために留保されるべき負債の額に乗ずべき率は、補償対象契約の種類、予定利率その他の内容等を勘案して定めるものと規定。

・政府は、生命保険契約者保護機構がその会員（平成18 年４月１日から平成21 年３月31日までの間に管理を命ずる処分を受けたもの等に限る）に係る資金援助等の費用を当該機構の会員の負担金のみでまかなうとしたならば、当該機構の会員の財務の状況を著しく悪化させることにより保険業に対する信頼性の維持が困難となり、ひいては国民生活または金融市場に極めて重大な支障が生じるおそれがあると認める場合（当該機構の借入残高に、当該機構が当該費用をまかなうために必要な借入れの額を加えた額が一定の額を超える場合に限る）には、予算で定める金額の範囲内において、当該機構に対し、当該費用の全部または一部に相当する金額を補助することができる。

③少額短期保険業者の特例

・内閣総理大臣の登録を受けた者は、その収受する保険料が政令で定める基準を超えない範囲で、少額短期保険業を行うことができる。
・少額短期保険業者は、保険契約者等の保護のため必要かつ適当な額の金銭を供託所に供託しなければならない。
・保険料その他の資産の運用は、預金、国債の取得等によらなければならない。
・内閣総理大臣は、少額短期保険業者の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため必要があると認める時は、少額短期保険業者等に対し、業務等の状況に関し報告若しくは資料の提出を求め、または、職員にその施設に立ち入らせ、質問等をさせることができる。
・一定の者を除く少額短期保険募集人について、少額短期保険募集人登録簿に登録しなければならないものとするとともに、虚偽の表示等の保険募集に関する禁止行為に係る規定等を適用。

④その他
・本改正法の施行の際現に特定保険業（改正後の保険業法の規定の適用を受ける保険の引受けを行う事業であって、改正前の保険業法に規定する保険業に該当しないもの）を行っている者は、施行日から起算して2年を経過する日までの間は、届出等を行ったうえで、原則として引き続き特定保険業を行うことができる等所要の経過措置を規定。

【金融機関等の更生手続の特例等に関する法律に係る主な改正内容】

更生計画における債権者平等の規定は、運用実績連動型保険契約に係る債権について、更生計画においてその他の保険契約に係る債権に比して有利な条件を定めることを妨げるものと解してはならない。

【政府令（案）に対する当協会の対応】

①平成17年6月9日のパブリックコメント手続に対する対応

平成17年6月9日、金融庁・財務省から上記改正法施行にともなう政府令（案）が公表され、パブリックコメント手続に付された。

政令（案）の概要は、生命保険契約者保護機構の特別会員に係る当該生命保険契約者保護機構に対する政府の補助に関し必要な手続を定めたものであり、内閣府令（案）の概要は、「保険議決権保有届出書に関する変更報告書の提出期限の緩和」「変額保険の保険募集に際し交付すべき目論見書相当書面の合理化」「保険料一時払契約の保険募集におけるクーリングオフに関する書面の交付等による説明の義務化」に係る改正であった。

当協会は内閣府令（案）について、同年6月28日、金融庁あてに以下のとおり意見を提出した。

１．保険業法施行規則第53条第１項第５号及び第６号関連
　今回の改正では、変額保険の保険募集に際し交付すべき目論見書相当書面が「資産の運用に関する極めて重要な事項として別表に掲げるものを記載した書面」と「資産の運用に関する重要な事項として別表に掲げるものを記載した書面」に区分されるが、既に作成している目論見書相当書面について、次回改訂時までは使用できるよう、経過措置を設けてほしい。
２．保険業法施行規則第53条第１項第５号及び第６号関連
　「資産の運用に関する極めて重要な事項として別表に掲げるものを記載した書面」と「資産の運用に関する重要な事項として別表に掲げるものを記載した書面」を一冊にして交付してもよいか、確認したい。
３．保険業法施行規則第234条第１項第６号関連
　当該禁止行為は、生命保険募集人、損害保険募集人のみならず、保険仲立人も対象となることから、同号括弧内の「その所属保険会社」との記載は不適当であると考える。

７月13日、上記パブリックコメントの結果が公表され、当協会の意見はおおむね反映された。同日、改正政府令は、政令第241号、内閣府令第85号として公布され、いずれも８月１日（内閣府令の一部の規定については12月１日）から施行された。

②平成17年８月12日のパブリックコメント手続に対する対応

平成17年８月12日、金融庁から上記改正法施行にともなう少額短期保険業に関する政府令の骨子（案）が公表され、パブリックコメント手続に付されたことを受け、当協会は、９月14日、金融庁あてに以下のとおり意見を提出した。

１．少額短期保険業者が引き受けられる保険の保険金額の上限について
　今回公表された骨子（案）は、平成16年12月14日に公表された金融審議会金融分科会第二部会報告「根拠法のない共済への対応について」に基づき策定されたものと理解しているが、報告書では、「取扱い商品が、保険期間が短期のものであって、保険金が見舞金、葬儀費用、個人の通常の活動で生じる物損等の填補程度に留まる等、少額短期保障に限定される場合」には「保険会社と異なる規制とすることが考えられる」とされている。
　骨子（案）では、少額短期保険業者が引き受けられる保険の保険金額の上限について、疾病による高度障害・死亡保険金は300万円、疾病・傷害による入院給付金等は60万円、傷害による高度障害・死亡保険金は600万円等とされているが、これらの金額は下記に掲げた統計数値と比較すると、「見舞金、葬儀費用」としては高額すぎるものと考える。
　保険業法施行令等改正案の策定においては、現在の骨子（案）よりも保険金額を引き下げる方向で検討すべきと考える。
　（ご参考）
　葬儀費用総額の全国平均　　：236.6万円
　入院時の自己負担費用の全国平均：26.3万円

また、経過措置においては、保険金額の上限を「原則として、それぞれの区分に定める金額の５倍程度を予定」とあるが、経過措置は、既存の無認可共済が保険会社または少額短期保険業者に円滑に移行するために設けられた、あくまでも時限的な特例措置であることから、経過措置終了の際に激変が生じるような経営がなされないよう配慮する必要がある。

とすれば、本則の５倍という保険金額は非常に高額であり、このような高額商品の取り扱いを経過措置として認めることは、契約者保護や公正な競争条件の観点からも問題が多いと考える。このような高額な保険を７年という長期間取り扱わせることは不適当と考える。経過措置期間終了後には本則に移行することを考えると、経過措置における保険金額は、せいぜい２倍程度が限度であり、骨子（案）よりもさらに引き下げる方向で検討すべきと考える。

さらに、既契約者保護という経過措置の趣旨に鑑みると、少額短期保険業者が新たに締結する契約についてまでこのような特例措置を適用する必要はなく、既契約の更新等についてのみ認めれば足りると考える。

なお、骨子（案）では、それぞれの区分に定める金額を一律に５倍することが予定されているが、保険の種類によって引受リスクは異なるので、一律の倍率とするのではなく、保険の種類に応じた保険金額を設定すべきと考える。

２．少額短期保険業者の対象となる事業規模

骨子（案）では、年間収入保険料50億円とされているが、少額短期保険業者にはセーフティネットがなく、事業者の破綻等については契約者の自己責任が前提とされていることに鑑みると、事業者の破綻等による契約者および社会への影響を考えた場合、事業規模としては過大であると考える。

また、現存の保険会社において、年間収入保険料が30億円に満たない会社が複数社あることも踏まえると、保険業法施行令等改正案の策定においては、現在の骨子（案）よりも金額を引き下げる方向で検討すべきと考える。

３．一の保険契約者に係る保険金額の制限

骨子（案）では、「一の保険契約者について複数の被保険者がいる保険契約のうちの一部のものの特例的取扱い等について、その必要性の有無も含め、引き続き検討」とあるが、少額短期保険業者について一の保険契約者及び一の被保険者に係る保険金額を制限した趣旨は、少額短期保険業者が過度な引受リスクを負うことを防止すると共に少額短期保険業者が破綻等した場合に生じる損害を限定することにある。

上記特例的取扱いにより、少額短期保険業者に団体保険契約等の取扱いを認めた場合には、少額短期保険業者が破綻等した場合に生じる損害は甚大なものとなる可能性があり、保険金額を制限して損害を限定した趣旨を没却するものと考える。

よって、骨子（案）記載の特例的取扱いは認めるべきではないと考える。

４．業務運営に関する措置

骨子（案）では、保険募集に際して、少額短期保険業者は、保険金の削減払いを行う場合があること、セーフティネットの対象外であること及び契約に関する重要事項について、書面の交付等により説明を行うことを確保するための措置を講じることとされているが、保険

会社の取扱う商品との誤認を防止し、契約者等の保護を図るためには、少額短期保険の特質について十分に説明する必要があり、当該措置は不可欠なものであると考える。

保険業法施行令等改正案の策定においては、現在の骨子（案）に掲げられた措置が確実に講じられるよう規定すべきと考える。

５．その他

骨子（案）では、「ディスクロージャーの内容」「責任準備金の積立て」「支払余力基準（早期是正措置）」については、保険会社並みの規制とする方向性が示されているが、少額短期保険業は万一の場合の経済的補償を行うという性格を有する以上、これらの規制は契約者保護の観点から不可欠なものであり、骨子（案）の方向性で規制を行うべきと考える。

③平成17年10月12日のパブリックコメント手続に対する対応

平成17年10月12日、金融庁・財務省から上記改正法施行にともなう保険のセーフティネットの見直し等に関する政府令（案）等が公表され、パブリックコメント手続に付されたことを受け、当協会は、11月４日、金融庁あてに意見を提出した。

パブリックコメントの結果のうち、政令（案）については平成18年３月10日に、内閣府令（案）等については同年３月13日に、寄せられた意見の概要とそれらに対する金融庁・財務省の考え方が示された。

提出した当協会の意見とそれらに対する金融庁・財務省の考え方は、以下のとおりである。

保険業法施行令（案）

当協会意見の概要	金融庁・財務省の考え方
（政府の補助について） 生命保険のセーフティネットに係る政府の補助については、生命保険業に対する国民や保険契約者の信頼の維持に万全を期すという観点等から今般の制度改正においても存置されたものと理解しているが、ついては、今後仮に、資金援助等に要する費用が発生し、借入限度額を超える事態となった場合には、迅速かつ確実に財政支出が行われるよう対処してほしい。	政府の補助については、新施行令８条の９第１項に規定する場合には、生命保険契約者保護機構は内閣総理大臣及び財務大臣に対し、新保険業法附則１条の２の14第１項に規定するおそれがある旨の認定を申請することができることとされているところであり、かかる申請があったときには、新施行令８条の９第２項の申請書その他の事情を勘案して、上記おそれがあるかどうかの検討を行うこととなる（新施行令８条の９第３項）。 その結果、上記おそれがある旨の認定をすることとなったときには、政府として速やかに必要な予算措置を講じ国会の審議をお願いしたいと考えている。
（今後の生命保険契約者保護機構に係る見直しについて） 生命保険のセーフティネットについては、改正法の施行後３年以内に見直しを行うこととされているところ、その見直しにあたっては、負担金の事後拠出を含む負担のあり方が検討されることとなること	改正法附則38条１項により、改正法の施行後３年以内に、「生命保険契約者保護機構の資金援助等に要する費用に係る負担のあり方」等について検討を行うこととされているところであるが、指摘のいわゆる事後拠出制への移行如何については、保険会社

を確認したい。	間の公平性等の観点や、金融審議会第二部会報告書「保険契約者保護制度の見直しについて」（平成16年12月14日）において「現状は非効率な資金の積立てがあると言える状態ではなく、事前拠出制度の問題が顕在化しているとは考えられない」とされたこと等を踏まえた慎重な検討が行われることになるものと考えられる。
第37条の4 生命保険契約者保護機構の借入限度額を定める保険業法施行令第37条の4については、「年間負担額の10倍に相当する金額」を「4600億円」と規定されている。現在の機構の年間負担額は460億円であるため、現行の保険業法施行令第37条の4における借入限度額は4600億円になる。しかし、これは特定会員に係る資金援助に関する特例が入ったことによるものであり、本来の年間負担額は400億円であり、保険業法施行令第37条の4における借入限度額も4000億円であると考える。ついては、4600億円とするのは時限的な措置であること、今後3年の間にセーフティネットのあり方を検討する中で当該条項について見直しを行なっていくことを確認したい。	現行の保険業法施行令37条の4において生命保険契約者保護機構の借入限度額が「4600億円」とされており、新施行令においても引き続き「4600億円」とされているのは、現在の機構の定款附則中「保護資金負担金の特例」の規定において、特定会員に係る資金援助等に要した費用に係る負担金の納付が終了する事業年度までは年間負担額の合計額の上限が460億円とされていることに対応しているものである。 こうした点を踏まえつつ、改正法附則38条1項に基づき改正法の施行後3年以内に「生命保険契約者保護機構の資金援助等に要する費用の負担の在り方･･･等」について検討を行う際に、指摘の政令規定の在り方について検討を行うことも考えられる。

保険業法施行規則（案）

<table>
<tr><th>当協会意見の概要</th><th>金融庁の考え方</th></tr>
<tr><td>第74条
本条にいう「保険金等」とは、保険業法施行規則48条1項1号の「保険金、返戻金その他の給付金」のことと理解してよいか。</td><td>そのような理解で結構である。</td></tr>
<tr><td>第74条
本条各号に掲げる保険契約には、それぞれ具体的にどのような商品種類が該当することとなるのか確認させてほしい。</td><td>新施行規則74条各号（および現行の保険業法施行規則74条各号）に該当することとなる保険契約は、現行以下のとおりである。
<table>
<tr><th></th><th>現行の保険業法施行規則74条</th><th>新施行規則74条</th></tr>
<tr><td>1号</td><td>確定拠出年金保険
団体生存保険
変額年金資金運用基金保険
個人変額保険・
個人変額年金保険</td><td>【イ】
確定拠出年金保険
団体生存保険
変額年金資金運用基金保険
企業年金連合会保険
（旧・厚生年金基金連合会保険）</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

			国民年金基金連合会保険【ロ】 新企業年金保険 確定給付企業年金保険 厚生年金基金保険 国民年金基金保険
	2号	新企業年金保険 確定給付企業年金保険 厚生年金基金保険 国民年金基金保険	現行なし
	3号	企業年金連合会保険（旧・厚生年金基金連合会保険） 国民年金基金連合会保険	個人変額保険・個人変額年金保険（運用結果に基づく保険金等のいずれかに最低保証が約されたものに限る。）

第74条第１号 本号に掲げる運用実績連動型保険契約に該当するのは、《運用結果に基づき支払われる「保険金等」の全てにつき最低保証が付されていないもの》のみであると理解してよいか。	そのような理解で結構である。
第75条の２第１項第１号 本号によれば、「特定特別勘定に属する財産を一般勘定の・・・に属する財産及び特定特別勘定以外の特別勘定に属する財産と明確に区分して管理する」にあたり、「管理場所を区別することその他の方法」によるものとされているが、実務上、原則として以下の方法によることで差し支えないか確認させてほしい。 (1) 現物を保管している場合にあっては、保管場所を区分する方法 (2) 電子的に保管している場合（ペーパーレス化された有価証券等）にあっては、決済機関等の口座を区分する方法 (3) 保険会社が第三者に財産の管理を委託し、当該委託先が当該財産を混蔵保管している場合は、当該委託先に設ける口座を区分する方法 (4) なお、上記に関わらず、国債や国債先物等、現行制度上、口座を勘定毎に区分することができない資産や、一般勘定貸等、物理的に管理すべき資産が存在しない資産については、保険会社の帳簿上で分別管理されていれば差し支えないとの理解でよいか確認させてほしい。	そのような方法で差し支えない。ただし、コメント（3）に関しては、当該委託先が混蔵保管することが新施行規則75条の2第１項１号に反しない場合（証券決済機関において有価証券が混蔵保管される場合等）であることが前提となる。 なお、コメントの（3）・（4）については、「第75条の２第２項」の「考え方」も参照願いたい。
第75条の２第１項第２号 本号は、《特定特別勘定に属する財産を、保険契	基本的にはそのような理解で結構であるが、保険

約の種類に応じた方法により、保険契約者を判別できる状態で管理すること》を求めているが、複数の保険契約者に係る財産を合同して運用する合同運用型の特定特別勘定（特別勘定第一特約等）については、任意の時点で当該特別勘定に属する財産について持分比率等を用い合理的に按分することにより、保険契約者の持分を把握することが可能な状態で管理すれば足りると理解してよいか。	契約者の持分を把握しこれを帳簿化することが随時可能な体制が確保されていることが求められる。
第75条の２第２項 本項は、保険会社に対し、《特定特別勘定に属する財産の管理を第三者に委託した場合において、当該第三者が、施行規則案75 条の２第１項１号に従い特定特別勘定に属する財産の管理を行うことを確保するための十分な体制の整備》を義務づけているが、特定特別勘定に属する財産が、委託先においてその他の財産と区分して管理されていることを、保険会社と委託先との間で定期的に口座残高の照合を行うこと等により確認する体制を整備していれば足りると理解してよいか。	一般論としては、 (1) 保険会社において、特定特別勘定に属する財産の管理を相応の資質能力を有する第三者に委託するための措置が講じられていること、 (2) 当該第三者が新施行規則75条の２第１項１号に従い特定特別勘定に属する財産の管理を行う方法が保険会社と当該第三者との間において取り決められていること、 (3) 上記（2）のとおり定められた方法が当該第三者により遵守されていることを保険会社が検証・確認することができ、かつ必要に応じ是正を求めることができる体制が保険会社と当該第三者との間において確保されていること、 が求められるものと考えられる。 ただし、証券決済機関、（信託）銀行、証券会社等の、法令、自主規制等に基づき他人の運用資産の管理を行うことを業とする者に特別勘定に属する財産の管理を委託している場合には、指摘のような体制を整備することでも足りると考えられる。

保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令（案）

当協会意見の概要	金融庁・財務省の考え方
第１条の６第３項第２号 本号に規定する「年平均運用利回り」は「過去５事業年度における各事業年度の運用利回りの総和を５で除して得た運用利回り」として定義されているところ、ここでいう「運用利回り」については、キャピタルゲイン／ロスの影響を排除した利回りを用いることが適切と考えるが、かかる利回りが用いられるものと理解してよいか。	本号において「年平均運用利回り」を基準として定められる「基準利率」が「高予定利率契約」の範囲を画する中心的要素となることから、指摘のとおり、「年平均運用利回り」についてはキャピタルゲイン／ロスの影響を基本的に受けない運用利回りが適切と考えられ、このような考え方に基づき、具体的には以下の利回りを用いることとしている。 [生命保険会社] ・いわゆる「基礎利回り」（いわゆる「基礎利益」上の運用収支を一般勘定資産の日々平均残高で除して得た利回り） [損害保険会社] ・保険業法施行規則別表（59条の２第１項３号ハ関

	係（損害保険会社））の「資産運用に関する指標等」の項２号の「小計」の利回り
第１条の６第３項第２号 本号において、「基準利率」は、「･･･、かつ当該年平均運用利回りを超えるものとして金融庁長官及び財務大臣が定める率」として定義されているが、ある保険契約の予定利率が、実際の運用利回りを下回っているにもかかわらず、「基準利率」の見直しの時期等により「基準利率」を上回る状況となり、したがって当該保険契約が「高予定利率契約」として扱われるような事態とならないよう、「基準利率」の見直しが、実際の運用利回りの変動状況に応じて適時適切に行われることを確認したい。	新保護命令１条の６第３項２号に規定する「基準利率」の金融庁長官・財務大臣による定め方およびその見直しについては、概略以下のように考えている。 (1) 基準利率は、同号に規定する年平均運用利回りを超え、かつ当該年平均運用利回りプラス概ね１％を超えない範囲内の率とする。 (2) 年平均運用利回りの上昇局面における基準利率改正の基本的考え方としては、年平均運用利回りが上昇し現行基準利率との差が保険契約者等の保護の観点から看過しえないまでに縮小した場合には基準利率改正を検討することとする。 (3) その他、必要に応じ適時適切な検討を行っていきたいと考えている。
第48条の２第２号 本号は、「特に損害保険会社の破綻の場合には、短期の契約が多いこと等から迅速な処理が求められるにもかかわらず、救済保険会社が容易には見つからず、早期の手続開始ができないおそれがあるとの問題が指摘されている。こうした問題に鑑みれば、迅速な手続きの開始が適切であると合理的に判断される場合には、破綻後の早い段階でも機構による引受けを決定できるようにすることが適当であると考えられる」との金融審議会報告書の内容を踏まえ、損害保険会社のみに適用されることとなったものであり、その理解に基づけば、今後も損害保険会社のみに適用され生命保険会社に適用されるものではないと理解してよいか。	新保護命令48条の２第２号が金融審議会第二部会「保険契約者保護制度の見直しについて」（平成16年12月14日）中の引用されている記載を踏まえて措置されたものであることは指摘のとおりである。 ただし、新保護命令48条の２第２号の適用が破綻保険会社が損害保険会社である場合に限定されているのは、現在のわが国の保険会社の保有契約の状況等を踏まえると、かかる限定が上記記載の実質的趣旨に合致するものと考えられるからであり、今後の状況等の変化によっては、破綻保険会社が生命保険会社のうち一定のもの（例えば、特定補償対象契約がその保有契約の圧倒的部分を占める生命保険会社）である場合にも適用すべく新保護命令48条の２第２号の見直しを検討することも考えられる。
第50条の３第１項 新更生特例法445条では、更生計画において「運用実績連動型保険契約に係る債権」についてその他の保険契約に係る債権に比して有利な条件を定めることは妨げられない旨規定されており、一方で、保護命令案50条の３第１項において特定特別勘定が補償対象契約から除かれている。 これは、同項に規定する「運用実績連動型保険契約（特定特別勘定に係る部分）」について、その責任準備金を削減しない取扱いを可能とする制度整備が行われたものと理解してよいか。	更生計画の内容は究極的には裁判所の認可決定によるところではあるが、新保護命令50条の３第１項において運用実績連動型保険契約のうち特別勘定に係る部分が補償対象契約から除かれているのは、 (1) 新保険業法118条１項において運用実績連動型保険契約につき特別勘定の設置が明確に義務化され同条３項において分別管理等に係る監督上必要な定めが内閣府令に委任されることとなったこと、 (2) 同時に、新更生特例法445条３項（新設）において運用実績連動型保険契約に係る債権につきその他の保険契約に係る債権に比して有利な条件を定めることが実質的平等に反しないことが

	法律上確認されたこと、したがって更生計画において運用実績連動型保険契約のうち特別勘定に係る部分につき責任準備金の非削減の取扱いがありうべきこと、 を踏まえたものである。
第50条の３第１項 いわゆる保険業法上の手続による生命保険会社の破綻処理が行われる場合にあっても、運用実績連動型保険契約（特定特別勘定に係る部分）が機構による補償の対象外となった点に照らせば、運用実績連動型保険契約（特定特別勘定に係る部分）について更生手続の場合と同様の取扱いが可能と理解して差し支えないか。	保険業法上の破綻処理手続については、会社更生法168条１項・金融機関等の更生手続の特例等に関する法律260条１項に対応する明文規定が保険業法にないことから、新保険業法に新更生特例法445条３項に対応する規定を新設することはしていないが、「第50条の３第１項」に係る一つ目の意見についての「考え方」(1)・(2) の事実を踏まえると、保険業法上の破綻処理手続における業務及び財産の管理に関する計画に係る内閣総理大臣の承認権限の行使にあたり、運用実績連動型保険契約のうち特定特別勘定に係る部分に係る債権を他の保険契約に係る債権に比し有利に取り扱うことも、実質的平等に反しない限り、可能と解される。 保険業法上の破綻処理手続の場合と更生手続の場合とを区別することなくおよそ、運用実績連動型保険契約のうち特定特別勘定に係る部分を補償対象契約から除くこととしているのは、以上のような解釈に基づくものである。
第50条の３第１項 運用実績連動型保険契約のうち、特定特別勘定に係る部分以外の部分はどのように取り扱われるのか確認したい。	新保護命令50条の３第１項が補償対象契約から除くこととしたのは「運用実績連動型保険契約･･･のうち･･･特定特別勘定に係る部分」であり、運用実績連動型保険契約のうち特定特別勘定に係る部分以外の部分（以下この「考え方」において「運用実績連動型保険契約の一般勘定部分」）は、引き続き補償対象契約に含まれるものとされている。 このように運用実績連動型保険契約の一般勘定部分が引き続き補償対象契約とされているのは、 (1) 運用実績連動型保険契約の一般勘定部分については運用リスクを保険会社が負うとともに、新保険業法118条２項・３項に基づく厳格な分別管理の対象でもないこと、 (2) したがって、運用実績連動型保険契約の一般勘定部分に係る債権は、保険会社の破綻処理において他の保険契約に係る債権に比し有利に取り扱われる根拠に欠けていること、 に鑑みると、引き続き保険契約者保護機構の資金援助というセーフティネットにより保護する必要があると考えられるためである。

第50条の３第１項 団体年金保険等では、例えば保険料の収受を一般勘定で一元的に行っているが、そのため、一般勘定から特別勘定への金銭の振替えまでにはタイムラグが存在する。このタイムラグの間に更生手続が開始された場合、どのように取り扱われるのか確認したい。	更生計画の内容は究極的には裁判所の認可決定によるところではあるが、更生手続開始時に一般勘定に属する資産を、更生計画において特定特別勘定に属していたものとして取り扱うことは困難とみられること等に鑑みると、一般勘定にて受入れ後特定特別勘定投入前に更生手続が開始された場合における運用実績連動型保険契約のうち特定特別勘定部分に係る保険料（当該受入れ後当該投入前のもの）が、特定特別勘定に帰属するものとして有利に取り扱われることは困難と考えられる。 保険会社においては、この点につき運用実績連動型保険契約の保険契約者に誤解が生じることのないよう留意することが必要である。
第50条の５第３項 「その保険料及び責任準備金･･･の算出の基礎となる予定利率」とされているが、この「予定利率」とは、保険料の計算の基礎となる予定利率（団体年金保険では責任準備金の計算の基礎となる予定利率）と理解してよいか。	そのような理解で結構である。なおコメントを踏まえ、新保護命令50条の５第３項において「その保険料又は責任準備金･･･の算出の基礎となる予定利率」とすることとした。
第50条の５第３項 「その保険料及び責任準備金の算出の基礎となる予定利率」により高予定利率契約に該当するか否かを判断するものとされているが、以下の点について確認したい。 (1) 例えば、主契約・特約において予定利率が異なる場合には、主契約・特約毎に、それぞれの予定利率により、高予定利率契約に該当することになるか否かの判断を行うことになるのか。 (2) 拠出型企業年金保険のように、契約単位で見た場合、年金開始前の予定利率は基礎率変更により現在1.25％まで引き下げられているが、被保険者単位で見た場合、年金開始後の予定利率は年金開始時期により異なっているというものがある。このような契約については、契約単位では過去５年間常に基準利率を超えていたものとは言い難いことから、 ①当該契約は高予定利率契約に該当しないものとして取扱う ②当該契約の平均予定利率をもって高予定利率契約に該当するか否かを判定する ③契約単位ではなく、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判定する といった取扱いが考えられるのではないか。	コメントの（1）については、保険契約者等の保護の観点から貴見のとおりであり、このことを明らかにするため、新保護命令に50条の５第４項１号（なお、新保護命令１条の６第３項１号・50条の14第３項１号も同旨）を新設することとした。 コメントの（2）については、保険契約者等の保護の観点から③が相当と考えられ、このことを明らかにするため、新保護命令に50条の５第４項２号（なお、新保護命令１条の６第３項２号・50条の14第３項２号も同旨）を新設することとした。

改正政府令は、平成18年３月10日に政令第33号が、３月13日に内閣府令第10号、内閣府・財務省令第３号が公布され、４月１日（内閣府令第10号の一部の規定については３月13日）から施行された。

なお、政令第33号については、下記④の少額短期保険業に係るパブリックコメントの結果も踏まえて公布された。

④平成17年12月28日のパブリックコメント手続に対する対応

平成17年12月28日、金融庁から上記改正法施行にともなう少額短期保険業に関する政府令（案）等が公表され、パブリックコメント手続に付されたことを受け、当協会は、平成18年１月27日、金融庁あてに意見を提出した。

その後、３月９日にパブリックコメントの結果が公表され、寄せられた意見の概要とそれらに対する金融庁の考え方が示された。

提出した当協会の意見とそれらに対する金融庁の考え方は以下のとおりである。

当協会意見の概要	金融庁の考え方
少額短期保険業者が一の被保険者について引き受けられる保険金額の上限関係 保険金額の上限について、金融審議会報告書において挙げられた「見舞金、葬儀費用等」としては極めて高額であり、引き下げる方向で検討すべき。	政令案第１条の６各号の保険金額は、それぞれ妥当なものであると思料する。
事業規模関係 現在の保険会社において年間収入保険料が30億円に満たない会社が複数社あることを踏まえると、年間収入保険料で50億円という基準は過大であり、引き下げるべき。	政令案第38条に規定する額は、妥当なものと思料する。
一の保険契約者に係る保険金額の制限関係 一の保険契約者に複数の被保険者がいる保険契約の特例的な取扱いは、一の保険契約者について引き受けられる保険金額を制限した趣旨を没却させるおそれがあるため、認めるべきではない。仮に家族での加入の必要性を考慮し、一の保険契約者について、複数の被保険者の保険引受けを認めるとしても、その被保険者数は10人以下に限定すべき。	政令案第38条の９第２項に定める人数は、少額短期保険業者が、一人の保険契約者について過大な保険の引受けを行うことは妥当でないことから、実態等を踏まえて定めたものである。
業務運営に関する措置関係 保険募集に際して、更新型の保険については保険料の見直し等を行う場合があること、セーフティネットの対象外であること等を書面の交付その他適切な方法により説明を行うこと等の措置は契約者保護の観点からも、政省令案で示された内容で法令化すべき。	貴見のとおり。

改正政府令のうち、政令第33号（保険のセーフティネットに係るパブリックコメントの結

果も踏まえた改正を含む）および内閣府令第９号が平成18年３月10日に公布され、４月１日（内閣府令第９号の一部の規定については平成19年12月22日）から施行された。

「保険業法の一部を改正する法律（平成20年12月16日法律第91号）」による改正

最近における保険業を取り巻く社会経済情勢の変化を踏まえ、保険契約者等の保護を図り、保険業に対する信頼性を維持することを目的とし、生命保険契約者保護機構が行う資金援助等に関する政府の補助を可能とする特例措置を延長するため、「保険業法」の一部が改正され、公布の日から施行された。

【改正内容】

生命保険契約者保護機構が行う資金援助等に関し、政府が補助することを可能とする特例措置について、平成24年３月末までの破綻に係る資金援助等について政府の補助を可能とするため、当該措置を３年間延長する。

平成10年以降の保険業法の改正に係る法律の公布状況は以下のとおりである。

保険業法の改正に係る法律の公布状況（平成10年～）

＜平成10年＞

「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成10年６月15日法律第106号）」

平成10年９月１日施行。一部の規定については平成11年４月１日施行。

「金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律（平成10年６月15日法律第107号）」

平成10年12月１日施行。一部の規定については平成10年７月１日施行。

「金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成10年10月16日法律第131号）」

金融再生委員会設置法（平成10年法律第130号）の施行の日（平成10年12月15日）から施行。

＜平成11年＞

「商法等の一部を改正する法律（平成11年８月13日法律第125号）」

公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日（平成11年10月１日）から施行。一部の規定については平成12年４月１日から施行。

「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成11年12月８日法律第151号）」

平成12年４月１日施行。

「中央省庁等改革関係法施行法（平成11年12月22日法律第160号）」

平成13年１月６日施行。一部の規定については平成12年７月１日施行。

「民事再生法（平成11年12月22日法律第225号）」

公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日（平成12年４月１日）から施行。

＜平成12年＞

「法人税法の一部を改正する法律（平成12年３月31日法律第14号）」

平成12年４月１日施行。

「商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成12年５月31日法律第91号）」

商法等の一部を改正する法律（平成12年法律第90号）の施行の日（平成13年４月１日）から施行。

「保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成12年５月31日法律第92号）」

公布の日から起算して３月を超えない範囲内において政令で定める日（平成12年６月30日）から施行。一部の規定については平成13年４月１日施行。

「証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律（平成12年５月31日法律第96号）」

平成12年12月１日施行。

「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成12年５月31日法律第97号）」

公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日（平成12年11月30日）から施行。

「書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律（平成12年11月27日法律第126号）」

公布の日から起算して５月を超えない範囲内において政令で定める日（平成13年４月１日）から施行。一部の規定については平成12年11月27日、または平成13年１月６日施行。

「外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成12年11月29日法律第129号）」

公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日（平成13年４月１日）から施行。

＜平成13年＞

「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成13年３月30日法律第７号）」

平成13年４月１日施行。

「弁護士法の一部を改正する法律（平成13年６月８日法律第41号）」

平成14年４月１日施行。

「確定給付企業年金法（平成13年６月15日法律第50号）」

平成14年４月１日施行。一部の規定については公布の日、または公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日（平成13年10月１日）、または公布の日から起算して２年６月を超えない範囲内において政令で定める日（平成15年９月１日）から施行。

「短期社債等の振替に関する法律（平成13年６月27日法律第75号）」

平成14年４月１日施行。

証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律（平成14年法律第65号）により「社債等の振替に関する法律」に題名変更。

「商法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成13年６月29日法律第80号）」

商法等の一部を改正する等の法律（平成13年法律第79号）の施行の日（平成13年10月１日）から施行。

「銀行法等の一部を改正する法律（平成13年11月９日法律第117号）」

公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日（平成14年４月１日）から施行。一部の規定については公布の日から起算して１月を経過した日から施行。

「商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成13年11月28日法律第129号）」

平成14年４月１日施行。一部の規定については公布の日から施行。

「商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成13年12月12日法律第150号）」

商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成13年法律第149号）の施行の日（平成14年５月１日）から施行。一部の規定については公布の日から起算して３年を経過した日、または公布の日から施行。

＜平成14年＞

「商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成14年５月29日法律第45号）」

公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日（平成15年４月１日）から施行。一部の規定については平成14年７月１日施行。

「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成14年５月29日法律第47号）」

公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日（平成14年11月28日）から施行。

「証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律（平成14年６月12日法律第65号）」

平成15年１月６日施行。一部の規定については公布の日、または施行の日から起算して５年を超えない範囲内において政令で定める日（平成20年１月４日）から施行。

「法人税法等の一部を改正する法律（平成14年７月３日法律第79号）」

平成14年８月１日施行。

「会社更生法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成14年12月13日法律第155号）」

会社更生法（平成14年法律第154号）の施行の日（平成15年４月１日）から施行。

＜平成15年＞

「保険業法の一部を改正する法律（平成15年５月９日法律第39号）」

公布の日から起算して１月を超えない範囲内において政令で定める日（平成15年６月８日）から施行。一部の規定については平成15年９月１日から施行。

「証券取引法等の一部を改正する法律（平成15年５月30日法律第54号）」

平成16年４月１日施行。

「保険業法の一部を改正する法律（平成15年７月25日法律第129号）」

公布の日から起算して１月を超えない範囲内において政令で定める日（平成15年８月24日）から施行。

「商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成15年７月30日法律第132号）」

公布の日から起算して３月を超えない範囲内において政令で定める日（平成15年９月25日）から施行。

「担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律（平成15年８月１日法律第134号）」

公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日（平成16年４月１日）から施行。

＜平成16年＞

「破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成16年６月２日法律第76号）」

破産法（平成16年法律第75号）の施行の日（平成17年１月１日）から施行。

「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律（平成16年６月９日法律第87号）」

公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日（平成17年２月１日）から施行。

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年６月９日法律第88号）」

公布の日から起算して５年を超えない範囲内において政令で定める日（平成21年１月５日）から施行。一部の規定については公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日（平成16年10月１日）、または会社法（平成17年法律第86号）の施行の日（平成18年５月１日）から施行。

「証券取引法等の一部を改正する法律（平成16年６月９日法律第97号）」

平成17年４月１日施行。一部の規定については公布の日から施行。

「年金積立金管理運用独立行政法人法（平成16年６月11日法律第105号）」

平成18年４月１日施行。一部の規定については公布の日から施行。

「不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成16年６月18日法律第124号）」

不動産登記法（平成16年法律第123号）の施行の日（平成17年３月７日）から施行。

「民法の一部を改正する法律（平成16年12月１日法律第147号）」

公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日（平成17年４月１日）から施行。

「信託業法（平成16年12月３日法律第154号）」

公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日（平成16年12月30日）から施行。一部の規定については公布の日から起算して３月を超えない範囲内において政令で定める日（公布の日）から施行。

「金融先物取引法の一部を改正する法律（平成16年12月８日法律第159号）」

平成17年７月１日施行。

＜平成17年＞

「保険業法等の一部を改正する法律（平成17年５月２日法律第38号）」

公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日（平成18年４月１日）から施行。一部の規定については公布の日から起算して３月を超えない範囲内において政令で定める日（平成17年８月１日）、または平成18年４月１日から施行。

「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年７月26日法律第87号）」

会社法（平成17年法律第86号）の施行の日（平成18年５月１日）から施行。

「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年10月21日法律第102号）」

郵政民営化法（平成17年法律第97号）の施行の日（平成19年10月１日）から施行。

＜平成18年＞

「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成18年３月31日法律第10号）」

平成18年４月１日施行。

「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年６月２日法律第50号）」

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）の施行の日（平成20年12月１日）から施行。

「証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年６月14日法律第65号）」

公布の日から起算して１年６月を超えない範囲内において政令で定める日（平成19年９月30日）から施行。一部の規定については公布の日から起算して20日を経過した日、または犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成18年法律第　号）の施行の日または前号に掲げる規定の施行の日（公布の日から起算して20日を経過した日）のいずれか遅い日、または公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日（平成18年12月13日）、または公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日（平成19年１月１日、または平成19年４月１日）、または一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）の施行の日（平成20年12月１日）から施行。

犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案は継続審議中。

「信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年12月15日法律第109号）」

信託法（平成18年法律第108号）の施行の日（平成19年９月30日）から施行。一部の規定については公布の日から施行。

＜平成19年＞

「株式会社商工組合中央金庫法（平成19年６月１日法律第74号）」

平成20年10月１日施行。一部の規定については公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日（平成19年９月６日）から施行。

＜平成20年＞

「保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成20年６月６日法律第57号）」

保険法（平成20年法律第56号）の施行の日（公布の日から起算して２年を超えない範囲内において政令で定める日）から施行。

「金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成20年６月13日法律第65号）」

公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日（平成20年12月12日）から施行。一部の規定については公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日（平成21年６月１日）から施行。

「保険業法の一部を改正する法律（平成20年12月16日法律第91号）」

公布の日から施行。

（官報をもとに当協会作成）

第４章　消費者保護法制等をめぐる動き

１．消費者保護関連法の施行とそれにともなう対応

日本の経済活動がより一層の市場化に向かい、金融市場についても市場原理・自己責任を基礎とした取引社会へと移行しつつあるなか、実際の取引場面において情報量や交渉力の点で事業者に劣る消費者の保護等、金融商品の販売等に関する顧客の保護等について関心が高まってきていた。

このような状況を踏まえ、平成13（2001）年４月に「消費者契約法」および「金融商品の販売等に関する法律」が、平成16年６月に「消費者基本法」が施行された。また、平成19年９月には、証券取引法をもとに幅広い金融商品について投資者保護を図るための業態横断的な法制として「金融商品取引法」が施行された。以下では、消費者保護法制をめぐる動向について前記の法律を中心に概説する。

１．消費者契約法

制定の経緯等

消費者契約法は、消費者と事業者との間の情報の質・量、および交渉力の格差を前提とし、消費者の利益の擁護を図ることを目的として、平成12（2000）年４月に制定、平成13年４月に施行された。なお、制定までの経緯は以下のとおりである。

平成８年12月、第15次国民生活審議会消費者政策部会において、報告書「消費者取引の適正化に向けて」がとりまとめられ、公表された。同報告書では、消費者取引をめぐる問題の背景、消費者の自由な選択を確保するための環境整備の必要性について問題が提起され、今後の消費者取引の適正化の方向性について指摘が行われた。

その後、平成11年１月、第16次国民生活審議会消費者政策部会において、報告書「消費者契約法（仮称）の制定に向けて」がとりまとめられ、公表された。同部会の審議においては、「国民の自由な選択を基礎とした公正で自由な競争が行われる市場の実現を目指して、規制緩和・撤廃が推進されているが、規制緩和・撤廃は、無責任な自由放任や弱肉強食の社会を目指すものではない。その進展にあわせ、規制緩和の時代にふさわしい消費者のための新たなシステムづくりを行うことが大きな課題となっている」との問題指摘が行われ、消費者契約法の具体的内容についての考え方・あり方、同法の実効性を確保するための方策について、活発な議論が行われた。

具体的には、自己責任原則の確立の観点から、消費者取引に係る消費者啓発（情報提供）・消費者教育のあり方についても検討が行われるとともに、消費者契約に係る紛争を迅速に解決するための方策や、被害の未然防止・拡散防止のための方策について検討が行われた。

第17次国民生活審議会では、消費者政策部会のもとに設置された消費者契約法検討委員会において、消費者契約法（仮称）の具体的内容等について平成11年６月から９月までに計６回にわたり審議が行われ、消費者契約法検討委員会における検討状況について「中間的なとりまとめ」が消費者政策部会に報告された。その後、同年11月、消費者契約法検討委員会において、報告書「消費者契約法（仮称）の具体的内容について」がとりまとめられた後、同年12月、消費者政策部会において、報告書「消費者契約法（仮称）の立法に当たって」がとりまとめられ、公表された。

同報告書では、消費者契約に関する民事ルールの必要性の観点から、規制緩和・自己責任原則との関係、海外の法制、消費者トラブルの現状、個別分野における取組み、民商法との関係、立法の経済的・社会的影響について調査・分析が行われ、消費者契約に関する民事ルールのあり方および消費者契約に関する民事ルールの実効性を確保するための方策についての提言が行われた。

同報告書を踏まえ、平成12年３月の第147回通常国会に消費者契約法案が提出され、４月28日に消費者契約法が成立した。

消費者契約法の概要

消費者契約法(注)は、金融商品のみならず、消費者契約一般において存在する消費者と事業者の「情報の質及び量並びに交渉力の格差」にかんがみ、契約締結過程および契約条項に関して、消費者が契約の全部または一部の効力を否定することができる場合を新たに定めたものである。

(注) 消費者契約法は、第１条にその目的を定めている。「この法律は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差にかんがみ、事業者の一定の行為により消費者が誤認し、又は困惑した場合について契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができることとするとともに、事業者の損害賠償の責任を免除する条項その他の消費者の利益を不当に害することとなる条項の全部又は一部を無効とするほか、消費者の被害の発生又は拡大を防止するため適格消費者団体が事業者等に対し差止請求をすることができることとすることにより、消費者の利益の擁護を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする」

生命保険契約も、消費者契約法に定める「消費者契約」であり、生命保険会社は「事業者」に当たる。また、「消費者」とは事業のために契約を行う場合におけるものを除く個人を指すため、いわゆる法人契約や事業主契約は消費者契約法の対象外とされる。

消費者は、一般に民法に規定される詐欺等の条文に従い、契約の取消しを行うことができるが、消費者契約法では契約の勧誘に際し、事業者の一定の行為により消費者が誤認・困惑した場合は契約を取り消すことができるとされている。事業者の一定の行為とは、消費者契約法第４条により以下のとおり定められた。

・重要事項について事実と異なることを告げること。当該告げられた内容が事実であるとの誤認
・物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものに関し、将来におけるその価額、将来において当該消費者が受け取るべき金額その他の将来における変動が不確実な事項につき断定的判断を提供すること。当該提供された断定的判断の内容が確実であるとの誤認
・当該事業者に対し、当該消費者が、その住居又はその業務を行っている場所から退去すべき旨の意思を示したにもかかわらず、それらの場所から退去しないこと
・当該事業者が当該消費者契約の締結について勧誘をしている場所から当該消費者が退去する旨の意思を示したにもかかわらず、その場所から当該消費者を退去させないこと
　なお、上記の「重要事項」とは、消費者契約に係る次に掲げる事項であって消費者の当該消費者契約を締結するか否かについての判断に通常影響を及ぼすべきものをいう。
・物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものの質、用途その他の内容
・物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものの対価その他の取引条件

また、消費者契約法では、上記契約の取消しに加え、以下のような契約条項は無効とされた。

・事業者の債務不履行・不法行為により生じた損害賠償責任の全部を免除する条項
・事業者の故意又は重過失による債務不履行・不法行為により生じた損害賠償責任の一部を免除する条項
・瑕疵担保責任の全部を免除する条項
・消費者側が契約解除した場合に支払う損害賠償額等の予定のうち、平均的損害額を超える部分
・消費者の支払い遅延の場合の損害賠償額等の予定のうち、年14.6%を超える部分
・その他民法等の規定の適用による場合に比べ、消費者の権利を制限しまたは義務を加重するもので、その程度が民法の信義則に反するもの

協会の対応―消費者契約法対応PTの設置

当協会は、国民生活審議会消費者政策部会の審議を踏まえ、消費者契約法の立法化に対して生命保険業界として対応するために、平成11年５月、一般委員会傘下に消費者契約法対応PTを設置し、消費者契約法の検討状況をフォローするとともに、検討を行うこととした。

また、平成11年９月10日に経済企画庁国民生活局消費者契約法検討室長等を招き、消費者契約法対応PTメンバーを対象に説明会を開催した。当日は、室長より消費者契約法検討委員会における論点別の審議状況の整理や検討状況、今後の審議スケジュールについて説明があり、その後、業界出席者との間で意見交換を行った。

当協会では、平成11年９月に消費者政策部会に報告された消費者契約法検討委員会の「中間的なとりまとめ」に対し、10月13日付で意見を提出し、また、消費者契約法検討委員会で検討されていた消費者契約法（仮称）の具体的内容に対して、11月５日付で経済企画庁あてに意見

を提出した。

また、国民生活審議会における消費者契約法の検討を受け、平成12年１月21日に経済企画庁国民生活局消費者契約法検討室長を招き、消費者契約法対応PTメンバーを対象に説明会を開催した。当日は、あらかじめ提出した「消費者契約法（仮称）の具体的内容に関する確認事項」にもとづき、室長から回答がなされた。

前述のとおり、消費者契約法については、平成11年12月24日に国民生活審議会消費者政策部会報告がとりまとめられ、法案作成作業が行われることとなったが、他方で、金融審議会においては、第一部会傘下のホールセール・リーテイルに関するワーキンググループで金融商品の販売・勧誘に関する法律について検討が進められ、同年12月21日に金融審議会第一部会でとりまとめられた報告書「中間整理（第二次）」にその内容が盛り込まれた。このように、消費者契約法と金融商品の販売・勧誘に関する法律は互いに密接に関連する部分が多いため、平成12年２月２日の一般委員会において、当協会の検討組織を一元化して課題に取り組むことについて承認し、「消費者契約法対応PT」を「販売・勧誘ルール及び消費者契約法対応PT」と名称変更するとともに、従来のPTメンバーに加え、新たに広報専門委員会、教育専門委員会の代表ならびに金融審議会第一部会ホールセール・リーテイルに関するワーキンググループの参加会社が参加することとした。

当協会は、消費者契約法の成立を受け、平成12年５月に経済企画庁国民生活局消費者契約法施行準備室の担当官を招き、販売・勧誘ルール及び消費者契約法対応PTメンバーを対象に説明会を開催した。

消費者団体訴訟制度

消費者被害は平成10年代以降急増する傾向にあり、一つの事業者が悪質な契約行為を反復継続することにより多数の被害（同時多数被害）を発生させ、結果的に被害が広範かつ甚大となる傾向があった。他方で、被害を受けた消費者個人は、被害金額が訴訟費用に比して少額であり、また、訴訟に関する専門的知識や十分な財政基盤がなく、時間的負担も大きいこと、訴訟において一般消費者個人が立証を行うことが困難であること等の理由から訴えを提起することは困難なことが多く、結果的に被害者が「泣き寝入り」することになりやすく、被害救済が十分に図られない状況にあった。また、消費者個人が事業者の不当な約款条項の使用や、違法・不当な行為の差止訴訟を提起することは困難との指摘がなされていた。

なお、消費者被害をはじめとする同時多数被害を集団的に救済するための訴訟形態としては、民事訴訟法上、共同訴訟、選定当事者制度があったが、いずれも個人による訴訟提起の困難性を根本的に解決するものではなかった。

国民生活審議会においては、平成15年５月、上記の状況を踏まえ、消費者団体訴訟制度の導入が必要であり、特に、消費者被害が多発している現状にかんがみ、消費者被害の発生・拡散

を防止するための差止制度を早急に導入することが必要である旨の提言が行われた。また、同年７月22日に開催された第35回消費者保護会議において、消費者団体訴訟制度に関して不当条項の使用等に対する差止制度の導入を検討することが決定された。これらを受け、国民生活審議会消費者政策部会では、消費者団体が主体となり、消費者全体の利益のために訴訟を提起することを認める消費者団体訴訟制度の創設について検討することとされた。

消費者団体訴訟制度は、EU諸国をはじめ多くの海外諸国においてすでに導入されており、消費者被害の発生・拡大の防止および救済に一定の役割を果たしていた。わが国の消費者団体の数は、内閣府調査によれば、全国で約4,700団体（平成13年７月当時）であり、構成員数が100人未満の比較的小規模の団体が約半数を占め、任意団体として活動している団体が多く、財政面・人材面においては、必ずしも十分な基盤が確保されているわけではないことが窺えた。

個別の消費者団体の状況をみると、活動目的・内容、活動地域、組織規模（連盟形態、会員数、スタッフ、財政）、法人格の有無等の相違に応じ、多様な団体があり、消費者団体訴訟制度の具体化に当たっては、訴権の内容、訴権を行使し得る団体（適格団体）の要件、濫訴の防止、判決効の拡張と二重提訴の可否、判決の公表制度、強制執行制度、訴額の算定、その他制度の有効・適切な運営のために必要な措置について検討が行われることとなった。

国民生活審議会消費者政策部会において、平成16年５月の第１回会合以来、計15回にわたり、審議が行われ、平成17年６月23日に報告書「消費者団体訴訟制度の在り方について（案）」がとりまとめられ、６月30日開催の国民生活審議会で了承された。

同報告書では、「消費者被害の未然防止・拡大防止の必要性から、消費者の利益の擁護を図るため、消費者に代わって、市場において事業者の行為を監視する消費者団体の役割の重要性、事業者の不当な行為を抑止する担い手として消費者団体に差止請求権を認めるとともに、個々の被害者が事業者に対する損害賠償請求権等の請求権を有していることを前提に、被害者に代わって損害賠償を請求する制度の導入が必要である」といった考え方が提案された。また、具体的な消費者団体訴訟制度のあり方については、差止の対象とすべき事業者の行為や消費者全体の利益のために請求権を行使する主体としてふさわしい消費者団体（適格消費者団体）の要件として、法人格、活動実績、事業者等からの独立性、組織運営体制、人的基盤、財政基盤について言及するとともに、訴訟手続のあり方についても提案がなされた。

内閣府は、同報告書を受け、消費者契約法に消費者団体訴訟制度を導入するため、「消費者契約法の一部を改正する法律案」を平成18年の第164回通常国会に提出した。改正法は、平成18年５月31日に成立、６月７日に公布され、平成19年６月７日から施行された。

消費者政策部会における消費者契約法をめぐる動き

平成18年11月、国民生活審議会消費者政策部会に消費者契約法評価検討委員会が設置され、平成19年１月17日から８月10日まで計９回の会議が開催された。同委員会では、消費者契約法

の施行後の状況について、消費生活相談事例および裁判例の収集、分析を中心に、同法の評価および論点の検討が行われるとともに、情報提供義務、適合性原則、不招請勧誘およびインターネット取引に関するルールのあり方等についてもあわせて検討が行われ、報告書「消費者契約法の評価及び論点の検討等について」がとりまとめられた。

また、消費者契約に関する検討委員会が設置され、平成20年１月24日と２月５日の２回の会議が開催され、報告書「景品表示法及び特定商取引法への消費者団体訴訟制度の導入に伴う消費者契約法上の論点について」がとりまとめられた。

景品表示法および特定商取引法へ消費者団体訴訟制度を導入すること等を内容とする「消費者契約法等の一部を改正する法律案」が平成20年３月４日、第169回通常国会に提出され、４月25日に可決された。

２．金融商品の販売等に関する法律

平成12（2000）年５月23日、第147回通常国会において「金融商品の販売等に関する法律」が成立し、５月31日に公布され、平成13年４月１日から施行された。

この法律は、金融分野における商品横断的な民事立法として、業者と消費者の間の情報力格差の存在を前提に、民法の不法行為法の原則を一部変更すること等を内容としている。

この法律の柱は、金融商品販売業者等に対する二つの義務、すなわち、所定の重要事項の説明義務、および勧誘方針の策定・公表義務であり、当該義務の確実な履行が求められている。これを受けて、生命保険各社では、平成13年４月１日の施行までに、この法律に関する実務対応について準備することとした。

他方で、金融商品販売法では、上記義務を業者に課すにとどめ、各業者の創意工夫を最大限に尊重しつつ、マーケットメカニズムの活用を通じた業者間の競争促進により、顧客保護の強化を図ることが目的とされた。また、金融商品販売法は、商品横断的・包括的な民事立法という性格から、具体的実施に当たっては、解釈に委ねられている部分も多く、最終的には紛争解決時における裁判所の判断によることとされている。

金融商品の販売等に関する法律の概要

金融商品販売法は、「金融商品販売業者等が金融商品の販売等に際し顧客に対して説明すべき事項……について説明をしなかったことにより当該顧客に損害を生じた場合における金融商品販売業者等の損害賠償の責任並びに……金融商品の販売等に係る勧誘の適正の確保のための措置」を定め、「顧客保護を図り、もって国民経済の健全な発展に資する」ことを目的としている。

生命保険会社は、同法にもとづき、顧客に対し生命保険契約締結前に所定の「重要事項」について説明をしなければならない、また、説明をしなかった場合にはこれにより生じた顧客の損害を賠償しなければならず、損害額は元本欠損額と推定される。

また、同法における重要事項は、「金利・通貨の価格・株式相場等の変動を直接の原因として

元本欠損が生じるおそれ（市場リスク）」「金融商品の販売を行う者等の状況の変化（経営破綻状態または経営破綻となることが合理的に予想できる状態など）を直接の原因として元本欠損が生じるおそれ（信用リスク）」「権利行使期間の制限、契約解除期間の制限」「その他政令で定めるリスク」の四つである。

項　　目		法律の内容
説明義務	対象となる金融商品	保険、預金、証券をはじめ、幅広い金融商品を対象 ただし、民営化前の郵貯・簡保は対象外 理由１）国家保証があり信用リスクがない 理由２）市場リスクのある商品を販売していない
	説明内容	「重要事項」として、以下の項目を列挙 (1)以下の事由を原因として、元本欠損の可能性がある場合、その旨およびその事由 ①市場リスク（変額、外貨建て保険等） ②信用リスク（全保険商品） (2)権利行使期間の制限、解除に係る制限 （ワラント等を想定）
	違反時の法的効果	損害賠償責任（取消・無効は導入せず）
	・立証責任	・因果関係についての立証責任を、業者側に転換 （説明の有無は顧客側が立証）
	・損害額の推定	・損害額の推定規定を導入 （元本欠損額を、損害額と推定）
コンプライアンス	コンプライアンス規定の策定・公表義務	以下の２項目を盛り込んだコンプライアンス規定の策定・公表を義務づけ（具体内容は各業者の自主性に） (1)顧客の知識、経験、財産の状況に照らし配慮すべき事項（いわゆる適合性の原則） (2)勧誘の方法、時間帯に関し配慮すべき事項
	・違反時の罰則	・罰則（50万円以下の過料）を導入

生命保険会社は、商品の勧誘に際し、適正の確保に努めることとされ、勧誘を行うに際して、あらかじめ勧誘方針を定め、所定の方法により公表することが義務づけられている。

対象となる金融商品は、預貯金、信託、保険、有価証券、デリバティブ等、幅広い金融商品で、新しい金融商品等については政令で定めることとされた。

金融商品販売法が制定される以前は、消費者と業者との紛争については、民法第709条の不法行為による損害賠償責任で争われ、業者が適切な説明をしたかどうか、また、損害の因果関係について原告（顧客）に立証責任を求めることとなり、原告（顧客）側には重い負担となっていた。

同法では、説明義務の類型が示され、説明義務違反があった場合の損害額の推定規定をおくこと等により、取引当事者が対等であることを前提とした民法の一般原則が修正されている。

また、保険業法の説明義務との関係では、保険業法第100条の２、保険業法施行規則第53条において、保険会社に対し、書面交付による説明義務を課している。しかし、当該義務の履行により、金融商品販売法の求める説明義務を充足しているとはいえず、他方で、保険業法上の説明義務違反により、保険会社等が処分を受けても、そのことにより直ちに保険契約者等への損

害賠償責任が保険会社に生じるわけではない。

協会の対応―販売・勧誘および消費者契約法対応PTの設置

当協会は、金融審議会第一部会傘下のホールセール・リーテイルに関するワーキンググループにおける検討を踏まえ、前述のとおり当協会としての検討組織を一元化して課題に取り組むことを決定し、「販売・勧誘ルール及び消費者契約法対応PT」において検討することとした。

当協会は、金融審議会第一部会がとりまとめた「中間整理（第二次）」および、平成12年10月に公表された「金融商品の販売等に関する法律の政令案」に対し、意見を提出した。

また、平成12年３月30日、大蔵省金融企画局企画課の担当官を招き、販売・勧誘及び消費者契約法対応PTメンバーを対象に金融商品の販売等に関する法律案の説明会を開催した。

金融商品販売法は、商品横断的・包括的な民事立法という性格から、抽象的な法文により構成されており、解釈に委ねられている部分も多いことから、当協会は、生命保険分野における解釈を踏まえ、「『金融商品の販売等に関する法律』に関する指針」を作成し、平成12年11月17日に公表した。

指針には、金融商品販売法制定の経緯の解説、保険商品販売に際しての重要事項の説明に関する指針、勧誘方針の策定・公表に関する指針について関連条文と解釈上の参考事例、実務対応の指針について記載した。なお、同指針は、平成19年９月21日、「市場リスクを有する生命保険の募集に関するガイドライン」の策定、「契約概要作成ガイドライン」の見直しにより、廃止した。

３．消費者基本法

昭和30年代の高度成長にともない、消費者問題が社会問題として顕在化し、消費者運動が本格的に展開されるようになった。これに対応するため、消費者保護のための個別の法律が制定され（昭和35年薬事法、昭和36年割賦販売法、昭和37年景品表示法など）、消費者行政機関が設置される（昭和38年農林省消費経済課、昭和39年通商産業省消費経済課、昭和40年経済企画庁国民生活局）などの体制整備が行われた。さらに、より一層総合的な消費者保護施策を推進することが必要である、といった世論の高まり等を背景として、昭和43年５月に消費者保護基本法が制定された。消費者保護基本法の制定は、各地方公共団体における消費者保護条例の整備や消費生活センターの設置が促進される契機となった。

消費者保護基本法の概要

消費者保護基本法は、「消費者の利益の擁護及び増進に関する対策の総合的推進を図り、もって国民の消費生活の安定及び向上を確保すること」を目的としている。そのため、行政、事業者、消費者の三者の責務や役割が定められている。具体的には、行政は経済社会の発展に即応して消費者の保護に関する施策を策定・実施すること、事業者は供給する商品やサービスについて危害の防止など必要な措置を講ずるとともに行政の実施する施策に協力し、また消費者か

らの苦情の適切な処理に努めること、消費者は自ら進んで消費生活に関する必要な知識を修得するとともに自主的かつ合理的に行動するように努めること、が定められている。

また、この法律では、行政が実施すべき施策として、危害の防止、計量・規格・表示の適正化、啓発活動および教育の推進などを掲げるとともに、法律の目的を達成するために、必要な関係法令の制定・改正を行わなければならないと定められている。現在、多数の消費者保護関係の法律が制定されており、国・地方を通じて広範な施策が実施されている。

消費者保護基本法から消費者基本法へ

国民生活審議会消費者政策部会において、平成14年６月より「21世紀型消費者政策の在り方」についての議論が開始された。これは、昭和43年の消費者保護基本法制定以降の経済社会の大きな変化を踏まえ、消費者政策の基本的な考え方や施策の内容を抜本的に見直し、21世紀にふさわしい消費者政策として再構築することが不可欠であるとの認識を受けたものであった。このような認識にもとづき、21世紀にふさわしい消費者政策のグランドデザインを提示することを目指し、国民生活審議会消費者政策部会で議論が行われ、平成15年５月に国民生活審議会消費者政策部会において報告書「21世紀型消費者政策の在り方について」がとりまとめられた。

同報告書では、消費者の位置づけの転換、消費者の権利を位置づけることが必要とされ、消費者政策の理念の明確化、行政・事業者の責務と消費者の役割の明確化、施策に関する規定の充実、苦情処理体制の明確化と裁判外紛争解決の位置づけ、行政の推進体制の充実・強化をはじめとして消費者保護基本法の総合的な見直しが提言された。

この提言も踏まえ、消費者保護基本法の改正機運が高まり、各政党においても消費者保護基本法の見直しが議論され、平成16年の第159回通常国会において、議員立法により同法が改正され、平成16年５月26日に成立、６月２日に消費者基本法として公布・施行された。

消費者基本法の概要

消費者基本法では、消費者が安全で安心できる消費生活を送れるように、消費生活における基本的な需要が満たされ、健全な環境のなかで消費生活を営むことができるように以下に掲げる項目を消費者の権利として位置づけ、「消費者の権利の尊重」と「消費者の自立の支援」を消費者政策の基本とすること等が規定された。また、事業者の責務等についても拡充し、従来の規定に加えて、以下の項目が新たに追加された。

消費者の権利	拡充された事業者の責務等
・安全の確保 ・選択の機会の確保 ・必要な情報の提供 ・教育の機会の確保 ・意見の反映 ・被害の救済	・消費者の安全及び消費者との取引における公正の確保 ・消費者に対し必要な情報を明確かつ平易に提供すること ・消費者との取引に際して、消費者の知識、経験及び財産の状況等に配慮すること

なお、消費者保護基本法からの主な改正点は以下のとおりである。

・消費者は、自ら進んで、消費生活に関し必要な知識を修得し、必要な情報を収集する等自主的かつ合理的に行動するよう努めなければならない旨が規定された。
・消費生活に関し、環境の保全への配慮、知的財産権等の適正な保護に配慮するよう努めなければならない旨が規定された。
・事業者団体および消費者団体に関する規定が新設された。事業者団体は、事業者と消費者との間に生じた苦情処理の体制整備、事業者自らがその事業活動に関し遵守すべき基準の作成の支援その他の消費者の信頼を確保するための自主的な活動に努める一方、消費者団体は、情報の収集・提供、意見の表明、消費者に対する啓発・教育、消費者被害の防止・救済等、消費生活の安定・向上を図るための健全かつ自主的な活動に努める旨が規定された。
・「消費者政策を計画的・一体的に推進するために、消費者基本計画を策定」「従来の『消費者保護会議』を『消費者政策会議』へと改組すること」「国民生活センターは、情報提供等の中核的機関として積極的役割を果たすこと」等の消費者政策の推進体制を強化する旨が規定された。

消費者基本法については、施行後5年を目途として、消費者政策のあり方について検討を行い、その結果にもとづき必要な措置を講じることとされた。

なお、関連して、平成20年4月23日、福田康夫総理大臣は、消費者行政推進会議で、商品・金融などの「取引」、製品・食品などの「安全」「表示」など、消費者の安全安心に関わる問題を幅広く所管する消費者庁（仮称）の創設に向けての考え方を述べた。これを受けて、6月13日の消費者行政推進会議のとりまとめを経て、6月27日、平成21年度からの消費者庁設置等の内容を含む「消費者行政推進基本計画～消費者・生活者の視点に立つ行政への転換～」が閣議決定された。

4．金融商品取引法

平成18（2006）年6月7日、第167回通常国会において、「証券取引法等の一部を改正する法律案」および「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」が可決され、改正法および同整備法が成立し、6月14日に公布された。

この法律は金融審議会金融分科会第一部会報告「投資サービス法（仮称）に向けて」を踏まえ、金融・資本市場を取り巻く環境変化に対応し、幅広い金融商品についての投資者保護のための横断的な法制として証券取引法を改組して「金融商品取引法」、いわゆる投資サービス法とする等の整備を行うことにより、利用者保護ルールの徹底と利用者利便の向上、貯蓄から投資に向けての市場機能の確保および金融・資本市場の国際化への対応を図ることを目的とするものである。

金融商品取引法制の内容は、四つの柱からなる。第1は、集団投資スキーム（ファンド）の包括定義やデリバティブ取引の範囲拡大等による規制対象商品・サービスの拡大（包括化・横

断化)、それにともなう業者の業務範囲の拡大（包括化)、投資者の属性や業務類型に応じた規制の差異化（柔軟化）である。第２は、開示制度の整備であり、具体的には四半期開示の法定化、財務報告に係る内部統制の強化、公開買付制度および大量保有制度の見直し等である。第３は、取引所の自主規制業務の適正な運営の確保であり、第４は、罰則の拡大である。

わが国では、1990年代後半から実施されてきた「金融システム改革」、フリー、フェア、グローバルを柱とした、いわゆる「日本版ビッグバン」以後、21世紀を支える金融の新しい枠組みとして、幅広い金融サービスに対して整合的に対応し得る「日本型金融サービス法」に関する議論・検討が活発に行われた。金融審議会では、平成12年６月の答申「21世紀を支える金融の新しい枠組みについて」において、利用者保護とイノベーションの促進を図るため、機能別・横断的なルールとして「日本版金融サービス法」が必要であるとされた。

既存の利用者保護の対象となっていない金融商品について、詐欺的な販売事例がみられた場合には、その都度立法上の措置が実施されてきた。しかし、利用者保護法制には「すき間」があったため、幅広い金融商品について包括的・横断的な利用者保護の枠組みを整備することが必要不可欠となっていた。同時に、金融・資本市場のグローバル化が一層推進されるなかで、国際性の観点からも、横断的法制の整備が重要であると考えられた。

第一部会では、平成16年９月から、投資サービスにおける投資家保護のあり方について検討が開始され、平成17年７月７日に投資サービス法の基本的な考え方等を示した「中間整理」がとりまとめられた。その後、審議が再開され、計９回の会合で主要な論点について検討が行われ、報告書「投資サービス法（仮称）に向けて」がとりまとめられた。

平成16年10月以降、第一部会傘下のディスクロージャー・ワーキンググループにおいては、財務報告に係る内部統制の有効性に関する経営者の評価と公認会計士等のあり方や四半期開示のあり方についての議論が行われ、同年12月24日および平成17年６月28日に開催された第一部会に対し、同ワーキンググループの各報告がとりまとめられ、報告された。

第一部会報告では、現在の縦割り業法を見直し、幅広い金融商品を対象とする法制を目指すとして、いわゆる投資サービス法を金融商品の販売や資産運用に関する一般的な性格を有するものと位置づけられた。これを踏まえ、今回の法改正では金融先物取引法等を廃止して、証券取引法に統合されており、これにともない、「証券取引法」の題名が「金融商品取引法」に改正されるとともに、規制対象となる業者の法律上の名称、協会・取引所の法律上の名称等が変更された。

また、同報告では、利用者保護ルールを徹底するという観点から、幅広い金融商品について包括的・横断的な利用者保護の枠組みが整備され、利用者保護が拡充されることによって、①既存の利用者保護法制の対象となっていない「すき間」を埋めること、②現在の縦割り業法を見直し、同じ経済的機能を有する金融商品には同じルールを適用する必要があること、の２点

が指摘された。

そこで、金融商品取引法では、現行の縦割り業法を見直して規制の簡素化を図る観点から、対象商品、取引の拡大にあわせて、規制対象となる業の業務範囲を拡大し、以下に掲げる業務が金融商品取引業に統合された。

- 証券取引法および外国証券業者法に基づく証券業
- 投資信託・投資法人法に基づく投資信託委託業および投資法人資産運用業
- 証券投資顧問業法に基づく投資顧問業および投資一任業
- 金融先物取引法に基づく金融先物取引業
- 信託業法に基づく信託受益権販売業
- 抵当証券業規制法に基づく抵当証券業
- 商品ファンド法に基づく商品投資販売業

証券取引法では発行者自身による販売・勧誘行為が業規制の対象とされていなかったが、金融商品取引法では投資信託・外国投資信託の受益証券や抵当証券の自己募集を業規制の対象とするとともに、集団投資スキーム（ファンド）の、主として有価証券またはデリバティブ取引への運用についても業規制の対象とすることが明確化された。

また、金融商品取引業に関する参入規制は、私設取引システム業務（認可制）を除いて登録制に統一されることになり、現行の証券会社の有価証券店頭デリバティブ取引および元引受業務の認可制、投資信託委託業および投資法人資産運用業・投資一任業務の認可制ならびに商品投資販売業の許可制は登録制に統一された。

なお、証券取引法第65条に示されていた、いわゆる銀・証分離規制は、金融機関の「有価証券関連業」（第28条第８項）等の禁止として、登録金融機関制度とともに金融商品取引法においても維持されており、金融商品取引業者または登録金融機関に対する横断的な行為規制が適用されることとなった。

金融商品取引法制では、同じ経済的性質を有する金融商品に同じルールを適用する観点から、同法を金融商品の販売・勧誘に関する一般的な性格を有するものと位置づけ、既存の利用者保護法制の対象にしている金融商品についても、業態を問わず、行為規制が適用されている。

具体的には、広告等の規制、契約締結前の書面交付義務、契約締結時等の書面交付義務、書面による解除、虚偽告知や断定的判断の提供の禁止等の禁止行為、損失補てん等の禁止、適合性の原則等をはじめとして、多数の行為規制が定められ、他の業法においてもこれらの行為規制が準用され、または同等の規制が定められている。

第一部会報告では、保険業法等の各業法においては高度な業規制が課されていること等から、金融商品取引業に含まず、一方で金融商品取引法と同等の行為規制を適用することが適当であるとされている。各業法における既存の行為規制との重複的適用を避け、また、行為規制違反

の処分や検査を各業法にもとづいて一元的に行うようにするため、改正保険業法では重複しない範囲で金融商品取引法の行為規制が準用されている。

平成18年６月に成立した改正保険業法（「証券取引法等の一部を改正する法律」による改正）では、市場リスクを有する生命保険（変額保険、変額年金保険、外貨建て保険、市場価格調整（マーケット・バリュー・アジャストメント（MVA））機能を有する保険等）が保険業法第300条の２において「特定保険契約」として規定され、以下の取組みを行うこととされた。

① 適正な広告・広告類似行為
② 適正な勧誘
③ 適正な重要事項等の説明
④ 適正な顧客の契約締結意思・ニーズ等の確認
⑤ 適正な契約成立内容の確認

この改正では、いわゆる制度共済のうち、農業協同組合等および共済事業を行う事業協同組合等が行う「特定共済契約」についても金融商品取引法の行為規制が準用されている。

また、同時に「金融商品の販売等に関する法律」も改正された。改正された金融商品販売法では、金融商品の販売について業者の民法上の不法行為責任を認めた裁判例等に照らし、顧客にとってより使いやすいものとする観点から、第１に同法の説明義務の対象が拡充された。具体的には、「金融商品の販売に係る取引の仕組みのうち重要な部分」を対象事項に追加すること、「元本欠損が生じるおそれ」がある場合とは別に「当初元本を上回る損失が生じるおそれ」がある場合についても対象事項とすること、適合性原則の考え方を取り込んだうえで説明義務を尽くしたかどうかの解釈基準を設け、当該説明が顧客の属性（顧客の知識・経験・財産の状況および当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的）に照らして、当該顧客に理解されるために必要な方法および程度によるものでなければならないこととされた。第２に断定的判断の提供等の禁止規定が設けられ、違反した場合には、現行の説明義務違反と同様、直接責任かつ無過失責任である損害賠償責任および損害額の推定規定（立証責任の転換）の対象とされた。

協会の対応

当協会は、平成17年７月７日、金融審議会金融分科会第一部会において「投資サービス法」に関する「中間整理」が公表されたことを受け、同日、意見を表明した。９月２日には、同中間整理がパブリックコメント手続に付されたことを受け、当協会は、９月30日付で金融庁あてに意見を提出した。

平成19年４月13日付で金融庁より「金融商品取引法制に関する政令案・内閣府令案等」がパブリックコメント手続に付された。これを受け、当協会は、５月21日付で金融庁あてに意見を提出した。

ガイドラインの策定

平成14年10月に銀行等による個人年金保険の募集が始まって以来、変額保険、変額年金保険、外貨建て保険、市場価格調整（MVA）機能を有する保険といった、金利・通貨の価格・金融市場相場の変動により損失が生ずるおそれがある保険に関する市場が拡大してきた。同時に募集局面におけるさまざまなトラブルも増加傾向にあった。

平成18年６月に成立した改正保険業法では、市場リスクを有する生命保険（特定保険契約）の募集に関し、金融商品取引法の行為規制の一部が準用されることを踏まえ、平成19年９月30日の施行に向けて、当協会は業界自主ガイドラインを新たに策定または改正し、９月21日の理事会において、「市場リスクを有する生命保険の募集に関するガイドライン」「契約締結前交付書面作成ガイドライン」の策定および「生命保険商品に関する適正表示ガイドライン」の改正について承認し、公表した。

新たに策定または改正した業界自主ガイドラインの概要は、以下のとおりである。

・「市場リスクを有する生命保険の募集に関するガイドライン」を新たに策定し、市場リスクを有する生命保険の募集において、特に留意すべき事項（適正な広告、広告類似行為、勧誘、重要事項の説明、顧客の契約締結意思・ニーズ等の確認、契約成立内容の確認）について記載した。なお、本ガイドラインの策定にともない、平成12年11月に制定した「『金融商品の販売等に関する法律』に関する指針」は廃止した。

・「契約締結前交付書面作成ガイドライン」を新たに策定し、特定保険契約を締結しようとする時に、あらかじめ顧客に交付することが求められる書面を作成する際に留意すべき事項について記載した。なお、本ガイドラインの策定にともない、「契約概要作成ガイドライン」・「注意喚起情報作成ガイドライン」の一部を改正した（「特定保険契約」についての記載を削除）。

・「生命保険商品に関する適正表示ガイドライン」を改正し、特定保険契約に関する広告規制に対応するため、広告等の範囲や記載事項、表示の方法等の整理を行い、留意事項について追加した。

認定投資者保護団体としての認定

金融商品取引法では、日本証券業協会や金融先物取引業協会、投資信託協会、証券投資顧問業協会等については、各業者を対象にした自主規制機関であるが、それぞれ法律上の機能に差異があることから、「認可金融商品取引業協会」「公益法人金融商品取引業協会」として分けている。また、自主規制機関以外の民間団体が投資者保護を図るために自主的に行う苦情の解決やあっせん業務を行政が認定してその業務の信頼性を高める枠組みとして「認定投資者保護団体」に関する制度が創設された。認定投資者保護団体では、以下の業務を行う。

・金融商品取引業者又は金融商品仲介業者の行う金融商品取引業に対する苦情の解決

・金融商品取引業者又は金融商品仲介業者の行う金融商品取引業に争いがある場合のあっせん
・金融商品取引業の健全な発展又は投資者の保護に資する業務

当協会は、平成19年９月30日付で、金融庁長官より認定投資者保護団体の認定を取得した。これにともない、当協会は、投資者保護指針を定め、保険業法第300条の２に定める特定保険契約を取り扱う生命保険会社を対象事業者として、変額保険・変額年金保険、外貨建て保険・外貨建て年金保険、解約返戻金変動型保険等（特定保険契約）の取引に係る苦情の解決、争いのある場合のあっせん等の業務を行うとともに、その他特定保険契約に関する生命保険業の健全な発展または投資者の保護に資する業務を行うこととした。

２．関係法令の施行とそれにともなう対応

１．個人情報の保護に関する法律

個人情報保護法制に関する成り立ち

昭和55（1980）年、OECDはプライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する理事会勧告を公表し、これを受けて、日本政府において昭和63年12月16日、「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」が公布された。

その後、平成11年６月の参議院本会議で行われた「住民基本台帳法一部改正法案」の質疑において、政府より当該法律の施行に際して、個人情報の保護に万全を期すため、民間部門も対象とした個人情報保護に関する法整備を含めたシステムを速やかに整えていきたい旨の説明が行われた。

平成11年７月、高度情報通信社会推進本部「個人情報保護検討部会」が発足し、同部会において、個人情報保護システムの中核となる基本原則等を確立するため、全分野を包括する基本法を制定することが必要であること等を内容とする報告書「我が国における個人情報保護システムの在り方について（中間報告）」が公表された。

平成12年６月、高度情報通信社会推進本部個人情報保護法制化専門委員会より「個人情報保護基本法制に関する大綱案（中間整理）」が、10月に「個人情報保護基本法制に関する大綱」が公表された。また、同月には、情報通信技術（IT）戦略本部は「個人情報保護に関する基本法制の整備について」を決定し、「個人情報保護基本法制に関する大綱」を最大限尊重し、次期通常国会への提出を目指し、個人情報保護に関する基本法制の立案作業を進めることとなり、平成13年３月には「個人情報の保護に関する法律案」等が第151回通常国会に提出された。一方、政府原案に対する修正方針をとりまとめた与党３党修正要綱により、表現の自由と個人情報の保護の両立を図るという政府原案の趣旨をより一層明確にすること、行政機関におけるIT化の進展状況にかんがみ、行政に対する国民からの信頼を確保するための所要の修正が求められたことから、同法案は審議未了のまま廃案となった。

平成15年３月、第156回通常国会に「個人情報の保護に関する法律案」等が再提出され、５月23日に同法律が成立し、５月30日に公布された。同法律は、平成16年４月一部施行、平成17年４月、事業者への義務も含め全面施行された。

政府において、平成16年４月に同法第７条第１項の規定にもとづき、「個人情報の保護に関する基本方針」が策定され、「官民の幅広い主体が、この基本方針に則して、個人情報の保護のための具体的な実践に取り組むことを要請する」旨の表明が行われた。

協会の対応

平成12年１月に政府の高度情報通信社会推進本部のもとに設置された個人情報保護法制化専門委員会により６月２日に公表された「個人情報保護基本法制に関する大綱案（中間整理）」に対して、当協会は６月30日付で意見を提出した。

また、当協会をはじめ、全国銀行協会、日本損害保険協会、日本証券業協会等を参加メンバーとする「金融関係団体等連絡会」を設置し、金融業界として問題意識の共有化を図ること、財団法人金融情報システムセンターによる「金融機関等における個人データ保護のための取扱指針（FISC指針）」の改定とそれにともなう業界指針の改定の方向性について、認識を共有化することを目的に検討を行った。

当協会は、個人情報保護法が公布されたことを受け、施行に向けた対応として、平成15年８月１日の一般委員会において、「『個人情報の保護に関する法律』の施行に向けた対応」について協議した。

その後、当協会は、平成15年10月に論点整理案「『個人情報の保護に関する法律』の施行に向けた対応について」をとりまとめた。同年９月、「個人情報の保護に関する法律の一部の施行期日を定める政令（案）及び個人情報の保護に関する法律施行令（案）に関するパブリック・コメントの実施について」が公表され、意見募集が行われたことを受け、10月、意見を提出した。また、当協会は、内閣府国民生活局個人情報保護推進室の担当官を招き、生命保険会社を対象に実務対応を検討するに当たり留意すべき点を中心に、個人情報保護法に関する説明会を開催した。

さらに、10月には、企画部会を中心に関係部会長をメンバーとして、一般委員会傘下に個人情報保護法対応PTを設置し、論点の洗い出し結果をもとに、具体的対応策等を検討した。

第１回PTでは、個人情報保護法における事業者義務の規定の施行までに必要となる事務的課題についてとりまとめた検討課題にもとづき具体的な実務対応方針について協議を行うこと、実務対応方針の協議の結果を受け当協会の定める「生命保険業における個人データ保護のための取扱指針（旧生保指針）」についても個人情報保護法に則した見直し検討を行うこと、認定団体化にともなうメリット・デメリットを整理することについて協議した。

その後、同PTは、計４回開催し、旧生保指針の改定案および取扱指針、当協会が認定個人情

報保護団体になることを基本スタンスとする旨のとりまとめを行い、平成16年７月１日の一般委員会で承認した。ただし、旧生保指針の改定案については、金融庁の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」の内容を踏まえて修正を行ったうえで、理事会で承認することとし、引き続き「生命保険業における個人情報保護のための取扱指針（「生保指針」）」に関して検討を行い、平成17年２月18日の理事会において承認した。

各省庁のガイドラインへの対応

各省庁において、個人情報保護法にもとづく個人情報の取扱いに関する事業分野ごとのガイドラインが策定、公表されたことを受け、当協会は以下の対応を行った。

・厚生労働省のガイドラインへの対応

厚生労働省ガイドライン「雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針（案）」に対して、平成16年６月29日付で意見を提出した。

・経済産業省のガイドラインへの対応

経済産業省「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」に対して、平成16年７月14日付で意見を提出した。

・金融庁のガイドラインへの対応

金融庁より、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」が公表され、パブリックコメント手続に付された。当協会はこれに対して、平成16年10月29日付で意見を提出した。その後、同ガイドラインはパブリックコメントの結果を踏まえ、12月６日、金融庁告示第67号として公布された。また、金融庁より「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（案）」が公表され、パブリックコメント手続に付された。当協会は12月３日付で意見を提出した。その後、実務指針についてはパブリックコメントの結果を踏まえ、平成17年１月６日、金融庁告示第１号として公布された。

当協会は、金融庁から講師を招き、個人情報保護法対応PT委員、企画部会委員を対象に「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」および「安全管理措置等についての実務指針」に関する説明会を開催した。

また、個人情報保護法では、個人情報の適正な取扱いの確保を目的として、民間団体による自主的な取組みを支援するため、主務大臣が、業界団体等を個人情報保護団体として認定する仕組みが取り入れられることとなったが（当協会は平成17年４月１日に金融庁より認定個人情報保護団体の認定を受けた）、金融庁においては、「個人情報保護法」「個人情報保護法施行令」および「個人情報の保護に関する基本方針」を踏まえ、金融庁の所管する分野および法第49条第１項により指定を受けた分野における認定個人情報保護団体に係る認定、認定の取消しその他の必要な事項を定めた「金融分野における認定個人情報保護団体についての指針」が平成17

年３月31日付で公表された。

生保指針

当協会は個人情報の取扱いを定めたガイドラインを策定し、個人情報の保護に向けた取組みを行ってきたが、個人情報保護法の全面施行を迎え、より一層の対応が求められることとなったため、ガイドラインを全面的に見直し、平成17年２月18日の理事会において「生命保険業における個人情報保護のための取扱指針（「生保指針」）」および「生命保険業における個人情報保護のための取扱指針の安全管理措置等についての実務指針（「生保安全管理実務指針」）」について承認し、公表した。

生保指針および生保安全管理実務指針は、当協会が認定個人情報保護団体として定める個人情報保護指針であり、生命保険会社に対し、本指針を遵守させるための必要な指導、勧告その他の措置をとるよう努めることとしている。

なお、生保指針および生保安全管理実務指針は、生命保険会社および当協会の個人情報の取扱いに適用するほか、生命保険会社等がその管理責任の範囲で、雇用、委任、請負等の契約等にもとづき、生命保険会社等の業務の一部を行う個人、法人または団体に個人情報を取り扱わせる場合に適用することとしている（ただし、雇用管理に関する情報を除く）。

生保指針は、総則、定義、取扱指針に大別され、総則においては、個人情報保護法との関係を踏まえた指針の目的、位置づけ等を明らかにしている。定義、取扱指針においては、個人情報保護法上の各規定を生命保険業の特徴に照らし、取扱いの詳細を定めている。

生保安全管理実務指針の内容

生保安全管理実務指針は、生保指針で定める「安全管理措置」「従業者の監督」「委託先の監督」について、個人データの安全管理に必要かつ適切な規程および実施体制の整備等を定めたものである。ただし、具体的な対応については、生命保険会社等が自主的に取り組むことを求めている。

生保安全管理実務指針の特徴は、規程等を定める際に留意すべき事項とその具体的な例を記載していることである。なお、具体例として記載の事項は、あくまで具体的な対策の例示であって、当該内容そのものの実施を必須とするものではなく、また生命保険各社が自らの判断で他の適切な対策をとることを妨げるものではない。

平成19年６月に第20次国民生活審議会個人情報保護部会から「個人情報保護に関する取りまとめ（意見）」が政府に示され、そのなかで、個人情報の保護に関する基本方針の見直しの必要性が指摘された。これを踏まえ、内閣府より基本方針の一部改正案について平成20年１月18日にパブリックコメント手続に付され、当協会は意見を提出した。４月25日、パブリックコメントの結果を踏まえ、基本方針の変更が閣議決定された。

２．会社法制の改正

会社法部会の設置

平成12（2000）年５月31日に施行された法制審議会令により、法制審議会商法部会が廃止されたが、平成13年１月12日、法務大臣から新たに諮問第47号として「企業統治の実効性の確保、高度情報化社会への対応、資金調達手段の改善及び企業活動の国際化への対応の観点から会社法制を見直す必要があると思われるので、その要綱を示されたい」との諮問がなされた。法制審議会においては、この諮問に示された四つの観点から会社法制を見直し、その要綱案を策定するために新たに会社法部会が設けられた。

会社法の現代化の経緯

平成14年２月13日の第136回法制審議会総会において、法務大臣から新たに発せられた株券の不発行制度等に関する諮問第55号、会社法制の現代化に関する諮問第56号および証券の間接保有の準拠法に関する諮問第57号に関し、事務当局から諮問に至った経緯および諮問の趣旨等について説明が行われ、審議の進め方等に関する意見表明が行われた。このうち、諮問第56号については「会社法（現代化関係）部会」に付託して審議することとされ、部会から報告を受けた後、改めて総会において審議することとされた。

平成14年９月には、会社法の現代化に関する第１回部会が開催された。同部会では、社会経済情勢の変化への対応等の観点から、最低資本金制度、機関設計、合併等の組織再編行為等、会社に係る各種の制度のあり方について、体系的かつ抜本的な見直しを行うこと、商法第２編、有限会社法、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律等の各規定を現代的な表記に改めたうえで分かりやすく再編成し、新たな法典（会社法）を創設することを目指し、審議が開始された。

審議に当たっては、以下の四つの視点から検討が行われることとなった。

・利用者の視点に立った規律の見直し

利用者の視点に立った規律の見直しに当たっては、中小企業や新たに会社を設立しようとする者の実態を踏まえ、会社法制を会社の利用者にとって使いやすいものとするために、株式会社と有限会社を一つの会社類型（株式会社）として統合することや最低資本金制度の見直し、事後設立規制の見直しを行う。

・会社経営の機動性・柔軟性の向上

会社経営の機動性・柔軟性の向上については、株式会社の組織再編行為や資金調達に係る規制の見直し、株主に対する利益の還元方法等の合理化を行うとともに、取締役等が積極果敢な経営を行うことの障害にならないよう取締役等の責任に関する規律の合理化を図ることとする。

・会社経営の健全性の確保

会社経営の健全性の確保については、株主および会社債権者の保護を図るため、株主代表訴訟制度の合理化、内部統制システムの構築の義務化、会計参与制度の創設について検討する。

・新たな会社類型の創設および特別清算制度等の見直し

新たな会社類型の創設については、創業の活発化、情報・金融・高度サービス産業の振興、共同研究開発・産学連携の促進等を図るため、出資者の有限責任が確保され、会社の内部関係については組合的規律が適用されるという特徴を有する会社類型（合同会社）を創設する。また、特別清算法制等の見直しについては、可決要件を緩和するなどその手続を迅速化・合理化するための見直しを行うとともに、会社の整理の制度を廃止する。

法制審議会会社法（現代化関係）部会では、平成16年12月８日まで計32回にわたる審議を踏まえ、「会社法の現代化に関する要綱案」のとりまとめが行われた。平成17年２月９日開催の法制審議会総会において同要綱案が了承され、同日、法務大臣あてに「会社法の現代化に関する要綱」が答申された。

法務省は同答申を踏まえ、同年３月22日、第162回通常国会に会社法案を提出した。会社法は同年６月29日成立し、７月26日付で公布、翌18年５月１日から施行された。

協会の対応

当協会は、平成15年10月の「会社法制の現代化に関する要綱試案」に対して、12月に法務省あてに意見を提出した。また、平成17年11月にパブリックコメント手続に付された会社法施行規則案に対して、12月28日付で法務省あてに意見を提出した。

３．ディスクロージャーの充実と広報活動

１．ディスクロージャーの充実

ディスクロージャーの意義

ディスクロージャー（disclosure）とは、「企業の経営内容の公開」のことである。ディスクロージャーの意義は、ステイクホルダーに経営内容の情報を提供することで、適切な意思決定に供することにある。

生命保険会社は保険契約者や出資者等、さまざまなステイクホルダーとかかわって成り立っている。そのため、それらのステイクホルダーに対し、経営状況等について説明する責任を負っている。また、生命保険は長期にわたる契約で契約者等の人生設計や生活に強いかかわりがある、生命保険は累計保険料が高額になる傾向が強い、などの特徴を有することから、説明責任を積極的に果たし、契約者に自己責任が求められるなかで、その適切な判断に供することが求められる。

このように、生命保険会社は、その社会的な位置づけにより、説明責任が強く求められてい

る。さらに、ディスクロージャーによって、経営の透明性が高まるとともに、社会からの評価にさらされることで、より一層の経営努力をはらうことが期待されている。

生命保険業界のディスクロージャーを取り巻く環境

会計制度の変化、金融の自由化および国際化、自己責任や自助努力に関する意識の高まりなど、生命保険業界を取り巻く社会環境が急速に変容してきた。

平成９（1997）年から13年にかけての生命保険会社の破綻によりその健全性に対する信頼性が低下したこと等から、生命保険会社の経営危機に備えた制度が整備されるとともに、生命保険会社のディスクロージャーの拡充が検討されることになった。

また、金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律の施行による平成10年６月の保険業法および同年11月の同施行規則の改正によって、子会社を通じた他業態への参入が可能となり、その事業範囲の拡大にともない、より広範な社会的役割を担うことになる一方で、ディスクロージャーの内容が初めて規定されるなど、説明責任についても従来以上に求められることになった。

このような経営環境の変化は、生命保険業界が果たすべき説明責任のあり方について大きな変化をもたらした。

生命保険会社のディスクロージャーにおける制度

生命保険会社のディスクロージャーは、保険業法施行規則に規定される法定開示内容と、当協会で策定したディスクロージャー開示基準による開示内容、さらに生命保険各社の任意の開示内容に分けられる。生命保険会社の監督法である保険業法には、保険会社の情報開示規定があり、保険業法施行規則において、その具体的開示項目が規定されている。

しかし、生命保険業界では、法定開示項目はあくまで最低限の開示水準と位置づけ、当協会でディスクロージャー開示基準を策定し、業界基準として法定開示項目以上の開示を行うこととしている。また、生命保険各社においても独自の情報開示を行うことで、生命保険会社に対する理解を促している。

ディスクロージャーに関するPR広告

生命保険会社のディスクロージャー拡充の動き

生命保険業界は、説明責任がより求められる状況のもと、積極的にディスクロージャーの拡充を図り、説明責任を果たしてきた。

ディスクロージャー開示基準の充実の状況は以下のとおりである。

【平成11年３月期】

保険業法では、業務および財産の状況に関する説明書類の公衆縦覧の規定について、生命保

険各社の自主性にもとづく創意工夫が重視されており、説明書類の内容は具体的には規定されていなかったが、金融システム改革法の施行を受けて改正された保険業法施行規則によって、ディスクロージャーの内容が具体的に規定されることになった。

その背景は、金融機関の経営環境の悪化や金融機関の破綻により、金融システムに対する信頼が低下したことに対して、ディスクロージャーを抜本的に見直すことにより、金融システムに対する信頼の回復を図るとともに、金融機関の組織形態や業務の多様化がなされるなかで経営陣のリスク管理を適正にする自己規制の効果が見込まれていることであった。

施行規則においてディスクロージャー項目として規定された主な項目としては、

・主要業務の内容
・直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標
・保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）
・リスク管理の体制
・法令遵守の体制
・有価証券や金銭の信託の時価情報
・保険会社及びその子会社等の概況に関する事項

などが挙げられた。

なお、このうち、「保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）」については、一般消費者の関心が高まったこと等を踏まえ、法定化される前の平成10年3月期業績発表において業界として自主開示を行った。

また、わが国においても時価会計、時価開示が進み、金融システム改革法を受けた保険業法施行規則の改正によって、有価証券や金銭の信託などの取得原価、時価、評価損益についての開示が必要となった。

なお、平成8年の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の改正を受け、生命保険会社においても、平成8年3月期の業績より、市場性のある有価証券に係る時価情報およびデリバティブ取引の時価情報を開示した。

リスク管理の体制および法令遵守の体制については、平成7年以降の金融機関の相次ぐ破綻で企業のガバナンスのあり方が問われることとなったが、これらの開示は、そのような要請に対応するものであった。また、この改正によって、連結情報の開示も規定された。

従来、日本の情報開示は親会社の単体情報が中心で、連結情報は副次的なものという位置づけであった。一方、米国会計基準や国際会計基準では、経済的実態を重視し、連結の情報を中心とした情報開示が求められた。この背景には、企業活動の国際化・多角化が進むなかで、子会社化や分社化の動きが活発になり、親会社単独の情報開示では、企業グループの経営状況が把握できないということがあった。

そこで、わが国においても、平成９年６月に企業会計審議会より「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」が公表され、平成13年３月期の業績より、連結ベースの情報開示が行われることになった。

このような状況もあり、平成11年３月期の業績より、生命保険会社は連結情報を開示することおよびその内容を規定した。企業会計基準審議会の意見より２年前倒しとしたが、これは、金融システムへの疑念の一因であった関連会社の財務状況の不透明さを早期に払拭する必要からであった。

これらの規定した項目のほかに、平成９年度決算より行っていた資産の自己査定について、金融再生法施行規則による銀行の資産の自己査定内容の開示にあわせて、生命保険業界においても、積極的に開示すべきとの判断のもと、自主的に開示することとした。

金融システム改革法の骨格

４．利用者が安心して取引を行うための枠組みの構築

自己責任を原則としつつ、公正で信頼される市場とするため、ディスクロージャーの充実や公正取引ルールの整備を進める。（後略）

(1) ディスクロージャーの充実と公正な取引の枠組みの確保

①連結ベースのディスクロージャーの整備

企業活動が多角化・国際化する中で、投資家が企業の実態をよりよく把握できるよう、有価証券届出書や有価証券報告書等の記載事項を、当該会社及び子会社等で構成される企業集団（連結）ベースに改正する。

(2) 取引を担う仲介者についての健全性・公正性の確保と利用者保護の充実

②金融機関等のディスクロージャー制度の見直し

預金者・投資家等が金融機関等を選択する際の情報を充実させるため、金融機関等のディスクロージャー制度を拡充する。このため、銀行等の金融機関に対しては、新たに財務諸表、不良債権等を公衆の縦覧に供することを義務付ける等、開示を拡充する。（後略）

③子会社規定の整備

銀行、保険会社等が保有可能な子会社の範囲を明確化する。併せて、子会社を含む銀行グループ等に対し必要となる一般事業会社の株式保有制限、連結ベースでのディスクロージャー、大口信用供与規制等のルールを策定する。

（出典：金融庁ホームページ）

【平成12年３月期】

平成12年３月期業績の開示に際しては、「債務者区分による債権の状況」の開示を行った。これは、銀行等（預金保険法において金融機関と定義されている者）がその債権を債務者の状況によって区分した内容を開示することとなった（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）の施行。なお、生命保険会社は金融再生法対象外）ことを踏まえて、生命保

険会社においても当該内容の開示(注)を行うこととなったものである（保険業法施行規則が改正された)。

(注) 金融再生法開示債権：債権を債務者の状況によって区分。保険会社は保険業法施行規則により、「債務者区分による債権の状況」として開示。破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権、要管理債権、正常債権に区分される。
リスク管理債権：貸出金を債務者の債務履行状況によって区分。破綻先債権、延滞債権、３か月以上延滞債権、貸出条件緩和債権に区分される。

【平成13年３月期】

平成13年３月期業績の開示に際しては、基礎利益の導入、キャッシュ・フロー計算書の開示、および財務諸表作成における時価会計の適用などを行うこととした。

基礎利益は、保険料収入や保険金・事業費支払等の保険関係の収支と、利息および配当金等収入を中心とした運用関係の収支からなる、生命保険会社の基礎的な期間収益の状況を表わす指標で、一般事業会社の営業利益や、銀行の業務純益に近いものである。

生命保険業界の統一されたフロー収益指標の導入については、以前より業界内において課題としていたが、金融審議会においても、ストックに重心を置いた指標のみならず、フローに重心を置いた指標も必要であるという意見が出されていた。その後、収益力を表わす指標として基礎利益を導入し、開示した。

キャッシュ・フロー計算書については、平成４年に、国際会計基準において財政状態変動表に代わって基準化されていたが、わが国においても、連結情報の充実や会計の国際的調和といった観点からキャッシュ・フロー計算書が財務諸表の一つとして導入された。

キャッシュ・フロー計算書の意義としては、企業の資金の獲得および金銭債務の返済能力の把握ができること、キャッシュ・フローという客観的な要素を用いているため、裁量の余地が小さく、比較可能性が高いということ、営業活動、投資活動、財務活動のそれぞれに対してキャッシュ・フローを記載しているので、それぞれの活動における業績の把握が可能になること、などが挙げられる。

生命保険業界においても、保険業法施行規則の改正によってキャッシュ・フロー計算書を開示したが、生命保険会社の場合、保険収支と資産運用業務によるキャッシュ・フローが表裏一体である、現金の出入に長期のタイムラグがあるなどの特性があり、その点について、「生命保険会社のディスクロージャー～虎の巻」（生命保険会社のディスクロージャー誌の読み方を解説した当協会作成の冊子）で利用者に注意を促すなど、正しい理解の普及に努めた。

また、平成11年に導入が決定していた金融商品に係る時価会計（金融商品会計基準）の任意適用が始まり、財務諸表に時価評価された金融商品の評価差額が反映された。

【平成14年３月期】

平成14年３月期業績の開示に際しては、契約年度別の責任準備金残高やソルベンシー・マー

ジン比率の内訳を開示した。

平成13年６月26日に金融審議会金融分科会第二部会より公表された「生命保険をめぐる総合的な検討に関する中間報告」において、それまでの審議内容を踏まえ、保険事業が保険契約者の信頼を確保し、国民経済において重要な役割を果たすための方策として、保険会社の連結財務諸表やソルベンシー・マージン比率の開示、金融再生法にもとづく不良債権額の開示に対し、一定の評価を与えたうえで、ディスクロージャーの改善が挙げられた。

具体策としては、

・責任準備金の詳細の開示

・ソルベンシー・マージン比率の詳細の開示

・損益状況の詳細の開示

・代表的な経営指標等の分かりやすい開示

が求められた。

この報告を受け、保険業法施行規則が改正され、保険会社は責任準備金の契約年度別の残高およびソルベンシー・マージン比率の内訳を開示した。

また、予定利率により見込んでいる運用収益が実際の運用収益でまかなえない、いわゆる「逆ざや」の状況については平成５年ごろより生命保険各社が順次任意の開示を行っていたが、業界統一の逆ざや額の算出方法を設定し、比較可能性を確保するとともに、「虎の巻」において詳細な解説を行った。

代表的な経営指標等についても、「ディスクロージャー要綱様式モデル」において、わかりやすい解説を加えることを定め、ディスクロージャー誌の利用者の便に供することとした。

【平成15年３月期】

平成15年３月期業績の開示に際しては、個人変額年金保険の状況（資産残高および保有契約高）を個人変額保険と区分して開示した。

個人変額年金保険は、資産運用の成果を年金の額に反映させる商品として平成11年より販売してきたが、平成14年10月に個人年金保険の銀行窓口販売が解禁されたことで新契約件数が大幅に伸びたため、個人変額年金保険についての業績を開示した。

また、平成15年４月に保険業法施行規則別紙様式が改正され、業務報告書において、継続企業の前提（ゴーイング・コンサーン）に疑義があると認められる場合、その内容等について記載を行うことが規定された。

背景としては、平成14年１月に企業会計審議会より「監査基準の改訂に関する意見書」が公表され、継続企業の前提に関して監査人が検討を行い、適切な開示がなされていない場合には、限定付適正意見を表明するかまたは意見を表明しないことなどが規定され、保険業法施行規則が改正されたことが挙げられる。

【平成16年３月期】

平成16年３月期業績の開示に際しては、個人変額年金保険について、資産の内訳や運用収支状況について開示するなど、個人変額年金保険の状況の開示の充実を図り、個人変額年金保険の契約高の増加に対応した。

【平成17年３月期】

平成17年３月期業績の開示に際しては、保有ベースの医療保障・生前給付保障等の年換算保険料、異動状況の推移について開示した。

年換算保険料は、さまざまな保険料の支払い方の違いを調整し、契約期間中に平均して支払うと仮定した場合に、生命保険会社が保険契約から１年間にどのくらいの保険料収入を得ているかを示したものである。

死亡保障の商品を中心に販売されている場合には、死亡保障金額の合計額である契約高は比較のための指標として有効であった。しかし、現在では販売商品もさまざまで、生存中のリスクに対し保障する商品も多く販売されており、これらの商品は死亡保障金額が小さい、あるいはないため、契約高だけで業績を判断することは適切ではない場合があった。

そこで、契約高を補完する指標として年換算保険料が導入され、平成17年３月期の業績開示に際して、これらの年換算保険料について業界で自主開示した。

また、異動状況の推移は、個人保険や団体保険の増加および減少の要因を示したものであるが、本項目については、社会の関心が大きく、生命保険各社においても開示していたことから、業界基準に組み込むこととした。

なお、保険業法が改正され、平成16年度上半期より、これまでに自主的に行っていた上半期報告に加え、金融庁に対し中間業務報告書を提出することとなり、その内容は上半期報告に反映されることとなった。

【平成18年３月期】

平成18年３月期業績の開示に際しては、新たに個人保険、個人年金保険およびその合計の保有契約、新契約分について年換算保険料を自主開示した。これは、年換算保険料の開示の拡充について、生命保険各社がシステムの整備を確保したことによるものであった。

また、生命保険各社は、有価証券報告書またはディスクロージャー誌に「代表者が連結財務諸表の適正性、および連結財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認している旨」を表記した。これは、平成16年12月に公表された「金融改革プログラム」において「財務諸表の正確性、内部監査の有効性についての経営者責任の明確化」が掲げられたことによるものであった。

なお、東京証券取引所においても、平成17年１月１日以降に終了する事業年度または中間会計期間に係る有価証券報告書・半期報告書について、当該有価証券の発行者の代表者が不実の記載がないとの認識およびその理由を記載した書面（「有価証券報告書等の適正性に関する確認

書」）の提出が求められ、公衆の縦覧に供した。

【平成19年３月期】

平成18年５月に会社法が施行されたことにともない、生命保険会社では平成19年３月期業績の開示においても所要の変更を行った。

会社法施行にともなう主な変更点は、以下の内容であった。

・基金等（株主資本等）変動計算書

・貸借対照表中、「純資産の部」の新設（従来の「資本の部」は廃止）

・「不動産」「動産」を「有形固定資産」に変更

・株式会社における「利益処分案」の廃止

会社法において、株式会社は株主総会または取締役会の決議によって剰余金の配当をいつでも決定でき、また株主資本の計数をいつでも変動させることが可能になったため、貸借対照表や損益計算書だけでは、資本金、準備金および剰余金の数値の連続性を把握することが困難になった。したがって、株主資本等の変動事由ごとに変動数値を記載し、数値の連続性を把握することを目的として、株主資本等変動計算書は導入された。相互会社についても、会社法の施行にともない、保険業法施行規則が改正され、基金等変動計算書を作成した。

なお、保険業法施行規則が改正されたことを受け、第三分野保険については、医療、がん、介護等の区分ごとに保険料に対する保険金等の支出の状況を開示した。

【平成20年３月期】

平成20年３月期業績の開示に際しては、保険業法施行規則が改正され、第三分野保険の「ストレステスト」「負債十分性テスト」の実施状況等を開示した。

ディスクロージャーの解説の充実

当協会では、消費者等にディスクロージャー誌の内容をより正確に理解してもらうために、平成11年より「生命保険会社のディスクロージャー～虎の巻」を作成し、適宜改訂を行っている。

平成17年版の作成に際しては全面改訂を行い、従来のＱ＆Ａ方式による説明から、ディスクロージャーにおける重要項目について説明する体裁に変更し、読者がディスクロージャーについて、より体系的に理解できるよう努めた。

また、当協会ホームページにおいても、Ｑ＆Ａや用語解説のコーナーを設置し、生命保険会社のディスクロージャーについて、正しい理解の促進に努めている。

ディスクロージャー資料へのアクセス利便性の向上

当協会では、ディスクロージャーの充実やその理解の促進に加え、ディスクロージャー資料へのアクセスの利便性向上に向けた努力を行っている。

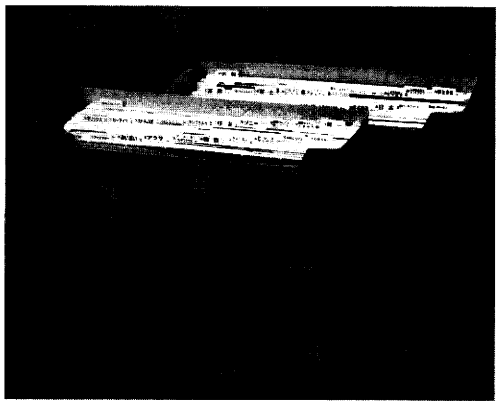

平成13年12月より、当協会ホームページにおいて生命保険各社の決算情報および上半期情報を、平成20年8月からは四半期情報を掲載している。このほか、生命保険各社のディスクロージャー誌をファイルボックスにまとめて「『生命保険のディスクロージャー誌』ファイル」として各地の消費生活センター等に配布するなど、ディスクロージャー情報へのアクセス利便性の一層の向上に努めている。

四半期開示への対応

保険業法施行規則が改正され、平成20年度より保険会社および保険持株会社に対し四半期開示に関する努力義務が課されたことを受け、決算発表および上半期報告と同様、四半期情報を開示する際の最低限の開示項目を定めた「四半期報告モデル」を平成20年6月に作成した。

2．広報活動

協会の広報活動をめぐる環境

生命保険事業を取り巻く環境の変化にともない、当協会の広報活動も大きく変化した。

そのなかで、当協会では業界からのPR活動のほか、業界外の意見に耳を傾け、当協会や生命保険各社の業務改善に活かす広聴機能にも重点を置き、消費者団体や報道関係者との双方向のコミュニケーションを図るため、懇談会の開催を積極的に行うなどの施策を行った。

一方、媒体広報活動等に関しては、生命保険業界における経営環境が厳しくなるなかで当協会の業務の効率化、意見表明・情報発信等の中核機能の強化が求められた。

生命保険懇談会

全国各地の消費者の声を幅広く吸収し、また積極的な情報提供を通じてより多くの人に生命保険事業に関する理解を深めてもらう場として、消費者行政・団体および報道関係者を対象とした地方協会主催の生命保険懇談会を継続的に実施している。

平成8（1996）年度以降については、すべての地方協会が生命保険懇談会を開催しており、各地における消費者や報道関係者等とのコミュニケーションの場として定着してきた。

地方協会主催「生命保険懇談会」開催状況

	開催協会数	開催回数		
			消費者行政・団体	報道関係者
平成10年度	54協会	90回	49回	41回
11年度	54	94	51	43
12年度	54	96	51	45
13年度	54	100	53	47

14年度	54	99	54	45
15年度	54	97	52	45
16年度	54	99	53	46
17年度	54	99	53	46
18年度	54	98	54	44
19年度	54	98	54	44

消費者（関連）団体等との意見交換

ここ10年の間に、消費者基本法や消費者契約法等の消費者関連法が整備され、「保護」から「自立支援」へと消費者政策は大きく転換することになった。特に、平成19年より施行された消費者団体訴訟制度や裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律により、消費者団体や個々の消費者自らが消費者問題に主体的に取り組む手段が広がり、事業者側もまた今まで以上に消費者の声に耳を傾け、積極的に経営に反映していくことが求められることとなった。

当協会では、消費者の目線から生命保険業界に対する忌憚のない意見や要望を聞き、また生命保険事業の現況を丁寧に説明するなかで、率直かつ活発な意見交換を行う場として、主要消費者（関連）団体等との懇談会を平成６年度より開催してきた。また、消費者行政・団体等で日常的に消費者からの相談を受けている相談員（消費生活専門相談員・消費生活コンサルタント・消費生活アドバイザーなどの有資格者を含む）を中心に構成されている消費者団体を中心として、さまざまな団体とつながりを広げ、適宜懇談会を実施してきた。その他にも各団体を随時訪問し、業界をめぐる最新の状況を説明するとともに、意見交換等を通じて率直な考えなどを収集してきた。

また、平成10年度よりファイナンシャルプランナー（FP）とも情報交換会・勉強会を開催し、時宜に適った論点を解説するとともに、関係の強化に努めてきた。

なお、平成19年度に懇談した団体は以下のとおりであった。

６月　全国消費生活相談員協会（全相協）中部支部
　　日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会（NACS）本部
９月　全相協関西支部
　　大阪消費者友の会
　　NACS西日本支部
10月　全相協金融サービス研究会
12月　全相協九州支部
１月　全相協北海道支部
２月　全相協関東支部
　　NACS消費者相談室
　　東京都地域婦人団体連盟
　　千葉県消費生活相談員の会

全相協本部
国民生活センター
3月　主要消費者団体（主婦連合会、消費科学連合会、全国消費者団体連絡会、日本消費者協会）
消費者情報ネット
埼玉県消費生活コンサルタントの会
全相協東北支部

こうした懇談会や消費者関連団体との意見交換等において寄せられた業界に対する意見・要望は、当協会の各部会にフィードバックし、当協会の活動や生命保険各社の業務改善に活かしている。

また、平成18年度より、「消費者の声」事務局における問題分析等に活用することとした。

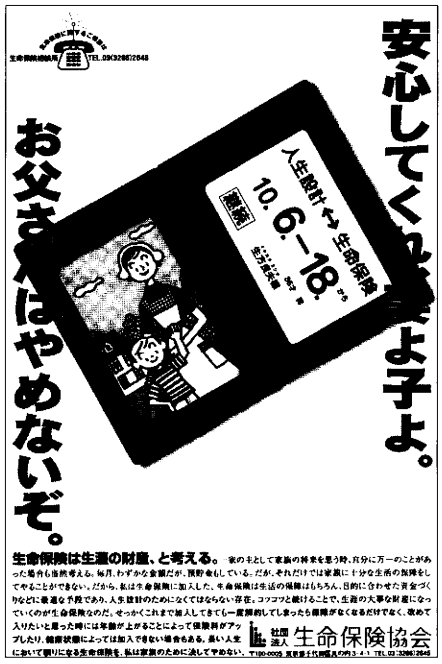

媒体広報活動

当協会においては、生命保険業界を取り巻く厳しい経営環境を踏まえ、以前より効率的な媒体広報活動を行ってきたが、業務の見直しにともない大幅な収束を行った。また、消費者の求める情報が多様化するなか、より効率性を高める観点から、平成16年度以降は生命保険業界の意見表明等を行うものに限定し、その他の媒体広報活動については収束した。

【新聞・雑誌広告】

平成10年度以降の新聞広告としては、保険金・年金・給付金の支払総額等のPR、アンケートの告知、営業職員・代理店の役割のPR、税制改正要望PR、ホームページのPR、11月「生命保険の月」キャンペーンについての広告などを実施したほか、日本経済新聞および読売新聞に生命保険に関する解説広告を出稿した。

また、生命保険会社の破綻が続発したことで、消費者の信頼が低下し、営業現場にも影響を与えたことを受け、生命保険業界や当協会の取組みに関するPRを行い、消費者の不信感を払拭することによって営業現場を支援した。また、一部のマスコミの誤解を招く報道に対しては、新聞や雑誌に広告を出稿し、問題点を明確にしたうえで正しい解説を行い、生命保険に対する正しい理解の普及に努めた。

平成19年4月には、保険金等の支払問題を受け、生命保険各社の金融庁への報告にあわせて、「生命保険会社・生命保険協会からのおわびとお知らせ」として、業界の取組みについて新聞広告を出稿した。

新聞・雑誌広告については、前述のとおり、原則として税制改正要望等、生命保険業界の意見表明等を行うものに限定して継続することとした。

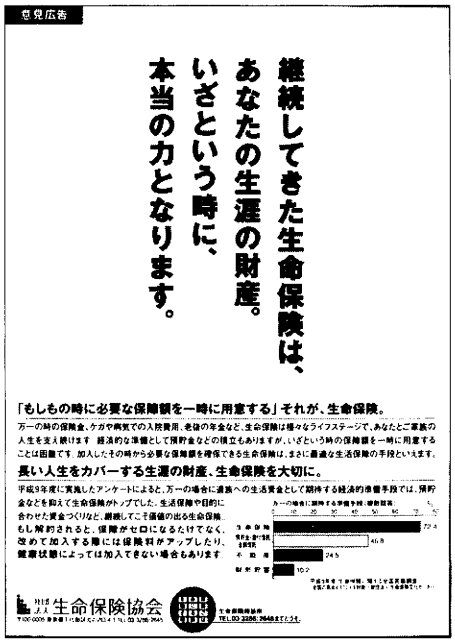

【テレビパブリシティ】

平成10年12月から平成11年３月まで「スカイパーフェクTV」で資産運用情報専門チャンネルを放送する「インベステーション」において「ご契約のしおり」の内容についてわかりやすく説明した番組「Mr.生保のよくわかる『ご契約のしおり』」を放送していたが、平成10年度をもって収束した。

【ラジオパブリシティ】

平成７年４月16日から、全時間帯において高聴取率を獲得していた当協会提供のオリジナルラジオ番組「生命保険なるほど教室」（TBSラジオ）の放送を通じて、主に生命保険の仕組みや手続等において注意すべき点に関する説明を行っていたが、平成16年３月28日の放送をもって収束した。

【その他】

11月「生命保険の月」キャンペーンでは、生命保険各社本支社の店頭や当協会地方事務室におけるポスターの掲示や、首都圏・関西圏の主要路線で電車の中吊り広告を実施したが、これらの活動は、平成16年度の「生命保険の月」キャンペーンの収束にともない、活動を終了した。

生命保険協会の媒体広報活動状況

	新聞広告	ラジオ	テレビ	その他
平成10年度	生命保険なるほどガイド（生命保険相談室PR） 生命保険料控除に関するアンケート・税制要望等	生命保険なるほど教室（週１回放送）	Mr.生保のよくわかる『ご契約のしおり』	生保月キャンペーン 生命保険契約者保護機構（雑誌広告）
11年度	生命保険なるほどガイド（生命保険の役割PR） 生命保険料控除制度に関する署名活動・要望等	生命保険なるほど教室（週１回放送）	—	生保月キャンペーン
12年度	生命保険なるほどガイド（生命保険の信頼回復） 生命保険料控除制度に関する署名活動・要望等	生命保険なるほど教室（週１回放送）	—	生保月キャンペーン 生命保険の信頼回復（雑誌広告）
13年度	生命保険なるほどガイド（保険金等支払総額） 生命保険料控除制度に関する署名活動・要望等	生命保険なるほど教室（週１回放送）	—	生保月キャンペーン
14年度	生命保険なるほど通信（解約防止） 生命保険料控除制度に関する協会長対談等	生命保険なるほど教室（週１回放送）	—	生保月キャンペーン

15年度	生命保険なるほど通信 生命保険料控除制度に関する署名活動・要望等	生命保険なるほど教室 （週１回放送）	—	生保月キャンペーン
16年度	生命保険料控除制度に関するアンケート・要望 新潟県中越地震お見舞い	—	—	メールマガジン広告 （アンケート告知）
17年度	生命保険料控除制度に関するアンケート・要望	—	—	メールマガジン広告 （アンケート告知）
18年度	生命保険料控除制度に関するアンケート・要望	—	—	ホームページにアンケート結果掲載
19年度	各社・協会からのおわびとお知らせ 生命保険料控除制度に関するアンケート・要望	—	—	ホームページにアンケート結果掲載
20年度	生命保険料控除制度に関するアンケート	—	—	ホームページにアンケート結果掲載

（注）「生命保険なるほどガイド」は日本経済新聞、「生命保険なるほど通信」は読売新聞に出稿した生命保険の解説広告

生命保険の保障の重要性を訴える新聞広告

11月「生命保険の月」キャンペーン

生命保険業界では、昭和22年以降毎年11月を「生命保険の月」と定め、さまざまなキャンペーンを行ってきた。

当協会は、「生命保険の月」にあわせて、生命保険の意義をPRするために、平成６年度より「生命保険と私」というテーマでエッセイを公募した。平成10年度以降のエッセイコンテストの概要は以下のとおりであった。

回	最優秀賞作品	応募総数
平成10年度（第５回）	生活しはじめた息子	2,033
11年度（第６回）	給料明細書	1,425
12年度（第７回）	こころ静かに	2,081
13年度（第８回）	母に言えなかった言葉	1,806
14年度（第９回）	意外なひとこと	1,070
15年度（第10回）	願いを短冊に	1,602

エッセイコンテストに際しては、受賞作品をまとめたエッセイ集を作成したほか、新聞広告やラジオパブリシティを行い、積極的なPRを行った。

また、エッセイコンテスト10回目を記念して、平成15年に、一般の人が10回の最優秀作品のなかから最も気に入った作品を選ぶ「マイベストエッセイコンテスト」を行った。4,587票の投票があり、第８回の「母に言えなかった言葉」が最多の票を獲得した。

11月「生命保険の月」に際しては、エッセイコンテストのほか、前述のポスターの掲載など生命保険への関心を高める活動を行った。「生命保険の月」キャンペーンの収束にともない、エッセイコンテストは平成15年度をもって終了した。

社会貢献活動のPR

・協会本部による社会貢献活動PR

当協会では、平成12年に当協会および生命保険会社の社会貢献活動を紹介する冊子「生命保険会社の社会貢献活動」を発行した。平成15年には、当協会の社会貢献活動に重点を絞って紹介する「生命保険協会の社会貢献活動」に題名を改めて毎年作成している。同冊子では写真や新聞記事などを多く盛り込み、当協会の社会貢献活動を理解しやすくしている。

当協会ホームページにおいても、写真などを掲載しながら社会貢献活動をPRしている。

・地方CR活動を中心とする地方協会のPR支援策

地域社会等との良好な関係づくりのための社会貢献活動（地方CR活動）を中心として、地方協会が諸活動をPRするために地方新聞へ広告を出稿する際の財政支援を行った。平成15年度には42の地方紙に出稿した。

地方協会のPR支援については、平成16年の業務の見直しにともない収束した。

刊行物

当協会では、「生命保険会社のディスクロージャー～虎の巻」のほか「生命保険の動向」「生命保険事業概況CD-ROM」「生命保険協会の社会貢献活動」「生命保険協会SR報告書」といった資料を提供している。

「生命保険の動向」は、生命保険事業を「契約状況」「収支と負債・資本」「資産」といった観点から概観している冊子で、平成16年10月より作成している。

「生命保険事業概況CD-ROM」は平成14年度より作成しているもので、内容としては、「生命保険の動向」のほか、「国際生命保険統計」「生命保険事業概況」を収録しており、国内外の生命保険事業の概況を知ることができる資料となっている。

「生命保険協会SR報告書」「生命保険協会の社会貢献活動」は、当協会の活動内容を説明したもので、生命保険懇談会等において配付している。

また、「LIFE INSURANCE BUSINESS IN JAPAN」を作成し、英文にて当協会の紹介や日本の生命保険事業の説明を行っている。

ホームページ

当協会では、インターネット利用者の増加や情報提供の迅速化の必要性を背景に平成10年7月9日にホームページを開設した。開設当初のコンテンツとしては、ニュースリリース、生命保険事業概況、新聞雑誌広告の紹介、生命保険会社のディスクロージャーの解説（虎の巻）、生命保険の基礎知識、目的に合った保険種類のご案内などであった。その後も、業界の意見や情報を迅速に提供することなどを意識して運営を行ってきた。

平成12年、16年、17年、20年には、生命保険料控除制度についてインターネットによるアンケートを行った。

また、平成13年4月、15年4月にホームページを刷新したことに加え、平成18年3月には、ホームページの体裁を一新するとともに、生命保険相談所・裁定審査会および社会貢献活動に関する情報提供をより充実した。

平成20年7月には、生命保険各社が提供している商品情報へのアクセスルートを構築することにより、消費者が保険商品を選択する初期段階における情報入手方法を拡充し消費者利便性の向上を図ることを目的に開発した「生命保険かんたんナビ」を掲載した。これにより、「保障ニーズ」「保険種類」「保険会社」の三つの項目のいずれかから保険商品の検索を行い、選択した商品について確認することができるようになった。

当協会ホームページでは、英文のページも設置し、生命保険事業の概況や当協会の意見表明などについて情報発信を行い、生命保険事業の国際化に対応している。

その他の広報活動

・記者会見・プレス発表等

当協会では、理事会終了後、生保協会長の定例記者会見を行い、当協会の活動等について説明しているほか、随時プレスリリースや日常的な報道関係者に対する情報提供を通じ、生命保険事業についての正しい理解を促している。

・広報部からの情報提供

当協会では、昭和63年より業界関係者に当協会の取組みや業界の動向等を知らせる「広報

ニュース」を作成していたが、平成15年10月に作成作業の迅速化および発行経費の節減を図るため、紙媒体から電子メールで発信する形式に変更した。その後、業界をめぐる情報の量の拡大およびスピードに対応するため、広報ニュースは平成17年３月31日号をもって廃刊し、当協会における会合や適宜行う情報提供によって代替することとした。

４．生命保険相談活動

１．生命保険相談所の相談受付状況

当協会では、昭和36（1961）年３月から本部に生命保険相談所を開設し、また昭和40年４月から従来の大阪府（当協会関西支部内）に加えて全国の各地方協会に相談を受ける連絡所を設置し、契約者をはじめ広く一般消費者からの生命保険に関する相談・照会・苦情に対応するとともに、苦情・紛争処理のための公正な機関として、生命保険相談所に「裁定委員会」（昭和52年７月、従来の調停委員会を改組）を設け、契約者等の正当な利益保護を図ってきた。

相談・照会・苦情の受付については、平成９年４月の日産生命、平成11年６月の東邦生命、平成12年度の第百生命、大正生命、千代田生命、協栄生命、東京生命の経営破綻の影響により、生命保険相談所への相談・苦情件数は大幅に増加し、平成12年度には３万件を超え、過去最高を記録した。これにともない、生命保険相談所では、受付電話・応接スペースの増設、相談員の増員を行った。

また、平成14年度から平成15年度にかけては、予定利率引下げに関する保険業法改正案が国会に上程・審議される際、マスコミに大きく取り上げられたため、予定利率についての照会が集中した。

平成17年２月には、金融庁から死亡保険金の不適切な不支払いに対する個別会社への行政処分が行われ、マスコミ報道を通じて知った契約者等から、保険金・給付金に関する申出が増加した。その後、同じ会社に２度目の行政処分が行われたため、生命保険相談所への申出件数は高水準で推移した。

平成18年度は、個別会社の配当金支払漏れや保険契約の不正解除問題が発生した。また、損害保険会社での付随的な保険金

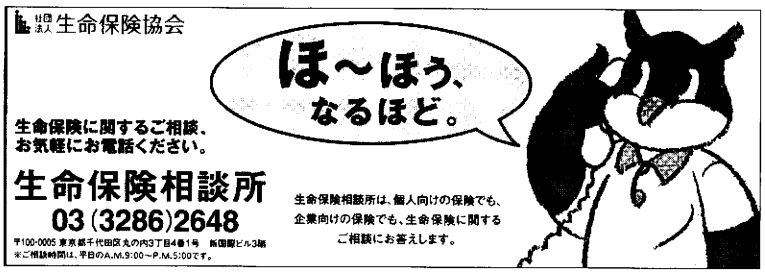

の支払漏れ問題が社会問題となり、これまで支払漏れ事案について自主調査を進めていた生命保険会社に対し、金融庁から保険業法にもとづく保険金等支払状況に関する調査と報告徴求命令が出されるなど、生・損保業界の支払問題が継続する形となり、契約者等からの相談・苦情申出件数は2万件を超えた。

受付件数が大幅に増加した主な要因は以上のとおりであるが、当協会が新聞等に掲載する意見広告に生命保険相談所の連絡先を継続して掲載していること、平成10年7月に当協会のホームページを設け、生命保険相談所の機能について閲覧が可能となっていることもアクセスの増加につながっている。

また、平成16年度からは生命保険相談所において苦情の定義を「受付時に不満足の表明があったもの」と広げ、平成18年度からは各地の連絡所においても同様の取扱いを実施したことにより、これまで一般相談に分類されていたものが苦情に分類されるようになったため、平成16年度以降、苦情に分類される件数が増加している。

平成17年10月には、一連の不適切な不支払問題への対応の一環として金融庁監督局長名で苦情・相談対応体制の強化に向けた検討要請が生保協会長あてに発出されたことを受け、平成18年1月27日の理事会において、生命保険相談所における「苦情・相談対応体制の強化」ならびに「紛争処理機能の強化」の方策について承認した。

平成10年度以降の相談受付状況

	一般相談	苦情	合計	対前年比	本部相談所	連絡所
平成10年度	16,586件	1,391件	17,977件	76.5%	12,412件	5,565件
11年度	25,160	1,917	27,077	150.6	16,664	10,413
12年度	29,425	1,369	30,794	113.7	17,305	13,489
13年度	21,944	787	22,731	73.8	14,227	8,504
14年度	18,203	765	18,968	83.4	11,764	7,204
15年度	20,579	1,020	21,599	113.9	14,325	7,274
16年度	12,966	4,362	17,328	80.2	11,556	5,772
17年度	14,256	6,898	21,154	122.1	14,307	6,847
18年度	11,110	8,908	20,018	94.6	13,651	6,367
19年度	9,989	10,148	20,137	100.6	14,385	5,752

各年度の主な特徴は、以下のとおりである。

	主な特徴
平成10年度	日産生命が破綻した前年度より減少はしたものの、受付件数は高止まりであった。定期保険特約の更新時に保険料が高くなるため見直しを行いたい、生命保険契約が複数あるため整理して保険料を節約したいなど、保障の見直しに関する相談が多く寄せられた。
11年度	東邦生命に対して業務の一部停止命令（11年6月）が出されたことにともない、「生命保険契約者保護機構」など、破綻した東邦生命の契約はどのように補償されるかとの照会が数多く寄せられた。
12年度	第百生命、大正生命、千代田生命、協栄生命、東京生命の破綻に関する相談が多く、受付件数が飛躍的に増加し、3万件を超えた。

13年度	12年度の５社の破綻の影響で、自分が加入している会社は大丈夫かなど「会社の内容等」に関する照会が多く寄せられた。
14年度	会社の経営状況に関する相談、契約見直しの相談、合併等による保険会社名の照会、契約の有無に関する照会が多く寄せられた。
15年度	契約条件の変更（予定利率変更条項等）等を盛り込んだ保険業法改正案が国会に上程･審議されるに際し､マスコミに大きく取り上げられたことによる照会増加、収入の伸び悩み等にともない保険料の負担軽減のための保障見直しに関連する相談が増加した。
16年度	15年度に改正保険業法が国会で成立する際、マスコミが大きく取り上げて報道したことから、第１四半期を中心に予定利率引下げに関する照会が集中した。
17年度	保険金等の不適切な不支払いに対し金融庁から行政処分（17年２月、10月）が個別会社に出されたことから、保険金・給付金に関する相談・苦情が大幅に増加した。また、苦情の定義を拡大したため、これまで一般相談扱いとしていたものが苦情としての取扱いになったこともあり苦情の件数が増えた。
18年度	生命保険会社の配当金の支払漏れ（18年６月）や保険契約の不正解除（同年７月）および金融庁の生命保険会社に対する保険金等支払状況に関する報告命令（19年２月）、損保会社の医療保険の不適切な不支払問題に関するマスコミ報道等を受けて引き続き多くの相談が寄せられた。
19年度	19年４月および10月に、生命保険各社が行った保険金等支払いに関する金融庁報告および記者発表を受け、マスコミが報道を行ったこと等の影響から、引き続き苦情件数が増加した。

２．金融ADRに係る議論と協会の取組み

金融審議会答申と金融トラブル連絡調整協議会

平成12（2000）年６月、金融審議会答申「21世紀を支える金融の新しい枠組みについて」がとりまとめられ、そのなかで「Ⅰ．金融サービスのルールに関する新しい枠組みについて」の項目「３．ルールの実効性の確保と消費者教育」の「(1)金融分野における裁判外紛争処理制度の整備について」において以下のとおり記述された。

（前段省略）

（ニ）以上の結果、将来的な統一的・包括的制度も視野に入れつつ、既存機関の運用面での改善等、現時点で取り得る効果的な方策を早急に実施することが、先ずは重要である。中立・公正な人材活用等、各機関毎のイニシアチブで今後自主的改善が図られるものもあろうが、少なくとも、ワーキング・グループの報告書(注) で提言されているように、

①個別紛争処理における機関間連携の強化、

②苦情・紛争処理手続きの透明化、

③苦情・紛争処理事案のフォローアップ体制の充実、

④苦情・紛争処理実績に関する積極的公表、

⑤広報活動を含む消費者アクセスの改善、

を早期に実施することが望まれる。さらに、

⑥これらの着実な実施を担保するとともに、業態の枠を超えた情報・意見交換等を行い、金融分野における裁判外紛争処理制度の改善につなげるため、金融当局、消費者行政機関、消費者団体、各種自主規制機関・業界団体、弁護士会等の参加する「金融トラブル連絡調

整協議会（仮称）」を設置すべきである。
なお、こうした施策の実現に当たっては、既存の紛争処理機関の自主的努力だけではなく、国や地方自治体の様々な面でのサポートが不可欠であり、行政の積極的なリーダーシップが期待される。

（注）金融審議会第一部会ホールセール・リーテイルに関するワーキンググループ報告「金融分野における裁判外紛争処理制度の整備について」（平成12年６月）

上記答申を受け、金融庁のなかに「金融トラブル連絡調整協議会」が設置され、平成12年９月７日に第１回目の協議会が開催された。協議会委員は消費者行政機関３名、消費者団体３名、業界団体・自主規制機関18名、弁護士会３名、学識経験者４名、金融当局６名の37名で構成され、当協会からは生命保険相談室長が委員として就任した。

当協会は、この金融審議会答申や金融トラブル連絡調整協議会の審議を踏まえ、生命保険相談所の機構改革を行い、これまで紛争処理を行っていた「裁定委員会」の機能を見直し、生命保険相談所長（生保協会長が兼務）からの諮問・相談に応じ、相談所の公正・円滑な運営を図るために勧告・提言等を行う「裁定諮問委員会」に名称を変更し、また、紛争について中立・公正に審理・裁定を行う裁判外紛争解決機関としての「裁定審査会」を新たに設置する内容の生命保険相談所規程の改正案を、平成12年12月15日の理事会において承認し、平成13年４月から実施した。

また、金融トラブル連絡調整協議会の「金融分野の業界団体・自主規制機関における苦情・紛争解決支援モデル」の決定（平成14年４月25日公表）ならびに「銀行等による保険商品窓口販売の対象商品の拡大等」を踏まえ、生命保険相談所規程の見直しを行い、平成14年６月21日に改正した。主な改正点は以下のとおりである。

・目的に「中立」および「透明性」の基本理念を追加
・苦情等の定義を明確化
・取り扱う苦情の範囲を明確化
・苦情等の原因の解明および再発防止を追加
・相談所から相手方会社への必要な措置・勧告を追加
・代理店を相手方会社に追加
・会員企業の責務として「再発防止に努める」を追加
・人材育成について追加
・裁定審査会委員の欠格事由と解任禁止条項を追加

金融トラブル連絡調整協議会の活動は、平成12年度から平成13年度にわたっては「金融分野の業界団体・自主規制機関における苦情・紛争解決支援のモデル」策定の検討を行い、平成14年４月に協議会として確定のうえ、各業界団体等はモデルに沿った対応を行うこととなった。

平成14年度は、モデルのフォローアップ作業を通じて各団体における規則の整備と運用改善を図る取組みが行われ、平成15年度は、機関間連携のあり方を中心とした活動ならびに司法制度改革等、関係する審議会の報告聴取や意見交換が行われた。

平成16年度以降は、各金融団体の改善取組状況のフォロー、苦情紛争事例のケーススタディー、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法案（ADR法）の認証、金融庁金融サービス利用者相談室の設置・受付状況、認定投資者保護団体の認定取得などについて意見交換・検討が行われた。

また、平成20年度には、これまでの8年間の取組みを振り返り、金融ADRの整備に係る今後の課題などについて議論が行われ、平成20年6月24日に「金融分野における裁判外の苦情・紛争解決支援制度（金融ADR）の整備にかかる今後の課題について」（座長メモ）がとりまとめられた。本座長メモでは、同協議会における主な取組みの経緯および金融ADRの現状の問題点を振り返るとともに、今後の金融ADRのあり方についての議論の整理が行われている。なお、同メモのとりまとめに当たり、当協会として、同年6月17日に今後の金融ADRのあり方について意見を表明した。

座長メモの要旨は以下のとおりである。

金融分野における裁判外の苦情・紛争解決支援制度（金融ADR）の整備にかかる今後の課題について（座長メモ）要旨

平成20年６月24日　金融トラブル連絡調整協議会

金融ADRのあり方

○金融ADRの理念

金融ADRは、金融トラブルにおける個別の利用者保護だけでなく、金融取引適正化のルールの実効性確保の仕組みであり、その充実は、金融取引への消費者の信頼を高め、金融・資本市場の健全な発展にも資する。

金融ADRは、①業界横断的機能、②苦情・紛争解決の一連の手続、③中立・公正性、透明性、秘密性、迅速性、低廉性という手続の質、の３要素の実現が重要。

○運営主体

金融の専門性の観点から、業界団体等で蓄積する知識・経験や人材を使うべきであり、民間が金融ADRの運営主体となるべきとの意見が多数。

○中立性・公正性の確保

紛争解決支援に従事する者、相談対応や苦情解決支援に従事する者に、中立・公正に権限を行使できる立場が確保されるべきとの意見が、消費者団体、弁護士会、学識経験者委員の大勢。

金融ADRは、独立採算制の委員会による運営とし、組織の手続の透明性を高めるなど、その独立性・透明性が明らかとなるような組織構築が必要であるとの意見が、消費者団体、弁護

士会、学識経験者委員の大勢。

他方、業界団体等委員からは、業者に対しても中立・公正であることが必要との意見。

○実効性の確保

・自主規制機関化

消費者団体、弁護士会委員から、業法上の自主規制機関化により、柔軟・迅速に拘束力ある自主規制規則を積み上げ、苦情・紛争解決に際し考慮するルールとできる、また、紛争解決を通じ、販売方法等の改善策の検討ができるとの意見。

他方、業法上の自主規制機関化が直ちにADR機能の強化につながるか疑問との意見、業法上の自主規制機関化以外に、例えば、任意団体での申合せや、ADR機能の法制化等により、金融ADRの実効性を確保できるとの意見が、業界団体等委員等の多数であり、弁護士会、学識経験者委員にも同様の意見。

・金融ADR機関の認定

金融ADR機関に一定の水準を確保するため、金融庁等の行政が、認定することとし、中立性・公正性確保のための体制、金融の専門的知見を有する手続実施者の選任体制、実効性ある解決のための手続規則などを要件としてはどうかとの意見が、消費者団体、弁護士会、学識経験者委員の大勢。

・金融ADR機関との契約締結義務付け

業者に、上記認定金融ADR機関との契約締結を免許等の要件として義務付け、さらに手続応諾義務、誠実交渉義務、結果尊重義務が課され、また、アクセスの容易性への配慮がされるべきとの意見が、消費者団体、弁護士会、学識経験者委員の大勢。

○統一化・包括化

将来的には統一的・包括的な第三者型機関を設置等することが望ましいが、解決すべき課題も多く、慎重な検討が必要であり、各金融ADRの組織や運営の水準を引き上げるなど標準化を図り、連携を強化しつつ、中長期的に検討していくべきとの意見が多数。

○今後の方向性

金融ADR機関に一定の水準・要件を確保等するための法的整備が必要であるとの意見が、消費者団体、弁護士会、学識経験者委員の大勢。

業者の、一定の水準・要件を満たす金融ADR機関における手続応諾義務、誠実交渉義務、結果尊重義務を、法的に担保することが必要との意見が、消費者団体、弁護士会、学識経験者委員の大勢。

他方、業界団体等委員からは、自主的取組みの結果、金融ADRの公正性・中立性、業者の手続応諾等が確保されてきており、自主的な取組みを強化していくことでよいとの意見が多数。

おわりに

本座長メモが遅滞なく、業界団体等において、今後の金融ADR改善の取組みに活かされるとともに、政府において、今後の金融ADRの改善に向けた具体的な検討に活かされることを期待。

以　上

なお、同年９月17日からは、「金融トラブル連絡調整協議会　苦情・紛争解決支援のモデルに

関するワーキンググループ」が開催され、「金融分野の業界団体・自主規制機関による苦情・紛争解決支援のモデル」の改正について検討が開始され、12月24日に開催された金融トラブル連絡調整協議会において、ワーキンググループ改正案が報告された。

金融審議会金融分科会第一部会・第二部会合同会合

平成20年の金融商品取引法改正案の国会審議において、ADRのさらなる拡充に関する附帯決議が衆参両院でなされたこと等を受け、金融審議会金融分科会第一部会・第二部会合同会合において、金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR）について、審議されることとなった。本合同会合では、平成20年11月より、計3回にわたり、業界団体からの意見聴取、論点整理等の審議が行われた。

当協会としては、意見聴取に対して同年11月5日の合同会合において「金融ADRについては、各業界団体にて自主的取組みを促進し、金融業界全体の態勢を標準化することが重要である」旨の意見を述べている。

こうした審議結果を踏まえ、同年12月17日に合同会合報告「金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR）のあり方について」がとりまとめられた。本報告では、金融ADRを改善・充実し、苦情・紛争解決における利用者の信頼感・納得感を高め、金融商品・サービスに関する利用者の信頼性の向上を図る観点から、公正・中立でかつ実効性のある金融ADRの法的枠組みを設けることが望ましいとの提言がなされた。

同報告の要旨は以下のとおりである。

- 横断的・包括的な金融ADR機関の設置は将来的な課題として位置付け、業界団体・自主規制機関等による苦情・紛争解決の自主的な取組みを活用。
- 金融ADRの実施体制・能力等を有する者について行政庁が確認（指定等）を行うことにより、金融ADR機関の中立性・公正性を確保することが適当。
- 金融ADR機関相互の連携の強化に加え、利用者利便の向上のため、振分けを行う窓口の共通化について実務上検討が必要。
- 業態において金融ADR機関が設立されている場合には、紛争解決にあたって、金融機関に金融ADR機関に対する手続応諾義務、事情説明・資料提出義務、結果尊重義務等を課すことが適当。
- 業態において金融ADR機関が設立されていない場合には、金融機関に苦情・紛争解決に関する一定の義務を課すことが適当。
- 金融ADRの中立性・公正性及び実効性を確保するため、金融機関及び金融ADR機関に対する行政庁の関与等が必要。
- 実効性のある金融ADR制度を構築するため、金融商品・サービスの内容、相談・苦情等の状況、利用者の状況、業態における金融機関数又は業界における苦情・紛争解決への取組状況等の業態の実態を十分に踏まえる必要。

・金融ADRの改善・発展のため、今後も、金融トラブル連絡調整協議会は、推進役として重要な役割を果たしていく必要。

（出典：金融庁ホームページ）

3．裁定諮問委員会の設置

平成13（2001）年4月の生命保険相談所の機構改革により生命保険相談所および裁定審査会の中立性・公平性を確保するため、運営状況のチェック等を行う機関として「裁定諮問委員会」を設置した。

「裁定諮問委員会」は年2回開催され、学者、弁護士、医師、消費者団体関係者の学識経験者および協会常勤役員からなる5名の委員で構成し、生命保険相談所長（生保協会長が兼務）からの諮問・相談に応じ、相談所の業務の公正・円滑な運営を図るため、必要に応じ勧告、提言等を行い、生命保険相談室から生命保険各社への伝達を行っている。

その他、生命保険相談所における相談・苦情の受付状況ならびに裁定審査会から具体的事案にもとづき解決に向けての考え方等について説明を行い、諮問委員から種々意見・指摘を受けている。

裁定諮問委員会発足時から平成21年3月までの委員は以下のとおりである。

氏　名	所　属	任　期
○議長　落合誠一	東京大学法学部名誉教授 中央大学法科大学院教授（平成19年4月～）	平成13年4月～
○　杉本恒明	関東中央病院名誉院長	13年4月～
岩田廣一	岩田法律事務所弁護士	13年4月～15年3月
吉岡初子	主婦連合会会長	13年4月～17年3月
上田公一	生命保険協会副会長	13年4月～16年5月
○　加藤義樹	加藤法律事務所弁護士	15年4月～
神田敏子	全国消費者団体連絡会事務局長	17年4月～20年7月
諏訪　茂	生命保険協会専務理事	16年6月～17年7月
西岡忠夫	生命保険協会副会長	17年7月～20年7月
○　大河内美保	主婦連合会副会長	20年7月～
○　小泉宇幸	生命保険協会副会長	20年7月～

（注）○印は平成20年度現在の委員

4．裁定審査会の設置

平成13（2001）年4月1日、和解案の策定などを行う「裁定審査会」を新たに設置した。裁定審査会の概要は以下のとおりである。

〔裁定審査会の概要〕

(1) 裁定審査会の利用

生命保険相談所が個人の生命保険契約に関する苦情の申出を受け、生命保険会社への解決依頼や和解の斡旋などを行ったにもかかわらず、原則として１ヵ月を経過しても問題が解決しない場合に利用できる。ただし、次のような場合には裁定は行わない。

①生命保険契約に関するものでないとき

②保険契約者等による申立てでないとき

③訴訟や民事調停が進行中もしくは終了した事案

④不当な目的でみだりに裁定の申立てをしたと認められるとき

⑤生命保険会社の経営方針や職員個人に係わる事項、事実認定が著しく困難な事項など、申立ての内容がその性質上裁定を行うに適当でないと認められるとき

(2) 裁定審査会の構成

裁定審査会は、弁護士（２名）、消費生活相談員（２名）、生命保険相談所の職員（１名、生命保険相談室長）の計５名で構成。(注)

(3) 裁定の方法

裁定の申立を行う場合には、所定の「裁定申立書」に記入して、裁定審査会に提出する。裁定審査会において適格性の審査が行われ、裁定申立が受理された場合、裁定審査会は相手方生保会社に答弁書の提出を求め必要に応じ、当事者双方から事情聴取を行う。

(4) 裁定の結果

裁定審査会は和解が成立するように努めても解決しない場合に、公正な立場から和解案を提示し、当事者双方に受諾を勧告する。当該生命保険会社は、和解案を尊重しなければならない。

(5) 裁定に係る費用

裁定に係る費用は無料。ただし、裁定審査会に出席する場合の交通費、その他の手続費用などは、各自負担。

(注) 紛争処理機能の強化策の一環として、平成18年４月から委員を２名増員（弁護士委員、消費生活相談員委員を１名ずつ増員）し、７名体制とした。

なお、平成13年度設置後の裁定審査会における審理事案の内容および審理結果等は以下のとおりである。

受理年度別の申立内容の推移

申立内容	平成13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	合計
給付金請求（災害・入院・手術等）	1件	2	4	11	11	7	6	42
契約取消もしくは契約無効請求	1	6	6	2	9	7	13	44
保険金請求（死亡・災害・高度障害）	1	3	1	5	4	3	7	24
配当金（買増保険金・年金等）請求	－	－	1	2	4	1	4	12
契約者貸付無効請求	1	－	－	－	3	－	1	5
銀行窓口販売における契約無効請求	－	－	－	－	2	－	－	2
解約取消請求	－	1	－	1	－	－	－	2
その他	－	2	3	2	－	2	5	14
合　計	4	14	15	23	33	20	36	145

受理年度別の申立内容の推移

審理結果等	平成13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	合計
和解が成立したもの	2件	4	2	8	14	3	1	34
申立てに理由なしとして裁定書をもって終了したもの	1	4	7	9	11	10	8	50
相手方会社から裁判等により解決を図りたい旨届出があり、審理の結果、裁定不開始となったもの	1	5	2	5	3	0	0	16
申立人から裁定申立てが取り下げられたもの	0	0	3	0	3	2	1	9
裁定打切りとなったもの	0	1	1	1	2	1	2	8
審理継続中のもの	0	0	0	0	0	4	24	28
合　計	4	14	15	23	33	20	36	145

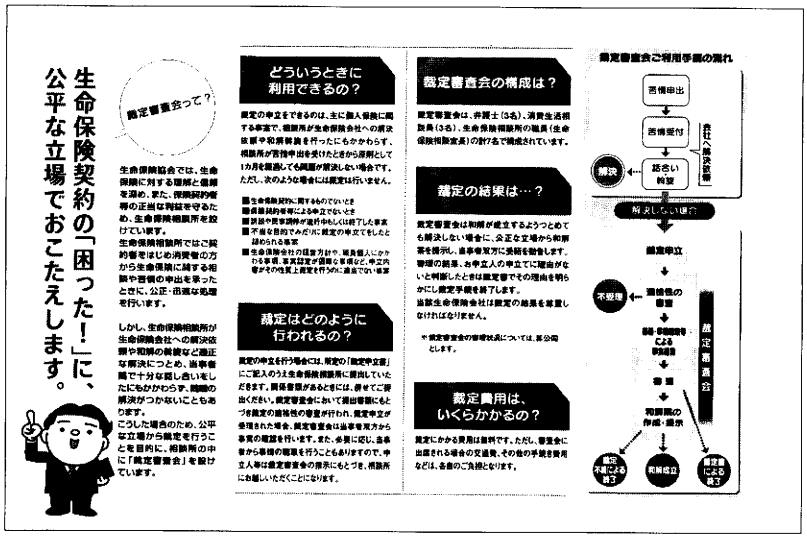

第５章　適切な保険金等の支払管理態勢の確立のための取組み

１．正しい告知を受けるための取組み

１．本件の経緯

平成17年２月、「告知義務違反」を理由に死亡保険金や給付金が不支払いとなった事例について、保険契約者などから苦情が多く寄せられている状況にあったことから、告知に関する以下の３点について検討を行い、業界自主ガイドラインの策定等を図るよう金融庁から当協会に対し要請がなされた（平成17年２月25日付・金融庁監督局長名、生保協会長宛文書「正しい告知を受けるための保険募集時の説明等のあり方等について」）。

①保険契約者・被保険者から正しい告知を受けるための保険募集時の説明等のあり方（モラルリスク対策の強化のための方策を含む）

②告知義務違反に詐欺を適用する類型の明確化及び詐欺の適用の運用にあたり留意すべき事項の整理

③正しい告知を行う保険契約者・被保険者が、不当に排除されないような商品のあり方

この要請を受け、業務委員会・契約サービス委員会・企業保険委員会の３委員会において検討を行い、「正しい告知を受けるための対応に関するガイドライン」および「告知義務違反に詐欺無効規定を適用するにあたっての留意点」という二つのガイドラインをとりまとめた。なお、本件の検討に当たっては、外部の有識者の意見を参考とした。

「正しい告知を受けるための対応に関するガイドライン」については、平成17（2005）年６月30日付で公表したが、「告知義務違反に詐欺無効規定を適用するにあたっての留意点」については、公表した場合には、支払基準を一部開示することにつながり、モラルリスクを誘発する懸念があるため、非公表とした。

その後、同年７月15日の理事会において、本ガイドラインの内容について報告するとともに、会員各社は、本ガイドラインを参考として、保険契約者・被保険者からの正しい告知の受領の促進を図り、適切に保険金支払いが行われるよう、募集・引受・支払査定態勢を万全に整えることとした。また、その態勢を実効的なものとするためには、経営層から募集人に至るまで「コンプライアンスにもとづく営業活動が重要であること」を十分に認識し、徹底を図ることが必要であるため、今後とも会社全体として真摯にコンプライアンスに取り組んでいくことを会員各社において確認した。

２．「正しい告知を受けるための対応に関するガイドライン」

本ガイドラインは、「正しい告知の受領の促進を図る」ことを目的として、会員各社の対応に

おける参考となるよう策定したものである。

本ガイドラインは拘束力を有するものではないが、会員各社においては、自己責任にもとづく対応を前提として、関係法令に則り、本ガイドラインの内容も参考としつつ、商品の特性や事務形態等に応じた適正な対応を確保するよう努めることとした。

本ガイドラインでは、まず、「正しい告知」が受けられない原因について整理し、「保険会社の問題」と「お客さま側の問題」に大別したうえで、そのなかで類型化した原因別に対応策をとりまとめた。本ガイドラインの概要は以下のとおりである。

1．本ガイドライン策定の目的

生命保険会社がお客さまから正しい告知を受けられない原因を踏まえ、その対応策として、募集および告知の段階で、お客さまに正しい告知をしていただくために認識していただくべき事項を整理し、募集用資料および告知書等への記載例、募集時の説明のあり方および生命保険募集人への教育内容などを定めることにより、正しい告知の受領の促進を図る。

2．「正しい告知」が受けられない原因とその対応策

原　因			対応策	具体対応例
保険会社の問題	1.告知制度の周知に関する問題	・告知の重要性の周知不十分による不告知 ・乗換・転換時の告知義務周知不十分による不告知	○告知の重要性の更なる周知 ○乗換・転換時の告知義務の更なる周知	○募集人への教育の徹底 ○以下の事項について、募集・告知時の諸ツールへの記載・説明 －告知の重要性 －募集人に告知受領権がないこと －特別条件付での引受制度、引受範囲を拡大した商品があること －正しく告知しなかった場合のデメリット等 ○お客さまからの直接照会窓口の設定 ○告知書の写しの交付 ○告知書記入例、告知対象外事象等の記載
	2.告知の仕方に関する問題	・募集人に話したことをもって告知したと誤認 ・告知書がわかりにくいことからの告知対象外との誤認 ・軽微な疾患・事象のため告知対象外との誤認	○告知受領権についての更なる周知 ○わかりやすい告知書の作成 ○告知サポート資料の作成・説明	
	3.傷病歴等の告知に関する問題	・傷病歴等があれば全く保険加入不可への不安からの不告知 ・募集人に知られたくないことによる不告知	○傷病歴等がある方でも引受可能なケースがあることの更なる周知 ○告知環境の整備と告知状況のチェック	
	4.募集時の問題	・募集人の故意による不告知教唆 ・知識不足・認識不足による誤説明 ・お客さまと募集人との認識不一致（「言った、言わない」の問題）	○募集人への更なる教育等 ○告知環境の整備と告知状況のチェック ○告知サポート資料の作成・説明 ○告知受領権についての更なる周知	
5．お客さま側の問題		・２年経過後は解除できないことを見越した不告知 ・保険金等の不正取得目的の不告知	○正しく告知されない場合のデメリットの更なる周知 ○契約確認・保険金給付金確認の更なる周知	

また、「告知」の関連として、以下のような告知がないまたは限定的な告知としている商品についても対応策が必要と考えられる。

無選択型・選択緩和型保険等に関する留意点	・無選択型・選択緩和型保険等の留意点の周知不足	○無選択型・選択緩和型保険等の留意点の更なる周知	

なお、団体保険においても、その商品特性に応じ、本ガイドラインに準じた対応策を講じていくことが必要と考えられる。

本ガイドラインについては、その後適宜見直しを実施し、以下のとおり改正を行った。

ガイドラインの改正状況

項目	改正時期	改正内容等
適切な保険金等の支払管理態勢の確立に向けたガイドラインの見直し	平成19年６月12日	・利用者保護の態勢整備をより一層推進していく観点から、自主ガイドラインについて、より充実する方向で検討を実施 ・お客さまが正しい告知をしやすい環境の整備の更なる推進を図るため、「正しい告知を受けるための具体策」の「告知の重要性の更なる周知」等各項目について追記または変更を実施
国民生活センターおよび厚生労働省からの情報提供を踏まえた対応（団体保険における取扱）	20年５月29日	・国民生活センターからの「住宅ローン借り換え時の団体信用生命保険加入トラブルに関する情報提供を踏まえ、「『借り換え融資』の場合の告知に関する重要事項を認識いただくための対応」「金融機関（保険契約者）による説明を助けるための対応」に関する記載を充実 ・厚生労働省からのウイルス性肝炎に関する情報提供を踏まえ、「きめ細かな査定対応」「最新の医学的情報を収集し、加入査定への活用に努める」旨を記載（追加）

３．「告知義務違反に詐欺無効規定を適用するにあたっての留意点（非公表）」

本ガイドラインは、告知義務違反への詐欺無効規定の適用に関し、慎重な立場を維持しつつ、詐欺無効規定の適用が妥当と考えられる類型と適用するに当たっての留意点等をとりまとめたものである。

また、本ガイドラインにおいては、詐欺無効規定の適用が適正に行われるよう、適用判断に当たって態勢面で留意すべき点や、募集時・適用時における顧客説明のあり方についても整理した。

２．適切な保険金等の支払管理態勢の確立のための取組み

保険金等の受取人から請求があった場合に迅速かつ適切に保険金等の支払いを行うことは、保険会社としての基本的な役割を果たし、健全な生命保険事業を運営していくうえで必要不可欠な機能である。

しかしながら、本来支払われるべき保険金等が支払われなかった事例が認められる等、生命保険事業の信頼を損なう事象が発生したことから、業界として再発防止のための取組みを行う

こととし、平成17（2005）年度よりその検討に着手していたが、その後、保険金等支払全般に関して、迅速かつ適切な支払管理態勢の確立および保険契約者等の保護に十全を期するための方策に関連する以下の３点について検討し、業界自主ガイドラインの策定、当協会の体制整備の具体策の作成等を図るよう、金融庁から当協会に対し要請がなされた（平成17年10月28日付・金融庁監督局長名、生保協会長宛文書「適切な保険金等の支払管理態勢の確立のあり方等について」）。

①保険約款その他の支払判断に関する事項に照らし、保険金等の支払いを決定するにあたり留意すべき事項の整理（保険契約者または保険金等の受取人から請求があった場合及び不払いの場合におけるわかりやすい説明並びに通知のための方策（不払いとなる具体的事例の整理を含む。）及び不払いに係る苦情対応並びに紛争処理のあり方を含む）

②生命保険協会における苦情・相談対応体制の強化のための方策

③生命保険協会における保険金等の不払いに関する紛争処理機能の強化のための方策

金融庁からの要請等を踏まえ、平成17年11月18日の理事会において、生命保険各社および当協会としての支払管理態勢、お客さまへの説明責任等の強化に係る対応を今後進めるに当たり、全社一致して取り組むべき事項を「適切な保険金等支払管理態勢の確立に関する申し合わせ事項」として確認した。

当協会は、「保険金等の支払いを適切に行うための対応に関するガイドライン」と当協会における「苦情・相談対応体制の強化のための方策」および「裁定審査会の機能強化のための方策」について、平成18年２月１日付で公表した。

１．「保険金等の支払いを適切に行うための対応に関するガイドライン」

金融庁からの要請を受け、１点目の「保険約款その他の支払判断に関する事項に照らし、保険金等の支払いを決定するにあたり留意すべき事項の整理」については、契約サービス委員会・企業保険委員会において検討を行い、「保険金等の支払いを適切に行うための対応に関するガイドライン」としてとりまとめた。なお、本件の検討に当たっては、外部の有識者の意見を参考とした。

本ガイドラインは、保険金等の適切な支払管理態勢の確立を促進するために、「保険金等のお支払いを迅速かつ適切に遂行するための留意点」および「ご請求時や保険金等をお支払いできない場合におけるお客さま説明のあり方」について整理したものである。

本ガイドラインは総論と各論によって構成し、総論として「策定の目的」や「基本的な考え方」等実務の前提となる考え方について、各論として「実務における具体的対応や留意点」について記載している。

また、「本ガイドラインにおける考え方」として、保険金等の支払いは生命保険事業における最も基本的かつ重要な機能であることを踏まえ、基本的な留意事項として、

①お客さまからのご請求が漏れなく行われるような環境の整備
②保険金等のお支払いに関する重要な基準の策定における経営陣の関与
③保険金等のお支払いの可否判断における十分な事実確認と慎重な判断
を挙げている。

本ガイドラインは拘束力を有するものではないが、会員各社においては、自己責任にもとづく対応を前提として、関係法令に則り、ガイドラインの内容も参考としつつ、適切な支払いが行われるよう、万全な態勢を整えることとした。本ガイドラインの概要は以下のとおりである。

Ⅰ．総論
１．本ガイドライン策定の目的
お客さまから信頼される生命保険事業の運営には、保険金等の支払業務プロセスが真にお客さま志向になっているかを確認するとともにこれまで以上に説明責任を果たしていくことが重要である。このため、本ガイドラインにおいて、保険金等のお支払いを迅速かつ適切に遂行するための留意点、ご請求時及び保険金等をお支払いできない場合におけるお客さま説明のあり方等について整理することにより、適切な保険金等の支払管理態勢の確立を促進する。
２．本ガイドラインにおける基本的考え方
保険金等のお支払いは生命保険事業における最も基本的かつ重要な機能であることから、以下の点に留意する必要がある。
(1) 保険会社はお客さまからの通知によって初めて保険事故の発生を認知しうるという生命保険の特徴に鑑み、お客さまからのご請求が漏れなく行われるよう環境を整備する。
(2) 保険金等のお支払いに関する重要な基準の策定にあたっては経営陣が関与する。
(3) 保険金等のお支払いの可否判断に際しては、十分な事実確認を行い、慎重な判断を行う。
Ⅱ．各論
１．お客さまの理解促進、適切な請求案内のための具体的対応
保険金等のお支払いに関するお客さまの理解促進のために、「保険金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合」について、ご契約のしおり、契約概要・注意喚起情報、ホームページ等での情報提供やご請求時における説明の充実を図る。また、適切な請求案内を行うために、請求受付担当者の教育態勢の整備、ご請求可能かどうかに係る必要情報の把握と丁寧な説明、ご請求に係るお客さまご照会窓口の明示等の対応を行う。
２．保険金等をお支払いできない場合における対応
保険金等をお支払いできない場合は、お支払いできない理由等を明示し、適切な説明を行う。お支払いできないことに対する苦情については、苦情のお申出窓口を明確にし、この窓口において、お支払いできない理由等につき詳細かつ専門的な説明ができる態勢を整備する。
３．保険金等の支払可否判断における留意点
(1) 災害保険金等支払事由（不慮の事故）への該当要件について解説するとともに、参考とする留意点をまとめた。

(2) 契約（責任開始期）前事故・発病ルールを解説するとともに、参考とする留意点をまとめた。
(3) 入院・手術給付金等の支払事由の多様化等を踏まえ、参考とする留意点をまとめた。
(4) 告知義務違反解除について、その成立要件を整理し、解除権の行使における考え方、保険金等の支払可否の考え方をまとめた。
(5) 免責期間内の自殺および災害免責における重過失の判断についての留意点をまとめた。
(6) 重大事由解除について制定趣旨を解説し、その適用についての考え方をまとめた。
（別紙）保険金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合の具体的事例
保険金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合をわかりやすく説明するため、代表的な事例を参考として掲載した。

本ガイドラインについては、その後適宜見直しを実施し、以下のとおり改正を行った。

ガイドラインの改正状況

項　　目	改正時期	改正内容等
適切な保険金等の支払管理態勢の確立に向けたガイドラインの見直し	平成19年６月12日	利用者保護の態勢整備をより一層推進していく観点から、自主ガイドラインについて、より充実する方向で検討を実施し、改正 ・契約加入時から請求受付・案内時に至る適時・適切かつ効果的な分量・形態による保険金等の支払いに関する情報提供および請求漏れの防止に向けた態勢整備 ・請求内容に応じた適切な支払いおよび請求内容以外の保険事故についてお客さまの視点に立った対応のための態勢整備 ・満期保険金・年金等および失効・解約返戻金等についても当ガイドラインの考え方に準拠し、漏れなくご請求いただくために対応を強化 ・保険金等の支払業務、不支払いに係る苦情対応および紛争解決等への経営陣の関与・部門間の連携等業務運営態勢の強化
生存給付型商品についてのお客さまへの説明の留意点	20年３月24日	生存給付型商品については各社の商品内容の差違が大きく、支払・不支払いの判断も医学的内容を含めた複雑なものになりやすいことから、お客さまへの説明に際し、理解と納得が十分得られるよう特に留意すべき旨記載（追加）
契約（責任開始期）前発病不担保条項	20年６月26日	法務省の法制審議会保険法部会等の議論を踏まえ、「契約（責任開始期）前発病の説明・情報提供」として望ましい対応、および説明の具体的事例を記載（追加）

２．苦情・相談対応体制の強化について

金融庁からの要請の２点目「生命保険協会における苦情・相談対応体制の強化のための方策」については、一連の保険金等の支払いに関する問題を踏まえた結果、生命保険会社の経営全般に対する牽制機能として重要な役割を果たすべき顧客等からの苦情への対応、とりわけ経営層による苦情関係情報への積極的な関与が大きな課題であるととらえ、当協会として会員各社の

取組みを支援するべく、当協会に届く顧客の苦情等をより迅速・正確に会員各社の経営層に届けることを主眼とした対応体制の強化を以下のとおり図ることとした。

①経営層による苦情対応の強化

・苦情関連情報の提供の充実

苦情関連情報に関する定期的なレポート（ボイス・リポート）を各社経営層に直接報告することにより、経営層の苦情対応への主体的取組みを促進することとした。

・経営層に対する注意喚起（改善勧告）ルールの策定

個別会社の苦情の発生状況を考慮し、特に必要と認めた場合(注)当該会社の経営層に対し、直接、注意喚起（改善勧告）を行うよう生命保険相談所規程を改正した。

（注）特定の苦情が連続して相対的に高水準かつ改善の傾向がみられない場合や一定期間に特定の苦情が顕著に増加した場合等

②苦情関連情報の提供の迅速化

「ボイス・リポート（全社版）」の新規作成

生命保険相談所に寄せられた苦情関連情報をより迅速に会員各社に提供するべく、「相談所リポート」（半期ごとに作成）に加え、四半期ごとに苦情項目別件数表、代表的な苦情事例、紛争解決支援の状況などを掲載した「ボイス・リポート（全社版）」を作成し、理事会他関係委員会に報告することとした。

③個社に関する苦情内容の分析結果の提供

「ボイス・リポート（個社版）」の新規作成

生命保険相談所で受け付けた個社に関する苦情について、全社状況と対比できる形での分析を行い、四半期ごとに個社の苦情項目別件数表（全社数値との対比表、前年同期との対比表）、代表的苦情事例をまとめ「ボイス・リポート（個社版）」として当該各社の相談窓口担当者だけでなく経営層に対し直接送付することとした。

④協会の苦情対応体制の整備

会員各社の苦情等対応態勢の強化に資するべく、当協会各部門で把握した苦情等の集約化と傾向・原因等の分析、および会員各社での共有化・取組方策等の情報交換を効果的に行うため、以下のとおり体制を整備した。

・「消費者の声」事務局の設置

当協会各部門で把握した苦情等の協会トータルでの集約化および原因分析、会員各社との共有化・取組方策等の情報交換を効率的に行うため、当協会事務局内の横断的組織として「消費者の声」事務局を設置した。

・「相談室協議会」の設置

会員各社の相談窓口担当者で構成している相談室連絡会は、主に当協会からの苦情事例

等の情報提供の場であったが、その機能を見直し、生命保険相談所や「消費者の声」事務局の分析結果等の共有化を図るとともに、会員各社の取組事例や対応策等に関する情報交換を通じ会員各社の苦情等対応態勢の強化に資する場として「相談室協議会」を設置した。また、相談室協議会が共有した検討結果については一般委員会・企画部会など関係委員会に報告することとした。

3．裁定審査会等の機能強化について

金融庁からの要請の3点目である「協会における保険金等の不払いに関する紛争処理機能の強化のための方策」については、平成13（2001）年4月より裁判外紛争解決機関として生命保険相談所に設置している裁定審査会について、透明性、中立性、実効性の向上に資する以下の方策の実施を通じてさらなる機能強化を図ることとした。

①委員の増員

これまで弁護士委員2名、消費生活相談員委員2名、生命保険相談室長の5名体制で運営していたものを弁護士委員と消費生活相談員委員を1名ずつ増員し計7名体制にした。

②医師の助言を受けられる仕組みの導入

専門機関との提携により保険金等不支払いの裁定の際に特に必要となる医学的見解を専門医から受けられる仕組みを制度化した。

③規程強化による透明性、中立性、実効性の向上

以下のとおり生命保険相談所規程を改正し、裁定審査会の明確化と強化を図った。

・裁定審査会委員の中立性の明確化

生命保険会社の役職員は委員にならないことを規程において明確化した。

・裁定手続への参加義務に係る規程の強化

生命保険会社が裁定手続ではなく訴訟や民事調停で解決を図りたい場合は、裁定審査会に理由を提出し、裁定審査会が相当の理由があると認めた場合のみ可能とする規程をこれまで以上に明確にした（裁定中の事案について訴訟等に移行しようとする場合も同様）。

・裁定結果の受入れに係る規程の強化

生命保険会社が裁定結果を尊重しない場合は裁定審査会の判断で当該会社名等を公表できるよう規程を強化した。

・裁定審査会による改善勧告を可能とする規程の整備

当事者に裁定手続に支障を及ぼすような行為がある場合は、裁定審査会が改善勧告を行うことができるよう規程を整備した。

④裁定事案の公表

これまで相談所リポートに掲載して公表していた裁定の概要を当協会ホームページにも掲載し、年度別、事案別に分類して容易に閲覧できるよう改善を図った。

⑤裁定審査会、裁定諮問委員会のPR

・裁定審査会のさらなるPRを図るため生命保険文化センターの「生命保険の契約にあたっての手引」や会員各社の「契約概要」「注意喚起情報」などの資料に裁定審査会の紹介について掲載を依頼した。

・裁定審査会をはじめ生命保険相談所に対し勧告・提言を行う裁定諮問委員会の機能ならびに裁定諮問委員の氏名を当協会ホームページにおいて公表した。

４．「消費者の声」事務局の設置

平成18（2006）年１月18日の理事会において、適切な保険金等の支払管理態勢の確立のための取組みの一環として、当協会全体の苦情関係情報の集約化と原因分析をより効果的に行うべく、苦情に関係する各部の横断的な組織として、「消費者の声」事務局を設置することについて承認した。

この理事会での承認を受け、当協会は事務局（事務局長を座長とし、生命保険相談室長・広報部長ほか関係部門の担当者で構成）を、１月30日に設置した。

また、事務局が実施した分析結果の情報共有化や取組事例等の情報交換等を行う場として会員各社の相談担当責任者で構成する相談室協議会を設置し、同年４月開催の相談室協議会において、本取組みに関する以下の基本方針を確認した。

①生命保険相談所で受け付けた苦情、生命保険懇談会等の意見・要望、裁定審査会・裁定諮問委員会での問題指摘をベースとしてテーマを選定する。

②事務局が苦情等関係情報の集約化と分析の結果を協議会に報告後、情報共有化のためのアンケートを実施し、これをとりまとめて全社にフィードバックする、という一連の取組みを年２回（平成18年度は３回）実施する。

上記方針のもと、平成18年度は三つのテーマを選定して、以下のとおり情報共有化等を実施し、一般委員会等に報告を行った。

【第１回：配当に関する問題】（４月および５月の相談室協議会で情報共有化）

＜主な苦情事例＞

・実際の配当金や○○祝金の金額が当初の設計書に比べ、著しく少なく納得がいかない等

＜主な取組事例＞

・商品内容や受取予想額・受取額減少に関するお知らせとお詫びの事前訪問や説明状送付の実施等

また、この取組みを受け、生命保険文化センターと連携した結果、生命保険文化センターの消費者啓発ツールで配当に関する記載の充実が図られた。

【第２回：手術給付金に関する問題】（６月および７月の相談室協議会で情報共有化）

＜主な苦情事例＞

・○○の手術をしたが、約款に定める手術に該当しないため支払えないといわれ納得がいかない等

＜主な取組事例＞

・請求・支払に関するパンフレットの（募集時を含む）配布

・約款に用語説明を追加

・不支払いの理由を説明するモデル文言を社外の意見を踏まえて見直し等

また、この取組みを受け、関係委員会より手術給付金に係る募集時の説明につき会員各社で対応するよう文書で徹底し、業界共通教育におけるテキストに関連記載を追加する等の対応を図った。

【第３回：解約に関する問題】（12月および１月の相談室協議会で情報共有化）

＜主な苦情事例＞

・営業職員に解約を申し出たが、書類をなかなか会社に提出してくれない等

＜主な取組事例＞

・解約請求書に関して、支部・募集人を経由せず、支社・サービスセンターから直接郵送

・コールセンターにて解約申出を受けた後、担当者による進捗確認ができない場合は、一定期間後に自動的に本社から解約請求書を送付等

また、平成19年度は二つのテーマを選定して、以下のとおり情報共有化等を実施し、一般委員会等に報告を行った。

【第４回：説明不十分に関する問題】（６月および７月の相談室協議会で情報共有化）

＜主な苦情事例＞

・初日から保障される入院特約と思っていたが、５日目からだった

・年金保険と思い加入したが、終身保険だった

・貯蓄型商品のつもりで加入したが、そうではなかった

・医療・介護の保障がついた保険だと思っていたが、がんのみの保障だった

・満期保険金が受け取れる商品と思っていたら、掛け捨ての商品だった

・加入時には更新型ということを聞いていなかった等

＜主な取組事例＞

・「重要事項説明パウチ」（重要事項説明補助資料）を作成し、契約概要や注意喚起情報による説明時に、お客さまに当該資料を見ていただく際のポイントをご理解いただけるよう活用する

・高齢者については、商品内容等に応じて、重要な事項を明確にし、特に慎重な説明を行う

・お客さまのニーズを伺ってからの設計書作成を基本として、営業担当者への教育・指導でお客さまの状況に応じた商品設計と説明の確保を図る

・お申込み時に「意向確認書（お客さま控え）」をお渡しするとともに、契約者への保険証券送付時に再度、「意向確認書（写）」を同封し、改めて確認する機会を設ける等

【第５回：「表示」に関する問題】（12月および２月の相談室協議会で情報共有化）

＜主な苦情事例＞

・年金開始期になったが、一括受取金額が設計書より××万円少ない。予想配当金が含まれているためというが、設計書にはそのようなことは記載されていない

・６日入院したが、８日以上の入院が対象といわれた。毎年のお知らせには日数の表示がなかった等

＜主な取組事例＞

・募集用資料等の作成部門への牽制機能を働かせるため、「審査担当部門の審査に加え、コンプライアンス担当部門、数理部門、商品開発部門、支払部門等も含めた関連部門との連携により、募集用資料等を複眼的・整合的に審査する体制を構築」する、「作成担当部門と審査担当部門を組織的に明確に分離」する

・表示に関する苦情、意見、提言等お客さまの声（既契約者に対するアンケート調査等により収集されるケースもあり）等を収集し、募集用資料等の作成・審査に反映する体制として、「意見等を一元的に管理・分析する担当部署を設置」する、「意見等を社内で共有化するため、取締役会や委員会等組織横断的な会議体に報告」する等

５．自主ガイドラインの見直し

平成19（2007）年初に一部生命保険会社の給付金支払漏れが報道されたこともあり、利用者保護の態勢整備をより一層推進していく必要があることから、１月12日、企画部会より関係部会に対し、自主ガイドラインの見直しについて検討依頼を行った。

また、２月１日、金融庁より生命保険全社に対し、保険業法第128条第１項にもとづき「保険金等の支払状況に係る実態把握について」報告徴求命令が発出された。

このような状況を踏まえ、２月16日の理事会において「適切な保険金等の支払管理態勢の確立に関する取組の更なる強化」について、以下のとおり申合せを行った。

「適切な保険金等の支払管理態勢の確立に関する取組の更なる強化」について
～申し合わせ事項～

○保険金等の支払いは、生命保険事業における最も基本的かつ重要な機能であり、適切な保険金等の支払管理態勢の確立は、豊かで明るい長寿社会を支えるインフラ産業たる生命保険事業の社会的な責務である。

○生命保険協会会員各社は、平成18年１月策定の自主ガイドライン、同年６月に改正された「保険会社向けの総合的な監督指針」等を踏まえ、保険金等の支払業務プロセスが真にお客

さま志向となっているかあらためて確認を行い、これまで以上にお客さまに対する説明責任を果たすべく、各社経営陣においては、以下の事項に関するより一層の強化に向け全社一致して取り組むことを確認する。

1．保険金受取人等が、保険約款に規定する保険事故の内容を理解することにより、その発生を容易に認知し、保険金等の請求が漏れなく行われるような環境整備・対応に努める。

2．保険事故発生の通知を受けた場合、保険金等の請求案内、保険金等の支払可否判断、及びその結果に応じた対応をお客さま保護の観点から迅速かつ適切に行う。

3．保険金等の支払業務を遂行するにあたっては、多数のセンシティブ情報を扱うことを踏まえ、顧客情報の管理には細心の注意を払う。

○生命保険事業に対する信頼の確立を図るべく、当会においては、保険金等の支払に関連する各種自主ガイドラインの見直し等の検討を実施する。

関係部会においては、1月12日付の企画部会からの依頼を受け、自主ガイドライン見直しの検討を行い、3月14日までに関係部会より企画部会あてに見直し状況について報告が行われた。この報告を受け、3月16日の理事会において、ガイドライン等の見直しの方向性等について経過報告を行った。

さらに、4月13日、金融庁より2月1日に発出された報告徴求命令に対して、生命保険各社が報告を行ったことを受け、一般委員会より、業務委員会・契約サービス委員会・企業保険委員会あてに、ガイドライン等のさらなる見直しについて、同日付で検討依頼を行った。

3委員会においては、傘下の部会等で連携のうえ検討を行った結果、「保険金等の支払いを適切に行うための対応に関するガイドライン」「正しい告知を受けるための対応に関するガイドライン」および「注意喚起情報作成ガイドライン」について、見直しを行った。

なお、4月14日に次頁のとおり新聞広告を出稿した。

また、「適切な保険金等の支払いに関する募集人教育充実に向けた取組み」として、上記ガイドラインの改正内容を踏まえ、一般課程・専門課程テキストを改訂した。

なお、「注意喚起情報作成ガイドライン」については、クーリング・オフに係る保険業法施行令等の改正にともなう見直しもあわせて行った。

これらの検討結果については、6月13日の一般委員会、6月15日の理事会において報告を行った。

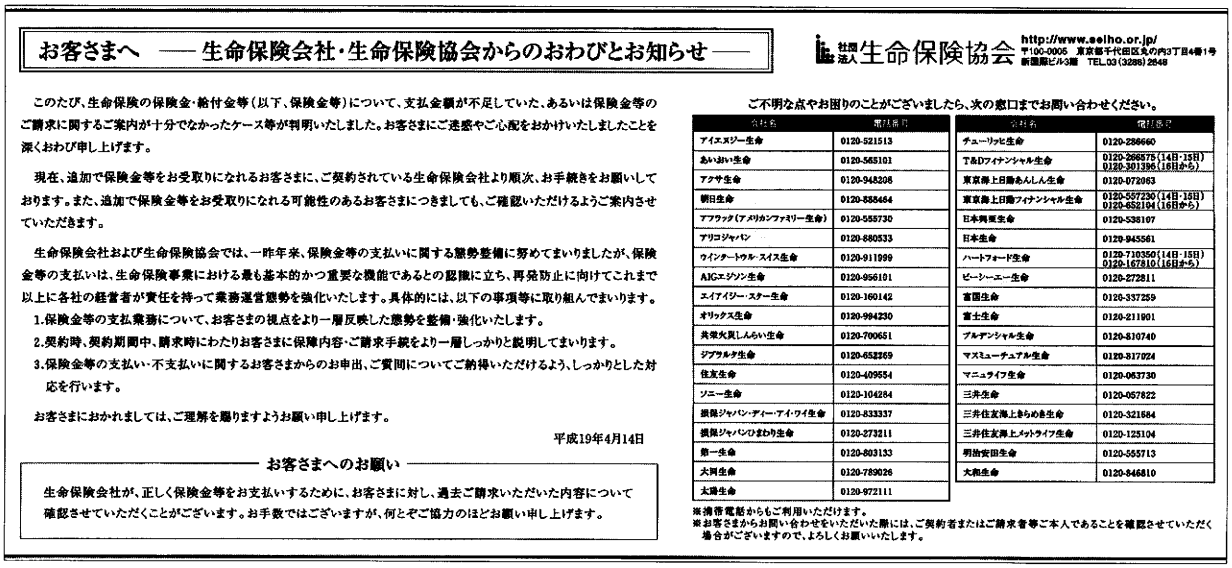

お客さまへ　――生命保険会社・生命保険協会からのおわびとお知らせ――

社団法人生命保険協会
http://www.seiho.or.jp/
〒100-0005　東京都千代田区丸の内3丁目4番1号
新国際ビル3階　TEL.03(3286)2648

このたび、生命保険の保険金・給付金等（以下、保険金等）について、支払金額が不足していた、あるいは保険金等のご請求に関するご案内が十分でなかったケース等が判明いたしました。お客さまにご迷惑やご心配をおかけいたしましたことを深くおわび申し上げます。

現在、追加で保険金等をお受取りになれるお客さまに、ご契約されている生命保険会社より順次、お手続きをお願いしております。また、追加で保険金等をお受取りになれる可能性のあるお客さまにつきましても、ご確認いただけるようご案内させていただきます。

生命保険会社および生命保険協会では、一昨年来、保険金等の支払いに関する態勢整備に努めてまいりましたが、保険金等の支払いは、生命保険事業における最も基本的かつ重要な機能であるとの認識に立ち、再発防止に向けてこれまで以上に各社の経営者が責任を持って業務運営態勢を強化いたします。具体的には、以下の事項等に取り組んでまいります。

1.保険金等の支払業務について、お客さまの視点をより一層反映した態勢を整備・強化いたします。
2.契約時、契約期間中、請求時にわたりお客さまに保障内容・ご請求手続をより一層しっかりと説明してまいります。
3.保険金等の支払い・不支払いに関するお客さまからのお申出、ご質問についてご納得いただけるよう、しっかりとした対応を行います。

お客さまにおかれましては、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

平成19年4月14日

お客さまへのお願い

生命保険会社が、正しく保険金等をお支払いするために、お客さまに対し、過去ご請求いただいた内容について確認させていただくことがございます。お手数ではございますが、何とぞご協力のほどお願い申し上げます。

ご不明な点やお困りのことがございましたら、次の窓口までお問い合わせください。

会社名	電話番号
アイエヌジー生命	0120-521513
あいおい生命	0120-565101
アクサ生命	0120-948208
朝日生命	0120-888464
アフラック（アメリカンファミリー生命）	0120-555730
アリコジャパン	0120-880533
ウインタートワル・スイス生命	0120-911999
AIGエジソン生命	0120-956101
エイアイジー・スター生命	0120-160142
オリックス生命	0120-994230
共栄火災しんらい生命	0120-700651
ジブラルタ生命	0120-652369
住友生命	0120-409554
ソニー生命	0120-104284
損保ジャパン・ディー・アイ・ワイ生命	0120-833337
損保ジャパンひまわり生命	0120-273211
第一生命	0120-803133
大同生命	0120-789026
太陽生命	0120-972111
チューリッヒ生命	0120-286660
T&Dフィナンシャル生命	0120-268575(14日-15日) 0120-301396(16日から)
東京海上日動あんしん生命	0120-072063
東京海上日動フィナンシャル生命	0120-557230(14日-16日) 0120-652104(16日から)
日本興亜生命	0120-538107
日本生命	0120-945561
ハートフォード生命	0120-710350(14日-15日) 0120-167810(16日から)
ピーシーエー生命	0120-272811
富国生命	0120-337259
富士生命	0120-211901
プルデンシャル生命	0120-810740
マスミューチュアル生命	0120-817024
マニュライフ生命	0120-063730
三井生命	0120-057822
三井住友海上きらめき生命	0120-321584
三井住友海上メットライフ生命	0120-125104
明治安田生命	0120-555713
大和生命	0120-846810

※携帯電話からもご利用いただけます。
※お客さまからお問い合わせをいただいた際には、ご契約者またはご請求者等ご本人であることを確認させていただく場合がございますので、よろしくお願いいたします。

平成19年４月14日付新聞広告

ガイドライン等の見直し・改正の概要は、以下のとおりである。

◎ガイドライン等の見直しのポイント

・平成18年６月の監督指針改正に対応するとともに、適切な案内、請求漏れの防止等お客さまの視点の一層の反映を行い、契約加入時からお支払い時に至る各段階にて適切な請求、適切な支払いを漏れなく行える態勢整備に努める。

・生命保険各社の再検証調査の状況を踏まえた見直し

支払期日の到来を支払事由とする満期保険金・年金等の支払金や契約失効後に残存する解約返戻金または解除に伴う返戻金等について、「保険金等の支払いを適切に行うための対応に関するガイドライン」に準拠することとし、漏れなくご請求いただくための対応に努めることとした。

・有識者のご意見を踏まえた見直し

「保険金等の支払いを適切に行うための対応に関するガイドライン」において示されている、契約時から請求時に至るお客さまへの情報提供の充実にあたっては、お客さまが容易に理解・認識を深めることができるよう、その分量・形態に留意することとした。

(1) お客さまに請求を確実に行っていただくために

・請求時に頂いた情報が不十分な場合、お支払いできない保険金等が残ってしまう可能性もあるため、ご契約内容等の情報提供を行うことにより、適切な請求が行われるよう環境整備に取り組む。

(2) お客さまの請求に応じ、確実に保険金等をお支払いするために

・保険事故の内容を正確に把握し、適切な支払いを漏れなく行うとともに、請求されている保険金等以外に支払いの可能性を容易に判断できる保険事故が判明した場合に請求を促すような態勢を整備する等お客さまの視点に立って適切な保険金等の支払いが行われるよう取り組む。

(3) 業務運営態勢の強化

・保険金等の適切な支払いに向け経営陣が積極的に関与するとともに、支払部門と関連部門の連携を強化して業務運営態勢の充実を図る。

◎具体的な改正内容

○保険金等の支払いを適切に行うための対応に関するガイドライン

・契約加入時から請求受付・案内時に至る適時・適切かつ効果的な分量・形態による保険金等の支払いに関する情報提供および請求漏れの防止に向けた態勢整備

・請求内容に応じた適切な支払いおよび請求内容以外の保険事故についてお客さまの視点に立った対応のための態勢整備

・満期保険金・年金等および失効・解約返戻金等についても当ガイドラインの考え方に準拠し、漏れなくご請求いただくために対応を強化

・保険金等の支払業務、不支払いに係る苦情対応および紛争解決等への経営陣の関与・部門間の連携等業務運営態勢の強化

○注意喚起情報作成ガイドライン

・契約加入時においてご請求に関する説明を強化

○正しい告知を受けるための対応に関するガイドライン

・適切に告知を受領するための環境整備を通じ、適切な保険金等の支払いを実現

○募集人教育の充実

・適切な保険金等の支払いに向け、保険加入時から請求時までお客さまの立場に立ったわかりやすい説明を行うという観点からの対応

◎今後の対応

ガイドラインの実効性を向上させるための確認・フォローについて検討・対応する。

6．自主ガイドラインの見直し後のフォローアップ

適切な保険金等の支払管理態勢の確立に向け、各種自主ガイドラインの見直しを行ったが、信頼の確保に向けた今後の取組みの一環として、会員各社の自主ガイドラインに沿った取組状況の確認・フォローの観点から、当協会では会員各社の好取組事例をとりまとめ、会員各社間で共有することとした。

一般委員会からの依頼により、各ガイドラインを所管する委員会間で連携のうえ、会員各社の取組事例をアンケート等で収集しとりまとめ、その結果について、平成19（2007）年９月21日の理事会において報告を行った。

【好取組事例をとりまとめた対象ガイドライン】

・「生命保険商品に関する適正表示ガイドライン」

・「契約概要作成ガイドライン」

・「注意喚起情報作成ガイドライン」

・「正しい告知を受けるための対応に関するガイドライン」

・「保険金等の支払いを適切に行うための対応に関するガイドライン」

さらに、平成20年４月には、その後新たに四つのガイドラインを策定したことも踏まえ、会員各社における定着状況を確認するとともに、さらなる好取組事例をとりまとめ、その結果について、平成20年６月20日の理事会において報告を行った。

【好取組事例をとりまとめた対象ガイドライン】

・「生命保険商品に関する適正表示ガイドライン」
・「生命保険商品の募集用の資料等の審査等の体制に関するガイドライン」(注)
・「契約概要作成ガイドライン」
・「注意喚起情報作成ガイドライン」
・「正しい告知を受けるための対応に関するガイドライン」
・「保険金等の支払いを適切に行うための対応に関するガイドライン」
・「契約締結前交付書面作成ガイドライン」(注)
・「市場リスクを有する生命保険の募集に関するガイドライン」(注)
・「診断書様式作成にあたってのガイドライン」(注)

（注）新たに策定したガイドライン

７．生命保険支払専門士試験制度の創設・実施

生命保険各社では、適切な保険金等の支払管理態勢の確立に向けて取り組んできたが、支払査定担当部門を支える人材の育成はますます重要な課題となっており、金融庁の監督指針においても、支払査定担当者の人材育成等について、

①専門性を持った支払査定担当者の確保のための長期的な展望に基づく人材育成策を策定しているか

②支払査定能力を維持・向上させるための方法・体制を整備しているか

等について明記されるなど、大きく注目されていた。

当協会としても業界一丸となって適切な支払管理態勢の確立に向け、迅速に取り組む必要があるとの認識のもと、契約サービス委員会において会員各社の支払査定担当者の教育充実に向けた取組みに対する支援策の検討に着手することについて、平成18（2006）年６月16日の理事会において報告を行った。

その後、同委員会傘下の保険金部会において関係部会とも連携のうえ検討の結果、会員各社における支払査定担当者の人材育成および査定能力の維持・向上に向けた取組みを支援するため、「生命保険支払専門士試験制度」を創設し、平成19年10月から実施することとした。本件については、同委員会の議を経て平成19年６

月15日の理事会において報告を行った。試験制度の概要は、以下のとおりである。

「生命保険支払専門士試験制度」の概要

1．制度の趣旨

保険金等の適切な支払管理態勢の確保の観点から、会員各社における支払査定担当者の人材育成および査定能力の維持・向上に向けた取組みを支援するため、支払査定担当者として必要とされる基礎的な知識・判断レベルの修得を図ることを目的に、「生命保険支払専門士試験」（以下、「試験」という）を創設し、平成19年10月より実施する。

2．制度の管理、運営

制度の運営、試験用学習テキスト（以下、「テキスト」という）の執筆・編集・改訂、試験問題の作成、試験の実施は、契約サービス委員会傘下の保険金部会が担当する。

試験制度の円滑な運営を期するため、保険金部会内に「生命保険支払専門士試験運営委員会」を設置する。また、会員各社に「生命保険支払専門士試験担当責任者」を置く。

3．受験対象者

受験対象者は、保険金等の支払査定担当者・支払手続担当者および会社が受験の必要を認めた者とする。

ただし、平成19年度の受験対象者は、原則として、保険金等の支払査定担当者および支払手続担当者に限ることとする。

4．学習方法

当協会作成のテキストにもとづく自学自習方式とする。

5．試験の実施方法等

試験の実施頻度は、原則として年１回とし、合同試験方式により当協会が厳正に実施する。

6．称号の授与

試験の合格者には「生命保険支払専門士」の称号を授与する。

「生命保険支払専門士」が、その所属する会社を退社した場合は、称号は抹消される。

なお、試験の合格を支払査定業務従事の資格要件とはしない。

7．テキストの構成

第１編　保険金等支払いに関する法律・約款知識

第２編　保険金等支払いの実務

第３編　保険金等支払いに関する医学知識

第４編　資料集　保険金等支払いに関する主要裁判例一覧

生命保険協会支払部門関連自主ガイドライン

金融庁監督指針抜粋「保険金支払管理態勢」

平成19年度試験結果

試験日程	申込者数	受験者数	受験率	合格者数	合格率
平成19年10月26日	1,206人	1,128人	93.5%	1,063人	94.2%
19年10月27日	1,890	1,752	92.7	1,699	97.0
合計	3,096	2,880	93.0	2,762	95.9

８．診断書の電子化（機械印字化）の促進

①経緯

保険金等の支払いが不足していたケース等の発生原因を踏まえ、保険金等の適切な支払管理態勢の確立に向けて、各社共通の課題解決に資する再発防止取組みにつき検討を開始した。その具体策として、保険金等の支払いが不足していたケース等の大部分が、保険会社による診断書の誤読や読み落としなど、診断書に起因するものであったことから、診断書の機械印字化ソフトの普及と診断書の機械印字化を促進し、支払いに関するインフラを整備することとなり、平成19（2007）年９月、その取組みを公表した。

診断書の機械印字化ソフトの普及には、業界全体としての取組みが必須であると考えられたことから、当協会が認定したソフトを医療機関へ案内することとした。

診断書の機械印字化ソフトの普及は、診断書作成を行う医師の業務効率化にも大きなサポートとなることから、日本医師会の協力を得て、認定した診断書の機械印字化ソフトの導入を広く医療機関へ案内し、導入した医療機関に対して120万円を上限として導入資金の補助を実施することとした（1,000病院を目処）。

本取組みは、共済団体や損害保険業界等の隣接他業界も参画し、生命保険業界の枠を超えた取組みへと拡大した。

②認定ソフト

平成19年９月に公表した認定ソフトの仕様は以下のとおりである。

システム要件（機械印字化）

＜必須要件＞

ａ．当協会が定める生命保険各社の診断書様式に対応し(注)、当協会の定める一定の期間ごとに最新の診断書様式に更新できること

(注) 当協会が生命保険各社の診断書様式をとりまとめ、認定ベンダーに提供することを前提とする。

ｂ．上記ａ．記載の対応診断書に対し、診断書記載内容を機械印字できること

ｃ．記入必須項目が完記されていない場合には、ウォーニングが出る等、記入漏れが明らかになるための機能を有していること

ｄ．医療機関が電子カルテ等を導入している場合、標準病名、標準手術名、手術コード等を引用等の方法により、診断書の記載に利用する機能を有すること

＜推奨要件＞

ａ．診断書の作成にかかる進捗管理機能が登載されていること

ｂ．生命保険各社に限らず、その他医師の作成する診断書様式が幅広く登載されていること

なお、平成21年２月時点で、システムベンダー３社のソフトを認定している。

③補助金

ａ．補助金の対象病院：原則、病床数100床以上の急性期病院を対象

ｂ．補助金額：１病院当り、一時金として120万円（ただし、「製品代（システム利用権）」＋「導入作業費」）を上限

ｃ．補助金支給の対象期間

平成19年12月１日以降平成21年11月30日までの期間中の契約分を対象

（注１）平成19年12月１日以降認定されたソフトについては、認定日以降平成21年11月30日までの契約分が対象

（注２）購入医療機関が一定数（1,000）となった場合、上記の期間よりも前に補助金の支給を終了予定

④当運営の参画団体

それぞれ括弧内の日付で当協会と覚書を締結し参画。

・全国共済農業協同組合連合会（平成20年２月14日付）
・全国労働者共済生活協同組合連合会（２月14日付）
・日本生活協同組合連合会（２月21日付）
・全国生活協同組合連合会（３月28日付）
・有限責任中間法人外国損害保険協会（４月16日付）
・警察職員生活協同組合（４月17日付）
・社団法人日本損害保険協会（５月26日付）

⑤普及活動の状況

ａ．普及活動

平成19年12月より、会員各社および当協会地方事務室が各地の病院へ案内活動を実施し、当協会スキームの紹介とシステムベンダーのデモンストレーション実施の依頼を行った。

ｂ．導入（受注済・内諾）病院数

（平成20年３月末現在）

受注済：202病院　　内諾：190病院　　合計392病院

（平成21年２月現在）

受注済：418病院　　内諾：188病院　　合計606病院

（注）平成21年11月時点で1,000病院への導入を目標に取り組んでいる。

⑥診断書電子化検討連絡協議会の開催

普及活動策における担当者間（当協会、参画団体、認定システムベンダー）の意見交換を目的とした協議会を定期的に開催することとし、平成20年６月に第１回協議会を開催した。

・開催時期：原則として半年に１回（６月、12月の第２木曜日）、緊急を要する事項があれ

ば適宜開催

・協議等内容：普及活動状況の共有化、システムベンダーへの要望とりまとめ、システムベンダーから参画団体への情報連携、運営に関する諸課題の協議、今後の対応等の意見交換

９．生命保険会社の請求案内事務の一層の充実のための取組み

平成20（2008）年７月３日、金融庁より、「生命保険会社の保険金等の支払状況に係る実態把握の結果について」「生命保険会社10社に対する行政処分について」および「保険金等の支払管理態勢等に係る業務改善に向けた一層の取組み、及びその成果の公表等の要請について」が公表された。

同日、当協会に対し、生命保険会社の請求案内事務の一層の充実のための取組みについて、以下のとおり要請がなされた。

・例えば、各社の請求案内事務の状況を集約し、好取組事例（いわゆるベストプラクティス）を取りまとめ、各社にフィードバックすることや、必要に応じ当該事務に係る自主ガイドラインを作成する又は関連する自主ガイドラインを拡充することなど、各社の請求案内事務を一層充実したものとしていくための取組みを検討すること

同年７月18日の理事会において、金融庁からの要請を踏まえ、「３．生命保険協会は、会員各社の請求案内事務の一層の充実に向けて、会員各社における創意工夫を集約・共有化し、必要に応じて自主ガイドラインの作成・拡充の検討を行うなど、一層の改善を促進する取組を行う」旨を含め、全社一致して取り組むべき事項について以下のとおり申合せを行った。

生命保険協会会員各社は、今般の保険金等の支払漏れ等に関する事態を重く受け止め、「金融サービス業におけるプリンシプル」に則り、また平成20年７月の金融庁からの要請を踏まえ、契約者等からの信頼回復に向けて、以下の事項に全社一致して取組むことを確認する。

１．会員各社は、保険金等の適時適切な支払は生命保険会社の基本的かつ最も重要な責務であるとの認識のもと、支払管理態勢等の確立に向けて、平成17年11月、及び平成19年２月に申し合わせを行うとともに、鋭意取組みを進めているところであるが、今後とも、契約者視点に立脚し、より一層の自律的な取組みを促進する。

２．会員各社は、契約の保全業務の充実等に向けて、自らの商品・事務・システム等の特徴を踏まえた、契約期間全般にわたる契約者等に対するベストプラクティスを追求する。また、自らの取組みについて、積極的に情報発信することを通じて、契約者等からの信頼回復に努める。

３．生命保険協会は、会員各社の請求案内事務の一層の充実に向けて、会員各社における創意工夫を集約･共有化し、必要に応じて自主ガイドラインの作成・拡充の検討を行うなど、一層の改善を促進する取組みを行う。

あわせて、今回の要請を踏まえ、契約サービス委員会・企業保険委員会にて「保険金等の請

求案内事務に関するガイドライン」および会員各社の好取組事例をとりまとめた「保険金等の請求案内事務に関する好取組事例集」を平成20年11月17日付で策定した。

第６章　生命保険制度の健全な運営に向けた取組み

1．生命保険募集人等の教育の充実

1.「生命保険大学課程」等の全面的改訂

当協会は、従来から販売第一線の顧客ニーズへの対応力アップを図るため、また、生命保険各社の教育制度に資するため体系的・段階的に学習できる業界共通教育制度を設け、実施してきた。一方、金融の自由化が急速に進展するなか、顧客の期待する生命保険募集人像は高度な専門知識・FP（ファイナンシャルプランニング）知識に裏打ちされたコンサルティング力を持ち、より多様なニーズに対応できる募集人像に変化している。

このような背景から、顧客から信頼を得ることができる真の生命保険FP（ファイナンシャルプランナー）の育成を目的に、業界共通教育制度の最高課程「生命保険大学課程」の全６科目について全面的に改訂し、平成13（2001）年度試験より実施した。

あわせて、大学課程全科目に合格し、かつ所属する会社より申請があった者に対して、業務委員会で審査のうえ、「トータル・ライフ・コンサルタント」の称号を授与していたが、同称号について新たに「生命保険協会認定FP」という副称号を追加した。

「生命保険大学課程科目」新旧比較

試験月	旧	新
６月	個人保険商品研究（仕組・約款） コンサルティングセールス	個人保険商品研究 ファイナンシャルプランニング
10月	生命保険と税・相続 家庭の法律と財産	生命保険と税・相続 資産運用設計（金融商品・不動産）
２月	企業向け商品・企業と税 隣接業界の商品と社会保障	企業保険商品研究 隣接業界の商品と社会保障

【科目ごとの改訂概要】

「個人保険商品研究」

生命保険FPとして必須の生命保険の仕組み・約款について解説。特約・生前給付型商品等の内容を追加。

「ファイナンシャルプランニング」

生命保険FPとしての基礎的な提案手法について事例研究を通じて解説。コンプライアンス要素も追加。

「生命保険と税・相続」

個人に係る税務（所得税・住民税・相続税・贈与税）に加え、法人に係る税務について解説。

「資産運用設計（金融商品・不動産）」

生命保険以外の各種金融商品に関する知識、不動産関連の税金知識と有効活用等を解説。

「企業保険商品研究」

企業保険（総合福祉団体定期保険・企業年金保険等）主体の解説を整理し、経営者保険について追加。

「隣接業界の商品と社会保障」

簡保・JA・共済・損保の商品を実践的な視点から整理。社会保障制度は年金関連知識を充実させ、介護保険制度も追加。

2.「生命保険講座科目」の見直し

生命保険業界をめぐる変化・動きなどを受けた「生命保険大学課程」の改訂を機に、生命保険講座科目についてもそれまでの10科目を８科目に整理・統合し、平成13（2001）年度試験より実施した。

「生命保険講座科目」新旧比較

試験月	10科目（旧）	８科目（新）
８月	生命保険総論　生命保険計理 団体保険	生命保険総論　生命保険計理
10月	危険選択　約款と法律 生命保険事業と隣接業界(注１)	危険選択　約款と法律
12月	生命保険営業(注２) 生命保険会計	生命保険商品と営業　生命保険会計
２月	資産の運用　生命保険と税法	資産の運用　生命保険と税法

（注１）「生命保険総論」と「生命保険事業と隣接業界」を統合し、「生命保険総論」に変更
（注２）「生命保険営業」と「団体保険」を統合し、「生命保険商品と営業」に変更

3. 金融機関職員専用特別試験の実施

保険業法の改正により、平成13（2001）年４月１日以降、銀行等による一部保険商品の募集が可能となり、さらに平成14年10月より生命保険窓販対象商品の範囲が拡大された。

これにともない、10月の範囲拡大の前後に、大量の金融機関職員が集中して業界共通教育試験を受験することが見込まれ、通常の試験では対応が困難であると想定されたことから、業務委員会において、対応策の検討を行った。

その結果、通常試験とは別に、特別措置として、時限的に「金融機関職員専用特別試験」を実施することを決定した。特別試験の円滑かつ確実な実施・運営を行うために、業務委員会傘下の教育部会に「特別試験実施ワーキンググループ」を、各地方試験委員会に「特別試験委員会」を設置して対応に当たった。

特別試験の内容・実施結果は以下のとおりである。

【実施内容】

①受験対象者

・銀行等金融機関の職員で、生命保険会社が行う所定の研修を履修し、生命保険募集人および変額保険販売資格者の登録を行う予定の者

②試験種類および試験時間（全国同一時間帯）

・一般課程試験・専門課程試験・変額保険販売資格試験（３試験を同時に受験する『統合試験』）：午後３時～５時（120分間）

・一般課程試験のみ：午後３時～４時（60分間）

・試験日程

平成14年７月	4日、18日
8月	8日、20日
9月	3日、19日
10月	3日、17日
11月	6日、14日

【実施結果】（10回合計）

受験申込者数	受験者数	合格者数	受験率	合格率
457,565人 (444,403)	433,446人 (420,749)	369,874人 (357,634)	94.7% (94.7)	85.3% (85.0)

（注）上段は、一般課程試験のみの結果。（　　）内数字は、統合試験の結果

4. 試験事務の合理化・効率化

①「合格情報把握システム」の構築

平成11（1999）年10月、業界共通教育試験の合格状況について、生命保険募集人登録システムと連動することにより、それまで受験申込会社のみに提供していた合格情報を受験申込みを行わない乗合会社各社にも提供できる「合格情報把握システム」を構築し、利便性の向上を図った。同システムの構築にともない、合格情報マスター管理を、会社単位から個人単位に変更する等の改訂を行った。

②一般課程試験解答方式のマークシート（OMR）化

平成13年４月、一般課程試験の解答方式について、それまで文字読取（OCR）方式としていたが、読取機を含めた周辺機器の老朽化、また、銀行の保険窓販解禁を控えた採点処理の高速化の必要性から、マークシート方式へ移行した。

③業界共通各課程（専門・変額・応用・大学・生命保険講座）の試験結果・統計帳票等のウェブ化

平成15年8月以降、試験関係情報提供の迅速化・効率化、ペーパーレス化等を目的に、それまで書面にて提供していた各種帳票等をインターネットで生命保険各社へ提供する「せいほしけんネットシステム」の稼働を開始した。

④「合格情報照会システム」「ウェブ申込システム」等の構築

平成16年4月、「金融庁申請・届出電子化推進アクション・プラン」への対応の一環として、それまで当協会端末にて照会していた専門課程から生命保険講座試験までの合格情報について、「せいほしけんネットシステム」を利用して、生命保険各社の端末から直接照会できる「合格情報照会システム」を構築した。また、平成17年2月より、業界共通試験の申込み・合格発表もウェブ処理し、従来の受験申込書等の提出や書面での合格発表に付随する事務負荷の軽減を図った（平成17年2月度一般課程試験および4月度専門課程・変額保険販売資格試験より順次移行。申込開始は平成17年1月27日）。

5. 生命保険支払専門士試験

「不適切な保険金支払い」等により、生命保険業界に対する契約者や社会からの信頼が揺らいでいたが、適切な保険金等の支払管理態勢確保のためには、支払部門を支える人材の育成が必要不可欠であり、ますます重要な課題となっているとの認識から、生命保険各社の支払担当者の教育充実に向けた取組みに対する支援策の一つとして、業界共通の試験制度を新たに創設することとした。

本試験制度については、試験制度の運営に関する諸規程および運営事務・システムについて詳細検討を行い、平成19（2007）年度より創設・実施した。

6. 募集人資質の向上に向けた取組みについて

教育部会では、平成19（2007）年度より、募集人の資質向上に向けた取組みについて検討を行ってきた。これは、消費者保護に対する意識の高まりや近年の法令改正等を受けて、お客さまに対する保険商品の説明および保険金・給付金等の支払いに関する手続を含めたアフターサービス等を担う生命保険募集人の役割がより一層重要になっていることを踏まえたものである。

検討の結果、①「業界共通教育課程の改訂」、②「継続教育制度の新設」を募集人資質の向上に向けた取組みの二本柱とすることとし、②の「継続教育制度の新設」については、平成20年9月の業務委員会にて機関決定し、その後、一般委員会、理事会への報告を経て、同月19日に、ニュースリリース「生命保険協会の募集人資質の向上に向けた取組みについて」のなかで、①の「業界共通教育課程の改訂」とともに公表した。

公表した概要は以下のとおりである。

①業界共通教育課程の改訂

・従来のファイナンシャル・プランニング・サービス力の向上に重点を置いたカリキュラムを抜本的に改訂し、一般課程、専門課程、応用課程の各課程において、「コンプライアンス、説明責任、保険金支払い等のアフターサービス」に関する内容を充実。

・カリキュラムの改訂に合わせてテキストの改訂も順次実施。

・改訂されたカリキュラムにもとづいた試験は、平成21年度中に順次開始。

②継続教育制度の新設

・目的

生命保険募集人が募集活動等を行うにあたり「お客さま重視・法令等遵守」の視点を持ち続けていくために毎年継続・反復的に教育を受けるための仕組みとして本制度を創設。

・実施時期・サイクル

平成21年４月より順次開始、１年を１サイクルとし、事業年度ごとに毎年実施。

・対象者

原則、事業年度始において募集人登録を行っている全生命保険募集人が対象。

・教育内容

継続教育制度の「標準カリキュラム」は以下の内容で構成。

- コンプライアンスの概念・重要性、および募集人が遵守すべき法令等の概要
- 募集人が適正な保険募集を行うために必要な法令等の知識および実践のための知識
- 保険金・給付金等の支払いを含めた契約後のアフターサービスに関する知識
- 募集代理店、銀行等における保険募集に関するルール

・教材

当協会では、「標準カリキュラム」の内容に準拠した「継続教育制度標準テキスト」を作成・提供。

2. 保険商品の販売・広告等における顧客説明等への対応

1.「生命保険商品に関する適正表示ガイドライン」の策定・公表

公正取引委員会より、平成15（2003）年５月９日、がん保険の入院給付金に係る表示について、景品表示法にもとづく排除命令が個別会社に対して行われた。同日、同委員会より当協会に対し、消費者への適切な情報提供の観点から、会員各社に対し保険商品の適正表示の取組みについて指導を行うとともに、保険業界における適正な表示基準としての公正競争規約の策定を含む表示の適正化への取組みを行うよう要請がなされた。

また、金融庁からも当協会に対し、同日、広告表示等の再点検を行うこと等により広告表示の適正化に向け取り組むよう要請がなされた。その後、金融庁により、６月30日に事務ガイドライン（現在の「保険会社向けの総合的な監督指針」）が改正され、保険商品の広告表示等について、保険会社に対し、内部規定の策定および審査態勢の整備を求めるとともに、当該内部規定の策定に当たっての留意点を示した。

当協会では、これらを踏まえ、生命保険商品の広告表示等の適正化について、業務委員会において検討を行い、10月15日に「生命保険商品に関する適正表示ガイドライン」を策定し、10月29日に公表した。

なお、本ガイドラインは、会員各社が生命保険商品に関する表示を行う際の参考に供するために策定したものであり、適正な表示を確保し一般消費者に著しく優良・有利であるとの誤認を与えないために留意すべき点を定めた業界自主ガイドラインである。

具体的には、保障内容の優良性を表示する場合の必要表示事項、保険料を表示する場合の必要表示事項、加入条件の優良性を表示する場合の留意点、特定用語の使用基準、表示基準を記載している。

本ガイドラインについては、その後適宜見直しを実施し、以下のとおり改正を行った。

適正表示ガイドライン改正状況

項　　目	改正時期	改正内容等
標準生命表改正に伴う対応	平成19年１月30日	平成19年４月１日の標準生命表改正に伴い、個人年金商品の年金開始時点の年金額にかかる部分の改正（追加）
金融商品取引法施行に伴う対応	平成19年９月20日	19年９月30日の金融商品取引法施行に伴い、特定保険契約に関する広告規制に対応するため、広告等の範囲や記載事項、表示の方法等の整理を行い、留意事項について改正（追加）

2.「生命保険商品の募集用の資料等の審査等の体制に関するガイドライン」の策定・公表

公正取引委員会より、平成19（2007）年10月19日、生命保険会社のパンフレットなど募集用の資料等に関する表記について、景品表示法にもとづく排除命令が個別会社に対して行われた。また、金融庁から、平成19年11月16日、保険会社各社に対し、募集用の資料等の作成・審査態勢を適切に構築し、分かりやすい適正な表示を確保するよう要請がなされるとともに、当協会、日本損害保険協会、外国損害保険協会に対して、会員各社の適切な取組みを確保するよう要請がなされた。

当協会では、この要請を踏まえ、委員会や部会の場において会員各社に対し、募集用資料等の作成・審査態勢を構築し、適正な表示を確保するよう徹底を図ったほか、「消費者の声」事務局において、会員各社に対してアンケートを実施のうえ、好取組事例を会員各社にフィードバックし、共有化を図った。

さらに業務委員会および企業保険委員会において、会員各社の好取組事例を参考に、平成20年３月26日、「生命保険商品の募集用の資料等の審査等の体制に関するガイドライン」を新たに策定し、４月18日に公表した。

本ガイドラインは、募集用の資料等の審査に際し、商品特性や販売形態等に応じた適正な表示を確保するための体制、万一誤表記・表記漏れ等が発生した場合に、契約者保護を図る体制等を整備することを目的としている。

3.「契約概要作成ガイドライン」および「注意喚起情報作成ガイドライン」の策定・公表

平成17（2005）年４月、金融庁に「保険商品の販売勧誘のあり方に関する検討チーム」が設

置され、同年７月８日に中間論点整理「保険商品の販売・勧誘時における情報提供のあり方」が公表されたことを受け、平成18年２月28日、「保険会社向けの総合的な監督指針」が改正された。同監督指針では、保険商品の販売・勧誘時に特に説明すべき重要事項として、顧客が保険商品の内容を理解するために必要な情報（契約概要）と、顧客に対して注意喚起すべき情報（注意喚起情報）を分類したうえで説明することが求められるとともに、それぞれの掲載項目も規定された（改正監督指針は平成18年４月１日から適用されたが、その対応については９月30日まで猶予期間が設けられた）。(注)

(注)「保険商品の販売勧誘のあり方に関する検討チーム」でなされた提言のその他の主なものとその対応は以下のとおりである。

中間論点整理「保険商品の販売・勧誘時における情報提供のあり方」平成17年７月８日公表

・消費者が保険商品を購入するにあたって留意すべき事項をわかりやすくまとめた「購入者手引」を作成すること

→生命保険文化センターおよび日本損害保険協会において、「保険契約にあたっての手引」を作成し、平成18年１月23日公表

中間論点整理「適合性原則を踏まえた保険商品の販売・勧誘のあり方」平成18年３月１日公表

・購入しようとする保険商品が顧客のニーズに合致することを確認する書面として「意向確認書面」を作成し顧客に交付等を行うこと

→契約の申込みを行おうとする保険商品が、顧客のニーズに合致した内容であることを確認する機会を確保し、顧客が保険商品を適切に選択・購入できるようにするため、「意向確認書面」の作成・交付等、求められる体制整備について「保険会社向けの総合的な監督指針」の改正により明確化が図られ、平成19年４月１日より実施（同年９月30日まで猶予期間）

最終報告「ニーズに合致した商品選択に資する比較情報のあり方」平成18年６月19日公表

・ニーズに合致した商品選択に資する比較情報の提供を促す環境の整備

→保険商品の内容について、その項目の一部をもって比較する場合や保険料に関する比較を行う場合の留意点等について、「保険会社向けの総合的な監督指針」の改正により明確化が図られ、平成19年７月５日より実施

これを受け、業務委員会および企業保険委員会において検討を行い、平成18年３月７日に「契約概要作成ガイドライン」および「注意喚起情報作成ガイドライン」を策定し、３月13日に公表した。

なお、本ガイドラインは、保険商品が多様化・複雑化している状況を踏まえ、消費者の保険商品の内容などに対する理解促進に資するために必要な情報を記載した媒体、保険会社から消費者に対し注意喚起すべき情報を記載した媒体として、生命保険会社が監督指針において定められた「契約概要」「注意喚起情報」を作成する際の参考に供するために策定した業界自主ガイドラインである。

具体的には、「契約概要作成ガイドライン」では、商品の仕組み、担保内容、引受条件など必要記載事項を定め、あわせて記載例を掲載している。また、「注意喚起情報作成ガイドライン」では、クーリング・オフ、保険金等が支払われない場合、解約と解約返戻金など必要記載事項

を定め、あわせて記載例を掲載している。

本ガイドラインについては、その後適宜見直しを実施し、以下のとおり改正を行った。

ガイドライン改正状況

①契約概要作成ガイドライン

項　　目	改正時期	改正内容等
標準生命表改正に伴う対応	平成19年１月30日	19年４月１日の標準生命表改正に伴い、個人年金商品の年金開始時点の年金額にかかる部分の改正（追加）
金融商品取引法施行に伴う対応	平成19年９月11日	19年９月30日の金融商品取引法施行に伴い、特定保険契約（変額年金商品など）にかかる箇所の改正（削除）

②注意喚起情報作成ガイドライン

項　　目	改正時期	改正内容等
適切な保険金等の支払管理態勢の確立のための対応	平成19年６月13日	「保険金・給付金などの支払いに関する手続き等の留意事項」「複数の保険金・給付金等の支払事由に該当する可能性がある場合には、その旨」等を注意喚起情報として改正（追加）
クーリング・オフに係る保険業法施行令等の改正に伴う対応	平成19年６月13日	19年６月13日のクーリング・オフに係る保険業法施行令等の改正に伴い、保険契約の申込みの撤回等に関する事項の改正（変更）
金融商品取引法施行に伴う対応	平成19年９月11日	19年９月30日の金融商品取引法施行に伴い、特定保険契約（変額年金商品など）にかかる箇所の改正（削除）
契約（責任開始期）前発病不担保条項に関する対応	平成20年７月１日	契約（責任開始期）前発病不担保条項に関する部分の改正（追加）

4. 金融商品取引法制の施行にともなう自主ガイドラインの策定・改正

平成18（2006）年６月14日、証券取引法が改正され、金融商品取引法が成立したが、同時に保険業法も改正され、特定保険契約(注)の募集については、金融商品取引法の行為規制の一部が準用されることとなった。これを受け、当協会では、一般委員会および業務委員会において、金融商品取引法および改正保険業法の施行（平成19年９月30日）に向けた検討を行い、以下の業界自主ガイドラインを策定・改正し、平成19年９月21日に公表した。

(注) 市場リスクを有する生命保険として保険業法第300条の２に定める保険契約（変額保険、変額年金保険、外貨建て保険、市場価格調整（MVA）機能を有する保険等）。なお、特定保険契約は、平成14年10月の銀行等による保険募集の一部解禁により、銀行等に個人年金保険等の募集が認められて以降、変額年金保険を中心に市場が拡大している。

①「市場リスクを有する生命保険の募集に関するガイドライン」の策定

・市場リスクを有する生命保険の募集において、特に留意すべき事項（適正な広告、広告類似行為、勧誘、重要事項の説明、顧客の契約締結意思・ニーズ等の確認、契約成立内容の確認）について記載。

・本ガイドラインの策定にともない、平成12年11月に制定した「『金融商品の販売等に関す

る法律』に関する指針」を廃止。

②「契約締結前交付書面作成ガイドライン」の策定

・特定保険契約を締結しようとする時に、あらかじめ顧客に交付することが求められる契約締結前交付書面を作成する際に留意すべき事項について記載。

・本ガイドラインの策定にともない、「契約概要作成ガイドライン」「注意喚起情報作成ガイドライン」の一部を改正（「特定保険契約」についての記載を削除）。

・本ガイドラインは、平成20年7月1日に一部改正し、契約（責任開始期）前発病不担保条項に関する部分を改正（追加）。

③「生命保険商品に関する適正表示ガイドライン」の改正

・特定保険契約に関する広告規制に対応するため、広告等の範囲や記載事項、表示の方法等の整理を行い、留意事項について追加。

生命保険契約の募集および表示に関するガイドライン体系図（新旧対比）

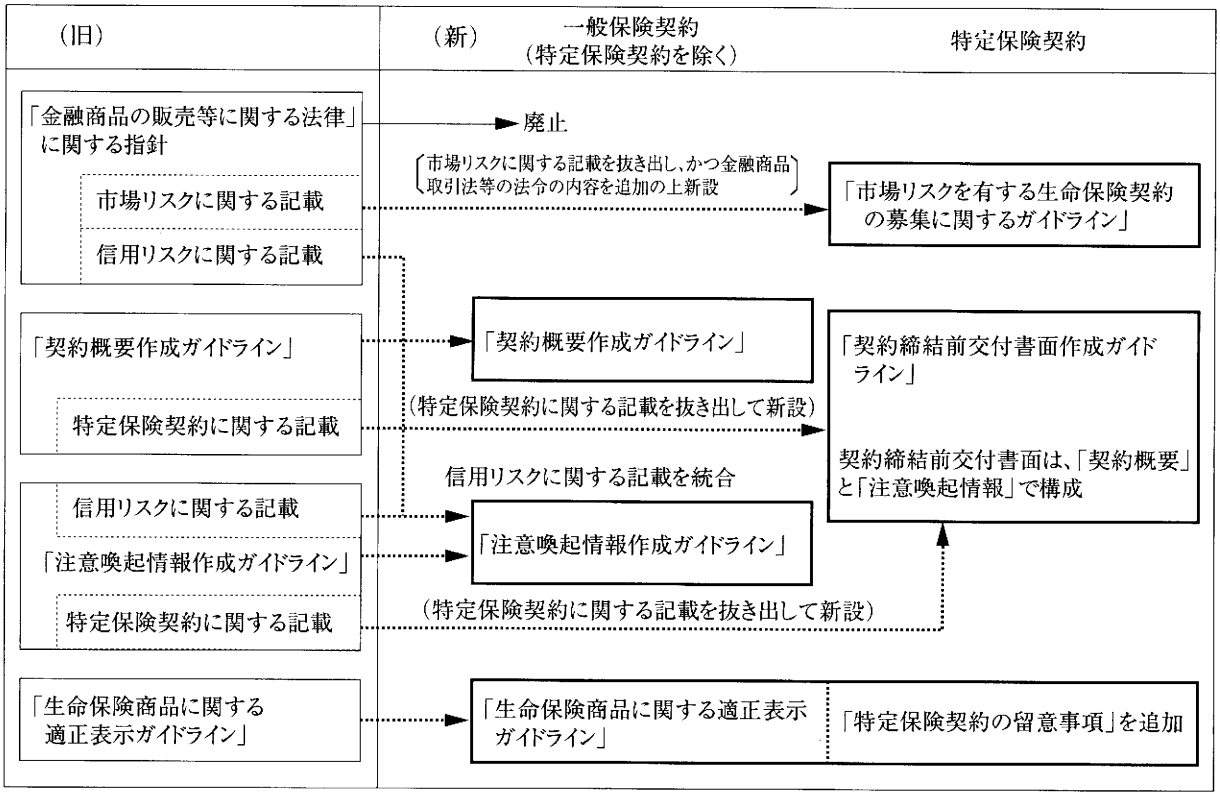

5. 生命保険の販売・勧誘に関する消費者からの相談ダイヤルの設置

平成13（2001）年11月22日、企画部会より業務企画部会あてに、顧客からの相談等の受付・処理体制の充実を図ること等を通じて、不適切な募集行為の未然防止を図ることを目的に、業界の信頼向上に向けて、生命保険相談所の役割等も含めて「販売・勧誘時の顧客対応に関する相談等の協会における受付・処理体制の充実にかかる対応策」について検討依頼を行った。

これを受け、業務委員会において検討を行い、生命保険の販売・勧誘に関する消費者からの相談ダイヤルとして「不適切な販売・勧誘防止のためのホットライン」の設置を決定し、平成14年１月10日より運用を開始した。あわせて、同ダイヤル運営のためのマニュアル「不適切な販売・勧誘防止のためのホットライン運営について」を作成し、会員各社の実務的対応の参考に供した。

6.「みんなが主役、保険商品の比較に関する自由討論会」の開催について

①開催経緯

平成16（2004）年12月に公表された「金融改革プログラム」のなかで「公正な競争を促す適正な比較広告の容認」が掲げられ、本内容については、金融庁内に設置された「保険商品の販売勧誘のあり方に関する検討チーム」において検討が行われた。

平成18年６月19日に、「保険商品の販売勧誘のあり方に関する検討チーム」の最終報告が公表され、同報告書のなかで、比較情報の提供のあり方を整理するとともに、比較情報の提供を促す環境整備を図るための具体的な方策の一つとして、比較情報の提供サービスを行う第三者、消費者、有識者、保険業界、行政当局からなる「自主的な協議会の設置」が提起された。

これを受け、当協会、日本損害保険協会および外国損害保険協会が、「自主的な協議会の設置」について検討を行った結果、「みんなが主役、保険商品の比較に関する自由討論会」を開催することとし、平成19年５月16日にニュースリリースするとともに、討論会専用のホームページを開設した。

本討論会は、「消費者、販売者等の保険商品の比較について関心のあるさまざまな立場の方に参加いただき、消費者利便性・保護の観点から『保険商品の比較を推進するためのルール』『消費者保護の観点から遵守すべきルール』等について、自由に意見表明・交換を行っていただくなかで、あるべき比較情報・比較ルールの在り方を一緒に考えていきたい」という考えのもと、上記３団体が事務局となり、平成19年７月から平成20年５月まで、計４回開催し、延べ392名の参加者があった。

②開催概要

○第１回

開催日時	平成19年７月３日(火) 18：15～20：00
開催場所	社団法人日本損害保険協会 会議室
参加人数	114名
テーマ	特段のテーマを設定せず、広く論点を洗い出すため、保険商品の比較情報に関して、自由に意見交換を実施
内容	・事務局による討論会の運営に関する説明 ・野村修也中央大学法科大学院教授による自由討論会開催までの経緯等の講演 ・事前発言希望者による意見表明 ・参加者による自由意見表明

○第２回

開催日時	平成19年９月20日（木）18：00～20：10
開催場所	社団法人生命保険協会 会議室
参加人数	101名
テーマ	特段のテーマを設定せず、広く論点を洗い出すため、保険商品の比較情報に関して、自由に意見交換を実施
内容	・事前発言希望者による意見表明 ・参加者による自由意見表明

○第３回

開催日時	平成20年１月25日（金）18：00～20：20
開催場所	社団法人日本損害保険協会 会議室
参加人数	85名
テーマ	保険商品を比較する際に必要となる項目
内容	・事務局提供の医療保険の比較表事例に基づく議論 （議論に先立ち、生命保険文化センターから医療保険全般に関する説明を実施） ・事務局提供の自動車保険の比較表事例に基づく議論 （議論に先立ち、討論会事務局から自動車保険全般に関する説明を実施）

○第４回

開催日時	平成20年５月16日（金）18：00～20：05
開催場所	御茶ノ水セントラルビル ５Ｆホール５Ａ会議室
参加人数	92名
テーマ	「比較情報の提供主体」「比較情報利用時の留意点」
内容	・比較情報の提供主体（保険会社、営業職員、代理店（専属・乗合）、保険仲立人、情報提供会社）について、消費者との接点を中心に特徴を説明 ・議論

③参加者

（単位：名）

	第１回	第２回	第３回	第４回	合計
消費者	7	8	15	11	41
保険会社	49	46	34	32	161
代理店	20	15	20	12	67
保険仲立人	4	2	0	13	19
保険募集人	0	1	0	4	5
比較情報提供会社	6	3	4	3	16
学識者	2	4	1	1	8
法曹関係者	1	2	2	1	6
マスコミ	2	3	0	1	6
その他	23	17	9	14	63
合計	114	101	85	92	392

④実施報告書

平成19年７月３日の第１回開催以降、計４回開催された自由討論会で出された、消費者、保険会社、代理店、保険仲立人、保険募集人、比較情報提供会社、学識者、法曹関係者、マスコミ等さまざまな立場の方からの意見を論点別に整理を行ったうえでとりまとめ、比較情報の提供のあり方や比較情報の提供を促す環境整備を図る観点から、平成20年６月19日に「実施報告書」として公表した。

「実施報告書」の内容は以下のとおりである。

「みんなが主役、保険商品の比較に関する自由討論会」の実施報告書の内容

１．比較情報の提供主体について
(1) 保険募集を行うもの（販売者）が比較情報を提供
(2) 保険募集を行わないもの（第三者）が比較情報を提供
２．比較する際に必要となる項目
(1) 比較項目
(2) 比較する方法・条件
(3) 比較情報の活用局面
３．比較情報利用時の留意点
４．その他の論点（比較推進のための環境整備等）
(1) 情報開示
(2) 保険会社からの情報提供
(3) 保険商品の簡素化・標準化
(4) 用語の統一
(5) 比較情報提供による影響

7. 生命保険商品検索コンテンツ「生命保険かんたんナビ」の開発・運営

①開発の経緯

平成19（2007）年６月に大幅に改正した当協会「行動規範」においては、「商品の提案・提供から支払までの適切なお客さま対応の推進」「お客さまや社会との相互理解の促進」等を基本的行動として掲げている。

生命保険業界の信頼回復や情報提供のあり方については、それまで生命保険各社においても個別に対応していたが、前述の「実施報告書」を踏まえ、消費者視点に立った情報提供に向け、当協会としての環境整備について検討を行った。

平成19年12月、業務企画部会、業務委員会は、当協会のホームページ上に会員各社の保険商品等の選択画面を新設し、会員各社のホームページ上での既存の商品解説画面へリンクを設定することにより、消費者自らが商品情報を容易に入手可能となるコンテンツの開発を提案した。

また、前述の「みんなが主役、保険商品の比較に関する自由討論会」において、消費者を中心に業界団体に対し商品に関する情報提供を期待する意見も多く寄せられ、こうした意見も踏まえ業務企画部会において引き続き検討を行った。

平成20年１月、本コンテンツの概要を業務委員会において承認、３月には、実務運営案を業務企画部会において承認し、その後、業務委員会および一般委員会において報告を行った。

このコンテンツは、「生命保険かんたんナビ」として、同年６月20日の理事会に概要を報告後、同日に記者発表し、７月31日に当協会のホームページに掲載した。

②コンテンツの概要等

・目的

当協会ホームページにおいて、会員各社が提供している商品情報へのアクセスルートを構築することにより、消費者が保険商品を選択する初期段階における情報入手方法を拡充し消費者利便性の向上を図る。

・概要

消費者は当協会ホームページ内にある「生命保険かんたんナビ」から、「保障ニーズ」「保険種類」「保険会社」の三つの項目のいずれかから保険商品の検索を行い、選択した商品について確認を行うことが可能となる。

・対象商品

個人保険・個人年金保険

3. 募集人登録事務への対応

1. 登録関係電子化推進アクション・プランへの対応

金融庁が所管する法令にもとづく申請・届出手続の電子化については、「金融庁申請・届出電子化推進アクション・プラン」が策定され、原則として平成15（2003）年度までに、書面による手続に加えオンラインによる手続を開始し、あわせて、手続の簡素化・合理化として、様式・添付書類の見直しを行うことが公表された。

生命保険募集人の登録申請ならびに変更届出等の手続についても、金融庁によって検討・推進されている電子化の対象であったことから、業務委員会および情報システム委員会において、一般課程試験の申込みから登録申請・変更届出等までの登録手続に係る一連の流れの簡素化（電子化により見込まれる実務負担軽減効果など）を含め、登録関係電子化推進アクション・プランの対応についての検討を行った。その結果、平成15年６月５日の業務委員会および６月９日の情報システム委員会において、「登録関係電子化推進アクション・プランへの対応に関するシステム化構想」としてとりまとめ、６月20日の理事会において承認した。

同「システム化構想」における実施項目は、以下のとおりである。

登録申請等電子化アクション・プランへの対応としての実施項目

〔登録申請手続き等の電子化〕
①登録申請に関する各種帳票の電子化
②変更届出に関する各種帳票の電子化
〔登録申請届出項目の見直し〕
③「住所」の削除
④「事務所の名称／所在地」登録の簡略化
⑤「他の業務の種類」登録の簡略化
⑥その他手続きの簡略化
〔変額保険販売資格者登録の電子化〕
⑦変額保険販売資格者登録・抹消届出の電子化
〔協会（LINC）ルールの見直し〕
⑧募集人登録マスターの照会機能のレベルアップ
⑨大量データ処理への対応
⑩乗合代理店管理のレベルアップへの対応
〔一般課程試験、業界共通試験の受験申込み〕
⑪一般課程試験の試験申込手続きの電子化
⑫業界共通試験の試験申込手続きの電子化
〔その他〕
⑬募集人登録マスターと業界共通教育マスターの連動機能の強化
⑭資格取得情報の照会機能のレベルアップ

上記実施項目について、詳細事務・システム設計の検討・策定、システム開発、生命保険各社接続運用試験等を実施し、平成17年２月14日から本稼働した。この結果、従来、生命保険各社が登録申請・届出をする際、登録申請等を支社がとりまとめ、当協会地方事務室に出向き、書類を提出するとともに登録申請等データの端末入力を行っていた一連の手続を、各社本社設置の募集人登録用端末でまとめて行うことができるようになったため、事務が大幅に軽減されることになった。また、これにともない、当協会地方事務室設置の募集人登録用端末の利用頻度が激減したことから、平成19年２月に同端末を撤去した。

２．個人情報保護法施行にともなう運営規則等の新設・改定

業務委員会では、平成17（2005）年４月の個人情報保護法の全面施行にともない、「募集人登録情報照会制度」「合格情報照会制度」「退社者情報登録制度」「変額保険販売資格者登録制度」の各制度を整備し、４月１日付で各制度の規程、規則および事務取扱要領等を新設・改定した。

個人情報保護法施行にともなう運営規則等の新設・改定の概要は、以下のとおりである。

＜概　　要＞

①利用目的

制　　度	利用目的
募集人登録情報照会制度	登録情報の利用により、各社が適正な募集人の申請等を行うことならびに各社および当協会が募集人に係る情報を適切に管理することを助け、各社の業務の健全かつ適切な運営および保険募集の公正を確保し、もって生命保険契約者等の利益の保護および生命保険事業の健全な発展に資すること
合格情報照会制度	受験者情報の利用により、各社が採用する職員等の適格性および資質を判断することを助け、適正な試験運営や有能な人材確保により、各社の業務の健全かつ適切な運営および保険募集の公正を確保し、生命保険契約者等の利益の保護および生命保険事業の健全な発展に資すること
退社者情報登録制度	退社者情報の利用により、各社が採用する職員等の適格性および資質を判断することを助け、各社の業務の健全かつ適切な運営および保険募集の公正を確保し、もって生命保険契約者等の利益の保護および生命保険事業の健全な発展に資すること
変額保険販売資格者登録制度	変額保険販売資格者情報を変額保険販売資格者登録および登録抹消を行うために利用することにより、変額保険契約者の利益保護および募集秩序の維持を図るとともに、変額保険の健全な普及・発展を期すること

②共同して利用する者の範囲

当協会および生命保険会社その他保険業法にもとづき保険の引受けを行う者。

③各責任者の設置

各規則等の定めるところにより、制度管理責任者および事務担当責任者を設置。

④個人データの項目

制　　度	個人データの項目
募集人登録情報照会制度	募集人氏名、氏名コード、性別、生年月日、連絡先、募集人登録番号、代理店登録番号、代理店の名称・住所、代理店管理コード、代理店事務所の名称・住所、代理店母店表示、代理店事務所閉鎖時期、所属代理店事務所、代申会社、代申支社、管理支社、乗合有無、乗合要件未達事由発生時期、クロス特例区分、乗合会社、窓口支社、乗合委託契約時期、乗合会社登録時期、乗合解除時期、兼業、登録の種類、入社時期・委託時期、募集人登録時期、会社登録時期、代理店登録時期、管轄財務局・財務事務所、登録変更および廃業等の事由・発生時期・処理時期、試験免除、変額保険販売資格試験および専門課程試験の受験時期・受験結果、法令等に基づき募集人登録上必要となる項目、その他本制度の目的を達成するために必要となる募集人・代理店または募集人登録の状況に関する項目
合格情報照会制度	氏名、性別、生年月日、連絡先、個人コード、入社時期、退職時期、認定時期、受験番号、受験時期、受験結果、受験会社、会社コード、受講開始時期、受講状況、試験名、募集人登録番号、募集人廃業時期、登録の種類、法令等に基づき募集人登録上必要となる項目、その他本制度の目的を達成するために必要となる募集人または受験の状況に関する項目
退社者情報登録制度	氏名、性別、生年月日、住所、連絡先、退社時期、登録事由、登録時期、登録会社、登録の種類、法令等に基づき募集人登録上必要となる項目、その他本制度の目的を達成するために必要となる募集人または退社の状況に関する項目
変額保険販売資格者登録制度	登録時期、登録番号、氏名、性別、生年月日、連絡先、生命保険募集人登録番号または法人募集代理店代表者の整理番号、販売資格研修の受講状況、届出会社、登録の種類、法令等に基づき募集人登録上必要となる項目、その他本制度の目的を達成するために必要となる募集人または変額保険販売資格者登録の状況に関する項目

⑤利用目的等の本人への通知等

特定共同利用に当たっては、利用目的、共同利用する者の範囲、共同利用する個人データの項目等について、あらかじめ本人に通知するか本人が容易に知り得る状態に置く。

本人が容易に知り得る状態に置く方法としては、当協会および会員各社のホームページに掲載するとともに、当協会作成の試験テキストに記載する。

⑥登録された情報の開示および訂正等・利用停止等ならびに苦情の処理

本人から登録された情報の開示請求があった場合は、特別な事情のない限り、情報を開示する。登録された情報の訂正等または利用停止等の請求や苦情の申出があった場合は、適切に対処する。

また、個人情報保護法対応の一環として、平成18年１月に各社本社設置の募集人登録用端末に個人認証機能（ユーザー情報の登録）を追加するとともに、業務企画部会にて会員各社のユーザー情報の管理・運用方法等を規定した「生命保険募集人登録システム個人認証管理ルール」を策定した。

4. モラルリスク等への対応

昭和50年代に入り、生命保険の普及、保障の大型化、入院保障の付される保険の急速な普及を背景として、被保険者である第三者を事故死と偽装して殺害したうえでの死亡保険金の請求、事故死を装った自殺と思われるもの、故意の怪我、病状を誇張した入院による給付金の詐取、といった生命保険を悪用した犯罪が目立って増加した。

このため、生命保険各社ならびに業界全体で、昭和50年代以降実務と制度の両面において種々の対応策を講じてきた。

生命保険業界における平成10年以降の主な取組みは以下のとおりである。

1. 警察との連携の強化

平成10（1998）年２月４日付の「不良債権回収過程に介入する暴力団等の排除のための警察と金融機関の連携強化について（警察庁・大蔵省連名の通達）」の発出を受け、同月以降、個別事案についての情報連絡ルートの確立やさまざまなレベルでの情報交換会の開催等により、警察当局との連携が強化された。

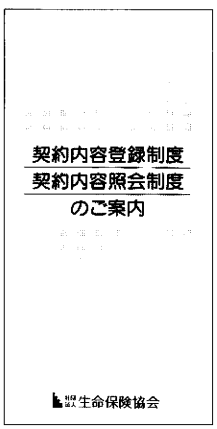

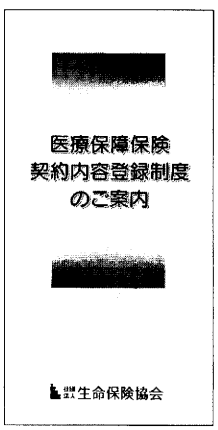

2. 情報交換制度の実施

契約内容登録制度・契約内容照会制度

平成14（2002）年４月、生命保険業界内の「契約内容登録制度」に登録されている契約情報と全国共済農業協同組合連合会（JA共済）の契約情報を相互に照会する

「契約内容照会制度」を創設し、実施した。

制度概要は以下のとおりである。

・一定基準以上の保険契約の申込みがあった場合に、生命保険会社・JA共済は、次の項目を生命保険協会の「登録センター」に登録する。登録期間は５年。
保険契約者・被保険者の氏名・生年月日・性別・住所（市・区・郡まで）・死亡保険金額および災害死亡保険金額・入院給付金の種類および日額・契約日・取扱会社
・生命保険会社、JA共済は、登録された内容を相互に照会し、契約の引受けの判断ならびに保険金等の支払いの判断の参考とする。

3. 支払査定時照会制度の実施

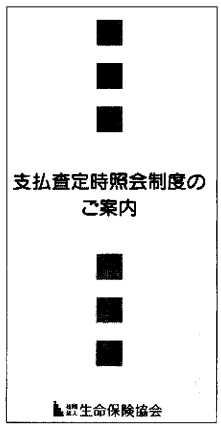

モラルリスク対策のさらなる強化を図るため、当協会では、平成17（2005）年１月、主として保険契約引受時の対策として実施してきた契約内容登録制度（契約内容照会制度）に加え、支払査定時の情報交換制度として「支払査定時照会制度」を創設し、実施した。

なお、より実効性を高めるため、本制度には、生命保険全社に加え、全国共済農業協同組合連合会（JA共済）、全国労働者共済生活協同組合連合会（全労済）および日本生活協同組合連合会（日本生協連）の３共済団体も参加している。

制度概要は以下のとおりである。

・死亡保険金・入院給付金等の支払査定時等において、参加会社がモラルリスク対策上必要と判断する場合、生命保険協会が運営するネットワークセンターを経由して、他の参加会社に対し、同一被保険者の契約内容（死亡保険金・入院給付金等）等に関する情報を照会し、回答を得て、支払等の判断の参考とするもの。
＜照会・回答項目＞
(1) 照会項目
・被保険者の氏名、性別、生年月日、住所（市、区、郡まで）
・契約日、保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（照会を受けた日から５年以内のもの）
(2) 回答項目
保険契約者・死亡保険金受取人等の氏名、被保険者との続柄、死亡（災害死亡）保険金額、各特約内容

4. その他の取組み

当協会では、さらなるモラルリスク対策として、保険契約者が保険金を不法に取得する目的を持って保険契約を締結したときに、その保険契約を無効とし、既に払い込まれた保険料を返

還しないこととする約款規定を導入した（平成15（2003）年以降会員各社において順次約款に規定化）。

従来、生命保険会社は、不法に保険金を取得する目的でなされた保険契約は、公序良俗に反するものとして無効を主張していたが、約款規定に明記することにより、こうした不法契約を排除する姿勢をより鮮明にしたものである。

5. マネー・ローンダリング／テロ資金供与防止に向けた取組み

1. マネー・ローンダリング／テロ資金供与防止の必要性

国民生活の安全と平穏を確保し、経済活動の健全な発展を維持するためには、犯罪による収益の移転や、テロ行為などへの資金の供与を防ぐことが必要である。マネー・ローンダリング（注1）／テロ資金供与（注2）を放置しておくと、犯罪による収益が新たな犯罪のために使用されて犯罪が繰り返されることになったり、犯罪組織の維持・拡大に使用されたりして、組織的な犯罪を増加させるおそれがある。

また、「汚れた資金」が会社経営権の取得などのために使用されると、合法的な経済活動に犯罪組織が介入、支配する足がかりとなり、健全な経済活動にとって大きな障害となるおそれもある。

こうした事態を招かないようにするため、マネー・ローンダリング／テロ資金供与の防止を通じて、資金面から犯罪組織、犯罪行為の撲滅を図ることが、国際的にも必要となっている。

（注1）マネー・ローンダリング（資金洗浄）とは、「違法な起源の収益源泉を隠すこと」、すなわち犯罪行為で得た「汚れた資金」を正当な取引で得た「きれいな資金」のように見せかける行為（仮装）や、金融商品などに形態を変えてその出所を隠したりする行為（隠匿）をいう。

（注2）テロ資金供与とは、爆弾テロやハイジャックなどのテロ行為の実行を目的として、そのために必要な資金をテロリストに提供することをいう。架空名義口座を利用したり、正規の取引を装ったりして集めた資金がテロリストの手にわたることが分らないようにされている。このように、テロ資金供与はお金の流れを隠す点でマネー・ローンダリングと共通している。

2. マネー・ローンダリング対策に関する国際的な動向

マネー・ローンダリング対策は、当初麻薬問題に関連して取り上げられた。昭和63（1988）年12月に採択された「麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約」（麻薬新条約）では、薬物犯罪収益に係るマネー・ローンダリング行為を犯罪とすることが各国に義務づけられた。その後、平成元年7月に開催されたアルシュ・サミットの合意により設立された「金融活動作業部会（FATF）（注）」によりマネー・ローンダリング対策として平成2年に「40の勧告」が提言された。

「40の勧告」では、マネー・ローンダリングを取り締まる国内法制の整備、金融機関等に対して顧客の本人確認および疑わしい取引に関する措置が各国に求められた。

また、疑わしい取引の届出に係る情報を犯罪捜査等に効果的に結びつけるためには、金融機関等からの届出情報を一元的に集約し、整理・分析して捜査機関等に提供する機関、すなわち「FIU（Financial Intelligence Unit）」設置の必要性が認識され、平成10年３月に開催されたバーミンガム・サミットでは、参加国間でFIU設置の合意がなされた。

（注）FATFは、平成13年９月11日の米国同時多発テロ発生後、テロ資金対策も活動範囲に加える決定をするとともに、新たなテロ資金対策の国際的な基準というべき「８の特別勧告」（平成16年10月には「９の特別勧告」）を提言した。この特別勧告は「国連諸文書の速やかな批准・履行、テロ資金供与の犯罪化、テロリズムに関係する疑わしい取引の届出の義務化」等を内容とするものである。

近年、マネー・ローンダリングの手法と技術は対策の発達に対応して変化しており、真の所有者や違法な収益の管理を隠すために法人を利用する事例が増加してきたことなど、犯罪技術が精巧に複合化してきたことから、FATFでは、これまでの「40の勧告」を再検討、マネー・ローンダリング対策およびテロ資金供与対策の新たな枠組みを構築すべく、平成17年６月に、新たな「40の勧告」が発表された。このFATF勧告が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の現在の国際的基準になっている。

3. 保険会社に要請されるマネー・ローンダリング／テロ資金供与対策の概要

保険会社が顧客と保険契約を締結するに当たり、顧客の本人確認をすることは、契約が不成立となるなどの危険を回避する観点から当然に実施すべきことであるが、マネー・ローンダリング／テロ資金供与対策のためにも、取引の相手方の身元を正確に確認・把握することが重要となる。

本人確認について、過去においては、大蔵省銀行局通達（平成４（1992）年７月１日付蔵銀第1283号「麻薬等の薬物の不正取引に伴うマネー・ローンダリングの防止について」）にもとづいて本人確認を行っていたが、平成15年１月に金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律が施行されたことにともない、保険会社を含む金融機関等は、契約締結等の際に顧客の本人確認を行うことが法律上義務づけられた。

また、犯罪による収益の移転防止に関する法律にもとづく「疑わしい取引の届出制度」(注)はマネー・ローンダリングを防止するための対策の一つであり、金融機関等から犯罪収益に係る取引に関する情報を集めて捜査に役立てること、金融機関等のサービスが犯罪者によって利用されることを防止し、金融機関や金融システムの健全性およびこれらに対する信頼を確保しようとすることが目的とされている。

保険会社も金融機関の一つとして、犯罪による収益の移転防止に関する法律にもとづき、取引の相手方がマネー・ローンダリング行為を行っていると疑われる場合には、金融庁へ届け出なければならない。なお、疑わしい取引の参考事例は金融庁ホームページに掲載されている。

（注）平成20年３月以前は、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（組織的犯罪処罰法）にもとづき届出を実施。

（参考）業態別疑わしい取引の届出件数

区　分	2004年		2005年		2006年		2007年	
	件	%	件	%	件	%	件	%
銀行	82,325	86.37	85,248	86.17	93,426	82.05	133,699	84.60
信用金庫・信用組合	8,119	8.52	7,010	7.09	8,136	7.15	10,237	6.48
保険会社	16	0.02	19	0.02	33	0.03	48	0.03
証券会社	339	0.36	572	0.58	656	0.58	1,174	0.74
農林等	40	0.04	92	0.09	89	0.08	294	0.19
労働金庫	109	0.11	128	0.13	86	0.08	189	0.12
貸金	1,152	1.21	1,175	1.19	805	0.71	397	0.25
日本郵政公社	3,159	3.31	4,555	4.60	10,509	9.23	11,859	7.50
その他	56	0.06	136	0.13	120	0.11	144	0.09
合計	95,315	100	98,935	100	113,860	100	158,041	100

（出典：警察庁ホームページ）

6. 本人確認法の施行とそれにともなう対応

1. 本人確認法

本人確認法とは、「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」に、預金口座の不正利用を行った者に罰則を加えた「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」の通称である。

平成15（2003）年１月６日、「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律（本人確認法）」が施行された。平成16年12月30日には、「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」に題名が変更されるとともに、他人になりすまして口座を開設する行為や、他に譲渡する目的で口座を開設したり、口座を譲り渡したり譲り受けるなどの行為に罰則が設けられることとなった。

さらに平成18年９月22日に10万円を超える現金送金等に本人確認を義務づけるように改正された法律が公布され、平成19年１月４日より施行された。

2. 業界の取組み

生命保険業界では、平成14（2002）年２月に同法案に対する以下の内容の要望をとりまとめ、金融庁あてに提出した。

項　目	法案の概要	要望事項
対象となる金融機関等	疑わしい取引の届出対象金融機関等と同一	全労済・全生協等も法案の対象とすべき
本人確認を要する取引 （主なものを抜粋）	保険契約の締結 締結時に本人確認した保険契約の保険金支払い 金銭の貸付け 金銭を借り受ける権利の付与を内容とする契約の締結	契約の範囲は貯蓄性商品等に限定すべき 契約者貸付を適用除外として欲しい

	200万円を超える大口現金取引	
本人確認方法	本人確認書類の提示を受ける方法（除、住民票等） 住民票等の提示を受け、書留・配達記録郵便による送付方法 本人確認書類の送付を受け、書留・配達記録郵便による送付方法 本人限定受取郵便による送付方法	本人確認書類の「写し」を認めて欲しい 書留・配達記録郵便ではなく普通郵便を認めて欲しい
本人確認記録の作成・保存	本人確認を行った場合は本人特定事項(注)を記録して7年間保存する（取引の性格上継続的な取引については取引終了後から7年間保存する必要） (注) 個人：氏名、住居、生年月日 法人：名称、本店又は主たる事務所の所在地	
取引記録の作成・保存	少額の取引を除くすべての取引について、取引日、取引の種別、金額等を記録して7年間保存する	本人確認を行った取引に限定すべき

本人確認法が施行されたことを受け、金融機関等に対し、①顧客との間で預貯金契約の締結等の取引を行う際に当該顧客の本人特定事項（自然人は氏名、住居および生年月日、法人は名称および本店または主たる事務所の所在地）を確認し、その記録を作成・保存すること、②取引の記録を作成し保存すること、が義務づけられることとなった。

当協会では本人確認法の施行を受け、新聞広告の実施、TBSラジオ「生命保険なるほど教室」、当協会ホームページにおける対応、などのパブリシティ対応を行った。

また、生命保険会社においては、次のいずれかの方法により対応を図ることとした。

①各社ホームページにおいて、当協会ホームページ掲載内容と同様のページを作成し掲載。

②ホームページ用バナー等を作成し、当協会ホームページ（該当ページ）へリンク。

さらに、ポスター（店頭掲示用）およびチラシ（営業職員用）を作成した。

7. 犯罪による収益の移転防止に関する法律の施行

1. 犯罪収益移転防止法の施行

近年になり、マネー・ローンダリングは金融機関以外の事業者を利用するなど、その手口にも変化がみられるようになっており、FATF勧告においては、措置を講ずべき事業者の範囲を金融機関以外に拡大することが求められている。

このような情勢から、平成19（2007）年3月に「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（「犯罪収益移転防止法」）が成立し、対象事業者が金融機関等から、ファイナンスリース事業者、クレジットカード事業者、宅地建物取引業者、宝石・貴金属等取扱事業者、郵便物受取サービス業者・電話受付代行業者、司法書士、行政書士、公認会計士、税理士、弁護士、などに拡大されることになった。

また、4月には、金融庁（特定金融情報室）に設置されていたFIU機能が国家公安委員会・警察庁（犯罪収益移転防止管理官）に移管され、警察庁刑事局組織犯罪対策部に置かれた犯罪収益移転防止管理官が、わが国の新たなFIUとして同法に定められた国家公安委員会の事務を補佐する役割を担うこととなった。

さらに、平成20年3月、犯罪収益移転防止法の全面的な施行にともない、従来は「本人確認法」「組織的犯罪処罰法」にもとづいて行われていた顧客等の本人確認、および「疑わしい取引の届出」については、同法にもとづき実施されることとなった。これにより、本人確認法および組織的犯罪処罰法第5章（疑わしい取引の届出）は廃止、削除された。

2. マネー・ローンダリング／テロ資金供与対策ハンドブックの改訂

平成20（2008）年3月に、「犯罪収益移転防止法」が全面施行され、あわせて、「本人確認法」の廃止、「組織的犯罪処罰法」の改正が行われたことなどから、平成20年5月8日の一般委員会において、平成12年作成の「マネー・ローンダリング対策ハンドブック」および「Q＆A」（営業職員向け）について、所要の改訂を行った。

この改訂では、マネー・ローンダリングの防止のみならず、テロ資金供与の防止も求められている現状にかんがみ、「マネー・ローンダリング対策ハンドブック」から「マネー・ローンダリング／テロ資金供与対策ハンドブック」に名称を変更し、新たに、テロ資金供与対策の趣旨および必要性、FATFによる特別勧告の提言の経緯、犯罪収益移転防止法の概要、本人確認義務や疑わしい取引の届出義務を負う対象事業者の拡大、本人確認書類の詳細、疑わしい取引の届出方法などについて解説を加える一方で、FATFの「9の特別勧告」の抜粋版を追加し、前提犯罪一覧を削除するなどの対応を行った。

第７章　社会的責任の遂行と社会貢献活動の推進

1. 社会的責任（SR）に向けた取組み

生命保険事業は、国民生活の安定・向上および経済の発展に密接なかかわりを持つ公共性の高い事業であり、その活動を通じ社会公共の福祉の増進に資するという社会的使命を有している。また、当協会は「生命保険業の健全な発達及び信頼性の維持」（定款第２条）を目的としているが、これは生命保険事業が社会的役割と責任を果たすことで、その事業価値を向上させることを意味しており、当協会の活動においても、社会的責任（Social Responsibility＝SR）の遂行が強く求められている。

このような認識のもと、平成18（2006）年７月の生保協会長所信において、当協会の活動全般について、社会的責任の遂行という観点をより意識し、また社会に貢献し続ける姿勢を「生命保険協会のSR活動」と位置づけ、重点的に取り組むこと、および当協会の活動に関する認知度向上に努める旨を表明した。

当協会では、社会的責任を果たすため、コンプライアンスの推進に向けた取組みや社会貢献活動を進めてきたほか、他の章で記載している事業・活動においても、常に、社会的責任の遂行という観点を意識した活動を行ってきた。

1. 行動規範・指針・ガイドライン等の策定

当協会では、会員各社やその役職員が、事業経営および業務の遂行に当たって遵守すべき行動規範や指針、ならびに会員各社における契約の締結から保険金等の支払いに至る適正な実務の参考に供するガイドライン等を策定してきた。

「行動規範」の見直し

生命保険事業は、国民生活の安定・福祉の増進を使命とし、その活動は社会全体、国民生活全体にわたって広く密接に関連していることから、当協会は、会員各社およびその役職員が事業の経営、業務の遂行に当たって遵守すべき原則・規準を定めることを目的に、平成３（1991）年６月に「生命保険事業における行動規範」を定めた。

その後、法令遵守・内部統制の強化や利用者保護の徹底・利用者利便の向上に向けた態勢整備の強化などが求められ、生命保険事業を取り巻く環境が変化したこと、生命保険事業に対する社会的役割・責任の重要性が増していることなどを受け、平成19年６月、「生命保険事業における行動規範」の全面的な見直しを行い、新しい「行動規範」を定めた。

新しい「行動規範」では、「お客さま本位の行動」「コンプライアンスと高い企業倫理に基づく行動」「社会的責任に基づく行動」を「行動原則」として定め、これらに則って「基本的行動」を定めるとともに、それぞれの「基本的行動」ごとに、具体的な内容を定めた。

なお、見直しに際しては、これまで策定してきた「生命保険会社の資産運用における行動規範」（平成３年４月制定）、「生命保険会社の顧客情報の取扱いにおける行動規範」（平成４年２月制定）および「生命保険募集における行動規範」（平成８年３月制定）の趣旨を、新しい「行動規範」に反映させ、一本化したうえで、これらの行動規範を廃止した。新しい「行動規範」の内容は以下のとおりである。

行動規範

生命保険事業は、国民生活の安定・向上および経済の発展に密接な関わりを持つ公共性の高い事業であり、その活動を通じ社会公共の福祉の増進に資するという社会的使命を有している。

生命保険会社が、お客さまからの負託や社会からの期待に応え、社会的責任を果たすためには、健全な業務運営を通じて得られるお客さまや社会からの信頼が基礎となることから、確固たる信頼の確立に向けて、生命保険協会は「行動原則」および「基本的行動」からなる行動規範を定める。

生命保険会社各社およびその役職員は、本行動規範を遵守するとともに、経営者自らが率先垂範し、すべての役職員の業務遂行にあたっても遵守されるよう努め、企業倫理を徹底することとする。

Ⅰ．行動原則

生命保険会社各社の事業経営及びその役職員の業務遂行における、原則・規準とすべき行動を次のとおり定める。

１．お客さま本位の行動

２．コンプライアンスと高い企業倫理に基づく行動

３．社会的責任に基づく行動

Ⅱ．基本的行動

前記「行動原則」に則って、次の「基本的行動」を定める。

１．商品の提案・提供から支払いまでの適切なお客さま対応の推進

お客さまからの満足と信頼が得られるよう、お客さまのニーズに応える質の高い商品およびお客さまの視点に立ったサービスを提供するとともに、保険金等のお支払いを適切に行う。

①お客さまのニーズを的確に把握し、「安心」を確実にお届けできる質の高い商品の開発・提供に努める。

②勧誘方針を策定・公表し、勧誘が適正に行われることを確保するための措置を講じる。また、お客さまに商品内容を正しくご理解いただくよう、適切かつ十分な説明を行い、お客さまに最適な商品を選択いただくよう努める。

③「ご契約時」から「ご請求時・支払時」等の全契約期間にわたって、お客さまにご契約内容や各種お手続きに関する情報を、適時に分かりやすく提供する。

④保険金・給付金等のお支払いは、生命保険事業における最も基本的かつ重要な機能であることを認識し、迅速・正確・公平・丁寧に行い、お支払いできない場合には、十分な説明を行い、お客さまにご理解・ご納得いただくよう努める。

⑤商品・サービスの提供から保険金等の支払いに至るまで、お客さまの視点に立った適切な対応が行える職員の育成に努める。

２．お客さまや社会との相互理解の促進

お客さまや社会に対し、事業活動に関する情報を正確かつ積極的に伝えるとともに、広くお客さまの声を捉えた上で、誠実に対応し、経営に反映する。

①お客さまや社会に対し、経営状況、お客さまから寄せられた声への取組み等の事業活動に関する情報を正確かつ積極的に提供し、生命保険事業を正しくご理解いただけるよう努める。

②広くお客さまの声を捉え、ご意見、ご要望等に対して、誠実に対応し、商品・サービスや業務等の改善につなげる。

３．お客さま情報の適正な取扱いと保護の徹底

生命保険事業におけるお客さま情報の重要性を認識し、適正な取扱いを行うとともに、保護を徹底する。

①お客さまの生命・身体・財産等に関する重要な個人情報を取扱っていることを認識し、お客さまに安心して情報を提供いただけるよう、お客さま情報の適正な取扱いを行うとともに、保護を徹底する。

②各種取引を通じて得た企業・団体等の情報についても、重要性を認識し、適正な取扱いを行うとともに、保護を徹底する。

③個人情報については、個人情報保護法や、金融庁および当会が定めるガイドライン、指針等の法令・規定等に基づき適正に取扱う。

４．コンプライアンスの推進

お客さまと社会からの確固たる信頼を確立するため、あらゆる法令をはじめ、社会的規範を遵守した公正な事業活動を行う。

①保険契約者・消費者等の保護を目的としたあらゆる法令をはじめ、社会的規範を遵守し、公正な事業活動を行う。

②独占禁止法等を遵守し、公正かつ自由な競争を行い、お客さまの利益の保護と市場の健全な発達の促進に努める。

③国際的な事業活動においても、国際ルールや法令はもとより、現地の文化を尊重し、現地の社会・経済に与える影響に配慮した行動をとる。

５．反社会的勢力との対決

市民社会の秩序や安全に脅威を与えるような反社会的勢力とは断固として対決する。

①反社会的勢力からの不当な要求に対して、断固として応じない。
②テロ資金供与やマネー・ローンダリング防止に向け、お客さまの本人確認や疑わしい取引の届出等、適切な対応を行う。

6．社会性等に配慮した安全・有利な資産運用の遂行
社会性・公共性に配慮し、安全性・有利性を求めた資産運用を行う。

①お客さまからの負託に応えるため、安全性とともに有利性を求めた資産運用を行う。
②生命保険事業の公共性にかんがみ、社会性・公共性にも十分配慮した資産運用を行う。
③国内外の金融・資本市場等における主要な参加者として、各市場や経済に与える影響も考慮しつつ資産運用を行う。

7．環境問題への取組みの推進
環境問題への取組みは人類共通の重要課題であるとの認識に立ち、自主的かつ積極的に取組む。

①事業活動における省資源・省エネルギーの推進等、環境問題に自主的かつ積極的に取組む。
②役職員に対する環境教育を通じた意識向上を図るとともに、環境保全活動に参画できるよう支援に努める。

8．社会貢献活動の推進
自らの活動の基盤となる社会の健全かつ持続的な発展に向け、「良き企業市民」として社会貢献活動に積極的に取組む。

①豊かで安心感あふれる社会をつくるために、自らが地域社会の一員であることを自覚し、「良き企業市民」として、社会の健全かつ持続的な発展に向け、社会貢献活動に積極的に取組む。
②NPO・NGO、地域社会等との連携や、業界・経済界としての社会貢献活動に参画する等により、社会的な課題の解決に向けた貢献に努める。

9．職員の人権尊重と活力ある職場環境の実現
職員の人権を尊重するとともに、個々の能力が十分に発揮できる、働きやすい職場環境を確保する。

①職員の人権やプライバシーを尊重するとともに、差別やハラスメントのない公平な職場環境を確保する。
②職員のキャリア形成や能力開発等により、職員個々の能力向上を図るとともに、その能力が十分に発揮できる活力ある職場環境を確保する。
③少子高齢化の進展に鑑み、出産・育児・介護に携わる職員の支援や、柔軟な働き方を推進し、働きやすい職場環境を確保する。
④多様な人材の社会参画を支援するような雇用促進に努める。

10. リスク管理の徹底
お客さまに対する責務を確実に履行し信頼が得られるよう、経営者のリーダーシップのもとでリスク管理を徹底し、適切な運営および継続的な改善を行う。

①お客さまに対する責務を確実に履行するため、経営者のリーダーシップのもと、各種リスクを把握・評価し、的確な対応が行えるようリスク管理態勢を構築し、それが適切に機能しているかを検証し、継続的な改善を行う。
②保険引受リスク、資産運用リスク、事務リスク、システムリスク等、各種リスクの特性に応じたリスク管理を徹底する。
③通常のリスク管理だけでは対処できないような事態に備え、危機管理、大規模災害に対応したリスク管理態勢を構築し、事務処理を円滑に行い保険金等の支払いを確実に行えるような体制を整備する。

11. 再発防止の徹底と説明責任の遂行
お客さまや社会に影響を及ぼす事態が発生したときには、経営者の強いリーダーシップのもと、徹底した原因究明と再発防止に努めるとともに、お客さまや社会に対する説明責任を果たす。

①お客さまや社会に影響を及ぼす事態が発生した際に迅速かつ適切な対応がとれるよう、マニュアル等の整備による社内体制を整備する。
②お客さまや社会に影響を及ぼす事態が発生したときには、経営者自らの責任の下で、事実調査と原因究明を行い、信頼回復に向けて迅速かつ適切な対応と徹底した再発防止に努める。また、お客さまや社会に対して明確かつ迅速な説明を行い、説明責任を果たす。

以　上

行動規範・指針・ガイドライン等の位置づけの明確化

当協会では、理事会および各委員会において、行動規範、指針およびガイドライン等を策定してきたが、一層のコンプライアンスの推進を図るため、上記行動規範の見直しとあわせ、行動規範を「会員各社の事業経営およびその役職員の業務遂行に当たって遵守すべき基本的な事項をとりまとめたもの」と改めて位置づけたほか、指針およびガイドライン等の位置づけや意思決定機関を原則として以下のとおり整理した。

	位置づけ	意思決定	具体例
行動規範	会員各社の事業経営およびその役職員の業務遂行に当たって遵守すべき基本的な事項をとりまとめたもの。	理事会	「行動規範」
指針	行動規範または関連法令等に基づき、個別の課題について、会員各社が遵守する個別・具体的な事項をとりまとめたも	理事会	「生命保険業界の環境問題における行動指針」 「生命保険業における個人情報保護のための取扱指針について（生保指針）」

	の。		「生命保険業における個人情報のための安全管理措置等についての実務指針（生保安全管理実務指針）」
ガイドライン等	会員各社において適切な経営がなされるよう、具体的な実務取扱い等を参考としてとりまとめたもの。	各委員会	後掲記載のガイドライン 生命保険業界の環境行動計画 等

指針・ガイドライン等の策定

当協会では、「契約の締結から保険金等の支払いに至るまで」の各段階において、会員各社において適切な対応がなされるよう、会員各社やその役職員が参考とすべき実務上の取扱いや留意点をとりまとめた指針やガイドライン等を策定してきた。

当協会が定めている主な指針・ガイドライン等は、以下のとおりである。

表示	生命保険商品に関する適正表示ガイドライン【平成15.10.15制定・19.9.20改正】
	生命保険を正しくご理解いただくために、募集用資料等（広告を含む）について、消費者に著しく優良・有利であるとの誤認を与えないための表示ルールを定めたもの
	生命保険商品の募集用の資料等の審査等の体制に関するガイドライン【20.3.26制定】
	募集用の資料等（広告も含む）の審査に際し、商品特性や販売形態等に応じた適正な表示を確保するための体制、万一誤表記、表示漏れ等が発生した場合における契約者保護体制等の整備を定めたもの
募集	契約概要作成ガイドライン【18.3.7制定・19.9.11改正】
	ご加入を検討している保険商品の内容などに対する理解促進に資するために必要な情報（例えば、商品の仕組み、保険期間、主な支払事由、保険料に関する事項等）を記載した「契約概要」を作成する際の記載例等を定めたもの
	注意喚起情報作成ガイドライン【18.3.7制定・20.7.1改正】
	ご加入を検討している保険商品について、ご加入に際して、特に注意を要するべき情報（例えば、クーリング・オフ、告知義務、責任開始期、保険金が支払われない場合等）を記載した「注意喚起情報」を作成する際の記載例等を定めたもの
	市場リスクを有する生命保険の募集に関するガイドライン【19.9.14制定】
	市場リスクを有する生命保険の募集において、特に留意すべき事項として、適正な広告・広告類似行為、勧誘、重要事項の説明、顧客の契約締結意思・ニーズ等の確認、契約成立内容の確認について定めたもの
	契約締結前交付書面作成ガイドライン【19.9.11制定・20.7.1改正】
	特定保険契約を締結しようとする時に、あらかじめ顧客に交付することが求められる書面を作成する際に留意すべき事項について定めたもの
引受	正しい告知を受けるための対応に関するガイドライン【17.6.30制定・20.5.29改正】
	ご加入に際して、健康状態、身体の障害や職業等について保険会社がお尋ねした事項について、正しく告知をされなかったことにより、保険金等のお支払いができないことがある。このため、ご契約に際し、お客さまに告知の重要性をご理解いただき、適切に告知をいただく等、正しく生命保険にご加入いただくために生命保険会社が講じる措置を定めたもの
支払	保険金等の支払いを適切に行うための対応に関するガイドライン【18.1.27制定・20.6.26改正】
	お客さまが生命保険に加入する主な目的は万が一の場合における保障の確保であり、保険金等の支払いは生命保険事業における最も基本的かつ重要な機能であるとの認識のもと、保険金の支払業務を迅速かつ適切に行うための留意点、請求受付・案内時および保険金等をお支払いできない場合におけるお客さまへの説明のあり方等について定めたもの
	保険金等の請求案内事務に関するガイドライン【20.11.17制定】
	保険金等の支払いが適時適切に遂行されるよう、特に保険金等の請求案内事務に関する基本的な考え方を定めたもの

	保険金等の請求案内事務に関する好取組事例集【20.11.17作成】
	会員各社の取組事例をアンケート等で収集し、好取組事例についてとりまとめたもの
	診断書様式作成にあたってのガイドライン【19.９.14制定】
	会員各社が保険金・給付金等の支払漏れ・案内漏れを防止する観点から、保険金・給付金等請求時の必要書類である診断書様式の作成に当たっての基本的考え方・留意すべき事項について定めたもの
	告知義務違反に詐欺無効を適用するに当たっての留意点（非公表）【17.６.30制定】
	生命保険約款で定める「詐欺無効規定」の適用が妥当と考えられる類型を明らかにするとともに、適用にあたっての留意点、募集時および適用時における説明のあり方について整理し、詐欺無効規定の適用の適正化を図ったもの
個人情報保護	生命保険業における個人情報保護のための取扱指針（「生保指針」）【昭和62.７.17制定・平成17.２.18全面改正（17.４.１施行）20.12.19改正】
	利用目的の特定、センシティブ（機微）情報の取扱い、個人情報の取得、第三者への提供、本人からの開示・訂正等の手続等について「個人情報の保護に関する法律」の規定・趣旨に基づき、会員会社における個人情報の適正な取扱方法を定めたもの
	生命保険業における個人情報保護のための安全管理措置等についての実務指針（「生保安全管理実務指針」）【17.２.18制定（17.４.１施行）】
	個人データを安全に管理するために必要な社内の取扱規程および管理の整備等、会員各社における実務的な取扱方法を定めたもの
その他	消費者信用団体生命保険の実務運営に関するガイドライン【18.９.29制定・19.12.19改正】
	消費者金融等の融資において利用される消費者信用団体生命保険について、被保険者の同意取得のあり方、契約概要・注意喚起情報の記載内容、保険申込書における同意取得の際の留意点等について定めたもの

2. 独占禁止法遵守体制の構築

当協会では、「独占禁止法遵守の基本方針」（平成８（1996）年２月16日理事会決定）に沿って、独占禁止法遵守体制を構築してきた。また、会員各社における独占禁止法の理解を促進し、独占禁止法遵守体制の構築の参考に供するため、「生命保険会社の公正取引に関する手引」を平成８年２月に策定した。

平成18年７月には、その後の独占禁止法の改正を反映させること、当協会で策定しているガイドライン等と独占禁止法の関係を明確化することを目的に、「生命保険会社の公正取引に関する手引」の全面的な見直しを行った。

当協会は、本手引きの見直しを機に、会員各社に対して、各社で作成している独占禁止法のコンプライアンス・プログラムや遵守マニュアルを確認のうえ、必要に応じて改訂等を行うことで、独占禁止法の理解を深め、独占禁止法遵守体制をより一層強化するよう徹底した。

3. 個人情報保護法への対応

生保指針・生保安全管理実務指針の策定

「個人情報の保護に関する法律」は、平成15（2003）年５月23日に成立し、５月30日に公布されるとともに、同日、個人情報取扱事業者の義務等に関する規定を除き施行された。その後、個人情報取扱事業者の義務等に関する規定については、平成17年４月１日より施行された。

また、金融庁において、個人情報保護法の全面施行に先立ち、「金融分野における個人情報保

護に関するガイドライン」（平成16年12月６日金融庁告示第67号）および「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」（平成17年１月６日金融庁告示第１号）が定められた。

生命保険業界においては、「財団法人金融情報システムセンター（FISC）」が定めた「金融機関等における個人データ保護のための取扱指針」（昭和62年３月）を個人データ保護の基本方針と位置づけ、個人情報保護を図ってきた。その後、平成11年４月にFISCの定めた指針が大幅に改正されたことを受け、同年６月、当協会において、「生命保険業における個人データ保護について―生命保険業における個人データ保護のための取扱指針（「旧生保指針」）」を策定した。

さらに、個人情報保護法の全面施行を前に、施行が猶予されていた個人情報取扱事業者の義務等に関する規定の確実な実施を図る必要があることから、当協会内に「個人情報保護法対応PT」を設置し、旧生保指針について、個人情報保護法や金融庁の定めたガイドライン等に則した改定を行うこととした。

その結果、平成17年２月18日、旧生保指針における考え方、FISC指針の内容を一部取り込みながら、「生命保険業における個人情報保護のための取扱指針（「生保指針」）」および別冊として「生命保険業における個人情報保護のための安全管理措置等についての実務指針（「生保安全管理実務指針」）」を策定した。

認定個人情報保護団体としての活動

個人情報保護法第37条では、個人情報の適正な取扱いの確保に向け、民間団体等による自主的な取組みを尊重し、支援するための仕組みとして、「認定個人情報保護団体」としての認定を受けることができる旨、規定されている。

当協会は、「生命保険業の健全な発達及び信頼性の維持」を目的とし、当協会の構成員である生命保険会社を対象事業者とする認定団体にふさわしいことから、金融庁に対して認定の申請を行い、平成17年４月１日、生命保険会社を対象事業者とする認定個人情報保護団体の認定を受けた。

認定個人情報保護団体は、「①対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情の処理、②個人情報の適正な取扱いの確保に寄与する事項についての対象事業者に対する情報の提供、③その他対象事業者の個人情報の適正な取扱いの確保に必要な業務を行う」（個人情報保護法第37条）とされている。

個人情報の取扱いに関する苦情の処理

当協会は、個人情報の取扱いに関する苦情について解決の申出があった時は、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に関わる事情を調査するとともに当事者である対象事業者に対して、その内容を通知して迅速な解決を求めている。さらに、苦情処理業務の公正な運営を確保するため、外部意見聴取制度を設けて弁護士を苦情処理アドバイザーに委嘱し、解

決申立から原則として３か月を経過しても苦情が解決しない場合には、苦情処理アドバイザーの意見を参考意見として当事者に提示することにより苦情解決を促している。

認定個人情報保護団体の受付苦情件数

平成17年度	18年度	19年度
25件	32件	34件

対象事業者に対する情報提供等

当協会では、平成17年２月に策定した「生保指針」および「生保安全管理実務指針」を認定個人情報保護団体が個人情報保護法第43条の規定にもとづき作成、公表すべき「個人情報保護指針」と位置づけ、対象事業者に対して個人情報の適正な取扱いの指針を示している。

そのうえで、「生保指針」および「生保安全管理実務指針」遵守のために必要な措置として、例えば個人情報の漏えい事案が発生した場合など、「指導」・「勧告」等の措置を講じている。

指導・勧告等の措置の件数

	平成17年度	18年度	19年度
指導	14件	3件	15件
勧告	0	0	0
その他の措置	0	0	3 (注)

(注)「その他の措置」は、個人情報漏えい事案が発生した場合において、指導とともに生保指針・生保安全管理実務指針違反の有無や改善策等について報告を求めた件数。指導件数には、「その他の措置」を実施した３件を含む。

その他必要な業務

対象事業者における個人情報の適正な取扱いを確保するため、当協会の顧問弁護士を講師に迎え、対象事業者の従業員に対する研修等を実施している。

4. 環境問題への取組み

平成９（1997）年12月に京都で開催された気候変動に関する国際連合枠組条約第３回締約国会議（COP３、京都会議）において、先進国および市場経済移行国の温室効果ガス排出の削減目的を定めた「京都議定書」が採択された。この京都議定書においては、温室効果ガス排出削減に向け、第一約束期間（2008年から2012年まで）に削減すべき数値が各国に割り振られた。日本については、温室効果ガスを６％削減することが求められている。

一方、経済界においては、日本経済団体連合会（日本経団連）を中心に1990年代から環境と経済の両立を実現する観点から、規制的手法によらず、民間の創意工夫を生かして排出削減に貢献すべく、環境自主行動計画をはじめとした取組みが行われてきた。

このような動きを受け、生命保険各社においてはこれまでも環境問題への取組みを進めてきたが、生命保険事業の社会的責任を遂行するという観点から、生命保険業界として環境問題への取組みを行うこととした。

当協会は、平成18年11月17日の理事会において、「生命保険業界の環境問題における行動指針」およびそれを具体化した「生命保険業界の環境行動計画」を制定し、日本経団連の環境自主行動計画へ参画することについて承認した。

生命保険業界の環境問題における行動指針

社団法人生命保険協会および生命保険会社（以下、「生命保険会社等」）は、環境問題の重要性を認識するとともに、助け合いの精神により人々に安心を提供する生命保険事業の役割に照らし、以下の活動を通じて、環境保全に努め、次世代に豊かで安心できる生活環境を手渡すことを目指します。

1．地球環境保護に配慮した生命保険事業の展開

生命保険会社等は、その事業活動において、地球環境保護に配慮した行動を行う。

2．省資源・省エネルギーの推進

生命保険会社等は、事業活動を行うために必要な資源・エネルギーの消費量を削減するとともに、資源のリサイクルを推進することにより、環境への負荷を低減するよう努める。

3．環境啓発活動と環境保全に向けた社会的活動の推進

生命保険会社等は、役職員に対する環境問題教育を通じた意識向上を図るとともに、役職員が環境保全活動に参画できるよう支援に努め、広く社会に貢献する。

4．環境関連法規の遵守

生命保険会社等は、国および地方自治体の定める、環境保全に関する関連法規・ルールを遵守する。

5．環境問題への継続的改善努力

生命保険会社等は、「生命保険業界の環境問題における行動指針」の取組状況を検証し、必要な見直しを行うことにより、継続的な環境改善に努める。

以　上

生命保険業界の環境行動計画

社団法人生命保険協会および生命保険会社は、これまでも地球環境問題への取組みを積極的に行ってきたが、環境問題に対する取組みを一層促進するため「生命保険業界の環境問題における行動指針」を策定した。これを実践するために、「生命保険業界の環境行動計画」を定め、生命保険業界全体で環境保全の重要性を再認識し、環境保全に努めることとする。

1．地球温暖化対策

生命保険業は、業務の性質上、紙・電力を中心に資源を消費する業界であるため、一層の省資源対策・省エネルギー対策の推進に努めることとし、以下の取組みを行う。

・電力消費量については、節電運動、省電力機器の導入等を通じた消費量削減に努める。
・その他エネルギーについても使用量削減に努める。
・紙資源については、ペーパーレス化の推進等により、その使用量の削減に努める。

２．リサイクルの促進

循環型社会の構築のため、リサイクルの促進に努めることとし、以下の取組みを行う。

・再生紙の利用率向上に努める。

・廃棄物の分別回収の徹底を図ることにより、資源の再利用に努める。

３．環境啓発活動の推進

環境保全に関する役職員に対する社内教育に取り組み、環境問題に対する認識の向上に努めることとし、生命保険協会としても環境問題に関する講演会を開催し、会員各社における環境問題への意識向上に努める。

また、環境問題への取組みを広く社会に対して情報発信し、顧客等の環境問題への認識向上に努める。

４．環境保護活動への支援

地域社会および他団体等が実施する環境保全活動への参加に努めるとともに、役職員がこれら環境保全活動に参加できるよう、組織的な支援に努める。

５．環境関連法規の遵守

国および地方公共団体の定める環境保全に関する関連法規・ルールを遵守する。

６．環境問題への継続的改善努力

「生命保険業界の環境問題における行動指針」および「生命保険業界の環境行動計画」の取組状況を毎年検証し、必要な見直しを行うことにより、継続的な環境改善に努める。

以　上

その後、京都議定書の第一約束期間が間近に迫った平成19年７月、より一層、生命保険業界の環境問題への取組みを強化するため、生命保険業界として以下の数値目標を設定することとした。

・本社ビルにおける電力消費量について、2008年度から2012年度までの平均で2006年度比２％（2000年度比で推定約17％）削減することを目指す。また、床面積当りの電力消費量が2006年度水準を上回らないことを目指す。

2. 社会貢献活動

1. 協会の社会貢献活動の経緯

当協会の社会貢献活動については、昭和63（1988）年７月５日の一般委員会において、「生命保険事業の社会性にかんがみ、生命保険事業に対する社会の理解や信頼を強固なものにするために、業界がまとまって社会貢献活動を実施していくことは極めて意義がある」として、その検討を開始した。その結果、同年11月18日の理事会において、当協会として社会貢献活動に取り組むことを承認し、平成元年度より要介護老人の介護体制の整備・充実に関する諸施策を実

施してきた。

あわせて、当協会80周年記念事業として、「大学への寄付講座の開設」および「外国人私費留学生奨学金制度の創設」を実施した。

これを機に、本部協会を中心としてさまざまな社会貢献活動を行ってきたほか、地方協会においても地方CR活動として社会貢献活動を行ってきており、それぞれ会員各社の協力も得ながら着実に実施してきている。

2. 介護福祉士養成奨学金制度

介護福祉士養成奨学金制度は、高齢社会における介護の担い手として期待される介護福祉士の養成支援を目的に、平成元（1989）年度より、介護福祉士養成施設校からの推薦を受けて各奨学生に奨学金を支給する形で開始した。

当初は一人当り月額2万5千円を2年間支給していたが、できるだけ多数の学生を支援する趣旨から、平成11年度に見直しを行い、月額を2万円に縮減する一方、対象校を前年度から40校増やした（対象校の拡大に際しては、老齢人口に対する奨学生の占率が全国平均より低い地域を優先した）。なお、平成14年度以降は支給期間を1年6か月に短縮したうえで、継続運営している。

本制度は、地方協会を運営の窓口としており、奨学金の給付のみならず、奨学生の決定や卒業等の機会をとらえて、奨学生や学校関係者と交流を深めるなど、「顔の見える社会貢献活動」となるよう努めている。

本制度による奨学生は平成19年度までに3,152名となっており、卒業後はその多くが特別養護老人ホームや老人保健施設等の介護福祉の第一線で活躍している。

平成19年度までの介護福祉士養成奨学生数および対象校（推薦依頼校）の推移は以下のとおりである。

	平成元年～9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	合 計
推薦依頼校	1,256校	172	216	216	216	216	191	170	161	158	157	－
新規奨学生	1,372名	167	206	207	206	199	175	166	157	152	145	3,152
支給奨学生	2,389名	316	355	396	390	377	350	325	301	294	280	－

（注）支給奨学生は、当該年度に奨学金を支給した1年生と2年生の合計数

なお、要介護老人の介護体制整備充実支援策として、介護ビデオの作成・寄贈、福祉巡回車の寄贈、介護の啓発活動など単年度の施策も行ってきたが、平成11年度以降、本部協会としての活動は収束させ、介護福祉士養成奨学金制度に重点を置くこととした。

3. 外国人私費留学生奨学金制度

国際化がますます進展するなか、国際貢献と人材交流の一層の充実を目的として、次の時代を担う東南アジア・東アジアから来日する私費留学生に対して奨学金制度（セイホスカラー

シップ）を実施している。

本制度は、当協会80周年記念事業の一環として平成２（1990）年度より実施しているもので、日本経団連の国際交流事業の一つである「国際文化教育交流財団」の奨学事業に当協会が総額10億円を寄付し、それによって設立された基金の運用益を財源としている。

また、奨学金を支給するだけでなく、本部・地方協会や会員各社との交流促進のための懇談会や、日本をよりよく理解してもらうために工場・文化施設等の見学会を実施している。

平成19年度までの奨学生の採用状況は以下のとおりである。

（年度別）

平成２～９年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	合計
166名	12	8	15	11	13	12	13	12	12	12	286

（出身国・地域別）

中国	香港	台湾	韓国	インドネシア	マレーシア	シンガポール	フィリピン	ベトナム	ミャンマー	モンゴル	タイ	スリランカ
167名	7	33	48	2	15	1	2	7	1	1	1	1

4. 子育て家庭支援団体に対する助成活動

当協会の社会貢献活動は、平成元（1989）年以降、介護分野に重点を置いた取組みを行ってきたが、環境の変化にともない、大きな社会問題となっている少子化問題に取り組むこととし、平成17年度以降は従来からの介護分野に加え、新たに子育て家庭支援活動（平成18年度より「子育て家庭支援団体に対する助成活動」と改称）への取組みを開始した。具体的には、子育てに対する親の不安感が問題となっていることから、子育てをしている保護者（妊婦等を含む）を支援している民間団体・グループ等に対して資金支援を行うこととした。

子育て家庭支援団体に対する助成活動の概要（平成19年度）

助成対象となる団体	日本国内において、就学前の子どもの保護者等（妊婦等を含む）への支援活動を行っている民間非営利のボランティアグループ・団体、NPO法人等で、下記の要件を全て満たす団体 (1) 助成申請時点で１年以上の活動実績を有し、少なくとも月１回以上の定例活動日を定め継続して運営していること (2) 下部組織への支援または物品の貸出し等のみを行う団体でないこと (3) 団体の設立趣旨や活動内容が特定の政党、宗教に偏っていないこと
助成対象となる活動（事業）	助成対象団体が行い、次の要件をすべて満たす活動 (1) 就学前の子どもの保護者等（妊婦等を含む）に対し支援を行う活動 (2) 利用者を限定せず、地域の保護者等の参加が可能な活動 (3) 日本国内で行う活動 【対象となる活動の具体例】 ①学習会活動（育児勉強会の開催等） ②相談活動（子育て相談・カウンセリング等） ③情報提供活動（子育て情報誌の発行等） ④交流活動（親子の集い・情報交換の場の提供等） ⑤その他、支援者養成活動や保育を含め、就学前の子どもの保護者等（妊婦

	等を含む）を支援するうえで、効果的と認められる活動 ※営利目的の活動や調査研究活動（学術的なもの）などは対象外とする。
助成金額	１団体当り上限25万円（総額最大1,400万円）
助成対象となる経費	助成対象となる活動を実施するために直接必要な経費（団体等の経常的な運営経費、助成することが適切でないと選考審査会が判断する経費は対象外）
募集方法	公募方式
選考	学識経験者等（４名）で構成する選考審査会が下記基準をもとに総合的に評価する。できるだけ全国各地の団体に助成するため、地域性も考慮する。 【選考基準】 ①社会性：子育て家庭のニーズに照らして公益性・重要性が高いこと ②実現性：計画の意図や内容が実現できる可能性が高いこと ③発展性：一過性のものではなく、継続的であり発展が期待されること ④先進性：新しい要素が含まれ、子育て支援の充実・向上に波及的効果が期待されること ⑤費用の合理性：事業内容と費用（資金使途）のバランスが適正なこと
その他	単に資金の助成に止まらず、決定通知書授与式の開催、助成団体への訪問等により、助成団体と当協会との交流を図る。また、当協会ホームページ上で助成団体の活動等について紹介する。

子育て家庭支援団体の地域別の応募団体数・当協会からの助成団体数については以下のとおりである。

子育て家庭支援団体の地域別応募団体数・当協会からの助成団体数

		北海道	東　北	関　東 甲信越	東　海 北　陸	近　畿	中　国	四　国	九州・ 沖　縄	合　計
平成17年度	応募	30団体	29	155	62	112	28	13	47	476
	助成	5	1	18	6	13	2	1	5	51
18年度	応募	23	30	133	70	80	32	24	61	453
	助成	3	6	21	13	15	5	2	10	75
19年度	応募	13	19	80	23	68	28	9	30	270
	助成	4	5	22	6	17	5	5	10	74

5. 読み聞かせによる“家族のきずな”推進活動

当協会は、平成19（2007）年６月に全面改訂した行動規範や同年７月の生保協会長所信において、社会貢献活動に積極的に取り組むことを表明し、平成20年度以降の社会貢献活動の取組み（３ヵ年計画）として、生命保険事業の基盤でもある家族のきずなを深める支えとなる活動を行うことを決定した。

その背景としては、家族を大切にする傾向が一層強まる一方で、コミュニケーション面の悩みを抱える親子が少なくないことや、政府により「家族の日」や「家族の週間」が定められるなど、家族のあり方が社会的な関心事となっていることなどが挙げられる。

読み聞かせによる“家族のきずな”推進活動については、絵

本を通じて親子がふれあい、一体感を感じることができる「読み聞かせ」を通じて親子のコミュニケーションの促進を図ることとし、活動内容としては、読み聞かせの普及・啓発や環境整備等に取り組む団体等に対して、家族の大切さを再確認いただくためにオリジナル絵本等を作成・寄贈することとした。

なかでも、推進活動のメインコンテンツであるオリジナル絵本については、当協会創立100周年記念事業という位置づけのもと、「家族のきずな絵本コンテスト」と題し、平成20年４月１日から７月31日までの間に、広く作品を公募し、大賞作品については製本化することとした。

「家族のきずな絵本コンテスト」の結果、343作品もの応募のなかから審査委員（専門家等）による審査を経て、以下のとおり７作品（大賞１、優秀賞２、佳作４）を表彰作品として決定し、同年12月５日に開催した「生命保険協会創立100周年記念シンポジウム」のなかでこれらの作品の表彰を行った。

表彰作品一覧

（順不同、敬称略）

	氏　　名	作　品　名
大　賞	斉藤好和	でんちがきれた
優秀賞	小林桂子	ずうっと ずっと あるいていくと
	バーサンスレン･ボロルマー （文：イチンノロブ・ガンバートル）	白い心
佳　作	石﨑正次（文：吉村健二）	パパの旗
	白木伸明（文：山田智彦）	パパはぼくのたからもの
	鈴木千恵子	ホケマクイかしとくれ
	横溝さやか	小鳥の三兄弟　はじめてのぼうけん

なお、本活動については、専門家からなる「家族のきずなプロジェクト推進チーム」が、活動全般についての検討・提言や公募作品の審査、既刊絵本（「家族のきずな」を想起させる当協会推奨絵本３冊）の選定に当たったほか、財団法人出版文化産業振興財団の全面協力を得、コンテストについては社団法人日本国際児童図書評議会の後援も受けるなど、さまざまな関係先の協力を得て取り組んだものである。

6. 協会創立100周年記念シンポジウム

当協会は平成20（2008）年12月５日、「生命保険協会創立100周年記念シンポジウム～未来を育む“きずな”の大切さを今、考える～」を開催した。

本シンポジウムは、平成20年７月および９月の理事会において、当協会創立100周年記念事業として開催することを承認したもので、「生命保険事業に対する信頼向上に向け、当協会や生命保険各社による社会貢献活動への取組姿勢と生命保険の理念について対外的にアピールし、対内的に意識の醸成を図ること」および「『読み聞かせによる“家族のきずな”推進活動』をはじめとした個別の取組分野に関する情報発信を行い、現在の社会を支えているさまざまな『きずな』について、その重要性に気づき、改めて考える機会を提供すること」を目的としたものである。

当日は、421名の参加者を迎え、当協会の社会貢献活動について報告を行ったのち、キャスター・千葉大学特命教授の木場弘子氏による「魅力的なコミュニケーションを考える ～信頼ある絆を築くために～ 」と題する講演が行われ、その後、前述の「家族のきずな絵本コンテスト」の表彰式典を開催した。

7. エイズストップ基金に対する寄付

当協会では、平成6（1994）年より、人の生命・健康に深く関わる事業を営む生命保険業界として、エイズに対する啓発と予防に寄与するため、各種の協賛、寄付・助成等を行ってきた。

特に、エイズ患者・エイズウイルス感染者への社会的支援事業およびエイズに関する啓発普及活動を行っている「日本エイズストップ基金」に対しては、平成6年から累計2,000万円の寄付を行ってきたが、対応の見直しを図り、一連の取組みも含めて平成13年に収束した。

8. 地方CR活動

各地方協会における独自の社会貢献活動としては、生命保険業界の営業拠点とマンパワーのネットワークを活用し、地域との良好な関係づくりを目指した「地方CR（Community Relations,「地域との良好な関係づくり」）活動」を展開している。

各地方協会では、それぞれの地域の特色を生かした活動を自主的に計画・実施し、必要に応じて本部協会や会員各社等とも協働しながら、住み良い社会環境づくりに貢献している。

地方CR活動として行っている主な活動は、以下のとおりである。

①福祉巡回車の寄贈

②地域福祉事業の実情を知るための福祉・ボランティアの勉強会

③地域福祉事業の窓口を紹介したパンフレットを配布する等の福祉情報提供活動

④介護福祉士養成施設校と提携した地域住民を対象とする公開介護講座の開催

⑤介護福祉士養成奨学金制度の運営（応募の受付、決定通知等の窓口業務）、地域の奨学生や学校関係者と地方協会幹部との交流

⑥「子育て家庭支援団体に対する助成活動」の助成対象団体と地方協会幹部との交流

⑦献血活動

⑧募金活動（会員各社の職員を対象に募金活動を実施し、集まった資金で購入した福祉器具等を地域の福祉団体等に寄贈）

⑨各種ボランティア活動（地域清掃活動、「あしながPウォーク10」への参加、盲導犬の寄贈など）

地方CR活動の主な取組み状況

	平成10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
福祉巡回車寄贈	50協会	52	52	52	51	51	51	51	51	51
福祉・ボランティア勉強会	28	24	15	16	14	10	5	6	10	3

福祉情報提供活動	23	16	13	11	9	9	4	4	4	3
公開介護講座	10	9	5	6	5	5	5	4	4	3
介護福祉士奨学生との交流	41	45	42	46	39	38	45	50	49	47
子育て家庭支援団体との交流	−	−	−	−	−	−	−	−	19	35
献血活動	35	37	36	37	36	37	37	38	38	39
募金活動	54	54	54	54	54	53	54	54	54	54
ボランティア活動	29	28	27	24	27	27	31	30	34	36

3. SR報告書の発行

1. SR報告書2007の発行

平成18（2006）年７月の生保協会長所信において、「生命保険協会のSR活動」に重点的に取り組むとともに、当協会の活動に関する認知度向上に努めるとの方針を表明した。

これを受けて、当協会事務局内に部門横断的な検討組織である「SR活動検討事務局委員会」を設置し、当協会の諸事業・諸活動について「社会的責任活動」の視点から整理・分析を行い、平成19年６月15日の理事会において、「社会的責任活動」として積極的にPRすべき事業をとりまとめた「生命保険協会SR報告書2007（「SR報告書2007」）」について報告を行った。

「SR報告書2007」では、平成19年初めに生命保険業界において発生した保険金・給付金の支払いに関する問題への対応として、「行動規範・ガイドラインの見直し」「お客さまへの適切な情報提供の充実」「保険金等支払管理態勢の整備・強化」など、契約の締結から保険金等の支払いに至るまでの当協会や会員各社の信頼回復に向けた取組みを整理した。さらに、暮らしを支える生命保険の役割を説明したうえで、当協会の諸事業・諸活動をそれぞれの目的等から分析し、当協会の活動を社会的責任の遂行の観点からとりまとめた。

また、生命保険文化センターの事業・活動、生命保険各社や生命保険ファイナンシャルアドバイザー協会の社会貢献活動等についても記載し、生命保険業界全体の社会的責任活動を包含した報告書とした。

当協会における諸事業・諸活動の理解促進を図るため、「SR報告書2007」を30,000部作成し、消費者団体、消費者行政、マスコミ、学識経験者、消費者等へ広く配布した。

2. SR報告書2008の発行

生命保険業界では、「SR報告書2007」発行後もお客さま本意の経営を目指し、より一層の信頼回復に向け、保険金・給付金を確実に支払うための取組みを進めてきた。さらに、当協会創立100周年を迎える平成20（2008）年度より、絵本の読み聞かせを通じて家族のきずなを深めることを目的と

した「読み聞かせによる“家族のきずな”推進活動」を実施するなど、生命保険事業の社会的責任を果たすための取組みを進めてきた。

これらの生命保険業界の取組みを広く社会にPRするため、平成20年６月に、「生命保険協会SR報告書2008（「SR報告書2008」）」を発行した。「SR報告書2008」では、「SR報告書2007」の構成を基本的に維持しつつ、保険金・給付金の支払いに関する問題に対する１年間の取組内容を特集として取り上げたほか、当協会の諸事業・諸活動に関する部分については、消費者からの質問に答えるＱ＆Ａ方式とするなど、消費者の視点に立った内容とした。「SR報告書2007」と同様、当協会における諸事業・諸活動の理解促進を図るため、「SR報告書2008」を30,000部作成し、関係団体等へ広く配布した。「SR報告書2008」の概要は以下のとおりである。

章タイトル	主な内容
生命保険業界のより一層の信頼回復に向けた取組み	自主ガイドラインのフォローアップ 生命保険支払専門士試験の実施 営業職員・代理店教育制度の充実 苦情情報のより一層の活用 保険金・給付金の請求手続きに関する手引の策定 「診断書の機械印字化」の促進活動
暮らしと社会を支える生命保険	暮らしを支える生活保障の提供 社会・経済活動を支える資産運用業務 公私二本柱の生活保障で持続的な制度確立
適切な業務運営を確保するために	行動規範を定めお客さまの立場に立った業務運営 最良のサービス提供を目的とした自主ガイドラインの策定 生命保険各社の好取組事例の共有化 生命保険各社の自主ガイドラインに基づいた取組みの推進 認定個人情報保護団体としての活動 認定投資者保護団体としての活動
信頼される専門家であるために	業界共通教育制度 支払担当部門の人材育成 生命保険面接士制度の認定試験 生命保険各社の職員に対する研修会 コンプライアンス向上のための報告書
皆さまの声を経営に反映させるために	消費者関連団体との交流 「消費者の声」事務局の活動
皆さまのトラブルを公正・中立に解決するために	生命保険相談所における相談・苦情の受付 「相談所リポート」・「ボイス・リポート」の発行 生命保険各社に対する経営改善勧告ルール 裁定審査会による紛争解決 裁定諮問委員会の運営
わかりやすい生命保険事業であるために	生命保険事業概況の公表 生命保険協会ホームページを通じたタイムリーな情報発信 ディスクロージャーに関する開示基準の作成 よりわかりやすいディスクロージャーの推進 「生命保険会社のディスクロージャー誌」ファイルの提供 保険商品の比較情報の提供に関する検討
より安心して利用できる生命保険を目指して	モラルリスクへの対応 マネー・ローンダリングへの対応
豊かな自然を子どもたちに残すために	環境行動計画・数値目標の設定を通じた取組みの強化 生命保険各社における取組み

広く社会のお役に立つことを願って	介護福祉士養成奨学金制度 子育て家庭支援団体に対する助成活動 「読み聞かせによる“家族のきずな”推進活動」 外国人私費留学生奨学金制度 地方生命保険協会のCR活動 心身障害者扶養共済制度の運営への協力 生命保険各社および生命保険ファイナンシャルアドバイザー協会の社会貢献活動
皆さまとともに発展していくために	自助努力による私的保障充実を図るための税制改正要望活動 株式価値向上に向けた改善・取組みの要望
(財)生命保険文化センターの取組み	消費者に向けての情報発信 消費者向け啓発講座などへの講師派遣 消費者関連団体との連携強化 生活設計・生命保険に関する教育を支援する活動 中学生を対象に作文コンクールを実施 生命保険に関する学術振興活動 生命保険・生活保障に関する調査
生命保険協会の概要	目的と事業、沿革、組織図、加盟会社一覧

第８章　生命保険税制の拡充要望と税制の動き

1. 生命保険料・個人年金保険料控除制度等をめぐる動き

当協会は、わが国の少子高齢化が急速に進行するなかで、より安心して生活できる生活保障のインフラとして、遺族保障、医療保障、介護保障、老後保障の各分野において国民の安心を支えていくのが生命保険の役割であるといった考えのもと、生活保障を充実させるため国民の自助努力を支援する生命保険料控除制度・個人年金保険料控除制度等にかかわる税制上の支援措置の拡充を訴え続けてきた。

＜平成11年度税制改正＞

平成11年度税制改正において、当協会は、平成10（1998）年９月、「生命保険料・個人年金保険料の所得控除限度額の引き上げ」「企業年金の積立金に係る特別法人税の撤廃」をはじめとする要望を固め、関係方面に提出した。

また、この年度は税制要望活動の一環として、前年度まで実施していた「保険料控除拡充のための署名運動」に替えて、「保険料控除制度のための協会活動PRキャンペーン（アンケート）活動」を同年10月１日から14日までの２週間実施した。この活動では生命保険料控除制度や個人年金保険料控除制度の存在や必要性だけでなく、保険料控除限度額の引上げのために当協会が活動していることについて広く国民に訴えたところ、全国で1,556,102件のアンケートが集まり、国民の声として広く関係方面にアピールを行った。

自民党税制調査会においては、12月16日に「平成11年度税制改正大綱」がとりまとめられ、同日、与党「平成11年度税制改正大綱」として決定された。このなかで生命保険料控除制度については「引き続き検討する」こととされ、平成11年度における生命保険料控除制度の取扱いは現状維持とされた。記載内容は、以下のとおりである。

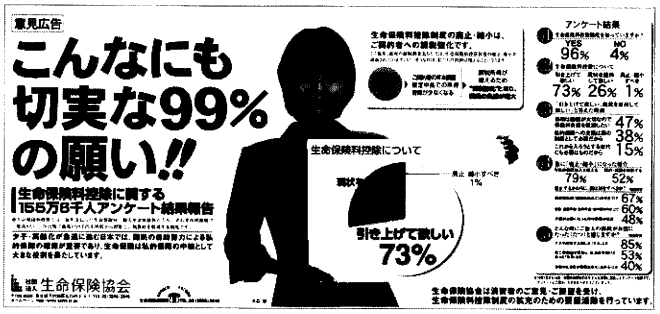

税制改正要望活動の新聞広告（平成10年11月12日）

＜自民党（与党）大綱＞

生損保控除のあり方については、金融システム改革の下で業態間、商品間の垣根が取り払われつつあることや、高齢化社会における老後の自助努力や介護を支援するとの見地、地震災害に対する国民の備え、制度創設の目的が達成されているとの指摘等を踏まえて、引き続き検討する。

一方、政府税制調査会においては、同日、「平成11年度の税制改正に関する答申」がとりまとめられ、生命保険料控除については「引き続き適正化に向けた取組みが必要」とされ、個人年金保険料

控除についても「引き続き幅広い観点から検討することが必要」とされた。記載内容は、以下のとおりである。

＜政府税制調査会答申＞
累次の答申において指摘されてきた生損保控除、課税繰延べ、非課税貯蓄制度などについて引き続き適正化に向けた取組みが必要です。
企業年金および個人年金については、課税問題ワーキング・グループの中間とりまとめにおいて、「公的年金の上乗せとなる自助努力のための制度としての性格を踏まえ、年金制度全体の中での位置づけや他の金融商品とのバランスとの関係で、その課税のあり方をどう考えるか」という問題提起がなされており、これを踏まえ、引き続き幅広い観点から検討することが必要です。

＜平成12年度税制改正＞

平成12年度税制改正の最大のテーマは、確定拠出年金制度の導入とその税制上の優遇措置の問題であった。この議論のなかで個人年金保険料控除とのかかわりが議論され、さらには生命保険料控除制度全体の問題に波及することが懸念される状況にあった。また、自民党・自由党・公明党の与党3党による政策合意のなかに「所得課税の諸控除の整理」が盛り込まれ、保険料控除制度については客観的にも厳しい状況が想定された。

こうした状況のなか、当協会においては、生命保険料控除制度の重要性・必要性を契約者・国民に広く訴え、幅広い層の声を集め、関係方面に制度の拡充を訴求することを目的に、全国生命保険労働組合連合会（生保労連）と共催で「生命保険料控除制度拡充のための署名運動」を平成11年10月12日から22日にかけて全国で実施するとともに、この間、東京2地区（有楽町、新宿）において街頭署名を実施した。その結果、14,422,376名の署名が集まった。

自民党税制調査会においては、12月16日に「平成12年度税制改正大綱」がとりまとめられ、同日、与党「平成12年度税制改正大綱」として決定された。懸念されていた生命保険料控除制度に関しては具体的な議論にまで至らず、生命保険料控除および個人年金保険料控除については「引き続き検討する」こととされ、平成12年度における生命保険料控除制度の取扱いは現状維持とされた。記載内容は、以下のとおりである。

＜自民党（与党）大綱＞
生損保控除のあり方については、金融システム改革の下で業態間、商品間の垣根が取り払われつつあることや、高齢化社会における老後の自助努力や医療、介護を支援するとの見地、地震災害に対する国民の備え、制度創設の目的が達成されているとの指摘等を踏まえ、引き続き検討する。

また、確定拠出年金制度の導入にともなって所要の税制上の支援措置が講じられることと

された。

与党大綱では年金税制について「拠出・運用・給付を通じて課税のあり方を抜本的に見直す」とされ、個人年金保険料控除、企業年金を含む年金税制については、以後、注視が必要となった。

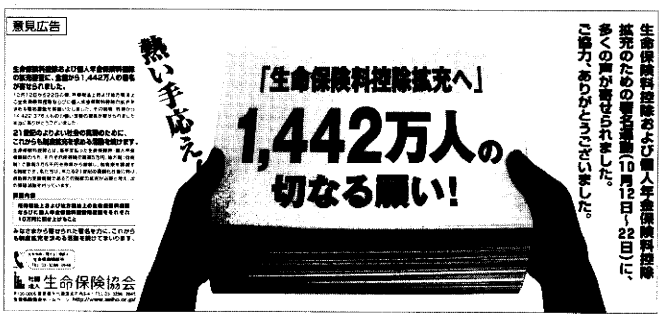

税制改正要望活動の新聞広告（平成11年11月12日）

一方、政府税制調査会においては、同日、「平成12年度の税制改正に関する答申」がとりまとめられ、生命保険料控除および個人年金保険料控除については以下のとおり記載された。

＜政府税制調査会答申＞

金融税制については、累次の答申で指摘してきているように、非課税貯蓄、課税繰延べ、生損保控除といった課題についても、引き続き適正化に向けて努力する必要があります。

企業年金及び個人年金に係る課税を巡る検討においては、引き続き、確定拠出型年金に係る課税のあり方について議論が行われました。（中略）確定拠出型年金として導入が検討されている新たな制度について税制面での対応を行う場合には、現行の年金税制の現状と問題点、貯蓄課税の適正化の流れ等を踏まえつつ、適正・公平な課税の確保の観点から適切に対応していくことが必要です。

＜平成13年度税制改正＞

平成13年度税制改正においては、平成12年７月に政府税制調査会中期答申「わが国税制の現状と課題 ― 21世紀に向けた国民の参加と選択」が公表され、生命保険料控除制度については以下のとおり極めて厳しい指摘が行われた。

政府税制調査会中期答申「わが国税制の現状と課題
― 21世紀に向けた国民の参加と選択」（抜粋）

◎生命保険料控除

・金融税制において適正化が必要と指摘してきたものに、生損保控除、非課税貯蓄、課税繰延べ商品があります。これらについては、これまでの答申の指摘も踏まえつつ、金融商品間における課税の公平性及び中立性の確保の観点などから、そのあり方を検討することが必要です。

・生命保険料控除制度・損害保険料控除制度については、租税特別措置として制度創設後長期間が経過し、保険の加入率も相当の水準に達して変化もみられないことから、制度創設の目的は既に達成されているものと考えられます。

・～（中略）～保険を税制上特別扱いして、保険料の一部を所得控除によって課税ベースから除いていることは、広く包括的に所得を捉える考え方や金融商品間の税負担の公平性および

中立性に照らして問題があると考えられ、そのあり方について見直しを行っていく必要があります。

・～（中略）～年末調整に要する事務負担や、公的年金に未加入・未納であっても個人年金保険料については生命保険料控除の適用を受けているものが相当数に上っているとの指摘にも留意を要します。

・また、生命保険料控除、損害保険料控除といった貯蓄の奨励など国家的な政策の見地からの控除については、地方税である個人住民税においては極力整理すべきであると考えられます。

また、８月25日に厚生省より国民年金の保険料未納者・未加入者を個人年金保険料控除の対象から除外するという税制改正要望が出されたことから、当協会は、同日、これに強く反対する旨の意見を表明した。

生命保険料控除制度をめぐる厳しい情勢のなかで、平成13年度税制改正において、当協会は税制改正要望実現に向けた業界活動として、平成12年６月１日から30日までの１か月間、公的保障や自助努力についての考え方や生命保険料控除制度について、より詳細な国民の声を収集することを目的とし、新たな手法として「インターネットアンケート」を実施した。その結果、26,791件の回答が集まった。

また、新たな取組みとして、生命保険料控除制度拡充を望む業界の熱意とお客さまの生の声を税制改正関係者に届けるため、９月25日から29日にかけて「生命保険料控除拡充に向けた声カード」運動を生保労連と共催で実施するなど、要望実現に向け積極的に取り組んだ結果、1,233,850枚（職員用：345,867枚、お客さま用：887,983枚）の声カードを回収した。なお、「生命保険料控除拡充に向けた声カード」には、生命保険各社の職員に生命保険事業に携わる者として日常の営業活動を通じて感じる切実な声を、またお客さまには生命保険料控除制度の維持・拡充を望む声を記入していただいた。

11月中旬以降本格化した自民党税制調査会の審議においては、平成13年７月から実施される第三分野の生・損保本体相互参入にともなう生・損保保険料控除制度の取扱いが焦点となった。

当時の所得税法上の規定のままでは、同一商品にもかかわらず販売した会社の業態によって適用される控除制度が異なるため、公平性の観点から生命保険料控除制度の見直しについて議論が行われた。その結果、第三分野における生・損保控除の取扱いについては、同一商品・同一税制の観点から、第三分野商品を生保型と損保型に分類し、生保型（医療保険、介護保険等）には生命保険料控除、損保型（傷害保険）には損害保険料控除が適用されることとなった。

第三分野商品の整理と生・損保控除の取扱い

<table>
<tr><td colspan="2">生命保険料控除適用</td><td colspan="2">損害保険料控除適用</td></tr>
<tr><td>定期保険
終身保険
養老保険　等</td><td>医療保険
医療費用保険
介護保険
介護費用保険　等</td><td>傷害保険</td><td>火災保険
地震保険　等</td></tr>
<tr><td>第一分野</td><td colspan="2">第三分野</td><td>第二分野</td></tr>
<tr><td>人の生存または死亡に関し、一定額の保険金が支払われるもの</td><td colspan="2">疾病または傷害等の一定の事由に関し、一定額の保険金を支払うことまたはこれらによって生ずる損害をてん補することを約するもの</td><td>一定の偶然の事故によって生ずる損害をてん補することを約するもの</td></tr>
<tr><td colspan="3">生保会社が扱える商品</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">損保会社が扱える商品</td></tr>
</table>

自民党税制調査会においては、平成12年12月13日、「平成13年度税制改正大綱」がとりまとめられ、同日、与党「平成13年度税制改正大綱」として決定された。懸念されていた生命保険料控除制度については「引き続き検討する」こととされ、平成13年度における生命保険料控除制度の取扱いは現状維持とされた。記載内容は、以下のとおりである。

＜自民党（与党）大綱＞
生損保控除のあり方については、金融システム改革の下で業態間、商品間の垣根が取り払われてきていることや、高齢化社会における老後の自助努力や医療、介護を支援するとの見地、地震災害に対する国民的な備えが重要であるとの見地、制度創設の目的が達成されているとの指摘等を踏まえ、引き続き検討する。

一方、政府税制調査会においては、同日、「平成13年度の税制改正に関する答申」がとりまとめられ、生命保険料控除制度関連については以下のとおり記載された。

＜政府税制調査会答申＞
金融税制については、累次の答申で指摘してきたように、課税繰延べ商品、非課税貯蓄、生・損保控除といった課題について、引き続き適性化に向けて努力していくことが必要

＜平成14年度税制改正＞

平成14年度税制改正においては、自民党税制調査会において、証券税制、連結納税制度等、主として政府が掲げる当面の税制課題を中心に検討が行われた。特に連結納税制度導入にともなう国としての税収減（財源問題）への対応として「租税特別措置の見直し」が議論されたが、法人税だけでなく所得税も対象とする旨が示唆され、重点要望項目である生命保険料控除に議論が及ぶことが懸念された。

自民党税制調査会においては、平成13年12月14日、「平成14年度税制改正大綱」がとりまとめられ、同日、与党３党「平成14年度税制改正大綱」として決定された。生命保険料控除制度については「検討事項」として記載され、平成14年度における取扱いは現状維持とされた。記載

内容は、以下のとおりである。

＜自民党（与党）大綱＞
生損保控除については、老人マル優の縮減など貯蓄優遇税制の見直しが進む中、医療、介護など高齢化社会における社会保障政策を踏まえた新たな商品開発をも期待しつつ、早急に制度のあり方の抜本的な見直しを行う。

一方、政府税制調査会においては、同日、「平成14年度税制改正に関する答申」がとりまとめられ、生命保険料控除制度については「貯蓄優遇から投資優遇への金融のあり方の切り替え」「租税特別措置の聖域なき見直し」の観点から、老人マル優と一緒に貯蓄優遇税制として検討され、少なくとも時限措置へ移行するなど具体的な措置を講じるべきと結論づけられ、以下のとおり記載された。

＜政府税制調査会答申＞
生命保険料控除制度・損害保険料控除制度の見直しについては、老後に備えた自助努力の支援や相互扶助、更には不慮の事故による損害に対して共同で備えるという観点に留意が必要であるとの意見もあった。しかしながら、制度創設後長期間が経過し、保険加入率は相当の水準に達しているほか、大半の納税者に対し適用されており、これ以上の誘因効果も期待し難い。また、保険の貯蓄としての側面に着目すれば、様々な貯蓄手段のうち、特に保険に限って税制上優遇する本制度は、金融商品間の税負担の公平性及び中立性等に照らし問題があるといえる。このような実態を踏まえれば、本制度は廃止に向け検討すべきである。
さらに、少額貯蓄非課税制度等及び生命保険料控除制度・損害保険料控除制度については、長年、当調査会において、その廃止・縮減に向けて見直しを行うべきとの考え方を度々示してきた。しかしながら、制度創設以降、実際にそうした見直しは行われてこなかった。こうした過去の経緯を踏まえ、少なくとも時限措置へ移行するなど、経過的な手当てを考慮しつつ、廃止・縮減に向けて具体的な措置を講じるべきである。

当協会においては、10月９日から19日にかけて、生保労連と共催により、「豊かさと安心をもたらす自助努力社会をめざして」をスローガンに「生命保険料控除制度拡充のための署名運動」を実施した。その結果、12,659,937名の署名が集まり、国民の声として広く関係方面にアピールを行った。その後、生命保険料控除制度の見直しに関する報道がなされたことから、同制度についての世間へのさらなるアピールのため、11月27日に生保労連と共催で東京都内（東京駅、新宿駅の２か所）で街頭署名を実施し、重点要望項目である生命保険料控除制度拡充の実現に向け積極的に取り組んだ。

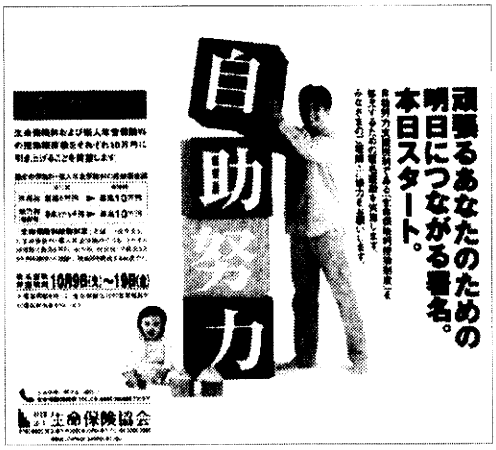

税制改正要望活動の新聞広告（平成13年10月９日および11月９日）

＜平成15年度税制改正＞

平成15年度税制改正においては、当初、自民党税制調査会、経済財政諮問会議(注)、政府税制調査会において、それぞれ税制改正について議論が開始されたため、意思決定の主体がどこになるのか不透明な部分もあったが、最終的には例年どおり自民党税制調査会が主導権を握る形となった。

(注) 経済財政諮問会議は、経済財政政策に関し、民間有識者の意見を政策形成に反映させつつ、内閣総理大臣がそのリーダーシップを十分に発揮することを目的として、平成13年１月６日の省庁再編とともに、内閣府に設置された。

経済財政諮問会議における税制改革論議については、小泉純一郎総理大臣から検討を指示された５項目（①配偶者特別控除・特定扶養控除の廃止・縮小 ②外形標準課税の導入 ③研究開発減税・投資減税の実施 ④消費税の見直し ⑤相続税・贈与税の一体化）を中心に「公正・活力・簡素」という理念のもと、平成14年１月18日に第１回目を開催してから計42回にわたり開催された。そのようななかで、６月21日に「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」が、また10月17日に「税制改革の全体像」がとりまとめられたが、当業界に直接関係する記載はなかった。

政府税制調査会においては、経済財政諮問会議同様、前述の小泉総理大臣指示５項目を中心に「公平・中立・簡素」「広く薄く」という理念のもと精力的に審議が行われ、６月14日に「あるべき税制の構築に向けた基本方針」がとりまとめられた。この間、生命保険料控除制度および死亡保険金の相続税非課税措置について特段の議論はなかったものの「基本方針」のなかで、以下のとおり記載された。

＜政府税制調査会「基本方針」＞
＜生命保険料控除＞
生損保険料控除や住宅ローン控除など、特定の政策目的のために控除が設けられており、税

制の歪みを助長し、さらには空洞化の一因となっている。
　今般、人的控除などの税制の基本構造に関わる部分についても、課税ベース拡大という視点から廃止、縮減の方向を検討する以上、政策的措置としての控除については、より厳しくその妥当性を吟味の上、廃止を含め見直す必要がある。
＜死亡保険金の相続税非課税措置＞
　死亡保険金・死亡退職金の非課税措置については、公的な社会保障制度の充実等を踏まえ、資産選択に対する中立性、簡素化などの観点から、廃止・縮減の方向で考えるべきである。

なお、前年末の答申を踏まえ、当協会は、４月５日、本格的議論が始まる前に政府税制調査会あてに意見書を提出した。また、前述の両基本方針を踏まえて意見書を作成し、７月19日に公表した。

また、政府税制調査会においては、３月から４月にかけて、21世紀のあるべき税制について幅広く国民の意見を聴くため、「税についての対話集会」（地方公聴会）が全国６か所で開催された。さらに「基本方針」について幅広く国民の意見を聴き、理解を深めることを目的として、７月から９月まで、「税についての対話集会」（地方公聴会）が全国５か所で開催された。

10月以降、政府税制調査会において、基礎問題小委員会が頻繁に開催され、６月の「基本方針」をもとに平成15年度税制改正の具体的な作業が開始された。この時期より、経済財政諮問会議が制度設計を行い、政府税制調査会が詳細設計を行うという役割分担が形成された。10月22日の小委員会において、相続税・贈与税の一体化にともない、相続税の最高税率を引き下げ、課税最低限を引き下げるとの方向性が確認された。そうした情勢のなかで、死亡保険金の相続税非課税措置について「死亡保険金・死亡退職金の非課税措置については、公的な社会保障制度の充実等を踏まえ、もう役割は終わったので見直しを行ってもよいのではないか」との意見が出されるなど、予断を許さない状況が続いた。なお、生命保険料控除制度については特段の議論は行われなかった。

結果として、政府税制調査会において、例年より１か月ほど早い11月19日に「平成15年度における税制改革についての答申」が決定され、生命保険料控除制度については以下のとおり記載された。

＜政府税制調査会答申＞
　生損保控除や住宅ローン控除など、特定の政策目的のために設けられている控除については、税制の歪みを助長し、「空洞化」の一要因となっていることから、引き続き、厳しくその妥当性を吟味の上、廃止を含め見直しを行う。

これを受け、当協会は、同日、平成15年度税制改正について意見を表明した。自民党税制調査会においては、例年どおり11月13日より、法人税・中小企業税制、不良債権処理と税制、相

続税・贈与税、金融・証券税制、土地税制、外形標準課税、個人所得課税、消費税、酒・たばこ税、特定財源等について集中的に審議が行われ、12月13日に「平成15年度税制改正大綱」が決定され、同日、与党「平成15年度税制改正大綱」として決定された。

生命保険料控除制度については、金融・証券税制に関する検討のなかで、財務省主税局から政府税制調査会の考え方に沿った資料提示があったものの、業界の経営環境にかんがみ特段の議論はされず、最終的に与党大綱には「検討事項」として以下のとおり記載された。

> ＜自民党（与党）大綱＞
> 生損保控除については、医療、介護など高齢化社会における社会保障政策を踏まえた新たな商品開発の進展との関係、地震災害に対する国民的な備えが重要であるとの見地、制度創設の目的が達成されているとの指摘等を踏まえ、早急に制度のあり方の抜本的な見直しを行う。

生命保険料控除制度の平成15年度における取扱いは現状維持とされたものの、引き続き大変厳しい方向性が示される内容となった。

当協会としては、平成14年７月29日から８月23日にかけて、自助努力や生命保険および生命保険料控除制度に関する意見を幅広く聴くため、生保労連と共催で100万人からのアンケート回収を目標に「生命保険料控除制度に関するアンケートキャンペーン」を実施した。その結果、1,225,267名の回答が集まり、関係方面に同制度の維持・拡充が国民の声であることを訴えた。

＜平成16年度税制改正＞

平成16年度税制改正においては、持続可能な社会保障制度の構築を目的として、政府税制調査会・自民党税制調査会などで幅広く議論が行われた。

政府税制調査会においては年明けから前年度に引き続き抜本的税制改革の議論が行われ、平成15年６月17日に中期答申「少子・高齢社会における税制のあり方」がとりまとめられた。

生命保険料控除制度については「第三　その他の課題　一　金融・証券税制」のセクションのなかで、以下のとおり記載された。

> ＜政府税制調査会「中期答申」＞
> （金融・証券税制関連）
> 生損保控除や財形貯蓄といった残された貯蓄優遇税制についても、他の様々な貯蓄手段との税負担の公平性確保の要請等を踏まえ、見直しを行うべきである。

これを受け、当協会は、７月18日に意見書を公表した。

この中期答申をもとに、政府税制調査会においては、７月から９月にかけて審議の参考として幅広く国民の意見を聴くため、「税についての対話集会」（地方公聴会）が全国４か所で開催された。その後、10月６日に委員の任期満了にともなう改選が行われた。

また、厚生労働省より、平成16年度税制改正要望において、国民年金の保険料未納者を個人年金保険料控除の対象から除外するという要望が提出された。これを受け、当協会は、８月27日に反対する旨の意見を表明した。

平成16年度税制改正においては、平成15年11月の衆議院総選挙の影響により、十分な審議時間が確保されなかったため、主要課題である公的年金制度改革問題および三位一体改革に係る税源移譲の問題に議論は終始した。そのため、生命保険料控除制度および死亡保険金の相続税非課税措置に関する議論はまったく行われなかった。

なお、政府税制調査会においては、当初、11月下旬に平成16年度の税制改正答申がとりまとめられる予定であったが、小泉総理大臣より年度内に税源移譲の問題をとりまとめるよう指示が出されたことから、11月27日に「平成16年度の税制改正に関する中間報告」がいったんとりまとめられた。その後、税源移譲に関する議論が詰められ、12月15日、中間報告に三位一体改革の一環としての税源移譲に関する部分が付け加えられて、「平成16年度の税制改正に関する答申」がとりまとめられた。本答申には、生命保険料控除制度および死亡保険金の相続税非課税措置に関する具体的な記載はなかった。

自民党税制調査会の検討テーマとして、年金課税、住宅・土地、金融・証券等、法人課税、個人住民税、固定資産税、課税自主権、年金改革、三位一体改革が挙げられていたが、政府税制調査会同様、11月の衆議院総選挙の影響により、十分な審議時間を確保できず、年金改革、三位一体改革という大きなテーマに時間が割かれた。

そのようななかで、自民党税制調査会においては、12月17日に「平成16年度税制改正大綱」がとりまとめられ、同日、与党「平成16年度税制改正大綱」として決定された。

生命保険料控除制度については、金融・証券税制に関する検討のなかで、財務省主税局から生命保険料控除制度の現状に関する資料提示があったものの、特段の議論はされず、最終的に与党大綱には「検討事項」として以下のとおり記載された。（記載内容は前年と同一の文言）

> ＜自民党（与党）大綱＞
> 生損保控除については、医療、介護など高齢化社会における社会保障政策を踏まえた新たな商品開発の進展との関係、地震災害に対する国民的な備えが重要であるとの見地、制度創設の目的が達成されているとの指摘等を踏まえ、早急に制度のあり方の抜本的な見直しを行う。

生命保険料控除制度の平成16年度税制改正における取扱いは現状維持とされたものの、引き続き大変厳しい方向性が示される内容となった。

当協会の取組みとしては、平成16年度税制改正要望より、保険料所得控除限度額引上げに加え、死亡保険金の相続税非課税限度額への加算を重点要望項目とした。

当協会としては、平成15年９月29日から10月10日にかけて、生保労連と共催で「国民のより

街頭署名活動

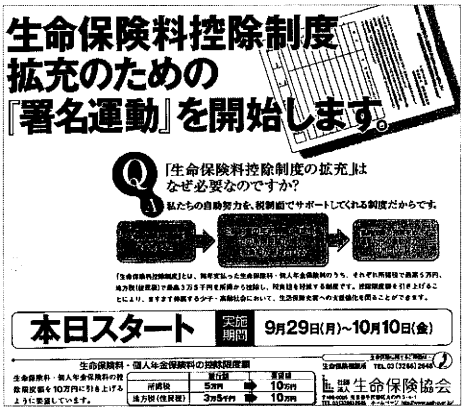

署名運動開始の新聞広告(平成15年９月29日)

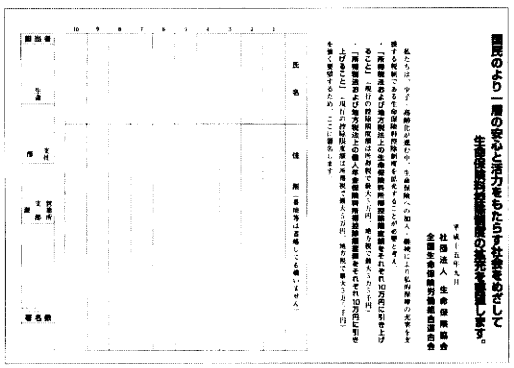

署名用紙とチラシ

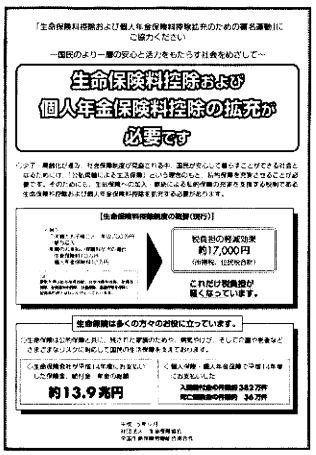

一層の安心と活力をもたらす社会をめざして」というスローガンのもと、「生命保険料控除制度拡充のための署名運動」を実施した。その結果、11,086,417名の署名が集まり、関係方面に同制度の拡充が国民の声であることを訴えた。

また、10月２日には有楽町駅前にて森田富治郎会長をはじめ当協会常勤役員、生保労連役員等が街頭に立ち、街頭署名を実施した。

＜平成17年度税制改正＞

平成17年度税制改正においては、政府税制調査会において、経済・財政状況等を踏まえつつ、持続的な経済社会の活性化を実現するための「あるべき税制」の構築に向け、幅広い議論が行われた。金融小委員会においては、金融所得課税の一体化について議論が行われ、平成16年６月15日に小委員会報告書「金融所得課税の一体化についての基本的考え方」がとりまとめられた。

議論の過程で、保険のうち貯蓄性の高い商品については他の金融商品と同様に一体化の対象とすべきとの方向性が示され、同報告書に以下のとおり記載された。

＜政府税制調査会金融小委員会報告書＞
満期保険金や解約返戻金等の収益が、満期時又は解約時までの保険料の運用成果と見うる場合については、他の金融所得との中立性を確保する観点から、金融所得として20%の税率での分離課税の対象とすることを検討すべき

基礎問題小委員会においては、２月より、「あるべき税制」の具体化に向けた取組みを推進するため、「家族」「就労」「ライフスタイル」といった日本の経済社会の実像把握が行われ、６月22日に小委員会報告書「わが国経済社会の構造変化の『実像』について」がとりまとめられた。

同報告書では個別税制に関する具体的な方向性は示されていないが、以下のとおり記載された。

＜政府税制調査会基礎問題小委員会報告書＞
経済社会の構造変化等を踏まえ、どのような形で国民一人ひとりが社会共通の費用を分担していくべきかを考えなければならず、その際、個人のライフスタイルの多様化が進むなかで所得・消費・資産等多様な課税ベースに適切な税負担を求めていくことが課題となる

平成17年度税制改正においては、９月から審議が開始されたが、所得税抜本改革の前提となる「定率減税の廃止・縮小」に議論が終始した結果、生命保険料控除制度および死亡保険金の相続税非課税措置に関する議論はまったく行われなかった。

11月25日に「平成17年度税制改正に関する答申」がとりまとめられたが、本答申では生命保険料控除制度および死亡保険金の相続税非課税措置に関する具体的記載はなかった。なお、定率減税については「経済への影響も十分に考慮しつつ（平成17年度および18年度の２年間で）段階的に廃止すべき」とされた。

また、当初、平成17年度答申の目玉の一つとみられていた「金融所得課税の一体化」については、金融番号制度導入に対する銀行等の強い反発や、「10%」という当時の証券優遇税制との関係が不透明なこと等もあり、答申では「今夏の報告書の考え方に沿って、所要のシステム構築にも十分配慮しながら一体化を推進すべき」といった抽象的な表現による記載となった。

自民党税制調査会においては、地方公共団体と国との税・財政のあり方に関しての三位一体改革について税源移譲額の決定に時間を要したため、立ち上げの時期が予定より遅れ、平成16年11月29日に総会が開催され、平成17年度税制改正の審議が開始された。なお、４月から５月にかけて勉強会が開催され、通年税制調査会の様相も呈していたが、結局、例年同様、年末の集中審議となった。

議論の焦点は、定率減税の縮小・廃止および環境税導入問題等であり、所得税の抜本見直しは翌年以降に持ち越された。

そのようななかで、自民党税制調査会においては、12月15日に「平成17年度税制改正大綱」がとりまとめられ、同日、与党「平成17年度税制改正大綱」として決定された。

生命保険料控除制度については、金融・証券税制に関する検討のなかで、財務省主税局から生命保険料控除制度の現状に関する資料提示があったものの、特段の議論は行われず、最終的に与党大綱には「検討事項」として以下のとおり記載された。(記載内容は前年と同一の文言)

> ＜自民党（与党）大綱＞
> 生損保控除については、医療、介護など高齢化社会における社会保障政策を踏まえた新たな商品開発の進展との関係、地震災害に対する国民的な備えが重要であるとの見地、制度創設の目的が達成されているとの指摘等を踏まえ、早急に制度のあり方の抜本的な見直しを行う。

生命保険料控除制度の平成17年度における取扱いは現状維持とされたものの、引き続き大変厳しい方向性が示される内容となった。なお、この時期、大地震が頻発していたこともあり、地震保険料控除制度について、与党大綱の「検討事項」に「損害保険料控除制度全体の見直しのなかで、そのあり方を検討する」旨の記載がなされた。

当協会では、社会保障制度や自助努力などに関する詳細な意識調査を目的として、７月26日から８月27日の１か月間にわたり、生保労連と共催でインターネットアンケートを実施した。

その結果、アンケートには31,666件の回答が集まり、関係方面に同制度の拡充等が国民の声であることを訴えた。

＜平成18年度税制改正＞

政府税制調査会においては、平成17年６月21日、「個人所得税に関する論点整理」がとりまとめられ、生命保険料控除制度について以下のとおり「個人住民税においては速やかに整理すべきである」と記載された。

> ＜政府税制調査会「個人所得税に関する論点整理」＞
> ＜5. 個人住民税＞
> (1)所得割（抜粋）
> 生命保険料控除、損害保険料控除など政策誘導的な色彩の強い控除については、地方分権の観点からも、地方税である個人住民税においては速やかに整理すべきである。

また、同論点整理では一時所得と雑所得の見直しについても言及された。これらを受け、同日、当協会は論点整理に対する意見を公表した。

その後、政府税制調査会においては、平成17年10月25日に総会が開催され、平成18年度税制改正に向けた審議が開始された。平成18年度税制改正の論点は、国税では税源移譲、定率減税、政策減税、酒税、道路特定財源であり、地方税では税源移譲、定率減税、固定資産税であった。

したがって、生命保険料控除制度および死亡保険金の相続税非課税措置に関する議論はまったく行われなかった。11月25日には「平成18年度の税制改正に関する答申」がとりまとめられたが、本答申では生命保険料控除制度および死亡保険金の相続税非課税措置に関する具体的記載はなかった。主要な課題として挙げられた項目は、個人所得課税、法人課税、国際課税、酒税、固定資産税、租税特別措置等の整理合理化、特定財源、地球温暖化問題への対応、納税環境整備であった。なお、定率減税については「経済状況を見極め、廃止すべきである」とされた。

平成17年８月８日、郵政民営化法案が参議院で否決され、同日、衆議院は解散した。９月11日、衆議院総選挙が実施され、自民党の圧勝に終わった。自民党税制調査会においては、総選挙、組閣、党人事の影響で前年同様、立ち上げの時期が遅れ、11月28日に総会が開催され、平成18年度税制改正の審議が開始された。

議論の焦点は税源移譲（個人住民税10%フラット化⇒所得税率の見直し）、定率減税の廃止および政策減税（IT投資減税、研究開発減税）の縮小問題等であり、小泉総理大臣の提唱する三位一体改革、財政再建路線を受ける形となった。

そのようななかで、12月15日に「平成18年度税制改正大綱」がとりまとめられ、同日、与党「平成18年度税制改正大綱」として決定された。

①生命保険料控除制度の拡充

生命保険料控除制度については、特段の議論は行われず、与党大綱の「検討事項」に以下のとおり記載された。

> ＜自民党（与党）大綱＞
> 少子・長寿化が進展する中、いわゆる生損保控除について、従来の制度目的が達成されているとの指摘や年金・医療・介護などの分野における今後の社会保障政策を受けた新たな商品開発の進展等を踏まえ、保険契約者の自助努力を支援するとの観点から、制度のあり方の抜本的見直しを行う。

②地震保険料控除制度の創設

損害保険業界がこれまで長年要望してきた地震保険料控除制度が以下のとおり創設された。なお、これにともない損害保険料控除制度は廃止された（経過措置あり）。

> ＜自民党（与党）大綱＞
> 地震保険料控除の創設
> （国税・地方税）
> 損害保険料控除を改組し、次のとおり地震保険料控除を創設する。
> (1)居住者等の有する居住用家屋・生活用動産を保険又は共済の目的とし、かつ、地震等を原因とする火災等による損害に基因して保険金又は共済金が支払われる地震保険契約に

係る地震等相当部分の保険料又は掛金（国税は全額、地方税はその２分の１）を総所得金額等から控除（最高　国税５万円、地方税２万５千円）。
(2)経過措置として、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等に係る保険料等については、従前の損害保険料控除を適用（最高　国税１万５千円、地方税１万円）。
(3)上記(1)と(2)を適用する場合には合わせて最高　国税５万円、地方税２万５千円。
（※）国税は平成19年分以後、地方税は平成20年度分以後に適用。

③その他

与党「平成18年度税制改正大綱」においては、以下のとおり今後の税制改革の道筋が示された。

＜自民党（与党）大綱＞
平成19年度を目途に、少子・長寿化社会における年金、医療、介護等の社会保障給付や少子化対策に要する費用の見通し等を踏まえつつ、その費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点から、消費税を含む税体系の抜本的改革を実現させるべく、取り組んでいく。

当協会としては、平成17年９月17日から10月14日にかけて、公的保障や自助努力に対する考え方および生命保険料控除制度に対する幅広い国民の意見を聴くため、生保労連と共催でインターネットアンケートを実施した。その結果、アンケートには46,915件の回答が集まり、関係方面に同制度の拡充等が国民の声であることを訴えた。

＜平成19年度税制改正＞

平成19年度税制改正において、当協会はこれまでの生命保険料控除制度に対する厳しい状況も踏まえ、税制改正要望内容の変更を行った。これまでは生命保険料控除、個人年金保険料控除それぞれの所得控除限度額を10万円に引き上げる要望であったが、要望内容を変更し、「簡素」で「わかりやすい」汎用的な自助努力支援制度（総合生命保険料控除制度）の創設を重点要望項目に掲げた。具体的な要望内容は、以下のとおりである。

＜平成19年度税制改正要望＞
遺族・老後・医療・介護保障への多様な国民のニーズおよび多様化・複合化した生命保険商品に対応した「簡素」で「わかりやすい」汎用的な自助努力支援制度（総合生命保険料控除制度）を創設すること
― 生命保険・個人年金保険合算の年間正味払込保険料の一定割合に対して行う所得控除について、所得税法上の所得控除限度額を20万円、地方税法上の所得控除限度額を15万円とすること

なお、当協会では、要望内容変更に先立ち、平成18年６月19日から７月３日にかけて、生命保険料控除制度に関する幅広い国民の意識を調査・分析するため、生保労連と共催で100万人からのアンケート回収を目標に「生命保険料控除制度に関するアンケート」を実施した。その結果、

1,239,934名の回答が集まり、関係方面に同制度の拡充等が国民の声であることを訴えた。

＜アンケート集計結果（抜粋）＞
○生命保険による自助努力を税制面から支援する生命保険料控除制度は必要 ・・・94.7%
○生命保険料控除制度を拡充して欲しい ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・84.9%
○生命保険料控除制度は簡素で分かりやすい方がよい ・・・・・・・・・・・・・・75.1%

政府税制調査会においては、平成18年９月12日の総会を最後に委員の任期満了を迎えたが、３年ごとに慣例的に行われていた中期答申のとりまとめは行われず、代わりに「今後の税制改革についての議論に向けて（会長談話）」が公表され、中期答申のとりまとめは次期税制調査会に申送りされた。９月20日、自民党総裁選挙が行われ安倍晋三新総裁が誕生し、９月26日には第１次安倍内閣が発足した。政府税制調査会においては、11月７日に総会が開催され、本間正明新会長のもと、平成19年度税制改正に向けた審議が開始された。

平成19年度税制改正の論点は、金融・証券税制、信託税制、減価償却制度、国際課税が中心であったが、検討資料のなかで「個人住民税所得割が比例税率化されることを契機として、生命保険料控除の問題をはじめ、個人住民税の課税ベースの拡大について本格的に議論すべき」との記載があるなど、前年と同様、地方税制当局の生命保険料控除制度に対する厳しい姿勢が審議当初から表れていた。

12月１日に「平成19年度の税制改正に関する答申」がとりまとめられ、生命保険料控除制度関連については、「個人住民税」部分に以下のとおり記載された。

＜政府税制調査会答申＞
＜(3)個人住民税＞
（中略）
また、所得割の諸控除については、「地域社会の会費」としての個人住民税の性格を踏まえて整理合理化を図り、課税ベースの拡大に努めていく必要がある。こうした観点から、特に政策誘導的な控除については、所得割が比例税率化されること等も勘案し、控除額の水準等その在り方について速やかに見直すべきである。

これを受け、当協会は、同日、意見を表明した。

自民党税制調査会においては、総裁選、組閣、党人事の影響で前年同様、立ち上げの時期が遅れ、11月27日に総会が開催され、平成19年度税制改正の審議が開始された。

税制改正の焦点は、政府税制調査会と同様に、減価償却制度、上場株式等の配当および譲渡益に係る10%の軽減税率の取扱いといった金融・証券税制であった。なお、消費税については、翌年夏の参議院選挙を控え、安倍総理大臣から早々と翌年秋以降に議論するとの方針が示されたことから、まったく議論は行われなかった。自民党税制調査会においては、12月14日に「平

成19年度税制改正大綱」がとりまとめられ、同日、与党「平成19年度税制改正大綱」として決定された。

生命保険料控除制度については、「個人住民税は地域社会の会費としての性格を有することから、政策的控除はむしろ縮減・廃止すべき」との資料が提出されるなど、前年に引き続き、厳しい展開となったが、税制調査会内の議論で反対意見などもあり、結果として、現行制度が存置され、最終的に与党大綱には「検討事項」として以下のとおり記載された。

＜自民党（与党）大綱＞

少子・長寿化が進展する中、いわゆる生損保控除について、従来の制度目的が達成されているとの指摘や社会保障制度を補完する新たな商品開発の進展等を踏まえ、保険契約者の自助努力を支援するとの観点から、制度のあり方の抜本的見直しを行う。

＜平成20年度税制改正＞

平成20年度税制改正においては、当協会は前年度に引き続き、「簡素」で「わかりやすい」汎用的な自助努力支援制度として、「生命保険料控除制度」と「個人年金保険料控除制度」を統合した「総合生命保険料控除制度」への改組を重点要望項目に掲げた。なお、所得控除の要望限度額は前年度から変更している。具体的な要望内容は、以下のとおりである。

＜平成20年度税制改正要望＞

現行の生命保険料控除制度および個人年金保険料控除制度を、遺族・老後・医療・介護保障への多様な国民のニーズおよび多様化・複合化した生命保険商品に対応した「簡素」で「わかりやすい」汎用的な自助努力支援制度（総合生命保険料控除制度）へ改組すること

― 生命保険・個人年金保険合算の年間正味払込保険料の一定割合に対して行う所得控除について、所得税法上の所得控除限度額を15万円、地方税法上の所得控除限度額を７万円とすること

当協会としては、平成19年９月３日から18日にかけて、生命保険料控除制度に関する幅広い国民の意識を調査・分析するため、生保労連と共催で「生命保険料控除制度に関するアンケート」を実施した。その結果、アンケートには1,295,115名の回答が集まり、関係方面に同制度の拡充等が国民の声であることを訴えた。

＜アンケート集計結果（抜粋）＞

○生命保険料控除制度を総合的な制度にして欲しい・・・・・・74.8%

○生命保険料控除制度を拡充して欲しい・・・・・・・・・・・81.0%

○遺族保障は必要であり、支援を拡充して欲しい・・・・・・・94.9%

政府税制調査会においては、平成19年１月22日の総会おいて、香西　泰氏が会長に選任され

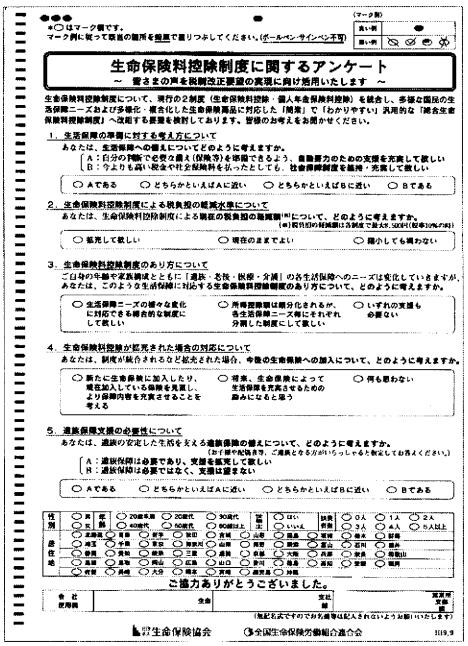

アンケート用紙とチラシ

たが、その後の審議の進め方においては、平成19年の前半で「基礎的な調査分析」を行い、後半に入ってから「抜本的見直しに向けた本格的な議論」を行う予定とされた。２月20日の企画会合にて、「調査分析部会（座長：田近栄治氏）」が設置され、同部会は３月から８月の間、計11回開催された。

同部会においては、委員や有識者などからの各研究テーマごとのプレゼンテーションと自由討議がほぼ毎回のように行われたほか、委員による欧州およびアジアの海外調査結果報告やIMF（国際通貨基金）の税制担当者を招いて、国際的な視点での日本の税制改革について議論が行われるなど、広範にわたり調査分析活動が実施された。

その後、９月以降は企画会合を中心に、抜本的見直しに向けた議論が開始され、個人所得課税、法人課税、国際課税、資産課税、納税環境整備、経済・財政総論、消費課税、公益法人課税など個別税目・テーマごとの審議が行われた。

個別税目ごとの議論が一巡した後、11月５日の総会において、いったん議論の論点整理が行われた。生命保険税制に関連する内容としては、個人所得課税、個人住民税に関し、「現状の所得税制は特別の控除や非課税措置が多く存在し、制度が複雑になっている。国民が理解できるような簡素で中立的な税制にすべき」「３兆円の税源移譲により比例税率化されたことによって個人住民税の応益的な性格が強まったことを十分に踏まえ、政策誘導的な控除の抑制など課税ベースの拡大に努めるべき」などが記載され、前年と同様、地方税制当局の生命保険料控除制度に対する厳しい姿勢が現われていた。

同年11月20日の総会において、「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」がとりまとめられ、

生命保険料控除制度については以下のとおり記載された。

＜政府税制調査会「基本的考え方」＞
（個人所得課税）
課税ベースについては、人的控除や所得控除、特定の収入だけに適用される特別の控除や非課税措置が多く存在して制度が複雑となり、税制上の歪みの要因となっている。
（個人住民税）
個人住民税は、「地域社会の会費」として住民がその能力に応じ広く負担を分担するという性格を有している。所得割が10%比例税率化されたことに伴い、応益性がより明確となることを踏まえ、そのあり方を考える必要がある。
（中略）
また、所得割の諸控除については、応益的な性格がより明確となったことを踏まえ、政策誘導的な控除の見直しを行うなど課税ベースの拡大に努めていく必要がある。

これを受け、当協会は、同日、意見を公表した。

平成19年度の政治情勢をみると、７月に実施された参議院通常選挙の結果、与野党の議席数は逆転し、野党の民主党が参議院の第一党となる、いわゆる「ねじれ国会」の状態となった。さらに９月12日には安倍総理大臣が突然辞任を表明、その後、自民党総裁選が行われ、福田康夫議員が自民党総裁に選ばれ、９月25日には福田内閣が発足した。

自民党税制調査会においては、11月26日の総会から平成20年度税制改正の審議が開始された。

平成20年度税制改正の焦点は、上場株式等の配当および譲渡益に係る軽減税率の取扱いや損益通算といった金融・証券税制、中小企業の地域経済活力を維持するための事業承継税制、地方税制における地域間の財政力格差縮小、公益法人制度改革への対応、寄附金税制など、税体系の抜本的改革に向けた橋渡しとして、これまでの構造改革の過程で生じた諸問題への対応に重点が置かれた。

自民党税制調査会においては、12月13日に「平成20年度税制改正大綱」がとりまとめられ、同日、与党「平成20年度税制改正大綱」として決定された。

生命保険料控除制度においては、金融庁等から「新たな生命保険料控除の創設」に関する税制改正要望が示されるなか、総務省からは地方税における「生命保険料控除の早急な整理」が税制改正要望として示された。税制調査会内の議論では、「新たな生命保険料控除の創設」を支援する意見が多数あったが、実現には至らず、結果、現行制度が存置され、最終的に与党大綱には「検討事項」として以下のとおり記載された。（記載内容は前年と同一の文言）

＜自民党（与党）大綱＞
少子・長寿化が進展する中、いわゆる生損保控除について、従来の制度目的が達成されてい

るとの指摘や社会保障制度を補完する新たな商品開発の進展等を踏まえ、保険契約者の自助努力を支援するとの観点から、制度のあり方の抜本的見直しを行う。

民主党税制調査会においては、平成19年12月６日の拡大役員会において各部門でとりまとめられた要望のヒアリングが行われるなど、平成20年度税制改正の審議が開始された。

12月25日の総会において「2008年度の税制改革大綱 ― 納税者の立場に立ち「公平・透明・納得」の税制を築く ―」が了承され、翌26日の民主党「次の内閣」において正式決定された。

なお、民主党税制改革大綱には、生命保険料控除制度に関する記載はなかった。

＜平成21年度税制改正＞

平成21年度税制改正において、当協会は、損保業界など関係業界と要望内容を調整のうえ、「生命保険料控除制度」および「個人年金保険料控除制度」の改組・拡充を重点要望項目に掲げた。これは、生活保障ニーズの多様化に対応し、公的保障と私的保障の相互補完性をより高めることにより、国民が遺族・医療・介護・老後の各生活保障を幅広く準備できるようにすることを企図するもので、両制度を統合一本化したうえで各保障の所得控除額に上限を設定する内容である。具体的な要望内容は、以下のとおりである。

＜平成21年度税制改正に関する要望＞

現行の生命保険料控除制度および個人年金保険料控除制度を統合一本化し、遺族・医療・介護・老後保障への多様な国民のニーズに対応し、公的保障と私的保障の相互補完性をより高めていくため、国民が各生活保障を幅広く準備できる自助努力支援制度（新たな保険料控除制度）へ改組すること

―生命保険・個人年金保険の年間正味払込保険料の一定割合に対して行う所得控除について、所得税法上の所得控除限度額を15万円、地方税法上の所得控除限度額を７万円とすること

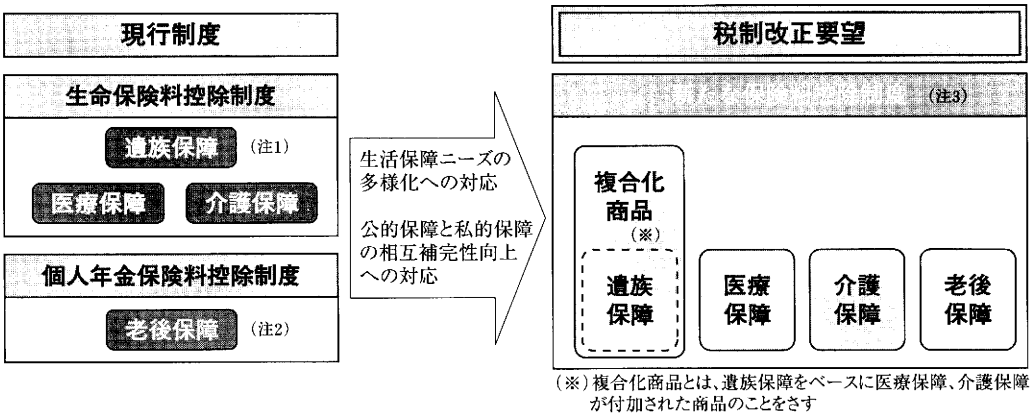

（※）複合化商品とは、遺族保障をベースに医療保障、介護保障が付加された商品のことをさす

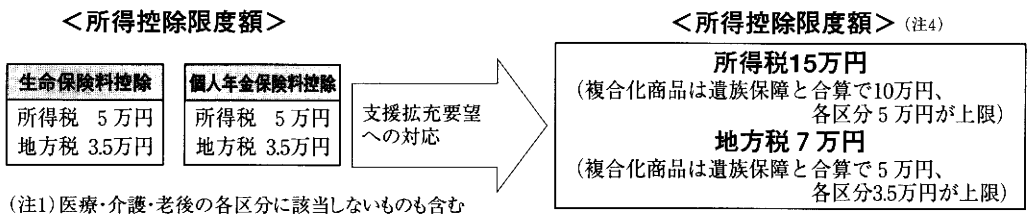

（注1）医療・介護・老後の各区分に該当しないものも含む
（注2）個人年金保険料控除制度の対象となるのは一定の要件を満たした個人年金保険であり、それ以外は生命保険料控除制度の対象となる
（注3）各区分に該当する商品は、それぞれ主契約で判定する
（注4）所得控除限度額は、区分毎にそれぞれ算出したものを合計し、制度全体の所得控除額が上限となる

当協会としては、平成20年９月１日から26日にかけて、生命保険料控除制度に関する幅広い国民の意識を調査・分析することを目的に、生保労連および生命保険ファイナンシャルアドバイザー協会（JAIFA）の３団体共催で「生命保険料控除制度に関するインターネット・アンケート調査」を実施した。その結果、55,257件の回答が集まり、関係方面に同制度の拡充等が国民の声であることを訴えた。

＜アンケート集計結果（抜粋）＞
○生命保険料控除制度を拡充して欲しい・・・・・・・・・・・・・・87.3%
○生活保障ニーズの様々な変化に対応できる制度にして欲しい・・・91.9%
○制度が拡充された場合、保障内容を充実させる・・・・・・・・・67.9%

一方、平成19年夏以降、サブプライムローン問題に端を発する世界的な金融市場の混乱が顕在化し、平成20年９月15日には米証券大手リーマン・ブラザーズが破綻した。そのさなか、９月１日に福田総理大臣が辞任を表明した。自民党総裁選により、麻生太郎議員が後任の総裁に選出され、９月24日には麻生内閣が発足した。新内閣では、100年に一度と言われる世界金融市場の混乱による景気後退に対して、10月30日に「生活対策」がとりまとめられた。同対策には、日本経済は「全治３年」という基本認識のもと、「当面は『景気対策』、中期的には『財政再建』、中長期的には『改革による経済成長』という３段階で、経済財政政策を進める」ことが明記された。そして、必要な税制上の措置については、平成21年度税制改正において具体化することとされた。

このようななか、自民党税制調査会においては、11月11日に総会が開催され、平成21年度税制改正の審議が開始された。12月12日にとりまとめられた自民党（与党）大綱においては、その基本的な考え方として、「経済金融情勢に即応し、世界経済の混乱やそれに伴う国内経済の不振から国民生活を守り、今年度からの３年間のうちに景気回復を最優先で実現するとの断固たる決意に基づいて、わが国の内需を刺激するため、大胆かつ柔軟な減税措置を講じる」こととされた。そして、保険ニーズの多様化や社会保障を補完する分野の重要性を踏まえ、生命保険

料控除制度および個人年金保険料控除制度を改組し、所得税の控除限度額を拡充する旨が明記され、両制度の抜本的な制度見直しが約四半世紀ぶりに実現されることとなった。記載内容は、以下のとおりである。

＜自民党（与党）大綱の概要＞
○制度の枠組みは「(一般) 生命保険料控除」「介護医療保険料控除」「個人年金保険料控除」の３つの控除
○各控除の控除限度額は、所得税４万円（12万円)、地方税2.8万円（７万円）
※カッコ内は、３つの控除合計の控除限度額
○控除額の計算にあたり、主契約又は特約の保険料を分離し、各控除に適用
○新制度を適用する契約は、所得税・地方税でそれぞれ以下のとおり。
・所得税：新制度の施行日以後に締結した生命保険契約等
・地方税：平成24年以後に締結した生命保険契約等
○上記以外の契約については、引き続き、現行の「(一般) 生命保険料控除」「個人年金保険料控除」を適用
（新制度・現行制度を合計し、控除限度額は、所得税12万円、地方税７万円）
○新制度の適用は、所得税・地方税でそれぞれ以下のとおり。
・所得税：平成24年分以後の所得税から
・地方税：平成25年度分以後の個人住民税から
○今後、制度移行に伴う諸課題について更に検討を進め、平成22年度改正にて法制上の措置を講ずる。

これを受け、当協会は、同日、平成21年度与党税制改正大綱について意見を表明した。

民主党においては、12月24日に「税制抜本改革アクションプログラム」がとりまとめられた。同アクションプログラムでは、「現下の経済状況に対応し、国民生活を守り、わが国経済の基盤である中小企業の経営を支えることを中心に」改正に取り組むこととされ、生命保険料控除制度および個人年金保険料控除制度の改組・拡充方針については以下のとおり記載された。

＜民主党「税制抜本改革アクションプログラム」＞
5. 平成21年度税制改正について
(2)内需主導型経済への転換
○生損保など民間保険会社の保険料控除については、社会保障制度を補完する遺族・医療・介護・老後（年金）といった保険商品に対応した、新しい保険料控除制度を創設した上で、所得控除限度額を所得税において15万円程度に引き上げる。

政府税制調査会においては、７月22日に第25回企画会合が開催され、税制をめぐる状況について認識の共有を図った後、改めて11月14日開催の第26回企画会合から議論が再開された。そ

の結果、11月28日に「平成21年度の税制改正に関する答申」が公表され、そのなかで①平成21年度税制改正、②政府の「生活対策」に対する考え方、および③抜本的税制改革の道筋についての考え方がとりまとめられたが、生命保険料控除制度に関する具体的な記載はなかった。

2. 生命保険税制に関する意見表明および意見書の提出

＜平成13年度税制改正＞

(1)厚生省の「国民年金未納・未加入者に係る生命保険料控除の見直し」要望に対する意見

当協会は、平成12（2000）年８月25日に公表された厚生省の平成13年度税制改正要望のなかで、国民年金の未納・未加入者を個人年金保険料控除の対象から除外することが要望されていたことから、同日、これに強く反対する旨の意見を表明した。意見表明の内容は、以下のとおりである。

> 厚生省の「国民年金未納・未加入者に係る生命保険料控除の見直し」の要望に対する意見
>
> 私ども生命保険協会は、「自助努力の奨励」と「相互扶助の推進・社会的連帯の助長」を目的として創設された個人年金保険料に係る生命保険料控除（以下、個人年金保険料控除）について、豊かで安心して暮らせる老後生活の確保に向けた個人の自助努力を支援するために、一層の拡充を要望してまいりました。
>
> これに対し、厚生省は、今般、平成13年度税制改正要望の中で、国民年金の未納・未加入者を、個人年金保険料控除の対象から除外することを要望しております。
>
> 国民年金の未納・未加入者問題は、公的年金の将来にとって課題ではありますが、その解決のためには、国民年金制度についての周知徹底や、公的年金の将来に対する国民の不安感を取り除くことが先決であると考えます。
>
> この問題は、個人年金保険料控除とは全く別次元の問題であり、国民年金の未納・未加入者に対する懲罰的観点から、個人年金保険料控除の見直しを行うことには強く反対いたします。

＜平成15年度税制改正＞

(1)意見書「抜本的税制改革議論の視点について」

当協会は、平成14年４月５日、前年末の政府税制調査会答申において生命保険料控除制度の廃止・縮減の方向性が示された状況を踏まえ、「基本方針」のとりまとめに向けた本格的議論が始まる前に意見書を提出した。意見書の内容は、以下のとおりである。

> 平成14年４月５日
>
> 政府税制調査会御中
>
> 社団法人 生命保険協会
> 一般委員長　松　浦　　徹

抜本的税制改革議論の視点について

21世紀のあるべき税制に向けた抜本的税制改革の議論が開始され、改正の視点として税の空洞化、受益と負担のあり方、社会構造の変化など多くの視点が上げられています。なかでも、少子・高齢化が進展する中で活力ある社会を築いていくためには、社会保障制度のあり方との関連が極めて重要な視点となると考えます。従来から、私どもは、社会保障制度のあり方の変化に伴い、私的保障の充実を推進していく必要があるとの考えのもと、生命保険料控除制度・個人年金保険料控除制度の拡充を要望して参りました。ついては、今回の抜本的な税制改革議論にあたり、改めて社会保障制度と生命保険の役割、生命保険料控除制度・個人年金保険料控除制度の意義について、下記のとおり意見を申し上げます。

記

１．社会保障制度の今後の方向と私的保障の重要性の増大について

わが国では、公的保障にかかる現役世代の負担は限界に近づいており、社会保障制度の改革は重要な課題となっています。また、本年１月に公表された経済財政諮問会議の「構造改革と経済財政の中期展望」においても、社会保障制度は重要な生活インフラであるとの認識のもと、世代間・世代内の公平性、給付と負担の均衡、経済との調和を図りながら、将来にわたり持続可能な社会保障制度を再構築していくことが政府の方針として示されたところです。

今後、社会保障制度が再構築されていく過程において望ましい生活水準の保障を将来的にも確保していくためには、私的保障を一層充実させていくことが不可欠となります。また、民間保険会社が提供する保障機能を有効に活用していくことは、民間の活力を生み経済の活性化にもつながることになります。民間部門の活力を利用していくことは「構造改革と経済財政の中期展望」等に示されている政府の方針とも合致するのではないかと思われます。

２．生命保険・個人年金保険の役割と生命保険料控除制度・個人年金保険料控除制度について

⑴生命保険・個人年金保険の役割について

生命保険は、これまでも遺族保障、老後保障、医療保障、介護保障の各分野において、様々な生活リスクに対応する商品を提供しており、公的保障の給付とあわせて必要な水準の保障の確保を可能とし、あるいは公的保障でカバーできない部分の保障を提供しています。民間生保からの保険金・年金の支払総額は平成10年度で約18兆円と、社会保険給付の約３割まで達しており、今後もその役割は益々重要になっていくものと考えられます。

生命保険の保障機能については、相互扶助の仕組みに基づいていることから、預貯金等で保障を準備する場合と比較すると、加入直後から必要な保障を確保できること、各人が負担するコストも少ないことなどの優位性を持っており、社会保険と同質の機能を担える唯一の手段と言えます。

また、個人年金保険は、相互扶助の仕組みにより、終身保障や死亡保障の機能を有しており、今後の高齢社会において一層重要性が高まる老後保障に対して、真に必要な保障を

提供するための最適な手段です。

(2)生命保険料控除と個人年金保険料控除の意義について

前述の通り、公的保障からの給付は現状を維持していくことが困難な状況であり、必要な保障の水準を将来的にも確保していくためには、私的保障部分を一層充実させていくことが必要になってきます。公的保障の見直しを契機として、自助努力による私的保障のさらなる充実を国民に求めていくことから、国がこれを支援していくことが必要であると考えられます。

特に、生命保険は、相互扶助の仕組みに基づくため、事故がない場合は保険金を受取れないこと、解約返戻金が払込保険料より少ないことがあること、病気になってからでは加入できない場合があることなど、預貯金等とは異なる特性があります。したがって、生命保険加入の動機付けや長期間の契約継続を促すためには、保険料の支払段階で適用される生命保険料控除制度が、最も有効な支援措置であると言えます。

個人年金保険も相互扶助に基づいており、他の商品と比較して老後保障に最適な仕組みであり、今後もその意義は変わることはなく、また、若年層から長期間に亘って安定的に積み立てを行うことが必要であることから、個人年金保険料控除が最も有効な支援措置です。

さらに、保険料控除額を公費負担と見なし、支払額に対する公費負担割合を生命保険と社会保険で比較すると、社会保険の26%に対して生命保険は2%で済んでおり、生命保険料控除は効率的な仕組みであり、今後とも少ない公費負担で国民が保障を確保することに貢献することができます。

一方で、生命保険料控除制度については、保険加入率が相当の水準に達していることや、金融商品間の税負担の公平性及び中立性等の観点から見直しが必要とのご指摘がなされております。

しかし、生命保険は、年齢・家族構成などライフサイクルに応じ変化する保障ニーズに対応し、不断にその内容を見直し、長期間にわたり契約を継続する必要があることに留意が必要です。生命保険による私的保障を充実していくためには、今後も保険加入率水準を維持していくことが必要であり、現在の保険加入率の水準をもって生命保険料控除制度の目的が達成したとされるものではありません。

また、貯蓄優遇税制見直しの観点からの指摘もされていますが、生命保険は、相互扶助の仕組みにより保障を効率的に提供することを目的とした制度であり、預貯金等の貯蓄とは根本的に仕組みや利用目的が異なるものです。生命保険料控除制度については、生命保険の一面だけを捉えて他の金融商品と比較するのではなく、生命保険本来の役割・機能を検討の視点とした議論をお願い致します。

最後に、抜本的税制改革議論では、社会保障制度改革との関連が重要な視点になりますが、特に、社会保障制度との関係の強い税制に関しては、社会保障制度のあり方と合せた慎重な検討をお願い致します。

以　上

(2) 意見書「少子高齢社会に向けた生命保険と税制支援のあり方について」

平成14年６月14日に政府税制調査会において「あるべき税制の構築に向けた基本方針」が、同月21日には経済財政諮問会議において「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」がとりまとめられたため、その基本方針を踏まえ、生命保険料控除制度に関する意義・必要性を当協会意見として広く公表することにより支持を集めていくための意見書を作成し、７月19日に公表した。意見書の内容は、以下のとおりである。

少子高齢社会に向けた生命保険と税制支援のあり方について
～抜本的税制改革審議を踏まえて～

はじめに

今年は年初から21世紀の税制のあり方に関して抜本的な税制改革審議が進められ、６月には経済財政諮問会議から「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」が、政府税制調査会から「あるべき税制の構築に向けた基本方針」が答申されたところであります。

私どもは、少子高齢化が進行する中で、より安心して生活できる生活保障のインフラとして、遺族保障、医療保障、介護保障、老後保障の各分野において国民の安心を支えていくのが生命保険の役割であるとの考えの下、生活保障を充実させるため自助努力する国民を支援する税制として生命保険料控除制度（生命保険料控除・個人年金保険料控除）の意義を訴えて参りました。

今般答申された経済財政諮問会議「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」では、税制改革の視点として「社会保障制度改革と整合性をとって進める」ことが挙げられており、生命保険料控除制度は、この様な視点からも意義付けられるものと考えております。一方、政府税制調査会の「あるべき税制の構築に向けた基本方針」では、生命保険料控除制度も住宅ローン控除などの特定目的の控除制度と併せて、有効性の検証が課題として取り上げられています。

このような税制改革の審議及び昨年の税制改正審議の中でのご意見などを踏まえて、少子高齢社会に向けた生命保険と税制支援（税制上の支援措置）のあり方について、改めて、私どもの考えをとりまとめました。

＜要　旨＞

・生活保障は公的保障と私的保障で支えられ、私的保障への税制支援も必要です。
・民間生命保険は、公的保障の３割に相当する給付を行っています。生命保険料控除制度は国民の生活保障を充実するための有効な公費投入です。
・持続可能な社会保障制度を目指して社会保障制度改革が行われている中で、私的保障に求められるものは大きくなり、国民の自助努力の負担も大きくなります。
・自助努力の負担増加を抑えながら私的保障を充実していくためには、効率的な手段である生命保険の活用が最適であり、税制支援としての生命保険料控除制度の意義は大きくなります。

保険料控除制度に関しては、人保険の分野では、医療・介護・年金の分野で少子高齢社会に向けた対応が図られて、「21世紀型の保険料控除制度」としての機能強化が図られています。この対応の趣旨を踏まえた一層の加入促進と保険金額の充実促進のため、控除限度額の拡充などが今後の検討課題となります。

（以下省略）

(3) 要望書「株式等譲渡益課税に関する緊急要望について」（5団体連名）

①要望書提出の背景および要望内容

平成14年9月に入ってからの株式市場の低迷を契機に、株式市場活性化のための税制上の支援措置を金融業界が連名で要望する動きがあり、当協会は株式市場活性化は生命保険業界にとっても重要事項であること、また、金融業界連名での対応であることから、個別の税制改正要望とは別の動きとして、同要望の提出に賛同することとした。賛同団体は、日本証券業協会、全国銀行協会、信託協会、当協会、日本損害保険協会の5団体である。

なお、同要望書は臨時国会開会前日の10月17日に財務大臣をはじめとする関係方面に提出された。要望書の内容は、以下のとおりである。

平成14年10月

財　務　大　臣
塩　川　正十郎　　殿

日本証券業協会
会長　　奥　本　英一朗

全国銀行協会
会長　　寺　西　正　司
社団法人 信託協会
会長　　高　橋　　温
社団法人生命保険協会
会長　　横　山　進　一
社団法人日本損害保険協会
会長　　石　原　邦　夫

株式等譲渡益課税に関する緊急要望について

デフレからの脱却を実現し、景気回復を本格的なものとするためには、わが国金融システムの将来を担うに足る直接金融市場を構築することが必要不可欠です。特に、昨今の厳しい株式市況に鑑みれば、株式市場の活性化こそ喫緊の課題と考えます。

株式市場を活性化し、健全な発展を図っていくためには、広範・多様な投資家の市場参加、とりわけ個人投資家の参加を促進することが重要です。そのための環境整備を早急に進めることが肝要であり、税制面においても、政策的な投資インセンティブを設けることが必要です。

租税政策は、国の経済政策や財政政策の一環として、国民経済の成長と安定に資すべきものであり、税制のあり方は、わが国の社会・経済情勢の変化に応じて見直されるべきものです。現在の株式市場が、まさに危機的状況に直面していることを考え、今こそ、税制面において、大胆に思い切った措置を講じ、国民に対して市場重視の断固たるメッセージを示すことが求められていると考えます。

そこで、私ども一同、株式等譲渡益課税に関する税制措置について、平成15年1月より実施頂きたく、下記のとおり要望いたします。その趣旨を十分ご理解のうえ、格段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

株式等譲渡益課税について、当分の間、大幅な非課税措置（申告不要）を講ずること

以　上

②決着内容

株式等譲渡益課税に関する取扱いについては、与党「平成15年度税制改正大綱」において以下のとおり記載された。

＜自民党（与党）大綱＞

（国税）

3　上場株式等に係る譲渡所得等に関する優遇措置の見直し

(1)平成15年１月１日以後５年間に上場株式等を譲渡した場合における上場株式等に係る譲渡所得等の金額について、７％の優遇税率により所得税を課税する特例を創設する。

(2)(1)の特例の創設に伴い、次の特例を廃止する。

①長期所有上場株式等に係る譲渡所得等に対する暫定税率の特例

②長期所有上場特定株式等の譲渡所得に係る100万円特別控除の特例

（注）上記の改正は、平成15年分以後の所得税について適用する。

（地方税についても同様に３％の優遇税率について記載されている）

(4)意見表明「平成15年度税制改正について」

政府税制調査会においては、平成14年11月19日、「平成15年度における税制改革についての答申」が小泉総理大臣あてに提出されたが、そのなかで、生命保険料控除制度の見直し等が検討項目として盛り込まれていたことから、当協会は、同日、平成15年度税制改正の最終決着に向

けて、再度、生命保険料控除制度および死亡保険金の相続税非課税措置の維持・拡充を要望する旨の意見を表明をした。意見表明の内容は、以下のとおりである。

平成15年度税制改正について

平成14年11月19日
社団法人 生命保険協会
会長　横山進一

生命保険協会は、少子高齢化が進む中での社会保障制度のあり方の変化に伴い、公的保障と私的保障とが分担して国民の生活保障を支える体制を構築していく上で、私的保障への税制支援措置の拡充が必要と考えております。そのための措置として当会では、かねてより、「生命保険料控除制度」の拡充、「死亡保険金の相続税非課税措置」の拡充を要望して参りました。

しかしながら、本日、政府税制調査会から小泉首相へ提出された「平成15年度における税制改革についての答申」では、生命保険料控除制度の見直しなども検討項目として盛り込まれています。

生命保険は相互扶助による助け合いの制度であり、国民の生活を社会保障と共に支える大切な役割を担っているものであります。少子高齢社会の下で持続可能な社会保障制度に向けた様々な改革に伴い、私的保障の重要性が高まっておりますが、これに伴い税制上の支援措置は一層重要になっていくものと考えられます。当会では、「生命保険料控除制度」、「死亡保険金の相続税非課税措置」の維持・拡充を引き続き強く要望するものであります。

以　上

＜平成16年度税制改正＞

(1)意見書「国民の安心を支える生命保険の役割と税制支援について」

政府税制調査会において、平成15年6月17日、中期答申「少子・高齢社会における税制のあり方」がとりまとめられ、生命保険料控除制度および相続税関連について以下のとおり記載された。

＜政府税制調査会「中期答申」＞
(金融・証券税制関連)
生損保控除や財形貯蓄といった残された貯蓄優遇税制についても、他の様々な貯蓄手段との税負担の公平性確保の要請等を踏まえ、見直しを行うべきである。
(相続税・贈与税関連)
これまで相続税は、累次にわたる減税や各種の特例の拡充により、その負担は大幅に緩和されてきたが、負担の適正化に必要な課税ベースの拡大は実施されてこなかった。
(中略) 今後、少子・高齢化の下では、相続税について、従来より広い範囲に適切な税負担を求めるねらいから、課税ベースの拡大に引き続き取り組む必要がある。

これを受け、当協会は、７月18日、国民の自律・自助の精神にもとづく私的保障の充実を支援する税制である生命保険料控除制度ならびに遺族の生活保障を支える死亡保険金の相続税非課税措置に関する意見書「国民の安心を支える生命保険の役割と税制支援について」を公表した。意見書の概要は、以下のとおりである。

「国民の安心を支える生命保険の役割と税制支援について」概要

生命保険協会では、税制改革審議にあたり、国民の自律・自助の精神に基づく私的保障の充実を支援する税制である生命保険料控除制度（個人年金保険料控除制度を含む）等の意義を訴えてまいりました。

今後の平成16年度税制改正に向けた審議の中で、社会保障制度と税制が議論されていくにあたって私どもの考えを取りまとめ、あらためて「国民の安心を支える生命保険の役割と税制支援について」として公表することにいたしました。

◇社会保障制度改革と生命保険の役割

・少子・高齢化が進む中、国民のセーフティーネットとしての持続可能な社会保障制度を改革・再構築し、国民が安心できる生活保障を確保するためには、「公私両輪による生活保障」との理念をより明確にして、私的保障をさらに充実させる必要があると考えます。

・私的保障である生命保険は遺族、医療、介護、老後の各保障分野において国民の生活保障を充実させ、社会保障制度を補完する役割を果たしてきており、今後その役割は益々重要になると考えます。

・生命保険は預貯金等の金融商品とは異なる相互扶助の仕組みで成り立っており、効率的に保障を準備することができます。

◇生命保険料控除制度等の意義

・生命保険料控除制度は社会保障制度の見直しに伴い、私的保障の充実が益々重要となる中、生命保険への加入や継続を支援する税制です。

・また、死亡保険金の相続税非課税措置は遺族の生活保障を支える重要な役割を担っています。

・生命保険料控除制度等の拡充は国民に「公私両輪による生活保障」との社会保障制度の理念を伝えるメッセージとなり、国民の安心感を生み出し、経済活性化に繋がると考えます。

・生命保険料控除制度による税金の減収は、生命保険を通じて生活保障を充実させるための有効な公費投入になっていると考えられます。

【生命保険料控除制度の概要】

＜生命保険料控除＞
一定の要件を満たす生命保険料は、所得税５万円、地方税3.5万円を限度に所得控除の対象となります。

＜個人年金保険料控除＞
一定の要件を満たす個人年金保険料は、生命保険料控除とは別に所得税５万円、地方税3.5万円を限度に所得控除の対象となります。

＜例＞
○ご夫婦とお子様二人、年収700万円（給与収入）
○年間のお支払い保険料が以下の場合
・生命保険料　10万円
・個人年金保険料　10万円

（注）課税所得は給与所得控除、社会保険料控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、基礎控除を控除し、配偶者の収入はないものとしております。

税負担の軽減効果
約17,000円

これだけ税負担が軽くなります

(2)厚生労働省の「国民年金保険料の未納者に対する個人年金保険料の控除の適用除外」の要望に対する意見

厚生労働省が平成16年度税制改正要望のなかで、国民年金保険料の未納者を、個人年金保険料控除の対象から除外することを要望したため、平成15年８月27日、当協会は反対の意見を表明した。意見表明の内容は、以下のとおりである。

厚生労働省の「国民年金保険料の未納者に対する個人年金保険料の控除の適用除外」の要望に対する意見

平成15年８月27日
社団法人 生命保険協会
会　長　　森　田　富治郎

わが国では、急速な少子・高齢化が進む中、将来にわたって持続可能な公的年金制度の再構築に向けた議論が進められているところです。公的年金のさらなる見直しが見込まれる中にあっては、公的保障と私的保障とがそれぞれ役割を分担して国民の老後生活を支える体制を確立していく必要があります。個人年金保険は、相互扶助の原理に基づいて効率的に老後保障を準備する手段として、公的年金制度とともに国民の老後保障を支える役割を担っており、今後、

その役割は益々重要になっていくものと考えられます。

こうした認識の下、私ども生命保険協会は、「自助努力の奨励」と「相互扶助の推進・社会的連帯の意識の助長」を目的として創設された個人年金保険料に係る生命保険料控除（以下、個人年金保険料控除）について、国民が安心して暮らせる老後生活の確保に向けた個人の自助努力を支援するために、一層の拡充を要望してきております。

これに対し、厚生労働省は、今般、平成16年度税制改正要望の中で、国民年金保険料の未納者を、個人年金保険料控除の対象から除外することを要望しております。

国民年金の未納・未加入者問題は、公的年金制度にとって喫緊の課題ではありますが、その解決のためには、国民年金制度についての周知徹底や、持続可能な公的年金制度を再構築し、公的年金の将来に対する国民の不安感を取り除くことがまずは重要であると考えます。

国民年金の未納・未加入者問題と個人年金保険料控除制度は全く別次元の問題であり、国民年金保険料の未納者に対する懲罰的観点から個人年金保険料控除制度の見直しを行うことには、強く反対いたします。

以　上

＜平成17年度税制改正＞

(1)「産業金融機能強化のための金融所得課税のあり方に関する検討小委員会報告書（案）」に対する意見

経済産業省産業構造審議会産業金融部会傘下の「産業金融機能強化のための金融所得課税のあり方に関する検討小委員会」において、平成16年４月30日、「産業金融機能強化のための金融所得課税のあり方に関する検討小委員会報告書（案）」が公表されたが、そのなかで金融所得一元化の論点として、「保険」に関し以下のとおり記載された。

＜検討小委員会「報告書（案）」＞

（保険について）

保険商品のうち、金融投資的色彩の強い貯蓄性を有する保険商品は、その経済的な機能が他の投資性を有する金融商品と同様であることから、本来、一元化の対象とするべきであると考えられる。

こうした考え方は過去の税制改正でも導入されており、例えば貯蓄的な色彩が強いと認められる商品は利子所得と同様の課税を行うこととされている（昭和62年税制改正）。

なお、実務上の論点として、最近の保険が保障を中心とした商品設計になりつつあることや、生損保両方の性格を持った総合的な商品など、保険料のどの部分が保障でどの部分が貯蓄かをどのように明確に判断すればよいかとの点が指摘されている。

経済産業省が同日付けで同報告書（案）をパブリックコメント手続に付したことを受け、当協会は５月28日、「生命保険は投資性のあるいわゆる金融商品とは異なる役割・機能を持っており、金融所得課税の一元化の対象とすることは適当ではない」旨の意見を経済産業省あてに提出した。

「産業金融機能強化のための金融所得課税のあり方に関する検討小委員会報告書（案）」に対する意見

○報告書（案）P30に記載の「(iv) 保険について」について

―当報告書（案）においては、一元化の対象とすべき金融商品は将来のキャッシュフローを取引対象とする投資であるとの前提に立って「保険商品のうち、金融投資的色彩の強い貯蓄性を有する保険商品は、その経済的な機能が他の投資性を有する金融商品と同様であることから、本来、一元化の対象とするべきであると考えられる。」との指摘がなされている。

―しかしながら、将来のキャッシュフローを取引対象とするといった側面のみに着目して金融商品を定義し、一元化の対象とすることは必ずしも適切ではなく、様々な商品について個々に役割・機能を考慮の上、検討する必要があると考えている。

―生命保険は、死亡・医療・介護・老後などのリスクに対し、社会保障制度とともにトータルに国民の安定的な生活を支える社会的役割を担っている。また、その仕組は相互扶助の原理に基づき、多数の契約者が公平に負担した保険料をプールした資金から保険事故に該当した人に保険金を支払う、集団による保障スキームであり、投資性のあるいわゆる金融商品とは異なる性格のものである。

―また、契約者（保険料負担者）と保険金受取人の関係やその保険種類などによってその形態が多岐に亘るという特徴を持っており、現行税制はそれぞれに応じ、適切な課税取扱が行われている。

―当報告書（案）にて、「本来、一元化の対象とするべき」と記載された「金融投資的色彩の強い貯蓄性を有する保険商品」が指すものは現段階では明確ではないが、生命保険である以上、どの商品も死亡保障や老後保障などの相互扶助の原理に基づく生活保障の機能を有していることから、金融所得課税の一元化の対象とすることは適当ではないと考える。

＜平成18年度税制改正＞

(1) 政府税制調査会「個人所得課税に関する論点整理」に対する意見

政府税制調査会において、平成17年６月21日、「個人所得課税に関する論点整理」が公表され、生命保険料控除等に関し以下のとおり記載された。

＜政府税制調査会「論点整理」＞

2. 所得の種類と税負担のあり方

(1) 所得区分

（省　略）

⑥一時所得

他の所得区分に該当しない所得のうち、その発生が一時的・偶発的であり、対価性を有しないものについては一時所得に分類し特別な取扱いを行っている。個々の納税者にとっての主たる所得である「経常的な所得」以外の所得、という意味では一時所得は雑所得と同様であり、対価性の有無をもって雑所得とは別の所得区分を設けていることについては合理性がないと考

えられる。制度の簡素化の観点をも踏まえれば、雑所得に統合することを検討すべきである。

⑦雑所得

イ）雑所得は、10種類の所得区分のうち、利子所得から一時所得までの他の９種類の所得区分に該当しない様々な所得を一括したものである。その内容を見ると、公的年金等に係るもの、先物や私的年金等資産運用に関連するもの、その他のもの（原稿料・講演料等）が混在する状況にある。

ロ）このうち公的年金等については、かつて給与所得に分類されていた。しかし、給与所得と同一の事情にない公的年金に、勤務費用の概算控除等の趣旨から設けられている給与所得控除を適用することは合理的でないとの理由に基づき、昭和62年の税制改正において公的年金等控除が設けられ、所得区分も給与所得から雑所得に変更されて現在に至っている。公的年金等については、公的年金等控除の適用があり、他の雑所得とは所得計算方式が全く異なること、公的年金の受給者が増加していること、年金に係る所得が増大していることを考慮すれば、雑所得の中に留めておくことは適切ではなく、独立の所得区分を設けることを検討すべきである。なお、世代内・世代間の負担の公平を図る観点から、給与所得控除の見直しも踏まえ、公的年金等控除のあり方については引き続き見直しが必要である。

ハ）資産運用関連の雑所得について見れば、外貨預金の為替差益は総合課税、先物取引にかかる所得や割引債の償還差益などは分離課税とされるなどその課税方式は区々となっている。しかしながら、これらを総体として見れば性格的に金融所得に類似しており、課税方式の均衡性を考慮すれば、分離課税に一本化する方向で検討を行うべきである。

3.（省　略）

4. 課税ベースと税率構造のあり方

(1)略

(2)課税ベース

実効税率との関係では、課税ベースの拡大が今後の課題となる。課税ベースとは、収入その他の経済的利益から、政策的配慮に基づく非課税措置、所得計算上の控除、基礎的な人的控除（基礎控除・配偶者控除・扶養控除）、その他勤労学生控除といった特別な人的控除、更に生損保控除、社会保険料控除といったその他の控除を除いたものである。広く公平に負担を分かち合うとの観点から、課税ベース縮小の原因となる非課税所得、各種控除のあり方を議論することが重要である。

5. 個人住民税

(1)所得割

所得割の諸控除については、個人住民税の性格も踏まえて簡素化・集約化などの見直しを図り、課税ベースの拡大に努めるべきである。特に、税源移譲に伴い応益的な性格が強まることから、人的控除をはじめ各種の所得控除について、所得税とは独立して、整理合理化を図ることが望ましい。なかでも、生命保険料控除、損害保険料控除など政策誘導的な色彩の強い控除については、地方分権の観点からも、地方税である個人住民税においては速やかに整理すべきである。

これを受け、当協会は、同日、以下のとおり意見を公表した。

政府税制調査会「個人所得課税に関する論点整理」に対する意見

平成17年６月21日
社団法人 生命保険協会
会長　宇野郁夫

本日、政府税制調査会より公表された報告書「個人所得課税に関する論点整理」の中では、生命保険料控除の見直しが検討課題として挙げられています。

生命保険は相互扶助の原理に基づき、これまで遺族・医療・介護・老後などの国民の多様なニーズに応え、社会保障を補完する私的保障の中核を担ってきており、社会保障制度改革の方向性を踏まえれば、その役割は今後ますます大きなものとなっていきます。今回、検討課題とされた生命保険料控除制度は、国民が自助努力によって生活保障を充実させていくための重要な自助努力支援税制であり、生命保険協会では、生命保険料控除制度・個人年金保険料控除制度ともに拡充すべきと考えております。

さらに、同報告書では、一時所得の雑所得への統合、私的年金について金融所得としての分離課税化についても検討課題として挙げられています。

保険契約者が配偶者の死亡や保険の満期などによって受け取る生命保険金は、長期的に自助努力による生活保障を準備した結果として偶発的・一時的に受け取る所得であり、仮に現在の雑所得の課税方法がそのまま適用されると、保険金額が実質的に少なくなり、国民が所期する生命保険の役割が十分に発揮できません。所得区分の見直しにあたっては、一時所得に区分される生命保険金について、社会保障制度を補完し国民の生活保障に資する生命保険の社会的役割・長期性を勘案し、保険金への課税強化とならないような措置を検討すべきと考えております。

また、個人年金保険は、公的年金制度を補完し、自助努力により老後の生活保障を準備するための商品であり、預貯金等のいわゆる金融商品とは異なる役割、仕組みを持っています。課税のあり方の議論にあたって、金融商品としてではなく、社会保障制度との関係の中で、公的保障を補完する私的保障商品としての検討を要望いたします。

以上

＜平成19年度税制改正＞

(1)政府税制調査会「平成19年度の税制改正に関する答申」に対する意見

政府税制調査会において、平成18年12月１日、「平成19年度の税制改正に関する答申 ― 経済活性化を目指して―」がとりまとめられ、生命保険料控除制度に関し以下のとおり記載された。

＜政府税制調査会答申＞
(3)個人住民税
(中略)
また、所得割の諸控除については、「地域社会の会費」としての個人住民税の性格を踏まえ

て整理合理化を図り、課税ベースの拡大に努めていく必要がある。こうした観点から、特に政策誘導的な控除については、所得割が比例税率化されること等も勘案し、控除額の水準等その在り方について速やかに見直すべきである。

これを受け、当協会は、同日、以下のとおり意見を公表した。

政府税制調査会「平成19年度の税制改正に関する答申」に対する意見

平成18年12月１日
社団法人 生命保険協会
会長　　斎　藤　勝　利

本日、政府税制調査会から安倍首相へ提出された「平成19年度の税制改正に関する答申」では、個人住民税に関して、「所得割の諸控除については、「地域社会の会費」としての個人住民税の性格を踏まえて整理合理化を図り、課税ベースの拡大に努めていく必要がある。こうした観点から、特に政策誘導的な控除については、所得割が比例税率化されること等も勘案し、控除額の水準等その在り方について速やかに見直すべきである。」との指摘があります。

生命保険料控除制度は国税（所得税）、地方税（個人住民税）における所得控除であり、私的保障充実のための自助努力支援制度であります。

少子高齢化による社会保障給付費の増大が懸念され、社会保障制度の抜本的見直しは喫緊の課題とされています。そのため、これからは「公私二本柱の生活保障」の理念のもと、公的保障と私的保障が補完し合って、国民の生活保障を支えていく体制を構築することが必要であります。国民一人一人が安心できる保障水準を確保するためには、自助努力への支援が国家政策・地方政策においてますます重要になってくるといえます。

相互扶助の原理に基づき、遺族・老後・医療・介護保障への多様な国民のニーズに応え、社会保障制度を補完する私的保障の中核を担う生命保険およびその支援税制の必要性は一層高まることが予想されます。このため、個人住民税における生命保険料控除制度について、縮減の方向での見直しをすべきではないと考えます。

当会では、平成19年度税制改正要望として、現行の生命保険料控除と個人年金保険料控除を統合・一本化した総合生命保険料控除制度の創設を要望しております。これからも、相互扶助の原理に基づく生命保険による自助努力を支援する制度の充実を強く要望するものであります。

以上

＜平成20年度税制改正＞

(1)政府税制調査会「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」に対する意見

政府税制調査会において、平成19年11月20日、「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」がとりまとめられ、生命保険料控除制度に関し以下のとおり記載された。

＜政府税制調査会「基本的考え方」＞

（個人所得課税）

課税ベースについては、人的控除や所得控除、特定の収入だけに適用される特別の控除や非課税措置が多く存在して制度が複雑となり、税制上の歪みの要因となっている。

（個人住民税）

個人住民税は、「地域社会の会費」として住民がその能力に応じ広く負担を分担するという性格を有している。所得割が10%比例税率化されたことに伴い、応益性がより明確となることを踏まえ、そのあり方を考える必要がある。

（中略）

また、所得割の諸控除については、応益的な性格がより明確となったことを踏まえ、政策誘導的な控除の見直しを行うなど課税ベースの拡大に努めていく必要がある。

これを受け、当協会は、同日、以下のとおり意見を公表した。

政府税制調査会「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」に対する意見

平成19年11月20日
社団法人 生命保険協会
会長　岡本圀衛

本日、政府税制調査会から福田首相へ提出された「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」では、個人所得課税に関して「課税ベースについては、人的控除や所得控除、・・（中略）・・が多く存在して制度が複雑となり、税制上の歪みの要因となっている。」と指摘されるとともに、個人住民税に関して「所得割の諸控除については、応益的な性格がより明確となったことを踏まえ、政策誘導的な控除の見直しを行うなど課税ベースの拡大に努めていく必要がある。」との指摘があります。

生命保険料控除制度は、遺族の経済面からの救済、および、遺族の生活の安定のために創設された制度であり、国民の自助努力を支援する制度です。また、この制度は、その意義から、将来にわたって継続すべき恒久的な制度として、所得税法・地方税法の本法に規定されている制度であります。

我が国では急速な少子高齢化が進んでおり、社会保障給付費への財政的な影響を踏まえれば、これからは「公私二本柱の生活保障」の理念のもと、公的保障と私的保障が補完し合って、国民の生活保障を支えていく体制を構築することが必要であります。

国民一人一人が私的保障を活用し、安心できる保障水準を確保するためには、国民が自助努力に取り組む意識そのものを高める必要があり、その際には、生命保険料控除制度による国や地方からの支援、後押しは、国民にとって大変力になるものであります。従って、私的保障への支援である生命保険料控除制度を縮小・廃止すべきではないと考えます。

当会では、平成20年度税制改正要望として、現行の生命保険料控除と個人年金保険料控除を統合・一本化し、総合生命保険料控除制度へ改組する要望を行っております。本年９月に実施した生命保険料控除制度に関するアンケートでも、総合的な制度にして欲しいという方が約75%に達しており、国民の皆様の期待に応えるためにも、遺族・老後・医療・介護といった生活保障ニーズを総合的に支援する総合生命保険料控除制度の実現を強く要望いたします。

以上

＜平成21年度税制改正＞

(1) 意見表明「平成21年度与党税制改正大綱について」

平成21年度税制改正において、平成20年12月12日に公表された自民党（与党）大綱において、保険ニーズの多様化や社会保障を補完する分野の重要性を踏まえ、「生命保険料控除制度」および「個人年金保険料控除制度」を改組し、所得税の控除限度額を拡充する旨が明記された。これを受け、当協会は、同日、以下のとおり意見を表明した。

＜平成21年度与党税制改正大綱について＞

平成20年12月12日
社団法人 生命保険協会
会長　　松　尾　憲　治

本日公表された与党税制改正大綱において、生命保険料控除制度および個人年金保険料控除制度を改組し、所得税の控除限度額を拡充することが示されました。

生命保険協会では、国民の自助努力支援である本制度の拡充を長年にわたり税制改正要望の重点項目としてきたことから、今回の制度改組は大いに歓迎すべきものと考えており、当会としては、これを契機に国民の自助努力による幅広い生活保障準備がより一層進むよう尽力してまいります。

以上

3. 退職年金等積立金に係る特別法人税の取扱い

退職年金等積立金に係る特別法人税については、昭和37（1962）年に課税されて以来、急速に進展する少子高齢社会に備え、公的年金を補完する企業年金制度の一層の育成普及を図る観点から、当協会はその撤廃について要望活動を展開してきたが、平成10年以降も撤廃に向けた取組みを引き続き行っている。

「特別法人税の撤廃」を当協会の重点要望項目とした平成11年度税制改正においては、撤廃は認められなかったものの、与党大綱で「２年間の時限措置として、退職年金等積立金に係る法人税（特別）の適用を停止する」ことが決定された。記載内容は、以下のとおりである。

＜自民党（与党）大綱（平成10年12月16日）＞
現在の超低金利の状況、企業年金の財政状況、退職年金等に係る新しい会計基準の設定等を踏まえ、２年間の時限措置として、退職年金積立金に係る法人税（特別法人税）の適用を停止する。

その後も、「特別法人税の撤廃」について要望活動を行ったが、時限措置が切れる年度において、期限延長という結論が繰り返されている。

平成13年度税制改正においては、与党大綱において、「現在の超低金利の状況、企業年金の財政状況等を踏まえ、退職年金等積立金に対する法人税（特別法人税）、法人住民税の課税停止措置を２年延長する」と記載され、特別法人税の凍結が２年延長された。

平成15年度税制改正においては、特別法人税に関する特段の議論はなかったものの、与党大綱において、退職年金等積立金に対する法人税（特別法人税）の凍結がさらに２年延長された。

また、平成17年度税制改正においては、当協会の要望項目の一つである「特別法人税の撤廃」に関して、日本経済団体連合会より「各経済団体・業界団体連名による決議文を取りまとめ今後の要望活動に取り組みたい」との申入れがあり、当協会としてもこれに賛同することとした。

最終的には当協会も含め、140団体が以下の決議文に賛同した。

企業年金積立金にかかる特別法人税の撤廃を求める

2004年10月19日
㈳日本経済団体連合会
会長　奥田　碩
日本商工会議所
会頭　山口信夫
㈳経済同友会
代表幹事　北城恪太郎
㈳関西経済連合会
会長　秋山喜久

平成17年度税制改正においては、企業年金の積立金にかかる特別法人税を撤廃すべきである。

1. 特別法人税はサラリーマンの老後保障を損なう

各企業は現在、企業年金制度の改革を懸命に進めている。公的年金給付の減額が決まるなかで、企業年金の維持・拡充はサラリーマンにとって極めて重要な課題となっている。

特別法人税は、老後のための大事な資産に課税するもので、企業・個人の自助努力を阻ん

でいる。
2. 年金税制の原則に反する
　年金税制は、掛け金の拠出時・運用時非課税、受給時課税とすべきであり、特別法人税はこれに反する。すでに、平成16年度税制改正において公的年金等控除等が縮小され、企業年金の受給時課税が実現している。

以上

なお、特別法人税関連項目については、与党「平成17年度税制改正大綱」において、以下のとおり記載され、課税停止措置はさらに３年延長された。

＜自民党（与党）大綱（平成16年12月15日）＞
＜所要の措置が講じられた項目＞
○特別法人税関連
　退職年金等積立金に対する法人税（特別法人税）の課税停止措置の期限を３年延長する。
＜その他の検討事項となった項目の記載内容＞
○特別法人税関連
　年金課税については、少子・高齢化が進展する中で、公的年金制度改革の動向等を見極めつつ、老後を保障する公的年金と私的資産形成の状況、退職金課税や給与課税とのバランス、世代間・世代内の公平確保等に留意して、特別法人税のあり方を含め、拠出・運用・給付を通ずる負担の適正化に向けた抜本的な検討を行う。

平成20年度税制改正においては、与党大綱において、「退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止措置の適用期限を３年延長する」と記載され、特別法人税の凍結が３年延長された。

4. 確定拠出年金制度に係る税制措置

＜平成12年度税制改正＞

平成13（2001）年６月に確定拠出年金法が成立し、10月に確定拠出年金制度が導入された。同制度における税制上の支援措置は平成12年度税制改正において明らかにされた。

なお、当協会は、平成12年度税制改正の重点要望項目に「確定拠出年金制度の導入を図り、税制上の優遇措置を講ずること」を盛り込んでいた。同制度の税制上の支援措置については与党「平成12年度税制改正大綱」において、「確定拠出年金法（仮称）による確定拠出年金制度の創設に伴い、同制度の拠出、運用及び給付の各段階について、以下の措置を講ずる（下枠内）」と記載された。

＜自民党（与党）大綱（平成11年12月13日）＞
二　年金税制
１　確定拠出年金法（仮称）による確定拠出年金制度の創設に伴い、同制度の拠出、運用及び

給付の各段階について次の措置を講ずる。

(1)拠出段階

①企業型年金の事業主掛金について、損金（必要経費）参入を認めるとともに給与所得課税は行わない。

②各年において個人型年金の加入者が自己の加入する個人型年金につき支払った個人型加入者掛金はその全額を所得控除の対象とする。

(2)運用段階

①企業型年金にかかる信託及び個人型年金に係る信託については、信託財産に帰せられる収入及び支出等の帰属の原則を適用しない。

②事業主掛金及び個人型加入者掛金並びにその運用益を対象として、特別法人税、法人住民税を課税する。

（注）特別法人税は、平成11年４月１日より２年間課税停止中である。

③企業型年金及び個人型年金の年金資産である信託財産につき支払を受ける利子等又は配当等については、所得税、道府県民税利子割を課税しない。

④国民年金基金連合会が作成する確定拠出型年金の給付に関する文書については、印紙税を課税しない。

(3)移管・移行

①加入者が離転職し、年金資産を移管する場合には、所要の手続を前提として税制上の措置を継続する。

②確定給付型年金等から確定拠出型年金への移行に伴う所要の税制上の措置を講ずる。

(4)給付段階

①分割（年金）払いの老齢給付金（雑所得）を公的年金等控除の対象とするほか、一時金払いの老齢給付金は退職手当等とみなす。

②障害給付金については、所得税、個人住民税を課税しない。

③死亡一時金については、相続税法上のみなし相続財産（退職手当金等に含まれる給付）として相続税の課税対象とする。ただし、法定相続人１人当たり500万円までを非課税とする。これに伴い、死亡一時金に対し、所得税、個人住民税は課税しない。

④脱退一時金については、所得税、個人住民税を課税する。

＜平成16年度税制改正＞

平成16年度税制改正においては、与党「平成16年度税制改正大綱」において、確定拠出年金制度の拠出限度額の引上げおよび少額資産の場合の中途引出し（脱退）の要件の緩和が明記された。記載内容は、以下のとおりである。

確定拠出年金制度の拠出限度額の引上げ

		改正前	改正後	引上げ額
企業型	他の企業年金がない場合	月額 36,000円	月額 46,000円	月額 10,000円
	他の企業年金がある場合	月額 18,000円	月額 23,000円	月額　5,000円
個人型	他の企業年金がない場合	月額 15,000円	月額 18,000円	月額　3,000円
	自営業者等	月額 68,000円から国民年金基金の掛金を控除した額	同　左	—

少額資産の場合の中途引出し（脱退）の要件の緩和

改　正　前	改　正　後
累計拠出額にかかわらず、下記の６つの要件をすべて満たす必要があった。 ①60歳未満であること ②企業型年金加入者でないこと ③個人型年金の加入者となる資格がないこと ④企業型年金および個人型年金の障害給付金の受給権者でないこと ⑤通算拠出期間が1か月以上３年以下であること ⑥企業型年金加入者または個人型年金加入者の資格を喪失した日から起算して２年を経過していないこと	資産（累計拠出額）が少額な場合には、以下の要件に緩和された。 ①資産が50万円以下の場合、企業年金加入者は個人年金に移換すれば、加入期間にかかわらず、中途引出し（脱退）が認められる。 ②資産が1.5万円以下の場合、無条件で中途引出しが認められる。

＜平成21年度税制改正＞

平成21年度税制改正においては、平成20年12月12日に公表された与党「平成21年度税制改正大綱」において、確定拠出年金制度の見直しについて明記された。記載内容は、以下のとおりである。

＜自民党（与党）大綱（平成20年12月12日）＞
第三 平成21年度税制改正の具体的内容
　八 金融・証券税制
　　6 確定拠出年金制度
(1)企業型確定拠出年金に導入される個人拠出（いわゆるマッチング拠出）の掛金は、その全額を所得控除の対象とする。
(2)確定拠出年金の拠出限度額について、次のとおり引き上げる。
　①企業型　　（現 行）　　（改正案）
　　イ 他の企業年金がない場合　月額4.6万円　月額5.1万円
　　ロ 他の企業年金がある場合　月額2.3万円　月額2.55万円
　②個人型
　　・企業年金がない場合　　月額1.8万円　月額2.3万円

税制改正要望項目の推移（平成11～21年度）

要望項目	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
新たな保険料控除制度への改組 所得控除限度額は所得税15万円、地方税７万円											◎
総合生命保険料控除制度への改組 所得控除限度額は所得税15万円、地方税７万円										◎	
新たな生命保険料控除（総合生命保険料控除制度）の創設 所得控除限度額は所得税20万円、地方税15万円									◎		
生命保険料所得控除限度額（所得税・地方税とも５万円）の10万円への引き上げ	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
個人年金保険料所得控除限度額（所得税・地方税とも５万円）の10万円への引き上げ	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
死亡保険金の相続税非課税限度額（法定相続人数×500万円）に「配偶者分500万円＋未成年の被扶養法定相続人数×500万円」を加算すること。なお、課税方式が見直された場合においても新たな非課税限度額は現行制度に加算分を加えた水準とすること											◎
死亡保険金の相続税非課税限度額（法定相続人数×500万円）に、「配偶者分500万円＋未成年の被扶養法定相続人数×500万円」を加算	○	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	
安定した老後生活への支援											
適格退職年金契約の加入者拠出の保険料に対し、社会保険料相応の税制措置を図ること	○	○	○								
適格退職年金契約の遺族給付について、相続税の課税対象から除外すること	○	○	○								
税制適格個人年金保険からの所得を年金受給時の公的年金等控除の対象に加えること	○										
事業税における厚生年金基金保険等に関わる収入保険料の特別措置を存続すること	○	○									
企業年金保険関係											
特別法人税の撤廃	◎	○	◎	準◎	◎	準◎	◎	○	○	◎	○
企業年金制度において、確定拠出型年金制度の導入を図り、税制上の優遇措置を講ずること	○	◎									
適格退職年金契約における剰余金返還規定を撤廃すること		○	○								
過去勤務債務にかかる事業主掛金について、一層の弾力化を図ること		○	○								
確定給付型年金制度において、キャッシュバランスプランの導入を可能とする措置を講ずること		○	○								
確定拠出年金保険契約の預け替えや資産移転による保険料について、法人事業税の課税対象から除外すること					○	○	○	○	○		
適格退職年金契約の円滑な移行を図るための措置を講ずること											◎
財形制度関係											
財形年金および財形住宅貯蓄の非課税限度額の引き上げ	○	○	○	○							
財形貯蓄の不適格払出しによる遡及課税についての適格払出し分の除外			○								
法人・資産課税関係											
不動産関連税制の総合的見直しを図ること	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
不良債権売却価格の算出に関する基準の明確化および無担保債権も含めた無税償却範囲の明確化とさらなる償却要件の緩和等を図ること	○										
みなし配当課税を撤廃すること	○	○	○								
割引短期国債および政府短期証券に対する源泉徴収を撤廃すること	○										
株式配当の二重課税を排除すること				○							
公社債・譲渡性預金の途中売却に係る利子源泉徴収を廃止すること				○	○						
責任準備金対応債券に係る税務上の区分を新設すること				○							
連結納税制度を2002年度に確実に導入すること				○							
固定資産の減損処理に係る税務取扱いを明確にし、会計基準との整合性を図ること（減損損失を損金算入すること）					○	○	○	○			
生命保険業の法人事業税について、現行の課税方式を維持すること						○	○	○	○	○	○
法人事業税の課税標準の算出に当たっては、厚生年金基金等に係る収入保険料への利率（２％）を将来にわたって維持すること		○									
タックス・ヘイブン対策税制の適用範囲見直しを図ること											○
その他											
生命保険相互会社の株式会社化等に関する税制上の優遇措置を講ずること	○	○									
特定取引勘定について税制上の手当を講ずること	○										
時価会計およびヘッジ会計導入に伴う税制上の手当てを講ずること		○									
欠損金繰越期間延長と繰戻還付の実施・繰戻期間を延長					○	○		○	○	○	○
承継保険会社・協定銀行が土地等を取得した場合の不動産取得税・特別土地保有税の非課税措置の恒久化					○	○	○				
破綻保険会社から協定銀行が土地等を取得した場合の不動産取得税の非課税措置の恒久化・措置期間延長									○		○
非居住者・外国法人の受け取る民間国外債の利子および発行差金の非課税措置の恒久化・措置期限延長										○	
非居住者・外国法人の受け取る民間国外債の利子および発行差金の非課税措置の恒久化											○
生命保険会社の相互会社から株式会社への組織変更に伴い社員（保険契約者）に割り当てられる株式の特定口座への組み入れを可能にすること											○

◎重点要望項目、○要望項目

第９章　マーケットの変化と保険商品 ―少子高齢社会への対応―

1．個人保険分野の動向

1．業績の推移

個人保険分野におけるこの10年間は、バブル経済の崩壊後の長引く不況と低金利状態の影響で契約件数や契約高が伸びず、低迷期が長く続いた。保険商品や販売チャネルについては、平成13（2001）年度に第三分野商品が保険会社全社で販売できるようになり、少子高齢社会を反映して年金・医療・介護保険分野が成長するなどの変化が表れるなか、生命保険会社同士や損害保険会社、銀行等との提携販売が進められた。平成14年度に銀行等における窓口販売の対象保険商品が拡大されたことにともない提携販売が本格化し、変額個人年金保険を中心とした個人年金保険等においては新契約の件数や契約高が増加した。その後、銀行窓販は、平成19年度に対象がすべての保険商品に拡大され、金融機関を含む募集代理店は、営業職員とともに有力な販売チャネルとなっている（平成19年度末の営業職員登録者数24.5万人、代理店使用人数91.2万人）。なお、平成19年度には金融商品取引法の規定が変額個人年金保険、変額保険、外貨建て保険等特定保険契約に準用されることとなった。一方、少子高齢社会の進展（平成19年の合計特殊出生率1.34人、高齢化率21.5％）で、死亡保障ニーズは減少を続けた。家計が保険料負担に敏感になったこともあり、利差配当のみ分配する保険、高額割引や契約者単位の通算割引、解約返戻金を低く抑えたりまったくなくした保険、優良体保険など保険料の低廉化を図った保険が開発された。平成20年度には、既存の販売チャネルを介さないインターネット販売専門生命保険会社も現われた。さらに、平成18年度以降、団塊の世代（昭和22～24年生まれ）が大量に定年退職する時期を迎えており、年金などの社会保障制度のみならず、高齢者を対象とする市場の拡大など、経済・社会面での大きな影響が指摘されている。この10年間の動向について、その推移をみていくこととする（ここではかんぽ生命の数値を除く）。

(1)新契約

次の表にみるとおり、この10年間の個人保険の新契約件数は約26％の減少（平成10年度と平成19年度を比較した結果）となっており、また、契約高（次頁表中の「金額」）はほぼ毎年減少し続け、約47％減少（同上）している。これは、死亡保障中心の保険から医療保険や介護保険等の第三分野または生存保障中心の保険へという顧客ニーズの変化を表わしている。

個人年金保険の新契約件数は、平成５年度（273万件）をピークに大幅に減少した。その後、平成14年10月以降の銀行窓販や少子高齢社会における老後の保障の充実を図る気運の高まりなどから増加に転じた。個人保険分野の年度別新契約の推移は、以下のとおりである。

年度別新契約の推移

（単位：万件、%、億円）

	個人保険				個人年金保険			
	件数	前年度比	金額	前年度比	件数	前年度比	金額	前年度比
平成10年度	1,121	103.3	1,140,285	91.0	131	107.4	64,355	106.2
11年度	989	88.2	1,091,891	95.8	81	61.8	35,552	55.2
12年度	1,018	103.0	1,095,664	100.3	88	108.6	38,444	108.1
13年度	1,108	108.8	1,050,545	95.9	51	58.0	22,679	59.0
14年度	1,104	99.7	1,030,238	98.1	74	145.1	37,166	163.9
15年度	1,036	93.8	903,571	87.7	111	150.0	56,579	152.2
16年度	1,003	96.8	841,763	93.2	136	122.5	77,244	136.5
17年度	990	98.7	766,445	91.1	154	113.2	88,170	114.1
18年度	872	88.1	670,457	87.5	157	101.9	90,486	102.6
19年度	829	95.1	600,290	89.5	144	92.0	81,208	89.7

個人保険

種類別新契約件数の推移を構成比でみると、平成10年度は医療保険（がん保険を含む）が22.5%であったが、平成19年度では医療保険とがん保険を合わせて43.9%と大きく伸びた。

これに比べ、昭和50年代後半から主力商品であった定期付終身保険は、平成10年度には20.7%であったが、平成19年度には2.9%と大幅に低下した。個人保険の種類別新契約件数の推移は、以下のとおりである。

個人保険・種類別新契約件数の推移

（単位：万件、%）

	平成10年度		平成19年度	
	件数	構成比	件数	構成比
終身保険	133	11.9	127	15.4
定期付終身保険	232	20.7	24	2.9
利率変動型積立終身保険	−	−	60	7.3
定期保険	136	12.1	115	13.9
変額保険	3	0.3	13	1.7
養老保険	139	12.5	46	5.7
医療保険	252	22.5	258	31.2
がん保険	−	−	105	12.7
こども保険	40	3.6	33	4.0
その他	184	16.5	44	5.3

個人年金保険

種類別新契約件数の推移をみると、大きく件数を伸ばしたのは変額年金保険で、統計数値として取れるようになった平成14年度の16万件から平成19年度の59万件へと大きく伸展した。この間、平成17年度には69万件まで達しており、このような伸展の主な要因としては、銀行窓販による提携販売の本格化などが挙げられる。個人年金保険の種類別契約件数の推移は、以下のとおりである。

個人年金保険・種類別新契約件数の推移

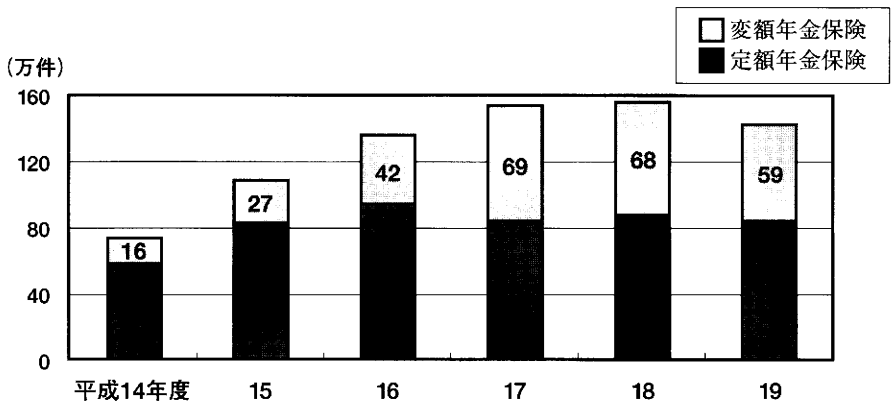

(2) 保有契約

この10年間の個人保険の保有契約件数の推移は平成10年代前半までは減少傾向であったが、後半は前年度並みのほぼ現状維持が続いた。また、保有契約高（普通死亡保険金額ベース）は、新契約と同様に平成８年度（1,495兆6,831億円）をピークに減少傾向となっており、平成19年度には979兆4,374億円となった。

個人年金保険の保有契約件数は、平成７年度（1,502万件）をピークに減少傾向にあったが、平成15年度以降は解約の落ち着きや銀行窓販による好調な販売等により増加傾向となり、平成19年度には1,657万件となった。また、保有契約高も同様の傾向を示しており、平成14年度に68兆2,768億円まで落ち込んだが、それ以降は増加に転じ、平成19年度には87兆9,276億円と過去最高を示した。個人保険分野の年度別保有契約の推移は、以下のとおりである。

年度別保有契約の推移

（単位：万件、%、億円）

	個人保険				個人年金保険			
	件数	前年度比	金額	前年度比	件数	前年度比	金額	前年度比
平成10年度	12,012	96.6	14,090,150	96.3	1,439	100.7	816,367	98.8
11年度	11,587	96.5	13,647,515	96.9	1,403	97.5	778,736	95.4
12年度	11,271	97.3	13,119,925	96.1	1,371	97.7	740,961	95.1
13年度	11,084	98.3	12,556,231	95.7	1,302	95.0	695,930	93.9
14年度	11,017	99.4	12,102,459	96.4	1,291	99.2	682,768	98.1
15年度	10,934	99.2	11,526,485	95.2	1,324	102.6	695,639	101.9
16年度	10,961	100.2	11,121,705	96.5	1,401	105.8	741,094	106.5
17年度	10,998	100.3	10,705,708	96.3	1,492	106.5	804,164	108.5
18年度	10,978	99.8	10,263,360	95.9	1,581	106.0	858,636	106.8
19年度	10,943	99.7	9,794,374	95.4	1,657	104.8	879,276	102.4

2. 個人向け保険商品

少子高齢社会を反映して、自らの老後や病気・介護などに備え、自らが年金や給付金を受け取るために加入する個人年金や医療・介護保険へのニーズが高まっている。これらのニーズの

高まりに応えるため、生命保険会社では、この10年間特に商品の開発に力を注いできた。また、平成18（2006）年度以降の団塊の世代の大量退職を踏まえ、生命保険会社では、退職金等の一時金の受け皿となる保険料一時払いの個人年金、医療・介護保険や終身保障の商品を豊富に用意している。平成10年４月以降、新たに、または商品改訂を行い発売された商品の主なものは以下のとおりである。

(1)変額個人年金保険

変額個人年金保険とは、個人年金保険の一種で、保険料として払い込まれた資金を投資信託等で運用し、その運用実績によって年金額などが変動する商品である。支払われた保険料は特別勘定で運用する。特別勘定にはさまざまな種類のファンドが用意されており、契約者自らが特別勘定のタイプを選択するなど、運用環境の変化などの状況を見ながら運用することができる商品もある。年金額は、受取開始後一定のタイプと、受取開始後も運用実績によって増減するタイプがある。年金受取開始前に被保険者が死亡した場合に受け取る死亡給付金については最低保証のある商品が多く、年金原資などについても最低保証がある商品も発売されている。平成14年10月以降、銀行窓販にあわせて、生命保険会社において変額年金商品の開発が進み、保険料一時払いの商品や米国ドル建て等外貨建ての商品などの豊富な商品種類が用意されている。特に、年金原資および死亡給付金等について最低保証のある商品へのニーズが高くなっている。

また、定額個人年金保険においても、外貨建ての商品や市場金利の変動を反映する積立利率変動タイプの商品（金利が上昇する局面においては契約者がそのメリットを享受する一方で、下降する局面においても積立利率に最低保証が設けられている）も新たに発売されている。

(2)医療保険・がん保険・介護保険

医療保険

医療保険は、病気やケガで入院したり、所定の手術を受けた時などに給付金が受け取れるものである。死亡した時に死亡保険金が受け取れるものもある。医療ニーズの高まりを受け、以下のようにさまざまな商品が発売されてきている。

・死亡保障を抑え医療保障に特化することで、入院・手術費用の保障ニーズに手厚く応える商品
・解約返戻金をなくし保険料を低く抑える商品
・病気やケガによる１日（日帰り）あるいは１泊２日の短期入院から保障のある商品
・保険期間中に入院給付金等の支払いがなかった場合に契約満了時に無事故給付金が支払われる商品
・３年ごとまたは５年ごとに無事故給付金の出る商品
・所定の先進医療により治療を受けた時に先進医療給付金が支払われる商品

・「骨髄移植を目的とした骨髄幹細胞採取手術」を手術給付金の支払対象とする商品
・入院日数に関係なく傷病名で給付金が支払われる商品
・乳がん、子宮がん、子宮筋腫など女性特有の病気による入院・手術保障を手厚くした女性のための商品
・60歳以上の長期入院を保障する商品
・医療保障に加えてがんを手厚く保障する商品
・長寿化を反映して保険期間を終身とする商品　等

なお、それら以外にも、診査・告知の必要のないタイプの商品や引受基準を緩和したタイプの商品、５大生活習慣病（悪性新生物、糖尿病、心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患）、またはこれに肝疾患、腎疾患を加えた７大生活習慣病について給付金が支払われる商品等がある。

がん保険

昭和56年から日本人の死亡原因の第１位となったがんは、その後も年々増加傾向にあり、今では死因別構成比は３割を超えている。

がん保険は、がんにより入院したり所定の手術を受けた時などに給付金が受け取れるものである。また、死亡した時に死亡保険金が受け取れるもの、がんと診断されると給付金を受け取れるものや、退院後に給付金を受け取れるものもある。また、がんの種類によっては給付の対象外になることがあり、ごく一部の商品を除いて、契約日から90日などの不担保期間が設けられており、この期間中にがんと診断されても保障の対象にはならない。

がんにかかったことのある人でも一定の条件を満たせば契約できる商品、がん診断給付金の支払回数の制限をなくしがんの再発に対応する商品、契約期間中にがんにならなかった時に無事故給付金がある商品なども発売されている。また、解約返戻金や死亡保険金をなくし、がん保障に特化することで割安な保険料を実現している商品、タバコを吸わない人を対象にした非喫煙割引を導入し保険料を割安にした商品なども登場している。

介護保険

介護保険は、寝たきりや認知症などにより要介護状態となり、その状態が一定の期間継続した時または公的介護保険の要介護認定がなされた時などに一時金・年金が受け取れる保険である。保険料払込期間中に死亡した場合には、死亡保険金または給付金が受け取れるものもあるが、一般的に金額は少額である。

77歳または80歳までに寝たきり状態等による年金・給付金を受けなかった場合に健康祝金または長寿祝金を受け取れる商品、寝たきりのみでなく食事や排泄等の日常生活動作で一部の介助が必要な状態（いわゆるADL（日常の生活動作）障害状態）に該当した場合まで幅広い介護を一生涯保障する商品なども新たに発売されている。

(3)終身保険

平成17年12月から、銀行等金融機関においてこれまでの個人年金保険に加えて一時払いの終身保険等の保険商品の募集が可能となった。これを受けて、死亡保障の分野において安定的に利回りが期待でき、銀行等金融機関という販売チャネルの特性を踏まえた商品、例えば、積立利率変動型終身保険、一時払終身保険、一時払養老保険などの販売が進められた。

また、かつての主力商品であった定期付終身保険に替わり、新たに積立金（ファンド）を利用した自在性の高い保険として利率変動型積立終身保険が開発され、発売された。

積立利率変動型終身保険

積立利率変動型終身保険は、積立利率を契約時の利率に固定せず、金利環境の変化に応じて一定期間ごとに見直す仕組みの保険である。積立利率には最低保証があり、終身の死亡・高度障害保障を持つが、積立金をもとにした貯蓄機能を利用することができる保険であり、保険料一時払タイプ、米ドル建てなどもある。

利率変動型積立終身保険

利率変動型積立終身保険は、一般的に、死亡保障や医療保障などの保障機能に重点を置いた特約と組み合わせて販売されている。払い込む保険料を積立と保障のどちらに回すかを一定の範囲内で自由に設定・変更でき、必要に応じて積立金を引き出すこともできる。保障のための保険料を積立金のなかから払い込むことによって、保障内容は変えずに毎月の保険料を減らしたり、払い込みを中止することができるなど、契約後の状況の変化に応じて柔軟に保障の見直しや払い込む保険料の調整ができる。貯蓄機能を持ちつつ、積立金をもとに終身の死亡・高度障害保障に移行することができる保険であり、適用される積立利率は、一定期間ごとに見直され、変動する。

(4)収入保障保険

収入保障保険は、一定の保険期間内に死亡した場合、受取人が年金を毎月または毎年受け取れるものである。年金の受取りは死亡時から保険期間の終わりまでと決まっているものと死亡時から10年間など期間が決まっているものがある。年金の受取りが死亡時から保険期間の終わりまでと決まっているもののタイプには、１年、２年、５年など受取りの保証期間がある。

無配当でかつ解約返戻金をなくすかまたはその水準を低く抑えることで保険料を割安にするもの、無事に保険期間満了時に生存している時に無事故給付金が支払われるもの、特約を利用して喫煙状況、健康状態が所定の基準に該当する場合などに保険料を割安にするものなどがある。

(5) 各種の特約

指定代理請求特約など

被保険者が受取人となる保険金・給付金などについて、その受取人が請求できない場合に、

あらかじめ指定された代理請求人が代わりに請求できる特約であり、この特約の付加により保険金・給付金などの速やかな受取りが可能となる。この特約の保険料は不要であり、既契約についても中途付加が可能である。なお、代理請求人の資格要件、対象範囲やこの特約の名称は、生命保険会社によって異なっている。

従来の代理請求制度（「指定代理請求制度」・「配偶者請求制度」）では、代理請求できる範囲が一部の保険金・給付金などに限られていたが、この特約はそれが拡大されたものである。

リビング・ニーズ特約

リビング・ニーズ特約は、余命6か月以内と判断された時に、死亡保険金の全部または一部を受け取れるもので、特約保険料は不要である。平成4年10月にこの特約を取り扱う生命保険会社が登場して以来、現在では多くの生命保険会社が取り扱っている。

保険料払込免除特約

保険料払込免除特約は、生命保険会社が定める所定の状態になった時に以降の主契約および主契約に付加されている特約の保険料の払込みが免除になるもので、従来は、不慮の事故により身体障害状態に該当した時に限定されていた保険料払込免除を、特約の形で特定の疾病によるものや所定の身体障害状態、要介護状態等に拡大したものである。

(6)顧客向けの各種サービス

平成19年度から、保険金・給付金などを請求して支払われなかったケースで、会社所定の要件を満たせば診断書取得の費用（定額）を会社が負担する制度を導入した生命保険会社が登場し、現在、この制度を導入する生命保険会社は増えつつある。

死亡診断書のコピーと簡単な請求書だけで保険金の一部を、最短では即日で支払うサービスを実施している生命保険会社もある。

新規契約者および既契約者を対象として総保険金額や保険取引期間等により取引量をポイントに換算し、一定基準以上の契約者に優遇サービスの提供を行う制度を実施している例、契約者に各種サービスを提供する例などがある。なお、各種サービスの主なものには、電話による健康・介護支援サービス（専門医による無料健康相談・介護相談など）、電話やインターネットを通じての各種サービス、介護相談、医療・健康および妊娠・育児相談の24時間受付などがあり、また、人間ドック予約代行などを専用コールセンターや専用ホームページ等多様なチャネルを通していつでもサービスの照会・利用が可能となる体制を整えている例もある。

2. 団体生命保険分野の動向

1. 団体生命保険の概要

団体生命保険は、主に企業の福利厚生制度における遺族補償制度を担う制度として広く普及しており、社会情勢や顧客ニーズの多様化により団体保険に求められる役割も多様化してきて

いる。例えば、団体信用生命保険においては、身体の障害を原因として就労不能に至った場合を保障するための障害特約が平成３（1991）年10月以降発売され、また、平成５年１月以降、消費者信用市場の拡大にともなう顧客ニーズに応えるために消費者信用団体生命保険が発売されるなど商品の充実が図られた。

また、かつて団体保険の主力商品であった団体定期保険は、全員加入契約（いわゆるＡグループ保険）と任意加入契約（いわゆるＢグループ保険）が単一の商品として販売されてきたが、従来のＡグループ保険では、遺族補償部分と付随的に発生する企業の経済的損失部分が明確でなく、保険金の帰属をめぐって社会問題化したこと等を踏まえ、団体定期保険とは分離・独立し、保険目的の一層の明確化・透明化を図った総合福祉団体定期保険が平成８年11月以降販売された。これにともない、従来のＡグループ保険の販売は停止され、総合福祉団体定期保険への切替えが進むこととなった。

総合福祉団体定期保険は、遺族補償を目的とする「主契約」、企業の経済的損失に備えるための「ヒューマン・ヴァリュー特約」、および不慮の事故を原因とする障害・入院保障を目的とする「災害総合保障特約」から構成されている。被保険者同意の確認について、契約内容の通知・確認などの取扱いが徹底されるとともに、保険金請求に際しては、保険金受取人が遺族以外の場合は遺族の署名・捺印が必要となり、遺族が保険金請求を了知できる仕組みとなっている。団体保険の種類別保有契約の推移は、以下のとおりである。

団体保険種類別保有契約の推移

（単位：万人、億円）

	総合福祉団体定期保険		団体定期保険		団体信用生命保険		消費者信用団体生命保険		その他の保険	
	被保険者数	金　額	被保険者数	金　額	被保険者数	金　額	被保険者数	金　額	被保険者数	金　額
平成10年度	1,378	998,727	2,215	1,586,346	2,429	1,529,126	1,930	64,818	15	5,978
11年度	1,278	945,964	2,179	1,568,741	2,413	1,580,099	1,936	70,769	14	5,589
12年度	1,221	923,586	2,131	1,525,324	1,653	1,628,616	2,210	75,429	13	5,359
13年度	1,152	882,105	2,024	1,463,148	1,628	1,660,630	2,065	77,264	11	5,144
14年度	1,071	817,163	1,916	1,395,889	1,592	1,657,814	2,279	88,989	11	4,970
15年度	997	767,444	1,887	1,348,345	1,572	1,660,470	2,222	87,691	10	4,831
16年度	956	754,703	1,819	1,315,424	1,565	1,660,960	2,255	86,168	10	4,692
17年度	933	757,930	1,736	1,284,511	1,536	1,672,721	2,203	84,322	9	4,565
18年度	938	773,100	1,668	1,252,591	1,522	1,687,296	122	7,690	9	4,442
19年度	950	802,862	1,634	1,232,464	1,503	1,694,300	92	6,223	8	4,401

（注）「その他の保険」は、団体終身保険、団体養老保険、心身障害者扶養者生命保険を合算したもの。

2.「消費者信用団体生命保険」問題への対応

「消費者信用団体生命保険の実務運営に関するガイドライン」の策定等

平成18（2006）年ごろより、債務者が知らないうちに消費者信用団体生命保険の被保険者になっている、比較的少額で短期の貸付債権回収のために保険が不当に利用されている、といった指摘等の社会的批判がなされた。また、平成18年９月15日、金融庁より当協会に対し、

消費者信用団体生命保険への加入時の同意の取り方、保険金等の支払時の遺族等への確認の取り方等を内容とする業界自主ガイドラインの策定について要請がなされた。

これを受け、当協会では、企業保険委員会を中心に外部の有識者等の意見も踏まえながら検討を行い、９月29日付にて「消費者信用団体生命保険の実務運営に関するガイドライン」を策定し、公表した。

また、金融庁において当時の「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社編）」(注)が一部改正されるとともに、同庁より生命保険会社に対して、「契約概要」「注意喚起情報」のなかで、消費者信用団体生命保険を含む団体保険についても顧客に対して分かりやすく説明することを徹底するよう要請がなされた。

(注) 事務ガイドライン（第三分冊：金融会社編）のうち「3. 貸金業関係」については、平成19年12月19日「貸金業者向けの総合的な監督指針」の策定にともない、「出資法第５条第７項について」および「日賦貸金業者の監督」を除き廃止された。

当協会は、消費者信用団体生命保険に係る適切な業務運営のため、「消費者信用団体生命保険の実務運営に関するガイドライン」の策定に加え、平成18年10月10日には、全国貸金業協会連合会に対し、「消費者信用団体生命保険の実務運営に関するガイドライン」に沿った取組みへの理解および会員各社に対する積極的な取組みの促進について申入れを行った。

さらに消費者の理解促進を図るべく、平成18年10月12日より、当協会のホームページに消費者信用団体生命保険専用ページを設置するとともに、生命保険相談所において専門知識を有する相談員が対応する体制を整備する等、相談対応の強化を図った。

3. 貸金業法改正への対応

平成18（2006）年12月20日に「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」が、平成19年11月７日に「同施行令の一部を改正する政令」「同施行規則の一部を改正する内閣府令」が公布され、いずれも一部の規定を除き平成19年12月19日から施行された。

同改正法では、「貸金業の規制等に関する法律」の題名を「貸金業法」に改めるほか、行為規制の整備の一つとして生命保険契約の締結に係る制限規定が設けられ、貸金業者による借り手の自殺を保険事故とする生命保険の付保が禁止されることとなった。また、「生命保険契約に係る同意前の書面の交付」等が規定された。

なお、同改正法の施行にともない、平成19年７月６日、金融庁より「政令（案）」および「内閣府令（案）」が公表され、パブリックコメント手続に付された。

これを受け、当協会では、意見をとりまとめ「生命保険契約の締結に係る制限」「生命保険契約に係る同意前の書面の交付」等の条文解釈の確認に関する意見を８月６日付で金融庁あて提出した。

また、消費者信用団体生命保険についても、団体信用生命保険と同様、同改正法による規制

の対象となるため、前述の「消費者信用団体生命保険の実務運営に関するガイドライン」について平成19年12月19日付で改正した。

4. 国民生活センター・厚生労働省からの情報提供への対応（告知ガイドライン改正）

平成19（2007）年10月、国民生活センターより当協会に対して「住宅ローン借り換えに伴う団体信用生命保険の加入時に、病歴等を告知しなかったため、被保険者の死亡に際し、告知義務違反により保険金が支払われないトラブル（国民生活センター消費者苦情処理専門委員会小委員会助言）」について情報提供がなされた。

また、平成20年５月16日、当協会は厚生労働省より、ウイルス性肝炎に関する最新の医学的知見をまとめた「平成18年度研究報告」の提供を受けた。同報告では、ウイルス性肝炎については、早期治療により完治の可能性が高まることから、厚生労働省は広く国民に対して、早期発見・早期治療が可能となるよう、検査の早期実施を呼びかけている。

これらを受け、企業保険委員会を中心に「正しい告知を受けるための対応に関するガイドライン」の改正に向けた検討を行い、平成20年５月29日付で改正を行った。

ガイドラインへの主な追記内容は以下のとおりである。

住宅ローン借り換え時の団体信用生命保険加入関連
- 「借り換え融資」の場合の告知に関する重要事項を認識いただくための対応
- 金融機関（保険契約者）による説明を助けるための対応

厚生労働省からのウイルス性肝炎に関する情報提供関連
- 団体信用生命保険において、必要に応じ被保険者となるお客様（ローン債務者）からの詳細情報の提供を受け査定を実施するといったよりきめ細かな査定対応
- 最新の医学的情報の収集、加入査定への活用の奨励

5. 住宅金融支援機構団体信用生命保険の動向

昭和55（1980）年10月１日に、財団法人公庫住宅融資保証協会を契約者および保険金受取人とし、住宅金融公庫融資利用者を被保険者とする公庫団体信用生命保険特約制度（公庫団信制度）が発足した。

この制度は、①団体信用生命保険（団信）加入者が保証協会に特約料を納付し、保証協会が生命保険会社に保険料を支払うことにより、②団信加入者が死亡または所定の高度障害状態となった場合に、保証協会が生命保険会社から保険金を受領し、③当該保険金により保証協会が団信加入者に代わって公庫に対する債務を一括返済する仕組みとなっている。

公庫団信制度は制度発足以来順調に進展し、保有契約高は、制度創設21年目を迎えた平成12年度にはピークである62.6兆円に達した。その後、平成13年12月に閣議決定された「特殊法人等整理合理化計画」により、公庫は、平成14年度から（直接）融資業務を段階的に縮小し、５年以内に廃止されることが決定された。当該合理化計画の趣旨を踏まえ、平成15年10月に民間

住宅ローン債権の証券化支援事業が開始され、直接融資に代わり、当該証券化支援事業が公庫の主要業務として位置づけられることになった。

上記環境変化にともない、公庫団信制度の保有契約高は平成14年度以降急速に減少を続け、平成19年度には34兆円となった。

機構団体信用生命保険制度の契約状況推移　（単位：万件、億円、%）

	保有契約		新規加入		新規加入率
	件数	金額	件数	金額	
平成10年度	458	570,536	43	75,834	95.91
11年度	457	600,135	51	101,311	95.81
12年度	459	626,161	43	87,472	95.60
13年度	446	617,842	32	63,575	96.56
14年度	420	578,347	19	36,903	96.56
15年度	388	517,951	13	25,244	96.10
16年度	361	463,093	8	15,939	95.96
17年度	334	414,961	6	14,284	95.05
18年度	309	375,929	4	10,146	94.40
19年度	288	344,301	4	9,058	93.52

（注）新規加入率＝当年度新規加入件数／当年度加入対象件数
平成19年度は3大疾病保障特約を含む。

また、証券化支援事業の開始にともない、平成15年10月より公庫（機構）買取型ローンへの団信付保が開始され、平成19年4月には機構買取型ローンの団信に、平成20年4月には機構直接融資の団信に3大疾病保障特約が付加されることとなった。

平成19年4月1日付で公庫および保証協会の権利義務が、新たに設立された独立行政法人住宅金融支援機構に承継されたことにともない、公庫団信制度の契約者および保険金受取人は機構となり、「公庫団信制度」は「機構団信制度」に改称された。

なお、この10年の間、制度面では平成11年度には夫婦連生制度が開始され、平成12年度には加入年齢が65歳未満から70歳未満に、脱退年齢が満70歳に達した日の属する月の末日から満80歳に達した日の属する月の末日に引き上げられた。

本団信契約の共同引受会社は、制度発足時当協会加盟22社によりスタートし、平成19年度は25社となった。

3. 企業年金保険分野の動向

1. 概説

平成の時代に入ると、バブル経済の崩壊後の株価低迷・低金利のため運用環境は厳しくなり、企業年金の資産運用は、多くの企業年金が採用していた5.5%の予定利率を達成することができず、巨額の積立不足が発生した。この積立不足は、会計上オフバランスであったが、年々膨ら

む積立不足は企業の「隠れ債務」といわれ、企業の財政状況の悪化が財務諸表に正しく表示されていないというディスクロージャーの問題や投資・企業経営面からも重要な問題として注目を浴びるようになってきた。

この積立不足の問題は、会計ビッグバンと呼ばれる一連の会計基準の改訂のなかで、退職給付会計として新たなディスクローズが求められることとなった。従来、退職一時金と企業年金では異なる会計上の処理が行われており、退職一時金については、税法上の観点から期末要支給額を基準に退職給与引当金が引き当てられていたが、企業年金についてはその掛金が費用処理されるだけであった。

平成13（2001）年３月期から導入された退職給付会計基準では、退職一時金や企業年金を含めた退職給付債務の開示が義務づけられ、積立不足については退職給付引当金として貸借対照表への計上が義務づけられた。

日本の企業年金の一つである厚生年金基金でも巨額な積立不足が発生し、加えて厚生年金の一部を国に代わって運営する代行部分の積立不足も抱えていた。

退職給付会計では、代行部分も含めた積立不足を開示する必要があったため、企業にとっては余分な積立不足である代行返上論が高まっていった。

このような代行返上論に加え、受給権保護の観点からも新たな企業年金法の制定が検討され、「積立義務」「受託者責任」「情報開示」等受給権保護のための措置が取られた確定給付企業年金法が平成13年６月に公布され、平成14年４月より施行された。

同法の施行により受給権保護が十分でない適格退職年金は平成24年３月をもって廃止とされ、厚生年金基金については、代行を行わない確定給付企業年金への移行が認められた。

さらに、この確定給付企業年金法の施行から半年遡る平成13年10月には、雇用の流動化や企業の従業員等の老後の所得保障に関する自助努力を支援するという観点から、確定拠出年金法が施行された。

生命保険会社による受託状況推移

厚生年金基金

	受託件数（基金）	資産残高（億円）	加入者数（万人）
平成10年度	501	148,353	250
11年度	490	137,393	253
12年度	481	132,209	226
13年度	464	114,789	213
14年度	431	98,474	192
15年度	356	67,895	158
16年度	220	37,117	109
17年度	175	29,073	89
18年度	158	30,192	84
19年度	149	27,363	81

適格退職年金

	受託件数（件）	資産残高（億円）	加入者数（万人）
平成10年度	75,065	103,472	585
11年度	71,475	100,610	561
12年度	67,623	98,925	541
13年度	64,249	96,057	513
14年度	57,433	87,832	469
15年度	50,463	86,159	420
16年度	44,747	76,156	361
17年度	37,725	68,230	313
18年度	32,166	63,160	278
19年度	26,957	50,111	237

確定給付企業年金

	受託件数（基金、件）	資産残高（億円）	加入者数（万人）
平成14年度	3	149	0
15年度	89	10,777	14
16年度	329	32,509	64
17年度	563	49,479	87
18年度	931	57,285	96
19年度	1,802	66,505	120

（注）上記３表の受託件数および加入者数は生命保険会社が単独・（総）幹事である契約の合計、資産残高は単独・（総）幹事、副幹事、非幹事である契約の合計である。

確定拠出年金（企業型）

	受託件数（件数）	加入者数（万人）
平成14年度	42	1
15年度	145	11
16年度	281	22
17年度	431	30
18年度	575	44
19年度	687	56

（注）上記表の受託件数および加入者数は生命保険会社が受託した契約の合計。契約件数は規約単位に計上（複数の事業主が共同で１規約を実施する企業型年金は１件とカウント）。

確定拠出年金制度（企業型）の加入者は、平成19年度約271万人、確定給付企業年金制度の加入者は平成19年度に506万人に達し、両制度は着実に定着してきている。一方、厚生年金基金については、平成10年度1,857基金、加入者1,211万人であったものが、平成19年度626基金、加入者480万人となった。また、平成24年３月末に廃止が決まっている適格退職年金については、平成10年度85,047件、加入者1,029万人であったものが、平成19年度32,826件、加入者442万人となった。

2. 確定給付企業年金制度の創設

受給権保護等を図る観点から、労使の自主性を尊重しつつ、統一的な枠組みのもとに必要な制度整備を行うとの趣旨により、確定給付企業年金法が平成13（2001）年６月に公布され、平成14年４月に施行された。

受給権保護等のための措置として挙げられる「積立義務」「受託者責任」「情報開示」の概要は以下のとおりである。

(1)積立義務
（積立義務）

○事業主等は、将来にわたって約束した給付が支給できるよう、年金資産の積立を行わなければならない。

(財政再計算及び財政検証)

○企業年金は、少なくとも5年に1度、将来にわたって年金財政の均衡が図られるよう財政再計算を行う。

○企業年金は、各事業年度末の決算において、(1)年金財政が予定通り推移しているかどうかや、(2)仮に今、企業年金が終了した場合に、過去期間分の給付に見合う資産が確保されているかどうかを検証する。

(積立不足の解消等)

○積立不足が生じた場合には、一定期間内に不足が解消されるように掛金を拠出しなければならない。

○積立金に剰余が生じた場合には、財政運営の安定を図る観点から、制度内に留保するものとし、事業主への返還は行わない。

なお、積立金が、運用環境等の変化に備えて安全を見込んで設定する一定の限度を超えた場合には、超過額に応じて、掛金を減額又は停止するものとする。

(特例的措置)

○加入者数が一定以下の企業年金については、事務負担の軽減等の観点から、選択肢として、財政再計算等のための簡易な基準を設定する。

(2)受託者責任

○加入者等の受給権保護を図る観点から、事業主等企業年金の管理・運営に関わる者について、加入者等に対する忠実義務、分散投資義務などの責任を規定するとともに、利益相反行為の禁止などの行為準則を明確化する。

(3)情報開示

○事業主等は、従業員に対し、年金規約の内容を周知しなければならない。

○事業主等は、掛金納付状況、資産運用状況、財務状況について加入者等への情報開示及び厚生労働大臣への報告を行わなければならない。

運営方式としては、労使が合意した年金規約にもとづき生命保険会社・信託銀行等の外部機関で年金資産を管理・運用し、年金給付を行う「規約型」と、母体企業とは別の法人格を持った企業年金基金を設立したうえで、その企業年金基金において年金資産を管理・運用し、年金給付を行う「基金型」の二方式がある。

生命保険各社は、確定給付企業年金制度向け商品として、「規約型」および「基金型」のいずれも対応可能な確定給付企業年金保険を開発し、平成14年4月1日から発売した。また、適格退職年金および厚生年金基金からの移行にも対応可能である。

確定給付企業年金の概要は、後掲の一覧表のとおりである。

3. 確定拠出年金制度の創設

厚生年金基金や確定給付企業年金が、加入した期間や給与等にもとづいてあらかじめ給付額が定められている確定給付型年金と呼ばれているのに対し、確定拠出年金は、拠出された掛金が個人ごとに明確に区分され、掛金とその運用益との合計額をもとに給付額が決定される年金であり、いわゆる「日本版401k」とも呼ばれている。

確定拠出年金が導入された背景には、運用低迷によるオフバランス化の要望等があった。加えて、従来の確定給付型年金では、転職時の年金資産の移換のための措置が不十分であったことから、雇用の流動化等の社会経済情勢の変化に十分に対応するため、平成13（2001）年10月に確定拠出年金法が施行された。

確定拠出年金には、事業主がその従業員を対象として実施する「企業型」と国民年金基金連合会が自営業者や、企業の従業員のうち企業年金のない者を対象者として実施する「個人型」がある。

確定拠出年金の特徴としては、

①自己責任（加入者が自己責任で運用する）

②個人別資産管理（年金資産が個人ごとに管理されるので、各加入者が残高を把握できる）

③企業負担の軽減（確定給付型年金のような積立不足という概念がないので、追加拠出の必要がなく、将来の掛金負担の予測が容易）

④ポータビリティ（転職等の場合に年金資産を移換することができる）

が挙げられる。

生命保険各社は、確定拠出年金事業参入のため、平成13年10月１日から確定拠出年金制度向け商品を発売した。

確定拠出年金の概要は、後掲の一覧表のとおりである。

確定給付企業年金の概要（他の企業年金制度との比較）

			厚生年金基金	確定給付企業年金 基金型
根拠法			厚生年金基金法（昭和41年創設）	確定給付企業年金法（平成14年創設）
制度の概要			企業が厚生年金基金という特別の公法人を設立し、国の厚生年金保険の一部を代行するとともに企業の実情に応じて独自の上乗せ給付を行う制度	母体企業とは別の法人格を持った企業年金基金を創立した上で、基金において年金資産を管理・運用し、年金給付を行う制度（厚生年金の代行は行わない）
設立			厚生労働大臣の認可を受けて厚生年金基金を設立	厚生労働大臣の認可を受けて企業年金基金を設立
運営主体			厚生年金基金	企業年金基金
人数要件			単独設立：1,000人以上（500人以上※） 連合設立：1,000人以上（800人以上※） 総合設立：5,000人以上（3,000人以上※） ※平成17年４月１日前に設立された厚生年金基金の合併・分割により新たに設立された場合	300人以上
老齢給付	受給資格期間		（基本）１月を超える加入員期間を支給要件としてはならない （加算）20年を超える加算期間適用加入員期間を支給要件としてはならない	20年を超える加入者期間を支給要件としてはならない
	給付水準		厚生年金の代行部分の５割以上（※）の上乗せ ※平成17年４月１日前設立の場合は１割以上	特になし
	支給期間		代行部分は終身 それ以外の部分は終身部分の現価相当額が半分以上	５年以上
	選択一時金		加算部分の年金給付のうち、保証期間部分の年金現価を限度として一時金選択可能	保証期間部分の年金現価を限度として一時金選択可能
脱退一時金			３年を超える加算適用加入員期間を支給要件としてはならない	３年を超える加入者期間を支給要件としてはならない
障害・遺族給付			任意で可能	任意で可能
掛金負担			原則事業主と加入員で折半、ただし加入員の掛金が免除保険料の２分の１を下回らない範囲で事業主割合を増加できる	事業主拠出を原則とし、加入者負担については本人の同意を条件に可能とする
財政運営	財政再計算		５年ごと（新設厚生年金基金は３年後）に実施	少なくとも５年ごとに実施
	財政検証		決算を基にして財政運営を検証 （継続基準、非継続基準、積立上限額）	決算を基にして財政運営を検証 （継続基準、非継続基準、積立上限額）
受託者責任			厚生年金基金の理事等の受託者責任について、厚生年金保険法およびガイドラインにより規定	企業年金の管理・運営に関わる者について、企業年金基金に対する忠実義務などの責任を規定、利益相反行為の禁止などの行為準則を明確化
自家運用			可能	可能
情報開示			厚生年金基金は、業務の概況について加入員に周知しなければならない	企業年金基金は、業務の概況について加入者に周知しなければならない
支払保証制度			企業年金連合会において、全厚生年金基金参加の共済事業として実施	なし
通算制度			厚生年金基金、確定給付企業年金、確定拠出年金および企業年金連合会間で年金原資の移換が可能	厚生年金基金、確定給付企業年金、確定拠出年金および企業年金連合会間で年金原資の移換が可能
税法上の取扱い	拠出時	事業主	全額損金算入	全額損金算入
		加入者	全額社会保険料控除	生命保険料控除（年５万円限度）
	運用時		代行相当分の3.23倍に相当する水準を超える部分について1.173%（国税１%、地方税0.173%）の特別法人税が課税 ※平成22年度まで課税停止	加入者拠出分を除いた部分について1.173%（国税１%、地方税0.173%）の特別法人税が課税 ※平成22年度まで課税停止
	給付時	年金	雑所得課税 （公的年金等控除）	加入者負担分を除き雑所得課税 （公的年金等控除）
		一時金	退職所得課税	加入者負担分を除き退職所得課税

確定給付企業年金 規　約　型	（参考）適格退職年金	特例適格退職年金
確定給付企業年金法（平成14年創設）	法人税法（昭和37年創設）	租税特別措置法（平成５年創設）
労使が合意した年金規約に基づき、企業と信託会社・生命保険会社等が契約を結び、母体企業の外で年金資産を管理・運用し、年金給付を行う制度	税法上定められた適格要件を備えた退職年金制度	税法上定められた適格要件を備えた退職年金制度
年金規約について厚生労働大臣の承認	信託契約・生命保険契約等について国税庁長官の承認	信託契約・生命保険契約等について国税庁長官の承認
事業主	事業主	事業主
なし	なし	・500人未満の単独契約 ・800人未満の結合契約かつ１企業500人未満
20年を超える加入者期間を支給要件としてはならない	特になし	年金給付の受給資格期間は20年を超えてはならない
特になし	特になし	厚生年金の代行部分の１割以上の給付
５年以上	５年以上	原則として終身年金
保証期間部分の年金現価を限度として一時金選択可能	年金現価の全部または一部について一時金選択可能	保証期間部分の年金現価を限度として一時金選択可能
３年を超える加入者期間を支給要件としてはならない	特になし	特になし
任意で可能	任意で可能	任意で可能
事業主拠出を原則とし、加入者負担については本人の同意を条件に可能とする	事業主負担を原則とし、加入者も任意で拠出可能。加入者負担割合は50%相当額を超えることはできない	加入者負担割合は50%相当額を超えることはできない
少なくとも５年ごとに実施	少なくとも５年ごとに実施	少なくとも５年ごとに実施
決算を基にして財政運営を検証 （継続基準、非継続基準、積立上限額）	特になし	特になし
企業年金の管理・運営に関わる者について、企業年金基金に対する忠実義務などの責任を規定、利益相反行為の禁止などの行為準則を明確化	特になし	特になし
不可	不可	不可
事業主は、業務の概況について加入者に周知しなければならない	特になし	特になし
なし	なし	なし
厚生年金基金、確定給付企業年金、確定拠出年金および企業年金連合会間で年金原資の移換が可能	なし	なし
全額損金算入	全額損金算入	全額損金算入
生命保険料控除（年５万円限度）	生命保険料控除（年５万円限度）	生命保険料控除（年５万円限度）
加入者拠出分を除いた部分について1.173%（国税１%、地方税0.173%）の特別法人税が課税 ※平成22年度まで課税停止	加入者拠出分を除いた部分について1.173%（国税１%、地方税0.173%）の特別法人税が課税 ※平成22年度まで課税停止	代行相当分の2.23倍に相当する水準を超える部分につい1.173%（国税１%、地方税0.173%）の特別法人税が課税 ※平成22年度まで課税停止
加入者負担分を除き雑所得課税 （公的年金等控除）	加入者負担分を除き雑所得課税 （公的年金等控除）	加入者負担分を除き雑所得課税 （公的年金等控除）
加入者負担分を除き退職所得課税	加入者負担分を除き退職所得課税	加入者負担分を除き退職所得課税

（出典：「企業年金に関する基礎資料」平成19年12月 企業年金連合会）

企業型確定拠出年金と個人型確定拠出年金の比較

			企業型年金	個人型年金
加入対象者			60歳未満の者	
			・国民年金の第２号被保険者 （企業型年金を実施している企業の従業員）	・国民年金の第１号被保険者（自営業者等） ・既存の企業年金および確定拠出年金の企業型の対象になっていない第２号被保険者（企業の支援のない従業員）
加入			労使合意で定めた企業年金規約について厚生労働大臣の承認を受ける	国民年金基金連合会に申請
拠出限度額（注）			＜企業拠出のみ＞ ・企業年金（確定給付型）を実施していない場合 月額４万６千円（年額55万２千円） ・企業年金（確定給付型）を実施している場合 月額２万３千円（年額27万６千円）	＜個人拠出のみ＞ ・自営業者等 月額６万８千円（年額81万６千円）から国民年金基金等の掛金を控除した額 ・企業年金の支援のない従業員 月額１万８千円（年額21万６千円）
ポータビリティー（加入期間の通算）			・資産残高（掛金と運用収益の合計額）は加入者ごとに記録管理 ・加入者が離転職した場合は離転職先の確定拠出年金制度に個人別管理資産を移換できる ・第３号被保険者など、制度に加入し得ないものとなった場合には、国民年金基金連合会が管理する「つなぎ勘定」に当該加入者に係る資産を移換	
運用			・加入者が個人別管理資産をどの運用商品で運用するか決定。加入者が運用指図を行う ・運用商品は、預金、公社債、投資信託、保険、信託商品、株式等とする ・運営管理機関は加入者に３つ以上の商品を選択肢として提示 ・運営管理機関は加入者に対し少なくとも３ヶ月に１回以上の商品の預替え機会を提供するとともに、運用商品等に係る情報提供等を行う	
給付（支給事由）	老齢給付金		・原則60歳から受給可（60歳時点で最初の拠出から10年以上経過している場合） ・10年に満たない場合は次の通り ８年以上:61歳、６年以上:62歳、４年以上:63歳、２年以上:64歳、１ヶ月以上:65歳	
	障害給付金		加入者が高度障害の場合に支給	
	死亡一時金		加入者が死亡の場合にその遺族に支給	
	脱退一時金		加入者であった者が制度に加入し得ない者となったときはその者の拠出年数が３年以下である等の場合に受給できる	
税制	拠出段階		損金算入	所得控除（小規模企業共済等掛金控除）
	運用段階		個人別管理資産に特別法人税を課税　（※）平成22年度まで課税停止	
	給付段階	老齢給付金	・年金:公的年金等控除を適用 ・一時金:制度への掛金払込期間を勤続期間とみなし、退職所得課税を適用	
		障害給付金	非課税	
		死亡一時金	相続税法上のみなし相続財産	
		脱退一時金	所得税、個人住民税課税	
	移換		加入者が離転職し、個人別管理資産を移換する場合には、税制上の措置を継続	
加入者保護			加入者の保護を図る観点から、企業、国民年金基金連合会、運営管理機関、資産管理機関は法令および確定拠出年金規約を遵守し、加入者等のために忠実に業務を遂行する責任を負う	
既存制度からの移行	制度単位		企業型年金を実施する企業は、労使合意により、退職金制度および既存の企業年金等の過去勤務期間に係る年金資産等を企業年金に移換することができる	
	個人単位		企業年金の中途脱退者が確定拠出年金（企業型・個人型）に加入した場合、本人の申出により脱退一時金相当額を確定拠出年金（企業型・個人型）に移換することができる。また、企業年金連合会が支給義務を負っている中途脱退者等に係る積立金等についても同様に移換することができる	
資産管理機関			企業型年金の制度において、企業が拠出した掛金を個人別管理資産として企業財産から分離・保全等を行うものとして制度上位置づける	
運営管理機関			個別の運用商品の提示、個別の運用商品等に係る情報提供、加入者の運用指図のとりまとめ、加入者個人ごとの持分等に係る記録管理等を行うものとして、制度上位置づけ、厚生労働大臣および金融庁長官・地方財務局長の登録制とする	

（出典:「企業年金に関する基礎資料」平成19年12月 企業年金連合会）
（注）拠出限度額は、平成16年10月１日から記載の額とされた。

確定給付型年金と確定拠出型年金の相違点

		確定給付型年金	確定拠出型年金
主な制度名		・厚生年金基金、確定給付企業年金、適格退職年金等	・確定拠出年金
運用指図		・企業等が一括して運用指図を行い、運用リスクは企業等が負う	・加入者本人が運用指図を行い、運用リスクは加入者が負う
資産管理		・制度全体で一括管理	・資産残高（掛金と運用収益の合計額）は個々の加入者ごとに記録管理
転職時の年金資産の移換		・厚生年金基金・確定給付企業年金相互間、企業年金連合会および確定拠出年金への資産移換が可能	・加入者が転職した場合は、転職先の確定拠出型制度に年金資産を移換 （注）転職先に確定拠出型制度がない場合は、国民年金基金連合会へ移換
掛金		・数理計算により算定 ・運用実績などにより生ずる過不足により掛金が変動	・数理計算は不要 ・運用の良し悪しに関わらず、掛金は一定
給付		・企業等が将来の年金額を約束	・年金額は運用実績によって変動する
受給権保護		・決算時に積立水準を確保することを要する ・厚生年金基金制度の場合は、支払保証制度により一定水準まで保証	・企業など制度関係者の忠実義務や行為準則を定める
企業会計上の取扱い		・掛金は費用、退職給付債務は負債として処理され、積立不足が発生することがある	・掛金は費用として処理されるが、退職給付債務は発生しない
メリット	加入者側	・給付が確定しているので老後所得保障が確保されている ・運用リスクを負わない ・企業等がリスクを負うため、運用収益向上の企業の動機づけが強くなる	・加入者ごとの年金資産が明確 ・運用方法や資産構成割合を選択できる ・運用が好調であれば年金給付額が増える
	企業側	・従業員の企業定着化を促進する ・効率的な資産運用により、掛金の軽減が可能	・掛金の追加拠出義務は生じない ・退職給付債務に基づく会計処理は不要
デメリット	加入者側	・加入者ごとに年金資産が不明確（キャッシュバランスプランの場合は個人残高が明示される） ・運用方法や資産構成割合を選択できない	・運用成績により給付が変動するため、将来の退職後収入としての保障が劣る ・運用リスクを負う ・安全性を重視し、保守的な運用になりやすい ・企業がリスクを負わないため、運用収益向上の企業の動機づけが弱い
	企業側	・掛金の追加拠出の可能性がある ・退職給付債務を負債として会計処理する必要がある	・加入者ごとの詳細な資産運用の記録等の管理が必要 ・資産運用状況が良好であっても掛金は軽減できない ・加入者に対して投資教育が必要

（出典：「企業年金に関する基礎資料」平成19年12月 企業年金連合会）

4. 財形保険分野の動向

概説

勤労者の財産形成促進を目的とする勤労者財産形成促進制度は、昭和46（1971）年の発足以来、順次制度の改善が図られてきたが、近年、財形制度を取り巻く社会情勢は大きく変化してきている。

企業倒産件数は1990年代以降増加傾向となり、平成13年には全国企業倒産（負債額1,000万円以上）が１万9,164件と、戦後最大となった。完全失業者数も平成14年には359万人で過去最高となり、完全失業率（労働力人口に占める完全失業者数の割合）も平成14年に5.4％で過去最高となった。これにともない、失業期間１年以上の者が年々増加し、平成15年には118万人となった。また、転職者（過去１年に離職を経験した就業者）数も平成18年には346万人となった。

勤労者世帯の家計動向では、勤労者世帯の家計収入（実収入）が平成15年には１世帯当たり１か月平均524,542円で平成10年以来６年連続減少となった。実収入の内訳をみると、世帯主の臨時収入・賞与、定期収入等の減少幅が大きく、平成９年（595,214円）との比較では、11.9％の減少となっている。

このように勤労者を取り巻く雇用情勢の変化、勤労者世帯における家計の減少傾向という変化にともない、財形制度の利用者数は伸び悩んでいる。生命保険会社の平成19年度の契約件数・資産残高は、一般財形保険が469,384件、9,306億円、財形年金保険が246,292件、5,726億円、財形住宅保険が75,014件、2,068億円となっている。契約件数は平成10年以降一貫して減少し続け、貯蓄残高も一般財形・財形年金は平成12年をピークに、財形住宅は平成11年をピークに減少傾向にある。

こうした状況を背景に財形制度では、制度の改善を図るべくさまざまな改正が実施された。

平成10年改正

平成10年度税制改正に関連し、勤労者の財産形成を一層促進するため、勤労者財産形成促進法施行令の一部改正等により、①財形住宅の増改築の適格払出しにおける工事費用要件の緩和、②財産形成貯蓄活用給付金の支払期限の設定等の改正が行われた。①については、平成10年４月１日から施行され、②については、平成10年７月１日より施行された。

平成11年改正

転職した場合等における財形貯蓄契約等に係る預替えの制度に、新たに①財形貯蓄機関が業務を廃止した場合の預替え等を加える、②財形持家融資のうち雇用促進事業団の行う転貸貸付および住宅金融公庫の行う直接貸付に係る貸付利率の設定方法を変更する、③財形持家融資のうち転貸貸付および直接貸付の償還期間を延長する等の財形法施行令の一部が改正された。また、勤労者の財産形成を一層促進するため、財形住宅の払出理由となる住宅の要件の緩和等財形法施行規則の一部も改正された。本改正については、平成11年４月１日より施行された。

平成12年改正

平成12年には、金融情勢の変化に対応し、①財形年金契約にもとづく年金の支払額について、利回りの低下により年金支払期間が短縮されることとなる場合に変更することができる、②解約の場合における一般財形契約に係る預替えの要件を緩和する、③勤労者の持家取得の一層の促進に資するため、財形持家融資に係る貸付金の償還期間を延長する、④中小企業勤労者の既存住宅の購入に係る特例措置の対象住宅の要件を見直す等の改正が行われた。上記①、②、④に関する改正については、平成12年10月１日より施行、③については、公布の日（平成12年５月26日）より施行された。

平成13年改正

平成13年には、勤労者の住宅に対する需要の多様化に対応するため、平成13年度予算の成立にあわせ、①多目的住宅融資の対象住宅の範囲の拡大、②財形持家融資等の貸付利率の改定、③財形教育融資の償還期間の延長の改正が財形法施行令の一部改正等により行われた。これらの改正については、平成13年４月１日より施行された。

平成14年改正

平成14年には、①財形住宅の適格払出しの範囲の拡大、②中小企業勤労者特別利子補給制度の延長制度の継続、③既存住宅に係る財形持家融資の貸付金の償還期間の延長、④財形持家融資返済困難者に係る特例措置の延長、⑤財形教育融資返済困難者に係る特例措置の延長等の改正がなされた。当該改正は①、②、④および⑤については、平成14年４月１日より施行、③については、平成14年10月１日より施行された。

平成16年改正

産業構造の転換や労働者の意識変化等にともない労働力の流動化が進むと、転職する勤労者が増加するとともに、雇用情勢の悪化により失業期間の長期化がみられるようになった。このような状況のもと、一般財形契約、財形年金契約または財形住宅契約を締結している勤労者が転職等をした場合に、失業期間が１年を超える時であっても異動先で財産形成貯蓄契約等を継続することができるよう改正が行われ、平成16年４月１日より施行された。

平成17年改正

平成17年の改正では、新たな住宅政策として良質な中古住宅の流通の促進を重視することとされたことにともない、勤労者の持家の取得に資するよう、財形住宅契約にもとづき持家を取得する際、利子所得等が非課税とされる払出しの対象となる住宅の要件のうち、既存住宅に係る要件が拡充された。本改正については、平成17年４月１日より施行された。

平成19年改正

財形制度については、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日）、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）等を踏まえ、そのあり方

の検討が行われた。その結果、「中期目標期間終了時の組織・業務の見直しの結論を18年中に得る独立行政法人等の見直しについて」（平成18年12月24日行政改革推進本部決定）がとりまとめられ、利用実績が低調であった助成事業、持家分譲融資、多目的住宅融資および共同社宅住宅融資が廃止された。また、財産形成住宅融資に係る一般利子補給業務についても、低金利の状況や利用実績の低迷から廃止された。本改正については、平成19年４月23日より施行された。

第10章　国際化への対応

1. 外資系生命保険会社の参入

わが国で、外資系生命保険会社が、最初に日本人向けの事業認可を受けたのは、昭和47（1972）年12月のアメリカン・ライフ社（アリコジャパン）であり、同社は昭和48年２月より営業を開始した。また、昭和49年10月、アメリカンファミリー生命も事業認可を受け、11月に営業を開始したが、両社は「外国保険事業者に関する法律」（平成７年の保険業法改正により、同法に統合）にもとづく支店形態による日本市場への参入であった。最初に日本法人の形態で参入した生命保険会社は、西武流通グループとシアーズ・オールステート・グループとの日米合弁会社である西武オールステート生命(注１)であり、昭和50年12月に事業免許を受け、翌年１月から営業を開始した。この３社は、当時の日本市場の開放の要請に応えるものであった。以後、外資系生命保険会社は、昭和63年までに７社が設立され、このうち３社が支店形態による参入であった。(注２)この間、政府の第２次市場開放策にともない、当協会は、海外からの照会等に対する窓口として昭和57年６月に「対外情報サービス室」を設置し、対応を行ってきている。

平成に入ってからも平成10年度までに、アクサ生命、チューリッヒ生命（支店形態）、スカンディア生命(注３)、ジー・イー・キャピタル・エジソン生命（現在のAIGエジソン生命）の４社が日本市場への参入を果たした。

（注１）西武オールステート生命は、平成２年４月セゾン生命に改称、平成９年11月オールステートとの合弁を解消。平成14年10月ジー・イー・エジソン生命と合併した。

（注２）７社とは、ソニー・プルーデンシャル生命（現在のソニー生命）、コンバインド生命（現在のピーシーエー生命）、アイ・エヌ・エイ生命（現在の損保ジャパンひまわり生命）、オマハ生命（現在のオリックス生命）、ナショナーレ・ネーデルランデン生命N．V．（現在のアイエヌジー生命）、エクイタブル生命（現在のアクサフィナンシャル生命）、プルデンシャル生命であり、そのうちコンバインド生命、オマハ生命、ナショナーレ・ネーデルランデン生命N．V．は支店形態の参入。

（注３）平成８年10月、スカンディア生命は、スウェーデンのスカンディア保険の日本法人として営業を開始したが、その後、東京海上火災保険が全株式を取得し、平成16年４月東京海上日動フィナンシャル生命に改称した。

平成10年４月以降の10年間においては、マニュライフ・センチュリー生命（現在のマニュライフ生命）、カーディフ生命（支店形態）、エトナヘイワ生命（現在のマスミューチュアル生命）、ハートフォード生命、エイアイジー・スター生命、ジブラルタ生命、クレディ・アグリコル生命、アリアンツ生命の８社が日本市場への参入を果たした。

平成20年12月１日現在、わが国の生命保険会社は46社であり、そのうち外資系生命保険会社は17社で、うち日本法人の形態（外資50％以上）の会社が13社、支店形態の会社が４社である。

国別の進出状況を見ると、米国８社、英国１社、フランス４社、ドイツ１社、オランダ１社、スイス１社、カナダ１社と国際色豊かなものとなっている。

外資系生命保険会社の参入とその後の状況は以下のとおりである。

外資系生命保険会社の参入とその後の状況

アリコジャパン （日本支社）	昭和48年２月営業開始
アメリカンファミリー （日本支社）	昭和49年11月営業開始
ピーシーエー生命	昭和56年12月コンバインド生命の日本支店として営業開始、平成２年９月外資50%で営業を開始したオリエントエイオン生命に同月契約を包括移転、平成３年12月オリコ生命として発足。平成13年１月英国プルーデンシャルグループがオリコ生命の全株式を取得し、同年７月ピーシーエー生命に改称
アイエヌジー生命	昭和61年４月ナショナーレ・ネーデルランデン生命N.V.の日本支店として営業開始、平成７年４月ナショナーレ・ネーデルランデン生命として新たに営業開始、同年６月ナショナーレ・ネーデルランデン生命N.V.の日本支店の契約を包括移転。平成９年１月アイエヌジー生命に改称
アクサフィナンシャル生命	昭和61年10月エクイタブル生命（外資100%）として営業開始、平成３年７月日本信販と合弁、平成４年４月ニコス生命に改称、平成９年９月エクイタブル生命との合弁を解消。平成12年１月クレディ・スイスグループがニコス生命の全株式を取得し、同年10月クレディ・スイス生命に改称。平成18年４月ウィンタートウル・スイス生命に改称、同年12月アクサグループが全株式を取得し、平成20年１月アクサフィナンシャル生命に改称
プルデンシャル生命	昭和63年４月営業開始
アクサ生命	平成７年４月フランスのアクサグループの日本法人として営業開始、平成12年３月アクサ生命と日本団体生命は保険持株会社を設立し、両社は同持株会社の子会社となった。平成12年４月日本団体生命はニチダン生命に改称し、平成13年３月アクサグループライフ生命に改称。平成12年４月アクサ生命はアクサニチダン生命に改称し、平成13年３月アクサ生命に改称。平成17年10月アクサグループライフ生命とアクサ生命の合併によりアクサ生命が存続
チューリッヒ生命 （日本支店）	平成８年10月営業開始
AIGエジソン生命	平成10年４月ジー・イー・キャピタル・エジソン生命として東邦生命とGEファイナンスアシュアランスの合弁により営業開始、平成11年４月ジー・イー・エジソン生命に改称。平成12年３月東邦生命の保険契約の包括移転を完了。平成14年４月セゾン生命の全株式を取得し、同年10月同社を合併、平成16年１月AIGエジソン生命に改称
マニュライフ生命	平成11年３月マニュライフ・センチュリー生命として、カナダのマニュライフグループが第百生命の営業権を譲り受け、日本法人として営業開始、平成13年４月第百生命の保険契約の包括移転を完了し、同年９月マニュライフ生命に改称

カーディフ生命 （日本支店）	平成12年３月フランスの大手金融グループBNPパリバグループの保険部門であるカーディフ・アシュアランス・ヴィが日本支店として開設、同年５月営業開始
マスミューチュアル生命	平成12年４月エトナヘイワ生命として、平和生命が米国エトナ生命と資本提携し社名変更して発足した。その後、マスミューチュアル・フィナンシャル・グループが95%超の株式を取得し、平成13年12月マスミューチュアル生命に改称
ハートフォード生命	平成12年12月米国の大手保険・金融サービス会社であるハートフォードが全額出資した日本法人として営業開始
エイアイジー・スター生命	平成13年４月経営破綻した千代田生命が更生計画にもとづき米国AIGグループから株式の払込みを受けて株式会社への組織変更を行うとともに、エイアイジー・スター生命に社名変更し、営業開始
ジブラルタ生命	平成13年４月経営破綻した協栄生命が更生計画にもとづき米国大手金融サービス会社であるプルデンシャル社からの支援を受けて社名変更し、営業開始
クレディ・アグリコル生命	平成19年11月フランスの大手総合金融グループであるクレディ・アグリコル・エス・エーが全額出資した日本法人として営業開始
アリアンツ生命	平成20年４月ドイツで設立され世界各国に保険・金融サービスを提供しているアリアンツグループのアリアンツエスイーが全額出資した日本法人として営業開始

2. 保険監督者国際機構（IAIS）の動向と意見提出

保険監督者国際機構（IAIS）は、平成６（1994）年に設立された世界の約140か国、約190の管轄区域の保険規制者および保険監督者により構成される国際機関であり、日本では金融庁がメンバーとなっている。

IAISは、世界的な保険の原則、基準および指針等を発表し、保険監督に関する諸課題についての研修および支援を提供し、保険監督者のための会議およびセミナーを開催している。また、IAISは、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）、証券監督者国際機構（IOSCO）、国際会計基準審議会（IASB）などと協力しつつ、各国の保険監督規制の調和、監督者間の連携強化に向けた取組みを行っている。

IAISが平成11年12月にオブザーバー制度を導入したことを受け、当協会は、IAISの今後果たすべき役割等にかんがみ、オブザーバーとして加盟することとし、平成13年４月に加盟申請を行い、翌年１月のIAIS総会において承認された。これまでに120以上の保険の専門家、保険会社、再保険会社および業界団体がオブザーバーとして加盟している。

＜オブザーバーの特典＞

①IAISが作成する各種の保険監督基準等のドラフトに対する意見表明機会の付与（IAISの委員会、作業部会等のメンバーになることはできない）

②IAIS開催のセミナーへの参加

③各国の保険制度に関する資料等の提供

1. IAISの組織

IAISには、基準策定等のため、会計、ソルベンシー、再保険等各種の委員会がおかれており、そうした委員会のなかで最高の意思決定機関が執行委員会である。執行委員会では、作業計画や監督基準設定の優先順位づけといった重要事項の審議が行われる。

2. IAISの基準策定活動と基準履行活動

近年の保険会社の国際活動の増大ならびに新興市場における保険ビジネスの拡大にともない、保険監督規制における国際協力が不可欠となっており、一般的な保険監督ルールのほか、リスクにもとづいた保険監督手法の確立とその国際的調和に資する保険監督基準の策定に重点をおいている。

IAISの基準は、その根幹をなす「保険コア・プリンシプル」とその他の基準等の二つに大別される。その他の基準としては、「原則（Principle)」「監督基準（Standard)」「指針（Guidance Paper)」があり、各国の監督当局が具体的な判断をする場合に参照される。

「原則」は、監督当局が権限を有し、監督すべき分野を定めるもの、「監督基準」は「原則」にもとづき、監督当局や保険会社が従うべき最善の実務基準を規定したもの、「指針」は「原則」・「監督基準」を補完し、保険の監督の効果を高めることを目的とするものと位置づけられている。

また、IAISにおいては、新興市場国のメンバーが多く、保険会社がオブザーバーという形で監督基準の策定・履行プロセスに関与しているといった特徴もあり、従来から基準履行活動に力点をおいてきた。具体的には専門委員会とならんで基準履行委員会を設置するとともに、傘下の小委員会を通じて、教育・研修活動や研修教材の作成・保険法データベースの整備、メンバーによる基準履行状況の自己評価等の活動を行っている。

＜主な基準策定活動＞

①保険コア・プリンシプル

保険コア・プリンシプルは、国際通貨基金（IMF）および世界銀行によって実施される金融セクター評価プログラム（FSAP）において、各国がそれを遵守しているか否かの評価を判断する際に使用されている。平成９（1997）年に採択され、平成12年および平成15年に改訂されているが、平成21年10月を期限として新たな改定のための検討が開始されている。

②ソルベンシー規制

IAISでは、ソルベンシー規制について、バーゼルⅡに匹敵する国際基準の策定を目指している。IAISでは、ソルベンシー規制の枠組みを示す次の三つのペーパーを採択している。

・「保険監督のための新しいフレームワーク」（平成17年10月）
・「保険会社のソルベンシー評価のための共通構造と共通基準に向けて：規制上の財務要件の方式化のためのコーナーストーン」（平成17年10月）
・「保険会社のソルベンシー評価のためのIAISの共通構造」（平成19年２月）

また、上記の枠組みにもとづき、平成19年10月に以下の「指針」を採択している。

・「規制上の資本要件の構造に関する指針」
・「資本充分性およびソルベンシー目的のための全社的リスク管理に関する指針」
・「リスク管理および資本管理目的での保険会社による内部モデルの使用に関する指針」

ソルベンシー分野のペーパーの策定は、ソルベンシー小委員会が担当している。

③保険会計基準の策定への関与

保険会計基準については、IAISは財務会計のルールと監督会計のルールが実質的に整合的であることが望ましいとの立場をとっており、国際的な会計基準の設定主体であるIASBが進めつつある国際財務報告基準（IFRS）の策定に積極的に関与している。

④ガバナンス・コンプライアンス

IAISでは、平成19年10月にガバナンス・コンプライアンス小委員会を設置し、保険会社経営ならびに保険監督に関する企業統治基準の策定を計画している。

⑤市場規律（Market Conduct）

IAISでは、平成20年５月に市場規律小委員会を設置し、消費者保護規制および透明性確保のあり方について議論を行っている。

3. IAISの年次会合

IAISでは毎年、年次会合および総会（General Meeting）を開いて原則、基準等の採択・決議を行っている。当協会がオブザーバーとして加盟した後の開催状況は、以下のとおりである。

［第８回（平成13年９月17～20日）於ドイツ、ボン］

（パネルや協議を含む年次会合は開催されたが、米国の同時多発テロの影響により、総会については開催が見送られ、継続総会を平成14年１月末までに開催し、議決案件を協議することとなった。）

継続総会（平成14年１月７～９日）於日本、東京

＜総会での採択ペーパー＞

・元受保険会社の再保険カバーの評価および再保険会社の安全性に関する監督基準
・情報交換に関する監督基準
・資本充実およびソルベンシーに関する原則
・保険会社による情報公開に関する指針
・保険監督者および保険関係者のためのマネー・ローンダリング防止に関する指針

※当協会のオブザーバー加盟が正式に承認された。

[第９回（平成14年10月９～11日）於チリ、サンチャゴ]

＜総会での採択ペーパー＞

・再保険会社監督の最低要件に関する原則

[第10回（平成15年10月１～３日）於シンガポール]

＜総会での採択ペーパー＞

・保険コア・プリンシプルとメソドロジー

・再保険会社の監督に関する基準

・ソルベンシー管理レベルに関する指針

・監督モデルの一環としてのアクチュアリーの活用に関する指針

・保険会社によるストレステストに関する指針

[第11回（平成16年10月５～７日）於ヨルダン、アンマン]

＜総会での採択ペーパー＞

・インターネット上の保険業務の監督に関する原則

・損害保険会社および再保険会社の技術的リスクとパフォーマンスに関する開示基準

・投資リスク管理に関する指針

・マネー・ローンダリング対策およびテロ資金供与対策に関する指針

[第12回（平成17年10月18～21日）於オーストリア、ウィーン]

＜総会での採択ペーパー＞

・保険監督の新たなフレームワーク：保険会社のソルベンシー評価のための共通構造と共通基準に向けて（フレームワークペーパー）

・保険会社のソルベンシー評価のための共通構造と共通基準に向けて：規制上の財務要件の方式化のためのコーナーストーン（コーナーストーンペーパー）

・保険会社および再保険会社の投資リスクとパフォーマンスに関する開示基準

・不正を目的とした保険会社の悪用防止に関する指針

・ファイナイト再保険のリスク移転、開示、および分析に関する指針

・保険会社に対する適格性要件と評価に関する監督基準

[第13回（平成18年10月18～21日）於中国、北京]

＜総会での採択ペーパー＞

・生命保険会社の技術的リスクとパフォーマンスに関する開示基準

・保険における詐欺の防止、摘発および是正に関する指針

・ファイナイト再保険のリスク移転、開示、および分析に関する指針

・資産負債管理に関する監督基準

[第14回（平成19年10月16～19日）於米国、フォートローダーデール]

＜総会での採択ペーパー＞

・規制上の資本要件の構造に関する指針

・資本充分性およびソルベンシー目的のための全社的リスク管理に関する指針

[第15回（平成20年10月14日～17日）於ハンガリー、ブダペスト]

＜総会での採択ペーパー＞

・資本充分性およびソルベンシー目的のための全社的リスク管理に関する基準

・資本充分性およびソルベンシー目的のための全社的リスク管理に関する指針

・規制上の資本要件の構造に関する基準

・規制上の資本要件の構造に関する指針

・規制上の資本目的での内部モデルの使用に関する基準

・規制上の資本目的での内部モデルの使用に関する指針

・グループ全体の監督に関する原則

・グループ全体の監督者の役割と責任に関する指針

・キャプティブ保険会社の規制と監督に関する指針

・再保険監督の相互認定に関する指針

※「市場規律」をテーマとしたパネルにおいて、当協会窪野鎮治副会長がパネリストとしてプレゼンテーションを行った。

4. IAISへの意見提出状況

当協会は、オブザーバーとして加盟以降、IAISが作成する各種の保険監督基準等のドラフトに関する意見照会に対し、積極的に意見提出を行っている。これまでの意見提出状況は以下のとおりである。

ドラフト等（括弧内はドラフト提示日）	意見のポイント（括弧内は提出日）
資本充実およびソルベンシーに関する原則（平成13年4月30日） ソルベンシー制度の基礎となる諸点を列挙しており、「保険契約準備金」「コントロール水準」「自己資本の定義」などの各項目についての共通認識を記述しているもの。より詳細な基準の基礎として用いられることとされた	国ごとの事業や経済の実態に配慮し、具体的基準の詳細まで統一を要求するものではないことを明確化すべき等（平成13年6月29日）
保険会社による情報公開に関する指針（平成13年4月30日） 重要性、適時性、信頼性など情報公開を行う際の判断基準と、財務、リスクなど公表すべき情報の範囲を整理したもの	重要性とコストとのバランス等との総合的判断が必要であること、および国ごとの事業や経済の実態に配慮し、具体的基準の詳細まで統一を要求するものではないことを明確化すべき等（平成13年6月29日）
保険監督者および保険関係者のためのマネー・ロー	具体的な対応策については、実務上の制約、および

ンダリング防止に関する指針（平成13年４月30日） 保険会社を含む金融機関がマネー・ローンダリングに利用されるケースが増えていることに対処するため、保険会社が遵守すべき基本原則を提案するとともに、保険監督者に対し、この問題に対してどのようにアプローチするかに関する指針を提供するもの	モラルリスクの排除等、保険会社が既に実施している対策を充分に考慮したうえで、策定する必要がある（平成13年６月29日）
保険コア・プリンシプルおよびメソドロジーに対する追加・修正事項（平成14年１月21日） 保険コア・プリンシプルは、保険規制・監督の基本枠組みを定めたもので、1997年に策定し、2000年に一部を改訂し「保険コア・プリンシプル」、実施に関する「メソドロジー」が策定されたものであるが、改訂作業を進めるに当たって、追加・修正を要する事項の指摘が求められた	「保険コア・プリンシプル」原則12：財務報告書について、監督当局と一般目的の財務報告書の基準を区別し、財務報告において契約者保護の観点を確保するため、「監督当局は、一般目的で作成された財務報告書を監督のために使用する場合、適用できる範囲を決定する必要がある」旨の文言を追加すべき等（平成14年２月８日）
IAIS原則・基準、指針作成の意見照会手順（平成14年１月21日） IAISの原則、基準および指針の原案作成と承認における協議プロセスにおいて、メンバーとオブザーバーがどのように関与するかを整理したもの	ペーパー中に提示された質問事項それぞれについて同意することおよびその理由を回答（平成14年２月28日）
保険負債の測定と評価に関する討議資料（平成14年５月６日） 保険負債の測定・評価について現行実務を整理したもの	客観的な事実の記載という視点で見て、誤解を生じさせるおそれのある箇所があるため、該当箇所について修正を提案（平成14年９月13日）
監督モデルの一環としてのアクチュアリーの活用に関する指針（平成14年５月６日） アクチュアリーに関する保険監督者の現在の監督実務を示し、監督の一部としてアクチュアリーを活用する制度が導入される際に考慮されるべき論点をまとめたもの	リスポンシブル・アクチュアリーの任命について、承認基準も含めて資格要件を法令等に規定することで対応すべきであり、事前承認は必要ない旨および一部修文を提案（平成14年９月13日）
保険コア・プリンシプルおよびメソドロジー（平成15年１月31日） 全面改訂のドラフトが提示されたもの	各国の状況や金融監督政策に応じて各国金融監督当局の判断で実施されるものであること、実施される場合の具体的手法についても、各監督当局の判断に委ねられるものであることを確認したい旨および各パラグラフについての具体的な修正意見（平成15年３月28日）
損害保険会社および再保険会社の技術的リスクとパフォーマンスに関する開示基準（平成15年３月13日） 保険負債を中心として、業績およびリスクの一部について、損害保険／再保険会社が情報開示すべき事項を記述したもの	本基準を生命保険会社についても既定のものとしないよう要望する等（平成15年５月14日）
保険会社によるストレステストに関する指針（平成15年４月10日） ストレステストについて保険会社、保険監督官にとっての役割を論じ、その実施の際の留意点を解説したもの。ストレステストを保険会社のリスク管理	ストレステストが有効に機能するためには、各国のリスク環境の違いを認識する必要があると考える。特に、監督目的に用いられる場合の基準については、各国それぞれの会計制度、監督制度、市場環境等を踏まえ、慎重に検討されるべきと考える等（平成15

に必要な手段と位置づけている	年７月17日）
適切な資本の形態に関する監督基準（平成16年３月12日） 資本充実とソルベンシー制度における適切な資本の形態を評価するための基準を設定するもの	含み損益の取扱いがプラスとマイナスの場合で非対称となっており整合性が取れていない、含み益の算入に制限を設けない方が整合的である等（平成16年４月30日）
マネー・ローンダリング対策およびテロ資金供与対策に関する指針（平成16年４月17日） 金融活動作業部会（FATF）の勧告を保険の特徴および実務に向けて調整し、保険会社と保険監督者に固有の指針としたもの。保険会社等を利用したマネー・ローンダリングについて説明し、保険引受時の顧客精査や疑わしい取引の認識および報告の重要性、国内外の関係当局との協力の必要性等を記述している	日本においては、健康保険証は厳正な手続きに則って交付されるものであり、一律にどの国においても「偽名でも簡単に取得できる」文書であるかのように例示することは適当ではない。 主要な職員の適格性要件については、適切な確認がなされるべきではあるが、一方で、個人の人権やプライバシー権にも充分な配慮が要請されるべき（平成16年６月15日）
保険会社および再保険会社の投資リスクとパフォーマンスに関する開示基準（平成16年９月17日） 市場の透明性の向上および市場規律の促進に寄与する観点から、保険会社／再保険会社が営む投資活動に係るリスクおよび業績について、情報開示すべき事項を記述しているもの。基準のドラフトとともに主要な論点に係る質問が提示された	最低開示基準として一律に開示を求めるのではなく、保険監督官が重要性や明瞭性、コストベネフィットの観点から、会計基準の相違等、各国の実情に応じた開示要件を決定できることを明確にするべき等、質問に回答するとともに基準案に対し具体的な修正を指摘（平成16年12月20日）
保険会社および再保険会社の投資リスクとパフォーマンスに関する開示基準（平成17年１月25日） メンバー、オブザーバーからの意見を踏まえた検討を経て、セカンドドラフトおよび質問が提示された	各管轄区域において、開示を行うかどうかの判断においては、情報の重要性に加え、その信頼性の確保も必要であることを明記いただきたい等（平成17年４月８日）
保険会社のソルベンシー評価のための共通構造と共通基準に向けて：規制上の財務要件の方式化のためのコーナーストーン（コーナーストーンペーパー）（平成17年２月25日） 「保険監督の新たな枠組み（枠組みペーパー）」を受けて、保険会社のソルベンシー評価のための共通の構造および共通の基準の策定に向けて、財務的基準についての基礎となる考え方を８項目（コーナーストーン）にとりまとめたもの	ローカルな側面とグローバルな側面にともに配慮できるよう充分な柔軟性を備えることが、非常に重要である。 監督上の実行可能性とコストのみを考慮に入れるのではなく、保険会社の管理上でも実行可能性とコストを考慮に入れるべき等（平成17年４月15日） ※同日、米国生命保険協会（ACLI）等６団体連名により、同趣旨の共同意見書を提出
保険会社に対する適格性要件と評価に関する監督基準（平成17年４月13日） 保険会社の役員や主要な役職者の適格性について、保険会社が評価する際の基準、さらに監督当局が当該基準が遵守されているかどうかを審査する際の基準を示したもの	保険会社による適格性の評価や、監督当局による適格性のテストは、個人の人権等の権利に対する充分な配慮にもとづくべき、また、当監督基準を適用する際は、各管轄区域の状況を踏まえた内容とすべきであり、各管轄区域の判断に委ねられるべきと考える旨各パラグラフについての具体的な修正意見（平成17年６月10日）
IASBの保険契約プロジェクトフェーズⅡの結果生じる諸問題に対するIAISの見解（平成17年４月15日） 国際会計基準審議会（IASB）の保険契約プロジ	フェーズⅡの議論は始まったばかりであり、より適切な基準の開発やより円滑な関係者の合意に達するためには、その前提や困難な個別論点について、幅

ェクト（本章3．参照）で進行するフェーズⅡの議論を踏まえ、それと整合的な形で、保険監督会計として採用しうる基準について検討し、見解をまとめたもの	広い選択肢を残すべき時期であると考えている。しかし、当該ドラフトには、現在の段階で望ましい選択肢を絞ることのできない部分について、否定的な予見を与える記述に（具体的に意見提示）等（平成17年５月５日）
適切な資本の形態に関する監督基準（平成17年７月13日） 資本充実とソルベンシー制度に関して適用を受けるべき、保険会社にとっての適切な資本の形態の最低要件を設定するもの	質に応じた資本の制限に関する定量的水準は、本来、管轄区域の商品・経済環境・監督制度などの特性に応じて設定されるべきであり、当基準案に記載することは例示としても不適切である旨および基金の取扱いに関する記述の修正意見（平成17年８月15日）
保険会社のソルベンシー評価のための共通構造と共通基準に向けたロードマップ（平成17年10月21日） 2005年に採択された「保険監督のための新しいフレームワーク（フレームワークペーパー）」および「コーナーストーンペーパー」を受け、ソルベンシー評価のための共通構造と共通基準の実行に向けた作業プランを定めたもの	ソルベンシー評価においては、各監督地域における社会情勢、経済環境の差異により生じる、保険会社が晒される財務およびリスクの多様性に留意すべきであり、また、将来の進歩を取り入れることができる方法となるよう配慮すべき。 財務要件の検討においては、その財務要件を構成する要素や基準等の整合性を勘案すべきである（平成17年11月21日）
IASBの保険契約プロジェクトフェーズⅡの結果生じる諸問題IAISの第二段階の見解（保険負債ペーパーⅡ）（平成18年４月27日） 一般目的の財務報告における項目計算用の方法論が規制上の報告目的用に利用可能であるか、もしくはそれらの方法論が実質的に一致するのであれば、最も望ましいとの立場から、IASBの保険契約プロジェクトの議論に対する第二段階の見解をまとめたもの	IASBが本年３月の理事会で暫定的に達した結論は、契約者に配当として支払われると期待される金額を必ずしも負債と扱わない方向であるため、この方向を見直す必要があることをIASBに強く主張すべき等（平成18年５月19日）
生命保険会社のための技術的リスクとパフォーマンスに関する開示基準（平成18年５月27日） リスクおよび業績について、生命保険会社が情報開示すべき事項を記述したもの	基準が会社固有の資本要件を含む規制上の資本要件に関する定量的開示を要求することについて、誤解を招く情報を市場に流すこととなる等により風評が起こり、保険会社および契約者にとって不利益となる懸念がある。 一部の監督地域における会計制度、市場環境を前提として記述されている部分があるため、例示であることをより強調すべき等（平成18年７月28日）
保険会社のソルベンシー評価のためのIAISの共通構造（ストラクチャーペーパー）（平成18年５月31日） 保険会社のソルベンシー評価に関するIAISの全体的な考え方およびそのさまざまな要素間の相互関係について詳細に述べたもの。また、コーナーストーンペーパーをたたき台としつつ、財務上の規制要件の主な側面等の体系的な分析を展開している	ソルベンシー評価においては、各監督地域における社会情勢、経済環境の差異により生じる、保険会社が晒される財務およびリスクの多様性に留意すべきであり、また、将来の進歩を取り入れることができる方法となるよう配慮すべき。 効果的な内部統制構造を構築するための詳細基準は管轄区域内における会社法で設定されている等（平成18年７月28日）
資産負債管理に関する監督基準および同論点書（平成18年５月31日）	IAISが公表する他の文書との整合性を確保すべき等（平成18年７月28日）

監督基準：資産負債管理（ALM）に関するベストプラクティスを記載するとともに、保険会社のALMに関する監督に当たって支援となるもの 論点書：ALM技法についての追加的な背景情報および関連する検討事項について整理したもの	
保険会社のソルベンシー評価のためのIAISの共通構造（ストラクチャーペーパー）（平成18年12月５日） 平成18年５月31日に引き続き、再度ドラフトが提示されたもの	オペレーショナル・リスクと流動性リスクは、容易に定量化できないと認識されており、その場合、定性的な要件で補完されることが示唆されていることを踏まえ、「継続性分析では、オペレーショナル・リスクおよび流動性リスクを包含すべきである。しかし、定量分析はかかるリスクの定量化が可能である範囲内で実行されるべきである」旨修文することを提案（平成19年１月５日）

（注）意見照会があったもののうち、意見提出したもののみ記載。

3. 国際会計基準審議会（IASB）の動向と意見提出

1. IASBの動向

国際会計基準審議会（IASB）の前身である、国際会計基準委員会（IASC）は、昭和48（1973）年６月、９か国の職業会計士団体により設立された。その目的は、①財務諸表の作成に関する基準を作成・公表し、この基準が世界的に承認され遵守されるよう促進すること、②法令・会計基準・財務諸表開示手続に関する国際的調和を促進し改善すること、とされていた。IASCは、平成13年４月、各国の会計基準設定主体を含む組織であるIASBに発展的に改組され、世界的に統一された会計基準を必要とする段階に達したという認識に立ち、IASBを中心に質の高い国際会計基準（IAS）を作ることを目的に、IASおよび国際財務報告基準（IFRS）の作成・見直しを行っている。

IASBの設立当時は、経済先進国の会計基準設定主体の協力による実質的な会計基準の統合化が唯一の現実的な方法と考えられていた。しかし、欧州連合（EU）が、平成17年以降、全上場企業へのIASの全面適用を表明し、IASBおよび米国財務会計基準審議会（FASB）とのコンバージェンス（収斂）も進められている。また、その他の国・地域でもIASの採用またはコンバージェンスが進められている。

日本における会計基準とIASとのコンバージェンスの流れは、①IASBおよび企業会計基準委員会（ASBJ）とのコンバージェンス・プロジェクト、②欧州証券規制当局委員会（CESR）による日本基準とIFRSとの同等性評価への対応の二つの流れに分かれて注視されている。平成19年８月には、IASC財団およびIASB関係者が来日された際に、IASBとASBJは日本基準とIASのコンバージェンスに関するスケジュールについて合意した（東京合意）。平成20年12月12日、欧州委員会において、日本の会計基準について、「EUで採用されているIFRSと同等である」との内容が決定された。

また、IASBでは、保険の会計基準が国によって大きく異なるといった、保険会社の財務諸表利用者からの不満の声を受け、保険会計の透明性向上のため、保険負債に統一的な経済価値ベースの評価を導入する方向で検討を進めてきた。

2. 保険契約に関する動向

平成9（1997）年、IASC理事会において、保険を検討するプロジェクトチームである保険起草委員会（ISC）の設置を承認し、同年12月、ISCの第1回会合が開催された。第1回ISCにおいては、論点書を作成・公開し、保険会計の知識普及と関係者からの意見聴取を行うことで合意がなされ、計5回にわたる会合を経て、平成11年12月、保険に関する論点書が公表された。

同論点書では、保険に関する会計・開示の論点とその論点の解決策に対する賛成・反対の議論、およびISCの暫定的な見解を提示した。

当協会では、経理専門委員会を中心に企画専門委員会、財務企画専門委員会および保険計理専門委員会において検討を行い、平成12年5月31日付で「従来の生命保険の会計基準は、証券取引法会計の依拠する動態論ではなく、契約者（債権者）保護を重視する静態論的会計に立脚していた。この下では、長期的傾向の反映を旨とし、保守主義を重視した資産負債法が最も適しているとされる。したがって、今回の論点書に対する意見でも、負債評価には長期的傾向を織り込んだ保守的計算基礎が必要であることを主張する」等の意見書をIASCあてに提出した。

ISCには、日本からメンバーとして第一生命の橘　英一氏が、テクニカル・アドバイザーとして住友生命の中条　豊氏等が参加し、保険に関するIASの検討を行ってきた。

IASCが、平成13年4月にIASBに改組された後も、ISCは存置され、引き続き検討が行われた。

同年4月には東京で開催され、当協会、日本損害保険協会および日本公認会計士協会の3協会が協力し、ISCにおける検討を補佐するとともに委員会事務局のPeter Clark氏による講演会等が行われた。

同委員会での検討においては、公正価値（Fair Value）の全面採用が目指されていたが、当面は企業固有価値（Entity−Specific Value）が採用されることとなった。

これは、暫定基準であるIAS第39号「金融商品：認識及び測定」に代わり全面公正価値を採用した新しい基準として、ジョイントワーキンググループ（JWG）が検討し、平成12年12月に公表した「金融商品及び類似項目」に対して、世界各国から多くの反対意見が寄せられたことによるものであった。

ISCは、平成13年6月のパリで開催された第10回会合をもって収束し、検討内容のとりまとめは事務局で進められ、原則書草案（DSOP）の形でIASBに順次報告され、検討が続けられている。

［フィールド・ビジットの実施］

IASBは、保険に関する新しいIFRSの作成に向けて、検討に参加している各国の保険会社を

訪問し、その国の保険市場や採用されている会計制度の調査を行っている。日本では、平成14年２月に生命保険会社１社、損害保険会社１社に対して行われた。

［第１回保険アドバイザリー・コミッティー開催］

ISCに代わる専門家・実務家による検討組織として保険アドバイザリー・コミッティーが設置された。その第１回会合は平成14年４月にロンドンで開催された。

同会合においては、DSOPのうち、ISCで未決定であった部分に関する事務局からの提案に対し、反対意見が表明されたため、理事会への報告は事務局案として提出された。

［IASB、暫定基準と恒久基準に分けて検討することを決定］

ロンドンで開催された平成14年５月のIASB理事会においては、EUが平成17年から欧州の上場企業の連結財務諸表にIFRSを強制適用することへの対応として、保険契約に関する会計基準について、平成17年から適用する暫定基準（フェーズⅠ）と平成19年から適用する恒久基準（フェーズⅡ）に分けて検討することが決定された。このフェーズⅠの成果として、平成16年３月にIFRS第４号「保険契約」が公表された。IFRS第４号は、暫定的な基準であるため、会計処理の統一や保険負債の評価など難しい問題は、フェーズⅡで引き続き議論することとし、当面「保険契約」に対して各国における会計基準の適用を容認したままとなっている。

フェーズⅠは、保険契約の認識と測定について、原則として現状の各国の会計基準の適用を認め、開示においてより詳細な情報提供を求めようとするものである。

ドイツで開催された平成14年６月の理事会においては、DSOPの内容にもとづきフェーズⅠの公開草案作成の準備を進めたいとの事務局提案があったが、時期尚早とのことで採決されなかった。

理事会終了後に行われた基準勧告会議においては、日本からの参加メンバーが、①会計基準の対象を保険契約ではなく保険業とすべき、②保険業を営む会社が発行する保険契約をすべて保険契約と定義する、③専門家・実務家の意見を充分聞いて慎重に検討すべき、との意見を表明した。

ニューヨークで開催された平成14年９月の第２回保険アドバイザリー・コミッティーにおいては、事務局より理事会に報告するフェーズⅠの案が提示され、これに対して専門的・実務的な立場から技術的な助言が与えられた。

［IASB、暫定基準における保険契約の定義を仮決定］

ロンドンで開催された平成14年10月の理事会においては、フェーズⅠにおいても保険契約の何らかの定義が必要との認識から、「定義」について事務局案が提出され、仮決定がなされた。

これに対し、香港で開催された11月の理事会終了後に行われた基準勧告会議において、日本からの参加メンバーが、保険契約を定義すると各国の現行基準を変更する必要があるため、フェーズⅡで決定すべきとの意見を表明した。

[IASB、恒久基準における基本方針を仮決定]

ロンドンで開催された平成15年１月の理事会においては、フェーズⅡにおける認識・測定の原則の方向性について検討が行われ、会計モデルや測定方法についての基本方針が仮決定された。

会計モデルについては、日本などが主張していた、収益・費用を繰り延べた時の経過等とともに損益を認識しようとする繰延法ではなく、保険契約から生じる個々の資産・負債を直接測定する資産負債法を採用することで合意された。

測定方法については、DSOPで提案されていた企業固有価値ではなく公正価値を採用することで合意され、公正価値測定に当たっては、保険者の信用特性を反映することとされている。

[IASBの議長、副議長が日本を訪問]

平成15年６月24、25の両日、IASBの議長であるDavid Tweedie卿と副議長であるThomas E. Jones氏が来日し、24日には日本経済団体連合会との意見交換会が行われた。

25日には当協会を訪問し、IASBでの一般的な審議手続（デュー・プロセス）および保険プロジェクトにおける問題点として、①保険負債の公正価値開示、②保険負債に対応する金融資産、③ヒエラルキーの適用除外、等について意見交換が行われた。

[IASB、保険契約プロジェクトフェーズⅠの公開草案（ED５）を公表]

平成15年７月31日、IASBは保険契約プロジェクトフェーズⅠの公開草案（ED５）を公表した。

[第３回保険アドバイザリー・コミッティー開催]

ED５への意見書の作成、提出および保険アドバイザリー・コミッティーへの参加に先立ち、日本、アメリカ、ドイツ、オーストリアの保険協会は、連携を図るため、平成15年９月３～４日、ウィーンで連絡会を開催し、当協会からは保険アドバイザリー・コミッティー委員が参加した。

ロンドンで９月24～25日に開催された第３回保険アドバイザリー・コミッティーにおいては、フェーズⅠについては、資産負債のマッチング問題や公正価値の開示問題等について意見交換が行われた。フェーズⅡについては、IAS第39号「金融商品：認識および測定」を前提として、オープンな議論を行うことが確認され、認識測定については、①保険契約か保険会社か、②生損保で統一モデルとすべきか、③保険契約の定義、等を中心に議論が行われた。

[IASB、公正価値開示要求を取下げ]

ED５に対するコメントは、130通を超え、その多くが公正価値の開示要求に反対であったため、IASBは平成15年11月の理事会において、公正価値の開示要求を取り下げることを決定した。

フェーズⅠのIFRSの発行については、平成16年３月を目処に検討が続けられることとなった。

また、フェーズⅡについては、同年５月から検討が再開され、平成17年６月に公開草案の公

表を行うことが目標とされた。

[IASB、サンセット条項を削除]

ロンドンで開催された平成15年12月のIASB理事会において、反対意見の多かったサンセット条項を削除することを決定した。

また、資産と負債のミスマッチについては、何らかの対策を行うべきかについて検討が続けられ、一つの例として、日本における責任準備金対応債券が報告された。

[IASB、資産と負債のミスマッチへの対応を行わないことを決定]

ロンドンで開催された平成16年１月の理事会においては、資産と負債のミスマッチへの対応を検討したが、資産側の対応も負債側の対応も行わないことを決定した。これにより、フェーズⅠに関する検討が終了され、平成16年３月にはIFRSが公表された。

[IASB、IFRS第４号「保険契約」を公表]

IASBは、IFRS第４号「保険契約」のフェーズⅠを平成16年３月31日に公表した。これにより、保険契約に関して初めてIASが設定された。

また、当初、EU域外企業に対しては、平成19年からIFRSまたはIFRSと同等の基準が適用される予定であったが、適用時期が平成21年に延期されることになった。

[IASB、IAS第39号の改訂を公表]

IASBは、マクロヘッジに関するIAS第39号の改訂を行い、平成16年３月31日に公表した。

国際財務報告基準第４号「保険契約」（IFRS４）の概要

目　的

・保険プロジェクトのフェーズⅠは、平成17年１月から欧州で保険会社を含む上場企業の連結財務諸表にIFRSが強制適用されることに対応して、平成17年からの暫定的な取扱を規定するもの。

・フェーズⅡが完成するまでの間、保険契約の会計を規定することを目的とするもの。

①保険契約の会計に対して限定的な改善を行う

②保険契約から生じる財務諸表上の金額を識別・説明し、保険契約から生じる将来キャッシュフローの金額・時期・不確実性の理解に資するような開示を行う

範　囲

・IFRS第４号「保険契約」は、次のものに適用される。

①企業が発行した保険契約（再保険契約を含む）と、企業が保有する再保険契約

②企業が発行した裁量権のある有配当性を有する金融商品

・保険契約の定義

ある主体（保険者）が、他の主体（保険契約者）から、特定の不確実な事象（保険事象）が保険契約者に不利益を与えた場合に保険契約者に補償を行なうことを同意することにより、重大な保険リスクを引き受ける契約

組込デリバティブ

・保険契約に含まれる組込デリバティブは、それ自身が保険契約である場合を除き、IAS第39号の適用対象となる。

・解約オプションについては、行使価格が固定金額（または固定金額と金利に基づく金額）である場合には、分離して公正価値評価する必要はない。

アンバンドリング

・保険要素を考慮せずに預金要素を測定することが可能で、かつ、アンバンドリング（預金要素を分離してIAS第39号を適用すること）しなければ預金要素のすべての権利と義務が認識されない場合に限り、アンバンドリングが要求される。

認識と測定

・基本的に現行の会計実務を継続的に適用することを容認している（ヒエラルキーの適用除外）が、その例外として以下の取扱いを要求している。

①報告日時点で存在していない保険契約により生じうる将来の保険金支払に係わる契約準備金（例えば、異常危険準備金や平衡準備金）を負債として認識することの禁止

②負債十分性テストの実施

③再保険貸借、再保険収支の相殺の禁止（両建てによる計上）

負債十分性テスト

・現行の会計方針において、以下の最低要件を満たす負債十分性テストが要求されていない場合には、IAS第37号「引当金」の規定を適用しなければならない。

・負債十分性テストの最低要件

①負債十分性テストは、すべての契約上のキャッシュフローと保険金支払費用等の関連キャッシュフロー、および組込オプションや組込保証の結果として生じるキャッシュフローに対する現在の見積りを考慮しなければならない。

②負債十分性テストにおいて、負債が不十分であることが示された場合には、その不足額の全額を損益に認識しなければならない。

会計方針の変更

・保険会社は、目的適合性・信頼性を向上させる場合に限り、会計方針を変更してもよい。

・保険契約の測定に将来の投資マージンを反映させると目的適合性・信頼性は低下するが、その低下を十分に上回る目的適合性・信頼性の向上がある場合には、そうした会計方針の変更は認められる。

・保険会社は、保険負債を指定して、現在の市中金利を反映した再測定を行ない、その負債の変化額を損益認識するための会計方針の変更を行なってもよい。

開　示

(1)保険契約から生じる財務諸表上の金額を識別・説明する情報を開示しなければならない。

(2)保険契約から生じる将来キャッシュフローの金額・時期・不確実性の理解に資する情報を開示しなければならない。

なお、平成16年５月、IASBは保険契約プロジェクトフェーズⅡの審議再開に当たり、保険の

専門家による保険ワーキンググループの設置を決定し、９月21日にメンバーが発表された。当協会からは、日本生命の武田嘉和取締役が参加した。その後、後任には、住友生命の吉村雅明ニューヨーク駐在員事務所長が就任し、平成20年８月現在、日本生命の谷本康典調査部保険計理基準部長が就任している。

平成19年５月には、保険契約に関する予備的見解のディスカッション・ペーパーが公表され、フェーズⅠで継続検討とされた保険負債への統一的な経済価値ベースの評価導入が大きな柱となっている。もし、経済価値ベースの評価導入となれば、生命保険事業に大きな影響を及ぼすこととなるため、当協会では、引き続きIASBへの意見表明を通じて、対話を進めている。同時に、IAISや日本における会計基準の設定主体であるASBJと連携して対応を行っている。

保険契約プロジェクトについては今後、平成21年下半期に公開草案公表、平成23年中に基準化とワーク・プランに明記されており、平成23年中の基準化に向けて検討を進めていくことになっている。

IASBでの保険に関する国際会計基準の検討に向けて、日本の会計基準設定主体であるASBJは、国際対応専門委員会のもとに保険会計ワーキンググループを設置し、検討を行っている。

ASBJおよび国際対応専門委員会には日本生命の猪ノ口勝徳保険計理人が、その後、後任には平成20年８月現在、日本生命の中村亮一保険計理人が、また、保険会計ワーキンググループには生命保険業界から数名が参加している。国際対応専門委員会および保険会計ワーキンググループでは、IASBの開催にあわせて検討が続けられている。

3. 協会の対応

①当協会では、経理委員会傘下の経理部会にIAS保険会計検討ワーキンググループを、保険計理部会に国際会計基準PTを設置し、財務委員会傘下の財務企画部会も含め、それぞれの立場から保険に関するIASの検討を行い、ISCへの対応を図ってきたが、平成13（2001）年３月、関連委員会における検討のとりまとめや情報の共有化を図るため、一般委員会のもとに国際会計基準総合対策PTを設置し、IASBおよびASBJ等への対応を図ってきている。

②当協会は、平成13年７月31日、JWGが平成12年12月に公表した「金融商品及び類似項目」に関し、以下の内容の意見書をIASBおよび日本公認会計士協会あてに提出した。

JWGドラフト基準「金融商品及び類似項目」に対するコメントの概要

1．結論と提案

(1)「すべての金融商品を公正価値で測定し、公正価値の変動により生じる損益を、発生した期の損益計算書に認識する」JWGのドラフト基準については反対である。

(2) 保険の特殊性を踏まえた会計基準を別途、検討することが引続き重要であり、IASC保険起草委員会のようなプロジェクトの存置を要望する。

プロジェクトでは、生命保険契約の会計基準に止まらず、生命保険業に適した会計基準は何

かという観点から、あらためて検討を行うことが必要である。

さらに、プロジェクトの構成は、会計士中心の保険起草委員会の構成を変更し、経営に実際に携わる実務家や、各国の保険監督官等をバランス良く配置することが必要である。

(3) 生命保険業に適した修正が行われず、生命保険会社を一般事業会社と区別する必要はないという現在のJWGの方針が変更されない場合、JWGのドラフト基準を、そのままの形で、生命保険会社に適用することには反対する。

2. 結論に至る根拠

(省略)

③当協会は、平成14年2月15日、国際会計基準序文（Preface）の公開草案に関する意見書をIASBあてに提出した。旧IASの序文は、昭和57年に最終改訂が行われているが、IASCがIASBに改組され、IASがIFRSに改められたことに則した改訂を行うこととし、平成13年11月に公開草案が提示されたものである。当協会においては、序文改訂の趣旨については基本的に賛成し、審議手続についての意見書を提出した。

④平成14年2月、IASBと同時に開催された基準勧告委員会（SAC）においては、日本選出メンバーから意見書を提出しているが、これに先立ち保険プロジェクトの進め方についての当協会の考え方（保険負債に関し、DSOPの基準を導入した場合の生命保険会社への影響は計り知れないものがあること、保険に関するIFRSの検討を平成15年中の基準策定を前提として議論することは危険であり、慎重な理論面・実務面での検討が必要であること等）について日本選出メンバーに説明し、意見書に盛り込んでもらうこととした。

⑤当協会は、IASBにおける検討やフィールド・ビジットの状況を踏まえ、保険会社経営の視点から意見を表明すべく、同様の意見を有すると思われる各国に対して積極的な働きかけを行った。この結果、当協会は、平成14年3月に東京で開催されたIASBにおいて、米国生命保険協会（ACLI）、ドイツ保険協会（GDV）と共同で、保険のIASに関する共同意見書を議長あてに提出、アドバイザリー・コミッティーの活用、デュー・プロセスの遵守、実務的困難性等について、初めて各国が共同して意見を表明することとなった。

保険の国際会計基準に関する共同意見書の概要

○国際会計基準審議会において検討されている保険の国際会計基準が保険会社や保険契約者に与える影響は非常に大きいと考えられるため、米国生命保険協会、ドイツ保険協会および生命保険協会は、従来よりこの基準の審議状況を注視してきた。我々は、世界的に会計基準を改善し、保険会計分野にガイドラインを提供するというIASBの目的を支持している。しかしながら、保険会計プロジェクトにおける提案内容に対しては、懸念を有している。我々は、信頼できる保険の国際会計基準の策定に向け、意見を表明したい。

○IASBにおける保険会計の審議スケジュールを早めようとする方向性に対し我々は懸念を有

している。我々は、現在IASBにおいて審議されている保険会計の原則書草案をパブリック・コメントに付すことで広く一般に意見を求め、提案された基準をモデル化・評価するために必要な時間を確保すべきと考える。

○IASBにおいて、実務家や専門家の知識や意見を充分に勘案するための専門組織（アドバイザリー・コミッティー）が設置されている。また、主要国の保険会社を訪問してヒアリングを行う「フィールド・ビジット」が各国にて実施されている。我々は、このような場において表明された実務家・専門家からの意見を最大限に活用し、IASBにて充分な審議時間を費やして検討を進めるべきと考える。

○保険会計基準の策定においては、保険会計と関連の深い、金融商品の包括会計基準策定プロジェクトおよび業績報告プロジェクトの審議状況を見守り、関連する会計基準との理論的、実務的整合性に配慮しつつ検討を行う必要があると考える。

○実際にテストされたことのない理論に基づく基準を採用することは、信頼性に欠ける情報を生み出すリスクを有している。新しい基準の策定に際しては、活発な市場が存在しない保険の特性を鑑み、信頼性のある保険負債の評価方法のあり方や、保険会社の財務情報利用者の求める情報の提供のあり方について充分考慮する必要がある。

○DSOPにおいて提案されている公正価値会計は、財務諸表についてミスリーディングで変動性の高い結果を生み出す懸念がある。このような情報は財務諸表利用者にとって有益ではないと考える。

○現在のIASBの提案は、保険業界にとって重大な変更であるため、実際の適用に際しては、システム・インフラ等の整備に巨額の費用と時間を要することが予想される。そのため、事前に費用便益分析を実施し、情報技術システム等の再設計や広範囲にわたるテストをするための適切な準備期間が必要となる。

○我々は、IASBによって提案されている基準案に関する詳細な分析を行い、我々の見解を引続き提案していきたい。

⑥保険関連の意見書の提出

[日米独第２次共同意見書を提出]

IASBで検討中の保険会計のDSOPにて示された提案が、保険契約者や投資家をミスリードするものとなりかねないことから、当協会は、ACLI、GDVとともに、平成14年６月11日、２度目の共同意見書をIASBあてに提出し、当基準の審議プロセス等に関しての懸念を表明した。

日米独第２次共同意見書の概要

○国際会計基準審議会において現在検討されている保険の国際会計基準が保険会社や保険契約者に与える影響は非常に大きいと考えるため、米国生命保険協会、ドイツ保険協会および生命保険協会では、従来から当基準の審議状況を注視しており、平成14年３月21日付で共同意見書をIASBに提出し、当基準の審議プロセス等に関しての懸念を表明している。本意見書は、これに続く２度目の共同意見書である。

> ○我々は、世界的に会計基準を改善するというIASB理事会（ボード）の目的を指示する。しかしながら、保険契約に関する原則書草案にて示された提案に対しては、懸念を有している。我々は、これらの提案内容に対しての意見を表明するために本意見書を提出し、ボードが最終的な結論に至る前に本意見書の内容を検討することを求める。（以下略）

［日米独第３次共同意見書を提出］

当協会は、ACLI、GDVおよび米国保険協会（AIA）とともに、平成14年９月17日、３度目の共同意見書をIASBあてに提出し、保険契約における推奨すべきディスクロージャーを示した。

［保険プロジェクトの進め方について意見書を提出］

IASBにおける保険のIASに関する検討状況については、実質的にフェーズⅡで検討すべき内容を、フェーズⅠにおいて仮決定しており、その進め方に問題があることから、当協会は、平成15年１月21日、保険の特徴を踏まえた十分な議論が必要である旨の意見書をIASBあてに提出した。

［４か国共同意見書を提出］

当協会は、ACLI、GDV、オーストリア保険協会（VVO）およびAIAと共同で、保険のIASに関するIASBのこれまでの検討に対し、平成15年２月14日、「保険のIASの検討に当たっては、保険の特徴を踏まえた充分な議論が必要である」とした共同意見書をIASBあてに提出した。

［保険アドバイザリー・コミッティー委員から意見書を提出］

IASBが平成15年４月の理事会においてフェーズⅠの検討を終了させる予定であったため、理事会に先立ち４月28日付で保険アドバイザリー・コミッティー委員である第一生命の橘　英一氏および明治安田生命の来住慎一氏より、①資産と負債のミスマッチを解消するための方策としての日本で採用されている責任準備金対応債券は有用であり、②未解決の問題が多く基準も不明確な公正価値を前提としたディスクロージャーの実施は実務を混乱させ比較可能性を損なう旨の意見書を提出した。

上記２点については、IASBの４月の理事会において検討を行った結果、保険契約対応資産（日本における責任準備金対応債券と同趣旨）は採用せず、公正価値によるディスクロージャーも平成18年から実施することが確認された。

［４か国共同意見書を提出］

IASBでは、平成15年４月の理事会までの議論を踏まえて、フェーズⅠの公開草案を６月末ごろに公表する予定であることから、公開草案の公表に先立ち、当協会は、６月12日、日本、米国、ドイツ、オーストリアの４か国７協会共同で、保険契約の開示に関する共同意見書をIASBあてに提出した。

IASBの６月の理事会においては、保険契約の認識と測定については、原則として現状の各国

の会計基準の適用を認めるという、ドラフトIAS第８号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」におけるヒエラルキー(注)の適用除外を平成19年までとすること（サンセット条項）を決定した。

(注) フェーズⅠでは、保険契約に関する会計基準は決めないことになっているが、各論的な会計基準が存在しない場合には、総論に当たるフレームワークが適用されることになっているもの。

［ED５に対する意見書を提出］

ED５に対する当協会の意見は、①保険業に求められている健全性・契約者保護の観点からも有用な会計制度であること、②保険業の事業活動を適正に反映する財務諸表であること、③保険負債について信頼性・比較可能性のある認識測定が現実に可能なこと、④合理的なコスト・時間で財務諸表が作成可能なこと、という観点から作成し、平成15年10月31日にIASBあてに提出した。

また、あわせて日本、米国、ドイツ、オーストリアの４か国７協会共同で意見書を作成し、同日、IASBあてに提出した。

［３か国共同意見書を提出］

IASBでは、資産と負債のミスマッチについての検討が続けられていることから、当協会は、平成16年１月14日、保険アドバイザリー・コミッティー委員による「負債を調整することでミスマッチを解消することは現実的ではない」との意見書を提出した。

また、日本、米国、オーストリアの３か国５協会で、保険契約対応資産に関する共同意見書を作成し、１月19日にIASBあてに提出した。

［米・欧保険協会との連絡会への参加］

平成14年３月より計11回にわたり、ACLI、GDV、VVO等と共同意見書をIASBあてに提出した。それまでは、電話会議・電子メール等を中心に共同意見書を作成していたが、保険の国際会計基準のフェーズⅡにかかわる審議が再開されることにともない、平成15年に引き続き、対面での連絡会を平成16年９月にベルリンにて開催することとなった。

これに対し、当協会はこれまで提出した米・欧保険協会との共同意見書の内容を基本スタンスとして、実務家を派遣した。

［「保険契約プロジェクトフェーズⅡに係るガイディング・プリンシプル」に係る共同意見書をIASBあてに提出］

平成16年９月１～２日にベルリンで開催された米・欧保険協会との連絡会において、「保険契約プロジェクトフェーズⅡに係るガイディング・プリンシプル」（保険事業の本質的な特性を示し、健全な保険会計基準の策定に資する一組の指針・原則）を作成し、共同意見書をIASBあてに提出することを決定した。

その後、各協会で承認手続を行い、10月20日付で共同意見書を提出した。

IASB保険プロジェクトフェーズII／ガイディング・プリンシプル（抄）

○会計基準は、保険ビジネスの現実を反映すべき。
○会計基準は、保険者による健全な（内部）リスク管理及び統制の実務と矛盾せず、さらにはそれらに寄与すべき。したがって、会計基準は高品質な会計情報を生み出すための中立的、慎重で関連性がありかつ信頼性のあるフレームワークを提供すべき。
○会計基準は、保険者の財務状況と業績、及びリスク管理活動に関する透明性のある財務報告を促進することにより、市場の規律を促進すべき。この観点から、会計上のボラティリティは回避されるべき。
○会計基準は、健全な理論的基礎を備えるだけではなく、実務上実行可能なものでなければならない。
○会計基準は、過度に複雑なものであってはならない。理解可能性及び監査可能性が不可欠である。
○会計基準は、類似または関連する品目につき矛盾しない計測を生み出すべき。
○会計基準は、一貫した適用を確保するため、充分な明確性を確保すべき。
○開示は、保険者の財務状況及び業績、及びリスク管理活動の評価のために、充分に包括的で有効なものであるべき。

［共同意見書「保険契約プロジェクトについて」をIASBあてに提出］

IASBの保険ワーキンググループの平成17年４月の会合において、IASBの５月の理事会において損害保険契約について何らかの暫定的な決定が行われる可能性が高いことが明らかになったことから、生命保険契約について保険ワーキンググループで充分な検討が行われることを確保していくため、当協会は、「現時点で様々な選択肢を排除するのは時期尚早である」とする内容のACLIほか７協会連名による共同意見書を５月12日付で提出した。

［ディスカッション・ペーパー「保険契約に関する予備的見解」に対する意見書を提出］

IASBは、平成19年５月14日付でディスカッション・ペーパー「保険契約に関する予備的見解」を公表した。これに対し、当協会は、11月16日付で概要以下を内容とする意見書を提出した。

＜予備的見解に対する総括意見の概要＞

保険会社の会計制度は、一般目的会計であったとしても、次のような要件を満たすべきであると考える。

(1) 保険業に求められている健全性・契約者保護の観点からも有用な会計制度であること
(2) 保険業は、保険群団形成によりリスクを分散し、長期にわたるリスクの引受けを行う事業活動であり、その事業活動を適正に反映する（将来の利益を一時認識することなく、引受けたリスクから解放されるときに収益認識を行う）財務諸表であること
(3) 保険負債について信頼性・比較可能性のある認識測定が、現実に可能なこと
(4) 費用対効果の観点から見て合理的なコスト・時間で財務諸表が作成可能なこと

IASBが予備的見解で示している保険負債の測定手法に対して、これら要件を満たすため、

次に掲げる提案等を行う。

①現在、実務で用いられていない新しい測定手法が一部示されており、実務的側面からの検討が必要である。

②活発な二次市場のない保険契約の特性を踏まえれば、客観的な情報である保険料が保険負債の測定において重要な役割を果たす。

③他の金融商品の会計基準等との整合性を確保し、会計上のミスマッチを回避しなければならない。

④フィールド・テスト等を行い、必要に応じた調整を行うべきである。

4. IASC財団の定款見直し

国際会計基準委員会財団（IASC財団）の定款は、同財団とIASBの運営手続きを規定するものであるが、そのなかに5年ごとに定款を見直すという規定が設けられており、見直しは定款発効（平成13（2001）年）の3年後に開始されると定められている。

評議会は、定款見直しの準備のためPaul Volcker氏を議長とする7名の定款検討委員会を設置し、平成15年11月12日、見直しに当たって検討すべき論点「国際会計基準委員会財団定款見直しのための論点の識別」を公表し、広く意見を募集した。

[IASC財団の定款見直しについて意見書を提出]

この定款見直しの公表文書には、デュー・プロセスなど今後の保険会計の審議に関連する事項が含まれていたことから、当協会は、IASBの議事の透明性、公正・公平性を確保すべきとの意見書を平成16年2月11日付でIASC財団あてに提出した。

国際会計基準委員会（IASC）財団の定款の見直しに関するコメント

I. 総論

保険業界は、保険契約プロジェクトに関するこれまでのIASB（国際会計基準審議会）の審議プロセスに大きな懸念をもっている。保険プロジェクトは保険業界に与える影響が重大であり、IASBは関係者の合意形成を目指し、議事の透明性、公正・公平性を確保し、慎重な審議を行うべきである。IASBの審議プロセスの改善につながることを期待して、以下のことを提案する。

IASBは、IASBフレームワーク（の一部）との整合性を根拠に重要な方針を決定することがあるが、IASBフレームワークは絶対不変の原理ではなく、絶えずその適切性を検証され続けられなければならない性質のものであり、IASBフレームワークの序説第4項には「本フレームワークは、今後の理事会の経験に基づいて、逐次改訂されるであろう。」と記載されている。しかしながら、現状ではフレームワークの改訂を誰が、どのような手続きで行うのかが明確ではないため、これを明確にすべきである。

II. 個別論点

（以下略）

また、同時に、米国、ドイツ、オーストリアの４か国７協会共同で意見書を作成し、IASC財団あてに提出した。

その後、IASC財団は受け付けた意見のレビューを進め、平成16年３月22日、さらなる検討が必要な課題とそれらに対するアプローチを同時に提示した。また、同財団は、これらのアプローチについてのフィードバックを受けるために、ニューヨーク、ロンドン、東京、メキシコシティで公聴会を行うこととした。

当協会は、６月３日にニューヨークで行われた公聴会においてACLI等との共同意見書を提出し、また、７月13日には東京で行われた公聴会に改めて共同意見書を提出するとともに、実務家（保険プロジェクト派遣委員）を派遣して、共同意見書の内容に沿って、「IASBは関係者の合意形成を目指し、議事の透明性、公正・公平性を確保し、慎重な審議を行うべき」等の意見陳述を行った。

[「IASB審議手続（デュー・プロセス）強化」に関する意見募集への対応]

IASC財団は、同財団とIASBの運営手続きを定めた定款の見直しを進めてきたが、並行してIASB内部でもデュー・プロセスの見直しが行われ、デュー・プロセスの強化に向けた取組みと今後の改善策を「IASB審議手続の強化」として平成16年３月24日に公表し、広く意見を募集した。

当協会は、今回の「IASB審議手続の強化」については、今後の保険会計の審議に大いに関連があると思われることから、平成16年６月３日、ACLI等と共同意見書を提出し、また、６月25日、当協会として、「審議の透明性を高め、関係者の理解を促進するために、審議の途中過程において、IASB理事と同一の情報を一般に提供すべき」等を内容とする意見書をIASBあてに提出した。

[IASC財団の定款の見直しに対する意見書および共同意見書を提出]

IASC財団は、平成16年11月23日、これまでの関係者からの意見を踏まえた改訂提案として「IASC財団定款見直しに係る改訂案（協議文書）」を公表し、広く意見を募集した。

この定款見直しの改訂案（協議文書）には、前回同様にデュー・プロセスなど今後の保険会計の審議に関連がある事項が含まれていたことから、当協会は、平成17年２月23日付で意見書をIASC財団あてに提出し、同時に日米欧７協会との共同意見書をあわせて提出した。

[IASC財団の「IASBのデュー・プロセス協議取決めハンドブック」草案に対し、意見書を提出]

平成17年４月27日、IASC財団が公表した「IASBのデュー・プロセス協議取決めハンドブック」草案に対して、当協会は、７月19日、IASBの意思決定プロセスに関する情報開示の向上、財務諸表作成者への考慮、フィールド・テストの有効活用等を内容とする意見書をIASC財団あてに提出した。

5．保険以外の関連IASへの意見提出

[IAS第32号・IAS第39号の改訂について意見書を提出]

IASBは、IAS第32号「金融商品：開示及び表示」とIAS第39号「金融商品：認識及び測定」の改訂に関する公開草案を、平成14（2002）年6月20日に発表した。

これに対し、当協会は、10月11日、「改訂案の内容には問題が多いため、そのままの形での基準化には反対する」旨の意見書をIASBあてに提出した。

[IAS第32号・IAS第39号に関する公聴会で意見を表明]

IAS第32号とIAS第39号の改訂については、各国から多くの意見が寄せられたため、IASBはこれらの改訂に関する公聴会を開催することを決定し、意見を提出したすべての関係者に対し連絡を行った。

公聴会は、平成15年3月10日から14日まで行われ、当協会は、保険関係者が集まる14日午前の部に参加し、これらの改訂については、保険会計と密接な関係があることから次のとおり意見を表明した。

①保険会社へのIAS第39号全般の適用においては、一般への適用と異なり、留意すべき点がある

②保険会社が発行する契約の一部に、IAS第39号を適用しようとする保険プロジェクト・フェーズⅠの仮決定に反対する

③保険契約に含まれる組込デリバティブにアンバンドリングを求める公開草案での提案に反対する

④業績報告プロジェクトとの組合せによる旧JWG草案の部分的実現に反対する

⑤公正価値測定の範囲の実質的な拡大は、旧JWG草案の部分的実現であり、反対する

[IASB、IAS第39号の改訂について公開草案を公表、協会は意見書提出]

IASBは、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」の改訂として「金利リスクのポートフォリオ・ヘッジに対する公正価値ヘッジの適用」に関する公開草案を、平成15年8月21日に発表し、広く意見を募集した。これに対し、当協会は、11月14日に意見書をIASBあてに提出した。

IAS第39号「金融商品」の改訂に関する意見

＜質問1について＞

公正価値ヘッジの会計処理を容易に適用できるよう、金利リスクのポートフォリオ・ヘッジを導入することについて、検討されていることを歓迎する。

しかし、有効性の判定方法、予想される金利改定日が異なった場合の取扱い、減少したヘッジ対象の期間枠が特定できない場合の取扱いの3点については、今回提示された改訂案を支持せず、現在わが国で銀行や生命保険会社に対し認められている下記方法によるべきと考える。

（以下略）

＜質問２について＞
特に意見なし。

［IASBのIAS第39号「金融商品」の改訂に対する意見書を提出］

IASBは、平成16年４月21日、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」について、「公正価値オプション」（金融商品を公正価値で測定して評価差額を損益計算書に計上する会計処理の選択肢）についての限定的な修正案の公開草案を公表した。本修正案は、銀行・証券会社・保険会社の監督当局から表明された、公正価値オプションが不適切に使用されるおそれがあるとの懸念についてのものであり、公正価値オプションの利点を維持しつつ、公正価値オプションを適用できる金融資産または金融負債を限定することが提案された。これに対し、当協会は、７月15日付で意見書をIASBあてに提出した。

IAS第39号「金融商品：認識と測定」の改訂の公開草案に対するコメント

平成16年７月15日
生命保険協会

（総論）

我々は、以前のIAS第32号および第39号「金融商品」の改訂の公開草案に対するコメント（2002年10月提出）で述べたとおり、そもそも公正価値オプションを導入すると財務諸表の比較可能性を損なう惧れがあると考える。

また同時に、公正価値で測定しその変動を損益計算書に反映する対象が拡大することは、「すべての金融商品を公正価値で測定し、公正価値の変動により生じる損益を、発生した期の損益計算書に認識する」という2000年のJWG草案の内容を導入した場合と同じ結果を生み出すことにつながりかねず、単年度の経営成績を適切に表示するという損益計算書の本来の目的に合致しない惧れがあると考える。

従って、我々は、公正価値オプションの導入そのものに反対であるが、本公開草案の提案に対する意見を以下で述べることとする。

質問１

公正価値オプションの使用を制限しようとする改訂の方向性には賛成する。また、公正価値オプションの使用にあたって公正価値の検証可能性を求める改訂の方向性にも賛成する。

しかしながら、「貸付金（loans）及び売掛金（receivables）以外のどのような金融資産であっても、公正価値で測定し公正価値の変動を損益計算書に計上する金融商品としての指定を当初認識時に企業の任意で行なうことを認める」ことは、財務諸表の比較可能性を損ないかねず、また単年度の経営成績を適切に表示するという損益計算書の本来の目的から乖離する惧れがあるため、これに反対する。

改訂案にて提案されている限定条件は不十分であり、制限をより強化することが望ましい。

質問２（意見なし）

質問３

質問１に対するコメントにて述べた通り、本改訂案は、「貸付金及び売掛金以外のどのような金融資産であっても、公正価値で測定し公正価値の変動を損益計算書に計上する金融商品としての指定を当初認識時に企業の任意で行なうことを認める」ものであり、財務諸表の比較可能性を損ないかねず、また単年度の経営成績を適切に表示するという損益計算書の本来の目的から乖離する惧れがある。

少なくとも、改訂案にて提案されている５つの限定条件のうち４番目の条件である「第９項（b）（iv）貸付金及び売掛金の定義に合致しない金融資産」を削除することが望ましい。

質問４

分離を要求されているか否かに関わらず組込デリバティブが含まれている「全ての」金融資産・負債に当該オプションの適用を可能にすることは、その濫用により財務諸表の比較可能性が欠如する懸念が払拭されないため、分離を要求されていない金融資産・負債への適用は認めないなど制限をより強化することが望ましい。

以上

［IASBのIAS第19号「従業員給付」の改訂に対する意見書を提出］

IASBは、平成16年４月29日、年金費用の会計処理にかかわる提案、特に年金の不足および利用可能な剰余の全額を表示する選択肢を企業に与える公開草案を公表した。本提案は、英国基準FRS第17号「退職給付」の規定と同様であり、提案された選択肢が承認されれば、FRS第17号のもとで剰余または不足の全額をすでに表示していてIFRSを採用している企業は、現在の会計方針を継続できることになる。これに対し、当協会は、７月15日付で意見書をIASBあてに提出した。

IAS第19号「従業員給付」の改訂の公開草案に対するコメント

平成16年７月15日
生命保険協会

質問１―保険数理差損益の当初認識

保険数理差損益を、発生時に損益計算書の外で認識収支報告書において計上することに反対する。

今回の提案は損益計算書外での保険数理差損益の認識を求めているが、損益計算書外での認識については「包括利益の報告プロジェクト」にて現在検討中であり、未だ結論を得ていない。このような議論が未成熟なプロジェクトを前提として会計基準を改訂することはデュ

ー・プロセスとして不適当であり、また、短期間に何度も基準を改定することにつながりかねないため、（強制ではなく）オプションであるとはいえ、反対である。

また、現行のIAS第19号においては、保険数理差損益を発生時に全額損益認識することも可能であるため、即時認識したい場合には、このオプションを使用すれば足り、わざわざ損益計算書外で認識するオプションを導入する理由に乏しい。

そもそも、多くの数理計算上の仮定に基づいて算定された予測給付債務は不確実性を伴うため、その変動を直ちに認識しないことを認める現行のIAS第19号は、将来収益予測のための損益情報の有用性の確保という観点から、実務上一定の支持を得ており、現実に多くの国において同様の考え方が採用されている。今回の提案内容は会計基準の国際的な収斂を阻害しかねないリスクをはらんでいると懸念する。

質問２―資産として認識できる余剰額制限の効果の当初認識

質問１に対する回答と同様、資産として認識できる余剰額制限の効果を、損益計算書の外で認識収支報告書において計上することに反対する。

質問３―後の期間における保険数理差損益の認識

リサイクリングの取扱いについては包括利益の報告プロジェクトにおいて検討中であるが、同プロジェクトにおける結論が出ていない段階でIAS第19号におけるリサイクリングの取扱いを規定するのは時期尚早であり、反対する。

また、現行のIAS第19号においては、保険数理差損益を発生時に全額損益認識することも可能であるため、リサイクリングを禁止するのであれば、このオプションを使用すれば事足りる訳であり、敢えて損益計算書外で認識するオプションを導入する理由に乏しい。

そもそも、損益計算書外で認識収支報告書に計上される数値は一過性のものであり、適切な時期にsustainableな損益として認識される必要がある。従って、仮に保険数理差損益を損益計算書外で認識収支報告書に計上する場合は、当該金額を以後の適切な時期に損益認識する（リサイクルする）ことがより適切であると考える。

質問４―留保利益への計上

質問３のリサイクリングの取扱いと同様、包括利益の報告プロジェクトにおける結論が出ていない段階でIAS第19号における留保利益への計上の取扱いを規定するのは時期尚早であり、反対する。

質問５（意見なし）

質問６―開示

提案されている開示項目は過剰であり、費用対効果の観点から見合わないと思われるものが多い。過度に詳細過ぎず、かつ利用者にとって意味のある適切な水準となる開示例を示すことが、財務諸表の比較可能性・透明性の観点から適切である。開示内容の検討にあたっては、各国における現行実務を研究した上で、実務家からのインプットを参考にすべきである。

また、基準本体においては開示の基本的な考え方を示すにとどめるべきである。必要に応じ、適用ガイダンスにおいて補足や最低限の例示を示す方がより有益であり、それ以上の開示については作成者や利用者の判断に委ねることが望ましい。

質問７――層の開示

質問６の開示と同様、提案されている開示項目は過剰であり、ここまで詳細な開示を一律に義務付けることは不適当である。

以上

[IASBのIFRS第３号「企業結合」の改訂に対する意見書を提出]

IASBは、平成16年４月29日、IFRS第３号「企業結合」の限定的な修正のための提案を公表した。本修正案は、相互会社がかかわる企業結合や別々の企業が契約のみで一体となる企業結合の会計処理の問題に対する暫定的な解決策とされた。これに対し、当協会は、７月15日付で意見書をIASBあてに提出した。

IFRS第３号「企業結合」の改訂の公開草案に対するコメント

平成16年７月15日
生命保険協会

質問１

本改訂案には強く反対する。

2002年12月に公表された公開草案第３号（企業結合）において、パーチェス法の適用に関する指針をIASBが発行するまで、複数の相互会社が関わる企業結合の会計処理にはIFRS第３号を適用しない旨の提案がなされていた。

その後のボードでの審議において、複数の相互会社が関わる企業結合の会計処理にパーチェス法を適用するに際しての指針が開発されていないにも拘わらず、相互会社の企業結合にIFRS第３号を適用しようとするこの提案はデュー・プロセスに反するものである。

また、パーチェス法の適用が求められたとしても、保険負債の公正価値評価は現時点では不可能であり、実務対応上の観点からも受け入れられるものではない。

まず最初に行なうべきことは、相互会社同士の合併にパーチェス法を適用することが適当か否かを十分に検討することであり、その結論が得られるまでの期間は旧IAS第22号を適用できるように手当てすることが望ましい。

そもそも、保険相互会社同士の合併においては、パーチェス法を単純に適用することが不適切であるケースが次の通り存在するので、このような視点も含めて十分に検討していただきたい。

・保険相互会社においては、企業の持分保有者は契約者（社員）であるが、包括移転に近いような特殊な場合を除くと相互会社同士の合併においては、保険数理的な観点から、契約者間の公正・衡平性が要請され、両社の契約者（持分保有者）の持分が毀損されない方法が取られる（つまり、持分が継続）

・このような場合には、両社の持分がそれぞれ継続されるので、一方の企業の持分保有者の持分のみを清算したとみなし、それを財務諸表に反映するような会計処理（パーチェス法）は適切ではなくなる（合併時には両社の契約者の持分は変化しない）
・したがって、IFRS 3（のパーチェス法）を（保険）相互会社同士の合併に単純に適用することは適当ではない（パーチェス法を適用することが適切でない事例がありうる）

また、保険相互会社同士の合併における望ましい会計処理について以下の通りコメントするので、検討に際しての参考にしていただきたい。

・パーチェス法が不適当とすると、会計処理としては論理的には持分プーリング法かフレッシュスタート法となるが、保険契約の認識・測定が定まらない状況（そもそも保険契約が公正価値評価できるかも不明）であることを考えると、相互会社同士の合併においては、持分プーリング法を適用することが適当である(注)

(注) 合併時のみ、無理に公正価値評価を行なうことは、合併前後の新･旧契約者間のリスクと利益の共有を適切に反映しない会計処理となる。

質問 2

質問 1 において述べたように、相互会社同士の企業結合の会計処理に関しては、まず相互会社合併にパーチェス法を適用することが適当か否かを十分に検討することが必要であり、その結論が得られるまでの期間は旧IAS第22号を適用できるように手当てすることが望ましい。

以上

[IASBのIAS第39号「金融商品：認識及び測定」およびIFRS第 4 号「保険契約」の限定的な修正に係わる公開草案に対する意見書を提出]

IASBは、平成16年 7 月 8 日、IAS第39号に対する限定的な修正を提案する①経過措置ならびに金融資産および金融負債の当初認識、②グループ内予定取引のキャッシュ・フロー・ヘッジ会計、③金融保証契約および信用保険、の三つの公開草案を公表した。

これに対し、当協会は、10月 8 日付で意見書を、また、11月 2 日付でGDVとの共同意見書をIASBあてに提出した。

IAS第39号「金融商品：認識及び測定」及びIFRS第 4 号「保険契約」の限定的な修正に係わる公開草案（金融保証契約および信用保険）に対する意見（抄）

（総論）

IASBは類似の金融商品は同じ方法で会計処理されるべきとしている。しかし、信用保険は保険リスクを有する保険商品であるが、金融保証契約は単純な信用取引であり、両者の性質は大きく異なる。従って、これを同じIAS39の下で会計処理するのは不適切である。

IASBは、IFRS 4 の開発においては、保険会社に無用な事務・システムの変更及びそれに伴う費用を強いることのないよう、全体的なテーマはフェーズIIで見直しの対象とし、暫定的な変更を制限することを約していた。現在既にフェーズIIの審議が始まっている。従って、信用

保険の会計処理は現時点において変更されるべきではなく、引き続き保険商品と同じ方法で会計処理されるべきである。
〔個別論点〕
（以下略）

［IASBの公開草案第７号「金融商品：開示」に対する意見書を提出］

IASBは、平成16年７月22日、財務諸表における金融商品に関する開示を改善するための提案を公表した。

本提案は、利用者が①企業の財政状態および業績に対する金融商品の重要性、②企業が当期中および貸借対照表日現在でさらされていた金融商品から生じるリスクの性質と範囲、および③企業の自己資本、を評価できるような開示を財務諸表において提供することを企業に要求しており、IAS第30号「銀行および類似する金融機関の財務諸表における開示」および IAS第32号「金融商品：開示及び表示」の開示規定に置き換わるものであるとしている。

これに対し、当協会は、10月22日、「提案されている感応度分析の開示に反対することおよび提案されている資本の開示の適否は、資本の充分性や財務健全性の検証を主な任務とする規制当局者が判断すべきものであり、財務諸表の一部としての開示を強制するにあたっては、慎重な取扱いが求められるべきである」等を内容とする意見書をIASBあてに提出した。

［IASBの「金融保証契約及び信用保険」に係る公開草案に対する共同意見書の提出］

IASBの「金融保証契約及び信用保険」に係るIAS第39号「金融商品：認識及び測定」及びIFRS第４号「保険契約」の限定的な修正に係る公開草案について、当協会は、平成16年11月２日、GDVとの共同意見書をIASBあてに提出した。

IAS第39号及びIFRS第４号「金融保証契約及び信用保険」の修正に係る公開草案について

トゥイーディ議長殿

本書簡は、ドイツ保険協会（GDV）、（日本）生命保険協会（LIAJ）を代表して提出するものである。LIAJは日本のすべての生命保険会社から構成される業界組織であり、その目的は日本の生命保険業の発展と信頼の促進である。GDVは447の加盟会社から成り、引受保険料ベースでドイツ保険市場の97%を占める。

我々は、IAS39及びIFRS４「金融保証契約及び信用保険」に係わる改訂提案の公開草案に対して、コメントの機会を与えて頂き感謝する。我々は、IFRS４「保険契約」の定義を満たす全ての契約は、IFRS４の適用範囲で取扱われるべきと考える。これは、例えば、その他全ての保険契約と同様の特性を含む（すなわち、IFRS４の保険契約の定義を満たす）信用保険契

約は、IFRS 4 の範囲に残すべきである、ということである。しかし、ローン・コミットメントのような金融保証は、IAS39で会計処理されるべきである。

総論

信用保険契約及び金融保証は、2つの異なる問題であるということを理解することが重要である。金融保証は「金融商品」である一方、信用保険契約はIFRS 4 の保険契約の定義を満たす「保険契約」である。信用保険契約がIAS39の適用範囲となることは不整合である。その理由は、IFRS 4 の保険契約の要件を満たしているからである。公開草案では、「IFRS 4 の保険契約の定義を満たす契約であっても、当要件（IAS39）が適用される」（IN 3 ）とされている。このようなアプローチは、システマティックではない。（以下略）

（日本）生命保険協会（LIAJ）
ドイツ保険協会（GDV）

［IASBの公開草案第 7 号「金融商品：開示」に対する共同意見書を提出］

平成16年 7 月にIASBより公表された公開草案第 7 号「金融商品：開示」については、当協会は、10月22日に意見書を提出しているが、感応度分析や流動性リスクに係る開示内容については、複雑なシミュレーション計算等の実務上の負荷が非常に大きくなることから、再度、平成17年 4 月11日付でACLIほか 4 協会連名による共同意見書をIASBあてに提出した。

［IASBのIFRS第 3 号「企業結合」およびIAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」の公開草案に対する意見書を提出］

平成17年 6 月30日、IASBは、IFRS第 3 号「企業結合」および IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」の公開草案を公表した。これに対し、当協会は、同年10月28日、「企業結合に関する統一的な会計基準策定に向けた方向性については理解できるものの、相互会社の合併における取得法適用には反対である。相互会社の経済特性や制度趣旨をより充分に考慮した上で再検討をお願いしたい」等を内容とする意見書および「非金融負債に関する普遍的な会計基準の策定という観点から、本改訂における取組み自体には賛同する。しかし、今回の改訂案は一般の負債概念を検討するものとなり、その影響は非常に大きいと考える」等を内容とする意見書をIASBあてに提出した。

［ディスカッション・ペーパー「財務会計の測定基礎ー当初認識時の測定」に対する意見書を提出］

平成17年11月17日付にてIASBより公表された「財務会計の測定基礎—当初認識時の測定」に係るディスカッション・ペーパーに対して、当協会は、平成18年 5 月19日、資産および負債の測定基礎の妥当性、資産・負債の取得時点での損益認識等を内容とする意見書をIASBあてに提

出した。

このディスカッション・ペーパーでは、財務会計の測定基礎における公正価値の目的適合性、財務諸表利用者における企業の将来キャッシュ・フロー獲得能力を評価するための情報、当初認識時の測定の取扱い等について述べられている。

[IAS第１号「財務諸表の表示」の改訂公開草案に対する意見書を提出]

平成18年３月16日付にてIASBより公表されたIAS第１号「財務諸表の表示」の改訂公開草案に対して、当協会は、７月14日、「認識収益費用の構成要素の再分類（リサイクリング）は、正しい利益情報の把握に不可欠である」との考えを表明するとともに、財務諸表の名称については、「勘定科目の名称と異なり、会計に関する知識や情報に必ずしも精通していない一般公衆の目にも広くふれるものであり、一般公衆には理解しにくいと考えられることから、その改訂については反対である」旨の意見書をIASBあてに提出した。

本公開草案は、認識収益費用の導入、財務諸表の名称について提案しているが、IASBは、名称の変更を強制することは提案していない。

主な財務諸表の名称は以下のとおりである。

①財政状態計算書（statement of financial position）（従来の「貸借対照表（balance sheet）」）

②認識収益費用計算書（statement of recognized income and expense）

③持分変動計算書（statement of changes in equity）

④キャッシュ・フロー計算書（statement of cash flows）（従来の「キャッシュ・フロー計算書（cash flow statement）」）

[「公正価値測定のディスカッション・ペーパー」に対する意見書を提出]

IASBは、平成18年11月30日、「公正価値測定のディスカッション・ペーパー」を公表した。これに対し、当協会は、平成19年５月２日、「測定の問題は、IASBにおける検討プロジェクトのなかでも核になる部分であり、今後開発される会計基準の方向性にも大きな影響を与えるものと考えるため、各方面からのコメントを考慮に入れ、充分な議論を要望する」等を内容とする意見書をIASBあてに提出した。

また、意見書では、公正価値の概念を保険契約に適用するかどうかという問題とは切り離して、概要以下の意見を述べている。

○「公正価値」とは、様々な測定基礎を包含する総称的な用語であり、かつ、国毎によっても適切に使用されるかどうかは異なるかもしれないため、統一的な基準を一義的に決定することについては、充分な検討が必要である。明確な単一のガイダンスにより、公正価値測定の際の煩雑さが軽減し、首尾一貫性が向上することを目的として、IASBが本ディスカッション・ペーパーを発出したことについて理解を示すものである。しかしながら、このペーパーの基礎であるSFAS157は、USGAAPの枠組みの中で作成されたものである。USGAAPでは、

「公正価値」という用語の使用はそれほど広範ではないことを考慮すると、IFRSの枠組み内におけるガイダンス案の適用範囲については、慎重な検討が必要であり、ここに記述されている方法論が現在IFRSで公正価値が使用されているすべての状況において適切であるとは考えていない。

○活発な二次市場が存在しない場合に「公正価値」の名の下で受け入れられている測定手法が他にもあることを考慮すると、公正価値を全ての状況において現在出口価値として定義することは必ずしも適切ではないと考える。市場が流動的で、かつ需給が安定しており、価格に弾力性がある環境においては、出口価値が適切な測定属性となりうるが、金融資産を除き実務上そのようなケースは稀である。保険契約を含む多くの場合、市場が流動的でなく、市場すら存在しない場合もあるため、そうしたケースについて充分留意する必要がある。

○当初認識時の出口価値の測定値が取引価格と異なる場合に、出口価値を公正価値とするという選択肢を検討する場合には、収益認識に対する影響について充分な考慮を行う必要がある。ディスカッション・ペーパーでは、入口価格と出口価格に差がある場合にその差額を当初認識時に一時認識することが前提とされているが、実際には資産・負債を移転することができない状況で、なぜ当初認識時がそうした差額を認識する時点として最適なのかは明確にされていない。公正価値の測定手法の検討においては、将来にわたってサービスを提供する契約における取扱いとの関係も含め、収益認識に対する影響について充分な考慮を行う必要がある。

○保険契約のように二次市場が存在せず、また、将来の不確実な事象を扱う契約については、仮想的な市場における仮想的な取引を基礎とする市場参加者の見解を、全ての場合に適用することは、必ずしも適切ではないと考える。観察可能な市場がないケースにおいては、仮想的な市場における平均値を使用するよりも、その企業自身が義務を履行していくうえでの戦略や経営手法を反映した作成者の見積りを使用するほうが有用な情報を生み出す場合がある。負債の公正価値を算定するための将来キャッシュフローの割引率についても、リスク・フリーレートを使用する方向で考えているようであるが、その場合、一般の国債利回りではなく、そのキャッシュ・フローの時期・通貨・流動性といった負債特性を反映した率を設定すべきである。

○信用リスクなど、不履行リスクは、負債の公正価値を測定する時に考慮すべきではないと考える。自己の信用度が悪化した場合に利得を生じ、自己の信用度が改善した場合に損失を生じるような財務諸表はミスリーディングであり有用ではない。また、自身の債務不履行を負債の測定で考慮することは、IASBの概念フレームワーク23項のゴーイング・コンサーンの前提に反する。

4. 海外からの調査団等の受入れ

国際化の進展にともない、当協会は、わが国の生命保険市場に関する研修等を目的とする海外からの調査団・視察団等を受け入れている。

平成10（1998）年以降の主な受入れ状況は、以下のとおりである。

海外からの調査団・視察団等の主な受入れ状況

訪日年月日	団体等の名称	訪日人員	目　　的
平成14年８月２日	米国会計検査院	3名	公共政策問題（年金制度の特徴を含む）の調査分析
15年11月17～18日	台湾財政部保険局職員研修	4	保険契約者保護と保険会社の破綻処理
15年12月３日	韓国バンカシュランス調査団	8	日本のバンカシュランスの現状に関する調査
16年３月８日	フランス保険協会	3	国際会計基準問題および簡保・共済問題等の意見・情報交換
17年10月３～７日	フランスのCHEAからの研修団	20	日本の生命保険市場に関する研修
18年８月24日	韓国研修団	11	保険詐欺防止策、監督規制等の情報交換
19年２月１日	ベトナム共和国からの財務大臣等	7	表敬訪問
19年９月27日	中国国務院発展研究センター金融研究所訪日団	5	国際的な保険業の発展動向および保険市場の開放モデルの比較研究
20年７月８日	ブラジルからのアジア訪問団	10	ブラジルにおける再保険市場改革のPRおよびアジア諸国の市場調査

5. 国際会議への参加

1. 国際保険学会（IIS）年次セミナー

国際保険学会(注)は、世界中の保険関係者が一堂に会し、保険事業の経営上の問題や経済的保障に関連する問題について情報・意見交換を行う場を提供することを目的として毎年１回、セミナーを開催している。

(注) 国際保険学会は、昭和61年にその名称を、従来の国際保険経営セミナー（International Insurance Seminars, Inc.）から国際保険学会（International Insurance Society, Inc.）に改称した。

平成10（1998）年以降の開催状況は、以下のとおりである。

国際保険学会年次セミナー開催状況

年	開催期間	開催地	総参加者数	日本からの参加者数
平成10年	７月12日－15日	シドニー	383名	不明
11年	７月11日－14日	ベルリン	660	20名
12年	７月９日－12日	バンクーバー	520	31
13年	７月８日－11日	ウィーン	542	27
14年	７月14日－17日	シンガポール	468	37
15年	７月13日－16日	ニューヨーク	488	25
16年	７月11日－14日	ロンドン	460	19
17年	７月10日－13日	香港	432	29
18年	７月16日－19日	シカゴ	428	15
19年	７月８日－11日	ベルリン	485	23
20年	７月13日－16日	台北	506	21

加えて、IISの開催と同時に、保険の殿堂（IHF：The Insurance Hall of Fame）授賞式が慣例として行われている。これは、一国あるいは複数の国で社会に役立つ保険組織の能力向上に影響を及ぼした個人を表彰するもので、昭和32年に創設されたものである。

わが国の生命保険業界からのこれまでの受賞者は、以下のとおりである。

昭和 45年　矢野　恒太氏（第一生命）
　　51年　弘世　　現氏（日本生命）
　　53年　阿部　泰蔵氏（明治生命）
　　58年　門野幾之進氏（千代田生命）
平成 9年　川井　三郎氏（協栄生命）
　　13年　伊藤　助成氏（日本生命）

2. 太平洋保険会議（PIC）

太平洋地域において、事業を運営する生命保険および健康（医療）保険会社の役員等が一堂に会し、国際友好の精神に則り、経営ならびに市場戦略について自由に意見、情報等の交換を行うこと、特に太平洋沿岸諸国の生命保険および健康（医療）保険事業の効用を高めること、ならびにこれら事業の社会的、経済的条件を改善することを目的とする太平洋保険会議（PIC：Pacific Insurance Conference）は、太平洋沿岸13の代表理事国で構成され、昭和38（1963）年の第1回ハワイ・ホノルル会議以降、隔年に構成国の都市で開催されている。

平成10年以降の開催状況は、以下のとおりである。

太平洋保険会議開催状況

回	開催年	開催期間	開催地	日本からの参加者数
第19回	平成11年	8月15日－19日	シンガポール	23名
第20回	13年	米テロ事件にともない中止	—	—
第21回	15年	10月12日－15日	香港	約10
第22回	17年	10月23日－26日	台湾	約20
第23回	19年	10月28日－31日	マレーシア	15

3. 東アジア保険会議（EAIC）

東アジア保険会議（EAIC：East Asian Insurance Congress）は、会員間においてあらゆる種類の保険に関する意見および情報を交換し、会員相互の理解と友好関係を深めるとともに、東アジアの経済状況に適合する保険の理論と実務について論議することを目的としている。昭和37（1962）年、日本が提唱し、その第1回会議が東京で開催されて以降、隔年に東アジアの都市で開催されている。

平成10年以降の開催状況は、以下のとおりである。

東アジア保険会議開催状況

回	開催年	開催期間	開催地	日本からの参加者数
第19回	平成10年	9月20日－25日	マカオ	56名
第20回	12年	10月15日－20日	マニラ	約70
第21回	14年	10月20日－25日	東京	462
第22回	16年	11月20日－25日	バンコク	約70
第23回	18年	7月30日－8月2日	バンダルスリブガワン	約100
第24回	20年	11月24日－27日	香港	約70

第21回会議は、東京国際フォーラムをメイン会場として開催された。

日本における開催は、昭和37年の第1回会議と昭和57年の第11回会議に続いて20年ぶり3度目であり、「金融サービス変革期における保険業界の挑戦と可能性」を大会テーマとして、東アジアを中心に欧米を含めた世界約30か国から、1,000名を超える保険業界関係者が出席した。

大会テーマ等は以下のとおりであり、会期中平成14年10月24日に開催された総会において、プレジデントに吉野泰生住友生命会長が選任されるとともに、「EAIC2002東京宣言」が確認され、翌25日に会期を終了した。

大会テーマ等

21st EAIC Conference Tokyo Conference Theme（大会テーマ）

Challenges and Opportunities for Insurance in the Changing World of Financial Services／金融サービス変革期における保険業界の挑戦と可能性

21st EAIC Conference Tokyo Plenary Session Topics（全体会議（2回）トピックス）

1. Managing Transitions in a Deregulated and Globalized Insurance Market／保険市場の自由化・国際化への対応
2. Enhancing Financial Stability and Solvency through Risk Management and Corporate Governance／リスクマネジメント、コーポレートガバナンスの視点からの財務基盤の安定化およびソルベンシーの強化

21st EAIC Conference Tokyo Life Session Topics（生保分科会（2回）トピックス）

1. Changes in Consumer Needs and Product Development in an Uncertain Investment Environment／顧客ニーズの変化および不透明な投資環境下での商品開発
2. Challenges Posed by New Alternative Distribution Channels／新たな販売チャネル出現による保険会社の挑戦

21st EAIC Conference Tokyo Non-Life Session Topics（損保分科会（3回）トピックス）

1. Natural & Man-made Catastrophes and their Effects on Underwriting Capacity／巨大な自然災害もしくは人為的災害と引受キャパシティへの影響
2. Impact of the IT Revolution on Insurance Services／保険サービスにおけるIT革命の影響
3. New Opportunities in the Chinese Markets after their Admission into the WTO／WTO加盟後の中国市場の新たなる可能性

EAIC2002東京宣言

東アジア保険会議は、保険分野における国際協力の促進と発展を図ることを目的に、1962年に発足した東アジア地域における生損保合同の最大の会議であり、その大会は隔年で開催しているが、21世紀の最初の会議が10月20日～25日の日程で東京で開催された。

今般、第21回大会を「金融サービス変革期における保険業界の挑戦と可能性」をテーマに東京で開催し、財務基盤の安定とソルベンシー・マージンの強化を図りつつ保険市場の規制緩和やグローバル化にいかに対応するかに重点をおいて広範囲な議題について討議を行った。

1) 保険産業は、経済にとって非常に重要な役割を果たしていること、
2) 保険の健全な成長は、円滑な経済活動および社会にとって極めて重要であること、
3) 保険業界は、それぞれの国、地域および世界的規模での急激な変化に前向きに対応する力を持つこと、

我々東アジアの保険業界は、上記の点を認識し、第21回総会において下記のことを確認した。

1) 多様化・高度化する消費者ニーズに前向きに対応すること、
2) 事業の効率化や保険引受能力・資産運用スキルの向上によって健全性・収益性を強化するために最善をつくすこと、
3) 契約者の長期の社会経済的利益に役立つような適正なコーポレートガバナンス、リスクマネジメントおよび企業の経営コントロールを採用し実行する。

また、第23回会議（平成18年）の最終日に開催されたEAIC理事会において、平成19年以降、毎年10月18日（第１回EAIC会議の開催日）を「東アジア保険の日」として、EAIC全体の目的に沿って、各都市の市場にふさわしい自由な形で取組みを行うことが決定された。これを受け、当協会は、平成19年以降、毎年10月に「東アジア保険の日」に関するメッセージやEAICの歴史等についてホームページに掲載することとした。

4. アジア太平洋リスク保険学会（APRIA）

アジア太平洋リスク保険学会（APRIA：Asia-Pacific Risk and Insurance Association）は、社会の究極の利益のため、地域を通じてリスク管理や保険および関連分野における大学教授、実務家、監督官の間での議論、共同研究、教育、知識の分かち合いのためのフォーラムを提供することを目的に、平成９（1997）年に設立され、毎年会議を開催している。事務局所在地は、シンガポールである。

平成18年７月30日から８月２日まで、第10回会議の東京大会が明治大学において開催された。参加者は、わが国を含む25か国から252名であった。大会の主なプログラムとして、金融庁参事官による基調講演や金融庁保険課長のプレゼンテーションの他、「保険監督者国際機構（IAIS）の最近の動向について」と題してIAIS事務局長からプレゼンテーションが行われた。

5. 第14回東アジア・アクチュアリー会議（EAAC）

第14回東アジア・アクチュアリー会議（EAAC：East Asian Actuarial Conference）は、平成19（2007）年10月９日から12日まで、東京で開催された。

EAACは、東アジア諸国のアクチュアリーの相互研鑽、交流を目的に、東アジア各国のアクチュアリー会が参加する会議として、昭和56年以来、加盟国の持回りで隔年に開催されている。日本での開催は、平成７年10月の第８回大会に続くものである。

今回は、「アジアのアクチュアリー～新時代の開拓」を大会テーマとして約600名が参加した。

なお、加盟国・地域は、日本、インドネシア、シンガポール、韓国、台湾、インド、フィリピン、マレーシア、タイ、香港の計10か国・地域である。

6. 日米国際金融シンポジウム

日米国際金融シンポジウムは、日米両国の金融関係者が、共通の関心事項についてハイレベルで率直かつ建設的な意見交換を行い、金融問題における両国の相互理解と協力の促進を図ることを目的として、平成10（1998）年に開始され、その後日米で交互に開催されている。

米国側の主催団体は、ハーバード大学国際金融システム講座、日本側の主催団体は、国際文化会館である。

当協会は、平成19年の第10回会合以降参加している。

6. 海外機関への意見提出

1. 金融活動作業部会「40の勧告」見直しに係るコンサルテーションペーパーに対する意見書を提出

平成元（1989）年７月のアルシュ・サミットの合意により設立された資金洗浄に関する金融活動作業部会（FATF：Financial Action Task Force on Money Laundering）より、平成２年４月にマネー・ローンダリング対策の国際基準ともいうべき「40の勧告」の提言が行われた。

「40の勧告」では、麻薬新条約の早期批准やマネーローンダリングを取り締まる国内法の整備、顧客の本人確認および疑わしい取引報告の金融機関への義務づけ等が提言されている。

その後、平成14年５月30日、「『40の勧告』の見直しに係わるコンサルテーションペーパー」が公表された。これを受け、当協会は、８月30日、商取引形態等に則した実効性ある措置を求める観点から、意見書をFATFあてに提出した。その概要は、以下のとおりである。

1. 本人確認手続きを受託できる第三者

委託者と同等レベルの本人確認義務を受託者が負う委託契約が存在し、委託者が受託者の義務の履行に係わる責任を負う限りは、オプション１で示されるような金融機関（40の勧告の対象となる金融機関）に限定されるべきではない。

2. 既存顧客の取扱い

わが国では、死亡時の保障を目的とした商品の販売が主流であり、モラルリスク契約等の混入を回避するため、販売時の顧客との面談、住所確認等の実施を原則としており、ルール等の策定を行わずとも現行法が要求する本人確認に準じた取扱いを行っている。従って、一律に本人確認を義務付ける必要性は低く、削除若しくは上記のようなケースも認められるよう改めるべき。

また、大口取引やテロ・マネロン資金の疑念が存在する場合には、改めて顧客確認を行うことで捕捉可能であり、コスト上大変な負荷を伴う規制を行う合理的必要性は乏しい。

3. 顧客の本人確認を行うタイミング

全ての取引開始前に確認を行うことは、現実的に困難であり、円滑な経済活動を阻害するものである。(取引開始前に確認する) オプション1は削除するか、各金融取引の特性に応じて確認のタイミングを柔軟に認めるよう付記すべき。

4. 多額の現金取引に関する取扱い

一定の合理的水準の範囲内かつ各国通貨単位で認められるべき。

2.「経済協力開発機構(OECD)コーポレート・ガバナンス原則見直し案」に対する意見書を提出

OECDでは、平成11 (1999) 年にコーポレート・ガバナンス原則が定められているが、平成14年5月のOECD閣僚理事会において、その見直しを行うことが決定された。平成16年1月12日、同原則の見直し案が公表され、広く意見の募集が行われた。これを受け、当協会は、2月5日、以下のとおり意見書をOECDあてに提出した。

「OECDコーポレート・ガバナンス原則見直し案」に対する意見

1. 総論

・ 国際化の進展により、企業のコーポレート・ガバナンスに対して、国境を越えた信用、理解が求められている。また、優れたコーポレート・ガバナンスの仕組みは、企業が資本を効率的に活用することに資するものである。そのため、各国の社会経済的環境に照らし、コーポレート・ガバナンスに関する問題を分析し、適宜不断の見直しを行うことは重要であると考える。今般のコーポレート・ガバナンス原則見直し案の作成における、関係各位のご努力に敬意を表したい。

・ 前文で指摘されているとおり、優れたコーポレート・ガバナンスのモデルは1つではないことに格別の留意を払うことは重要と考える。多様性を尊重することこそが、企業における創造性の発展を促進し、企業の長期的な成功を通じた国民経済の発展に資する中核的な価値となるからである。この観点から、コーポレート・ガバナンス原則が、優れたコーポレート・ガバナンスの根底にあるいくつかの共通要素にもとづき、かつ既存の様々なモデルを受け入れるよう策定されるべきであるとする前文の考え方に賛同する。ついては、原則の見直しに当たっては、各国における歴史的経緯、文化等を尊重したうえ、その社会経済的環境に迅速かつ柔軟に対応することが可能となるよう、ミニマムでかつ望ましいコーポレート・ガバナンスに資するものとしていただきたい。

2. 各論
（以下略）

3. ジョイント・フォーラム「金融部門に対するアウトソーシング・ガイダンス」に対する意見書を提出

平成16（2004）年8月2日、ジョイント・フォーラム（注1）より「金融部門に対するアウトソーシング・ガイダンス」（注2）が公表された。これを受け、当協会は、同ガイダンスが、今後、IAISの定める監督基準や金融庁の定める事務ガイドラインにも影響を与える可能性があることから、金融庁のガイドラインを超える規定、実務上対応が困難と考えられる規定・内容について、9月21日、以下のとおり意見書を提出した。

「金融部門に対するアウトソーシング・ガイダンス」に対する意見

1. 総論
当ガイダンスの策定を受けて、今後、BCBS・IOSCO・IAISや各国の監督当局において、さらに具体的な監督基準・案件毎の問題点等が検討されていくこととなる。
その際に、今回のジョイント・フォーラムでの議論がより有効に活用できるように、特に「8. 原則策定の際の考慮点」に関連するものを含め、当ガイドラインを策定するまでに交わされた議論や表明された意見等をより詳細に公表いただきたい。
また、議論を進めるうえでは、それぞれの事情に応じた検討がなされるべきであり、当ガイダンスにより求められる原則を一部除外あるいは軽減することが適当であるとの結論が導かれることも容認されるものであると考える。
2. 各論（Guiding Principles）
（以下略）

（注1）銀行、証券、保険分野に共通する問題を検討するため、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）、証券監督者国際機構（IOSCO）、保険監督者国際機構（IAIS）の三者により、平成8年に設置されたもの。関連の監督問題に関する情報交換・報告書の作成等を行っている。

（注2）金融部門におけるアウトソーシングの増加とこうした増加にともなう傾向について調査した報告書。アウトソーシング業務が金融部門の企業に提起する潜在的なリスクについても記され、規制対象企業がアウトソーシング業務を考慮に入れるうえでの一助とするためのいくつかの広範な原則も含まれている。

第11章　資産運用等をめぐる対応

1. 資産の推移

生命保険会社の総資産はバブル経済の崩壊後も順調に推移していたが、平成11（1999）年度から平成14年度までは低下傾向であった。その後は、景気とともに回復し、平成17年度には初の200兆円台に乗せている。

また、資産運用収益は、平成11年度に10兆1,514億円であったが、それ以降は平成17年度を除いて５兆円台から６兆円台で推移している。

資産の内訳を見ると、有価証券は昭和50年度以降上昇傾向を示し、昭和61年度に構成比で４割台に乗せて以来、貸付金に替わって構成比で首位となっている。ちなみに、平成10年度の有価証券は、株式（構成比14.9%）、国債（同14.1%）および外国証券（同11.5%）を中心に総額100兆1,394億円で、総資産の52.2%を占めていた。その後は、国債および外国証券が年々大幅に増加したことにより、平成19年度には総額155兆3,003億円と総資産の72.6%を占めるまでに至っている。

他方、一般貸付を主とする貸付金は減少傾向を示しており、平成10年度には59兆1,258億円、構成比30.8%であったものが、平成19年度には34兆1,797億円と大幅に減少し、構成比でも16.0%に低下している。また、不動産等の有形固定資産は緩やかな低下傾向を示し、平成10年度には９兆7,187億円、構成比5.1%であったものが、平成19年度には６兆5,162億円、構成比3.0%となっている。

総資産と資産運用収益　（単位：億円、%）

	総資産	対前年比	資産運用収益	対前年比
平成10年度	1,917,684	100.9	84,686	88.3
11年度	1,900,328	99.1	101,514	119.9
12年度	1,917,305	100.9	58,731	57.9
13年度	1,843,709	96.2	57,363	97.7
14年度	1,798,310	97.5	56,440	98.4
15年度	1,843,299	102.5	62,925	111.5
16年度	1,915,230	103.9	54,419	86.5
17年度	2,098,791	109.6	81,858	150.4
18年度	2,202,170	104.9	66,645	81.4
19年度	2,138,992	97.1	58,615	88.0

資産の内訳および推移

（単位：億円、%）

	現金および預貯金	構成比	コールローン	構成比	買入金銭債権	構成比	金銭の信託	構成比	有価証券	構成比
平成10年度	78,732	4.1	49,741	2.6	18,362	1.0	25,551	1.3	1,001,394	52.2
11年度	72,082	3.8	44,632	2.3	12,556	0.7	28,700	1.5	1,049,934	55.3
12年度	45,485	2.4	57,088	3.0	36,636	1.9	35,862	1.9	1,104,147	57.6
13年度	28,827	1.6	34,204	1.9	28,860	1.6	35,875	1.9	1,110,206	60.2
14年度	25,285	1.4	28,594	1.6	27,503	1.5	33,622	1.9	1,104,941	61.4
15年度	21,280	1.2	27,981	1.5	28,490	1.5	25,341	1.4	1,204,576	65.3
16年度	21,210	1.1	22,140	1.2	34,758	1.8	19,637	1.0	1,318,347	68.8
17年度	32,793	1.6	22,052	1.1	35,642	1.7	26,684	1.3	1,508,159	71.9
18年度	29,898	1.4	26,667	1.2	40,692	1.8	26,560	1.2	1,621,972	73.7
19年度	26,671	1.2	20,929	1.0	45,013	2.1	27,751	1.3	1,553,003	72.6

	有価証券									
	国債	構成比	地方債	構成比	社債	構成比	株式	構成比	外国証券	構成比
平成10年度	270,194	14.1	61,637	3.2	141,737	7.4	285,426	14.9	221,074	11.5
11年度	297,671	15.7	69,976	3.7	153,296	8.1	284,348	15.0	220,326	11.6
12年度	317,793	16.6	75,049	3.9	178,199	9.3	294,673	15.4	219,101	11.4
13年度	328,324	17.8	71,772	3.9	179,263	9.7	247,073	13.4	264,195	14.3
14年度	348,090	19.4	73,330	4.1	192,175	10.7	172,285	9.6	289,655	16.1
15年度	355,244	19.3	63,189	3.4	188,770	10.2	213,622	11.6	337,897	18.3
16年度	419,317	21.9	58,705	3.1	182,753	9.5	220,702	11.5	365,343	19.1
17年度	447,834	21.3	55,672	2.7	183,352	8.7	309,312	14.7	393,962	18.8
18年度	487,337	22.1	55,658	2.5	191,468	8.7	323,678	14.7	414,355	18.8
19年度	497,277	23.2	54,147	2.5	194,620	9.1	239,218	11.2	415,859	19.4

	貸付金	構成比	一般貸付	構成比	保険約款貸付	構成比	有形固定資産	構成比
平成10年度	591,258	30.8	543,229	28.3	48,028	2.5	97,187	5.1
11年度	547,613	28.8	499,131	26.3	48,482	2.6	91,503	4.8
12年度	499,973	26.1	451,525	23.6	48,447	2.5	81,589	4.3
13年度	470,561	25.5	423,646	23.0	46,915	2.5	79,748	4.3
14年度	444,682	24.7	399,083	22.2	45,598	2.5	75,939	4.2
15年度	417,201	22.6	373,640	20.3	43,560	2.4	75,989	4.1
16年度	383,573	20.0	341,888	17.9	41,684	2.2	73,327	3.8
17年度	367,284	17.5	327,009	15.6	40,274	1.9	68,340	3.3
18年度	350,772	15.9	311,794	14.2	38,978	1.8	65,971	3.0
19年度	341,797	16.0	303,918	14.2	37,879	1.8	65,162	3.0

（注）上記の表には平成19年度より民間保険会社となったかんぽ生命分は含まない。

2. 株式価値向上に向けた取り組み等

1. 株式市場

当協会は、昭和49（1974）年以降、株主・投資家の立場から、「株式価値向上に向けた取り組み」等を継続的に実施してきている。

この取組みは、企業が株主重視の経営を実践するに際しては、持続的な利益成長（ROE向上

等）と適正な株主還元（配当性向等）を通じて株式価値の向上を図るとともに、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組むことが重要である、また、企業のさらなる変革を促して株式市場の活性化につなげたい、といった観点から、調査（アンケート調査を含む）を実施し、要望等をとりまとめて発表しているものである。

平成10年度以降の調査発表の時期および要望内容等は、以下のとおりである。

発表時期	報告書名	発表・要望内容等
平成10年12月	株式価値向上に向けた取り組み状況等について	ROE目標値の設定と公表、ROE向上に向けた自己株式消却、持合い解消への自己株式消却の利用、自己株式消却の促進に向けた制度改正、正確性・速報性の向上、IRの強化、株主の視点をより重視した経営体制の構築（社外取締役の導入、ストックオプション制度の有効活用、上場規則等へコーポレート・ガバナンスの視点の取り入れ）
11年12月	株式価値向上に向けた取り組み状況等について	ROE目標値の設定と公表、ROE改善に向けた自己株式消却の積極利用、自己株式消却の促進に向けた制度改正、社外取締役の導入、執行役員制度の導入、各種委員会の設置、ストックオプションの導入、株主総会開催日の分散と招集通知の早期発送、IRの体制強化と株主・投資家の対話のあるIR活動の充実、決算短信記載項目・会計基準変更項目等の迅速かつ正確なディスクローズ、決算発表の早期化・平準化
12年12月	株式価値向上に向けた取り組み状況等について	ROE目標値の設定と公表、ROE改善に向けた自己株式消却の積極利用、自己株式消却の促進に向けた制度改正、社外取締役の導入、執行役員制度の導入、各種委員会の設置、ストックオプションの導入、株主総会開催日の分散、IRの体制強化と株主・投資家の対話のあるIR活動の充実、決算短信記載項目・会計基準変更項目等の迅速かつ正確なディスクローズ、決算発表の早期化・平準化
13年12月	株式価値向上に向けた取り組み状況等について	ROE目標値の設定と公表、ROE改善に向けた自己株式消却の積極利用、自己株式消却の促進に向けた制度改正、社外取締役の導入、執行役員制度の導入、各種委員会の設置、ストックオプションの導入、株主総会開催日の分散、IR専門部署の設置等によるIRの体制強化、開示項目・内容の充実、迅速なディスクロージャー
14年12月	株式価値向上に向けた、企業の取り組み状況等について	ROE目標値の設定と公表、ROE改善に向けた金庫株制度の活用・自己株式消却の実施、自己株式消却定着に向けた制度改正、社外取締役の導入、執行役員制度の導入、各種委員会の設置、ストックオプションの導入、株主総会開催日の分散、IR専門部署の設置等によるIRの体制強化、開示項目・内容の充実、迅速なディスクロージャー、インターネットの活用

15年12月	株主への利益還元状況等について	配当還元の向上・配当性向の向上、業績に応じた配当還元の実施、配当政策に関する具体的な数値基準の設定および公表、自己株式取得および消却の推進、独立性を意識した社外取締役の登用、株主総会開催日の分散
16年12月	株主への利益還元状況等について	配当性向の向上、業績連動型配当への転換、連結業績に対応した配当支払い、配当政策に関する具体的な数値基準の設定および公表、自己株式取得および消却の推進、委員会設置会社、社会的責任経営への取り組み
17年12月	株式価値向上に向けた取り組みについて	株主への利益還元に関する具体的な目標値の設定および公表、配当性向の向上、業績連動型配当への転換と連結業績にもとづいた配当還元の実施、自己株式取得および消却の推進、敵対的買収への対応にあたっては株式価値の向上を最優先、社外取締役制度の導入状況、企業の社会的責任と危機管理への取り組み
18年12月	株式価値向上に向けた取り組みについて	株主への利益還元に関する具体的な目標値の設定および公表、配当性向の向上、業績連動型配当への転換と連結業績にもとづいた配当方針の明示と実施、自己株式の取得および消却の推進、敵対的買収防衛策の導入および運営においては株式価値の向上の観点が必要、エクイティ・ファイナンス実施時の株主に対する充分な説明の推進、株主に配慮のある株主総会運営および定款設計の推進
19年12月	株式価値向上に向けた取り組みについて	株主への利益還元に関する具体的な目標値の設定および公表、配当性向の向上および業績連動型配当への転換の推進、自己株式取得および消却の推進、敵対的買収防衛策の導入および発動においては企業価値向上の観点が必要、資金調達手段の多様化には株主に対する充分な説明が必要、株主へ配慮した株主総会運営

2. 社債市場

当協会は、平成８（1996）年２月に「魅力のある社債市場の形成に向けて」のレポートを発表した。以来、国内社債市場における適債基準の撤廃・財務制限条項ルールの自由化などの市場活性化に向けた取組みを評価するとともに、社債市場の健全な発展と活性化に資するため、さらに魅力ある社債市場の形成に向けて、機関投資家の立場から数次にわたって調査（アンケート調査を含む）を実施し、現状と課題および要望等をとりまとめて発表してきた（当該調査は平成14年以降休止している）。

平成10年度以降の調査発表の時期および要望内容等は、以下のとおりである。

発表時期	報 告 書 名	発表・要望内容等
平成10年４月	社債市場の現状と課題について ―社債市場の健全な発展と活性化に向けて―	発行体・引受証券会社（適正なプライシングに努める、ディスクロージャーの充実、複数の格付取得等）、社債管理会社（保全行為のあり方等の公開）、制度・規制（ベンチマークとしての国債市場の整備等）、格付機関（質の高い・詳細・タイムリーな情報等）、流通市場（JBネットへの参加、合理的な価格形成等）
11年４月	社債市場の現状と課題について ―社債市場の健全な発展と活性化に向けて―	財務特約の自由化による影響（社債契約内容の不透明回避、プライシング反映のための発行体の情報開示等）、社債管理会社（社債管理会社の設置促進等）、流通市場の活性化（社債の審査・流通拡大、低格付社債の発行・流通拡大等）
12年３月	社債市場の現状と課題について ―社債市場の健全な発展と活性化に向けて―	証券会社（社債契約内容の明確化、社債管理会社の設置、基準気配の精度向上・対象銘柄の拡大、投資家へのサポート）、社債発行企業（社債契約内容の明確化、情報開示の透明性、社債管理会社の設置促進等）、格付機関（判断材料の明確化、格付変更発表のタイミング）、機関投資家（リスク許容度の拡大、自己責任原則とプライシング） ＊アンケート調査（機関投資家、社債発行企業、証券会社向け）を実施
13年３月	社債市場の現状と課題について ―社債市場の健全な発展と活性化に向けて―	ABS（証券化商品）市場（サービシングレポートの充実、オリジネーターの情報開示、ABS市場のインフラ整備等）、サムライ債（各市場参加者の情報開示、スムーズな起債運営、低格付債のマーケット・メイクの強化等）、コーポレート・ガバナンス（格付の重要性に対する意識向上、財務制限条項の整備・社債管理会社の設置、積極的な情報開示、信用リスク投資体制の強化等）

以上、「1．株式市場」「2．社債市場」のとおり、当協会は株主および機関投資家としての立場から株式市場および社債市場に関する調査を実施し、要望・提言等をとりまとめ、発表してきた。このように長期間にわたる継続的な調査を実施し、要望・提言等を発表し続けることにより、わが国における有価証券の投資魅力を高めるとともに、市場の健全な発展に資する一翼を担っている。また、その結果、保険契約者の負託に応えるという責務もあわせて果たすことになっている。

3．運用規制緩和への対応

1．旧保険業法での運用規制と規制緩和に向けた取組み

生命保険会社の資金の運用に対しては、保険業が公共性・社会性を有していることから、保険契約者の利益を保護するため、運用規制が課せられている。また、保険監督の方法としては、保険事業の経営に関し法律で一定の制限を課したうえで、保険監督官に事業内容に対する検査

権、命令権および違反行為に関する処分権等の権限を与え、行政府が監督を行う実体的監督主義が採られている。

平成８（1996）年の新保険業法以前、いわゆる旧保険業法における運用規制は、昭和14年に全面改正された保険業法のもと、同法および同法施行規則により運用対象およびそれぞれの量的制限が設けられていた。そして、同法下では、その後不動産の保有割合の変更、変額保険販売に係る特別勘定の新設の他は、同法施行規則の大きな改正はなかったが、これを補う形でその時々の情勢を考慮して発出される監督当局の通達により運用規制に関する種々の変更が行われてきた。

また、生命保険会社においては、これらの運用規制の内容等を反映した「財産利用方法書」を作成、監督当局からの認可を得て運用を行うとともに、当協会は、これらの運用規制に関して従来から運用方法および各運用方法における量的制限の拡大等を求めて、監督当局に対して規制緩和の実現を図るべく要望等を適宜行ってきた。

2. 新保険業法以降の運用規制と規制緩和に向けた取組み

このようななか、平成８（1996）年４月、半世紀ぶりに全面的に見直された新保険業法が施行された。

この新保険業法では、資産運用を保険会社の固有業務として位置づけ、運用方法および各運用方法における量的制限についての根拠規定を設けるとともに、同法施行規則において運用規制の具体的内容を規定している。さらに、同法施行規則の適用に関しては細則的な規定が通達・事務連絡に定められたことにともない、財産利用方法書は廃止された。このように、新保険業法によって運用規制体系の透明化が図られるとともに、この透明化されたもとで、生命保険会社が自己責任にもとづいて自由な運用を行うことが原則とされたと言われている。

平成10年６月、金融機関等の自由度を高める観点から、従来の通達・事務連絡は一部を除いて廃止された。その後、日本版ビックバンにおける金融制度調査会、保険審議会等の答申を受けて金融システム改革法が平成10年６月に成立、12月に施行されるとともに、保険業法においても、同年12月、特別勘定における大口信用供与規制の撤廃、規制対象資産の見直し、有価証券店頭デリバティブ取引等の追加、同一人グループ・保険会社グループ概念の導入など運用面での改正が行われた。

また、保険業法施行規則を補うものとして、監督当局は、同年６月に「金融監督等にあたっての留意事項」として「事務ガイドライン」を策定、平成17年８月には「保険会社向けの総合的な監督指針」へと全面改訂した。同監督指針には、保険会社の監督事務に関する基本的考え方、監督上の評価項目、事務処理の留意点が体系的に整理された。

このように、生命保険会社に対する運用規制は、近年の金融の自由化・国際化・証券化の進展、といった金融・経済環境の変化とともに、投資対象および投資限度の拡大として順次緩和

され、主だった運用規制はおおむね緩和されてきた。なお、当協会は、規制緩和の実現を図るべく監督当局に対して要望等を行ってきているが、最近では、毎年資産運用に関する生命保険会社の「規制改革要望」をとりまとめ、規制改革会議および日本経済団体連合会に提出している。具体的な要望項目としては、保険会社の資産別運用比率規制の撤廃、保険会社の特定子会社であるベンチャーキャピタル子会社の保有比率10%超投資対象企業の範囲等の拡大、などがある。

4. 財政協力投融資への対応

1. 国債のシンジケート団引受けの廃止

昭和40（1965）年度の不況対策（山陽特殊製鋼の大型倒産や山一證券の経営危機等）にともない、公共投資の積極化と大幅減税実施の財源として大量の国債発行が予定されたなかにおいて、生命保険会社は、政府の新たな財政政策への協力、収益性向上、金融的地位向上等への期待から銀行、証券会社等とともに金融機関の一つとして、同年、国債シンジケート団（国債募集引受団、シ団）(注) に加入した。そして、同年度国債の第１回発行分から引受けに参加して以来、以下に示す幾多のシ団引受シェアの推移を経て、平成17年度に至るまで毎年一定割合の引受けを継続的に行ってきた。

(注) シ団引受けとは、国債発行当局が国債の募集取扱いや引受け等を目的として組織されるシンジケート団との間で、引受けに関する一定の契約を締結し、この契約にもとづき発行される10年固定利付国債の発行予定額を保証する方式。毎回の入札時に、発行予定額の一定割合についてシ団メンバーによる価格競争入札および非競争入札を行い、残りについてシ団メンバーごとの固定シェアにより、価格競争入札での平均価格で引き受けるもの

シ団引受けの仕組み

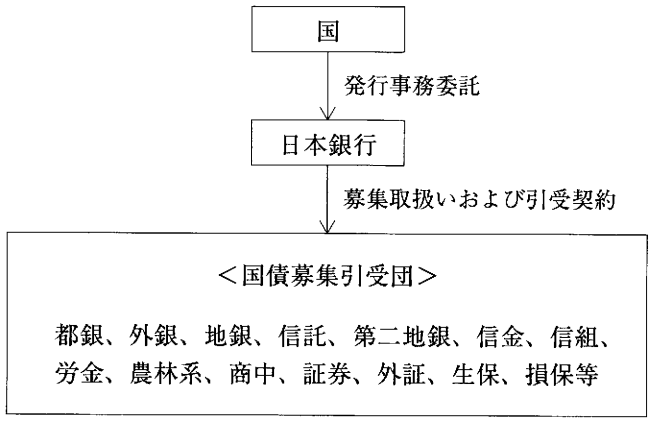

シ団引受シェアの推移

対象期間	固定シェア引受け	価格競争入札
昭和41年１月～昭和62年10月	100%	0%
62年11月～平成元年３月	80	20
平成元年４月～　２年９月	60	40
２年10月～　14年３月	40	60
14年４月	38	62
14年５月～　15年４月	25	75
15年５月～　16年４月	20	80
16年５月～　17年３月	15	85
17年４月～　18年３月	10	90

しかし、シ団が発足して以来40年を経過した平成17年度において、平成16年10月に導入した「国債市場特別参加者制度」(注)の定着とその国債安定消化機能を見極めた結果、シ団制度は平成17年度をもって廃止された。

(注) 国債市場特別参加者制度の概要

(1) 概要

①主要国において導入されている、いわゆる「プライマリー・ディーラー制度」と同様の機能を果たす国債の安定消化促進等を図るための制度で、平成16年10月に導入。

②具体的には、国債市場において一定の責任を果たす市場参加者を国債市場特別参加者として指定し、国債市場特別参加者会合への参加や特別参加者向けの入札への参加等の特別の資格を付与するもので、特別参加者の主体的な行動に支えられた、より市場原理に即した新たな安定消化の枠組みを構築するもの。

(2) 特別参加者の責任

①応札責任：すべての国債の入札で、相応な価格で、発行予定額の３％以上の相応の額を入札すること。

②落札責任：直近２四半期中の入札で、短期・中期・長期・超長期の各ゾーンについて、発行予定額の一定割合（原則１％）以上の額の落札および引受けを行うこと。

③その他：流動性提供責任、情報提供責任。

(3) 特別参加者が有する特別資格

①国債市場特別参加者会合への参加：財務省が原則四半期ごとに開催する会合に参加し、各年度の国債発行計画等につき財務省と意見交換等を行うことができる。

②買入消却入札への参加：国債の買入消却のための入札に参加できる。

③非価格競争入札への参加：通常の競争入札と同時に行われる第Ⅰ非価格競争入札および競争入札後に行われる第Ⅱ非価格競争入札に参加できる。

④その他：財務省による金利スワップ取引への優先的な参加等。

2. 財形融資資金への対応

国への政策協力投融資の一環として現在も引き続き行っているものに、財形住宅融資資金への対応がある。これは、財形貯蓄および財形年金等を取り扱っている金融機関等には、以下に示す勤労者財産形成促進法および同法施行令にもとづき、住宅金融公庫（現在の住宅金融支援機構）または雇用・能力開発機構の資金の調達（両機関が発行する債券の引受けおよび財形長期借入金）に応じる義務が生じるものである。

【勤労者財産形成促進法】

○第12条（資金の調達）

機構(注)、独立行政法人住宅金融支援機構、沖縄振興開発金融公庫又は第15条第２項に規定する共済組合等が、前条に規定する資金を調達するため、勤労者財産形成貯蓄契約等を締結した金融機関等、生命保険会社等又は損害保険会社に対して協力を求めたときは、当該金融機関等、生命保険会社等又は損害保険会社は、政令で定めるところにより、その資金の調達に応じなければならない。

－ 以下省略 －

（注）独立行政法人雇用・能力開発機構

【勤労者財産形成促進法施行令】

○第42条（資金の調達）

勤労者財産形成貯蓄契約等を締結した金融機関等、生命保険会社等又は損害保険会社は、法第11条に規定する資金の需要に応じて行われる当該資金の調達に係る協力を求められたときは、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める額が当該各号に規定する日の属する年度の末日の属する年の前々年の９月30日における同条に規定する預貯金等で当該金融機関等、生命保険会社等又は損害保険会社に係るものの３分の１に相当する額に達するまでは、当該資金の調達に応じなければならない。

－ 中　略 －

２　法第12条第１項の資金の調達の方法及び条件は、法第11条に規定する預貯金等の利回り、金融情勢等を勘案して適正に定められなければならない。

資金調達における具体的な条件としては、①債券形式の場合の発行条件は新発５年国債の発行価格から25銭を差し引いた価格と定め、②借入金形式の場合の借入利率は融資実行日の当月１日における業態別基準機関の短期プライムレートを単純平均した利率としている。また、実際の借入は年４回（３月、６月、９月、12月）実施されており、借入額については前年度の９月末の財形貯蓄残高で按分して各金融機関等に割り当てられている。

国の政策金融に関する検討を踏まえた勤労者財産形成促進制度については、平成19（2007）年１月、厚生労働省において、「中期目標期間終了時の組織・業務の見直しの結論を平成18年中に得る独立行政法人等の見直しについて」（平成18年12月24日行政改革推進本部決定）がとりまとめられ、この見直しにともない、住宅金融公庫については住宅金融支援機構へと組織・名称変更が行われた。また、勤労者財産形成促進制度の改正（利用実績が低調である、助成事業および融資業務の一部の廃止等）に向けた関係法令等の整備が進められ、平成19年４月23日に施行された。

5. 不良債権問題への対応

いわゆるバブル期においては、金融機関等の積極的な貸出しを背景に、企業等を中心に不動産や株式に対する投機的な投資が行われた。バブル経済の崩壊後、地価や株価の暴落は企業等

の保有する資産価値を著しく引き下げ、また、景気低迷の長期化は企業等の一段の収益悪化をもたらした。資産価値の下落と収益の悪化は企業等の返済能力を低下させ、深刻な過剰債務問題を引き起こすと同時に、金融機関等に多額の不良債権を発生させ、問題化した。

当協会は、平成4（1992）年12月に公表された「金融制度調査会ディスクロージャー作業部会中間報告」を受けて、都市銀行・長期信用銀行・信託銀行と同様、不良債権の額（「破綻先債権額」「延滞債権額（6か月以上の延滞）」）を平成4年度分から公表した。

その後、幾多の検討を踏まえて、平成9年度からは、リスク管理債権額として「破綻先債権額」「延滞債権額」「3か月以上延滞債権額」「貸出条件緩和債権額」を開示している。

「破綻先債権」等に関する保険業法施行規則の規定は、以下のとおりである。

保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）（抄）

（業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等）

第五十九条の二　法第百十一条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一　～　四　（略）

五　保険会社の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項（ハに掲げる事項については、保険金信託業務を行う場合に限る。）

イ　（略）

ロ　貸付金のうち次に掲げるものの額及びその合計額

(1) 破綻先債権（元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第九十六条第一項第三号のイからホまでに掲げる事由又は同項第四号に規定する事由が生じているものをいう。以下同じ。）に該当する貸付金

(2) 延滞債権（未収利息不計上貸付金であって、(1)に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外のものをいう。以下同じ。）に該当する貸付金

(3) 三カ月以上延滞債権（元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金（(1)及び(2)に掲げるものを除く。）をいう。以下同じ。）に該当する貸付金

(4) 貸付条件緩和債権（債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金（(1)、(2)及び(3)に掲げるものを除く。）をいう。以下同じ。）に該当する貸付金

ハ　～　ヌ　（略）

2　（略）

平成９年度以降のリスク管理債権額の推移は、以下のとおりである。

リスク管理債権額の推移

（単位：億円、％）

	破綻先債権額	延滞債権額	３か月以上延滞債権額	貸出条件緩和債権額	合　計	合計の貸付金に対する占率
平成９年度	4,435	4,615	2,626	5,482	17,159	2.70
10年度	1,465	3,100	1,654	7,118	13,339	2.26
11年度	1,092	9,899	269	3,813	15,074	2.75
12年度	471	6,155	210	2,330	9,168	1.83
13年度	405	4,709	179	1,426	6,720	1.43
14年度	251	3,179	185	1,143	4,759	1.10
15年度	160	2,328	121	1,231	3,842	0.92
16年度	96	1,519	97	760	2,475	0.65
17年度	82	1,239	85	524	1,931	0.53
18年度	126	1,365	80	420	1,993	0.57
19年度	137	1,264	78	402	1,885	0.55

6. 生命保険会社における証券業務への取組み

1. 加入時の対応

平成６（1994）年３月、日本証券業協会（日証協）の理事会において、生命保険会社18社を含む登録金融機関244機関が特別会員として日証協へ加入することが承認され、日証協の自主規制ルールの下で証券業務を営むこととなった。

これにともない、当協会は、日証協の業務委託要綱にもとづく以下の受託業務を執行するため平成６年４月に証券業務室を設置するとともに、日証協特別会員部に職員（１名）を出向させた。

＜受託業務の内容＞
①公共債ディーリング等の取扱い実績の集計等業務
②外務員登録の事務処理業務
③外務員資格試験の実施業務
④内部管理責任者関係業務
⑤営業員教育研修の実施業務
⑥監査業務
⑦苦情処理業務
⑧事故確認業務
⑨広告等に関する業務
⑩協会への届出、報告のとりまとめ業務
⑪特別会員への通知等連絡業務
⑫特別会員からの会費等徴収業務
⑬特別会員を所属証券会社等とする証券仲介業者に関する業務
⑭その他本協会が必要と認める業務

2. 生命保険各社における証券業務の推移

生命保険各社における証券業務は、日証協加入当時は国債窓販業務で始まったが、平成８(1996) 年４月から施行された改正保険業法で保険会社に公共債のディーリング業務等が認められ、生命保険会社のうち２社は同年７月に公共債ディーリング業務および先物取次業務の認可を大蔵大臣から得て、それぞれ営業を開始した。

また、平成９年６月に公表された証券取引審議会報告書では、「投資家の利便性向上と新たな投資家層の拡大を通じた証券市場の活性化といった観点から、投資信託の販売チャネルを拡充することが必要であり、銀行等金融機関による販売を導入することが適当である」との提言がなされた。これを受けて、従来証券会社と投信会社に限られていた投資信託の販売チャネルが拡大されることになり、まず、平成９年12月から投信会社が銀行等金融機関の店舗の一部を間借りして行う店舗借り方式による投資信託の直接販売を開始した。

その後も証券取引審議会による検討が重ねられ、平成10年12月の金融システム改革法の施行にともない、銀行、生命保険会社等の金融機関が内閣総理大臣の登録を受け、本体で行える証券業務の一つとして、投資信託の窓口販売が可能となった。この結果、同年12月、生命保険会社２社をはじめ都銀８行・信託銀行９行・地銀60行・第二地銀31行・損保会社４社・その他協同組織65機関の合計179の金融機関が投資信託の窓口販売業務を開始した。平成18年３月時点で、投資信託の窓販を取り扱う生命保険会社は、11社となっている。

このように、生命保険各社によって取扱業務は異なるものの、証券業務は私募の取扱業務、資産金融型有価証券業務、公共債ディーリング業務、先物取次業務、元引受け業務および投資信託窓販業務等まで認可を受けて拡大してきた。しかし、平成12年以降になると、それまでの顧客のニーズが投資信託へと大きく変化するとともに、それらの動きに対応する生命保険各社の経営判断などもあり、従来の広範囲にわたる証券業務への取組みから国債窓販業務、私募の取扱業務および資産金融型有価証券業務を廃止して投資信託窓販業務に絞るなど、証券業務の縮小傾向が目立つようになってきた。

ちなみに、公共債の売買高の推移は、平成15年度から年々低下傾向を示す一方で、現在の主力業務である投資信託窓販業務における募集取扱高等の推移は、平成13年度に私募の取扱高減少にともなって減少に転じたが、それ以降は増加傾向となっている。

生命保険各社の公共債売買高

(単位：億円)

平成８年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
7,933	30,506	36,972	43,892	46,962	36,329	38,854	474	411	244

(注) 平成18年度以降は当協会が本業務を受託していないため不明である。

生命保険各社の投資信託受益証券等の募集取扱高の推移　（単位：億円）

	合　計		
		募集の取扱高	私募の取扱高
平成10年度	532	532	0
11年度	2,284	1,453	831
12年度	7,594	2,500	5,094
13年度	5,231	2,843	2,387
14年度	5,880	407	5,474
15年度	7,648	515	7,134
16年度	8,371	798	7,573
17年度	14,375	1,307	13,067

（注）上記の数値は、証券投資信託受益証券＋外国投資信託受益証券＋外国投資証券を示す。
平成18年度以降は当協会が本業務を受託していないため不明である。

3. 証券外務員の登録者数の推移および各種試験の合格状況

日証協への加入以降における証券外務員の登録者数の推移および各種試験の合格状況は、以下のとおりである。

証券外務員の登録者数の推移　（単位：名）

平成６年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
12,238	7,638	5,812	4,947	5,532	15,393	37,504	41,677	34,411	31,193	23,343	9,230

（注）平成18年度以降は当協会が本業務を受託していないため不明である。

各種試験の合格状況　（単位：名）

	内部管理責任者	営業責任者	特別会員第一種証券外務員	特別会員第二種証券外務員	特別会員第三種証券外務員	特別会員第四種証券外務員
平成７年度	208	33	3,195	－	13,771	－
８年度	369	6	685	2	340	－
９年度	292	12	555	3	317	－
10年度	1,045	10	6,467	3,126	211	0
11年度	1,174	2	7,102	4,603	－	659
12年度	5,025	3	8,368	6,412	－	1,085
13年度	5,655	0	4,669	2,912	－	810
14年度	2,505	0	1,344	2,657	－	336

（注１）平成７年度の特別会員第一種・第三種証券外務員資格試験は当協会主体、それ以降は日証協主体の試験である。
（注２）平成15年度以降は日証協に試験の運営を移行したことから、各種試験の合格状況は不明である。
（注３）試験合格後に取り扱える業務は次のとおり
①特別会員第一種証券外務員　認可証券業務全般
②特別会員第二種証券外務員　公共債の窓口販売業務・ディーリング業務
③特別会員第三種証券外務員　利付国債（10年物）の窓口販売業務
④特別会員第四種証券外務員　保険会社の特別会員の代理者等が行う特定証券業務

4. 日証協事務局組織の改編

日証協は、平成17（2005）年10月、改めて現行の組織体制を検証し、業務運営の効率化と環

境変化に即した一部機能の拡充等を目的に、平成16年に続いて事務局組織の大幅な改編を行った。特に、自主規制部門に直接係る改編は以下のとおりである。

【自主規制部門の組織改編】
①監査本部の設置
・「コンプライアンス本部」の監査部および規律審査部について、両部署の業務を統括する本部として、監査本部を設置する。
②特別会員部の廃止と特別会員室の設置
・「特別会員部」を廃止し、同部の所管業務を原則として統括・管理部門および自主規制部門の各部署に移管するとともに、「自主規制企画部」の下に特別会員固有の業務を担当する特別会員室を置く。

5. 特別会員監査の充実

当協会は、日証協からの受託業務の一つである監査業務として、平成10（1998）年度までは書類による監査を実施してきたが、平成11年度以降は、投資信託の窓販を行う生命保険会社についても、臨店による実地監査を行うこととなった。

6. 日証協からの受託業務の返上

当協会が日証協から業務受託してから10余年、国債窓販業務から始まった生命保険各社の証券業務は、一時ディーリング業務等までに拡大したが、その後は投資信託が中心となり、年々業務の規模は縮小するなど環境変化が生じている。

一方、日証協は、監査周期の短縮化、監査対象期間の長期化、監査人員の増加および原則として日証協監査部監査員による監査とする合同監査等の特別会員監査の強化策を打ち出したことから、業務委託先２団体（全国地方銀行協会、全国信用金庫協会）からは受託業務を返上する動きがみられた。その後、全国地方銀行協会、全国信用金庫協会は、平成18（2006）年度に日証協に監査業務を返上した。

当協会は、上記の環境変化等を踏まえて受託業務等の見直しを行った結果、平成18年11月17日の理事会において、以下の対応について承認した。

＜対　応＞
日証協に対し、平成19年３月末をもって受託業務の全面返上を申し入れることとする。これに伴い、業界の意見・要望等のとりまとめなど業界団体事務局の固有業務は企画部財務経理Ｇに移管し、証券業務室は廃止する。
（理　由）
・受託業務返上に伴う会員各社の実務への影響は特段ないと思われること（監査業務は従来同様、日証協の監査計画・マニュアルに基づいて実施され、監査手順等の変更はないことや他の業務も会員各社と日証協との間で直接行うことで対応可能であること等。）。

当協会は、理事会後、日証協に対し受託業務の返上について申入れを行った。その後、日証協では、平成19年３月の自主規制会議および理事会において当協会からの申入れを承認した。これにともない、当協会からの日証協への出向者派遣は平成18年度をもって終了した。

第12章　生保共同センターの業務展開

生保共同センター（Life Insurance Network Center：LINC）とは、生命保険業界が昭和61（1986）年５月に設立した共同システム処理機構いわゆる生保VAN（付加価値通信網）のことである。

当時、金融の自由化・国際化、エレクトロニクス化の進展および高齢化社会への展望等を踏まえて生命保険事業のあり方も大きく変貌しており、生命保険各社が保有する情報を集約・共有することで、顧客サービスの充実、業務の簡素化・効率化を進めるとともに、さまざまな情報やデータを経営に活かすシステム化・ネットワーク化を推進していくことを目的に、業界共通の情報インフラとして当協会内に構築した。

1. 生保ATM事業の運営と収束

生保ATM事業は、平成２（1990）年７月に当協会が公表した「ライフ・サービスネットワーク」構想のなかの三本柱の一つであり、「利便性向上ネットワーク」の実現方策として平成４年10月に運営を開始した。

具体的なサービス内容は、生命保険各社が共通で利用可能なATMネットワークシステムを基盤として、「共同ATMサービス」(注１)や「ATM相互利用サービス」(注２)を順次提供するものであり、保険契約者などの利便に供してきた。

(注１) 参加生命保険各社の生保カードを共通に取り扱えるATMを設置した生保カードサービスコーナーを全国に設置することによる積立配当金引出し、据置金（祝金・生存給付金）引出し、据置保険金引出し、契約者貸付金の貸付け等の出金・照会サービスである（平成４年10月稼働）。

(注２) ATM相互利用ネットワークに参加している生命保険会社の生保カードがあれば、どの会社のATMで

生保ATMネットワーク（運営期間：平成４～15年）

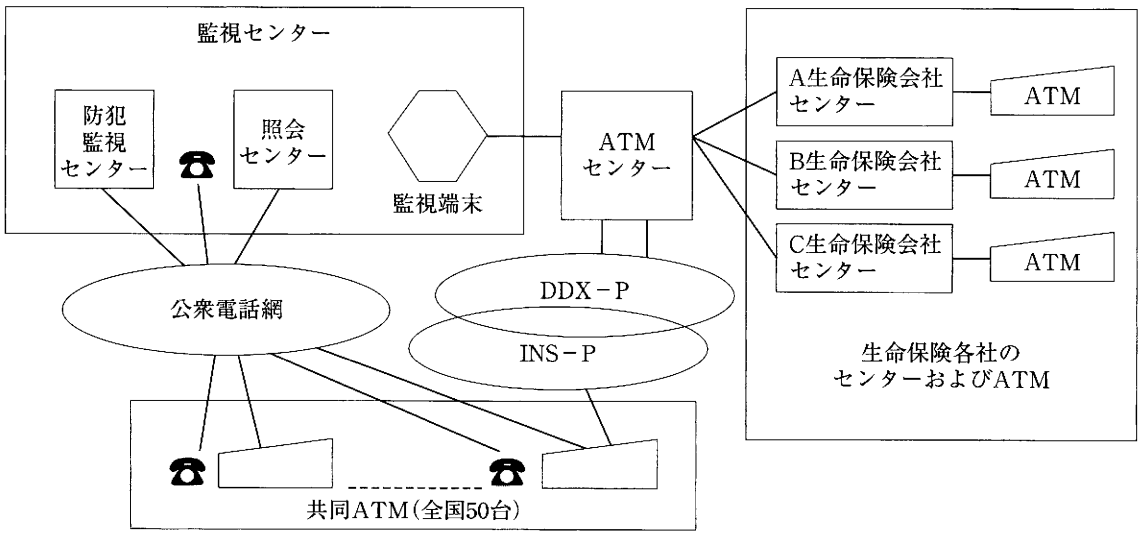

も利用可能なサービスである（平成７年10月稼働）。

しかし共同ATMサービスは、後続のATM相互利用サービスの増加や郵貯・金融機関・流通会社等、提携ATMの利用拡大等により平成10年度をピークに利用機会が大きく減少したため（利用件数推移【グラフ１】参照）、平成12年12月15日の理事会において収束することについて承認した。

また、ATM相互利用サービスについても、社会全体の情報通信インフラの充実の流れを受け、生命保険各社による郵貯提携ATMの利用拡大や個別金融機関とのATM提携の進展等により、平成10年度をピークに利用機会の減少傾向が顕著になってきたため（利用件数推移【グラフ２】参照）、平成14年９月20日の理事会において収束することについて承認した。

こうして、生保ATMネットワークシステムを基盤とする生保ATM事業は、平成15年３月にすべて収束した。

【ATM事業の収束事由まとめ】

郵貯提携ATMの利用拡大	郵貯提携ATM利用の大幅な拡大などにより、生保提携ATMの利用件数が急減した。また、それにともない利用１件当りのコストが他の提携ATMチャネルと比較して高価になった。
個別金融機関とのATM提携の進展	郵便貯金とのATM提携に加えて、個別金融機関とのATM提携が個社ごとに進展していることから、他業態接続の前提条件として業態センターを保有する必要性が低下した。

【共同ATMサービスおよびATM相互利用サービスの利用件数推移】

	共同ATMサービス【グラフ１】	ATM相互利用サービス【グラフ２】
平成４年度	77,271	－
５年度	310,605	－
６年度	495,408	－
７年度	638,357	32,749
８年度	726,997	151,604
９年度	768,899	258,757
10年度	770,064	327,645
11年度	699,503	310,427
12年度	430,359	211,186
13年度	－	156,049
14年度	－	100,224
総合計	4,917,463	1,548,641

【グラフ１】共同ATMサービス（利用件数）

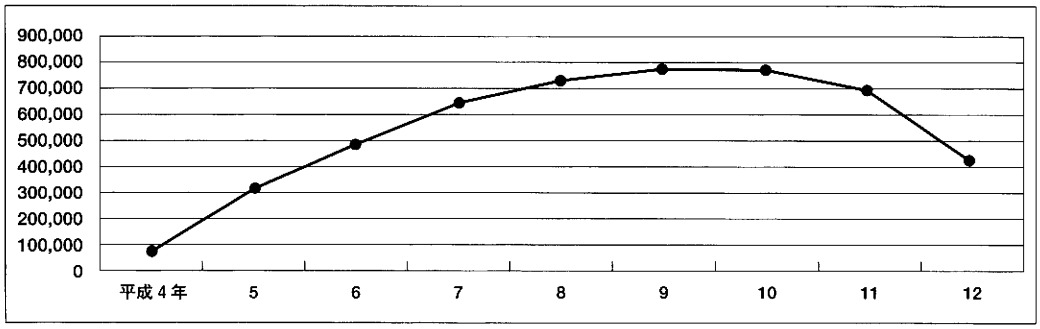

（注１）共同ATMサービスは、平成４年10月運営開始、平成12年12月収束

【グラフ２】ATM相互利用サービス（利用件数）

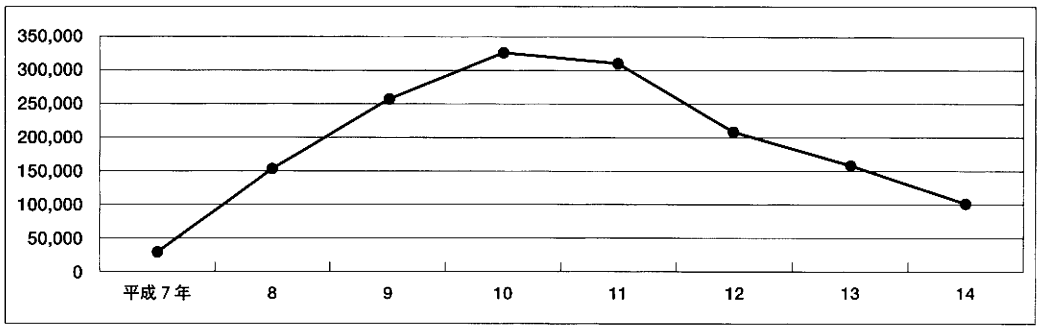

（注２）ATM相互利用サービスは、平成７年10月運営開始、平成15年３月収束

2. LINCシステムの稼働状況

1. システム基盤のリニューアル

LINCのシステム基盤は、昭和61（1986）年設立後、業務の拡大、柔軟性確保、コスト削減、老朽化更改等を主目的として、定期的にリニューアルを実施している。

LINCのシステム基盤は、大きく以下の３種類に分かれている。

①LINC基盤

LINC設立と同時に適用業務の汎用的基盤として導入した。LINC業務の大半は当該基盤で稼働している。

昭和61年に最初の汎用機を導入以降、全５回の更改（マシン入替え）作業を実施している。

②募集人基盤

平成９年１月の生命保険募集人登録システムの大規模改訂（乗合代理店管理業務の追加等）に際して、従来のシステム稼働基盤では対応が困難であったことから、C／S（クライアント／サーバ）型のシステム基盤を当該システム専用に新規導入した。以降、２回の更改作業を実施している。

③情報ネット基盤

平成17年12月の生命保険事業統計データ集配信システム（旧資料システム）の大規模改訂（インターネットに接続可能なシステムへの刷新）に際して、従来のシステム稼働基盤では対応困難であったことから、当協会内の情報ネットワーク基盤を有効活用し、当該システム専用に新たなシステム基盤を構築した。

システム基盤別の導入・更改の概要は、以下のとおりである。

システム基盤名称	主な導入・更改	時　期
LINC基盤 ※10業務が稼働 ※汎用機	LINC設立と同時に国産汎用機を導入	昭和61年 5月
	業務拡大にともなうキャパシティ拡張と機器保守性を考慮し、外国製大型汎用機への切替えを実施。以降、15年間で汎用機を３度最新化し運用を継続	平成 2年10月
	技術革新による小型機の性能向上を受けて、コスト削減を目的としてオフコンタイプの小型汎用機へ切替えを実施	15年10月
	老朽化更改にともなう最新化に加えてWeb基盤を新たに構築	20年10月
募集人基盤 ※１業務が稼働 ※パソコンサーバ	平成８年４月の保険業法施行を受けて募集人システムを刷新。クライアント／サーバ型の独自システム基盤を新規導入	9年 1月
	老朽化更改にともなう最新化を実施	14年 2月
	老朽化更改にともなう最新化に加えて郵政民営化対応の基盤改造を実施	19年 2月
情報ネット基盤 ※１業務が稼働 ※パソコンサーバ	生命保険事業統計データ集配信システム（旧資料システム）の刷新にともない、インターネット接続可能な専用サーバを新規導入	17年12月

2. 適用業務システムの取組み

LINCの適用業務システムについては、平成20（2008）年12月末現在12システムを稼働している。各システムの概要と特徴は、以下のとおりである。

各社間決済システム

企業年金・団体定期保険等の企業を対象とする保険は、一つの保険を数社が共同で引き受けることが多いため、幹事会社と非幹事会社との間で保険料・保険金・給付金等の付替えと、その明細の交換を行う必要がある。当システムが完成するまでは、各社間で伝票を交換することにより資金決済事務を行っていた。

これらのやりとりを通信ネットワークによるデータ伝送方式に置き換え、生命保険各社のシステムと連動させ、LINCで生命保険各社への付替額を集中計算する「各社間決済システム」を、昭和61年５月に稼働させた。当システムを構築したことにより、生命保険各社間の諸支払い・収受等の経理事務・当協会の集中計算事務・共同引受けの保険契約関係で生じる保険契約維持事務について、合理化・迅速化を図っている。

［概要図］

①幹事は当該企業保険の主要契約内容をLINCに登録する。
②非幹事は当該企業保険の記号証券番号・事務担当部署をLINCに登録する。
③幹事は当該企業保険の付替金額をLINCに伝送する。
④LINCは付替金額を各非幹事のシェアに応じ算出し、非幹事が受信する。
⑤非幹事はその付替データをもとに経理処理等の契約管理事務を行う。

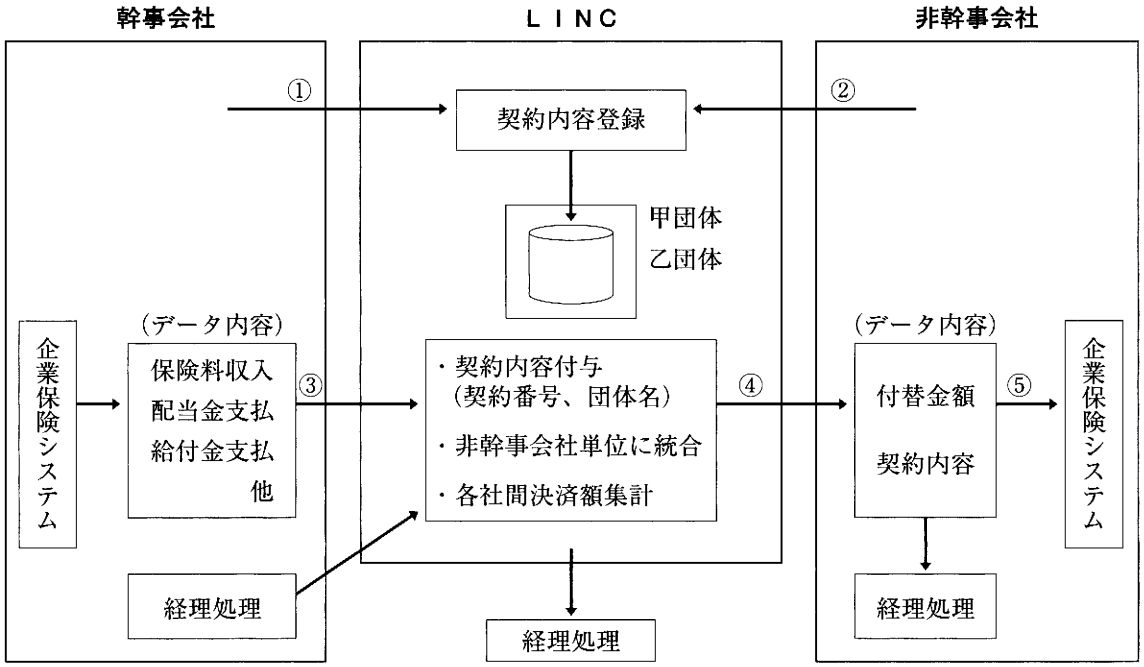

月払団体扱生命保険データ集配信システム

月払団体扱いの生命保険契約については、従来は保険料・契約者配当金・年末調整等を生命保険各社が個別に団体（企業）へ磁気テープ等により通知していたため、団体・生命保険会社ともに事務負担が大きかった。LINCでは、生命保険各社の保険料引去りデータ等を一つにまとめて、回線によるデータ伝送または磁気テープ・フロッピーによる媒体搬送を行う「月払団体扱生命保険データ集配信システム」を昭和61年12月に稼働させた。当システムを利用することによって、団体の煩雑な事務の軽減、迅速化等の契約者サービスの充実が図られることとなった。また、本サービス稼働後も利用団体のより一層の利便性向上に資するため、種々の改善対応を進めてきた。媒体利用の高度化・多様化に対応するため、平成８年４月から3.5インチFDによる統一仕様での提供を開始した。

ネットワーク利用促進策としては、平成６年より団体向けのパソコン通信ソフトを開発・提供している。平成10年３月に通信ソフトの32ビット対応、平成11年４月に全銀TCP／IP手順対応を行った。平成16年５月に、LINCシステム基盤更改時に新設された高速回線サービスと対応版通信ソフト提供を開始した。平成17年４月の個人情報保護法全面施行にあわせて、セキュ

リティ強化のサービス改訂も順次実施してきた。平成18年３月末をもって、オープンリール磁気テープ、3.5インチFD（1.25Mb）によるデータ提供サービスを収束、また、3.5インチFD（1.44Mb）の新規取扱いを終了した。平成18年４月からは、個人情報マスキングサービスの開始、個人情報保護法上目的外利用に当たる項目の提供終了を実施した。平成19年５月からは交換媒体の暗号化サービスを開始した。

【月払団体扱生命保険データ集配信システムの提供サービス】

(1) 保険料データ提供サービス（月１回）

①生命保険各社から伝送された保険料請求データをLINCで団体ごとに一本化する。団体はそのデータにより契約者ごとに給与引去り処理を行う。

②団体は給与処理を行った後、LINCにその引去り結果を送り、LINCはそのデータを生命保険各社に振り分ける。

(2) 契約者配当金データ提供サービス（年１回）

①上記(1)と同様に契約者配当金データをLINCで団体ごとに一本化する。団体はそのデータを給与処理に反映する。

(3) 年末調整データ提供サービス（年１回）

①上記(1)と同様に年末調整データをLINCで団体ごとに一本化する。団体はそのデータをもとに申告書（資料）を作成する。

(4) 照合データ提供サービス（複数回）

①LINCを介し団体と生命保険各社の間で照合データの交換を行う。

(5) 保険料データ提供サービス（ボーナス払契約）（年２回）

［概要図］

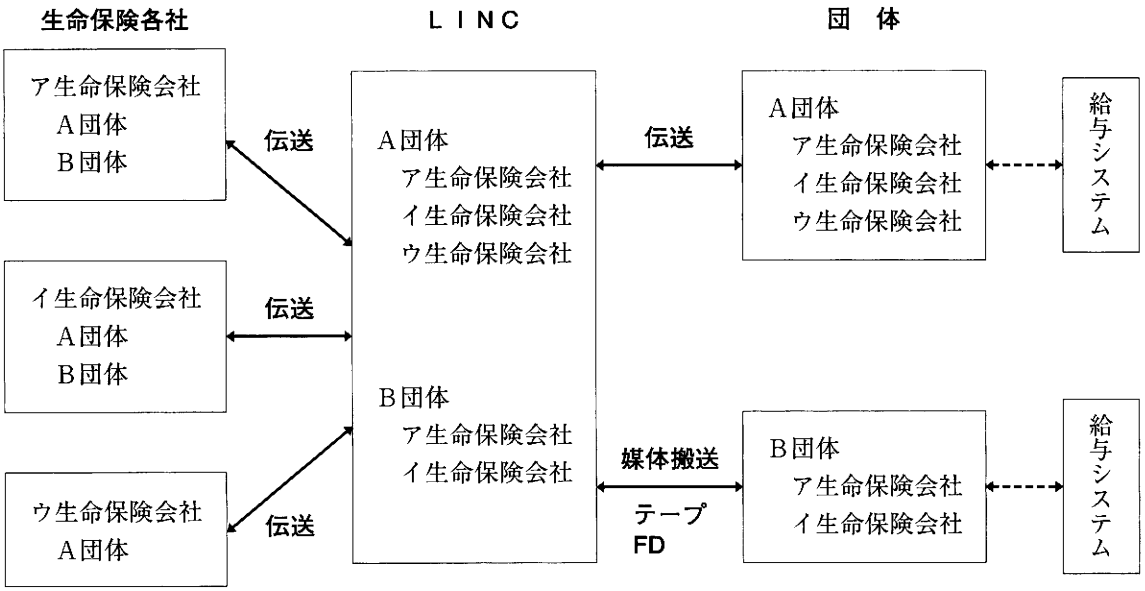

財形保険データ集配信システム

団体（企業）が複数の生命保険会社と財形保険契約を締結している場合、生命保険各社は給与等からの引去額を幹事生命保険会社へ送り、幹事生命保険会社は引去結果等を生命保険各社に送る必要がある。また、その際に交換するデータのレコード・フォーマットが団体ごとに異なっていることもあり、従来は、取扱生命保険会社と幹事生命保険会社間で個別にテープの搬送、レコード・フォーマットの編集等が行われていた。

このデータのやりとりをメールボックス・システムで実現するために「財形保険データ集配信システム」を昭和63年２月に稼働させた。システムにもとづき以下の事務・運用を構築することにより、団体ごとに異なるレコード・フォーマットの編集の共同システム化が進むとともに、取扱生命保険会社から幹事生命保険会社を経て総幹事までのテープ取次期間の短縮化が図られた。

［概要図］

①取扱生命保険会社は控除予定データ等をLINCに送信する。
②LINCではデータをチェックし、企業単位に統合する。
③統合された企業ごとのデータを編集し、幹事生命保険会社はこれを受信する。
④幹事生命保険会社は媒体（磁気テープ等）に変換し、総幹事金融機関に搬送する。
⑤控除結果についても、幹事生命保険会社より送信されたデータをLINCで取扱生命保険会社単位に分割し、各取扱生命保険会社はこれを受信する。

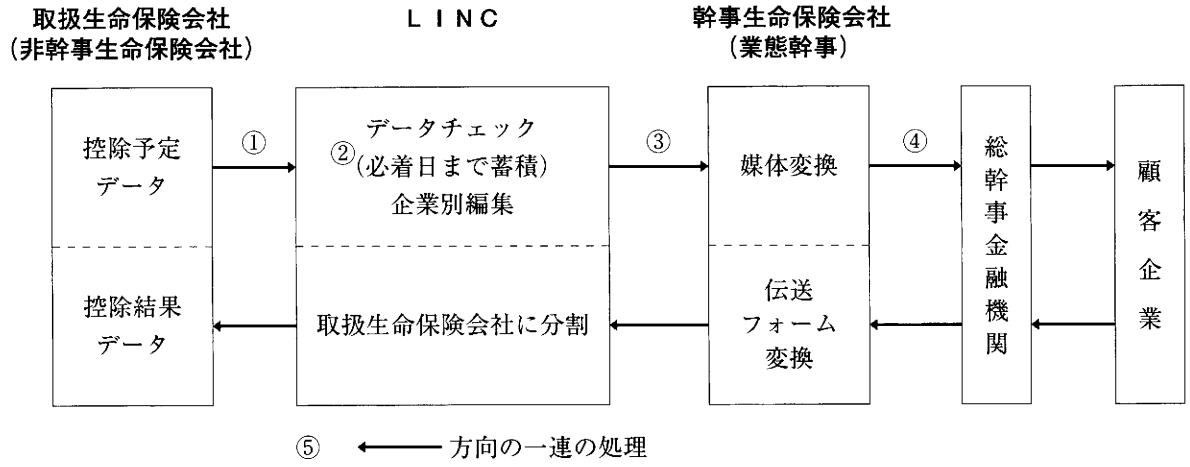

医療保障保険契約内容登録システム

医療保障保険は、健康保険組合、共済組合、国民健康保険等の自己負担分をカバーすることを目的として開発された商品であり、健康保険制度補完の性格を有する保険である。公的医療保険制度の健全な運営を図る観点から、同一被保険者の重複契約（治療給付金）を排除するための管理を行う体制が必要となった。

当体制実現のため、LINCにおいて生命保険各社の医療保障保険加入者内容をデータベースと

して構築し、重複契約をチェックする「医療保障保険契約内容登録システム」を昭和63年４月に稼働させ、以下のとおり事務・運用を確立した。

［概要図］

①生命保険各社は医療保障保険の申込内容をLINCに伝送する。
②LINCは申込・成立契約データベースを利用し、重複加入をチェックする。
③生命保険各社は重複加入のチェック結果をLINCから受信する。
④生命保険各社は成立・不成立についてLINCに伝送する。
⑤LINCは成立契約の内容を既契約データベースに収録する。

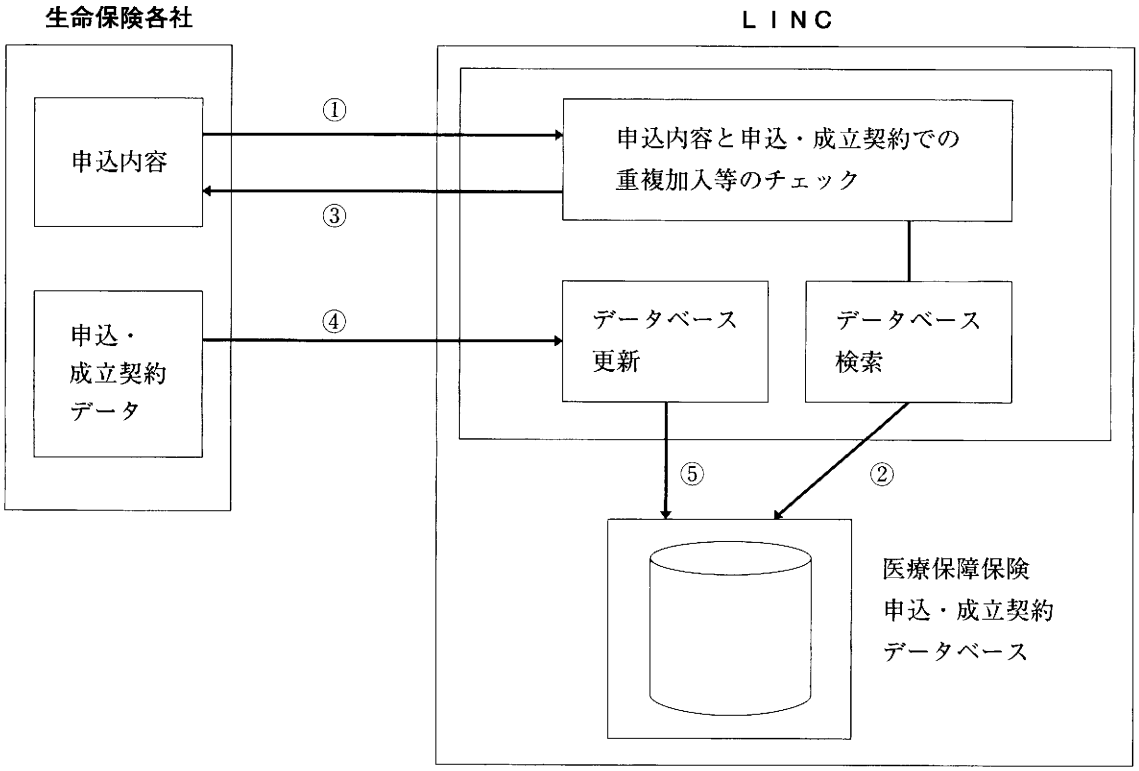

生命保険募集人登録システム

保険募集人は、「保険募集の取締に関する法律」（募取法）を受け、全国52の財務局（財務支局、財務事務所等を含む）ごとに申請審査を受けて登録すると定められていた。生命保険会社・当協会・財務局がそれぞれカードにより募集人登録事務を行ってきたが、変額保険販売資格制度の創設、教育課程の修得との連動の要請等もあり、より適正な管理と事務の合理化が求められた。このため、生命保険会社が募取法に沿って行う募集人登録の代理申請ならびに登録原簿管理に関する事務を共同してシステム化することにより、登録事務の合理化を図ることとし、昭和63年７月に東京都、平成元年２月に神奈川県、７月に埼玉県、８月に千葉県、平成３年２月に大阪府、とシステム化移行地域を拡大した。

特に新規登録については、一般課程試験の申込みから他社在籍チェック、採点、登録までの

一連の事務をシステム化したが、一般課程試験の申込み・採点・合否発表までの一連の事務の統一を図るため、平成７年４月よりシステム化地域・非システム化地域別の受験申込み・採点処理を一本化した。

また、平成６年12月には、生命保険募集人登録システムのサブシステムとして、退社者情報登録システムを稼働させた。これは、消費者保護の観点から不適格営業職員の排除を目的とした登録補助リストをシステム化したものであり、登録情報の性格から従前以上に厳格な制度管理・情報管理が盛り込まれている。

平成８年４月に半世紀ぶりに改正された保険業法において、募集人登録制度も改正された(募取法と保険業法の一本化)。これにより、従来の登録項目に加え「事務所の名称及び所在地」が追加となり、また、募集代理店に複数の生命保険会社が乗り合うことが認められるようになった。改正後の登録事務では、乗り合った生命保険各社は当該代理店の管理をする必要があるなど、従来のシステムでは対応できないことから、平成９年１月にC／S（クライアント／サーバ）型の新生命保険募集人登録システムを稼働させた。

新システムでは、従来ネットワークを結んでいた５地域の当協会地方事務室および財務局・財務事務所を全国の当協会地方事務室と財務局に改め、全国で統一した事務ができるようになった。また、生命保険各社の本社ともネットワークを結び、募集人の新規登録や登録事項変更、廃業のデータをLINCのサーバにエントリーできる機能を持たせ、生命保険各社の募集人データを有効活用できるようにシステム構築されている。

平成14年には、システム機器更改を実施するとともに、本社連携処理メニューの拡大、入力処理・チェック処理の利便性向上、事前入力PCの処理範囲拡大等のシステム改訂を実施した。

平成15年には、政府「e－Japan重点計画」にともない、金融庁が進めてきた「金融庁申請・届出電子化推進アクション・プラン」における対応項目の一つとして、生命保険募集人の登録申請・変更等届出について、オンラインによる手続きが開始されることとなった。募集人登録システムとしても、当アクション・プランへの対応を図ることとし、電子データでの登録申請・変更等届出手続きを実施するためのシステム改訂を平成17年２月に実施した。

当改訂により、生命保険各社では当協会地方事務室での処理・手続きが不要となり、生命保険各社の本社・支社等から当協会へ電子データを送信することにより、主な手続きが完了することとなり、事務の大幅な効率化が図られた。あわせて、生命保険会社歴を照会するための合格情報（一般課程試験）照会機能を追加した。

平成18年１月には、個人情報保護法への対応として、生命保険各社クライアント等端末でのユーザーID／パスワードによる個人認証機能、アクセス記録および分析機能を追加した。

平成19年２月には、センター機器の老朽化更改ならびに郵政民営化準備にともなうシステム基盤改造を実施するとともに、アクション・プラン対応により利用頻度が大幅に減った当協会

地方事務室端末を撤去した。また、金融庁電子申請システムの利便性向上にともない、財務局端末も撤去した。

［概要図］

①しけんネットシステムから送信される一般課程試験受験者データや変額・専門課程試験合格者データをDB（データベース）に反映する。
②生命保険各社は一般課程試験受験者等データを受信する（ホスト経由も選択可）。
③生命保険各社は登録申請・変更届出・廃業等届出処理を行う（ホスト経由も選択可）。
④生命保険各社は退社者・二重登録（・合格情報）・照会等照会系処理を行う（一部メニューはホスト経由も選択可）。
⑤生命保険各社は変額保険販売資格者登録処理を行う（ホスト経由も選択可）。
⑥協会本部は金融庁電子申請システムあて送信用の登録申請・変更・廃業等データを取得する。
⑦協会本部は金融庁電子申請システムあてに登録申請・変更・廃業等データを送信する。
⑧非代申会社等は代申会社による処理の結果、自社向けに作成されたデータを取得する（ホスト経由も選択可）。
⑨希望会社は登録原簿（会社別MT）の送付を受ける（CMTまたはCD-R）。

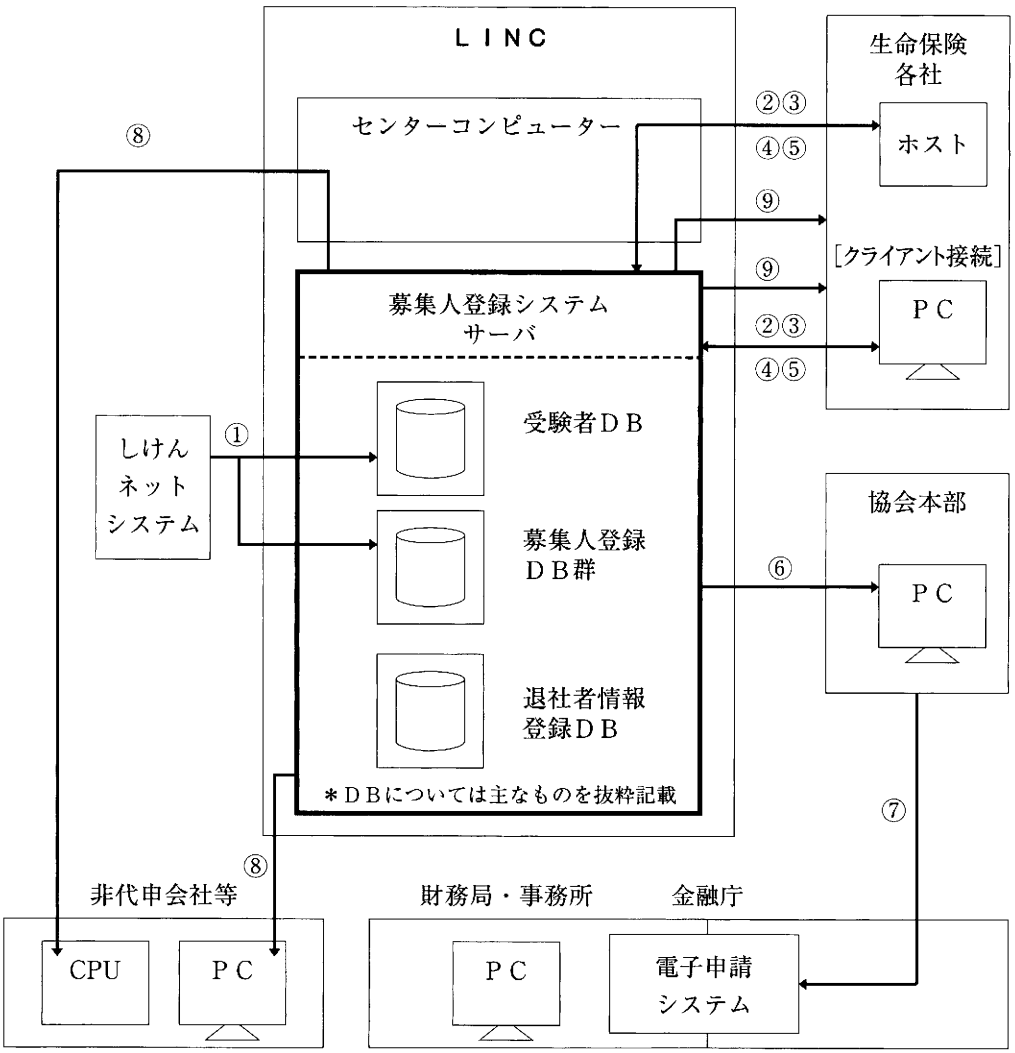

契約内容登録システム

生命保険業界では、生命保険加入時のモラルリスク防止対策の一環として、入院給付金の不正取得防止のための契約内容登録制度を昭和55年10月から設けている。この制度は、入院給付金付契約を引き受ける際に、登録センターに収録されている契約との重複加入の状況を確認し、契約諾否の参考とするものである。

制度発足当初は、入院給付金日額が一定額以上の契約を契約成立後に登録センターに登録していたが、モラルリスク防止対策を強化するため、生命保険各社の入院給付金付契約について、契約成立後ではなく成立前の段階でLINCを利用して登録センターに登録し、重複加入の状況がより的確に確認できるシステムを平成元年10月に開発した。さらに、平成６年10月には、死亡保険金についても同様のシステム対応を行った。

また、平成11年４月と平成12年４月に、死亡保険金の登録・回答基準を変更した。

さらに、平成13年４月に、名寄せDB（データベース）を関係データベースに移行する等のシステム再構築を行うとともに、給付金と死亡保険金の相互登録等の制度改訂を実施した。平成14年４月に、契約内容登録システムを活用する「契約内容照会制度」を全国共済農業協同組合連合会（JA共済）との間で稼働させた。

［概要図］

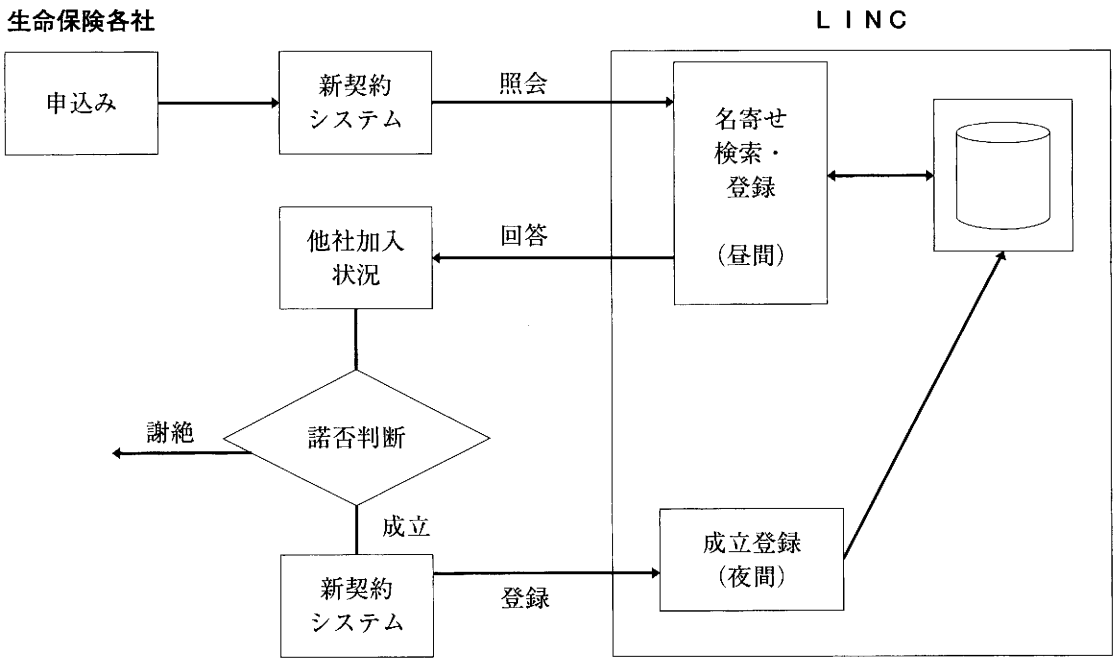

◆登録される内容

①被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市郡区）

②保険契約者の氏名、生年月日、性別、住所（市郡区）

③入院給付金の種類　④入院給付金の日額　⑤契約日、復活日

⑥普通死亡保険金額　⑦災害死亡保険金額

国民年金基金保険データ振分システム

国民年金基金制度は、国民年金の上乗せ年金制度として平成３年４月に発足した。生命保険会社は、基金制度の速やかな普及と加入者増を目的として国民年金基金保険を創設した。

これにともない、国民年金基金の加入者管理を一括して行っている国民年金基金連合会からの契約情報を当協会一本で受け、生命保険各社に振分・送信するためのシステムを開発した。

平成３年10月より初回掛金収納結果データの振分を開始した。当システムは、国民年金基金関係のデータだけではなく、①他の同様なデータの振分、②当協会から生命保険各社への振分だけでなく、生命保険会社から他の生命保険各社への振分にも拡張できるよう汎用性を持たせている。

［概要図］

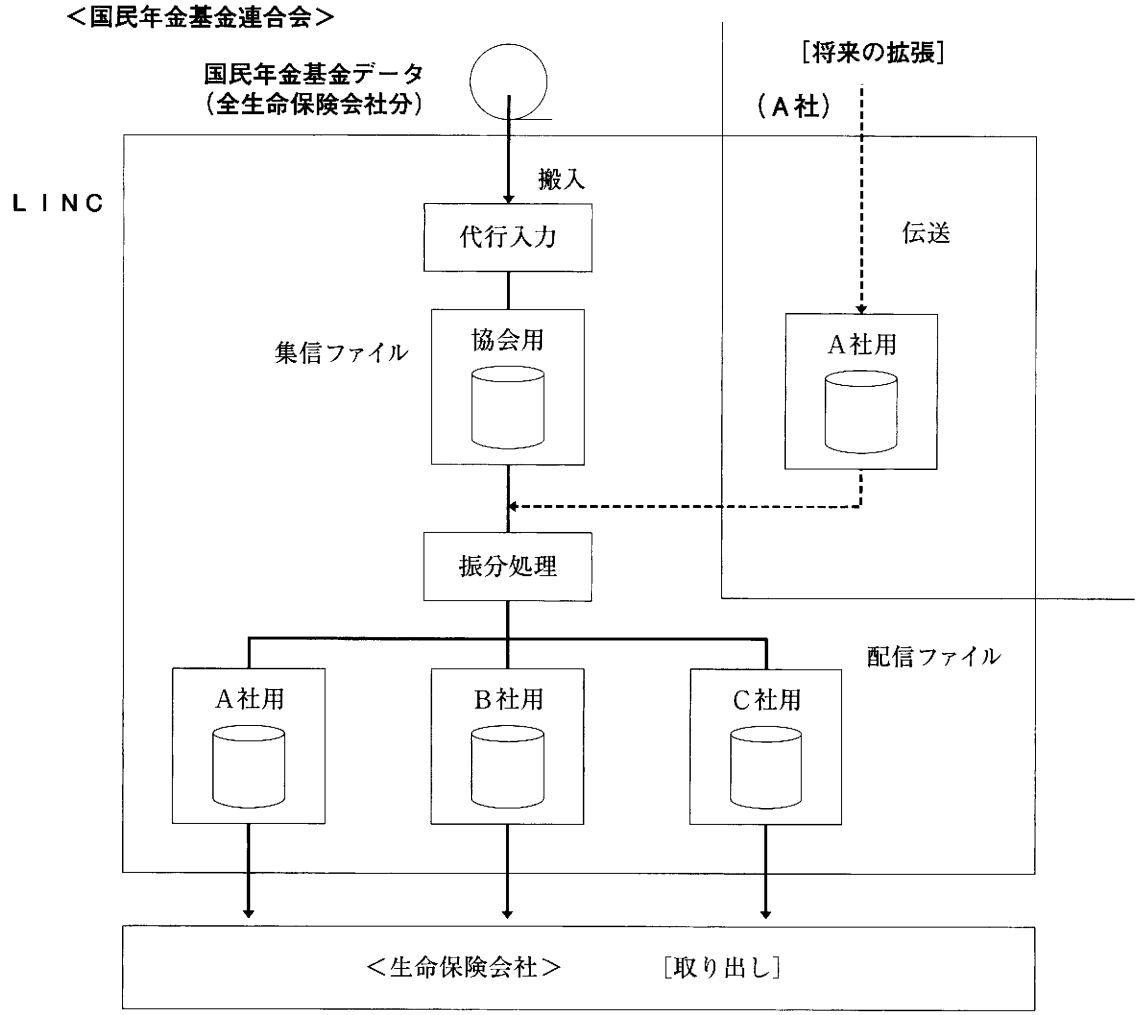

生命保険事業統計データ集配信システム

当システムは、当協会と生命保険各社の間で行っている多様な情報のやりとりについて、従来の紙ベースから通信ネットワークを介したオンラインシステムとして、平成５年７月に実現したものである。具体的には、生命保険各社のエンドユーザーがパソコンから発信した情報を通信ネットワーク（NNCS）を介して収集・蓄積し、センターで集計・加工をした後、生命保険各社の利用者に電子シートの形で集計結果他を迅速に提供するまでの工程を総合的に支援するオンラインシステムである。

なお、本システムの開発に際しては、従来の生保ネットワークとは別に、パソコンによる第二の生保ネットワークを構築し、生保ネットワークの強化および情報化時代への対応を図った。24時間・年中無休サービスが特徴の一つである。

平成６年度は事業統計関係資料の年次報告データについても対応し、平成７年５月より使用開始した。また、パソコンおよびOSの高機能化に対応するために、平成８年９月より、通信ソフトのレベルアップを実施した。平成11年５月には、運用コスト削減および利便性向上のための再構築が行われ、NNCSを利用した新システムを稼働している。平成17年12月には、センター機器をインターネット接続可能な設備に刷新し、生命保険各社との専用回線接続により発生していた運用コストの縮減を実現した。また、生命保険各社に専用ソフトのインストールが不要なブラウザを利用した仕組みとなった。これにともない、適用業務名を従前の呼称である「資料システム」から「生命保険事業統計データ集配信システム」に変更し、今日に至っている。

統合レポートデータ交換システム

厚生年金基金あてのディスクローズサービスとして、統合レポートの提供が平成９年４月より信託銀行で開始された。これは、統合レポート受託会社が、各運用受託機関ごとの運用状況をとりまとめ、データ作成基準や報告様式の統一化を図ることにより、基金側における各運用受託機関の公正な運用評価を可能とするものである。

従来は、信託銀行間で四半期ごとに、MT（磁気テープ）交換会場にテープを持参してデータの授受が行われていたが、平成13年度より生命保険会社も加わり、また毎月レポートが作成されることとなった。このため交換業務の効率化を目指し、生保・信託両業態間で統合レポートデータ交換システムを稼働させた。

支払査定時照会システム

支払査定時照会制度とは、参加会社（生命保険会社および共済団体）が、保険金・給付金・共済金等の支払査定時のモラルリスク対策強化を図るために、他の参加会社あてに支払状況および契約内容などについての照会を行い、それにより得た回答を支払査定の参考とするための制度である。

本制度で扱う個人情報は極めてセンシティブな内容であり、個人情報保護法の趣旨に沿って

システム開発を行った。同法の施行（平成17年４月）に先立つ平成17年１月に制度を創設し、その運営をサポートするためにLINC第十番目の業務として「支払査定時照会システム」を本稼働させた。

稼働後のレベルアップとして、平成17年３月に端末内のデータの暗号化を実施し、平成18年11月に伝送データの暗号化を実施した。

［概要図］

①照会元会社から送付された照会送付データを照会情報DBに登録する。
②照会受領データを照会先会社に配信する。
③照会先会社から送付された回答送付データを回答情報DBに登録する。
④回答受領データを照会元会社に配信する。
⑤回答受領（共有分）データを照会元会社および照会先会社（期限内に回答を行った会社のみ）に配信する。
⑥各処理について結果レポートを作成し、各社に配信する。
⑦月末営業日に照会情報DBと回答情報DBから月次利用実績を集計し、帳票出力する。

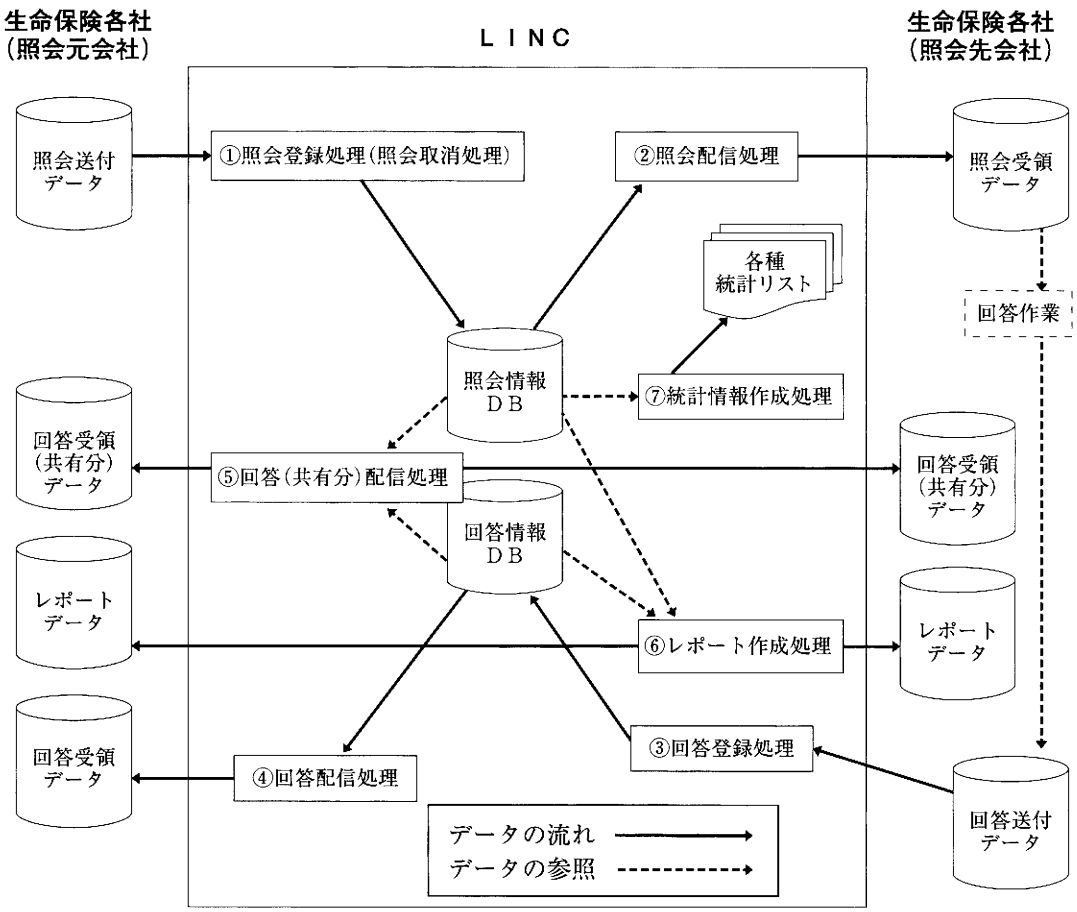

企業年金幹事間データ集配信システム

企業年金連合会からの「受託機関の資金決済期間の短縮化に関する要望書（平成18年８月24日付）」を踏まえ、副幹事業務の効率化と事務リスクの軽減、および、これらを背景とした総幹事・副幹事間の資金決済期間の短縮化を目的として、平成20年７月に「企業年金幹事間データ集配信システム」を本稼働させた。

当システムは、従来、総幹事・副幹事の間で郵送により送受信していた帳票の代替手段として、生命保険各社LINC―信託銀行DDX（信託年金データ交換システム）の電子接続により送受信する仕組みを実現している。

対象業務は当面「信託銀行と生命保険会社の共同引受の厚生年金基金および確定給付企業年金に関する総幹事から副幹事へ決済情報の通知」であるが、今後、対象業務・対象資料の拡張が可能な仕組みになっている。

なお、当システムは信託銀行と生命保険会社の幹事会社間のデータ集配信に使用するものであり、生命保険会社内の幹事会社と非幹事会社の決済データ交換については、「各社間決済システム」を使用している。

【主要処理の概要】

①総幹事Ａ生命、副幹事Ｘ信託　②総幹事Ａ生命、副幹事Ｙ信託　③総幹事Ａ生命、副幹事Ｚ信託
④総幹事Ｂ生命、副幹事Ｘ信託　⑤総幹事Ｂ生命、副幹事Ｙ信託　⑥総幹事Ｂ生命、副幹事Ｚ信託

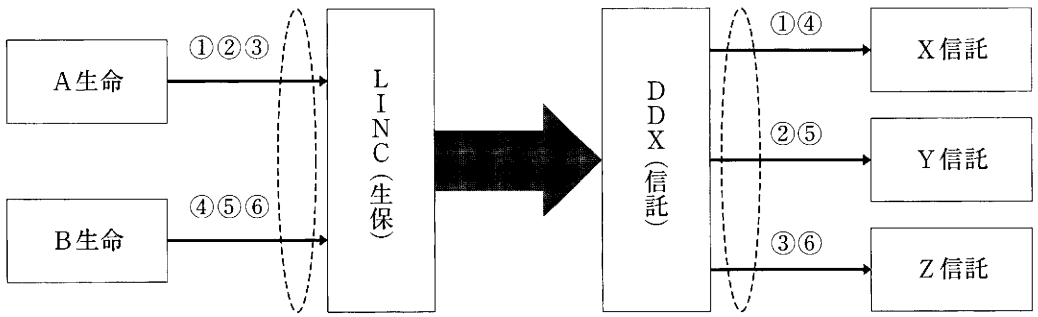

⑦総幹事Ｘ信託、副幹事Ａ生命　⑧総幹事Ｘ信託、副幹事Ｂ生命　⑨総幹事Ｘ信託、副幹事Ｃ生命
⑩総幹事Ｙ信託、副幹事Ａ生命　⑪総幹事Ｙ信託、副幹事Ｂ生命　⑫総幹事Ｙ信託、副幹事Ｃ生命

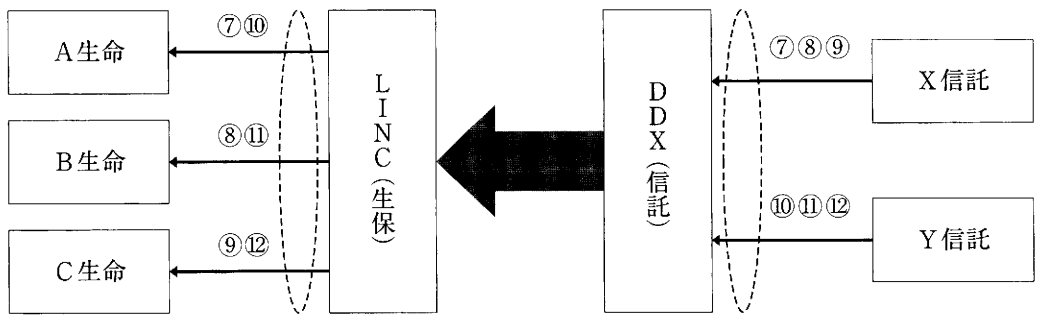

死亡率等統計システム

当協会では、毎年生命保険各社から死亡率等の調査用データを収集し、統計データとしてとりまとめている。標準体保険死亡率調査、条件体保険死亡率調査、年金死亡率調査、災害・疾病関係給付の諸統計および発生率調査の四つの調査を実施しており、このうち標準体保険死亡率調査については標準生命表作成の基礎データとして日本アクチュアリー会に提供している。

従来はLINC以外の外部委託先システムを活用していたが、約30年が経過して老朽化が進んだため、現システムと同等の統計処理機能を維持しつつ、安全性・継続性・拡張性に優れたLINCシステムとして、平成20年10月に本稼働させた。

生命保険各社と当協会とのデータ交換については、顧客情報漏えい防止機能強化・作業効率向上・ペーパーレス化推進の観点から、従来のテープ媒体や紙媒体ではなく、Web画面を中心とした暗号化伝送方式に切り替えた。

対象業務は、上記4調査以外に新たに三大疾病給付発生率調査を追加することとし、DB更新機能についても年度始保有データの洗替機能を追加開発した。

当システムは、平成20年10月に平成20年度調査結果データの取込みを開始し、平成21年6月に調査結果資料の作成を開始する。

主要処理の概要：標準体保険死亡率調査の場合の例

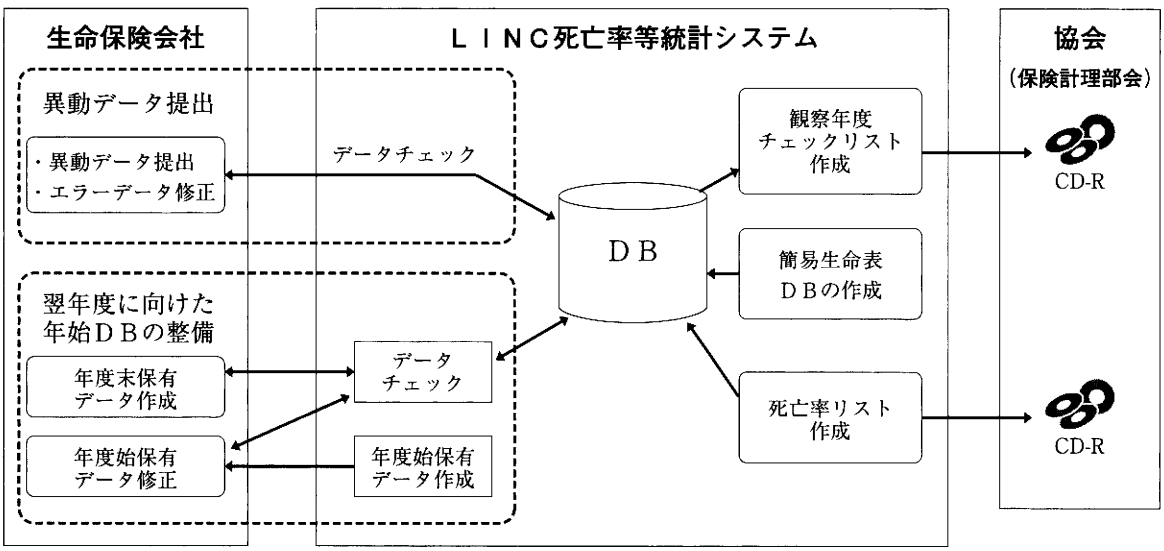

【調査の種類】

- 標準体保険死亡率調査（上記例）
- 条件体保険死亡率調査
- 年金死亡率調査
- 災害・疾病関係給付の諸統計および発生率調査
- 三大疾病給付発生率調査

3. 個人情報保護法への対応

当協会は、個人情報保護法上の個人情報取扱事業者であり、個人情報の取扱いについては、個人情報保護法ならびにその他関連する法令および規範を遵守し、自主的なルールおよび体制を確立するため個人情報保護方針を定め、これを実行し維持している。

また、当協会は、個人情報保護法に定める認定個人情報保護団体として、生命保険会社等の個人情報の適正な取扱いに向け、認定業務を適正かつ確実に行っている。

一方、LINC適用業務については「特定の者との共同利用」と整理され、LINCシステムが保有する個人データ（元々は各加盟生命保険会社が取得した個人データ）についても、当協会は、以下の個人情報保護法の義務規定を遵守する必要がある。

> （安全管理措置）
> 第二十条　個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
> （従業者の監督）
> 第二十一条　個人情報取扱事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。
> （委託先の監督）
> 第二十二条　個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

LINCにおける個人情報保護法対応としては、平成17（2005）年１月の金融庁の「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」、平成17年３月17日当協会理事会承認の「生命保険業における個人情報保護のための安全管理措置等についての実務指針」にもとづき、技術的安全管理措置面を中心に、対応優先度を考えて各種整備を以下のとおり順次実施している。

【平成16年度】

システム運用管理面では、LINCセンター運営に係るID管理強化、端末アクセス制御強化、外部記録媒体接続抑止、端末機能制限、本番データ利用制限等の運用改善と簡易なシステム変更で対応可能な技術的安全管理措置を中心に実施した。

【平成17年度】

システム運用管理面では、LINCセンターに設置している端末のアクセス記録保管期間延長など技術的安全管理措置強化、暗号化対応など保管・保存段階や消去・破棄段階における安全管理措置強化等のシステム改定が必要なものを実施した。

データ交換経路面では、LINCセンターのアクセスログ保管期間延長、全銀パスワード定期変更などLINCユーザーを対象とする努力措置規定の整備、募集人端末の安全管理措置強化、媒体搬送セキュリティ強化等の生命保険各社等にも影響のある項目を実施した。

【平成18年度以降】

金融庁の実務指針を受けて、平成17年３月に金融情報システムセンター(注)から「金融機関等コンピューターシステムの安全対策基準・解説版（第６版追補)」が発行され、蓄積・伝送データの漏えい防止に係る安全管理措置基準が明確化された。当基準は非常にハードルの高い内容であり、対応に相当の期間を要することから、平成17年12月に蓄積・伝送データの漏えい防止対応ロードマップを策定し、平成18年度以降計画的に以下の漏えい防止策（16案件）を、優先度に従って順次実施していくこととした。

・蓄積・伝送データの漏えい防止対策

①生命保険各社と交換する募集人登録原簿媒体（CD-R）の暗号化（平成18年４月）

②財務局等と交換する募集人登録原簿媒体（CD-R）の暗号化（平成18年４月）

③LINCとホスト接続している生命保険各社と交換するテープ媒体の暗号化（平成18年４月以降順次実施）

④業界共通試験委託業者と交換するテープ媒体の暗号化（平成18年６月）

⑤国民年金基金保険データ振分システムを利用する生命保険各社と交換するテープ媒体の暗号化（平成20年２月）

⑥LINC月払団体と交換するテープ媒体の暗号化（平成19年５月以降順次実施）

⑦LINC月払団体と交換するフロッピーディスク媒体の暗号化（平成19年５月以降順次実施）

⑧LINCとPC接続している生命保険各社と交換するフロッピーディスク媒体の暗号化（平成18年12月）

⑨LINCと回線接続している生命保険各社との伝送データ暗号化（平成18年11月～20年７月にかけて計画的に実施）

⑩支払査定時照会システム通信用PCソフトを利用する生命保険各社との伝送データ暗号化（平成18年11月）

⑪LINC月払団体との伝送データ暗号化（平成20年３月以降順次実施）

⑫LINCセンターと当協会本部間の伝送データ暗号化（平成19年８月）

⑬業界共通試験委託業者との伝送データ暗号化（平成18年１月）

⑭LINCシステム基盤の業務用DB等バックアップ媒体暗号化（平成19年３月）

⑮生命保険募集人登録システム基盤の業務用DB等バックアップ媒体の暗号化（平成19年２月）

⑯当協会本部設置の運用支援システムの蓄積情報漏えい防止対策（平成19年８月）

（注）財団法人 金融情報システムセンター（FISC：The Center for Financial Industry Information Systems）は、昭和59年11月に、当時の大蔵大臣の許可を得て、金融機関・保険会社・証券会社・コンピューターメーカー・情報処理会社等の出捐によって設立された機関で、重要な社会インフラである金融情報システムの安全性確保のための自主基準の策定や普及啓蒙活動を行うとともに、金融機関における情報システムの活用や安全性を巡る諸問題について調査・研究を行っている。今日、金融機関経営や金融インフラ整備の上でITの戦略的活用が極めて重要な課題となっており、FISCの役割も大きくなっている。

第13章　簡保・郵政民営化への対応

1. 予算概算要求への対応

各省庁は、毎年８月末までに財務省に翌年度予算の見積りに関する資料を提出することとなっており、これを概算要求と呼ぶ。省庁（郵政省、総務省、郵政事業庁）が郵政事業を行っていた間、簡保の業務拡大等の計画は予算概算要求において初めて公になるため、当協会としては毎年度の予算概算要求を注視し、「民業の補完」として創設された簡保の業務拡大等に通じるような要求が行われている場合には、反対意見の表明や大臣等関係方面への陳情等の活動を行ってきた。

平成10（1998）年度以降の簡保予算概算要求の概要と決着状況は、以下のとおりである。

なお、平成15年４月に簡保事業は日本郵政公社に移行され、以降、予算概算要求においては監督に関わる要求のみが計上されることとなったため、それ以降当協会として特段の対応は行っていない。

平成10年度（平成11年度概算要求）

項目		最終結果
高齢社会における安心のためのサービスの充実	○一病息災の時代に対応した保障サービスの提供	(注)の条件で認められた
	○生活設計に合わせた終身年金等の改善	認められず
安心して生活できる地域社会への貢献	○簡保加入者福祉施設のバリアフリーの実施・高度化	認められた
	○簡保加入者福祉施設におけるデイサービス的機能の拡充	認められた
	○ケア・タウン構想の充実	認められた
資金・運用制度の改善	○資産担保証券への運用等 ・資産担保証券への運用 ・余裕金の直接運用 ・政府保証債への運用	 認められた 認められず 認められず
	○地方公共団体との資金決済方法の改善	認められた

（注）平成13年４月から、限度額500万円。ただし、平成12年４月から、簡易保険の既契約者に対して保険契約の更新の際に限り、限度額300万円で販売。

平成11年度（平成12年度概算要求）

項目		最終結果
安心と信頼のための郵便局サービスの充実	○確定拠出年金制度への対応	認められた（注1）
	○インターネットによる簡保サービスの充実	認められた
郵便局ネットワークの開放と積極的活用	○民間バイク自賠責保険の取扱い	認められた（取扱開始は平成13年４月）（注2）
地域社会・国際社会への貢献	○簡保加入者福祉施設のバリアフリーの充実・高度化	認められた
	○簡保加入者福祉施設における子育て世代支援サービスの充実	認められた
事業運営基盤の整備	○簡易保険における審査体制の強化	認められた
	○簡易保険資金運用制度の改善 ・余裕金の直接運用 ・社債の運用基準の改正	 認められず 認められた

（注１）郵便局における確定拠出年金制度の加入申込受付業務・運営管理業務（個人型年金に限る）の実施や年金資産を運用する商品として郵便貯金・簡易保険を提供すること等を行う。

（注２）本件取扱いは250CC以下のバイクと原動機付自転車に限るものであること、この保険を扱う郵便局は保険業法上の代理店に対する規定すべてについて保険監督当局の監督に服すること等を条件とすることとされた。

平成12年度（平成13年度概算要求）

項目		最終結果
郵便事業のIT化の推進	○インターネットを活用した簡易保険の相談	認められた
お客さま相談体制の整備	○ITを活用した「かんぽコールセンター（仮称）」の設置	認められた
	○携帯端末機能の高度化による簡保のコンサルティング体制の整備	認められた
金融システム改革に対応した人材育成	○金融商品、預金者・契約者保護等に関する研修の実施	認められた
	○海外金融機関等へのトレーニーの派遣等	認められた

平成13年度（平成14年度概算要求）

項目		最終結果
「郵政公社」の設立に向けた基盤整備	○経営管理の充実	認められた
	○効率化の推進	認められた
	○公社への円滑な移行準備	認められた
郵便ネットワークの活用と利用者サービスの推進	○ワンストップサービスの推進	認められた
	○ITを活用したお客さま相談体制の充実	認められた
金融システム改革に対応した人材育成	○経営に関する情報開示の推進	認められた

2. 日本郵政公社の設立と協会の対応

平成10（1998）年6月に中央省庁等改革基本法が成立し、平成13年1月6日、郵政事業の企画・立案部門は総務省本省に、現業実施部門は総務省の外局である郵政事業庁に移行した。さらに、平成15年中には郵政事業庁が国営の郵政公社に変わることが同法のなかで定められた。

郵政事業の公社化に関する研究会

総務省は平成13年8月7日、中央省庁等改革基本法において平成15年中に設立することとされている日本郵政公社について、制度の具体的なあり方について検討を行うため「郵政事業の公社化に関する研究会」（総務大臣の研究会）を設置した。

研究会は計8回開催され、10月12日に開催された第3回研究会において、当協会は、意見表明を行った。

日本郵政公社法

郵政事業の公社化に関する研究会の最終報告を踏まえ、法案策定作業が行われ、平成14年4月26日、日本郵政公社法案および信書便法案が閣議決定され国会に提出された。また、5月7日には日本郵政公社法施行法案および信書便関係法整備法案等が閣議決定され国会に提出された。これら4法は7月24日に成立した。

日本郵政公社法の概要は以下のとおりである。

日本郵政公社法の概要

1　目　的

日本郵政公社は、中央省庁等改革基本法第三十三条第一項に規定する国営の新たな公社として、独立採算制の下、信書及び小包の送達の役務、簡易で確実な貯蓄、送金及び債権債務の決済の手段並びに簡易に利用できる生命保険を提供する業務、当該業務を行うための施設その他の経営資源を活用して行う国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展に資する業務等を総合的かつ効率的に行うことを目的とする。【第1条】

2　概　要

(1) 業務運営

ア　業務の範囲

公社は、

①郵便、郵便貯金、郵便為替、郵便振替、簡易生命保険の業務

②印紙の売りさばき、恩給その他の国庫金の支払の業務

を行うほか、国債等の募集の取扱い等、外貨両替・旅行小切手の売買の業務、その他特殊法人等からの委託による業務を行うことができる。【第19条】

イ　郵便局

公社は、郵便、郵便貯金、郵便為替、郵便振替、簡易生命保険の業務を行うため、郵便局

をあまねく全国に設置しなければならない。【第20条】

ウ　出資

公社は、郵便の業務の運営に特に必要がある場合には、総務大臣の認可を受けて、当該業務に密接に関連する政令で定める事業を行う者に出資することができる。【第21条】

エ　中期経営目標等

公社は、総務大臣の認可を受けて、４年を１期とする経営に関する具体的な目標（中期経営目標）及び中期経営目標を達成するための中期経営計画を定める。【第24条】

公社は、中期経営計画に基づき、その事業年度の経営に関する計画（年度経営計画）を定める。【第25条】

総務大臣は、各事業年度及び中期経営目標に係る公社の業績評価を行う。【第26・27条】

(2) 財務及び会計

ア　企業会計原則

公社の会計は、企業会計原則によるものとする。【第29条】

イ　財務諸表等

公社は、毎事業年度、財務諸表を作成し、総務大臣の承認を受けなければならない。財務諸表においては、郵便業務、郵便貯金業務及び簡易生命保険業務の区分ごとの内訳を明らかにしなければならない。【第30条】

財務諸表及び事業報告書については、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。【第31条】

ウ　利益及び損失の処理

公社は、毎事業年度の損益計算において利益を生じたときは、積立金として積み立て、損失を生じたときは、積立金を減額して整理しなければならない。【第36条】

エ　国庫納付

公社は、中期経営計画の期間の最後の事業年度に係る利益又は損失の積立金等としての整理を行った後、公社の経営の健全性を確保するために必要な額として政令で定めるところにより計算した額（基準額）を超える額の積立金がある場合において、当該期間中の積立金の増加額のうち、基準額を超えて増加した部分について、政令で定める基準により計算した額を、国に納付するものとする。【第37条】

オ　資金の運用

公社は、郵便貯金資金、郵便振替資金及び簡易生命保険資金について、それぞれ、法令で定める方法以外には運用してはならない。また、公社は、郵便貯金資金又は簡易生命保険資金を郵便業務に融通するときは、国債の利回りその他の市場金利に即した利率を付さなければならない。【第41～45条】

(3) 人事管理

ア　役員及び職員の身分

公社の役員及び職員は、国家公務員とする。【第50条】

イ　役員の報酬等

公社は、役員の報酬及び退職手当の支給の基準を定め、総務大臣に届け出る。【第51条】

ウ　役員の服務

役員は、守秘義務、政治的行為の制限、私企業からの隔離等の服務義務を負うものとする。【第52条】

(4) 監督

ア　報告徴収及び立入検査

総務大臣は、必要があると認めるときは、公社に対し、報告をさせ、又は立入検査をできるものとする。【第58条】

総務大臣は、立入検査の権限の一部を、内閣総理大臣（金融庁長官）に委任することができる。【第59条】

イ　経営改善命令

総務大臣は、業績評価の結果必要があると認めるとき等において、公社に対し、経営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。【第60条】

ウ　法令違反等の是正命令

総務大臣は、報告徴収又は立入検査の結果、公社の業務又は会計が法令等に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、その是正措置をとるべきことを命ずることができる。【第61条】

(5) その他

ア　郵政監察官

公社に、郵政事業に対する犯罪について司法警察員の職務を行う郵政監察官を置く。【第63条】

イ　国会への報告

総務大臣は、中期経営目標及び中期経営計画の認可、財務諸表の承認について、国会に報告する。【第64条】

ウ　経営等に関する情報の公表

中期経営目標、業績評価の結果のほか、財務、業務及び組織の状況その他経営内容に関する情報を公表する。【第65条】

3　施行期日

この法律は、平成15年４月１日から施行する。【附則第１条】

（出典：総務省ホームページ）

なお、日本郵政公社法施行法において、日本郵政公社の設立準備、職員の身分引継ぎ、権利義務の承継等日本郵政公社法の施行に必要な事項が規定されるとともに、関係法律の整備等が行われた。簡易保険についての基本的事項を定めた簡易生命保険法についても、一部改正が行われ、①簡易生命保険の保険金等に対する支払保証は引き続き行うこととし所要の規定の改正を行う、②これまで総務大臣が定めていた簡易生命保険約款および保険料の算出方法は総務大

臣の認可を受けて日本郵政公社が定める、③簡易保険福祉事業団は廃止し、加入者福祉施設の設置および運営を日本郵政公社に行わせることとする、等が定められた。

また、同法に係る政省令も順次手当てがなされ、日本郵政公社法施行令および日本郵政公社法施行法施行令は平成14年12月18日、日本郵政公社法施行規則および日本郵政公社法施行法施行規則は平成15年１月14日にそれぞれ公布された。

日本郵政公社設立会議

日本郵政公社法施行法第２条において、「総務大臣は、設立委員を命じて、公社の設立に関する事務を処理させる」旨規定され、設立委員は、公社の業務方法書や中期経営目標、中期経営計画、簡易生命保険約款、簡易生命保険の保険料算出方法書などを作成または定め、総務大臣の認可を得なければならないこととされた。なお、初代総裁となった生田正治氏（株式会社商船三井会長）をはじめ14名の設立委員は平成14年９月27日に任命された。

設立委員で構成する日本郵政公社設立会議は平成14年10月から平成15年３月まで計８回開催された。

協会の対応

＜平成13年９月21日＞

簡易保険事業のあり方に対する当業界の考え方をとりまとめたパンフレット「肥大化する簡易保険事業の抜本的な見直しを!!」を当協会は作成、関係方面に配布した。

＜平成13年10月12日＞

第３回郵政事業の公社化に関する研究会において、９月21日に公表したパンフレットの内容に沿い、当協会は、意見表明を行った。意見表明の概要は以下のとおりである。

・中央省庁等改革基本法によると、郵政公社においては三事業の兼営など、民間生保会社にはない特典が存置され、問題の根本的な解決が図られない枠組みとなっている一方、「自律的かつ弾力的な経営」を可能にするなど事業運営の制約を緩和する方向が示されており、問題拡大の懸念がある。
・このため、可能な限りの競争条件の同一化、事業特典に対応した事業運営の制約など、郵政事業の問題点を軽減するための措置を講じることが必要である。
・具体的な措置としては、第一に、民業の補完の目的規定化、加入限度額の引下げ等民業の補完の範囲内での業務展開、第二に、国民負担の軽減の観点から租税相当額等の国庫納付等を、第三に保険契約者保護の観点から金融庁主導での監督等、が必要である。

＜平成13年11月27日＞

11月13日にパブリックコメント手続に付された中間報告骨子案に対し、当協会は第３回研究会における意見表明の内容をより詳細に述べた意見書を総務省あてに提出した。

＜平成13年11月28日＞

当協会、全国銀行協会、農林中央金庫をはじめとした民間金融12団体により構成される「郵貯・簡保問題に関する金融団体中央連絡協議会」において、「郵政事業の公社化に対する私どもの意見」をとりまとめ、金融庁、財務省、総務省を訪問し、意見表明を行った。

＜平成13年12月20日＞

公社関係法案の骨格部分をまとめた「中間報告」が公表されたことを受け、当協会は、意見表明を行った。

＜平成14年１月16日＞

全国生命保険労働組合連合会（生保労連）主催、当協会協賛により「郵政三事業問題フォーラム」を開催し、「郵政三事業の問題点とあるべき姿」「郵政公社化の概要と問題点」「簡保事業の改革の方向性」「生保市場の健全な発展に向けて」について議論を行った。これを受け、簡保事業の改革の方向性などについて、当協会は、意見表明を行った。

＜平成14年３月４日＞

全国銀行協会主催、当協会他共催の「公的金融問題フォーラム」を開催し、郵政事業ならびに政府系金融機関のあり方を含めた公的金融について議論を行った。これを受け、日本郵政公社法案の問題点等について、当協会は、意見表明を行った。

＜平成14年４月26日＞

日本郵政公社法案が閣議決定されたことを受け、当協会は、意見表明を行った。

＜平成14年７月24日＞

日本郵政公社法等が成立したことを受け、当協会は、以下のとおり意見表明を行った。

「日本郵政公社法」及び「簡易保険事業の将来的な在り方」について

平成14年７月24日
生命保険協会
会長　横　山　進　一

生命保険協会は、かねてより、自由かつ公平な市場経済ならびに生命保険事業の健全な発展を図る観点から、簡易保険事業の在り方について、縮小・廃止もしくは民間生命保険会社との競争条件を整備した上での民営化といった抜本的な見直しの必要性を主張してきており、先般の協会長就任時の所信においても表明したところである。

簡易保険事業の郵政公社への移行にあたって、抜本的な問題解決はできないものの、問題軽減のための措置が必要であるとの考え方にもとづき、かねてより当協会は、「民業の補完」の目的規定化、加入限度額の引き下げ、金融庁主導での監督の実施、租税相当額等の国庫納付等の措置を講じるべき旨を主張してきた。加えて、「日本郵政公社法案」等の閣議決定の際にも、

これらの措置が充分に講じられていなかったことから、所要の措置を講ずるよう改めて要望したところである。

しかしながら、本日、成立した「日本郵政公社法」ならびに改正「簡易生命保険法」では、これら必要な措置が講じられなかったばかりか、国庫納付の条件・額について、極めて限定的なものとするような後退感のある修正のみがなされたため、民間生命保険会社との競争条件の同一化は図られていない。そのため、簡易保険事業のさらなる肥大化が強く懸念される結果となっており、問題は極めて大きいと言わざるを得ない。

今後、郵政公社の具体的運営などを定める政省令の策定等においては、健全な生命保険市場・金融市場の発展、国民負担の軽減の視点から必要な措置が講じられるとともに、郵政公社が健全な生保市場・金融市場の発展を阻害することのないよう、その業務運営について、関係各方面との充分な事前協議を行うことを強く要望する。

今般、当協会では、簡易保険事業の将来的な在り方に関し、その見直しの具体的方策について提言を取りまとめたが、郵政公社を最終的な簡易保険の事業形態とせず、抜本的な見直しに向けた検討が早急に進められるよう、ここに強く要望する次第である。

＜平成14年９月９日＞

「郵政事業の公社化に関する研究会」の最終報告書が公表されたのを受け、当協会は、意見表明を行った。

＜平成14年12月13日＞

日本郵政公社法施行令等が閣議決定されたことを受け、当協会は、意見表明を行った。

＜平成14年12月20日＞

12月16日に開催された第５回設立会議において、平成15年４月からの４年間の日本郵政公社の事業目標・計画となる「中期経営目標・中期経営計画」の骨子案が提示された。これを受け、当協会は、意見表明を行った。

＜平成15年１月16日＞

日本郵政公社設立会議において、日本郵政公社の中期経営目標・中期経営計画の認可申請案がとりまとめられたことを受け、当協会は、意見表明を行った。

＜平成15年４月１日＞

当協会、全国銀行協会、農林中央金庫をはじめとした民間金融11団体で構成される「郵貯・簡保問題に関する金融団体中央連絡協議会」が、日本郵政公社設立にあたり、民間金融団体の総意として郵政事業改革の必要性を訴える意見書を公表した。

「日本郵政公社」設立に当たっての私どもの意見

本日、郵便貯金事業・簡易保険事業は、郵便事業とともに三事業一体で、その運営主体を、国（郵政事業庁）から国営の「日本郵政公社」に移行した。

平成13年11月、私ども民間金融団体は、「郵政事業の公社化に対する私どもの意見」をとりまとめ、郵貯・簡保事業について、①民間金融機関との間の公平・公正な競争条件の確保、②「民業補完」等の目的の設置法への明記と預入限度額・加入限度額の引下げ、③業務範囲の拡大の凍結、の三点を訴えてきた。

しかしながら、公社化に際して、私どもの主張はほとんど考慮されず、国家保証や各種税負担の免除等の「官業ゆえの特典」が温存され、郵貯・簡保事業がこれまで抱えてきた国民負担や金融資本市場への悪影響といった問題点は解消されるとは言い難い状況にある。

このため、日本郵政公社の事業運営は、「官業ゆえの特典」を有したまま、「民間的な経営手法の活用」のみが強調されることにより、郵貯・簡保事業のさらなる肥大化を招きかねない。この場合、日本郵政公社と民間金融機関との競合関係が一層強まるとともに、これまで私どもが指摘してきた郵貯・簡保事業の抱える問題が、一段と深刻化する恐れがある。

したがって、私どもは、一日も早い郵貯・簡保事業の抜本的改革、すなわち、郵貯・簡保事業の廃止、もしくは民間金融機関との公平・公正な競争を確保したうえでの分割・民営化が不可欠であると考える。

私ども民間金融機関は、右の観点から、日本郵政公社の設立に当たって、左記の通り総意を表明する。

記

一.「官業としての特典」を有したまま日本郵政公社に移行された郵貯・簡保事業については、「民間でできるものは民間に委ねる」との基本原則に則り、国民経済的観点から、廃止もしくは民間金融機関との間の公平・公正な競争条件を確保したうえでの分割・民営化による抜本的な改革を早急に行うべきである。

一. 公社形態である間は、国営事業の枠を超え、民間が担うべき事業領域への進出を企図することのないよう業務範囲の拡大を凍結するとともに、制度本来の目的に立ち返り、預入限度額および加入限度額を引き下げ、規模の縮小を図るべきである。

一. 政府は、直ちに、公社後の抜本的な郵政事業改革に向けた具体的な改革工程表を策定し、抜本的改革に関する基本方針の策定時期（例えば今後一年以内）を定めたうえで、その基本方針策定のため民間人による第三者機関を設置するべきである。

以上

平成15年４月１日

郵貯・簡保問題に関する金融団体中央連絡協議会

日本郵政公社の概要

平成15年４月１日に日本郵政公社が設立された。設立時における日本郵政公社の概要は以下のとおりである。

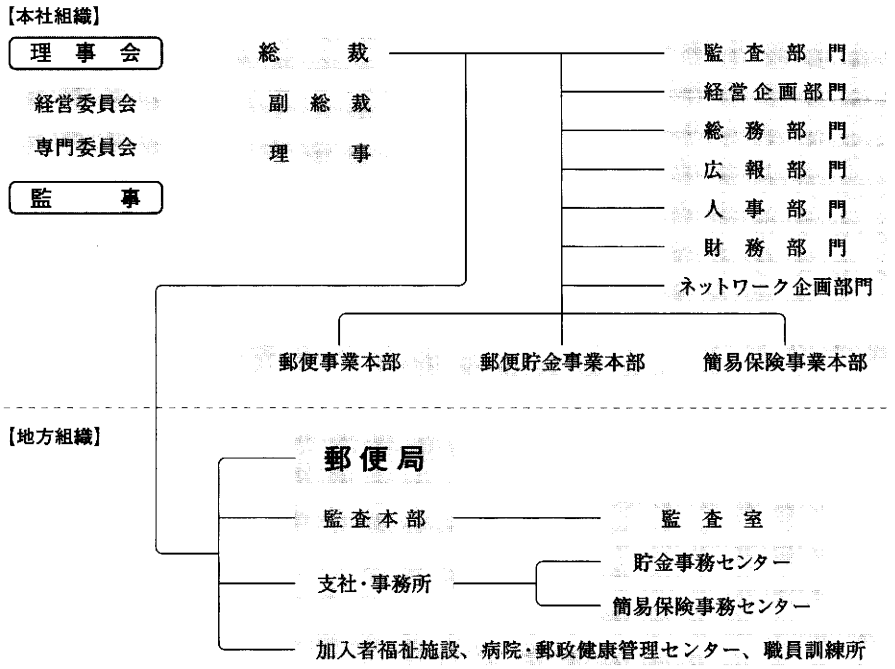

（出典：日本郵政公社ホームページ）

倍型終身保険（ながいきくんバランス型）の発売への対応

平成15年９月17日、日本郵政公社は、概要以下の簡易生命保険約款および保険料の算出方法書の変更について、総務省へ認可申請するとともに同日発表した。

日本郵政公社は、次のとおり簡易保険の商品・サービスの改善を図るため、総務大臣に対し、簡易生命保険約款及び保険料の算出方法書の変更について認可申請を行います。

(1) 終身保険

低廉な保険料で小口の終身保障という利用者ニーズに応えるため、普通終身保険を見直し、一定年齢に達した後の死亡保障を低くして、より安い保険料で終身保険に加入できるようにします。主な特徴は、次のとおりです。

・被保険者が死亡したときに死亡保険金を支払う
・保険料払込済年齢に達した後の死亡保険金額は、保険料払込済年齢に達する前の死亡保険金額の２分の１（老年期保険金１／２縮減型）又は５分の１（老年期保険金１／５縮減型）とする
・加入できる保険金額（基準保険金額）の最高は1,000万円

(2) 特別養老保険の満期年齢

高齢化が進展している中で、高齢者の保障ニーズに応えるため、２倍型特別養老保険の満期年齢の上限を70歳から75歳に引き上げるとともに、加入年齢の上限を60歳から65歳とします。

(3) 実施時期等

総務大臣の認可を得た後、平成16年１月１日から簡易保険の商品・サービスの改善を実施する予定です。

（出典：日本郵政公社報道発表資料）

これに対し、当協会では、同日、直ちに意見表明を行い、日本郵政公社が持つ官業ゆえのさまざまな特典を軽減する措置が何ら講じられていないなかで、さらに競合を激化させ、民業を圧迫するような商品改定は容認できないこと、特に終身保険の新商品については、民間生命保険会社の多くが主力商品としている定期保険特約付終身保険と直接競合する商品であり、民間生命保険会社の経営に重大な影響を及ぼしかねないことから、断固反対であることを主張した。

当協会ではその後も、日本郵政公社や公社を監督する総務省、認可申請について審議を行う郵政行政審議会貯金・保険サービス部会委員等関係方面への働きかけを実施した。

また、米国通商代表部（USTR）や全国生命保険労働組合連合会、全国共済農業協同組合連合会、在日米国商工会議所、米国生命保険協会、カナダ生命・健康保険協会、欧州委員会等が、声明の発表、総務大臣あての書簡や要望書の提出、総務省への来訪などを通じて、反対意見を表明した。

こうした当業界をはじめとした多くの反対の声にもかかわらず、11月14日、郵政行政審議会貯金・保険サービス部会は、簡易生命保険法第102条第３項等(注)に抵触しないという理由から、「認可することが適当である」旨の答申を出し、これを受けた総務大臣は「民間生命保険業界に大きな影響を与えることはない」との前提のもと、認可を行った。

（注）簡易生命保険法第102条第３項

総務大臣は、第一項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一　保険契約の内容が、加入者の保護に欠けるおそれのないものであること。

二　保険契約の内容に関し、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

三　保険契約の内容が、公の秩序又は善良の風俗を害する行為を助長し、又は誘発するおそれのないものであること。

四　保険契約の内容が明確かつ平易に定められたものであること。

五　その他総務省令で定める基準

簡易生命保険法施行規則第19条第２項

法第102条第３項第５号に規定する総務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　加入できる保険金額若しくは年金額の最低金額若しくはその単位、保険料の払込方法又は保険金等の支払方法その他の保険契約の内容が、簡易生命保険が簡易に利用できる生命保険として国民に提供される制度であることに留意したものであり、加入者の需要及び利便に適合した妥当なものであること。

二　保険契約の締結（被保険者の同意を必要とする契約の変更を含む。）又は保険金受取人の指定若しくは変更の手続に関し、保険契約に係る被保険者の同意の方式が、被保険者の書面により同意する方式その他これに準じた方式であり、かつ、当該同意の方式が明瞭に定められていること。

当協会としては、認可後も、日本郵政公社に対し、商品発売の自粛を求める等の対応を行ったが、最終的に倍型終身保険（ながいきくんバランス型）は平成16年１月より販売が開始された。

同商品は発売初期、簡易保険の新契約件数全体の10%弱の販売件数であったが、徐々に占率

を高め、平成19年９月時点では新契約件数全体の約19%を占める主力商品となった。

3. 郵政民営化と協会の対応

平成13（2001）年４月26日、小泉純一郎衆議院議員が、第87代内閣総理大臣に就任した。

小泉総理大臣は、元来の郵政民営化論者であり、５月に開かれた第151回通常国会における所信表明演説において、「郵政三事業については、予定どおり平成15年の公社化を実現し、その後の在り方については、早急に懇談会を立ち上げ、民営化問題を含めた検討を進め、国民に具体案を提示する」旨を表明した。

小泉総理大臣は平成13年５月31日、郵政三事業の公社化後のあり方について、民営化問題を含め具体的に検討を進めることを目的として「郵政三事業の在り方について考える懇談会」の開催を決定し、懇談会は内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣および関係大臣ならびに田中直毅氏はじめ10名の有識者によって構成された。

平成14年９月６日に開催された第10回懇談会で最終報告書が公表され、同報告書において、公社形態での事業運営について「事業活動に種々の制約を受けるとともに、税制等の恩典を享受する国営公社が、郵政事業が抱える様々な課題を解決することについては、限界がありうることを考慮しておく必要がある」としたうえで、「郵政三事業が果たしてきた機能」「郵政三事業を取り巻く環境の変化」「公社化後の在り方を考える視点」について分析が行われた。

さらに、郵政事業の民営化を実施するとした場合の典型的と思われる民営化に関する三つの類型を示したうえで、その特徴や留意点について解説が行われた。

平成15年の参院選後、小泉総理大臣は９月22日に第2次改造内閣を発足させ、基本方針を策定、郵政民営化について以下の指示を行った。

> 郵政事業（郵貯・簡保・郵便）を平成19年から民営化する。このため、来年秋頃までに民営化案をまとめ、平成17年に改革法案を国会に提出する。

また、組閣に際し、竹中平蔵内閣府特命担当大臣（金融・経済財政政策）に対し、「郵政の民営化に関しては、経済財政諮問会議でその基本的な方針について議論してとりまとめるよう」指示が行われ、経済財政諮問会議での議論が開始された。

経済財政諮問会議における主な議論は以下のとおりである。

日　程	概　要
平成15年 9月26日	・小泉内閣総理大臣より概要以下の説明あり ＊郵政の問題は、本丸中の本丸であり、内閣の最大の課題である ＊郵政民営化の基本方針についての検討・取りまとめを経済財政諮問会議で行う ＊基本方針の検討、取りまとめに係る担当は、経済財政諮問会議を担当する竹中経済財政政策担当大臣とする
10月17日	・内閣府と総務省の事務連絡や基礎的な情報収集・データ作成を行うことを目的として郵政民営化連絡協議会を設置することを決定

平成16年 4月26日	・「郵政民営化に関する論点整理」のとりまとめ
5月23日	・郵政民営化地方懇談会（旭川）
6月 5日	・郵政民営化地方懇談会（名古屋）
6月 6日	・郵政民営化地方懇談会（さいたま）
9月10日	・「郵政民営化の基本方針」をとりまとめ、答申

郵政民営化の基本方針（抄）

平成16年 9 月10日

明治以来の大改革である郵政民営化は、国民に大きな利益をもたらす。

①郵政公社の 4 機能（窓口サービス、郵便、郵便貯金、簡易保険）が有する潜在力が十分に発揮され、市場における経営の自由度の拡大を通じて良質で多様なサービスが安い料金で提供が可能になり、国民の利便性を最大限に向上させる。

②郵政公社に対する「見えない国民負担」が最小化され、それによって利用可能となる資源を国民経済的な観点から活用することが可能になる。

③公的部門に流れていた資金を民間部門に流し、国民の貯蓄を経済の活性化につなげることが可能になる。

こうした国民の利益を実現するため、民営化を進める上での 5 つの基本原則（活性化原則、整合性原則、利便性原則、資源活用原則、配慮原則）を踏まえ、以下の基本方針に従って、2007 年に日本郵政公社を民営化し、移行期を経て、最終的な民営化を実現する。

1．基本的視点

4 機能が、民営化を通じてそれぞれの市場に吸収統合され、市場原理の下で自立することが重要。そのための必要条件は以下の通り。

(1) 経営の自由度の拡大

・民営化した後、イコールフッティングの度合いや国の関与のあり方等を勘案しつつ、郵政公社法による業務内容、経営権に対する制限を緩和する。

・最終的な民営化においては、民間企業として自由な経営を可能とする。

(2) 民間とのイコールフッティングの確保

・民間企業と競争条件を対等にする。

・民営化に伴って設立される各会社は、民間企業と同様の納税義務を負う。

・郵貯と簡保の民営化前の契約（以下、「旧契約」と言う。）と民営化後の契約（以下、「新契約」と言う。）を分離した上で、新契約については、政府保証を廃止し、預金保険、生命保険契約者保護機構に加入する。（通常貯金については、すべて新契約とする。）

(3) 事業毎の損益の明確化と事業間のリスク遮断の徹底

・各機能が市場で自立できるようにし、その点が確認できるよう事業毎の損益を明確化する。

・金融システムの安定性の観点から、他事業における経営上の困難が金融部門に波及しないようにするなど、事業間のリスク遮断を徹底する。

2．最終的な民営化時点における組織形態の枠組み

(1) 機能ごとに株式会社を設立

・4機能をそれぞれ株式会社として独立させ、窓口ネットワーク会社、郵便事業会社、郵便貯金会社、郵便保険会社とする。

(2) 地域会社への分割

・窓口ネットワーク会社、郵便貯金会社及び郵便保険会社を地域分割するか否かについては、新会社の経営陣の判断に委ねることにする。

(3) 持株会社の設立

・経営の一体性を確保するために、国は、4事業会社を子会社とする純粋持株会社を設立する。郵便貯金会社、郵便保険会社については、移行期間中に株式を売却し、民有民営を実現する。その際には、新会社全体の経営状況及び世界の金融情勢等の動向のレビューも行う。国は、持株会社の発行済み株式総数の3分の1を超える株式は保有する。

(4) 公社承継法人

・郵貯と簡保の旧契約とそれに見合う資産勘定（以下、「公社勘定」と言う。）を保有する法人を、郵政公社を承継する法人として設立する。

・公社勘定の資産・負債の管理・運用は、郵便貯金会社及び郵便保険会社に委託する。

3．最終的な民営化時点における各事業会社等のあり方

最終的な民営化時点における各事業会社等のあり方は、以下の通り。なお、分社化に必要となる枠組み等については、郵政民営化法案（後述）に盛り込む。

(1) 窓口ネットワーク会社

（ア）業務の内容

・適切な受託料の設定及び新規サービスの提供により、地域の発展に貢献しつつ、収益力の確保を図る。

・そのため、郵便、郵便貯金、郵便保険の各事業会社から窓口業務を受託する。また、例えば、地方公共団体の特定事務、年金・恩給・公共料金の受払などの公共的業務、福祉的サービスなど地方自治体との協力等の業務を受託する。

・民間金融機関からの業務受託の他、小売サービス、旅行代理店サービス、チケットオフィスサービスの提供、介護サービスやケアプランナーの仲介サービス等地域と密着した幅広い事業分野への進出を可能にする。

（イ）窓口の配置等

・窓口の配置についての法律上の取り扱いは、住民のアクセスが確保されるように配置するとの趣旨の努力義務規定とし、具体的な設置基準のあり方等は制度設計の中で明確化する。

・代替的なサービスの利用可能性を考慮し、過疎地の拠点維持に配慮する一方、人口稠密地域における配置を見直す。

・窓口事業の範囲は、原則として郵便局における郵便集配業務を除く郵便、郵便貯金、郵便保険に係る対顧客業務及び上記（ア）の業務とする。

(2) 郵便事業会社　（略）
(3) 郵便貯金会社　（略）
(4) 郵便保険会社
（ア）業務の内容
・民間生命保険会社と同様に、保険業法等の一般に適用される金融関係法令に基づき業務を行う（窓口業務や集金業務は窓口ネットワーク会社に委託）。
（イ）新旧契約の分離
・民間企業と同様に納税義務を負うとともに、新規契約分から郵便保険の政府保証を廃止し、生命保険契約者保護機構に加入する。
・公社勘定は公社承継法人が保有し、その管理・運用を郵便保険会社が受託する。運用に当たっては、安全性を重視する。
(5) 公社承継法人
（ア）業務の内容
・郵貯・簡保の既契約を引継ぎ、既契約を履行する。
・郵貯・簡保の既契約に係る資産の運用は、それぞれ郵便貯金会社及び郵便保険会社に行わせる。
（イ）公社勘定の運用
・公社勘定に関する実際の業務は郵便貯金会社及び郵便保険会社に委託し、それぞれ新契約分と一括して運用する。
・公社勘定の運用に際しては、安全性を重視する。
・公社勘定については、政府保証、その他の特典を維持する。
・公社勘定から生じた損益は、新会社に帰属させる。
4．移行期・準備期のあり方
(1) 移行期のあり方
民営化の後、最終的な民営化を実現するまでの間を、移行期と位置付ける。移行期のあり方は以下の通り。
（ア）移行期における組織形態
・国は、日本郵政公社を廃止し、4事業会社と国が全額株式を保有する純粋持株会社を設立する。設立時期は2007年4月とする。情報システムの観点からそれが可能かどうかについては、専門家による検討の場を郵政民営化準備室に設置し、年内に結論を得る。窓口ネットワーク会社及び郵便事業会社の株式については、持株会社が全額保有するが、郵便貯金会社、郵便保険会社については、移行期間中に株式を売却し、民有民営を実現する。その際には、新会社全体の経営状況及び世界の金融情勢等の動向のレビューも行う。また、国は、移行期間中に持株会社の株式の売却を開始するが、発行済み株式総数の3分の1を超える株式は保有する。
・公社承継法人を設立する。公社承継法人は、郵便貯金、簡易保険の旧契約を引継ぎ履行することを業務とする。旧契約の管理・運用は郵便貯金会社と郵便保険会社に行わせる。

（イ）経営の自由度

・窓口ネットワーク事業においては、試行期間を設けつつ、民間金融商品等の取り扱いを段階的に拡大し、地域の「ファミリーバンク」、「ワンストップ・コンビニエンス・オフィス」として地域密着型のサービスを提供する。

・郵便事業会社においては、国際的な物流市場をはじめとする新分野への進出を図る。

（ウ）郵便貯金及び郵便保険事業の経営

・郵便貯金及び郵便保険事業は、当面、限度額を現行水準（１千万円）に維持する。その際、貯金及び保険は、預金者、被保険者ごとに新契約と旧契約とを合算して管理する。その上で、経営資源の強化等、最終的な民営化に向けた準備を進める。

・民間金融機関への影響、追加的な国民負担の回避、国債市場への影響を考慮した適切な資産運用を行うが、民有民営化の進展に対応し、厳密なALM（資産負債総合管理）の下で貸付等も段階的に拡大できるようにする。

・大量の国債を保有していることを踏まえ、市場関係者の予測可能性を高めるため、適切な配慮を行う。

（エ）イコールフッティングの確保

・新会社は、移行期当初から民間企業と同様の法的枠組みに定められた業務を行い、政府保証の廃止、納税義務、預金保険機構ないし生命保険契約者保護機構への加入等の義務を負う。

（オ）移行期の終了

・移行期は遅くとも2017年３月末までに終了する。

・郵便貯金会社及び郵便保険会社は、遅くとも上記の期限までに最終的な枠組みに移行するものとする。そのため、移行期における両社のあり方については、銀行法、保険業法等の特例法を時限立法で制定し、対応することとする。

(2) 準備期のあり方

2007年４月の民営化までの時期は、準備期と位置付け、民営化に向けた準備を迅速に進める。

（ア）経営委員会（仮称）を設置し、民営化後の経営や財務のあり方について検討する。

（イ）円滑な分社化を図る観点から現在の勘定区分を見直し、郵便事業の超過債務を解消した上で、４機能別の勘定区分を行う。また、各機能が市場で自立するのに必要な自己資本の充実策については、詳細な制度設計を踏まえて検討する。

（ウ）新旧契約の分離の準備を行う。

（エ）国際物流事業への進出を可能とする。

（オ）投信窓販の提供を可能とする。

（カ）その他の新規事業分野への進出を準備する。

（キ）関連施設等

・郵便貯金関連施設事業、簡易保険加入者福祉施設事業に係る施設、その他の関連施設については、分社化後のあり方を検討する。

５．雇用のあり方

（ア）民営化の時点で現に郵政公社の職員である者は、新会社の設立とともに国家公務員の身分を離れ、新会社の職員となる。
（イ）人材の確保や勤労意欲・経営努力を促進する措置の導入等、待遇のあり方について制度設計の中で工夫する。
（ウ）職員のモラールと労使関係の安定に配慮する。

6．推進体制の整備
（ア）基本方針の取りまとめ後は、全閣僚で構成される郵政民営化推進本部（仮称）（本部長は内閣総理大臣）を設置し、民営化に向けた関連法案の提出及び成立までの準備、公社からの円滑な移行及び最終的な民営化実現への取り組みを進める。
（イ）民営化後、郵政民営化推進本部の下に、有識者から成る監視組織を設置する。監視組織は、民営化後3年ごとに、国際的な金融市場の動向等を見極めながら民営化の進捗状況や経営形態のあり方をレビューする。また、許認可を含む経営上の重要事項について意見を述べる。監視組織の意見に基づき本部長は所要の措置をとるものとする。

7．法案の提出等
・以上の基本方針に沿って、政府は早急に郵政民営化法案策定作業を開始する。また、法案化等のため、この基本方針に基づき、更に詳細な制度設計に取り組み、早急に結論を得る。なお、その過程で必要に応じ、経済財政諮問会議に報告を行うこととする。
・基本的な法案及び主要な関連法案は次期通常国会へ提出し、その確実な成立を図る。

（出典：経済財政諮問会議ホームページ）

郵政民営化準備室の設置

平成16年4月19日、経済財政諮問会議がとりまとめた郵政民営化の具体案およびその後の法案の作成業務を行うため、4月26日付で郵政民営化準備室を内閣官房に設置することとされた。

同日、準備室は有識者からの助言および指導を受けるため、伊藤元重東京大学教授ほか5名で構成する「郵政民営化に関する有識者会議」を設置することを決定した。これは、平成15年10月に設置された郵政民営化連絡協議会の後継組織であった。なお、有識者会議は、平成16年10月1日に、準備室に対する助言機関から郵政民営化担当大臣に対する助言機関に改組された。

有識者会議は平成16年5月より12月までに計21回にわたり開催され、関係団体からのヒアリングや以下の民営化に関する主要な論点等について議論が行われた。

主要検討項目（未定稿）

1．共通事項
(1) 各組織へのヒト・モノ・カネの切り分け方
（郵便事業の超過債務解消、自己資本の充実策、関連施設のあり方を含む）
(2) 将来シミュレーション
(3) 雇用、待遇のあり方

2．窓口ネットワーク会社
(1) 窓口ネットワーク会社の事業展開のあり方
(2) 窓口の具体的な設置基準のあり方
3．郵便事業会社
(1) ユニバーサルサービスの義務付けの範囲と必要な優遇措置
(2) 提供義務を課す公共性の高いサービスの範囲と必要な制度面での措置
4．郵便貯金会社、郵便保険会社
(1) 移行期における郵便貯金会社・郵便保険会社の業務範囲
（移行期当初の業務範囲及びその段階的拡大の仕組み）
(2) 郵貯、簡保の既契約を新契約と一括して運用するための具体的な仕組み
(3) 移行期の終了時期
（「民有民営の判断」）
5．経営委員会（仮称）
6．監視組織

（出典：平成16年10月6日郵政民営化に関する有識者会議（第12回）資料）

また、準備室は郵政民営化について、地域住民を集めて行う対話集会（いわゆるタウンミーティング）を福岡（8月25日）、徳島（8月27日）、上田（8月28日）で開催した。

準備室は、「郵政民営化の基本方針」において「日本郵政公社を廃止し、4事業会社と国が全額株式を保有する純粋持株会社を設立する。設立時期は2007年4月とする。情報システムの観点からそれが可能かどうかについては、専門家による検討の場を郵政民営化準備室に設置し、年内に結論を得る。」とされたことを受け、平成16年10月4日に「郵政民営化情報システム検討会議」を設置した。

同会議は、10月12日に第1回会合を開催して以後、計7回にわたり開催され、さらに各会合で提示された課題等について機動的・弾力的に検討を深めるために検討会議メンバーによるワーキングユニットを随時開催（計8回）し、両者を有機的に連携させつつ議論を進めた結果、「2007年4月分社化について、管理すべき一定のリスクが存在するとしても、制度設計や実際の制度運用において、適切な配慮をすれば、情報システムの観点からは、暫定的に対応することが可能である」との結論を導き出した。

郵政民営化法案について

政府は、平成17年4月4日、「郵政民営化法案について」を以下のとおり公表し、小泉総理大臣は、同案にもとづき法案を策定し、同月内に国会に提出するよう担当大臣に指示した。

平成17年４月４日

郵政民営化法案について

郵政民営化については、昨年９月の「郵政民営化の基本方針」に基づき、2007年４月から民営化し、移行期間を経て2017年４月までに完全民営化するとの方針の下、制度設計を行ってきた。

同時に４月中の法案国会提出、会期内成立を目指し、与党と精力的に協議を進めてきたところである。

政府として、これまでの与党との協議結果を踏まえ、主要な論点について以下のとおり取りまとめた。

政府としては、４月中に法案を国会提出できるよう、今後、具体的な法案作成作業に入るとともに、引き続き与党の御理解を得るよう全力を注ぎたい。

１．郵便局の設置（利便性への配慮）

①郵便局があまねく全国で利用されることを旨として郵便局を配置することを法律上義務付ける。

②具体的な設置基準は省令で定めるが、特に過疎地については法施行の際、現に存する郵便局ネットワークの水準を維持することを旨とすることを規定する。過疎地の定義については、省令策定時に十分協議する。

２．一体的経営に対する配慮

(1) 経営形態

①郵便貯金銀行、郵便保険会社については、特殊会社とはせず、一般商法会社とする。

②民営化の最終的な姿においては、郵便貯金銀行、郵便保険会社の株式を完全処分することを基本とする。このため、持株会社に完全処分義務を課す。

③民営化委員会は、民有民営の実現のため、３年ごとに、適切な検証を行う。

④郵便貯金銀行、郵便保険会社の株式処分については段階的に行う。

(2) 株式持合い

①民営化後の各会社間の株式持合いについては、持株会社の下でのグループ経営を可能とするため、移行期が終了した後は、特殊会社としての性格を考慮しつつ経営判断により他の民間金融機関と同様な株式持合いを可能とする。

②移行期間中については、代理店契約の法律上の義務付けと持株会社による郵便貯金銀行、郵便保険会社株式の保有により、一体的経営は確保されている。

(3) 貯金、保険のユニバーサルなサービスの提供

①円滑な業務運営や健全性確保の観点から郵便貯金銀行（郵便保険会社も同様）へのみなし銀行免許付与にあたり、「自立するまでの間、安定的な代理店契約があること」を法律上義務付ける。これにより、少なくとも移行期間中は郵便局において貯金、保険のサービスが提供される。

②郵便局会社、郵便会社は「地域貢献事業計画」「社会貢献事業計画」を策定する。その際、地域の有識者等との意見交換の結果を郵便局会社が尊重する旨を法律上規定する。その費

用を賄うため、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の売却益、配当収入等の一部を「地域・社会貢献基金（持株会社に設置）」として活用する。計画については主務大臣が認可する。計画の策定と基金の活用により地域のニーズがあれば金融のサービスも提供される。

（注１）基金は運用型とし、規模は１兆円を目途とする。
（注２）持株会社株式の売却益は国に帰属し、財政健全化に活用する。

３．移行期における経営の自由度

①移行期当初は、公社と同じ業務範囲とするが、段階的に拡大し、最終的な民営化においては、民間企業として自由な経営を可能とする。

②具体的には、民営化委員会の意見を聴取し、新会社の業務能力、イコールフッティングの状況等を勘案した上で、主務大臣の認可により、新規業務を行う仕組みとする。

③できる限り早く新規業務ができるよう準備を進めるため、準備企画会社（経営委員会）、民営化委員会を準備期間内に立ち上げ、民営化前から検討・準備を進める。

４．システムリスクへの対応

①システム対応については、郵政民営化情報システム検討会議において、専門家の検討を経た上で「暫定対応なら可能」との結論を得ており、2007年４月に間に合わせるよう準備を行う。

②万一のシステムリスクに備え、危機対応スキームを整備する。具体的には、

・新しい経営陣となる経営委員会がシステム対応の上で問題があると判断した場合には、2006年９月までに推進本部にその旨を申し出る。

・専門家の意見を聴いた上で、必要があれば６ヵ月間（2007年10月まで）民営化の時期を延期し、システムリスクを回避する。

５．公的な資格

①現在、郵政公社が提供している郵便の役務のうち、内容証明及び特別送達について、民営化後も信用力を確保するため、公的な権限のある新たな資格を創設する。

②具体的な資格者は、郵便会社又は郵便局会社の使用人であって、管理又は監督の地位にあり、上記業務について必要な知識及び能力を有するもののうちから主務大臣が任命する。

６．敵対的買収に対する防衛策

一般的な商法上の規定を活用し、敵対的買収に対する防衛策（議決権制限株式への強制転換条項）を講じる。

７．税制について

税制については、新会社への円滑な移行・承継等のための所要の措置を講じる。

以上に基づき法案を作成する。

国会における審議

政府が国会に提出する政府案は、閣議決定前に与党である自民党の総務会で事前承認を得ることが原則となっている。自民党は党則において総務会決議は多数決採決と明記されているが、事前の根回しを経て全会一致での可決を慣例としていた。郵政民営化法案についても、自民党の総務会での決議が行われることとなったが、いわゆる郵政族議員等との調整が決着しなかっ

たため、全会一致での可決ができず、初の多数決採決により可決された。賛成７票・反対５票であった。

郵政民営化関連６法案(注) の国会における審議は、「郵政民営化に関する特別委員会」において行われた。

野党に限らず与党内にも郵政民営化に反する勢力があったため、慎重に慎重を期した議論が行われた結果、衆議院においては、平成17年５月23日から７月４日までの間、計23回、約110時間の長時間にわたる審議が行われた。この審議時間は、戦後４番目の長さとなった。

衆議院の郵政民営化特別委員会では、法案が一部修正された後、７月４日に委員会採決が行われ、賛成多数で可決した。

翌５日、衆議院本会議で採決が行われたが、自民党からの造反（反対37票・棄権14票）があり、賛成233票・反対228票という僅差での可決となった。

７月13日からは、参議院の「郵政民営化に関する特別委員会」において８月５日までの間、計15回、約82時間にわたる審議が行われた。

参議院の郵政民営化特別委員会における採決は８月５日に行われ、自民党および公明党の賛成多数で可決された。８月８日、参議院本会議で郵政民営化関連６法案に対する投票が行われ、自民党から反対22票・棄権８票が出て、賛成108票・反対125票で否決された。

（注）郵政民営化関連６法案
「郵政民営化法案」「日本郵政株式会社法案」「郵便事業株式会社法案」「郵便局株式会社法案」「独立行政法人郵便貯金・簡易保険管理機構法案」「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」

衆議院解散と総選挙

国会会期中から郵政民営化関連６法案が否決された場合は衆議院を解散して総選挙を行うことを明言していた小泉総理大臣は、同法案が参議院で否決されたことを受け、当日の臨時閣議を経て、衆議院本会議において衆議院を解散した。この解散は「郵政解散」といわれた。

解散後、自民党執行部は郵政民営化法案に反対した37人の議員を公認候補者としないことを発表し、矢継ぎ早に対立候補を送り込み、対立候補はマスコミから「刺客」などと称された。一方で、法案の採決を棄権した議員は、引退表明をした議員を除き、選挙後に再度提出される郵政民営化法案への賛成を、誓約書として執行部に提出することで、全員が公認を得た。

自民党の公認を得られなかった議員は、「新党を結成して立候補」「自民党地方組織の応援を受けあくまで自民党党員として立候補」「自民党を離党して無所属で立候補」「立候補断念」という選択を迫られた。

総選挙の結果は、与党が327議席（自民党が296議席・公明党が31議席）と圧倒的勝利を収めた。一方野党は、民主党が113議席と選挙前の177議席から大幅に議席数を減らし、岡田克也代表は辞任した。

解散総選挙で圧勝した小泉政権は、国民の賛同を得たとして、９月21日から開催された特別国会において再び郵政民営化関連６法案を提出した。

法案は、10月11日に衆議院で、10月14日に参議院で可決された。

なお、衆議院では賛成338票・反対138票、参議院では賛成134票・反対100票であった。成立した法律の概要は以下のとおりである。

郵政民営化関連法律の概要

郵政民営化法　郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

※ ＝＝ は衆議院修正を反映したもの
※ ～～ はスケジュール変更に伴うもの

公　布

準備期

○総理を本部長とする郵政民営化推進本部を内閣に設置する（公布日以降３月以内で政令で定める日）。
・民営化の推進に関する総合調整等を行う。
・郵政民営化委員会が行う見直し等について、その内容を国会に報告する。
・副本部長は内閣官房長官、郵政民営化担当大臣、金融担当大臣、総務大臣、財務大臣及び国土交通大臣とする。

○郵政民営化推進本部の下に郵政民営化委員会を設置する（平成18年４月１日）。
・国際物流事業への進出について、意見を述べる対象とする。
・承継計画の主務大臣の認可の際に意見を述べる。
・委員は、有識者5名とし、任期は、３年とする。
・独自の事務局を有する。

○日本郵政公社の国際物流事業への進出を可能とする（平成18年４月１日）。
○準備企画会社として持株会社（日本郵政株式会社）をあらかじめ設立し、持株会社に経営委員会を設ける（公布日以降６月以内で政令で定める日）。
○経営委員会（日本郵政株式会社）が、日本郵政公社の業務等の承継計画を策定する。
○日本郵政株式会社が、郵便貯金銀行、郵便保険会社となる子会社をあらかじめ設立する。
○システム対応の上で問題があり、郵政民営化の実施に重大な支障がある場合には、実施時期を**平成20年４月１日**に延期することができる。

民営化（平成19年(2007年)10月1日）

移行期

○平成19年（2007年）10月１日における措置
・日本郵政公社法、郵便貯金法、簡易生命保険法等の法律を廃止＜整備法＞
・郵便事業会社（郵便事業株式会社）、窓口ネットワーク会社（郵便局株式会社）、公社承継法人（独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構）を設立。
持株会社（日本郵政株式会社）は、郵便事業株式会社及び郵便局株式会社の発行済株式の全部を保有
・郵便貯金銀行・郵便保険会社に銀行業・保険業の免許を付与（みなし免許）し、銀行業、保険業を開始
・銀行業・保険業のみなし免許付与の際に、自立するまでの間、安定的な代理店契約があること等を条件とする。
・郵便貯金銀行・郵便保険会社の定款に、議決権の面で連続的保有を可能とするよう、議決権の行使に関する事項を規定する。
・日本郵政株式会社は準備企画会社としての役割を終え（経営委員会は廃止）、持株会社として機能を開始
・日本郵政株式会社等の各会社、公社承継法人は承継計画に従って日本郵政公社の業務等を承継
・日本郵政公社の職員は国家公務員の身分を離れて各会社の職員となる。
・郵便法等関連法律について所要の改正をし、経過措置規定を設ける。＜整備法＞

○移行期における措置
・日本郵政株式会社：銀行持株会社、保険持株会社である間の銀行法、保険業法の特例等
・郵便貯金銀行：郵便貯金銀行から、預金保険料相当額を日本郵政株式会社に交付
預入限度額の制限、業務の制限、子会社保有の制限、合併等の制限等の銀行法の特例等
（移行期当初は公社と同じ業務範囲とし、民営化に関する状況に応じ、民営化委員会の意見を聴いて緩和）
・郵便保険会社：保険金額の制限、業務の制限、子会社保有の制限、合併等の制限等の保険業法の特例等
（移行期当初は公社と同じ業務範囲とし、民営化に関する状況に応じ、民営化委員会の意見を聴いて緩和）
・郵便事業株式会社：同種の業務を営む事業者への配慮等
・郵便局株式会社：同種の業務を営む事業者への配慮等

○民営化の推進、監視
・郵政民営化委員会は、３年ごとに、郵政民営化の進捗状況について総合的な見直しを行うほか、民営化に関し、本部長に意見を述べる。
また、政省令の制定、主務大臣の認可等について意見を述べる。

○株式の処分
・日本郵政株式会社は平成29年９月末までに郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の全部を段階的に処分する義務を負う。

○税制
・税制については、新会社等への円滑な移行・承継等のための所要の措置を講じる。

最終的な民営化の実現（遅くとも平成29年(2017年)10月1日）

○郵政民営化推進本部及び郵政民営化委員会は役割を終え、郵便貯金銀行等に関する特例規定は失効
・郵便貯金銀行、郵便保険会社については、主務大臣の決定があった場合又はその株式の全部が処分された場合に、平成29年10月前でも特例の適用はなくなる。

○最終的な民営化時点における組織のあり方
・郵便貯金銀行、郵便保険会社については、一般の商法会社であり、他の民間金融機関と同様に、銀行法、保険業法等の一般に適用される金融関係法令に基づき業務を行う。
・特殊会社である日本郵政株式会社等の３会社について、必要な監督を行う。

日本郵政株式会社法（持株会社）

・郵便事業株式会社及び郵便局株式会社の経営管理を目的とする会社
・郵便事業株式会社及び郵便局株式会社の発行済株式の全部を保有
・政府は発行済株式の総数の1/3超を保有
・政府は日本郵政株式会社の株式保有割合を1/3に近づける努力義務（売却収入は国に帰属）
・社会・地域貢献基金を設け、社会貢献業務計画、地域貢献業務計画に必要な資金を交付する。
・社会・地域貢献基金は、郵便貯金銀行・郵便保険会社の株式の売却益、配当収入等の一部を原資とし、規律ある配当のもとで１兆円の積立てが義務付けられる。ただし、１兆円を超えて積み立てることは妨げられず、２兆円までは１兆円までと同じルールで積み立てる。
・郵貯周知宣伝施設及び簡保加入者福祉施設は日本郵政株式会社が暫定的（５年間）に保有

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（公社承継法人）

・郵貯・簡保の既契約を引き継ぎ、既契約を履行することを目的とする非特定独立行政法人（非公務員型）
・郵貯・簡保の既契約に係る資産（旧勘定資産）の運用は外部（郵便貯金銀行、郵便保険会社を予定）に委託（特別預金及び再保険）し、安全運用（国債、地方債、地方公共団体貸付け等）
・旧勘定については政府保証を維持

郵便事業株式会社法（郵便事業会社）

・郵便事業及び印紙の売りさばきを行うことを目的とする会社
・国内外の物流事業等の各種事業を営むことができる。
・社会貢献業務計画を策定し、社会・地域貢献基金から資金の交付を受け、社会貢献業務を実施する。計画の適切性については主務大臣が認可によりチェックする。

＜郵便法＞
・ユニバーサルサービス義務の対象から、小包は除外する。
・３種、４種等の公共的なサービスは、引き続き、提供する。
・特別送達等につき、信用力を確保するため、新たな資格制度（郵便認証司）を設ける。具体的な資格者は、主務大臣が任命する。

郵便局株式会社法（窓口ネットワーク会社）

・郵便窓口業務及び郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務を営むことを目的とする会社
・郵便窓口業務を営むほか、地方公共団体の特定事務、銀行業・生命保険業の代理業務等の各種業務を営むことができる。
・郵便局があまねく全国で利用されることを旨として郵便局を配置することを法律上義務付け。
・地域の有識者等の意見を聴き、これを尊重して地域貢献業務計画を策定し、社会・地域貢献基金から資金の交付を受け、地域貢献業務を実施する。
計画の適切性については主務大臣が認可によりチェックする。

（出典：郵政民営化推進室ホームページ）

郵政民営化のプロセス

郵政民営化関連６法は、平成17年10月21日に公布された。

郵政民営化のプロセスは以下のとおりである。

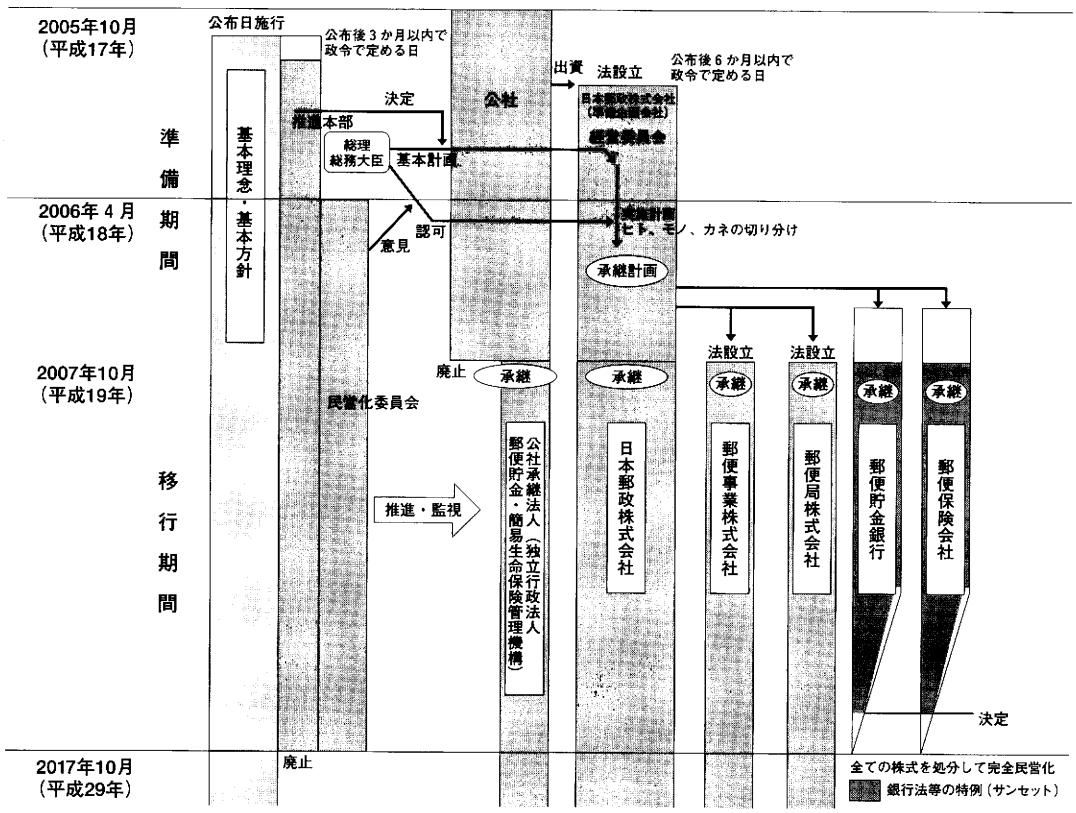

（出典：郵政民営化推進室ホームページ）

郵政民営化推進本部および郵政民営化委員会の設置

平成17年10月21日に公布された「郵政民営化法（法律第97号）」（平成19年10月１日施行（一部の規定については平成17年11月10日または平成18年４月１日施行））の規定にもとづき、準備

期間（平成17年10月21日から平成19年９月30日）および移行期間（平成19年10月１日から平成29年９月30日）における郵政民営化を推進するとともに、その状況を監視するため、郵政民営化の推進に関する総合調整、必要な法律案および政令案の立案に関すること等を所掌事務として、平成17年11月10日、郵政民営化推進本部（本部長：内閣総理大臣）が内閣に設置され、平成17年11月15日に第１回会合が開催されて以降、平成19年６月12日までに計５回にわたり会合が開催された。

また、同法にもとづき、平成18年４月１日、郵政民営化推進本部に郵政民営化委員会が設置され、平成18年４月３日に第１回委員会が開催されて以降、平成21年１月時点で計50回以上委員会が開催されている。

郵政民営化委員会の所管事務は、「３年ごとに、承継会社の経営状況及び国際金融市場の動向その他内外の社会経済情勢の変化を勘案しつつ、郵政民営化の進捗状況について総合的な見直しを行い、その結果に基づき、本部長に意見を述べること」「郵政民営化法の当該規定によりその権限に属させられた事項について、必要があると認めるときは、本部長を通じて関係各大臣に意見を述べること」「前２号のほか、郵政民営化に関する事項について調査審議し、その結果に基づき、本部長に意見を述べること」「前３号のほか、郵政民営化法の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること」とされている。

協会の対応

＜平成14年７月24日＞

日本郵政公社法等の成立を受けた意見表明にあわせて、簡易保険事業の将来的なあり方に対する当協会の考え方をとりまとめた小冊子「簡易保険事業の将来的な在り方について」を公表し、関係方面へ配布した。

＜平成14年８月27日＞

第８回の郵政三事業の在り方について考える懇談会において、郵政三事業の将来的な在り方に関する論点メモが公表されたことを受け、当協会は、同日、意見表明を行った。

＜平成14年９月６日＞

第10回の郵政三事業の在り方について考える懇談会において、最終報告書がとりまとめられ、公表されたことを受け、当協会は、同日、意見表明を行った。

＜平成16年２月３日＞

全国銀行協会主催、当協会他共催の「公的金融問題フォーラム」において、生保協会長がパネリストとして登壇し、簡保事業の問題点、業界要望等を説明した。ポイントは以下のとおりである。

「簡易保険事業の今後の在り方について」のポイント

○簡保事業の現状認識と郵政公社への移行の評価

・簡保事業は、かつて民間生保が取扱っていなかった、小口、無診査、月掛の生命保険を提供するために、民業の補完を趣旨として創設されたものであるが、国による保険金等の支払保証や諸税の納付義務の免除等、民間生保にはない事業特典を背景に、過去10年間で総資産をほぼ倍増させ、民間生保の総資産（個人保険分野）比で6割から9割近い水準まで急拡大し、設立の趣旨を逸脱して肥大化してきた。

・民間生保にはない事業特典、及びそれによる肥大化を背景に、簡保事業は以下の問題を生じさせている。

(1) 健全な生命保険市場の発展阻害

(2) 効率的な金融市場の形成阻害

(3) 潜在的国民負担の発生

・日本郵政公社においても、数々の事業特典が存置される一方で、「民間的な経営手法の活用」が強調されており、簡保事業の更なる肥大化を招きかねず、問題の深刻化が強く懸念される。

・日本郵政公社の簡保事業は、国営事業の枠を超え、民間が担うべき事業領域への進出を企図することのないよう、商品種類の拡充、商品改定等、更なる事業範囲の拡大を凍結することが必要である。

○簡保事業の今後の在り方についての基本的な考え方

・民間生保が全国あまねく多様な商品・サービスを提供している現在、簡保事業によらないと提供できない商品・サービスは存在しない。

・公共投資のあり方、特殊法人の見直しがなされていく過程において、公的金融の規模縮小が必要となれば、当然、公的金融の調達部門としての簡保の役割も低下することとなる。

・簡保事業は、既にその役割を終えており、「民間でできることは民間に」との構造改革の基本方針に従うべきであること、また、その存在が健全な生命保険市場の発展の阻害要因となることから、本来的には縮小・廃止すべきである。

・仮に、「簡保事業民営化」とする場合は、官業としての特典を全廃するほか、規模等の面を含め民間生保と競争条件を完全に同一化したうえで民営化すべきである。

・競争条件の完全な同一化が図られないなかで民営化がなされ、簡保事業が事業制約なく市場に参入すれば、現状にも増して圧倒的な市場占有率を獲得し独占的な地位を占めることになるのは明らかであり、結果として市場における健全な競争を通じた消費者利益を損なう恐れが極めて強い。

○簡保事業改革の具体的視点

＜簡保事業の縮小・廃止の視点＞

・新契約の募集を取り止め、政府保証が継続する既契約の維持管理業務に特化することによって、段階的に縮小、将来的には全面的に廃止することが望ましい。

＜「簡保事業民営化」とする場合の視点＞

・「簡保事業民営化」とする場合は、三事業の兼営等の「官業としての特典」を全廃し、民間生保に適用されている保険業法等の諸ルールを適用するとともに、顧客基盤、保有資産等の「官業として蓄積した優位性」を排除することが必要である。
・具体的には、少なくとも以下の２つの措置が必要である。
(1) 郵政三事業の分離（別法人化）
→三事業兼営により、他業の及ぼす不測のリスクが簡保事業の健全性に悪影響を及ぼし、保険契約者に損失等が転嫁される恐れや、顧客情報流用の点において契約者保護上の問題が生ずる懸念がある。
(2) 既契約・既存資産と新規契約・新規資産の分離（別法人化）
→「国家の信用」を背景に募集された既契約については、政府保証が継続されることが適当である一方、民営化後の新契約に係る政府保証は廃止すべきである。仮に、国営事業である簡保事業により集積された既契約・資産を民営化後の簡保が継承すれば、利益・リスクの混入や情報の濫用といった問題を惹起する恐れがある。
・上記２つの措置が講じられても、民間生保との競争条件の同一化が図られない場合には、さらなる措置を検討することも必要であるが、地域を単位とした分割については、我が国には事業範囲を特定の地域とする保険会社は存在しないことや、顧客利便性等（転居時のサービス維持等）の観点から慎重な検討を行うべきである。
○おわりに
・今回提言した簡保事業の抜本的見直しの方策は、「官から民へ」の実践による経済活性化の実現や、金融システム・規制改革・財政改革等の構造改革との整合性を確保するという郵政民営化の基本原則にも沿ったものであり、これらの検討に反映されることを期待する。

＜平成16年４月16日＞

生保協会長記者会見において、民間生命保険会社によるユニバーサルサービスの提供状況について資料を配布し説明した。

＜平成16年４月26日＞

経済財政諮問会議において「郵政民営化に関する論点整理」が公表されたことを受け、当協会は、同日、意見表明を行った。

＜平成16年７月12日＞

第７回郵政民営化に関する有識者会議にて、当協会が、生命保険市場の現状、簡易保険事業の問題点、ユニバーサルサービス、簡易保険事業の今後のあり方を説明した。

＜平成16年８月６日＞

経済財政諮問会議において「民営化基本方針の骨子」が公表されたことを受け、当協会は、同日、意見表明を行った

＜平成16年８月31日＞

経済財政諮問会議において「郵政民営化の基本方針（素案）」が公表されたことを受け、当

協会は、同日、意見表明を行った。

＜平成16年９月10日＞

臨時閣議において「郵政民営化の基本方針」が決定されたことを受け、当協会は、同日、以下のとおり意見表明を行った。

「郵政民営化の基本方針」について

平成16年９月10日
生命保険協会
会長　宇　野　郁　夫

本日、「郵政民営化の基本方針」が閣議決定されましたので、あらためて、郵政民営化問題に対する当会の考え方について、以下のとおり表明させていただきます。

簡易保険事業は、民間にはない有利な競争条件に守られた存在であり、民業の補完という役割は既に終えていると認識しております。それにもかかわらず、民営化した上で存在させるのであれば、健全な生命保険市場の確保の観点から、民間生保との競争条件を完全に同一化することが不可欠と考えます。

しかしながら、本日閣議決定された基本方針では、競争条件の完全な同一化が図られない懸念が多く残る内容となっており、以下の５点が実現されることを再度強く要望します。

(1) 2007年４月の民営化時点で、新規契約分の政府保証を廃止し、納税義務、生命保険契約者保護機構への加入など民間生保と同じ義務を課すことはもちろん、同時点で保険業法を完全に適用し、金融庁の監督下におくこと。

(2) 事業間のリスク遮断の徹底という観点から、2007年４月の民営化時点で、４機能一体の特殊会社や持株会社方式ではなく、機能毎に完全に分離・独立させること。

(3) 新・旧勘定間のリスク遮断の徹底という観点から、2007年４月の民営化時点で、旧勘定を公社承継法人に分離するだけでなく、旧勘定から生じた損益は新会社に帰属させず、既契約者に還元すること。

また、国が得た顧客情報を厳格に管理し、新会社が新契約募集等に活用しないための措置を講じること。

(4) 暗黙の政府保証である政府出資などの国の関与を早期に完全に解消すること。

(5) 更なる肥大化に繋がらないようにすべく、2007年４月の民営化までの準備期間はもちろんのこと、民間生保との競争条件が完全に同一化されるまでは、簡易保険の商品種類の拡充は行うべきでなく、また、加入限度額についても維持するだけでなく、引き下げること。

また、民営化後に監視組織が設置されることになっていますが、民間生命保険事業に精通した有識者を加えた体制とするなど、監視の実効性および透明性が確保される仕組みにすることが必要と考えます。

今後の民営化に向けた検討にあたっては、当会の考え方を取り入れていただき、「民間との

競争条件の完全な同一化」が厳格に図られた法案作成および制度設計が、開かれた場で進められることを期待します。

＜平成17年２月28日＞

郵政民営化に対する意見広告を民間金融８団体（全国銀行協会、全国地方銀行協会、信託協会、第二地方銀行協会、全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会、農林中央金庫、生命保険協会）の連名で全国紙５紙（読売、朝日、日経、毎日、産経）他に掲載した。

＜平成17年６月23日＞

衆議院の郵政民営化特別委員会にて、当協会が参考人として招致され、瀧島義光副会長より質問に対する答弁を行った。

＜平成17年10月14日＞

郵政民営化関連法が成立したことを受け、当協会は、同日、以下のとおり意見表明を行った。

「郵政民営化関連法」について

平成17年10月14日
生命保険協会
会長　横　山　進　一

本日、特別国会において「郵政民営化関連法」が成立しました。関係者の皆様方の本件に対する精力的な取り組みに敬意を表します。

当会は、生命保険事業が公的保障制度を補完するインフラ産業としての機能を発揮していくためには、各社が公正な競争条件のもとで互いに切磋琢磨し、商品・サービスの開発・提供に取り組んでいくことができる環境整備を図っていくことが重要と考えております。

今般の「郵政民営化関連法」では、郵便保険会社について最終的な民営化時点で保険業法を完全に適用するなど、競争条件を同一化するための方策が講じられることになっておりますが、今後、適切なプロセスを経て、公正かつ健全な民間生保会社へと変革していくことが重要であると考えます。

そのためには、今後の政省令の検討にあたり、先ずは、民間生保会社との競争条件の完全同一化の観点から、政府出資等の暗黙の政府保証となる要素の解消と、新旧勘定のあり方についての検討が必要と考えます。具体的には、旧勘定からの利益については、本来旧勘定の契約者に帰属するものであり、郵便保険会社への利益補填のためではなく、当然にして旧勘定の健全性維持や配当還元に活用すべきと考えます。

また、健全な生命保険市場の確保の観点からは、競争条件の完全な同一化が措置されるまでは、郵便保険会社の保険種類の拡充や加入限度の引き上げは行わないことを要望いたします。

さらに、今後、発足する郵政民営化委員会につきましては、民間生命保険事業の経営に精通

した有識者を加えた体制とするほか、審議を公開するとともに、当会を含め関係者の意見を十分聴取する等、審議の透明性・公平性を確保できる仕組みが必要と考えます。

当会といたしましては、郵政民営化の本来の趣旨が実現されるように、引き続き関係各方面において十分なご検討がなされることを要望いたします。

＜平成18年６月26日＞

平成18年５月26日付で金融庁および総務省より、「郵政民営化法施行令の一部を改正する政令案」および「郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令案」が公表、パブリックコメント手続に付されたことを受け、民営化当初に認可を受けることなく行うことができる業務範囲等（加入限度額、商品内容）が、現行の郵政公社と同様の範囲となるよう、適切に条文に反映されているかどうか等について、当協会は、６月26日、意見を提出した。

＜平成18年７月31日＞

日本郵政公社より実施計画の骨格が公表されたことを受け、当協会は、同日、意見表明を行った。

＜平成18年10月４日＞

平成18年９月１日付で内閣総理大臣、総務大臣および郵政民営化担当大臣から郵政民営化委員会に対し、郵便貯金銀行および郵便保険会社の新規業務に関する早急な調査審議の実施についての要請が行われたことを受け、郵政民営化委員会において関係者のヒアリングが実施された。

当協会は10月４日の委員会に出席し、

・公正な競争条件の確保が前提であり、そのためには、政府出資・関与の解消、政府保証の残る旧契約の適切な管理等のための新・旧契約の区分経理・ディスクロージャー、旧契約の個人情報の流用等の防止措置が必要
・契約者保護の観点から、査定・引受・支払態勢、コンプライアンス態勢、リスク管理態勢など、適切な業務運営態勢を整備すべき

等の意見を表明した。

＜平成18年11月８日＞

郵政民営化委員会において、郵便保険会社の新規業務に関する調査審議として、事前に送付された「生命保険関係者に対する質問事項」を踏まえ、当協会を含む生命保険関係者からの意見聴取が行われた。

当協会は、

・政府による間接的な株式の保有は一般消費者に政府サポートの「期待」を与える。生命保険文化センターによる民営化後の郵便保険会社への加入動機についてのアンケート調

査結果でも、「政府の関与が高い」（約35%）が高位を占めている

・郵政民営化準備室が平成16年に作成した骨格経営試算によれば、郵便保険会社の経常利益の大半は、旧簡保契約の過去の利益の蓄積である「追加責任準備金」の戻入益と推測されるが、旧簡保の契約から生じる再保険の利益については旧簡保契約者に帰属するよう適切な区分経理が必要

・「実施計画の骨格」によれば、既存業務だけでも増益基調かつ一定水準のROEを確保できており、また、郵政民営化準備室が平成17年に作成した採算性に関する試算によれば、保険の新規業務の収益は極めて低く収益への寄与度が小さいことから、株式上場に当たって新規業務を行う必要はない

等の意見を表明した。

＜平成19年１月30日＞

平成18年12月22日に郵政民営化委員会事務局より意見募集手続に付された郵便貯金銀行および郵便保険会社の新規業務の調査審議に関する所見について、当協会は意見を提出した。

＜平成19年２月20日＞

郵便貯金銀行および郵便保険会社の民営化の意義と新規業務の位置づけに関する基本的な認識、移行期間における新規業務に対する調査審議の考え方等をとりまとめた「郵便貯金銀行及び郵便保険会社の新規業務の調査審議に関する所見」が郵政民営化委員会から公表され、関係者からの意見聴取が行われた。

当協会は

・所見において、肥大化したバランスシートの規模の縮小の必要性が言及されたことは評価する

・「政府サポートに対する期待」等の競争上の優位性が解消されるまでは、公正な競争条件が確保されていないことから、新規業務は認められるべきではない

・利益還元の公平性および透明性の確保の観点から、新・旧契約間での区分経理の実施、管理機構等による日本郵政公社と同等のディスクロージャー等がなされるべき

等の意見を表明した。

＜平成19年４月27日＞

日本郵政株式会社より「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画（概要）」等が公表されたことを受け、当協会は、同日、意見表明を行った。

＜平成19年５月15日＞

平成19年４月27日、日本郵政株式会社から内閣総理大臣および総務大臣に対して「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画」の認可申請がなされた。郵政民営化委員会では、実施計画の調査審議に当たり、関係者から意見募集、意見聴取を行った。

当協会は、５月15日の郵政民営化委員会に出席し、

・新旧契約間の厳格な区分経理の実施、旧簡保契約に関する日本郵政公社と同等のディスクロージャーの実施、旧簡保契約に配当還元されない再保険利益の適切な取扱い、再保険の受再等の対価の合理的な水準の設定等の措置が必要

・旧簡保契約の顧客情報の取扱いについては、加入限度額の遵守目的以外の顧客情報利用の制限、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構から提供される顧客情報の範囲の明確化等の措置が必要

等の意見を表明した。

＜平成19年９月10日＞

内閣総理大臣および総務大臣により、「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画」が認可されたことを受け、当協会は、同日、以下のとおり意見表明を行った。

「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画」の認可について

平成19年９月10日
生命保険協会
会長　岡　本　圀　衛

本日、内閣総理大臣及び総務大臣により、「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画」（以下、「実施計画」）が認可され、10月の郵政民営化に向けての最終段階に入りました。関係者の皆様方のご尽力に敬意を表します。

当会は、郵政民営化により、株式会社かんぽ生命保険を特別会員として受け入れることとなりますが、同社のお客さまへの商品・サービスの提供が各社との公正な競争を通じて適切に行われることが、お客さまの利益の保護ひいては生命保険市場全体の健全性の向上につながるものと考えております。

「実施計画」に関しては、以前から要望してまいりましたように、契約者保護及び公正な競争条件の確保の観点から、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が管理する旧簡易生命保険契約（以下、旧契約）の再保険契約から生じる利益の帰属、旧契約の顧客情報の取扱についての適切な措置及び透明性の確保が重要であると考えております。

特に、再保険契約から生じる利益については、８割を再保険配当として還元し、残る部分（２割）を株式会社かんぽ生命保険の資本の強化等に充てると郵政民営化委員会において説明がなされておりますが、配当還元されない部分についても旧契約のために積み立てるとともに、そのあり方について、適切なディスクロージャー等を行い、利益還元の公平性及び透明性を確保すべきと考えます。

また、「実施計画」の概要別記においては、商品拡充・改定や加入限度額引上げ等の新規業務を行うことが示されておりますが、新規業務を検討するにあたっては、引受・支払やコンプ

ライアンス等の業務態勢の充分な整備、政府出資等により生じる信用補完の解消など公正な競争条件の確保が前提になるものと考えます。

今後の議論においても、当会を含む事業者の意見聴取、国民からの意見募集等、透明性の高いプロセスが経られることを要望するとともに、郵政民営化が円滑に着地し、お客さまの利益拡大・生命保険業界の発展につながるものとなることを期待しております。

かんぽ生命の概要

郵便保険会社は平成19年10月１日に「株式会社かんぽ生命保険」として営業を開始した。かんぽ生命に係る郵政民営化関連法により規定された主な事項は以下のとおりである。

業務の範囲：他の民間金融機関と同様に、保険業法等の一般に適用される金融関係法令に基づき業務を行う。ただし、保険金額の制限、業務の制限、子会社保有の制限、合併等の制限等の保険業法の特例等が措置され、移行期当初は日本郵政公社と同じ業務範囲。

代理店契約：保険業のみなし免許付与の際に、自立するまでの間、安定的な代理店契約があること等を条件。

株　　式：日本郵政株式会社の100%子会社。日本郵政株式会社は平成29年９月末までに郵便貯金銀行および郵便保険会社の株式の全部を段階的に処分する義務を負う。

職　　員：国家公務員の身分を離れる。

既 契 約：独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が引き継ぎ、かんぽ生命に全額再保険として出再。既契約の運用は、安全運用（国債、地方債、地方公共団体貸付け等）を義務づけ。既契約については政府保証を維持。

（郵政民営化推進室ホームページをもとに当協会作成）

かんぽ生命の協会入会

郵便保険会社における当協会インフラ諸機能の円滑な利用等を勘案し、平成18年６月16日の理事会において、郵便保険会社より当協会への入会申込みがなされた際の対応として、「権利・義務を一部制限した会員形態＝『特別会員制度（仮称）』」を創設することについて承認した。

具体的な特別会員制度の枠組みについて引き続き検討を行い、最終的に、平成19年７月の通常社員総会において、定款等の改正や特別会員規則の制定について承認した。

その後、かんぽ生命から入会申込があり、平成19年10月１日から特別会員として入会することとなった。

なお、定款等の見直しのほか、当協会は、かんぽ生命を特別会員として受け入れるため、主として「募集人登録システムの開発」「みなし募集人(注)のための通常の一般課程試験とは別枠での特別試験の実施」などの対応を行った。

(注) 郵政民営化法第88条および第131条等の規定にもとづき保険業法第276条の登録を受けたものとみなされる保険募集人

4. 郵政民営化後の動向

資産運用手段の多様化

平成19（2007）年10月４日、かんぽ生命から内閣総理大臣（金融庁長官）および総務大臣に対して、運用対象の自由化に関する認可申請がなされた。申請された運用対象は以下のとおりである。

①シンジケートローン（参加型）

②信託受益権の取得、株式の取得等

③貸出債権の取得等

④金利スワップ取引等

⑤クレジットデリバティブ取引

これを受け、翌５日、郵政民営化委員会は、この認可申請に関して両大臣から意見を求められた。委員会では関係者からの意見を募集し、意見募集の結果を踏まえた議論を行い、委員会の意見を11月５日にとりまとめ、両大臣に提出した。意見では、今回の申請に係る業務を、優先度合いが高く早期に実施する必要がある、との認識が示された一方、リスク管理の業務遂行能力・業務運営態勢の早急な整備や認可後のフォローアップの必要性も指摘された。

申請された業務のうちクレジットデリバティブ取引以外については12月19日に認可された。

医療特約の見直し、法人向け商品の受託販売

平成19年11月26日、かんぽ生命は、内閣総理大臣（金融庁長官）および総務大臣に対して、法人向け商品の受託販売および入院特約の見直しを内容とする新規業務について認可申請を行った。

これを受け、翌27日、郵政民営化委員会は、この認可申請に関して両大臣から意見を求められた。委員会では関係者からのヒアリングおよび意見募集を行った。

当協会は、12月20日開催された委員会に出席し、

・かんぽ生命に対しては、他の会員各社との「協調」と「競争」が当協会の基本スタンスになる。健全な「競争」を行うためには、政府出資等による信用補完の解消などの公正な競争条件の確保、引受・支払・コンプライアンスなどの適切な態勢整備が前提となる

・持株会社である日本郵政株式会社の議決権保有比率が競争関係に影響を及ぼし、適正な競争関係を阻害する要因となり得るものと考えられる。その議決権保有比率が100%から変わっていない状況のなか、かんぽ生命が新規業務を実施することは基本的には認めるべきではない

・適切な態勢整備については、利用者利便の向上が達成できるかどうかといった視点で考える必要がある。従来の簡保が小口・無診査・即時払いを特長としてきたことから、引受・支払リスクが高い、お客さまへの十分な説明が必要となる、医療・保障商品等に拡大する

場合には、お客さまの視点に立った医的体制、アフターフォロー体制等の態勢整備が必要となる

・新規業務の検討に際しては、態勢整備とともに、効率化による収益性向上を図るべき

・入院特約の見直しについては、とりわけ適切な態勢整備が重要になる。給付件数、金額の増加に備えるリスク管理態勢や支払管理態勢の充実が必要である

等の意見を表明した。

委員会では、その後、意見募集の結果を踏まえた議論を行い、委員会の意見を平成20年２月22日にとりまとめ、両大臣に提出した。

郵政民営化委員会の意見の概要は以下のとおりである。

株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険の新規業務（他社商品仲介及び既存商品・サービスの見直し）に関する郵政民営化委員会の意見（概要）

1　基本的な考え方

・郵政民営化においては、利用者利便の向上が重要な目的であり、新規業務に係る調査審議においても、この点に十分留意する必要がある。

・規模の大きさやいわゆる「暗黙の政府保証」というパーセプションなどにより一律に論ずることは適当でない。今回の申請に係る業務については、こうした要因はいずれも重要でなく、競争関係を歪めることにはつながらないものと考えられる。

・申請に係る業務の実施に際しては、利用者保護等に係るコンプライアンス態勢を確保しつつ顧客に金融サービスを適切に提供し得るよう、業務遂行能力・業務運営態勢を整備することが必要である。

・株式会社として投資家の信認を得られるよう、厳格なコスト管理態勢の下で効率的な経営が行われるべきである。その上で、新規業務については、顧客ニーズを的確に反映しつつ、健全経営の確保に寄与するものとして展開されることが求められる。

2　申請に係る業務の認可に関する考え方

・民間金融機関として、的確な業務を行うための業務遂行能力・業務運営態勢の整備に加え金融商品取引法の施行等に伴う一層の態勢整備が求められるため、金融庁長官及び総務大臣は、利用者保護及びリスク管理の観点から、これらの双方を確認することが必要である。

・入院特約の見直しについては、当該業務の実施により、将来的には保険金支払件数の増加の可能性があることから、支払態勢を含む所要の内部管理態勢の整備について確認することが必要である。

・金融庁長官及び総務大臣は、申請に係る業務の開始後においても、利用者保護やリスク管理に支障がないよう業務展開が進められていることを継続的に確認する必要がある。また、申請に係る業務については、今後の業務展開への試金石となるものであり、経営に対する寄与の状況を適切に把握しつつ機動的な対応が行われていることを確認する必要がある。

（出典：郵政民営化推進室ホームページ）

申請された業務については４月18日に認可され、法人向け商品の受託販売は６月から、入院特約の販売は７月から開始された。

民営化進捗状況の３年ごとの見直し

郵政民営化法において、郵政民営化委員会は、３年ごとに郵政民営化の進捗状況について総合的な見直しを行い、その結果にもとづき、郵政民営化推進本部長に意見を述べることとされている。

郵政民営化委員会における３年ごとの見直し議論は、平成20年８月21日に開催された委員会から開始され、オピニオンリーダーに対するインタビューおよび関係省庁、民営化会社、関係業界等からヒアリングを行ったうえで議論が進められることとされた。

関係業界からのヒアリングは、同年11月に実施され、当協会は11月10日に開催された委員会に出席し、

・郵政民営化に関する当協会の基本スタンスとしては、公正な競争条件の確保が前提であり、適切な態勢整備が重要。また、引き続き公正な競争条件の確保が重要になる
・政府が間接的に100％議決権保有を続けている状況のなかでは、未だ、信用補完、いわゆる「暗黙の政府保証」が生じることによって、健全な競争を阻害し、マーケットを歪める、といった懸念が依然としてある
・契約者保護および利用者利便の向上を図るためには適切で十分な態勢整備が重要である。態勢整備を考えるに当たっては、従来の簡易保険が、「小口・無診査・即時払」を特長としてきた経緯から、今後、限度額引上げや第三分野商品を開発・販売する場合には、例えば、引受リスク管理態勢の充実や、お客さまの視点に立った支払管理態勢の充実、商品説明能力の向上等の相応の態勢整備が必要になる

等の意見を表明した。

第14章　関連する重要事項等の動き

1. 保険計理に関する動向

1.「生命保険会社の保険計理人の実務基準」の見直しについて

平成11（1999）年12月、金融審議会第二部会より「保険会社のリスク管理と倒産法制の整備中間取りまとめ」が公表され、さらに「保険会社の財務面の監督上の措置の見直しについて」のパブリックコメントの結果を受けて、平成12年２月に①ソルベンシー・マージン基準の見直し、②標準責任準備金制度の見直し、および③保険相互会社の社員配当に係る規制の見直しについて総理府令・大蔵省令および告示が公布された。

既に、平成８年12月に「生命保険会社の保険計理人の実務基準」(注)を制定していた日本アクチュアリー会は、これらに対応すべく①将来収支分析のシナリオの明確化・精緻化・手法の厳格化を軸に責任準備金の適正性確認の方法の明確化･精緻化、および②追加責任準備金を積み立てないとした場合の経営改善計画のチェック・保険計理人の提言する経営改善計画の具体化のあり方の見直しを行い、また③事業継続困難である旨の申出義務の基準の確認方法を新たに設ける等、実務基準の改正を平成13年３月に行った。

同実務基準については、平成14年３月、平成16年２月、平成18年３月、平成19年１月、平成20年２月にも改正が行われた。

(注) 保険業法第120条の規定に従い、生命保険会社において選任された保険計理人が、確認業務を遂行する場合の実務の標準的な基準を日本アクチュアリー会が示したものである。この実務基準は、平成12年金融監督庁・大蔵省告示第22号に定める基準として金融庁長官の認定を受けている。

2. 変額年金保険等の最低保証リスクに係る責任準備金の積立ルールの整備について

平成16（2004）年２月の金融審議会金融分科会第二部会保険の基本問題に関するワーキンググループで、変額年金保険等に関する責任準備金の積立ルールの整備の必要性について合意がなされた。これを受け、金融庁において「変額年金保険等の最低保証リスクに係る責任準備金の積立等に関する内閣府令等」がとりまとめられ、平成17年４月より施行された。同内閣府令等では、変額年金保険等は一般的に死亡時または年金開始時に元本相当の最低保証が付されていることから、それに対応した適切な責任準備金の積立等が行われるようにルール化された。

これにより、変額年金保険等の最低保証リスクに対して、おおむね50%の確率で発生する事象をカバーできる水準を計量化し、保険料積立金として積み立てること、保険料積立金の積立水準を超えるリスクに対して、おおむね90%の確率で発生する事象をカバーできる水準を計量化し、危険準備金の積立限度を設定することとされた。

また、ソルベンシー・マージン基準についても最低保証リスクのリスク量を責任準備金の積立

ルールとの整合性を踏まえて設定し、それに見合うソルベンシーの確保を求めることとされた。

3. 第三分野の責任準備金積立ルール・事後検証等について

第三分野商品は医療政策などの外的要因や当初の想定を超えた保険契約者の行動の影響を受けやすいという特徴を有し、わが国では保険引受期間が長期にわたるという特徴がある。これらのリスクに対して、発生率やその検証方法等は各社判断に委ねられている、危険準備金についてはそのリスク係数が一律的に定められており各商品のリスクが危険準備金に適切に反映されていないなどの問題があった。

平成16（2004）年12月に金融庁より公表された「金融改革プログラム」においては、保険会社のリスク管理の高度化として、新しい保険商品に係る責任準備金積立ルールや事後検証の枠組み等の整備が、取り組むべき項目の一つとして掲げられた。

これを受け、平成17年２月に金融庁に設置された「第三分野の責任準備金積立ルール・事後検証等に関する検討チーム」において検討が行われ、同年６月に「第三分野の責任準備金積立ルール・事後検証等について」がとりまとめられ、公表された。そのなかで、「内部リスク管理態勢整備の重要性」として、経営陣を含めた内部統制のあり方を踏まえたリスク管理態勢の整備を図っていくことが必要とされた。

また、「商品設計時の対応」として、契約内容に応じた保険料積立金や危険準備金の積立水準などを定めリスクに備えること、基礎率変更権の行使基準の明確化などが挙げられた。

「事後検証時の対応」としては、商品販売後に事後的に保険料積立金、危険準備金の積立水準の検証等を行うこと、発生率の変動要因についてその要因の分析・検証が可能となるシステム整備を行うことなどが挙げられた。

「保険計理人の機能強化」としては、保険料の算出方法等の適切性、負債十分性の確認や危険準備金の積立等の事後検証等について、監督当局への保険計理人の意見書提出を義務付けることが適当とされた。

なお、「今後の課題」としては、保険会社各社が保有するデータを統一的に収集・蓄積し、その結果を保険会社各社にフィードバックできる仕組みが必要であるとされた。

これにもとづき、金融庁では、平成18年４月、第三分野保障の不確実性への対応として、「ストレステスト・負債十分性テストの実施」「開示」「当局のオフサイトモニタリング」「基礎率変更権の実効性の確保」「保険計理人の機能強化」「再保険の適切性の確保」について、ルール整備が行われた。

4. 標準生命表の改訂について

保険業法では、責任準備金の適正な積立により生命保険会社の健全性を向上させるために、標準責任準備金制度が導入されている。その計算基礎の一つである予定死亡率については日本アクチュアリー会が作成し、金融庁長官が検証したもの（標準生命表）を使用することとされ

ている。

日本アクチュアリー会は、平成18（2006）年９月、高齢世代を中心とする経験死亡率の改善状況等を踏まえ「生保標準生命表2007（死亡率保険用）」「生保標準生命表2007（年金開始後用）」「第三分野標準生命表2007」を作成し、金融庁あてに提出した。

これを受け、金融庁では、所要の手当てが行われ、平成８年大蔵省告示第48号(注)の一部改正が行われた。いずれも平成19年４月１日以降締結する保険契約から適用することとされた。

(注) 標準責任準備金の計算基礎率の一つである予定死亡率について、契約締結時期に応じて如何なる標準生命表に掲げる予定死亡率を用いるかが定められている。

5. ソルベンシー・マージン比率の算出基準等の見直しについて

ソルベンシー・マージン比率は、保険会社が通常の予測を超えて発生するリスクに対し、どの程度の支払い余力を有しているかを示す指標で、危険準備金などの内部留保と有価証券含み益等の合計（ソルベンシー・マージン総額）を数値化した諸リスクの合計額で割って求めるものである。ソルベンシー・マージン比率が200%を下回った場合は、監督当局により早期是正措置が採られることとなっている。

この指標は、平成８（1996）年４月の保険業法改正の際に導入され、保険会社は平成９年度決算から数値を公表しており、平成12年度決算では金融商品の時価会計の導入などを踏まえてその計算基準が見直され、さらに平成13年度決算からはソルベンシー・マージン比率に加え、算出根拠となる分子・分母の内訳を開示することとされた。

ソルベンシー・マージン比率については、平成16年12月に金融庁より公表された「金融改革プログラム」で検討課題の一つとされ、平成18年11月に学識経験者等からなる「ソルベンシー・マージン比率の算出基準等に関する検討チーム」が設置され、検討が重ねられた。

検討チームにおいては、ソルベンシー・マージン比率の算出基準のみならず、ソルベンシー評価のあり方、保険会社のリスク管理の高度化、消費者等に対する周知のあり方なども含めて包括的、網羅的な検討が行われ、そのとりまとめ内容が、平成19年４月に「ソルベンシー・マージン比率の算出基準等について」として公表された。そのなかの「具体的見直しの考え方」として、経済価値ベースでのソルベンシー評価を目指す一方で、現行制度について具体的に見直しを検討すべき内容として、ソルベンシー・マージン比率の信頼性の向上のためのリスク係数の見直しとマージン項目の算入妥当性が示された。

そのなかで、短期的な取組みとして示されているリスク係数などの見直しについて、平成20年２月、金融庁より「ソルベンシー・マージン比率の見直しの骨子（案）」が公表された。

2. 日本における新経理基準への対応

日本における経理基準については、金融庁、財務会計基準機構の企業会計基準委員会、日本

公認会計士協会などにより定められているが、当協会はこれら各団体等が策定する基準の草案に対し、必要に応じて意見表明を行っている。金融庁、主な各団体等の動きおよび当協会の意見は次のとおりである。

(1) 金融庁

・平成12（2000）年６月23日、企業会計審議会より、「固定資産の会計処理に関する論点の整理」が公表された。これは、減損会計の導入を中心とした固定資産の会計処理の見直しを行うに当たって検討すべき論点を公表したものである。

これに対し、当協会は８月18日付で本見直しは財務諸表への社会的な信頼性を高め、生命保険事業に求められる健全性・契約者保護の観点から意義があるが、今までの固定資産会計の慣行を大幅に変えるものであり、経営上の影響も極めて大きいことから、充分かつ慎重な審議をするよう要望した。

・平成14年４月19日、企業会計審議会より、固定資産の会計処理について「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（公開草案）が公表された。

これに対し、当協会は５月21日付で固定資産の減損に関し「減損損失の認識及び測定」「財務諸表における表示」「土地再評価法による再評価を行った土地に係る取扱い」等について意見を提出し、投資不動産に関しては「投資不動産の会計処理と時価情報の注記」について意見を提出した。

・平成17年７月13日、企業会計審議会内部統制部会より、財務報告に係る内部統制の有効性に関する経営者による評価および公認会計士による監査の基準について「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」（公開草案）が公表された。

これに対し、当協会は８月31日付で「実務指針等の整備」「準備期間の確保」「評価手続き」について意見を提出した。

・平成19年８月22日、「証券取引法等の一部を改正する法律」「証券取引法等の一部を改正する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令」の整備等に関する政令および関係内閣府令の施行にともない、新たに導入される「四半期報告制度」および「内部統制報告制度」に関する留意事項を定めた「四半期財務諸表等規則ガイドライン」等３件のガイドラインが新設され、また、その他開示制度に関する留意事項を定めた「財務諸表等規則ガイドライン」等８件のガイドラインを改正する「証券取引法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係ガイドライン(案)」が公表された。

これに対し、当協会は９月20日付で「財務諸表等規則第８条」についての要望、および「金融商品取引責任準備金」についての確認に係る意見を提出した。

(2) 企業会計基準委員会

・金融庁が定める財務諸表等規則ガイドラインにおいて、企業会計基準委員会の「企業会計基準」を「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」として取り扱うこととされ、その規範性が確認されているが、「企業会計基準適用指針」および「実務対応報告」については確認されていなかった。

これに対し、平成14年５月17日、当協会を含む日本経済団体連合会等９団体は「企業会計基準適用指針」および「実務対応報告」の規範性を認め、遵守していくことについて共同声明を発表した。

・固定資産に係る包括的な会計基準開発の一環として、不動産の売却に係る会計処理について検討が行われ、平成16年２月13日、「不動産の売却に係る会計処理に関する論点の整理」が公表された。

これに対し、当協会は５月13日付で「包括的な会計基準は絶対不変のものではなく、絶えずその適切性を検証され続けなければならない」「個別の会計基準や適用指針が改定あるいは新設される場合、公共の利益や会計基準の理解不可能性・実施可能性を包括的な会計基準より優先させるべきこと。また、包括的な会計基準に基づく改定や新設であっても、個別の会計基準や適用指針が実用性と有効性を有することをそれが適用される前に証明される必要があること」等の意見を提出した。

・他の企業に対して事業を分離する企業の会計処理や結合当事企業の株主に係る会計処理などを検討するため、事業分離専門委員会が設置されて検討が行われ、平成16年４月28日に「事業分離等に係る会計処理に関する論点の整理」が公表された。

これに対し、当協会は平成16年７月１日付で「被結合企業の株主において、分離以前より「支配」を有していない場合には、「支配」の有無で投資の継続・清算を判断できず「事業の継続」の有無で判断することとされている。判断の統一性を考えると、被結合の会計処理も含め「事業の継続（連続性）」の有無を「投資の継続」の判断にあたり要点とした方がよいのではないかという考えもあると思われる」等の意見を提出した。

・企業再編における結合当事企業の会計処理のほか、他の企業に対して事業を分離する企業（分離元企業）の会計処理や結合当事企業の株主に係る会計処理が検討され、平成17年１月28日、「事業分離等に関する会計基準」の検討状況の整理が公表された。

これに対し、当協会は３月28日付で同会計基準・適用指針について意見を提出した。

・平成18年６月６日、「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」（公開草案）が公表された。

これに対し、当協会は６月30日付で当該投資事業組合は子会社に該当するものの連結範囲には含めない場合の具体的な例示を明記するよう求める意見を提出した。

・平成18年６月６日、「関連当事者の開示に関する会計基準」「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（公開草案）が公表された。
これに対し、当協会は７月20日付で用語の定義、開示対象となる関連当事者との取引きの範囲について意見を提出した。
・平成18年７月５日、試案「リース取引に関する会計基準（案）」「リース取引に関する会計基準の適用指針（案）」が公表された。
これに対し、当協会は８月25日付で維持管理費用相当額の取扱いおよび保守等の役務提供相当額の取扱いについて、現在価値基準を判定するうえでリース料から控除できる費用相当額の取扱いについて明確化を図るよう意見を提出した。
・平成19年７月９日、国際的な会計基準で見られるような、会計方針の変更や表示方法の変更が行われた場合など財務諸表の過年度遡及修正に関する取扱いに係る論点をとりまとめた「過年度遡及修正に関する論点の整理」が公表された。
これに対し、当協会は９月26日付で総論として「遡及修正にあたっては実務を踏まえた現実的な期間を設定して欲しい」旨の意見を提出した。
・金融取引を巡る環境が変化するなかで、金融商品の時価情報に対するニーズが拡大していること等を踏まえ、平成19年７月20日、金融商品についてその状況やその時価等に係る事項の開示の充実を図るための「金融商品に関する会計基準（案）」および「金融商品の時価等の開示に関する適用指針（案）」が公表された。
これに対し、当協会は９月３日付で「第19項で示された時価評価の対象外となる有価証券の定義を明確にすべき」との意見を提出した。
・平成19年９月４日、「セグメント情報等の開示に関する会計基準（案）」「セグメント情報等の開示に関する会計基準適用指針（案）」（公開草案）が公表された。
これに対し、当協会は10月19日付で同案のマネジメント・アプローチの短所として「企業の事業活動の障害となる可能性がある」という問題に対する検討経緯の明示を求め、「影響を小さくするための手当てを検討すべき」との意見を提出した。
・これまでわが国においては、国際的な会計基準で見られるような、資産除去債務を負債として計上するとともに、これに対応する除去費用を有形固定資産に計上する会計処理は行われていなかった。このような除去に関する将来の負担を財務諸表に反映させることは投資情報として役立つという指摘などを踏まえ、資産除去債務とこれに対応する除去費用に関する会計基準として、平成19年12月27日、「資産除去債務に関する会計基準（案）」「資産除去債務に関する会計基準の適用指針（案）」（公開草案）が公表された。
これに対し、当協会は平成20年２月４日付で同公開草案において資産除去債務の発生時に当該債務の金額を合理的に見積もることができない場合に「決算日現在に入手可能なすべ

ての証拠を勘案」するとなっているが、その「証拠」は「通常の企業活動において実務的に入手可能なタイミングにおいて利用可能な情報」でよい旨を明記するよう求める意見を提出した。

・子会社および関連会社の範囲の判定等に関しては、日本公認会計士協会 監査委員会報告第60号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する監査上の取扱い」が実務上の指針として用いられてきたが、企業会計基準委員会においては、同取扱いのうち会計上の取扱いに関する部分について、その内容を引き継いで新たな適用指針を定め、加えて会社法の施行への対応や取扱いの明確化が必要と考えられる点への対応として、平成20年１月24日、「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針（案）」（公開草案）が公表された。

これに対し、当協会は２月25日付で同公開草案にある投資企業等が子会社に該当しないとされる四つの要件が定められており、そのただし書きにおいて、投資企業等が他の会社などの株式や出資を有しており、「当該他の会社等の株主総会その他これに準ずる期間を支配する意図が明確であると認められる場合を除く」とされているが、いずれも満たすことは特殊な事例に限定されることから具体例を明示するよう求める意見を提出した。

・会計基準の国際的なコンバージェンスの取組みを進めるにあたり、不動産の時価開示などの必要性をはじめ、その定義・範囲の明確化および時価の算定方法などについて審議を進め、平成20年６月30日、企業会計基準公開草案第31号「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準（案）」および企業会計基準適用指針公開草案第30号「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針（案）」（公開草案）が公表された。

これに対し、当協会は８月20日付で「賃貸等不動産の当期末における時価とは、通常、観察可能な市場価格に基づく価額をいい…」（適用指針第11項）とあるが、賃貸等不動産における「観察可能な市場価格に基づく価額」とは具体的には何を指すのかについて示してほしい等、本会計基準や指針がより明確になるよう14項目に対し意見を提出した。

・金融商品の会計処理および時価の算定は、国際的な会計基準の取扱いと同じ考え方にもとづいていると考えられているが、その内容について平成20年10月16日、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い（案）」（公開草案）が公表された。

これに対し、当協会は10月23日付で「不利な条件で引き受けざるを得ない取引」や「他から強制された取引」とされる場合の具体例を示してほしい等、本取扱いがより明確になるよう意見を提出した。

(3) 日本公認会計士協会

・平成12年３月31日、「保険業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」が公表され、同年４月１日から平成14年３月31日までの２年間、暫定措置と

して適用されることとなった。

・平成12年11月16日、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」が公表された。内容は、保険会社の特性を踏まえた会計処理として、保有債券のうち一定の要件を満たす債券について、新たに「責任準備金対応債券の区分を設け、償却原価法に基づく評価および会計処理を行うことができる」こととしている。

・平成12年12月14日、金融資産および金融負債を公正価値で測定し、その変動をすべて損益計算書で認識することを骨子とする金融商品に関する新たな国際的会計基準の公開草案「金融商品及び類似項目」が公表された。

・平成16年９月７日、退職給付制度の改訂やそれにともなう代行返上が行われ、また、運用収益が大幅に増加した結果として、年金資産が企業年金制度に係る退職給付債務を超え、当該積立超過を解消するために年金資産を事業主へ返還する事例が生じていることから、年金資産の返還等により積立超過が解消した場合の取扱いについて「退職給付会計に関する実務指針（中間報告)」の見直しとして改正案が公表された。

これに対し、当協会は９月21日付で「改正理由の説明」「適用時期」「コメント募集期間」について意見を提出した。

当協会の意見を踏まえ、10月４日、日本公認会計士協会より会計制度委員会報告13号「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）等の改正について」が公表され、年金資産の返還が行われた場合に適用することとされた。

・平成16年２月26日、金融庁より「金融検査マニュアル別冊［中小企業融資編]」改訂版が公表され、金融機関が保有する貸出債権を資本的劣後ローンへ転換する取引きの当該資本的劣後ローンの引当てについて、企業会計基準委員会または日本公認会計士協会でルールが明確化された場合には、当該ルールに則ることとされたことを受け、当該取引の会計処理に関する監査上の取扱いが検討され、平成16年10月４日、「銀行等金融機関の保有する貸出債権が資本的劣後ローンに転換された場合の会計処理に関する監査上の取扱い」(公開草案)が公表された。

これに対し、当協会は10月18日付で「貸倒引当金の実質的戻入れ」「適用時期」「コメント募集期間等」について意見を提出した。

・平成16年12月13日、監査計画に関する実務指針について「監査計画」（公開草案）が公表された。

これに対し、当協会は平成17年１月11日付で「監査計画について監査対象会社に開示すべき部分と非開示の部分を明確にすべき」との意見を提出した。

・金融商品取引法において有価証券の範囲が拡大することにともない、企業会計上、有価証券として取り扱う具体的な範囲について見直しを行い、平成19年６月15日、「金融商品会計

に関する実務指針」および「金融商品会計に関するQ&A」の改正について（公開草案）が公表された。

これに対し、当協会は6月28日付で同公開草案にある「有価証券として取り扱いわないもの」として信託受益権があるが、これは証券取引法にて有価証券として定義されている信託受益権についても「有価証券」から「債権」に会計処理を変更することになることの確認等の意見を提出した。

・企業会計審議会より「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」が公表され、また、金融庁より「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令案」が公表されたことを踏まえ、監査人が実施する「財務報告に係る内部統制の監査」における監査手続、留意すべき事項および監査報告書の文例等について、監査人の実務上の取扱いをより明確にするために検討され、平成19年7月18日、「財務報告に係る内部統制の監査に関する実務上の取扱い」（公開草案）が公表された。

これに対し、当協会は8月13日付でスプレッドシート等の検討、IT全般統制の評価範囲の妥当性、重要な欠陥の判断指針、内部監査人等などについて意見を提出した。

3. 調査研究活動

1. 生命保険法制研究会（第二次）の活動

生命保険法制研究会（第二次）の発足

昭和62（1987）年6月に発足した生命保険法制研究会は、10年余の検討を経て平成10年9月に「生命保険契約法改正試案（1998年版）理由書」「疾病保険契約法新設試案（1998年版）理由書」および「傷害保険契約法新設試案（1998年版）理由書」を刊行することで、いったんその活動を休止した。

学界・実務界を代表する会員による第一読会（昭和62年から平成元年まで15回）、第二読会（平成元年から平成6年まで42回）、および第三読会（平成6年から平成10年まで36回）の計93回にわたって行った真摯な議論の成果であった。

これらの試案を受けて、生命保険業界からの意見・要望を中心に再検討することを目的として、平成11年5月に鴻　常夫東京大学名誉教授を会長とする「生命保険法制研究会（第二次）」が発足した。

生命保険法制研究会（第二次）は、平成11年5月から平成13年12月までに計20回（第一読会10回、第二読会7回、第三読会3回）にわたり研究会を開催し、平成14年3月に「生命保険契約法改正試案（2002年修正版）理由書」を刊行した。

「傷害保険契約法試案（2003年版）理由書」の刊行

一方、傷害保険契約法をめぐっては、「傷害保険契約法新設試案（1998年版）」と並んで別途、日本損害保険協会の損害保険法制研究会が作成・公表した「傷害保険契約法（新設）試案（1995年確定版）」がすでに存在しており、今後の立法化作業に向けて両試案の調整・一本化の必要性が認識されてきていた。

こうした状況を踏まえ、平成12年6月に、損保協会と当協会の共同により鴻　常夫氏（東京大学名誉教授）を会長とする傷害保険契約法研究会が発足し、学界および生・損保両業界の実務家委員による検討の成果として、平成15年6月には、「傷害保険契約法試案（2003年版）理由書」を刊行した。

「生命保険契約法改正試案（2005年確定版）理由書」「疾病保険契約法試案（2005年確定版）理由書」の刊行

傷害保険契約法研究会の開催期間中にいったんその活動を中断してきた生命保険法制研究会（第二次）は、「傷害保険契約法試案（2003年版）理由書」刊行を受けて、平成15年7月より第四読会としてその活動を再開した。計14回にわたる研究会の開催を通して、生命保険業界からの意見・要望の最終審議および「傷害保険契約法試案（2003年版）」「生命保険契約法改正試案（2002年修正版）」「疾病保険契約法新設試案（1998年版）」への影響の有無の確認と調整策について議論を行い、平成17年3月をもって検討を終了した。

その成果として、平成17年6月に「生命保険契約法改正試案（2005年確定版）理由書」および「疾病保険契約法試案（2005年確定版）理由書」を刊行し、所期の目的を達成することで、生命保険法制研究会（第二次）は足掛け7年におよぶ（生命保険法制研究会の当初発足（昭和62年）から起算すれば18年におよぶ）活動を終了した。これら「生命保険契約法改正試案（2005年確定版）理由書」および「疾病保険契約法試案（2005年確定版）理由書」は、学界・実務界の共有財産として、保険法改正に向けた法制審議会の議論、また、今後の生命保険契約法をめぐる議論の深化に大きく寄与するものと評価された。

生命保険法制研究会（第二次）名簿

（敬称略）

会　長	鴻　　常　夫	（東京大学名誉教授　法学博士）
幹　事	山　下　友　信	（東京大学教授）
副幹事	洲　崎　博　史	（京都大学教授平成15年～17年）
（研究者会員）		
	鴻　　常　夫	（東京大学名誉教授　法学博士）
	中　西　正　明	（大阪学院大学教授　大阪大学名誉教授）

江　頭　憲治郎（東京大学教授　法学博士）
山　下　友　信（東京大学教授）
洲　崎　博　史（京都大学教授）
（実務家会員）
山　口　順　司（日本生命平成11年～12年）
輿　石　　進（第一生命平成11年～17年）
芹　澤　一　雄（朝日生命平成11年～14年）
川　本　裕　一（明治安田生命平成11年～17年）
幸　王　一　裕（住友生命平成11年～16年）
宗　実　　真（日本生命平成12年～17年）
池　尻　　彰（住友生命平成16年～17年）

2. 海外保険法に関する調査

平成18（2006）年９月、法務大臣より法制審議会に保険法（商法第２編第10章「保険」）の抜本改正が諮問された。法制審議会での審議に先立ち、論点整理を行うことを目的に山下友信氏（東京大学教授）を会長とする保険法研究会が設置された。当協会は日本損害保険協会と共同で、平成18年６月に、「ドイツ、フランス、イタリア、スイス保険契約法集」および「ドイツ保険契約法改正専門家委員会最終報告書（2004）（訳）」を刊行した。両冊子の刊行に当たっては、各国の保険法に造詣の深い第一線の研究者に翻訳を依頼した。

平成18年11月には山下友信氏（東京大学教授）を部会長とする法制審議会保険法部会が設置され、保険法改正の審議が開始された。告知義務違反に係る「プロ・ラタ主義」導入の是非が注目を集めるなか、当協会は、英国、ドイツ、フランスに視察団を派遣し、平成19年５月に、「生命保険契約に係るいわゆるプロ・ラタ主義に関する海外調査報告書（フランス・イギリス・ドイツ）」を刊行した。

英国では保険契約法制定に向け、平成19年７月に法律委員会が共同意見募集書を公表した。これを受け、当協会は損保協会と共同で全訳を実施し、甘利公人氏（上智大学教授）に監訳を依頼して、平成20年５月に「英国保険法 共同意見募集書（2007年7月）～不実告知、不告知および保険契約者によるワランティ違反～」を刊行した。

ドイツでは100年ぶりに保険契約法が大幅に改正され、平成20年１月から新法が施行された。これを受け、同年９月に「ドイツ保険契約法（2008年１月１日施行）」を損保協会と共同で刊行した（翻訳者は「ドイツ保険契約法改正専門家委員会最終報告書（2004）（訳）」に同じ）。

3. 死亡率および災害・疾病発生率に関する調査

標準体死亡率調査

標準体死亡率調査については、昭和28（1953）年に死亡率調査委員会が設置されて以降、個

人保険の標準体契約のうち、死亡・生死混合保険を対象とし、診査別、性別、契約年度別、経過期間別、契約年齢別に分類して毎年実施している。

直近10年間（1994観察年度～2003観察年度）の死因順位の１位から５位までの死因占率の推移は以下のとおりである。死因第１位の「悪性新生物」は約４割を占める。第２位の「心疾患」、第３位の「脳血管疾患」、第５位の「不慮の事故」はともに漸減傾向にある。第４位の自殺は４％台から７％台前後と高くなってきている。

主要死因別占有率の推移（標準体契約）

観察年度	平成６年度	７年度	８年度	９年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
悪性新生物	41.1%	42.5%	42.6%	42.4%	41.5%	42.3%	43.0%	42.8%	42.9%	43.3%
心　疾　患	11.1	11.0	10.8	10.6	10.3	10.2	10.1	10.3	10.3	9.9
脳血管疾患	8.9	9.0	8.7	8.4	8.2	7.9	7.8	7.5	7.6	7.4
自　　殺	4.5	4.6	5.1	6.5	6.8	7.0	6.8	6.7	7.1	6.6
不慮の事故	6.7	6.0	5.8	5.4	5.3	5.3	5.0	4.9	4.5	4.2

経験死亡率データの提供

平成８年４月施行の保険業法では、責任準備金の適正な積立てにより生命保険会社の健全性を向上し、契約者保護を図る観点から、標準責任準備金制度が導入され、その水準は大蔵大臣（現在は内閣総理大臣）が告示する旨規定された。このうち予定死亡率（標準死亡率）については日本アクチュアリー会が作成し、大蔵大臣（現在は金融庁長官）がその結果の妥当性について検証・審査を行うこととされた。これを受け、当協会は日本アクチュアリー会に経験死亡率データを提供している。

その他の死亡率等の調査および動向

①条件体契約の死亡率調査

条件体契約の死亡率調査については、昭和36年から実施しており、当初は数年分を一括して集計・分析を行っていたが、平成５年より毎年データ集計・分析を行う方法に改め、現在に至っている。

②災害・疾病関係給付の諸統計および発生率調査

災害関係発生率の調査については、生命保険各社から災害関係特約が発売された昭和39年度から、また、疾病関係発生率の調査については、疾病関係特約が発売された翌年の昭和50年度から調査を開始し、昭和51年度には両者をあわせた調査結果をまとめ、それ以降毎年実施している。

③年金死亡率調査

高齢化社会への対応として年金保険の果たす役割を重視し、年金保険の死亡率について調査・研究を行う動きが高まり、個人年金保険のデータは昭和57年度分から、団体年金保険のデータは昭和58年度分から収集を開始している。

当初は事業年度方式で集計していたが、データの蓄積を続けた結果、より精緻な結果が得られる保険年度方式での集計も可能となり、両方で調査を行っている。

その後、団体年金死亡率調査については、調査対象としていた厚生年金基金の契約が代行返上の影響により急激に縮小してきたこと等の理由から平成16年度に廃止された。

④団体定期保険の死亡率調査

団体定期保険の死亡率調査については、将来に向けて団保経験死亡率に関する基礎データの集積の必要があるとの観点から昭和58年度下期のデータから収集を開始している。

⑤死亡率等統計システムの再構築

標準体死亡率、災害・疾病率、条件体死亡率、年金死亡率の各調査については、データ集計に多大な負荷がかかることから、昭和50年ごろからシステムを構築し運営している。しかし、長年の利用によりシステムが老朽化し、汎用性・融通性にも乏しかったこと等から、平成17年、情報システム部会に本システムの再構築の検討依頼を行った。

その結果、システムを新たに構築し、従来のテープ等の媒体搬送により生命保険各社から当協会あてにデータを搬送していたものをデータ伝送に切り替えるといった新システムについて、平成18年度後半から検討を開始し、平成20年10月より稼働を開始した。

4. 地震発生時の対応と大地震対策要綱の見直し

当協会では、大地震対策について、生命保険事業の社会的責任を果たすという大局的見地から総合的な検討を行うために、平時と有事の際の当協会対応組織の設置、保険金等の支払方法、保険料の収納、コンピューターシステム対策等を記載した「大地震対策要綱」を昭和54（1979）年７月に策定し、適宜見直しを行いつつ、対応を進めてきている。

1. 地震発生時の対応

大きな被害をともなう地震が発生した際に、当協会では、会員各社の被害状況調査を行い、顧客対応に係る障害発生の有無を確認している。あわせて、当協会では、被災された契約者等を保護する観点から、保険料の支払猶予、保険金等の簡易支払いなど会員各社の特別措置に関する情報を地元紙等にリリースするとともに会員各社および当協会の相談窓口を掲載した災害見舞い広告を出すなどの対応を行っている。

なお、平成10（1998）年以降発生した最大震度６弱以上の地震の発生と被害状況は以下のとおりである。

平成10年９月３日岩手県内陸北部地震	最大震度６弱　M6.2 負傷者９名
平成12年７月１日、15日新島・神津島近海地震	最大震度６弱　M6.5、M6.3 死者１名、負傷者15名

平成12年10月６日鳥取県西部地震	最大震度６強　M7.3 負傷者182名
平成13年３月24日安芸灘地震	最大震度６弱　M6.7 死者２名、負傷者288名
平成15年５月26日宮城県沖地震	最大震度６弱　M7.1 負傷者174名
平成15年７月26日宮城県北部地震	最大震度６強　M6.4 負傷者677名
平成15年９月26日十勝沖地震	最大震度６弱　M8.0 死者１名、不明者１名、負傷者849名
平成16年10月23日新潟中越地方地震	最大震度７　M6.8 死者68名、負傷者4,805名
平成17年３月20日福岡県西方沖地震	最大震度６弱　M7.0 死者１名、負傷者1,087名
平成17年８月16日宮城県沖地震	最大震度６弱　M7.2 負傷者100名
平成19年３月25日石川県能登地方地震	最大震度６強　M6.9 死者１名、負傷者356名
平成19年７月16日新潟県上中越沖地震	最大震度６強　M6.8 死者15名、負傷者2,345名
平成20年６月14日岩手・宮城内陸地震	最大震度６強　M7.2 死者13名、負傷者450名
平成20年７月24日岩手県沿岸北部地震	最大震度６弱　M6.8 死者１名、負傷者207名

（気象庁、総務省消防庁調べ）

2. 大地震対策要綱の見直し

大地震対策要綱については、対策要綱にもとづき設置した大地震対策総合委員会において、平成７（1995）年の阪神・淡路大震災を契機に大幅な見直しを行っていたが、平成16年10月23日に発生した新潟中越地方地震等の地震発生時における対応等を踏まえ、対策要綱の実効性の確保、対策組織の機動性の確保等の観点から、平成17年11月の大地震対策総合委員会で抜本的な改正を行った。主な改正点は以下のとおりである。

大地震対策組織の機動性の確保

大地震発生時には、情報収集と迅速な対応が求められることから、当協会対策本部の機動性確保のために以下のとおり改正した。

・対策本部設置の判断について、「原則として最大震度６弱以上の地震」という基準を設定した。

・対策本部の役員会の構成は、従来は全社構成となっていたが、緊急時における迅速な意思決定を行うために、会長、副会長、常勤役員で構成することとした。

・本部長に事故があった場合の代行順位について明確化した。

・対策本部役員会の下部組織として、従来の作業部会に代えて、原則として企画部会委員をメンバーとする連絡部会を設置し、対策本部役員会の意思決定を補佐するとともに、対策本部と会員各社の連絡窓口としての機能を付与した。
・東京における本部機能が麻痺した場合には、従来の対策要綱では大阪府事務室に「大阪府事務室大地震対策本部」を設置することとしていたが、会員各社の本社機能が東京に集中していること、大阪府事務室の要員が少数であることから、原則として本部機能の復旧を待つこととした。ただし、緊急性のある対応は、大阪府事務室が行うこととした。

各種対策要綱の実効性の確保

大地震発生時における各種対策は、契約者への情報提供と被災地への救援措置等の対応を中心に内容を見直すこととした。

・大地震発生時には、業界および会員各社の取組みについて契約者への説明・公表等を行うことが予想されるが、収集すべき情報を明確化し、必要に応じて公表できるようにした。
・被災者の遺族からの契約照会について、適切な対応を図るため、必要に応じてガイドラインの策定を行うことを新たに記載した。
・対策本部と事務局の役割・担当業務を明確化した。
・従来の対策要綱に記載されていた「保険金の支払開始時期」「保険金等の分割払い、暫定払いの実施」「契約の有無・契約当事者の確認」等の各種対策のうち、もっぱら会員各社の経営判断に関わる事項や対策本部では実務上の対応が困難な事項について要綱から削除した。

事務局機能の強化

大地震発生時は、初動時における対応が重要であるため、事務局機能を機動的に発揮できるように、事務局の対応事項について所管部署を明文化するとともに、対応内容の具体化を図った。また、大阪府大地震対策連絡会の座長は、従来は大阪府に本社のある会社から選任することとしていたが、これに代えて、大阪府事務室地方事務局長が座長に就任することとした。

その他

大地震対策要綱について、適宜状況に応じた見直しを行う旨明記した。

3. 被害想定の見直し

平成17（2005）年7月、中央防災会議の首都直下地震対策専門調査会において、わが国の経済・社会・行政等の諸中枢機能が集積する首都機能の特性を踏まえた新たな視点から首都直下地震対策が検討され、想定される直接被害、間接被害の予測をもとに地震災害に強い首都地域形成に向けた国家戦略のあり方等について報告書が公表された。同報告書では、予防段階から発災後のすべての段階において各主体が行うべき対策を明確にする大綱を策定する必要性が指摘されており、中央防災会議ではこれを踏まえ、平成17年9月に首都直下地震対策大綱が策定された。

専門調査会の報告書では、関東地域の地殻変動に関する定点観測の充実により詳細なデータが蓄積されたこと等から、直下の地震像を明確にすることが可能な状況になってきたことを踏まえ、これまでに実施されてこなかった詳細な被害想定が行われ、18タイプの地震像が想定されているが、このうち、東京湾北部地震は、①ある程度切迫性の高い地震であること、②都心部の揺れが強いこと、③強い揺れの分布が広域的に広がっていることから、首都直下地震対策を検討していくうえで中心となる地震と考えることとされている。

上記の調査結果は、国の防災計画立案（首都直下地震対策大綱等）における基礎データとして利用され、関係省庁において実施される具体的な諸施策に反映されている。

中央防災会議発表の被害想定の概要

		東京都防災会議 昭和45年 発表	国土庁（中央防災会議） 63年 発表	内閣府（中央防災会議） 平成17年 発表
発生条件	季節	冬	冬	冬
	時刻	夕食時	午後5時頃	午後6時
	風速	12m／秒	4m／秒	15m／秒
対象	地域	東京23区	東京、神奈川、千葉、埼玉 （一都三県）	東京、神奈川、千葉、埼玉 （一都三県）
	人口	859万人	3,122万人	3,447万人
	棟数	1,504千棟	8,584千棟	14,442千棟
被害想定	死亡	563千人	150千人	11千人
	重傷	120千人	81千人 （負傷 203千人）	37千人 （負傷 210千人）
	罹災	616千棟	616千棟	850千棟
被害率	死亡	6.55%	0.48%	0.03%
	重傷	1.40%	0.18%	0.11%
	罹災	41%	35%	5.89%

5. 心身障害者扶養者生命保険の動向

1. 制度の概要

心身障害者扶養保険制度は、心身障害者の保護者の相互扶助の精神にもとづき、保護者が生存中、掛金を納付することにより、保護者が死亡した場合などに障害者に終身年金が支給される任意加入の制度である。これは、昭和45（1970）年、障害者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、障害者の将来に対し、保護者の抱く不安の軽減を図ることを目的として創設されたものである。

制度創設に当たり、生命保険業界では制度の社会的意義にかんがみ、全面的に協力するとの基本的態度を表明し、当時の生命保険会社20社が一致協力する姿勢で臨み、新たに「心身障害者扶養者生命保険」を創設した。

制度の基本的な仕組みは、①加入者と地方公共団体、②地方公共団体と独立行政法人福祉医

療機構、③福祉医療機構と生命保険会社、④福祉医療機構と信託銀行の四つの関係が相互に関連して扶養保険制度の体系が形成されている。

心身障害者扶養保険制度の仕組図

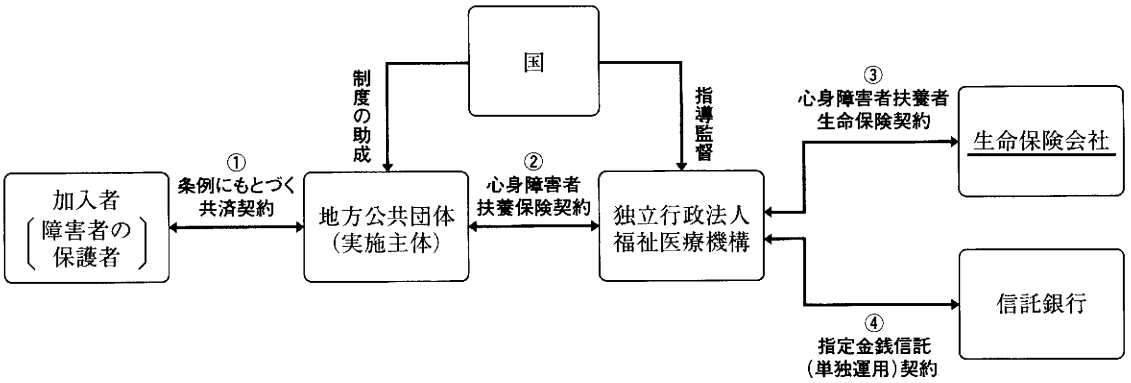

福祉医療機構と生命保険会社

・保険者：生命保険会社

・契約者・保険金受取人：福祉医療機構

・加入者（被保険者）：障害者の保護者

加入者から地方公共団体に納められた掛金は、いったん福祉医療機構に納付され、さらに福祉医療機構によりその同額が保険料として生命保険会社に支払われる

生命保険会社は、加入者（被保険者）が障害者の生存中に死亡したときは、保険金を福祉医療機構に支払う（機構は、この保険金を年金原資として信託運用し、月額２万円(注)の終身年金を地方公共団体を通じて障害者へ支給する）

当協会は、生命保険会社より本制度に係る事務を受託

(注) １口２万円で２口まで加入可

2. 平成20年４月の制度改正

本制度については、昭和45（1970）年の制度発足後、制度の健全性を確保するため、昭和54年、昭和61年および平成８年の３度にわたり改正が行われてきた。

平成８年の改正以降、運用利回りの低下や障害者の平均寿命の伸長が生ずる一方で、財政的に必要な保険料の引上げを行わなかったことにより、将来の年金の支払いを確実に行えないおそれが生じてきた。

こうした状況を踏まえ、厚生労働省により平成19年３月に外部有識者などをメンバーとする「心身障害者扶養保険検討委員会」が設置され、扶養保険制度の安定的な運営を図るための方策について検討が行われ、その結果が、「心身障害者扶養保険検討委員会報告書」（平成19年９月25日）としてとりまとめられた。本検討委員会には、当協会から西岡忠夫副会長が委員として参加した。

その後、同報告書を踏まえ、厚生労働省ならびに福祉医療機構、地方公共団体との協議の結果、「心身障害者扶養保険制度」については、以下の内容で平成20年４月１日より運営していくこととされた。

①保険金額

・現行の月額２万円の年金給付額を維持するため、新規加入者の保険金額を引き上げる。

・既加入者の保険金額は据え置く（年金給付に不足する分は、公費投入により対応）。

加入者年齢	新規加入者	既加入者
～10歳	960万円	490万円
11歳～20歳	900	480
21歳～30歳	810	450
31歳～45歳	700	420
46歳～	500	320

②保険料

・予定利率を1.5%に引き下げる等、保険数理にもとづいて現時点の諸条件に見合った適正水準に設定する（引き続き、付加保険料は徴収しない）。

加入者年齢	新規加入者	既加入者
～34歳	9,300円	5,600円
35歳～39歳	11,400	6,900
40歳～44歳	14,300	8,700
45歳～49歳	17,300	10,600
50歳～54歳	18,800	11,600
55歳～59歳	20,700	12,800
60歳～64歳	23,300	14,500

（注）新規加入者と既加入者では保険金額が異なるため、保険料が異なる。

③特別給付金（弔慰金）（加入者が生存中、障害者が死亡したとき、または加入者と障害者が同時に死亡したときの給付）

被保険者期間	新規加入者	既加入者
１年以上５年未満	５万円	３万円
５年以上20年未満	12万５千円	７万５千円
20年以上	25万円	15万円

④脱退一時金（加入者が生存中に脱退したときの給付）

被保険者期間	新規加入者	既加入者
５年以上10年未満	７万５千円	４万５千円
10年以上20年未満	12万５千円	７万５千円
20年以上	25万円	15万円

⑤公費による財政支援

・平成27年まで公費投入が予定されているが、平成19年度末の積立不足に対し、平成27年以降も国と地方公共団体より毎年92億円（そのうち心身障害者扶養者生命保険には46億円）の公費が投入される見通し。

⑥定期的な検証と見直し

・毎年度、財政の健全性を検証し、その検証結果を踏まえ、少なくとも５年ごとに、保険料水準等について、社会経済情勢に即した適宜適切な見直しが行われる。

⑦実施時期

・平成20年４月１日

3. 東京都の制度加入

東京都では、本制度には参加せずに東京都独自の制度として昭和44（1969）年４月に「東京都心身障害者扶養年金制度」が創設され、長年運営されてきた。

しかしながら、扶養年金制度は低金利や加入者の減少、公費投入の状況から、財政的に行き詰まり、東京都心身障害者扶養年金審議会から、都に現行制度を廃止すべきとの提言がなされた。また、廃止にともなう代替措置として、「全国制度（心身障害者扶養保険制度）に参加すべきである」との提言もなされた。

これを受け、東京都では、既受給者および既加入者（未受給者）にそれぞれ所要の措置が講じられたうえで、平成19年３月１日をもって扶養年金制度が廃止され、平成20年４月より心身障害者扶養保険制度に新たに参加することとなった。

この結果、心身障害者扶養保険制度に加入の地方公共団体は、43県１都２府１道17指定都市となった。

6. クーリング・オフ（申込みの撤回）の適用範囲の拡大

1. 経緯

平成18（2006）年８月21日付で、消費者団体より、当協会作成の「注意喚起情報作成ガイドライン」の記載例のうち、保険料を預金等の口座へ払い込む形態の保険契約に係るクーリング・オフの取扱い等に関し申入れがあり、10月31日付で当該団体へ回答書を提出した。12月25日、当該団体より、再度の申入れがあり、当協会では再度の申入れに対して、平成19年１月31日付で回答を行うとともに、３月12日に意見交換会を開催して、当協会の法令解釈等について説明を行った。

2. 保険業法施行令および保険業法施行規則の一部改正

本件と関連し、平成19（2007）年３月30日、金融庁より「保険業法施行令の一部を改正する政令案・同施行規則の一部を改正する内閣府令案」が公表され、パブリックコメント手続に付

された。

これは、保険契約の申込みの撤回または解除ができない場合を掲げる保険業法施行令の規定について、保険の販売チャネルの拡大や商品の多様化等の環境変化にかんがみ、保険契約者等の保護の実効性をより高めるために所要の改正を行うとともに、保険業法施行規則について所要の整備を行うことを目的としたものであった。

あわせて、金融庁より、改正後のクーリング・オフ制度が保険会社各社において適切に運用され、保険契約者保護のための制度として機能することに万全を期すため、当協会、日本損害保険協会および外国損害保険協会に対し、以下のとおりの要請を行ったことが公表された。

・今般の保険業法施行令等の改正に対応するため、注意喚起情報の作成に係る各協会のガイドラインについて、速やかに必要な改正を行ったうえで、改正結果の周知等、会員各社が実務対応を遺漏なく行うために必要な措置を行うこと。
・既存の保険契約につき、顧客からクーリング・オフに関する苦情の申出等がなされた場合には、その内容および不適切な募集行為の有無等の調査結果を踏まえ、適切な顧客対応を行うことを、会員各社に徹底すること。

当協会ではパブリックコメントに対し、4月19日付で意見を提出した。内容は以下のとおりである。

1. 昨今の保険販売チャネルの多様化等の環境変化に鑑み、今般のクーリング・オフに係る保険業法施行令等の改正案を実施することが保険契約者等の保護の実効性をより高めるための方策として有効であり、時宜を得たものであると認識している。
2. 会員各社が改正後のクーリング・オフ制度を適切に運用することを期して、クーリング・オフ制度に関連するガイドラインの必要な改定、会員各社に対する適切な実務対応の要請、クーリング・オフに関する苦情申出等における適切な顧客対応の徹底等、鋭意取り進めてまいりたい。

その後、6月12日、パブリックコメントに寄せられたコメントの概要とそれに対する金融庁の考え方等が公表され、6月13日、「保険業法施行令の一部を改正する政令」（政令第181号）および「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第43号）として公布、施行された。

具体的改正内容は、保険業法施行令では、①申込者等があらかじめ日を通知して保険会社等の営業所等を訪問し、かつ、当該通知または訪問の際に、自己の訪問が保険契約の申込みをするためのものであることを明らかにしたうえで、申込者等が、保険会社等の営業所等で保険契約の申込みをした場合、クーリング・オフをできないとした、②申込者等が、保険契約に係る保険料等の振込みによる払込みを依頼した場合であっても、その依頼の相手方が、保険契約の相手方である保険会社等や保険募集を行った保険会社等、その保険契約の申込みについて一定

の関係がある者であるときは、クーリング・オフをできるとしたものであった。

また、保険業法施行規則では、変額保険契約、外貨建て保険契約等のうち、改正後の保険業法施行令第45条第１号から第４号までのいずれかに該当するため申込みの撤回等ができないものにつき、申込みの撤回等の代わりに特定早期解約(注)を行うことができる旨の定めを事業方法書等に記載することが必要となる旨の改正を行うものであった。

(注) 特定早期解約
保険契約の解約のうち、当該保険契約の成立の日またはこれに近接する日から起算して10日以上の一定の日数を経過するまでの間に限り、解約により保険契約者に払い戻される返戻金の計算に際して、契約者価額から控除する金額を零とし、および当該保険契約に係る費用として保険料から控除した金額の全額を契約者価額に加算するもの。

当協会は、クーリング・オフに係る保険業法施行令等の改正にともなう対応として、平成19年６月13日付で「注意喚起情報作成ガイドライン」の保険契約の申込みの撤回等に関する事項を改正した。

7. 隣接業界の動向

1. 共済

経緯

わが国において、明治11～12年ごろ、米、みそ、薪炭等の購買組合がつくられたのが消費生活協同組合の始まりと言われている。その後、明治33（1900）年に産業組合法が制定され、同法にもとづく購買組合あるいは利用組合が各地に設立された。戦後、産業組合法が廃止され、昭和21年に商工協同組合法（現在の中小企業等協同組合法（中協法））が、昭和22年に農業協同組合法（農協法）が、昭和23年に消費生活協同組合法（生協法）が新たに制定された。

生協法の制定当時は、戦後の生活物資が欠乏するなか、生協組織を通じた配給体制を確立するために、食料を中心とする生活物資を供給する事業を行う生協が多数設立されたが、配給物資に係る統制が撤廃されたことにともない、生協は淘汰されることとなった。昭和30年代に入ると、経済発展による国民生活の向上にともなって、地域の主婦層が中心となった地域生協が全国各地に誕生した。さらに、昭和40年代以降は、公害問題や物価問題を背景に、消費者の安全で安価な商品等への要望の高まりを背景に、共同購入方式が受け入れられ、地域購買生協の急成長をもたらした。その後、生協は、購買事業、医療・福祉事業、教育事業および共済事業等の事業内容を多様化し、今日に至っている。

一方、農業協同組合による共済事業は、昭和23年に北海道において開始され、その後、昭和25年11月に全国共済農業協同組合連合会（JA共済）が設立され、昭和29年10月には農協法の改正により農協の共済事業の法的整備が行われた。また、昭和32年には、沖縄を除く46都道府県すべてに共済農業協同組合連合会（共済連）が設立され、昭和35年度には、ほぼ全農協で共済

事業実施体制が整い、その後、JA共済のもとで農協の共済事業は順調に伸展し、今日に至っている。

共済事業

共済事業は、組合員から共済掛金の支払いを受け、死亡や火災事故等、共済規約で定めた事故の発生に関し、共済金を交付する事業である。生協や農協の行う共済事業は、保険業法で定める保険業に該当するが、同法では生協や農協がそれぞれの根拠法にもとづいて行う事業を「制度共済」として、保険業法の適用除外とされている。

代表的な共済事業者には、全国共済農業協同組合連合会（JA共済）、全国労働者共済生活協同組合連合会（全労災）、日本生活協同組合連合会（CO・OP共済）、全国生活協同組合連合会（県民共済）がある。これらは同じ分野で事業を行っている保険会社のなかでも中堅の生命保険会社に匹敵するほどの規模となっており、共済事業の存在は社会的に大きなものとなっている。このうちJA共済についてはその根拠法である農協法が平成16年に改正され、また、平成18年には中小企業組合の行う共済事業について中協法が、平成19年には生協法が改正され、健全性確保等のための規律の強化が図られている。

なお、日本生活協同組合連合会（日本生協連）では、平成20年12月19日に臨時総会が開催され、共済事業を「日本コープ共済生活協同組合（コープ共済連）」（CO・OP共済実施生協および日本生協連による共同出資で設立）に譲渡することが決議された。

(1) JA共済

組織再編

平成12年４月１日、全国共済農業協同組合連合会（全共連）と47都道府県の共済農業協同組合連合会（県共済連）は、事業の効率化と経営基盤の強化を図り、優れた保障・サービスを提供するとともに、万全な支払準備による安心と信頼を確保することを目的として一斉合併した。これにより、従来の「農協・県共済連・全共連」という３段階体制から農協が元受を行い、全共連が再共済を行うという２段階体制となり、実質的な危険責任および積立責任は100%全共連が負うことになった。

○　統合前の事業の流れ

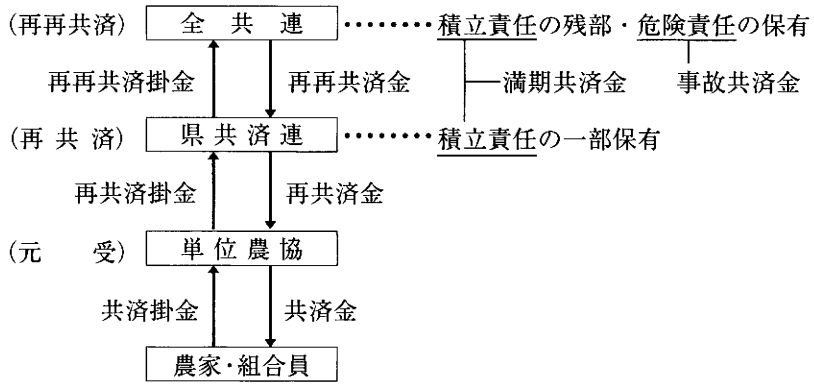

○　統合後の事業の流れ

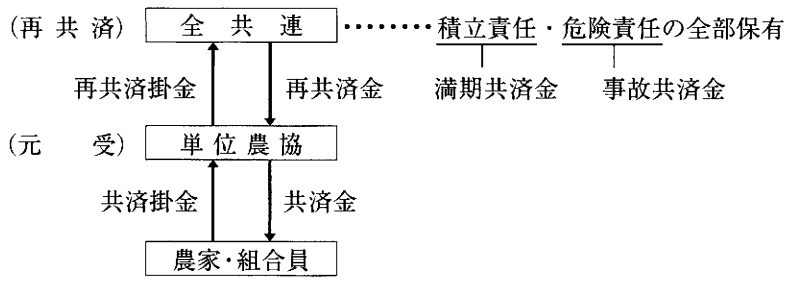

（出典：平成12年5月19日農協系統の事業・組織に関する検討会（第3回）資料）

共栄火災の子会社化

平成15年４月１日、全共連は、共栄火災海上保険相互会社が株式会社化する際に発行した新株を引き受けることにより、発行済み株式の約60%を取得し、共栄火災を子会社化した。

両者はともに協同組合理念に沿って設立・運営されており、従来から補完機能の発揮や重複する業務の効率化等に取り組んできたが、多様化するニーズに迅速に対応できる業務体制が求められている短期共済について、共栄火災を全共連の子会社としたうえで一体的な事業運営を一層強化することが必要との判断に至ったものである。

農業協同組合法（農協法）の一部改正

平成16年３月、農業協同組合法等の一部改正案が国会に提出された。改正法は６月11日に成立、同月18日公布され、平成17年４月に施行された。法律の概要は以下のとおりである。

1. 共済事業の健全性の確保のための措置
「早期是正措置」「各種準備金の趣旨の明確化と積立の義務化」「員外監事の設置、共済計理人制度の拡充」「ディスクロージャーの義務化」等
2. 破綻回避の措置
組合・共済契約者間の自治的な手続による、契約条件の変更の導入
3. 共済契約者の保護のための措置

不適正な推進行為規制およびクーリング・オフ制度の法定化
4. 機動的な事業運営の確保のための措置
「共済代理店の制度の法定化」「保険会社の業務の代理・事務の代行の法定化」等

当協会では、平成16年12月に農林水産省より公表された「農業協同組合法施行規則の全部を改正する省令案（概要）」に対し、概要以下のとおり意見を提出した。

①契約者保護のための規定については、保険業法等による保険会社に係る規制と整合的なものとすべきである。また、事務ガイドラインを整備し、農林水産省ホームページに記載すべき。
②保険会社の業務の代理については、組合員のみを対象としたものに限定すべきであり、仮に員外利用を認める場合には、員外利用割合等を省令等に明記すべき。
③保険会社の業務の代理において取扱い可能な商品種類を省令等で限定すべき。
④保険会社の業務の代理を行う農協においては、共済契約と保険契約との誤認を防止するための説明を義務づける必要がある。
⑤保険会社の業務の代理を行う農協に対しては、保険業法等により保険代理店に課せられる規制が適用される必要がある。
⑥共済代理店の業務については、組合員のみを対象としたものに限定すべきであり、仮に員外利用を認める場合は、員外利用割合等を省令等に明記すべきである。
⑦共済代理店で取扱可能な商品種類を省令等で限定すべきである。
⑧共済契約と保険契約との誤認を防止するための説明を義務づける必要がある。
⑨共済事業を行う農協及び連合会は、業務報告書等に共済事業等における員外利用の状況を記載することを義務づけるべきである。
⑩員外利用の基準及び管理方法を省令に規定する必要がある。
⑪省令案をパブリックコメント手続等に付すことを要望する。

これに対し、平成17年３月、意見・情報の募集結果に対する農林水産省の考え方が公表された。当協会の意見に対する考え方は以下のとおりである。

①農協法において、保険業法に準じた契約者保護のために必要な改正を行っており、これに基づき農協法施行規則（省令）においても必要な規定の整備を行うこととしている。また、事務ガイドラインについても必要な規定の整備を行うこととしている。なお、事務ガイドラインは公表資料としている。
②省令においては、組合員の利用を妨げない限度において員外利用を認めることとし、その場合は組合員利用の５分の１を超えてはならないことを規定することとしている。その他員外利用の計算方法等について、事務ガイドラインに規定することとしている。
③取扱い可能な商品種類を事務ガイドラインに規定することとしている。
④その旨を省令に規定することとしている。
⑤保険の募集は、保険業法に基づき行われるものであり、農協が行う場合であっても基本的に

同様である。
⑥共済代理店が行う業務は、農協が行う共済事業の一部であることから、農協法上の共済事業に係る規制の範囲内で行われることとなる。
⑦告示において、共済代理店が取り扱う共済商品は、自動車共済及び自賠責共済とすることとしている。
⑧その旨を省令に規定することとしている。
⑨農協の共済事業に係る員外利用の状況については全国共済連において一括管理されているため、行政庁は全国共済連からの報告により員外利用の状況を把握することとしている。
⑩事務ガイドラインにおいて組合員資格の確認、員外利用制限の遵守を規定している。
⑪省令案の概要について、今回のパブリックコメントの手続に付したところである。

なお、上記③については、事務ガイドライン（農業協同組合及び農業協同組合連合会共済事業に関する指導監督等に当たっての留意事項について―共済事業事務ガイドライン―）において、以下のとおり手当てされた。

２－５－１　保険会社の業務の代理を行う場合における募集等の適正化
組合が保険募集（保険業法第２条第22項に規定する保険募集をいう。以下同じ。）を行うに当たっては、同法第276条に規定する登録等が必要であるだけでなく、同法第300条、第305条等の規制の下に行われることとなる。また、信用事業を併せ行う農協が募集できる保険商品は、損害保険会社（同法第２条第４項に規定する損害保険会社をいう。）の保険商品に限られることとなる。したがって、これらに基づき、当該保険募集が適正に行われているかどうかを確認するものとする。

(2) 中小企業等協同組合における共済事業

中小企業等協同組合法等の改正

中小企業等協同組合法にもとづく共済を実施している団体として、火災共済協同組合、中小企業共済協同組合、自動車共済協同組合などがあり、これらの団体は主として自動車共済、火災共済を取り扱っている。

平成18年３月、事業規模の拡大や多様化にともなって、組合が破綻する事例等が発生してきたことから、中小企業組合の事業運営全般の規律強化を図るとともに、中小企業組合による共済事業の健全な運営を確保することを目的として「中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案」が通常国会に提出された。同法案は、同年６月９日に可決され、改正法が成立し、６月15日に公布された。

これにより、平成19年４月１日から、事業協同組合・同連合会、事業協同小組合、火災共済協同組合・同連合会、企業組合、商工組合・同連合会、協業組合の運営方法が以下のとおり変更された。

＜全ての中小企業組合に係る措置＞
①役員（理事・監事）の任期の変更
②理事による利益相反取引の制限
③監事に権限拡大、監事の権限限定と組合員の権限拡大
④決算関係書類等の作成・手続の明確化
⑤会計帳簿の保存の義務化、会計帳簿の閲覧請求要件の緩和
⑥施行規則に基づく決算関係書類、事業報告書、監査報告の作成　等
＜大規模な組合に上乗せされる措置（組合員1,000人超）＞
①監事の権限拡大の義務化
②員外監事選任の義務化
③余裕金運用の制限　等
＜共済事業を実施する組合全般に係る措置＞
①共済事業に関する定義の創設
②共済規程の作成と認可
③共済事業に係る諸規制（共済事業と他の事業の区分経理、責任準備金等に関する規定の整備、余裕金の運用制限）　等
＜大規模に共済事業を実施する組合に上乗せされる措置（組合員1,000人超）＞
①名称中への一定の文字使用の強制
②兼業禁止
③財務の健全性に関する基準の導入
④最低出資金規制の導入

(3) 消費生活協同組合（生協）における共済事業

共済事業の内容

共済事業の内容は、生協法の制定当時は、小規模の見舞金程度のものであったが、生命共済や火災共済等も実施されるようになり、その後、高度な保険数理による大規模事業へと発展している。また、近年の社会経済情勢の変化にともない、事業の種類、内容は多様化し、昭和59年４月からは年金共済事業が、平成２年６月からは終身生命共済事業が実施されている。さらに、阪神淡路大震災を契機として、平成12年５月からは地震等共済事業が実施されている。

共済金額の限度額引上げ

生協共済における共済金の最高限度額は、昭和63年３月24日付の厚生省社会局長通知「消費生活協同組合の行う共済事業の共済金額の最高限度等について」において、3,000万円と定められていたが、平成16年９月28日付の厚生労働省社会・援護局長通知によって、5,000万円に引き上げられた。なお、引上げに当たり、「共済金額等を勘案し、不当な共済金請求に対する対策を講じていること」が新たに求められることとなった。

当協会としては、以下のような問題点があることを主張し、厚生労働省に対して申入れを

行った。

①そもそも共済事業は、人的結合が強い構成員間で不幸に遭った構成員の生活を援助することを目的としており、自己の出捐に応じた反対給付がなされることに対する構成員の期待は低いとの性質を有していることから、共済の保障金額は少額であるべきである。
②消費生活協同組合法においては、保険業法、農業協同組合法と比較した場合、健全性規制、募集規制等の契約者保護ルールが不十分な内容となっており、具体的なルールについても法令ではなく通達に規定されているなど、不十分な状況である。このように高額な保障リスクを引き受ける前提条件が整備されていない。

また、ACCJ（在日米国商工会議所）、生保労連なども、厚生労働省に対して、決定手続やルール整備の必要性などの点から意見表明を行った。

共済による不適正募集への対応

過去、共済団体における不適正な募集行為として、民間生命保険会社を誹謗中傷する広告や、不適正な一部比較を掲載した募集資料の配布が、度重なる抗議・指導徹底の要請にもかかわらず、発生している状況があった。例えば、全国紙に不適切な内容（都合の良いように書籍等を要約している等）の折込み広告を配布していたり、特定の保険会社の証券を加工した募集資料を配布したような事例があった。

こうした不適正な募集に対しては、その都度、当協会より当該団体に改善申入れを行い、当該事例への善処および再発防止策が実施されてきている。

なお、JA共済とは、不適正資料の配布事例が発生した場合に、JA共済連県本部と当協会地方事務室との間で直接協議する体制が整備されている。

消費生活協同組合法の改正

当協会では、平成16年度の規制改革要望から、共済事業にかかる契約者保護ルールを整備することを目的として、消費生活協同組合法の抜本改正を要望してきた。

また、平成17年12月にとりまとめられた金融審議会金融分科会第一部会報告「投資サービス法（仮称）に向けて」のなかでは、「制度共済については、農業協同組合法、中小企業等協同組合法（火災共済）においては一定の販売・勧誘時の規制が置かれているほか、中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合等による共済についても同様の規制を設けることについて検討が行われている。それ以外の制度共済、特に幅広く募集を行っているものについては、利用者保護のための適切な措置（販売・勧誘ルールの整備など）を講ずることが望ましい」とされた。

こうした動きを受け、平成18年７月21日、生協制度に関し、経営・責任体制の強化や共済事業における契約者保護等の観点から見直しを行うことを目的として、厚生労働省社会・援護局長の下に「生協制度見直し検討会」が設置された。主な検討項目は以下のとおりである。

＜主な検討項目＞

・組織・運営に関する制度のあり方について
・共済事業の見直しについて
・その他の実施事業に関する制度のあり方について

9月4日に開催された第2回検討会においては、当協会が出席して意見を述べた。概要は以下のとおりである。

・大規模な生協の共済事業については大手民間生保にも肩を並べる契約件数を保有している。また、加入者の属性も民間生保と同質化し、両者の差異はなくなってきている。これに加え、生協の提供する共済商品は保障内容や共済金額の点で民間生保が提供するものと同様のものが数多く見受けられる。生協共済の現状を踏まえると、消費者保護を図るための募集に関する法規制や、健全性開示に関する法規制等の導入が必要と考える。その結果、消費者保護がより一層図られるとすれば、共済市場のみならず、生命保険市場にとってもその発展に資するものであり、歓迎したい。
・生協共済において具体的な法規制、監督をどうするかについては今後検討が進められると思うが、保険業法の個々の規制が生協共済にとって必要かどうかについて、消費者保護を図るという観点から分析を行い、検討いただきたい。
・検討される過程では、生協とは何かということを強く意識していただくようお願いしたい。
・平成10年の生協のあり方検討会及び今般の農協法や中協法など、他の協同組合法の改正動向を踏まえると、員外規制の緩和、区域規制の撤廃、組合員以外の者による共済募集等が共済事業に関して論点になるとも考えられる。しかし、これらは共済事業にとどまらず、消費生活協同組合の性格を変質させる恐れがあり、また、保険と生協共済との違いを一層あいまいなものとするため、当協会としては反対を表明する。

検討会においては、個別の論点整理の後、11月22日に報告書の中間とりまとめが行われ、11月29日から12月12日までパブリックコメント手続に付された。その後、12月25日の第9回検討会において、生協制度見直し検討会報告書が了承され、公表された。

上記検討会における検討結果を踏まえ、平成19年3月14日に「消費生活協同組合法の一部を改正する等の法律案」が国会に提出された。同法案は5月8日、衆議院本会議にて全会一致で可決され、改正法が成立し、平成20年4月1日より施行された。法律の概要は以下のとおりである。

＜消費生活協同組合法（概要）＞
1. 共済事業に関する事項
(1) 組合の共済事業の健全性の確保
共済事業との兼業規制の導入、諸準備金の充実、健全性基準（ソルベンシー・マージン比率）及び早期是正措置の導入、共済計理人の選任・関与の義務付け
(2) 組合の共済事業に係る透明性の確保

会計監査人の監査の義務付け、重要事項の説明義務の導入、経営情報に関する書類の作成義務と公衆縦覧制度の導入

(3) 共済募集に係る契約者の保護

クーリング・オフ制度の導入、共済募集時の禁止行為の導入、共済代理店規定の整備

(4) 共済契約の包括移転及び契約条件の変更

破綻時の契約者保護及び破綻回避のための契約条件の変更の法定化

(5) 共済事業の円滑な事業運営の確保

共済掛金及び共済金の最高限度額の規制方法の見直し

2. 事業運営の規律強化に関する事項

(1) 組合における各機関の権限の明確化

監事の権限規定の整備、理事会規定の整備

(2) 行政庁による監督の強化

役員の解任命令の法定化、組合の解散命令の法定化

(4) JF共済

水産業協同組合法の改正

水産業協同組合法にもとづく団体として、全国の漁業者や地域住民を対象としたJF（漁業協同組合）共済があり、普通厚生共済、乗組員厚生共済などの商品が販売されている。

漁協の共済事業については、従来、大幅な組合自治に委ねられ、共済規程の策定等について行政庁の認可制とすること等必要最小限の規定しか設けられていなかったが、

・契約者のニーズの多様化・高度化にともない、共済商品の種類、そのカバーする共済事故の範囲等が拡大するとともに、契約１件当たりの平均共済金額が増加したこと

・漁協間の合併が進展し、規模の大きい漁協が共済事業を専門的に取り扱う職員を置けるようになったことにより、共済事業の普及を強化したこと

・各漁協において、潜在的市場があると考えられる共済事業の普及を推進した結果、共済事業における組合員以外の利用が増加したこと

などを受け、共済事業の運営の健全化を図ることなどを目的として、平成19年４月に改正法案が国会に提出された。同法案は同年６月１日に可決され、改正法が成立し、６月８日に公布、平成20年４月１日より施行された。

改正法により、漁協の支払能力の充実程度に応じ、あらかじめ命令の発動基準を設定する支払余力比率の導入等運営状況の早期改善を容易にする仕組みやクーリング・オフ制度など、漁協の共済事業の健全性の確保や契約者の保護を図るための措置が講じられた。

2. 損害保険

算定会料率制度の見直し

「金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律」（金融システム改革法）が平成

10（1998）年６月15日に公布され、同年７月１日より損害保険料率算出団体が算出する火災保険、自動車保険等の保険料率に係る使用義務が廃止された。

なお、改革後の料率団体は、火災保険、自動車保険等について、使用義務のない純率（注）を算出、会員各社に提供することとなった。

（注）純率とは、保険料のうち将来の保険金の支払に充てられると見込まれるものの保険金額に対する割合をいう。

第一火災の破綻

平成12年５月１日、第一火災海上保険相互会社は臨時取締役会において、事業の継続を断念する決議を行い、金融監督庁に対し、同決議の報告および保険業法にもとづく措置の発動の要請を行った。これは、第一火災が、満期時に保険料相当額を支払う長期積立型の保険を積極的に販売した結果、過去の高金利時代に販売した予定利率の高い契約が多くなり、低金利下での運用水準によって逆ざやに陥り、債務超過となったためである。

この報告等を受け、金融監督庁により、第一火災に対し、業務の一部の停止と保険管理人による業務および財産の管理を命ずる処分が行われるとともに、日本損害保険協会、公認会計士１名および弁護士１名が同社の保険管理人として選任され、同社に係る保険契約の移転等を定める計画の作成が命じられた。その後、保険管理人は移転計画の策定を進めたが、最終的に平成13年４月１日をもって同社の保険契約をすべて損害保険契約者保護機構に移転し、同社は保険業法の規定にもとづき、解散した。

なお、金融監督庁の調査により、同社が協栄生命と資本提携した平成11年２月当時において既に実質的に大幅な債務超過状態にあったという事実が明らかとなり、協栄生命の事業を承継したジブラルタ生命は、第一火災に対し、拠出した基金の返還を求め東京地方裁判所に提訴した。第一審では第一火災側が一部敗訴したため、双方が控訴したが、平成17年３月、東京高等裁判所において、第一火災側がをジブラルタ生命に100億円を支払うことなどを条件として、和解が成立した。

大成火災の破綻

平成13年11月22日、大成火災海上保険株式会社は、同年９月11日に発生した米国におけるテロに関する再保険金の支払見込み額が多額にのぼること等から、東京地方裁判所に会社更生手続開始の申立てを行った。また、あわせて保険業法第241条第３項にもとづき金融庁への事業継続困難の申し出を行った。

同社からの申し出を受け、東京地裁により、同日、弁護士１名が保全管理人として選任され、保全管理人による業務および財産の管理が命じられた。

その後、11月30日、東京地裁により同社の支援会社に安田火災および日産火災が選任されるとともに、更生手続の開始が決定された。また、保全管理人のほか、前安田火災代表取締役専

務執行役員および日産火災常務取締役が管財人に選任され、更生計画案の策定等の取組みが開始された。

その後、平成14年８月31日に更生計画案が東京地裁の認可を受け、同計画にもとづき、同年10月１日に同社の再保険部門を大成再保険として分割、12月１日に損保ジャパンと合併し、大成火災は解散、更生手続を終結した。

代理店制度の見直し

保険商品・料率の多様化の進展等に対応し、より損害保険会社の自主性を取り入れることを可能とするため、保険業法施行規則等の改正が行われた。具体的には、平成12年５月に改正された保険業法施行規則によって、代理店手数料に関する事業方法書への記載事項が簡略化された。また、平成13年４月には、個人資格制度、代理店種別制度および代理店の種別等に対応して代理店手数料の水準を規定することとしている事務ガイドラインの規定が基本的に廃止された。さらには、上記事業方法書への記載が平成15年３月末をもって不要とされ、代理店手数料について金融庁の認可が不要とされ、代理店手数料は完全に自由化された。

第15章　生命保険協会の組織と動き

1. 協会組織・運営

1. 社員総会・理事会

社団法人である当協会の組織運営に当たっては、社員会社全社で構成する最高意思決定機関である社員総会において、理事の選任や役員就任ルールといった重要事項を決定し、その他の業務執行については、社員総会で選任した理事により構成する理事会において決定する。

理事定数については、平成８（1996）年８月１日付の定款改正により、「25名以上32名以内」としていたが、社員会社数の減少や社員グループによる他の社員会社の株式取得等により、定款所定の定数を確保することが困難な状況となったため、平成16年12月17日の臨時社員総会において、「22名以上29名以内」に改めた。

2. 委員会・部会の動向

金融分野における変革のスピードが速まっている社会情勢のなか、従来からの委員会運営では①委員会横断的な課題の検討が困難、②委員会ごとの意見調整が必要となる場合への対応が迅速に行われない、③同じテーマについて複数の委員会で審議・報告がなされている、④委員会段階では、実質的な議論をともなわず、形式的に承認するのみとなっている場合が多い、といった問題が認識された。こうした状況を踏まえ、諸課題への機動的な対応が可能となるよう、可能な範囲で下部組織へ権限委譲するとともに、委員会組織の抜本的な効率化を図るための見直しを行い、平成11（1999）年６月に委員会規則を改正し、以下のとおり実施した。

①専門委員会レベル（新しく名称を部会とする）での決議を可能とする
　専門的・実務的な事項は専門委員会レベル（部会）での決議を可能とし、諸課題への迅速な対応を可能とする。また、専門委員会間で調整が必要な課題も専門委員会レベルでの決議を可能とすることで、迅速な対応が可能となる。
②委員会・専門委員会を整理・統合
　開催頻度の少ない、議題のほとんどが形式的な報告となっている委員会や、決議を要しない専門委員会を整理・統合し、効率的な委員会運営を可能とする。
③PT・WG等の整理
　委員会の見直しに伴い、各委員会傘下のPT・WGについても、効率化の観点から整理を行う。
④委員会規則の改正
　専門委員会レベルで決議を可能とすることに伴い、専門委員会の名称を部会とし、委員会規則に委員会・部会の権限を明記する。

前述の対応を図ることにより、委員会等の性格、名称、構成メンバー等および委員会の位置づけを以下のとおり整理し、12委員会・3運営専門委員会・22専門委員会から構成していた委員会組織を、最終的に8委員会・17部会に整理・統合した。

委員会等の性格、名称、構成メンバー等

性格	決定機関			検討機関
名称	委員会	部会	特別委員会	PT・WG・研究会
設置	理事会決議			委員長決定
構成	専務・常務又は部長	部長・課長	専務・常務	課長・実務担当者
委員定数	原則全社			適宜
委員長選任方法	理事会の同意を得て会長が委嘱	委員長が委嘱	理事会の同意を得て会長が委嘱	委員長が委嘱

委員会等の位置づけ

名称	位置づけ
委員会	恒常的に発生する課題（傘下の部会等で検討している重要課題等）を検討し決議する常設の機関（重要事項については理事会に上程又は報告）
部会	専門的・実務的事項を検討し決議する常設の機関（重要事項については委員会に上程又は報告）
特別委員会	経営に関わる時限的な課題が生じた場合に必要に応じて設置し、検討が終われば収束する機関（専務・常務級のメンバー構成が必要な場合のみ設置。その他の場合はPTとして設置）
PT･WG･研究会	専門的・実務的事項に関して検討を行う場合に必要に応じて設置する機関

委員会等の整理

見直し前	見直し後
一般委員会	一般委員会
企画専門委員会	企画部会
保険法規専門委員会	法務部会
総務委員会	総務部会
倶楽部委員会	（総務部会に統合）
業務委員会	業務委員会
業務専門委員会	業務企画部会
登録関係専門委員会	（業務企画部会に統合）
販売資料研究委員会	（業務企画部会に統合）
教育専門委員会	教育部会
教育運営専門委員会	（教育部会に統合）
財務委員会	財務委員会
財務企画専門委員会	財務企画部会
広報委員会	広報委員会
広報専門委員会	広報部会
企業保険委員会	企業保険委員会
企業保険第一専門委員会	企業保険第一部会
企業保険第二専門委員会	企業保険第二部会

心障者保険運営専門委員会	心身障害者保険部会
情報システム委員会	情報システム委員会
情報システム専門委員会	情報システム部会
生保共同センター運営委員会	（情報システム部会に統合）
生保ATM運営協議会	（PT等とする）
経理委員会	経理委員会
経理専門委員会	経理部会
保険計理委員会	（経理委員会に統合）
保険計理専門委員会	保険計理部会
死亡率調査専門委員会	（PT等とする）
契約サービス委員会	契約サービス委員会
契約専門委員会	契約部会
料金保全専門委員会	料金保全部会
保険金専門委員会	保険金部会
医務委員会	（契約サービス委員会に統合）
医務企画専門委員会	医務部会
生命保険面接士専門委員会	（医務部会に統合）
医学専門委員会	（医務部会に統合）
社会保険運営専門委員会	（廃止）

3. PTの設置

前述のとおり、委員会等の整理・統合にともない、PT・WG等についても整理・統合することとした。PTは、専門的・実務的事項の検討を行う場合に必要に応じて設置する検討機関としての位置づけを改めて明確にするとともに、課題への迅速な対応が可能となるよう、部門横断的な課題についても、必要に応じて適宜設置できることとした。

4. 事務局体制の充実・強化

当協会事務局の組織・運営については、業界を取り巻く諸情勢の変化なども踏まえ、適宜見直しを行い、その機能強化と運営の効率化を図ってきた。

平成10（1998）年度以降の主な変更点は、以下のとおりである。

生命保険契約支援制度諮問委員会・生命保険契約支援制度事務局の収束

当協会が契約者保護基金として行ってきた生命保険契約支援制度の事業および財産を生命保険契約者保護機構に承継したことにともない、平成12年２月に生命保険契約支援制度諮問委員会・生命保険契約支援制度事務局を収束した。

企画調査部と企画開発室の再編

平成12年４月、企画開発室の調査研究業務を、当協会の意見表明等に役立ち、社員のニーズに合致した機能的・戦略的情報収集・研究に絞り込む等により、企画開発室を整理・縮小したうえで、企画調査部の一部（図書の管理、会報の発行、調査業務の一部）と統合して「調査部」とした。また、企画調査部を「企画部」とした。

関西支部の改組

関西支部委員会、関西支部倶楽部の廃止にともない、平成12年４月から、関西支部を他の地方組織と同じ「大阪府事務室」に改組した。

生命保険相談室の設置

平成12年12月15日の理事会において承認した「生命保険協会の相談・苦情対応制度の見直し」を踏まえ、相談対応業務を強化するため、平成13年４月、広報部から相談グループを分離し、新たに「生命保険相談室」を設置した。

証券業務室の廃止と公庫保険室の改称

平成19年３月末をもって日本証券業協会に対して受託業務を返上したことにともない、証券業務室を廃止した。

また、住宅金融公庫が独立行政法人住宅金融支援機構に再編され、「公庫団体信用生命保険特約制度（公庫団信）」が「機構団体信用生命保険特約制度（機構団信）」に名称変更されたことにともない、平成19年４月より「公庫保険室」を「機構保険室」とした。

2. 定款および諸規則の改廃・制定

1. 定款の変更

平成10（1998）年４月以降、平成20年３月までの定款の改正は、以下のとおりである。

総会決議日：平成11年11月19日（臨時社員総会）　認可日：平成12年２月18日	
改正理由	生命保険契約支援制度の事業および財産を、原則として平成11年12月１日に生命保険契約者保護機構へ承継することに伴い、関係規定を削除するとともに、生命保険協会の組織見直しに伴う改正を行った。
主な改正点	・第３条（事業）中、第５号「保険業法（平成７年法律第105号）第259条第１項に定められている資金援助等事業」を削除した。 ・第４条（事務所）中、「必要に応じて支部を地方に置く」を削除した。 ・第10条として「定款等遵守義務」を新設した。 ・第10条（脱退及び除名）を第11条と改め、第３項に違反時の処分理由として、「本会の名誉を傷つけ若しくは本会の目的に反する行為をしたとき」を定め、処分内容も「除名」のほか、新たに「戒告」を加えた。 ・第14条（役員の職務権限）中、第２項「会長は、第３条第５号に規定する資金援助等事業の運営に関し、一時的な資金事情に対応して資金を貸し付ける場合等緊急・例外的な対応が必要な場合、第23条第２項の合議体を招集してその議長となる。」を削除した。 ・第23条（権能）中、第２項「前項の規定にかかわらず、第14条第２項の場合には、会長及びあらかじめ理事会の互選で選任された理事による合議体が、資金援助等事業に関する事項を審議決定し、その決定内容については決定後理事会に報告する」を削除した。 ・同条中、第３項「前項の合議体の定数は、５名以上10名以内とする」を削除した。 ・同条中、第４項「第２項の合議体の議決は、第24条に規定する議決の方法に準じて行う」を削除した。 ・第30条（業務規程）中、「第３条第５号に規定する資金援助等事業に関する事項は、別に業務規程として定める」を削除した。

総会決議日：平成13年７月19日（通常社員総会）　認可日：平成13年９月14日	
改正理由	緊急事態等への対応を図る観点から、「書面理事会」に関する規定を新設するとともに、当協会運営の実質化の観点から、「相談役及び顧問」に関する規定を削除し、制度を廃止した。
主な改正点	・第23条（召集）中、第４号として「会長は、緊急を要するときなど必要と認めた場合、理事会の招集を行わず、書面をもって理事の意見を求めることにより、理事会の決議に代えることができる」旨の条文を追加した。 ・「第６章　相談役及び顧問」を削除した。

総会決議日：平成16年12月17日（臨時社員総会）　認可日：平成17月１月７日	
改正理由	理事定数は、平成８年８月１日付の定款改正により「25名以上32名以内」とされていたが、社員会社数の減少や社員会社グループによる他の社員会社の株式取得等により、定款所定の定数を確保することが困難な状況となっていたため、理事定数の削減を図った。
主な改正点	・第12条（役員）中、第１号で「25名以上32名以内」とあるのを「22名以上29名以内」に改めた。 ・第13条（役員の選任）中、第１項で「27名以内」とあるのを「24名以内」に改めた。

総会決議日：平成19年７月20日（通常社員総会）　認可日：平成19月９月６日	
改正理由	郵政民営化法（平成17年法律第97号）にもとづき、平成19年10月１日より郵便保険会社が営業開始となるが、移行期間中の郵便保険会社は、他の生命保険会社とは、競争条件等その置かれている立場が異なるものの、当協会が提供する保険募集人システム等のサービスについては利用が可能となるよう、特別会員制度を設けることとした。 また、親睦団体機能を担う生命保険倶楽部は平成12年３月に廃止しており、近年、生命保険業者の親睦のみを目的とした行事は行っていないことから、定款所定の事業内容を改正するとともに、「委員会設置会社」への対応として、「社員の代表者」および「代理者」の資格について、必要な手当てを講じた。 さらに、理事会・社員総会の安定的な運営を確保する観点から、理事会・社員総会の定足数を見直した。
主な改正点	・第３条（事業）中、第４号「生命保険業者相互の緊密な連絡及び親睦」を削除し、第５号を第４号に改めた。 ・第５条（社員の資格）に「ただし、保険業法以外の法律（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律を除く。）により、保険業法の特例に関する規定（生命保険業免許の付与の特例に関する規定を除く。）が置かれている会社を除くものとする。」の一文を加えた。 ・第５条（社員の資格）の次に以下の規定を追加した。 「（特別会員） 第５条の２　前条ただし書の規定にかかわらず、本会は、本会の目的に照らし、理事会が適当であると認める場合、保険業法以外の法律（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律を除く）により、保険業法の特例に関する規定が置かれている会社を、特別会員とすることができる。 ②　前項に定める特別会員の入会手続、権利及び義務その他必要な事項については、別に定める生命保険協会特別会員規則によるものとする。」 ・第７条（代表者及び代理者）中、第２項として「代表取締役、又は日本における代表

	者とし」とあるのを「代表取締役、代表執行役又は日本における代表者とし」に改め、「取締役又はこれに準ずる者」とあるのを「取締役、執行役又はこれに準ずる者」に改めた。 ・第13条（役員の選任）中、「社員たる会社以外の者」とあるのを「社員たる会社以外の者（特別会員を除く。）」に改めた。 ・第21条（議決の方法）中、「社員の３分の２以上」とあるのを「社員の過半数」に改めた。 ・第26条（議決の方法）中、「理事の３分の２以上」とあるのを「理事の過半数」に改めた。

2. 規程の改廃・制定

総会・理事会　会議運営規則の制定

平成15（2003）年６月20日の理事会において、会議運営のより一層の適正を期すため、「公益法人の指導監督基準」に則り、「総会・理事会　会議運営規則」を制定することについて承認した。

規則の内容は、基本的に実務を規定化したものであったが、社員総会での議決に当たり特別利害関係者を含めないこと、書面表決をもって理事会の決議に代える場合の手続・書式を明確にするとともに、理事会の議事録についても、社員総会と同様、議事録署名人の選任を行うこととした。

委員会規則の改正

委員会組織については、平成16年２月20日の理事会において、広報委員会を一般委員会と統合し、広報部会を一般委員会の傘下とすることについて承認した。

さらに、平成19年６月15日の理事会において、特別会員制度を制定したことにともなう所要の改正について承認した。

生命保険相談所規程の改正

平成12年12月15日の理事会において、相談・苦情対応制度の見直しを行い、「裁定審査会」を新設するとともに、裁定委員会を「裁定諮問委員会」に改組すること、および「生命保険相談室」を新設すること、また苦情事案のフォローアップ体制整備のため「相談室連絡会」を新設することについて承認した。

平成14年６月21日の理事会において、同年４月25日に金融庁より公表された「金融分野の業界団体・自主規制機関における苦情・紛争解決支援モデル」への対応、および既実施事項の規定化といった観点から、規程の見直しについて承認した。

平成18年１月27日の理事会において、当協会による注意喚起の規定化、生命保険会社の裁定手続への参加に関する規定の強化、尊重義務に違反した場合の社名の公表に係る規定を新設する等、規程を強化することについて承認した。

平成19年６月15日の理事会において、特別会員制度を制定したことにともない、特別会員も同規程の適用対象とするための所要の改正を行うことについて承認した。

特別会員規則の制定

平成18年６月16日の理事会において、権利・義務を一部制限した特別会員制度の創設を承認したことにともない、平成19年７月20日の通常社員総会において、特別会員の資格や権利・義務、入会金・会費等を定めた特別会員規則を制定することについて承認した。

会費分担規則の制定・改正

平成11年７月16日の通常社員総会において、従来の一般会計会費分担規則では規則化されていなかった事業会計と特別会計会費の分担基準について規則化することとし、「会費分担規則」を制定することについて承認した。

平成12年３月17日の臨時社員総会において、「契約内容登録制度事業会計」の設置、「社会貢献活動事業会計」の一般会計への統合、「証券業務事業会計」の分担方法の変更、「生命保険契約支援制度特別会計」の廃止にともなう会費分担規則の一部改正を承認した。

平成13年３月16日の臨時社員総会において、「生保共同ATM特別会計」の「生保ATM事業会計」への移行、「契約内容登録制度事業会計」における会費分担方法の変更にともなう会費分担規則の一部改正を承認した。

平成14年３月15日の臨時社員総会において、「契約内容登録制度事業会計」を廃止し、「生保共同センター事業会計」と統合することにともなう会費分担規則の一部改正を承認した。

平成14年７月19日の通常社員総会において、一般会計、事業会計等の「会計区分」を「事業区分」に改める旨の改正を承認した。

平成15年３月20日の臨時社員総会において、生保ATM事業の廃止にともなう会費分担規則の一部改正を承認した。

平成19年７月20日の通常社員総会において、証券受託業務の返上および特別会員制度の創設にともなう会費分担規則の一部改正を承認した。

社会貢献活動推進基金管理規則の制定

「身障者保険財政強化基金」を社会貢献活動の財源として活用していくに当たり、適正な基金の活用を確保するため、平成17年３月18日の臨時社員総会において「身障者保険財政強化基金」を「社会貢献活動推進基金」と改称し、基金の使途および運用方法等を規定した社会貢献活動推進基金管理規則を制定することについて承認した。

資産運用規則の制定

平成17年２月18日の理事会において、社会貢献活動推進基金管理規則の制定とあわせ、当協会が保有している短期運用資産および特定の支出目的のために留保された資産を対象とした資産運用規則を制定することについて承認した。同規則は定款第32条（資産の管理）に定める

「理事会の議を経て別に定める方法」と位置づけた。

資産管理規則の制定

平成17年６月17日の理事会において、運用資産以外の資産、具体的には土地・建物等の不動産、借地権、ソフトウェア等を対象とした資産についても管理規則を制定し、当協会の保有する資産の管理・運用に係る規則を整備することについて承認した。同規則も資産運用規則同様、定款第32条（資産の管理）に定める「理事会の議を経て別に定める方法」と位置づけた。

監事会規則および監事監査規則の制定・改正

平成17年４月６日の監事会において、監事会の組織・運営に関する基本的事項を定める「監事会規則」および監事による監査の職務執行基準である「監事監査規則」を制定することについて承認した。

その後、第三者監事による実効ある業務監査を実施することにより、業務の適正さを確保するため、平成20年２月13日の監事会において、実地監査の実施に関する規定を盛り込む等の監事会規則および監事監査規則の改正について承認した。

あわせて、実際に業務監査を実施する際の体制や手順等をとりまとめた業務監査実施要領を策定する等、一連の整備により、業務監査の実効性を高めるとともに、業務監査の結果を業務改善につなげる仕組みを構築した。

3. 協会への加入と脱退

平成10（1998）年以降、平成20年10月までに当協会に加入した会社および脱退した会社は、以下のとおりである。

会　社　名	加入日	脱退日	名　称　変　更　等
ジー・イー・キャピタル・エジソン生命	平成10年４月	—	平成11年４月、ジー・イー・エジソン生命に改称 12年３月、東邦生命から契約を包括移転 14年10月、セゾン生命と合併 16年１月、AIGエジソン生命に改称
マニュライフ・センチュリー生命	11年４月	—	13年４月、第百生命から契約を包括移転 13年９月、マニュライフ生命に改称
ディー・アイ・ワイ生命	11年５月	—	14年７月、損保ジャパン・ディー・アイ・ワイ生命に改称
東邦生命	—	平成12年３月	12年３月、ジー・イー・エジソン生命に契約を包括移転、同社解散
カーディフ・ソシエテ・ヴィ	12年４月	—	12年６月、カーディフ・アシュアランス・ヴィに改称
ハートフォード生命	12年12月	—	—
あざみ生命	13年３月	—	13年３月、大正生命から契約を包括移転 14年４月、大和生命と合併、大和生命に改称

大正生命	—	13年3月	13年3月、あざみ生命に契約を包括移転、同社解散
日本火災パートナー生命	—	13年3月	13年4月、興亜火災まごころ生命との合併により、同社解散
同和生命	—	13年3月	13年4月、日本生命に契約を包括移転、同社解散
千代田火災エビス生命	—	13年3月	13年4月、大東京しあわせ生命との合併により、同社解散
第百生命	—	13年4月	13年4月、マニュライフ・センチュリー生命に契約を包括移転、同社解散
三井みらい生命	—	13年9月	13年10月、住友海上ゆうゆう生命との合併により、同社解散
大和生命	—	14年4月	14年4月、あざみ生命との合併により、同社解散
三井住友海上シティインシュアランス生命	14年9月	—	17年10月、三井住友海上メットライフ生命に改称
セゾン生命	—	14年9月	14年10月、ジー・イー・エジソン生命との合併により、同社解散
日動生命	—	15年9月	15年10月、東京海上あんしん生命との合併により、同社解散
安田生命	—	15年12月	16年1月、明治生命との合併にともない、同社解散
あおば生命	—	17年2月	17年2月、プルデンシャル生命との合併により、同社解散
日本団体生命	—	17年9月	12年4月、ニチダン生命に改称 13年3月、アクサグループライフ生命に改称 17年10月、アクサ生命との合併により同社解散
第一フロンティア生命	19年10月	—	—
かんぽ生命	19年10月	—	特別会員として入会
クレディ・アグリコル生命	19年11月	—	—
アリアンツ生命	20年4月	—	—
SBIアクサ生命	20年4月	—	—
ライフネット生命	20年5月	—	—
アイリオ生命	20年8月	—	—
みどり生命	20年10月	—	—

4. 生命保険倶楽部の活動

生命保険倶楽部は、明治41（1908）年12月7日の社団法人生命保険会社協会創立に先立つ同年10月20日開催の創立総会において「生命保険倶楽部規程」を制定し、発足した。

その後、時代の変遷とともに倶楽部も度々その姿を変え、活動を行ってきたが、当協会のあり方についての見直しが行われるなかで、生命保険倶楽部は平成12年3月末日をもって廃止す

ることとした。

またこれに先立ち、昭和42年８月以来、長年にわたって親しまれてきた倶楽部施設（食堂）も、平成11年12月24日をもって閉鎖した。

なお、生命保険倶楽部の「生命保険協会倶楽部新年大会」と「ビールパーティー」の二つの行事は、それぞれ「新年賀詞交歓会」、「夏期懇談会」と名称を変え、当協会行事として継承した。

1. 倶楽部の諸行事

平成10（1998）年以降に実施した諸行事は、以下のとおりである。

午餐会

毎年１月と８月を除く年10回、各界で活躍する方々を招いての講演会を正午から午後１時30分まで当協会講堂にて開催したが、平成12年３月開催の午餐会をもって終了した。

生命保険協会倶楽部新年大会

生命保険業界の年賀交歓の場として、毎年１月初旬に関係金融団体の首脳を来賓に招き、当協会講堂で倶楽部行事の「生命保険協会倶楽部新年大会」を、平成12年１月まで開催した。

ビールパーティー

暑気払いと会員相互の懇親ならびに新生保協会長の業界内披露の場として、毎年８月初旬に当協会講堂で倶楽部行事の「ビールパーティー」を、平成11年８月まで開催した。

2. 協会主催諸行事

新年賀詞交歓会

平成12（2000）年３月末日をもって生命保険倶楽部を廃止したことにともない、平成13年１月からは、生命保険協会倶楽部新年大会を「新年賀詞交歓会」と名称を変え、当協会主催行事として継続することとした。運営については、業界内外関係者との新年の賀詞交歓の場と位置づけ、金融庁他関係金融団体の来賓、会員各社役職員、学識者等、当協会活動関係者の方々の参加のもとに開催することとした。

「新年賀詞交歓会」は平成13年１月９日に第１回を開催し、その後、毎年１月に開催している。

夏期懇談会

平成12年３月末日をもって生命保険倶楽部を廃止したことにともない、平成12年８月からは、ビールパーティーは「夏期懇談会」と名称を変え、当協会主催行事として継続することとした。運営については、当協会の新体制メンバーが懇談を通じ、新年度の方針を共有化する場と位置づけた。

しかし、その後の生命保険業界を取り巻く環境にかんがみ、平成15年８月以降は開催していない。

資料編

資料編目次

1. 生命保険事業の業績推移 …… 627
2. 生命保険会社系譜 …… 628
3. 社員会社移動表 …… 634
4. 歴代会長一覧 …… 638
5. 理事・監事一覧 …… 639
6. 定款および主要規則の変遷 …… 644
7. 生命保険協会の機構の変遷 …… 666
8. 生命保険協会事務局在籍職員数の変遷 …… 669
9. 主な要望・意見の表明一覧 …… 670
10. 各課程・資格試験の受験状況 …… 674
11. 生命保険倶楽部および生命保険協会主催諸行事一覧 …… 680
12. 生命保険協会の主な刊行物一覧 …… 681

1．生命保険事業の業績推移

（単位：百万円）

年度	新契約高	年度末現在契約高	収入保険料	総資産
明治14	0.714	0.705	0.010	0.049
20	0.477	2	0.066	0.281
25	6	18	0.573	1
30	43	121	4	7
35	39	182	7	18
40	114	360	14	44
大正元	237	820	31	110
5	235	1,176	48	206
10	677	2,993	129	483
昭和元	1,260	5,596	239	1,036
5	1,365	7,694	318	1,560
10	2,669	12,536	484	2,510
15	7,729	30,363	1,241	4,917
20	10,536	73,517	2,646	12,380
25	220,167	551,532	20,735	36,655
30	764,947	2,242,969	91,550	192,924
35	2,048,094	6,997,084	255,122	752,804
40	7,345,618	24,417,283	741,787	2,243,109
45	23,305,225	78,230,095	1,800,166	5,854,784
50	65,482,687	265,410,027	3,981,162	12,892,971
55	76,238,912	572,328,305	8,226,240	26,257,774
60	95,056,659	880,967,533	15,479,793	53,870,599
61	107,587,988	967,392,769	18,741,817	65,317,184
62	125,207,854	1,079,361,068	21,725,886	79,258,407
63	153,767,386	1,232,134,384	26,379,090	97,082,790
平成元	162,350,066	1,403,813,180	28,040,296	116,159,725
2	177,510,276	1,605,337,689	27,320,711	131,618,844
3	187,595,633	1,787,503,106	28,240,036	143,234,098
4	184,013,207	1,918,582,190	29,530,117	156,011,094
5	185,184,847	2,021,181,628	30,392,702	169,122,130
6	173,803,847	2,097,729,758	30,489,402	177,965,479
7	175,398,802	2,153,467,325	30,762,071	187,492,491
8	161,392,802	2,174,534,118	29,353,478	188,658,960
9	237,094,766	1,968,841,682	30,360,812	190,110,988
10	139,474,336	1,909,275,411	28,836,841	191,768,404
11	121,695,483	1,859,882,081	27,607,004	190,032,882
12	120,465,868	1,802,074,579	26,940,606	191,730,577
13	123,926,261	1,734,211,754	26,150,347	184,370,910
14	120,930,078	1,675,181,707	25,511,827	179,831,068
15	109,812,499	1,609,273,078	25,960,896	184,329,979
16	102,066,644	1,568,662,289	27,022,177	191,523,019
17	93,258,369	1,531,582,593	28,332,940	209,879,115
18	81,556,594	1,484,904,588	27,766,283	220,217,013
19	73,196,653	1,441,581,983	27,023,088	213,899,208

（注）1．平成元年度までは内国会社計、2年度以降は外国会社を含む全社計の数値である。
2．新契約高、年度末現在契約高は昭和55年度までは個人保険および団体保険、60年度以降は個人保険、個人年金保険および団体保険を合算した数値である。
3．平成9年度の新契約高には、総合福祉団体定期保険への切り替え分を含む。

2．生命保険会社系譜

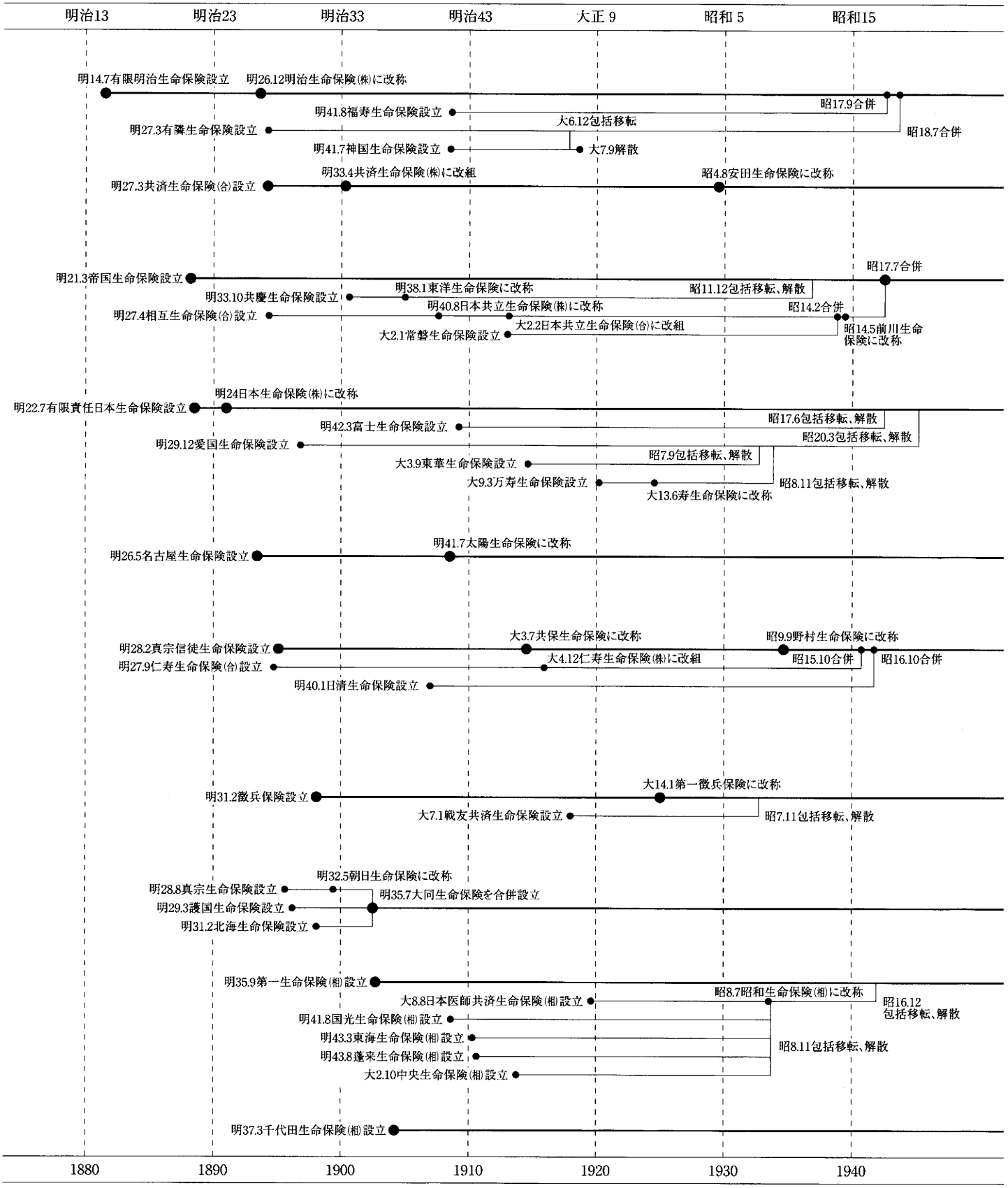
明治13
明治23
明治33
明治43
大正 9
昭和 5
昭和15
明14.7有限明治生命保険設立
明26.12明治生命保険(株)に改称
昭17.9合併
明41.8福寿生命保険設立
大6.12包括移転
明27.3有隣生命保険設立
昭18.7合併
明41.7神国生命保険設立
大7.9解散
明33.4共済生命保険(株)に改組
明27.3共済生命保険(合)設立
昭4.8安田生命保険に改称
昭17.7合併
明21.3帝国生命保険設立
明38.1東洋生命保険に改称
昭11.12包括移転、解散
明33.10共慶生命保険設立
明40.8日本共立生命保険(株)に改称
昭14.2合併
明27.4相互生命保険(合)設立
大2.2日本共立生命保険(合)に改組
昭14.5前川生命保険に改称
大2.1常磐生命保険設立
明24日本生命保険(株)に改称
明22.7有限責任日本生命保険設立
昭17.6包括移転、解散
明42.3富士生命保険設立
昭20.3包括移転、解散
明29.12愛国生命保険設立
昭7.9包括移転、解散
大3.9東華生命保険設立
大9.3万寿生命保険設立
昭8.11包括移転、解散
大13.6寿生命保険に改称
明41.7太陽生命保険に改称
明26.5名古屋生命保険設立
大3.7共保生命保険に改称
昭9.9野村生命保険に改称
明28.2真宗信徒生命保険設立
大4.12仁寿生命保険(株)に改組
昭15.10合併
昭16.10合併
明27.9仁寿生命保険(合)設立
明40.1日清生命保険設立
大14.1第一徴兵保険に改称
明31.2徴兵保険設立
大7.1戦友共済生命保険設立
昭7.11包括移転、解散
明32.5朝日生命保険に改称
明28.8真宗生命保険設立
明35.7大同生命保険を合併設立
明29.3護国生命保険設立
明31.2北海生命保険設立
明35.9第一生命保険(相)設立
昭8.7昭和生命保険(相)に改称
大8.8日本医師共済生命保険(相)設立
昭16.12
包括移転、解散
明41.8国光生命保険(相)設立
明43.3東海生命保険(相)設立
昭8.11包括移転、解散
明43.8蓬来生命保険(相)設立
大2.10中央生命保険(相)設立
明37.3千代田生命保険(相)設立
1880
1890
1900
1910
1920
1930
1940

(注) 1. (株)は株式会社、(相)は相互会社、(合)は合資会社を示し、特に記載なきものは株式会社を示す。
2. 社名上の数字は、創立・合併等の年月を示す。

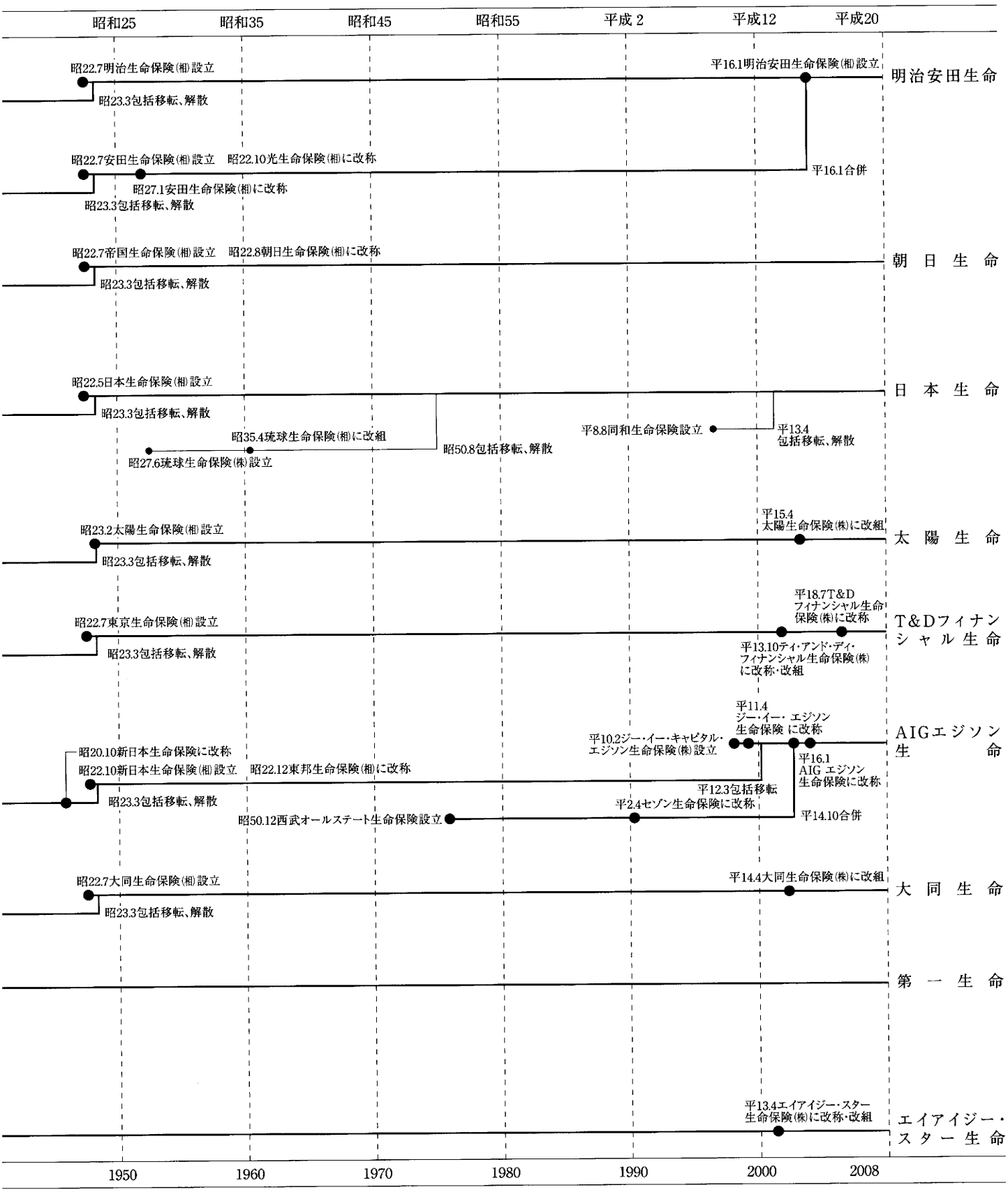

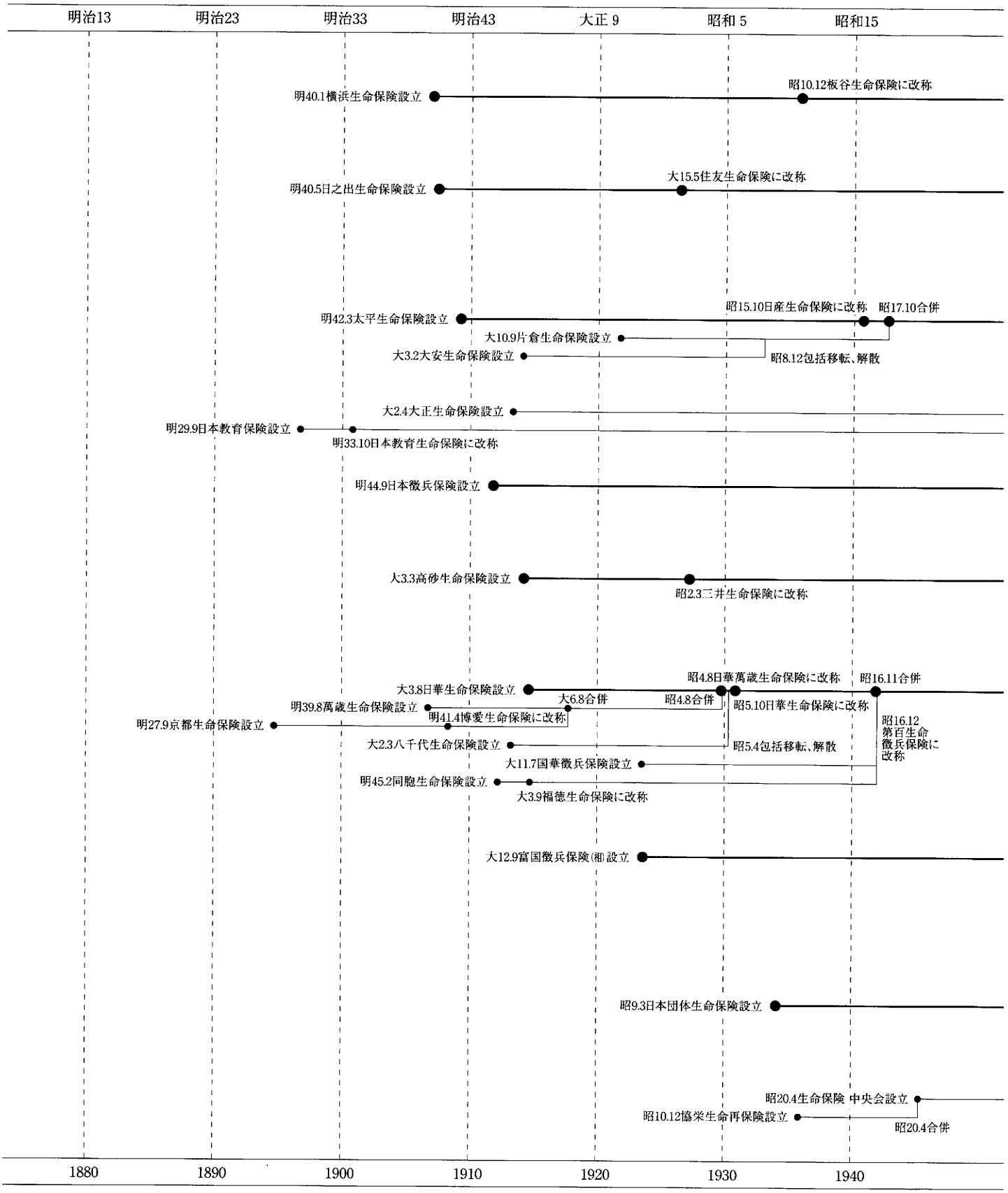
明治13
明治23
明治33
明治43
大正 9
昭和 5
昭和15
明40.1横浜生命保険設立
昭10.12板谷生命保険に改称
明40.5日之出生命保険設立
大15.5住友生命保険に改称
明42.3太平生命保険設立
昭15.10日産生命保険に改称
昭17.10合併
大10.9片倉生命保険設立
大3.2大安生命保険設立
昭8.12包括移転、解散
大2.4大正生命保険設立
明29.9日本教育保険設立
明33.10日本教育生命保険に改称
明44.9日本徴兵保険設立
大3.3高砂生命保険設立
昭2.3三井生命保険に改称
昭4.8日華萬歳生命保険に改称
昭16.11合併
大3.8日華生命保険設立
大6.8合併
昭4.8合併
昭5.10日華生命保険に改称
明39.8萬歳生命保険設立
明41.4博愛生命保険に改称
明27.9京都生命保険設立
昭16.12
第百生命
徴兵保険に
改称
大2.3八千代生命保険設立
昭5.4包括移転、解散
大11.7国華徴兵保険設立
明45.2同胞生命保険設立
大3.9福徳生命保険に改称
大12.9富国徴兵保険㈱設立
昭9.3日本団体生命保険設立
昭20.4生命保険 中央会設立
昭10.12協栄生命再保険設立
昭20.4合併
1880
1890
1900
1910
1920
1930
1940

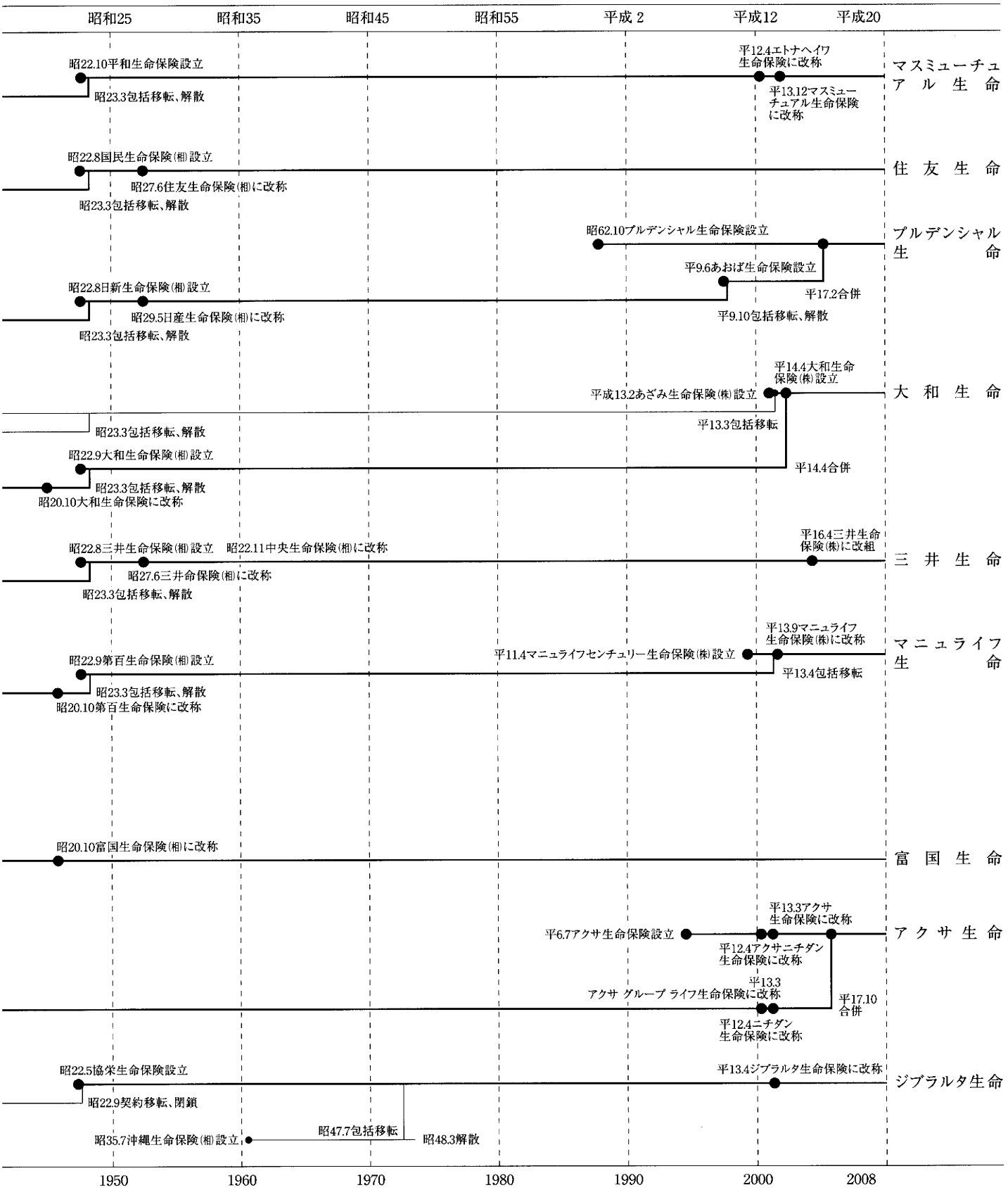
昭和25
昭和35
昭和45
昭和55
平成2
平成12
平成20
昭22.10平和生命保険設立
昭23.3包括移転、解散
平12.4エトナヘイワ生命保険に改称
平13.12マスミューチュアル生命保険に改称
マスミューチュアル生命
昭22.8国民生命保険(相)設立
昭27.6住友生命保険(相)に改称
昭23.3包括移転、解散
住友生命
昭62.10プルデンシャル生命保険設立
平9.6あおば生命保険設立
平17.2合併
プルデンシャル生命
昭22.8日新生命保険(相)設立
昭29.5日産生命保険(相)に改称
昭23.3包括移転、解散
平9.10包括移転、解散
平14.4大和生命保険(株)設立
平成13.2あざみ生命保険(株)設立
平13.3包括移転
大和生命
昭23.3包括移転、解散
昭22.9大和生命保険(相)設立
平14.4合併
昭23.3包括移転、解散
昭20.10大和生命保険に改称
平16.4三井生命保険(株)に改組
昭22.8三井生命保険(相)設立
昭22.11中央生命保険(相)に改称
昭27.6三井生命保険(相)に改称
昭23.3包括移転、解散
三井生命
平13.9マニュライフ生命保険(株)に改称
平11.4マニュライフセンチュリー生命保険(株)設立
平13.4包括移転
マニュライフ生命
昭22.9第百生命保険(相)設立
昭23.3包括移転、解散
昭20.10第百生命保険に改称
昭20.10富国生命保険(相)に改称
富国生命
平13.3アクサ生命保険に改称
平6.7アクサ生命保険設立
平12.4アクサニチダン生命保険に改称
アクサ生命
平13.3
アクサ グループ ライフ生命保険に改称
平17.10合併
平12.4ニチダン生命保険に改称
昭22.5協栄生命保険設立
昭22.9契約移転、閉鎖
平13.4ジブラルタ生命保険に改称
ジブラルタ生命
昭35.7沖縄生命保険(相)設立
昭47.7包括移転
昭48.3解散
1950
1960
1970
1980
1990
2000
2008

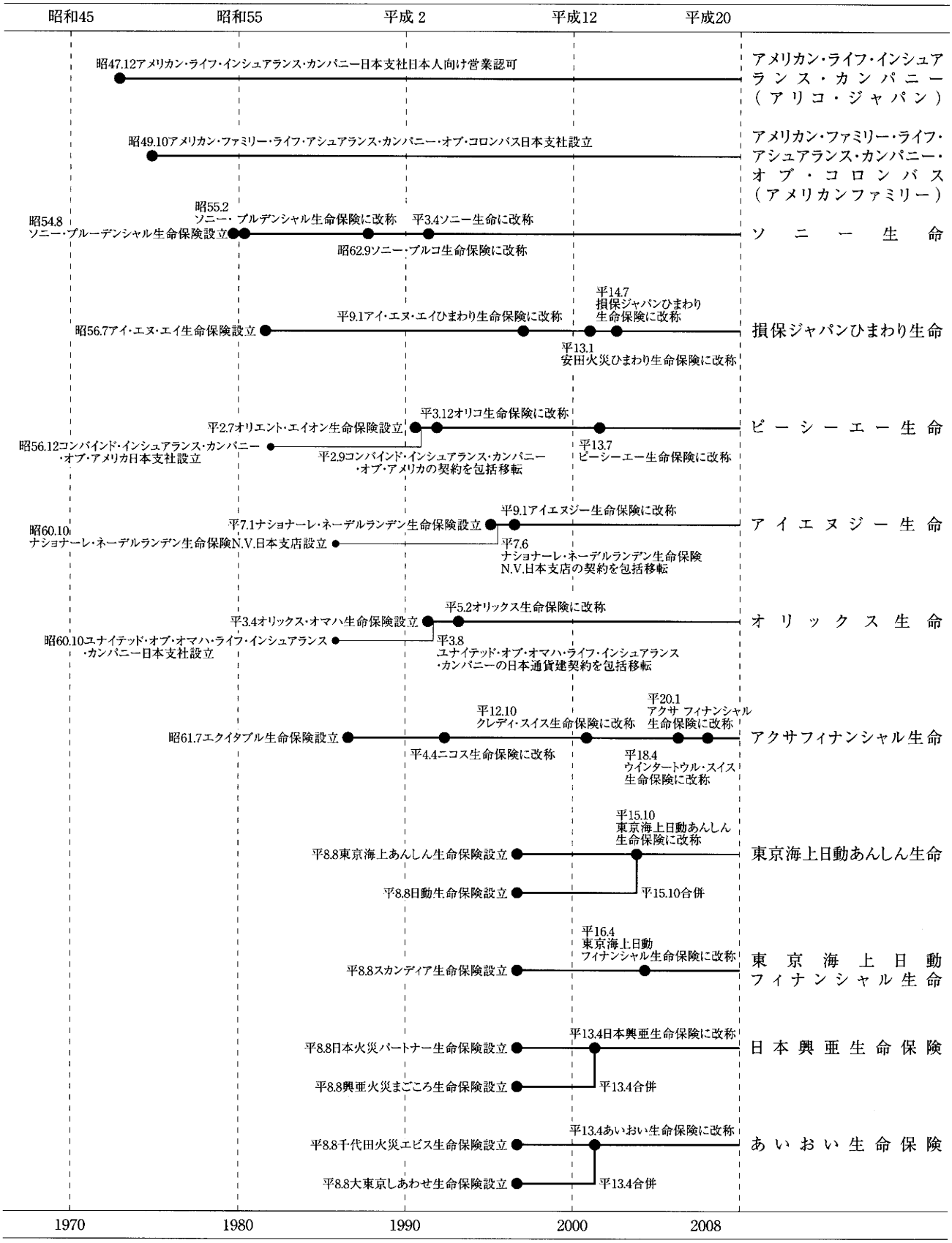
昭和45
昭和55
平成 2
平成12
平成20
昭47.12アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー日本支社日本人向け営業認可
アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー（アリコ・ジャパン）
昭49.10アメリカン・ファミリー・ライフ・アシュアランス・カンパニー・オブ・コロンバス日本支社設立
アメリカン・ファミリー・ライフ・アシュアランス・カンパニー・オブ・コロンバス（アメリカンファミリー）
昭54.8
ソニー・プルデンシャル生命保険設立
昭55.2
ソニー・プルデンシャル生命保険に改称
平3.4ソニー生命に改称
昭62.9ソニー・プルコ生命保険に改称
ソニー生命
平14.7
損保ジャパンひまわり
生命保険に改称
昭56.7アイ・エヌ・エイ生命保険設立
平9.1アイ・エヌ・エイひまわり生命保険に改称
平13.1
安田火災ひまわり生命保険に改称
損保ジャパンひまわり生命
平3.12オリコ生命保険に改称
平2.7オリエント・エイオン生命保険設立
昭56.12コンバインド・インシュアランス・カンパニー・オブ・アメリカ日本支社設立
平2.9コンバインド・インシュアランス・カンパニー・オブ・アメリカの契約を包括移転
平13.7
ピーシーエー生命保険に改称
ピーシーエー生命
平9.1アイエヌジー生命保険に改称
平7.1ナショナーレ・ネーデルランデン生命保険設立
昭60.10
ナショナーレ・ネーデルランデン生命保険N.V.日本支店設立
平7.6
ナショナーレ・ネーデルランデン生命保険
N.V.日本支店の契約を包括移転
アイエヌジー生命
平5.2オリックス生命保険に改称
平3.4オリックス・オマハ生命保険設立
昭60.10ユナイテッド・オブ・オマハ・ライフ・インシュアランス・カンパニー日本支社設立
平3.8
ユナイテッド・オブ・オマハ・ライフ・インシュアランス・カンパニーの日本通貨建契約を包括移転
オリックス生命
平20.1
アクサ フィナンシャル
生命保険に改称
平12.10
クレディ・スイス生命保険に改称
昭61.7エクイタブル生命保険設立
平4.4ニコス生命保険に改称
平18.4
ウインタートウル・スイス
生命保険に改称
アクサフィナンシャル生命
平15.10
東京海上日動あんしん
生命保険に改称
平8.8東京海上あんしん生命保険設立
平8.8日動生命保険設立
平15.10合併
東京海上日動あんしん生命
平16.4
東京海上日動
フィナンシャル生命保険に改称
平8.8スカンディア生命保険設立
東京海上日動フィナンシャル生命
平13.4日本興亜生命保険に改称
平8.8日本火災パートナー生命保険設立
平8.8興亜火災まごころ生命保険設立
平13.4合併
日本興亜生命保険
平13.4あいおい生命保険に改称
平8.8千代田火災エビス生命保険設立
平8.8大東京しあわせ生命保険設立
平13.4合併
あいおい生命保険
1970
1980
1990
2000
2008

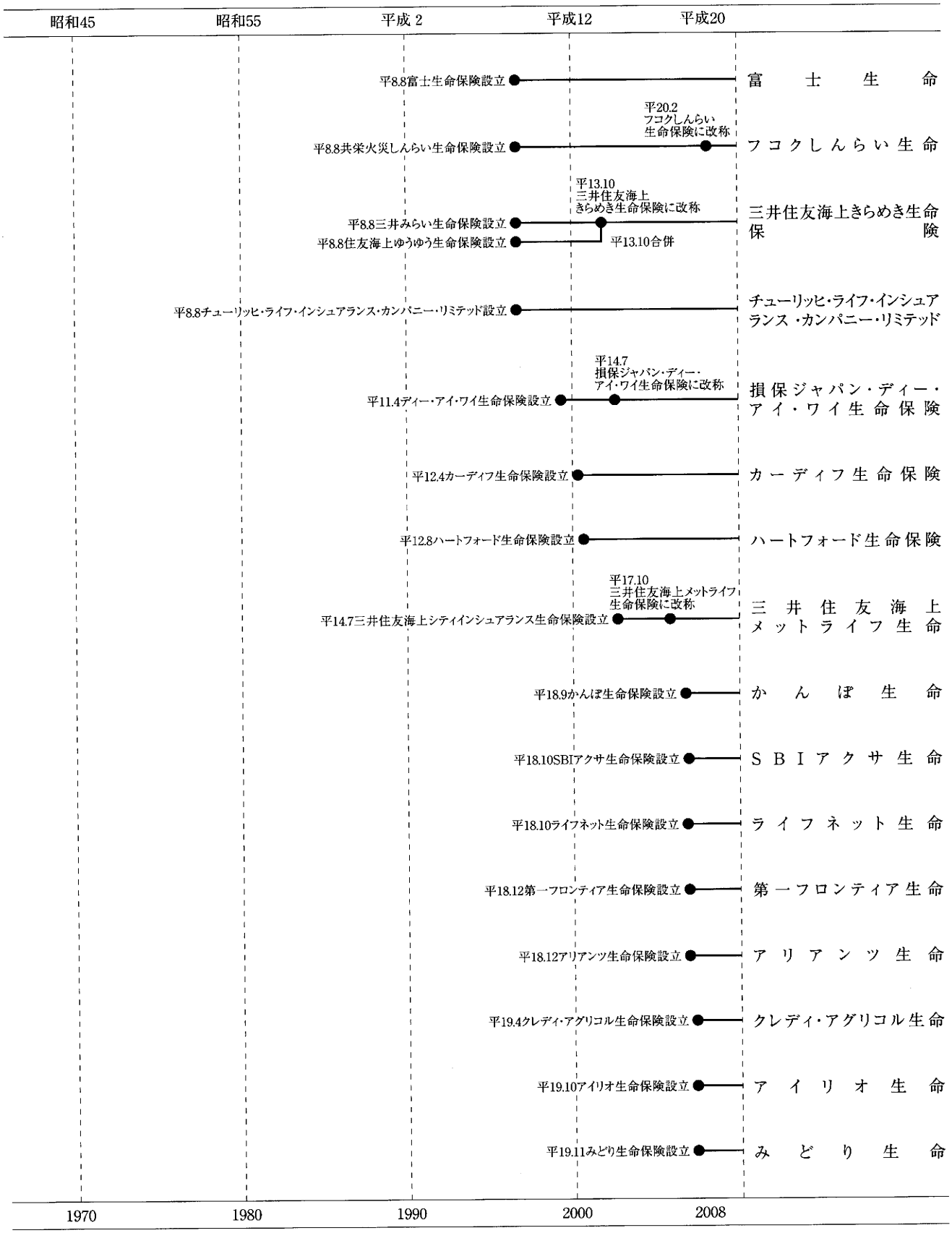
昭和45
昭和55
平成２
平成12
平成20
平8.8富士生命保険設立
富士生命
平20.2
フコクしんらい
生命保険に改称
平8.8共栄火災しんらい生命保険設立
フコクしんらい生命
平13.10
三井住友海上
きらめき生命保険に改称
平8.8三井みらい生命保険設立
平8.8住友海上ゆうゆう生命保険設立
平13.10合併
三井住友海上きらめき生命保険
平8.8チューリッヒ・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド設立
チューリッヒ・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド
平14.7
損保ジャパン・ディー・
アイ・ワイ生命保険に改称
平11.4ディー・アイ・ワイ生命保険設立
損保ジャパン・ディー・アイ・ワイ生命保険
平12.4カーディフ生命保険設立
カーディフ生命保険
平12.8ハートフォード生命保険設立
ハートフォード生命保険
平17.10
三井住友海上メットライフ
生命保険に改称
平14.7三井住友海上シティインシュアランス生命保険設立
三井住友海上メットライフ生命
平18.9かんぽ生命保険設立
かんぽ生命
平18.10SBIアクサ生命保険設立
SBIアクサ生命
平18.10ライフネット生命保険設立
ライフネット生命
平18.12第一フロンティア生命保険設立
第一フロンティア生命
平18.12アリアンツ生命保険設立
アリアンツ生命
平19.4クレディ・アグリコル生命保険設立
クレディ・アグリコル生命
平19.10アイリオ生命保険設立
アイリオ生命
平19.11みどり生命保険設立
みどり生命
1970
1980
1990
2000
2008

3．社員会社移動表

（社団法人生命保険会社協会設立以後）

社員会社名	入会年月日	脱(退)会年月日	備　　考
○日　本 ㈱	明41.12. 7		昭22.5.2日本㈲設立、昭23.3.31日本㈱解散、日本㈲に契約を包括移転、現在に至る。
日　宗 ㈱	〃	明42. 5. 6	明42.9裁判所命令にて同社解散のため。
東　洋 ㈱	〃	昭11.12.28	昭11.12.24帝国㈱に契約を包括移転、同社解散のため。
徴　兵 ㈱	〃	明43.12.19	同日の臨時総会にて明43年度の基金および会費未納のため退会扱い。大14.1.16社名を第一徴兵と改称、昭7.3.29再加入。
○太　陽 ㈱	〃		昭23.2.10太陽㈲設立、昭23.3.31太陽㈱解散、太陽㈲に契約を包括移転、平15.4.1太陽㈱へ改組、現在に至る。
○第　一 ㈲	〃		現在に至る。
○大　同 ㈱	〃		昭22.7.5大同㈲設立、昭23.3.31大同㈱解散、大同㈲に契約を包括移転、平14.4.1大同㈱に改組、現在に至る。
内　国 ㈱	〃	大 3. 6.20	同日、主務省より解散を命ぜられ、同日脱退のため。
萬　歳 ㈱	〃	昭 4. 9.15	昭4.9.17日華㈱への吸収合併による同社解散のため。
○帝　国 ㈱	〃		昭22.7.1帝国㈲設立、同8.12社名を朝日㈲と改称、昭23.3.31帝国㈱解散、朝日㈲に契約を包括移転、現在に至る。
愛　国 ㈱	〃	昭20. 3.26	同日、日本㈱に契約を包括移転、同社解散のため。
共　済 ㈱	〃	平15.12.31	昭4.8.10社名を安田㈱と改称、昭22.7.1安田㈲設立、同10.1光㈲と改称、昭23.3.31安田㈱解散、光㈲に契約を包括移転、昭27.1.1安田㈲と改称、平16.1.1明治㈲との合併に伴い脱退。
有　隣 ㈱	〃	昭18. 6.30	昭18.7.1明治㈱に契約を包括移転、同社解散のため。
○明　治 ㈱	〃		昭22.7.10明治㈲設立、昭23.3.31明治㈱解散、明治㈲に契約を包括移転、平16.1.1安田㈲との合併に伴い、明治安田㈲と改称、現在に至る。
○真宗信徒 ㈱	〃		大3.7.1共保㈱と改称、昭9.9.20野村㈱と改称、昭22.7.16野村㈲設立、同日、東京㈲と改称。昭23.3.31野村㈱解散、東京㈲に契約を包括移転。平13.10.17ティ・アンド・ディ・フィナンシャル㈱に改組・改称、平18.7.24T&Dフィナンシャル生命に改称、現在に至る。
仁　寿 ㈾	〃	昭15.11. 1	大4.12.24組織を㈱に変更、昭15.10.5野村㈱への吸収合併による同社解散のため。
国　光 ㈲	明43. 3. 1	昭 8.12.16	昭8.11.30昭和㈲に契約を包括移転、同社解散のため。
○日　之　出 ㈱	〃		大15.5.19住友㈱と改称、昭22.8.29国民㈲設立、昭23.3.31住友㈱解散、国民㈲に契約を包括移転、昭27.6.1住友㈲と改称、現在に至る。
蓬　萊 ㈲	明45. 3.23	昭 8.12.16	昭8.11.30昭和㈲に契約を包括移転、同社解散のため。
東　海 ㈲	〃	〃	〃
富　士 ㈱	〃	昭17. 6.18	同日、日本㈱に契約を包括移転のため。
日　清 ㈱	〃	昭16.10.28	昭16.10.13野村㈱への吸収合併による同10.20同社解散のため。
太　平 ㈱	大 3. 3.16	平 9.10. 1	昭15.10.25日産㈱と改称、昭22.8.20日新㈲設立、昭23.3.31日産㈱解散、日産㈲に契約を包括移転、昭29.5.1日産㈲と改称、平9.10.1あおば㈱に契約を包括移転、同社解散のため。
大　正 ㈱	〃	平13. 3.31	平13.3.31あざみ㈱に契約を包括移転、同社解散のため。
○高　砂 ㈱	大 4. 3.13		昭2.3.5三井㈱と改称、昭22.8.1三井㈲設立、昭22.11.7中央㈲と改称、昭23.3.31三井㈱解散、中央㈲に契約を包括移転、昭27.6.11三井㈲と改称。平16.4.1三井㈱に改組、現在に至る。
福　寿 ㈱	〃	昭17.10.24	昭17.9.1明治㈱に契約を包括移転、同社解散のため。
八　千　代 ㈱	〃	昭 5. 4.20	昭5.4.22日華萬歳㈱に契約を包括移転、同日解散のため。
神　国 ㈱	大 4. 6.17	大 7.10. 3	大6.12.31有隣㈱に契約を包括移転、大7.9.21同社解散のため。

（注）1．○印は現在の社員会社またはその前身を示す。
2．掲載は、入会年月日順。（　）は準社員としての入会年月日

社員会社名	入会年月日	脱(退)会年月日	備　　考
日　　華 ㈱	大 4. 9.23	平13. 4. 2	昭4.8.20日華萬歳㈱と改称、昭5.10.22日華㈱と改称、昭16.12.23第百徴兵㈱と改称、昭20.10.18第百生命㈱と改称、昭22.9.1第百㈱設立、昭23.3.31第百㈱解散、第百㈱に契約を包括移転。平13.4.2マニュライフ・センチュリー㈱に契約を包括移転、同社解散のため。
常　　磐 ㈱	大 5. 3.17	昭14. 7.20	昭14.2.22日本共立㈱への吸収合併による同社解散のため。
博　　愛 ㈱	〃	大 6. 9. 4	大6.8.20萬歳㈱への吸収合併による同社解散のため。
福　　徳 ㈱	〃	昭16.12.27	昭16.11.18国華徴兵とともに日華㈱に合併、同12.26同社解散のため。
中　　央 ㈱	〃	昭 8.12.16	昭8.11.30昭和㈱に契約を包括移転、同社解散のため。
共　　同 ㈱	大 6. 3.17	昭 3. 6. 8	同日商工省より解散を命ぜられ、同日脱退のため。
日 本 共 立 ㈱	大 7. 3.18	昭17. 9. 4	昭14.5.31前川㈱と改称、昭17.7.1帝国㈱への吸収合併のため。
○横　　浜 ㈱	大 8. 3.17		昭10.12.3板谷㈱と改称、昭22.10.1平和㈱設立、昭23.3.31板谷㈱解散、平和㈱に契約を包括移転、平12.4.1エトナヘイワ㈱に改称、平13.12.1マスミューチュアル㈱に改称、現在に至る。
大　　安 ㈱	大10. 3.17	昭 8.12.22	昭8.12.19片倉㈱に契約を包括移転、同社解散のため。
日本医師共済 ㈱	大11. 3.17	昭17. 2.17	昭8.7.1昭和㈱と改称、昭16.12.26第一㈱に契約を包括移転、同社解散のため。
○千　代　田 ㈱	大12. 3.17		平13.4.20エイアイジー・スター㈱に改組・改称、現在に至る。
東　　華 ㈱	〃	昭 7. 4. 5	昭7.3.31脱退届提出のため。同社は同9.20愛国㈱に契約を包括移転、解散。
片　　倉 ㈱	〃	昭17.12.11	昭17.10.30日産㈱に契約を包括移転、同12.11同社解散のため。
旭　　日 ㈱	大14. 3.19	昭 3. 8.17	昭3.8.17商工省より解散を命ぜられ、同日脱退のため。
寿　　㈱	〃	昭 8. 4.12	昭8.3.31脱退届提出のため。同社は昭8.11愛国㈱に契約を包括移転、解散。
戦 友 共 済 ㈱	〃	昭 7.12.10	昭7.11.12脱退届提出のため。同社は同日第一徴兵㈱に契約を包括移転、解散。
第 一 徴 兵 ㈱	昭 7. 3.29 (再入会)	平12. 3. 1	昭20.10.8新日本㈱と改称、昭22.10.30新日本㈱設立、同12.1東邦㈱と改称、昭23.3.31新日本㈱解散、東邦㈱に契約を包括移転。平12.3.1ジー・イー・エジソン㈱に契約を包括移転、同社解散のため。
日 本 徴 兵 ㈱	昭 7. 3.29	平14. 4. 1	昭20.10.1大和㈱と改称、昭22.9.15大和㈱設立、昭23.3.31大和㈱解散、大和㈱に契約を包括移転。平14.4.1あざみ㈱への合併による同社解散のため。
○富 国 徴 兵 ㈱	〃		昭20.10.8社名を富国㈱と改称、現在に至る。
国 華 徴 兵 ㈱	〃	昭16.12.27	昭16.11.18福徳㈱とともに日華㈱に合併、同社解散のため。
日 本 教 育 ㈱	昭16.12.16	昭23. 3.31	同日、大正㈱への合併による同社解散のため。
協　栄（再保険）㈱	〃	昭20. 4. 1	昭20.4.1生命保険中央会への吸収合併による同社解散のため。
日 本 団 体 ㈱	〃	平17. 9.30	平12.4.1ニチダン㈱に改称、平13.3.31アクサグループライフ㈱に改称、平17.9.30アクサ㈱への合併による同社解散のため。
○協　　栄 ㈱	昭22. 5.31		昭22.5.6旧協栄再保険㈱の復活として協栄㈱設立、平13.4.2ジブラルタ㈱に改称、現在に至る。
西武オールステート㈱	昭51. 6.18	平14. 9.30	平2.4.1セゾン㈱と改称、平14.10.1ジー・イー・エジソン㈱への合併による同社解散のため。
○アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー (通称　アリコ・ジャパン)	(昭51. 8. 1) 平 3. 7.29		平51.8.1準社員として加入。平3.7.29社員として加入、現在に至る。
○ソニー・プルデンシャル㈱	昭56. 4.17		昭62.9.1ソニー・プルコ㈱と改称、平3.4.1ソニー㈱と改称、現在に至る。
○アイ・エヌ・エイ㈱	昭57. 4.16		平9.1.1アイ・エヌ・エイひまわり㈱と改称、平13.1.10安田火災ひまわり㈱と改称、平14.7.1損保ジャパンひまわり㈱と改称、現在に至る。
○アメリカン・ファミリー・ライフ・アシュアランス・カンパニー・オブ・コロンバス (通称　アメリカンファミリー)	(昭57.10. 1) 平 3. 7.29		昭57.10.1準社員として加入。平3.7.29社員として加入、現在に至る。

社員会社名	入会年月日	脱(退)会年月日	備　　考
コンバインド・インシュアランス・カンパニー・オブ・アメリカ（通称　コンバインド）	（昭57.10. 1）	平 2. 9. 3	昭57.10.1準社員として加入。平2.9.3オリエント・エイオン㈱に契約を包括移転。
ユナイテッド・オブ・オマハ・ライフ・インシュアランス・カンパニー（通称　オマハ）	（昭60.11.15）	平 3. 6. 1	昭60.11.15準社員として加入。平3.8.31オリックス・オマハ㈱に契約を包括移転。
ナショナーレ・ネーデルランデンN.V.（通称　ナショナル・ライフ）	（昭60.11.15）平 3. 7.29	平 7. 3.31	昭61.4.18準社員として加入。平3.7.29社員として加入、平7.6.30ナショナーレ・ネーデルランデン㈱に契約を包括移転。
○エクイタブル　㈱	昭61.10.17		平4.4.1ニコス㈱と改称、平12.10.1クレディ・スイス㈱と改称、平18.4.1ウインタートウル・スイス㈱と改称、平20.1.1アクサ フィナンシャル㈱と改称、現在に至る。
○プルデンシャル　㈱	昭63. 3.18		昭63.3.18社員として加入、現在に至る。
○オリエントエイオン　㈱	平 2. 9. 3		平3.12.1オリコ㈱と改称、平13.7.2ピーシーエー㈱に改称、現在に至る。
○オリックス・オマハ　㈱	（平 3. 6. 1）平 3. 7.29		平3.6.1準社員として加入。平3.7.29社員として加入、平5.2.1オリックス㈱として改称、現在に至る。
○ナショナーレ・ネーデルランデン㈱（通称　ナショナル・ライフ）	平 7. 4. 1		平9.1.1アイエヌジー㈱と改称、現在に至る。
○ア　ク　サ　㈱	（平 7. 4. 1）平 8. 4. 1		平7.4.1準社員として加入。平8.4.1社員として加入。平12.4.1アクサニチダン㈱に改称、平13.3.31アクサ㈱に改称、現在に至る。
日本火災パートナー㈱	平 8.10. 1	平13. 3.31	平8.10.1社員として加入、平13.4.1興亜火災まごころ㈱への合併による同社解散のため。
日　　動　㈱	〃	平15. 9.30	平8.10.1社員として加入、平15.10.1東京海上あんしん㈱への合併による同社解散のため。
○東京海上あんしん　㈱	〃		平8.10.1社員として加入、平15.10.1日動㈱との合併に伴い、東京海上日動あんしん㈱に改称、現在に至る。
同　　和　㈱	〃	平13. 3.31	平8.10.1社員として加入、平13.4.1日本㈱に契約を包括移転、同社解散のため。
千代田火災エビス　㈱	〃	〃	平8.10.1社員として加入、平13.4.1大東京しあわせ㈱への合併による同社解散のため。
○チューリッヒ・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド	〃		平8.10.1社員として加入、現在に至る。
○大東京しあわせ　㈱	〃		平8.10.1社員として加入、平13.4.1千代田火災エビス㈱との合併に伴い、あいおい㈱に改称、現在に至る。
○富　　士　㈱	〃		平8.10.1社員として加入、現在に至る。
○興亜火災まごころ　㈱	〃		平8.10.1社員として加入、平13.4.1日本火災パートナー㈱との合併に伴い、日本興亜㈱に改称、現在に至る。
○共栄火災しんらい　㈱	〃		平8.10.1社員として加入、平20.2.1フコクしんらい㈱に改称、現在に至る。
三井みらい　㈱	〃	平13. 9.30	平8.10.1社員として加入、平13.10.1住友海上ゆうゆう㈱への合併による同社解散のため。
○スカンディア　㈱	〃		平8.10.1社員として加入、平16.4.2東京海上日動フィナンシャル㈱に改称、現在に至る。
○住友海上ゆうゆう　㈱	〃		平8.10.1社員として加入、平13.10.1三井みらい㈱との合併に伴い、三井住友海上きらめき㈱に改称、現在に至る。
あ　お　ば　㈱	平 9.10. 1	平17. 2. 1	平9.10.1社員として加入、平17.2.1プルデンシャル㈱への吸収合併による同社解散のため。
○ジー・イー・キャピタル・エジソン㈱	平10. 4. 1		平10.4.1社員として加入、平11.4.1ジー・イー・エジソン㈱と改称、平16.1.1AIGエジソン㈱と改称、現在に至る。
○マニュライフセンチュリー　㈱	平11. 4. 1		平11.4.1社員として加入、平13.9.1マニュライフ㈱に改称、現在に至る。
○ディー・アイ・ワイ　㈱	平11. 5.19		平11.5.19社員として加入、平14.7.1損保ジャパン・ディー・アイ・ワイ㈱に改称、現在に至る。
○カーディフ・ソシエテ・ヴィ（通称　カーディフ生命保険）	平12. 4. 1		平12.4.1社員として加入、平12.6.1カーディフ・アシュアランス・ヴィに改称、現在に至る。
○ハートフォード　㈱	平12.10. 1		平12.10.1社員として加入、現在に至る。
○あ　ざ　み　㈱	平13. 3.31		平13.3.31社員として加入、平14.4.1大和㈱を吸収合併、大和㈱に改称、現在に至る。
○三井住友海上シティインシュアランス　㈱	平14. 9.20		平14.9.20社員として加入、平17.10.1三井住友海上メットライフ㈱に改称、現在に至る。

社員会社名	入会年月日	脱(退)会年月日	備　　考
○第一フロンティア　㈱	平19.10. 1		平19.10.1社員として加入、現在に至る。
○㈱　か　　ん　　ぽ	〃		平19.10.1特別会員として加入、現在に至る。
○クレディ・アグリコル㈱	平19.11. 1		平19.11.1社員として加入、現在に至る。
○ア　リ　ア　ン　ツ　㈱	平20. 4. 1		平20.4.1社員として加入、現在に至る。
○ＳＢＩアクサ　㈱	平20. 4. 7		平20.4.7社員として加入、現在に至る。
○ライフネット　㈱	平20. 5.18		平20.5.18社員として加入、現在に至る。
○アイリオ　㈱	平20. 8. 1		平20.8.1社員として加入、現在に至る。
○みどり　㈱	平20.10. 1		平20.10.1社員として加入、現在に至る。

4．歴代会長一覧

歴代	氏名	就任年月日	退任年月日	会社名・役職名
初代	阿部泰蔵	明41.12.21	大 6. 3.17	明治・取締役会長、専務取締役
2代	福原有信	大 6. 3.17	大12. 3.17	帝国・取締役社長
3代	矢野恒太	大12. 3.17	昭 2. 3.18	第一・〃
4代	弘世助太郎	昭 2. 3.28	昭11. 3. 9	日本・取締役社長（就任時専務）
5代	藤田譲	昭11. 3.12	昭12. 2. 8	明治・取締役会長
6代	成瀬達	昭12. 4. 2	昭21.12.31	日本・取締役社長
7代	小林中	昭22. 2.27	昭26. 4.24	富国・〃
8代	矢野一郎	昭26. 5. 1	昭34. 6.16	第一・〃
9代	牧野亀治郎	昭34. 6.16	昭36. 5.19	明治・〃
10代	藤川博	昭36. 5.19	昭38. 5.23	朝日・〃
11代	弘世現	昭38. 5.23	昭40. 6.10	日本・〃
12代	春山定	昭40. 6.10	昭42. 6.16	朝日・取締役会長
13代	矢田恒久	昭42. 6.16	昭44. 6.20	第一・取締役社長
14代	數納清	昭44. 6.20	昭46. 6.18	朝日・〃
15代	関好美	昭46. 6.18	昭48. 6. 7	明治・〃
16代	新井正明	昭48. 6. 7	昭50. 6.12	住友・〃
17代	弘世現	昭50. 6.12	昭52. 7.15	日本・〃
18代	塚本亮一	昭52. 7.15	昭54. 7.20	第一・取締役会長
19代	山中宏	昭54. 7.20	昭56. 7.17	明治・取締役社長
20代	高島隆平	昭56. 7.17	昭58. 7.15	朝日・〃
21代	千代賢治	昭58. 7.15	昭59. 7.20	住友・〃
22代	西尾信一	昭59. 7.20	昭60. 7.19	第一・〃
23代	川瀬源太郎	昭60. 7.19	昭61. 7.16	日本・〃
24代	土田晃透	昭61. 7.16	昭62. 7.17	明治・〃
25代	若原恭之	昭62. 7.17	昭63. 7.15	朝日・〃
26代	上山保彦	昭63. 7.15	平元. 7.21	住友・〃
27代	櫻井孝顕	平元. 7.21	平 2. 7.20	第一・〃
28代	伊藤助成	平 2. 7.20	平 3. 7.19	日本・〃
29代	波多健治郎	平 3. 7.19	平 4. 7.17	明治・〃
30代	若原恭之	平 4. 7.17	平 5. 7.16	朝日・〃
31代	浦上敏臣	平 5. 7.16	平 6. 7.15	住友・〃
32代	櫻井孝顕	平 6. 7.15	平 7. 7.21	第一・〃
33代	伊藤助成	平 7. 7.21	平 8. 7.19	日本・〃
34代	波多健治郎	平 8. 7.19	平 9. 7.18	明治・〃
35代	藤田譲	平 9. 7.18	平10. 7.17	朝日・〃
36代	吉田紘一	平10. 7.17	平11. 7.16	住友・〃
37代	森田富治郎	平11. 7.16	平12. 7.21	第一・〃
38代	宇野郁夫	平12. 7.21	平13. 7.19	日本・〃
39代	金子亮太郎	平13. 7.19	平14. 7.19	明治・〃
40代	横山進一	平14. 7.19	平15. 7.18	住友・〃
41代	森田富治郎	平15. 7.18	平16. 7.16	第一・〃
42代	宇野郁夫	平16. 7.16	平17. 9.16	日本・〃
43代	横山進一	平17. 9.16	平18. 7.21	住友・〃
44代	斎藤勝利	平18. 7.21	平19. 7.20	第一・〃
45代	岡本圀衛	平19. 7.20	平20. 7.18	日本・〃
46代	松尾憲治	平20. 7.18		明治安田・〃

（注）昭和33年度までは理事会会長、昭和34年度以後は協会会長を示す。

5．理事・監事一覧

[理事]

氏名	会社名	就任年月日	退任年月日	備考
大竹美喜	アメリカンファミリー	平 3. 7.29	平 5. 7.16	
		平 6. 7.15	平11. 1. 1	
山口隆雄	ナショナル、クレディ・スイス	平 4. 1.17	平 4. 7.17	
		平13.12.21	平14. 7.19	
		平15. 7.18	平16. 4.23	
白石忍	*オリックス・オマハ	平 4. 7.17	平 7. 7.21	平5.2.1付で、オリックスに社名変更
		平10. 7.17	平13.10.19	
戸國靖器	アリコジャパン	平 4. 7.17	平 6. 7.15	
		平 7. 7.21	平11. 7.16	
		平12. 7.21	平12.10.19	
大島雄次	安田	平 5. 4.16	平11. 4. 1	平6.7～平11.4副会長
千葉信	*ナショナル	平 5. 7.16	平 8. 7.19	平9.1.1付で、アイエヌジーに社名変更
		平 9. 7.18	平15. 7.18	
日吉章	協会	平 5. 9.17	平13. 7.19	平5.9～平13.7副会長
河野一郎	プルデンシャル	平 6. 4.15	平16. 7.22	
中村健一	東京	平 6. 7.15	平10. 7.17	平7.7～平10.7副会長
		平11. 7.16	平13. 3.23	
平野和男	大同	平 6. 7.15	平11. 7.16	平9.7～平11.7副会長
武林隆	*アイ・エヌ・エイ	平 6. 7.15	平13. 1. 4	平9.1.1付で、アイ・エヌ・エイ・ひまわりに社名変更
大塚昭一	協栄	平 6. 7.15	平12.10.24	
山口昇	協会	平 6. 7.15	平12. 7.21	平6.7～平12.7副会長
松戸猛	*日本団体	平 7. 7.21	平 9. 7.18	平12.4.1付で、ニチダンに社名変更
		平10. 7.17	平13. 4. 1	平13.3.31付で、アクサグループ ライフに社名変更
岩城賢	ソニー	平 7. 7.21	平13. 7.19	
垰川利内	東邦	平 7. 7.21	平11. 6. 7	
吉池正博	太陽	平 7. 7.21	平12. 7.21	平10.7～平12.7副会長
		平13. 7.19	平17. 7.15	平15.7～平17.7副会長
藤田譲	朝日	平 8. 4.19	平20. 7.18	平8.7～平9.7副会長
				平9.7～平10.7会長
				平13.7～平13.12副会長
				平19.7～平20.7副会長
米山令士	千代田	平 8. 7.19	平12.10. 9	平11.7～平12.10副会長
諏訪茂	協会	平 8. 7.19	平18. 7.21	平8.7～平11.7常務理事
				平11.7～平18.7専務理事
宇野郁夫	日本	平 9. 4.18	平17. 9.16	平11.7～平12.7副会長
				平12.7～平13.7会長
				平15.7～平16.7副会長
				平16.7～平17.9会長
森田富治郎	第一	平 9. 4.18	平16. 7.16	平10.7～平11.7副会長
				平11.7～平12.7会長
				平14.7～平15.7副会長
				平15.7～平16.7会長

（注）1．平成10年7月17日時点での就任者およびそれ以降の就任者、就任順に掲載
2．退任年月日の空欄は現職者
3．会社名の「*」は当時の会社名

氏　名	会社名	就任年月日	退任年月日	備　考
三宅　明	三井	平 9. 4.18	平13. 7. 3	平11.7～平13.7副会長
吉田紘一	住友	平 9. 7.11	平13. 7. 3	平9.7～平10.7副会長
				平10.7～平11.7会長
志村　元	大正	平 9. 7.18	平12. 3.31	
堀地史郎	東京海上あんしん	平 9. 7.18	平10. 7.17	
		平11. 7.16	平12. 6.29	
竹内敏雄	セゾン	平 9.12.19	平14. 4. 1	
野々宮恵司	大和	平10. 4. 1	平13. 2.20	
		平14. 4.19	平16. 4. 1	
金子亮太郎	＊明治	平10. 4. 1	平17. 7.15	平12.7～平13.7副会長
				平13.7～平14.7会長
				平16.1.1付で、明治安田に社名変更
				平16.7～平17.7副会長
西田耗造	＊平和	平10. 6.29	平12. 5.31	平12.4.1付で、エトナヘイワに社名変更
秋山智史	富国	平10. 7. 2		平12.7～平14.7副会長
				平17.7～平19.7副会長
佐藤　敬	オリコ	平10. 7.17	平12.10.16	
佐々木　惇	住友海上ゆうゆう	平10. 7.17	平11. 6.29	
松井秀文	アメリカンファミリー	平11. 1. 1	平11. 7.16	
		平12. 7.21	平15. 1.17	
宮本三喜彦	安田	平11. 4. 1	平16. 1. 1	平13.7～平15.7副会長
丸山晃史	ニコス	平11. 7.16	平12. 3.31	
宮戸直輝	大同	平11. 7.16	平16. 4. 1	平13.7～平15.7副会長
秋山満正	第百	平11. 7.16	平12. 6. 1	
竹之内洋右	協会	平11. 7.16	平18. 7.21	
ルネ・ミュラー	ニコス	平12. 4.21	平12. 7.21	
細川　淳	大正	平12. 4.21	平12. 8.29	
バリー・ハルパーン	＊エトナヘイワ	平12. 6.16	平14. 4.10	平13.12.1付で、マスミューチュアルに社名変更
太田資暁	＊東京海上あんしん	平12. 6.29	平12. 7.21	
		平15. 7.18	平16. 7.16	平15.10.1付で、東京海上日動あんしんに社名変更
		平17. 7.15	平18. 6.26	
石坂恭博	ジー・イー・エジソン	平12. 7.21	平13. 7.19	
		平14. 7.19	平15. 5. 1	
藤岡信吾	住友海上ゆうゆう	平12. 7.21	平13. 7.19	
上田公一	協会	平12. 7.21	平16. 5.23	平12.7～平13.7専務理事
				平13.7～平16.5副会長
岡崎政更	オリコ	平12.10.20	平13. 2.13	
宮本富生	アリコジャパン	平12.10.20	平17. 7.15	
吉田　誠	安田火災ひまわり	平13. 1.19	平13. 7.19	
ゲーリー・ベネット	＊オリコ	平13. 2.16	平14. 7.19	平13.7.2付で、ピーシーエーに社名変更
		平15. 7.18	平15.10. 1	
牧野　明	大和	平13. 3.16	平14. 4. 1	
一瀬嘉彌	アクサグループ ライフ	平13. 4.20	平17. 7.15	
川島章由	ソニー	平13. 7.19	平18. 6.29	
ウルリッヒ・ブランケン	クレディ・スイス	平13. 7.19	平13.12.21	
西村　博	三井	平13. 7.19		平15.7～平17.7副会長
				平19.7～副会長
渡辺克弥	三井みらい	平13. 7.19	平13. 9.30	

氏　名	会社名	就任年月日	退任年月日	備　考
霜山純夫	スカンディア	平13. 7.19	平14. 7.19	
横山進一	住友	平13. 7.19	平19. 7. 3	平14.1～平14.7副会長
				平14.7～平15.7会長
				平17.7～平17.9副会長
				平17.9～平18.7会長
大崎雷太	協会	平13. 7.19	平15. 7.18	
今井信吾	三井住友海上きらめき	平13.10. 1	平15. 7.18	
瀧島義光	協会	平13.10. 1	平19. 7.20	平13.10～平19.7副会長
水盛五実	オリックス	平13.10.19	平16. 7.16	
		平17. 7.15	平19. 7.20	
		平20. 7.18		
野上憲一	チューリッヒ・ライフ	平14. 4.19	平14. 7.19	
トーマス・ホーキンス	マスミューチュアル	平14. 4.19	平15. 1. 9	
トレバー・マシュウズ	マニュライフ	平14. 7.19	平16. 6.30	
笠神隆司	あおば	平14. 7.19	平15. 7.18	
		平16. 7.16	平16.11. 1	
水山修	ティ・アンド・ディ・フィナンシャル	平14. 7.19	平16. 4. 1	
平野秀三	マスミューチュアル	平15. 1.17	平15. 7.18	
		平16. 7.16	平18. 7.21	
		平19. 7.20	平20. 7.18	
チャールズ・レイク	アメリカンファミリー	平15. 1.17	平19. 7. 1	
伊藤伸彦	ジー・イー・エジソン	平15. 6.20	平15. 8.29	
平田柔	スカンディア	平15. 7.18	平16. 2. 2	
片岡一則	＊ジー・イー・エジソン	平15. 9.19	平16. 6.10	平16.1.1付で、AIGエジソンに社名変更
		平17. 7.15	平19. 7.20	
トーマス・ホワイト	ピーシーエー	平15.10. 1	平16. 6.18	
山本秀一	チューリッヒ・ライフ	平16. 2.20	平17. 7.15	
		平18. 7.21	平20. 7.18	
坂内敦	カーディフ	平16. 2.20	平17. 7.15	
		平18. 7.21	平20. 4. 1	
ティモシー・シルツ	ハートフォード	平16. 4.16	平18. 3.31	
森正人	大和	平16. 4.16	平16. 7.16	
河原光生	＊クレディ・スイス	平16. 6.18	平18. 7.21	平18.4.1付で、ウインタートウル・スイスに社名変更
斎藤勝利	第一	平16. 7.16		平17.9～平18.7副会長
				平18.7～平19.7会長
田山泰之	損保ジャパンひまわり	平16. 7.16	平17. 7.15	
山口徹	アイエヌジー	平16. 7.16		
森田均	ピーシーエー	平16. 7.16	平17. 7.15	
三森裕	プルデンシャル	平16. 7.22		
倉持治夫	大同	平17. 7.15	平19. 7.20	平17.7～平19.7副会長
中園武雄	大和	平17. 7.15	平18. 7.21	
		平19. 7.20	平20. 7.18	
ジェフ・クリックメイ	マニュライフ	平17. 7.15	平19. 7.20	
フィリップ・ドネ	アクサ	平17. 7.15	平18. 3.31	
西岡忠夫	協会	平17. 7.15	平20. 7.18	平17.7～平20.7副会長
岡本圀衛	日本	平17. 9.16		平18.7～平19.7副会長
				平19.7～平20.7会長

氏　名	会社名	就任年月日	退任年月日	備　考
砂川和彦	ハートフォード	平18. 4.21		
ポール・サンプソン	アクサ	平18. 4.21	平19. 7.20	
於久田太郎	ソニー	平18. 7.21		
田中勝治郎	損保ジャパンひまわり	平18. 7.21	平19. 7.20	
松尾憲治	明治安田	平18. 7.21		平19.7～平20.7副会長　平20.7～会長
ジュリアン・リップマン	ピーシーエー	平18. 7.21	平20. 7.18	
大石勝郎	太陽	平19. 7.20		
友野紀夫	エイアイジー・スター	平19. 7.20		
外池徹	アメリカンファミリー	平19. 7.20		
内田進	三井住友海上きらめき	平19. 7.20	平20. 3.31	
佐藤義雄	住友	平19. 7.20		平20.7～副会長
窪野鎮治	協会	平19. 7.20		平19.7～副会長
棚瀬裕明	協会	平19. 7.20		
佐々木静	三井住友海上きらめき	平20. 4. 1		
久米保則	カーディフ	平20. 4.18	平20. 7.18	
佐藤美樹	朝日	平20. 7.18		平20.7～副会長
岩下智親	東京海上日動あんしん	平20. 7.18		
松崎敏夫	損保ジャパンひまわり	平20. 7.18		
クレイグ・ブロムリー	マニュライフ	平20. 7.18		
高橋和之	アリコジャパン	平20. 7.18		
マーク・ピアソン	アクサ	平20. 7.18		
小泉宇幸	協会	平20. 7.18		平20.7～副会長

[監事]

氏　名	会社名	就任年月日	退任年月日	備　考
千葉　信	*ナショナル	平 5. 2.19	平 5. 7.16	
		平 8. 7.19	平 9. 7.18	平9.1.1付で、アイエヌジーに社名変更
		平15. 7.18	平15. 8. 1	
戸國靖器	アリコジャパン	平 6. 7.15	平 7. 7.21	
		平11. 7.16	平12. 7.21	
	エイアイジー・スター	平13. 7.19	平14. 7.19	
若林直久	ニコス	平 9. 7.18	平11. 7. 7	
村山徳五郎	公認会計士	平 9. 7.18	平19. 7.20	
中村健一	東京	平10. 7.17	平11. 7.16	
川﨑眞次郎	第百	平10. 7.17	平11. 3.30	
秋山満正	第百	平11. 3.30	平11. 7.16	
平野秀三	アクサ	平11. 7.16	平11. 9. 1	
	マスミューチュアル	平15. 7.18	平16. 7.16	
		平18. 7.21	平19. 7.20	
		平20. 7.18		
松井秀文	アメリカンファミリー	平11. 7.16	平12. 7.21	
マイケル・ウィリアム・ショート	アクサ	平11. 9.17	平12. 3. 7	
ルネ・ミュラー	ニコス	平12. 7.21	平12.10.10	
吉池正博	太陽	平12. 7.21	平13. 7.19	
霜山純夫	スカンディア	平12. 7.21	平13. 7.19	
		平14. 7.19	平14.12.20	
ウルリッヒ・ブランケン	クレディ・スイス	平12.10.20	平13. 7.19	
石坂恭博	ジー・イー・エジソン	平13. 7.19	平14. 7.19	
前田一雄	ジブラルタ	平13. 7.19	平14. 7.19	
ゲーリー・ベネット	ピーシーエー	平14. 7.19	平15. 7.18	
山口隆雄	クレディ・スイス	平14. 7.19	平15. 7.18	
平田　柔	スカンディア	平15. 1.17	平15. 7.18	
笠神隆司	あおば	平15. 7.18	平16. 7.16	
山口　徹	アイエヌジー	平15. 9.19	平16. 7.16	
水盛五実	オリックス	平16. 7.16	平17. 7.15	
		平19. 7.20	平20. 7.18	
森　正人	大和	平16. 7.16	平17. 6.29	
ジェフ・クリックメイ	マニュライフ	平16. 7.16	平17. 7.15	
		平19. 7.20	平19.12.29	
山本秀一	チューリッヒ・ライフ	平17. 7.15	平18. 7.21	
坂内　敦	カーディフ	平17. 7.15	平18. 7.21	
森田　均	ピーシーエー	平17. 7.15	平18. 1.31	
ジュリアン・リップマン	ピーシーエー	平18. 3.17	平18. 7.21	
河原光生	ウインタートウル・スイス	平18. 7.21	平19. 4. 1	
中園武雄	大和	平18. 7.21	平19. 7.20	
ポール・サンプソン	アクサ	平19. 7.20	平20. 6.30	
大武和夫	弁護士	平19. 7.20		
クレイグ・ブロムリー	マニュライフ	平19.12.29	平20. 7.18	
篠崎義明	日本興亜	平20. 7.18		
窪田泰彦	あいおい	平20. 7.18		

6．定款および主要規則の変遷

《定款》

平成９年４月18日決議　平成９年５月19日認可

第１章　総　　則

（名　称）

第１条　本協会は、社団法人生命保険協会（英文名「The Life Insurance Association of Japan」）（以下「本会」という。）と称する。

（目　的）

第２条　本会は、わが国における生命保険業の健全な発達及び信頼性の維持を図ることを目的とする。

（事　業）

第３条　本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

１．生命保険に関する理論及び実務の調査及び研究

２．生命保険に関する広報活動

３．生命保険に関する意見の表明

４．生命保険業者相互の密接な連絡及び親睦

５．保険業法（平成７年法律第105号）第259条第１項に定められている資金援助等事業

６．その他本会の目的を達成するため必要と認めた事項

（事務所）

第４条　本会は、本部を東京都千代田区に置き、必要に応じて支部を地方に置く。

第２章　社　　員

（社員の資格）

第５条　本会の社員となることができる者は、保険業法に定められている生命保険会社、又は外国生命保険会社等（以下会社という。）とする。

（入会の方法）

第６条　本会に加入しようとする会社は、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得ることを要する。

（代表者及び代理者）

第７条　社員は、代表者１名及び代理者２名を定め、あらかじめこれを本会に通知することを要する。

②　前項の代表者は、社員たる会社の代表取締役、又は日本における代表者とし、代理者は、その会社の取締役又はこれに準ずる者に限る。

（入会金）

第８条　社員は、入会に際して入会金として、理事会で定めた金額を一時に払込むことを要する。

（会　費）

第９条　社員は、本会の経費にあてるため、毎年、社員総会において定めた金額を、会費として払込むことを要する。

（脱退及び除名等）

第10条　社員は、いつでも、本会を脱退することができる。

②　社員たる会社が解散したとき、日本における生命保険業を廃止したとき及び生命保険業の免許を取り消されたときは、本会を脱退したものとする。

③　社員が、本会の定款又は社員総会の議決に違反したときは、本会は、社員総会の議を経て、これを除名することができる。

④　社員が本会を脱退し、又は除名されたときは、本会は、既に払込まれた金額を返還しない。

第３章　役　　員

（役　員）

第11条　本会に、次の役員を置く。

１．理事　　25名以上32名以内

２．監事　　４名以内

（役員の選任）

第12条　理事は、第７条に規定する代表者のうちから27名以内及び社員たる会社以外の者から５名以内を社員総会において選任する。

②　監事は、第７条に規定する代表者及び社員たる会社以外の者のうちから、社員総会において選任する。

（会長、副会長、専務理事及び常務理事）

第13条　本会に会長１名を置く。

②　本会に副会長６名以内並びに専務理事及び常務理事３名以内を置くことができる。

③　会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会において互選する。

（役員の職務権限）

第14条　会長は、本会を代表し、本会の業務を総理し、社員総会及び理事会を招集してその議長となる。

②　会長は、第３条第５号に規定する資金援助等事業の運営に関し、一時的な資金事情に対応して資金を貸し付ける場合等緊急・例外的な対応が必要な場合、第23条第２項の合議体を招集してその議長となる。

③　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

④　専務理事は、会長及び副会長を補佐して本会の業務を運営し掌理する。

⑤　常務理事は、会長、副会長及び専務理事を補佐して本会の業務を処理する。

⑥　理事は、理事会を組織し、業務の執行を決定する。

⑦　監事は、本会の会計及び業務の状況を監査してこれを社員総会に報告する。

⑧　監事は、社員総会及び理事会に出席して意見を述べることができる。

（役員の任期）

第15条　役員の任期は就任後第１回目の通常社員総会終了の時までとする。但し、重任を妨げない。

②　補欠のため就任した役員の任期は、前任者の残任期

間とする。

(役員の退任)

第16条　役員が、社員たる会社の代表者としての地位を退いたときは、役員の資格を失う。

第4章　社員総会

(招　集)

第17条　本会の通常総会は、毎年会計年度終了後4か月以内に会長が招集する。

②　理事会が必要と認めたとき、又は総社員の3分の1以上から会議の目的事項を示した文書による請求があったときは、会長は臨時総会を招集する。

③　社員総会を招集するには、会日の5日前までに会議の目的事項を示して通知することを要する。但し、緊急の場合にはその期間を短縮することができる。

(権　能)

第18条　社員総会は、この定款に別に定めた事項のほか、次に掲げる事項を議決する。

1．定款の変更

2．事業計画及び予算案並びに事業報告及び決算案

3．前2号のほか理事会で必要と認めた事項

(議決の方法)

第19条　社員総会の議決は、社員の3分の2以上が出席し、出席した社員の過半数をもってこれを行い、可否同数の場合は、議長がこれを決する。但し、第10条第3項に規定する社員の除名、第18条第1号に規定する定款の変更及び第35条に規定する本会の解散については、総社員の4分の3以上の同意を要する。

(表決権)

第20条　社員は、社員総会において、各1個の表決権を有する。

②　社員は、第7条に規定する代理者又は他の社員に限り表決権の行使を委任することができる。

(議事録)

第21条　総会の議事の経過の要領及び結果は、これを議事録に記載するとともに、速やかに社員に通知するものとする。

第5章　理 事 会

(招　集)

第22条　理事会は、会長が毎月1回招集する。但し、会長が必要ないと認めたときは開催しないことがある。

②　前項にかかわらず、会長が必要と認めたとき又は理事の3分の1以上から議題及び理由を付して請求があったときは、会長は臨時に理事会を招集する。

③　理事会招集の通知は、各理事に対し会日の5日前までに発するものとする。但し、緊急の場合にはその期間を短縮することができる。

(権　能)

第23条　理事会は、この定款に別に定めた事項のほか社員総会に付議すべき事項等本会の業務運営に関する重要事項について議決を行う。

②　前項の規定にかかわらず、第14条第2項の場合には、会長及びあらかじめ理事会の互選で選任された理事により構成される合議体が、資金援助等事業に関する事項を審議決定し、その決定内容については決定後理事会に報告する。

③　前項の合議体の定数は、5名以上10名以内とする。

④　第2項の合議体の議決は、第24条に規定する議決の方法に準じて行う。

(議決の方法)

第24条　理事会の議決は、理事の3分の2以上が出席してその過半数をもってこれを行い、可否同数の場合は、議長がこれを決する。

(表決権)

第25条　理事は、理事会において、各1個の表決権を有する。

②　理事は、理事会の議決について特別の利害関係を有する場合は、表決権を有しない。

(会長の報告義務)

第26条　会長は、執行した日常業務に関し、必要と認めた事項を理事会に報告しなければならない。

②　会長は、緊急を要するときは、第23条第1項の案件を臨機執行することができる。但し、次の理事会に報告し、その追認を受けなければならない。

(議事録)

第27条　理事会の議事の経過の要領及び結果は、これを議事録に記載するとともに速やかに社員に通知するものとする。

第6章　相談役及び顧問

(相談役及び顧問)

第28条　本会は、社員総会の議を経て、相談役及び顧問を置くことができる。

②　相談役は会長の諮問にこたえ、又は会長に対し、意見を述べることができる。

③　顧問は会長の諮問にこたえ、意見を述べることができる。

第7章　委 員 会

(委員会の設置)

第29条　本会は、必要に応じ委員会を置く。

②　委員会の設置、構成、運営等に関し必要な事項は、会長が理事会の議を経て別に定める。

第8章　生命保険契約支援制度

(業務規程)

第30条　第3条第5号に規定する資金援助等事業に関する事項は、別に業務規程として定める。

第9章　資産及び会計

(資産の構成)

第31条　本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

1．会費及び入会金

2．寄附金品

3．資産から生じる収入
4．事業に伴う収入
5．その他の収入

（資産の管理）
第32条　本会の資産は、理事会の議を経て別に定める方法により、会長がこれを管理する。
（経費の支弁）
第33条　本会の経費は、資産をもってこれを支弁する。
（会計年度）
第34条　本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第10章　解　　散

（解　散）
第35条　本会は、民法（明治29年法律第89号）第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項の規定により解散する。
（財産の処分）
第36条　本会が解散したときは、本会の財産処分は社員総会でこれを定める。

附　　則

第11条第2号及び第12条第2項については、大臣の認可のあった平成9年5月19日より施行する。

平成11年11月19日決議　平成12年2月18日認可

1．第3条（事業）中、第5号「保険業法（平成7年法律第105号）第259条第1項に定められている資金援助等事業」を削除し、第6号を第5号に繰り上げた。
2．第4条（事務所）として、「本会は、本部を東京都千代田区に置き、必要に応じて支部を地方に置く。」を「本会は、事務所を東京都千代田区に置く。」に改めた。
3．第10条（定款等遵守義務）として、「社員は、本会の定款、規則その他の決議事項を遵守することを要する。」を設けた。
4．第10条（脱退及び除名）を第11条（脱退及び除名等）に、第3項中、「本会の定款又は社員総会の議決に違反したときは、」を「前条の規定に違反したとき、又は本会の名誉を傷つけ若しくは本会の目的に反する行為をしたときは、」に、「これを」を「その社員を戒告に処し又は」に改めた。
5．第11条（役員）から第13条（会長、副会長、専務理事及び常務理事）までをそれぞれ第12条から第13条に繰り下げた。
6．第14条（役員の職務権限）を第15条に繰り下げ、第2項を削除し、第3項から第8項までをそれぞれ第2項から第7号に繰り上げた。
7．第15条（役員の任期）から第22条（招集）までをそれぞれ第16条から第23条に繰り下げた。
8．第23条（権能）を第24条に繰り下げ、第2項から第4項まで削除した。
9．第24条（議決の方法）および第25条（表決権）を、第25条および第26条に繰り下げた。
10．第26条（会長の報告義務）を第27条に繰り下げ、第2項中、「第23条第1項」を「第24条」に改めた。
11．第27条（議事録）から第29条（委員会の設置）までを、それぞれ第28条から第30条に繰り下げた。
12．「第8章　生命保険契約支援制度」を削除した。
13．第30条（業務規程）を削除した。
14．「第9章　資産及び会計」を「第8章　資産及び会計」に改めた。
15．「第10章　解散」を「第9章　解散」に改めた。
16．附則「改正後の定款第4条の規定は、平成12年4月1日から施行する。」を設けた。

平成13年7月19日決議　平成13年9月14日認可

1．第20条（議決の方法）中、「第35条に規定する本会の解散」を「第34条に規定する本会の解散」に改めた。
2．第23条（招集）中、第4項として、「会長は、緊急を要するときなど必要と認めた場合、理事会の招集を行わず、書面をもって理事の意見を求めることにより、理事会の決議に代えることができる。」を設けた。
3．「第6章　相談役及び顧問」を削除した。
4．第29条（相談役及び顧問）を削除した。
5．「第7章　委員会」を「第6章　委員会」に改めた。
6．第30条（委員会の設置）を第29条（委員会の設置）に繰り上げた。
7．「第8章　資産及び会計」を「第7章　資産及び会計」に改めた。
8．第31条（資産の構成）から第34条（会計年度）までを第30条から第33条に繰り上げた。
9．「第9章　解散」を「第8章　解散」に改めた。
10．第35条（解散）および第36条（財産の処分）を第34条および第35条に繰り上げた。

平成15年3月20日決議　平成15月4月10日認可

1．第18条（報酬）として、「役員は無報酬とする。ただし、社員たる会社の代表者以外の者から選任された役員については、社員総会の議決を経て、報酬を支給することができる。」を設けた。
2．第18条（招集）から第35条（財産の処分）までを1条ずつ繰り下げた。

平成16年12月17日決議　平成17月1月7日認可

1．第12条（役員）第1号中、「25名以上32名以内」を「22名以上29名以内」に改めた。
2．第13条（役員の選任）第1項中、「27名以内」を「24名以内」に改めた。

平成19年7月20日決議　平成19年9月6日認可

1．第3条（事業）中第4号を削除し、第5号を第4号に繰り上げた。
2．第5条（社員の資格）中「（以下会社という。）」を「（以下「会社」という。）に改めた。

3．第５条に次の一文を加えた。
「ただし、保険業法以外の法律（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律を除く。）により、保険業法の特例に関する規定（生命保険業免許の付与の特例に関する規定を除く。）が置かれている会社を除くものとする。」
4．第５条の次に以下の規定を設けた。
「（特別会員）
第５条の２　前条ただし書の規定にかかわらず、本会は、本会の目的に照らし、理事会が適当であると認める場合、保険業法以外の法律（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律を除く）により、保険業法の特例に関する規定が置かれている会社を、特別会員とすることができる。
②　前項に定める特別会員の入会手続、権利及び義務その他必要な事項については、別に定める生命保険協会特別会員規則によるものとする。」
5．第７条（代表者及び代理者）第２項中「代表取締役、又は日本における代表者とし」を「代表取締役、代表執行役又は日本における代表者とし」に改め、「取締役又はこれに準ずる者」を「取締役、執行役又はこれに準ずる者」に改めた。
6．第13条（役員の選任）中、「社員たる会社以外の者」を「社員たる会社以外の者（特別会員を除く。）」に改めた。
7．第21条（議決の方法）中、「社員の３分の２以上」を「社員の過半数」に改めた。
8．第26条（議決の方法）中、「理事の３分の２以上」を、「理事の過半数」に改めた。

《現行定款》

第１章　総　　則

（名　称）
第１条　本協会は、社団法人生命保険協会（英文名「The Life Insurance Association of Japan」）（以下「本会」という。）と称する。
（目　的）
第２条　本会は、わが国における生命保険業の健全な発達及び信頼性の維持を図ることを目的とする。
（事　業）
第３条　本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
１．生命保険に関する理論及び実務の調査及び研究
２．生命保険に関する広報活動
３．生命保険に関する意見の表明
４．その他本会の目的を達成するため必要と認めた事項
（事務所）
第４条　本会は、事務所を東京都千代田区に置く。

第２章　社　　員

（社員の資格）
第５条　本会の社員となることができる者は、保険業法に定められている生命保険会社、又は外国生命保険会社等（以下「会社」という。）とする。ただし、保険業法以外の法律（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律を除く。）により、保険業法の特例に関する規定（生命保険業免許の付与の特例に関する規定を除く。）が置かれている会社を除くものとする。
（特別会員）
第５条の２　前条ただし書の規定にかかわらず、本会は、本会の目的に照らし、理事会が適当であると認める場合、保険業法以外の法律（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律を除く）により、保険業法の特例に関する規定が置かれている会社を、特別会員とすることができる。
②　前項に定める特別会員の入会手続、権利及び義務その他必要な事項については、別に定める生命保険協会特別会員規則によるものとする。
（入会の方法）
第６条　本会に加入しようとする会社は、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得ることを要する。
（代表者及び代理者）
第７条　社員は、代表者１名及び代理者２名を定め、あらかじめこれを本会に通知することを要する。
②　前項の代表者は、社員たる会社の代表取締役、代表執行役又は日本における代表者とし、代理者は、その会社の取締役、執行役又はこれに準ずる者に限る。
（入会金）
第８条　社員は、入会に際して入会金として、理事会で定めた金額を一時に払込むことを要する。
（会　費）
第９条　社員は、本会の経費にあてるため、毎年、社員総会において定めた金額を、会費として払込むことを要する。
（定款等遵守義務）
第10条　社員は、本会の定款、規則その他の決議事項を遵守することを要する。
（脱退及び除名等）
第11条　社員は、いつでも、本会を脱退することができる。
②　社員たる会社が解散したとき、日本における生命保険業を廃止したとき及び生命保険業の免許を取り消されたときは、本会を脱退したものとする。
③　社員が、前条の規定に違反したとき、又は本会の名誉を傷つけ若しくは本会の目的に反する行為をしたときは、本会は、社員総会の議を経て、その社員を戒告に処し又は除名することができる。
④　社員が本会を脱退し、又は除名されたときは、本会は、既に払込まれた金額を返還しない。

第３章　役　　員

（役　員）
第12条　本会に、次の役員を置く。
１．理事　　22名以上29名以内
２．監事　　４名以内

（役員の選任）
第13条　理事は、第７条に規定する代表者のうちから24名以内及び社員たる会社以外の者（特別会員を除く。）から５名以内を社員総会において選任する。
②　監事は、第７条に規定する代表者及び社員たる会社以外の者（特別会員を除く。）のうちから、社員総会において選任する。
（会長、副会長、専務理事及び常務理事）
第14条　本会に会長１名を置く。
②　本会に副会長６名以内並びに専務理事及び常務理事３名以内を置くことができる。
③　会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会において互選する。
（役員の職務権限）
第15条　会長は、本会を代表し、本会の業務を総理し、社員総会及び理事会を招集してその議長となる。
②　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
③　専務理事は、会長及び副会長を補佐して本会の業務を運営し掌理する。
④　常務理事は、会長、副会長及び専務理事を補佐して本会の業務を処理する。
⑤　理事は、理事会を組織し、業務の執行を決定する。
⑥　監事は、本会の会計及び業務の状況を監査してこれを社員総会に報告する。
⑦　監事は、社員総会及び理事会に出席して意見を述べることができる。
（役員の任期）
第16条　役員の任期は就任後第１回目の通常社員総会終了の時までとする。但し、重任を妨げない。
②　補欠のため就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
（役員の退任）
第17条　役員が、社員たる会社の代表者としての地位を退いたときは、役員の資格を失う。
（報　酬）
第18条　役員は無報酬とする。ただし、社員たる会社の代表者以外の者から選任された役員については、社員総会の議決を経て、報酬を支給することができる。

第４章　社員総会

（招　集）
第19条　本会の通常総会は、毎年会計年度終了後４か月以内に会長が招集する。
②　理事会が必要と認めたとき、又は総社員の３分の１以上から会議の目的事項を示した文書による請求があったときは、会長は臨時総会を招集する。
③　社員総会を招集するには、会日の５日前までに会議の目的事項を示して通知することを要する。但し、緊急の場合にはその期間を短縮することができる。
（権　能）
第20条　社員総会は、この定款に別に定めた事項のほか、次に掲げる事項を議決する。
１．定款の変更
２．事業計画及び予算案並びに事業報告及び決算案
３．前２号のほか理事会で必要と認めた事項
（議決の方法）
第21条　社員総会の議決は、社員の過半数が出席し、出席した社員の過半数をもってこれを行い、可否同数の場合は、議長がこれを決する。但し、第11条第３項に規定する社員の除名、第20条第１号に規定する定款の変更及び第35条に規定する本会の解散については、総社員の４分の３以上の同意を要する。
（表決権）
第22条　社員は、社員総会において、各１個の表決権を有する。
②　社員は、第７条に規定する代理者又は他の社員に限り表決権の行使を委任することができる。
（議事録）
第23条　総会の議事の経過の要領及び結果は、これを議事録に記載するとともに、速やかに社員に通知するものとする。

第５章　理 事 会

（招　集）
第24条　理事会は、会長が毎月１回招集する。但し、会長が必要ないと認めたときは開催しないことがある。
②　前項にかかわらず、会長が必要と認めたとき又は理事の３分の１以上から議題及び理由を付して請求があったときは、会長は臨時に理事会を招集する。
③　理事会招集の通知は、各理事に対し会日の５日前までに発するものとする。但し、緊急の場合にはその期間を短縮することができる。
④　会長は、緊急を要するときなど必要と認めた場合、理事会の招集を行わず、書面をもって理事の意見を求めることにより、理事会の決議に代えることができる。
（権　能）
第25条　理事会は、この定款に別に定めた事項のほか社員総会に付議すべき事項等本会の業務運営に関する重要事項について議決を行う。
（議決の方法）
第26条　理事会の議決は、理事の過半数が出席してその過半数をもってこれを行い、可否同数の場合は、議長がこれを決する。
（表決権）
第27条　理事は、理事会において、各１個の表決権を有する。
②　理事は、理事会の議決について特別の利害関係を有する場合は、表決権を有しない。
（会長の報告義務）
第28条　会長は、執行した日常業務に関し、必要と認めた事項を理事会に報告しなければならない。
②　会長は、緊急を要するときは、第25条の案件を臨機

執行することができる。但し、次の理事会に報告し、その追認を受けなければならない。

(議事録)

第29条　理事会の議事の経過の要領及び結果は、これを議事録に記載するとともに速やかに社員に通知するものとする。

第6章　委員会

(委員会の設置)

第30条　本会は、必要に応じ委員会を置く。

②　委員会の設置、構成、運営等に関し必要な事項は、会長が理事会の議を経て別に定める。

第7章　資産及び会計

(資産の構成)

第31条　本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

1．会費及び入会金
2．寄附金品
3．資産から生じる収入
4．事業に伴う収入
5．その他の収入

(資産の管理)

第32条　本会の資産は、理事会の議を経て別に定める方法により、会長がこれを管理する。

(経費の支弁)

第33条　本会の経費は、資産をもってこれを支弁する。

(会計年度)

第34条　本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章　解　散

(解　散)

第35条　本会は、民法（明治29年法律第89号）第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項の規定により解散する。

(財産の処分)

第36条　本会が解散したときは、本会の財産処分は社員総会でこれを定める。

《現行特別会員規則》

平成19年7月20日制定　平成19年7月20日施行

第1章　総　則

(目　的)

第1条　本規則は、生命保険協会定款第5条の2で定める特別会員の入会手続、権利及び義務その他必要な事項について定める。

第2章　特別会員の入会手続

(入会の方法)

第2条　本会に特別会員として加入しようとする会社は、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得ることを要する。

(代表者及び代理者)

第3条　特別会員は、代表者1名及び代理者2名を定め、あらかじめこれを本会に通知することを要する。

②　前項の代表者は、特別会員たる会社の代表取締役又は代表執行役とし、代理者は、その会社の取締役、執行役又はこれに準ずる者に限る。

(入会金)

第4条　本会に特別会員として加入の承認を受けた者は、入会承認後1か月以内に入会金として3000万円を一時に払込むことを要する。

第3章　特別会員の権利及び義務

(特別会員の権利)

第5条　特別会員は、本規則第4章で定める委員会等への参加のほか、次の各号に定める権利を有する。

1．生命保険協会定款第4章で定める社員総会に出席し、意見を述べること
2．本会の各種統計及び資料等諸情報並びに生命保険協会定款第23条及び第29条で定める社員総会及び理事会の議事録の提供を受けること
3．本会の諸行事に参加し又は本会の諸制度を利用すること

(会　費)

第6条　特別会員は、本会の経費にあてるため、毎年、社員総会において定めた金額を、会費として払込むことを要する。

②　会費の負担金額及び分担方法等については、生命保険協会会費分担規則（以下、「会費分担規則」という）を準用する。ただし、会費分担規則中「社員」とあるのは「特別会員」と読み替える。

(特別会員の会費分担の特則)

第7条　特別会員については、会費分担規則第2条第1項の規定で定める均等分担して出金する額に対する負担割合は社員の2分の1とする。

②　特別会員については、会費分担規則第2条第2項の規定で定める保有契約高、総資産及び収入保険料は、当該特別会員の前年度末保有契約高、総資産及び収入保険料に2分の1を乗じた額とする。

③　前項及び会費分担規則第2条第3項の規定にかかわらず、特別会員の保有契約高のうち、団体定期保険契約、団体信用生命保険契約及び再保険契約の保有契約高は、当該特別会員の前年度末保有契約高に10分の1を乗じた額とする。

④　特別会員については、会費分担規則第2条第4項の規定を適用しない。

(定款等遵守・協力義務等)

第8条　特別会員は、本会の定款及び本規則その他の決議事項を遵守することを要する。ただし、理事会又は所管委員会等が特に認めた事項については、この限りではない。

②　特別会員は、前項のほか、社員の例に準じ、本会事

業の円滑な遂行につき協力することを要する。

③　特別会員は、第５条第２号で定める各種統計及び資料等の作成に必要な資料を本会に提示することを要する。

第４章　委員会等への参加

（委員会等への出席）

第９条　特別会員は、その役職員の中から１名をオブザーバーに任命し、委員会規則で定める委員会、特別委員会及び部会（以下、「委員会等」という。）に出席させることができる。

②　オブザーバーは、委員会等に出席し、意見を述べることができる。

（オブザーバーの任期）

第10条　オブザーバーの任期は毎年の通常社員総会日から１年とする。

②　オブザーバーが任期の途中において、その職を辞任し又はその資格を失ったときは特別会員はその後任を選任するものとし、その任期を前任者の残任期間とする。

（オブザーバーの義務）

第11条　オブザーバーは、委員会等活動に協力することを要する。

②　オブザーバーが正当な理由なく前項の規定に違反したときは、委員長又は部会長（以下、「委員長等」という。）は、委員会等の議を経て、そのオブザーバーの委員会等への出席又は委員会等関係資料の提供を制限することができる。

③　オブザーバー又はオブザーバーの職にあった者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

（書面等による委員会）

第12条　委員長等が、委員会等の会議の招集を行わず、書面その他の方法により委員の意見を求めることにより、委員会等の決議に代えようとするときは、オブザーバーは、委員長等に対して意見を述べることができる。ただし、オブザーバーの意見は委員会等の決議を拘束するものではない。

（代理人の出席）

第13条　オブザーバーはあらかじめ委員長等の承認を得て委員会等にオブザーバーの代理人を出席させることができる。

（プロジェクトチーム）

第14条　委員会・特別委員会の委員長は、特別会員の職員等を委員会規則第５章で定めるプロジェクトチーム（以下、「ＰＴ」という。）のオブザーバーに任命することができる。

②　ＰＴのオブザーバーについては、第９条第２項及び第11条から第13条までの規定を準用する。

第５章　脱退及び除名

（脱退及び除名等）

第15条　特別会員は、いつでも、本会を脱退することができる。

②　特別会員たる会社が解散したとき、日本における生命保険業を廃止したとき及び生命保険業の免許を取り消されたときは、本会を脱退したものとする。

③　特別会員が、第８条の規定に違反したとき、又は本会の名誉を傷つけ若しくは本会の目的に反する行為をしたときは、本会は、社員総会の議を経て、その特別会員を戒告に処し又は除名することができる。

④　特別会員が本会を脱会し、又は除名されたときは、本会は、既に払い込まれた金額を返還しない。

（社員としての入会）

第16条　特別会員が、保険業法以外の法律（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律を除く。）により、保険業法の特例に関する規定（生命保険業免許の付与の特例に関する規定を除く。）による特別な措置の適用を受けなくなったときは、特別会員としての資格を失う。

②　前項の場合において、特別会員であった会社は、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得たうえで、本会に社員として入会することができる。

③　第４条の規定で定める入会金を払込んだ特別会員が、前項の規定により、本会に社員としての加入の承認を得た場合には、改めて入会金の払込みを要しないものとする。

第６章　改　　廃

（規則の改廃）

第17条　本規則の改廃は、定款第４章で定める社員総会の議決によるものとする。

附　　則（平成19年７月20日）

１．この規定は、平成19年７月20日から施行する。

《委員会規則》

平成９年７月18日決議　平成９年７月18日施行

第１章　総　　則

（委員会の設置）

第１条　本会に理事会の諮問に応ずる目的をもって所管事項別に委員会を置く。委員会の改廃は、理事会の議決により決定する。

②　委員会は、その所管事項に関し理事会に意見を具申することができる。

（委員会の種類）

第２条　委員会はその所管事項に従って一般委員会、業務委員会、財務委員会、総務委員会、広報委員会、企業保険委員会、保険計理委員会、医務委員会、情報システム委員会、倶楽部委員会、経理委員会及び契約サービス委員会に分類する。

② 上記委員会のほかに必要に応じ臨時に特別委員会を置くことができる。ただし、特別委員会は課題の検討が終了次第、直ちに解散する。

③ 別途、協会の行う特定の事業又は制度の運営を行う目的で、運営専門委員会を置くことができる。

(委員会の所管事項)

第3条 各種委員会の所管事項は次のとおりとする。

一般委員会	生命保険業の基本的施策に関する事項
業務委員会	営業部門の諸施策に関する事項
財務委員会	資産運用関係の諸施策に関する事項
総務委員会	寄付金その他庶務関連諸施策に関する事項
広報委員会	広報活動の諸施策に関する事項
企業保険委員会	企業保険に関する事項
保険計理委員会	保険計理の調査・研究に関する事項
医務委員会	保険医学の調査及び諸施策に関する事項
情報システム委員会	業界のシステム全般に関する事項
倶楽部委員会	生命保険倶楽部の運営に関する事項
経理委員会	経理面の調査・研究に関する事項
契約サービス委員会	契約・収納保全・支払の諸施策に関する事項

(委 員)

第4条 委員は、社員において各1名とし、その役員又は職員の中からこれを選任することができる。ただし、第6条により委員長に任命された社員は、別途1名の委員を選任することができる。

(任 期)

第5条 委員の任期は毎年の通常社員総会日から1年とする。

② 委員が任期の途中において委員を辞任し又は委員の資格を失ったときは社員はその後任を選任するものとし、その任期を前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長1名を置く。

② 委員長は委員のうちから、理事会の同意を得て、会長がこれを委嘱する。

(委員長の職務)

第7条 委員長は会議の議長となり、理事会の諮問事項について理事会に報告し又は意見を述べる。

(招 集)

第8条 委員会は、随時、必要に応じ委員長が招集する。

(議事録)

第9条 委員長は、委員会の議事録を作成する。

(定足数)

第10条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

(議 決)

第11条 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。

② 委員は各1個の議決権を有する。ただし、第4条に基づき委員長と委員を選任している場合は、社員の判断によりいずれか一方が議決権を有することとする。

③ 可否同数のときは、委員長が決定する。

(書面等による委員会)

第12条 委員長は、必要があると認めたときは、委員会の会議の招集を行わず、書面その他の方法により委員の意見を求めることにより、委員会の議決に代えることができる。この場合において、書面以外の方法により委員の意見を求めたときは、遅滞なく、書面によりその確認を得るものとする。

② 前条の規定は前項における議決について準用する。

(委員会相互間の協力)

第13条 委員長は、その職務遂行上必要に応じ、随時他の委員会の委員長の協力を求めることができる。

(代理人の出席)

第14条 委員はあらかじめ委員長の承認を得て委員会に委員の代理人を出席させることができる。

(委員以外の者の出席)

第15条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の同意を得て、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(専門委員会の設置)

第16条 委員会は必要に応じ、専門委員会、ＰＴを設置することができる。ただし、設置に際しては、会長に報告することとする。

② 第4条から第15条までの規定は、専門委員会について準用する。この場合において、第6条第2項中「理事会の同意を得て、会長がこれを委嘱する」とあるのは、「委員長がこれを委嘱する」と読み替え、第7条中「理事会」とあるのは、「委員会」と読み替えるものとする。

(委員会運営規則)

第17条 委員会は必要に応じ、委員会ごとに運営規則を定めることができる。

平成11年6月18日決議　平成12年7月21日施行

1.「第1章　総則」を設けた。

2. 第1条（目的）として、「この規則は、定款第30条の規定に基づき、委員会・特別委員会の構成、運営等に関し必要な事項を定める。」を設けた。

3. 第17条（運営規則）を第2条（議事細則）とし、「委員会・特別委員会は、議事手続きその他会議の運営に関し必要があると認めるときは、この規則に定めるものを除くほか、別に必要な事項を定めることができる。」に改めた。

4.「第1条（委員会の設置）」を「第3条（設置・改廃）」に改めた。

5.「第2条（委員会の種類）」を「第4条（種類）」とし、第1項中「総務委員会、」、「保険計理委員会、医務委員会、」および「倶楽部委員会、」ならびに第2項および第3項を削除した。

6.「第3条（委員会の所管事項）」を「第5条（所管事項）」とし、「各種委員会」を「委員会」に、「一般委員会　生命保険業の基本的施策に関する事項」を「一般委員会　生命

保険業の基本的施策、寄付金等に関する事項」に、「情報システム委員会　業界のシステム全般に関する事項」を「情報システム委員会　業界共通のシステム全般に関する事項」に、「契約サービス委員会　契約・収納保全・支払の諸施策に関する事項」を「契約サービス委員会　契約・収納保全・支払、保険医学の調査及び諸施策に関する事項」に改めた。また、「総務委員会　寄付金その他庶務関係諸施策に関する事項」、「保険計理委員会　保険計理の調査・研究に関する事項」、「医務委員会　保険医学の調査及び諸施策に関する事項」および「倶楽部委員会　生命保険倶楽部の運営に関する事項」を削除した。

7．第4条（委員）を第6条に繰り下げ、「その役員又は職員」を「その役職員」に改め、ただし書き中、「第6条」を「第9条」に改めた。

8．第5条を第7条に繰り下げた。

9．第8条（委員の義務）として、以下の規定を設けた。

「（委員の義務）

第8条　委員は、委員会活動に協力することを要する。

②　委員が正当な理由なく前項の規定に違反したときは、委員長は、委員会の議を経て、その委員の委員会への出席又は委員会関係資料の提供を制限することができる。

③　委員又は委員の職にあった者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。」

10．第6条から第10条までをそれぞれ第9条から第13条に繰り下げた。

11．第11条（議決）を第14条に繰り下げ、第2項中、「第4条」を「第6条」に改めた。

12．第12条（書面等による委員会）から第15条（委員以外の者の出席）までをそれぞれ第15条から第18条に繰り下げた。

13．「第3章　特別委員会」として、以下の規定を設けた。

「

第3章　特別委員会

（設置・改廃）

第19条　本会が必要と認めるときは、理事会の議決を経て臨時に特別委員会を置くことができる。特別委員会は、任務が終了したときに解散する。

②　特別委員会は、理事会の諮問に応じ、本会の業務運営に関する重要事項について検討を行い、意見を具申する。

（委　員）

第20条　第6条及び第8条の規定は、特別委員会の委員について準用する。

（委員長）

第21条　第9条及び第10条の規定は、特別委員会の委員長について準用する。

（会議の招集、定足数、議決等）

第22条　第11条から第18条の規定は、特別委員会について準用する。ただし、第11条から第18条までの規定中「委員会」とあるのは「特別委員会」と読み替える。　」

14．「第16条（専門委員会の設置）」を削除し、以下の規定を設けた。

「

第4章　部　　会

（設置・改廃）

第23条　委員会・特別委員会は、必要と認めるときは、理事会の議決を経て、当該委員会・特別委員会の下部組織として、部会を設置することができる。

②　部会は、専門的・実務的な事項について検討を行い、又は委員会・特別委員会の諮問に応じ検討を行い、意見を具申する。

（委　員）

第24条　第6条及び第8条の規定は、部会の委員について準用する。

②　第7条の規定は、部会の委員の任期について準用する。

（部会長）

第25条　部会に部会長1名を置く。

②　部会長は、委員会・特別委員会の委員長が選任する。

③　部会長は、会議の議長となり、委員会・特別委員会の諮問事項について、委員会・特別委員会に報告し又は意見を述べる。

（会議の招集、定足数、議決等）

第26条　第11条から第18条の規定は、部会について準用する。ただし、第11条から第18条までの規定中「委員会」とあるのは「部会」、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替える。

第5章　プロジェクトチーム

（設置・改廃）

第27条　委員会・特別委員会の委員長は、必要と認めるときは、当該委員会・特別委員会の議決を経て、当該委員会・特別委員会の下部組織としてプロジェクトチーム（以下「ＰＴ」という。）を設置することができる。ＰＴは、任務が終了したときに解散する。

②　ＰＴは、委員会・特別委員会の諮問に応じ、専門的・実務的な事項について検討を行い、委員会・特別委員会に報告する。

③　ＰＴの設置・改廃については、委員会・特別委員会の委員長から会長宛に届け出るものとする。

（委　員）

第28条　委員は、必要に応じ、社員の職員等のうちから委員会・特別委員会の委員長が選任する。第8条の規定は、ＰＴの委員について準用する。

（座　長）

第29条　ＰＴに座長1名を置く。

②　座長は、委員のうちから委員会・特別委員会の委員長が選任する。

③　座長は、会議の議長となり、委員会・特別委員会の諮問事項について、委員会・特別委員会に報告し又は意見を述べる。

（会議の招集、定足数、議決等）
第30条　第11条から第15条及び第18条の規定は、ＰＴについて準用する。この場合第11条から第15条及び第18条の規定中「委員会」とあるのは「ＰＴ」と読み替え、「委員長」とあるのは「座長」と読み替える。　」

平成12年６月16日決議　平成12年７月21日施行

１．第９条（委員長）第２項中、「理事会の同意を得て、会長がこれを委嘱する。」を「次期会長内定者による指名に基づき、６月の理事会で内定し、７月の理事会において同意を得たうえで、会長が委嘱する。」に改めた。
２．第10条（委員長の職務）第２項として、「②　委員長に事故があったときは、委員長があらかじめ指名する委員が職務を代行する。」を設けた。

平成16年２月20日決議　平成16年７月16日施行

１．第４条（種類）中、「広報委員会、」を削除した。
２．第５条（所管事項）中、「一般委員会　生命保険業の基本的施策、寄付金等に関する事項」を「一般委員会　生命保険業の基本的施策、広報活動及び寄付金等に関する事項」に改め、「広報委員会　広報活動の諸施策に関する事項」を削除した。

平成19年６月15日決議　平成19年６月15日施行

１．新たに第１条の２（特別会員の取扱い）を新設し、「委員会・特別委員会（部会・プロジェクトチームを含む。）における特別会員の取扱いについては、別に定める生命保険協会特別会員規則によるものとする。」を設けた。
２．「第６章　改廃」として、以下の規定を設けた。

「

第６章　改　　廃

（規則の改廃）
第31条　本規則の改廃は、理事会の議決によるものとする。
　」

《現行委員会規則》

第１章　総　　則

（目　的）
第１条　この規則は、定款第30条の規定に基づき、委員会・特別委員会の構成、運営等に関し必要な事項を定める。
（特別会員の取扱い）
第１条の２　委員会・特別委員会（部会・プロジェクトチームを含む。）における特別会員の取扱いについては、別に定める生命保険協会特別会員規則によるものとする。
（議事細則）
第２条　委員会・特別委員会は、議事手続きその他会議の運営に関し必要があると認めるときは、この規則に定めるものを除くほか、別に必要な事項を定めることができる。

第２章　委 員 会

（設置・改廃）
第３条　本会に理事会の諮問に応ずる目的をもって所管事項別に委員会を置く。委員会の改廃は、理事会の議決により決定する。
②　委員会は、その所管事項に関し理事会に意見を具申することができる。
（種　類）
第４条　委員会はその所管事項に従って一般委員会、業務委員会、財務委員会、企業保険委員会、情報システム委員会、経理委員会及び契約サービス委員会に分類する。
（所管事項）
第５条　委員会の所管事項は次のとおりとする。

一般委員会	生命保険業の基本的施策、広報活動及び寄付金等に関する事項
業務委員会	営業部門の諸施策に関する事項
財務委員会	資産運用関係の諸施策に関する事項
企業保険委員会	企業保険に関する事項
情報システム委員会	業界共通のシステム全般に関する事項
経理委員会	経理面の調査・研究に関する事項
契約サービス委員会	契約・収納保全・支払、保険医学の調査及び諸施策に関する事項

（委　員）
第６条　委員は、社員において各１名とし、その役職員の中からこれを選任することができる。ただし、第９条により委員長に任命された社員は、別途１名の委員を選任することができる。
（任　期）
第７条　委員の任期は毎年の通常社員総会日から１年とする。
②　委員が任期の途中において委員を辞任し又は委員の資格を失ったときは社員はその後任を選任するものとし、その任期を前任者の残任期間とする。
（委員の義務）
第８条　委員は、委員会活動に協力することを要する。
②　委員が正当な理由なく前項の規定に違反したときは、委員長は、委員会の議を経て、その委員の委員会への出席又は委員会関係資料の提供を制限することができる。
③　委員又は委員の職にあった者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。
（委員長）
第９条　委員会に委員長１名を置く。
②　委員長は、委員のうちから、次期会長内定者による指名に基づき、６月の理事会で内定し、７月の理事会において同意を得たうえで、会長が委嘱する。
（委員長の職務）
第10条　委員長は会議の議長となり、理事会の諮問事項について理事会に報告し又は意見を述べる。
②　委員長に事故があったときは、委員長があらかじめ指名する委員が職務を代行する。

（招　集）
第11条　委員会は、随時、必要に応じ委員長が招集する。
（議事録）
第12条　委員長は、委員会の議事録を作成する。
（定足数）
第13条　委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決を行うことができない。
（議　決）
第14条　委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。
② 委員は各１個の議決権を有する。ただし、第６条に基づき委員長と委員を選任している場合は、社員の判断によりいずれか一方が議決権を有することとする。
③ 可否同数のときは、委員長が決定する。
（書面等による委員会）
第15条　委員長は、必要があると認めたときは、委員会の会議の招集を行わず、書面その他の方法により委員の意見を求めることにより、委員会の議決に代えることができる。この場合において、書面以外の方法により委員の意見を求めたときは、遅滞なく、書面によりその確認を得るものとする。
② 前条の規定は前項における議決について準用する。
（委員会相互間の協力）
第16条　委員長は、その職務遂行上必要に応じ、随時他の委員会の委員長の協力を求めることができる。
（代理人の出席）
第17条　委員はあらかじめ委員長の承認を得て委員会に委員の代理人を出席させることができる。
（委員以外の者の出席）
第18条　委員長は、必要があると認めるときは、委員会の同意を得て、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

第３章　特別委員会

（設置・改廃）
第19条　本会が必要と認めるときは、理事会の議決を経て臨時に特別委員会を置くことができる。特別委員会は、任務が終了したときに解散する。
② 特別委員会は、理事会の諮問に応じ、本会の業務運営に関する重要事項について検討を行い、意見を具申する。
（委　員）
第20条　第６条及び第８条の規定は、特別委員会の委員について準用する。
（委員長）
第21条　第９条及び第10条の規定は、特別委員会の委員長について準用する。
（会議の招集、定足数、議決等）
第22条　第11条から第18条の規定は、特別委員会について準用する。ただし、第11条から第18条までの規定中「委員会」とあるのは「特別委員会」と読み替える。

第４章　部　会

（設置・改廃）
第23条　委員会・特別委員会は、必要と認めるときは、理事会の議決を経て、当該委員会・特別委員会の下部組織として、部会を設置することができる。
② 部会は、専門的・実務的な事項について検討を行い、又は委員会・特別委員会の諮問に応じ検討を行い、意見を具申する。
（委　員）
第24条　第６条及び第８条の規定は、部会の委員について準用する。
② 第７条の規定は、部会の委員の任期について準用する。
（部会長）
第25条　部会に部会長1名を置く。
② 部会長は、委員会・特別委員会の委員長が選任する。
③ 部会長は、会議の議長となり、委員会・特別委員会の諮問事項について、委員会・特別委員会に報告し又は意見を述べる。
（会議の招集、定足数、議決等）
第26条　第11条から第18条の規定は、部会について準用する。ただし、第11条から第18条までの規定中「委員会」とあるのは「部会」、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替える。

第５章　プロジェクトチーム

（設置・改廃）
第27条　委員会・特別委員会の委員長は、必要と認めるときは、当該委員会・特別委員会の議決を経て、当該委員会・特別委員会の下部組織としてプロジェクトチーム（以下「ＰＴ」という。）を設置することができる。ＰＴは、任務が終了したときに解散する。
② ＰＴは、委員会・特別委員会の諮問に応じ、専門的・実務的な事項について検討を行い、委員会・特別委員会に報告する。
③ ＰＴの設置・改廃については、委員会・特別委員会の委員長から会長宛に届け出るものとする。
（委　員）
第28条　委員は、必要に応じ、社員の職員等のうちから委員会・特別委員会の委員長が選任する。第８条の規定は、ＰＴの委員について準用する。
（座　長）
第29条　ＰＴに座長１名を置く。
② 座長は、委員のうちから委員会・特別委員会の委員長が選任する。
③ 座長は、会議の議長となり、委員会・特別委員会の諮問事項について、委員会・特別委員会に報告し又は意見を述べる。
（会議の招集、定足数、議決等）
第30条　第11条から第15条及び第18条の規定は、ＰＴについて準用する。この場合第11条から第15条及び第18条

の規定中「委員会」とあるのは「ＰＴ」と読み替え、「委員長」とあるのは「座長」と読み替える。

第６章　改　　廃

（規則の改廃）

第31条　本規則の改廃は、理事会の議決によるものとする。

附　　則（平成19年7月20日）

１．この変更規定は、平成19年7月20日から施行する。

《生命保険相談所規程》

平成７年６月16日決議　平成７年６月16日施行

第１章　総　　則

第１条　生命保険協会（以下「協会」という。）に生命保険相談所（以下「相談所」という。）を設置する。

第２条　相談所は、契約関係者等から生命保険に関する相談その他苦情の申出があったとき、これに応じて公正迅速な処理を行い、生命保険に対する一般の理解と信頼を深め、契約者の正当な利益の保護に資することを目的とする。

第３条　相談所に所長を置く。

②　所長は協会会長がこれにあたる。

③　相談所に事務局を設け、相談および事務の担当職員若干名を置く。

第２章　業　　務

第４条　相談所は、第２条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 契約関係者等から生命保険に関する相談があったときは、これに応じ、適切妥当な処理を行う。

(2) 契約関係者等から生命保険会社（以下「会社」という。）に対する苦情の申出を受けたときは、相手方会社に対し速やかに連絡するとともに、当事者間の意見の調整をはかるため、必要に応じて双方から事実の説明または資料の提示を求め、更に双方に対して必要な助言あるいは和解のあっせんを行い、解決の促進をはかる。

(3) 前号のあっせんにもかかわらず、相談所が苦情の申出を受けたときから原則として１か月を経過しても、当事者間においてなお問題が解決しない場合で、かつ当事者の双方または契約関係者等から紛議裁定（以下「裁定」という。）の申立てがあったときは、裁定委員会に付託して裁定の手続きを行う。

第５条　相談所は、各都道府県生命保険協会所在地に連絡所を置く。

②　連絡所は、契約関係者等からの生命保険に関する相談に応ずるとともに、苦情のあっせんについて依頼があったときは、遅滞なく、相談所へ連絡する。

第３章　裁定委員会

第６条　相談所に裁定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

②　委員会は、契約関係者等と会社との間に生じた契約上の紛議の調整にあたる。

第７条　委員は、５名とし、次に掲げる者のうちから所長が委嘱する。

(1) 保険学者、弁護士、医師等の学識経験者

(2) 協会常勤役員

第８条　委員会は、互選により議長を選任する。

②　議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名した委員がこれに代る。

第９条　委員の任期は２年とし、重任を妨げない。ただし、４期を超えることはできない。

②　委員に欠員が生じたためその補欠として就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第10条　委員会は、委員の過半数の出席によって開催し、その議決は、出席委員の過半数をもってこれを行う。可否同数の場合は、議長がこれを決する。

②　裁定の申立てをした契約関係者等または会社と特別の利害関係にある委員は議決に加わらない。

第11条　議長は、適当であると認めた場合には、委員会の開催に代えて、２名以上の委員を指名し、その合議による裁定を行わせることができる。

②　前項による裁定は、その内容について委員全員の賛否を問い、その過半数の賛成を得て、委員会の名において行う。

③　前条第２項の規定は、本条に準用する。

第12条　委員会は、監督官庁から係官の出席を求め、または文書等による必要な助言を受けることができる。

第13条　委員会は、相談所の業務の処理状況について報告を受け、これに対し必要な助言を行う。

第４章　裁　　定

第14条　契約関係者等または会社が、裁定の申立てを行う場合には、その趣旨および苦情の要点を明らかにした所定の裁定申立書２通ならびに証拠書類があるときは、その原本または謄本を委員会に提出させなければならない。

②　委員会は、裁定の申立てを受理したときは、裁定申立書１通を相手方に交付する。

第15条　委員会は、申立ての内容が、次の各号のいずれかに該当するときは、裁定を行わない。

(1) 訴訟中または民事調停中の紛争であるとき。
(2) 不当な目的でみだりに裁定の申立てをしたと認められるとき。
(3) 申立ての内容が、その性質上裁定を行うに適当でないと認められるとき。
② 委員会は、前項により裁定を行わないときは、当事者双方にその旨を通知する。

第16条 委員会は、契約関係者等から裁定の申立てのあった相手方会社に対し、裁定手続きに参加を要請しなければならない。

第17条 委員会は、契約関係者等から裁定の申立てのあった相手方会社に対し、遅滞なく、その申立てに対する答弁の要旨を記載した答弁書2通および証拠書類があるときは、その原本または謄本を委員会に提出させなければならない。
② 委員会は、前項の答弁書の提出があったときは、その1通を裁定を申立てた契約関係者等に交付する。

第18条 委員会は、期日を定めて当事者（会社の場合は、委員会の指定する役職員をいう。以下同じ。）の出頭を求め、事情を直接聴取することができる。
② 当事者が、前項の期日の変更を申請するときは、その期日の2日前までに、これを行わなければならない。
③ 委員会は原則として当事者みずからを出頭させるものとする。ただし、委員会が相当であると認める代理人を出頭させ、または補佐人とともに出頭させることができる。

第19条 委員会は、当事者に対し、裁定に必要な事項についての報告または資料の提出を求めることができる。

第20条 委員会は、裁定中の紛争が次の各号のいずれかに該当するときは、その裁定を打ち切ることができる。
(1) 申立ての内容に虚偽の事実が認められたとき。
(2) 裁定を行うに適当でない事情が認められたとき。
(3) 当事者が裁定中の紛争について訴訟の提起または民事調停の申立てをしたとき。

第21条 裁定の申立人は、いつでも、所定の裁定申立取下書を委員会に提出して、裁定の申立てを取下げることができる。
② 委員会は、前項により裁定の申立ての取下げがあったときは、その旨を相手方に通知する。

第22条 委員会は、当事者間に和解が成立するように努めても、容易に解決しない場合に、なお裁定を行うことが相当であると認めたときは、公正妥当な立場から和解案を作成し、これを当事者双方に提示して、その受諾を勧告することができる。
② 前項により、和解案の提示を受けた場合、会社はこれを尊重しなければならない。

第23条 委員会は、裁定中に当事者間に和解が成立し、または当事者双方が委員会の和解案を受諾したときは、当事者に対し遅滞なく、和解契約書を作成し、その写し1通を委員会に提出させなければならない。

第24条 委員会の会議は公開しない。ただし、委員会が適当であると認めた者を傍聴させることができる。

第25条 委員会の評議は秘密とする。

第5章 補 則

第26条 委員もしくは委員であった者、または職員もしくは職員であった者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第27条 相談はすべて無料とし、裁定の申立てには手数料を徴収しない。ただし、当事者、補佐人等の出頭費用その他の手続費用は各自の負担とする。

第28条 相談所は、業務の処理状況を、随時・監督官庁および会社に報告する。

第29条 相談所は、裁定に関する処理についてこれを記録し、保存する。

第30条 委員会における裁定の結果は、会社が直接契約関係者等から申出を受けた同種の苦情を処理する場合、これに準拠できるように会社に連絡する。

平成12年12月15日決議 平成13年4月1日施行

1．第2条中、「契約関係者等」を「保険契約者等」に、「契約者」を「保険契約者等」に改めた。
2．第3条第3項中、「事務局を設け」を「事務局として『生命保険相談室』を設け」に改めた。
3．第4条として以下の規定を設けた。

「第4条 生命保険会社（以下、「会社」という。）は、当該会社に対する保険契約者等からの苦情の解決の促進を図るため、相談所の業務に協力しなければならない。」

4．第4条を第5条に繰り下げ、第1項および第2項中、「契約関係者等」を「保険契約者等」に、第2項中、「生命保険会社（以下「会社」という。）」を「会社」に、第3項中、「かつ当事者の双方または契約関係者等」を「保険契約者等」に、「裁定委員会」を「裁定審査会」に改めた。
5．第5条を第6条に繰り下げ、第2項中「契約関係者等」を「保険契約者等」に改めた。
6．第7条として以下の規定を設けた。

「第７条　会社は第５条第２号による相談所からの苦情の解決の求めに対して、迅速かつ誠実に対応するとともに、当該苦情解決に関する当該会社としての対応の結果を遅滞なく相談所に報告しなければならない。」

7．「第３章　裁定審査会」として、以下の規定を設けた。

「

第３章　裁定審査会

第８条　相談所に裁定審査会を置く。

第９条　裁定審査会は、弁護士、消費生活相談員、生命保険相談室長の3者からなる５名の委員で構成され、裁定開始の適格性の審査、和解案の策定等を行う。

第10条　裁定審査会の委員は、生命保険相談所長が委嘱する。

第11条　裁定審査会は、互選により議長を選任する。

②　議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名した委員がこれに代る。

第12条　裁定審査会は、委員の過半数の出席によって開催し、その議決は出席委員の過半数をもってこれを行う。可否同数の場合は議長がこれを決する。

②　裁定の申立てをした保険契約者等または会社と特別の利害関係にある委員は、議決等に加わらない。」

8．「第３章　裁定委員会」を「第４章　裁定諮問委員会」に改めた。

9．第６条を第13条に繰り下げ、第１項中、「裁定委員会」を「裁定諮問委員会」に、第２項中「契約関係者等と会社との間に生じた契約上の紛議の調整にあたる。」を「生命保険相談所長からの諮問・相談に応じ、答申・助言を行う。」に改めた。

10．第７条を第14条に繰り下げ、第１号中、「保険学者」を「学者」に改めた。

11．第８条および第９条をそれぞれ第15条および第16条に繰り下げた。

12．第10条を第17条に繰り下げ、第２項を削除した。

13．第11条を削除した。

14．第12条を第18条に繰り下げた。

15．第13条を削除した。

16．「第４章　裁定」を「第５章　裁定」に改め、以下の規定を設けた。

「第19条　裁定開始の適格性は、裁定審査会において決定する。

第20条　裁定審査会は、原則として、相談所が苦情の申出を受けたときから１ヵ月を経過しても当事者間で問題解決しない場合で、保険契約者等からの裁定申立てがあった場合に、検討を開始する。ただし、会社が訴訟や民事調停により解決を図ることを明確にした場合はこの限りではない。

第21条　会社は、裁定審査会の裁定結果を尊重しなければならない。」

17．第14条を第22条に繰り下げ、第１項中、「契約関係者等または会社」を「保険契約者等」に、「委員会に提出させなければならない。」を「裁定審査会に提出しなければならない。」に、第２項中、「委員会」を「裁定審査会」に改めた。

18．第15条を第23条に繰り下げ、以下のとおり改めた。

「第23条　裁定審査会は、申立ての内容が、次の各号のいずれかに該当するときは、裁定を行わない。

(1) 生命保険契約に関するものでないとき。

(2) 保険契約者等による申立てでないとき。

(3) 訴訟が終了もしくは訴訟中、または民事調停が終了もしくは民事調停中のものであるとき。

(4) 不当な目的でみだりに裁定の申立てをしたと認められるとき。

(5) 会社の経営方針や職員個人に係わる事項、事実認定を伴う事項など、申立ての内容が、その性質上裁定を行うに適当でないと認められるとき。

②　裁定審査会は、前項により裁定を行わないときは、当事者双方にその旨を通知する。」

19．第16条を第24条に繰り下げ、「委員会」を「裁定審査会」に、「契約関係者等」を「保険契約者等」に、「参加を」を「参加することを」に改めた。

20．第17条を第25条に繰り下げ、「委員会」を「裁定審査会」に、「契約関係者等」を「保険契約者等」に改めた。

21．第18条および第19条を第26条および第27条に繰り下げ、「委員会」を「裁定審査会」に改めた。

22．第20条を第28条に繰り下げ、以下のとおり改めた。

「第28条　裁定審査会は、裁定中の紛争が次の各号のいずれかに該当するときは、その裁定を打ち切ることができる。

(1) 申立ての内容に虚偽の事実が認められたとき。

(2) 当事者が裁定中の紛議について訴訟の提起または民事調停の申立てまたは他の裁定組織への申立てなど、他の方法による解決手続をとったとき。

(3) その他裁定を行うに適当でない事情が認められたとき。」

23．第21条を第29条に繰り下げ、「委員会」を「裁定審査会」

に改めた。
24. 第22条を第30条に繰り下げ、第１項中、「委員会」を「裁定審査会」に、第２項中「前項により、」を「前項による」に改めた。
25. 第23条を第31条に繰り下げ、「委員会」を「裁定審査会」に、「提出させなければならない。」を「提出するよう求めなければならない。」に改めた。
26. 第24条および第25条を第32条および第33条に繰り下げ、「委員会」を「裁定審査会および委員会」に改めた。
27.「第６章　相談室連絡会」として、以下の規定を設けた。

「

第６章　相談室連絡会

第34条　相談所に相談室連絡会（以下「連絡会」という。）を置く。
② 連絡会は、相談所から苦情事例、裁定結果等について報告を受ける。

第35条　連絡会の委員は、会社において各１名とし、その役職員の中からこれを選任することができる。
② 連絡会の委員は、保険契約者等から会社に対する苦情または裁定の申立てがあった場合において、当該会社の対応窓口として、相談所との連絡および調整にあたる。」

28.「第５章　補則」を「第７章　雑則」に改めた。
29. 第26条を第36条に繰り下げ、以下のとおり改めた。

「第36条　委員会の委員もしくは委員であった者、裁定審査会の委員もしくは委員であった者、または生命保険相談室の職員もしくは職員であった者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。」

30. 第27条から第29条までをそれぞれ第37条から第39条に繰り下げた。
31. 第30条を削除した。
32. 第40条および第41条として、以下の規定を設けた。

「第40条　相談所は、裁定審査会および委員会の活動状況について、件数等の公表を行う。

第41条　本規程の改廃は、理事会の議決によるものとする。」

平成14年６月21日決議　平成14年６月21日施行

１．第２条中、「生命保険に関する相談その他苦情」を「生命保険に関する相談または苦情」に、「公正迅速な処理」を「公正中立な立場から、迅速かつ透明度の高い処理」に改めた。

２．第３条を以下のとおり改めた。

「第３条　相談所に所長を置く。
② 所長は協会会長がこれにあたる。
③ 相談所に事務局として「生命保険相談室」を置く。
④ 生命保険相談室に相談および事務の担当職員若干名を置く。」

３．第４条中、「生命保険会社（以下、「会社」という。）」を、「協会の社員である生命保険会社（以下「会社」という。）」に、「苦情の解決」を「苦情・紛争の解決」に改めた。
４．第５条第１項第２号を以下のとおり改めた。

「 (2) 保険契約者等から会社の生命保険に関する苦情（以下「苦情」という。）の申出を受けたときは、今後の手続きの概要等について説明を行うとともに、相手方である会社または代理店等（以下「相手方」という。）に対し速やかに連絡し、当事者間の意見の調整を図るため、必要に応じて双方から事実の説明または資料の提示を求め、更に双方に対して必要な助言あるいは和解のあっせんを行い、解決の促進を図る。」

５．第５条第１項第３号中、「紛議裁定」を「紛争の裁定」に改めた。
６．第５条第２項から第４項として、以下の規定を設けた。

「 ② 相談所は、申出のあった苦情等に関し、当該苦情等の発生原因等を解明し、その原因等の情報を消費者及び会社に提供することにより、同種の苦情等の再発防止・拡大防止及び未然防止に努める。
③ 相談所は、次の各号のいずれかに該当するときは苦情の申出を受け付けない。
(1) 取り扱う苦情の範囲外の場合
(2) 苦情申出人の範囲外の場合
(3) 訴訟係属中又は訴訟終了後の場合（民事調停等を含む。）
(4) 申出人が明らかに不当な目的で苦情を申し出ている場合
(5) 明らかに消滅時効が完成している場合
(6) 一事案について再三苦情解決支援の申出がなされた場合
④ 相談所は、相手方が相談所規程に反する行為等を行ったことが判明した場合には、必要な措置・勧告を行うものとする。この措置・勧告の概要は相談所が必要と認めた場合に公表する。なお、この措置・勧告を行うに当たり、相談所は、相手方が当該措置・勧告に係る事情の説明を行い、自らの正当性を主張できる機会を与えるものとする。」

7．第6条第2項を以下のとおり改め、第3項を設けた。

「　② 連絡所は、保険契約者等から生命保険に関する相談があったときは、これに応じ、適切妥当な処理を行う。
③ 連絡所は保険契約者等から苦情の申出があったときは、遅滞なく、相談所へ連絡する。」

8．第7条第2項として、以下の規定を設けた。

「　② 会社は、苦情を真摯に受け止め再発防止に努める。」

9．第8条から第10条として、以下の規定を設けた。

「第8条　苦情とは、会社に責任もしくは責務に基づく行為を求めること、または生命保険契約の内容に対して、もしくは営業活動等に起因して何らかの被害が発生するなどして、不満があるものをいう。
② 紛争とは、相談所のあっせんにもかかわらず、当事者間でなお問題が解決しない場合で、相談所規程に基づき、保険契約者等から裁定の申立てがあり、裁定審査会が裁定を行うものをいう。

第9条　相談所及び会社は、相談所の周知に努める。
② 相談所は、関係機関との連携に努める。

第10条　相談所は、研修等により苦情・紛争の解決支援を担当する職員の育成に努める。」

10．第8条を第11条に繰り下げた。
11．第9条を第12条に繰り下げ、「5名の委員で構成され、」を「5名の委員で構成し、」に、「策定等」を「提示及び受諾勧告等」に改めた。
12．第10条を第13条に繰り下げ、同条中「生命保険相談所長」を「所長」に改め、第2項および第3項として、以下の規定を設けた。

「　② 委員の任期は2年とし、重任は妨げない。
③ 委員に欠員が生じたためその補欠として就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。」

13．第14条および第15条として、以下の規定を設けた。

「第14条　所長は、第2条の目的を達成するに相応しい識見等を備えた者に委員を委嘱する。ただし、裁判所法及び弁護士法に定める欠格事由に該当する者を委員を委嘱することはできない。

第15条　所長は、次の各号に掲げる場合を除き、委員を任期中に解任することはできない。
(1) 心身の故障で職務の遂行に耐えないと認めるとき。
(2) 職務上の義務違反、その他委員たるに適しない非行が認められたとき。
(3) 前条ただし書きに定める欠格事由に該当することとなったとき。」

14．第11条を第16条に繰り下げた。
15．第12条を第17条に繰り下げ、第2項中「保険契約者等」を「保険契約者等（以下「申立人」という。）に、「会社」を「裁定の申立てのあった相手方」に、「議決」を「議決等」に改め、第3項として以下の規定を設けた。

「　③ 裁定審査会は、委員の申告に基づき、特別の利害関係の有無について審議し、議決等への参加・不参加を決定する。」

16．第13条を第18条に繰り下げ、第2項を以下のとおり改め、第3項を設けた。

「　② 委員会は、所長からの諮問・相談に応じる。また、相談所の業務の公正・円滑な運営を図るため、必要に応じて勧告・提言等を行う。
③ 委員会は裁定審査会の活動状況等について報告を受ける。」

17．第14条中、「委員は、5名とし、」を「委員会は5名の委員で構成し、委員は」に改めた。
18．第15条を第21条に、第16条を第20条に繰り下げた。
19．第17条から第19条までを、それぞれ第22条から第24条に繰り下げた。
20．第20条を第25条に繰り下げ、同条中「1ヶ月」を「1ヵ月」に、「問題解決しない場合で」を「問題が解決しない場合で」に、「会社」を「相手方」に、「明確にした場合はこの限りではない。」を「文書の届け出により明確にした場合は、裁定不開始とし、その旨を申立人に通知する。」に改めた。
21．第21条を第26条に繰り下げ、以下のとおり改めた。

「第26条　裁定審査会の裁定は、裁定書により行う。
② 相手方は、裁定審査会の裁定結果を尊重しなければならない。」

22．第27条および第28条として、以下の規定を設けた。

「第27条　相談所は裁定手続を開始するにあたっては、申立人等に裁定手続等について事前に説明等を行い、申立人の同意を得るものとする。

第28条　裁定審査会は、裁定を開始したときから原則として4ヵ月以内に和解案の策定等を行う。」

23．第22条を第29条に繰り下げ、「保険契約者等」を「申立人」に改めた。

24. 第23条を第30条に繰り下げ、第１項第５号中、「事実認定を伴う事項」を「事実認定が著しく困難な事項」に改めた。
25. 第24条を第31条に繰り下げ、「保険契約者等から裁定の申立てのあった相手方会社」を「相手方」に改めた。
26. 第25条を第32条に繰り下げ、第１項中、「保険契約者等から裁定の申立てのあった相手方会社」を「相手方」に、「提出させなければならない。」を「提出するよう求めなければならない。」に、第２項中、「提出があったときは、」を「提出があり、裁定開始を決定したときは、」に、「裁定を申立てた保険契約者等」を「申立人」に改めた。
27. 第26条を第33条に繰り下げ、以下のとおり改めた。

「第33条　裁定審査会は、必要に応じ、期日を定めて当事者の出席を求め、直接、事情聴取を行うものとする。
② 裁定審査会は、期日を定めて関係者（裁定審査会の指定する者。以下本条において同じ。）の出席を求め、事情を直接聴取することができる。
③ 当事者及び関係者が、前2項の期日の変更を申請するときは、その期日の原則2日前までに、これを行わなければならない。
④ 裁定審査会は、原則として当事者及び関係者みずからを出席させるものとする。ただし、裁定審査会が相当であると認める代理人を出席させ、または補佐人とともに出席させることができる。」

28. 第27条を第34条に繰り下げ、「提出を求めることができる。」を「提出を求めるものとする。」に改めた。
29. 第35条として、以下の規定を設けた。

「第35条　裁定審査会は、裁定に必要な事項について、会社の役職員及び専門家の意見を求めることができる。」

30. 第28条を第36条に繰り下げ、同条の柱書に「裁定を打ち切ったときは、理由を付して、その旨を当事者双方に通知する。」を加え、第３号を第４号に繰り下げ、第３号として「(3) 申立人が正当な理由なく、事情徴取に出席しないとき。」を設けた。
31. 第29条を第37条に繰り下げ、「裁定の申立人は、」を「申立人は、」に改めた。
32. 第30条を第38条に繰り下げ、第１項中「裁定審査会は、」の後ろに「当事者間で和解を受け入れる用意があるときまたは」を加え、「和解案」を「裁定書による和解案」に、第２項中「和解案」を「裁定書」に、「会社」を「相手方」に改めた。
33. 第31条を第39条に繰り下げ、「和解案」を「裁定書による和解案」に改めた。
34. 第40条および第41条として、以下の規定を設けた。

「第40条　裁定審査会は、審理の結果、申立人の申立てに理由がないと判断したときは、裁定書をもってその理由を明らかにし、裁定手続を終了する。
第41条　裁定審査会の裁定は、裁定不開始の通知をしたとき、裁定打切りの通知をしたとき、当事者双方が裁定書を受諾したときおよび裁定審査会に和解契約書の提出があったときをもって終了する。
② 申立人が裁定書を受諾しなかったときは、裁定不調によりその裁定は終了したものとみなし、その旨を当事者双方に通知する。」

35. 第32条および第33条をそれぞれ第42条および第43条に繰り下げた。
36. 第34条を第44条に繰り下げ、以下のとおり改めた。

「第44条　相談所に相談室連絡会（以下「連絡会」という。）を置く。
② 相談所は、連絡会に対し苦情事例、裁定結果等について報告する。
③ 連絡会は、研修等により会社の苦情・紛争の解決支援を担当する職員の育成に努める。」

37. 第35条を第45条に繰り下げ、第１項中「選任することができる。」を「選任する。」に改めた。
38. 第46条として、以下の規定を設けた。

「第46条　連絡会の運営は、幹事及び生命保険相談室長が行う。
② 幹事は、連絡会の委員の中から選任する。」

39. 第36条から第39条までをそれぞれ第47条から第50条に繰り下げた。
40. 第40条を第51条に繰り下げ、同条中の末尾に「なお、裁定概要を公表する場合は、プライバシーに配慮するとともに申立人の同意を得るものとする。」を加えた。
41. 第41条を第52条に繰り下げ、第２項として、「②裁定手続に要する裁定申立書等の様式は裁定審査会が別途定める。」を加えた。

平成18年１月27日決議　平成18年１月27日施行

１．第３条第４項中、「生命保険相談室に」の後ろに、「生命保険相談室長ならびに」を加えた。
２．第５条第１項第１号中、「保険契約者等から生命保険に関する相談があったとき」の後ろに、「および会社の生命保険に関する苦情（以下「苦情」という。）の申出を受けたときは、」を加えた。
３．第５条第１項第２号中、「会社の生命保険に関する苦情（以下、「苦情」という。）」を「苦情」に改め、「今後の手続きの概要等について説明を行うとともに、」の後ろに、「生命保険契約上の権利を有する申出人からの求めに応じて、」を加えた。
４．第５条の２として、以下の規定を設けた。

「第５条の２　生命保険相談室長は、前条第２項に資するため、相談所に対して申出のあった苦情等を分析し、特定の会社の苦情等の発生状況等について特に必要と認めた場合には、協会常勤役員に対し、当該特定の会社に係る状況を報告する。
② 前項の報告を受けた協会常勤役員は、当該特定の会社の一般委員または代表者に対し、文書または口頭により注意喚起または改善の勧告を行うことができる。」

5．第７条中、「第５条第２号」を「第５条第１項第２号」に改めた。
6．第12条中、「５名」を「７名以内」に改めた。
7．第14条を以下のとおり改めた。

「第14条　所長は、第２条の目的を達成するに相応しい識見等を備えた者に委員を委嘱する。ただし、次の者に委員を委嘱することはできない。
(1) 裁判所法及び弁護士法に定める欠格事由に該当する者
(2) 会社の役職員」

8．第25条中、「文書の届け出により明確にした場合は、」を「文書の届け出により明確にし、裁定審査会が相当の理由があると認めた場合は、」に改めた。
9．第31条第２項として、以下の規定を設けた。

「　② 裁定審査会が、相手方に対し、裁定手続に参加することを要請したときは、相手方は、訴訟や民事調停により解決を図ることを文書の届出により明確にし、裁定審査会が相当の理由があると認めた場合を除き、裁定手続に参加しなければならない。」

10. 第36条第２項として以下の規定を設けた。
「　② 前項第２号において、相手方が訴訟の提起等を行おうとする場合は、相手方は裁定審査会に理由を説明し、裁定審査会が相当の理由があると認めた場合を除き、裁定手続きへの参加を継続しなければならない。」
11. 第36条の２として以下の規定を設けた。

「第36条の２　裁定審査会は、裁定手続きにおける公正・円滑な運営を図るため、必要に応じて当事者に対し勧告・提言等を行うことができる。」

12. 第38条の２として以下の規定を設けた。

「第38条の２　相手方に第26条第２項又は前条第２項の尊重義務に違反する行為（以下「尊重義務違反行為」という。）があったと裁定審査会が判断した場合、裁定審査会の求めに応じ、相手方は尊重義務違反行為を行った理由を裁定審査会に説明しなければならない。
② 裁定審査会が相手方が尊重義務違反行為を行ったことにつき正当な理由がないと判断した場合、相談所は、会社名、当該尊重義務違反行為の具体的内容、会社が当該尊重義務違反行為を行った理由を公表することができる。」

13.「第６章　相談室連絡会」を「第６章　相談室協議会」に改めた。
14. 第44条を以下のとおり改めた。

「第44条　相談所に相談室協議会（以下「協議会」という。）を置く。
② 協議会は、協会に寄せられた苦情等の再発防止・拡大防止および未然防止に資するために、次の各号のことを行う。
(1) 会社における苦情対応体制の強化に資するため、協会事務局により集約された苦情等に関連する情報およびその分析結果について共有化を図るとともに、会社の取り組み事例等について情報交換等を行う。
(2) 研修等により会社の苦情・紛争の解決支援を担当する職員の育成に努める。」

15. 第45条および第46条中、「連絡会」を「協議会」に改めた。

平成19年６月15日決議　平成19年６月15日施行
１．第４条中、「協会の社員である生命保険会社」を「協会の社員及び特別会員である生命保険会社」に改めた。

＜現行生命保険相談所規程＞

平成19年６月15日決議　平成19年６月15日施行

第１章　総　　則

第１条　生命保険協会（以下「協会」という。）に生命保険相談所（以下「相談所」という。）を設置する。

第２条　相談所は、保険契約者等から生命保険に関する相談または苦情の申出があったとき、これに応じて公正中立な立場から、迅速かつ透明度の高い処理を行い、生命保険に対する一般の理解と信頼を深め、保険契約者等の正当な利益の保護に資することを目的とする。

第３条　相談所に所長を置く。
② 所長は協会会長がこれにあたる。
③ 相談所に事務局として「生命保険相談室」を置く。
④ 生命保険相談室に生命保険相談室長ならびに相談および事務の担当職員若干名を置く。

第４条　協会の社員及び特別会員である生命保険会社（以下

「会社」という。）は、当該会社に対する保険契約者等からの苦情・紛争の解決の促進を図るため、相談所の業務に協力しなければならない。

第2章　業　　務

第5条　相談所は、第2条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 保険契約者等から生命保険に関する相談があったときおよび会社の生命保険に関する苦情（以下「苦情」という。）の申出を受けたときは、これに応じ、適切妥当な処理を行う。

(2) 保険契約者等から苦情の申出を受けたときは、今後の手続きの概要等について説明を行うとともに、生命保険契約上の権利を有する申出人からの求めに応じて、相手方である会社または代理店等（以下「相手方」という。）に対し速やかに連絡し、当事者間の意見の調整を図るため、必要に応じて双方から事実の説明または資料の提示を求め、更に双方に対して必要な助言あるいは和解のあっせんを行い、解決の促進を図る。

(3) 前号のあっせんにもかかわらず、相談所が苦情の申出を受けたときから原則として1ヵ月を経過しても当事者間でなお問題が解決しない場合で、保険契約者等から紛争の裁定（以下「裁定」という。）の申立てがあったときは、裁定審査会に付託して裁定の手続を行う。

② 相談所は、申出のあった苦情等に関し、当該苦情等の発生原因等を解明し、その原因等の情報を消費者及び会社に提供することにより、同種の苦情等の再発防止・拡大防止及び未然防止に努める。

③ 相談所は、次の各号のいずれかに該当するときは苦情の申出を受け付けない。

(1) 取り扱う苦情の範囲外の場合

(2) 苦情申出人の範囲外の場合

(3) 訴訟係属中又は訴訟終了後の場合（民事調停等を含む。）

(4) 申出人が明らかに不当な目的で苦情を申し出ている場合

(5) 明らかに消滅時効が完成している場合

(6) 一事案について再三苦情解決支援の申出がなされた場合

④ 相談所は、相手方が相談所規程に反する行為等を行ったことが判明した場合には、必要な措置・勧告を行うものとする。この措置・勧告の概要は相談所が必要と認めた場合に公表する。なお、この措置・勧告を行うに当たり、相談所は、相手方が当該措置・勧告に係る事情の説明を行い、自らの正当性を主張できる機会を与えるものとする。

第5条の2　生命保険相談室長は、前条第2項に資するため、相談所に対して申出のあった苦情等を分析し、特定の会社の苦情等の発生状況等について特に必要と認めた場合には、協会常勤役員に対し、当該特定の会社に係る状況を報告する。

② 前項の報告を受けた協会常勤役員は、当該特定の会社の一般委員または代表者に対し、文書または口頭により注意喚起または改善の勧告を行うことができる。

第6条　相談所は、各道府県生命保険協会所在地に連絡所を置く。

② 連絡所は、保険契約者等から生命保険に関する相談があったときは、これに応じ、適切妥当な処理を行う。

③ 連絡所は保険契約者等から苦情の申出があったときは、遅滞なく、相談所へ連絡する。

第7条　会社は第5条第1項第2号による相談所からの苦情の解決の求めに対して、迅速かつ誠実に対応するとともに、当該苦情解決に関する当該会社としての対応の結果を遅滞なく相談所に報告しなければならない。

② 会社は、苦情を真摯に受け止め再発防止に努める。

第8条　苦情とは、会社に責任もしくは責務に基づく行為を求めること、または生命保険契約の内容に対して、もしくは営業活動等に起因して何らかの被害が発生するなどして、不満があるものをいう。

② 紛争とは、相談所のあっせんにもかかわらず、当事者間でなお問題が解決しない場合で、相談所規程に基づき、保険契約者等から裁定の申立てがあり、裁定審査会が裁定を行うものをいう。

第9条　相談所及び会社は、相談所の周知に努める。

② 相談所は、関係機関との連携に努める。

第10条　相談所は、研修等により苦情・紛争の解決支援を担当する職員の育成に努める。

第3章　裁定審査会

第11条　相談所に裁定審査会を置く。

第12条　裁定審査会は、弁護士、消費生活相談員、生命保険相談室長の3者からなる7名以内の委員で構成し、裁定開始の適格性の審査、和解案の提示及び受諾勧告等を行う。

第13条　裁定審査会の委員は、所長が委嘱する。

② 委員の任期は2年とし、重任は妨げない。

③ 委員に欠員が生じたためその補欠として就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第14条　所長は、第2条の目的を達成するに相応しい識見等を備えた者に委員を委嘱する。ただし、次の者に委員を委嘱することはできない。

(1) 裁判所法及び弁護士法に定める欠格事由に該当する者

(2) 会社の役職員

第15条　所長は、次の各号に掲げる場合を除き、委員を任期中に解任することはできない。
(1) 心身の故障で職務の遂行に耐えないと認めるとき。
(2) 職務上の義務違反、その他委員たるに適しない非行が認められたとき。
(3) 前条ただし書きに定める欠格事由に該当することとなったとき。

第16条　裁定審査会は互選により議長を選任する。
②　議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名した委員がこれに代る。

第17条　裁定審査会は、委員の過半数の出席によって開催し、その議決は出席委員の過半数をもってこれを行う。可否同数の場合は議長がこれを決する。
②　裁定の申立てをした保険契約者等（以下「申立人」という。）または裁定の申立てのあった相手方と特別の利害関係にある委員は、議決等に加わらない。
③　裁定審査会は、委員の申告に基づき、特別の利害関係の有無について審議し、議決等への参加・不参加を決定する。

第４章　裁定諮問委員会

第18条　相談所に裁定諮問委員会（以下「委員会」という。）を置く。
②　委員会は、所長からの諮問・相談に応じる。また、相談所の業務の公正・円滑な運営を図るため、必要に応じて勧告・提言等を行う。
③　委員会は裁定審査会の活動状況等について報告を受ける。

第19条　委員会は５名の委員で構成し、委員は次に掲げる者のうちから所長が委嘱する。
(1) 学者、弁護士、医師等の学識経験者
(2) 協会常勤役員

第20条　委員の任期は２年とし、重任を妨げない。ただし、４期を超えることはできない。
②　委員に欠員が生じたためその補欠として就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第21条　委員会は、互選により議長を選任する。
②　議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名した委員がこれに代る。

第22条　委員会は、委員の過半数の出席によって開催し、その議決は、出席委員の過半数をもってこれを行う。可否同数の場合は、議長がこれを決する。

第23条　委員会は、監督官庁から係官の出席を求め、または文書等による必要な助言を受けることができる。

第５章　裁　　定

第24条　裁定開始の適格性は、裁定審査会において決定する。

第25条　裁定審査会は、原則として、相談所が苦情の申出を受けたときから１ヵ月を経過しても当事者間で問題が解決しない場合で、保険契約者等からの裁定申立てがあった場合に、検討を開始する。ただし、相手方が訴訟や民事調停により解決を図ることを文書の届け出により明確にし、裁定審査会が相当の理由があると認めた場合は、裁定不開始とし、その旨を申立人に通知する。

第26条　裁定審査会の裁定は、裁定書により行う。
②　相手方は、裁定審査会の裁定結果を尊重しなければならない。

第27条　相談所は裁定手続を開始するにあたっては、申立人等に裁定手続等について事前に説明等を行い、申立人の同意を得るものとする。

第28条　裁定審査会は、裁定を開始したときから原則として４ヵ月以内に和解案の策定等を行う。

第29条　申立人が裁定の申立てを行う場合には、その趣旨および苦情の要点を明らかにした所定の裁定申立書２通ならびに証拠書類があるときは、その原本または謄本を裁定審査会に提出しなければならない。
②　裁定審査会は、裁定の申立てを受理したときは、裁定申立書１通を相手方に交付する。

第30条　裁定審査会は申立ての内容が、次の各号のいずれかに該当するときは、裁定を行わない。
(1) 生命保険契約に関するものでないとき。
(2) 保険契約者等による申立てでないとき。
(3) 訴訟が終了もしくは訴訟中、または民事調停が終了もしくは民事調停中のものであるとき。
(4) 不当な目的でみだりに裁定の申立てをしたと認められるとき。
(5) 会社の経営方針や職員個人に係る事項、事実認定が著しく困難な事項など、申立ての内容が、その性質上裁定を行うに適当でないと認められるとき。
②　裁定審査会は、前項により裁定を行わないときは、当事者双方にその旨を通知する。

第31条　裁定審査会は、相手方に対し、裁定手続きに参加することを要請しなければならない。
②　裁定審査会が、相手方に対し、裁定手続に参加することを要請したときは、相手方は、訴訟や民事調停により解決を図ることを文書の届出により明確にし、裁定審査会が相当の理由があると認めた場合を除き、裁定手続に参加しなければならない。

第32条　裁定審査会は、相手方に対し、遅滞なく、その申立

てに対する答弁の要旨を記載した答弁書２通および証拠書類があるときは、その原本または謄本を裁定審査会に提出するよう求めなければならない。

② 裁定審査会は、前項の答弁書の提出があり、裁定開始を決定したときは、その１通を申立人に交付する。

第33条 裁定審査会は、必要に応じ、期日を定めて当事者の出席を求め、直接、事情聴取を行うものとする。

② 裁定審査会は、期日を定めて関係者（裁定審査会の指定する者。以下本条において同じ。）の出席を求め、事情を直接聴取することができる。

③ 当事者及び関係者が、前２項の期日の変更を申請するときは、その期日の原則２日前までに、これを行わなければならない。

④ 裁定審査会は、原則として当事者及び関係者みずからを出席させるものとする。ただし、裁定審査会が相当であると認める代理人を出席させ、または補佐人とともに出席させることができる。

第34条 裁定審査会は、当事者に対し、裁定に必要な事項についての報告または資料の提出を求めるものとする。

第35条 裁定審査会は、裁定に必要な事項について、会社の役職員及び専門家の意見を求めることができる。

第36条 裁定審査会は、裁定中の紛争が次の各号のいずれかに該当するときは、その裁定を打ち切ることができる。裁定を打ち切ったときは、理由を付して、その旨を当事者双方に通知する。

(1) 申立ての内容に虚偽の事実が認められたとき。

(2) 当事者が裁定中の紛争について訴訟の提起または民事調停の申立てまたは他の裁定組織への申立てなど、他の方法による解決手続をとったとき。

(3) 申立人が正当な理由なく、事情聴取に出席しないとき。

(4) その他裁定を行うに適当でない事情が認められたとき。

② 前項第２号において、相手方が訴訟の提起等を行おうとする場合は、相手方は裁定審査会に理由を説明し、裁定審査会が相当の理由があると認めた場合を除き、裁定手続きへの参加を継続しなければならない。

第36条の２ 裁定審査会は、裁定手続きにおける公正・円滑な運営を図るため、必要に応じて当事者に対し勧告・提言等を行うことができる。

第37条 申立人は、いつでも、所定の裁定申立取下書を裁定審査会に提出して、裁定の申立てを取下げることができる。

② 裁定審査会は、前項により裁定の申立ての取下げがあったときは、その旨を相手方に通知する。

第38条 裁定審査会は、当事者間で和解を受け入れる用意があるときまたは当事者間に和解が成立するように努めても容易に解決しない場合等でなお裁定を行うことが相当であると認めたときは、公正妥当な立場から裁定書による和解案を作成し、これを当事者双方に提示して、その受諾を勧告することができる。

② 前項による裁定書の提示を受けた場合、相手方はこれを尊重しなければならない。

第38条の２ 相手方に第26条第２項又は前条第２項の尊重義務に違反する行為（以下「尊重義務違反行為」という。）があったと裁定審査会が判断した場合、裁定審査会の求めに応じ、相手方は尊重義務違反行為を行った理由を裁定審査会に説明しなければならない。

② 裁定審査会が相手方が尊重義務違反行為を行ったことにつき正当な理由がないと判断した場合、相談所は、会社名、当該尊重義務違反行為の具体的内容、会社が当該尊重義務違反行為を行った理由を公表することができる。

第39条 裁定審査会は、裁定中に当事者間に和解が成立し、または当事者双方が裁定審査会の裁定書による和解案を受諾したときは、当事者に対し遅滞なく、和解契約書を作成し、その写し１通を裁定審査会に提出するよう求めなければならない。

第40条 裁定審査会は、審理の結果、申立人の申立てに理由がないと判断したときは、裁定書をもってその理由を明らかにし、裁定手続を終了する。

第41条 裁定審査会の裁定は、裁定不開始の通知をしたとき、裁定打切りの通知をしたとき、当事者双方が裁定書を受諾したときおよび裁定審査会に和解契約書の提出があったときをもって終了する。

② 申立人が裁定書を受諾しなかったときは、裁定不調によりその裁定は終了したものとみなし、その旨を当事者双方に通知する。

第42条 裁定審査会および委員会の会議は公開しない。ただし、裁定審査会および委員会が適当であると認めた者を傍聴させることができる。

第43条 裁定審査会および委員会の評議は秘密とする。

第６章 相談室協議会

第44条 相談所に相談室協議会（以下「協議会」という。）を置く。

② 協議会は、協会に寄せられた苦情等の再発防止・拡大防止および未然防止に資するために、次の各号のことを行う。

(1) 会社における苦情対応体制の強化に資するため、協会事務局により集約された苦情等に関連する情報およびその分析結果について共有化を図るとともに、会社

の取り組み事例等について情報交換等を行う。
(2) 研修等により会社の苦情・紛争の解決支援を担当する職員の育成に努める。

第45条　協議会の委員は、会社において各1名とし、その役職員の中からこれを選任する。
② 協議会の委員は、保険契約者等から会社に対する苦情または裁定の申立てがあった場合において、当該会社の対応窓口として、相談所との連絡および調整にあたる。

第46条　協議会の運営は、幹事および生命保険相談室長が行う。
② 幹事は、協議会の委員の中から選任する。

第7章　雑　　則

第47条　委員会の委員もしくは委員であった者、裁定審査会の委員もしくは委員であった者、または生命保険相談室の職員もしくは職員であった者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第48条　相談はすべて無料とし、裁定の申立ては手数料を徴収しない。ただし、当事者、補佐人等の出席費用その他手続費用は各自の負担とする。

第49条　相談所は、業務の処理状況を、随時・監督官庁および会社に報告する。

第50条　相談所は、裁定に関する処理についてこれを記録し、保存する。

第51条　相談所は、裁定審査会および委員会の活動状況について、件数等の公表を行う。なお、裁定概要を公表する場合は、プライバシーに配慮するとともに申立人の同意を得るものとする。

第52条　本規程の改廃は、理事会の議決によるものとする。
② 裁定手続に要する裁定申立書等の様式は裁定審査会が別途定める。

以　上

7．生命保険協会の機構の変遷

（平成10年７月現在）

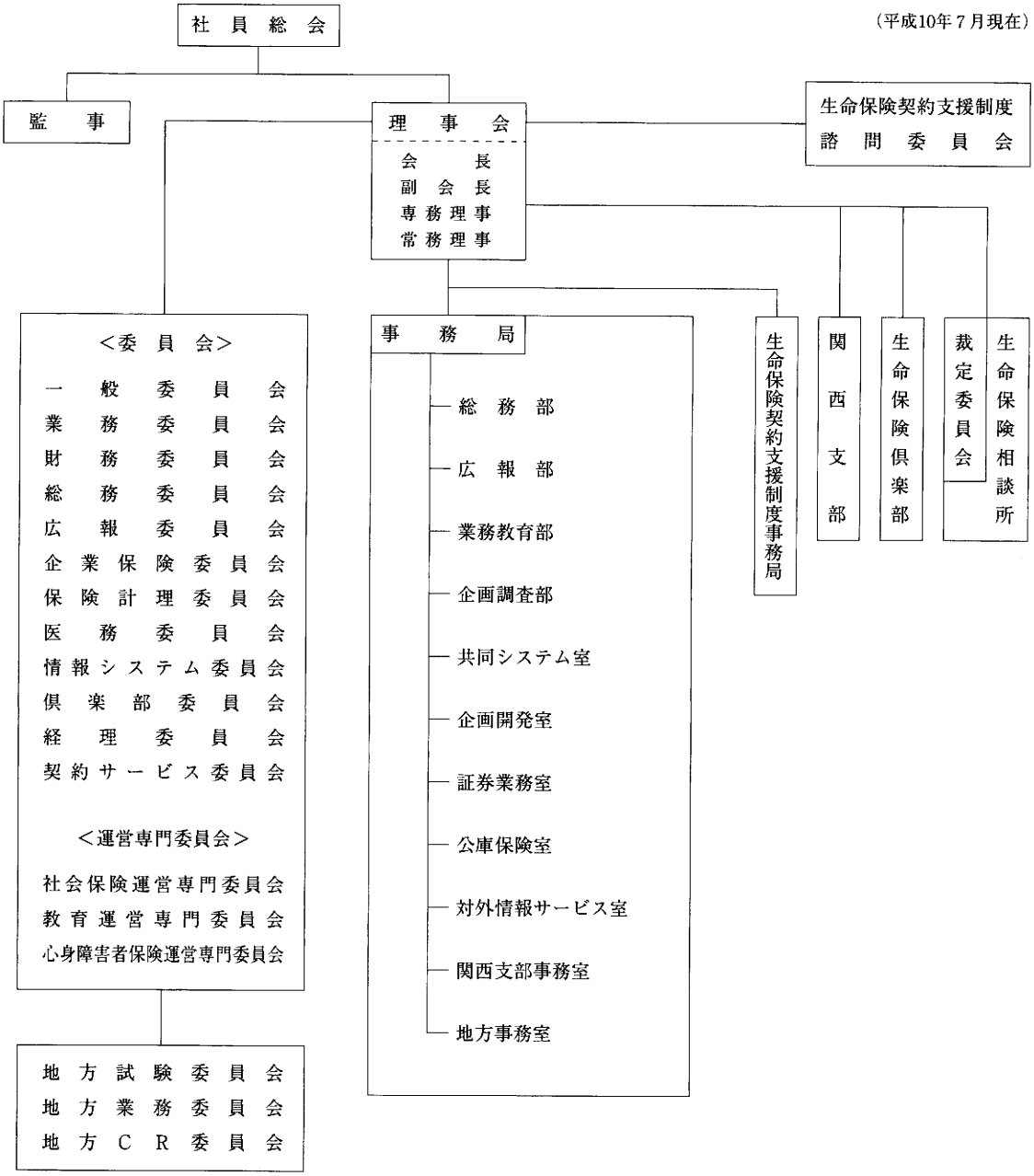

年月	機構の変遷
平12. 3	生命保険契約者支援制度諮問委員会・生命保険契約支援制度事務局を廃止 生命保険倶楽部を廃止
平12. 4	企画調査部と企画開発室を再編し、企画部と調査部を設置 関西支部を改組し、大阪府事務室を設置
平12. 7	12委員会・3運営専門委員会・22専門委員会を8委員会・17部会に見直し

見直し前	見直し後
一般委員会	一般委員会
企画専門委員会	企画部会
保険法規専門委員会	法務部会
総務委員会	総務部会
倶楽部委員会	（総務部会に統合）
業務委員会	業務委員会
業務専門委員会	業務企画部会
登録関係専門委員会	（業務企画部会に統合）
販売資料研究委員会	（業務企画部会に統合）
教育専門委員会	教育部会
教育運営専門委員会	（教育部会に統合）
財務委員会	財務委員会
財務企画専門委員会	財務企画部会
広報委員会	広報委員会
広報専門委員会	広報部会
企業保険委員会	企業保険委員会
企業保険第一専門委員会	企業保険第一部会
企業保険第二専門委員会	企業保険第二部会
心障者保険運営専門委員会	心身障害者保険部会
情報システム委員会	情報システム委員会
情報システム専門委員会	情報システム部会
生保共同センター運営委員会	（情報システム部会に統合）
生保ＡＴＭ運営協議会	（ＰＴ等とする）
経理委員会	経理委員会
経理専門委員会	経理部会
保険計理委員会	（経理委員会に統合）
保険計理専門委員会	保険計理部会
死亡率調査専門委員会	（ＰＴ等とする）
契約サービス委員会	契約サービス委員会
契約専門委員会	契約部会
料金保全専門委員会	料金保全部会
保険金専門委員会	保険金部会
医務委員会	（契約サービス委員会に統合）
医務企画専門委員会	医務部会
生命保険面接士専門委員会	（医務部会に統合）
医学専門委員会	（医務部会に統合）
社会保険運営専門委員会	（廃止）

平13. 4	広報部から相談グループを分離し、生命保険相談室を新設 生命保険相談室に裁定審査会を設置、裁定委員会を裁定諮問委員会に改めた。
平16. 7	広報委員会を廃止のうえ、一般委員会傘下に広報部会を設置
平18. 4	調査部の部内室として、社史編纂室を新設
平19. 4	証券業務室を廃止、公庫保険室を機構保険室に改称

（平成20年４月現在）

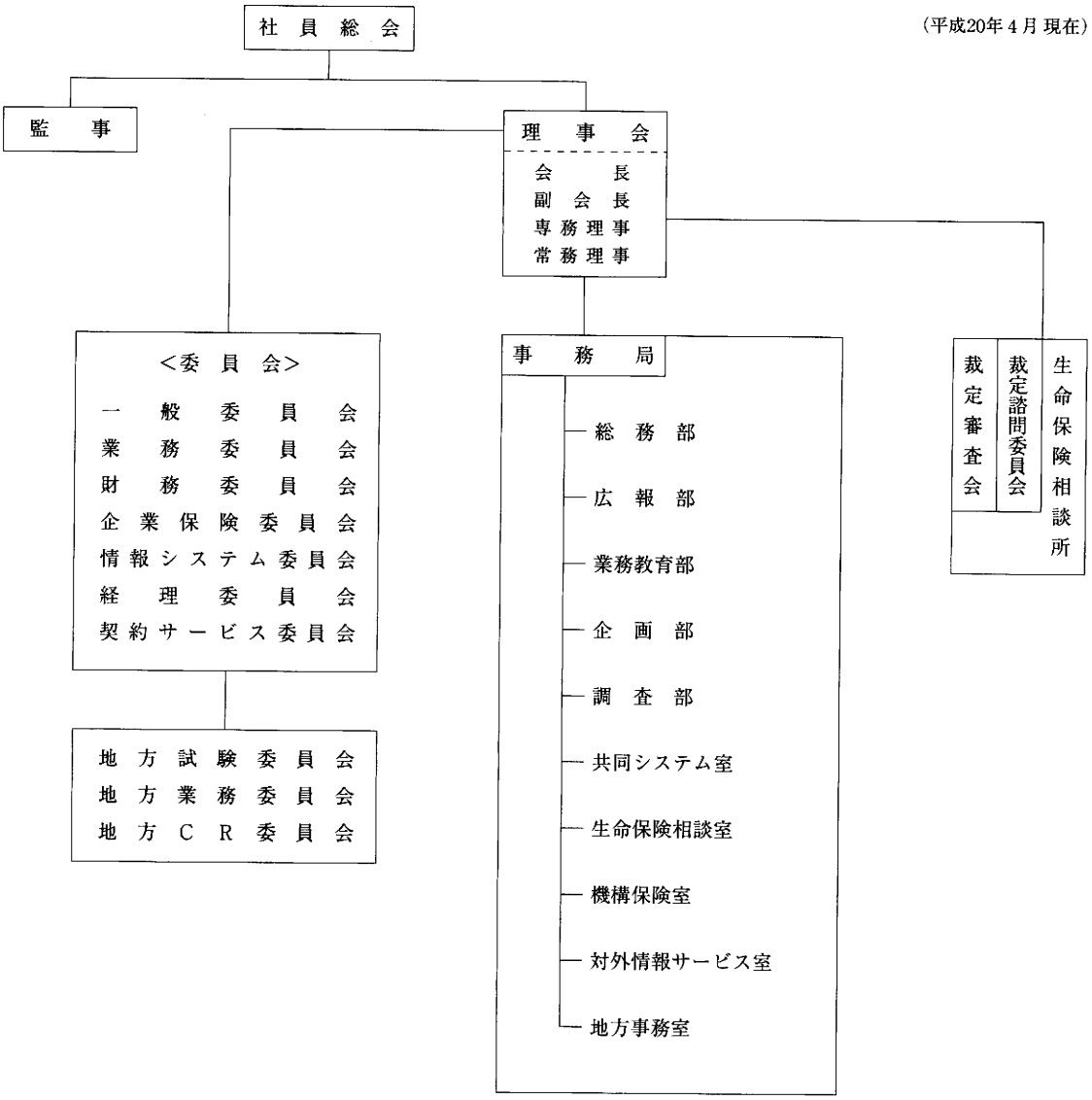
社員総会
監事
理事会
会長
副会長
専務理事
常務理事
＜委員会＞
一般委員会
業務委員会
財務委員会
企業保険委員会
情報システム委員会
経理委員会
契約サービス委員会
地方試験委員会
地方業務委員会
地方ＣＲ委員会
事務局
総務部
広報部
業務教育部
企画部
調査部
共同システム室
生命保険相談室
機構保険室
対外情報サービス室
地方事務室
裁定審査会
裁定諮問委員会
生命保険相談所

8．生命保険協会事務局在籍職員数の変遷

年度	総人員	本部協会		地方事務室		備　　考
		役付職員	職　員	地方事務局長	職　員	
昭63	274人 (77)	47 人 (20)	109 人 (20)	49 人 (37)	69 人 (0)	
平元	274 (78)	44 (20)	112 (20)	49 (38)	69 (0)	企画部内に企画推進室を設置
平 2	277 (79)	52 (23)	106 (19)	49 (37)	70 (0)	広報部を設置
平 3	279 (79)	55 (24)	104 (19)	49 (36)	71 (0)	
平 4	288 (85)	66 (30)	103 (18)	49 (37)	70 (0)	共同システム室内に生保ATMセンターを設置
平 5	286 (83)	64 (25)	104 (20)	49 (38)	69 (0)	
平 6	285 (81)	62 (22)	105 (22)	49 (37)	69 (0)	業務グループ制スタート
平 7	280 (78)	59 (21)	102 (20)	50 (37)	69 (0)	
平 8	274 (76)	60 (24)	96 (16)	49 (36)	69 (0)	業務部と教育部を統合し、業務教育部に
平 9	261 (78)	57 (23)	90 (17)	49 (38)	65 (0)	企画部と調査部を統合し、企画調査部に
平10	259 (74)	54 (21)	93 (18)	49 (35)	63 (0)	
平11	256 (75)	48 (19)	95 (19)	51 (37)	62 (0)	
平12	239 (62)	45 (17)	80 (7)	51 (38)	63 (0)	企画調査部と企画開発室を再編し、企画部と調査部を設置 関西支部を廃止し、大阪府事務室を設置
平13	233 (64)	46 (15)	75 (7)	50 (42)	62 (0)	広報部相談グループを広報部から分離し、生命保険相談室を設置
平14	224 (63)	43 (14)	70 (5)	51 (44)	60 (0)	
平15	213 (57)	42 (13)	65 (4)	50 (40)	56 (0)	企画部に国際業務グループを設置
平16	199 (67)	41 (15)	55 (5)	50 (47)	53 (0)	総務部総務グループと総務部会計グループを統合し、総務部総務会計・地方業務グループとする。 企画部企画グループと企画部国際業務グループを統合し、企画部企画グループとする。
平17	198 (67)	40 (13)	56 (5)	50 (49)	52 (0)	
平18	190 (66)	41 (14)	56 (4)	50 (48)	43 (0)	調査部に社史編纂室を設置
平19	190 (68)	45 (16)	54 (4)	50 (48)	41 (0)	証券業務室を廃止 公庫保険室を機構保険室に名称変更
平20	209 (68)	40 (14)	60 (5)	50 (49)	59 (0)	総務部総務会計・地方業務グループを総務部総務・地方業務グループおよび総務部会計グループに分離

(注) 1．各年度の数値は4月1日現在の職員数（役員を除く）
2．（ ）は出向の職員数
3．関西支部および東京都事務室の職員数は本部に計上

9．主な要望・意見の表明一覧

年月日	内　　容	意見の表明・提出先
平成10. 4.17	社債市場の現状と課題に関する提言	兜倶楽部・金融記者クラブ等
6.19	「市場原理の導入による医療の質の向上を目指して」に関する提言	金融記者クラブ等
8.26	簡易保険の平成11年度予算概算要求に対する意見	金融記者クラブ等
9.18	平成11年度税制改正に関する要望	大蔵大臣等
9.18	冊子「肥大化する簡易保険事業の抜本的な見直しを!!」を公表	金融記者クラブ等
12. 4	郵貯・簡保問題に対する共同意見書 （郵貯・簡保問題に関する金融団体中央連絡協議会）	大蔵大臣等
12.18	株式価値向上に向けた要望・提言	兜倶楽部・金融記者クラブ等
12.21	「確定拠出型企業年金」に関する提言	金融記者クラブ等
11. 4.16	社債市場の現状と課題に関する提言	兜倶楽部・金融記者クラブ等
6.16	郵貯・簡保資金運用研究会「中間報告」に対する意見	郵政大臣等
6.18	「少子・高齢化社会における生命保険事業」についての研究成果報告（提言）	金融記者クラブ等
7.22	「21世紀に向けた社会環境の変化に対応した簡易保険事業の在り方－家族の変化に着目した簡易保険の対応－」に対する意見	郵政大臣等
8.25	簡易保険の平成12年度予算概算要求に対する意見	金融記者クラブ等
9.17	平成12年度税制改正に関する要望	大蔵大臣等
9.17	冊子「肥大化する簡易保険事業の抜本的な見直しを!!」を公表	金融記者クラブ等
12. 3	郵貯・簡保問題に対する共同意見書 （郵貯・簡保問題に関する金融団体中央連絡協議会）	大蔵省等
12.17	株式価値向上に向けた要望・提言	兜倶楽部・金融記者クラブ等
12. 3.17	社債市場の現状と課題に関する提言	兜倶楽部・金融記者クラブ等
6.15	郵貯・簡保資金運用研究会「最終報告」に対する意見	金融記者クラブ等
8.25	厚生省「国民年金未納・未加入者に係る生命保険料控除の見直し」の要望に対する意見	金融記者クラブ等
8.25	簡易保険の平成13年度予算概算要求に対する意見	金融記者クラブ等
9.14	平成13年度税制改正に関する要望	大蔵大臣等
9.14	冊子「肥大化する簡易保険事業の抜本的な見直しを!!」を公表	金融記者クラブ等
9.22	「規制改革に関する論点公開」に対する意見要望	行政改革推進本部規制改革委員会
11.30	郵貯・簡保問題に対する共同意見書 （郵貯・簡保問題に関する金融団体中央連絡協議会）	大蔵省、金融庁等
12.15	株式価値向上に向けた要望・提言	兜倶楽部・金融記者クラブ等
13. 3.16	社債市場の現状と課題に関する提言	兜倶楽部・金融記者クラブ等
6.29	保険監督基準等のドラフトに対する意見	IAIS
7.18	勤労者財産形成促進制度拡充に関する要望	厚生労働省労働基準局等
7.31	「金融商品及び類似項目」に対する意見	IASB、日本公認会計士協会
8.28	簡易保険の平成14年度予算概算要求に対する意見	金融記者クラブ等
8.30	規制改革要望	総合規制改革会議
9.21	冊子「肥大化する簡易保険事業の抜本的な見直しを!!」を公表	金融記者クラブ等
9.21	平成14年度税制改正に関する要望	財務大臣等
11.28	郵貯・簡保問題に関する共同意見書 （郵貯・簡保問題に関する金融団体中央連絡協議会）	総務大臣、金融担当大臣、財務大臣等
12.21	株式価値向上に向けた要望・提言	兜倶楽部・金融記者クラブ等
14. 2. 8	保険コア・プリンシプルおよびメソドロジーに対する追加・修正事項に対する意見	IAIS
2.15	国際会計基準序文の公開草案に関する意見	IASB

年月日	内　　容	意見の表明・提出先
14. 2.28	IAIS原則・基準、指針作成の意見照会手順に対する意見	IAIS
3.21	保険の国際会計基準に関する共同意見書（米国生命保険協会、ドイツ保険協会と共同）	IASB
4. 5	抜本的税制改革議論の視点について	政府税制調査会
4.26	「日本郵政公社法案」に対する意見	金融記者クラブ等
6.11	保険の国際会計基準に関する日米独第２次共同意見書	IASB
7.18	勤労者財産形成促進制度拡充に関する要望	厚生労働省労働基準局等
7.24	「日本郵政公社法」及び「簡易保険事業の将来的な在り方」に対する意見	金融記者クラブ等
8. 8	平成14年度規制改革要望	総合規制改革会議
8.27	郵政三事業の在り方について考える懇談会「論点メモ」に対する意見	金融記者クラブ等
8.30	FATF（金融活動作業部会）「40の勧告」見直しに係わるコンサルテーションペーパーに対する意見	FATF
9. 6	郵政三事業の在り方について考える懇談会「報告書」に対する意見	金融記者クラブ等
9.13	IAIS指導書案等に対する意見	IAIS
9.17	保険の国際会計基準に関する日米独第３次共同意見書	IASB
9.20	平成15年度税制改正に関する要望	財務大臣等
10.11	IAS第32号「金融商品：開示及び表示」・IAS第39号「金融商品：認識及び測定」の改訂についての意見	IASB
10.17	株式等譲渡益課税に関する緊急要望（金融関連５団体）	政府・与党等
11.19	政府税制調査会「平成15年度における税制改革についての答申」に対する意見	金融記者クラブ等
12.13	日本郵政公社法施行令等の閣議決定に対する意見	金融記者クラブ等
12.20	日本郵政公社「中期経営目標・中期経営計画」に対する意見	金融記者クラブ等
12.20	株式価値向上に向けた要望・提言	兜倶楽部・金融記者クラブ等
15. 1.16	日本郵政公社「中期経営目標・中期経営計画」に対する意見	金融記者クラブ等
1.21	保険プロジェクトの進め方についての意見	IASB
3.28	IAISコア・プリンシプル、メソドロジーの改訂に対する意見	IAIS
4. 1	「日本郵政公社」設立に当たっての共同意見書（郵貯・簡保問題に関する金融団体中央連絡協議会）	金融記者クラブ等
5.14	「損害保険会社および再保険会社の技術的パフォーマンスとリスクに関するディスクロージャー基準（案）」に関する意見	IAIS
6.12	保険契約の開示に関する共同意見書（日本、アメリカ、ドイツ、オーストリアの４か国７協会共同）	IASB
6.27	平成15年度規制改革要望（春）	総合規制改革会議
7.17	「ストレス・テスト指導書」（案）に対する意見	IAIS
7.18	意見書「国民の安心を支える生命保険の役割と税制支援ついて」を公表	金融記者クラブ等
8.27	厚生労働省「国民年金保険料の未納者に対する個人年金保険料の控除の適用除外」の要望に対する意見	金融記者クラブ等
9.17	簡易保険の商品改定に対する意見	金融記者クラブ等
9.19	平成16年度税制改正に関する要望	財務大臣等
10.31	保険プロジェクトフェーズⅠの公開草案（ED5）に対する意見	IASB
11.14	IAS第39号「金融商品：認識及び測定」の改訂に関する意見	IASB
11.14	簡易保険の新商品認可に対する意見	金融記者クラブ等
11.28	平成15年度規制改革要望（秋）	総合規制改革会議
12.19	株主への利益還元状況等に関する要望	兜倶楽部・金融記者クラブ等
16. 1.19	保険契約対応資産に関する共同意見書（日本、アメリカ、オーストリアの３か国５協会合同）	IASB
2. 3	冊子「簡易保険事業の今後の在り方について」を公表	金融記者クラブ等
2. 5	「OECDコーポレート・ガバナンス原則見直し案」に対する意見	OECD

年月日	内　　容	意見の表明・提出先
16. 2.11	IASC財団の定款の見直しに関する意見	IASC財団
3.31	銀行等による保険販売規制の見直しについての意見	金融記者クラブ等
4.26	経済財政諮問会議「郵政民営化に関する論点整理」に対する意見	金融記者クラブ等
4.30	「適切な資本の形態に関する監督基準（案）」に対する意見	IAIS
5.28	「産業金融機能強化のための金融所得課税のあり方に関する検討小委員会報告書（案）」に対する意見	経済産業省
6.15	「マネー・ローンダリング／テロ資金供与防止措置に関する指導書（案）」に対する意見	IAIS
6.25	「IASB審議手続き強化」に関する意見	IASB
6.28	平成16年度規制改革要望（春）	規制改革・民間開放推進会議
7.15	IAS第19号「従業員給付」の改訂に対する意見	IASB
7.15	IFRS第3号「企業結合」の改訂に対する意見	IASB
7.16	平成17年度税制改正に関する重点要望	金融記者クラブ等
8. 6	経済財政諮問会議「民営化基本方針の骨子」に対する意見	金融記者クラブ等
8.31	経済財政諮問会議「郵政民営化の基本方針（素案）」に対する意見	金融記者クラブ等
9.10	「郵政民営化の基本方針」に対する意見	金融記者クラブ等
9.17	平成17年度税制改正に関する要望	財務大臣等
9.21	ジョイント・フォーラム「金融部門に対するアウトソーシング・ガイダンス」に対する意見	ジョイント・フォーラム
10. 8	IAS第39号「金融商品：認識及び測定」およびIFRS第4号「保険契約」の限定的な修正にかかわる公開草案に対する意見	IASB
10.22	IASBの公開草案第7号「金融商品：開示」に対する意見	IASB
11.17	平成16年度規制改革要望（秋）	規制改革・民間開放推進会議
12.17	株主への利益還元状況等に関する要望	兜倶楽部・金融記者クラブ等
12.20	「保険会社および再保険会社の投資パフォーマンスとリスクに関する開示基準案についての協議文書」に対する意見	IAIS
17. 2.23	IASC財団の定款見直しに対する共同意見書（日米欧7つの保険事業団体共同）	IASC財団
4.11	IASBの公開草案第7号「金融商品：開示」に対する共同意見書（米国生命保険協会他4団体連名）	IASB
4.15	「保険会社のソルベンシー評価に関する共通の構造と共通の基準に向けて：規制上の財務要件の方式化のためのコーナーストーン」に対する意見	IAIS
5. 5	「IASBの保険契約プロジェクトフェーズⅡの結果生じる諸問題に対するIAISのコメント」に対する意見	IAIS
6.10	「保険会社に対する適格性要件と評価に関する監督基準（案）」に対する意見	IAIS
6.21	政府税制調査会「個人所得課税に関する論点整理」に対する意見	金融記者クラブ等
6.30	平成17年度規制改革要望（春）	規制改革・民間開放推進会議
7. 7	金融審議会金融分科会第一部会「投資サービス法」に関する「中間整理」に対する意見	金融記者クラブ等
7. 8	銀行等による保険販売規制の見直しに関する意見	金融記者クラブ等
7.19	IASC財団の「IASBのデュープロセス協議取決めハンドブック」草案に対する意見	IASC財団
8.15	「適切な資本の形態に関する監督基準（案）」に対する意見	IAIS
9.16	平成18年度税制改正に関する要望	財務大臣等
10.14	「郵政民営化関連法」に対する意見	金融記者クラブ等
10.28	IFRS第3号「企業結合」およびIAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」の公開草案に対する意見	IASB
11.16	平成17年度規制改革要望（秋）	規制改革・民間開放推進会議
11.21	「保険会社のソルベンシー評価のための共通構造と共通基準に向けたロードマッ	IAIS

年月日	内　　容	意見の表明・提出先
	プ（案）」に対する意見	
17.12.16	株式価値向上に向けた要望・提言	兜倶楽部・金融記者クラブ等
18. 5.19	「保険負債ペーパーⅡ（案）」に対する意見	IAIS
5.19	ディスカッション・ペーパー「財務会計の測定基礎－当初認識時の測定」に対する意見	IASB
6.30	平成18年度規制改革要望（春）	規制改革・民間開放推進会議
7.14	IAS第１号「財務諸表の表示」の改訂公開草案に対する意見	IASB
7.28	「生命保険会社のための技術的リスクとパフォーマンスに関する開示基準（案）」に対する意見	IAIS
7.28	「保険会社のソルベンシー評価のためのIAISの共通構造（案）」に対する意見	IAIS
7.28	「資産負債管理に関する監督基準（案）」および「同論点書（案）」に対する意見	IAIS
7.31	「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画の骨格」に対する意見	金融記者クラブ等
9.15	平成19年度税制改正に関する要望	財務大臣等
10.27	平成18年度規制改革要望（秋）	規制改革・民間開放推進会議
12. 1	政府税制調査会「平成19年度の税制改正に関する答申」に対する意見	金融記者クラブ等
12.15	株式価値向上に向けた要望・提言	兜倶楽部・金融記者クラブ等
19. 1.30	「郵便貯金銀行及び郵便保険会社の新規業務の調査審議に関する所見」に対する意見	郵政民営化委員会
4.27	「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画」に対する意見	金融記者クラブ等
5. 2	「公正価値測定のディスカッション・ペーパー」に対する意見	IASB
6.28	平成19年度規制改革要望（春）	規制改革会議
9.10	「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画の認可」に対する意見	金融記者クラブ等
9.21	平成20年度税制改正に関する要望	財務大臣等
11. 9	平成19年度規制改革要望（秋）	規制改革会議
11.16	ディスカッション・ペーパー「保険契約に関する予備的見解」に対する意見	IASB
11.20	政府税制調査会「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」に対する意見	金融記者クラブ等
12.21	銀行等による保険募集の全面解禁に係る会員銀行等へ周知・徹底	全国銀行協会 全国信用金庫協会 全国信用組合中央協会
12.21	株式価値向上に向けた要望・提言	兜倶楽部・金融記者クラブ等
20. 6.27	平成20年度規制改革要望（春）	規制改革会議

10. 各課程・資格試験の受験状況

（注）内務職員：内務職員、組織長、機関長、その他の合算

(1) 一般課程試験受験状況

（単位：人、%）

年度	営業職員			代理店			内務職員			合計		
	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率
平10	163,178	160,775	98.5	50,473	47,260	93.6	5,634	5,590	99.2	219,285	213,625	97.4
11	165,882	163,395	98.5	61,413	57,822	94.2	5,724	5,690	99.4	233,019	226,907	97.4
12	157,348	154,974	98.5	68,700	65,487	95.3	5,606	5,576	99.5	231,654	226,037	97.6
13	152,879	150,342	98.3	70,317	65,934	93.8	7,026	6,981	99.4	230,222	223,257	97.0
14	148,628	146,482	98.6	82,213	76,801	93.4	6,261	6,224	99.4	237,102	229,507	96.8
15	135,086	132,899	98.4	92,392	86,234	93.3	6,963	6,927	99.5	234,441	226,060	96.4
16	119,152	117,088	98.3	81,768	75,469	92.3	8,315	8,205	98.7	209,235	200,762	96.0
17	111,485	109,942	98.6	98,944	91,728	92.7	7,907	7,795	98.6	218,336	209,465	95.9
18	92,823	91,859	99.0	99,987	94,071	94.1	8,878	8,826	99.4	201,688	194,756	96.6
19	79,078	78,577	99.4	108,039	102,676	95.0	16,316	16,216	99.4	203,433	197,469	97.1

(2) 専門課程試験受験状況

（単位：人、%）

年度	営業職員			代理店			内務職員			合計		
	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率
平10	96,095	58,044	60.4	14,719	11,565	78.6	4,714	4,247	90.1	115,528	73,856	63.9
11	101,832	60,221	59.1	18,277	14,676	80.3	4,882	4,414	90.4	124,991	79,311	63.5
12	98,094	57,251	58.4	21,823	17,622	80.7	4,824	4,511	93.5	124,741	79,384	63.6
13	93,281	53,497	57.4	32,928	28,014	85.1	9,552	8,907	93.2	135,761	90,418	66.6
14	89,628	55,230	61.6	23,429	19,686	84.0	4,883	4,525	92.7	117,940	79,441	67.4
15	88,167	40,279	45.7	63,507	41,313	65.1	3,200	2,917	91.2	154,874	84,509	54.6
16	87,993	42,226	48.0	55,551	38,136	68.7	3,418	3,110	91.0	146,962	83,472	56.8
17	74,042	30,527	41.2	53,836	36,022	66.9	3,881	3,370	86.8	131,759	69,919	53.1
18	80,033	36,517	45.6	63,009	41,942	66.6	6,691	5,710	85.3	149,733	84,169	56.2
19	77,636	33,203	42.8	73,705	47,331	64.2	8,936	7,356	82.3	160,277	87,890	54.8

(3) 応用課程試験受験状況

(単位：人、%)

年度	営業職員			代理店			内務職員			合計		
	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率
平10	61,972	26,879	43.4	7,901	6,802	86.1	5,426	4,174	76.9	75,299	37,855	50.3
11	61,224	28,737	46.9	8,233	6,999	85.0	5,666	4,532	80.0	75,123	40,268	53.6
12	57,855	27,121	46.9	8,367	6,980	83.4	4,600	3,634	79.0	70,822	37,799	53.4
13	53,771	25,092	46.7	6,471	5,176	80.0	5,151	4,385	85.1	65,393	34,653	53.0
14	50,769	17,912	35.3	6,881	4,994	72.6	4,781	3,745	78.3	62,431	26,651	42.7
15	53,069	19,100	36.0	7,767	5,635	72.6	4,001	3,117	77.9	64,837	27,852	43.0
16	44,026	16,634	37.8	6,369	4,541	71.3	3,232	2,518	77.9	53,627	23,693	44.2
17	40,928	16,022	39.1	6,360	4,367	68.7	4,248	2,863	67.3	51,536	23,252	45.1
18	42,882	18,335	42.8	6,930	4,880	70.4	5,771	3,996	69.2	55,583	27,211	49.0
19	43,307	20,543	47.4	6,393	4,695	73.4	6,737	5,326	79.1	56,437	30,564	54.2

(4) 変額保険販売資格試験受験状況

(単位：人、%)

年度	営業職員			代理店			内務職員			合計		
	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率
平10	36,724	25,007	68.1	3,736	2,979	79.7	2,825	2,562	90.7	43,285	30,548	70.6
11	25,537	16,790	65.7	6,355	5,080	79.9	3,532	3,349	94.8	35,424	25,219	71.2
12	41,923	27,867	66.5	11,598	9,548	82.3	5,086	4,911	96.6	58,607	42,326	72.2
13	51,123	29,242	57.2	26,512	23,076	87.0	10,756	10,164	94.5	88,391	62,482	70.7
14	38,571	23,727	61.5	18,447	15,735	85.3	4,888	4,550	93.1	61,906	44,012	71.1
15	30,877	18,060	58.5	58,930	35,722	60.6	2,916	2,721	93.3	92,723	56,503	60.9
16	27,112	15,436	56.9	50,504	32,899	65.1	3,363	3,094	92.0	80,979	51,429	63.5
17	26,698	15,188	56.9	49,068	32,284	65.8	3,796	3,234	85.2	79,562	50,706	63.7
18	31,409	16,477	52.5	58,610	36,196	61.8	5,345	4,376	81.9	95,364	57,049	59.8
19	30,564	15,549	50.9	70,749	43,255	61.1	7,418	6,095	82.2	108,731	64,899	59.7

(5) 大学課程試験受験状況

（単位：人、%）

年度		個人保険商品研究（仕組・約款）			コンサルティングセールス			生命保険と税・相続		
		受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率
平10	営業職員	13,164	6,227	47.3	11,915	4,708	40.3	14,677	3,644	24.8
	代理店	1,768	1,492	84.4	1,689	1,441	85.3	1,757	1,250	71.1
	内務職員	3,568	2,504	70.2	3,329	2,193	65.9	4,168	1,819	43.6
	合計	18,500	10,223	55.3	16,933	8,432	49.8	20,602	6,713	32.6
11	営業職員	11,347	2,747	24.2	11,067	8,101	73.2	12,952	4,042	31.2
	代理店	2,000	1,245	62.3	1,976	1,896	96.0	2,283	1,613	70.7
	内務職員	2,780	1,384	49.8	2,791	2,383	85.4	3,526	1,671	47.4
	合計	16,127	5,376	33.3	15,834	12,380	78.2	18,761	7,326	39.0
12	営業職員	12,193	6,081	49.9	9,639	6,347	65.8	12,875	3,338	25.9
	代理店	2,754	2,278	82.7	2,448	2,266	92.6	2,861	1,924	67.2
	内務職員	3,053	2,236	73.2	2,481	2,014	81.2	3,291	1,443	43.8
	合計	18,000	10,595	58.9	14,568	10,627	72.9	19,027	6,705	35.2

年度		個人保険商品研究			ファイナンシャルプランニング			生命保険と税・相続		
		受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率
平13	営業職員	11,420	6,709	58.7	8,615	4,314	50.1	14,073	5,754	40.9
	代理店	2,448	2,067	84.4	2,169	1,781	82.1	2,444	1,791	73.3
	内務職員	2,482	1,903	76.7	1,951	1,331	68.2	3,473	1,893	54.5
	合計	16,350	10,679	65.3	12,735	7,426	58.3	19,990	9,438	47.2
14	営業職員	11,135	6,322	56.8	9,409	5,259	55.9	13,958	4,728	33.9
	代理店	2,238	1,828	81.7	2,128	1,866	87.7	2,557	1,855	72.5
	内務職員	2,511	1,924	76.6	2,323	1,713	73.7	3,227	1,729	53.6
	合計	15,884	10,074	63.4	13,860	8,838	63.8	19,742	8,312	42.1
15	営業職員	8,998	5,285	58.7	7,838	4,599	58.7	10,977	4,055	36.9
	代理店	2,170	1,852	85.3	2,009	1,649	82.1	2,300	1,573	68.4
	内務職員	1,939	1,592	82.1	1,800	1,382	76.8	2,408	1,310	54.4
	合計	13,107	8,729	66.6	11,647	7,630	65.5	15,685	6,938	44.2
16	営業職員	7,611	3,924	51.6	6,113	4,681	76.6	9,650	5,334	55.3
	代理店	1,926	1,428	74.1	1,867	1,697	90.9	1,981	1,567	79.1
	内務職員	1,448	1,114	76.9	1,405	1,213	86.3	1,975	1,323	67.0
	合計	10,985	6,466	58.9	9,385	7,591	80.9	13,606	8,224	60.4
17	営業職員	7,544	5,163	68.4	5,687	4,633	81.5	8,442	4,764	56.4
	代理店	1,939	1,666	85.9	1,731	1,601	92.5	1,963	1,612	82.1
	内務職員	1,508	1,234	81.8	1,327	1,149	86.6	1,888	1,187	62.9
	合計	10,991	8,063	73.4	8,745	7,383	84.4	12,293	7,563	61.5
18	営業職員	6,426	3,507	54.6	5,295	4,690	88.6	7,041	4,687	66.6
	代理店	1,705	1,282	75.2	1,551	1,489	96.0	1,893	1,626	85.9
	内務職員	1,306	964	73.8	1,234	1,143	92.6	1,768	1,293	73.1
	合計	9,437	5,753	61.0	8,080	7,322	90.6	10,702	7,606	71.1
19	営業職員	6,967	3,841	55.1	4,983	3,168	63.6	6,915	2,549	36.9
	代理店	2,020	1,614	79.9	1,727	1,433	83.0	1,727	1,113	64.4
	内務職員	1,554	1,184	76.2	1,378	1,092	79.2	1,670	914	54.7
	合計	10,541	6,639	63.0	8,088	5,693	70.4	10,312	4,576	44.4

（注）平成13年度より、カリキュラムを全面的に改訂

（単位：人、％）

年度		隣接業界の商品と社会保障			企業向け商品・企業と税			家庭の法律と財産		
		受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率
平10	営業職員	13,368	3,836	28.7	13,044	2,910	22.3	14,452	4,365	30.2
	代理店	2,054	1,367	66.6	1,954	1,220	62.4	1,824	1,399	76.7
	内務職員	4,470	2,022	45.2	4,286	1,778	41.5	4,460	2,199	49.3
	合計	19,892	7,225	36.3	19,284	5,908	30.6	20,736	7,963	38.4
11	営業職員	11,913	3,812	32.0	11,916	3,932	33.0	12,895	5,644	43.8
	代理店	2,628	1,729	65.8	2,634	1,704	64.7	2,201	1,746	79.3
	内務職員	3,884	1,780	45.8	3,727	1,809	48.5	3,649	2,165	59.3
	合計	18,425	7,321	39.7	18,277	7,445	40.7	18,745	9,555	51.0
12	営業職員	12,119	3,485	28.8	11,769	5,292	45.0	11,657	4,034	34.6
	代理店	2,958	1,808	61.1	2,959	2,303	77.8	2,785	2,105	75.6
	内務職員	3,506	1,467	41.8	3,472	2,089	60.2	3,099	1,606	51.8
	合計	18,583	6,760	36.4	18,200	9,684	53.2	17,541	7,745	44.2

年度		隣接業界の商品と社会保障			企業保険商品研究			資産運用設計（金融商品・不動産）		
		受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率
平13	営業職員	12,271	5,643	46.0	10,628	4,271	40.2	9,372	3,104	33.1
	代理店	2,555	1,919	75.1	2,299	1,699	73.9	2,130	1,385	65.0
	内務職員	3,466	1,979	57.1	2,992	1,677	56.0	2,500	1,209	48.4
	合計	18,292	9,541	52.2	15,919	7,647	48.0	14,002	5,698	40.7
14	営業職員	11,124	3,321	29.9	10,929	4,239	38.8	10,857	4,836	44.5
	代理店	2,522	1,492	59.2	2,416	1,706	70.6	2,467	1,832	74.3
	内務職員	2,995	1,480	49.4	2,790	1,637	58.7	2,754	1,563	56.8
	合計	16,641	6,293	37.8	16,135	7,582	47.0	16,078	8,231	51.2
15	営業職員	9,693	2,871	29.6	8,006	3,652	45.6	8,327	1,691	20.3
	代理店	2,349	1,290	54.9	2,103	1,496	71.1	2,159	910	42.1
	内務職員	2,303	1,020	44.3	1,964	1,165	59.3	2,083	729	35.0
	合計	14,345	5,181	36.1	12,073	6,313	52.3	12,569	3,330	26.5
16	営業職員	9,760	6,173	63.2	7,374	4,479	60.7	7,917	4,062	51.3
	代理店	2,303	1,916	83.2	2,010	1,609	80.0	2,194	1,575	71.8
	内務職員	2,120	1,504	70.9	1,695	1,201	70.9	1,986	1,221	61.5
	合計	14,183	9,593	67.6	11,079	7,289	65.8	12,097	6,858	56.7
17	営業職員	7,531	4,084	54.2	6,643	2,922	44.0	7,223	4,222	58.5
	代理店	2,001	1,556	77.8	1,920	1,309	68.2	2,079	1,652	79.5
	内務職員	1,743	1,034	59.3	1,695	899	53.0	1,999	1,220	61.0
	合計	11,275	6,674	59.2	10,258	5,130	50.0	11,301	7,094	62.8
18	営業職員	7,124	3,501	49.1	6,817	3,803	55.8	6,121	3,043	49.7
	代理店	2,046	1,490	72.8	2,105	1,595	75.8	1,921	1,411	73.5
	内務職員	1,684	980	58.2	1,790	1,133	63.3	1,768	990	56.0
	合計	10,854	5,971	55.0	10,712	6,531	61.0	9,810	5,444	55.5
19	営業職員	7,137	3,883	54.4	6,101	1,368	22.4	6,490	2,122	32.7
	代理店	1,860	1,573	84.6	1,866	813	43.6	1,802	1,044	57.9
	内務職員	1,852	1,350	72.9	1,806	740	41.0	1,885	890	47.2
	合計	10,849	6,806	62.7	9,773	2,921	29.9	10,177	4,056	39.9

(6) トータル・ライフ・コンサルタント(TLC)の称号認定数

(単位：人)

年度	認定数	営業職員	組織長・機関長	内務職員	その他
平10	7,085	2,818	868	2,409	990
11	6,950	2,895	529	2,110	1,416
12	7,873	3,468	594	1,455	2,356
13	7,473	3,294	524	1,351	2,304
14	7,370	3,151	487	1,211	2,521
15	5,838	2,406	206	1,079	2,147
16	7,330	3,344	282	1,279	2,425
17	7,334	3,298	260	1,030	2,746
18	7,087	2,895	235	1,059	2,898
19	5,542	2,008	149	1,015	2,370

(7) 生命保険講座試験受験状況

(単位：人、%)

年度	総論				計理				団保				危険			
	受講者数	受験者数	合格者数	合格率	受講者数	受験者数	合格者数	合格率	受講者数	受験者数	合格者数	合格率	受講者数	受験者数	合格者数	合格率
平10	6,041	4,617	3,328	72.1	6,017	4,181	1,730	41.4	6,014	4,738	3,717	78.5	5,458	3,890	3,123	80.3
11	6,451	5,089	3,335	65.5	6,890	5,013	3,160	63.0	4,798	3,706	3,044	82.1	5,626	4,158	3,657	88.0
12	6,047	4,784	4,053	84.7	5,933	4,348	2,971	68.3	4,740	3,743	2,892	77.3	5,105	3,918	3,266	83.4

年度	約款				隣接				営業				会計			
	受講者数	受験者数	合格者数	合格率	受講者数	受験者数	合格者数	合格率	受講者数	受験者数	合格者数	合格率	受講者数	受験者数	合格者数	合格率
平10	6,169	4,318	3,180	73.6	5,294	3,860	2,796	72.4	5,496	3,768	3,200	84.9	6,892	4,687	2,971	63.4
11	6,201	4,469	2,760	61.8	4,973	3,752	2,750	73.3	5,691	4,020	3,095	77.0	6,267	4,185	2,310	55.2
12	5,928	4,447	3,267	73.5	4,915	3,653	2,872	78.6	5,620	4,112	3,498	85.1	6,189	4,200	2,900	69.0

年度	資産				税法			
	受講者数	受験者数	合格者数	合格率	受講者数	受験者数	合格者数	合格率
平10	8,308	5,343	2,494	46.7	6,692	4,265	2,099	49.2
11	8,170	5,352	2,859	53.4	7,035	4,600	1,639	35.6
12	6,865	4,504	3,078	68.3	7,877	5,437	3,699	68.0

（単位：人、％）

年度	総論				計理				危険選択				約款			
	受講者数	受験者数	合格者数	合格率	受講者数	受験者数	合格者数	合格率	受講者数	受験者数	合格者数	合格率	受講者数	受験者数	合格者数	合格率
平13	5,760	4,538	3,405	75.0	6,887	5,167	2,764	53.5	5,858	4,413	3,512	79.6	6,237	4,704	3,812	81.0
14	5,889	4,894	3,166	64.7	7,177	5,730	3,208	56.0	5,876	4,651	3,200	68.8	5,799	4,513	2,578	57.1
15	5,331	4,317	3,293	76.3	5,912	4,573	2,961	64.7	5,172	3,966	3,567	89.9	5,388	4,167	3,058	73.4
16	4,904	3,903	3,066	78.6	5,245	3,991	2,987	74.8	4,284	3,325	2,849	85.7	4,786	3,776	3,319	87.9
17	4,686	3,994	3,412	85.4	4,773	3,889	2,887	74.2	4,268	3,542	3,122	88.1	4,184	3,442	2,217	64.4
18	5,307	4,639	3,469	74.8	5,690	4,757	3,405	71.6	5,237	4,448	4,276	96.1	5,749	4,896	3,775	77.1
19	7,131	6,452	4,745	73.5	7,077	6,144	4,521	73.6	6,312	5,536	4,794	86.6	6,971	6,066	5,247	86.5

年度	会計				商品営業				税法				資産運用			
	受講者数	受験者数	合格者数	合格率	受講者数	受験者数	合格者数	合格率	受講者数	受験者数	合格者数	合格率	受講者数	受験者数	合格者数	合格率
平13	7,068	4,819	2,073	43.0	5,349	3,909	3,152	80.6	7,949	4,993	2,944	59.0	6,608	4,174	2,274	54.5
14	7,592	5,493	3,442	62.7	5,591	4,286	3,198	74.6	7,640	5,139	2,995	58.3	7,056	4,823	2,765	57.3
15	6,749	4,878	2,861	58.7	4,863	3,652	2,572	70.4	6,909	4,670	3,134	67.1	6,399	4,408	1,709	38.8
16	5,987	4,447	3,205	72.1	4,805	3,789	3,358	88.6	5,830	4,114	3,037	73.8	6,659	5,025	2,794	55.6
17	5,238	3,988	2,866	71.9	4,235	3,421	3,208	93.8	5,268	3,861	2,597	67.3	6,028	4,615	2,783	60.3
18	6,087	4,742	3,546	74.8	4,894	4,051	3,406	84.1	6,318	4,869	4,162	85.5	6,619	5,199	3,559	68.5
19	7,345	5,978	3,376	56.5	6,488	5,586	4,987	89.3	7,112	5,668	4,244	74.9	7,710	6,214	4,041	65.0

（注）平成13年度より、10科目を８科目に整理・統合

11. 生命保険倶楽部および生命保険協会主催諸行事一覧

(1) 生命保険倶楽部諸行事

倶楽部午さん会講師一覧（平成10年度～平成11年度）

平成10年度	絹谷　幸二	落合　誠一	岸井　成格	生駒佳代子
	中嶋　嶺雄	堀　紘一	柳田　邦男	斎藤精一郎
	池上　直己	石　弘之		
11年度	宝井　馬琴	中平　幸典	奈良　昌治	河野　健一
	関　満博	森田　実	新居　裕久	猪口　邦子
	植草　一秀	竹中　平蔵		

＊平成11年度末で廃止　　（横列開催順、敬称略）

倶楽部行事参加者数（会員対象行事）

（単位：人）

	午さん会	新年大会	ビールパーティー	合　計
平成10年度	1,238	416	228	1,882
11年度	930	326	214	1,470

＊平成11年度末で廃止

倶楽部行事参加者数（厚生活動事業）

（単位：人）

	囲碁	将棋	つり	俳句	謡曲	野球	サッカー	テニス	卓球	ボーリング	剣道	合　計
平成10年度	437	337	39	111	181	498	－	508	51	96	56	2,314

＊平成10年度、サッカーは自主運営
＊平成11年度より、囲碁・将棋・謡曲・野球・サッカー・テニス・卓球・ボーリング・剣道は自主運営に移行、つり・俳句は廃止

(2) 生命保険協会諸行事

新年賀詞交歓会参加者数

（単位：人）

	参加者数	会　場		参加者数	会　場
平成13年１月	310	協会講堂	平成17年１月	321	日本交通協会
14年１月	316	〃	18年１月	349	経団連会館
15年１月	367	〃	19年１月	361	〃
16年１月	326	〃	20年１月	401	〃

夏期懇談会参加者数

（単位：人）

	参加者数	会　場
平成13年８月	258	協会講堂
14年８月	258	〃
15年８月	259	〃

＊平成15年度で廃止

12. 生命保険協会の主な刊行物一覧

	（刊行回数・刊行年月）
1．定期刊行物	
・社団法人生命保険協会SR報告書（冊子・PDFファイル）	年１回
・生命保険協会会報	年１回
・生命保険事業概況（CD-ROM）	年１回
・生命保険の動向（冊子・PDFファイル）	年１回
・相談所リポート（半期ごとの相談・苦情の受付状況）	年２回
・ボイス・リポート（四半期ごとの苦情受付状況）	年４回
・Life Insurance Business in Japan	年１回
2．情報提供資料	
・生命保険会社のディスクロージャー～虎の巻（冊子・PDFファイル）	年１回
・生命保険会社のディスクロージャーファイル（合本ファイル）	年１回
・生命保険協会のご案内（平成７年度～19年度）	年１回
・生命保険協会の社会貢献活動（PDFファイル）	年１回
・「生命保険と私」エッセイ集（平成６年度～15年度）	年１回
3．調査・研究資料	
・カナダ個人情報保護および電子文書に関する法律　試訳	平成14年１月
・株式価値向上に向けた取り組みについて（PDFファイル）	年１回
・金融業界における環境問題への対応	平成16年10月
・少子化時代の次世代育成支援に関する調査報告書	平成17年４月
・少子・高齢化社会における生命保険事業　第３ビジョン研究会報告書	平成11年６月
・少子・高齢化社会における生命保険需要に関する調査結果報告書	平成11年６月
・生命保険契約法改正試案（1998年版）理由書／傷害保険契約法新設試案（1998年版）理由書／疾病保険契約法新設試案（1998年版）理由書	平成10年６月
・生命保険契約法改正試案（2002年修正版）理由書	平成14年３月
・生命保険契約法改正試案（2005年確定版）理由書／疾病保険契約法試案（2005年確定版）理由書	平成17年６月
・傷害保険契約法試案（2003年版）理由書	平成15年６月 （日本損害保険協会との共同発行）
・ドイツ、フランス、イタリア、スイス　保険契約法集	平成18年６月 （日本損害保険協会との共同発行）
・ドイツ保険契約法改正専門家委員会最終報告書（2004）（訳）	平成18年６月 （日本損害保険協会との共同発行）
・生命保険契約に係るいわゆるプロ・ラタ主義に関する海外調査報告書（フランス・イギリス・ドイツ）	平成19年５月
・英国保険法 共同意見募集書（2007年7月）～不実告知、不告知および保険契約者によるワランティ違反～	平成20年5月 （日本損害保険協会との共同発行）
・ドイツ保険契約法（2008年1月1日施行）	平成20年9月 （日本損害保険協会との共同発行）

4．教育資料

・一般課程、専門課程、応用課程各テキスト　年１回

・大学課程テキスト　年１回

個人保険商品研究（仕組・約款）（～平成12年）、個人保険商品研究（平成13年～）、コンサルティングセールス（～平成12年）、ファイナンシャルプランニング（平成13年～）、生命保険と税・相続、家庭の法律と財産（～平成12年）、資産運用設計（金融商品・不動産）（平成13年～）、企業向け商品・企業と税（～平成12年）、企業保険商品研究（平成13年～）、隣接業界の商品と社会保障

・生命保険講座テキスト　年１回

生命保険総論、生命保険計理、危険選択、約款と法律、生命保険会計、生命保険営業（～平成12年）、生命保険商品と営業（平成13年～）、生命保険と税法、資産の運用、団体保険（～平成12年）、生命保険商品と営業（平成13年～）、生命保険事業と隣接業界（～平成12年）

・変額保険テキスト　年１回

・生命保険支払専門士テキスト　年１回

・試験実施概況　年１回

一般課程、専門課程、応用課程、大学課程、変額保険販売資格、生命保険講座

・危険選択教材 ― 生命保険面接士のための危険選択の知識と実際　平成18年10月改訂

5. その他刊行物

・生命保険協会90年小史　平成10年12月

年　表

年	協　会	業　界	行　政	関連事項
慶応3 (1867)				10 福沢諭吉、「西洋旅案内」で生命保険を紹介
明治5 (1872)				11 国立銀行条令公布
明治6 (1873)				8 第一国立銀行設立
明治7 (1874)				5 丸屋商社（丸善の前身）、社員のための死亡請合規則を設ける
明治10 (1877)		5 英国のプロビデント・クラークス・ミューチュアル生命、横浜に代理店を開業		2 西南戦争勃発
明治11 (1878)				3 三菱商業学校、教科目中に保険講座を設ける 6 東京株式取引所開業
明治12 (1879)		・若山儀一、日東保生会社設立届出(明治14年開業に至らず解社)		8 東京海上保険会社開業
明治13 (1880)		1 安田善次郎等による共済五百名社設立	3 東京府令会社届出条例公布（ただし保険会社の設立は出願を要すと定む）	4 佐藤茂一訳「保険要書」出版 9 東京銀行集会所設立
明治14 (1881)		7 明治生命保険株式会社設立	4 ロエスレル、商法草案起稿（明治17年1月脱稿） 4 農商務省設置	
明治15 (1882)				10 日本銀行開業
明治16 (1883)				1 文部卿第1号通達、商業学校通則第2章学科目に保険の科を設ける
明治21 (1888)		3 朝日生命前身、帝国生命保険株式会社設立		10 安田火災前身、東京火災保険会社開業
明治22 (1889)		7 日本生命保険株式会社設立 10 大日本生命保険株式会社（のち大阪生命に包括移転）開業		1 藤沢利喜太郎、本邦死亡生残表（藤沢氏第1表）発表、同年5月に同氏第2表発表 2 大日本帝国憲法発布（明治23年11月29日施行）
明治23 (1890)			4 旧商法公布（明治26年7月1日一部施行、その他は明治31年7月1日施行）	8 銀行条例公布 8 郵便貯金条例公布
明治26 (1893)	12 保険協会設立の新聞報道	5 太陽生命前身、名古屋生命保険株式会社設立 11 矢野恒太、パンフレット「非射利主義生命保険会社の設立を望む」頒布		・この年、矢野恒太、死亡生残表（矢野氏第1表）発表
明治27 (1894)		3 共済五百名社解散、安田生命前身、共済生命保険合資会社設立 3 有隣生命株式会社（のち明治生命に合併）設立 4 相互生命保険合資会社(明治40年日本共立に改称)設立 9 仁寿生命保険合資会社設立(のち野村生命に合併)	12 東京地裁、東洋保険会社（明治26年6月設立）に解散命令	3 粟津清亮、志田鉀太郎、玉木為三郎の3者、「保険学会」創設 8 日清戦争開戦
明治28 (1895)		2 東京生命前身、真宗信徒生命保険株式会社設立		4 日清講和条約締結 9 第1回国際アクチュアリー会議開催（ブリュッセル） 9 保険学会の機関誌「保険雑誌」第1号発行

年	協　会	業　界	行　政	関連事項
明治29 (1896)		9　日本教育生命保険株式会社(のち大正生命に包括移転)設立 12　愛国生命保険株式会社(のち日本生命に包括移転)設立	12　旧商法、民法施行延期法公布（民、商法全部の施行日を明治31年7月1日とする）	3　営業税法公布（明治30年1月1日施行） 6　三陸地方に大津波（死者2万7千余人）
明治30 (1897)	・年初、営業税法施行について7会社会合、対策協議		7　生保会社の責任準備金については課税しないことに決定（営業税法の施行に伴い責任準備金は課税対象とされた） 11　法典調査会、保険監督法を起稿	10　金本位制採用
明治31 (1898)	1　雑誌「太陽」、本格的な生命保険業者団体の設立を呼びかける ・その後間もなく、商法修正案をめぐって生命保険業者団体設立の機運高まる 5　生命保険会社談話会結成、談話会、商法草案改正案を決定	2　東邦生命前身、徴兵保険株式会社設立	8　農商務省令第5号公布、施行（保険業法取締規則）	1　保険医有志による保険医協会設立 7　戸籍法、民法（親族、相続編）施行
明治32 (1899)			3　新商法公布（6月16日施行） 6　勅令「外国保険会社に関する件」ならびに農商務省令「保険会社に関する細則」公布	10　日本アクチュアリー会創立（初代会長に矢野恒太氏就任） ・この年、ブリュッセルにて第1回万国保険医協会会議開催
明治33 (1900)	10　談話会、模範約款制定	4　共済生命保険合資会社、株式会社に組織変更 10　共慶生命保険株式会社（のちの東洋生命、帝国生命に包括移転）設立	3　保険業法公布（7月1日施行） 5　農商務省、商工局保険課を新設 7　保険業法施行規則公布（明治32年農商務省令廃止） 9　外国保険会社に関する件（勅令第380号）公布 12　東京府下の類似保険業の取締開始	8　保険医協会、標準診査報状決定
明治34 (1901)		・この年、外国保険会社の進出56社に及ぶ		1　日本保険医学会の前身、日本保険医協会創立（初代会長に中浜東一郎氏就任）
明治35 (1902)		4　大阪生命、明教生命等8社の大合同を発表 7　北海生命、朝日生命、護国生命の3会社合併し、大同生命保険株式会社発足 9　第一生命保険相互会社設立		12　国勢調査に関する法律公布 ・この年、矢野恒太、新死亡生残表（矢野氏第2表）作成 ・この年、内閣統計局、死亡生残表（統計局第1表）公表
明治36 (1903)	4　第1回全国保険業者大会、大阪にて開催 12　談話会、商法修正意見書を東京商業会議所に提出		6　農商務大臣、外国保険会社に対し供託金を命令	
明治37 (1904)	10　談話会、生命保険講習会創設を決定 10　談話会、規約改正	2　生保会社、日露戦費に充てるため国債引受け 2　戦時保険料について8社が共同広告 3　千代田生命保険相互会社設立		2　日露戦争勃発 12　東京帝国大学法科大学教授会、保険演習の開設を決定
明治38 (1905)	3　生命保険会社協会、設立総会開催。談話会解散			1　相続税法公布 2　郵便貯金法公布

年	協会	業界	行政	関連事項
明治38 (1905)	5 生命保険会社協会、総会を開催、会長に阿部泰蔵明治生命会長が就任			9 日露講和条約調印
明治39 (1906)	1 生命保険料の所得控除、保険金受取人の範囲拡大等生命保険奨励について議会に建議 10 東京帝国大学法科大学の保険演習開講		10 農商務省保険課、「保険会社一覧表」刊行（明治41年以後「保険年鑑」に改称）	
明治40 (1907)	4 第2回全国保険業者大会、東京にて開催 10 商法修正意見書を司法省あて提出	1 平和生命前身、横浜生命保険株式会社設立 1 日清生命保険株式会社（のち野村生命に合併）設立 5 明治生命、帝国生命、日本生命の3会社、死亡表の作成に着手 5 住友生命前身、日之出生命保険株式会社設立	7 農商務省商工局、各府県知事に対し募集実情の報告と対策案提出を求める	1 東京株式市場大暴落
明治41 (1908)	3 保険官営建議案の反対意見発表 8 生命保険会館の建設を決定 12 生命保険会社協会、新たに社団法人として認可を得、発足（社員会社16社） 12 第1回理事会において、阿部泰蔵明治生命会長を初代会長に互選	7 名古屋生命、太陽生命株式会社に改称 8 福寿生命保険株式会社（のち明治生命へ合併）設立	7 保険官営案、衆議院委員会にて廃案に決定	・この年、日本保険医協会、日本保険医学会協会に改称
明治42 (1909)		3 日産生命前身、太平生命保険株式会社設立 3 富士生命保険株式会社（のち日本生命に包括移転）設立		
明治43 (1910)	6 生命保険会館建設に着手 12 関係各大臣あて、商法改正法律案に対し修正意見書を提出 12 「保険年鑑」（商工局編纂）の発行を生命保険会社協会に委議			7 郵便貯金局内に保険事業についての調査部設置される
明治44 (1911)	7 「生命保険会社協会会報」創刊号発行 10 改正普通模範保険約款制定 10 保険業法改正要綱に対し意見開陳	8 明治生命、帝国生命、日本生命の「日本三会社生命表」発表 9 大和生命前身、日本徴兵保険株式会社設立	4 農商務省、小口保険制度調査委員会設置 5 改正商法公布（10月1日施行）	11 国定教科書に保険の章設けられる（明治45年より実施） ・この年、内閣統計局「日本人の生命に関する研究」公表、日本新死亡表（統計局第2表）公表
明治45 (1912)	7 保険業法施行規則の改正について意見書提出	2 同胞生命保険株式会社（のち福徳生命に改称、その後第百生命徴兵に合併）設立	4 改正保険業法公布（大正2年2月1日施行）	3 日本アクチュアリー会、保険業法改正法案に対し修正建議 7 明治天皇崩御、元号「大正」に改元
大正元 (1912)	11 生命保険会館落成		12 改正保険業法施行規則公布（大正2年2月1日施行） 12 「外国保険会社に関する件」の改正勅令および省令公布	
大正2 (1913)	3 営業税法改正案（営業税課税基準に責任準備金の2分の1を新たに加算）に対し	1 常磐生命保険株式会社（のち日本共立生命に合併）設立 3 八千代生命保険株式会社	6 農商務省、工務局と商務局を合併して商工局設置	9 立憲同志会、小口保険官営を声明

年	協会	業界	行政	関連事項
大正2 (1913)	反対意見提出 3 図書室を新設 12 契約者配当準備金の営業課税対象からの除算について建議	(のち日華生命に包括移転) 4 大正生命保険株式会社設立 10 中央生命保険相互会社（のち昭和生命に包括移転）設立		
大正3 (1914)	6 第3回全国保険業者大会、東京にて開催 6 小口保険の官営反対を政府に建議 10 全国保険業者大会決議事項（保険業に関する法制の統一・類似保険の取締り等）の実施を政府へ要望 12 政府に対し簡易保険法案について反対意見提出	2 大安生命保険株式会社（のち片倉生命に包括移転）設立 3 三井生命前身、高砂生命保険株式会社設立 7 真宗信徒生命、共保生命保険株式会社に改称 8 第百生命前身、日華生命保険株式会社設立 9 東華生命保険株式会社（のちに愛国生命に包括移転）設立	6 農商務省、保険募集取締りにつき生命保険会社協会等に意見聴取	4 政府、小口生命保険官営の実施方針決定 5 政府に小口保険制度調査委員会設置 7 第1次世界大戦勃発 12 小口保険制度調査委員会、調査決定の要領および簡易保険法案等公表
大正4 (1915)	3 共同投資調査委員会設置 6 募集弊害匡正のため、使用人取締規約を定め使用人の任免通知交換その他を行う 9 大阪倶楽部（関西支部倶楽部の前身）設置 12 簡易保険の官営反対決議書を両院あて提出			6 日本保険医学会協会、模範診査規定立案 12 東京株式市場暴騰
大正5 (1916)	7 生保会社の契約者配当準備金および配当金に対する所得税の除外を当局に陳情			2 簡易生命保険法案、第37帝国議会において可決 7 簡易生命保険法、同特別会計法公布 10 1日より簡易生命保険開業
大正6 (1917)	3 第2代会長に福原有信帝国生命社長就任 3 保険募集取締規定制定に関し意見書提出 3 常議員制度を導入 4 交戦地船舶乗務員の標準特別保険料を協定 5 生命保険模範申込様式および記載例決定	12 有隣生命、神国生命（明治41年7月設立）を包括移転	9 保険業法施行規則の一部改正省令公布	9 金輸出禁止
大正7 (1918)	2 戦時利得税賦課反対を陳情 8 シベリア出兵にあたり特別保険料の標準を決める 10 契約者配当金の会社所得から除外の内訓決定通知 12 創立10周年記念祝典挙行 12「生命保険会社協会小史」刊行 12 保険業法改正に関し要望	1 戦友共済保険株式会社（のち第一徴兵保険に包括移転）設立	10 戦時利得税実施にあたり、所得額計算の際、配当金および配当準備金控除決定	1 内閣統計局、第3回生命表公表 9 流行性感冒（スペイン風邪）全国各地に蔓延 11 第1次世界大戦休戦協定調印
大正8 (1919)	4 商工会議所からの税制改正に関する諮問に対し、配当準備金への課税は不当なる旨答申 7 流行性感冒調査結果発表（死亡被保険者数9,873人、支払保険金額665万円）	8 日本医師共済生命保険相互会社（のち昭和生命に改称、第一生命に包括移転）設立	5 農商務省商工局、商務局と工務局に分離、保険は商務局へ	3 結核予防法公布
大正9 (1920)	2 税制改正に関し払込保険料の所得控除および配当準備金の非課税扱いを陳情	3 万寿生命保険相互会社（のち寿生命、愛国生命に包括移転）設立		1 流行性感冒再び全国各地に蔓延 3 経済恐慌勃発、株価暴落

年	協会	業界	行政	関連事項
大正9 (1920)	8 保険会社の金銭貸付業認定について、その不当を当局に表明 10 第2回流行性感冒調査結果発表（死亡被保険者数8,027人、支払保険金額567万円）	12 安田善次郎等、無診査保険実施のため安田生命保険株式会社を計画するも、認可とならず		・この年、各地で銀行取付頻発
大正10 (1921)	6 簡易保険の最高保険金額引上げ案（250円から500円へ）に反対の旨陳情 7 商務局からの国債強制保有示唆に対して対案協議	9 片倉生命保険株式会社（のち日産生命に合併）設立		4 貯蓄銀行法公布 8 第1回国勢調査結果公表（総人口5,596万人）
大正11 (1922)	5 第4回全国生命保険業者大会を平和記念博覧会（東京）内で開催 9 生命保険会館増築落成 11 全国生命保険業者大会決議事項の促進を当局に建議（国定の普通教科書に生命保険の記述掲載、払込保険料の所得からの控除等）	7 国華徴兵保険株式会社（のち日華生命に合併）設立		3 簡易生命保険法の一部改正法公布（最高保険金額350円に引上げ） 4 健康保険法公布（大正15年7月1日施行）
大正12 (1923)	1 保険料の課税所得からの控除について請願 3 第3代会長に矢野恒太第一生命社長就任 4 学理、実務、医務、宣伝、共同放資、倶楽部の各部常任委員会設置 9 各社、関東大震災の災害対策を協議、死亡保険金の完全支払い、支払手続の簡易化等を申合せ、協会内に無料診療所設置	9 関東大震災で在京38社のうち27本社焼失、16社は協会に一時収容 9 富国生命前身、富国徴兵保険相互会社設立	1 議員立法で生命保険料の所得控除案提出 4 所得税法の一部改正法公布（生命保険料年額200円まで課税所得から控除）	9 関東大震災発生（死者、行方不明約14万人）、支払猶予令発動
大正13 (1924)	9 関東大震災後、1年間の死亡保険金支払件数5,741件、金額706万円と発表 10 小学校教科書に生命保険の記述を要望		2 所得税法施行規則の一部改正勅令公布（大正13年度分所得税から保険料所得控除を実施）	
大正14 (1925)	6 簡易保険の最高保険金額引上げに反対意見提出	1 徴兵保険、第一徴兵保険株式会社に改称	4 農商務省、農林、商工に分割（保険監督は商工省の所管となる） 8 保険業法施行規則一部改正省令公布、施行 11 片岡商工相、保険行政方針を表明 11 商工省、保険監督行政刷新の協議会開催、チルメル償却年度を5年に制限して励行の方針を固める	
大正15 (1926)	2 チルメル責任準備金の件について商工省へ答申 3 会社合併に関する保険業法改正意見書提出 5 商工省商務局あて、責任準備金算出基礎変更（チルメル流用期間変更）実施期につき要望 9 模範約款改正委員会設置	5 日之出生命、住友生命保険株式会社に改称	3 保険業法施行規則の一部改正省令公布（チルメル問題決着）	3 郵便年金法および郵便年金特別会計法公布 3 簡易生命保険法の一部改正法公布（最高保険金額を450円へ引上げ） 9 高等小学読本に保険の意義および効用掲載 10 簡易保険局、郵便年金事業開始

年	協会	業界	行政	関連事項
大正15 (1926)				12 大正天皇崩御、元号「昭和」に改元
昭和元 (1926)	12 弱体保険委員会設置			
昭和2 (1927)	2 保険業法改正案に対し学理および実務委員会、修正意見書提出 3 第4代会長に弘世助太郎日本生命専務（のち社長）就任 3 弱体保険についての基本方針決定 4 支払猶予令施行中の保険料払込みを猶予、保険金の支払いは期間中も行うこと等を申合せ 6 普通模範約款草案および解説発表 9 調査、医務、宣伝の各部委員会を設置 10 標準死亡表作成について商工省へ要望	3 高砂生命、三井生命保険株式会社に改称	4 保険業法の一部改正法公布 4 商工省、日本経験生命表の作成に着手 12 保険業法施行規則の一部改正省令公布 12 商工省、日本経験生命表作成のための資料として各社に依頼して契約カードの穿孔に着手	3 銀行法公布（昭和3年1月1日施行） 3 金融恐慌勃発、銀行休業続出、株価大暴落 4 支払猶予令発動、22、23の両日、銀行一斉休業
昭和3 (1928)	4 東京生命保険倶楽部設立 8 関西支部設置 10 生命保険会社協会、簡易保険局と共同でラジオ体操の創設を発表 12 創立20周年記念式典挙行 12 「生命保険会社協会二十年史」刊行 12 創立20周年記念事業として「明治大正保険史料」の編纂を決定（昭和9年8月第1巻第1編刊行、昭和17年5月第4巻発刊をもって完結。この間、4巻9冊を刊行）	6 共同生命に解散命令 8 旭日生命に解散命令		4 日本商工会議所設立 11 日本放送協会（NHK）、ラジオ体操の放送開始
昭和4 (1929)	12 不当競争排除のため募集取締規約を制定 12 株価暴落に対処するため決算措置について陳情	8 日華生命、萬歳生命を合併し、日華萬歳生命保険株式会社に改称 8 共済生命、安田生命保険株式会社に改称	3 商工省、各社に外務員名簿の提出を通達	3 生命保険経営学会設立 10 米国の株価暴落、世界恐慌始まる
昭和5 (1930)	1 有価証券の下落対策について当局に陳情 3 前年制定の募集取締規約を実施 9 簡易保険の小児保険案に反対 9 保険業法改正につき上申 11 決算方法の緩和につき陳情	4 日華萬歳生命、八千代生命を包括移転 6 蔵相と業界代表、株価安定について懇談 10 日華萬歳生命、日華生命保険株式会社に改称	10 商工省、簡保の小児保険反対を決定 12 商工省、「保険契約の募集取締事項要綱」公表	1 金輸出解禁 8 内閣統計局、第4回生命表公表 10 第3回国勢調査施行 10 第1次生保証券株式会社設立 11 銀行、信託、生保で五日会設立
昭和6 (1931)	2 小学校読本に生命保険の記述を要望 2 生命保険標準死亡表作成委員会設置 2 日本経験生命表参考諸表の作成に着手 3 「生命保険約款集」刊行		3 商工省、日本経験生命表刊行 7 保険募集取締規則公布（外務員登録制実施）	9 満州事変勃発 10 簡易保険局、小児保険実施 12 金輸出再禁止

年	協会	業界	行政	関連事項
昭和6 (1931)	(昭和9年、11年、16年に改定版刊行) 9 生命保険会館増築(4階建、書庫等) 10 商工省から大蔵省への保険部移管に反対			
昭和7 (1932)	5 有価証券評価に「アモチゼーション」方式の採用を当局に要望 5 日本経験生命表価格表を刊行	9 東華生命、愛国生命へ包括移転 11 第一徴兵、戦友共済生命を包括移転		3 満州国建国宣言 5 5.15事件 8 宮城県に生保誹謗運動起こる
昭和8 (1933)	3 「弱体保険資料調査報告書」刊行 3 日本経験生命表説明追補および参考諸表刊行 10 日本生存保険経験表刊行 12 簡易保険の団体保険案に反対	4 八幡製鉄所問題を発端として団体特別取扱発足 7 日本医師共済、昭和生命保険相互会社に改称 11 昭和生命に東海、国光、蓬莱、中央の4社包括移転(5相互会社の合同) 12 大安生命、片倉生命へ包括移転	3 保険業法の一部改正法公布(株式・相互会社の合併が可能になる)、同施行規則の一部改正省令公布 3 商工省保険部、団体特別取扱詮議要綱を各社に示達 9 保険募集取締規則の一部改正省令施行	2 第1次生保証券株式会社解散 3 日本、国際連盟脱退 4 生保証券会社代行機関「生保投資団」結成
昭和9 (1934)	3 「明治大正保険史料」第1巻刊行 7 生命保険会社協会付属生命保険研究所設置 7 弱体保険実行委員会、弱体保険会社要綱案および営業方法案作成	3 日本団体生命保険株式会社設立 3 民間生保の保有契約高100億円突破 9 共保生命、野村生命保険株式会社に改称		8 簡易保険の団体保険不実施最終決定 9 関西地方大風害(死者、行方不明者3,000余人)
昭和10 (1935)	5 生保団(団長、矢野恒太)渡満 6 満州生保について意見書提出	12 横浜生命、板谷生命保険株式会社に改称 12 協栄生命再保険株式会社設立	5 商工省保険部、保険局に昇格	7 第1回国際生命保険医学会議開催(ロンドン) 8 内閣統計局、第5回生命表公表 8 「生保投資団」解散、第2次生保証券株式会社設立
昭和11 (1936)	3 第5代会長に藤田譲明治生命会長就任 8 簡易保険の最高保険金額引上げおよび定期保険創設に反対 9 常任委員会としてアクチュアリー部新設 10 死亡保険金を相続財産に総合課税する税制改正案に反対	1 協栄生命再保険株式会社開業 10 満州生命保険株式会社設立 12 東洋生命、帝国生命に包括移転	8 生保国営案建議される(否決)	2 2.26事件 4 日本保険医学会協会、日本保険医学会に改称 6 退職積立金および退職手当法公布 10 日本アクチュアリー会、第1回正会員資格試験実施
昭和12 (1937)	4 第6代会長に成瀬達日本生命社長就任 7 保険行政の保健社会省(新省)移管に反対 7 増加資産の25%以上国債引受けを申合せ 9 臨時資金法実施にあたり資金運用の自治調整を申合せ 10 次期以後契約者配当率の10%引下げを申合せ	8 出動軍人、軍属の保険料払込猶予期間を6か月延長、新契約は1社2,000円に制限 12 矢野恒太、中外新報紙等で生保国営論批判	7 生保国営建議否決 8 商工省、戦争約款標準案提示 11 政府、保険業法改正調査委員会設置 12 保険行政の移管中止、新省は厚生省に改称	7 日華事変勃発 9 臨時資金調整法公布 9 経済団体連盟結成 10 満州国、郵政生命保険事業開始
昭和13 (1938)	1 生保国営反対文書を作成、反対運動を展開 6 国債引受け強化(増加資産の3分の1以上)		1 生命保険会社の監督に関する勅令公布(財産運用および保険料率等は商工、大蔵、厚生3省の共管、被保険者	1 厚生省に保険院設置、簡易保険を所管 3 簡易生命保険法の一部改正法公布(最高保険金額を

年	協会	業界	行政	関連事項
昭和13(1938)	9 保険契約者配当率を次期以降さらに10%引下げを申合せ 11 生命保険会館より出火（3階および塔屋が罹災、翌年復旧） 12 火災のため創立30周年記念祝賀会を延期、のち中止		保健施設は商工、厚生両省の共管） 4 相続税法の一部改正法施行（死亡保険金額5,000円を超える部分に課税） 8 生保共同の保健施設設置を勧奨 11 保険業法改正調査委員会、保険業法改正案要綱作成 11 厚生省保険院、保険制度調査会設置 12 生保各社出資による社団法人生命保険厚生会設立認可	700円に引上げ） 4 大蔵省に国民貯蓄奨励局を設置 4 商法中改正法律（総則、会社）公布 4 国家総動員法公布（5月5日施行） 6 大蔵大臣の諮問機関、国民貯蓄奨励委員会設置
昭和14(1939)	5 増加資産の40%以上国債引受けを申合せ 5 「生命保険会社協会三十年史」刊行 9 主税局の税制改革試案に対し、生命保険料控除制度の存続等を要望 10 保険業法の改正に伴う同施行規則の改正について当局に要望 12 株式保有制限の緩和について陳情	2 日本共立生命、常磐生命を合併 5 日本共立生命、前川生命保険株式会社に改称	3 改正保険業法公布（全面改正、昭和15年1月施行） 6 商工省機構改革、保険局に代わり監理局を設置 11 生命保険厚生会、主務省より事業計画承認される 12 改正保険業法施行令および同施行規則公布（株式・不動産の保有制限等）	7 国民徴用令公布（7月15日施行） 9 第2次世界大戦勃発 12 内閣統計局、第6次生命表公表
昭和15(1940)	2 産業組合の保険業経営に対し反対表明 3 税制改正案中の保険料所得控除廃止について両議院に反対の旨陳情	1 産業組合中央会、大正生命・日本教育生命・新日本火災3社の買収を計画 10 野村生命、仁寿生命を合併 10 太平生命、日産生命保険株式会社に改称	3 税制改正法公布（生保会社の受ける株式配当課税の特別措置の実施および払込保険料の税額控除の存置） 3 保険業法の一部改正法公布 3 損害保険国営再保険法公布 12 保険業法施行規則の一部改正省令公布	9 日独伊三国同盟成立 10 会社経理統制令公布 11 日本保険学会設立
昭和16(1941)	6 外務員登録の移管等、許認可の簡捷化について要望 7 生保会社の国債保有強化を申合せ（増加資産の50%以上） 8 戦争危険対策試案作成 9 協会改組要綱決定 10 外務員登録事務を商工省から協会に移管 11 株式評価について陳情 12 外務員登録規程制定	10 野村生命、日清生命を合併 12 日華生命、福徳生命・国華生命の両社を合併、第百生命徴兵保険株式会社に改称 12 第一生命、昭和生命の契約を包括移転	3 労働者年金保険法（厚生年金の前身）公布 7 商工省、生命保険統制会設立勧奨 9 商工省、戦時生命保険対策要綱案公表 11 商工省、新契約費予算制を通達 12 保険募集取締規則を一部改正 12 保険監督行政、商工省から大蔵省に移管	3 国民貯蓄組合法公布 7 日本損害保険協会設立 8 会社所有株式評価臨時措置令および株式価格統制令公布 12 太平洋戦争勃発
昭和17(1942)	2 無診査保険の調査研究に着手 4 戦争死亡に保険金の無条件支払いを申合せ 5 生命保険統制会設立、理事長に嘩道文芸愛国生命社長就任 5 生命保険会社協会を生命保険集会所に改称、定款を改正し、業務の大部分を生保統制会に移管 7 生保統制会、増加資産の	1 外国生保4社、協栄生命の管理下に入る（5月に包括移転） 6 日本生命、富士生命の契約を包括移転 7 帝国生命、前川生命を合併 8 中国進出8社、政府からの指定を受ける 9 明治生命、福寿生命を合併 10 日産生命、片倉生命を合併	1 戦時保険臨時措置法公布 12 保険業法施行規則改正（提出規則簡素化）	3 簡易生命保険法の一部改正法公布（最高保険金額1,000円に引上げ） 4 金融統制団体令施行 4 生保厚生会、東京、大阪に産院開設 5 全国金融統制会設立 11 簡易保険所管、厚生省から逓信省に戻る 12 生保厚生会、仙台に厚生病院開設

年	協会	業界	行政	関連事項
昭和17 (1942)	60%の国債保有示達 10 生命保険会社協会会報、生命保険集会所報に改称（第32巻第1号を最終号として刊行を停止） 12 保険契約紛争処理規程実施			
昭和18 (1943)	2 生保統制会、事業費科目処理規程および新契約費配賦規程制定 4 代用診査制度実施	7 明治生命、有隣生命を合併 8 興亜保険（無診査）、各社で発売 8 報国保険（5年満期貯蓄保険）、各社で発売 10 民間生保の保有契約高500億円を突破	3 戦争死亡傷害保険法公布 10 大蔵省、生保事業の非常時対策要綱決定 11 保険業法施行規則改正（書式簡素化）	1 第2次生保証券株式会社解散 12 生保厚生会、大阪厚生園設置
昭和19 (1944)	・この年、生保各社の国債引受額、前年度末運用資産の100分の3と増加資産の100分の45の合計額を目標に定める	3 「銀行等の事務簡素化に関する法律」（昭和18年3月公布）に基づき各社、決算日を3月末日に変更 8 興亜保険の削減条項を緩和、3,000円以下の普通生命保険の発売停止	10 保険業法施行規則改正（保険証券への約款全文記載免除）	3 簡易生命保険法の一部改正法公布（最高保険金額2,000円に引上げ） 7 金融機関等従業員の職域徴用開始
昭和20 (1945)	3 契約者配当30%以上引下げを決定 4 生保中央会設立（協栄生命を吸収合併） 4 生保中央会、戦争再保険実施 9 生保統制会解散、管掌事務は生保中央会に移管 10 生保集会所、名称を生命保険協会に改め定款を旧に復す、理事会会長に成瀬達日本生命社長就任	3 日本生命、愛国生命の契約を包括移転 10 徴兵4社、徴兵保険を生存保険に切替え 10 日本徴兵、大和生命に改称 10 第一徴兵、新日本生命に改称 10 富国徴兵、富国生命に改称 10 第百生命徴兵、第百生命に改称	2 生命保険中央会法公布 12 大蔵省、金融制度調査会設置 12 戦争死亡傷害保険法廃止	8 ポツダム宣言受諾、日本の無条件降伏により太平洋戦争終結 9 全国金融統制会解散 11 財閥解体指令 12 労働組合法公布 12 第1次農地改革案、議会通過
昭和21 (1946)	1 生命保険相談室開設 1 中国契約約款を普通保険約款に付加し遡及適用 2 標準保険料制定（4月実施） 2 業務、金融、計理、医務、倶楽部の各常置委員会設置 3 生保中央会から管掌事務を当協会に移管 3 昭和21年度利益配当中止を申合せ 5 緊急対策特別委員会設置 7 保険料払込猶予期間伸長に関する申合せ 10 再建整備特別委員会設置 10 保険料引上げ（暫定保険料）について、大蔵省および物価庁より認可	8 8月11日現在にて各社指定時決算を行い、契約を新旧勘定に分離、1万円を超える契約部分を棚上げ	2 金融緊急措置令公布、日本銀行券預入令公布（新旧円交換） 3 金融制度調査会、保険制度改革答申案提出 8 会社経理応急措置法および金融機関経理応急措置法公布 10 企業再建整備法、金融機関再建整備法、戦時補償特別措置法公布 11 戦争死亡傷害保険の政府補償確定	6 全国生命保険労働組合連合会（全生保）結成 8 簡易生命保険法の一部改正法公布（事業の独占を廃止、最高保険金額5,000円に引上げ） 8 生保厚生会解散 8 経済団体連合会設立 11 日本国憲法公布（昭和22年5月3日施行）
昭和22 (1947)	2 第7代会長に小林中富国生命社長就任 2 理事、監事を全社制に改正 3 生命保険再建会議発足 5 第1回生命保険実務講座開講 9 生保中央会、閉鎖機関に指定、保有契約は協栄生命が	5 日本生命保険相互会社設立。以後、翌年にかけて各社第2会社を設立、大部分は相互会社化し、一部の会社は社名変更 5 協栄生命保険株式会社設立 8 帝国生命、朝日生命に改称 10 安田生命、光生命に改称	3 所得税法の一部改正法公布（生命保険料の所得控除廃止） 4 相続税法改正法公布（死亡保険金の相続税法上の免税額5,000円から3万円に引上げ） 4 独占禁止法公布	4 労働者災害補償保険法公布 4 労働基準法公布 7 公正取引委員会設置 11 農業協同組合法公布 12 簡易生命保険法の一部改正法公布（最高保険金額2万5,000円に引上げ）

年	協会	業界	行政	関連事項
昭和22 (1947)	承継 11 「生命保険の月」創設、特別運動を開始（以後毎年11月に実施） 11 労働基準法の外務員への適用について連絡	11 三井生命、中央生命に改称 12 新日本生命、東邦生命に改称	9 保険業法改正委員会設置（事務局を当協会に置く） 12 過度経済力集中排除法公布 12 新民法施行	
昭和23 (1948)	4 無診査保険の条件改善（保険金の初年度3割、次年度6割、最高保険金額10万円。通算15万円） 9 保有国債の日銀への売却要請受入れられる 12 創立40周年祝賀会を開催 12 会報第33巻第1号（復刊第1号）を創立40周年史として刊行することを決定（昭和25年5月発行）	3 各社、金融機関再建整備法による旧勘定最終処理完了、第2会社は旧会社の契約を包括移転 3 大正生命、日本教育生命を包括移転 4 各社、調整勘定設置 10 明治生命、団体定期保険発売 11 千代田生命、団体定期保険発売 ・この年、各社新種保険を発売	4 死亡保険金の相続税免税額5万円に引上げ 7 事業者団体法公布 7 保険募集の取締に関する法律公布 9 日銀、生保各社保有国債の条件付買上げ決定	4 日本経営者団体連盟発足 7 北海道共済農業協同組合連合会設立（生命共済発足） 7 消費生活協同組合法公布 9 主婦連合会結成
昭和24 (1949)	6 常設委員会を全社制に改め、金融委員会を財務委員会に改称 7 事務局に教育部新設 7 シャウプ税制視察団に税制改正意見書提出 9 税制研究特別委員会設置 9 教科書対策委員会設置 9 第1回生命保険講座開講（第1部、第2部） 11 生命保険特別講座（数学科）開講	5 各社、契約者配当を戦後初めて復活 11 株式市場不振打開のため、各社株式買出動に乗り出す	2 大蔵省、決算について3原則、14基準を通達 6 日銀、生保各社手持国債の大量買上げを決定（昭和24年中に合計58億円余買上げ） 6 外国保険事業者に関する法律公布 10 大蔵省、登録不適格者リスト配布	2 全国生命保険外務労働組合連合会（全外連）結成 3 ドッジ・ライン指示 4 単一為替レート（1ドル＝360円）実施 5 簡易生命保険法の一部改正法公布（最高保険金を5万円に引上げ） 9 シャウプ税制勧告の全文発表 11 日本アクチュアリー会、設立50周年記念大会開催 12 東京株式市場大暴落
昭和25 (1950)	5 「生命保険協会会報」（第33巻第1号）復刊 7 事務局、教育部と調査部を統合して教育調査部とする等の機構改正 9 シャウプ税制視察団に対し、死亡保険金について少なくとも最低50万円まで相続税の非課税を要望 9 生命保険料の所得控除制の復活について大蔵大臣あて要望 12 生命保険料および死亡保険金の免税特典復活を国会、関係方面へ要望	2 各社、定期付養老保険発売 6 民間生保の保有契約高5,000億円突破 8 各社、資産評価実施	3 相続税法の一部改正法公布（死亡保険金5万円までの非課税措置廃止） 4 商法の一部を改正する法律公布（授権資本制度、無額面株式制度の採用等） 4 資産再評価法公布 8 物価庁、生保料率の統制額廃止通達	6 朝鮮戦争勃発 9 第2次シャウプ税制勧告文公表 11 厚生省、第8回生命表公表（戦後初の国民生命表） 11 日本保険学会再発足
昭和26 (1951)	5 第8代会長に矢野一郎第一生命社長就任 5 事故防止対策特別委員会設置 9 大蔵大臣あて、死亡保険金の非課税限度30万円、保険料所得控除5,000円に引上げを要望		1 国税庁、事業主負担保険料200円まで免税通達 3 相続税法の一部改正法公布（1月に遡及、相続人1人につき死亡保険金10万円まで控除） 3 所得税法の一部改正法公布（年間払込保険料のうち2,000円を限度に所得から控除） 8 「団体生命保険の運営基準」を通達	1 全国共済農業協同組合連合会（全共連）設立 4 簡易保険の積立金の自主運営廃止 4 日本保険医学会創立50周年記念式典開催 7 「保険学雑誌」復刊（再建日本保険学会の機関誌として）

年	協会	業界	行政	関連事項
昭和27(1952)	8 大蔵大臣あて、死亡保険金の非課税限度50万円、保険料所得控除1万2,000円に引上げを要望 12 生命保険会社（トンチン式生命保険会社等）新設につき反対意見を大蔵省に表明	1 光生命、安田生命に改称 3 低料新種保険発売、既契約にも遡及処理 6 国民生命、住友生命に改称 6 中央生命、三井生命に改称 9 トンチン式の長寿年金株式会社等設立の動き表面化	2 所得税法施行規則および法人税法施行規則の一部改正政令公布、施行（退職給与引当金の損金算入制度創設） 2 所得税法施行細則および法人税法施行細則の一部改正省令公布、施行（損金として計上できる退職給与引当金制度の特定預金中に生命保険料を含む） 3 所得税法の一部改正法公布（生命保険料の所得控除額4,000円に引上げ） 3 相続税法の一部改正法公布（死亡保険金の相続税非課税額20万円に引上げ）	4 全共連、養老生命共済開始 4 貯蓄増強中央委員会発足 5 簡易生命保険法の一部改正法公布（最高保険金額を8万円に引上げ） 6 簡易生命保険および郵便年金の積立金の運用に関する法律公布（積立金は郵政大臣が管理運用、昭和28年1月1日施行） 11 全国生命保険労働組合総連合会（生保総連）結成 12 生命保険文化研究所発足
昭和28(1953)	2 関西支部、倶楽部再開 2 理事会、経験死亡率等の調査を決定 3 死亡率調査委員会設置 7 人事厚生委員会設置 9 生命保険料の所得控除額を年額2万4,000円に、死亡保険金の相続税非課税額を受取人1人につき100万円に引上げを関係方面に要望 11 国税庁あて、雇用主負担の生命保険料の課税免除額200円から500円に引上げを要望	4 民間生保の保有契約高1兆円突破	8 相続税法の一部改正法公布、施行（死亡保険金の非課税額を受取人1人につき30万円に引上げ） 8 所得税法の一部改正法公布、施行（生命保険料の所得控除額を年額8,000円に引上げ） 8 「団体定期保険の運営基準について」通達の一部改正（最高保険金額を200万円とし、保険年度式による配当を認める）	2 日本アクチュアリー会会長および日本保険医学会会長、新死亡表作成に関する要望書を当協会に提出
昭和29(1954)	1 奄美群島住民の戦前契約を有効とする取扱方針決定 6 無診査保険実務研究委員会設置 9 生命保険料の所得控除額を年額2万4,000円に、死亡保険金の相続税非課税額を受取人1人につき100万円に引上げを関係方面に要望	3 民間生保の総資産1,000億円（保有契約高1兆3,000億円）突破 5 日新生命、日産生命に改称 9 青函連絡船洞爺丸沈没（死者969人、支払保険金額1億1,924万円）	3 相続税法の一部改正法公布（死亡保険金の非課税額を受取人1人につき50万円に引上げ） 4 所得税法の一部改正法公布（生命保険料の所得控除額を年額1万2,000円に引上げ） 5 地方税法の一部改正法公布（生保会社の事業税の課税対象を新契約収入保険料とする） 10 国税庁、雇用主の負担する生命保険料等の免税額、月額200円を300円に引き上げる旨通達	2 国税庁、農協の生命共済掛金についても所得税法上の所得控除を認める旨通達 3 簡易生命保険法の一部改正法公布（最高保険金額を15万円へ引上げ） 11 厚生省、第9回生命表公表
昭和30(1955)	2 無診査保険の解除率低減対策を大蔵省に提出 4 日本住宅公団に対する住宅融資方針決定（証書貸付にて40億円） 11 団体保険委員会設置 12 保険約款改訂委員会設置		6 所得税法の一部改正法公布（生命保険料の所得控除額を年額1万5,000円に引上げ、5年未満の生存保険を控除対象から除外）	2 日本生産性本部設置 3 簡易保険、保有契約高1兆円突破 7 日本住宅公団法施行
昭和31(1956)	3 保険約款の改訂に関する大蔵省諮問に答申 3 第1次生命保険事業視察団	4 低料保険実施（第9回生命表の採用）、既契約に遡及処理	3 死亡表変更に伴う保険金増額方式につき通達 5 「生保事業の経営正常化の	12 国際連合総会、日本の加盟を承認

年	協会	業界	行政	関連事項
昭和31 (1956)	渡米 7 棚上契約処理委員会設置 8 大蔵省あて、「棚上契約処理の方法ならびに中国約款の換算率について」意見書提出	・この年、8月より翌年1月にかけ各社、政府補償債務を償還、調整勘定閉鎖	ため特に留意すべき事項について」通達 6 金融制度調査会設置（大蔵大臣諮問機関） 12 「調整勘定利益金の分配並びに同勘定の閉鎖について」通達	
昭和32 (1957)	1 住宅公団に今後5か年間にわたり1,000億円融資決定 3 「生命保険ファクトブック」創刊 8 生命保険に関する市場調査実施 9 関東および近畿財務局所管の生命保険募集人登録事務の一部を当協会に移管 12 資金調整委員会設置	1 各社、棚上契約債務の支払開始	3 所得税法の一部改正法公布（生命保険料の所得控除額を年額3万円に引上げ、ただし1万5,000円を超え3万円までの金額についてはその半額を控除） 4 「団体生命保険の範囲について」通達	2 ハワイにおけるリアマ・スクールに業界から初の参加（10人） 3 簡易生命保険法の一部改正法公布（最高保険金額を20万円に引上げ） 10 全国労働者共済生活協同組合連合会（労済連）発足 10 農協生命共済の最高共済金引上げ（有診査100万円、無診査30万円に）
昭和33 (1958)	4 経営調整委員会設置 7 法人税問題につき、主税局、銀行局保険課および業界の三者懇談会開催 9 大蔵省から諮問のあった「外務員制度及び団体保険の諸問題について」に答申 9 業界の分野調整に関する中間報告提出 10 外野教育制度特別委員会設置 10 第2回生命保険市場調査実施 11 家族保険研究委員会設置 12 創立50周年祝賀会開催 12 「50年の歩み　生命保険協会」刊行		6 「生命保険事業の経営に当たり特に留意すべき事項について」通達 9 「団体生命保険の被保険団体の範囲について」通達	3 簡易生命保険法の一部改正法公布（最高保険金額を25万円に引上げ） 5 ペンシルバニア大学名誉教授S.Sヒューブナー博士、米国政府の文化使節として来日、勲3等（瑞）授与
昭和34 (1959)	1 初の韓国保険調査団来訪 1 簡易保険局の家族保険案に対し要望書提出 2 独禁法第11条の「金融機関の株式保有制限割合」の改正（保有株式制限を100分の10から100分の20に緩和）について意見書提出 3 法人税対策特別委員会を設置（6月解散） 3 「外務員制度のあり方について」および「団体扱にかかる契約条項等に関する問題点」の大蔵省諮問に対し意見書提出 6 第9代会長に牧野亀治郎明治生命社長就任、定款の一部を改正し従来の全社役員制を少数理事制とする 7 税制調査委員会を設置 7 財務、計理、庶務、倶楽部、人事厚生、医務、団体保険の各委員会を設置	4 保険料率の引下げ実施（予定維持費の引下げ） 9 伊勢湾台風発生（死者5,041人、支払保険金額1億9,358万円） 10 民間生保の保有契約高5兆円突破	4 大蔵省設置法の一部改正法公布（保険審議会の設置） 5 「団体扱契約の取扱について」通達 7 第1回保険審議会開催 8 大蔵省保険課、保険計理官制度新設	3 簡易生命保険法の一部改正法公布（家族保険の創設、6月実施） 4 税制調査会発足 4 簡易保険、全共連、保険料率の引下げ実施 4 消費者生協の共済の経理について監督法規制定 4 国民年金法公布

年	協会	業界	行政	関連事項
昭和34 (1959)	7 事務局の組織改正、事務局長制等実施 8 事故防止委員会設置 9 団体扱特別委員会設置 11 簡易保険金額限度引上げに反対表明 11 教育弘報委員会設置			
昭和35 (1960)	2 生保会館建設委員会を設置 6 PR紙「くらしと保険」(月刊) 創刊 8 協会調査活動の充実を図るための資料調査特別委員会設置 8 世帯主2,200人を対象に市場調査実施 9 企業課税問題で益金不算入廃止の要望書を大蔵省ならびに関係方面に送付 11 8月実施の世帯主2,200人を対象とした「生命保険に関する市場調査」の結果発表		2 保険審議会、機構・契約・計理の3部会に分け具体的審議に入ることを決定 3 大蔵省保険課を第一、第二の2課に分割することに閣議決定 (4月1日実施) 11 保険審議会、契約部会で生保の苦情処理機関の設置決定	9 リアマ・スクール (SAM 186)、わが国で初めて開催 (箱根・参加者101人) 12 厚生省、第10回生命表公表 12 国民所得倍増計画、閣議決定
昭和36 (1961)	1 簡易保険の最高限度額引上げ反対の意見書を関係各方面に配布 2 生命保険相談所運営委員会を設置、「生命保険相談所」発足 (3月1日から) 3 第2次生命保険事業視察団渡米 5 第2回市場調査結果発表 5 第10代会長に藤川博朝日生命社長就任 6 小都市 (人口5万人以下) 対象の生命保険に関する市場調査結果発表 6 大蔵大臣あて、年金課税の優遇措置に関し要望書提出 8 生命保険料の所得控除限度額等の引上げに関し、大蔵大臣等に要望書提出 11 税制調査委員会、年金特別委員会、法人税特別委員会を設置	4 団体定期保険、新料率により発売開始	3 保険審議会計理部会開催、「生命保険計理に関する基本問題について」の意見書を大蔵省に提出 (生保の事業運営個別化、合理化を要請) 3 法人税法施行規則の一部を改正する政令閣議決定、4月1日施行 10 大蔵省、昭和36年度第1次外野実態調査の結果発表 (外務員の歩留り50%) 11 税制調査会、保険料控除限度額を3万円から5万円に引き上げる内容を含んだ答申作成	4 国民年金制度発足 4 簡易生命保険法の一部改正法公布、施行 (最高保険金額を30万円に引上げ) 9 全共連、有診査共済の最高限度額を200万円に、無診査共済の最高限度額を50万円に引上げ
昭和37 (1962)	2 企画委員会設置 10 株価対策協力のため株式市場への買い出動を決定 11 調整年金問題で意見書提出 11 大蔵大臣あて、新種団体年金実現に関する陳情書提出 11 健康保険研究委員会設置	4 団体年金保険発売 6 民間生保の総資産1兆円突破 9 民間生保の保有契約高10兆円突破	3 「法人税法の一部改正法」および「所得税法の一部改正法」成立で企業年金に関する税制整備本決まり (適格退職年金制度創設) 3 保険審議会「生命保険計理に関する答申」提出 4 法人税法の一部改正法施行 (適格年金に対する法人負担掛金の損金算入実施) 4 所得税法の一部改正法施行 (保険料所得控除額1万5,000	4 簡易生命保険法の一部改正法公布、施行 (最高保険金額を50万円に引上げ) 9 生命保険外務員協会、創立総会開催 10 第1回東アジア保険会議 (EAIC) 開催 (東京・第一生命にて)、参加者140人 (東アジア11か国28人、日本112人)

年	協会	業界	行政	関連事項
昭和37(1962)			円までは全額、1万5,000円を超え5万円までについてはその半額) 7 保険審議会、「生命保険募集に関する答申」提出 8 労働省、「外務員の失業保険適用について」通達	
昭和38(1963)	2 外務員試験規則決定 4 外務員試験制度実施(全国49地区に地方試験委員会設置) 5 第11代会長に弘世現日本生命社長就任、定款の一部を改正し全社役員制に復する 6 第3次生命保険事業視察団渡米 8 大蔵大臣あて、税制優遇措置拡大を要望(11月、税制調査会に再要望) 8 文部大臣あて、中学校教科書の保険記事改善を要望 8 86条委員会設置 9 グループ保険委員会設置 9 広報部新設 11 全国中学生懸賞作文集「私たちのくらしと生命保険」創刊、第1回全国中学生作文コンクール表彰式開催 12 調整年金構想に関し日経連へ要望書提出	4 「ご契約のしおり」の配付実施 8 各社、企業年金保険発売 11 三池炭鉱爆発事故発生(死者458人、支払保険金額1億540万円)	1 大蔵省、昭和37年10月実施の生命保険代理店実態調査の結果発表 3 「試験制度の実施に伴う生命保険募集人登録事務の取扱について」通達 4 「今後の生命保険会社の業務運営について」通達(募集体制の近代化、保険計理の適正化推進等) 7 大蔵省、株価緊急対策決定(生保の買い出動、銀行の協調融資枠拡大等) 10 大蔵省、募集正常化で通達	4 日本アクチュアリー会、社団法人としての創立総会開催 6 大蔵省、損保の交通傷害保険に認可 8 第1回太平洋保険会議(PIC)開催(アメリカ、ホノルル市・ハワイ大学にて)、日本人参加者9人
昭和39(1964)	1 調整年金に関する厚生省構想について要望書提出 4 日本共同証券の増資株引受けを決定 4 初めてのPR映画「花ふたたび」の制作決定 5 保険関係法規研究会を設置 9 生保苦情処理機関の設置を決定 10 大蔵省銀行局長あて、企業年金保険の保険型および信託型の人員規制等に関し要望書提出 10 戦後初の生命保険大会開催(工業倶楽部)、第1回地方協会長会議開催(同上) 11 厚生省あて、調整年金制度に関する税法上の要望書提出 12 大蔵省あて、「生命保険相互会社の社員総代会」と「生命保険相談所」に関し意見書提出	4 養老保険・定期付養老保険の保険料引下げ実施(第10回生命表の採用) 4 災害保障特約を発売	1 保険審議会第15回総会開催、商法改正に伴う保険業法一部改正に関し答申 3 「指定時前契約の繰上げ満期措置について」通達 4 保険料所得控除額、2万円まで全額、2万円超5万円まで半額に引上げ 6 保険業法の一部改正法成立(商法の計算規定改正に伴う整備) 9 大蔵省、生保協会長あて「保険契約の早期解約・失効ならびに生保募集人のターンオーバーの実態調査実施について」文書で指示 11 大蔵省、企業年金保険の取扱基準の加入人員について改正(保険型は25人以上から20人以上に)	1 株式買入れ機関日本共同証券株式会社発足 4 簡易生命保険法の一部改正法公布、施行(最高保険金額を100万円に引上げ) 4 IMF8条国に移行 4 政府、OECD条約加盟を正式決定 10 東京オリンピック開催(参加選手に団体定期保険付保) 11 生命保険文化研究所、専門外務員講座開講
昭和40(1965)	1 「募集制度の合理化と継続率の改善について」の答申を決定 1 大蔵大臣あて、「商法なら	6 5社、持株の共同証券預託決定 7 13社、「団体定期保険災害特約」発売	3 保険審議会、「相互会社組織運営の改善について」答申 3 「昭和39年度以降の生命保	4 第1回国際保険経営セミナー(IIS)開催(アメリカ、オースチン市・テキサス大学にて)

年	協会	業界	行政	関連事項
昭和40（1965）	びに保険業法改正に伴う昭和39年度以降の決算における経理処理に関する意見書」提出 1 調整年金基金に関する要望書を関係各方面へ提出 3 大蔵省あて、「生保会社が販売しうる保険種類の範囲」について意見書提出 4 理事会、共済事業で大蔵省に対する善処方要望を決定 4 生命保険相談所調停委員会を設置（相談所の改組） 6 第12代会長に春山定朝日生命会長就任 8 生命保険料控除の限度額引上げ要望を決定 10 第1回外務員専門課程試験を実施 10 文部大臣あて、中学校学習要領の改定に関し要望 10 第2回生命保険大会開催	・この年、民間生保の保有契約高、国民所得比100%突破	険会社の決算等について」通達（上場有価証券の評価方法を低価法とする等） 4 相続税法改正（死亡保険金非課税限度額受取人1人につき100万円に引上げ） 4 「相互会社運営の改善について」通達 5 大蔵省設置法の一部改正法公布、施行（銀行局に保険部設置） 11 保険審議会、「生命保険募集制度の合理化と継続率の改善について」答申 12 「生命保険募集制度の合理化と継続率の改善について」通達 12 大蔵省、傷害保険および疾病保険で生損保分野調整	5 日銀、山一証券に特融 6 厚生年金保険法の一部改正法可決、成立（1万円年金実施） 7 株価暴落
昭和41（1966）	1 傷害保険、疾病保険の分野調整に関する大蔵省提示案を了承 1 大蔵省あて、団体保険の新運営基準案答申 1 大蔵省あて、生命保険募集制度の合理化と継続率改善の推進方法につき回答 2 新種保険委員会設置 5 税制特別委員会設置 10 第3回生命保険大会開催 12 大蔵省あて、印紙税法の改正問題要望書提出（保険証券、証担貸付などの課税緩和について）	1 生保、国債共同引受団に参加 2 全日空機羽田沖海上へ墜落（死者133人、支払保険金額3億5,000万円） 3 各社、新団体保険運営基準実施 9 海外旅行生命保険発売 9 この月発足の神戸市の「心身障害者扶養保険制度」を全社で共同引受け 10 厚生年金基金保険発売 11 全日空機松山沖に墜落（死者50人、支払保険金額1億1,000万円）	2 「団体定期保険の運営基準の改正について」通達（昭和26年以降の補足通達の集大成） 4 所得税法改正（保険料所得控除額2万5,000円まで全額、その超過分5万円まで半額） 10 大蔵省、厚生年金基金保険（調整年金）を認可 11 厚生省、厚生年金基金保険について第1次として87基金に認可	3 政府、第10回国勢調査の確定総人口公表（総人口は9,827万人） 5 厚生省、第11回生命表公表 9 生命保険文化研究所、生命保険外務大学課程開講 ・この年、わが国の人口1億人突破
昭和42（1967）	3 協会事務所移転（昭和39年11月移転の新大手町ビル仮事務所から新国際ビルへ） 6 第13代会長に矢田恒久第一生命社長就任 6 欧州生命保険視察団派遣 10 生命保険に関する税制要望書を大蔵省はじめ関係方面に提出 10 第4回生命保険大会開催 11 地方公共団体に対し、心身障害者扶養保険制度実施の呼びかけ 12 海外保険事情研究会、「自由化動向に伴う保険関係法規の整備」に関し報告書発表		5 大蔵省、生保会社に対する法人税の課税強化を決定（昭和43年3月期から株式の受取配当金を課税所得とする） 5 相続税法の一部改正法公布（死亡保険金の非課税限度額「受取人1人につき100万円まで」を「相続人1人につき100万円まで」に改正） 5 印紙税法施行令公布（6月1日施行） 8 大蔵省、銀行局保険第一課に「外国生命保険係」新設 12 「団体定期保険の運営基準について」通達	2 厚生年金基金連合会発足 6 簡易保険、保有契約高5兆円突破 7 政府、第1次資本自由化を実施（17業種100%、33業種50%） 7 簡易生命保険法の一部改正法公布、施行（特別養老保険の最高限度額を150万円に引上げ）
昭和43（1968）	4 各社間付替決済制度実施 5 昭和生命保険史料刊行を決	2 外部発表の業績表示方式を改正（保険種類別表示等）	2 大蔵省、当面の行政方針発表（自由化に備え料率、配	10 大蔵省、外資審議会総会開催（資本自由化は昭和44年

年	協会	業界	行政	関連事項
昭和43(1968)	定（昭和45年12月第1巻刊行、昭和51年3月別巻（3）総索引刊行をもって完結。この間、本史部分7巻、別巻3巻計10巻を刊行） 6 60周年記念事業委員会設置 7 昭和保険史料編纂室設置 8 第1回生保・証券懇談会開催（株式の時価発行問題などについて協議） 9 昭和43年度市場調査の概要発表（民保の世帯加入率71.1%、加入1世帯当たりの加入金額209万円） 10 創立60周年記念を兼ねて第5回生命保険大会開催 11 外資審議会あて、「生命保険事業と資本取引の自由化について」の意見書提出 12 創立60周年記念式典開催 12 救急車贈呈式挙行（自治省消防庁からの要請に応え、3か年計画で全国の自治体に対して総額3,000万円相当の救急車を贈呈、第1回は横浜市ほか22地方公共団体へ）	4 団体定期保険交通災害特約発売	当の個別化により生保会社の体質改善） 3 保険審議会、「共済保険問題について」答申、あわせて保険業の自由化対策特別委員会の設置を決定 3 地方税法の一部改正法公布（生命保険料の地方税控除1万5,000円まで全額、3万5,000円まで半額、控除限度2万5,000円に改正） 7 「責任準備金の充実について」通達 7 厚生省心身障害児福祉基金制度調査会、保険制度に関する基本的考え方と制度の具体案をまとめ厚生大臣に報告	3月に第2次、その後第3次、第4次を行うことを公表）
昭和44(1969)	5 「日本全会社生命表（1960～63）」（第1回全会社表）発表 5 「生命保険外務員試験制度の改善について」大蔵省あて報告 6 「主要国の保険事業監督等に関する調査」の結果発表 6 第14代会長に數納清朝日生命社長就任 7 外務員試験制度改正実施（登録後3か月以内に受験） 7 会報60周年記念特別号（会報第50巻第1号）発行 8 業務協議会設置 9 「全国無料血圧測定」実施 10 生命保険に関する税制要望書を大蔵省はじめ関係方面に提出 10 第6回生命保険大会開催 11 「生命保険外務大学講座」、生命保険文化研究所から協会に移管（昭和45年度から講座運営）	2 交通災害保障特約発売 4 新災害保障特約、団体定期保険災害保障特約発売 5 16社から申請中の既設商品の料率改定（全会社表採用）認可 7 生保十日会、「告反解除期間の短縮および自殺免責期間の統一について」大蔵省あて回答 8 民間生保の保有契約高50兆円突破	4 保険審議会、自由化対策特別委員会で、保険業の体質改善について答申 5 保険審議会、「今後の保険行政のあり方について」答申 5 大蔵省、「告反解除期間の短縮および自殺免責期間の統一について」生保十日会あて連絡 6 「生命保険外務員試験制度の改定について」各財務局あて通達 6 「外務員試験制度の改善に伴う外務員教育の充実および指導体制の整備について」事務連絡 6 厚生省、心身障害者扶養保険制度の実態調査結果公表	2 外資審議会、第2次資本自由化措置について大蔵大臣に答申（保険業、第一類自由化業種に指定） 4 厚生省、第12回生命表公表（平均寿命は男67.74歳、女72.92歳） 4 文部省、「中学校学習指導要領の全部を改正する件」について告示（社会科における「保険」の取扱いを重視） 4 生命保険文化研究所（文研）、「認定生命保険士」の称号を付与する称号認定委員会（大蔵省保険部長、生保協会長、文研理事長で構成）発足 6 簡易生命保険法の一部を改正する法律公布、施行（最高保険金額を200万円に引上げ、傷害特約の創設、保険料率の引下げ等） 10 全国生命保険労働組合連合会結成（生保労連、組合員27万人、初代委員長に田辺準之助氏選出） 11 「称号認定委員会」において資格選考の結果、わが国初の認定生命保険士誕生

年	協会	業界	行政	関連事項
昭和45 (1970)	1 救急車贈呈式挙行（日光市ほか23地方公共団体へ） 2 心身障害者扶養者生命保険に関し、社会福祉事業振興会と契約調印式挙行 3 心身障害者保険運営委員会設置 3 万国博覧会会場周辺都市へ救急車7台贈呈 4 生命保険外務大学課程東京講座開講 4 税制委員会設置 9 生命保険に関する税制要望書を大蔵省はじめ関係方面に提出 9 昭和44年7月実施の市場調査結果発表（全国世帯の9割が生保に加入） 10 第7回生命保険大会開催 10 欧米の生保事情視察調査のため「海外保険事情調査団」派遣 12 救急車贈呈式挙行（鳥羽市ほか21地方公共団体へ） 12 「昭和生命保険史料」（第1巻）刊行	4 大阪市北区の地下鉄工事現場でガス爆発発生（死者79人、負傷者420人、支払保険金額7,967万円） 6 民間生保の総資産5兆円突破	6 「保険募集の取締に関する法律に基づく生命保険募集人の登録事務の取扱いについて」、「生命保険募集制度の合理化と生命保険契約の継続率の改善について」通達	3 日本万国博覧会開催（大阪で9月13日まで） 3 第一生命から申請の「財団法人アジア生命保険振興会」の設立認可される 4 生保リサーチセンター発足 7 第6回国際保険経営セミナー（IIS）、東京・日比谷の日生会館にてわが国で初めて開催（参加者267人、生損保両業界からの参加者120人）、同会期中、第一生命創立者故矢野恒太、保険名誉賞（IHF）受賞、保険殿堂入り 9 第3次資本自由化 9 全日本生命保険外務員協会の社団法人化認可 12 総理府統計局、昭和45年国勢調査の概数結果公表（総人口1億370万人） 12 簡易保険、保有契約高10兆円突破
昭和46 (1971)	2 法人契約特別委員会、沖縄契約委員会の設置を決定 4 企画部より広報課を分離し、同部に企画課を設置、教育調査部を解消し、教育広報部（教育課・広報課）と調査部（調査課）を設置 6 第15代会長に関好美明治生命社長就任 6 「財務ビジョン報告書」および「業務ビジョン報告書」刊行 7 会社型投信研究会、エクイティ商品研究報告書発表 8 臨時対策委員会設置 10 簡易保険の保険金最高限度額引上げについて反対の意向を表明 10 第8回生命保険大会開催 10 日本共同証券財団へ初の助成金交付を申請 10 生命保険に関する税制要望書を大蔵省はじめ関係方面に提出 10 静岡検診所開設（業界初の共同検診センター） 12 「民営生命保険誹謗に対する善処方要請について」厚生省社会局長および大蔵省保険第一課長あて要請	2 琉球生命の本土保険事業活動認可 3 生保業界、札幌プレオリンピック参加選手を対象に団体定期保険契約を締結 7 北海道で東亜国内航空機墜落（死者68人、支払保険金額1億6,000万円） 7 北海道住友歌志内礦でガス突出事故発生（死者30人、支払保険金額7,265万円） 7 全日空機、自衛隊機と空中衝突（死者162人、支払保険金額1億6,600万円） 9 台風25号、房総地方への集中豪雨による被害発生（死者55人、支払保険金額968万円） 10 近鉄特急電車正面衝突事故発生（死者25人、支払保険金額2,894万円） 11 川崎で崖くずれ実験による生埋め事故発生（死者15人、支払保険金額2,034万円）	3 相続税法、所得税法および地方税法の一部改正法公布（生命保険金非課税限度額を相続人1人につき150万円に引上げ、生命保険料の地方税控除1万5,000円まで全額、4万円まで半額、控除限度2万7,500円に改正） 6 勤労者財産形成促進法公布、施行 8 「団体定期保険運営基準」改正（団体区分等）改正	1 日本共同証券株式会社解散、日本共同証券財団発足 4 租税特別措置法改正（生保の住宅保険にも住宅貯蓄控除制度適用） 5 簡易生命保険法の一部を改正する法律公布、一部を除き9月1日施行 6 沖縄返還協定調印 8 第4次資本自由化 8 アメリカ、ドル防衛発表、日本株価大暴落（ニクソン・ショック） 8 政府、円の固定相場制の変動相場制への移行を決定 9 簡易保険、特別終身保険・学資保険発売

年	協会	業界	行政	関連事項
昭和47(1972)	1 生命保険募集に関する基本的対策事項の検討方向を決定 1 戦前の沖縄契約償還を決定 3 財産形成保険委員会設置 4 アクチュアリー講座、協会から日本アクチュアリー会へ移管 4 金沢検診所開設 5 沖縄の戦前契約償還のため沖縄事務所開設 7 保険学振興委員会設置 8 生保・信託両協会および厚生年金基金連合会の3者間で還元融資について覚書交換 9 生命保険に関する税制要望書を大蔵省はじめ関係方面に提出 10 第9回生命保険大会開催 10 欧州生命保険事業視察団派遣 12 業法研究委員会設置	3 富士山で遭難事故発生（死者・行方不明者24人、支払保険金額5,620万円） 4 長期継続契約に対し特別配当実施 4 民間生保の保有契約高100兆円突破 5 協栄生命株主総会にて、沖縄生命の契約包括移転を了承 5 大阪の千日デパートで火災事故発生（死者118人、支払保険金額9,700万円） 6 日航機、インドのニューデリー郊外で墜落（死者118人、支払保険金額2億503万円） 6 キャセイ航空機、南ベトナムで墜落（死者81人、支払保険金額1億4,891万円） 8 平和生命とカリフォルニア・オクシデンタル生命から認可申請中の合弁会社「平和オクシデンタル株式会社」に設立認可 10 団体定期保険労災保障特約発売 11 北海道石狩炭鉱でガス爆発事故発生（死者31人、支払保険金額3,649万円） 11 北陸トンネル内で列車火災事故発生（死者30人、支払保険金額2,659万円） 11 日航機、モスクワ郊外で墜落（死者61人、支払保険金額4億8,353万円）	2 大蔵省、昭和46年度契約者配当承認基準を提示（特別配当、満期時配当の実施決まる） 6 保険審議会、「保険商品および生保資産運用に関する答申」提出 11 保険審議会、「国際化の進展等に伴う法制上の諸問題について」答申	2 札幌冬季オリンピック開催（参加選手に団体定期保険付保） 4 全共連、養老生命共済の最高限度額を1,500万円から3,000万円に引上げ 5 沖縄復帰（沖縄県誕生） 5 沖縄の復帰に伴い簡易保険および郵便年金特別会計が承継する債権の処理に関する省令公布（簡易保険および郵便年金特別会計の保険勘定に帰属することとなる債権について確認等の処理の手続きを規定） 5 簡易生命保険法の一部を改正する法律公布、施行（最高保険金額を300万円に引上げ、告知義務違反に対する国の解除権の消滅期間短縮等）
昭和48(1973)	2 国民生活審議会答申「保険サービスに関する消費者保護について」に対する業界の対処策発表 4 増員・育成の今後の在り方について決定 5 募集文書図画届出制の発足について各社あて連絡 6 第16代会長に新井正明住友生命社長就任 7 生命保険に関する全国市場調査を実施 7 「勤労者財産形成制度の対象貯蓄の一環として生命保険契約を加えること」に関して関係方面へ要望 7 業務協議会、「継続率改善に対する今後の取り組み方」について申合せ 9 生命保険に関する税制要望書を大蔵省はじめ関係方面	2 アメリカン・ライフ社（ALICO）日本支社、日本人向け営業開始 11 熊本市で大洋デパート火災事故発生（死者103人、支払保険金額6,141万円）	2 国民生活審議会、「保険サービスに関する消費者保護について」答申 3 「生命保険の募集文書図画の取扱いについて」通達 7 大蔵省、生保会社の沖縄における新契約募集活動認可 9 「生命保険契約の継続率の改善に関する措置等について」事務連絡 9 厚生年金保険法の一部改正法公布（厚生年金物価スライド制の導入等、11月1日施行）	2 円変動相場制に移行 4 日本保険医学会、第70回記念総会開催 5 政府、第5次資本自由化実施（保険事業100%自由化業種に指定） 7 簡易生命保険法の一部を改正する法律公布（定期保険制度、疾病傷害特約制度の創設および家族保険制度の改善等、昭和49年1月施行） 8 第6回太平洋保険会議(PIC)、山中湖畔で開催 11 第1次石油危機（オイルショック）起こる 11 第12回全国消費者大会開催（第2分科会において生保問題討議）

年	協会	業界	行政	関連事項
昭和48 (1973)	に提出 10 第10回生命保険大会開催 10 生命保険に関する全国調査の結果を発表（生保加入は世帯の9割） 12 増員・育成の今後の在り方についての具体的方策を決定（業界共通教育実施等） 12 資金調整委員会、会社の住宅関連融資を昭和49年以降5年間に1兆円純増する方針を決定			
昭和49 (1974)	2 教育広報部に教育企画課設置 2 沖縄県高校生に対する育英奨学金制度の創設を決定 3 生保労連との「雇用制度に関する労使協議会」発足 3 相互会社制度の改善について大蔵省あて回答 4 奉仕課を廃止し、広報課を広報第一課と同第二課に、企画課を企画第一課と同第二課にそれぞれ分割 4 検定調査士制度実施 4 各社、「募集制度の改善について」申合せ 4 「日本全会社生命表（1965～69）」（第2回全会社表）発表 5 沖縄育英基金の贈呈式挙行（新井会長より新垣沖縄県副知事に対し昭和49年度分寄付金2,000万円贈呈、5年分割で総額1億円） 6 昭和48年度生命保険に関する全国調査の報告書発表 7 外務員の選別・教育制度改定 8 勤労者財産形成貯蓄の対象に生命保険契約を加えることについて政府等関係方面へ要望書提出 8 保険関係諸事情調査団を欧米諸国へ派遣 9 生命保険に関する税制要望書を大蔵省はじめ関係方面に提出 10 生命保険外務員初級課程試験制度を改定 10 第11回生命保険大会開催 10 厚生省社会局に労済連の民保誹謗について善処方要望 10 簡易保険の最高限度の引上げ等について大蔵省銀行局に意見書提出 11 公共関係委員会設置	4 団体定期保険災害割増特約発売 4 無診査削減規定撤廃、無診査最高額500万円に引上げ 4 パンアメリカン航空機、バリ島で墜落（死者107人、支払保険金額2億206万円） 5 第2回全会社表採用による保険料引下げを実施 5 伊豆半島沖地震による被害発生（死者30人、支払保険金額911万円） 8 丸の内三菱重工本社爆破事件発生（死者8人、重軽傷者約300人、支払保険金額7,232万円） 8 民間生保の総資産10兆円突破 9 生保業界、クーリング・オフ制度実施 9 団体定期保険の優良被保険団体に対する特別料率を実施 9 TWA機ギリシャ沖墜落（死者88人、支払保険金額1億157万円） 11 アメリカンファミリー日本支社、日本人向け営業開始	1 国税庁、「適格退職年金契約の承認事務運営要領の全文改正等について」および「『適格退職年金契約に係る申請等の手続』の制定について」生保協会長あて通知 3 大蔵省、「契約者配当のあり方について」日本アクチュアリー会へ諮問 3 所得税法の一部改正法公布（生命保険料所得控除限度額5万円に引上げ） 6 「募集制度の改善についての申合せ」等の実施について事務連絡 12 「生命保険の経理上の諸問題検討方依頼について」事務連絡 12 保険審議会生保部会、「生命保険商品についての意見のとりまとめ」について中間報告	1 リアマ、リムラに名称変更、これに伴い、リアマ・スクール日本同窓会をリムラ・スクール日本同窓会に名称変更 4 「生命保険アンダーライティング学院」（全外協・東京外務員協会主催）開講 9 大蔵省、損害保険18社から申請の「所得補償保険」認可 10 厚生省、第13回生命表公表 10 簡易生命保険法の一部を改正する法律施行（定期保険の最高保険金額を500万円に引上げ、その他の保険の同限度額への引上げは昭和50年4月施行）

年	協会	業界	行政	関連事項
昭和50(1975)	1 「独禁法における生命保険会社の持株制限について」独禁法改正問題懇談会あて要望 1 生保の勤労者財産形成貯蓄への参入決定 3 業界不当競争防止に関して申合せ 4 業界共通教育を一部改正(外務員登録前5日間研修を実施) 4 教育広報部を教育部および広報部に分割、教育部に教育課および教育企画課を、広報部に広報第一課および同第二課を設置、総務部に秘書課を新設 4 新人導入育成制度に関する業界統一構想について生保労連と合意 5 株主優遇の見地から中間配当を実施するよう株式上場会社に対して要望書提出 6 第17代会長に弘世現日本生命社長就任 6 臨時対策委員会を一般委員会に改称 9 業務協議会、「継続率の更なる改善に関する今後の取組みについて」申合せ 9 生命保険に関する税制要望書を大蔵省はじめ関係方面に提出 10 継続率改善について申合せ 10 生保労連から申入れの「雇用制度に関する労使協議会」を再開 11 第12回生命保険大会開催 11 業務協議会および教育委員会で「専業外野体制確立を目途とする教育訓練の充実・強化について」申合せ	1 青木湖スキーバス転落事故発生(死者24人、支払保険金額1億2,658万円) 2 民間生保の保有契約高200兆円突破 5 昭和20年代契約に対し特別配当開始、災特、交通災特にも配当開始 7 総合保障・災害保障海外旅行生命保険を発売 8 財形貯蓄保険発売 8 日本生命、琉球生命の保険契約を包括移転 8 台風5・6号により四国3県に被害発生(死者98人、支払保険金額1億1,680万円)	1 「生命保険の計理上の諸問題(その2)検討方依頼について」事務連絡 2 「身体障害者雇用促進法に基づく身体障害者雇用率未達成事業所に対する行政措置の強化について」事務連絡 2 「生命保険会社の関連不動産会社との関係の適正化について」事務連絡 3 相続税法の一部改正法公布(生命保険金非課税限度額を相続人1人につき250万円に引上げ、4月1日施行) 5 勤労者財産形成促進法の一部改正法公布、6月21日施行(生保の財形参入) 5 「保険会社の大口融資規制について」通達 6 「他社の既契約がある場合の新契約募集(いわゆる乗換募集)について」事務連絡 6 保険審議会、「今後の保険事業のあり方について」答申 7 「物価指数保険について」事務連絡 7 「中途増額制度の拡充及び定期保険の普及について」事務連絡 7 「生命保険募集人の登録事務の取扱いに関する通達の一部改正について」事務連絡 8 「生命保険会社の契約者懇談会に関する報告について」事務連絡 9 「保険会社とその関連会社との関係について」通達 10 「社員総代選考の改善について」事務連絡 11 政府、第8回消費者保護会議開催、消費者保護の具体的方策決定(生保の配当自由化推進等盛り込む)	2 日本アクチュアリー会、大蔵省より諮問の「保険契約者配当のあり方」に関して答申 3 全国消費者団体連絡会、生保会社の社員総代会の民主化について保険審議会に申入れ、同時に当協会あて公開質問状を提出 3 生命保険アンダーライティング学院卒業式を開催、生命保険修士第1期生誕生 8 郵政審議会、昭和51年1月1日から財形貯蓄保険制度の創設と同保険約款を了承 12 総理府統計局、昭和50年度国勢調査結果の概数公表(総人口1億1,193万人) 12 簡易生命保険法の一部を改正する法律(最高保険金額を800万円に引上げ)、昭和24年5月以前の簡易生命保険契約に関する特別措置法公布(昭和51年1月施行)
昭和51(1976)	1 広報部を廃止し、業務の一部を企画部へ移管、同部に奉仕課新設、同部の企画第一課、同第二課を企画課、業務課に改称 6 西武オールステート生命入会 8 アメリカン・ライフ社準社員として入会 9 グループ保険海外視察団	1 西武オールステート生命、営業開始 1 財形給付金保険発売 3 各社、保険料引下げ(予定利率引上げ)および女子料率設定 3 災害保障特約の内容大幅改善 6 財形住宅貯蓄保険発売 8 日本生命弘世現社長、IIS	2 「団体定期保険の運営基準の改正について」通達 3 「外務員の教育訓練等募集体制に関する整備改善計画の策定について」事務連絡(第1次募体三計画) 5 「定期預金とセットされる保険の取扱いについて」事務連絡	1 財団法人生命保険文化センター設立 4 全共連、掛金の引下げならびに財産形成貯蓄共済、財産形成給付金共済を新設 4 全国地域婦人団体連絡協議会、銀行、生保の営業活動に関する消費者意識調査をまとめる 6 地銀生保住宅ローン株式会

年	協会	業界	行政	関連事項
昭和51 (1976)	派遣 9 生命保険に関する税制要望書を大蔵省はじめ関係方面に提出 9 第13回生命保険大会開催 10 第1回生命保険外務員上級専門課程試験を実施（専門課程を中級と上級に分離） 10 財形保険に係る要望書を労働大臣あて提出 10 「株式の時価発行基準の緩和について」業界意見書を関係方面に提出	総会（サンフランシスコ）で保険名誉賞を受賞、保険殿堂入り 12 各社、定款・約款の保険契約申込時配布を実施		社設立 7 「昭和51年度消費者団体代表と事業者団体代表の連絡会議」（東京都主催）生命保険を考えるをテーマに開催 9 簡易保険、①保険金削減支払制度の改善、②失効、解約等による消滅契約への分配金支払、③特約の改正等を実施 10 全外協、創立15周年記念祝典開催 10 第20回国際アクチュアリー会議、東京で開催 11 全国労働者共済生活協同組合連合会（全労済）設立
昭和52 (1977)	3 初の地方事務長事務研修会開催 3 社会保険実務委員会を設置 3 経験死亡率、経験災害発生率等の調査結果について大蔵省あて報告 4 外務員試験制度改正実施（試験合格後登録へ移行） 4 事務局機構改正 ①札幌をはじめ24地区に地方事務室を設置し事務長を任命 ②企画部奉仕課の事務分掌を公共関係課および生命保険相談室に分割し、同部を企画課、業務課、公共関係課、生命保険相談室の3課1室に編成 ③教育部の教育課、教育企画課の事務分掌事項を教育一課、教育二課に再編成 4 地方業務委員会設置（全国57地方協会所在地）を決定 6 「勤労者財産形成促進制度拡充に関する要望書」を労働省あて提出 7 第18代会長に塚本亮一第一生命会長就任 7 生命保険相談所調停委員会を生命保険相談所裁定委員会に改組 9 生命保険契約に関する税制要望書を大蔵省はじめ関係方面に提出 9 第14回生命保険大会開催 10 地方事務管理室を設置	10 財形貯蓄積立保険発売	1 「生命保険外務員試験制度の改正について」通達 1 「集団扱定期保険の取扱いについて」事務連絡 2 国税庁、「適格退職年金契約の承認事務運営要領の全文改正について」生保協会長あて通知 2 「団体定期保険の運営基準の一部改正について」通達および事務連絡 3 「外務員の教育訓練等募集体制に関する整備改善計画の見直しについて」事務連絡 9 保険業法施行規則の一部改正省令公布、施行（業績表示を保障機能別に表示）	1 生保文化センター、「学習指導要領における保険の記述に関する要望について」文部省あて提出 4 財形持家個人融資制度発足 6 簡易生命保険法の一部を改正する法律公布、9月1日施行（最高保険金額を1,000万円に引上げ等） ・この年、わが国の平均寿命、世界第1位となる（男子72.69歳、女子77.95歳）
昭和53 (1978)	2 内務教育委員会設置 2 グループ保険海外視察団報告書「欧米の団体保険」	4 各社、募集人の社員証明書に保険料受領権を明記 4 各社「住宅ローン相談所」	5 大蔵省内の金融問題研究会、「今後の金融機関のあり方について」報告書を	2 財団法人年金制度研究開発基金設立 4 財形法の一部改正法成立

年	協会	業界	行政	関連事項
	刊行	を設置	公表	(財形基金制度、進学融資制度創設)
昭和53	4 地方事務長を新たに岩手、新潟、香川、大分、熊本の5地方に配置	5 岩国自衛隊機墜落（死者13人、該当契約件数43件、支払保険金額5億2,683万円）	8 「生命保険会社の財産利用について」通達（外国政府への貸付等運用範囲の拡大）	7 簡易保険、資金総額10兆円を突破
(1978)	4 住宅金融協力、純増1兆円計画を達成	6 宮城県沖地震による被害発生（死者27人、該当契約件数6件、支払保険金額2,355万円）	11 保険審議会、第39回総会を開催（生命保険について効率化の促進、公共性・社会性の発揮、資産運用の改善等今後の審議テーマを決める）	9 生保文化センター、「生活設計に関する意識調査」結果発表
	5 裁定委員会第1回裁定を実施	6 明治生命初代会長、初代生保協会長、故阿部泰蔵氏、IIS総会（マニラ）で保険名誉賞受賞、保険殿堂入り		10 厚生年金基金連合会、「企業年金の望ましいあり方について」報告書まとめる
	6 定款を一部改正（通常総会の招集を毎会計年度終了後「3か月以内」から「4か月以内」に変更）	12 財形進学融資制度で代理業務開始		12 厚生省、第14回生命表公表
	9 第15回生命保険大会開催			
	9 大地震対策本部（有事）と大地震対策総合委員会（平時）を設置			
	9 生命保険に関する税制要望書を大蔵省はじめ関係方面に提出			
	10 生命保険外務教育調査団派遣			
	12 「生命保険協会70年史」刊行			
昭和54	2 企画部業務課を業務一課、業務二課に分割、庶務課を総務課に改称	3 大清水トンネル火災事故発生（死者16人、該当契約件数16件、支払保険金額1億6,000万円）	6 「生命保険の募集体制に関する整備改善計画について」事務連絡（第2次募体三計画）	1 第2次石油危機起こる
(1979)	2 全国事務長会議開催（第1回）	4 財産形成基金保険発売	6 保険審議会、「今後の保険事業のあり方について」答申	4 年金制度基本構想懇談会、「わが国年金制度の改革の方向」について報告
	4 地方事務長を新たに青森、栃木に配置	5 三菱夕張炭鉱でガス突出事故発生（死者16人、該当契約件数29件、支払保険金額2億1,840万円）	6 「保険審議会答申の指摘事項等の検討方依頼について」事務連絡	4 生保文化センター、「老齢化社会の統計的基礎研究」結果発表
	4 生命保険外務教育調査団の報告書「アメリカの外務教育制度」刊行	10 台風20号による被害発生（死者41人、該当契約件数34件、支払保険金額2億4,800万円）		5 生命保険経営学会、50周年を迎える
	5 生命保険講座一般コース（自学自習方式）開講	11 南極ツアー・ニュージーランド航空機墜落（死者24人、該当契約件数26件、支払保険金額2億5,000万円）		6 金融制度調査会、「普通銀行のあり方と銀行制度の改正について」大蔵大臣あて答申
	6 財産形成保険委員会を特別委員会から常置委員会に変更、また保険金委員会を特別委員会として設置	11 民間生保の保有契約高500兆円突破		7 年金制度基本構想懇談会、「社会保障の将来展望について」提言
	6 生命保険会社の事業経営に関する情報提供要項決定			8 公正取引委員会、「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」公表
	7 第19代会長に山中宏明治生命社長就任			9 簡易保険、男女別経験表を採用し保険料引下げ
	7 大地震対策要綱制定			9 経済企画庁、「消費者取引における適正な約款のあり方について」調査報告書公表
	9 第16回生命保険大会開催			9 生保文化センター、「昭和54年度生命保険に関する全国実態調査」結果発表
	10 心身障害者扶養者生命保険を改定、第二保険と特約を創設			
	10 年金資産運用海外調査団派遣			
	10 生命保険に関する税制要望書を大蔵省はじめ関係方面に提出			
	11 簡易保険の個人年金保険発売構想ならびに最高限度額引上げに対する反対意見を関係方面に提出			

年	協会	業界	行政	関連事項
昭和54(1979)	12 成熟化社会特別研究チーム、「日本人の生活と意識に関する調査」結果発表			
昭和55(1980)	2 外務員適格性の早期選別ならびに定着率の改善に関する対策、および募集秩序の維持に関する方策を決定 4 業務部を新設し、企画部の業務一課、業務二課を移管、調査部調査課を調査一課、調査二課に分割、国際渉外室を調査部へ移管、地方事務管理室を総務部へ移管 4 地方事務長を新たに富山、岐阜、和歌山、山口、宮崎に配置 4 適格性研究委員会設置 4 企業年金海外調査団派遣 5 公庫保険室新設 5 生命保険講座後期コース新設 6 モラル・リスク防止に関して警察庁と初の懇談会開催 6 成熟化社会特別研究チーム、研究レポート「超高齢化社会－21世紀への出発」発表 7 株式の中間配当実施について東京証券取引所第一部上場136社に要望 7 山口県生命保険協会、生保警察連絡協議会結成（以後各県で結成） 8 株式の時価発行制度に関する要望書を大蔵省はじめ関係方面に提出 9 第17回生命保険大会開催 9 生命保険に関する税制要望書を大蔵省はじめ関係方面に提出 10 情報交換制度発足（昭和58年4月に契約内容登録制度に名称変更） 10 住宅金融公庫団体信用生命保険特約制度発足 10 公共関係海外調査団派遣 11 情報交換制度運営委員会設置 12 「今後の募集代理店の取扱いについて」大蔵省あて回答	4 野島崎沖漁船転覆事故発生（死者21人、該当契約件数20件、支払保険金額2億2,000万円） 8 静岡駅前地下街ガス爆発事故発生（死者14人、該当契約件数24件、支払保険金額1億6,000万円） 11 川治温泉ホテル火災事故発生（死者45人、該当契約件数32件、支払保険金額3,000万円）	6 大蔵省、「募集代理店の取扱いに関し検討を要する事項について」諮問 12 「個人年金保険の普及拡充について」事務連絡	5 生保文化センター、「高齢化社会シンポジウム」開催 7 信託銀行6行、新個人年金信託の取扱い開始 7 生保文化センター、会長に有澤廣巳氏就任 8 金融14団体、郵政省の個人年金構想に対する意見書を関係方面に提出 9 簡易保険、普通養老保険および特別養老保険の20年満期について保険料引下げ 9 経団連、簡易保険限度額引上げおよび個人年金構想に反対意見表明 9 神戸市表示適正化委員会「生命保険に関する表示適正化について」神戸市長あて答申 9 リムラ・スクール日本同窓会、20周年記念総会開催 11 簡易保険、保有契約高50兆円突破
昭和56(1981)	2 郵便年金の限度額について意見書を関係方面に提出 2 モラル・リスク対応で臨時協議会設置 3 「日本全会社生命表（1972～76）」（第3回全会社表）	4 障害関係特約約款を改定（「高度障害」等の用語改定ほか） 4 各社、第3回全会社表採用等により保険料引下げ（男女別料率採用）	3 「生命保険会社の財産利用について」通達の一部改正（外国為替および外国貿易管理法の一部改正に伴う貸付対象範囲の拡大等） 3 「団体定期保険の運営基準	1 日本保険医学会、創立80周年記念式典開催 2 政府、自民党の6者会談で郵便年金限度額を72万円に決定 4 全共連、新経験表採用で掛

年	協会	業界	行政	関連事項
昭和56(1981)	発表 4 神戸、阪神両生命保険協会を統合し、兵庫県生命保険協会発足 4 地方事務長を新たに秋田、山形、福井、高知、沖縄に配置 4 ソニー・プルデンシャル生命入会 5 行政改革に関し、臨時行政調査会に対する業界意見を経団連あて提出 7 第20代会長に高島隆平朝日生命社長就任 7 常置委員会として年金死亡率調査委員会を設置 8 臨時対策本部および臨時対策連絡会を設置 8 簡易保険の限度額引上げ等に反対する業界意見を郵貯懇委員あて提出 9 第18回生命保険大会開催 9 生命保険に関する税制要望書を大蔵省はじめ関係方面に提出 9 全共連の適格退職年金共済創設構想に対する反対意見書を関係方面に提出	4 ソニー・プルデンシャル生命、営業開始 8 台湾遠東航空機墜落（日本人死者18人、該当契約件数34件、支払保険金額7億6,663万円） 8 台風15号による被害発生（死者24人、該当契約件数15件、支払保険金額1億4,362万円） 10 北炭夕張新鉱ガス突出事故発生（死者93人、該当契約件数134件、支払保険金額13億7,346万円） 10 疾病入院特約を改定（疾病料率、手術分類、給付内容変更） 12 コンバインド生命、営業開始	の改正について」通達の一部改正（第3回全会社表の採用等） 3 「生命保険募集代理店制度基本要綱について」事務連絡 6 商法および監査特例法の一部改正に伴い保険業法を一部改正	金率引下げ（男女別） 4 全共連、年金共済発売 4 郵便年金改正法可決、成立（個人年金導入） 4 生命保険振興末高基金設立 6 商法および監査特例法の改正可決、成立 7 臨時行政調査会、行政改革について第1次答申（生保募集人登録の民間委譲等） 8 金融の分野における官業の在り方に関する懇談会（郵貯懇）、「金融の分野における官業の在り方について」内閣総理大臣あて報告 9 神戸市、改正市民条例施行規則を施行（生命保険契約に際しての表示適正化を事業者に義務づけ） 10 生保労連、官業の民業圧迫に抗議する1万人集会開催 11 国民生活審議会、「消費者取引に用いられる約款の適正化について」最終報告
昭和57(1982)	3 マレーシアから保険事情調査団来訪 4 業務部に業務調査室新設 4 地方事務長を新たに函館、山梨、滋賀、島根、徳島、佐賀に配置 4 臨時対策本部、臨時対策連絡会に代えて一般問題対策本部、一般問題対策連絡会を設置 4 アイ・エヌ・エイ生命入会 6 国際渉外室に対外情報サービス室設置 6 公募株の投資成果、および公募時価発行企業のプレミア還元状況調査発表 7 財形制度の拡充について労働大臣はじめ関係方面に要望 7 生命保険に関する税制要望書を大蔵省はじめ関係方面に提出 9 第19回生命保険大会開催 9 中国人民保険公司から視察団来訪 10 アメリカンファミリー生命、コンバインド生命、準社員として入会 12 簡保限度額引上げ阻止・税制要望実現総決起大会開催	2 ホテルニュージャパン火災事故発生（日本人死者11人、該当契約件数14件、支払保険金額2億3,315万円） 2 日航機、羽田沖墜落（死者24人、該当契約件数49件、支払保険金額8億3,378万円） 4 アイ・エヌ・エイ生命、営業開始 7 西日本集中豪雨による被害発生（死者・行方不明者330人、該当契約件数322件、支払保険金額19億7,527万円） 9 弘世現日本生命会長に日本人初のヒューブナーゴールドメダル授与 10 財形年金保険、財形年金積立保険発売	3 「生命保険会社の経営内容のディスクロージャーに関する保険業法施行規則の一部改正について」事務連絡 3 「生命保険の募集体制整備改善計画について」事務連絡（第3次募体三計画） 3 「生命保険会社の月報様式の改正について」通達の廃止 6 「生命保険会社の財産利用について」通達の一部改正（自主運用範囲の拡大等）	5 財形法改正法成立（財形年金制度の創設） 5 農林水産省、全共連の適格退職年金共済に関する共済規定認可 8 日米通商実務者協議会、許認可申請の迅速処理など保険問題も協議 9 生保文化センター、「昭和57年度生命保険に関する全国実態調査」結果発表 10 財形法改正法施行（財形年金貯蓄制度発足） 10 全国生協連、県民共済発売 10 厚生省、第15回生命表公表 10 第11回東アジア保険会議（EAIC）、東京で開催

年	協会	業界	行政	関連事項
昭和58(1983)	3 特別問題研究会設置 4 資料室を新設、国際渉外室を調査部から分離 4 地方事務長を新たに釧路、奈良、鳥取に配置し事務長の全国配置を完了(苫小牧、北見、帯広はそれぞれ札幌、旭川、釧路の事務長が兼務) 4 兵庫県生命保険協会、姫路生命保険協会を統合 6 米国金融保険調査団派遣 7 生命保険に関する税制要望書を大蔵省はじめ関係方面に提出 7 第21代会長に千代賢治住友生命社長就任 7 特別問題研究会、共済事業の問題点と生保業界の対応について報告書をまとめる 7 生命保険募集人登録事務の事前審査事務開始 8 地域生命共済の適正運営を厚生大臣に申入れ 9 第20回生命保険大会開催 9 第1次生命保険業界訪中団派遣 10 米国金融保険調査団報告書「米国金融革命と生命保険業」を刊行 10 中国人民公司から視察団来訪	1 一時払退職後終身保険発売 4 個人保険の災害関係特約を改定(障害給付範囲の拡大、男女別料率の採用等) 4 国民生活審議会答申に応え約款改定(保険料払込方法、裁判管轄条項、契約内容登録制度の規定化) 5 日本海中部地震・津波による被害発生(死者104人、該当契約件数62件、支払保険金額5億3,874万円) 6 団体保険の災害関係特約を改定(男女別料率採用) 6 千代田生命創立者故門野幾之進氏、IIS総会(シンガポール)で保険名誉賞受賞、保険殿堂入り 7 中国地方の集中豪雨による被害発生(死者119人、該当契約件数30件、支払保険金額1億7,270万円) 8 全社、第2土曜日一斉休日実施 12 スペインで航空機衝突(日本人死者34人、該当契約件数35件、支払保険金額2億5,361万円) ・この年、各社個人向け融資開始	3 「保険業法施行規則の一部を改正する省令」公布(商法等の改正に伴う諸様式の改正等) 3 「生命保険会社の経理について」通達 3 「特定海外債権引当勘定への繰入基準等に関する留意事項について」事務連絡 6 「金融機関のいわゆるサラリーマン向け融資について」通達 7 「保険募集の取締に関する法律に基づく生命保険募集人の登録事務の取扱いについて」通達(事前審査の協会委嘱)	3 臨時行政調査会、最終答申を内閣総理大臣あて提出(簡易保険の在り方等について提言) 4 全共連、終身共済発売 5 全労済、こくみん共済発売 9 簡易保険、10倍型特別養老保険発売
昭和59(1984)	3 情報提供充実策発表(①加入の手引き作成、②全社商品パンフの地方協会備え置き、③全社「業績のお知らせ」の合本・配布) 4 業務部業務調査室廃止、企画部企画課を企画一課、企画二課に分割 4 韓国生保社長団来訪 5 第2次生命保険業界訪中団派遣 7 第22代会長に西尾信一第一生命社長就任 7 生命保険に関する税制要望書を大蔵省はじめ関係方面に提出 9 第21回生命保険大会開催 10 第1次訪韓日本生保代表団派遣 12 簡保限度額引上げ阻止総決起大会開催	1 三井有明鉱で火災事故発生(死者83人、該当契約件数98件、支払保険金額14億4,594万円) 7 団体定期保険年金払特約発売 9 長野県西部地震による被害発生(死者・行方不明者29人、該当契約件数21件、支払保険金額2億2,378万円) 12 個人年金保険料税制適格特約発売	4 公認会計士または監査法人による商法監査制度スタート 9 「生命保険会社の財産利用について」通達の一部改正(特定金銭信託の運用範囲拡大等) 9 保険審議会、第29回生保部会を開催(審議テーマを①金融の自由化・国際化と生命保険事業のあり方、②高齢化社会の到来と生命保険事業のあり方、③高度情報化社会の到来と生命保険事業の機械化の進め方、の3点と決定)	1 財形信用保証株式会社発足(生損保、銀行等が出資) 3 国民生活審議会、消費者政策部会が約款適正化について最終報告まとめる 3 税制関係改正法公布(個人年金保険料所得控除制度発足、4月1日施行) 4 全労済、ねんきん共済実施 5 割賦販売法改正法可決、成立(クーリング・オフ期間4日から7日に) 5 生保文化センター、「企業の福利厚生制度に関する調査」結果発表 6 損保、傷害保険料引下げ 7 生保文化センター、「家族の変化と生活設計－核家族を中心とした調査」結果発表 8 健康保険法等の一部改正法公布(一部負担金制度および療養費制度等の改正、一部の規定を除き10月1日施行) 9 簡易保険、保険料引下げ 10 生命保険アンダーライティ

年	協会	業界	行政	関連事項
昭和59(1984)				ング学院、10周年記念式典開催 11 金融情報システムセンター設立(生保・銀行等の共同出資)
昭和60(1985)	4 「日本全会社生命表(1979～80)」(第4回全会社表)発表 4 台湾から保険視察団来訪 5 生保金融調査団を欧米に派遣 6 「外務員適格性に関する調査報告書」をとりまとめ大蔵省へ提出 6 資金調整委員会を財務委員会に、年金死亡率調査委員会を死亡率調査委員会にそれぞれ統合、情報処理委員会を特別委員会から常置委員会に移行し、情報システム委員会に改称 7 第23代会長に川瀬源太郎日本生命社長就任 7 静岡検診所廃止 7 情報交換制度運営委員会を契約委員会に吸収 8 生命保険に関する税制要望書を大蔵省はじめ関係方面に提出 9 第22回生命保険大会開催 9 私的医療保険制度と変額保険に関する欧米調査団派遣 10 企画開発室設置 10 企業年金に関する海外調査団派遣 11 オマハ生命、準社員として入会	1 笹平ダムバス転落事故発生(死者25人、該当契約件数29件、支払保険金額2億1,421万円) 4 第4回全会社表の採用等により保険料引下げ 4 生保業界、クーリング・オフ期間延長(4日間から7日間へ) 5 南大夕張炭鉱で爆発事故発生(死者62人、該当契約件数86件、支払保険金額14億6,872万円) 8 日航機墜落事故発生(死者520人、該当契約件数659件、支払保険金額111億4,074万円(団保を除く) 11 オマハ生命、営業開始 11 民間生保の総資産50兆円突破	1 「一時払養老保険の募集活動について」事務連絡 3 「生命保険の募集体制に関する整備改善計画について」事務連絡(第4次募体三計画) 3 「団体定期保険の運営基準の改正について」通達(第4回全会社表の採用、予定利率の改定) 5 保険審議会、「新しい時代に対応するための生命保険事業のあり方－金融の自由化・国際化の進展、高齢化社会への移行、高度情報化社会の到来への対応」を答申 10 「債券先物取引の利用について」事務連絡 12 大蔵省、生保の医療保障保険、損保の医療費用保険を同時認可 12 「株式の信用取引について」事務連絡	4 全共連、養老生命共済等の掛け金率引下げ 5 国民年金法等の一部改正法公布(基礎年金の導入等、昭和61年4月1日施行) 6 金融制度調査会、「金融自由化の進展とその環境整備について」答申まとめる 7 行革審、「行政改革の推進方策について」内閣総理大臣あて答申 9 行革大綱閣議決定 9 生保文化センター「昭和60年度生命保険に関する全国実態調査」の結果発表 11 証券取引審議会、証券投資顧問業の在り方で大蔵大臣あて報告書提出 12 民間金融団体中央連絡協議会、郵貯・簡保肥大化阻止決起集会開催 12 大臣折衝により簡易保険限度額据置決定(特定の契約についてのみ限度額を1,300万円に引上げ等)
昭和61(1986)	4 生保共同センター室設置 4 心身障害者扶養者生命保険を改定 4 ナショナーレ・ネーデルランデン生命N.V.、準社員として入会 5 生保共同センター(LINC)稼働(各社間決済システム) 5 韓国生保社長団来訪 7 変額保険(特別勘定)に関する財産利用方法書改定に関する要望を大蔵省あて提出 7 第24代会長に土田晃透明治生命社長就任 7 生命保険に関する税制要望書を大蔵省はじめ関係方面に提出 8 第1回変額保険販売資格試験実施	2 団体定期保険こども特約発売 4 ナショナーレ・ネーデルランデン生命N.V.、営業開始 4 新個人年金死亡率を採用した新商品を発売 4 医療保障保険(団体型)発売 10 エクイタブル生命、営業開始 10 変額保険発売 12 20社、世界銀行へ総額400億円(期間30年)の超長期大型円建協調融資	3 「生命保険会社の財産利用について」通達の一部改正(外国証券枠の拡大、外貨建て資産保有枠の新設) 3 「団体定期保険の運営基準の改正について」通達(昭和51年以降の補足通達の集大成) 3 「団体定期保険の運営について」事務連絡(子を含む被保険団体の取扱いの規定化等) 3 「保険業法施行規則の一部を改正する省令」公布、施行(変額保険の特別勘定を可能に) 7 大蔵省、変額保険発売に関連し、定款改正認可 8 「生命保険会社の財産利用について」通達の一部改正	2 大蔵省、金融機関に対しVAN(付加価値通信網)事業への進出を認める 4 男女雇用機会均等法施行 4 損保各社、医療費用保険発売 6 行革審、「今後における行財政改革の基本方向」を最終答申 9 簡易保険、資金総額30兆円突破 10 政府税調、「税制の抜本的見直しについて」最終答申まとめる(生命保険料控除制度の見直し、一時払養老保険の課税強化等) 10 第15回国際生命保険医学会議、東京で開催 11 郵貯・簡保問題に関する金融団体中央連絡協議会、

年	協会	業界	行政	関連事項
昭和61(1986)	9 第23回生命保険大会開催 10 第3次生命保険業界訪中団派遣 10 エクイタブル生命入会 10 政府税調答申の生命保険料控除制度の見直しなどの指摘に反対意見表明		(外国証券枠の拡大、外貨建て資産枠の拡大) 9 「生命保険会社の財産利用について」通達の一部改正(変額保険の特別勘定の新設)	「民間金融機関を守る全国決起集会」開催
昭和62(1987)	2 検定調査士の名称を生命保険面接士に変更 3 金沢検診所廃止 4 資料室を調査部に移管 4 第2次訪韓日本生保代表団派遣 5 検診所中央運営委員会廃止 6 生保産業海外調査団派遣 6 生命保険法制研究会設置 7 第25代会長に若原泰之朝日生命社長就任 9 第24回生命保険大会開催 9 中国人民公司から視察団来訪 10 生命保険に関する税制要望書を大蔵省はじめ関係方面に提出 10 土地関連融資の自粛強化など決定 10 損保協会と保険監督法に関する合同研究会設置	1 個人保険、集団扱定期保険災害割増特約の最高保険金額を引上げ 4 口座振替特約新設 4 入院・手術関係特約を改定(入院給付金支払要件の継続5日以上入院への改定と4日間の不担保期間の導入、重大事由による解除権の導入等) 7 民間生保の保有契約高1,000兆円突破 9 ソニー・プルデンシャル生命、ソニー・プルコ生命に改称 10 各社、年金福祉事業団保険で年金福祉事業団と契約調印 11 南アフリカ航空機墜落事故発生(死者47人、該当契約件数70件、支払保険金額16億658万円)	1 大蔵省、各社の口座振替保険料率認可 1 「生命保険会社の財産利用について」通達の一部改正(任意運用枠の新設等) 3 大蔵省、医療保障保険(個人型)認可 3 「保険業法施行規則の一部を改正する省令」公布、施行(医療保障保険、変額保険の発売に伴う改正) 4 大蔵省、国内私募債のあっせん業務認可(昭和63年1月より実施) 5 保険審議会、「新しい時代を迎えた損害保険事業のあり方」について答申 6 「生命保険会社の金融先物取引の利用について」事務連絡 6 「生命保険会社の外貨建債務取入れについて」事務連絡 8 大蔵省、年金福祉事業団保険の創設を認可 10 「土地関連融資の厳正化について」通達 11 「生命保険会社の財産利用について」事務連絡の一部改正(国内CPの取扱い認可)	3 金融情報システムセンター、金融機関における個人データ保護のための取扱指針発表 4 簡易保険、夫婦年金発売 4 生保文化センター、相談室開設 6 大蔵省、投資顧問会社に一任勘定業務認可 6 財形改正法公布、施行(融資限度の拡大等) 9 税制改正法可決、成立(昭和63年4月から少額貯蓄非課税制度廃止、保険期間5年以下の一時払養老保険への20%の源泉分離課税実施) 10 日本証券投資顧問業協会発足 10 ニューヨーク株式市場大暴落(ブラック・マンデー) 12 簡易保険、保有契約高100兆円突破
昭和63(1988)	2 第1回国債窓販資格試験実施 3 小石川分室開設 3 プルデンシャル生命入会 4 公共関係委員会を広報委員会に改称 4 企画部公共関係課を広報課に改称 4 生保共同センター、医療保障保険契約内容登録システムを稼働 4 政府税調答申における「生命保険料控除の見直し」に関し見解発表 4 生保産業海外調査団報告書「最近の欧米生保マーケティングの動向」刊行 4 アセアン諸国保険監督官視察団来訪	3 高知学芸高校中国列車事故発生(死者27人、該当契約件数12件、支払保険金額1億4,250万円) 4 医療保障保険(個人型)発売 4 財形住宅貯蓄積立保険発売 4 国債窓販開始 4 主契約約款に「重大事由による解除」規定導入 4 プルデンシャル生命、営業開始 5 変額年金福祉事業団保険発売 7 横須賀沖で第一富士丸沈没事故発生(死者30人、該当契約件数28件、支払保険金額5億2,333万円) 9 海外旅行生命保険改定 10 各社、インサイダー取引に	1 「生命保険会社の財産利用について」通達の一部改正(特定金銭信託の枠の拡大) 1 「生命保険会社の証券業務に係る認可事務等の取扱いについて」および「証券業務を営む生命保険会社に関する承認事務等の取扱いについて」通達 2 「生命保険の募集体制に関する整備改善自主計画について」事務連絡 3 大蔵省、国債の窓販を認可 4 「大蔵省貯蓄推進本部の大蔵省貯蓄情報センターへの改組について」通達 4 労働省、勤労者財産形成給付金契約の承認申請等の手続について」事務連絡	4 改正財形法施行(財形住宅貯蓄制度発足) 4 簡易保険、財形住宅貯蓄保険発売 4 少額貯蓄非課税制度廃止、利子課税一律20%に 4 政府税調、税制改革についての中間答申まとめる 5 自民党税調「税制抜本改革大綱」決定 5 経団連、国際文化交流委員会設置 6 自民党税調、税制の抜本改革大綱まとめる 6 郵政審議会、簡易保険の介護保険創設などを了承 7 厚生省、昭和62年簡易生命表公表 9 簡易保険、介護保険発売

年	協会	業界	行政	関連事項
昭和63(1988)	5 韓国生保社長団来訪 5 グループ保険海外調査団派遣 6 自民党税調の税制抜本改革大綱について意見表明 6 生命保険法制研究会第2回総会開催 7 生保共同センター、生命保険募集人登録システム稼働(東京都) 7 第26代会長に上山保彦住友生命社長就任 8 創立80周年を記念してシンボルマークとキャッチフレーズ発表 8 インサイダー取引に関する自主規制ルール(社内規則ガイドライン)発表 8 勤労者財産形成促進制度拡充に関する要望書を労働省あて提出 8 簡保・郵便年金事業拡大要求反対意見表明 9 第25回生命保険大会開催(80周年記念大会) 9 地方協会長・試験委員長会議開催 9 米国企業年金調査団派遣 9 生保金融調査団を欧米へ派遣 10 昭和64年度税制改正に関する要望書を大蔵省はじめ関係方面に提出 10 アンダーライティング業務海外調査団派遣 10 金融調査団報告書「欧米各国の生保金融業務」刊行 11 第4次生命保険業界訪中代表団派遣 11 創立80周年記念事業の一つとして生命保険ふれあいゲートボール大会全国大会開催	関する社内規則制定 10 介護保障移行特約発売 11 団体生存保険発売	5 保険審議会第48回総会開催 5 保険問題研究会初会合開催 5 「生命保険募集人の登録事務の取扱いについて」通達 5 大蔵省、変額年金福祉事業団保険を認可 5 「生命保険会社の財産利用について」通達および事務連絡の一部改正 6 「住宅ローン債権信託の取扱いについて」通達 6 「住宅ローン債権信託の取扱いに関する留意事項等について」事務連絡 6 「株式の信用取引の弁済方法について」事務連絡 10 「住宅ローン債権信託の取扱いに関する留意事項について」事務連絡の一部改正 10 「生命保険会社の財産利用について」事務連絡の一部改正	10 生保文化センター、「昭和63年度生命保険に関する全国実態調査」結果発表 12 臨時行政改革推進審議会、「公的規制の緩和について」答申 12 消費税の導入、相続税法の一部改正(死亡保険金の非課税限度額を相続人1人について250万円から500万円に引上げ)等税制改革関連6法可決、成立 12 生保文化センター、会長に大来佐武郎氏就任 12 生保労連、生保税制充実のための陳情集会開催
平成元(1989)	1 「公募増資等に関する調査」結果発表 1 自民党税制改正大綱について会長談話発表 3 「生命保険協会80年小史」刊行 3 全国事務長会議開催 4 第3次生保代表訪韓団派遣 4 欧州エコノミストグループ来訪 5 海外広報研究調査団派遣 6 社会対応諸施策実施のため、事務局に企画推進室設置	2 完全週休2日制実施 4 クーリング・オフ取扱期間を7日間から8日間に延長 5 民間生保の総資産100兆円突破 6 医療保障保険(団体型・個人型)改定、治療給付金基準額引上げ 8 生命保険と国債のセット商品発売	3 「保険業法施行規則の一部を改正する省令」(貸借対照表に注記すべき事項の改正)公布、施行 3 「生命保険会社の経理について」通達の一部改正 3 「昭和61年度以降の決算における取扱に関する留意事項について」事務連絡の一部改正 3 「特定海外債権引当勘定への繰入基準等に関する留意事項について」事務連絡の一部改正	1 昭和天皇崩御、元号「平成」に改元 1 政府税制調査会、平成元年度税制改正答申 1 自民党税制調査会、平成元年度税制改正大綱決定 2 郵政省、簡易保険に関する市場調査概要発表 2 日本アクチュアリー会、会員資格試験制度改正 3 郵政審議会、簡易保険・郵便年金の約款改正案を了承 4 消費税3%導入 4 日本年金数理人会設立

年	協会	業界	行政	関連事項
平成元(1989)	6 グループ保険海外調査団報告書「欧米各国の団体保険」刊行 6 生命保険法制研究会第3回総会開催 7 財産形成保険委員会を特別委員会に、経理委員会を常置委員会に移行、庶務委員会を総務委員会に改称 7 第27代会長に櫻井孝頴第一生命社長就任 8 勤労者財産形成促進制度拡充に関する要望書を労働省あて提出 8 簡易保険・郵便年金事業の拡大反対意見表明 9 第26回生命保険大会開催 9 地方協会長・試験委員長会議開催 9 信託銀行の新型個人年金信託構想に反対意見表明 10 新契約内容登録システム稼働 10 平成2年度税制改正に関する要望書を大蔵省はじめ関係方面に提出 10 国際文化教育交流財団と「生命保険協会外国人私費留学生奨学金制度」に関する覚書締結 11 韓国生命保険業界海外調査団来訪 11 「外務員」等の呼称を「営業職員」に統一 12 韓国死亡率調査団来訪 12 相互会社の運営に関する改善策まとめる		3 「土地関連融資の報告について」事務連絡 4 「外国証券に係る評価方法について」事務連絡 4 「生命保険会社の選択権付債券売買取引の利用について」事務連絡 4 保険審議会第49回総会開催 5 保険問題研究会、「相互会社制度運営の改善について」報告書まとめる 5 「生命保険会社の財産利用について」通達の一部改正 5 「債券の空売り及び貸借の取扱いについて」事務連絡 6 「生命保険会社の株価指数オプション取引の利用について」事務連絡 6 保険審議会総合部会、初会合開催 6 「生命保険会社の金融先物取引及び証券先物取引について」事務連絡 7 「地方公共団体等に対する貸付債権の流動化について」通達、「同流動化に係る留意事項等について」事務連絡 10 保険審議会第50回総会開催 10 「土地関連融資の取扱いについて」通達 10 「いわゆるノンバンクに対する金融機関の貸出実績について」事務連絡 11 「外国国債証券先物取引に係る実績報告について」事務連絡 12 「保険業法施行規則の一部を改正する省令」(生命保険会社の決算書類書式の改正)公布、施行 12 「先物取引及びオプション取引に係る経理処理について」事務連絡	5 金融制度調査会金融制度第二委員会、「新しい金融制度について」中間報告まとめる 5 日本銀行、公定歩合を年2.5%から年3.25%に引上げ 6 東京金融先物取引所、金融先物取引を開始 6 「民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律」施行 6 第14回太平洋保険会議、バンクーバーで開催 7 郵政審議会、簡易保険・郵便年金の制度改善案を了承 8 厚生省、昭和63年簡易生命表発表 9 生命保険アンダーライティング学院、創立15周年記念式典開催 10 日本銀行、公定歩合を年3.25%から年3.75%に引上げ 10 政府規制等と競争政策に関する研究会、「競争政策の観点からの政府規制の見直し」報告書まとめる 12 厚生年金・国民年金法改正法可決、成立(給付額・保険料引上げ、国民年金基金制度の改善、厚年基金積立金の運用方法拡大等) 12 政府税制調査会、平成2年度税制改正答申 12 自民党税制調査会、平成2年度税制改正大綱決定(個人年金保険料控除限度額引上げ等) 12 土地基本法公布、施行 12 日本銀行、公定歩合を年3.75%から年4.25%に引上げ
平成2(1990)	1 「公募増資等に関する調査」結果発表 1 「日本全会社生命表(1984～85)」(第5回全会社表)発表 2 英国ソフトウエア調査団来訪 3 全国事務長会議開催 3 「老人介護政策国際比較シンポジウム」「老人介護に関する専門家会議」を全国社会福祉協議会と共催 3 東京大学に寄付講座設置	4 西武オールステート生命、セゾン生命に改称 4 厚生年金基金保険特別勘定特約発売 4 保険料改定(予定死亡率の引下げ等) 4 傷害特約一部改正(障害給付範囲の拡大等) 7 新企業年金保険、拠出型企業年金保険および特別勘定特約、遺族年金特約発売 7 相互会社各社、社員総代選任方法等定款の一部変更	1 「特定海外債権引当勘定への繰入基準等に関する留意事項について」事務連絡の一部改正 2 保険審議会第51回総会開催 3 保険審議会総合部会国際問題小委員会、初会合開催 3 「金融機関の一般貸付債権の流動化について」通達 3 「金融機関の一般貸付債権の流動化に係る留意事項等について」事務連絡 3 「生命保険会社の財産利用	3 日本銀行、公定歩合を年4.25%から年5.25%に引上げ 3 地銀生保住宅ローン株式会社、増資を実施 4 郵政省、簡易保険保険料改定 4 全共連、共済掛金改定 4 厚生年金基金の運用方法拡大(投資顧問会社の受託機関認定、生保特別勘定による自主運用等) 4 臨時行政改革推進審議会、

年	協会	業界	行政	関連事項
平成2(1990)	3 各社決算報告書の合本備置き等ディスクロージャーに関する改善策まとめる 4 広報部を新設し企画部の広報課および生命保険相談室を移管、国際渉外室を廃止し国際課を広報部に新設 4 初級課程試験を一般課程試験に改定 6 韓国死亡率調査団来訪 6 生保産業米国調査団派遣 6 生命保険法制研究会第4回総会開催 7 第28代会長に伊藤助成日本生命社長就任 7 伊藤会長、ライフ・サービスネットワークの構築を表明 7 定款を一部変更 8 変額保険のディスクロージャーに関する改善策まとめる 8 「イラク、クウェート両国に対する新規貸付及び私募債の引受等の自粛徹底」について当局の要請を受け各社へ連絡 8 勤労者財産形成促進制度拡充に関する要望書を労働省あて提出 8 簡易保険・郵便年金事業の拡大反対意見表明 9 オリエントエイオン生命入会 9 第27回生命保険大会開催 9 地方協会長・試験委員長会議開催 9 平成2年度海外生保研修団派遣 9 平成3年度税制改正に関する要望書を大蔵省はじめ関係方面に提出 9 募集文書図画の届出(登録)制廃止 10 募集文書委員会を廃止し、販売資料研究委員会新設 10 生保産業米国調査団報告書「最近の米国生保産業を巡る動向」刊行 11 第5次生命保険業界訪中視察団派遣 12 「不動産投資等のあり方についての申し合せ」について発表 12 「株主への利益還元状況等」に関する調査結果発表	7 オリエントエイオン生命、生命保険業免許取得 9 オリエントエイオン生命営業開始 10 有期型一時払変額保険発売	について」通達および事務連絡の一部改正 3 「土地関連融資の抑制について」通達および事務連絡 3 個人年金保険料控除の引上げ等を伴う所得税法ならびに地方税法改正法可決、成立(控除限度額をそれぞれ5,000円から5万円に、3,500円から3万5,000円に引上げ) 3 「生命保険会社の経理について」通達の一部改正 3 「昭和61年度以降の決算における取扱に関する留意事項について」事務連絡の一部改正 3 「債券店頭オプション取引に係る経理処理について」事務連絡 3 「土地関連融資の報告について」事務連絡 4 「任意運用枠の運用について」、「当座借越制度の利用について」事務連絡 4 「生命保険会社の資産運用状況報告について」事務連絡 4 「生命保険会社の外貨建債務取入れについて」および「外貨建債務取入れの報告について」事務連絡の一部改正 5 保険審議会総合部会「保険事業の役割について」中間報告書まとめる 5 「生命保険会社の金融先物取引及び証券先物取引について」事務連絡の一部改正 6 保険審議会第52回総会開催 6 「生命保険の募集文書図画の取扱いについて」通達廃止 6 「内部監査の充実について」事務連絡の一部改正 6 自治省、地方公営企業所有地の貸付先として保険業法に基づく相互会社を指定 6 「生命保険会社の劣後ローン状況報告について」事務連絡 6 保険審議会総合部会保険経理小委員会、初会合開催 6 「団体定期保険収支状況報告書の定期報告について」事務連絡廃止 6 「麻薬等の薬物の不正取引	最終答申提出 4 MDRT日本会、設立20周年記念セミナーMDRT DAY開催 5 認定生命保険士会、20周年記念フェスティバル開催 6 簡易保険関係改正3法可決、成立 6 証券取引審議会、基本問題研究会報告を了承 6 商法等の一部を改正する法律公布 7 金融制度調査会、「新しい金融制度について」金融制度第二委員会第2次中間報告を了承 7 生保文化センター、理事長に中大路義方氏就任 8 厚生省、平成元年簡易生命表発表 8 日本銀行、公定歩合を年5.25%から年6.0%に引上げ 9 大蔵省、信託銀行に新型個人年金信託の取扱いを認可 9 第15回東アジア保険会議、台北で開催 9 リムラ・スクール日本同窓会、第30回総会開催 10 政府税制調査会、「土地税制のあり方についての基本答申」を提出 10 日本保険学会、創立50周年記念講演会開催 12 自民党金融問題調査会、「土地関連融資の適正化の推進」について提言 12 政府税制調査会、平成3年度税制改正答申 12 自民党税制調査会、平成3年度税制改正大綱決定

年	協会	業界	行政	関連事項
平成2 (1990)			に伴うマネー・ローンダリングの防止について」通達 6「麻薬等の薬物の不正取引に伴うマネー・ローンダリングの防止に関する留意事項について」事務連絡 10「生命保険会社の財産利用について」通達の一部改正 12「生命保険会社の資産運用状況報告について」事務連絡の一部改正 12「先物取引及びオプション取引に係る経理処理について」事務連絡の一部改正	
平成3 (1991)	2 全国事務長会議開催 3「老人介護政策国際比較シンポジウム」を全国社会福祉協議会と共催 4 事務局総務部の地方事務管理室を地方業務室に改称 4 関西支部の「事務室長」および地方事務室の「事務長」を「地方事務局長」に名称変更 4 中国人民保険公司訪日団来訪 4 理事会、「ライフ・サービスネットワークに関する報告」を承認 4「資産運用における行動規範」制定 5 韓国生命保険業界首脳訪日団来訪 6 オリックス・オマハ生命準社員として入会 6 企業年金欧米調査団派遣 6「生命保険事業における行動規範」制定 6 生命保険法制研究会第5回総会開催 7「今後のエクイティファイナンスに対する要望」について発表 7 生命保険法制研究会臨時総会開催 7 定款、準社員規則等を一部変更 7 第29代会長に波多健治郎明治生命社長就任 7 アリコ・ジャパン、アメリカンファミリー、ナショナル・ライフ、オリックス・オマハ生命入会 8 勤労者財産形成促進制度拡充に関する要望書を労働省あて提出 8 簡易保険事業の拡大反対意	4 ソニー・プルコ生命、ソニー生命に改称 4 契約者貸付ならびに自動振替貸付利率決定方式を市中金利を反映する方式に改定 4 国民年金基金保険、同連合会保険発売 4 加入者が100人未満の適格退職年金契約に経験予定脱退率導入 4 医療保障保険治療給付金最高限度引上げ 5 オリックス・オマハ生命、生命保険業免許取得 5 信楽高原鉄道事故発生（死者42人、該当契約件数45件、支払保険金額3億4,585万円） 6 オリックス・オマハ生命営業開始 6 雲仙・普賢岳火砕流事故発生（死者43人、該当契約件数65件、支払保険金額10億8,892万円（団保除く）） 9 財形保険および財形年金保険約款の一部改定の認可を取得 10 団体信用生命保険障害特約発売 11 財形年金保険約款の一部改定の認可を取得 12 オリエントエイオン生命、オリコ生命に改称	1 保険審議会第53回総会開催 1「生命保険会社の財産利用について」事務連絡の一部改正 3「債券の空売り及び貸借の取扱いについて」事務連絡の一部改正 3「生命保険会社の経理について」通達の一部改正 3 保険審議会総合部会国際問題小委員会、「外国保険事業者の取扱い」について報告まとめる 4 保険募集の取締に関する法律による登録手数料に関する政令等の一部改正政令施行 4 保険業法施行令等の一部改正政令施行（商法等の一部改正に伴う関係政令の改正） 4 保険審議会総合部会、「保険会社の業務範囲の在り方」について経過報告まとめる 4 保険審議会総合部会保険経理小委員会、「保険経理の見直し、ディスクロージャーの整備」について報告まとめる 4「生命保険会社の劣後ローン状況報告について」事務連絡の一部改正 4 保険審議会第54回総会開催 6 保険経理フォローアップ研究会、初会合開催 7「生命保険会社の金融先物取引及び証券先物取引について」事務連絡の一部改正 9「金融取引における暴力団の介入排除について」通達 11「生命保険会社における区分経理の実施について」	1 厚生省、「公的年金と私的年金の役割と違いについて」資料発表 3 郵政省、個人年金に関する市場調査結果発表 3 金融情報システムセンター、個人データ保護のための取扱指針改定 4 勤労者財産形成促進法の一部改正法公布（一般財形貯蓄契約の締結に係る年齢要件の撤廃等） 4 郵政省、簡易保険・郵便年金両制度統合 4 厚生省、国民年金基金制度施行 4 地価税法可決、成立 5 暴力団対策法公布（4年3月施行） 5 国民年金基金連合会設立 5 日本保険医学会、創立90周年記念式典開催 6 証券取引審議会、基本問題研究会報告書「証券取引に係る基本的制度の在り方について」を了承 6 金融制度調査会、制度問題専門委員会報告書「新しい金融制度について」を了承 6 日本保険医学会、認定医制度発足 7 日本銀行、公定歩合を年6.0%から年5.5%に引下げ 7 厚生省、厚生年金基金設立認可基準改正適用 8 厚生省、平成2年簡易生命表発表 11 日本銀行、公定歩合を年5.5%から年5.0%に引下げ 11 第15回太平洋保険会議、台北で開催 12 全労済、こくみん共済の制度改定

年	協会	業界	行政	関連事項
平成3 (1991)	見表明 9 第28回生命保険大会開催 9 地方協会長・地方委員長会議開催 9 平成3年度海外生保研修団派遣 9 広報米国調査団派遣 9 平成4年度税制改正に関する要望書を大蔵省はじめ関係方面に提出 10 ECビジネスマン研修生受入れ 12 「株主への利益還元状況等」に関する調査結果および「新規上場・店頭公開の時期の集中に関する要望」について発表 12 「顧客関連情報の取扱いについて」各社あて事務連絡		(試行) 事務連絡 11 「金融機関の一般貸付債権の流動化について」通達の一部改正 12 「生命保険会社の不動産取得について」通達の一部改正 12 「土地関連融資の取扱いについて」通達および事務連絡 12 「生命保険会社の財産利用について」通達の一部改正 12 「銀行等の証券業務に係る通達の一部改正について」通達	12 政府税制調査会、平成4年度税制改正答申 12 自民党税制調査会、平成4年度税制改正大綱決定 12 資産運用評価研究会、「資産運用評価の考え方と検討課題」中間報告書発表 12 厚生年金基金等の資産運用に係る外資系運用機関に対する運用規制緩和を実施 12 日本銀行、公定歩合を年5.0%から年4.5%に引下げ
平成4 (1992)	1 労使協議会、「トータル保障プランナー制度」につき最終合意 2 「顧客情報取扱いにおける行動規範」制定 3 全国地方事務局長会議開催 3 「生命保険会社の社会貢献活動」冊子を作成・配布 3 「老人介護政策国際比較シンポジウム」を全国社会福祉協議会と共催 4 生命保険法制研究会、論文集「保険業法の在り方」刊行 4 韓国生命保険協会からの研修生受入れ 4 業界共通教育制度を改定し、中級専門課程を専門課程に、上級専門課程を応用課程に改定 4 第4次生保代表訪韓団派遣 6 生保産業欧州調査団派遣 6 生命保険法制研究会第6回総会開催 7 第30代会長に若原泰之朝日生命社長就任 8 勤労者財産形成促進制度拡充に関する要望書を労働省あて提出 8 簡易保険事業の拡大反対意見表明 9 ECビジネスマン研修生受入れ 9 第29回生命保険大会開催 9 地方協会長・地方委員長会議開催 9 平成4年度海外生保研修団派遣	3 生保各社、信託他、国民年金基金に関する財政協力書を作成、実施 4 エクイタブル生命、ニコス生命に改称 6 告知書記載事項改定について事業方法書変更の認可を取得	3 「生命保険会社の経理について」通達の一部改正 4 「預貯金等の特利等について」「通達等見直しについて」「災害における民間金融機関の対応について」、「金融機関の防犯対策等について」通達 4 「勤労者財産形成貯蓄等に関する報告について」通達の一部改正 4 「保険業法第12条の8及び外国保険事業者に関する法律第33条の2の規定に基づき主務大臣の職権の一部を財務局長等へ委任する政令」公布 5 保険審議会総合部会「新しい保険事業の在り方」最終報告書まとめる 6 保険審議会第55回総会開催 6 保険審議会第56回総会開催、「新しい保険事業の在り方」について答申 6 「疑わしい取引の届出について」通達 6 「商品投資に係る業務の取扱いについて」「金融機関の証券業務に係る認可事務等について」「不良債権償却証明制度等実施要領について」通達 6 「利息たな上げ認定制度実施要領」の一部改正および「金融機関の海外投資等損失準備金に係る認定制度実施要領について」通達の一部改正	1 地価税の導入を柱とする新土地税制実施 1 金融制度調査会制度問題専門委員会、「金融システムの安定性・信頼性の確保について—金融制度改革と金融機関経営のあり方」報告書まとめる 1 証券取引審議会、「証券市場における適正な競争の促進等について」報告書まとめる 1 生保文化センター、「平成3年度生命保険に関する全国実態調査」結果発表 2 郵政審議会、簡易保険の剰余金の分配等についての約款改正案を了承 3 郵政省、簡易保険に関する市場調査結果発表 4 サービスマーク登録制度の実施等改正商標法施行 4 日本銀行、公定歩合を年4.5%から年3.75%に引下げ 5 厚生省、第17回国民生命表発表 5 商品投資に係る事業規制に関する法律施行 6 PKO協力法可決、成立 6 金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律（金融制度改革法）公布 6 厚生省、平成3年簡易生命表発表 7 資産運用評価研究会、年金資産の運用評価業務の在り方を示す「当面の検討課題

年	協会	業界	行政	関連事項
平成4 (1992)	9 平成5年度税制改正に関する要望書を大蔵省はじめ関係方面に提出 9 住宅金融と信用生命保険調査団派遣 9 韓国死亡率調査団来訪 10 事務局機構を改正し、生保共同センター室を共同システム室に改称 10 生保共同ATMネットワークシステム稼働 10 第6次生命保険業界訪中視察団派遣 11 厚生年金基金令等に定める予定利率の見直しについて厚生省あて要望書を提出 12 「株主への利益還元状況等」に関する調査結果発表		7 「麻薬等の薬物の不正取引に伴うマネー・ローンダリングの防止について」通達 7 「麻薬等の薬物の不正取引に伴うマネー・ローンダリングの防止に関する留意事項について」事務連絡 7 「生命保険募集人及び職員にかかる事故防止ならびに事故の報告について」通達の一部改正 7 「生命保険会社の財産利用について」事務連絡の一部改正 7 「団体扱契約の取扱いについて」通達の一部改正 7 「通達等の廃止について」通達（趣旨が徹底していると認められる8通達の廃止） 7 「生命保険会社の不動産取得について」通達の一部改正 7 「生命保険会社とその関連会社との関係について」事務連絡の一部改正 7 「生命保険会社の資産運用状況報告について」事務連絡の一部改正 7 「生命保険営業職員試験制度の改正について」通達 7 保険審議会法制懇談会、初会合開催 7 「大臣官房金融検査部の発足に伴う償却証明関係通達等の大蔵省における事務取扱体制の変更について」通達 7 「生命保険会社の海外現地法人等について」事務連絡 8 「金融行政の当面の運営方針について」事務連絡 8 「金融機関の海外投資等損失準備金に係る認定制度実施要領の制定について」通達廃止 8 「金融機関の海外投資等損失準備金に係る認定制度実施要領について」通達 9 「特定海外債権引当勘定への繰入基準等に関する留意事項について」事務連絡の一部改正 10 「認定による債権償却特別勘定の設定に関する運用上の留意点について」事務連絡 12 「金融機関の貸付債権の流	に対する考え方」報告書まとめる 7 日本銀行、公定歩合を年3.75%から年3.25%に引下げ 8 東証平均株価1万4,309円に低落 9 社会保障制度審議会年金数理部会、1994年の年金制度改正に向けた提言を盛り込んだ報告書まとめる 9 第16回東アジア保険会議、バリ島で開催 10 全日本生命保険外務員協会、創立30周年記念式典開催 11 生保文化研究所、創立40周年記念講演会開催 11 生保文化文化センター、第30回中学生作文コンクール表彰式開催 11 損保各社、年金払積立傷害保険発売 11 郵貯・簡保問題に関する金融団体中央連絡協議会、「郵貯・簡保問題を考える民間金融機関の会」開催 11 郵政審議会、簡易保険の特約制度等の約款改正案を了承 12 政府税制調査会、平成5年度税制改正答申 12 自民党税制調査会、平成5年度税制改正大綱決定

年	協会	業界	行政	関連事項
平成4 (1992)			動化等自己資本比率向上策について」通達の一部改正 12 「生命保険会社の財産利用について」通達および事務連絡の一部改正	
平成5 (1993)	1 国債窓販資格者登録制度を廃止し、4年11月に発足した証券外務員登録制度に移行 3 全国地方事務局長会議開催 3 ケルン大学のディーター・ファーニー教授講演会開催 3 「老人介護政策国際比較シンポジウム」を全国社会福祉協議会と共催 4 称号認定委員会の業務を教育委員会に移管 4 広報部および教育部について課制を廃止 5 グループ保険海外調査団派遣 6 「自己株式の取得及び保有規制に関する問題点」について法務省あて意見書提出 6 外務大学課程に代わり生命保険大学課程試験開始 6 統計業務に係る「資料システム」稼働 6 生命保険法制研究会第7回総会開催 7 第31代会長に浦上敏臣住友生命社長就任 7 フランス保険協会調査団来訪 8 生命保険講座制度改定後の第1回試験実施 8 勤労者財産形成促進制度拡充に関する要望書を労働省あて提出 8 簡易保険事業の拡大要求反対意見表明 9 第30回生命保険大会開催 9 地方協会長・地方委員長会議開催 9 平成6年度税制改正に関する要望書を大蔵省はじめ関係方面あて提出 9 国際保険相互会社協会研修団来訪 10 東京大学のジャン・ルメール客員教授特別講演会開催（11月に第2回開催）	1 消費者信用団体生命保険発売 2 オリックス・オマハ生命、オリックス生命に改称 4 特例適格年金発売 4 個人保険・個人年金保険の保険料改定実施（予定利率引下げ他） 5 医療保障保険の治療給付金限度額引上げ 7 北海道南西沖地震発生（死亡・行方不明者228人、該当契約件数145件、支払保険金額17億4,501万円） 8 鹿児島県に集中豪雨発生（死者49人、該当契約件数36件、支払保険金額4億2,712万円） 8 西日本に集中豪雨発生（死者30人、該当契約件数13件、支払保険金額1億7,341万円） 9 台風13号発生（死亡・行方不明者42人、該当契約件数23件、支払保険金額1億7,125万円）	1 「保険会社とその関連会社との関係について」「金融機関の貸付債権の流動化等自己資本比率向上策について」および「生命保険会社の財産利用について」通達の一部改正 1 「金融機関の貸付債権の流動化等自己資本比率向上策について」事務連絡 1 「生命保険会社の財産利用について」事務連絡の一部改正 2 「生命保険会社の区分経理の実施について」（試行）事務連絡 3 「生命保険会社の経理について」および「生命保険会社の経費節減について」通達の一部改正 4 「金融機関の貸付債権の流動化等自己資本比率向上策について」通達の一部改正および「外国貸付債権信託受益証券等の取扱いについて」通達 4 「生命保険会社の財産利用について」通達の一部改正 6 「小口債権販売に係る業務の取扱いについて」通達 6 「生命保険会社の財産利用について」および「保険会社とその関連会社との関係について」事務連絡の一部改正 6 保険審議会第57回総会開催 6 大蔵省、保険第一課に調査室新設 9 「生命保険会社の検査徴求資料の様式改正について」通達の一部改正 10 「保険業法施行規則の一部を改正する省令」（商法等の一部改正に伴う監査役会制度の導入）公布 11 「不良債権償却証明制度等実施要領について」通達	1 厚生省、「厚生年金基金規則の一部改正省令施行について」知事あて通知 1 共同債権買取機構設立 1 厚生年金基金連合会、資産評価組織の設立案発表 2 日本銀行、公定歩合を年3.25%から年2.5%に引下げ 2 社会保障制度審議会社会保障将来委員会、第一次報告「社会保障の理念等の見直しについて」まとめる 2 医療保険審議会、健康保険の自己負担限度額引上げ答申 2 郵政審議会、剰余金の分配等を内容とする約款改正案を了承 3 公取委事業者団体問題研究会、「事業者団体の活動と独占禁止法上の諸問題」報告書発表 3 勤労者財産形成促進制度非課税限度額を引き上げる租税特別措置法一部改正法成立 3 日本保険医学会、欧米における非喫煙者割引制度についての調査報告まとめる 4 金融制度改革法施行（信託、証券子会社設置等） 4 公取委、「銀行・証券等の相互参入に伴う不公正な取引方法等について」公表 6 監査役制度の機能強化を柱とする商法改正法成立 7 政府、厚生年金基金・国民年金基金令改正案を閣議決定（運用資金保証利回り引下げ） 7 生保文化センター、会長に加藤一郎氏就任 7 第29回国際保険学会（IIS）年次セミナー、東京で開催 8 厚生省、平成4年簡易生命表発表 8 年金積立金自主運用事業検討会、中間報告まとめる 9 日米包括経済協議保険作業部会、ハワイで初会合開催 9 日本銀行、公定歩合を年2.5%から年1.75%に引下げ

年	協　会	業　界	行　政	関連事項
平成5 (1993)				9　第16回太平洋保険会議、サンフランシスコで開催 10　全労済、個人長期生命共済の掛金改定 10　郵政審議会、学資保険の改善等を内容とする約款改正案を了承 10　年金審議会、国民年金・厚生年金保険制度改正に関する意見まとめる 10　郵貯・簡保問題に関する金融団体中央連絡協議会、「郵貯・簡保問題を考える民間金融機関の会」開催 10　臨時行革推進審議会、最終答申まとめる 11　経済改革研究会、規制緩和に関する中間報告を総理大臣あて提出 11　行政手続法公布 11　政府税制調査会、「今後の税制のあり方について」中期答申 12　年金積立金自主運用事業検討会、自主運用事業の今後進むべき基本的方向について最終報告まとめる 12　公取委、「競争政策の観点からの政府規制の問題点と見直しの方向」報告書まとめる
平成6 (1994)	1　「株主への利益還元状況等について」調査結果発表 1　「生命保険料控除制度の見直し」反対意見表明 3　「老人介護政策国際比較シンポジウム」を全国社会福祉協議会と共催 3　全国地方事務局長会議開催 3　エイズシンポジウム「今こそ伝えたい…AIDS．愛しき人たちへ」開催 4　業務グループ制導入、証券業務室設置 4　アメリカンカレッジのサミュエル・ウィーズ学長講演会開催 5　生命保険事業研究会設置 5　生保共同ATM稼働時間を18時まで延長 6　生命保険法制研究会第8回総会開催 7　第32代会長に櫻井孝頴第一生命社長就任 8　勤労者財産形成促進制度拡充に関する要望書を労働省あて提出	3　民間生保の保有契約高2,000兆円突破 4　生保18社、日本証券業協会に加入 4　厚生年金基金保険等の予定利率引下げ 4　個人保険・個人年金保険の保険料改定（予定利率引下げ他） 4　中華航空機墜落（死者263人、該当契約件数259件、支払保険金額50億5,717万円） 7　改正商法（監査役制度の変更）施行に伴い各社の定款変更 10　喫煙が健康に与える影響に関する調査開始 10　国民年金基金保険特別勘定特約発売 10　アクサ生命、生命保険業免許取得	1　「ソルベンシー・マージン基準の試行について」事務連絡 2　「金融機関の不良資産問題についての行政上の指針」「土地関連融資の取扱いについて」通達 2　「不良債権償却証明制度等実施要領について」通達の一部改正 3　「生命保険会社の経理について」通達の一部改正 4　「保険募集の取締に関する法律による登録手数料に関する政令等の一部改正政令」施行 4　「新有価証券に係る証券業務及び私募の取扱い業務の遂行について」通達の一部改正 4　「生命保険会社の財産利用について」事務連絡の一部改正（生保にCP発行を解禁） 4　「金融機関の貸付債権の流動化等自己資本比率向上策	2　政府、総合経済対策公表 2　政府税制調査会、平成6年度税制改正答申 2　連立与党税制調査会、平成6年度税制改正大綱決定 2　法制審議会、自己株式取得および保有規制に係る「商法及び有限会社法の一部を改正する法律案要綱」答申 2　証券取引審議会、「自己株式取得等の規制緩和に伴う証券取引制度の整備について」答申 2　郵政審議会、簡易保険保険料の改定等を内容とする約款改正案を了承 3　高齢社会福祉ビジョン懇談会、「21世紀福祉ビジョン―少子・高齢社会に向けて」報告書まとめる 4　郵政省、簡易保険保険料改定 4　全共連、共済掛金改定 4　全共連、生命総合共済を発売（5生命共済を統合） 4　経済企画庁、「約款規制に

年	協会	業界	行政	関連事項
平成6 (1994)	8 簡易保険の平成7年度予算概算要求に対する意見表明 8 エイズ予防財団主催の第10回国際エイズ会議を後援 9 第31回生命保険大会開催 9 地方協会長・地方委員長会議開催 9 平成7年度税制改正に関する要望書を大蔵省はじめ関係方面に提出 10 契約内容登録制度を拡充(死亡保険金額の登録) 11 「生命保険と私」をテーマに初のエッセイ集小冊子を作成 11 エイズ研究機関6機関に研究費を助成 12 退社者情報登録システム稼働 12 「株主への利益還元状況等について」調査結果発表		について」通達の一部改正 4 「生命保険会社の財産利用について」事務連絡の一部改正 5 保険審議会法制懇談会報告まとめる 6 保険審議会第58回・第59回総会開催 6 公取委、「金融会社の株式保有の認可に関する事務処理基準について」事務連絡 6 保険審議会第60回総会開催、「保険業法等の改正について」報告 6 「抵当権付住宅貸付債権の譲渡のための住宅抵当証書について」通達の一部改正 7 「住宅ローンの取扱いについて」通達 8 「保険会社とその関連会社との関係について」通達および「金融機関の貸付債権の流動化等自己資本比率向上策について」通達の一部改正 8 「保険会社とその関連会社との関係について」「金融機関の貸付債権の流動化等自己資本比率向上策について」および「生命保険会社の財産利用について」事務連絡の一部改正 8 「保険会社の貸付金等に係る担保不動産の保有・管理会社の取り扱いについて」事務連絡 10 「保険業法等の許認可等に係る審査基準等について」通達、「同申請手続き及び申請様式について」事務連絡 10 「生命保険会社の経理について」通達の一部改正 10 日米包括経済協議・保険協議合意、ワシントンにおいて調印式 10 大蔵省、保険ブローカー制度懇談会の初会合開催 12 国税庁、「生命保険料控除の対象となる個人年金保険契約等の範囲及び要件について」通達	関する調査」報告書まとめる 4 生命保険アンダーライティング学院、「学院創立20周年『末高信』生誕百年行事」開催 5 日本アクチュアリー会、「アクチュアリー行動規範」制定 6 政府税制調査会、税制改革について答申 6 金融制度調査会基本問題検討委員会、「金融自由化と金融機関の健全性確保について」中間報告まとめる 6 健康保険法改正法可決、成立(付添看護・介護の廃止等) 6 政府行政改革推進本部、「今後における規制緩和の推進等について」発表 6 公取委、「行政指導に関する独占禁止法上の考え方」発表 7 厚生省、平成5年簡易生命表発表 8 公取委、「会社の合併等の審査に関する事務処理基準および株式所有の審査に関する事務処理基準について」事務連絡の一部改正 8 第10回国際エイズ会議、横浜で開催 9 厚生省、厚生年金基金設立認可基準(1業種1基金等)を緩和 9 社会保障制度審議会、社会保障の将来像について報告書発表 10 「中小企業勤労者財産形成制度普及促進月間」実施(第1回) 10 行政手続法施行 10 第17回東アジア保険会議、ソウルで開催 11 厚生省、「扶養保険検討委員会」発足(12月に意見書とりまとめ) 11 年金改革関連法可決、成立(厚生年金支給開始年齢の段階的引上げ等) 11 郵政審議会、介護割増年金付終身年金保険の新設等を内容とする約款改正案を了承 11 経団連・行政改革推進委員会、規制緩和要望まとめる

年	協　会	業　界	行　政	関連事項
平成6 (1994)				11 郵貯・簡保問題に関する金融団体中央連絡協議会、第6回郵貯・簡保問題を考える会開催 11 税制改革関連法可決、成立(所得税減税および消費税率引上げ等) 11 生保労連、「21世紀の高齢社会に向けた生命保険税制の充実に関する請願」100万人署名運動実施 12 厚生省高齢者介護・自立支援システム研究会、「公的介護保険」創設を柱とする報告書まとめる 12 政府税制調査会、平成7年度税制改正答申 12 連立与党税制調査会、平成7年度税制改正大綱決定
平成7 (1995)	1 大地震対策本部設置 2 スイス再保険会社研修生受入れ 2 エイズ・フォーラム'95開催に特別協賛 3 全国地方事務局長会議開催 4 ナショナル・ライフ保険入会 4 アクサ生命準社員として入会 4 櫻井会長、衆議院大蔵委員会に保険業法改正関連質疑の参考人として出席、意見陳述 5 厚生年金基金令および国民年金基金令に定める保険契約の利回り規程の見直しに関する要望書を厚生省あて提出 5 大地震対策本部収束 5 韓国海外弘報調査団来訪 6 生命保険法制研究会第9回総会開催 7 第33代会長に伊藤助成日本生命社長就任 7 フランス保険協会調査団来訪 8 簡易保険事業の肥大化に対し反対意見表明 8 財形制度拡充に関する要望書を労働省あて提出 8 大地震対策総合委員会、「大地震対策要綱」改正 9 第32回生命保険大会開催 9 地方協会長会議開催 9 平成8年度税制改正に関する要望書を大蔵省はじめ関係方面に提出	1 阪神・淡路大震災発生(死者・行方不明者6,427人、該当契約件数8,396件、支払保険金額483億5,770万円) 2 ナショナル・ライフ保険(ナショナーレ・ネーデルランデン生命)、日本法人生命保険業免許取得 4 ナショナル・ライフ保険、日本法人として営業開始 4 アクサ生命、営業開始 4 団体定期保険半年払保険料併用特約発売 8 団体就業不能保障保険発売	1 大蔵省、日米包括経済協議金融サービス交渉の合意内容公表 2 「保険会社及びその関連会社又は保険会社の関連会社が出資して設立する会社の取扱いについて」事務連絡 3 政府、保険業法改正法案閣議決定 3 「生命保険会社の財産利用について」通達および事務連絡の一部改正 3 「生命保険会社の経理について」通達の一部改正 5 保険業法改正法可決、成立(8年4月1日施行) 6 改正保険業法(保険業法及び保険業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律)公布 6 大蔵省、不良債権処理方針としての「金融システムの機能回復について」発表 6 「生命保険会社の資産運用状況報告について」通達および事務連絡 6 「『緊急円高・経済対策の具体化・補強を図るための諸施策』における資金供給の円滑化について」事務連絡 7 保険審議会第61回総会開催 8 「円高是正のための海外投融資促進対策」発表 9 日米包括経済協議、保険分野の合意に基づくフォローアップ協議開催 9 「金融機関の不良債権の早期処理方針」発表	1 生保文化センター、「平成6年度生命保険に関する全国実態調査」結果発表 2 郵政審議会、簡易保険の剰余金分配等に関する約款改正案を了承 3 「規制緩和推進計画について」閣議決定 4 全共連、長期共済の掛金率を改定実施 4 公取委、事業者団体の指針原案発表 4 日本銀行、公定歩合を年1.75%から年1.0%に引下げ 4 東京外為市場で一時1ドル＝79円75銭に高騰 6 経済審議会、21世紀に向けた経済政策運営の指針となる新経済計画の中間とりまとめを了承 7 厚生省、平成6年簡易生命表発表 7 社会保障制度審議会、社会保障体制の再構築を総理大臣に勧告 7 経団連、不良債権に関する提言「不良債権問題解決のためのフレームワーク」発表 8 勤労者財産形成審議会基本問題懇談会「勤労者財産形成促進制度の改善について」中間報告発表 9 第17回太平洋保険会議(PIC)、東京で開催 9 日本銀行、公定歩合を年1.0%から年0.5%に引下げ 9 金融制度調査会、金融機関

年	協会	業界	行政	関連事項
平成7 (1995)	9 第一種証券外務員資格試験実施（第1回） 9 公的介護保険制度の創設検討に際しての業界の要望を厚生省あて提出 10 生保ATM相互利用ネットワークの稼働と生保共同ATMの適用業務拡大・稼働時間延長 11 ビジョン研究会設置（平成9年5月、最終報告とりまとめ） 11 エイズ予防研究機関6機関に研究費を助成 11 「生命保険税制充実のための署名運動」実施（12月に結果発表：588万人） 12 「保険契約者保護基金」に関する報告案、理事会で了承 12 「株主への利益還元状況等について」調査結果発表 12 生命保険事業研究会、「わが国の生命保険事業のあり方」について研究報告まとめる		9 「小口債権販売に係る業務の取扱いについて」通達の一部改正 9 「生命保険会社の財産利用について」事務連絡の一部改正 10 「新有価証券に係る証券業務及び私募の取扱い業務の遂行について」通達の一部改正 12 「生命保険会社の財産利用について」事務連絡の一部改正 12 「保険業法の施行期日を定める政令」「保険業法施行令」および「保険業法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」公布 12 大蔵省、金融検査・監督等の改善策発表	の破綻処理対応策に関する中間報告まとめる 10 公取委、「事業者団体の活動に関する独占禁止法の指針」（新ガイドライン）発表 10 全労済、「ねんきん共済」の掛金改定 10 経団連、規制緩和要望を発表 10 公庫住宅融資保証協会、共同引受生保会社共催の公庫団信15周年記念式典開催 10 日本アクチュアリー会、第8回東アジアアクチュアリー会議、東京で開催 10 生保労連、「生命保険料控除制度の意義・効果に関する研究」報告書発表 11 郵貯・簡保問題に関する金融団体中央連絡協議会代表者会議開催 11 EU、規制緩和要望を日本政府あて提出 11 米国政府、規制緩和要望を日本政府あて提出 12 行政改革委員会、「規制緩和の推進に関する意見（第1次）」を総理大臣あて提出 12 政府税制調査会、平成8年度税制改正答申 12 連立与党税制調査会、平成8年度税制改正大綱決定 12 勤労者財産形成審議会、財形制度の改善に関し建議 12 住専処理策を閣議決定 12 金融制度調査会、「金融システム安定化のための諸施策―市場規律に基づく新しい金融システムの構築」について答申
平成8 (1996)	2 レポート「魅力ある社債市場の形成に向けて」発表 2 高齢社会シンポジウム「日本型介護システムを探る」（日本経済新聞社主催）に協賛 3 全国地方事務局長会議開催 3 自己株式取得等に関するアンケート調査結果発表 3 定款一部変更 4 「生命保険契約支援制度」発足 4 生命保険契約支援制度事務局設置 4 業務部と教育部を統合し、業務教育部設置	4 保険料改定（予定死亡率の引下げ、予定利率の引下げ等） 4 厚生年金基金保険等の予定利率再引下げ 7 日本生命、第一生命の2社、「公共債ディーリング業務」「債券先物取次業務」の認可取得 8 生保の損保子会社6社（ニッセイ損害保険、第一ライフ損害保険、安田ライフ損害保険、明治損害保険、三井ライフ損害保険、スミセイ損害保険）設立、事業免許を取得	2 保険業法施行規則等公布 3 「新有価証券に係る証券業務及び私募の取扱業務の遂行について」通達の一部改正 3 「利息たな上げ認定制度実施要領の制定について」通達および「金融機関の海外投資等損失準備金に係る認定制度実施要領について」通達の一部改正 4 改正保険業法施行 4 保険業法改正に伴う通達および事務連絡 4 「金融機関の公共債に関する証券業務に係る認可事務	1 日経連、「企業年金制度に関する緊急提言」をまとめ、大蔵・厚生両省あて提出 2 医療保険審議会、高額医療費の自己負担限度額の改定について答申 2 独占禁止法一部改正法案を閣議決定 2 厚生省、大蔵・厚生両省間での資産運用規制緩和等に関する合意につき発表 2 住専処理法案を閣議決定 2 経済企画庁経済研究所、レポート「介護保険の経済分析」まとめる 2 全銀協、公的金融問題フォ

年	協会	業界	行政	関連事項
平成8	4 アクサ生命入会	8 損保の生保子会社11社（日	等について」通達の一部改	ーラム開催
(1996)	4 法人募集代理店登録確認会設置	本火災パートナー生命、日動生命、東京海上あんしん生命、同和生命、千代田火災エビス生命、大東京しあわせ生命、富士生命、興亜火災まごころ生命、共栄火災しんらい生命、三井みらい生命、住友海上ゆうゆう生命）設立、事業免許を取得	正	2 日本アクチュアリー会、「生保標準生命表1996」発表
	5 公的介護保険制度に関する第2次意見書を厚生省あて提出	8 外国系生保会社2社（チューリッヒ生命、スカンディア生命）事業免許を取得	4 「金融機関による第65条第2項第2号から第4号までに掲げる取引に関する証券業務に係る認可事務等について」通達の一部改正	3 行政改革委員会官民活動分担小委員会発足
	6 韓国保険開発院調査団来訪	10 生保の損保子会社6社、損保の生保子会社11社および外国系生保会社2社、営業開始	4 「商品投資に係る業務の取扱いについて」通達の一部改正	4 全共連、生命総合共済の仕組みと掛金改定
	6 生命保険法制研究会第10回総会開催	11 総合福祉団体定期保険発売	5 改正財形法公布	4 全銀協、「公的金融システムの改革へ向けて」発表
	6 第1回生命保険仲立人研修実施	12 戦前台湾契約保有15社、郵送扱いによる支払い開始	7 「疑わしい取引の届出について」通達の一部改正	4 老人保健福祉審議会、最終報告「高齢者介護保険制度の創設について」まとめる
	7 日証協委託の特別会員第二種・第三種外務員資格試験実施（第1回）		8 「保険業法に基づく生保募集人の登録事務の取扱いについて」通達の一部改正	4 土地政策審議会、初会合開催
	7 第34代会長に波多健治郎明治生命社長就任		8 「保険業法施行令等の規定に基づき大蔵大臣が定める事項について」通達の一部改正	4 医療審議会、「今後の医療提供体制のあり方」を厚相に具申
	7 定款一部変更		8 「生命保険会社の業務運営について」通達の一部改正	5 勤労者財産形成促進法の一部改正法公布（一般財形貯蓄について他の金融機関等への預替え他）
	7 企業年金委員会を企業保険第一委員会に、グループ保険委員会を企業保険第二委員会に、アクチュアリー委員会を保険計理委員会にそれぞれ改称		8 「生命保険会社の業務運営に関する留意事項について」事務連絡の一部改正	5 政府、米外国貿易障壁報告書への反論発表
	7 第1回生命保険仲立人試験実施		10 「公益法人の設立許可及び指導監督基準及び公益法人に対する検査等の委託等に関する基準について」事務連絡	5 経団連、レポート「わが国産業の活性化と金融・資本市場の空洞化対策」発表
	8 財形制度拡充に関する要望書を労働省あて提出		10 「生命保険相互会社の非社員契約の取扱いについて」通達	5 生保労連、産業政策フォーラム開催
	8 介護保険公聴会で業界意見陳述		10 「生命保険相互会社の非社員契約に関する留意事項について」事務連絡	6 老人保健福祉審議会、公的介護保険制度に関する答申を厚生大臣あて提出
	8 平成9年度簡易保険予算概算要求に対し反対意見表明		10 「生命保険会社の業務運営について」通達の一部改正	6 社会保障制度審議会、公的介護保険制度および医療法の一部改正に関する答申を厚生大臣あて提出
	8 与党行革PTで業界意見陳述		10 保険審議会第62回総会開催	6 銀行・証券・生損保等金融機関、社債決済制度改革に向けた準備委員会発足
	9 第33回生命保険大会開催		12 保険審議会支払保証制度に関する研究会、初会合開催	6 住専処理法ほか金融関連6法可決、成立
	9 地方協会長会議開催		12 日米保険協議決着。ワシントンにおいて調印式	6 医療保険審議会、第2次報告書「今後の国民医療と医療保険制度改革の在り方について」まとめる
	9 公的介護保険制度に関する第3次意見書を厚生省あて提出		12 保険審議会第63回総会開催	6 認定生命保険士会、25周年記念大会開催
	9 平成9年度税制改正に関する要望書を大蔵省はじめ関係方面に提出		12 大蔵省、生保の損保子会社6社および損保の生保子会社11社に免許条件変更を通知	6 生保文化センター、設立20年記念「生命保険文化センター20年のあゆみ」を刊行
	10 損保の生保子会社11社および外国からの進出会社2社、入会			7 行政改革委員会、当面の行革推進意見書提出
	10 生保労連と共同で「生命保険料控除制度拡充のための署名運動」実施（11月に結果発表：1,247万人）			7 「高齢社会対策大綱」閣議決定
	11 エイズ予防研究機関5機関に研究費を助成			7 連立与党、介護保険公聴会開催
	11 「わが国生命保険事業における官業のあり方」発表			7 日経連他6団体、特別法人
	11 生保についての学校教育に関する要望書を文部省あて提出			
	12 韓国海外調査団来訪			
	12 「株主への利益還元状況等			

年	協会	業界	行政	関連事項
平成8 (1996)	について」調査結果発表			税撤廃要望書を関係官庁あて提出 7 経済同友会、公的金融・財投の抜本的改革を提言 7 医療保険審議会、今後の医療保険制度改革試案まとめる 7 生保労連、21世紀政策フォーラム開催 8 厚生省、平成7年簡易生命表発表 9 全共連、簡保の年金限度額引上げ反対意見表明 10 経団連、規制緩和要望書を総理大臣あて提出 10 第18回東アジア保険会議、シンガポールで開催 11 郵貯・簡保問題に関する金融団体中央連絡協議会、官業の在り方に関する意見書を大蔵省あて提出 11 生保文化センター、シンポジウム「新しい生活価値観を探る」開催 12 経団連、年金改革提言発表 12 政府税制調査会、平成9年度税制改正答申 12 自民党税制調査会、平成9年度税制改正大綱決定
平成9 (1997)	1 新募集人登録システム稼働 3 全国地方事務局長会議開催 4 企画部と調査部を統合し、企画調査部設置 4 定款一部変更 4 「社債発行市場の現状と課題について」と題するリポート発表 4 当協会、保険業法第242条の規定に基づき、日産生命保険管理人の任命受ける 6 生命保険法制研究会第11回総会開催 7 第35代会長に藤田譲朝日生命社長就任 7 業務協議会と教育委員会を統合し業務委員会を、企業保険第一委員会と企業保険第二委員会を統合し企業保険委員会を設置 7 財形制度拡充に関する要望書を労働省あて提出 8 平成10年度簡易保険予算要求に対し反対意見表明 8 韓国調査団来訪 9 第34回生命保険大会開催 9 地方協会長会議開催 9 第2ビジョン研究会設置	1 アイ・エヌ・エイ生命、アイ・エヌ・エイひまわり生命に改称 1 ナショナル・ライフ保険、アイエヌジー生命に改称 4 日産生命、業務停止命令を受ける 7 あおば生命、事業免許取得 7 協栄生命川井三郎名誉会長、IIS総会（メキシコシティ）で保険名誉賞を受賞、保険殿堂入り 10 あおば生命、営業開始	1 保険審議会基本問題部会、初会合開催 1 金融システム改革連絡協議会、初会合開催 1 「金融機関のコンピューターシステム等に関する検査について」事務連絡 3 「『早期是正措置制度導入後の金融検査における資産査定について通達』について」事務連絡 3 「保険業法施行令等の規定に基づき大蔵大臣が定める事項について」通達の一部改正 3 「連結財務諸表の作成について（試行）」事務連絡 4 「生命保険会社の業務運営について」通達の一部改正 4 「生命保険会社の業務運営に関する留意事項について」事務連絡の一部改正 4 「保険会社の資産査定についての通達について」事務連絡 4 「保険会社の資産の自己査定について」事務連絡 4 「営業体制等の管理の充実	1 政府税制調査会、報告書「これからの税制を考える」発表 1 医療保険審議会、医療保険制度改革案を了承する答申を厚生大臣あて提出 2 郵政審議会、簡易保険約款の改正案を了承 3 全銀協、「郵便貯金民営化の論点整理」および公的金融システムのディスクロージャー拡充」発表 3 経済同友会、行財政改革・経済構造改革の提言発表 4 消費税率3％から5％に引上げ 4 日本アクチュアリー会、「企業年金制度の課題と確定拠出型年金等について(提言)」発表 5 行政改革会議、中間整理公表 5 外国為替管理法改正法可決、成立 6 郵政審議会、「郵便局ビジョン2010」答申 6 独占禁止法改正法可決、成立

年	協会	業界	行政	関連事項
平成9 (1997)	9 情報研究会設置 9 提言「わが国の生活保障システムの再構築に向けて」発表 9 平成10年度税制改正に関する要望書を大蔵省はじめ関係方面に提出 10 あおば生命入会 10 生保労連と共同で「生命保険料控除制度拡充のための署名運動」を実施（11月に結果発表：1,616万人） 12 「株主への利益還元状況等について」調査結果発表		について」通達 4 「生命保険会社の資産運用状況報告について」通達および事務連絡の改正 4 「商品投資に係る業務の取扱いについて」通達の一部改正 5 国税庁、「適格退職年金契約の承認事務運営要領について」通達の一部改正 6 「金融機関の貸付債権の流動化等自己資本比率向上策について」通達の一部改正 6 保険審議会第64回総会開催、「保険業の在り方の見直しについて―金融システム改革の一環として」報告まとめる 6 金融監督庁設置法可決、成立（10年6月22日施行） 7 「保険業法施行規則の一部を改正する省令」（保険契約者保護基金が行う資金援助に関する改正）公布、施行 7 「不良債権償却証明制度等実施要領について」通達廃止 7 「利息たな上げ認定制度実施要領の制定について」通達廃止 7 「金融機関の貸付債権の流動化等自己資本比率向上策について」通達の一部改正 8 「保険業法施行規則の一部を改正する省令」（事業方法書に定める事項のうち大蔵大臣の許可なく変更できる事項の追加）公布、施行 8 「保険会社の劣後特約付又は永久劣後特約付債務の取扱いについて」通達 8 「生命保険会社の業務運営について」通達の一部改正 8 「ソルベンシー・マージン基準について」事務連絡の一部改正 9 「いわゆる総会屋対策要綱の申合せについて」通達 9 「法人税法施行令の一部を改正する政令」公布（投資顧問会社での適年の資産運用が認められた） 9 保険審議会第65回総会開催 10 「生命保険会社の業務運営について」通達の一部改正 10 「生命保険会社の業務運営	6 金融制度調査会、「我が国金融システムの改革について―活力ある国民経済への貢献」答申まとめる 6 証券取引審議会、「証券市場の総合的改革―豊かで多様な21世紀の実現のために」報告まとめる 6 健康保険法等の一部改正法可決、成立 6 生保労連、銀行の保険販売“断固反対”中央総決起集会開催 6 全日本外務員協会、創立35周年記念式典開催 7 行政改革委員会規制緩和小委員会、「規制緩和に関する論点」公表 7 生保労連、産業政策フォーラム開催 8 厚生省、平成8年簡易生命表公表 8 生保文化センター、理事長に三宅正太郎氏就任 8 第18回太平洋保険会議、シドニーで開催 9 行政改革会議、中間報告 10 行政改革委員会規制緩和小委員会、「構成員契約規制に関する公開討論会」開催 11 郵貯・簡保問題に関する金融団体中央連絡協議会、郵政省の平成10年度予算要求に対する意見を大蔵省あて提出 11 北海道拓殖銀行、北洋銀行に営業譲渡を発表 11 大蔵省、山一証券に一部業務を除いた業務停止命令 12 行政改革会議、最終報告書まとめる 12 政府税制調査会金融課税小委員会、中間報告まとめる 12 介護保険法可決、成立 12 行政改革委員会規制緩和小委員会、報告書まとめる 12 金融持株会社関連2法可決、成立（10年3月11日施行） 12 公取委、独占禁止法第9条・第11条ガイドライン発表 12 政府税制調査会、平成10年度税制改正答申 12 自民党税制調査会、平成10年度税制改正大綱決定 12 生保文化センター、「平成9年度生命保険に関する全

年	協会	業界	行政	関連事項
平成9 (1997)			に関する留意事項について」事務連絡の一部改正 12 保険審議会支払保証制度に関する研究会、最終報告書まとめる 12 保険審議会第66回総会開催 12 「コンピュータ2000年問題に関する金融検査におけるチェックリストについて」事務連絡 12 「生命保険会社の業務運営について」通達の一部改正	国実態調査」結果発表
平成10 (1998)	1 生命保険法制研究会第12回総会開催 2 「支払保証制度に関する要望書」を大蔵省はじめ関係機関あて提出 3 全国地方事務局長会議開催 4 ジー・イー・キャピタル・エジソン生命入会 4 藤田会長、衆議院大蔵委員会に金融システム改革法案に関して参考人として出席、意見陳述 4 「社債市場の現状と課題について」発表 5 藤田会長、参議院財政・金融委員会に金融システム改革法案に関して参考人として出席、意見陳述 6 提言「市場原理の導入による医療の質の向上を目指して」発表 6 生命保険法制研究会第13回総会開催 7 ホームページ開設 7 第36代会長に吉田紘一住友生命社長就任 8 財形制度拡充に関する要望書を労働省あて提出 8 平成11年度簡保予算概算要求に対し意見表明 9 平成11年度税制改正要望書を関係方面に提出 10 保険料控除制度に関するアンケート実施（10月1日～14日） 11 保険料控除制度に関するアンケート結果発表（約155万6千人） 12 吉田会長、衆議院消費者問題等に関する特別委員会で参考人陳述（和歌山保険金詐欺事件関係） 12 「株式価値向上へ向けた取組み状況等について」のアンケート結果等を発表	3 ジー・イー・キャピタル・エジソン生命、生命保険業免許取得 4 ジー・イー・キャピタル・エジソン生命、営業開始	1 保険審議会第67回総会開催 2 「不良債権回収過程に介入する暴力団等の排除のための警察と金融機関の連携強化について」通達 2 「生命保険会社の業務運営について」通達の一部改正 2 「生命保険会社の業務運営に関する留意事項について」事務連絡の一部改正 2 「ソルベンシー・マージン基準について」事務連絡の一部改正 3 保険審議会第68回総会開催 3 大蔵省、第1回金融連絡会（生保部会）開催 3 「新しい金融検査に関する基本事項についての通達について」事務連絡 6 金融システム改革法可決、成立（12月1日施行） 6 大蔵省、金融関連通達等廃止、省令・告示、事務ガイドライン等に移行 6 電子マネー及び電子決済の環境整備に向けた懇談会、報告書まとめる 6 新しい金融の流れに関する懇談会、論点整理発表 6 金融監督庁発足 6 大蔵省、証券局と銀行局を廃止し、金融企画局設置 6 金融制度調査会、証券取引審議会、保険審議会を廃止し、金融審議会設置 8 金融審議会、初会合開催 10 政府、日本長期信用銀行に対し特別公的管理の開始を決定 11 公取委、「保険業に関する実態調査報告書」発表 12 金融監督庁、事務ガイドラインを一部改正（保険会社監督にあたっての財務局の事務処理手続について等）	1 国民生活審議会消費者政策部会、中間報告まとめる 1 生保文化センター、シンポジウム「新しい自分への挑戦」開催 2 行政改革本部規制緩和委員会、初会合開催 2 金融システム安定化関連2法、可決、成立 3 「厚生年金基金令及び国民年金基金令の一部を改正する政令」公布、施行 3 規制緩和推進3か年計画閣議決定 5 総務庁、郵政事業に関する行政監察結果発表 6 中央省庁改革基本法可決、成立 8 生保労連、第30回定期大会開催 8 厚生省、平成9年簡易生命表発表 9 第19回東アジア保険会議開催（於・マカオ） 11 生命保険契約者保護機構、創立総会開催 12 生命保険契約者保護機構発足 12 郵貯・簡保問題に関する金融団体中央連絡協議会開催

年	協会	業界	行政	関連事項
平成10(1998)	12 生命保険相互会社の株式会社化規定整備に関する要望書まとめる 12 「確定拠出型企業年金」に関する提言発表 12 「生命保険協会90年小史」刊行		12 政府、日本債券信用銀行に対し特別公的管理の開始を決定 12 行革推進本部・規制緩和委、規制緩和についての第一次見解まとめる 12 金融再生委員会発足 12 自民党税調、平成11年度税制改正大綱まとめる 12 政府税調、平成11年度税制改正答申まとめる 12 金融監督庁、「コンピュータ2000年問題対応に関する提出資料の様式の改訂について」と題する報告命令を発出	
平成11(1999)	3 全国地方事務局長会議開催 4 マニュライフ・センチュリー生命入会 5 ディー・アイ・ワイ生命入会 6 郵貯・簡保資金運用研究会の中間報告に反対の意見表明 6 研究成果報告・提言「少子・高齢化社会における生命保険事業」発表 7 第37代会長に森田富治郎第一生命社長就任 8 財形制度拡充に関する要望書を労働省あて提出 8 平成12年度簡保予算概算要求に対し意見表明 8 「郵便貯金の事業運営に関する将来ビジョン研究会」の中間報告に対し意見表明 8 金融審議会第一部会の「中間整理（第一次）」に対し意見表明 8 法務省の「企業分割に係る商法等の一部を改正する法律案要綱中間試案」に対し意見表明 9 日本公認会計士協会の「金融商品に係る実務指針に関する論点整理」に対し意見提出 9 平成12年度税制改正要望書を関係方面に提出 9 行革推進本部規制改革委員会の規制改革に関する論点に対し意見提出 9 金融監督庁および大蔵省の「保険会社と銀行等の相互算入に伴う弊害防止措置について」に対し意見提出 10 生保労連と共同で生命保険	3 マニュライフ・センチュリー生命、生命保険業免許取得 4 ジー・イー・キャピタル・エジソン生命、ジー・イー・エジソン生命に改称 4 マニュライフ・センチュリー生命、営業開始 5 ディー・アイ・ワイ生命、生命保険業免許取得（12日） 5 ディー・アイ・ワイ生命、営業開始（19日） 11 千代田火災エビス生命、ウィンタートウル・スイス保険との技術提携に合意 11 平和生命、エトナ・インターナショナル・インクとの業務・資本提携に合意 11 日本団体生命、アクサとの資本提携に合意 12 安田生命と富国生命、業務提携に合意 12 東邦生命とジー・イー・エジソン生命、東邦生命の保険契約の移転契約書に調印	1 早期是正措置に関する省令等公布 1 大蔵省・金融監督庁、内外からの規制緩和要望に対する検討状況の中間報告公表 1 国民生活審議会消費者政策部会、「消費者契約法（仮称）の制定に向けて」と題する最終報告書まとめる 1 金融監督庁、事務ガイドラインを一部改正（保険契約の締結および保険募集における本人確認の措置、他人の生命の保険に係る被保険者の同意確認等） 3 政府、規制緩和推進3か年計画改定 3 金融監督庁、事務ガイドラインを一部改正（保険会社の子会社等） 4 行革推進本部・規制緩和委員会を規制改革委員会に改称 4 金融監督庁、金融検査マニュアル検討会の最終とりまとめ公表 4 外務省、「'99年外国貿易障壁報告書」に対するコメントまとめる 5 金融監督庁、事務ガイドラインを一部改正（期限付劣後債務におけるステップアップ金利に関する取扱い等、ディスクロージャーの記載項目等についての留意点を追加） 6 金融監督庁、東邦生命に業務一部停止命令を発動 6 郵貯・簡保資金運用研究会、中間報告発表 6 郵政省・21世紀に向けた社	1 生保文化センター、シンポジウム「21世紀に向けて流動化時代をどう生きるか」開催 2 全銀協、公的金融問題フォーラム開催 3 生保文化センター、平成10年度文化セミナー「老後の経済準備と金融資産選択」開催 4 全銀協、全国銀行協会連合会を全国銀行協会に改称 7 第35回IIS年次セミナー開催（14日まで、於・ベルリン） 8 厚生省、平成10年簡易生命表公表 8 第19回太平洋保険会議開催（19日まで、於・シンガポール） 8 日本アクチュアリー会、日本年金数理人会、退職給付会計に係る実務基準案公表 8 日本公認会計士協会、「金融商品に係る実務指針に関する論点整理」公表 8 日本アクチュアリー会、第30回国際ASTIN会議開催 8 日本アクチュアリー会、第9回AFIR会議開催 8 日本アクチュアリー会、IAA会議開催 8 日本アクチュアリー会、100周年記念大会開催 10 生保労連、結成30周年 10 全共連と県共済連、合併調印式を実施 11 米国、金融制度改革法成立 11 日本アクチュアリー会・日本年金数理人会、「退職給付会計に係る実務基準」発

年	協会	業界	行政	関連事項
平成11(1999)	料控除制度拡充のための署名運動を実施（10月12日～22日） 11 国民生活審議会の消費者契約法原案に対し、意見書提出 11 生命保険料控除拡充のための署名運動の署名数発表（約1,442万人） 11 「『保険契約に関する顧客への情報提供等の拡充について』に係る検討結果について」を金融監督庁あて提出 11 あおば生命の株式をアルミテス社の子会社「タワーエス　エイ」に譲渡 12 「株式価値向上に向けた取り組み状況等について」のアンケート結果等を発表		会環境の変化に対応した簡易保険事業の在り方に関する調査研究会、報告書発表 7 金融審議会、相互会社の株式会社化に関するレポートまとめる 7 自民党、厚生・労働・大蔵・通産の確定拠出型年金制度の4省案を了承 7 行革推進本部規制改革委員会、規制改革に関する論点を公開 8 公取委、投資信託の広告表示に関する実態調査公表 8 金融監督庁、「保険契約に係る顧客への情報提供について」公表 9 公取委および大蔵省、5%ルールに関する銀行法施行規則等の改正原案発表 9 金融監督庁および大蔵省、「保険会社と銀行等の相互参入に伴う弊害防止措置について」公表 9 金融監督庁、「保険規制・監督に関する東京エグゼクティブセミナー」開催 11 郵政省、金融・経済構造の変革期における生命保険事業の動向に関する調査研究会の初会合開催 11 国生審消費者契約法検討委、「消費者契約法（仮称）の具体的内容について」と題する報告書まとめる 12 行革推進本部・規制改革委、規制改革に関する第二次見解まとめる 12 自民党税調、平成12年度税制改正大綱まとめる 12 政府税調、平成12年度税制改正答申まとめる 12 金融審議会第一部会、「中間整理（第二次）」まとめる 12 金融審議会第二部会、「保険会社のリスク管理と倒産法制の整備　中間取りまとめ」まとめる 12 金融監督庁、「保険会社の財務面の監督上の措置の見直しについて」発表	表 12 郵貯・簡保問題に関する金融団体中央連絡協議会、意見書を大蔵省あて提出 12 第4回国際保険協会会議（IMIA）開催（於・サンフランシスコ） 12 保険監督者国際機構、第6回総会開催（於・サンフランシスコ） 12 生命保険契約者保護機構、臨時総会で公的支援の要請を決定 12 国際会計基準委保険起草委、保険会計に関する論点書公表
平成12(2000)	1 コンピューター西暦2000年問題の対応について発表 1 金融審議会「保険会社のリスク管理と倒産法制の整備・中間とりまとめ」に対し意見表明	1 ニコス生命の株式を日本信販がウィンタートウル・ライフ社に売却することで調印 1 平和生命、株式の3分の2をエトナ・インターナショナ	1 金融監督庁、「内外からの規制緩和要望等に対する検討状況（中間公表）について」公表 2 保険会社の財務面の監督上の措置の見直しに関する省	2 全銀協、公的金融問題フォーラム開催 4 全共連と全国47都道府県共済連が統合 5 三井ダイレクト損保、事業免許取得（6月1日営業開

年	協　会	業　界	行　政	関連事項
平成12(2000)	1 金融審議会「中間整理（第二次）」に対し意見表明 1 「我が国における個人情報保護システムの在り方について（中間報告）」に対し意見表明 2 日本公認会計士協会「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針（公開草案）」に意見提出 3 「社債市場の現状と課題について（99年版）」発表 3 全国地方事務局長会議開催 3 国民生活センターより当協会あて「金融商品に係る消費者トラブルの防止について」の文書届く 3 生命保険倶楽部廃止 4 カーディフ・ソシエテ・ヴィ入会 4 森田会長、国会質疑に保険業法改正に関し参考人として出席（衆院大蔵委） 4 国民生活センターからの商品説明等の改善に関する要望について回答 4 「ご契約内容登録制度」の強化について発表 5 「金融サービスの電子取引の進展と監督行政」報告書に対し意見提出 5 森田会長、国会質疑に保険業法改正に関し参考人として出席（参院金融経済特別委） 5 保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律の成立に関し意見表明 5 「保険会社に係る検査マニュアル（案）」に対する業界要望・意見を金融監督庁あて提出 5 国際会計基準委員会(IAIS)の保険に関する論点書に対し意見提出 6 森田会長、第百生命の経営破綻について記者会見 6 公的保障と自助努力について「インターネットアンケート」実施（6月1日～30日） 6 「傷害保険契約法研究会」発足 6 郵貯・簡保資金運用研究会の最終報告に対し反対意見を表明	ル・インクが公開買付で取得することで合意 2 第百生命、金融監督庁より検査結果通知を踏まえた正確なソルベンシー・マージン比率の速やかなディスクロージャー等業務改善命令を受ける 3 東邦生命、ジー・イー・エジソン生命へ保険契約を移転し解散 3 カーディフ・ソシエテ・ヴィ、生命保険業免許取得 3 大正生命、資本金50億を増額、クレアモントキャピタルホールディング（株）ほか8名に割当 4 日本団体生命、社名をニチダン生命に改称 4 平和生命、社名をエトナヘイワ生命に改称 4 アクサ生命、社名をアクサニチダン生命に改称 6 カーディフ・ソシエテ・ヴィ、社名をカーディフ・アシュアランス・ヴィに改称 6 協栄生命、米プルデンシャル生命と資本・業務提携することで基本合意 7 第百生命、臨時総代会開催（定款の一部変更を可決） 7 東邦生命精算人、元社長・副社長に10億円の損害賠償求め提訴 8 協栄生命、拠出金約300億円の返還請求のため第一火災海上を東京地裁に提訴 10 ニコス生命、社名をクレディ・スイス生命に改称 10 千代田生命、東京地裁に会社更生手続開始申立て 10 大正生命保険管理人、同社の経営責任明確化を図るため調査委員会設置 10 協栄生命、東京地裁に会社更生手続開始の申立て 11 千代田生命管財人、同社の経営責任解明のため経営責任調査委員会設置 11 日本アクチュアリー会、指定法人化 12 千代田生命第1回関係人集会開催 12 ハートフォード生命、生命保険業免許取得 12 エトナヘイワ生命、INGグループによるエトナインタ	令等を公布 2 預金保険法等の一部を改正する法律案国会提出 3 金融監督庁、市場関連リスク検査における内部モデル等に係るマニュアルの整備について発表 3 年金改革関連法案可決、成立 3 規制緩和推進3か年計画（再改定）閣議決定 4 政府、米国通商部の「外国貿易障壁報告書」に対するコメント発表 4 金融監督庁、「金融サービスの電子取引の進展と監督行政に関する研究会」の報告書公表 4 金融監督庁、保険会社に係る検査マニュアル（案）公表 4 消費者契約法可決、成立 5 金融監督庁、第一火災海上保険に業務の一部停止命令を発動 5 保険業法施行規則の一部を改正する命令公布（5月31日施行） 5 金融商品の販売等に関する法律可決、成立 5 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律可決、成立 5 証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律可決、成立 5 保険業法及び金融機関等の更生手続きの特例等に関する法律の一部を改正する法律可決、成立 5 資金運用部資金法等の一部を改正する法律可決、成立 5 預金保険法等の一部を改正する法律可決、成立 5 勤労者財産形成促進法施行令の一部を改正する政令、同法施行規則の一部を改正する省令公布 5 金融監督庁、第百生命に業務の一部停止命令を発動 6 金融監督庁、第百生命の保険管理人に当協会等を選任 6 金融審議会第一部会、金融商品の販売に関する苦情・紛争処理体制に関する報告書まとめる	始） 5 日本公認会計士協会、「特定目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針（公開草案）」公表 6 三井ダイレクト損保、営業開始 6 リムラ・スクール日本同窓会、第40回総会開催 6 全銀協、郵貯・簡保資金運用研究会の最終報告に対し反対意見表明 6 ナスダック・ジャパン、株式取引を開始 6 企業会計審議会、「固定資産の会計処理に関する論点の整理」公表 7 第36回IIS年次セミナー開催（於・カナダ・バンクーバー） 8 経団連、「IT化に対応した法制度整備に向けた論点メモ」公表 8 在日米国商工会議所、保険会社の会計基準などで意見書まとめる 8 厚生省、平成11年簡易生命表発表 9 損保協会、損保各社の中間決算実施発表（2000年9月期より） 9 経団連、日経連、日本商工会議所、経済同友会の経済4団体、「確定拠出年金法の早期成立を求める総決起大会」開催 10 確定拠出型年金教育・普及協会、第1回シンポジウム開催 10 在日米国商工会議所、銀行の保険窓販につき取扱商品の制限撤廃求める意見書発表 10 第5回国際保険協会会議開催（於・ケープタウン） 10 第7回保険監督者国際機構年次会議開催（於・ケープタウン） 10 米国、「2000年規制改革要望書」発表（保険分野では、簡保による新たな生損保商品への拡大排除を要望） 10 ジャパンネット銀行、営業開始 10 第20回東アジア保険会議開催（於・マニラ）

年	協会	業界	行政	関連事項
平成12(2000)	6 ネット取引の進展に対応した「銀行法施行規則等の改正」に対し意見提出 6 「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針（公開草案）に対する意見を日本公認会計士協会あて提出 6 「個人情報保護基本法制に関する大綱案（中間整理）」に対し意見提出 7 財形制度拡充に関する要望書を労働省あて提出 7 第38代会長に宇野郁夫日本生命社長就任 8 「保険会社のリスク管理について」に対し意見提出 8 企業会計審議会の「固定資産の会計処理に関する論点の整理」に対し意見提出 8 平成13年度簡保予算概算要求に対し意見表明 8 厚生省の「国民年金未納・未加入者に係る生命保険料控除の見直し」要望に対し意見表明 9 経団連の「IT化に対応した法制度整備に向けた論点メモ」に対し意見提出 9 公的保障と自助努力について「インターネットアンケート」集計結果報告書発表 9 平成13年度税制改正要望書を関係方面に提出 9 行革推進本部規制改革委の「規制改革に関する論点公開」に対し意見提出 9 「生命保険料控除拡充に向けた声カード」運動実施（9月25日～29日） 10 「金融商品の販売等に関する法律施行令案」に対し意見提出 11 郵政省の「確定拠出年金の運用商品の提示の在り方に関する研究会報告書骨子案」に対し意見提出 11 金融庁の「SPC法等の一部を改正する法律の施行に伴う総理府令案」に対し意見提出 11 日本エイズストップ基金に寄付 11 「金融商品の販売等に関する法律」に関する指針策定 11 加盟43社平成12年度上半期	ーナショナル買収によりINGグループ一員として事業展開 12 ハートフォード生命、営業開始 12 協栄生命、第1回関係人集会開催	6 郵貯・簡保資金運用研究会、「資金運用の基本方針」まとめる 6 金融審議会第二部会、「保険会社社会計を巡る論点整理」報告書まとめる 6 郵便貯金の事業経営に関する将来ビジョン研究会、最終報告まとめる 6 金融監督庁、「金融検査～今後の課題」公表 6 金融監督庁、「保険会社に係る検査マニュアル」通達を公表 6 金融審議会、「21世紀を支える金融の新しい枠組みについて」と題する答申および報告書を大蔵大臣あて提出 6 高度情報通信社会推進本部、「個人情報保護基本法制に関する大綱案（中間整理）」公表 7 金融庁、発足 7 政府税調、中期答申公表 7 行革推進本部規制改革委、「規制改革に関する論点公開」公表 8 金融庁、「新たな形態の銀行業に対する免許審査・監督上の対応（運用上の指針）について」公表 8 金融庁、第8回金融審議会総会でスタディグループ設置 8 金融庁、生損保各社が他社保険商品の販売・募集を一括請け負うことを認める方針を決め、各社に通知 8 日銀、ゼロ金利政策解除 8 企業会計審議会、固定資産の会計処理に関する論点整理まとめる 8 金融庁、行政委託型法人等の総点検の実施結果（保険仲立人試験）公表 8 金融庁、大正生命に業務の一部停止命令を発動 9 金融庁、「金融トラブル連絡調整協議会」初会合開催 9 金融庁、大正生命の処分措置で「業務の停止範囲」等を告示 9 金融庁、生保19社の検査結果公表 10 金融審議会第2部会、「保険会社における金融商品の	10 経団連、2000年度経団連規制改革要望とりまとめ、規制改革委あて提出 11 国際保険評議会（IIC）、「ジャパン・ラウンドテーブル2000」開催 11 日本公認会計士協会、金融商品に関する新会計基準案公表、「保険業における『責任準備金対応債券』に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」公表 11 日本消費者協会、「生命保険110番」実施 11 郵貯・簡保問題に関する金融団体中央連絡協議会、郵貯・簡保拡大反対の意見書を大蔵省・金融庁あて提出 12 経済広報センター、パンフレット「郵貯・簡保の見直しは今や時代の要請」発行 12 商社系保険仲立人協会（IBAJ）・独立代理店系保険仲立人協会（JIBA）、臨時総会で「日本保険仲立人協会」に統合 12 21世紀政策研究所、「21世紀に向けた郵政三事業改革」公表 12 生保文化センター、生命保険に関する全国実態調査結果発表 12 国民生活センター、全国消費者フォーラム開催 12 日本公認会計士協会、金融商品に関する新会計基準公表

年	協会	業界	行政	関連事項
平成12 (2000)	事業概況発表 12 第百生命支援企業をマニュライフ・センチュリー生命とすることで基本合意 12 ハートフォード生命入会 12 「株式価値向上に向けた取り組み状況等について」アンケート結果等を発表 12 相談・苦情対応制度の見直し案決定 12 生保カードサービスコーナー（全国49カ所）のサービス終了		時価評価の導入について」公表 10 金融庁、「金融商品販売等に関する法律施行令案」公表 10 行革推進本部規制改革委、公開シンポジウム開催 10 金融庁の金融税制に関する研究会、初会合開催 10 個人情報保護法制化委、「個人情報保護基本法制に関する大綱」決定 10 金融庁、生損保会社による第三分野への相互参入について公表 10 東京地裁、千代田生命に対し更生手続き開始決定 10 郵政省・確定拠出年金の運用商品の提示の在り方に関する研究会、報告書骨子案まとめる 10 東京地裁、千代田生命事業管財人選任 10 東京地裁、協栄生命に対し更生手続き開始決定 10 金融庁、「SPC法等の一部を改正する法律」の施行に伴う総理府令案公表 11 金融審議会、異業種の銀行参入で中間整理まとめる 11 金融庁、金融商品の販売等に関する法律施行令案のパブリックコメント結果発表 11 政府、確定拠出年金法案閣議決定 11 金融商品販売法施行令公布 11 金融庁、「商法等の一部を改正する法律」等の施行に伴う金融関係政令案の概要公表 11 「資産の流動化に関する法律」「投資信託及び投資法人に関する法律」施行 12 自民税調、第三分野保険商品対象の所得控除ルール決定 12 政府、第33回消費者保護会議開催 12 金融庁、保険商品の銀行窓販につき具体的方針決定 12 行政改革推進本部規制改革委、「規制改革についての見解」まとめる 12 自民税調、平成13年度税制改正大綱決定 12 政府税調、平成13年度税制改正答申まとめる	

年	協会	業界	行政	関連事項
平成12(2000)			12 与党3党、平成13年度税制改正大綱決定 12 郵政省・確定拠出年金の運用商品の提示の在り方に関する研究会、報告書まとめる 12 郵政省簡易保険局「金融・経済構造の変革期における生命保険事業の動向に関する調査研究会」、報告書まとめる 12 金融審議会、総会で最終答申まとめる	
平成13(2001)	3 「社債市場の現状と課題について（2000年版）」発表 3 あざみ生命入会 4 生命保険相談所に「裁定審査会」新設 5 パンフレット「生命保険会社の社会貢献活動」作成 5 モラルリスク対策の強化のため、JA共済と契約データ相互利用について基本合意（平成14年4月1日実施） 6 経団連の「規制改革に関する2001年度アンケート調査」に対し意見提出 6 保険監督者国際機構（IAIS）の保険監督基準等のドラフトに対し意見提出 7 財形制度拡充に関する要望書を厚生労働省あて提出 7 第39代会長に金子亮太郎明治生命社長就任 7 「金融商品及び類似項目」について、日本公認会計士協会・国際会計基準審議会（IASB）へ意見提出 8 夏期懇談会開催 8 平成14年度簡保予算概算要求に対し意見表明 8 企業会計審議会固定資産部会「固定資産の会計処理に関する審議の経過報告」に対し意見提出 8 金融審議会金融分科会第二部会「生命保険をめぐる総合的な検討に関する中間報告」へ意見書提出 8 規制改革要望を総合規制改革会議あて提出 9 平成14年度税制改正要望書を関係方面に提出 9 簡易保険事業の在り方に関する意見を関係方面に提出 10 「生命保険料控除制度拡充のための署名運動」実施	1 アイ・エヌ・エイひまわり生命、安田火災ひまわり生命に改称 1 千代田生命管財人、旧経営陣に総額約71億円の損害賠償請求査定を東京地裁に申し立て 1 第百生命保険管理人、マニュライフ・センチュリー生命への保険契約包括移転決定 1 第百生命保険管理人、金融庁へ保険契約移転計画を承認申請 1 オリコ生命、全株式の英プルーデンシャルグループへの譲渡を発表 1 千代田生命管財人、同社契約者あてに「会社更生手続きの現状について」報告 1 協栄生命更生管財人、同社更生計画案骨子発表 2 オリコ生命、英プルーデンシャルグループ傘下入り手続き完了 2 協栄生命管財人、更生計画案東京地裁に提出 2 第百生命保険管理人、第53回定時総代会開催（全保険契約をマニュライフ生命に移転等決議） 2 安田生命、安田ライフダイレクト損保（株）設立 2 大和生命とソフトバンク・ファイナンス、「あざみ生命保険（株）」設立 2 あざみ生命、生命保険業免許取得 2 千代田生命管財人、AIGと支援企業に関する覚書締結、更生計画案東京地裁へ提出 2 大正生命保険管理人、あざみ生命への保険契約包括移	1 中央省庁等再編 1 金融庁、事務ガイドラインを改正（ソルベンシー・マージン比率、子会社等についての改正） 1 金融庁、苦情・紛争処理手続きの透明化に関する調査結果公表 1 金融庁、第一火災の保険契約移転計画承認 1 金融庁、第百生命の保険契約移転計画承認 1 公取委・厚生労働省、規制緩和要望に対する検討状況の中間公表実施 1 金融庁、内外からの規制緩和要望等に対する検討状況の中間発表実施 1 金融庁、第10回金融審議会総会開催（金融審の下に金融分科会・金利調整分科会・自賠責制度部会・公認会計士制度部会設置決定） 2 金融庁、保険の銀行窓販解禁で「保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（案）等を公表 2 公取委、金融会社の株式保有規制検討・見直しのため研究会開催を公表（秋ごろを目途に報告書作成） 2 金融庁、「保険会社に係る検査マニュアル」に関し内部監査等の充実を図る改正案公表 2 金融庁、「金融庁における政策評価の実施要領（案）」公表 2 金融庁、保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令案（ソルベンシー・マージン基準の見直し、生損保本体の第3分野参入について）公表	1 生保労連、中央委および産業政策フォーラム「生保産業の現状と課題、そして挑戦」開催 1 損保契約者保護機構、臨時総会で第一火災の保険契約引受けを承認 2 第一火災、臨時総代会で保険契約移転等を承認・可決 2 当協会・経団連・損保協会等10団体、「企業会計基準委員会（仮称）」の早期発足で合意を発表 3 全国保険代理業協同組合連合会、保険の銀行窓販に関する意見書の金融庁あて提出を発表 3 安田ライフダイレクト損保、損害保険業免許取得（7日営業開始） 3 金融保険関連12団体、「公的金融問題フォーラム～郵政事業、『郵政公社』のあり方と行財政改革を考える～」共催 3 日本保険仲立人協会、第3期定時総会開催（当年度より保険仲立人試験年1回、当面生・損保両協会に委託） 4 JA共済、予定利率引下げ（年2.25%から1.75%に） 4 損保契約者保護機構、業務開始（第一火災の保険契約引継ぐ） 4 日本興亜・あいおい・ニッセイ同和の損保3社、営業開始 4 日本損害保険代理業協会、「銀行等による保険商品販売の範囲拡大反対の署名運動」実施 4 保険（住宅ローン関連の保険契約等に限定）の銀行窓

年	協会	業界	行政	関連事項
平成13(2001)	(10月9日～19日まで、生保労連と共催) 11 「生命保険料控除制度拡充のための署名運動」実施結果発表（署名総数1,265万9,937名） 11 日本エイズストップ基金へ寄付 11 「生命保険料控除制度拡充のための街頭署名運動」実施（東京駅丸の内南口、新宿駅西口、生保労連と共催） 11 郵政事業の公社化に関する研究会「中間報告骨子案」に対する意見提出 11 「独占禁止法研究会報告書」に対し意見提出 12 ホームページに生保各社の決算・上半期情報を掲載 12 確定給付企業年金法政令案に対し意見提出 12 セミナー「高齢化社会を見据えた公的金融の在り方」開催 12 日本証券業協会「公社債基準気配発表制度の見直しについて」に対し意見提出 12 「生命保険の種類のご案内」「生命保険種類一覧」作成公表 12 「郵政事業の公社化に関する研究会」の中間報告につき意見表明 12 経団連からの「WTOサービス貿易自由化交渉に関するアンケート」を提出 12 「平成13年度株式価値向上に向けた取り組み状況等について」公表 12 「不適切な販売・勧誘防止のためのホットライン」の設置を発表（1月10日より受付開始）	転決定 2 大正生命保険管理人、同社契約包括移転につき東京地裁から代替許可取得 3 大正生命保険管理人、提訴等検討委員会設置 3 東京生命、東京地裁に会社更生手続開始の申立て 3 協栄生命、第2・3回関係人集会開催 3 千代田生命、第2・3回関係人集会開催 3 アクサニチダン生命、アクサ生命に改称 3 ニチダン生命、アクサグループライフ生命に改称 3 大正生命の保険契約、あざみ生命へ包括移転し営業開始 3 生命保険文化研究所、解散（附属図書館は日本生命附属図書館に） 4 日本火災パートナー生命・興亜火災まごころ生命、合併し「日本興亜生命保険株式会社」に改称 4 同和生命、契約を日本生命に包括移転し、解散 4 千代田火災エビス生命・大東京しあわせ生命、合併し「あいおい生命保険株式会社」に改称 4 第百生命、契約をマニュライフ・センチュリー生命に包括移転し解散 4 協栄生命、ジブラルタ生命に改称 4 千代田生命、エイアイジー・スター生命に改称 4 ザ・プルデンシャル・インシュアランス・カンパニー・オブ・アメリカ、ジブラルタ生命のグループ傘下入りを発表 5 東京生命、第1回関係人集会開催 6 東京生命管財人、太陽生命・大同生命（T&D保険グループ）を支援企業に決定 7 大和生命、あざみ生命に事業譲渡 7 保険の第三分野商品の販売、国内保険会社本体に解禁 7 オリコ生命、ピーシーエー生命に改称	2 金融審議会、金融分科会の初会合開催 2 金融庁、大正生命の業務・財産管理計画を承認 2 郵政審議会、簡易保険約款の改正案（簡保の剰余金の分配・保険料の改定等）を了承 2 日本銀行、公定歩合を0.25%に引下げ発表 3 政府、保険業への異業種参入に対応した「保険業法の一部改正案」国会提出 3 銀行等による保険商品の窓口販売に係る内閣府令公布 3 内閣府・国民生活センター、「消費者契約法シンポジウム」開催 3 東京地裁、前千代田生命会長らに賠償命令（総額71億3,672万6,421円） 3 「書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令」公布 3 政府、「個人情報の保護に関する法律案」閣議決定、国会提出 3 政府、規制改革推進3か年計画閣議決定 3 金融庁、「保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令」案に対するパブリックコメント結果公表 3 「証券会社に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」公布 3 保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令等施行（保険会社に対する監督上の措置についての見直し） 3 東京地裁、東京生命に更生手続開始を決定 4 「金融商品の販売等に関する法律」、「消費者契約法」施行（4月1日） 4 総合規制改革会議発足 4 「電子署名及び認証業務に関する法律」施行（4月1日） 4 東京地裁、協栄生命の更生計画認可決定 4 金融庁、従来の損保種別代理店制度完全撤廃、保険仲立人に関し適正な保険募集	販開始 4 在日米国商工会議所、「2001年版日米ビジネス白書」発表（保険など30分野で提言） 4 東京証券取引所、「株式会社化を行う保険相互会社の早期上場を可能とするための上場審査基準の見直しについて」発表 4 生保文化センター、「ワークスタイルの多様化と生活設計に関する調査結果」発表 5 日本保険医学会、創立100周年記念式典開催 6 リムラ・スクール日本同窓会、第41回総会開催（平成14年3月末で活動収束を決定） 6 認定生命保険士会、第30回定時総会・大会開催 6 在日米国商工会議所、「生命保険既契約の予定利率引き下げにおける公平な取り扱いに関する意見書」および「生命保険会社の公正価値会計に関する意見書」発表 6 生保文化センター、小冊子「知っておきたい生命保険と税金の知識」（改訂版）発行 7 経団連・当協会・日本公認会計士協会など民間10団体、財務会計基準機構設立 7 第37回国際保険学会（IIS）年次セミナー開催（於・ウィーン） 8 生保文化センター、会長に宮澤健一氏が就任 8 厚生労働省、平成12年簡易生命表発表 9 在日米国商工会議所、「簡保・郵貯にも投資顧問起用の認可を」の意見書発表 9 日本商工会議所、「商工会議所年金教育センター」設立 9 保険監督者国際機構（IAIS）年次大会および保険協会国際会議（IMIA）開催（於・ボン） 9 損保協会、環境マネジメントシステム「ISO14001」の認証取得 9 経済同友会、「郵貯改革に

年	協会	業界	行政	関連事項
平成13（2001）		7 東京生命管財人、事業管財人に太陽生命元専務を選任 7 東京生命管財人、東京地裁に同社更生計画案提出 8 米国マスミューチュアル・フィナンシャル・グループ、エトナヘイワ生命株式の公開買付けによる取得完了発表 8 生保会社、確定拠出年金制度対応の年金商品の認可取得 9 マニュライフ・センチュリー生命、マニュライフ生命に改称 9 大正生命清算人、旧経営陣等に対し損害賠償求め東京地裁に提訴 9 東京生命、第2・3回関係人集会開催 10 三井みらい生命・住友海上ゆうゆう生命、合併し「三井住友海上きらめき生命」に改称 10 東京生命、組織変更に伴い、「ティ・アンド・ディ・フィナンシャル生命」に改称、業務開始 12 エトナヘイワ生命、マスミューチュアル生命に改称 12 日本生命、環境マネジメントシステムの国際規格「ISO14001」の認証取得	体制の確立を求める内容に改めた事務ガイドライン適用 4 金融庁、事務ガイドラインを一部改正（投資信託委託業者・投資法人等の監督関係、等） 4 金融庁、「内外からの規制緩和要望等に対する検討状況（中間公表）＜改訂版＞」公表 4 総務省、「規制緩和推進3か年計画（再改定）」の実施状況に関するフォローアップ結果公表 4 郵政事業庁簡易保険部、行動規範制定 4 金融庁、「預金等預入金融機関及び保険会社に係る検査マニュアルの充実について」を改正・発出 4 財務省・21世紀の資金の流れの構造変革に関する研究会、報告書まとめる（「家計の貯蓄率と金融資産選択行動の変化及びそれらの我が国の資金の流れへの影響について」） 5 金融庁、事務ガイドラインを一部改正（租税特別措置法、地方税法改正に伴うSPCに係る登録免許税・不動産取得税の税率軽減のための要件の改正による証明書様式等の改正、等） 5 郵政事業庁、「郵便局ネットワークの民間との提携状況」公表 5 公取委、平成12年度企業合併状況集計結果発表（金融・保険業27件、前年度比58.8%増） 5 金融庁、保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令案公表（届出対象商品の拡大、インターネット等を利用した保険契約に係る審査基準の新設、等） 6 第1回「郵政三事業の在り方について考える懇談会」開催 6 確定給付企業年金法、公布 6 第7回金融審金融分科会第二部会開催（「生命保険をめぐる総合的な検討に関する中間報告」まとめる） 6 自民党、金融調査会・財政	ついての提言（中間報告）」公表 10 経団連、「2001年度経団連規制改革要望―経済社会の構造改革と行政改革の断行に向けて―」公表 10 三井住友海上火災保険発足 10 日本経済研究センター、「郵政三事業民営化への課題」公表 10 経済広報センター、パンフレット「郵貯・簡保の郵政公社化について考える」作成・公表 10 生保文化センター、第1回「生活設計と金融・保険に関する調査」結果発表 11 在日米国商工会議所、保険分野に関する意見書公表 11 在日米国商工会議所、「国会ドアノック」開催（保険契約者保護のセーフティネット構築要請） 11 生保文化センター、平成13年度「生活保障に関する調査」結果発表 11 日本公認会計士協会、「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」の改正について（公開草案）公表 11 大成火災、東京地裁に会社更生手続開始申立て 11 損保協会、「損害保険に関する全国調査報告書」公表 11 生保労連、郵政事業の公社化に関する研究会「中間報告骨子案」に対する意見提出 11 経済同友会、郵政事業の公社化に関する研究会「中間報告骨子案」に対するコメント提出 11 国民生活センター、全国消費者フォーラム開催 11 郵貯・簡保問題に関する金融団体中央連絡協議会、郵政事業の公社化に対する意見書を総務省・財務省・金融庁あて提出 12 安田火災、安田火災ひまわり生命を100%子会社化 12 大成火災、破産法に基づき債権取立ての禁止などにつき米裁判所に申立て 12 国際保険学会（IIS）パトリック・ケニー会長来日 12 大成火災、米裁判所より暫

年	協　会	業　界	行　政	関連事項
平成13 (2001)			金融部会・保険問題小委員会合同会議開催 6　金融庁、「保険会社に係る検査マニュアル」を改訂・発出 6　確定拠出年金法、公布 7　厚生労働省、確定拠出年金法の政省令案公表 7　公取委、「金融機関と企業との取引慣行に関する調査報告書」公表 7　厚生労働省、確定拠出年金運営管理機関に関する命令公表 7　金融庁、「保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令案に対するパブリックコメントの結果」公表、同府令を公布 7　金融庁、事務ガイドラインを一部改正（規制緩和関係、第三分野相互参入に係るルール整備関係、等） 7　金融庁、「金融庁における法令適用事前確認手続の導入について」公表 7　総務省、「郵便局で提示する確定拠出年金の運用の方法の選定等に関する基本方針」公表 7　厚生労働省、「確定拠出年金法の政省令案に寄せられた意見について」公表 7　金融庁、ジョイント・フォーラム天童会合開催（於・山形県天童市） 7　「確定拠出年金法に係る政省令」公布 7　金融庁、事務ガイドラインを一部改正（災害における金融に関する措置） 7　厚生労働省、「介護労働実態調査中間結果報告」公表 8　総務省、郵政事業の公社化に関する研究会の設置公表 8　国税庁、法人契約の「がん保険」「医療保険」（終身タイプ）の保険料の取扱いについて通達を発出 8　厚生労働省、「確定拠出年金制度について」の法令解釈通知公表 8　総務省、第1回「郵政事業の公社化に関する研究会」開催 9　第8回金融審金融分科会第二部会開催（「生命保険を	定的停止命令受ける 12　財務会計基準機構・企業会計基準委、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理（案）」公表

年	協　会	業　界	行　政	関連事項
平成13 (2001)			めぐる諸問題への対応―今後の進め方―」公表 9　金融庁、事務ガイドラインを一部改正（確定拠出年金運営管理機関の監督に関する事務処理について） 9　東京地裁、東京生命の更生計画案認可決定 10　確定拠出年金法、施行（10月1日） 10　第18次国民生活審議会消費者政策部会、第1回会合開催 10　総務省、第3回「郵政事業の公社化に関する研究会」開催（当協会より意見発表） 10　金融庁、ホームページに「消費者情報コーナー」設置（金融商品等に関する情報提供の実施） 10　第11回総合規制改革会議開催（金融分野の検討案開示） 10　公正取引委員会・「独占禁止法研究会」、一般集中規制および手続規定等に係る独占禁止法の見直しについての検討報告書公表 11　金融庁、プレス・リリース（仮訳）「ジョイント・フォーラムが銀行・証券・保険の比較調査に関するレポート」公表 11　郵政事業庁、確定拠出年金制度に対応のため終身年金保険の見直しを内容とする保険約款改正実施発表（平成14年1月1日実施） 11　銀行法等の一部を改正する法律、公布（保険業法第3条関係、他） 11　郵政事業の公社化に関する研究会、中間報告骨子案をパブリックコメントに付す 11　金融庁・金融トラブル連絡調整協議会、「金融分野の業界団体・自主規制機関における苦情・紛争処理のモデル」の中間試案公表 11　東京地裁、大成火災に更生手続開始を決定 11　確定給付企業年金法政令案、公表 12　銀行法等の一部を改正する法律、施行（12月9日）（保険業法第3条関係、他） 12　総合規制改革会議、「規制改革の推進に関する第1次	

年	協　会	業　界	行　政	関連事項
平成13(2001)			答申」公表 12 第34回消費者保護会議開催 12 与党税調、平成14年度税制改正大綱決定 12 政府税調、平成14年度税制改正答申まとめる 12 厚生労働省、女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会、「女性自身の貢献がみのる年金制度」報告書まとめる 12 厚生労働省、「確定給付企業年金法施行令案等に寄せられた意見について」公表 12 郵政事業の公社化に関する研究会、中間報告発表 12 確定給付企業年金法政令、公布 12 確定給付企業年金法施行規則案等を公表 12 金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令を公布、施行(10月27日)	
平成14(2002)	1 新年賀詞交歓会開催 1 財務会計基準機構・企業会計基準委員会の「退職給付制度間の移行等に関する会計処理（案）」について意見提出 2 保険監督者国際機構(IAIS)の「保険コア・プリンシプルおよびメソドロジーに対する追加・修正事項」に対し意見提出 2 金融庁の「WTOサービス交渉に係る協力依頼」に対し要望提出 2 国際会計基準「序文」改訂の公開草案に対し意見提出 2 「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令」(案)に対し意見提出 2 総務省「公益法人会計基準の見直しに関する論点の整理（中間報告）」に対し意見提出 2 保険業法施行令改正案について意見提出 2 「IAIS原則・基準、指針作成の際の意見照会手続」に対し意見提出 3 「総務省政策評価基本計画(案)」に対し意見提出 3 保険業法施行規則改正案に	4 あざみ生命・大和生命、合併（会社名：大和生命保険株式会社） 4 大同生命、相互会社から株式会社に組織変更 4 ジー・イー・エジソン生命、セゾン生命の全株式取得を発表 7 安田火災ひまわり生命、損保ジャパンひまわり生命に改称 7 ディー・アイ・ワイ生命、損保ジャパン・ディー・アイ・ワイ生命に改称 9 三井住友海上シティインシュアランス生命、生命保険業免許取得 10 生保各社、銀行窓販向け商品発売 10 ジー・イー・エジソン生命とセゾン生命、合併（会社名：ジー・イー・エジソン生命） 10 三井住友海上シティインシュアランス生命、営業開始	1 金融庁・IAIS・OECD・アジア開発銀行、保険監督に関するアジア地域セミナー開催（8日～11日） 1 保険監督に関する金融庁主催アジア地域セミナー開催(15日～17日) 1 第9回金融審金融分科会第二部会、開催（「生命保険をめぐる対応策」まとめる） 2 金融庁、「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令」（案）公表（保険相互会社の社員配当ルールの弾力化、等） 2 金融庁、第10回金融トラブル連絡調整協議会開催（今後の取組「論点メモ」明らかに） 3 郵政事業庁、確定拠出年金「個人型年金」の取扱い郵便局を全国673局に拡大 3 郵政審議会、総務省の保険約款改正案を了承（簡保剰余金の分配等、4月1日実施） 3 確定給付企業年金法施行規則公布 3 第10回金融審金融分科会第二部会、開催（銀行の保険窓販に関する方向性示す）	1 保険監督者国際機構（IAIS）、継続総会で「資本の適正性とソルベンシーに関する原則」などを採択 1 損保協会、国際保険評議会(IIC)との協力覚書に調印 1 生保労連、「郵政三事業（簡保）問題フォーラム」開催（テーマ・「21世紀の郵政事業と生命保険について考える」） 1 生保文化センター、公開講演会開催（テーマ・「消費者契約法と保険契約―不当条項規制の適用と保険約款のあり方」） 1 財務会計基準機構・企業会計基準委員会、「企業会計基準適用指針第1号退職給付制度間の移行等に関する会計処理」公表 2 厚生労働省、第19回完全生命表発表 3 全銀協主催、民間金融11団体共催、経済4団体協賛「公的金融問題フォーラム」開催 3 第一火災清算人、旧経営陣に約20億円の損害賠償請求訴訟提起 3 損保協会、「広告倫理綱領」

年	協会	業界	行政	関連事項
平成14	ついて意見提出		3 社債等登録法施行令等の一	策定
(2002)	3 日・米・独、「保険の国際		部を改正する政令を公布	4 安田火災・第一ライフ損保、
	会計基準に関する共同意見		3 金融庁、「保険業法施行規	合併（存続会社：安田火災）
	書」提出		則等の一部を改正する内閣	4 日本興亜損保・太陽火災、
	3 「会社更生法改正要綱試案」		府令案に対するパブリック	合併（存続会社：日本興亜
	について意見提出		コメントの結果」公表、同	損保）
	4 全共連と共同で「契約内容		付令を公布	4 JA共済、「新退職年金共済」
	照会制度」を創設、共同運		3 金融庁、事務ガイドライン	新設
	営		を一部改正（保険会社の健	4 東京海上・日動火災、共同
	4 「抜本的税制改革議論の視		全性について報告・業務改	持株会社「（株）ミレアホー
	点について」意見表明		善を求める場合の着眼点、	ルディングス」設立
	4 「日本郵政公社法案」に対		相互会社について、等）	4 生保文化センター、「生活
	し意見表明		3 担保附社債信託法施行細則	設計と金融・保険に関する
	5 「金融機関等による顧客等		等の一部を改正する内閣府	調査 第2回」まとめる
	の本人確認等に関する法		令を公布	4 生保文化センター、「新版
	律」政省令案に対する要望		3 政府、「規制改革推進3か	生命保険Q&A」作成
	事項等提出		年計画」の改定を閣議決定	5 生保労連、政策提言リーフ
	5 企業会計審議会固定資産部		3 厚生労働省、「確定給付企	レット「21世紀の安心社会
	会「固定資産の減損に関す		業年金制度について」その	にふさわしい税制改革に向
	る会計基準の設定に関する		他の法令解釈通知公表	けて」作成
	意見書（公開草案）」への		4 金融庁、事務ガイドライン	5 当協会・全銀協等9団体、
	意見提出		を一部改正（保険会社の健	財務会計基準機構・企業会
	6 国際会計基準審議会に米・		全性に関し報告を求める場	計基準委員会が公表する企
	独保険協会と共同意見書提		合および業務改善を求める	業会計基準等の取扱い（準
	出		場合の着眼点、等）	拠性）について共同声明発
	6 「金融機関等による顧客等		4 総合規制改革会議、平成14	表
	の本人確認等に関する法		年度第1回会議開催（平成	5 経団連・日経連、統合し
	律」政省令案に対する要望		14年度総括テーマ「経済活	「日本経済団体連合会」と
	事項等提出		性化」）	して発足
	6 生命保険相談所規程改訂		4 「金融機関等による顧客等	5 日本経団連、「経済活性化
	6 日本経団連へ平成14年度規		の本人確認等に関する法	に向けた規制改革緊急要
	制改革要望項目提出		律」成立	望」公表
	7 金融機関職員専用特別試験		4 総務省、「平成13年事業所・	5 全日本生命保険外務員協
	第1回実施		企業統計調査－概数集計に	会、定時総会開催（名称を
	7 平成14年度財形制度拡充に		よる電子商取引の状況」公	「生命保険ファイナンシャル
	関する要望書を厚生労働省		表（金融保険業・「アフター	アドバイザー協会」(JAIFA)
	あて提出		サービス等」で高い導入	に変更）
	7 第40代会長に横山進一住友		率）	5 損保協会、「税制抜本改革
	生命社長就任		4 金融庁・金融トラブル連絡	論議～保険料控除制度のあ
	7 「少子高齢社会に向けた生		調整協議会、金融分野の業	り方について」と題する提
	命保険と税制支援のあり		界団体・自主規制機関にお	言を発表
	方」公表		ける苦情・紛争解決支援モ	6 国民生活センター、「消費
	7 「日本郵政公社法」および		デルを決定	者契約法に関連する消費生
	「簡易保険事業の将来的な		4 日本郵政公社法案、閣議決	活相談と裁判の概況～法施
	在り方」について意見表明		定	行後1年～」公表
	7 「生命保険料控除制度に関		4 「金融機関等による顧客等	6 認定生命保険士会、定時総
	するアンケートキャンペー		の本人確認等に関する法	会・大会開催（「トータル・
	ン」実施（7月29日～8月		律」公布	ライフ・コンサルタント
	23日まで、生保労連と共催）		4 財務省、国債投資家懇談会	会」（TLC会）に改称）
	8 米国会計検査院、来訪（日		の初会合開催（生損保など	6 IAIS（保険監督者国際機
	本の高齢化問題に関する調		大手機関投資家と学者・研	構）、IASB（国際会計基準
	査）		究者で構成）	審議会）に意見書提出
	8 総合規制改革会議に規制改		5 総務省統計局、「わが国の	（DSOP（原則書草案）の
	革要望提出		子供の数（15歳未満人口）」	提案に懸念表明）
	8 夏期懇談会開催		発表（1817万人で21年連続	6 大成火災管財人、東京地裁
	8 「郵政三事業の在り方につ		減少）	に更生計画案提出
	いて考える懇談会」の論点		5 日本郵政公社法施行法案、	7 自動車保険料率算定会・損

年	協会	業界	行政	関連事項
平成14	メモについて意見表明		閣議決定	害保険料率算定会、統合し、
(2002)	8 金融庁の「証券市場の改革促進プログラム」に対し意見提出		5 環境省、「金融業における環境配慮行動に関する調査研究報告書」公表	「損害保険料率算出機構」として発足、業務開始
	8 FATF（資金洗浄に関する金融活動作業部会）の「40の勧告見直しに係るコンサルテーションペーパー」に対し意見提出		6 厚生労働省、「ファイナンシャル・プランニング技能士」の指定試験機関を金融財政事情研究会と日本FP協会とする省令を公布	7 日産火災・安田火災、合併（会社名：(株) 損害保険ジャパン）
	9 「郵政三事業の在り方について考える懇談会」報告書に対し意見表明		6 金融庁、「保険業法施行規則及び銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令等」（案）公表	7 第38回IIS年次セミナー開催（於・シンガポール）
	9 「郵政事業の公社化に関する研究会」最終報告書に対し意見表明		6 金融庁、「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律施行令案」および「同法律施行規則案」の内容公表	7 厚生労働省、平成13年簡易生命表発表
	9 行政改革推進事務局の「公益法人制度の抜本的改革に向けて（論点整理）」に対し意見提出		7 日本型金融システムと行政の将来ビジョン懇談会、「金融システムと行政の将来ビジョン―豊かで多彩な日本を支えるために」と題する報告書まとめる	8 米国生命保険協会、簡保問題について日本政府に対し協議を求めるよう米国政府に要請
	9 IAIS(保険監督者国際機構)の指導書案等に対し意見提出		7 総合規制改革会議、「中間とりまとめ―経済活性化のために重点的に推進すべき規制改革―」公表	8 大成火災、東京地裁から更生計画の認可決定受ける
	9 国際会計基準審議会に米国生命保険協会・ドイツ保険協会との共同意見書提出		7 日本郵政公社法・日本郵政公社法施行法、可決、成立	9 生命保険ファイナンシャルアドバイザー協会、創立40周年記念大会開催（全国9ブロックで開催）
	9 三井住友海上シティインシュアランス生命入会		7 金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律施行令および同法律施行規則、公布	9 損保協会、「そんぽ情報スクエア」開設
	9 平成15年度税制改正要望書を関係方面に提出		8 企業会計審議会、「固定資産の減損に関する会計基準の設定に関する意見書」および「中間監査基準の改訂に関する意見書（公開草案）」公表	9 損保協会・FNLIA、「支払保証制度のあり方（中間報告）」まとめる
	9 「生命保険料控除制度に関するアンケートキャンペーン」結果発表（122万5,267名）		8 郵政三事業の在り方について考える懇談会、論点メモ発表	10 JA共済、生命総合共済・一時払契約の予定利率引下げ
	10 IAS第32号・第39号「金融商品」の改訂公開草案に対する意見書提出		8 金融庁、「保険業法施行規則及び銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令等」（案）に対するパブリックコメントの結果公表	10 在日米国商工会議所、意見書発表（生命保険契約者保護機構の強化と保険類似サービス提供者に対する不公平な規制の是正を求める）
	10 第9回「生命保険と私」エッセイコンテスト受賞・入選作品決定公表		8 「保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令」公布（10月1日施行、銀行等の保険窓販拡充等の措置）	10 保険監督者国際機構(IAIS) 2002年年次会合開催（サンチアゴ（チリ））
	11 政府税調の「平成15年度における税制改革についての答申―あるべき税制の構築に向けて」に対し意見表明		9 郵政三事業の在り方について考える懇談会、報告書まとめる	10 日本経団連、2002年度規制改革要望を総合規制改革会議等関係先あて提出
	12 金融庁の「システム統合リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト」（案）に対し意見提出		9 郵政事業の公社化に関する研究会、最終報告書まとめ	10 日証協・全銀協・当協会など金融5団体、株式等譲渡益課税に関する統一の緊急要望まとめ、政府・与党に申入れ
	12 日本郵政公社法施行令等の閣議決定に対し意見表明			10 第21回東アジア保険会議（EAIC）東京大会開催（於・東京国際フォーラムなど）
	12 日本郵政公社の「中期経営目標・中期経営計画」について意見表明			10 大成火災管財人、東京地裁に損害賠償訴訟提起
	12 「株式価値向上に向けた企業の取り組み状況等について」発表			10 生保文化センター、「生活設計と金融・保険に関する調査 第3回―金融資産選択に関する調査―」結果発表
	12 「生命保険の種類のご案内」「生命保険種類一覧」作			10 全国消費生活相談員協会、創立25周年記念シンポジウ

年	協会	業界	行政	関連事項
平成14（2002）	成・公表		る 9 総合規制改革会議、「規制改革の早期実現、前倒し等に係る措置状況について」公表 9 総務省、「女性従業者の動向」公表（生命保険業 8割が女性） 9 金融庁、事務ガイドラインを一部改正（銀行等における保険窓販の規制緩和等に関する保険業法施行規則等の施行に伴う事務運営上の改正） 9 金融審議会、「中期的に展望した我が国金融システムの将来ビジョン」と題する答申まとめる 10 金融庁・第16回金融トラブル連絡調整協議会開催（苦情・紛争解決支援モデルに係る自己評価結果まとめる） 10 金融庁、「金融再生プログラム」公表 11 金融庁、「システム統合リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト」（案）まとめる 11 政府税調、「平成15年度における税制改革についての答申」をとりまとめ、首相あて提出 11 総務省、簡易保険の一時払年金保険などの制度改正を内容とする保険約款改正案を郵政審議会に付議、了承 12 国民生活審議会自主行動基準検討委員会、第18回会合で最終報告まとめる 12 自民党、保険問題小委開催（予定利率引下げ、公的資金枠延長、保護基金追加拠出などの問題を協議） 12 総合規制改革会議、「規制改革の推進に関する第2次答申―経済活性化のために重点的に推進すべき規制改革―」決定、小泉総理に手交 12 与党3党、平成15年度税制改正大綱とりまとめる 12 政府、日本郵政公社法施行令等を閣議決定 12 総務省、簡保保険約款認可について郵政審議会へ諮問、答申を得る（保険約款	ム開催（テーマ「保護される消費者から権利の主体としての消費者へ」） 10 損保ジャパン、大成火災を子会社化 11 生保文化センター、第40回中学生作文コンクール表彰式開催 11 損害保険料率算定会、清算結了 11 在日米国商工会議所、日本政府に対し「生保既契約の予定利率引下げに反対」の提言書提出 12 損保ジャパン、大成火災と合併 12 全労済、長期生命・個人年金共済の予定利率引下げ 12 生命保険契約者保護機構、政府に対し「生命保険契約者保護機構の財源問題に関する要請」を行う 12 米国生命保険協会・欧州ビジネス協会の保険委員会・カナダ生命保険/健康保険協会、「変額年金保険における責任準備金の積立基準に関する共同意見書」発表 12 生命保険契約者保護機構、臨時総会で「生命保険契約者保護機構の財源等に係る基本方針」決議

年	協会	業界	行政	関連事項
平成14(2002)			の構成、表現等の見直し整備、等)	
平成15(2003)	1 新年賀詞交歓会開催 1 「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」施行に伴う「お客様へのお願い」公表 1 日本郵政公社の「中期経営目標・中期経営計画」について意見表明 1 横山会長、日銀金融記者クラブにて記者会見(予定利率引下げ不要を表明) 1 新規モラル・リスク対策で指針発表(「保険金不法取得目的の保険契約の無効」の約款への明記) 1 国際会計基準審議会に対し「IASB保険プロジェクトへの意見書」(保険の国際会計基準の検討にあたっては、保険の特徴踏まえた議論必要)を提出 2 国際会計基準審議会に対し米国生命保険協会・ドイツ保険協会・オーストリア保険協会・米国保険協会との共同意見書(保険の国際会計基準の検討にあたっては、保険の特徴踏まえた議論必要)を提出 2 横山会長、日銀金融記者クラブにて記者会見 (保険契約に時価評価を適用するIASB方針に再度反対を表明) 3 生保ATM事業廃止 3 全国地方事務局長会議開催 4 企業会計基準委員会の「『固定資産の減損処理に係る会計基準の適用指針』の検討状況の整理」に対し意見提出 5 IAIS(保険監督者国際機構)の「損害保険会社および再保険会社の技術的パフォーマンスとリスクに関するディスクロージャー基準(案)」に対し意見提出 5 「保険業法の一部を改正する法律の施行に伴う保険業法施行令の一部を改正する政令(案)及び保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令(案)の公表について」に対し意見提出 5 「金融持株会社検査マニュ	1 マスミューチュアル生命、環境マネジメントシステム「ISO14001」の認証取得 4 太陽生命、相互会社から株式会社に組織変更(東証第一部に上場) 10 東京海上あんしん生命・日動生命、合併し「東京海上日動あんしん生命」に改称 11 三井生命、連結子会社「三井ライフ損害保険会社」の解散を決定	1 「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」施行 1 総務省、「簡易生命保険法施行規則」(契約者配当の計算方法、保険約款等)公布(4月1日施行) 1 財務省・「円と国際化推進研究会」、最終報告とりまとめる(オフショア市場への生・損保参入を提言) 1 金融審議会第17回総会開催(会長の互選、委員等の紹介、等) 1 金融庁、事務ガイドラインを一部改正(金融機関の合併などに伴うシステム統合に関する監督行政上の諸手続の明記、等) 2 内閣府、中間報告「21世紀型の消費者政策の在り方について」に対するパブリック・コメントの内容をまとめ第15回消費者政策部会あて報告 2 金融庁、公認会計士監査制度改革の考え方を公表 2 金融庁、保険業法改正案骨子(破たん前予定利率引下げ)を自民党財務金融部会保険問題小委に提示 2 内閣府、保険業法の一部を改正する法律案(契約者保護機構に対する政府補助の延長、業務範囲の見直し等)の要旨明らかに 2 金融庁、「金融再生プログラム関連等に係る検査マニュアルの改訂について」発表 3 総務省・郵政研究所、第8回「家計における金融資産選択等に関する調査」結果概要公表 3 金融庁、「株式市場の適正な運営の確保について」公表 3 「保険業法の一部を改正する法律案」(安全ネットの整備、経営手段の多様化のための措置、等)閣議決定、第156回通常国会あて提出 3 金融庁、事務ガイドラインを一部改正(募集関係で「特別利益の提供」新設)	2 生保文化センター、公開講演会開催(テーマ:「コーポレートガバナンスに関する諸課題」) 3 企業会計基準委員会、「『固定資産の減損に係る会計基準の適用指針』の検討状況の整理」公表 3 生保文化センター、「生活設計と金融・保険に関する調査第4回―既婚女性の生活設計に関する調査」結果公表 3 金融広報中央委、第2回「金融に関する消費者教育フォーラム」開催(テーマ・わが国における金融に関する消費者教育の進め方について) 3 ムーディーズ、「日本の銀行と生保の資本構造における相互依存に対する見解」発表 4 郵貯・簡保問題に関する金融団体中央連絡協議会、「日本郵政公社」設立に対する意見を表明 4 JA共済、共済掛金率改定(年金・終身共済の新契約について予定利率引下げ) 5 生保文化センター、平成14年度「企業の福利厚生制度に関する調査」結果発表 5 経済広報センター、パンフレット「『郵貯・簡保』今こそ改革への道筋を～公的金融システムの問題について考える」発行 6 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会、設立15周年記念シンポジウム開催(テーマ:21世紀の消費者関連団体の役割～団体間の連携を考える～) 6 ACCJ(在日米国商工会議所)、意見書「日本郵政公社による投資信託の窓口販売について」発表 7 ACCJ(在日米国商工会議所)、意見書「日本の住宅ローン保証制度における真のリスク移転および信用補完の確立に向けて」を金融庁あて提出 7 日本経団連・税制専門部

年	協会	業界	行政	関連事項
平成15(2003)	アル」(案)に対し意見提出 5 日本経団連「2003年度規制改革アンケート調査」に対し意見提出 6 IASB（国際会計基準審議会）に米・独・墺7協会共同の意見書提出 6 IASB（国際会計基準審議会）議長、来会（保険会計をめぐる審議状況等について意見交換） 6 平成15年度規制改革要望を総合規制改革会議等関係方面に提出 7 IAIS(保険監督者国際機構)の「ストレス・テスト指導書（案)」に対し意見提出 7 第41代会長に森田富治郎第一生命社長就任 7 生命保険料控除制度、死亡保険金の相続税非課税措置に関する意見書「国民の安心を支える生命保険の役割と税制支援について～『社会保障制度と税制』の議論を踏まえて～」発表 7 ホームページに「Q&A：保険業法の改正について（既契約の予定利率の引き下げ手続き)」掲載 8 夏期懇談会開催 8 「金融商品の販売等に関する法律に関する指針」改定、公表 8 厚生労働省の「国民年金保険料の未納者に対する個人年金保険料の控除の適用除外」の要望に対し意見表明 9 司法制度改革推進本部の「総合的なADRの制度基盤の整備について」に対し意見提出 9 企業会計基準委員会の「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針（案)」に対し意見提出 9 冊子「生命保険知っ得ガイド」作成 9 簡易保険の商品改定に対する意見表明 9 森田会長、日銀金融記者クラブにて記者会見（簡保の商品改定に対し再度反対の考え示す） 9 平成16年度税制改正要望書を関係方面に提出 9 「生命保険料控除制度拡充		3 金融庁、電子申請・届出システムの運用開始（ネットでも可能に） 3 金融審議会金融分科会第二部会、「保険募集にかかわる構成員契約規制」の概況を報告 3 政府、規制改革推進3か年計画（再改定）を閣議決定 4 日本郵政公社、発足 4 内閣府・消費者トラブルをめぐる紛争解決機能の在り方に関する研究会、報告書「消費者トラブルをめぐる苦情処理・紛争処理機能の在り方」発表 4 「保険業法の一部を改正する法律案」（安全ネットの整備、経営手段の多様化のための措置、等）可決、成立 4 金融庁、「金融持株会社に係る検査マニュアル」案公表 5 総務省、こどもの数発表(1801万人、平成15年4月1日現在推計人口より調査) 5 金融庁・財務省、「保険業法の一部を改正する法律の施行に伴う保険業法施行令の一部を改正する政令(案)及び保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令(案)」公表 5 公取委、「保険商品の新聞広告等の表示について」と題する調査結果公表 5 公取委、当協会に「保険商品の表示の適正化について」要望 5 「保険業法の一部を改正する法律」（安全ネットの整備、経営手段の多様化のための措置、等）公布 5 金融審・金融分科会第二部会、予定利率引下げ問題で討議 5 内閣府、「消費者問題国民会議」（神奈川大会）開催（テーマ：みんなで考えよう！くらしとルール） 5 政府、「保険業法の一部を改正する法律案」を閣議決定、国会提出（契約条件の変更／予定利率引下げ手続き） 5 個人情報保護関連5法、参	会、税制ヒアリング実施（当協会等18団体） 7 金融広報中央委、「金融に関する消費者アンケート調査」（第2回）結果発表 7 厚生労働省、平成14年簡易生命表発表 9 ACCJ（在日米国商工会議所）と海外のビジネス・法務関連機関、ADRや紛争回避で自由な活動を認めるよう求めるパブリック・コメントを司法制度改革推進本部あて提出 9 日本商工会議所、「固定資産の減損会計に関する要望」公表 9 日本経団連、公取委の独禁法見直しで意見書公表 9 生保文化センター、「平成15年度生命保険に関する全国実態調査（速報版)」まとめる 9 経済同友会、厚労省を中心とした検討の公的年金改革案に対し、「現行制度の維持から脱却した公的年金の抜本改革論議を」と題した意見書発表 10 JA全中・JA共済、「JA共済掛金控除制度拡充のための全国署名運動」開始（10月1日～21日） 10 第10回IAIS（保険監督者国際機構）年次総会開催（於・シンガポール、テーマ「保険分野における適格な能力の構築」） 10 第21回太平洋保険会議（PIC）開催（於・香港、テーマ「アジア太平洋地域における生命保険・年金に関する機会、課題、現状について」） 10 駐日欧州委員会代表部、「日本の規制改革に関するEU優先提案」公表 10 日本商工会議所・東京商工会議所、「公的年金改革に関する提言」公表 10 ACCJ(在日米国商工会議所)、意見書「保険商品の広告表示における公正競争の保護を」を公表(「公正競争規約」の保険事業への適用を行わない旨の要請、等) 10 日本経団連、「2003年度日

年	協会	業界	行政	関連事項
平成15(2003)	のための署名運動」実施（9月29日～10月10日まで、生保労連と共催） 9 日本公認会計士協会の「財産の価額の評定等に関するガイドライン（案）」に対し意見提出 10 「生命保険料控除制度拡充のための街頭署名運動」実施（於・新有楽町ビル前） 10 内閣府の「『個人情報の保護に関する法律の一部の施行期日を定める政令』及び『個人情報の保護に関する法律施行令』の制定について」に対し意見提出 10 「生命保険商品に関する適正表示ガイドライン」を策定、公表 10 「生命保険料控除制度拡充のための署名運動」実施結果発表（署名総数1,108万6,417名） 10 IASB（国際会計基準審議会）の公開草案「保険契約」に対し意見書提出 10 ACLI（米国生命保険協会）・VVO（オーストリア保険協会）・GDV（ドイツ保険協会）・NAII（独立保険者全国協会）・NAMIC（保険相互会社全国協会）・RAA（米国再保険協会）と共同でIASB（国際会計基準審議会）の公開草案「保険契約」に対し意見書提出 11 「IAISに関するセミナー」（講師・IAIS（保険監督者国際機構）事務局アドバイザー大久保亮氏、テーマ・「IAISの最近の動向―保険コア・プリンシプルを中心に―」） 11 総務省の「簡易保険の新商品認可」について意見表明 11 IASB（国際会計基準審議会）のIAS39（金融商品の認識および測定）の改訂について意見書提出 11 台湾財政部保険局職員に対し研修（テーマ「保険契約者保護と保険会社の破綻処理」） 11 総合規制改革会議あて要望（平成15年11月「秋の規制改革集中受付月間」への対		議院本会議で成立 5 国民生活審議会消費者政策部会、「21世紀型の消費者政策の在り方について」最終報告まとめる 5 個人情報の保護に関する法律、公布 6 政府、「保険業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（第246号）」「保険業法施行令の一部を改正する政令（第247号）」公布 6 金融庁、事務ガイドラインを一部改正（保険会社の協調融資の幹事業務に係る認可について、申請書の様式等の弾力化、等） 6 衆院財務金融委、「保険業法の一部を改正する法律案」を可決（契約条件の変更／予定利率引下げ手続き） 6 社会保障審議会、報告書「今後の社会保障改革の方向性に関する意見」公表 6 政府税調、総会で中期答申「少子・高齢社会における税制のあり方」を了承 6 金融庁、事務ガイドラインを一部改正（特別勘定における適正な運用、適正な広告表示、等） 7 環境省、金融界（当協会等5団体）との懇談会開催（環境問題） 7 金融庁、事務ガイドラインを一部改正（行政処分の判断期間の標準化） 7 「保険業法の一部を改正する法律案」（契約条件の変更／予定利率引下げ手続き）、参議院で可決、成立 7 政府、第35回消費者保護会議開催（「消費者が自立できる環境づくりに向けて～暮らしの構造改革」公表） 7 国民生活審議会、第51回総会開催（総合企画部会、消費者政策部会、個人情報保護部会の3部会設置を決定） 7 「保険業法の一部を改正する法律」（契約条件の変更／予定利率引下手続き）公布 7 金融庁、「保険業法の一部	本経団連規制改革要望」公表 10 日本経団連、意見書「会計基準に関する国際的協調を求める」公表 10 企業会計基準委員会、「IFRS（国際財務報告基準）公開草案第5号「保険契約」に対するコメント」をIASB（国際会計基準審議会）あて提出（保険資産・負債の公正価値の開示要求に反対） 10 全国消費者団体連絡会、「消費者保護基本法の改正に関する要求」を内閣府あて提出 10 ACLI（米国生命保険協会）とCLHIA（カナダ生命／健康保険協会）、日本政府に対し簡保の新商品を認可すべきではない旨、共同意見書を発表 10 損保協会、7月31日IASB（国際会計基準審議会）公表の「保険契約の国際会計基準・公開草案」に対しコメント提出 11 日本公認会計士協会、IFRS（国際財務報告基準）の公開草案第5号「保険契約」に対し、IASB（国際会計基準審議会）あてコメント提出 11 「日本保険・年金リスク学会」設立大会開催（於・慶應義塾大学） 11 駐日欧州委員会代表部、「日本の規制改革に関するEU優先提案」について、当協会に対し意見聴取 11 EBC（欧州ビジネス協会）保険委員会・保険タスクフォース、金融庁に「変額年金保険の銀行窓販対象商品拡大に関する意見書」提出 11 JA共済、簡易保険の新商品認可について意見表明 11 日本経団連、日商・経済同友会・関経連と連名で4団体共同意見書「抜本改革なき厚生年金保険料率の引き上げに反対する」公表 11 ACCJ（在日米国商工会議所）、意見書「銀行における保険商品の販売の全面解禁を」をとりまとめる

年	協　会	業　界	行　政	関連事項
平成15 (2003)	応) 12 韓国調査団来会（日本のバンカシュランス(銀行窓販)の現状) 12 IIS（国際保険学会）パトリック・ケニー会長来訪 12 「株主への利益還元状況等について」発表 12 法務省の「会社法制の現代化に関する要綱試案」に対し意見提出		を改正する法律」(契約条件の変更／予定利率引下げ手続き）の政令・府令案公表 7 金融審議会第二部会、「信託業の在り方に関する中間報告書」まとめる（保険会社等の信託参入促進) 7 金融庁、「金融持株会社に係る検査マニュアル」(「法令遵守」など着眼点整理)の通達発出 7 国民生活審議会・個人情報保護部会、第1回会合開催(個人情報保護法の基本方針策定への審議開始) 8 金融庁・企業会計審議会、「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書（公開草案)」公表 8 金融庁、「保険業法施行令の一部を改正する政令(案)」(契約条件の変更／予定利率引下手続き）のパブリック・コメント結果発表 8 「保険業法施行令の一部を改正する政令」公布（契約条件の変更／予定利率引下手続き) 8 金融庁、事務ガイドラインを一部改正（契約条件の変更／予定利率引下手続き) 8 「保険業法施行令の一部を改正する政令」施行（契約条件の変更／予定利率引下手続き) 8 「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律施行規則の一部を改正する命令」公布、施行（本人確認書類の追加等) 8 金融庁、「平成16年度税制改正要望」とりまとめる(生命保険料・個人年金保険料控除の拡充等) 8 金融庁、平成14年度実績評価書の中で「保険をめぐる諸問題への適切な対応」に関する政策の評価結果公表 9 金融庁、事務ガイドラインを一部改正（募集人登録、変更届出等に係る手続きの簡素化、等) 9 日本郵政公社、簡易保険の商品改定発表 9 内閣府、「個人情報の保護に関する法律の一部の施行	12 国民生活センター、「全国消費者フォーラム」開催(第5分科会で変額年金保険の運用リスク等に関する説明実態、銀行員による販売実態調査等を発表) 12 日本アクチュアリー会、中間的報告書「変額年金保険等の最低保証リスクに係る責任準備金の積立等について」まとめる 12 生保文化センター、「生活設計と金融・保険に関する調査 第5回―中高年独身層の生活設計に関する調査―」発表 12 ACLI（米国生命保険協会）・EBC(欧州ビジネス協会)保険委員会・CLHIA（カナダ生命保険／健康保険協会)、共同で日本アクチュアリー会に対し変額年金の責任準備金に関する新たな提言を意見書として提出 12 ACLI（米国生命保険協会）・EBC(欧州ビジネス協会)保険委員会・CLHIA（カナダ生命保険／健康保険協会)、共同で金融庁に対し変額年金の責任準備金に関する新たな提言を意見書として提出

年	協会	業界	行政	関連事項
平成15(2003)			期日を定める政令（案）」および「個人情報の保護に関する法律施行令（案）」公表 9 国民生活審議会消費者政策部会、第19次同初部会開催（21世紀型消費者政策具体化へ審議開始） 10 竹中大臣、経済財政諮問会議で郵政民営化問題の「主な論点項目」（移行期のあり方を含む10項目）を提示 10 公取委・独占禁止法研究会、課徴金引上げを盛り込んだ報告書公表 11 国民生活審議会消費者政策部会、第2回会合開催（消費者保護基本法の見直し） 11 総務省、日本郵政公社が提出した簡易保険の見直し等の申請を認可 11 厚労省、年金制度改革案「持続可能な安心できる年金制度の構築に向けて」公表 12 金融庁、当協会に対し「保険会社におけるプログラムミスの発生防止について」要請（会員会社に対するプログラムミスの発生防止に向けた対応の徹底、等） 12 政府税調、「平成16年度の税制改正に関する答申」とりまとめる 12 与党、「平成16年度税制改正大綱」とりまとめる 12 総合規制改革会議、「規制改革の推進に関する第3次答申」決定 12 金融庁、金融商品の販売等に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）公表 12 金融庁、事務ガイドラインを一部改正（生損保の親子会社・兄弟会社間における役職員の兼職の容認、等）	
平成16(2004)	1 新年賀詞交歓会開催 1 ACLI（米国生命保険協会）・VVO（オーストリア保険協会）・NAMIC（保険相互会社全国協会）・RAA（米国再保険協会）と共同でIASB（国際会計基準審議会）に対し「保険契約対応資産」に関する意見書提出 2 森田会長、「公的金融問題	1 安田生命・明治生命、合併（新会社名・「明治安田生命保険相互会社」、5日より営業開始） 1 ジー・イー・エジソン生命、「AIGエジソン生命保険（株）」に改称 4 三井生命、相互会社から株式会社に組織変更 4 太陽生命・大同生命・T&Dフィナンシャル生命、完全	1 金融審議会、金融分科会第二部会開催（保険に関する主な検討課題/保険商品の銀行窓販全面解禁、無認可共済対応など、の審議開始） 1 金融審議会、金融分科会特別部会開催（産業構造審議会割賦販売分科会個人信用情報小委員会との合同会議、個人情報保護法の金融分野での対応について審	1 全労済、こくみん共済の制度を一部改定（加入年齢の引上げ、等） 1 経済同友会、「郵政民営化についての経済同友会の考え方」発表 1 ミレアホールディングス、スカンディア生命の商号・代表者の変更について発表（新会社名・「東京海上日動フィナンシャル生命保険

年	協会	業界	行政	関連事項
平成16(2004)	フォーラム」にパネリストとして出席し、意見表明(パンフレット「簡易保険事業の今後の在り方について」公表) 2 OECDの「コーポレート・ガバナンス原則見直し案」に対し意見提出 2 IASC(国際会計基準委員会)財団公表の「IASC財団 定款見直しのための論点の識別」に対し意見書提出 2 IASC(国際会計基準委員会)財団公表の「IASC財団 定款見直しのための論点の識別」に対しACLI(米国生命保険協会)・RAA(米国再保険協会)・PCI(米国損害保険協会)・NAMIC(保険相互会社全国協会)・GDV(ドイツ保険協会)・VVO(オーストリア保険協会)と共同で意見書提出 3 フランス保険協会来訪(国際会計基準問題および簡保・共済問題について情報交換) 3 全国地方事務局長会議開催 3 金融審議会金融分科会第二部会の「銀行等による保険販売規制の見直し」について意見表明 4 「保険業法の施行規則の一部を改正する内閣府令(案)の公表について」に対し意見提出 4 経済財政諮問会議の「郵政民営化に関する論点整理」について意見表明 5 財務会計基準機構企業会計基準委員会の「不動産の売却に係る会計処理に関する論点の整理」に対し意見提出 5 経済産業省の「産業金融機能強化のための金融所得課税のあり方に関する検討小委員会報告(案)」に対し意見提出 6 LINC(生保共同センター)の「月払団体扱生命保険データ集配信システム」のサービス改訂(ISDN回線64Kbpsおよび公衆回線33.6Kbpsの新サービスを6月1日から開始、等)	親会社となる「(株)T&Dホールディングス」を共同設立 4 スカンディア生命、「東京海上日動フィナンシャル生命保険(株)」に改称 7 生保各社、新潟県三条市など災害被災地の被災契約に特別措置実施 10 生保各社、新潟県中越地震被災契約者の契約に関し、①地震免責条項の不適用、②災害救助法適用地域の特別取扱、等を公表 11 プルデンシャル生命、あおば生命の買収完了	議) 1 金融庁、「金融商品の販売等に関する法律施行令の一部を改正する政令(案)」に対するパブリックコメント結果公表 2 自民党、消費者保護基本法改正法案の私案公表(消費者の権利を明記) 2 金融庁、IASC(国際会計基準委員会)財団の定款見直し協議に対しパブリックコメント・レターを提出 2 経済財政諮問会議、郵政民営化に関する検討事項(①窓口ネットワーク②郵便③郵便貯金④簡易保険)決定 3 金融庁、銀行法施行規則の一部改正案を公表(銀行代理店範囲に保険会社等を追加する、等) 3 政府、「規制改革・民間開放推進3か年計画」を閣議決定 3 金融庁、保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令(案)公表(再保険に係る開示の充実) 3 金融審議会金融分科会第二部会開催(「銀行等による保険販売規制の見直し」についての報告書公表) 3 金融庁、事務ガイドラインを一部改正(総代会の運営の改善、等) 4 「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」施行(銀行代理店範囲に保険会社を追加する、等) 4 「個人情報の保護に関する基本方針」閣議決定 4 国民生活審議会消費者政策部会、「消費者団体訴訟制度検討委員会」の設置決定 4 経済財政諮問会議、「郵政民営化に関する論点整理」まとめる 4 金融庁、事務ガイドラインを一部改正(再保険関係における経理処理の明確化・リスク管理の徹底、等) 5 「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令」公布、施行(主要業務の状況を示す指標等の改正) 5 「消費者保護基本法の一部を改正する法律」、参議院	(株)」) 2 東京海上、スカンディア生命の全発行済株式を取得 2 全銀協、「公的金融問題フォーラム～郵政民営化と郵貯・簡保の在り方を考える」開催 2 全銀協など金融9団体、日本郵政公社の投信販売に反対する意見書公表、金融庁など関係方面に提出 3 経済同友会、意見書「国民全体の利益につながる郵政民営化実現を望む」公表 3 生保文化センター、「生活設計と金融保険に関する調査 第6回—サラリーマンの老後のライフスタイルと生活設計に関する調査—」公表 3 生命保険ファイナンシャルアドバイザー協会、「銀行の生保窓販の全面解禁反対の署名運動」結果(252万7,509名)を金融庁あて提出、銀行窓販の全面解禁に断固反対の申入れ 3 ACLI(米国生命保険協会)、日本の簡保問題をUSTR(米国通商代表部)に検討要請 3 全銀協、金融審議会金融分科会第二部会の「銀行等による保険販売規制の見直し」についての報告書に対する会長コメントを発表 3 損保協会、金融審議会金融分科会第二部会の「銀行等による保険販売規制の見直し」についての報告書に対する会長コメントを発表 4 ソニーグループ、「ソニーフィナンシャルホールディングス(株)」設立(ソニー生命・ソニー損保・ソニー銀行を傘下に) 4 生保労連、金融審議会金融分科会第二部会の報告書「銀行等による保険販売規制の見直しについて」に対しコメント発表 4 ACCJ(在日米国商工会議所)、郵政民営化に関する意見書発表(郵政民営化プロセスを通じ、規制面で平等な競争環境の確立を要望)

年	協会	業界	行政	関連事項
平成16(2004)	6 ACLI（米国生命保険協会）・VVO（オーストリア保険協会）・GDV（ドイツ保険協会）・PCI（米国損害保険協会）・NAMIC（全米損害保険相互会社協会）・RAA（米国損害保険再保険協会）と共同でISAC（国際会計基準委員会）財団の定款見直しに関し、「IASC財団定款レビュー」に関する意見書をIASC財団あて提出 6 IAIS(保険監督者国際機構)保険詐欺小委公表の「マネー・ローンダリング／テロ資金供与防止措置に関する指導書（案）」に対し意見提出 6 「支払査定時照会制度」の創設を発表 6 IASB（国際会計基準審議会）の「IASB 審議手続の強化」に対し意見書提出 6 平成16年度規制改革要望を規制改革・民間開放推進会議あて提出 6 厚生労働省の「雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針（案）」に対し意見提出 6 平成16年度規制改革要望を日本経団連あて提出 7 IASC（国際会計基準委員会）財団定款レビューの公聴会において、ACLI（米国生命保険協会）・VVO（オーストリア保険協会）・GDV（ドイツ保険協会）・PCI（米国損害保険協会）・NAMIC（全米損害保険相互会社協会）・RAA（米国損害保険再保険協会）と共同で「国際会計基準委員会財団定款レビュー」に関する意見書をIASC財団あて提出 7 経済産業省の「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」に対し意見提出 7 IASB（国際会計基準審議会）のIAS第19号「従業員給付」の改訂、IAS第39号		で可決・成立（公布日より「消費者基本法」に改称） 5 金融庁、「『保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）』『保険業法施行規則第86条等の規定に基づき、保険会社の資本、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件を改正する告示（案）』『保険業法施行規則第70条第２項等の規定に基づき、損害保険会社等の責任準備金の額に用いる金額等を定める件を改正する告示（案）』の公表について」公表（自然災害リスクに対応した責任準備金積立ルールの整備等、保険業に係る業務の代理又は事務の代行を営む保険会社の子会社等の兼営可能業務の拡大、等） 5 金融庁、事務ガイドラインを一部改正（行政指導等を行う際の留意点等、法令適用事前確認手続に基づく照会に適切に対応するための留意点、等） 6 総務省、「根拠法のない共済に関する調査（中間とりまとめ結果）」公表 6 厚生労働省、「雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針（案）」公表 6 総務省、日本郵政公社から認可申請のあった簡易生命保険約款の変更（財形契約に係る転職等の場合の契約継続期間の延長、等）について認可 6 金融審議会、金融分科会第二部会開催（保険契約者保護の見直し、無認可共済への対応等について報告） 6 企業会計審議会、「国際会計基準に関する我が国の制度上の対応について（論点整理）」および「財務情報等に係る保証業務の概念的枠組みに関する意見書（公開草案）」公表 6 金融庁、事務ガイドラインを一部改正（商品審査に係るガイドラインの制定、保	4 日本経団連・UNICE（欧州産業連盟）、「国際会計基準に関する共同声明」発表（会計基準に関する基本的概念、IASB（国際会計基準審議会）のガバナンスの改善、等） 5 経済広報センター、パンフレット「郵貯・簡保 事業のあり方について『官から民へ』の制度設計」発行 6 生保労連、「銀行の保険販売に断固反対する職場決議」を金融庁に申入れ 6 国民生活センター、無認可共済を巡る現状について公表 6 アクサ保険ホールディング（株）、「アクサジャパンホールディング（株）」に改称 7 ACCJ（在日米国商工会議所）、意見書「共済と民間保険競合者の間に平等な競争環境の確立を要望」公表 7 厚生労働省、平成15年簡易生命表公表 7 21世紀政策研究所、第36回シンポジウム「郵政民営化」開催（於・経団連会館）および報告書「郵政民営化の目的と具体的手続き」発表 7 全銀協、冊子「郵政民営化に関する私どもの考え方―全銀協の提言をよりご理解いただくために―」公表 8 全銀協、経済財政諮問会議の「民営化基本方針の骨子」について意見表明 8 損保協会、高齢者介護施策に関わる要望を厚生労働省あて提出（社会保障制度の補完商品に係る保険料控除制度の創設等を要望） 8 ACCJ（在日米国商工会議所）、民営化に関する政策提言レポート「日本における民営化へのグローバルベストプラクティスの導入」および「郵政民営化へのグローバルベストプラクティスの適用について」公表 8 ACLI（米国生命保険協会）、経財財政諮問会議の「郵政民営化の基本方針（素案）」に対するコメント公表 9 経済同友会、「郵政民営化基本方針への意見」公表

年	協会	業界	行政	関連事項
平成16(2004)	「金融商品」の改訂およびIFRS第3号「企業結合」の改訂に対し意見書提出 7 第42代会長に宇野郁夫日本生命社長就任 7 平成17年度税制改正に関する重点要望項目（3項目）決定 7 生命保険料控除制度等に関するインターネットアンケート実施（7月26日～8月27日まで、生保労連と共催、今後の社会保障制度や自助努力に対する国民の考え方について） 7 「『平成16年度 生命保険協会 規制改革要望（6月対応）』への関係府省回答に対する意見等について」、規制改革・民間開放推進会議に対し意見提出 8 経済財政諮問会議の「民営化基本方針の骨子」について意見表明 8 経済財政諮問会議の「郵政民営化の基本方針（素案）」について意見表明 9 「『変額年金保険等の最低保証リスクに係る責任準備金の積立等に関する内閣府令等』（案）の概要」に対し意見提出 9 閣議決定された「郵政民営化の基本方針」について意見表明 9 平成17年度税制改正に関する要望書を関係方面に提出 9 ジョイント・フォーラム「金融部門に対するアウトソーシング・ガイダンス」に対し意見提出 10 IASB（国際会計基準審議会）のIAS第39号「金融商品：認識及び測定」およびIFRS第4号「保険契約」の限定的な修正に係る公開草案（金融保証契約と信用保険）に対し意見提出 10 「生命保険料控除制度に関するインターネットアンケート」結果発表（3万1,666件の回答） 10 ACLI（米国生命保険協会）・VVO（オーストリア保険協会）・GDV（ドイツ保険協会）・PCI（米国損害保険協会）・NAMIC（全米		険募集の定義の明確化、等） 7 厚生労働省、「雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針」公表 7 「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令」公布、施行（保険業に係る業務の代理又は事務の代行を営む保険会社の子会社等の兼営可能業務の拡大、等） 8 金融庁、「保険会社における個人情報の漏洩の防止について」当協会あて会員会社への周知を依頼 8 経済財政諮問会議、「民営化基本方針の骨子」公表 8 金融庁、「変額年金保険等の最低保証リスクに係る責任準備金の積立等に関する内閣府令等」（案）公表 8 総務省、「平成15年度簡易保険に関する実情調査」結果の概要公表 8 経済財政諮問会議、「郵政民営化の基本方針（素案）」公表 9 「郵政民営化の基本方針」閣議決定 9 経済産業省、「企業の社会的責任（CSR）に関する懇談会中間報告」公表 10 金融庁、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（案）」公表 10 金融審議会、金融分科会第二部会開催（「無認可共済への対応に係る論点整理」公表） 10 公正取引委員会、「金融機関の業態区分の緩和及び業務範囲の拡大に伴う不公正な取引方法について」（原案）公表 10 金融庁、「変額年金保険等の最低保証リスクに係る責任準備金の積立等に関する内閣府令等」（案）に対するパブリック・コメント結果公表 10 総務省、根拠法のない共済に関する調査公表 11 金融庁、「無認可共済への対応に係る論点整理」に対するパブリックコメントの結果発表	厚生労働省、「平成15年人口動態統計（確定数）の概況」公表 9 JA共済、「共済掛金控除制度拡充のための全国署名運動」実施 10 東京海上火災・日動火災海上、合併し「東京海上日動火災保険（株）」に改称 10 日本公認会計士協会、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」修正公開草案「グループ内予定取引のキャッシュフロー・ヘッジ会計」に対するコメントをIASBあて提出 10 IAIS（保険監督者国際機構）年次会合開催（於・ヨルダンのアンマン） 10 生命保険アンダーライティング学院・生命保険修士会、設立30周年記念式典開催（於・早稲田大学大隈講堂） 10 日本経団連・日本商工会議所・経済同友会・関西経済連合会、「企業年金積立金にかかる特別法人税の撤廃を求める」決議文公表 10 ACLI（米国生命保険協会）・EBC（欧州ビジネス協会）保険委員会・CLHIA（カナダ生命／健康保険協会）、日本の変額年金保険責任準備金およびソルベンシー基準に関する共同提言発表 11 ACCJ（在日米国商工会議所）、「生命保険契約者保護機構の強化を」公表 11 日本経団連、「2004年度日本経団連規制改革要望―民間活力の発揮を促進するための規制改革・民間開放の推進―」公表 11 JA共済、「共済掛金控除制度拡充のための全国署名運動」の実施結果発表（約170万人） 11 第22回東アジア保険会議（EAIC）開催（於・タイ・バンコク） 12 ACLI（米国生命保険協会）・ABI（英国保険協会）・ACCJ（在日米国商工会議所）・PCI（米国損害保険協会）・CLHIA（カナダ生命／健康保険協会）・CSI（サ

年	協会	業界	行政	関連事項
平成16(2004)	損害保険相互会社協会)・RAA(米国損害保険再保険協会)と共同で「保険契約プロジェクト・フェーズⅡに係るガイディング・プリンシプル」(保険事業の本質的な特性を示し、健全な保険会計基準の策定に資する一組の指針・原則)に係る共同意見書をIASBあて提出 10 金融審議会金融分科会第二部会「無認可共済への対応に係る論点整理」に対し意見提出 10 IASB(国際会計基準審議会)の公開草案第7号「金融商品:開示」に対し意見提出 10 金融庁の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(案)」に対し意見提出 11 平成16年度規制改革要望(11月対応)を規制改革・民間開放推進室あて提出 11 公正取引委員会の「金融機関の業態区分の緩和及び業務範囲の拡大に伴う不公正な取引方法について」(原案)に対し意見提出 12 日本経団連の「WTOサービス貿易自由化交渉に関するアンケート改訂」について回答 12 金融庁の「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針(案)」に対し意見提出 12 金融庁の「『信託業法』の施行に伴う政令・府省令の整備について」に対し意見提出 12 「株主への利益還元状況等について」公表 12 IAIS(保険監督者国際機構)の「保険会社および再保険会社の投資パフォーマンスとリスクに関する開示基準案についての協議文書」に対し意見提出 12 「平成16年度 生命保険協会規制改革要望(11月対応)」への関係府省回答に対する意見等について規制改革・民間開放推進会議あて提出		11 日本郵政公社、「有識者会議における議論に対する意見について」公表(郵便貯金会社、郵便保険会社について等) 11 金融庁、「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針(案)」公表 11 日本郵政公社、「『骨格経営試算』に対する意見」を郵政民営化準備室あて提出 11 政府税調、「平成17年度の税制改正に関する答申」とりまとめる 11 改正「信託業法」成立 12 金融庁、「疑わしい取引の届出手続における情報管理の強化について」当協会あて要請(疑わしい取引の届出手続の改訂について会員各社への周知依頼) 12 金融庁、「変額年金保険等の最低保証リスクに係る責任準備金等に関する告示及び事務ガイドライン」(案)公表 12 金融庁、「『信託業法』の施行に伴う政令・府省令の整備について」公表 12 金融審議会、金融分科会特別部会開催(「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」を踏まえた業界団体の自主ルールに関しヒアリング。生・損保両協会から資料提出) 12 金融審議会、金融分科会第二部会開催(「根拠法のない共済への対応について」、「保険契約者保護制度の見直しについて」まとめる) 12 与党、「平成17年度税制改正大綱」とりまとめる 12 金融庁、「金融改革プログラム―金融サービス立国への挑戦―」公表 12 規制改革・民間開放推進会議、「規制改革・民間開放の推進に関する第1次答申」公表 12 金融庁、事務ガイドラインを一部改正(変額年金保険等の最低保証リスクの適切な管理・評価の実施、等)	ービス産業連盟)・欧州民間保険者連盟・在日欧州ビジネス協会協議会・米国商工会議所・USJBC(日米経済協議会)、日本の郵政民営化に関する共同声明書発表 12 ACLI(米国生命保険協会)、日本郵政公社の保険事業民営化における最重要10項目の意見を日本政府あて提出 12 ACCJ(在日米国商工会議所)、自民党の「郵政改革についての申入れ」に対し意見表明

年	協会	業界	行政	関連事項
平成16(2004)	12 ACLI（米国生命保険協会）・VVO（オーストリア保険協会）・GDV（ドイツ保険協会）・PCI（米国損害保険協会）・NAMIC（全米損害保険相互会社協会）・RAA（米国損害保険再保険協会）と共同でIAIS（保険監督者国際機構）「保険会社および再保険会社の投資パフォーマンスとリスクに関する開示基準案についての協議文書」に対し意見書提出			
平成17(2005)	1 新年賀詞交歓会開催 1 農林水産省の「農業協同組合法施行規則の全部を改正する省令案」（概要）に対し意見提出 1 「支払査定時照会制度」をJA共済・全労済・日本生協連と共同運営開始 2 ACLI（米国生命保険協会）・VVO（オーストリア保険協会）・GDV（ドイツ保険協会）・PCI（米国損害保険協会）・NAMIC（全米損害保険相互会社協会）・RAA（米国損害保険再保険協会）と共同でIAIS（保険監督者国際機構）会計小委員会・ソルベンシー小委員会に対し意見書提出（合同会合の非公開に対する意見） 2 厚生労働省の「雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針（平成16年厚生労働省告示第259号）の解説（案）」に対し意見提出 2 生命保険募集人の登録申請・変更等届出について、書面から電子データ手続きに変更 2 「生命保険業における個人情報保護のための取扱指針について（生保指針）」および「生命保険業における個人情報保護のための取扱指針の安全管理措置等についての実務指針（生保安全管理実務指針）」を策定（適用日：4月1日） 2 IASC財団（国際会計基準委員会財団）公表の「IASC財団 定款見直しに係る改訂	2 プルデンシャル生命、あおば生命と合併し、「プルデンシャル生命」に改称 10 アクサ生命、アクサグループライフ生命と合併し、「アクサ生命」に改称 10 三井住友海上シティインシュアランス生命、三井住友海上メットライフ生命に改称	1 厚生労働省、「雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針（平成16年厚生労働省告示第259号）の解説（案）」公表 2 金融庁、「金融分野における認定個人情報保護団体についての指針（案）」公表 2 金融庁、「第三分野の責任準備金積立ルール・事後検証等に関する検討チーム」発足（第三分野の保険商品に関する財務関連のルール整備） 3 保険業法等の一部を改正する法律案、国会提出（無認可共済の契約者保護ルールの導入、保険のセーフティネットの見直し） 3 政府、「規制改革・民間開放推進3か年計画（改定）」閣議決定 3 「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令」公布、施行（ドナーの手術も保険給付対象に） 3 金融庁、金融改革プログラム工程表公表 3 金融庁、「保険商品の販売勧誘のあり方に関する検討チーム」発足 3 金融庁、事務ガイドラインを一部改正（ノーアクションレター制度補完手続きの整備、等） 4 金融庁「保険商品の販売勧誘のあり方に関する検討チーム」、第1回検討会開催 4 政府、「郵政民営化法案について」とりまとめる 4 経済財政諮問会議、「日本	1 生保文化センター、平成16年度「生活保障に関する調査」発表 2 日本経団連、「消費者団体訴訟制度の導入に関する基本的考え方」公表 2 当協会等民間金融8団体、郵政民営化に関する意見広告を全国5紙に出稿 3 ACLI（米国生命保険協会）・ABI（英国保険協会）・ACCJ（在日米国商工会議所）・AIA（米国損害保険協会）・CLHIA（カナダ生命／健康保険協会）・CSI（サービス産業連盟）・CEA（欧州民間保険者連盟）・CEBCJ（在日欧州ビジネス協会協議会）・USCC（米国商工会議所）・USJBC（米日経済協議会）、日本の簡保事業民営化に「イコールフッティング」のアプローチを採用するよう要請する共同声明発表 3 経済同友会、政府・自民党間の郵政民営化協議に対する意見公表 4 ACCJ（在日米国商工会議所）、政府発表の「郵政民営化法案について」に対し意見表明 6 日本経団連、「2005年度日本経団連規制改革要望―規制改革・民間開放の一層の推進による経済活性化を求める―」公表 6 ACCJ（在日米国商工会議所）、意見書「保険商品の販売勧誘に関する金融庁のルールを公正・透明なものとし、グローバルスタンダードに整合させること」公表

年	協会	業界	行政	関連事項
平成17(2005)	案（協議文書）」に対し意見書を提出、また、ACLI（米国生命保険協会）・VVO（オーストリア保険協会）・GDV（ドイツ保険協会）・PCI（米国損害保険協会）・NAMIC（全米損害保険相互会社協会）・RAA（米国損害保険再保険協会）との共同意見書も提出 2 パトリック・ケニーIIS（国際保険学会）会長来会 3 全国地方事務局長会議開催 3 財務会計基準機構・企業会計基準委員会の「『事業分離等に関する会計基準』の検討状況の整理」および「『企業結合会計基準および事業分離等会計基準に関する適用指針』の検討状況の整理」に対し意見提出 3 日本経団連の「2005年度規制改革要望に関する調査」に対し意見提出 4 「個人情報の保護に関する法律」に基づく認定個人情報保護団体として、金融庁の認定を取得 4 IAIS（保険監督者国際機構）の「保険会社および再保険会社の投資パフォーマンスとリスクに関する開示基準案」セカンドドラフトに対し意見提出 4 ACLI（米国生命保険協会）・VVO（オーストリア保険協会）・PCI（米国損害保険協会）・RAA（米国損害保険再保険協会）と共同でIASB（国際会計基準審議会）の公開草案第7号「金融商品：開示」に対し意見書提出 4 IAIS（保険監督者国際機構）の協議文書「保険会社のソルベンシー評価に関する共通の構造と共通の基準に向けて：規制上の財務要件の方式化のためのコーナーストーン」に対し意見書提出、また、ACLI（米国生命保険協会）・VVO（オーストリア保険協会）・PCI（米国損害保険協会）・NAMIC（全米損害保険相互会社協会）・RAA（米国損害保険再保険協会）との共同意見		21世紀ビジョン」公表 4 保険業法等の一部を改正する法律案、参議院本会議で可決・成立（無認可共済の契約者保護ルールの導入、保険のセーフティネットの見直し） 4 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律」公布（課徴金算定率の引上げ、等） 4 郵政民営化関連法案、閣議決定 4 金融庁、「金融検査に関する基本指針（案）」公表 5 金融庁、「第2回アジア保険監督者セミナー」開催（6月3日まで、生・損保両協会からも講師派遣に協力） 6 金融庁・財務省、「保険業法施行令の一部を改正する政令（案）」公表（生命保険契約者保護機構への政府の補助に関する必要な手続） 6 金融庁・財務省、「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」公表（保険議決権保有届出書に関する変更報告書の提出期限の緩和、変額保険の保険募集に際し交付すべき目論見書相当書面の合理化、保険料一時払契約の保険募集におけるクーリングオフに関する書面の交付等による説明の義務づけ、等） 6 金融庁、「保険業法施行規則及び銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令等」（案）公表（弊害防止措置の見直し、新たな弊害防止措置の導入、銀行等が募集できる保険契約の範囲の拡大、等） 6 金融庁、「保険会社向けの総合的な監督指針」（案）公表 6 政府税制調査会、「個人所得課税に関する論点整理」公表 6 金融庁、「金融コングロマリット監督指針」策定 6 金融経済教育懇談会（金融担当大臣の私的懇談会）、	7 全銀協、金融庁の「保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令等」（案）に対し意見表明 7 ACCJ（在日米国商工会議所）、金融庁の「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令等」（案）に対し意見提出 7 厚生労働省、平成16年簡易生命表公表 8 生保文化センター、理事長に村井博美氏が就任 8 ACCJ（在日米国商工会議所）、郵政民営化法案の参院否決に関し郵政公社と民間競合者の間に対等な競争条件を確保するよう日本政府に要請 8 ACLI（米国生命保険協会）、郵政民営化法案の参院否決に関し平等な競争条件を確保すべきとするコメントを公表 9 ACCJ（在日米国商工会議所）、共済と金融庁規制下にある保険競合者の間に平等な競争環境の確立を日本政府に要請 10 ACLI（米国生命保険協会）、郵政民営化法の成立を受け、平等な競争条件を要請するコメントを公表 10 第12回IAIS（保険監督者国際機構）年次会合開催（於・ウィーン） 10 第22回太平洋保険会議（PIC）開催（於・台北、テーマ・「変化する業界における成功への道」） 11 日本経団連、規制改革要望項目一覧を規制改革・民間開放推進室あて提出 11 ACCJ（在日米国商工会議所）、日本郵政公社に平等な競争条件での新商品・サービス導入を要請 12 生保労連、「生保関連税制拡充に向けた生保労連決起集会」開催

年	協　　会	業　　界	行　　政	関 連 事 項
平成17	書も提出		「金融経済教育に関する論	
(2005)	5 IAIS(保険監督者国際機構)より意見照会のあったドラフトペーパー「IASB（国際会計基準審議会）の保険契約プロジェクトフェーズⅡの結果生じる諸問題に対するIAISのコメント」に対し意見提出		点整理」公表 7 金融庁、「金融検査に関する基本指針」公表 7 金融庁、「第三分野の責任準備金積立ルール・事後検証等について」公表 7 金融審議会、投資サービス法に関する「中間整理」公表	
	5 ACLI（米国生命保険協会）・VVO（オーストリア保険協会）・GDV（ドイツ保険協会）・PCI（米国損害保険協会）・NAMIC（全米損害保険相互会社協会）・RAA（米国損害保険再保険協会）・AIA（米国保険協会）との共同意見書「保険契約プロジェクトについて」を提出		7 金融庁、「中間論点整理～保険商品の販売・勧誘時における情報提供のあり方～」公表 7 「保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令」および関係金融庁告示公布	
	5 金融庁の「金融コングロマリット監督指針（案）」および「金融検査に関する基本指針（案）」に対し意見提出		7 金融庁、上記内閣府令を受け事務ガイドライン（第二分冊）を一部改正（銀行等に対する保険募集の委託・管理、非公開金融情報・非公開保険情報の取扱い、等） 7 内閣府・日本経済教育センター、「経済教育サミット」開催	
	6 IAIS(保険監督者国際機構)より意見照会の「保険会社に対する適格性要件と評価に関する監督基準（案）」に対し意見書提出		7 「保険業法施行令の一部を改正する政令」および「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令」公布	
	6 政府税制調査会の報告書「個人所得課税に関する論点整理」に対し意見表明		7 金融庁、「金融サービス利用者相談室」設置	
	6 金融庁の「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」に対し意見提出		7 金融庁、「金融機関における個人情報管理態勢に係る一斉点検の結果等について」公表	
	6 「正しい告知を受けるための対応に関するガイドライン」等の作成について公表		8 金融庁、金融機関の「利用者満足度向上に向けた懇談会」（5～7月開催）の議論の概要公表	
	6 平成17年度規制改革要望を規制改革・民間開放推進会議あて提出		8 金融庁、少額短期保険業に関する保険業法施行令・同施行規則等の改正案の骨子（案）公表	
	7 金融審議会の「投資サービス法」に関する「中間整理」に対し意見表明		8 金融庁、「保険会社向けの総合的な監督指針」策定	
	7 「保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（銀行等による保険販売規制の見直し）に対し意見表明		8 金融庁、業務・システム見直し方針を策定し、公表（金融検査および監督業務の業務・システム見直し方針、等）	
	7 金融庁の「保険会社向けの総合的な監督指針」（案）に対し意見提出		9 第1回保険法研究会開催（18年8月まで）	
	7 第43代会長に横山進一住友生命社長を内定（9月16日の理事会で選任）。宇野郁夫理事（日本生命会長）を		10 金融庁、「財務諸表の正確性、内部監査の有効性についての経営者責任の明確化について」生保協会長あて	

年	協会	業界	行政	関連事項
平成17 (2005)	改めて会長に選任 7 IASC（国際会計基準委員会）財団の「IASB（国際会計基準審議会）のデュー・プロセス協議取決めハンドブック」草案に対し意見提出 8 「『平成17年度 生命保険協会 規制改革要望（6月対応）』への関係府省回答に対する意見等について」、規制改革・民間開放推進会議に対し意見提出 8 IAIS（保険監督者国際機構）の「適切な資本の形態に関する監督基準（案）」に対し意見提出 8 企業会計審議会の「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準（公開草案）」に対し意見提出 9 金融庁の少額短期保険業に関する「保険業法施行令・同施行規則等の改正案の骨子（案）」に対し意見提出 9 第43代会長に横山進一住友生命社長就任 9 平成18年度税制改正に関する要望書を関係方面に提出 9 生命保険料控除制度等に関するインターネットアンケート実施（9月17日～10月14日、生保労連と共催） 9 金融審議会金融分科会第一部会の投資サービス法に関する「中間整理」に対し意見提出 10 フランスからのCHEA（Centre des Hautes Etudes d'Assurances）研修団来会 10 郵政民営化関連法の成立に関し意見表明 10 IASB（国際会計基準審議会）のIFRS第3号「企業結合」およびIAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」の公開草案に対し意見提出 11 生命保険料控除制度に関するインターネットアンケート結果公表（4万6,915件の回答） 11 金融庁の「『保険業法等の一部を改正する法律』の一部の施行に伴う保険業法施行令（案）、内閣府令・財務省令（案）、内閣府令		要請 10 「保険業法等の一部を改正する法律」の一部の施行に伴う保険業法施行令（案）、内閣府令・財務省令（案）、内閣府令（案）等を公表（生命保険契約者保護機構の特例会員の定義、等） 10 金融庁、「保険金等支払管理態勢の再点検及び不払事案に係る再検証の結果について」公表 11 金融庁、「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令等」（案）公表（保険料のうち保険数理によらない部分の商品審査の簡素化、等） 11 政府税調、「平成18年度の税制改正に関する答申」公表 12 与党、「平成18年度税制改正大綱」とりまとめる 12 金融庁、「会社法及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う金融庁関係政令の整備等に関する政令（案）」等を公表 12 金融審議会、金融分科会第一部会報告「投資サービス法（仮称）に向けて」公表 12 金融庁、「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）公表（保険契約の販売・勧誘時に説明すべき重要事項の明確化、適正な広告表示、等） 12 金融庁、「保険業法施行令の一部を改正する政令（案）及び保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等を公表（少額短期保険業関係）	

年	協会	業界	行政	関連事項
平成17(2005)	(案)等」に対し意見提出 11 平成17年度規制改革要望(11月対応)を規制改革・民間開放推進会議あて提出 11 IAIS(保険監督者国際機構)の「保険会社のソルベンシー評価のための共通構造と共通基準に向けたロードマップ(案)」に対し意見提出 12 中小企業庁の「中小企業政策審議会組織連携部会・議論の整理」に対し意見提出 12 財務省の「法人企業統計調査調査項目案」に対し意見提出 12 「株式価値向上に向けた取り組みについて」公表 12 規制改革・民間開放推進会議の「全国規模の規制改革・民間開放要望」に対する各省庁からの回答に対し意見提出 12 金融庁の「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令等」(案)に対し意見提出(保険商品の価格の弾力化) 12 法務省の「会社法施行規則案」に対し意見提出			
平成18(2006)	1 新年賀詞交歓会開催 1 内閣官房の「公益法人制度改革(新制度の概要)」に対し意見提出 1 金融庁の「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)に対し意見提出 1 金融庁の「保険業法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(案)、保険業法施行令の一部を改正する政令(案)及び保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令(案)等」に対し意見提出(少額短期保険業関係) 2 「適切な保険金等の支払管理態勢の確立のための取り組みについて」公表 2 企業会計基準委員会の「四半期財務諸表の作成基準に関する論点の整理」に対し意見提出 3 金融庁の「保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令(案)等」に対し意見提出(第三分野の責任準備	4 クレディ・スイス生命、ウィンタートウル・スイス生命に改称 9 「株式会社かんぽ生命保険」の準備会社である「株式会社かんぽ」を設立	1 金融庁・総務省、「日本郵政公社の業務等の承継に関する基本計画」公表 1 金融審議会、金融分科会第二部会報告「信託法改正に伴う信託業法の見直しについて」公表 2 内閣府、「金融商品・サービスに関する特別世論調査」の概要公表 2 金融庁、「保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令(案)」等を公表(第三分野の責任準備金等ルール整備関係) 2 金融庁、「少額短期保険業者向けの監督指針」(案)公表 2 金融庁、「会社法及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う保険業法施行規則(案)等」公表 2 金融庁、「保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令等」(案)公表(損害保険会社におけるIBNR備	1 生保文化センター、「生命保険の契約にあたっての手引」公表 1 損保協会、「損害保険の契約にあたっての手引」公表 1 ACCJ(在日米国商工会議所)、金融庁の「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)に対し意見提出 1 ACCJ(在日米国商工会議所)、金融庁の「保険業法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(案)、保険業法施行令の一部を改正する政令(案)及び保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令(案)等」に対し意見提出(少額短期保険業関係) 3 日本アクチュアリー会、「生命保険会社の保険計理人の実務基準」の改正案公表(最低保証のある変額年金保険等への対応) 3 損保協会、「契約概要・注意喚起情報に関するガイド

年	協会	業界	行政	関連事項
平成18	金等ルール整備関係)		金の積立ルール整備等)	ライン」公表
(2006)	3 「契約概要作成ガイドライン」および「注意喚起情報作成ガイドライン」公表		2 金融庁、「保険会社向けの総合的な監督指針」を一部改正（保険契約の販売・勧誘時に説明すべき重要事項の明確化、適正な広告表示、等）	4 日本アクチュアリー会、「生命保険会社の保険計理人の実務基準」の改定を公表
	3 金融庁の「保険業法施行規則（案）」に対し意見提出(会社法関係)		2 金融庁、「保険会社向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）公表（取締役の資質規定、等）	5 日本経団連、「産業界・企業における少子化対策の基本的取り組みについて」公表
	3 金融庁の「少額短期保険業者向けの監督指針（案）に対し意見提出		3 金融庁、保険商品の販売勧誘のあり方に関する検討チーム、「中間論点整理～適合性原則を踏まえた保険商品の販売・勧誘のあり方～」公表	5 損保協会、2006年全米保険法案に関するステートメント発表
	3 金融庁の「金融機関等からの業務の委託を受けた者に対する検査について（案)」に対し意見提出		3 金融庁、「金融機関等から業務の委託を受けた者に対する検査について（案)」公表	6 トータル・ライフ・コンサルタント（TLC）会、設立35周年記念大会、第35回定時総会開催
	3 全国地方事務局長会議開催		3 金融庁、「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）公表（保険会社における保険金等支払管理態勢の改善・整備にあたっての着眼点の明確化等）	6 日本経団連、「2006年度日本経団連規制改革要望―競争力と活力ある経済・社会の構築に向けて―」公表
	3 日本経団連の「2006年度規制改革要望に関する調査」に対し意見を提出		3 金融庁、監督指針・事務ガイドラインにおける審査基準・処分基準についてを公表	6 ACCJ（在日米国商工会議所)、ACLI（米国生命保険協会）他７つの団体で構成される国際的な業界の連盟が日本の郵政民営化実施にあたり平等な競争条件を金融庁、総務省に要求
	5 金融庁の「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に対し意見提出		3 金融庁、「金融機関のCSR事例集」公表	7 ACCJ（在日米国商工会議所)、金融庁の「金融コングロマリット監督指針の一部改正（案)」に対し意見提出
	5 IASB（国際会計基準審議会）のディスカッション・ペーパー「財務会計の測定基礎―当初認識時の測定」に対し意見提出		3 政府、「規制改革・民間開放推進３か年計画（再改定)」閣議決定	7 ACCJ（在日米国商工会議所)、「日本の退職者のために充実した確定拠出年金制度改革」を日本政府に対し要望
	5 IAIS(保険監督者国際機構)の「保険負債ペーパーⅡ(案)」に対し意見提出		4 金融庁、「公益通報窓口及び相談窓口の設置について」公表	7 厚生労働省、平成17年簡易生命表公表
	6 「生命保険料控除制度に関するアンケート活動」実施（６月19日～７月３日）		4 金融庁、「金融改革プログラム」の進捗状況公表	7 第10回アジア―太平洋リスク・保険学会（APRIA）東京大会開催（於・明治大学）
	6 金融庁の「保険会社に係る検査マニュアル」改訂案に対し意見提出		4 金融庁、「保険会社向けの総合的な監督指針」を一部改正（価格変動準備金の取崩し、等）	7 第23回東アジア保険会議（EAIC）開催（於・バンダル・セリ・ベガワン（ブルネイ)）
	6 金融庁・総務省の「郵政民営化法施行令の一部を改正する政令案」および「郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令案」に対し意見提出		4 金融庁、「金融庁における業務・システム最適化計画」公表	8 日本アクチュアリー会、「標準生命表」改定案公表
	6 平成18年度規制改革要望を規制改革・民間開放推進会議あて提出		4 金融庁、「金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況等」公表	8 ACCJ（在日米国商工会議所)、ACLI（米国生命保険協会)、日本郵政株式会社の「日本郵政公社業務等の承継に関する実施計画の骨格」に対し懸念を表明
	7 IASB（国際会計基準審議会）のIAS 1「財務諸表の表示」の改訂公開草案に対し意見提出		4 金融庁、「保険会社向けの総合的な監督指針」を一部改正（第三分野の責任準備金積立ルール等の整備）	9 生保文化センター、「平成18年度生命保険に関する全国実態調査（速報版)」公表
	7 第44代会長に斎藤勝利第一生命社長就任		5 金融庁、「会社法及び会社法の施行に伴う関係法律の	
	7 金融庁の「従属業務子会社の収入依存度規制に関する告示改正案・保険業法施行規則改正案」に対し意見提出			
	7 IAIS(保険監督者国際機構)			

年	協会	業界	行政	関連事項
平成18(2006)	の「保険会社のソルベンシー評価のためのIAISの共通構造（案）」に対し意見提出 7 IAIS（保険監督者国際機構）の「資産負債管理に関する監督基準（案）」および「同論点書（案）」に対し意見提出 7 IAIS（保険監督者国際機構）の「生命保険会社のための技術的リスクとパフォーマンスに関する開示基準（案）」に対し意見提出 7 日本郵政株式会社の「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画の骨格」について意見表明 8 「『平成18年度全国規模の規制改革・民間開放要望』に対する各省庁の第一次回答」に係る意見照会について、規制改革・民間開放推進会議に対し意見提出 8 韓国研修団来会 9 「平成19年度税制改正に関する要望書」を関係方面に提出 9 「生命保険料控除制度に関するアンケート」集計結果公表（123万9,934件の回答） 9 第1回少額短期保険募集人試験実施 9 「消費者信用団体生命保険の実務運営に関するガイドライン」公表 10 「消費者信用団体生命保険に係る適切な業務運営と消費者の理解促進のための取組み」（貸金業の団体に対する申入れ・消費者信用団体生命保険専用ページの設置・相談対応の強化）を実施 10 平成18年度規制改革要望」（修正版）を規制改革・民間開放推進会議あて提出 10 国民生活審議会個人情報保護部会の「個人情報保護に関する主な検討課題」に対し意見提出 10 「NPO法人ひょうご消費者ネット」からのクーリング・オフ制度に関する申入れに対し回答 11 渡邉光一郎一般委員長、郵政民営化委員会で郵便貯金銀行・郵便保険会社の新規事業に対する考え方を説明		整備等に関する法律等の施行等に伴う各監督指針及び事務ガイドライン」等を一部改正 5 総務省、「郵便局株式会社法施行規則案『郵便局株式会社法第5条（郵便局の設置）関係』」公表 5 金融庁、「保険会社に係る検査マニュアル」改訂案公表 5 金融庁、「郵政民営化法施行令の一部を改正する政令案」および「郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令案」公表 6 金融庁、「保険会社向けの総合的な監督指針」を一部改正 6 金融庁、保険商品の販売勧誘のあり方に関する検討チームの「最終報告～ニーズに合致した商品選択に資する比較情報のあり方～」公表 6 金融庁、「金融コングロマリット監督指針の一部改正（案）」公表 6 金融庁、「保険会社に係る検査マニュアル」改訂 7 金融庁、「オフサイト検査モニターの集計結果」公表 7 内閣府、「規制改革・民間開放の推進のための重点検討事項に関する中間答申」公表 7 金融庁、「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等を公表 8 金融庁、「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行令・同施行規則の一部を改正する政令（案）・命令（案）」公表 8 金融庁、「平成19年度税制改正要望」公表 9 金融庁、「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画の作成について（追加）」等を公表 9 第20回金融審議会総会・第8回金融分科会開催 9 第150回法制審議会総会開催、保険法の見直しに関し法務大臣より諮問	9 ACCJ（在日米国商工会議所）、共済と民間保険競合者の間に平等な競争環境を確立するよう、日本政府に対し要望 9 日本経団連、「平成19年度税制改正に関する提言」公表 9 損保協会、「損害保険の保険金支払に関するガイドライン」公表 9 日本アクチュアリー会、「標準生命表2007」公表 10 生保文化センター、「生命保険の契約にあたっての手引」の内容を一部改訂 10 国民生活センター、個人情報の利用と生命保険契約にかかわるトラブルに関する助言を公表 10 第13回IAIS（保険監督者国際機構）年次会合開催（於・北京、21日まで） 11 日本経団連、規制改革要望項目一覧を規制改革・民間開放推進室あて提出 12 生保労連、「生保税制の拡充に向けた総決起集会」開催 12 生保文化センター、設立30年記念「この10年のあゆみ」を刊行 12 生保文化センター、平成18年度「生命保険に関する全国実態調査」報告書公表 12 損保協会、「保険金の請求から受け取りまでの手引」公表 12 損保協会、「募集文書等の表示に係るガイドライン」公表

年	協会	業界	行政	関連事項
平成18(2006)	11 斎藤会長、衆議院財務金融委員会で消費者信用団体生命保険に対する考え方を説明 11 「生命保険業界の環境問題における行動指針」および「生命保険業界の環境行動計画」策定 12 政府税制調査会の「平成19年度の税制改正に関する答申」に対し意見表明 12 規制改革・民間開放推進会議の「全国規模の規制改革・民間開放要望に対する各省庁からの回答」に対し意見提出 12 厚生労働省の「生協制度見直し検討会取りまとめ(案)」に対し意見提出 12 「株式価値向上に向けた取り組みについて」公表 12 中小企業庁の「中小企業等協同組合法施行規則の全部を改正する省令案」に対し意見提出 12 企業会計審議会の「四半期レビュー基準の設定について(公開草案)」に対し意見提出 12 企業会計審議会の「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実務基準(公開草案)」に対し意見提出 12 企業会計基準委員会の「四半期財務諸表に関する会計基準(案)」等に対し意見提出		9 金融庁、「消費者信用団体生命保険への対応」公表 10 金融庁、「消費者信用団体生命保険の調査結果」公表 10 金融庁、「標準責任準備金の積立方式及び計算基礎率を定める件の一部改正に関する告示(案)」公表 10 金融庁、「利用者の満足度向上に向けた各金融機関の取組み(平成17年度)」公表 10 金融庁、「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等を公表 11 金融庁、「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」等の取扱い公表 11 金融庁、公開草案「四半期レビュー基準の設定について」公表 11 金融庁、公開草案「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」公表 11 内閣府、「個人情報保護に関する世論調査」結果公表 11 金融庁、「船主相互保険組合法施行規則等の一部を改正する内閣府令案」公表 11 金融庁、「消費者信用団体生命保険の再調査結果」公表 11 内閣府、「消費者契約法の一部を改正する法律に係る政令・施行規則・ガイドライン(案)」公表 11 内閣府、「規制改革・民間開放集中受付月間」(6月1日～6月30日)の取組結果公表 11 第1回法制審議会保険法部会開催(20年1月まで) 12 金融庁、「保険会社向けの総合的な監督指針」および「少額短期保険業者向けの監督指針」の一部改正(案)公表 12 金融庁、「半期報告書の作成・提出に際しての留意事項(平成18年9月中間期版)」公表 12 与党、「平成19年税制改正大綱」とりまとめる	
平成19(2007)	1 新年賀詞交歓会開催 1 IAIS(保険監督者国際機構)の「保険会社のソルベンシ		1 厚生労働省、「生協制度見直し検討会」の報告書公表 1 第1回規制改革会議開催	1 ACCJ(在日米国商工会議所)、金融庁の「保険会社向けの総合的な監督指針」

年	協　　会	業　　界	行　　政	関 連 事 項
平成19 (2007)	一評価のためのIAISの共通構造（案）」に対し意見提出 1　金融庁の「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に対し意見提出 1　総務省の「住民票の写しの交付制度等のあり方に関する検討会報告書（素案）」に対し意見提出 1　郵政民営化委員会の「郵便貯金銀行及び郵便保険会社の新規業務の調査審議に関する所見」に対し意見提出 1　クーリング・オフ制度に関するNPO法人ひょうご消費者ネットからの再度の申入れに対し回答 2　「契約概要作成ガイドライン」および「生命保険商品に関する適正表示ガイドライン」を一部改正 2　ベトナムのニン財務大臣、バン証券委員会委員長等が来会 2　渡邉光一郎一般委員長、「郵政民営化委員会で郵便貯金銀行及び郵便保険会社の新規業務の調査審議に関する所見」に対する考え方を説明 3　全国地方事務局長会議開催 3　中小企業庁の「事業協同組合等の共済事業に関する指導監督等に当たっての留意事項について（案）」に対し意見提出 4　日本経団連の「2007年度『規制改革要望に関する調査』へのご協力方のお願い」に対し規制改革要望を提出 4　金融庁の「保険業法施行令の一部を改正する政令(案)」および「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令(案)」に対し意見提出 4　日本郵政公社の「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画」（概要）に対し意見表明 5　金融庁の「信託法及び信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う金融庁関係政令等の整備に関する政令（案）」および「信託業法施行規則等の一部を改正する内閣府令		2　金融庁、「生命保険会社の保険金等の支払状況に係る実態把握」について、生命保険会社全社に対し報告を徴求 2　金融庁、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（企業会計審議会意見書）」公表 2　金融庁、「保険会社向けの総合的な監督指針」および「少額短期保険業者向けの監督指針」の一部改正公表 3　金融庁、「利用者満足度アンケート」のとりまとめ結果を公表 3　金融庁、企業会計審議会の「四半期レビュー基準の設定に関する意見書」公表 3　金融庁、「金融改革プログラム」の終了にあたっての所感及び進捗状況を公表 3　金融庁、「保険業法施行令の一部を改正する政令(案)」および「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（案)」等を公表 4　金融庁、「信託法及び信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う金融庁関係政令等の整備に関する政令（案)」および「信託業法施行規則等の一部を改正する内閣府令等（案)」公表 4　金融庁、「保険会社に係る検査マニュアル」の英語版を公表 4　金融庁、「保険会社向けの総合的な監督指針」および「少額短期保険業者向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）公表 4　金融庁、金融商品取引法制に関する政令案・内閣府令案等を公表 5　金融庁、「保険会社向けの総合的な監督指針」および「少額短期保険業者向けの監督指針」の一部改正（案）公表 5　金融庁、「証券取引法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係内閣府令案」	および「少額短期保険業者向けの監督指針」の一部改正（案）に対し意見提出 1　ACLI（米国生命保険協会)、郵政民営化委員会の「郵便貯金銀行及び郵便保険会社の新規業務の調査審議に関する所見」に対し意見提出 1　経済同友会、郵政民営化委員会の「郵便貯金銀行及び郵便保険会社の新規業務の調査審議に関する所見」に対し意見提出 2　日本アクチュアリー会、「生命保険会社の保険計理人の実務基準」を改定し公表 3　厚生労働省、第20回完全生命表公表 3　日本公認会計士協会、「中間財務諸表等における税効果会計に関する実務指針」の改正案公表 3　日本経団連、提言「少子化問題への総合的な対応を求める」公表 3　国民生活センター、消費生活相談の事例から見た消費者契約法の問題点と課題（中間整理）公表 3　企業会計基準委員会、「四半期財務諸表に関する会計基準」および「同会計基準の適用指針」公表 4　日本公認会計士協会、「生命保険相互会社における監査報告書の記載文例について」および「生命保険会社における中間監査報告書の文例について」の改正案公表 4　経済同友会、提言「活力ある経済社会を支える社会保障制度改革」公表 5　日本公認会計士協会、「生命保険相互会社における監査報告書の記載文例について」および「生命保険会社における中間監査報告書の文例について」の改正公表 5　IASB（国際会計基準審議会）が保険契約のための会計の強化案に関する公開協議を開始 5　全銀協、「『保険会社向けの総合的な監督指針』及び『少額短期保険業者向けの監督指針』の一部改正(案)」

年	協会	業界	行政	関連事項
平成19	等（案）」に対し意見提出		公表	に対し意見書公表
(2007)	5 IASB（国際会計基準審議会）の「公正価値測定のディスカッション・ペーパー」に対し意見提出		5 金融庁、「行政処分事例集」の更新を公表	5 IAIS（保険監督者国際機構）、「保険における詐欺の防止、摘発および是正についての調査報告書」公表
	5 金融庁の「保険会社向けの総合的な監督指針」の改正案に対し意見提出		6 金融庁、「金融持株会社に係る検査マニュアル」の改訂（案）公表	5 経済同友会、「CSRイノベーション―事業活動を通じたCSRによる新たな価値創造―日本企業のグッド・プラクティス2007」公表
	5 金融庁の「金融商品取引法制に関する政令案・内閣府令案等」に対し意見提出		6 金融庁、クレディ・アグリコル生命に対し、生命保険業の免許を付与	6 生保文化センター、「生命保険の契約にあたっての手引」を一部改訂
	5 「生命保険契約に係るいわゆるプロ・ラタ主義に関する海外調査報告書」発行		6 金融審議会金融分科会「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ」の「中間論点整理（第一次）」公表	6 損保協会、「第三分野商品に関するガイドライン」作成
	6 金融庁の「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正案に対し意見提出		7 金融庁、「保険会社向けの総合的な監督指針」および「少額短期保険業者向けの監督指針」を一部改正	7 厚生労働省、企業年金制度の施行状況の検証結果公表
	6 「行動規範の見直し」公表		7 金融庁、「オフサイト検査モニターの集計結果」公表	7 厚生労働省、平成18年簡易生命表公表
	6 「適切な保険金等の支払管理態勢の確立のための取組み～自主ガイドラインの改正について～」公表		7 金融庁、「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等を公表	7 第1回「保険商品の比較に関する自由討論会」開催（於・損保協会）
	6 「苦情情報等の更なる活用に向けた取組み」公表		8 金融庁、「認定投資者保護団体についての指針（案）」公表	7 損保協会、「高齢者向けガイドブック」および「聴覚障害者向けDVD」作成
	6 「社団法人　生命保険協会SR報告書2007」発行		8 金融庁、金融商品取引法制に関する内閣府令等（追加分）を公表	7 ACCJ（在日米国商工会議所）、農林水産省の「共済事業向けの総合的な監督指針の一部改正（案）」に対し意見提出
	6 金融庁の「証券取引法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係内閣府令案」に対し意見提出		8 金融庁、「保険会社向けの総合的な監督指針」および「少額短期保険業者向けの監督指針」の一部改正公表	7 ACCJ（在日米国商工会議所）、金融庁の「日本郵政株式会社が銀行持株会社等である場合の届出に関する手続等を定める内閣府令（案）」等に対し意見提出
	6 平成19年度規制改革要望を規制改革会議あて提出		8 法務省、「保険法の見直しに関する中間試案」を公表し意見募集（パブリックコメント）	8 企業会計基準委員会とIASB（国際会計基準審議会）が2011年までに会計基準のコンバージェンスを達成する「東京合意」公表
	7 第45代会長に岡本圀衛日本生命社長就任		8 金融庁、「証券取引法等の一部を改正する法律」の施行等に伴う関係ガイドライン（案）公表	9 日本経団連、「平成20年度税制改正に関する提言」公表
	8 「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令案」に係る意見照会について、日本経団連に対し意見提出		8 金融庁、「平成20年度税制改正要望」公表	9 第2回「保険商品の比較に関する自由討論会」開催（於・当協会）
	8 「平成19年度全国規模の規制改革要望に対する各省庁の第一次回答」に係る意見照会について、規制改革会議に対し意見提出		9 金融庁・総務省、「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画」を認可	10 国民生活センター、「高齢者金融取引110番」実施結果公表
	8 金融庁の「貸金業の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）」および「貸金業の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」に対し意見提出		9 金融庁、「郵政民営化法等の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令」等を公表	10 IAIS（保険監督者国際機構）、2007年度年次会合開催（於・米国）
	9 「生命保険料控除制度に関するアンケート」実施		9 金融庁、「郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令の一部を改正する命令」公表	11 国民生活センター、消費者契約法に関連する消費生活相談および裁判の概況等を
	9 企業会計基準委員会の「金融商品に関する会計基準（案）」および「金融商品の時価等の開示に関する適用		9 金融庁、「保険業法施行令第四十条第一号等の規定に	

年	協　会	業　界	行　政	関連事項
平成19	指針（案）」に対し意見提出		基づき、生命保険募集人に	公表
(2007)	9 金融庁・総務省の「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画の認可」に対し意見表明		係る制限が適用されない場合等を定める件等の一部を改正する件」公表	11 企業会計基準委員会、IASB（国際会計基準審議会）のディスカッション・ペーパー「保険契約に関する予備的見解」に対するコメントを公表
	9 法務省の「保険法の見直しに関する中間試案」に対し意見提出		10 金融庁、「金融機関における個人情報保護に関するQ＆A」公表	
	9 金融庁の「証券取引法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係ガイドライン（案）」に対し意見提出		10 金融庁、保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令（案）公表	11 日本経団連、規制改革要望項目一覧を規制改革推進室あて提出
	9 「平成20年度税制改正に関する要望書」を関係方面に提出		10 金融庁、「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等を公表	11 第28回近畿弁護士会連合会大会シンポジウム第1分科会「保険契約における消費者主権の確立～保険法改正に対する立法提言に向けて～」開催
	9 企業会計基準委員会の「過年度遡及修正に関する論点の整理」に対し意見提出		11 金融庁、「貸金業の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）」および「貸金業の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」に対するパブリックコメントの結果等を公表	12 生保文化センター、「平成19年度生活保障に関する調査」の結果公表
	9 中国国務院発展研究センター金融研究所訪日団来会			12 生保文化センター、「生命保険を契約している皆さまへ保険金・給付金の請求から受取りまでの手引」公表
	9 金融庁より、金融商品取引法に基づく「認定投資者保護団体」として認定		11 内閣府、「規制改革集中受付月間（6月1日～6月29日）の取組結果」公表	
	10 第一フロンティア生命、かんぽ生命入会		11 金融庁、銀行等による保険販売の全面解禁に伴う所要の手当てについて、「保険業法施行規則の一部改正（案）」およびこれに伴う「金融庁告示（案）」並びに「銀行法施行規則等の一部改正（案）」「保険会社向けの総合的な監督指針の一部改正（案）」を取りまとめ公表	
	10 金融商品取引法施行に伴い、新たに「市場リスクを有する生命保険の募集に関するガイドライン」および「契約締結前交付書面作成ガイドライン」を作成、現行の「生命保険商品に関する適正表示ガイドライン」を一部改正		11 金融庁、「半期報告書の作成・提出に際しての留意事項について（平成19年9月中間期版）」公表	
	10 第1回生命保険支払専門士試験		11 金融庁、「利用者の満足度向上に向けた各金融機関の取組みについて（平成18年度）」公表	
	11 クレディ・アグリコル生命入会		11 金融庁、「保険契約の募集用の資料等の適切な表示の確保について」公表	
	11 「平成19年度規制改革要望」（修正版）を規制改革推進室あて提出		11 政府税制調査会、「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」公表	
	11 「生命保険料控除制度に関するアンケート」集計結果公表（129万5,115人から回答）		11 金融庁、「金融市場戦略チーム」の「第一次報告書」公表	
	11 IASB（国際会計基準審議会）のディスカッション・ペーパー「保険契約に関する予備的見解」に対し意見提出		12 法務省、「保険法の見直しに関する中間試案」に関する意見募集の結果公表	
	11 政府税制調査会の「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」に対し意見表明		12 与党、「平成20年度税制改正大綱」とりまとめる	
	12 警察庁の「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令案」に対し意見提出		12 金融庁、「金融審議会第一	
	12 規制改革会議の「全国規模			

年	協　会	業　界	行　政	関連事項
平成19 (2007)	の規制改革要望に対する各省庁からの回答」に対し意見提出 12 「株式価値向上に向けた取り組みについて」公表		部会報告」等を公表 12 金融庁、「金融審議会第二部会報告」公表 12 金融庁、「保険会社向けの総合的な監督指針」、「少額短期保険業者向けの監督指針」、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）公表 12 金融庁・総務省、株式会社ゆうちょ銀行および株式会社かんぽ生命保険における新規業務の認可を公表 12 金融庁、銀行等による保険募集の全面解禁に伴う所要の手当てを公表 12 金融庁、銀行等による保険募集の全面解禁を公表 12 金融庁、「金融・資本市場競争力強化プラン」公表	
平成20 (2008)	1 新年賀詞交歓会開催 1 金融庁の「保険会社向けの総合的な監督指針の一部改正（案）」に対し意見提出 1 金融庁の「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」に対し意見提出 2 内閣府の「個人情報の保護に関する基本方針の一部改正（案）」に対し意見提出 3 金融庁の「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」等に対し意見提出 3 金融庁の「銀行等による保険販売の全面解禁等に伴う検査マニュアルの一部改訂（案）」に対し意見提出 3 「特定保険業者に対する生命保険協会としての取組み」公表 3 「読み聞かせによる“家族のきずな”推進活動」の実施を公表 3 全国地方事務局長会議開催 3 公益認定等委員会の「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）案」等に対し意見提出	1 ウィンタートウル・スイス生命、アクサフィナンシャル生命に改称 2 共栄火災しんらい生命、フコクしんらい生命に改称 2 日本生命、かんぽ生命、両社の業務提携に関する合意を公表	1 法制審議会保険法部会、「保険法の見直しに関する要綱案」をとりまとめる 2 金融庁、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の一部改正（案）」公表 2 金融庁、「ソルベンシー・マージン比率の見直しの骨子（案）」公表 2 金融庁、「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」等を公表 2 金融庁、「金融審議会金融分科会第二部会報告～保険法改正への対応について～」等を公表 2 金融庁、「銀行等による保険販売の全面解禁等に伴う検査マニュアルの一部改訂（案）」公表 2 法制審議会、「保険法の見直しに関する要綱」を法務大臣あて答申 2 第22回金融審議会総会・第10回金融分科会合同会合開催 2 金融庁、「金融検査マニュアルの一部改訂（案）」公表（保険検査マニュアル付属資料「信用リスク検査用マニュアル」についても、同様の見直しを実施） 2 国税庁、「法人が支払う長期平準定期保険等の保険料の取扱いについて」の一部改正（案）に対する意見公募の結果および同法令解釈	1 生保文化センター、「イラストでわかる生命保険の基本書『ほけんのキホン』」発行 1 第3回「保険商品の比較に関する自由討論会」開催（於・損保協会） 2 企業会計基準委員会、ASBJ Newsletterの創刊第1号発行 2 日証協、「証券業界の環境問題に関する行動計画」等を公表 2 大阪弁護士会、「保険法・保険業法の改正と消費者問題について考えるシンポジウム」開催 3 日本公認会計士協会、「銀行等金融機関における財務報告に係る内部統制の監査の留意事項（中間報告）」公表 3 日本公認会計士協会、「銀行等金融機関の四半期レビューに関する実務指針」（公開草案）公表 3 損保協会、「約款のわかりやすさ向上ガイドライン」策定 3 損保協会、損害保険募集人の資質の向上を目指した「保険商品教育制度」の構築を公表 3 日本保険学会の機関誌「保険学雑誌」600号発行

年	協　会	業　界	行　政	関連事項
平成20 (2008)			通達の一部改正公表 2　金融庁、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の全面的な施行等に伴う各監督指針の一部改正」公表 3　金融庁、「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を国会あて提出 3　金融庁、アリアンツ生命に対し生命保険業の免許を付与 3　金融庁、「特定保険業者に関する移行期間終了に伴う監督上の留意事項」公表 3　金融庁、「内部統制報告制度に関する11の誤解」等を公表 3　金融庁、「金融検査マニュアル」「保険検査マニュアル」を一部改訂 3　金融庁、新EDINETシステムを稼動 3　金融庁、「保険会社向けの総合的な監督指針」等を一部改正 6　「保険法」公布	

あとがき

協会会長室には、歴代の会長を見守ってきた阿部泰蔵初代会長の胸像がある。協会発足に至るプロセスは今なお熱くドラマティックである。明治30年１月の営業税法施行に際し、責任準備金を資産の一部として課税するという考えが示され、生保経営上の重大問題と捉え、連合一致の努力を重ねる想いが嚆矢となっている。その努力が実を結び、明治35年には責任準備金は課税対象から外された。また、明治31年には、商法修正案が帝国議会に提出される等個社のみでは律しきれない大きなうねりを感じた業界首脳は、同年５月18日「生命保険談話会」を22社にて発足させ、今なお語り継がれる協会の前身としての極めて重要な組織の誕生を見るに至る。明治38年５月「生命保険会社協会」発足、そして「社団法人生命保険会社協会」となった明治41年12月７日を現協会誕生の日としている。

また、明治41年３月には「保険官営建議案」に反対の大論陣を張り、衆議院委員会にて否決・廃案に追い込んでいる。しかもこの間に協会会館建築の動きも並行させ、その実現に奔走し、大正元年11月、日銀本店、東京駅等数々の名建築を手がけた辰野金吾（工学博士、東京帝国大学工科大学長、建築学会会長等を歴任）氏設計による協会会館の完成を見ることとなる。阿部初代会長を中心に全社一丸となって業界発展の礎を築くため奔走した先人達の努力の姿が当時の写真と共に鮮明な輝きを放っている。

社団法人生命保険会社協会設立より100年史編纂に当たり改めて諸先輩方の業界発展を願う熱い情熱と将来を見通す慧眼に敬意の念を禁じ得ない。

100年の歴史は、序編にある通りであるが、特にこの直近の10年の激動は記憶がすぐにも蘇る程鮮明な事象が多い。いわゆるバブル崩壊による生保会社の相次ぐ破綻と再生、セーフティネットとしての生命保険契約者保護機構の設立、少額短期保険会社の設立、民営化したかんぽ生命の協会加盟、銀行窓販の全面解禁へのステップ、さらには正に100年ぶりの保険法改正。直近の平成20年12月には生命保険料控除制度の抜本的見直し（所得税控除限度額10万円から12万円へのアップ）が与党税制改正大綱に盛り込まれるというトピックス等々枚挙にいとまがない。また、100周年記念事業としての「家族のきずな絵本コンテスト」も成功裡に終わり、次年度以降も続ける方向となった。このように直近10年の流れは、100年を節目に次への大きな胎動を感ぜずにはいられない。

一方、ここ３年間にわたり保険金等支払い問題に関し、お客さまの信頼を損なう事態を招いたことは再発防止への徹底した不断の取組みはもちろん、業界に働く者全員が真摯に反省し、決して次の世代へ引き継がないと誓うべき事象である。

こうした歴史を記録にとどめ、次の100年に引き継ぐ参考文献にすべく100年史編纂事業は始った。平成18年４月に協会内に百年史編集プロジェクトを発足させ、刊行に向け努力を重ねてきた。協会メンバーは云うに及ばず現会長会社（明治安田生命）をはじめ、直近の会長会社（日本生命、第一生命、住友生命）の調査部門の方々には心からの助言及び意見等をいただき深甚の感謝の意を表したい。

平成20年９月のリーマンショックに端を発した米国発の金融危機の震度は世界中の想像を遥かに超える状況を呈し、先行き不透明な時代に突入しグローバルかつスピード感をもった政策対応が望まれている。そんな時代だからこそ、100年に亘り先輩諸氏がそして我々が常に視座に置いてきた「お客さまを守り、お客さまと共に在る」という生保業界の使命を年史の中から読み取り、次の100年への一助となれば幸いである。

平成21年３月

棚瀬　裕明

（百年史編集プロジェクト プロジェクト・リーダー）

百年史編集プロジェクト

プロジェクトリーダー	棚瀬　裕明	理事事務局長（平成18年７月～）
	竹之内洋右	理事事務局長（平成18年４月～７月）
委　　員	石井　隆　小野惠司　久保田英三　熊田福寿　酒巻宏明　佐野　徹	
	須田　猛　竹中　肇　椿　雅実　長幡好雄　三井英明　宮崎卓浩	
	宮崎光明　森田岩男　山下俊章　横井裕之	

生命保険協会百年史

平成21年３月発行

編集・発行　社団法人　生命保険協会
東京都千代田区丸の内３丁目４番１号
TEL　03(3286)2727

制作協力　株式会社DNP年史センター

印　　刷　大日本印刷株式会社
東京都新宿区榎町７番地